平成 30 年度

外務省政策評価書

平成 30 年８月

外　務　省

目　　次

［概 要］ 1

平成 30 年度政策評価の概要 3

［実施計画に基づく事後評価］ 41

基本目標Ⅰ　地域別外交 43
施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング） 45
施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング） 97
施策Ⅰ－３　中南米地域外交（モニタリング） 117
施策Ⅰ－４　欧州地域外交（モニタリング） 131
施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング） 173
施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交（モニタリング） 195

基本目標Ⅱ　分野別外交 209
施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組 211
施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組 317
施策Ⅱ－３　国際法の形成･発展に向けた取組 373
施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 397

基本目標Ⅲ　広報，文化交流及び報道対策 407
施策Ⅲ－１　国内広報･海外広報･IT 広報･文化交流･報道対策 409

基本目標Ⅳ　領事政策 471
施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング） 473

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備･強化 499
施策Ⅴ－１　外交実施体制の整備･強化（モニタリング） 501
施策Ⅴ－２　外交情報通信基盤の整備･拡充（モニタリング） 511

基本目標Ⅵ　経済協力 517
施策Ⅵ－１　経済協力 519
施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組 553

基本目標Ⅶ　分担金･拠出金 575
施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 577
施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 585
施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 597

政府開発援助に係る未着手・未了案件 611

［事前評価］（参考） 631
29 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表 633

［概　要］

平成 30 年度政策評価の概要

１　はじめに

外務省の任務は，平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ，国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること(外務省設置法第３条)です。平成29年度においても限られた投入資源(予算,定員)を効果的･効率的に活用し，与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は，当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお，別冊となる平成30年度外務省政策評価事前分析表において，本書の政策評価を踏まえた平成30年度目標等を設定しています。

２　外務省の政策評価

(１)政策評価制度の導入

外務省は，平成 13 年６月制定，平成 14 年４月１日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下，政策評価法)により各府省が自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられたことを受け，平成 14 年度から政策評価を実施しています。

(２)政策評価の実施体制

ア　施策所管部局

外務省が行う政策評価では，個別の施策を所管する各部局が，毎年度の実施計画に基づき，それぞれの部局が担当する施策について自己評価を行います。施策所管部局は，取組実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ，目標に向けた進捗状況を中心に分析，評価します。

イ　評価の総合審査

大臣官房総務課，考査・政策評価室，会計課，総合外交政策局総務課及び政策企画室が，施策所管部局が実施した評価に対する総合的な審査を行います。

ウ　学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では，各府省の自己評価が原則となっていますが，同法第３条第２項で，政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため，学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省では，学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして，平成 15 年度から政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザリー・グループ(AG)」を設置しています。AG からは，外務省の評価方法の適正性や基本的な方針などの策定・改定及び評価結果について意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても，平成 30 年１月及び６月に AG 会合を開催し，評価書の形式，記述のあり方，評価内容等について所見を述べていただくとともに，AG メンバーに対し各施策の評価の妥当性等についての所見の執筆を求め，同所見を評価書に掲載しています(下記６参照)。

AG メンバーは以下のとおりです。

秋月　謙吾	京都大学大学院法学研究科　教授
遠藤　乾	北海道大学大学院公共政策学連携研究部　教授
神保　謙	慶應義塾大学総合政策学部　教授
南島　和久	新潟大学法学部　教授
福田　耕治	早稲田大学政治経済学術院　教授
山田　治徳	早稲田大学政治経済学術院　教授

３　平成 30 年度政策評価の枠組み及び実施要領

この政策評価は，政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度，以下「基本計画」），「平成 30 年度外務省政策評価実施計画」（計画期間：平成 30 年４月１日～平成 31 年３月 31 日，以下「実施計画」）等に基づいて実施されています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は以下のとおりです。

（１）評価の実施サイクル

外務省では，政策評価体系において７つの基本目標の下に 19 の施策を設定し，以下ア～ウのサイクルで評価を実施しています。平成 30 年度は 10 施策について評価を実施しました。

ア　施策を２つのグループに分け，一方のグループの施策について基本的に２年に１度，過去２年間の実績をもとに評価。

イ　もう一方の当該年度に評価を実施しないグループの施策については，過去１年間の実績を測定（モニタリング）し，翌年度に２年間分の実績をもとに評価。

ウ　基本目標Ⅶの下に掲げる３施策（分担金・拠出金）については，毎年度評価を実施（以下（５）参照）。

（２）客観的な評価のための測定指標の設定及び達成状況の判定

評価の客観性を高めるため，定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが，その多くは多面的な外交政策の一側面を示すにとどまります。このため，定性的な測定指標を中心としつつ，各施策の進捗状況に関するより客観的な評価が可能となるよう，年度ごとに目標を達成できたか否かを判断しやすい具体的な目標の設定に努めました。

また，評価に際しては，国際情勢の変化の影響を受けやすいなどの外交政策の特性も踏まえ，定性的，定量的いずれの指標についても，年度ごとの具体的な目標に照らしてどの程度目標を達成できたかとともに，国際情勢や関係国の動向等も勘案して十分な成果が得られているかも含め，厳しい目で評価を行いました。その根拠となる主な実績や理由等については「施策の進捗状況・実績」や「施策の分析」に具体的に記載するよう努めました。

（３）評価結果の判定方法

ア　施策毎に設定した測定指標について，年度目標の平成 28・29 年度それぞれの達成状況（以下（ア）の小文字）及び年度目標の２年度分の達成状況（以下（ア）の大文字）を以下（ア）の判定基準に沿って５区分で表示しています。年度目標の各年度の達成状況の判定にあたっては，上記（２）のとおり，国際情勢や関係国の動向等も勘案して厳しい目で評価する観点から，判定の目安として「ｂ」を標準としました。年度目標の各年度の達成状況と年度目標の２年度分の達成状況の関係は，以下（イ）のとおりです。

（ア）年度目標の達成状況

目標の達成状況	判定基準
Ｓ，ｓ	目標超過達成
Ａ，ａ	目標達成
Ｂ，ｂ	相当程度進展あり
Ｃ，ｃ	進展が大きくない
Ｄ，ｄ	目標に向かっていない

（注）大文字で２年度分の達成状況，小文字で各年度の達成状況を表示しています。

（イ）各年度の達成状況と年度目標の２年度分の達成状況

年度目標の各年度の達成状況		平成 29 年度				
		s	a	b	c	d
平成 28 年度	s	S	A	B	B	C
	a	A	A	B	B	C
	b	B	B	B	C	C
	c	B	B	C	C	C
	d	C	C	C	C	D

イ　各測定指標における平成 28・29 年度目標の達成状況(上記ア)を踏まえ，施策ごとの目標達成度合いを以下の基準に沿って５区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され，かつ，測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。
相当程度進展あり	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されなかったが，主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したと考えられる。
進展が大きくない	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されず，主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられる。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部(又は一部)が目標を達成しなかったため，目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

(４)政府開発援助(ODA)に関する政策評価

政府開発援助(ODA)に関しては，外務省では政策評価法が施行される前から，国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価には，①特定の国・地域に対する開発協力政策，又は，特定の開発分野や個別の援助形態（スキーム）について，複数のプログラムやプロジェクトからなる開発協力政策全般を包括的に評価するいわゆる政策・プログラムレベルの評価，②個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり，外務省では主に前者の政策・プログラムレベルの評価を実施しています。

政策評価法に基づく本政策評価では，ODA 政策全体についての評価・モニタリングを行う(施策Ⅵ－１)とともに，政策評価法第７条第２項第２号イ及びロにより事後評価が義務づけられている ODA に係る未着手・未了案件について，当該案件を引き続き実施するか，中止するかを明らかにする形のプロジェクト・レベル評価を行いました。また，政策評価法第９条により実施が義務づけられている個々の政府開発援助に関する事前評価を実施しています(同評価については，下記外務省ホームページで公表しており，本書に評価案件一覧表を参考として掲載しています)。

外務省以外にも，ODA の実施機関である JICA(独立行政法人国際協力機構)や ODA 関係省庁が ODA に関する評価をそれぞれ実施しています。

ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページ・アドレスは以下のとおりです。

（外務省） https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index.html

（JICA） https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

(５)分担金・拠出金の評価

分担金・拠出金の評価は，外務省が拠出する国際機関への分担金・拠出金を政務及び安全保障分野，経済及び社会分野並びに地球規模の諸問題の３つの分野に分け，分野ごとに施策として評価しています。なお，施策ごとに主要な分担金・拠出金を毎年度順次取り上げて評価することにより，各施策全体の評価に代えています。

（６）政策評価と行政事業レビューとの連携

平成 25 年度から実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については，引き続き政策評価対象施策を構成する達成手段と行政事業レビュー対象事業との対応関係を明確化するとともに，行政事業レビューでの指摘等も踏まえた評価に努めました。

４　平成 30 年度政策評価結果の概要

（１）　本年度評価を実施した 10 施策の目標の達成度合い

本年度評価を実施した 10 施策の目標の達成度合いは以下のとおりです。

基本目標Ⅰ：地域別外交		目標の達成度合い
施策Ⅰ－１	アジア大洋州地域外交	－
施策Ⅰ－２	北米地域外交	－
施策Ⅰ－３	中南米地域外交	－
施策Ⅰ－４	欧州地域外交	－
施策Ⅰ－５	中東地域外交	－
施策Ⅰ－６	アフリカ地域外交	－
基本目標Ⅱ：分野別外交		
施策Ⅱ－１	国際の平和と安定に対する取組	相当程度進展あり
施策Ⅱ－２	国際経済に関する取組	相当程度進展あり
施策Ⅱ－３	国際法の形成・発展に向けた取組	相当程度進展あり
施策Ⅱ－４	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	相当程度進展あり
基本目標Ⅲ：広報，文化交流及び報道対策		
施策Ⅲ－１	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策	相当程度進展あり
基本目標Ⅳ：領事政策		
施策Ⅳ－１	領事業務の充実	－
基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化		
施策Ⅴ－１	外交実施体制の整備・強化	－
施策Ⅴ－２	外交情報通信基盤の整備・拡充	－
基本目標Ⅵ：経済協力		
施策Ⅵ－１	経済協力	相当程度進展あり
施策Ⅵ－２	地球規模の諸問題への取組	相当程度進展あり
基本目標Ⅶ：分担金・拠出金		
施策Ⅶ－１	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	相当程度進展あり
施策Ⅶ－２	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標達成
施策Ⅶ－３	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	相当程度進展あり

（注）目標の達成度合いが「－」となっている施策は，本年度は評価を実施せず，実績のモニタリングを行った施策

（２）各施策における測定指標毎の目標達成状況及び主な施策分析

本年度評価を実施した 10 施策について，測定指標毎の目標の達成状況及び主な施策分析は以下のとおりです。

ア　施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組

（ア）測定指標の平成 28･29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
＊１－１　補助金事業，研究会の実施を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化	B
＊１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	B
個別分野２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策	
＊２－１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	B

２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保	B
２－３　北極を巡る国際秩序形成への参画	B
２－４　ARF 関連会合への我が国の出席率	B
個別分野３　国際平和協力の拡充，体制の整備	
＊３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献	B
３－２　平和構築分野における人材育成	B
３－３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合	B
３－４　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数	B
個別分野４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進	
＊４－１　国際的なテロ対策協力の強化	B
＊４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展	A
＊４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化	B
４－４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数（国際機関は除く）	C
個別分野５　宇宙に関する取組の強化	
＊５－１　宇宙に関する法の支配の実現・強化	B
５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築	B
５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数	B
５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数	B
個別分野６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現	
＊６－１　安保理改革及びその他の国連改革の進展	B
６－２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進	B
６－３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進	B
個別分野７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
７－１　国際社会の人権の保護促進	B
７－２　人道分野での取組(難民等への支援)	B
７－３　人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への採択状況	B
個別分野８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	
＊８－１　女性の権利の保護・促進	B
８－２　国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位	B
個別分野９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組	
＊９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組	B
＊９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組	B
９－３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組	C
９－４　通常兵器の軍備管理･軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組	B
９－５　国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け	B
個別分野 10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
＊10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化	B
10－２　福島第一原発事故後の対応	B
10－３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施	A
10－４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施	B
10－５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施	B
10－６　二国間協定の交渉・協議の進展	B
個別分野 11　科学技術に係る国際協力の推進	
11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大	B
11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進	B

11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進	B
11－４　科学的知見の外交への活用促進	A

（イ）主な施策分析

ⅰ　個別分野１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

● 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の採択プロセスは，国内シンクタンク全体の底上げを図る観点から，競争性及び透明性を備えた制度を採用しており，特定のシンクタンクに補助金が集中することなく小規模シンクタンクにも公平に機会が与えられ，また事業計画の内容のみに着目して審査を行い，結果として質の高い企画が採用されており，国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力の向上に資した。

また，補助金を受けたシンクタンクが，積極的な海外出張やセミナー等の実施・参加を通じて国内外の有識者やシンクタンクとの交流を図り，研究成果の一部を英語でも発信し，知的ネットワークの構築を進めたことは，シンクタンクの育成・強化に効果があった。また，新規事業では，外国の研究者も参加する歴史の共同研究を通じ，各地域それぞれの視点から見た歴史の共通点・相違点を明らかにし，領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで，国際社会における相互理解を促進することができた。

さらに，有識者研究会の実施は，地域・テーマ別の分科会において，常任メンバーに加え，若手・中堅の研究者を招き議論を行ったことにより，より広範な外部有識者との連携や人脈構築をすることができた。一方，研究会の実施回数は，日程調整等の関係から想定を下回り，当初予定していた29年度中の報告書作成は達成できなかった。（29 年度）

● 第 196 回通常国会における河野外務大臣外交演説については，外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し，英語版も遅滞なく公表するなど，迅速な対外発信を行い，一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。また，外交青書での図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増やより親しみやすく見やすいデザインの採用は，読者の外交政策に対する理解促進につながり，戦略的外交政策の推進に貢献した。(29 年度)

ⅱ　個別分野２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策

● ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の共同議長国(26 年８月～29 年夏)として，東京において会合を開催し，ARF メンバー，国際機関及び各地域枠組み間の連携を強化し，海賊対策，UNCLOS を含む国際法の遵守の重要性及び海上法執行能力向上支援を始めとする海上安全保障面における協力の更なる向上につなげた。７月に開催された ARF 閣僚会合においては，日本のイニシアティブにより「最近の悲惨なテロに関する ARF 閣僚声明」を提案し，全閣僚一致で採択されたが，これは，ARF としてテロ行為に対し断固とした姿勢を示すとともに，過激化対策のため連携していくことを確認する上で有益であった。また，ミュンヘン安全保障会議を始めとする安全保障や防衛分野の国際会議に積極的に参加したことは，アジア太平洋の安全保障環境や日米同盟の重要性等についての関係各国の理解を深め，信頼醸成を促進し，協力関係を強化することに寄与し，アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保する上で効果があった。防衛装備協力については，我が国が二国間の安全保障協力上重視する国との防衛装備・技術移転の実施等により，一定の進展があった。さらに，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策についても，28 年度までに多くの国に説明し，支持・理解を得た。(28 年度)

ⅲ　個別分野３　国際平和協力の拡充，体制の整備

● 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への司令部要員及び施設部隊の派遣は，７月に首都ジュバにおいて大規模な衝突が発生するなど重要な局面にある南スーダンの平和と安定のために，多大な貢献をした。25 年以降，情勢悪化を受けて UNMISS のマンデートが国づくり支援から文民の保護を中心とする内容に変更されたが，施設部

隊はジュバ周辺において施設活動等に従事し，成果を上げた。また，11 月にいわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定し，派遣されている施設部隊に新たな任務を付与したことは，我が国が国際平和協力を推進・拡充する上で非常に有意義であった。

近年の国連 PKO において装備品やそれを操作可能な要員が不足していることが深刻な問題であり，アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）や国連通信学校プロジェクトに対する日本の支援は，そうした要員の能力ギャップを埋める重要な取組として国連関係者や要員派遣国に評価されてきている。ARDEC では 27 年度の試行訓練を本格訓練に拡大して実施し，また防衛省や内閣府 PKO 事務局と協力して教官を派遣することができた。通信学校は当初 450 名と想定していた訓練参加者が 1,222 名（28 年度）となった。我が国は他国に先駆けて，通信分野の訓練ニーズを迅速に把握し，28 年度補正予算による支援を実施し通信学校運営の環境を的確に整えたことが，当初の目標を大きく超える成果につながった。(28 年度)

ⅳ　個別分野４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

- Ｇ７伊勢志摩サミットにおいて，我が国のイニシアティブによりテロ対策に関する独立した成果文書として「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」を策定したことによって，Ｇ７として取り組む課題が具体的に決定され，我が国を含むＧ７各国は，同計画に則ってテロ対策を着実に実施した。また，各国とのテロ対策対話を，27 年度の５回に比べて 28 年度は８回と 1.6 倍の回数実施し，地域テロ情勢の情報共有や我が国のテロ対策協力の実績についての紹介，更には，我が国が重視する暴力的過激主義対策の重要性についての認識の醸成ができた。加えて，グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）や国連における取組にも積極的に参画したことは，我が国を含む国際社会のテロ対策協力を促進する上で効果があった。こうした取組は，当省のみならず，関係各省庁との協力・連携の上に進められたため，政府全体としての国際テロ対策協力も強化されたと考えられる。(28 年度)
- 長期にわたって取り組んできた国際組織犯罪防止条約等の締結に必要な国内担保法が国会で可決成立し，その施行を受けて同条約等の締結に至った。今後，同条約等の締約国として，同条約等に基づく国際協力の実施をより積極的に推進することが可能となるとともに，刑事司法分野での国際協力への我が国の強いコミットメントを示すことにつながった。(29 年度)
- 国連薬物犯罪事務所(UNODC)のみならず，インターポール，世界関税機構（WCO）といった専門的な知見を有する国際機関にも拠出先を拡大した。これにより，途上国におけるインターポールのデータベースの活用強化及び税関職員の能力向上に貢献した。また，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上のための支援も実施した。これにより，組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための対策の実施につながり，また，Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」のフォローアップを更に進めることができた。(29 年度)

ⅴ　個別分野５　宇宙に関する取組の強化

- ４月の国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会の「宇宙の平和的探査と利用の協力に関する国際メカニズムのレビュー」作業部会において最終報告書をとりまとめたことは，今後の国際協力の更なる強化に資する国際メカニズムに必要となる観点等についての議論に資する取組だった。また，作業計画で 30 年までに行うこととされている「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定に関して，６月の COPUOS 本委員会及び 30 年２月の科学技術小委員会への積極的な参加を通じ，宇宙利用の多様化や活動国の増加に伴うリスクの増大に対応する観点から，宇宙

活動の長期的持続可能性に関する知見の共有や宇宙活動における国際協力の推進等を含む方向で議論を行い，宇宙活動に関する国際的なルール作りへの貢献となった。

二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については，10 月，東京において，第３回日 EU 宇宙政策対話を実施し，国際ルール作りや民生分野（衛星航法，地球観測，産業協力等）等に関する情報交換及び日 EU 間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施し，30 年３月に開催された「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（東京）においては，宇宙状況把握，宇宙交通管理（STM）等，新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行い，宇宙空間の安定的利用の確保に向けて国際的な議論の進展に寄与した。

12 月に京都で開催した衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第 12 回会合において GNSS に関するルール作りに貢献した。（29 年度）

vi　個別分野６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現

● 安保理改革について，「安保理改革フレンズ・グループ」会合は開催されなかったものの，カリコム・グループ，アフリカ・グループなどへのグループベースの働きかけや，安保理改革担当の参与を太平洋島嶼国及びカリブ島嶼国に派遣し，日本及びＧ４の立場を説明し意見交換することを通じ，各グループ・国と共にテキスト・ベース交渉を求めていくことについて合意する等，安保理改革に関するモメンタムを高める上で具体的な成果があった。また，安倍内閣総理大臣が，９月の国連総会ハイレベル・ウィーク中の一般討論演説において，再度日本の安保理改革に対する変わらぬ決意を世界に表明するなど，日本としてハイレベルでの安保理改革へのコミットメントを示した。また，NY でのＧ４外相会合や，ブラジル本国での開催を含む二度のＧ４局長級会合では，国連総会第 72 回会期中の NY での安保理改革に関する政府間交渉で，テキスト・ベース交渉を開始するために強い決意を持って取り組むことで一致した。さらに，安保理改革の立場収れんや今後の方針に関し，政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働き掛けを行ったことも，立場を同じくする国との意思疎通を深め，更なる連携を図る上で有意義だった。

安保理非常任理事国としての取組については，加盟国中最多となる 11 回目の安保理非常任理事国の任期（28 年１月～29 年 12 月）を全うした。日本が２年目の安保理非常任理事国を務める間，北朝鮮は１回の核実験と 10 発以上の弾道ミサイル発射を強行した。日本は，安保理理事国として，29 年度において，北朝鮮に対する制裁措置を前例のないレベルにまで一層高める強力な安保理決議第 2397 号を始めとする計４本の決議の採択に貢献した。また，12 月に河野外務大臣が安保理議長として主催した「不拡散（北朝鮮）」に関する安保理閣僚級会合において，国際社会は核武装した北朝鮮を決して受け入れず，全ての国連加盟国による安保理決議の完全履行が不可欠であるとの一致したメッセージを発出した。さらに，同月に開催した「北朝鮮の状況」に関する安保理会合において，同会合開催に伴う手続き投票が行われ，28 年よりも１票多い 10 票での採択結果となった。同会合では，拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について，各国が強い懸念を示し，北朝鮮に対して状況改善を求める明確なメッセージを示すことができた。このように，累次の安保理決議や上記会合により，国際社会が一致結束して北朝鮮への圧力を最大限に高め，北朝鮮の政策を変えさせなければならないとの国際社会の意思が示された。また，累次の安保理決議は，こうした国際社会の意思を具体的行動として示すものであった。

シリアやイエメン，中東和平，アフガニスタンなど中東情勢の難しいアジェンダに関しても，政治面や人道情勢の面で共同ペンホルダーという立場等を通じ安保理決議案の採択に至る一連のプロセスを主導するなどの役割を果たした。また，河野外務大臣が国連 PKO 改革に関する安保理ハイレベル公開討論に出席し，国連 PKO をより効果

的・効率的に活動できるようにするための決議第 2378 号の採択にも貢献する等，非常任理事国としての２年間の任期において，国際社会の平和と安全の維持に向けた具体的な実績をあげた。

行財政改革については，ジュネーブ・グループの国連局長級会合への出席等，主要財政貢献国との頻繁な意見交換を通じて，行財政規律の強化や国連及び国際機関の運営管理体制のさらなる効率化・効果の重要性への共通理解を確認し，国連総会第５委員会においても主要財政貢献国と連携を図りながら交渉を進めた結果，2017-2018 年度 PKO 予算及び 2018-2019 年二か年通常予算それぞれについて前期からの減額を実現した。(29 年度)

vii　個別分野７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

● 我が国が EU と共同で提出した北朝鮮人権状況決議が，国連総会及び人権理事会において無投票で採択されたことにより，拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について，国際社会が強い懸念を示し，北朝鮮に対し状況改善を求める明確なメッセージを示すことができ，我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で有益であった。また，カンボジア，ハンセン病等に関する決議の採択や議論を我が国が主導したことを通じて，国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献し，各国からも謝意が示された。

日本がブラジル，エチオピア，フィジー及びモロッコと共に人権理事会に提出し全会一致で採択されたハンセン病差別撤廃決議の共同提案国は，最終的に 50 か国となった。同決議では，全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため，人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を３年間の任期で任命することを決定し，また，国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーを実施するよう奨励しており，ハンセン病差別撤廃へ向けて意味のあるものとなった。

人権理事会において，日本が主提案国として提出し，全会一致で採択された，カンボジア人権状況決議は，カンボジアにおける最近の人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ，自国の人権状況改善に向けたカンボジア政府の前向きな努力への支援継続と，カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期延長を決定し，カンボジアの人権状況の改善へ向けたバランスの取れたものとなった。

また，人権条約に係る各種政府報告を提出し，普遍的・定期的レビュー（UPR）対日審査においては，国内外での人権分野における取組を説明する等，我が国の立場及び取組を発信し，多くの国からも評価と歓迎の発言を得ることができた。(29 年度)

viii　個別分野８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

● 我が国が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げ，全ての関連会議で取り上げた結果，その後のＧ７においてジェンダー主流化が主要な議題となった。また，同サミットで「女性の能力開花のためのＧ７行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのＧ７イニシアティブ(WINDS)」に合意したことは，教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや，自然科学・技術分野における女性の活躍推進の重要性についての国際的な関心を高め，同分野での取組を国際的に大きく前進させることになり，理系分野における女性の活躍を促進する上で効果が高かった。こうした成果を得られたのは，当省の取組に加え，国内外において様々なステークホルダーと積極的に協力できたことに拠るところが大きかったと考える。また３回目となる国際女性会議 WAW!2016 において充実した議論を行ったこと等とも合わせて，女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を推進することができた。(28 年度)

ix　個別分野９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組

● ５月にウィーンで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第１回準備委員会に，我が国として初めて外務大臣が出席し，核兵器国と非核兵器国の信頼関係を再構築するための方策や我が国の核廃絶に向けた道筋を表明することにより，NPT の重要性と 2020 年 NPT 運用検討プロセスへの我が国のコミットメントを強調した。また，同準備委員会において我が国が主導する NPDI として共同ステートメントを実施したほか，６本の作業文書の提出及びサイドイベントの実施等を通じて同準備委員会の議論に積極的に貢献した。さらに，９月には 26 年以来３年半ぶりとなる NPDI 外相会合をドイツと共催し，2020 年 NPT 運用検討会議に向けて，NPDI として核兵器国と非核兵器国の橋渡しを果たすべく，核戦力の透明性の向上，CTBT の発効促進や FMCT の早期交渉開始に向けた取組といった現実的かつ実践的な提案を続けることで貢献していくとの決意を改めて表明する NPDI 外相共同声明を発出した。これらの取組は，国際的な核軍縮・不拡散の礎石である NPT 体制の維持・強化のための 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた国際社会の機運を高める上で有益な取組であった。

国際的な安全保障環境の悪化や核兵器禁止条約の採択にみられるような核軍縮の進め方をめぐる核兵器国と非核兵器国間，さらには非核兵器国間での立場の違いが顕在化している現状を踏まえると，核軍縮の進展に向けて様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し，各国の協力と協調の下で取り組むべき核兵器のない世界に向けた現実的かつ実践的な取組を主導することが重要と考えられる。このような取組の進展に資する提言を得るため，「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を設立し，同会議での議論を経て外務大臣への提言を得たことは，今後 NPT 第２回準備委員会への我が国からのインプットを充実させるものであり，核軍縮の実質的な進展に寄与することが期待される。(29 年度)

● アジア不拡散協議（ASTOP）は，インドを新たに参加国として加えたことで，同協議において対象とする地域が広がり，アジアにおける不拡散に係る課題をより実効的に議論できる体制となった。今次会合では，北朝鮮の核・ミサイル問題への取組としての関連国連安保理決議の完全な履行等と輸出管理制度の整備等の大量破壊兵器等の拡散に対抗する具体的な取組の強化を議論の軸としたことは，参加国の不拡散に対する取組の強化，理解促進に有益だった。

イラン向け保障措置トレーニングコースは，イランの核合意履行の重要な要素である IAEA 追加議定書に基づく申告を含む保障措置実施という適切なテーマ設定の下で実施され，長年にわたり IAEA の保障措置を受けてきた日本の知見と経験，また，日本・IAEA 間協力の取組の共有を通じたイランの核合意履行への具体的で有意義な支援であった。なお，IAEA 側からも極めて有益であったとの評価を受けた。

東南アジアやアフリカ地域における IAEA 追加議定書促進セミナーの開催については，対象国からのフィードバックから，着実な意識の向上が認められ，追加議定書締結国の増加に向けて一定の効果があった。

輸出管理レジームについては，特にワッセナー・アレンジメント（WA）において，インドの新規参加に係る共同報告国として活動し，同国の参加実現，ひいては国際不拡散体制の強化に貢献した。(29 年度)

x　個別分野 10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進

● 原子力安全の分野においては，新たに放射線医学総合研究所の緊急時対応能力研修センター（CBC）指定に取り組み，また，福島県にある IAEA の CBC で研修等を実施した。同研修には，国内外から多くの参加者が出席し，原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応に関する講義及び演習が行われた。こうした取組を通じ，各国の緊急時への対応能力及び国際的な枠組みが強化されたことは，国際的な原子力安全の強化に貢献するという目標を達成する上で，効果が高かった。

また，欧州復興開発銀行（EBRD）が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効率的・効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し，Ｇ７を始めとする各国ドナー及びEBRDとの国際的な取組を推進したことにより，チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に貢献することができた。

30年２月，ウィーンにおいて，河野外務大臣及び天野IAEA事務局長の立会いの下，北野在ウィーン代表部大使及びレンティッホIAEA事務次長の間で「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」が署名されたことにより，32年に向けて日IAEA間の核テロ対策協力が大きく前進した。

また，核テロ対策国際会議（GICNT全体会合）を６月に東京で開催し，共同議長国である米露を始め，74か国・４国際機関から約220人の政府高官らが参加。園浦外務副大臣の基調講演や共同議長声明の発出により，核セキュリティ・サミットで認識された核セキュリティ推進の中心的枠組みの１つであるGICNTの機運を盛り上げることを通じて，グローバルな核セキュリティ強化に大きく貢献した。（29年度）

xi　個別分野11　科学技術に係る国際協力の推進

● 科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会については，相手国と議題について何度も打合せを行う等きめ細かな調整を進め，目標を上回る10か国・機関と合同委員会等を実施できたことは，科学技術を活用した国際協力を推進する上で有益であった。

また，これら二国間合同委員会をより戦略的に進めるべく，事前に国内関係府省・機関との間で情報交換・協議を重ね，また在外公館からの情報収集を強化したことは，本施策をより戦略的かつ効果的に実施する上で有益であった。なお，EPAを活用した協力枠組みを活用した協力に関しては，日程の調整がつかず継続調整となっていたシンガポールとの間の合同委員会を30年４月に実施することが決定し，事務レベルで開催に向けた情報収集を行い，両国の協力案件の進捗確認や潜在的な協力案件・分野等に関する検討が進んだ。（29年度）

● 科学的知見の外交への活用促進に関し，科学技術外交推進会議による国連持続可能な開発目標（SDGs）に関する提言の対外発信について，５月に国連で開催された第２回STIフォーラムに当たり，同会議委員を始めとする関係有識者との連携を密にすることで，共同議長を始めとするキーパーソンらへの事前のアプローチを通じ，提言の策定に関わった複数の我が国の有識者を公式セッションのスピーカーとして派遣することができた。また，国連代表部とともに国際協力機構，科学技術振興機構，日本医療研究開発機構が主催者（スポンサー）となり，世銀等との共催によるサイドイベントを開催し，我が国のODAと連携した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の経験を各国と共有したところ，他のサイドイベントに比べ格段に多くの参加者を得るなど，各国から高い関心が示された。

こうした27年９月から２年間にわたる外務大臣科学技術顧問の提言活動の成果については，８月の作業部会報告書「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」において，第２回国連STIフォーラムでのサブスタンスへの貢献や，ベスト・プラクティス集による具体的行動の提示を通じた日本のプレゼンス確保といった例を挙げつつ，科学技術顧問の下での科学技術コミュニティとの連携が具体的結果に結実したと評価された。

さらに，30年の第３回国連STIフォーラムの共同議長を我が国が務めることになったことにより，今後のSDGs実施におけるSTIの活用に関する国際的な議論に我が国が一層主体的に関与する素地ができた。（29年度）

イ　施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組

（ア）測定指標の平成 28･29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
＊１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用	B
＊１－２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展	B
１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	B
個別分野２　日本企業の海外展開支援	
＊２－１　日本企業支援強化に向けた取組	B
２－２　対外・対内投資の戦略的な支援	B
２－３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組	B
個別分野３　経済安全保障の強化	
＊３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保	B
３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化	A
３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保	B
３－４　資源･エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	B
３－５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	B
個別分野４　国際経済秩序形成への積極的参画等	
＊４－１　Ｇ７・G20 サミットにおける我が国の貢献	B
４－２　EU との対話を通じた関係強化	B
４－３　OECD における我が国の貢献	B
４－４　APEC における諸活動への貢献	B
４－５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)へ参加回数	B
４－６　2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組	B

（イ）主な施策分析

i　個別分野１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

● 多角的貿易体制の維持・強化については，日本は第 11 回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC11）における議論に建設的に貢献した。特に，電子商取引については，我が国として情報通信技術（ICT）分野において今後３年間で 330 億円規模の支援を実施する用意がある旨を表明し，また，各国の閣僚に対し電子商取引について WTO で議論を推進することの重要性を説明し協力を求めることにより議論を主導し，結果として米国，EU を含む 71 か国が署名した共同声明を発出することができた。これは，日本が立場の異なる広範な WTO 加盟国の間を橋渡しできることを示すものとなった。

また，27 年 12 月に合意された WTO 情報技術協定（ITA）品目拡大に従い，29 年５月，日本は有税品目（５品目）について関税を即時撤廃した。日本を含む 50 加盟国が関税撤廃を実施済みであり，この分野の貿易自由化が前進した。

環境物品協定（EGA）及びサービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）については，早期の交渉再開を模索しているものの，交渉再開には至らなかった。

協定の履行監視については，WTO 会合や各種委員会等での議論に参画し，各国の問題ある措置等の是正・撤回を求め，また，紛争処理については，当事国案件の処理を進め，韓国による日本産水産物等の輸入規制など他国による WTO 協定に非整合的な措置について是正を求める判断を得られたほか，多くの第三国案件にも積極的に参加したことで，保護主義を抑止する役割を担うとともに，国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献した。(29 年度)

● 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については，11 か国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）」の早期発効に向けて精力的に議論を主導した結果，11 月の大筋合意，30 年１月の交渉妥結，同３月の署名に至った。本協定は，成長著しいアジア太平洋地域において，物品・サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化を進めるとともに，知的財産，金融サービス，電子商取引，

国有企業の規律などの幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するというTPP協定のハイレベルな内容を維持するものであり，この地域における自由で公正な経済秩序の更なる拡大の礎になるという大きな経済的・戦略的意義を有している。これにより，これまで自由貿易を主導してきた国々において保護主義や内向きの傾向が顕著となる中，日本として，一層積極的な役割を果たすとともに，世界に向けた力強いメッセージを発出することができた。

日EU・EPAについては，可能な限り早期の大枠合意を目指し，４月に第18回交渉会合を実施したほか，首席交渉官以下様々なレベルで，電話会議やテレビ会議等も活用しつつ，間断なく交渉を行った。29年５月のＧ７タオルミーナ・サミットの際に行われた日EU首脳会談において，できる限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認すると同時に，双方が政治的指導力を発揮する段階に来ているとの認識で一致した。６月末から７月初めにかけては，マルムストローム欧州委員（貿易担当）が来日し，岸田外務大臣と集中的に交渉を行った。交渉の進展と歩調を合わせ，日本国内でも６月に主要閣僚会議第２回会合，７月に第３回会合が開催され，大枠合意に向けて最終的な国内調整が行われた。こうした様々な交渉・調整を経て，７月５日，ブリュッセルにおいて岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で大枠合意を確認し，翌６日，第24回日EU定期首脳協議において首脳レベルで大枠合意を確認した。この大枠合意は，直後にハンブルクで開催されたG20 首脳会合において，我が国が主張する自由貿易推進のメッセージを取りまとめる上で力強い後押しとなった。大枠合意後も精力的に詰めの協議を進め，12月８日に河野外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で電話会談を実施した後，同日夜に安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長との間で電話会談を実施し，本EPAの交渉妥結を確認するに至った。

日EU・EPAは，21世紀において，スタンダードの高い，自由で，開かれ，かつ公正な貿易投資ルールのモデルとなるものであると同時に，人口６億人，世界のGDPの約３割をしめる巨大な経済圏を創出するものであり，日EU双方に多大な貿易・投資の機会をもたらすものである。また，大枠合意及び交渉妥結を達成したことは，保護主義的な動きが広がる中で，日EUが自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものとなった。交渉妥結後は，可能な限り早期の署名・発効に向けて法的精査作業等を実施してきている。

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，ルール分野も含めた質の高い協定を早期に妥結させることを目指し，各国との議論を継続した。11月に，交渉立ち上げ以降初めてRCEP首脳会議が開催され，交渉に一定の進展があったことが確認され，妥結に向けて30年に一層努力するよう首脳の指示が出された。また，30年３月にシンガポールで中間閣僚会合が開催され，ASEANからは年内妥結を目指す発言があり，我が国からは，市場アクセス，ルール分野及び協力のバランスを取りつつ，一定の質が確保されることを前提として，年内妥結を目指すASEANを支持する旨を表明した。

その他，日中韓FTAは３月に第13回交渉会合を実施し，日コロンビアは非公式なやりとりが増加したが，日トルコEPAの交渉を戦略的かつスピード感をもって推進したほか，既存の経済連携協定については，委員会を計52回開催し，実施状況につき意見交換を行い，あるいは協定上規定されている協定見直しの議論を行っており，経済連携に係る取組を進めることができた。

全体としては，７月の交渉会合以降わずか半年強でTPP11協定が署名に至ったこと，日EU・EPAが12月に交渉妥結に至り，早期署名・発効に向けた道筋をつけることができたこと，そしてその間，RCEP等その他の経済連携の交渉や既存の経済連携協定の委員会を例年並みの水準で実施できたことにかんがみるに，日本経済の成長促進，力強

い経済外交の推進に向けて年度目標の水準を上回る非常に大きな成果が得られたと言える。(29 年度)

ii　個別分野２　日本企業の海外展開支援

● 在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR は，日本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進，日本企業やインフラシステムの海外展開，日本企業の活動を支援する上で有効であった。また，日本産品への輸入規制については，在外公館のみならずハイレベルでもあらゆる会談等の機会を捉えて働きかけを行ったほか，第三者機関から我が国の検査体制の有効性を発信させるべく，国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関との関係構築及び日本の食の安全性に関する働きかけを実施した。実際に，29 年５月に訪日したグラツィアーノ FAO 事務局長からは「福島県産品の安全性に懸念を持つ理由は無い」との発言を得て，この発言は国内外で広く報道される等の成果を得た。EU による日本産食品等輸入規制に関しては，在外公館のみならず政治レベルでも働きかけを継続して行った結果，29 年 11 月に欧州委員会は規制緩和を内容とする改正実施規則案を決定し，同年 12 月に発効，福島県産コメが規制対象から外れるなどの輸入規制緩和が実現した。輸入規制撤廃に向け引き続き取組は必要であるものの，政府の重要課題である放射性物質に係る輸入規制の撤廃に向けて進展が見られ，これらの働きかけは有効な取組であった。この結果，29 年度はカタール，ウクライナ，パキスタン，サウジアラビア，アルゼンチン及びトルコの６か国が規制を完全撤廃した。また，天皇誕生日祝賀レセプションなどのあらゆる機会を活用し，全世界の在外公館等を活用し，日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。

外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために，例年，在外公館の日本企業支援担当官を招集している日本企業支援担当官会議を，29 年度はアフリカにて開催した。同会議における現場での日本企業支援に取り組む在外公館関係者，現地関係機関や企業等との情報共有・意見交換は，在外公館の知見・能力の向上，本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討，改善に有効であった。

また，EU 域内で日系企業が集積している地域の主要在外公館等において，日系企業に対し，英国の EU 離脱に伴って生じる不確実性に対応するに当たり必要となる経済に関する情報及び政治・外交面に関する情報を提供し，企業側の希望次第で相談に応じられるようセミナーを開催したことは，企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進する上で有効であった。(29 年度)

iii　個別分野３　経済安全保障の強化

● 世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きている中，日本のエネルギー・資源外交及び再生可能エネルギー外交の指針と取組に関するメッセージを発出することができたことは有意義であった。また，在外公館戦略会議や地域公館担当官会議を活性化するなど，我が国への資源・エネルギーの安定供給につながる取組を強化できた。

（１）国際エネルギー機関（IEA）については，我が国が積極的に IEA との間での協力強化を支持したメキシコがアソシエーション国として参画することとなったことは高く評価できる。また，11 月に開催された第 26 回閣僚理事会に，外務省から中根外務副大臣が出席して積極的に議論に参加したこと，特に７月に外務省が発表した「日本のエネルギー・資源外交　―未来のためのグローバル・ビジョン」を紹介し，我が国の新たなエネルギー外交について国際社会に発信できたことは有益だった。また，ファティ・ビロル IEA 事務局長と外務省政務との会談を通じ，非加盟国との協力における受益と責任のバランスの重要性等につき意見の一致を見るとともに，日本側から IEA における日本人職員増強の必要性につき強く伝達し，ビロル事務局長からも日本人職員の貢献につき高い評価が述べられる等，日・IEA 関係の強化に一定

の効果があった。日本人職員増強に関しては，IEA 側への働きかけも功を奏して JPO １名の正式採用が実現したことは高く評価できる。日本国内における IEA の知名度向上に向けた活動も，潜在的な IEA 日本人職員候補者の意欲と関心を喚起する上で有益であった。

（２）エネルギー憲章条約（ECT）においては，堀井学外務大臣政務官がエネルギー憲章会議第 28 回会合に出席し，エネルギー投資や質の高いインフラ投資，流動性の高い LNG 市場の必要性などについて発言した上で，我が国の新たなエネルギー外交について国際社会に発信できたことは有意義であった。また，エネルギー憲章賞に兒玉欧州連合日本政府代表部大使が選ばれたことは，我が国による ECT への貢献を広く知らしめるものとして高く評価できる。さらに，中田事務局次長の訪日機会に講演会を実施したことにより，ECT の活動につき日本国内に発信するとともに，日本国内の関係各層の ECT に対する関心や期待について理解を深めることができたことは，講演会の参加者それぞれにとり有益な機会となった。

（３）国際再生可能エネルギー機関（IRENA）においては，第８回総会に我が国の外務大臣として初めて河野外務大臣が出席し，政策スピーチを発出したところ，スピーチ実施直後のみならず，その後も数か月にわたって内外主要メディアの論説記事等で広く取り上げられることとなり，我が国として再生可能エネルギーの重要性を踏まえたエネルギー外交を行っていく姿勢を強く印象づける上で大変有意義であった。また併せて「福島新エネ社会構想」と同構想の下での我が国の取組を広く対外発信できた点でも，非常に効果的であった。さらに，同総会開催中にアミン事務局長と河野外務大臣との会談を行い，再生可能エネルギーの普及促進に向けた日・IRENA 間での更なる協力の強化を確認したことは極めて有意義であり，その後 30 年４月のアミン事務局長訪日（外務省閣僚級招へい）につながった。JPO 派遣に関する協力覚書への署名は，日本政府や日本企業が IRENA に JPO の形で職員を派遣することを可能にするものであり，IRENA における日本人の勤務可能性を広げる重要なステップとして評価できる。外務省の JPO 派遣制度においても 30 年度募集から IRENA が派遣候補先機関に加わるなど，具体的な勤務機会の提供につながった。

（４）ワールド・フューチャー・エネルギー・サミット（WFES）における「福島新エネ社会構想」の紹介は，IRENA 総会における発信を補足し，エネルギーの専門家に対して同構想の意義をより詳しく紹介する上で意義があった。また，６月の在京外交団向け福島県いわき市スタディーツアーについては，日本の最新鋭の技術を実用化した発電所の視察が参加外交団から高く評価されたほか，福島の復興についても施設見学や地元食材を使用した昼食等を通じてアピールし，地元メディアに広く取り上げられる等の成果があった。

（５）30 年１月の中央アジア・コーカサス地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び 30 年２月の在外公館戦略会議では，我が国のエネルギー・資源外交および再生可能エネルギー外交強化のための取組をまとめ，報告書の形で発表することができ，有益であった。これらの会議については，議論の成果を提言や戦略報告書の形で可能な範囲で公表し，各種メディアでも取り上げられ，国内での関心喚起にもつながり，その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化するなどオールジャパンでの連携強化が促進され，高い効果があった。

（６）Ｇ７や APEC 等の国際的フォーラムにおいても，我が国が重視する点は首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等におおむね反映された。また，我が国がエネルギー外交において重視している事項について，各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。（29 年度）

ⅳ　個別分野４　国際経済秩序形成への積極的参画等

●（１）Ｇ７伊勢志摩サミットは北海道洞爺湖サミット以来８年ぶりに日本で開催されるサミットであり，サミットの最大のテーマである世界経済はもとより，日本の優先議題である「質の高いインフラ投資」，「保健」，「女性」といったテーマや海洋安全保障などで議論を主導し，具体的な成果に結実させ，国際社会における存在感を印象づけることができた。

ア　まず，最大のテーマである世界経済について，金融・財政政策と構造政策の３つの政策手段を総動員すること等について協力して取組を強化することの重要性に合意するなどコミュニケ上で強い文言を確保できた。また，あらゆる政策を総動員して世界の需要を底上げし，持続的な成長に向けてＧ７が連携して取り組んでいくという力強いメッセージを，「伊勢志摩経済イニシアティブ」という形で取りまとめることができた。

イ　日本が推進してきた質の高いインフラ投資については，ここ数年，Ｇ７，Ｇ20，APEC といった機会を通じて，その重要性に関する国際的な認識が高まっている。かかる観点から，①経済的効率性・信頼性・強靱性，②雇用創出・能力構築，③社会・環境配慮，④経済・開発戦略との整合性，⑤効果的な資金動員等の要素を盛り込んだ，「質の高いインフラ投資の推進のためのＧ７伊勢志摩原則」にＧ７として合意した。「質の高いインフラ」の基本的要素について国際社会で認識を共有することが重要との点で一致した。

ウ　保健分野については，公衆衛生危機対応に関して，エボラ出血熱流行の際の教訓をいかしてガバナンスと資金の双方で処方箋を示すとともに，日本ブランドである「UHC の推進」（UHC（ユニバーサル･ヘルス･カバレッジ）：全ての人が基礎的保健サービスを必要な時に費用負担可能な費用で享受できること）を，Ｇ７として初めて掲げたことが大きい。保健分野で，首脳のコミットメントである，包括的な附属文書を作成したのも初めてであった（注：洞爺湖サミットにおける文書は保健専門家による報告書）。

エ　女性については，Ｇ７の優先課題として取り上げたことに参加国・機関等から高い評価があった。女性の潜在能力の開花及び，自然科学分野における女性の活躍推進が重要との認識の下，「女性の能力開花のためのＧ７行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意できた。

オ　なお，これらにも関連する「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のセクションで，同じく日本ブランドである「人間の安全保障」の推進が，初めて，Ｇ７として言及された。

カ　政治・外交分野では，北朝鮮による核実験，弾道ミサイル発射，拉致問題のほか，海洋安全保障分野において「法の支配の三原則」の重要性をＧ７で再確認する等の成果をあげた。

（２）Ｇ７広島外相会合については，初めて被爆地での外相会合開催を実現し，核軍縮・不拡散の分野において，「広島宣言」という独立した文書の形で，「核兵器のない世界」に向けた力強いメッセージを発出した。

ア　テロ・暴力的過激主義については，テロリストによる無差別の攻撃や残虐行為などを非難するとともに，テロや難民問題に対処するには，水際対策や緊急人道支援のような短期的な取組に加え，その背景にある根本原因に中長期的に取り組み，中東地域のみならず，世界全体で，暴力的過激主義を生み出さない寛容で安定した社会の構築に向けた支援を積極的に進めていく必要があることを確認した。そのような考えの下，Ｇ７各国がそれぞれの強みをいかし，相互補完的に，かつ相乗効果を生む形で取組を進めていくこととし，伊勢志摩サミットに向けて「Ｇ７テロ対策行動計画」を策定することで一致した。

イ　地域情勢については，中東情勢やウクライナ情勢に加え，北朝鮮による核実験，弾道ミサイル発射，拉致問題，海洋での緊張を高める一方的な現状変更など，国際秩序の安定を損なう行動が見られるアジアの情勢についても議論を深めることができた。

ウ　軍縮・不拡散については，核兵器国と非核兵器国の双方が含まれるＧ７が一体となって，国際社会にメッセージを発出し，双方の協力の具体的な在り方を国際社会に示していくことを確認した。また，「核兵器のない世界」に向けた機運を再び盛り上げるべく核軍縮に関する「広島宣言」を発出した。

エ　Ｇ７外相による初の広島平和記念資料館訪問及び原爆死没者慰霊碑への献花については，「広島宣言」ともあいまって，「核兵器のない世界」に向けた国際的機運を再び盛り上げるきっかけとなった。

（３）９月に行われたG20 杭州サミットにおいては，世界経済が様々な下方リスクに直面している中，リスクに対応し成長を実現すべく，G20 がいかに政策協調を強化するかについて，首脳間で率直な意見交換を行った。日本として，５月の伊勢志摩サミットで重視された分野をはじめ以下の分野において，力強く働きかけながら積極的に調整に当たり，以下のような具体的な成果をあげることができた。

ア　G20 における最重要テーマであった世界経済に関する議論では，安倍内閣総理大臣から，日本がＧ７議長国として主導した世界経済の持続的成長のための重要なアジェンダがG20 共通の課題であることを指摘し，G20 として対応することが必要であることを訴えた。また，日本が率先して行った経済対策を紹介しつつ，G20 各国が具体的な対応をとるよう働きかけを行い，G20 首脳間で，強固で，持続可能で，均衡ある，かつ，包摂的な成長を達成するため，金融，財政及び構造政策の全ての政策手段を活用することへの決意を確認した。

イ　貿易に関しては，安倍内閣総理大臣から，G20 として，保護主義抑止のコミットメントを再確認し，自由で公正な経済圏を世界に広げていくための具体的行動を取ることの重要性を強く発信した。G20 として自由貿易の推進について，保護主義への反対，多角的貿易体制の維持・推進，地域貿易協定・自由貿易協定の役割の重要性を確認するとともに，伊勢志摩サミットで早期妥結を目指すことが合意された EGA について，「交渉の年内完了を目指す」ことに合意した。

ウ　過剰供給能力問題について，日本が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて，その負の影響を認識し，主要生産国との協議を含め同問題へ対処していくことで一致したことを踏まえ，これを更に前進させ，主要生産国の情報共有と協力を強化すること，具体的には，「主要生産国が参加するグローバル・フォーラム」の設立に合意し，「情報共有と協力を強化」していくべきことに一致した。

エ　さらに，日本が重要視している「質の高いインフラ投資」の重要性が強調されるのみならず，日本が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットで合意した「質の高いインフラ投資の推進のためのＧ７伊勢志摩原則」に掲げられる要素がG20 メンバー間でしっかりと共有された。

オ　日本の SDGs にかかる取組を積極的に発信し，28 年に策定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を重視し，その着実な実施に向け，G20 としての行動と各国の自主的行動を取りまとめた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダに関する行動計画」を承認した。

カ　テロ対策に関し，安倍内閣総理大臣からも，テロ行為は決して許されず，断固非難する旨発言し，G20 の連帯した対応，特にテロ資金供与のすべての資金源，技術等と戦っていくことで一致した。（28 年度）

ウ　施策Ⅱ－３　国際法の形成・発展に向けた取組

（ア）測定指標の平成 28･29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	
＊１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	B
＊１－２　国際法についての知見の蓄積・検討	B
＊１－３　国際法の普及活動の推進	B
個別分野２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	
＊２－１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化	B
＊２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化	B
個別分野３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施	
＊３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	B
＊３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	B

（イ）主な施策分析

i　個別分野１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

● 我が国は，国際公法分野において，国際司法裁判所（ICJ），国際刑事裁判所（ICC），国際海洋法裁判所（ITLOS），国連国際法委員会（ILC）等，国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。29 年度においては ICC 裁判官選挙で，赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が当選し，30 年３月に裁判官に就任したほか，ICC においては，裁判所の運営や財政にかかる様々な分野で日本の委員等が引き続き活躍した。また，国際私法分野においても，ハーグ国際私法会議（HCCH），国連国際商取引法委員会（UNCITRAL），私法統一国際協会（UNIDROIT）において，政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し，条約等の作成に貢献した。さらに，我が国は ICC，ITLOS，常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は，国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し，人材面及び財政面で貢献することで，国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。（29 年度）

● 国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加や，英・米・仏・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた関連国際法に関する最新の知見は，我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。

海洋法に関する国際法シンポジウムで国内外の有識者を招き，議論を行ったことは，海洋法に関する知見を蓄積する上で有益であった。（29 年度）

● ICJ，ICC，国連海洋法条約（UNCLOS），要人往来等に関する概要情報の更新は，国際法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。また，日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了生，大学生等総勢約 80 名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（９月）を実施したことは，国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めるとともに，日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め，国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で効果的であった。特に，法曹資格を有する若手外務省員から，外務省内での国際法に関する業務を説明するなど，実体験を踏まえた説明は参加者の評価が高かった。

海洋法に関する国際シンポジウムの開催は，海洋法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。また，国際法学会と国際法模擬裁判「2017 年アジア・カップ」を共催し（８月），日本を含むアジア 11 か国の学生の代表が「排他的経済水域（EEZ）内における沿岸国による管轄権の行使（他国船舶の拿捕など）の合法性」をテーマに模擬裁判に参加したことは，我が国における国際法人材の育成だけではなく，アジア諸国の学生の国際法に対する理解の促進という観点からも有益であった。さらに，国

際裁判対策のための国内外の法律事務所との連携，法務省との関係強化，国際裁判手続の研究などを通じ，国際裁判対応力を強化する上で効果があった。（29 年度）

ii　個別分野２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

● 米英豪との間の物品役務相互提供協定（ACSA）が発効に至った。また，ロシアとの間でも，北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を含め，北方領土問題の解決に向けた有意義な交渉が行われ，進展が見られた。これらの取組は外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。（29 年度）

● メキシコとの間の原子力協定の締結に向けた協議が行われ，交渉が進展したほか，中国との間で犯罪人引渡条約の交渉会合を行い，受刑者移送条約の次回交渉会合の開催が決定するとともに，EU との間では，日 EU 戦略的パートナーシップ協定に大枠合意（７月）及び合意（30 年２月）した。

これらは，当該国及び EU との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。（29 年度）

iii　個別分野３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施

● TPP 協定の締結について国会の承認を得，29 年１月に，協定の寄託国であるニュージーランド（NZ）に対し，我が国の国内手続完了に関し通報を行うことができた。

TPP 協定は，21 世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋地域に作りあげ，自由，公正で巨大な一つの経済圏を構築するとともに，自由・民主主義・基本的人権・法の支配といった，基本的価値観を共有する国・地域が経済の絆を深め，その輪を広げていくことで，更なる地域の安定を図るという戦略的意義を有するものであり，それは，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進にとって有効であると考えられる。また，WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）が発効したこともまた，目標を達成する上で重要な取組であったといえる。（28 年度）

● パリ協定の締結については，11 月に国会の承認を得て，寄託者である国連事務総長に対し受託書の寄託を行い，12 月に我が国との関係において効力を生じた。気候変動は国際社会全体で取り組まなければならない長期的な課題であり，パリ協定は，全ての国が参加することが見込まれる，公平かつ実効的な気候変動対策のための協定である。我が国は，締結により国民生活に影響を与える気候変動分野の国際的枠組に参加することができることになった。

また，投資分野においては，９月及び 10 月に日・アルゼンチン投資協定交渉が，６月及び 10 月には日・モロッコ投資協定交渉が実施され，いずれも早期締結を目指して精力的に交渉が続けられている。租税分野においては，10 月に日・インド租税条約改定議定書及び日・ドイツ租税協定，12 月に日・チリ租税条約が発効した。社会保障分野においては，４月に日・トルコ社会保障協定，６月及び 11 月に日・中国社会保障協定並びに６月に日・スウェーデン社会保障協定の交渉が実施され，協定締結に向けて協議が進展した。航空分野では，５月に日・カンボジア航空協定及び日・ラオス航空協定が発効した。以上の成果は，各国との人的・経済的交流の一層の促進に貢献するものであり，日本国民・日系企業の国内外における利益の保護・促進及び国民生活に直結する国際的なルール作りへの参画との目標を達成する上で効果が高かった。（28 年度）

エ　施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

（ア）測定指標の平成 28･29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１ 情報収集能力の強化	B
＊２ 情報分析の質の向上	B
＊３ 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供	B

（イ）主な施策分析

- 通常時の情報収集については，政府内及び本省側の情報関心や本省の分析をより詳細かつシステマティックに在外公館に伝達することで，情報収集対象の方向付け，選択と集中を根本的に強化した。また，北朝鮮情勢等に代表される緊急時の対応についても，組織内の対応体制を整備し，政策決定により一層貢献するための基盤を整えた。また，省内政策部門や関係省庁との意思疎通の機会を，組織幹部レベルでの接点を含めて増やし，省全体並びに政府全体の政策立案に一層貢献するような体制構築を進めた。さらに，局長級を中心に在外公館への出張回数を増やすと同時に，訪日する諸外国有識者との接点の機会も積極的に設けるなど，機動的な情報収集の強化に努めた。（29 年度）
- 先端技術については最新の変化を取り入れるよう努め，外部有識者については従来接点がなかった分野にもアクセスし，知見を吸収するなど，一層の分析精度の向上に努めた。また，諸外国との協力及び情報コミュニティ省庁との意見交換についても，組織幹部による接点も含め，従来以上に意思疎通の機会を増加させ，分析精度の客観的な向上を図った。職員を対象とした各種研修についても，その成果が分析プロダクトに反映されるような体制を構築した。かかる取組を行った結果，情報分析の質を相当程度向上させることができた。（29 年度）
- 分析資料の質及び改訂頻度の向上に加え，政府・省幹部に対するブリーフ頻度及びその対象者を増加させることで，省内政策部門へのインプットの一層の拡充を図り，省内外の政策決定ラインに対する貢献を強化した。また，政策部門との接点を増やすことで，よりタイムリーかつ適切な収集・分析課題の設定等が可能になり，想定された以上の成果をより効率的に得ることができた。（29 年度）

オ　施策Ⅲ－１　国内広報・海外広報・ＩＴ広報・文化交流・報道対策

（ア）測定指標の平成 28･29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　国内広報の実施	
＊１－１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信	B
１－２　広聴活動	B
個別分野２　海外広報の実施	
＊２－１　海外広報の推進	B
＊２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施	B
個別分野３　IT 広報の実施	
３－１　IT 広報手段の強化，多様化	B
３－２　IT 広報システムの強化	B
３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組	B
＊３－４　外務省ホームページ等へのアクセス件数（ページビュー数）の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計	B
個別分野４　国際文化交流の促進	
＊４－１　文化事業等の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進	B
４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施	B
＊４－３　人物交流事業の実施	B
４－４　在外公館文化事業についての事業評価	B
個別分野５　文化の分野における国際協力の実施	
５－１　文化，教育，知的交流の分野における国際協力・貢献	B
５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成	B
個別分野６　国内報道機関対策の実施	
６－１　国内報道機関等を通じた情報発信	B
６－２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数	B
６－３　外務省報道発表の発出件数	B
個別分野７　外国報道機関対策の実施	

７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析	Ｂ
＊７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力	Ｂ
７－３　外国記者招へいの戦略的実施	Ｂ

（イ）主な施策分析

ⅰ　個別分野１　国内広報の実施

● 28 年度に引き続き，29 年度も「地方を世界へ」プロジェクトの一環として「外務大臣と語る」を４月，６月及び７月に開催し，外務大臣の基調講演及びパネル・ディスカッションを実施したことで，国内の各地方で我が国の外交政策や外務省の活動を広報することができた。特に 28 年度は開催回数２回，参加者合計 316 人であったのに対し，29 年度は開催回数３回，参加者合計 1,167 人に増加し，より多くの，かつ，幅広い国民に対し外交政策について説明する機会となった。実施後のアンケートでは，参加者の８割以上が，外交政策に対する理解が深まった旨回答しており，国内広報上有益であった。

また，外交政策に対する国民の理解を増進するために，継続的に，一般国民，大学生，高校生，小中学生等の訴求対象に応じて各種講演会・討論会を国内各地で数多く実施するとともに，パンフレットやインターネットを通じた外交政策や外務省に関する情報発信，外交専門誌『外交』の発行を通じた広報活動を実施し，一定の効果があった。(29 年度)

ⅱ　個別分野２　海外広報の実施

● 他国による積極的な広報活動の強化を受け，今後一層海外広報を強化していく必要がある。他方で，ほぼ全ての目標値を達成し，主要な事業については目標値の 130%以上の実績を達成することができた。また，「海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する」という施策目標の達成度合いに関して，参考指標としてあげている BBC の国際世論調査における肯定的評価に占める日本の順位では，直近の調査（26 年度）における５位から 29 年度は３位と順位を上げており，各種事業の実施を通じた日本の正しい姿を含む政策・取組，多様な魅力の発信，及びその発信を受けた海外における第三者発信の拡大の効果が海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解進展に寄与したと評価できる。

以上のことから，29 年度の実績については，相当程度進展があったと判定した。

１　政策広報の実施

（１）対外発信強化事業

①各種事業を通じた講演会・イベント等は合計で 332 件実施し，250 件以上という目標を達成した。各種事業のうち，特に効果が高かった事例は以下のとおり。

（ア）講師派遣事業では，岡本行夫・岡本アソシエイツ代表取締役を欧州地域に派遣し，シンクタンク，大学等にて，「安全保障分野における日米欧協力」をテーマとする講演会を計７回実施し，合計約 460 名が聴講した。講演会には，現地の外務省及び防衛省関係者，アジア地域研究者，学生のほか，シンクタンク所長，元外務次官，元駐日大使等政策決定において大きな発言力を有する人物の参加を得て，第三者の公平な視点から北朝鮮の脅威を始めとした東アジア情勢や日本の安全保障政策に関する正しい情報を発信することができた。また，上記講演内容や，講師へのインタビュー記事が現地主要紙等３件に掲載されたことは，講演会参加者のみならず，一般層へも東アジア情勢及び日欧協力の重要性を伝達する上で有益であった。

（イ）海外研究機関等支援事業では，レネ・カサン財団（フランス・ストラスブール）と欧州評議会の共催により，欧州における関心を高めるべく日本の拉致問題に対する取組を紹介し，理解を深めるための「強制失踪に関するセミナー」を支援し，日本からは，薬師寺公夫立命館大学教授（元国連強制失踪委員会委員）の参加を得て，開催した。想定を超える約 90 名の参加者があり，欧州評議会，欧州

人権裁判所関係者及び各国大使等のオピニオンリーダーや知識層，人権問題に関心のあるジャーナリストに対して，効果的な政策発信を行うことができた。

（ウ）人的交流等支援事業では，アルゼンチン帰国留学生会に委託し，約 1,000km 離れた４州５都市 18 の教育機関で日本留学の紹介及び説明を行うセミナー・講演会事業を実施。合計 1,724 名の出席者を得たほか，36 件の関連報道報道（TV，ラジオ，新聞，デジタルサイト等）がなされ，効果的な発信を行うことができた。

（エ）また，各種印刷物資料及び視聴覚資料を用いた政策広報についても，内閣府から支出委任を受けて，我が国への正しい認識や理解の浸透を図る広報動画（『明治 150 年：日本の基本的価値観の源流』，『自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の取組』等）を計６本，各 10 言語で作成し，ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載した。再生回数総計は６本で計約 209 万回。また CNN では全６本を放映し，全世界で合計 221 回放映した。この CNN での放映について，日ラトビア外相会談においてラトビア外相が，日本の取組に感銘を受けた旨，また，日本の開発協力について評価する旨を述べる等，同動画の発信力の高さが示された。

②各種招へい事業を通じて実現した我が国関連の第三者発信（各種メディアを通じた発信等）は合計で 498 件となり，350 件以上という目標を達成した。各種事業のうち特に効果が高かった事業は以下のとおり。

（ア）多層的ネットワーク構築事業で英国から招へいしたインディペンデント紙（オンライン版一日平均の固有訪問者数が約 502 万，かつページビューが約 1,012 万）のキム・セングプタ防衛・外交担当編集長は，尖閣諸島をめぐる日中関係につき「原油と天然ガスが地下に大量に埋蔵されていることが 1969 年の国際的な調査で明らかになるまで，漁場である以外に島々には興味を引かれるものはほとんど無かった。その翌年に同島を釣魚島と呼ぶ中国，そして台湾が領有権を主張し始めた。」として歴史的経緯を客観的に報道した。英国では，東アジア地域の領土問題について関心が薄く，報道される機会も限られている中，英国の幅広い年代のリベラル層に読まれている高級紙の同紙において，先んじて我が国の主張に沿った報道がなされたことは非常に重要な成果だったといえる。また，豪州から招へいしたオーストラリアン紙（発行部数は，約 47 万５千部。オンライン版は一日平均の固有訪問者数が約 121 万，かつページビューが約 2,060 万）のプリムローズ・リョーダン政治（外交・貿易）担当記者は，尖閣諸島をめぐる現地の漁業関係者の置かれた難しい状況を訪日中の取材及び面談の結果に基づき発信した。豪州全域で発行される全国紙であり，主に高等教育を受けたエリート層が支持する同紙において，同紙が主張する豪州と日本との安全保障協力の強化と絡めて，我が国を取り巻く厳しい安全保障環境について発信がなされたことは，非常に効果が高かったといえる。

（イ）ソーシャルメディア発信者招へい事業でアルゼンチンから招へいしたアドリアン・ボノ氏（「infobae」Web TV Host）は，訪日中に自身の様々な SNS アカウントで日本文化や広島原爆ドームなど多岐にわたりコメントと動画を計 31 回発信した。また訪日後にも，被招へい者が記者を務めるスペイン語圏有数のデジタルニュースサイト「infobae」(FB フォロワー数約 236 万人，TW 約 260 万人）において，北朝鮮問題，日米韓連携の重要性などの東アジア情勢を含む日本の立場や現状，及び被爆者に対するインタビューを通した非核化の重要性等が広く発信された。

（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備

在外公館の発信力強化のための外部専門家の活用の成果として，特に在英国大使館においては，契約している PR コンサルタントのコネクションを活用し，大使館では直接アプローチするのが困難なメディアにおける大使インタビューや主要紙への寄稿を積極的に実施した結果，BBC，スカイニュース等の世界的に影響力のあるメデ

ィアで放映され，全世界で多数の視聴者が視聴するなど，在外公館の発信力が強化できた。

２　一般広報の実施

（１）日本ブランド発信事業については，特に新しいライフスタイルの共有として実施した元陸上選手・為末大氏のガーナ，ケニア及びボツワナ派遣では，各地における講演会，ワークショップを通じてスポーツ競技における精神面の重要性・日本的なスポーツ競技に対する姿勢等を発信，事前 PR も併せて行ったところ，事業前から現地新聞やTVでインタビュー記事やイベントのレポートについて数多く取り上げられるなど高い発信効果が得られた。また,28 年度に本事業で派遣した専門家のうち，人工流れ星を開発する株式会社 ALE 代表取締役社長岡島礼奈氏が，本事業による派遣を一つの契機に注目の女性起業家として，Newsweek の Women of Future にノミネートされるなど，世界的に多くのメディアに取り上げられる活躍を見せており，本事業が日本ブランドの継続的な発信につながった好例といえる。

（２）Web Japan は，29 年度は 1,800 万ページビューを超える高いアクセス数を確保したほか，米国 Google.com 等の検索エンジンを用いて「japan technology」「japan pop culture」等の一般的な言葉により検索した場合にも上位表示を確保しており，その広報効果は高かった。(29 年度)

●　ジャパン・ハウスについては，３都市のうち，ロンドンについては建設工事遅延により 29 年度に開館できず，ロサンゼルスについても５階部分の建設工事遅延により，２階部分だけの一部先行開館となった。しかしながら，ロンドン及びロサンゼルスともに，すでに設立されているジャパン・ハウス事務局を中心に開館後の事業計画の立案，定量的指標の設定，プレイベントの開催やウェブサイト・SNS を通じた広報活動を開始しており，開館に向けて現地におけるジャパン・ハウスの認知度向上に努めている。

サンパウロについては，現地事務局と東京事務局との連携により日本の多様な魅力や強みをアピールする企画を積極的に実施した。例えば，開館後の企画展第１弾として実施された竹展では，現地事務局から，ブラジルにも多く自生しており人々にとって身近な植物である竹を取り上げることが提案され，これに対して，東京事務局から日本の伝統文化や現代工芸に生きる竹の視点を提案・助言することで，よく練られた質の高い企画展となり，目標を大きく上回る来館者数やメディアへの露出が実現し，現地におけるジャパン・ハウスの認知度を向上する上で効果が高かった。特にメディアへの露出に関しては，ユナイテッド航空機内誌や米国ニューヨーク・タイムズ紙において「サンパウロを訪れたら訪問すべき場所」の一つとして取り上げられるなど，開館から間もないにもかかわらず，高い評価を得ていることが確認された。また，政策広報については，歴史認識や領土保全も含めた東アジアの安全保障，東日本大震災からの復興，アベノミクス等につき講演会を実施し，我が国の重要な政策に関して効果的な発信ができたと考える。

日本国内でも，複数の地方自治体からジャパン・ハウスにおける事業の実施に関心が寄せられており，ジャパン・ハウスにおける地域活性化事業モデルケースとして「燕三条　工場の祭典」展計画をジャパン・ハウス　ロンドン現地事務局と協力しつつ構築したことは，今後のジャパン・ハウスにおける地域の魅力発信事業推進にとって重要な一歩となった。(29 年度)

iii　個別分野３　IT 広報の実施

●　外務省ホームページについては，28 年度のＧ７伊勢志摩サミット等のような我が国で主催する大規模国際行事は少なかったものの，総理大臣及び外務大臣の海外出張においてこれまで以上に迅速なホームページ掲載作業を徹底したこと，在外公館ホームページについては，トップページデザイン改善に伴い，アクセスが増加した結果，全

体として 28 年度実績を上回るアクセス数を確保することができた。外務省ホームページ英語版での発信については翻訳内容の迅速な確認に努めたこと，トップページ写真コーナーを積極的に活用したことで 28 年度並みのアクセス数を得ることができた。

公式フェイスブック及び公式ツイッターにおいて 29 年度実績値が得られた要因としては，公式アカウントにおいても，フォロワーが関心を持ちそうな案件につき，動画・写真を多用した投稿をする等の工夫のほか，英語発信の迅速化を行ったことが，多くのユーザーの閲覧につながったと考えられる。(29 年度)

ⅳ　個別分野４　国際文化交流の促進

●　在外公館や国際交流基金を通じて，日本の祭りやスポーツ関連事業等，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業を実施することができた。対日理解の促進・親日感の醸成には継続した取組が必要であるが，特に有効性・効率性が高かった取組は以下のとおり。

ア　日本の祭り関連事業

10 月,在カナダ大使館は,カナダ建国 150 周年記念事業「Ottawa Welcomes the World」に 75 以上の他国大使館とともに参加し，日本文化を紹介するステージ公演（和太鼓公演，武道デモンストレーション，コスプレ等），コミュニティーブース（生け花，かるた，俳句，折り紙，書道，盆栽等），企業ブース・展示等を「日本祭り」として実施。事業当日は雷雨や暴風雨が続く悪天候であったにもかかわらず，想定していた 5,000 人を大幅に上回る約 8,600 人が参加。参加者アンケートでも，ほぼ 100%が対日関心・理解が深まったと回答したほか，90%が日本に対して好感を持つようになったと回答。参加者からは，他国大使館が開催したフェスティバルに比べて，日本祭りの内容が最も充実しており，クオリティーも高いとの評価が得られる等，現地における対日理解・対日関心の促進に大きく寄与するとともに，我が国のプレゼンス強化にも寄与した。

イ　スポーツ関連事業

11 月，在青島総領事館は，日中国交正常化 45 周年及び日本政府草の根文化無償資金協力によって設立された青島日中友好柔道館開館 10 周年の機会を捉え，山下泰裕・全日本柔道連盟会長等を講師に迎えて柔道に関する公開座談会・模範演技，総領事杯青島国際学生柔道選手権，大学等における柔道レクチャー・デモンストレーション等を一連のシリーズ事業として実施。地方都市での開催にもかかわらず，約 850 人が参加し，中国中央テレビ（CCTV）や青島テレビ局等，複数のメディアで取り上げられた。参加者アンケートでは，ほぼ 100%が対日関心・理解が深まったと回答したほか，96%が日本語の学習意欲が高まったと回答する等，スポーツを通じて対日理解・対日関心を深める機会となったほか，2020 年東京オリンピック・パラリンピックへの機運醸成につながった。

ウ　和食を通じた日本の魅力紹介事業

11 月,急速な経済発展を背景に日本食への関心が高まりつつあるインドにおいて，在インド大使館がインド政府関係者・経済関係者等の現地有力者や，現地バイヤー・レストラン等事業関係者を対象に，日本の日本酒蔵元５社の協力を得て，日本酒・和食のレクチャー・デモンストレーションを実施。参加者アンケートでは，93%が対日関心・理解が深まったと回答したほか，インド経済関係者から，日本酒の普及及び販路拡大に向けて前向きに検討したい旨のコメントが寄せられた。また，各商談ブースでは，酒蔵と熱心に商談を行う姿が見られ，サンプル商品の輸出につながる等の成果も得られた。

エ　文化の WA プロジェクト

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業

ASEAN 諸国をはじめとするアジア地域における日本語教育支援のため，日本語パートナーズを 591 人,12 の国･地域の 492 機関へ派遣した(29 年度末までに延べ 1,225 人を派遣)。特に，地方自治体及び国内大学との候補者募集に関する連携や，地方都市における募集説明会の開催，ウェブサイト等を通じた広報に努めた結果，29 年度は，28 年度の 364 人に比して約 1.6 倍の派遣人数を達成した。また，29 年度末までに帰国した 596 人の受入校を対象に実施した調査によれば，日本語パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数は合計 42 万人と，国際交流基金第４期中期目標で定めた目標値である 26 及び 27 年度の実績平均値の 4.0 倍を達成しており，日本語教育支援，対日理解の促進及び親日感の醸成に貢献した。

（イ）双方向の芸術文化交流事業

映画，美術，ダンス，音楽，スポーツ，市民交流，知的交流等の分野で日本とアジア諸国を繋ぐネットワークを拡大するための各種交流事業を展開。特に映画の分野では，東京国際映画祭と連携して，東南アジア映画の特集上映，アジア各国から関係者 63 名の招へいを行ったほか，アジア３か国の監督によるオムニバス映画共同製作の第２弾を開始するなど，ネットワーク形成を促進・強化できた。ASEAN50 周年記念事業としての「サンシャワー展」では 10 か国より 86 組の現代芸術家の参加を得，35 万人を動員することができたほか，インスタグラムの投稿数が２万件を超えるなど SNS 上で大きな反響があり,ASEAN 諸国を主対象とするアジアと日本との文化交流を強化することができた。29 年度末までに 1,525 件の事業に 360 万人以上が主催及び助成事業に参加し，アジア諸国との双方向の交流を促進・強化しており，基金の長年の知見を生かした一過性の事業ではない継続的実施，今までにない大規模な双方向交流の実施は，29 年５月の日越外相会談や 29 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議の際など,ASEAN 諸国とのハイレベル会談においてたびたび言及･評価されている。

オ「ジャポニスム 2018」

公式企画については，日本側の関係政府機関等と協力しつつ，フランス側カウンターパートとなる各文化施設とも緊密に連携を保ち，準備期間が極めて短い中で着実に準備を進めることができた。また，事務局主催の「公式企画」以外に，ジャポニスム 2018 の実施に賛同する企画を広く募集し認定する「参加企画」の枠組みを整備し，申請受付・認定を開始し，すでに 10 件以上の申請受付を実施した。

また，広報についても，11 月には，日仏双方で記者発表会を実施し，その後もウェブサイトや SNS を通じた広報に努め，日仏双方で多くの報道がなされた（本格的に広報を開始して以降，各種メディアでの報道件数は日：約 500 件以上，仏：約 30 件以上)。引き続き，事業の着実な実施に努めつつ，日仏両国での広報を行っていくことが重要。

カ　放送コンテンツ紹介事業

対日理解促進，親日感醸成を目的とし，放送コンテンツという媒体を用いることにより，一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持すべく，継続的に日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し続けることで，延べ 101 か国・地域で，908 番組の放送を実施し，例えばキューバにおいて，目上の人を尊重する姿勢や家族を大切にする姿勢を始め日本文化を非常に良く反映していると評されたドラマでは，40%を超える視聴者率を獲得するなど，日本文化へのアクセスが困難な国・地域において爆発的な日本ファンを獲得した。

加えて，商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に，現地で提供番組ごとにフォローアップすることで，日本のコンテンツホルダーにとって，現地におけるニーズ把握の足がかりとなる番組提供実績，将来的な市場進出に必要不可欠な放送条件及び将来的な有償供与に繋げる現

地放送局の意向等を調査・収集した。さらに，それらの情報を，日本のコンテンツホルダーに対して日々提供するのみならず，日本全国各地で１か月間集中的に説明会を行うことで，日本のコンテンツホルダー175 社延べ 225 人に対し情報を提供し，将来的に現地で日本のテレビ番組が商業的に放送されることを狙った効果的な先行マーケティング及びその結果の還元を実践した。引き続き，対日理解の促進，親日感醸成を目的とし，途切れることなく事業を行い，先行マーケティングとしての貢献をすることが重要。(29 年度)

● 親日層・知日層の形成・発展には，今後も地道に取組を続けることが必要であるが，特に有効性・効率性が高かった具体的取組は以下のとおり。

ア 留学生交流

帰国留学生会が新たに７か国（サモア，ベネズエラ，ボリビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，ルワンダ，ジブチ及びガボン）で発足したことは，全世界における親日派・知日派の形成の観点から有益だった。帰国留学生会所属者数については，集計の対象とする帰国留学生会を精査し，日本での留学先の大学毎の同窓会を対象外としたため，目標に達しなかったが，集計対象とした各帰国留学生会の所属者数は，在外公館による名簿管理，入会呼びかけ，懇親会への招待等により順調に伸びている。

イ 招へい事業

戦略的実務者招へいの枠組みで 161 人，閣僚級招へいの枠組みで 26 人を招へいし，ハイレベルとの有意義な意見交換や視察を行い，対日理解促進に繋がったことは，相手国との関係強化を図る上で一定の効果があった。

ウ JET プログラムへの参加者増に向け，関係省庁，機関と連携し，自治体に JET の拡大を呼びかけた結果，参加者数は 211 名増加した。また，在外公館では大学等での説明会やウェブ広告等募集･広報活動に力を入れた結果，米国，英国を始めとする複数国で応募者増加につながった。新たな非英語圏からの招致も実施した。これらは，優秀で質の高い参加者の確保及び地域における国際交流推進の観点から有益だった。

エ スポーツ交流事業

スポーツ外交推進事業にて，外国人選手，指導者，スポーツ関係者等の招へい（15 件・14 か国）と，日本人指導者の派遣（６件・６か国）を実施した。日本で指導を受けた海外の指導者が，その経験を自国に戻ってさらに多くの選手に伝えるなどの二次的な広がりもあり，スポーツを通じた国際貢献（SFT）の促進に貢献している。派遣・招へいの各事業においては参加者に対するフォローアップを実施して満足度を測っており，多くの参加者から，「日本でのレベルの高い経験を自国の選手や指導者に還元した」とのコメントを得るなど，意義のあるものとなった。

スポーツ武道担当大使は，定例記者懇談会にてスポーツ外交推進事業の好事例を報告するなど，広報努力を行った。

国際競技連盟関係者を日本に招へいし，国際連盟理事に立候補している日本人候補者やその他協会関係者との懇談や外務省幹部との会食等を実施することで，政府も強力に支援していることをアピールすることができ，日本人候補者の当選につながった。在外公館レセプションでも，海外において現地関係者を招いて日本人候補者の紹介をすることで，日本政府の支援も受けていることをアピールでき，当選につながるなど，一定の効果が出ている。日本人がこうした国際競技連盟の理事等の幹部になることは，世界における日本のプレゼンス向上，いち早い情報収集の観点から非常に有効である。(29 年度)

v 個別分野５ 文化の分野における国際協力の実施

● ユネスコの「世界の記憶」事業については，同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなるよう，我が国として積

極的に取り組んできた結果，10 月の執行委員会において，本件事業の包括的な制度改善を求める内容の決議が全会一致で採択されたほか，国際諮問委員会（IAC）の審査を踏まえた上で，事務局長が，日中韓を含む９か国・地域の 15 団体が提出していた慰安婦関連資料の登録先送りを決定した。さらに，12 月には，2018－2019 年審査サイクルにおける申請・審査を凍結することとした旨ユネスコ事務局長から発表された。こうした流れは，「世界の記憶」事業の制度改善を進めるとの観点から，有意義であった。

ユネスコを通じた日本信託基金事業（累計件数：有形文化遺産 44 件，無形文化遺産 107 件，人的 242 件）は，これに裨益する国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく，各国で高い評価を受けた。例えば，30 か国・７つの国際機関の間でアンコール遺跡救済に関する国際協力についての「東京宣言」を採択した国際会議（５年）で日仏が共同議長を務め，その中で，アンコール遺跡保存開発国際調整委員会（ICC）設置が決定され，その後，毎年 ICC にて日仏が共同議長を務めており，29 年も各国・機関の支援を調整する重要な役割を果たした。信託基金の事業実施にあたっては，国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用して，こうした技術を我が国専門家から裨益国の文化遺産保護関係者に移転することに重点を置いており，事業の効果は，事業終了後も長期間継続している。この結果，国際会議等において裨益国の閣僚級から我が国への謝意が示されるとともに，これを支える日本人専門家の存在も，我が国プレゼンスの向上に大きく貢献していることから極めて有益だった。

我が国が世界遺産に推薦していた「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は，５月のイコモス勧告においては８つの構成資産のうち４資産のみが登録にふさわしいとの勧告がなされていたが，世界遺産委員国に様々なかたちで働きかけを行い，８つの資産全体としての歴史的価値を認められたため，７月の第 41 回世界遺産委員会で８構成資産全体での世界遺産登録を達成することができた。(29 年度)

vi　個別分野６　国内報道機関対策の実施

● 29 年度においては，国賓・公賓やトランプ米大統領の訪日等多数の外国要人の来日があり，これらについて政務レベル等の記者会見の実施，報道関係者に対するブリーフの実施や報道発表の発出を行い，国民に対する分かりやすい政策の発信に努めた。また，北朝鮮による核実験の実施，弾道ミサイルの発射等が頻発し，我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中，国民の関心に応えるべく，通常の定期的な会見や報道発表の発出に加えてきめ細やかに臨時記者会見を実施し，タイミングの良い，かつわかりやすい情報発信に努めたことは特に効果的であった。さらに，29 年度は河野外務大臣の就任後，外国出張が急増したが，このような内閣総理大臣・外務大臣の外国訪問（二国間訪問のほか，国連総会，APEC，G20，TICAD 閣僚会合等の国際会議出席）の機会に，集中的に国内報道機関対策を実施したことにより，効率的かつ効果的な情報発信を行うことができた。

29 年度は，外務大臣を始めとする政務三役の交代を機会にメディアへの露出が増加し，テレビや新聞等のインタビューを多数実施した。これらのインタビューは，国民の関心の高い分野について直接的に国民に伝えるものであり，国民の理解を確保する上で効果があった。

また，３回にわたる「地方を世界へ」プロジェクト（第４回：青森及び北海道（４月），第５回：石川（６月），第６回：香川及び兵庫（７月））として，岸田外務大臣が，地元メディアも活用する形でその内容・成果を発信したことは，外務省が地方と連携して取り組む事業や日本外交の現状等について広く国民に広報し，正しい理解を求める上で有益であった。(29 年度)

vii　個別分野７　外国報道機関対策の実施

● Ｇ７タオルミーナ・サミットやG20 ハンブルク・サミット，ASEAN 関連首脳・外相会合を始めとする国際会議の前後や要人往来の機会に行った総理大臣及び外務大臣等のインタビューや寄稿を通じて日本政府の考え方や取組を紹介できたことは，外国メディアに対する正確な対日理解を促進するために，迅速かつ効果的な対外発信に寄与する観点から有益であった。特に，外務大臣が外遊先において，現地メディアからのインタビューを受ける際，外務大臣が日本政府の考えを英語で発信することによって，より迅速かつ直接的に発信することができた。また，外国メディアに対し積極的に記者会見を行うことにより，発信した情報の早期拡散と，効果的な浸透を促した。これにより，外国メディアの関心も高まり，闊達な意見交換や積極的な取材協力が可能となり，対外発信に寄与した。(29 年度)

カ　施策Ⅵ－１　経済協力

（ア）測定指標の平成 28･29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１	「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅	Ｂ
＊２	普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現	Ｂ
＊３	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	Ｂ
＊４	連携の強化	Ｂ
５	国民の理解促進，開発教育の推進	Ｂ
６	国際協力事業関係者の安全対策の強化	Ｂ
７	主要個別事業の事後評価結果	Ｂ

（イ）主な施策分析

● 28 年度は，27 年５月に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の下，アジア向けインフラプロジェクトとして合計 24 件，9,323.58 億円の円借款及び関連する無償資金協力や技術協力等を実施した。また，28 年５月には「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し，今後５年間に，約 2,000 億ドルの資金等を供給する旨表明した。さらに，５月のＧ７伊勢志摩サミットでは，「質の高いインフラ投資の推進のための伊勢志摩原則」が合意され，質の高いインフラ投資の国際化を大きく前進させることとなった。（28 年度）

29 年度は，同イニシアティブの下，対象をアジアから世界に広げ，合計約１兆 3,924 億円の円借款の交換公文の署名を行った。

これらインフラ整備のうち，道路，港湾関係の建設・改修支援等は，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，アジアからアフリカにかけての広大な地域の交通・流通網を近代化し地域間の連結性を向上させるという目的に資するものであった。

補修やメンテナンス等のライフサイクルコストの軽減も期待される質の高いインフラ整備は，持続可能な開発を進める上で重要性を一層増しているところ，こうした考え方を国際社会の賛同を得ながら進めていくためにも，９月に国連と EU と共催した「質の高いインフラ投資推進に関する国連サイドイベント」を始めその普及に向けたイベントを複数回開催したことは有益であった。

医療・福祉分野における UHC フォーラム 2017 での日本の優れた母子手帳を活用した母子健康ケア制度導入の成功例の紹介，「栄養改善事業推進プラットフォーム（28 年発足）」を活用したインドネシアのプロジェクト，高度人材育成事業である「イノベーティブ・アジア」の開始，ABE イニシアティブを通じて日本で学んだアフリカ出身の研修生の活躍等の，日本ならではの貢献は，JICA の新中期目標でも重視されている被支援国における質の高い成長及び貧困緩和に繋がることが期待される。(29 年度)

● 28 年度は，少数民族地域に対して 28 年度から５年間で 400 億円を支援することを表明し，ミャンマー和平支援を実施したほか，海上法執行能力向上のための支援として，フィリピン，スリランカへの巡視船艇等の供与決定，ベトナムへの供与方針の表明，マレーシアに対して海上保安関連機材等の購入に必要な資金の無償供与，人材育

成支援等を実施した。こうした取組は，対象国の海上法執行機関の訓練体制の強化及び海難救助や違法漁業の取り締まり等における海洋法執行能力を向上させ，日本にとって重要な「開かれ安定した海洋」の維持・発展に大きく貢献した。(28 年度)

29 年度は，引き続き国際社会の脅威となっているテロ，暴力的過激主義等に対処する観点から，テロ対策・治安・航空保安能力強化等のための支援に力を入れ，我が国の優れた技術を活かした機材の供与や，他省庁，他機関等と連携した研修等の能力構築支援を行うことで，ハード・ソフト両面から，事態の改善に向けた取組を促した。

そのほか，国際機関とも連携しつつ，ミャンマーに対する貧困削減，法の支配の定着を含む和平進展にむけた環境づくりや，フィリピンのミンダナオに対する避難民への住居提供，職業・起業訓練や破壊された建物の再建等，シリアにおける社会インフラ整備や医薬品供与といった支援を行い，各国の人道状況の改善及び社会の安定化等，国際社会全体に課せられた喫緊の課題に，責任ある立場で適切に対処した。

普遍的価値を共有し平和で安全な社会を実現することは，JICA の新中期目標においても重要度・難易度共に高い目標として設定されており，上記成果は右目標達成に向け意欲的に取り組んだ結果と評価できる。（29 年度）

● 28 年度は，５月に内閣総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部を設置し，広範囲にわたる関係者と意見交換を経て，12 月の第２回 SDGs 推進本部会合において，SDGs 実施指針が決定された。

パリ協定関連では，４月の署名に続き，５月のＧ７伊勢志摩サミットにおいて，Ｇ７が同協定の 28 年中の発効を目標に，できるだけ早期の締結に向けて取り組むことを誓約する旨の声明をとりまとめた結果，パリ協定は 11 月に発効した。また，10 月のプレ COP では，途上国支援のための資金動員の進捗を示す「Roadmap to $100 billion」の発表に貢献した。（28 年度）

29 年度は，12 月の第４回 SDGs 推進本部会合で，府省横断的な SDGs に向けた主要な取組を「SDGs アクションプラン 2018」として発表し，日本型「SDGs モデル」発信のための官民を挙げた「Society5.0」の推進，SDGs を原動力とした地方創生及び SDGs の担い手としての次世代・女性の活躍を，その基本的方向性として掲げた。同時に，SDGs に向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰する「ジャパン SDGs アワード」第１回表彰式を実施した。外務省が推進する国際協力の面では，特に，７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において，次世代に着目し，教育，保健，防災，ジェンダー分野等を中心に 29 年までに 10 億ドル規模の支援を行うことを表明し，国際社会で高く評価されるなど，我が国の行う開発協力に対する期待もますます高まっている。

気候変動分野に関しては，「我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う」という目標に向け，一定の成果をあげることができた。JCM では再生可能エネルギーや低炭素技術を活用した温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを多く実施し，登録済みプロジェクト及び承認済み MRV 方法論の件数並びに発行済みクレジット量の増加等，国際的な排出量削減・吸収に貢献した。また，GCF において，三菱東京 UFJ 銀行（当時）と国際協力機構（JICA）が認証機関として認定され， GCF を活用した我が国の気候変動関連の途上国支援が一層進むことが期待される。二国間の国別開発協力においても，再生可能エネルギー等を活用した温室効果ガス排出削減と吸収の対策，灌漑システムの改善や護岸工事などの適応策（気候変動の悪影響の防止，軽減のための備えと新しい気候条件の利用）が実施され，途上国の気候変動に対する耐性の強化に貢献した。

地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築は JICA の新中期目標においても重視されており，SDGs の更なる推進を含め，今後も関連する取組を継続する必要がある。（29 年度）

● 28 年度は，英，仏，独，ノルウェー，米，韓，豪といった国際社会における主要ドナー国と連携して，開発政策対話の実施や国連総会におけるサイドイベントの開催や第三国への支援を進めたほか，防災分野を始めとして我が国が有する知見・経験を新興ドナーに共有するための取組も併せて行い，国際社会全体の開発協力の効果の一層の向上に寄与した。（28 年度）

29 年度は，特に，JICA ボランティア事業及び各国際機関との連携において成果があった。

JICA ボランティア事業については，28 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ，「民間連携ボランティア」の促進を図り，前年を上回る派遣実績を実現した。また，29 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ，JICA ボランティア広告の在り方を改善させ，応募者の増加（28 年度 3,305 名から 29 年度 3,541 名に増加）につながった。

国際機関との連携については，UNDP，UNICEF，UN-HABITAT を始めとする国際機関と積極的に政策協議等を実施し，各機関の行動計画等において，人間の安全保障，UHC，質の高いインフラ等の我が国の開発協力における重要な要素が盛り込まれ，各機関の活動における我が国の「見える化」確保にも有益であった。また，29 年度は国連関係機関の邦人職員の増強にも努めた結果，29 年末時点で 28 年末に比べ 30 人の邦人職員増加に繋がり，ビジビリティの観点から大きな成果であった。

これらの取組は，JICA の新中期目標においても重視しており，上記成果は右目標の達成にも資するものであり，今後も継続する必要がある。（29 年度）

● 国民の理解促進に関し，29 年度は，ODA 出前講座を 65 回実施し，「日本の一方的な支援でなく，日本にも利点があることがわかり，ODA に対する見方が変わった」といった声が届くなど，開発協力への理解促進に一定の成果を挙げた。また「外交に関する世論調査（内閣府実施）」では，今後の開発協力のあり方について「積極的に進めるべき」と回答する人の割合が 28 年度の 30.2%から 32.4%と 2.2 ポイントの増となった。

28 年度から開始した高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ進路（旧スタディサプリ放課後版！）」においては，外務省国際協力局職員によるコラム（全 12 回）の閲覧数は 80,801 回を数えた。各コラムでは開発協力を始め，SDGs や UHC，また草の根・人間の安全保障無償資金協力などを，高校生を中心とした若い世代にわかりやすいように丁寧に解説したほか，外務省職員によるキャリアパス紹介もしており，高校生の進路選択に開発協力の視点を提示することができた。

テレビ東京系列６局ネットで行った啓発番組の事後調査では，「開発協力」に対する「認知」は 25.3 ポイント上昇，「関心度」は 34 ポイント上昇，「自分の生活との関係性」についての理解は 23 ポイント上昇するなどの成果をあげ，視聴者の理解・関心の促進につながった（番組評価アンケートより引用）。

また，シンガーソングライターのピコ太郎氏に，SDGs 推進大使として SDGs 推進に係わる業務を委嘱し，グローバルフェスタ JAPAN2017 や第１回「JAPAN SDGs アワード」表彰式などへの参加を通じ，SDGs の広報・普及に貢献を得ている。（29 年度）

● 安全対策の強化に関し，29 年度は，JICA と協力して「国際協力事業安全対策会議最終報告（28 年８月）」の全ての項目につき実施を継続・拡充し，特に，脅威情報の収集・分析・共有及び研修・訓練の強化につき有効性の高い取組が行われた。脅威情報の収集・分析・共有については，在外における情報共有の強化，関係国政府への働きかけを着実に実施したことに加え，JICA による国際機関等との連携による情報収集・分析体制の強化に取り組み，「安全対策ページ」の開設等を通じた情報へのアクセス向上により，国内外において国際協力事業関係者及び諸外国関係者の安全対策に対する認識向上が図られた。また，研修・訓練の強化については，JICA による研修項目拡充及び参加者増加に向けた取組（ホームページ等を活用した広報等）が実施されたこ

とで，JICA による研修への参加者数が飛躍的に増加した。

開発協力は，事業従事者の安全が確保されて行われることが大前提であり，国際協力事業関係者の安全対策は JICA の新中期目標においてもその重要度の高い目標として設定されている。万が一，事業関係者が事案に巻き込まれるようなことがあっても人的被害を最小限にとどめることを最優先課題とし，不断の情報収集，研修・訓練，啓発，資機材整備，現地政府との連携等の取組を継続，拡充していくことが必要である。（29 年度）

キ　施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組

（ア）測定指標の平成 28･29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
＊１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献	B
＊１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進	B
＊１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進	B
個別分野２　環境問題を含む地球規模問題への取組	
＊２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進	B
＊２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進	B
＊２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進	A

（イ）主な施策分析

i　個別分野１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献

● SDGs 推進のための国内体制整備は，内閣総理大臣を本部長，全閣僚を構成員として SDGs 推進本部の立ち上げ等もあり 28 年度をもって基本的体制が整った。（施策Ⅵ－１参照）

29 年度は SDGs 推進に向けた取組に注力し，以下の具体的成果をあげた。

まず，SDGs の国際的関心度を高め，各国の協力姿勢を喚起することを目的に，ピコ太郎氏の協力を得て，７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において PR イベントを実施し，日本の SDGs 推進に向けた取組を発信しつつ，同フォーラムに出席した各国要人に SDGs 推進に係る我が国の取組を力強く訴え，今後の各国における SDGs への関心の一層の高まりと，推進に向けた動きの加速化が期待される。

国内的な取組としては，第４回 SDGs 推進本部会合にて，SDGs 実施を推進する形での官民連携，地方創生，次世代や女性のエンパワーメントを３本の柱とする「SDGs アクションプラン 2018」を決定し，今後の SDGs の取組の方向性を定め，国内の各ステークホルダーの取組を後押しした。また，SDGs 達成に向けて優れた取組を行っている日本の企業・団体等を表彰する第１回「ジャパン SDGs アワード」では，280 を超える多数の応募があり，SDGs の国内認知度の向上に効果があった。

人間の安全保障への貢献という観点からは，29 年度は，第９回日本・メコン地域諸国首脳会議，日チリ首脳会談，日ギニア首脳会談及び日マダガスカル首脳会談等，複数の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ，各国の人間の安全保障に対する理解を進め，概念の普及に進展がみられた。特に，日本・メコン地域諸国首脳会議では，継続的に成果文書で人間の安全保障に言及され，メコン地域諸国の開発計画にも人間の安全保障の視点が一層反映されることが期待される。

これらの取組を通じて，グテーレス国連事務総長は，訪日中の 12 月，安倍内閣総理大臣との共同記者会見において，人間の安全保障における日本のリーダーシップは自身の優先課題である予防，持続的な平和及び持続可能な開発にインスピレーションを与えたと述べたほか，直後に「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」をテーマに国連安全保障理事会において開催された公開討論では，人間の安全保障の概念は予防に役立つ枠組みであると発言するなど，日本の取組に対する高い評

価を表明した。同公開討論では，他の国からも人間の安全保障アプローチは国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処にきわめて有効であるとの発言があるなど，各国の関心の高さも証明されることとなった。

また，日本の拠出を通じた国際機関によるプロジェクトの実施は，途上国の人々の生活水準に資するものであり，特に 29 年度補正予算では国連開発計画（UNDP）に約 151 百万ドル，国連児童基金（UNICEF）に約 55 百万ドルを拠出する等のプロジェクトを実施し，人間の安全保障の推進に具体的に貢献した。UNDP の「ウクライナ東部における人間の安全保障及び緊急対応能力の向上」や国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）の「ソマリアの移民及び帰還コミュニティにおける人間の安全保障の改善」など，プロジェクト名に「人間の安全保障」が含まれるものもあり，人間の安全保障の概念普及に留まらず，実践面からの効果も期待される。（29 年度）

● 29 年度は，人間の安全保障基金に対する申請数は，目標（101 件）を下回る 56 件となったほか，承認案件数についても，目標（５件）を下回る４件となった。申請数の減少は，人間の安全保障ユニットのイニシアティブにより，各国際機関が申請を行う際に現地の国連活動を統括する国連常駐調整官との調整の厳格化を義務付け，地域毎の優先事項を踏まえた案件の質の向上を図るなど，案件ごとの適格性審査を厳格に行ったためであり，質の向上に資する結果となり，適切な対応であった。（29 年度）

● UHC 及び感染症対策の推進に関する日本の取組は，29 年３月のニュシ・モザンビーク共和国大統領訪日の際に発出された日モザンビーク共同声明において，保健システムの強化は，UHC の達成及び公衆衛生上の緊急事態に対する備えの強化につながるとの認識が共有されるなど，被援助国自身もその重要性を理解することにつながった。また，26 年度外務省第三者 ODA 評価「保健関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた日本の取組の評価」での提言（ドナー間コーディネーションを行い，保健支援のニーズの高い地域の保健サービス支援を，ドナーが分担することによって，より効率的な保健サービス支援拡大につなげる）も参考に，Ｇ７伊勢志摩サミット等主要な会議で UHC の達成のため多様なステークホルダーの間の連携の重要性を主張し，UHC2030 設立につながった他，Ｇ７伊勢志摩サミットで日本が主導した議論が 29 年のＧ20 に拡大し引き継がれた。（28 年度）

第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」，国際会議「UHC フォーラム 2017」の開催は，UHC の推進に関する各国の理解促進に貢献し，「UHC の達成を促進する」，「結核，エイズ，マラリア，エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する」という中期目標の達成において効果があった。（29 年度）

ii 個別分野２　環境問題を含む地球規模問題への取組

● ９月に国連環境計画（UNEP）事務局長が訪日し日 UNEP 政策対話が行われ，我が国と UNEP 間の連携強化が図られた。また，12 月の第３回国連環境総会では，我が国は閣僚宣言や 13 本の決議の採択に主導的役割を果たし，地球環境の維持・改善に向けた先進的な立場をアピールできた。さらに，UNEP 本部所在地のナイロビでは，在ケニア大使館を通じた UNEP 事務局と意思疎通や情報共有を図っており，UNEP との連携，信頼関係強化に貢献した。

水銀に関する水俣条約については，条約の発効に向けた働きかけ等に取り組み，８月の条約発効に一定の役割を果たすことができた（30 年２月現在の締約国数は 87 か国）。９月の第１回締約国会議においては，関係省庁とも連携して，条約事務局の組織体制や予算等，条約の運営に関する事項はもとより，水銀規制に関する技術的事項については，我が国の経験も踏まえて，締約国間の議論において主導的役割を果たした。

化学物質管理に関しては，４～５月の関係条約合同締約国会議において，関係省庁とも連携して，化学物質及び廃棄物の規制，管理に係る技術ガイドライン等の策定や，

条約の運営に係る予算等の組織的事項の決定に貢献した。また，UNEP/IETC（国連環境技術センター）への拠出及び UNEP/IETC との緊密な連携による廃棄物管理分野での様々なプロジェクトの実施支援を通じ，途上国における環境技術の適正化の普及に貢献した。（29 年度）

● 29 年度は，６月のトランプ大統領による米国のパリ協定からの脱退表明への対応が重要な課題となった。我が国は米国を引き続き気候変動政策に関与させることが必要との立場であり，各国と連携しながら様々な形で米国への働きかけを行った。パリ協定の規定上，米国が同協定から正式に脱退できる最も早いタイミングは 32 年 11 月であり，今後も米国の協定残留に向けた働きかけを継続していく必要がある。

11 月の COP23 における議論では，一部途上国より，先進国と途上国の取組に差を設けるべきとのパリ協定採択以前の主張や，全ての議題を均等に扱おうとする動きがあったが，日本は他の先進国とも協力して，全ての国の取組を促進する指針を策定する必要性を訴え，先進国と途上国とを二分化した指針とすべきではないこと等を主張し，パリ協定の枠組み維持に努めた。パリ協定の実施を巡っては依然として一部途上国とその他の国で明確な主張の違いがあり，30 年の COP24 における指針の採択に向けた更なる取組が必要である。

そのほか，二国間クレジット制度(JCM)，国連気候変動枠組条約（UNFCCC）や緑の気候基金(GCF)などの日本人職員増加についても一定の成果をあげることができたが，一層の拡充に向けた取組を継続する必要がある。

国連ハイレベルウィーク期間中のコーン米国国家経済会議（NEC）議長主催朝食会，また 12 月の気候変動サミット（One Planet Summit）に河野外務大臣が出席，発言を行うことで，気候変動分野における我が国の積極的姿勢を改めて示すことができ，世界全体の気候変動対策に関するモメンタムを高めることにつながった。こうした多岐にわたる我が国による気候変動政策の実施の各局面においては，他の政府のみならず国際 NGO などの非政府主体や，企業とも連携を強め，SNS や外務省 HP 等を活用した対外発信にも注力し，それぞれの取組の効果を更に高めることができた。（29 年度）

● 多数の災害の経験を有する我が国は，これまで全ての国連防災世界会議をホストし，国連総会における「世界津波の日」の制定を主導する等，防災分野における取組をリードしてきた。「世界津波の日」制定元年である 28 年度に，15 に及ぶ「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施したことは，我が国の防災に係る経験や知識の共有及び各国における防災人材の育成等につながり，第３回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」を推進するとの目標を達成する上で効果があった。（28 年度）

29 年度は，国連国際防災戦略事務局（UNISDR）が中心となり 15 の「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施した。特に，11 月の「『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄」は，島嶼国を中心に世界 25 か国の高校生を招へいし，同会議を通じた「世界津波の日」の国内外への普及啓発を効果的に図ることができた。30 年３月に防災担当国連事務次長補兼国連事務総長特別代表に水鳥真美氏が就任した。日本の防災分野の知見を活用しつつ，水鳥代表のリーダーシップの下，UNISDR による防災の取組の推進が期待される。

29 年度は UNDP と共同で，アジア太平洋 16 か国の学校で津波避難訓練を実施した。その成果は「津波避難訓練マニュアル」としてとりまとめられる予定であり，世界各国の津波被害の軽減に結びつき，より強靱な社会の構築が期待される。(29 年度)

ク　施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

今次は，国際機関職員派遣信託基金（JPO）拠出金の評価を実施した。

（ア）測定指標の平成 29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　国連関係機関における日本人職員数	B
＊２　JPO 又は JPO 経験者を通じた国際機関での我が国のプレゼンスの強化	B

（イ）主な施策分析

●（１）人材の発掘・育成，JPO 派遣の実施，国際機関に対する働きかけの強化等の取組の結果，国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）は，820 名（28 年末時点）から，850 名（29 年末時点）に増加し，37 年度までに 1,000 人とするという中期目標に向けて，着実に進捗した。

JPO 派遣制度を活用した日本人職員の送り込みについては，59 名の国際機関への派遣を決定した。また，JPO 派遣後の国際機関における正規採用に向けて，在外公館と本省が緊密に連携しつつ人事支援を実施する等，きめ細やかなフォローを行った結果，29 年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（（注）３年度前に派遣手続きをとった者の採用率）は 82.9%と高い水準となっており，効果的な取組だった。

（２）JPO の潜在的候補者発掘については，特に，留学等で海外に在住している優秀な人材の発掘に取り組み，28 年度は８回だった海外でのガイダンスの実施を強化し，計 35 回実施した。日本人の若者の「内向き志向」が指摘されて久しい中，海外でのガイダンスの強化により，留学中の日本人学生を中心に，国際機関への就職に対する関心を喚起することができ，中長期的に世界を舞台に活躍する人材を発掘していく上で，非常に有益だった。また，JPO 計９名に対し，有識者による CV の書き方や面接試験の指導を実施し，候補者の育成に努めた。さらに，各国際機関の人事関連情報等の収集・集約に努め，JPO の正規採用や，JPO 経験者の採用・昇進に向けて，より効果的かつ積極的に国際機関側に働きかけを行うことができた。（29 年度）

● 省内にタスクチームを設置し，関係部局・関係省庁との連携の強化に努めるとともに，各国際機関の人事関連情報等の収集・集約に努めることにより，JPO の正規採用や，JPO 経験者の採用・昇進を含め，より戦略的な日本人職員増強に向けた支援を行えるようになった。29 年 12 月に東京において，グテーレス国連事務総長，テドロス世界保健機関（WHO）事務局長，キム世界銀行総裁等出席のもと開催されたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フォーラム 2017 のように，我が国が重視する国際会議の成功裏の実施に，現役 JPO や JPO 経験者が国際機関と我が国との連絡調整や政策発信等に貢献したことは，国際機関における我が国のプレゼンスの強化にも資するものであった。このほか，補正予算案件を含む，国際機関のプロジェクトへのより積極的な日本人職員の関与を確保することにより，我が国のプレゼンスが強化された。(29 年度)

ケ　施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

今次は，国際連合食糧農業機関（FAO）分担金の評価を実施した。

（ア）測定指標の平成 29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献する FAO の取組	A
＊２　FAO の組織運営における我が国のプレゼンス	A
３　FAO における日本人職員数	A

（イ）主な施策分析

● FAO が，食料・農林水産分野の国際基準の策定・実施支援，開発途上国における能力構築支援，統計・データの整備とそれに基づく政策意思決定への技術的助言，責任ある農業投資の推進等を行い，運営組織における議論を通じて FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより，定量的・定性的な成果を達成した意義は極めて大きい。FAO による世界の食料安定供給確保への貢献は，世界，ひいては食料の多くを輸入に依存する我が国の食料安全保障の強化に長期にわたり大きく貢献することが期待される。

７月の第 40 回 FAO 総会において採択された，FAO の改訂戦略枠組み並びに次期中期計画及び事業予算計画は，FAO の活動に関わる近年の世界的な開発の文脈や世界的・地域的傾向，また持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を踏まえた上で設定され，第２位の分担金拠出国である我が国が重視する取組が FAO の優先取組事項として適切に盛り込まれた。このことは，FAO の活動の進展を後押しする上で非常に有益であった。

FAO を通じた世界の食料問題改善に向けた支援の実施については，日・FAO 年次戦略協議や要人往来の機会を活用して互いの重視する事項について意見交換を行うなど，FAO とのコミュニケーションを緊密にしたことにより，優良な支援案件の形成とタイムリーな支援実施の決定につながった。(29 年度)

（注）FAO の 29-30 年の実績の詳細については集計中のため，上記は暫定的に記述したもの。

● 我が国は理事国及び計画委員として，FAO において分担金拠出額第２位のドナー国にふさわしいプレゼンスを確保してきたが，29 年度は引き続き同様の地位を確保したことに加え，日・FAO 二者間の関係強化に重点的に取り組んだことにより，FAO における我が国のプレゼンス強化の面で顕著な効果があった。

特に，FAO の組織運営において大きな影響力を有するグラツィアーノ事務局長の訪日を４年ぶりに実現し，訪日の前後も含め，我が国が重視する分野・取組について同事務局長に直接インプットを行う機会を豊富に設けることができたことは極めて効果的であった。同事務局長の前回訪日は 25 年の第５回アフリカ開発会議（TICAD V）への出席を目的としたものであり，日・FAO 関係の強化を主眼とした訪日としては，今回が初めてであった。

FAO のナンバー２にあたるグスタフソン事務局次長との間では，29 年１月にローマで開催した第１回日・FAO 年次戦略協議にて重点的に議論を行ったのに続き，30 年１月に同事務局次長の訪日が実現し，第２回日・FAO 年次戦略協議を行ったことは，日・FAO 関係の強化を継続的に推し進める上で非常に有益であった。グラツィアーノ事務局長及びグスタフソン事務局次長の訪日時には，地域別人道開発支援の強化及び持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた，栄養，林業，気候変動等の分野において連携を強化することを確認したほか，今後，31 年に日本で開催するＧ20 及び第７回アフリカ開発会議（TICAD７），32 年の東京オリンピック・パラリンピック等について意見交換を行い日・FAO 双方の取組強化を確認することができた。(29 年度)

コ　施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

今次は，国際連合開発計画（UNDP）拠出金（コア・ファンド，日 UNDP パートナーシップ基金，日本・パレスチナ開発基金，TICAD プロセス推進支援，グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)）の評価を実施した。

（ア）測定指標の平成 29 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　日・UNDP 間のパートナーシップの強化 （コア・ファンド，日 UNDP パートナーシップ基金）	A
２　パレスチナ経済の発展への具体的な貢献 （日本・パレスチナ開発基金）	B
３　TICAD プロセスの推進及び実施 （TICAD プロセス推進支援）	B
４　医薬品等の研究開発(GHIT)及び供給準備・供給支援（UNDP）の実施 （グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)，日 UNDP パートナーシップ基金）	B
５　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）	B

（イ）主な施策分析

● シュタイナーUNDP 総裁訪日や日 UNDP 戦略対話などの機会を通じたハイレベルでの協議を通じて，持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた国内外における努力の促進，世界人道サミット等でのコミットメントや，我が国の外交上の優先課題（防災，UHC 等）の実現に向けて，日本と UNDP の共通の開発課題を認識し，UNDP との間で政策調整を進めたことは，開発協力における UNDP との連携強化にとって有益だった。また，前回４か年計画（UNDP Strategic Plan 2014-2017）に続き，29 年に策定された UNDP の新４か年計画文書(2018-2021)においても，我が国の開発協力政策の基本的考え方である「人間の安全保障アプローチ」に関する内容が盛り込まれたことは，UNDP が同コンセプトの主流化に取り組む我が国の立場に共鳴し，支持している証左である。

日・UNDP パートナーシップ基金を通じたアジア太平洋地域の津波に脆弱な 18 か国を対象とする津波防災事業では，避難訓練という日本独特の慣行（いわばジャパン・モデル）を，（二国間協力ではなく）国連を通じて，途上国においても実施・主流化して，自然災害の際の犠牲者を少なくする取組であり，世界保健機関（WHO）での母子手帳の普及の前例に続き，極めて有意義な取組となった。また，11 月に UNDP の協力を得て，「世界津波の日」啓蒙イベントを NY で開催したことは，「世界津波の日」を国際的に周知する上で一定の効果があった。こうした成果の背景として，外務省による「世界津波の日」周知に向けた取組に加え，日・UNDP パートナーシップ基金を活用し，アジア・太平洋地域での津波避難訓練及び津波関連データベース整備プロジェクトを実施することで，それを素材とした広報ビデオを作成するなどして，周知のためのコンテンツを充実化させたことが有効だった。

また，29 年中に中東，サブサハラ・アフリカ等の地域において発生した緊急人道危機に対しては，日本の拠出金により，治安情勢の悪い現場での事業実施に実績のある UNDP を通じて，警察及び国境管理能力強化事業や，人道支援及び社会安定化支援としての若者や女性の職業訓練を通じた雇用促進事業等を実施することで，我が国の二国間援助を補完する重要な協力を進めた。

さらに，UNDP が Japan Innovation Network とともに立ち上げた SHIP を通じた若手・中堅層の経営者向けのワークショップは，SDGs 達成の重要なアクターである民間セクターの SDGs への理解促進や，経営への反映による SDGs への参画の促進に寄与するものであり，社会課題の解決と商業的利益を両立させるビジネス環境・組織整備への貢献となり，我が国における SDGs の主流化にとって有意義だった。（29 年度）

５　今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに，同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため，引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定，各施策の評価結果を踏まえた今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

６　評価対象施策に関連する学識経験を有する者(AG メンバー)の所見

AG メンバーによる所見のうち，複数の評価対象施策に関連する所見は以下のとおりです。なお，個々の施策別評価に関する AG メンバーの所見は，各施策の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

・ ２年前の評価で，「諸会合への出席は何をもたらしたのか，不明な記述が多すぎる。たとえば，どのルール・基準設定にどう関わったのか明記すべきなのではないか」と苦言を呈したが，今回の記述は，例えば食に関わる CODEX 基準作成への関与など，成果の具体的な書き込みが多く見られ，その点は良かった。ぜひその方向で充実を期していただきたい。

- 「参加国の多寡」を指標としているものの中に，「我が国の考え方の反映度合い」が本質であるとして指標の変更を論じるものがある。この論点についてどのように考えるかが課題。
- Ａ判定，Ｃ判定は，担当部局に問題がない場合，あるいは外部要因が大きい場合でも付されている。原因が外部要因にある場合と部局の対応に問題がある場合は，ある程度は識別できた方がよいのではないか。そうした説明がとくにＡ判定，Ｃ判定には必要ではないか。

［実施計画に基づく事後評価］

基本目標Ⅰ　地域別外交

施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅰ－1）

施策名(※)	アジア大洋州地域外交
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとともに，域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため，以下を推進する。 １　東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに，域内各国との連携を強化する。 ２　北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し，その上で，我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 ３　大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し，これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。 ４　「戦略的互恵関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて，国際社会の期待に応えていく。また，日モンゴル互恵関係を一層深化させる。 ５　我が国とメコン川流域５か国(タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス及びミャンマー)との間において，お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流，インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに，各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備，同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて，二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 ６　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 ７　南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し，同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また，インドと緊密に連携し，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を具体化していく。 ８　豪州，ニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに，太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し，国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,453	2,463	2,594	2,777
		補正予算(b)	708	549	371	
		繰越し等(c)	△366	90	178	
		合計(a＋b＋c)	2,795	3,102	3,143	
	執行額(百万円)		2,624	2,650	2,806	

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	アジア大洋州局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和，安全，繁栄にとって不可欠である，豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため，日米同盟を基軸としながら，二国間関係に加え，日 ASEAN，東アジア首脳会議(EAS)，ASEAN＋３，日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに，地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説(平成 30 年１月 22 日)
　地球儀を俯瞰（ふかん）する外交
・第 196 回国会外交演説(平成 30 年１月 22 日)
　同盟国・友好国のネットワーク化の推進
　近隣諸国との協力関係の強化

測定指標１－１　日 ASEAN 協力の進展　＊

中期目標（--年度）

ASEAN 共同体強化のため，その中心性・一体性を支持しつつ，経済統合，連結性強化と格差是正を全面的に支援する。ASEAN 共同体ビジョン 2025 に沿った課題に関連する施策を実施していく。

28 年度

年度目標

27 年度に引き続き，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め，以下の項目を推進していく。また，25 年に開催された日 ASEAN 特別首脳会議で表明した５年間で２兆円の ASEAN への ODA 供与を着実に実施する。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，政治・安全保障，経済等様々な分野における日 ASEAN 内協力を深める。
２　ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
３　日 ASEAN 間での人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日 ASEAN 外相会議（７月）及び日 ASEAN 首脳会議（９月）において，南シナ海や北朝鮮等地域の平和，安全及び安定に関わる安全保障分野や ASEAN の更なる統合の深化等の経済分野を中心に，その他保健，防災や人的交流等を含む広範な分野において日 ASEAN 間協力について緊密な意見交換を行い，協力関係を強化した。
２　25 年に表明した ASEAN 加盟国に対する５年間で２兆円の ODA 供与は１兆７千億円分以上を実施。26 年の第 17 回日 ASEAN 首脳会議において表明した「日 ASEAN 健康イニシアティブ」としての５年間で 8,000 人の人材育成は 4,500 人，また，27 年の第 18 回日 ASEAN 首脳会議において表明した３年間で４万人の産業人材の育成の「産業人材育成協力イニシアティブ」は ASEAN に対し１万５千人以上を育成する等，コミットメントを着実に実施した。９月の第 19 回日 ASEAN 首脳会議において新たな支援策として，①テロ・暴力的過激主義対策（今後３年間で 450 億円の支援，2,000 人規模の人材育成），②海洋安全保障分野での協力（今後３年間で 1,000 人規模の人材育成），③日本 ASEAN 女性エンパワーメント・ファンドの立上げ（約１億ドル）などを表明し，ASEAN 側の高い評価を得た。
３　人的交流による相互理解を促進すべく，JENESYS2016 を通じて 28 年度に約 3,700 名の交流を実施し，「文化の WA」プロジェクトとして 27 年度，双方向の芸術・文化交流事業では約 380 件の事業を行い，80 万人以上が参加した。また，日 ASEAN 首脳会議（９月）において，各国の産業を担う人材を育成する「産業人材育成協力イニシアティブ」や，今後５年で 1,000 人の留学生を受け入れ，日本企業での就労機会も提供する「Innovative Asia」を通じ，持続的成長の基盤となり，産業の高度化に不可欠な人材育成を推進する旨表明した。

29 年度

年度目標

28 年度に引き続き，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め，以下の項目を推進していく。また，25 年に開催された日 ASEAN 特別首脳会議で表明した５年間で２兆円の ASEAN への ODA 供与を着実に実施する。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，政治・安全保障，経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。

２　連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。

３　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。

施策の進捗状況・実績

１　28 年度に引き続き，日 ASEAN 外相会議（８月）及び日 ASEAN 首脳会議（11 月）において，南シナ海や北朝鮮等地域の平和，安全及び安定に関わる安全保障分野や ASEAN の更なる統合の深化等の経済分野を中心に，その他保健，防災や人的交流等を含む広範な分野において日 ASEAN 間協力について緊密な意見交換を行い，協力関係を強化した。８月の日 ASEAN 外相会議において，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画改訂版が採択された。

２　25 年度に表明した ASEAN 加盟国に対する５年間で２兆円の ODA 供与は２兆３千億円分以上を実施し，コミットメントを達成した。26 年度の日 ASEAN 首脳会議において表明した「日 ASEAN 健康イニシアティブ」の下コミットした５年間で 8,000 人の人材育成については 9,620 人，また，27 年度の日 ASEAN 首脳会議において表明した「産業人材育成協力イニシアティブ」の下コミットした３年間で４万人の産業人材育成については４万９千人以上を育成する等，コミットメントを着実に達成した（29 年７月時点）。29 年の日 ASEAN 首脳会議（11 月）においては，新たな支援策として，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，海上法執行能力の強化のため，今後３年間で 550 億円規模の協力の実施を表明し，ASEAN 側の高い評価を得た。また，日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定について，７年間の交渉を経て，改正議定書交渉を妥結した。

３　人的交流による相互理解を促進すべく，29 年度は，JENESYS2017 を通じて約 4,800 人の交流を実施し，「文化の WA」プロジェクトとして，双方向の芸術・文化交流事業では 1,059 件（29 年７月時点）の事業を実施した。10 月には日 ASEAN スポーツ大臣会合を初めて開催した。また，日 ASEAN 首脳会議（11 月）において，日本からは，「アジア健康構想」を通じた「健康で」長生きできる社会のアジアでの実現，「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」による循環型社会構築のための協力の推進等を表明した。ASEAN 側からは，これまでの日本の協力への評価に加え，日本とのパートナーシップを更に強化したい旨の発言があった。

測定指標１－２　ASEAN＋３（日中韓）協力の進展

中期目標（--年度）

１　「ASEAN＋３協力作業計画」に基づき，広範な分野の協力を推進する。

２　「東アジア・ビジョン・グループ（EAVG）Ⅱフォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していく。

28 年度

年度目標

１　28 年，日本は日中韓側の調整国として ASEAN＋３協力を円滑に実施する。

２　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，公衆衛生など実務協力を進展させる。

３　「ASEAN＋３協力作業計画(2013～2017)」を着実に実施する。また，「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　第 17 回 ASEAN＋３外相会議（７月）及び第 19 回 ASEAN＋３首脳会議（９月）等においては，日本が調整国として ASEAN＋３各種会議を円滑に実施し，経済，食料安全保障や，人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。

２　第 19 回 ASEAN＋３首脳会議（９月）において ASEAN 側から日本の特に高等教育や公衆衛生等の分野での協力に対する高い評価が得られた。金融協力については，国際機関化を果たした ASEAN＋３マクロ経済調査事務局（AMRO）の能力強化やチェンマイ・イニシアティブの発動要件及び IMF との連携の明確化につき，日本としても引き続き貢献していくことを表明した。第 16 回 ASEAN＋３農林

大臣会合（10 月）では，ASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）や ASEAN 食料安全保障情報システム（AFSIS）等に対する我が国の実績について各国から評価を得た。
３　「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」に基づき，東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT（ASEAN＋３の 13 か国政府公認のシンクタンク・ネットワーク））が，「東アジアにおける保健分野の協力（公衆衛生への対応及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジを中心に）」と題する作業部会を開催した（７月，東京）。

29 年度
年度目標
１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，様々な分野で実務協力を進展させる。
２　「ASEAN＋３協力作業計画(2013～2017)」を着実に実施するとともに，2018 年以降が対象となる新しい「ASEAN＋３協力作業計画」の年内策定を目指す。また，「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績
１　第 18 回 ASEAN＋３外相会議（８月）及び第 20 回 ASEAN＋３首脳会議（11 月）等において，日本が調整国として ASEAN＋３各種会議を円滑に実施し，経済，食料安全保障や，人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。11 月の首脳会議では「ASEAN＋３協力 20 周年に係るマニラ宣言」を発出した。
　また，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，インド太平洋地域の連結性向上への貢献を果たし，28 年に日本が発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下，インフラの開放性，透明性，経済性，対象国の財務健全性確保といった国際スタンダードに則った「質の高い」インフラ整備を促進することを表明した。さらに，アジアにおける天然ガスの利用促進のための人材育成及びファイナンス支援（官民で 100 億ドル規模）や「東南アジア災害リスク保健ファシリティ」による防災分野での貢献などを発表した。ASEAN 側から ASEAN＋３の過去 20 年間にわたる実務協力を歓迎する旨発言があり，今後も協力を深化させることで一致した。
２　８月の外相会議において，「ASEAN＋３協力作業計画(2018～2022)」を採択した。また，「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」で日本が主導する公衆衛生分野において，東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT（ASEAN＋３の 13 か国政府公認のシンクタンク・ネットワーク））による作業部会の開催を支援し，11 月の首脳会議での提言の提出を得た。

測定指標１－３　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展　＊

中期目標（--年度）
地域の安定と繁栄のため，EAS 域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

28 年度
年度目標
27 年度に 10 周年を迎えた EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し，政治・安全保障の扱いを拡大し，機構を一層強化していくため，次の取組を実施する。
１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
２　「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催，ASEAN 事務局内の EAS ユニット設置）が着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績
１　EAS 参加国外相会議（７月）及び東アジア首脳会議（９月）にそれぞれ岸田外務大臣及び安倍内閣総理大臣が出席した。首脳会議で我が国は，EAS 参加国のテロ・暴力的過激主義対策のため，水際対策を含むテロ対処能力向上支援に向けて，今後３年間で 450 億円の支援と 2,000 名の人材育成を実施することを表明した。また，安倍内閣総理大臣を含む多くの首脳が，「不拡散に関する EAS 声明」の重要性を指摘し，同声明が採択された。
２　27 年度に設置された EAS 大使級会合は定期的に開催され，また，ASEAN 事務局に EAS ユニットが設置された。我が国は，EAS 参加国外相会議（７月）及び東アジア首脳会議（９月）において，こ

れを歓迎するとともに，取組を拡充すべき旨訴えた。これに対して，多くの参加国から，EAS 大使会合の定期開催や EAS ユニットの設置といった EAS 強化の流れを歓迎する旨の発言があるとともに，地域のプレミア・フォーラムとしての EAS を更に強化することの重要性を強調する発言があった。

29 年度

年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し，政治・安全保障の扱いを拡大し，機構を一層強化していくため，次の取組を実施する。

1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催，EAS ユニットの本格的活動）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 EAS 参加国外相会議（８月）及び東アジア首脳会議（11 月）にそれぞれ河野外務大臣及び安倍内閣総理大臣が出席し，EAS 内協力及びその将来の方向性に加え，地域・国際情勢について協議した。首脳会議で我が国は，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，「テロに屈しない強靱なアジア」に向けて，フィリピン南部及びスールー・セレベス海の治安改善のため，包括的アプローチによって２年間で 150 億円規模の支援を実施することを表明した。また，エネルギー安全保障の観点から，東アジアにおける天然ガスの利用促進のため，米国と協力し，LNG に係る制度整備支援や人材育成，官民で 100 億ドル規模のファイナンス支援を実施していくことを発表した。「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の前進のためのマニラ行動計画」に加えて，化学兵器，貧困削減，マネーロンダリング対策，テロリズム思想等への対抗といった分野に関する個別声明が採択され，地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

2 27 年度に設置された EAS 大使級会合は，４，６，10 月及び 30 年２月に開かれるなど，定期的に開催され，また，ASEAN 事務局の EAS ユニットは，EAS の決定事項，提案事項のフォローアップ等，本格的に活動を実施している。

さらに，首脳，外相を含む様々なレベルにおいて，機会を捉え，首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして，EAS の機能の強化に向けた提案等を行ってきている。

測定指標１－４　日中韓三か国協力の進展　＊

中期目標（--年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話，協力イニシアティブ等を通じて，未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し，北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

28 年度

年度目標

1 27 年に開催された日中韓サミットで一致したとおり，議長国として日中韓サミットを開催し，前回サミットの前向きな議論を出発点に，実り多いものにしていく。

2 閣僚級を含む高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持する。

3 環境，文化，経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

1 日中韓サミットについては諸般の事情により 28 年度に開催することができなかった。

2 ８月に我が国が議長国を務める形で日中韓外相会議が開催された。３外相は，幅広い分野での三か国協力が着実に進展していることを確認し，日中韓外相会議の成果を，日本が議長国として開催する日中韓サミットにつなげるべく，引き続き協力していくことで一致した。

3 外相会議以外にも，教育大臣会合（28 年１月 30 日，ソウル），財務大臣・中央銀行総裁会議（５月３日，フランクフルト（ドイツ）），物流大臣会合（７月 28 日，杭州），スポーツ大臣会合（９月 22～23 日，平昌），経済貿易大臣会合（10 月 29 日，東京），保健大臣会合（12 月３～４日，釜山）などの閣僚級会合が開催され，また，青少年交流については日中韓ユース・サミットが開催

されるなど日中韓協力が強化された。
４　環境分野では，４月に静岡で日中韓環境大臣会合（４月 26～27 日，静岡），大気汚染に関する政策対話（26 年以来４回開催），持続可能な森林経営に関する対話（26 年以来３回開催）などが開催された。また，文化分野では，８月に文化大臣会合（８月 27～28 日，済州）が開催された。加えて，経済分野では，日中韓 FTA 及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）について協定の妥結に向け交渉中。日中韓スポーツ大臣会合（９月 22～23 日，平昌）については，28 年度が初開催であり，新しい協力分野として，日中韓でオリンピック・パラリンピック大会開催の知識や経験を共有し，成功へ向け協力することで一致した。

29 年度

年度目標

１ 27 年に開催された日中韓サミット，28 年に開催された日中韓外相会談で一致したとおり，議長国として日中韓サミットを開催し，諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
２ 様々な政策課題に対して，閣僚級を含む高いレベルでの緊密な意見交換を維持する。
３ 環境，文化，経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

１　日中韓サミットについては諸般の事情により 29 年度に開催することができなかったが，できるだけ早い時期に開催すべく，中国及び韓国と調整を行った。
２　日中韓三か国の閣僚級会合としては，財務大臣・中央銀行総裁会議（５月５日，横浜），環境大臣会合（８月 24 日～25 日，韓国・水原），文化大臣会合（８月 25 日～26 日，韓国・済州）及び防災担当閣僚級会合（９月７日，中国・唐山）が開催され，各分野の日中韓協力の更なる促進が確認された。また，青少年交流については中国において日中韓ユース・サミットが開催されるなど日中韓協力が強化された。
３　経済分野では，日中韓 FTA 及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）について協定の妥結に向け交渉を進めた。日中韓 FTA については，４月に東京，30 年３月に韓国において交渉会合を開催し，RCEP については，11 月にマニラにおいて初の首脳会合を実施するなど，精力的に交渉を進めた。

測定指標１－５　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（--年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し，アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

28 年度

年度目標

１　アジア協力対話(ACD)等，上記の測定指標に挙げられているもの以外の枠組みで様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
２　アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2016 を推進する。同事業により，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

１　バンコクで開催された第２回アジア協力対話（ACD）首脳会合（10 月）において， ACD の会合に３年ぶりに日本から政務レベルとして小田原外務大臣政務官が出席した。持続可能な開発目標（SDGs）や連結性について議論を提起し，「バンコク宣言」，「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」，「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の採択に貢献した。そして，「ビジョン 2030」において，我が国の「質の高いインフラ拡大イニシアティブ」が明記されたほか，「連結性パートナーシップ声明」では，我が国が従来から主張しているように，インフラ投資においては，ライフサイクル・コスト，安全性，強靱性・持続性，雇用創出，能力構築，専門性・ノウハウの移転，社会・環境面への配慮といったことが重要である旨が明記された。
２　JENESYS2016 の下，アジア大洋州地域との間で約 6,800 人を招へい・派遣した。被招へい者は概して，「日本の政治，経済，社会，文化，歴史等についての理解が深まった」，「日本についての

誤解や偏見に気づいた」等の感想を持ち，ソーシャル・メディア等を通じて日本の魅力や日本事情等の対日理解に関する対外発信を 25,000 件以上行い，国内外の新聞等に本事業が 300 件以上報道される等，対日理解の促進，親日派・知日派の発掘に貢献した。また，参加者は帰国後の活動として，日本の文化の紹介，友好親善のための行事開催等，プログラム経験を活かした日本との関係の向上に資する活動を企画していることをプログラム中の報告会で表明している。

29 年度

年度目標

1 アジア協力対話(ACD)等，上記測定指標にあるもの以外の枠組みで，閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを拡大する。同事業により，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

1 第２回 ACD 首脳会合（28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」，「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下，９月の ACD 外相会合等，様々な会合に参加し関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わした。また，アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 47 回総会に際し，堀井巌外務大臣政務官主催レセプションを開催し，同総会に出席した各国・地域議員などの参加者と意見交換を行った。

2 JENESYS2017 の下，アジア大洋州地域との間で高校生，大学生，社会人等約 4,800 人を招へい・派遣した。被招へい者の多くは，「日本の政治，経済，社会，文化，歴史等についての理解が深まった」，「日本についての誤解や偏見に気づいた」等の感想を持ち，ソーシャル・メディア等を通じて日本の魅力や日本事情等の対日理解に関する対外発信を 36,300 件以上行い，国内外の新聞等には本事業が 260 件以上報道される等，対日理解の促進，親日派・知日派の発掘につながった。また，参加者は帰国後の活動として，日本の文化の紹介，友好親善のための行事開催等，プログラム経験をいかした日本との関係の向上に資する活動を企画していることをプログラム中の報告会で表明した。

測定指標１－６　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	－	８	８	９	６

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額)(単位：億円)

（出典：財務省貿易統計）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	233,382	204,259	234,171

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
日・ASEAN 協力
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/index.html）
ASEAN＋３（日中韓）協力
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/asean+3/index.html）
東アジア首脳会議(EAS)
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/index.html）
アジア協力対話(ACD)
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/acd/index.html）
堀井巌外務大臣政務官の大分県訪問
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_002249.html）
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）

個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し，その上で，我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説(平成 30 年１月 22 日)
　六　外交・安全保障　（北朝鮮問題への対応）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 72 回国連総会一般討論演説(平成 29 年９月 20 日)

測定指標２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

28 年度

年度目標

米国，韓国，中国，ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら，北朝鮮に対し，いかなる挑発行為も行わず，安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。

施策の進捗状況・実績

北朝鮮は，日本を含む国際社会が繰り返し強く自制を求めてきたにもかかわらず，核・ミサイル開発を継続。28 年に入ってからも，これまでになく短期間のうちに立て続けに核実験を強行するとともに，20 発を超える弾道ミサイルを発射。北朝鮮の核・ミサイルは，日本及び国際社会に対する新たな段階の脅威。日本は，安保理理事国として，関係国と緊密に連携しながら，国連安保理の議論を主導した。11 月，国連安保理は，決議第 2270 号を強化し，北朝鮮への人，物資，資金の流れ等を更に厳しく規制する決議第 2321 号を全会一致で採択。日本はこれらの決議の実効性を確保するため，国連における制裁委員会の積極的な活用も含め，他の国連加盟国とも緊密に連携。また，９月の核実験及び累次の弾道ミサイル発射，さらには拉致問題が解決に至っていないことを踏まえ，12 月，拉致，核，ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため，日本は新たな独自の対北朝鮮措置の実施を発表。米韓も日本と緊密に連携しつつ，それぞれ独自の対北朝鮮措置を発表した。また，我が国は「対話と圧力」，「行動対行動」の原則の下，米国，韓国，中国，ロシアなどの関係国と緊密に連携しつつ，北朝鮮に対し，拉致，核，ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた具体的行動をとるよう強く求めた。

29 年度

年度目標

「対話と圧力」，「行動対行動」の原則の下，国連の場を含め，米国，韓国，中国，ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら，北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

29 年度，北朝鮮は６回目の核実験（９月）を強行するとともに，日本上空を通過した２発を含め 11 発もの弾道ミサイルを発射し，その核・ミサイル能力の増強は，日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない，重大かつ差し迫った脅威となっている。日本は，安保理理事国として，関係国と緊密に連携しながら，国連安保理の議論を主導し，北朝鮮による核・ミサイル開発に対し，４本の国連安保理決議が採択された（決議第 2356 号（６月），決議第 2371 号（８月），決議第 2375 号（９月）及び決議第 2397 号（12 月））。また，４回の我が国独自の対北朝鮮措置の実施により，日本において，合計で 104 団体・110 個人を資産凍結等の措置の対象に指定した。日本は，北朝鮮に政策を変えさせるため，日米，日米韓三か国の間で協力し，中国，ロシアを含む関係国とも緊密に連携しながら，北朝鮮に対する最大限の圧力の維持に注力した。30 年３月，韓国の特別使節団による訪朝

を受け，南北首脳会談の開催が決まり，その後，さらに，トランプ大統領は米朝首脳会談を行う意向を表明した。

測定指標２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全に解決し，日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

28 年度

年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，国際社会との連携を強化しつつ，北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう，あらゆる機会を捉え，北朝鮮に引き続き求めていく。

施策の進捗状況・実績

北朝鮮は，日本が 28 年２月に独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し，全ての日本人に関する包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方的に宣言した。これに対し，日本は北朝鮮に対して厳重に抗議し，26 年５月の日朝政府間協議における合意（ストックホルム合意）を破棄する考えはないこと，北朝鮮が同合意を履行するよう求めつつ，一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう，強く要求した。また，28 年６月の北東アジア協力対話の場において，金杉アジア大洋州局長は崔善姫（チェ･ソンヒ）北朝鮮外務省北米担当副局長と接触し，ストックホルム合意を履行するよう求めつつ，一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう強く求めた。また，９月の核実験や累次の弾道ミサイル発射，さらには拉致問題が解決に至っていないことを踏まえ，12 月，拉致，核，ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため，日本は新たな独自の対北朝鮮措置の実施を発表した。

日本は，各国首脳・外相との会談，Ｇ７伊勢志摩サミット（５月），日米韓首脳会談（28 年３月）及び外相会合（９月及び 29 年２月），ASEAN 関連首脳会議（９月），国連総会（９月）を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え，拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し，諸外国からの理解と支持を得た。

29 年度

年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，引き続き，国際社会と緊密に連携しながら，一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく，拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

８月，フィリピンにおける ASEAN 関連外相会議の機会に，河野外務大臣は李容浩（リ・ヨンホ）北朝鮮外相と接触し，拉致問題及び核・ミサイル開発等の安全保障に関する問題を取り上げ，日本側の基本的な考えを改めて伝えた。また，30 年２月，平昌冬季オリンピック競技大会の開会式の際の文在寅（ムン・ジェイン）韓国大統領主催レセプション会場にて，安倍内閣総理大臣から金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して，拉致問題及び核・ミサイル問題を取り上げ，日本側の考えを伝えた。特に，全ての拉致被害者の帰国を含め，拉致問題の解決を強く申し入れた。この他，様々な機会を捉えて，北朝鮮に直接働きかけた。

日本は，各国首脳・外相との会談，Ｇ７タオルミーナ・サミット，日米韓首脳会談及び外相会合を含む少数国間の会合，ASEAN 関連首脳会議，国連安保理閣僚級会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え，拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し，多くの国からの理解と支持を得た。

さらに，米国においては，トランプ大統領が，９月の国連総会の一般討論演説で，拉致被害者の横田めぐみさんに言及したほか，11 月の訪日の際，拉致被害者御家族と面会し，拉致問題の解決に向けて協力していく旨述べた。30 年３月には河野外務大臣が訪米し，核，ミサイルそして拉致問題を包括的に解決すべきことを述べ，引き続き日米で密接に連携していくことで一致した。

測定指標２－３　日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	ー	2	6	6	6

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
「北朝鮮」基礎データ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html）
日米韓外相会合（平成 29 年４月 28 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_002958.html）
日米韓首脳会談（平成 29 年７月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_003109.html）
日米韓外相会合（平成 29 年８月７日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_003175.html）
日米韓首脳会談（平成 29 年９月 21 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_003342.html）
日米韓次官協議（平成 29 年 10 月 18 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005148.html）
日米韓外相会合（平成 30 年１月 16 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_003657.html）
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
第２章　第１節　各論１　朝鮮半島　（１）北朝鮮

個別分野３　未来志向の日韓関係の推進

施策の概要

大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し，これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
六　外交・安全保障　（地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標３－１　未来志向の日韓関係の構築　＊

中期目標（--年度）

首脳・外相会談等の実施を通じた，あらゆる分野における日韓関係の更なる深化。

28 年度

年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ，あらゆる分野において，日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。

施策の進捗状況・実績

28 年度には，首脳会談が１回，外相会談が４回行われるなど，ハイレベルでの意思疎通が頻繁に行われるとともに，27 年の日韓合意に基づく「和解・癒やし財団」の事業開始や，日韓秘密軍事情報保護協定（本協定の締結により，日韓両国政府間で交換される秘密軍事情報が適切に保護され，両国政府間で更に円滑かつ迅速な情報交換が行われることが期待される。）の締結など日韓関係に具体的な前進が見られた。28 年末の在釜山総領事館に面する歩道への慰安婦像の設置等，日韓間には困難な問題も存在するが，安全保障を始めとする幅広い分野において協力関係を一定程度深化させることができた。

29 年度

年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ，様々なレベルで意思疎通を図り，政治・経済・文化等，幅広い分野において，日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。文大統領の下，韓国の新政権との間で緊密な連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

29 年度には，首脳会談が３回（７月，９月，30 年２月），外相会談が５回（８月，９月に２回，12 月，30 年３月）行われるなど，５月に発足した文在寅政権との間でも，ハイレベルでの意思疎通が頻繁に行われた。北朝鮮による核・ミサイル能力の増強が，日本及び国際社会に対するこれまでにない，重大かつ差し迫った脅威となる中，核実験や度重なるミサイル発射を受けて，首脳・外相間で速やかに電話会談を実施し，日韓・日米韓の緊密な連携を確認した。

その一方で，12 月には，韓国外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」が 27 年の慰安婦問題に関する日韓合意について検討結果を記載した報告書を発表し，30 年１月には韓国政府が日韓合意についての立場を発表した。韓国側が，日本側に更なる措置を求めるというようなことは日本として全く受け入れられるものではなく，30 年２月の首脳会談において，安倍内閣総理大臣から文在寅大統領に対し，日韓合意は最終的かつ不可逆的な解決を確認したものであり，国と国との約束は二国間関係の基盤であるとの日本の立場を明確かつ詳細に伝え，また，未来志向の日韓関係を作り上げていかなければならないとの認識を共有した。日本政府は，韓国が，「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう引き続き強く求めていく考えである。

測定指標３－２　人的交流の拡大

中期目標（--年度）

日韓間の人的往来をより一層拡大する。

28 年度

年度目標

さらなる日韓関係の発展に向けた青少年交流事業等各種交流事業実施や，日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績

両国間の人の往来は，28 年には過去最多であった 27 年の約 584 万人を大きく上回る約 739 万人に達した。日韓両国で毎年開催されている文化交流事業「日韓交流おまつり」は，９月 24 日及び 25 日に東京で外務省後援の下，同年 10 月２日にソウルで在韓国大使館後援の下，それぞれ開催され，併せて約 11 万人が参加した。また，アジア大洋州諸国及び地域との青少年交流事業については，「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2016）に日韓合わせて約 700 人が参加するなど，相互理解の促進，未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。

29 年度

年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2017）の実施といった，各種交流事業実施を通じ，日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績

両国間の人の往来は，29 年には，過去最多であった 28 年の約 739 万人を大きく上回る約 945 万人に達した。日韓両国で毎年開催されている文化交流事業「日韓交流おまつり」は，９月 23 日及び 24 日に東京で外務省後援の下，９月 24 日にソウルで在韓国大使館後援の下，それぞれ開催された。

また，日韓間の若者等の人的交流については，「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2017）を実施し，日韓合わせて約 1,600 人が参加するなど，相互理解の促進，未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。

測定指標３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進　＊

中期目標（--年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

28 年度

年度目標

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の更なる経済連携が重要であるとの考えの下，日中韓自由貿易協定（FTA），東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉に取り組むほか，（一財）日韓産業技術協力財団による日韓経済連携を促進させる事業などを通じて，引き続き経済関係の強化に向け努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては，日本の要請により，27 年９月，世界貿易機関（WTO）に紛争解決小委員会が設置され，検討が行われている。日本は，28 年７月の日韓外相会談等の様々な機会を捉えて，韓国側に規制を早期に撤廃するよう求めた。

29 年度

年度目標

日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組や，韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関する，27 年９月に WTO に設置された紛争解決小委員会内での引き続きの検討，（一財）日韓産業技術協力財団等を通じて，幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の更なる経済連携が重要であるとの考えの下，日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉などに取り組むほか，（一財）日韓産業協力財団による日韓経済連携を促進させる事業などを通じて，引き続き経済関係の強化に向けた努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては，日本の要請により，27 年９月，世界貿易機関（WTO）に紛争解決小委員会が設置され，約２年半にわたる検討を経て，30 年２月に日本の主張を認める内容のパネル報告書が提出された。日本は，WTO における対応と共に，様々な機会を捉えて，韓国側に規制を早期に撤廃するよう求めた。

測定指標３－４　日韓の連携，協力を通じた地域の平和と安定への寄与

中期目標（--年度）

国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。

28 年度

年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ，国際社会の安定等に向け，開発や環境等の分野で共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきている。

環境分野については，７月に第 18 回日韓環境保護協力合同委員会を開催し，気候変動，環境協力，海洋環境問題等の課題について意見交換を行い，これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

安全保障分野については，７月にソウルにおいて第７回日韓テロ対策協議を開催し，最近の国際・地域テロ情勢や国際テロ対策協力について意見交換を行った。また，11 月には，日韓両国は日韓秘密軍事情報保護協定を締結し，これにより，北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め各種事態への実効的かつ効果的な対処のために必要となる様々な情報を日韓間で直接交換することが可能になった。

29 年度

年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ，安全保障を含む幅広い分野において二国間の連携・協力を推進する。文大統領の下，韓国の新政権との間で緊密な連携・協力を図っていく。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきている。

環境分野については，６月に第 19 回日韓環境保護協力合同委員会を開催し，日韓間の環境協力，気候変動等のグローバルな環境問題に関する協力等について意見交換を行い，これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

安全保障分野については，30 年３月に，東京において，第 11 回日韓安全保障対話を開催し，日韓両国を取り巻く安全保障情勢や，それぞれの安全保障・防衛政策，また両国間の安全保障分野での協力，防衛交流等について意見交換を行った。

測定指標３－５　日韓首脳・外相会談の開催回数（電話会談を除く）

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	２	５	５	８

参考指標：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合（%）

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度

	33.0	38.1	37.5

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
「大韓民国」基礎データ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html）
日韓首脳会談（平成29年7月7日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_003113.html）
日韓外相会談（平成29年8月7日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_003177.html）
日韓首脳会談（平成29年9月7日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_002213.html）
日韓外相会談（平成29年9月7日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_002212.html）
日韓外相会談（平成29年9月22日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_003351.html）
康京和韓国外交部長官による安倍総理大臣表敬（平成29年12月19日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_003562.html）
日韓外相会談（平成29年12月19日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_002332.html）
「慰安婦合意検討タスクフォース」の検討結果発表について（外務大臣談話）（平成29年12月27日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_003587.html）
日韓首脳会談（平成30年2月9日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_003747.html）
河野外務大臣と徐薫韓国国家情報院長との会談・夕食会（平成30年3月12日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005776.html）
徐薫韓国国家情報院長による安倍総理大臣表敬（平成30年3月13日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_003841.html）
日韓外相会談（平成30年3月17日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_003853.html）
・平成30年版外交青書（外交青書2018）
第２章第１節各論１　朝鮮半島　（２）韓国

個別分野 ４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等

施策の概要

１　東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており，日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は，地域と国際社会の平和と安定のために責任を共有しており，「戦略的互恵関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて，国際社会の期待に応えていく。

２　日モンゴル関係は，戦略的パートナーシップとして位置づけた二国間関係を更に深化させ，真の互恵関係を築いていくため，ハイレベルの対話を始めとして，両国間で多層的な対話を促進する。一方で，モンゴルは現在，経済状況悪化への対応の遅れから，極めて厳しい経済・財政状況に陥っている。北東アジアの親日国であり，地域の重要なパートナーであるモンゴルの自立的発展のためにできる限りの支援を検討し，両国間の互恵関係の深化につなげていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標４－１　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面以外）　＊

中期目標（--年度）

「戦略的互恵関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に向け，様々なレベルでの協力・対話を強化していく。

28 年度

年度目標

日中両国間では，個別の課題があっても，関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき，「戦略的互恵関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に努める。

日中関係は，累次の首脳・外相会談を通して改善の方向にあり，各種対話・協力案件が再開されつつある。こうした関係改善の流れを更に推進していくため，以下を実施することに努める。

・活発な要人往来により，政治的相互信頼を増進する。
・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
・既存の交流事業の着実な実施により，両国国民間の相互理解を増進する。
・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
・地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

28 年度は，前年に引き続き，日中関係の改善の流れが確認された１年となった。４月には岸田外務大臣が日本の外務大臣として約４年半ぶりに中国を二国間訪問し，王毅外交部長との会談や李克強国務院総理への表敬を行った。岸田外務大臣からは「新しい時代にふさわしい日中関係」についての考え方，すなわち，協力を拡大して両国関係の肯定的な側面を増やし，課題や懸念については率直な意見交換を行い適切に対処していくべきとの考え方を説明した。こうした関係改善の流れは下半期にも引き継がれ，７月の ASEM 首脳会合（於：モンゴル）の際には，安倍内閣総理大臣が李克強国務院総理との間で２度目となる会談を実施した。同月には ASEAN 関連外相会合の機会を捉えて日中外相会談も行われた。８月下旬には日中韓外相会議出席のために王毅外交部長が外交部長就任後に初めて訪日した。９月のG20 杭州サミットの際には，安倍内閣総理大臣が訪中し，習近平国家主席と３度目となる首脳会談を行ったが，同会談は，日中間で協力できるところは協力して両国関係の「プラス」の面を増やし，懸案についてはマネージして「マイナス」の面を減らしていくとの両首脳の共通の認識に基づく，前向きで充実した会談になった。安倍内閣総理大臣と習近平国家主席は 11 月の APEC 首脳会議（於：ペルー）でも短時間の会談を行い，29 年の日中国交正常化 45 周年，30 年の日中平和友好条約締結 40 周年の節目の年に向けて日中関係を改善させていくことを再確認した。このようにハイレベルの対話が頻繁に行われる中，各種対話・交流も活発化し，11 月には前年に続いて日中安保対話が北京で開催され，日中双方の安全保障政策等について意見交換を行ったほか，９月及び 12 月には，日中高級事務レベル海洋協議が開催され，海洋分野における協力等についての意見交換を行った。29 年２月のG20 ボン外相会合の際には日中外相会談が行われ，日中国交正常化 45 周年の同年に日中関

係を改善させていくことを再確認した。29 年２月の野上内閣官房副長官の北京訪問に続き，３月には萩生田内閣官房副長官が北京を訪問し，日中国交正常化 45 周年記念事業「松竹大歌舞伎北京公演」関連事業に出席する等，「45 周年」事業を通じた政府高官の交流も行われた。

一方，累次のハイレベルでの接触において関係改善の基調については 27 年度に引き続き両国間で確認されてきているものの，中国公船による尖閣諸島周辺における領海侵入や東シナ海の境界未画定海域における中国の一方的な資源開発が継続している。特に８月には多数の中国公船が中国漁船と共に尖閣諸島周辺に押し寄せ，領海侵入を繰り返す事案も発生した。中国による一方的な現状変更の試みに対しては，日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対応しており，外交ルートを通じ，厳重な抗議と退去の要求を繰り返し実施した。このような中，日中両国は，９月及び 12 月の日中高級事務レベル海洋協議第５回会議及び第６回会議の場において，東シナ海資源開発に関する日中間の協力に関する「2008 年６月合意」に係る意見交換も行い，協議の即時再開と合意の早期実施を強く求めた結果，日中双方は引き続き「2008 年６月合意」に関連する問題について議論していくことで一致した。

交流事業については，「JENESYS2.0」により，中国から高校生や大学生など約 2,700 人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は学校交流や企業視察などを通じて，日本の様々な文化や生活，魅力に触れるとともに，日本の青少年との間で相互理解を深め，今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換を行った。

各種条約・協定の締結に向けた協議を実施することについては，12 月から，日中映画交流促進に向け，国家新聞出版広電総局との間で，日中映画共同製作協定交渉を開始した。

地域・グローバルな課題に関しては，４月の岸田外務大臣訪中において，岸田外務大臣から，日中関係の肯定的な側面を増やしていくため，当面両国が力を入れるべき「３つの共通課題」（北朝鮮，国連での協力，テロ対策・中東情勢）に関する協力を提起し，中国側から前向きな反応を得た。こうした中で，９月には４年ぶりとなる第３回日中テロ対策協議を東京で開催するなど，地域・グローバルな課題に対する日中間の対話・協力を強化する取組を行った。

なお，香港については，香港の繁栄と安定は地域の繁栄と発展に重要な役割を果たしており，日本は，国際社会の普遍的価値である自由，基本的人権の尊重，法の支配が香港においても保障されることが重要であるとの立場を一貫して述べてきている。

29 年度

年度目標

日中国交正常化 45 周年という節目を捉え，「戦略的互恵関係」の考え方の下，大局的な観点から，関係改善を進めていく。

こうした観点から，中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり，日中間で進めるべき協力としては，以下を実施する。

・活発な要人往来により，政治的相互信頼を増進する。
・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
・既存の交流事業の着実な実施により，両国国民間の相互理解を増進する。
・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
・地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

29 年度は，首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ，日中関係改善の気運が大きく高まった一年となった。４月（国連安保理会合）には日中外相会談が行われ，また，５月には楊潔篪国務委員が訪日した。７月のＧ20 ハンブルク・サミットの際には，習近平国家主席との間で首脳会談が行われ，国民交流及び経済各分野の協力を一層深化させ，関係改善に向けて共に努力していくことが再確認された。また，河野外務大臣就任直後も，８月（ASEAN 関連外相会議），９月（国連総会）に日中外相会談が行われ，日中関係改善に向けた取り進め方や，北朝鮮問題等について意見交換が行われた。このように活発な対話を通して首脳・外相間の信頼関係が深まる中，９月 28 日に都内で開催された中国大使館主催の国交正常化 45 周年祝賀レセプションにおいて，安倍内閣総理大臣は，日中韓サミットの開催に伴う李克強国務院総理の訪日，その後の自身の訪中，そして，習近平国家主席の訪日という形で首脳往来を実現すべき旨述べ，日中関係の更なる発展に向けた道筋を示した。国交正常化 45 周年記念日である９月 29 日には，安倍内閣総理大臣と李克強国務院総理，河野外務大臣と王毅外交部長との間で祝電の交換が行われた。11 月には，APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議の機会を捉え，習近平国家主席及び李克強国務院総理との間で日中首脳会談が行われ，30 年の日中平和友

好条約締結 40 周年という節目を見据えた首脳往来や，国民交流の促進，経済関係の強化等について前向きな形で意見交換を行い，全面的な関係改善に向けた「新たなスタート」とも言うべき会談となった。30 年１月には，河野外務大臣が約１年９か月ぶりに中国への二国間訪問を行い，王毅外交部長，楊潔篪国務委員及び李克強国務院総理と全面的な関係改善に向けた建設的な対話を実施した。このようにハイレベルの対話が頻繁に行われる中，政府間では，４月の日中外交当局間協議，６月及び 12 月の日中高級事務レベル海洋協議，10 月の日中安保対話等，各分野における日中間の実務的な対話と信頼醸成が着実に進んだ。

東シナ海では，尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入が継続しており，このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては，日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対応している。また，中国軍もその海空域における活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。さらに，日中間の境界未画定海域における中国による一方的な資源開発も継続しているほか，日本の同意を得ない海洋調査も繰り返されている。そのような中，日中両国は，これらの懸案を適切に処理すべく，関係部局間で対話・交流の取組を促進している。30 年６月及び 12 月には，それぞれ福岡及び上海において日中高級事務レベル海洋協議を開催し，12 月の協議では，「2008 年６月合意」に関する意思疎通を強化していくことで一致したのに加え，不測の事態を回避するための日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」の構築及び運用開始について前向きな進展が得られた。また，10 月には東京で日中安保対話を開催し，安全保障分野における協力・交流等についても意見交換を実施した。

交流事業については，29 年には「JENESYS2.0」「JENESYS2017」により，中国から高校生や若手社会人など約 1,600 人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は，学校交流や企業視察などを通じ，日本の様々な文化や生活，魅力に触れるとともに，日本の青少年との間で相互理解を深め，今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換を行った。また，「日中植林・植樹国際連帯事業」により，「３つの架け橋」プロジェクト（①地方間交流，②青少年交流，③文化・スポーツ交流）を対日理解促進のテーマとした約 1,000 人規模の交流（招へい）を中国との間で実施した。

各種条約・協定の締結に向けた協議を実施することについては，10 月の東京国際映画祭で日中映画共同製作協定の大筋合意が発表された。日中社会保障協定については，29 年４月と 10 月の政府間交渉を経た後実質合意に至り，30 年１月末に実施された日中外相会談でこれを歓迎した。また，12 月及び 30 年３月には，日中犯罪人引渡条約締結交渉第４回会合及び第５回会合を実施した。

地域・グローバルな課題に関しては，８月の日中外相会談において，世界やアジアの平和，安定，繁栄のために肩を並べて共に取り組む日中関係を構築していくことが重要であることを確認した。特に，喫緊の課題である北朝鮮問題に関しては，首脳・外相を含む累次のハイレベルの対話において，朝鮮半島の非核化が日中両国の共通の目標であり，地域の平和と安定のため日中で密接に連携していくことを確認してきている。

測定指標４－２　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）　＊

中期目標（--年度）

日中「戦略的互恵関係」を進めるため，様々なレベルで対話と協力を積み重ねていく。

28 年度

年度目標

27 年は，日中間における各種対話再開の流れが本格化した一年であった。この流れを受け，中国との間では，「戦略的互恵関係」を経済面において一層具体化させるため，様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。

１　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し，両国経済，地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。とりわけ日中間における経済対話の枠組みである日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経済対話等の実施に向けた準備を進めていく。

２　28 年４月の外相会談で提起された「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融，②省エネ・環境，③少子高齢化，④観光，⑤防災）における協力の促進。

３　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等）の克服に向けた対話・協力の進展。

施策の進捗状況・実績

１　経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。４月には，日中韓環境大臣会合に出席するため，

陳吉寧環境保護部長が訪日した。10 月には，日中韓経済貿易大臣会合に出席するため，高虎城商務部長が訪日した。11 月には，李金早国家旅遊局長が訪日し，石井国土交通大臣と会談を行ったほか，閣僚級の日中省エネルギー・環境総合フォーラムが北京で開催され，日本から関係閣僚が訪中した。両国の関係省庁が一堂に会する日中経済パートナーシップ協議については，12 月に 27 年に引き続き次官級会合が開催され，「５つの協力分野」を含む日中二国間の課題・協力及び地域・多国間の課題・協力につき幅広く意見交換を行った。民間レベルの経済交流も活発に行われ，９月に日中経済協会，経団連及び日本商工会議所の合同訪中団が訪中し，張高麗常務副総理ら中国政府要人と会談した。11 月には，日中 CEO 等サミットが中国で開催され，日中の主要企業の経営者らの間で意見交換が行われ，李克強国務院総理など中国側ハイレベルも参加した。実務レベルでは，第 17 回日中漁業共同委員会（11 月，於：厦門），日中社会保障協定政府間交渉（６月，於：北京，11 月，於：東京）など各種対話が行われた。

２　４月の岸田外務大臣訪中の際に提案した「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融，②省エネ・環境，③少子高齢化，④観光，⑤防災）における協力の促進については，７月の外相会談，９月の首脳会談などの機会を通じて，日本側から協力の推進を提起し，中国側からも前向きな反応を得た。また，12 月の日中経済パートナーシップ協議では，「５つの協力分野」を含む日中二国間の課題・協力及び地域・多国間の課題・協力につき幅広く意見交換を行った。

３　東日本大震災後に残された課題の克服については，首脳会談を含む二国間会談の機会や大使館等を通じる様々な機会を捉え，中国側に一層の働きかけを実施した。規制の緩和・撤廃を求めながら，一方で日本の魅力を多くの中国人に知ってもらうことを目的として，29 年２月に，外務省主催の「地域の魅力海外発信支援事業」を北京で開催し，日本政府を代表して野上内閣官房副長官が訪中した。来場者数 15,000 人に対して，日本の地域における食や観光の魅力を積極的にアピールした。

29 年度

年度目標

経済分野における日中間の各種対話，交流が活発に行われた 28 年の流れを受け，中国との間では，「戦略的互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため，様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。

１　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し，両国経済，地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。

２　28 年４月の外相会談で提起された「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融，②省エネ・環境，③少子高齢化，④観光，⑤防災）を含む幅広い分野における協力を引き続き推進・具体化していく。

３　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け，中国側に粘り強く働きかけていくとともに，日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

１　経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。５月には，日中財務対話を行うため肖捷財政部長が訪日したほか，７月には，万鋼科学技術部長が訪日し，鶴保内閣府科学技術政策担当大臣及び松野文部科学大臣と会談を行った。また，同月，山本農林水産大臣が訪中し，支樹平中国質検総局長及び余欣栄農業部副部長との会談を行い，８月には，齋藤農林水産大臣が香港フードエキスポに参加するため香港を訪問した。11 月には，両国の関係省庁が一同に会する日中経済パートナーシップ協議次官級会合が開催され，日中二国間の課題及び協力並びに地域・多国間の課題及び協力につき幅広く意見交換を行った。民間レベルの経済交流も活発に行われ，11 月に日中経済協会，日本経済団体連合会（経団連）及び日本商工会議所の合同訪中団が訪中し，李克強国務院総理ら中国政府要人と会談した。12 月には，日中 CEO 等サミットが日本で開催され，日中の主要企業の経営者らの間で意見交換が行われ，レセプションには安倍内閣総理大臣や河野外務大臣も参加した。

２　28 年４月の外相会談で提起された「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融，②省エネ・環境，③少子高齢化，④観光，⑤防災）を含む幅広い分野における協力の推進・具体化について，７月のＧ20 ハンブルク・サミットの際の日中首脳会談では，経済面の協力を更に発展させ，金融，観光，貿易，環境・省エネ等，各分野の協力を一層深化させていくことで一致するとともに，中国が提唱する「一帯一路」構想を含め，日中両国が地域や世界の安定と繁栄にどのように貢献していくかについて議論していくことでも一致した。11 月の APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議の際にそれぞれ行われた日中首脳会談では，上記に加え，民間企業間のビジネスを促進し，第三国へも日中のビジネスを展開していくことが，両国のみならず対象国の発展にとっても有益であるとの点

で一致した。同月の日中経済パートナーシップ協議では，日中二国間の課題及び協力並びに地域・多国間の課題及び協力につき幅広く意見交換を行った。また，30 年１月の日中外相会談では，日中両国間のビジネス環境整備や第三国ビジネス展開等について議論したほか，日中社会保障協定が２回の政府間交渉（４月，於：北京及び 10 月，於：東京）及びその後の調整を経て実質合意に至ったことを共に歓迎し，早期署名に向け努力していくことで一致した。さらに，自由で開かれた貿易体制の重要性を踏まえ，東アジア地域包括的連携協定（RCEP）や日中韓 FTA の推進に向け，共に努力していくことを確認した。

３　東日本大震災後に残された課題の克服については，首脳会談を含む二国間会談の機会や大使館等を通じる様々な機会を捉え，中国側に一層の働きかけを実施した。規制の緩和・撤廃を求めながら，一方で日本の魅力を多くの中国人に知ってもらうことを目的として，30 年１月 24 日～２月 11 日までの期間，外務省主催の「地域の魅力海外発信支援事業」を北京及び上海にて開催し，中国国内の大型電子商取引（EC）企業や地方自治体とも連携し，また，同期間中，SNS やキーオピニオンリーダー，メディアを通じた発信も行い，日本産米を中心とした日本産食品を積極的に PR し，同産品の販売促進に努めた。

測定指標４－３　日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標（--年度）

「戦略的パートナーシップ」の発展のため，幅広い分野において，互恵的・相互補完的な協力を強化していく。

28 年度

年度目標

１　ハイレベル対話を始めとした多層的で戦略的な対話を促進し，多国間・地域における連携・協力を強化する。

２　文化・人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　モンゴルからプレブスレン外相（５月），Ｚ．エンフボルド国家大会議議長（民主党党首）（６月），ムンフオルギル外相（９月），エルデネバト首相（10 月）が相次いで訪日した。モンゴル政府は７月に第 11 回アジア欧州首脳会合（ASEM）をホストし，安倍内閣総理大臣はこの機会を捉え，日本の総理大臣として史上初の３度目のモンゴル訪問を行い，エルベグドルジ大統領とは９回目の首脳会談を行うとともに，６月 30 日の総選挙による政権交代を受けて就任間もないエルデネバト首相及びＺ.エンフボルド国家大会議議長（民主党党首）ともそれぞれ会談を行った。それぞれの会談では，政治・安全保障，地域・国際情勢，経済関係にわたる幅広い分野で意見交換を行い，新政権発足後も日本・モンゴル関係は双方にとって重要との認識で一致するとともに，両政府間で平成 25 年に策定された「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に代わる新たな中期行動計画を策定し，両国の互恵関係の一層の深化を図ることにつき合意した。また，麻生副総理兼財務大臣（６月），木原外務副大臣（６月）もそれぞれモンゴルを訪問した。

10 月にはエルデネバト首相が就任後初の二国間訪問先として訪日し，安倍内閣総理大臣と２回目の首脳会談を行った。７月の安倍内閣総理大臣によるモンゴル訪問時に両首脳間で合意した新たな中期行動計画の策定作業を加速化させ，両国の「戦略的パートナーシップ」関係を，より互恵的なものに発展させていくことで一致した。また，両首脳は，日本とモンゴルが基本的価値を共有する地域のパートナーであることを改めて確認するとともに，６月に発効した日・モンゴル経済連携協定（EPA）を着実に実施して両国の経済貿易関係を深めていくことで一致した。さらに，農業，環境，再生可能エネルギーなど，幅広い分野での協力を進めていくことを確認した。

また，防衛・安全保障分野での協力関係強化のためモンゴルへ初となる防衛駐在官の派遣を決定した。

29 年３月，衆議院の招待で来日したＭ．エンフボルド・モンゴル国家大会議議長（人民党党首）に同行してムンフオルギル外相が来日し，岸田外務大臣との間では２回目となる外相会談が行われるとともに，両国外相間で，政治・安全保障，経済，文化・人的交流・人材育成等の幅広い分野において，33 年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力方針を具体的に明記した，新たな「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名した。本行動計画は，国際社会での協力を始め，日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで，両国間で互恵的

な「戦略的パートナーシップ」を深めることを目標としている。
２　青年交流事業「JENESYS2016」の枠組みを通じ，モンゴルの青少年 98 名を招待し，親日派・知日派の育成を行った。

29 年度
年度目標
１　29 年度は，29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の初年度に当たることを踏まえ，本行動計画の趣旨である互恵的な協力関係を築くとともに，IMF の支援プログラムを受け入れて経済・財政の立て直しを目指すモンゴルにできる限りの協力を行い，両国間の互恵関係の深化につなげていくという観点から，日モンゴル外交防衛安全保障協議の開催，議員連盟間の交流支援，官民合同協議会の開催，モンゴル国軍への能力構築支援に関する協力等の取組を行っていく。
２　文化・人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績
１　日本・モンゴル外交関係樹立 45 周年（樹立日は２月 24 日）に当たる 29 年度も，両国関係発展のため，活発な取組が行われた。
（１）６月から７月にかけて，モンゴルでは４年に１度の大統領選挙が行われ，史上初の決選投票の結果，野党・民主党推薦のバトトルガ候補が当選した。日本は林幹雄衆議院議員（衆議院日本・モンゴル友好議員連盟会長）を総理特使として大統領就任式へ派遣した。７月７日の決選投票の後，10 日に大統領就任式を行うこととなったため，多くの国はモンゴル駐箚外交団長が式典に参列する中，大統領特使を派遣したロシアと並び，総理特使を派遣した日本の姿勢は，モンゴル各界の要人から高く評価された。
　９月，ウラジオストク（ロシア）において開催された東方経済フォーラムに出席した安倍内閣総理大臣は，同じく出席したバトトルガ大統領との間で初めての首脳会談に臨み，両首脳は両国間の戦略的パートナーシップを真に互恵的なものとしていくことで一致した。
（２）30 年２月，河野外務大臣は，就任後初めて訪日したツォグトバータル外相との間で外相会談及びワーキング・ディナーを実施した際も，両外相は，基本的価値を共有する重要なパートナーであるという認識で一致し，29 年３月に策定した中期行動計画の下，真に互恵的な「戦略的パートナーシップ」の発展のため，双方が努力を継続していくことで一致した。
（３）外交防衛安全保障当局間協議については，８月，金杉外務省アジア大洋州局長がモンゴルを訪問し，第４回外交・防衛・安全保障当局間協議に臨み，二国間の安全保障政策や安全保障分野での協力可能性について率直な意見交換を行った。また，この機会に第２回日本・米国・モンゴル外交当局間協議も開催し，地域及び多国間協力，経済協力について意見交換を行った。さらに，防衛分野での協力として，８月，モンゴル国軍の工兵部隊の国連 PKO 派遣に必要な道路構築分野における人材育成のための支援が成功裏に行われた。
（４）議会間交流では，７月，大島理森衆議院議長は，M．エンフボルド国家大会議議長の招待に応じ，現職衆議院議長として史上初めてモンゴルを訪問した。大島議長はバトトルガ新大統領，エルデネバト首相，M．エンフボルド国家大会議議長等と面会し，両国関係について幅広く意見交換を行った。また９月，林幹雄衆議院日本モンゴル友好議連会長がモンゴルを訪問し，バトトルガ大統領らと会談を実施するなど，議会間の交流も一層深化した。
（５）経済分野では，７月，ウランバートルにて第８回日本モンゴル官民合同協議会が開催され，当省及び経済産業省が共同議長として参加し，日・モンゴル両国の官民関係者とともに，経済関係強化に向けた意見交換を実施した。両国の経済関係の強化のためには，モンゴルの貿易・投資環境の整備を含む様々な課題の解決が必要であることが関係者に広く認識された点において有意義であった。
２　青年交流事業「JENESYS2017」の枠組みを通じ，モンゴルの青少年 93 名を招待し，親日派・知日派の育成を行った。また，「日中植林・植樹国際連帯事業」の枠組みを通じ，ゴビスンベル県スンベル郡青年植林協力隊（10 名）を招待し，環境及び防災意識の啓発と対日理解の一層の促進を図った。

測定指標４－４　日モンゴル関係の着実な進展(経済面)	
中期目標（--年度）	

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ，日モンゴル経済関係を一層深化させる。

28 年度

年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の発効及び着実な実施を推進する。

２　首脳会談等での成果（新空港運営への日本企業の参画等）の着実な実施・フォローアップを通じて，両国経済関係を拡大・深化させる。

施策の進捗状況・実績

１　モンゴルにとって初となる経済連携協定（日・モンゴル EPA）が，日本との間で６月に発効し，同月，同協定に基づき設置された合同委員会の第１回会合がウランバートルで開催された。同会合では，経済連携協定の運用上の手続規則の採択を含め，同協定の実施に必要な決定が行われた。日・モンゴル EPA の発効当初，モンゴル側において日・モンゴル EPA に整合性のない手続が行われる等の問題が生じたが，その後，モンゴル側は関税率・関税法を改正し，これを是正した。

２　22 年から 25 年まで順調な経済発展を続けたモンゴルは，資源ナショナリズムを背景とする制限的な対モンゴル直接投資や法律の制定により，海外からの投資が激減したほか，中国の景気減速や世界的な資源安により主要産業の鉱業が不振となり，28 年の経済成長率は１%まで落ち込んだ。我が国は，安倍内閣総理大臣の７月のモンゴル訪問の機会を捉え，モンゴルの自立的発展のためにできる限りの支援を惜しまないこと，また，経済再生のためモンゴルが IMF など国際機関の助言を受けつつ一層の経済改革を着実に進め，国際社会の信認を高めることが重要と伝達した。

　27 年 10 月の日モンゴル首脳会談で触れられた新空港運営への日本企業の参画は，４月に日本企業コンソーシアムがモンゴル政府へ提出したプロポーザルは 11 月に承認され，29 年１月から契約交渉が開始された。この間，駐モンゴル日本大使がモンゴル政府要人と面会する機会等を利用して，日本企業が運営権を獲得することに対する日本側の期待感をモンゴル側へ累次伝達した。また，９月には，モンゴルで実施されている二国間クレジット制度（JCM）プロジェクトにつき，日本政府は JCM クレジット（注）を発行した。

　（注）二国間クレジット制度（JCM）は，途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ，日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し，日本の削減目標の達成に寄与する仕組みであり，同制度のもとで達成された温室効果ガス排出削減量が JCM クレジットに当たる。

３　29 年３月に両国外相間で署名が行われた 33 年末までの新たな「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」において，「日・モンゴル EPA の着実な運用等によるモンゴル国の投資・ビジネス環境の整備」，「モンゴル国の経済多角化に対する協力，より活力ある両国経済関係構築に向けた協力」を柱に経済関係の一層の強化を図ることにつき合意した。

29 年度

年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

２　首脳会談等での成果の着実な実施・フォローアップを通じて，両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には，国際通貨基金（IMF）の下で策定された国際的な支援パッケージの一環としてのモンゴル経済再生のための協力，貿易・投資のための官民合同協議会の開催等により，日本企業のモンゴル投資を側面支援すること，モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化，日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援すること等を通じて協力していく。

３　モンゴルの厳しい経済・財政状況を踏まえ，モンゴルの自立的発展のためにできる限りの支援を検討し，両国の互恵関係の深化に繋げていく。

施策の進捗状況・実績

１　日モンゴル経済連携協定で定められた措置については，関係省庁と連携の上，関税割当等を含む具体的な措置を着実に実施しており，30 年２月に行われた日モンゴル外相会談においても，同協定の着実な実施を通じ，モンゴルの投資環境の改善を含め，両国経済関係の強化に向け努力していくことを確認した。

２及び３　５月，国際通貨基金（IMF）が理事会で，対モンゴル支援プログラムの実施を正式承認したことを受け，日本は IMF が策定した国際支援パッケージの一環として，３年間で最大 8.5 億米ドルの支援を行う構想に基づき，12 月，第１回目の 320 億円（円借款）をモンゴル政府に拠出した。

　７月，第８回日本・モンゴル官民合同協議会及び日本・モンゴル EPA 発効１周年記念セミナー・

ネットワーク交流会がモンゴルにおいて行われ，日本から松村経済産業副大臣が出席し，両国の官民の代表者が経済関係強化に向けて様々な意見交換を行うとともに，ビジネス交流の活性化に向けた施策の紹介やモンゴル企業による製品紹介等を通じ，ビジネス分野における交流促進が図られた。

９月，林幹雄衆議院議員は，衆議院日本・モンゴル友好議員連盟会長として同会所属議員４名を帯同し，衆議院モンゴル訪問議員団（公式派遣）としてモンゴルを訪問した。同議員団はモンゴル要人等との間で率直な意見交換を行ったほか，同議員団に日本から同行した民間企業関係者も参加する形で，モンゴル・日本商工会議所との意見交換や日本産品の試食会を開催する等，両国関係の強化・深化に大きく貢献した。

工学系高等教育機関の機能強化に関し，29 年は，学生 95 名，教員 23 名の計 118 名が日本の大学・高専等へ留学し，工学系高等教育の機能強化に繋がることが期待される。また，12 月，チンゾリグ労働・社会保障相が訪日し，加藤厚生労働大臣との間で，技能実習生の送り出しや受け入れに関する約束を定めることにより，技能実習制度を通じて日本からモンゴルへの技能等の移転を適正かつ円滑に行い，国際協力を推進する目的で，技能実習に関する協力覚書に署名を行った。

30 年２月，ツォグトバータル外相の訪日に合わせ，JETRO においてモンゴルビジネスフォーラムが行われ，モンゴル経済の現状や投資環境について，同相の基調講演やモンゴル企業によるプレゼンテーションを通じて紹介された。

４　10 月，モンゴルで実施されている二国間クレジット制度（JCM）プロジェクトにつき，日本政府は２回目の JCM クレジット（注）を発行した。

（注）二国間クレジット制度（JCM）は，途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ，日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し，日本の削減目標の達成に寄与する仕組みであり，同制度のもとで達成された温室効果ガス排出削減量が JCM クレジットに当たる。

測定指標４－５　日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

28 年度

年度目標

台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。特に以下の取組を実施する。

１　経済分野での更なる協力の深化。

２　文化交流を通じた相互理解の深化。

施策の進捗状況・実績

１　経済分野での更なる協力の深化については，公益財団法人交流協会（注：29 年１月から公益財団法人「交流協会」は公益財団法人「日本台湾交流協会」に名称を変更した。）と亜東関係協会の間で，「日台製品安全協力覚書」が署名された。また，台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け，日本台湾交流協会を通じて，科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。

２　文化関係では，NHK 交響楽団の台北公演（６月）や，故宮博物院南院での「日本美術の粋－東京・九州国立博物館精品展」（28 年 12 月～29 年３月）等を通じて，日台間の相互理解の促進を図った。上記文化行事について，外務省としては，日本台湾交流協会を通じた実施のための調整等を行った。また，日台双方の言語教育の水準を向上させ，お互いの歴史・文化に対する理解及び友好親善を深めることを目的に，日台双方の日本語教育及び中国語教育の交流・協力を促進することが明記された「日台言語教育交流覚書」を作成・署名した。

29 年度

年度目標

台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

１　経済分野での更なる協力の深化。

２　文化交流等を通じた相互理解の深化。

施策の進捗状況・実績

１　経済分野での更なる協力の深化については，公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会（注：５月から「亜東関係協会」は「台湾日本関係協会」に名称を変更した。）の間で，42 回目となる日台貿易経済会議を開催し，日台の経済貿易全般に関する幅広い分野について議論した。また，９月には，台湾が日本産牛肉の輸入を 16 年ぶりに解禁した。さらに，台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け，日本台湾交流協会を通じて，科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。

２　文化関係では，公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で，日台間の相互理解と友好親善を深めることを目的とした「文化交流の協力に関する覚書」が署名され，文化事業に関する相互協力がより一層強化されることとなった。

測定指標４－６　日中及び日モンゴル間の首脳，外相会談の実施回数(電話会談を除く)

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
①日中 ②日モンゴル	―	①４ ②３	①７ ②６	①４ ②３	①７ ②２

測定指標４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	６	５	５	６

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
　中国
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html）
　台湾
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html）
　香港
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/index.html）
　マカオ
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/index.html）
　モンゴル
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/index.html）
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
　第２章　第１節　各論２　中国・モンゴル

個別分野５　タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

１　我が国とメコン河流域５か国(タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマー)との間において，政府間の要人往来を始め，政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流，インフラ海外展開等による経済外交を推進する。

２　各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備，同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて，地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

・「日・メコン協力のための新東京戦略 2015」（平成 27 年７月４日に開催された第７回日本・メコン地域諸国首脳会議にて採択）

「今後３年間（2016 年～2018 年）にわたり，次の四本柱（注）に基づく日・メコン協力を実施していくことを表明した。」「ODA に関して，2015 年２月に新たに閣議決定された開発協力大綱に則し，メコン地域に対して今後３年間で 7500 億円規模の支援を行っていくことを表明した。」

（注）①ハード面での取組，②ソフト面での取組，③グリーン・メコンの実現に向けた持続可能な開発，④多様なプレーヤーとの連携

・第９回日本・メコン地域諸国首脳会議における安倍内閣総理大臣発言要旨（平成 29 年 11 月 13 日）

「急速に経済発展を続けるメコン各国との協力促進は大変重要，二年目に入った「新東京戦略 2015」の下での協力は成果を挙げており，メコンと共に発展するという思いで引き続き歩んでいきたい。」「引き続き，「積極的平和主義」の下，メコン地域の平和，安定及び繁栄に貢献していく。「自由で開かれたインド太平洋戦略」の推進に向けて，メコン各国とも積極的に協力していきたい。」「域内の物流コスト削減や貿易円滑化等のためにはソフト面での連結性強化が鍵。制度整備，人材育成，地域開発の三点に一層重点を置き，「生きた連結性」を実現したい。近く，日本へ各国の専門家を招待し知見を深めてもらう機会も準備中。」

・「日メコン連結性イニシアティブ」（平成 28 年７月 25 日に開催された第９回日メコン外相会議にて立ち上げ）

「メコン地域において，「新東京戦略 2015」及び「日メコン行動計画」に沿って，更にインフラ整備を進めるとともに，次のステージとして，物理的な連結性が十分に活用されるための制度的な連結性の強化（制度改善，SEZ 等の拠点整備，産業振興策，通関の円滑化等），人的な連結性の強化に取り組み，成長の果実を地域全体に。地域統合を促し，ASEAN 共同体強化を後押し。」

測定指標５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化　＊

中期目標（--年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し，各国との二国間関係を強化する。

28 年度

年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。

２　第８回日メコン首脳会議および第９回日メコン外相会議を開催し，「新東京戦略 2015」および「行動計画」をフォローアップする。

３　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相をはじめとする高いレベルでの意見交換

（１）カンボジア

７月，ASEM 首脳会議の機会に日・カンボジア首脳会談が行われた。安倍内閣総理大臣からメコン連結性の強化や産業人材育成等を通じ，カンボジアへの支援を継続する旨表明したのに対し，フン・セン首相からは積極的平和主義をはじめ平和のための日本の政策に改めて支持が表明された。このほか，９月に小田原外務大臣政務官，29 年１月に柴山総理大臣補佐官がプノンペンを訪問し，それぞれカンボジア政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（２）ラオス
　安倍内閣総理大臣は，５月にトンルン首相をＧ７伊勢志摩サミット・アウトリーチ会合に招待した際及び９月に ASEAN 関連首脳会合のためにラオスを訪問した際に，首脳会談を行った。岸田外務大臣は，サルムサイ外相との間で２度の外相会談（５月，７月）を行った。ラオス側からは，日本との戦略的パートナーシップの深化への期待，これまでの日本政府による対ラオス ODA に深い謝意等が表明された。９月の安倍内閣総理大臣のラオス訪問の際には，ラオスの目指す将来像とその実現に向けた両国間の協力の方向性を示す「日ラオス開発協力共同計画」を発表した。
（３）ミャンマー
　安倍内閣総理大臣は，アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相との間で，２度にわたる会談を行い，二国間関係・経済協力等の分野に関し協議を行った（９月，11 月）。また，岸田外務大臣は，同国家最高顧問兼外相と２度にわたる会談を行ったほか（５月，11 月），５月のミャンマー訪問の際に，ティン・チョウ大統領，ミン・アウン・フライン国軍司令官を表敬した。
（４）タイ
　岸田外務大臣は，５月にタイを訪問し，ドーン・ポラマットウィナイ外相と，経済・安全保障を含む二国間関係や国際社会における課題について会談を行ったほか，プラユット首相表敬及びソムキット副首相表敬を行った。７月には，ドーン外相との間で２度目の外相会談を行った。また，10 月，プミポン・アドゥンヤデート国王の崩御に際し，安倍内閣総理大臣及び岸田外務大臣による弔意メッセージの発出及び駐日タイ大使館での記帳が行われた。
（５）ベトナム
　安倍内閣総理大臣は，５月，４月に新たに就任したグエン・スアン・フック首相をＧ７伊勢志摩サミット・アウトリーチ会合に招待し，その際に首脳会談及び夕食会を実施し，質の高いインフラを活用した貢献や海上法執行能力強化等の支援を行っていく旨を確認し，また地域情勢について意見交換を行った。その後も，安倍内閣総理大臣は，７月，９月に同首相との会談を重ね，29 年１月のベトナム訪問時に４度目となる首脳会談を実施し，同首相との間で「広範な戦略的パートナーシップ」関係に基づき，引き続きあらゆる分野での協力を強化することを確認した。このほか，安倍内閣総理大臣は，チャン・ダイ・クアン国家主席との会談（11 月，29 年１月），グエン・フー・チョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長との会談（29 年１月），グエン・ティ・キム・ガン国会議長との会談（29 年１月）を実施した。また，岸田外務大臣は，５月にベトナムを訪問し，チャン・ダイ・クアン国家主席及びグエン・スアン・フック首相を表敬したほか，ファム・ビン・ミン・ベトナム副首相兼外相との外相会談及び日越協力委員会第８回会合を実施した。
２　第８回日メコン首脳会議及び第９回日メコン外相会議，及び，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ
　７月，ビエンチャン（ラオス）において，第９回日メコン外相会議が開催され，岸田外務大臣が出席し，ラオスとの共同議長を務めた。メコン地域諸国から，サルムサイ・コンマシット・ラオス外相（共同議長），プラック・ソコン・カンボジア上級大臣兼外務国際協力相，アウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問兼外相，ドーン・ポラマットウィナイ・タイ外相，ファム・ビン・ミン・ベトナム副首相兼外相が出席し，会議終了後，共同議長声明が発出され，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に沿ってメコン地域の連結性強化を促進し「生きた連結性」を実現するため「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げが発表された。
　９月，ビエンチャン（ラオス）において，第８回日メコン首脳会議が開催され，安倍内閣総理大臣が出席し，ラオスとの共同議長を務めた。メコン地域諸国から，トンルン・シースリット・ラオス首相（共同議長），フン・セン・カンボジア首相，アウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問，プラユット・ジャンオーチャー・タイ首相，グエン・スアン・フック・ベトナム首相が出席し，会議終了後，「日メコン連結性イニシアティブ」のもとで優先的に取り組むプロジェクトをとりまとめた文書が発出された。
３　議会間，議員間交流
（１）カンボジア
　９月に日カンボジア友好議連の小渕優子事務局長及び西村明宏衆議院議員が成田・プノンペン直行便就航記念フライトに搭乗してカンボジアを訪問し，フン・セン首相ほか同国要人と会談した。また，29 年１月，塩谷立日メコン友好議連会長，山本一太同議連幹事長，柴山昌彦総理大臣補佐官，渡邉美樹同議連事務局長，吉川ゆうみ参議院議員がカンボジアを訪問し，同国上下両院議長ほか同国政府・議会要人と会談した。12 月には，カンボジア上下両院人権委員会代表団が訪日し，衆参両院議長を表敬した。
（２）ラオス

ケントン前駐日ラオス大使が国民議会議員選挙に立候補し当選，その後，ラオス日本友好議連会長に就任した。

（３）ミャンマー

７月，日本ミャンマー友好議連一行（会長：逢沢一郎議員）がミャンマーを訪問し，ミャンマー議連との会合を行い，相互の交流を深めた。

（４）タイ

９月，ポーンペット国家立法議会議長が訪日し，衆参両院議長への表敬訪問を行った。また，29年２月，スチョン国家立法議会議員一行が訪日し，石井国土交通大臣，山口公明党代表，中山自由民主党副幹事長，馬場日本維新の会幹事長等への表敬訪問を行った。

（５）ベトナム

二階俊博・日ベトナム友好議員連盟会長（自民党幹事長）は，９月，同議連所属国会議員を含む議員団とともにベトナムを訪問し，グエン・フー・チョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長，グエン・スアン・フック首相，グエン・ティ・キム・ガン国会議長を表敬したほか，グエン・ヴァン・ザウ国会対外委員長をヘッドとするベトナム国会議員団と日越議員フォーラムを開催し，農業，観光，気候変動対策等の幅広い分野にわたる日ベトナム間の協力・連携に係る意見交換を実施した。11 月には，新たにベトナム日友好議員連盟会長に就任したファム・ミン・チン・ベトナム共産党中央組織委員長が訪日し，安倍内閣総理大臣，大島衆議院議長，伊達参議院議長及び岸田外務大臣を表敬したほか，二階・日ベトナム友好議員連盟会長とも夕食会を通じて交流を深めた。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラム

11 月のアウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問の訪日の機会を捉え，「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム特別会合」及びアウン・サン・スー・チー国家最高顧問歓迎昼食懇談会が開催された（外務省，日本商工会議所，経団連共催）。歓迎昼食会に出席したアウン・サン・スー・チー国家最高顧問からは，日本からの投資を歓迎する，ミャンマーは海外からの投資がミャンマーでの雇用創出につながることを非常に重視している旨の発言があった。同歓迎昼食会では，榊原定征経団連会長及び三村明夫日本商工会議所会頭が歓迎の挨拶を行い，岸信夫外務副大臣からは，日本のミャンマーにおける取組を紹介しつつ，今後も官民を挙げてミャンマーを支援していく旨述べた。

また，「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム特別会合」には，官民の部門を問わず約 100 名の参加者が集い，同国家最高顧問と共に訪日中のチョウ・ウィン・ミャンマー計画・財務相がスピーチを行った。さらに，メコン地域各国からの政府関係者や，外務省を含む日本の政府関係者及び民間企業等からそれぞれのメコン地域における取組等に関する発表を行い，メコン地域の発展について集中的な意見交換を実施した。参加者たちは，今後も部門を越えた連携を強化することにより，メコン地域全体の成長を後押ししていくことで一致した。

29 年度

年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。（毎年すべてのメコン各国と，首脳・外相会談を実施）

２　第９回日メコン首脳会議および第 10 回日メコン外相会議を開催し，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ，「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進を行う。

３　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（１）カンボジア

８月，フン・セン首相訪日の機会に首脳会談が行われ，二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに，地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行ったほか，５月に岸外務副大臣，10 月に堀井巌外務大臣政務官，30 年１月に中根外務副大臣，３月に薗浦内閣総理大臣補佐官がプノンペンを訪問し，それぞれ政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（２）ラオス

安倍内閣総理大臣は，６月，国際会議に出席するため訪日したトンルン首相との間で首脳会談を行い，ラオスに対する人材育成・財政安定化支援や，「日ラオス開発協力共同計画」の着実な実施などについて確認した。また，岸田外務大臣は，トンルン首相の訪日に随行したサルムサイ外相と

の間で３度目となる外相会談を行ったほか（過去の２回は 28 年５月及び７月），河野外務大臣も，30 年３月，就任後，初となる外相会談を，訪日したサルムサイ外相との間で実施した。また小田原外務大臣政務官（７月），堀井巌同政務官（９月），薗浦総理大臣補佐官（30 年２月）が相次いでラオスを訪問し，首相表敬を含む政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（３）ミャンマー

８月に岸外務副大臣，９月に堀井巌外務大臣政務官，11 月に中根外務副大臣，30 年１月に河野外務大臣，２月に薗浦総理大臣補佐官，３月に堀井巌外務大臣政務官がミャンマーを訪問し，政府要人との意見交換を行った。12 月，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フォーラム出席のため訪日したティン・チョウ大統領との間で首脳会談を行い，ミャンマーの民主的国造りのための支援やラカイン州情勢などについて協議した。

（４）タイ

29 年は日タイ修好 130 周年を迎え，両国の緊密な友好関係と更なる協力促進の重要性が周年事業の実施やハイレベル交流を通じて再確認される年となった。

具体的には，訪日したソムキット副首相及びドーン外相による安倍内閣総理大臣表敬がそれぞれ行われ，国内外において日タイ外相会談が３回実施されたほか，６月には，東京で第３回ハイレベル合同委員会が実施され，ソムキット副首相等を始めとする多数の閣僚が訪日した。

主な成果としては，外相会談において，北朝鮮に対する圧力強化の重要性に関し一致したほか，第３回ハイレベル合同委員会においてタイの東部経済回廊（EEC）の開発，インフラ輸出等に関する協力を含む７つの協力覚書が交換された。

（５）ベトナム

４月のズン計画投資相の訪日，５月のミン副首相兼外相の訪日，６月の公式実務訪問賓客としてのフック首相の訪日，11 月ベトナム APEC 開催時に安倍内閣総理大臣，河野外務大臣の訪問，30 年１月の中根外務副大臣の訪問等，ハイレベルでの緊密な意見交換が行われた。６月のフック首相訪日の際には，二国間関係や地域・国際社会における協力（ASEAN，APEC，TPP，北朝鮮問題等）に関する「日本とベトナムの広範な戦略的パートナーシップの深化に関する共同声明」を発出した。

２　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ，「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進

８月，マニラ（フィリピン）において，第 10 回日メコン外相会議が開催され，河野外務大臣が出席し，議長を務めた。会議終了後に発出された共同声明では，「新東京戦略 2015」の第一の柱である産業基盤インフラの整備及び「ハード連結性」の強化に関し，日メコン連結性イニシアティブの下で，日本がアジア開発銀行等の機関と連携して，「質の高いインフラパートナーシップ」及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を着実に実施していることが評価された。それに加えて，同戦略の第二の柱である通関の円滑化や産業人材育成といった「ソフト連結性」の強化のための取組についても，日本とタイによるメコン地域における産業人材育成に関する協力覚書への署名に代表されるように，着実に実施されていることが歓迎された。

また，11 月，マニラにおいて，第９回日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され，安倍内閣総理大臣が出席し，議長を務めた。会議終了後に発出された共同声明では，「「新東京戦略 2015」の実現のための日・メコン行動計画」，「日・メコン連結性イニシアティブ」及び「メコン産業開発ビジョン（MIDV）」とその行動計画といった具体的な計画によって支えられる「新東京戦略 2015」の実施が進捗していることが高く評価された。

３　議会間，議員間交流

カンボジアとは，８月，フン・セン首相訪日の機会に，日メコン友好議員連盟の塩谷立会長ほかが表敬訪問を行い，また，日カンボジア友好議員連盟の今村雅弘幹事長，小渕優子事務局長ほかとの昼食会も行われた。ラオスとは，５月，日ラオス友好議員連盟の土屋品子幹事長及び小渕優子事務局長が共に訪問し，トンルン首相表敬などを実施し，またトンルン首相の訪日時（６月）やラオス政府の副大臣，副知事級 20 名が JICA 研修で訪日した際（12 月），議員連盟主催の歓迎会が開催された。ミャンマーとは，５月，自民党司法制度調査会及び山本幸三日ミャンマー友好議員連盟幹事長等が訪問した。タイとは，12 月，超党派９名からなる国会議員団がタイを訪問し，ソムキット副首相及びドーン外相との会談，スラチャイ国家立法議会副議長及びタイ側友好議員団との交流を実施した。同月には，山本一太参議院議員もタイを訪問した機会を捉えてタイ側友好議員団と交流した。ベトナムとは，衆議院議長として 15 年ぶりの訪問となる，５月の大島衆議院議長の訪問，８月の自民党青年局の訪問，同月のチン・越日友好議員連盟会長の訪日等を実施した。以上の取組により，議会間，議員間交流の深化が図られた。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じた民間の人的・知的交流の推進

22 年から毎年開催していた本フォーラムではあるが，29 年はメコン地域諸国との日程の調整がつかず，開催することができなかった。しかしながら，JENESYS を通じたメコン諸国との人的・知的交流や，日タイ外交関係 130 周年の機を捉え，日タイ修好 130 周年記念コンサートなどの交流を実施した。

測定指標５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（--年度）

各種投資委員会，フォーラムを実施し，メコン地域の貿易投資環境を整備し，経済関係の緊密化に取り組む。

28 年度

年度目標

「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づき，引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，貿易投資環境を整備する。

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。

施策の進捗状況・実績

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

（１）カンボジア

10 月に第 14 回日カンボジア官民合同会議を開催し，駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め，カンボジアにおける投資環境改善に向け，最低賃金や行政手続きの効率化等にかかる協議を行った。

（２）ラオス

12 月に第 10 回日ラオス官民合同対話を開催し，駐ラオス大使とスパン計画投資相の共同議長の下，法律・政策の透明性や税制等を中心に投資促進のための協議を行った。

（３）ミャンマー

６月及び８月の２回にわたり，日ミャンマー共同イニシアティブの全体会合を開催した。駐ミャンマー大使及びチョウ・ウィン計画財務相等との間で，旧政権下での取組の成果と課題をレビューし，新政権下では，全体会合の下に５つの作業部会（産業政策，輸出入，金融・保険，税務，投資促進）を設置し，新投資法の制定等を通じた投資承認手続きの合理化等について協議を行った。

（４）タイ

日タイ経済連携協定（JTEPA）については，５月に「農業，林業及び漁業に関する小委員会」，「食品安全に関する特別小委員会」及び「地域間の連携に関する特別小委員会」を，11 月に「物品貿易小委員会」を，29 年３月に「ビジネス環境小委員会」を，それぞれ実施した。

12 月，和泉総理大臣補佐官がタイを訪問し，第２回日タイ・ハイレベル合同委員会を実施した。

（５）ベトナム

９月，「日ベトナム共同イニシアティブ」の第６フェーズ・キックオフ会合を開催し，分野別の６つのワーキンググループ（労働，賃金，運輸・ロジスティクス，サービス，中小企業，投資法・企業法）に分かれて協議を進めていくこととなった（29 年末に最終評価会合を実施予定）。同イニシアティブは，日ベトナム間の投資・貿易等に係る官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており，これとの重複を避ける観点から，日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

７月，第９回日メコン外相会議において，岸田外務大臣から，27 年の外相会議以降の日メコン協力の進捗について，この一年で「質の高いインフラ投資」の理念に基づくハード面での日本の取組が特に加速したことを紹介した（ミャンマー・ティラワ経済特別区が開設，ラオスの上水道拡張計画の実施を決定。ベトナムではホーチミン市における下水道整備と都市鉄道一号線の建設，カンボジアでは５号線改修を決定。タイとは鉄道協力を促進し，28 年８月にはパープルラインの開業を予定している等を紹介）。ソフト面でも着実な成果をあげており，多様な分野での人材育成等を通じ，グリーン・メコンの実現に積極的に貢献した。これに対し，メコン諸国からは，日メコン関係が，インフラ，人材開発，投資促進等，様々な分野で進捗していることを高く評価しており，日本政府

からの継続的な支援に感謝していること，また，日本からの投資，日系企業の活動も拡大している，「質の高いインフラ投資」を進めることは，地域のグリーン成長にも資する旨の発言があった。

９月，第８回日メコン首脳会議において，安倍内閣総理大臣から，「新東京戦略 2015」の一番目の柱であるハード連結性に対する日本の取組を加速化する，メコン諸国と共に策定した「行動計画」，「メコン産業開発ビジョン」及び「ワークプログラム」を踏まえ，「日メコン連結性イニシアティブ」を通じ，メコン各国とともに優先的に実施すべき ODA プロジェクトリストを作成できたことを歓迎する，同イニシアティブの下，「生きた連結性」の実現を支援していく，さらに近年，メコン地域への日系企業の進出は急増しており，更なる投資拡大には，投資家に利益をもたらすような環境整備が不可欠であり，企業が安心して継続的な投資を行えるようにメコン地域における法制度整備支援を実施する旨説明した。これに対し，メコン諸国からは，日メコン協力への謝意が示されるとともに，「新東京戦略 2015」の３本柱に基づく支援は持続的な開発に貢献している，日メコン協力は，メコン各国及び地域全体の社会・経済の発展や，メコン域内の格差是正を通じ，円滑な統合を進めることを可能にしている等の評価があった。

29 年度

年度目標

「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づき，「日・メコン連結性イニシアティブ」の下，引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，貿易投資環境を整備する。

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会，フォーラムを実施し，メコン地域の貿易投資環境を整備し，経済関係の緊密化に取り組むほか，民間企業の大型投資案件等に現地公館を通じ支援を行うことで，日本の強みを生かし，経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

（１）カンボジア

６月に第 15 回，30 年２月に第 16 回の日カンボジア官民合同会議を開催し，駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め，税優遇制度，投資関連法制，環境規制など，カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

（２）ラオス

12 月，第 11 回日ラオス官民合同対話を開催し，駐ラオス大使とスパン計画投資相の共同議長の下，３つの業種別ワーキンググループ（駐在員事務所設立に係る管理，製造業及び農業）において，法律・政策の透明性や税制等に係る協議を行った。

（３）ミャンマー

８月，日ミャンマー共同イニシアティブ（フェーズ２）の第４回全体会合を開催した。駐ミャンマー大使及びチョウ・ウィン計画財務相等との間で，５つの作業部会（産業政策，輸出入，金融・保険，税務及び投資促進）における議論を基に，税関手続に関する相互理解の促進，自動車政策に関する工業省と民間の議論開始，ヤンゴン証券取引所の上場企業への税制インセンティブ等，投資促進に向けた前向きな取組を確認した。

（４）タイ

日・タイ経済連携協定（JTEPA）を締結してから 10 年目にあたり，８月，バンコクにて，第４回合同委員会（中根外務副大臣及びウィラサック外務副大臣が共同議長）を開催し，一般的見直しの議論を開始することに合意した。

12 月，東京において第１回見直し小委員会が開催され，JTEPA の見直しに関し，現状・基本的考え方の確認を行った。

また，６月に実施した第３回日タイ・ハイレベル合同委員会において，両国の経済関係を一層促進するため７件の個別経済分野に関する協力覚書（東部経済回廊（EEC）及び産業構造高度化，鉄道，電子基準点，中小企業及び産業人材育成，情報通信・デジタル経済，タイ工業省産業振興局と日本貿易振興機構との連携，経済地理シュミレーションモデル（GMS）を用いた EEC 開発の分析及び視覚化に関する意図表明）を締結した。

（５）ベトナム

12 月，日越共同イニシアティブ第６フェーズ最終評価会合を開催し，労働，賃金，運輸・ロジステ

ィクス，サービス業，中小企業支援，投資法・企業，医薬品輸入業につきワーキンググループに分かれ協議を終えた。同イニシアティブは，日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており，これとの重複を避ける観点から，日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

８月，第 10 回日メコン外相会議において河野外務大臣から，この 10 年で日本とメコン地域の経済交流が活発化しており，メコン地域への日本企業の関心は顕著に高いこと，今後とも官民挙げて地域の発展を後押ししていく旨述べた。また，「日メコン連結性イニシアティブ」実現のため立ち上げた，日本及びメコン地域諸国で構成するシニアレベル・ワーキング・グループにおいて，日本が優先的に実施すべき ODA プロジェクトを特定した旨，また「生きた連結性」を実現していくにはシングルウィンドウの実現を含む通関の円滑・効率化やインフラの維持や管理に携わる人材育成等，ソフト面の課題への対処が必要である旨述べ，各国の通関制度の互換性や相互理解を深めるため，30 年９月にメコン５か国の専門家を招いたワークショップを開催することを提案した。

11 月，日メコン首脳会議において安倍内閣総理大臣より，域内の物流コスト削減や貿易円滑化等のためにはソフト面での連結性強化が鍵であり，制度整備，人材育成，地域開発の三点に一層重点を置き，「生きた連結性」を実現したい旨発言し，近く日本へ各国の専門家を招待し知見を深めてもらう機会を提案した。メコン地域諸国からは，提案を歓迎するとともに，日本の協力は，域内の産業バリューチェーンにメコン地域を組み込むことに貢献しており，今後，産業の高度化を図るためにも協力したい旨発言があった。また，日本を含む諸外国からの直接投資の増加のために投資環境も整備したいという発言があった。

測定指標５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進　＊

中期目標（--年度）

首脳，外相会議を通じ，日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて，地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

28 年度

年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく，第７回日メコン首脳会議及び第８回日メコン外相会議で策定した「東京戦略 2015」及び「行動計画」をフォローアップする。

２　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し，質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

１　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ

７月の第９回日メコン外相会議では，岸田外務大臣から，日メコン行動計画を着実に実施していることを確認した。岸田外務大臣からは，メコン地域の質の高い成長の実現に向け共に取り組んでいきたい，５月にバンコクにて提案した「日メコン連結性イニシアティブ」をメコン諸国とともに正式に立ち上げたい旨述べた。また，メコン地域への日系企業の進出は急増しており，日本のメコンへの貢献は官民挙げて加速している，「新東京戦略 2015」は，順調に滑り出している旨発言があった。

９月の第８回日メコン首脳会議では，安倍内閣総理大臣から，「新東京戦略 2015」の一番目の柱であるハード連結性に対する日本の取組は加速化されている，３年で 7,500 億円の支援は，一年目である 28 年４月以降で既に３分の１以上を実施した，メコン諸国と共に策定した「行動計画」，「メコン産業開発ビジョン」及び「ワークプログラム」を踏まえ，「日メコン連結性イニシアティブ」を通じ，メコン各国とともに優先的に実施すべき ODA プロジェクトリストを作成できたことを歓迎，同イニシアティブの下，「生きた連結性」の実現を支援していく旨述べた。

以上のとおり，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」の進捗状況をメコン諸国と共有の上，より円滑な施策の実施に必要な事項を議論した。

２　グリーン・メコン・フォーラムの開催

６月，第４回グリーン・メコン・フォーラムが，日・タイ両政府の共催によりバンコクにおいて開催され，大菅外務省南部アジア部審議官及びカンラヤーナ・ウィパッティプーミプラテート・タイ外務省付大使が共同議長を務めた。このフォーラムでは，日本及びメコン諸国（カンボジア，ラ

オス，ミャンマー，タイ及びベトナム）の関係省庁，並びに国際協力機構（JICA），地方自治体（福岡県），メコン河委員会等からそれぞれ関係者が出席し，「質の高いインフラ」及び「水資源管理」に関する意見交換を行った。今回のフォーラムには，米国，オーストラリア及び韓国からも参加した。

出席者及び参加機関は，地域の環境・気候変動に関連した諸問題及び地域の連結性の強化に取り組むため，「「グリーン・メコンに向けた 10 年」イニシアティブに関する行動計画」の下，環境の持続可能性と経済成長の両立に重点を置きながら，日・メコン協力を強化していく決意を共有した。

29 年度

年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく，第７回日メコン首脳会議及び第８回日メコン外相会議で策定した「新東京戦略 2015」及び「行動計画」をフォローアップする。

２　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し，質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

１　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ

８月の第 10 回日メコン外相会議では，河野外務大臣から，この１年間で，南部経済回廊を構成するカンボジア国道５号線の改修事業やベトナムの南北高速道路建設事業を実施し，また，タイとの間で「産業人材育成に関する覚書」を署名するなど，２年目を迎えた「新東京戦略 2015」の下で，多くのプロジェクトが順調に実施されているとの評価を示した。また，「生きた連結性」実現のためには，ソフト面の課題への対処が必要であるとして，各国の通関制度の互換性や相互理解を深めるため，30 年９月にメコン５か国の専門家を招いたワークショップ開催を提案した。

11 月の第９回日メコン首脳会議では，安倍内閣総理大臣から，「新東京戦略 2015」を実現するための，28 年から 30 年までの３年間で 7,500 億円の支援を実施することについては，既に３分の２以上を実施したことを説明した。また，域内の物流コスト削減や貿易円滑化等のためにはソフト面での連結性強化が鍵であるとして，制度整備，人材育成，地域開発の三点に一層重点を置き，「生きた連結性」の実現を目指す旨発言。さらに，ソフト連結性にかかる現在の課題と日本の取組をまとめた文書を配布し，「新東京戦略 2015」及び「行動計画」の進捗状況をメコン諸国と共有した。

２　グリーン・メコン・フォーラムの開催

30 年２月，第５回グリーン・メコン・フォーラムが，日・タイ両政府の共催によりバンコクにおいて開催され，志水南部アジア部参事官及びスリザムート・タイ外務省国際経済局長が共同議長を務めた。このフォーラムでは，日本及びメコン諸国（カンボジア，ラオス，ミャンマー，タイ及びベトナム）の関係省庁，並びに国際協力機構（JICA），国連国際防災戦略事務局等からそれぞれ関係者が出席し，「気候変動と再生可能エネルギー」及び「水資源管理及び災害リスク削減」に関する意見交換を行った。

出席者及び参加機関は，地域の環境・気候変動に関連した諸問題及び地域の連結性の強化に取り組むため，「「グリーン・メコンに向けた 10 年」イニシアティブに関する行動計画」の下，環境の持続可能性と経済成長の両立に重点を置きながら，日・メコン協力を強化していく決意を共有した。

測定指標５－４　要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	36	59	往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	50

測定指標５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われ	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値

る日本語をある程度理解することができるレベル））以上の合格率	－	研修人数の８割以上	92.8%	研修人数の８割以上	87.4%

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
日・メコン協力
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html）
第９回日・メコン地域諸国首脳会議（平成 29 年 11 月 13 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea1/page3_002290.html）
第 10 回日・メコン外相会議（平成 29 年 8 月 6 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea1/page4_003168.html）
カンボジア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html）
ラオス
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html）
ミャンマー
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html）
ベトナム
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html）
タイ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html）

個別分野６　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ，インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
２　EPA の着実な実施を含む経済関係緊密化の促進
３　平和構築等，地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障　（地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・未来投資戦略 2017（旧：日本再興戦略）（平成 29 年６月９日）
　中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」①　外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

測定指標６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進　＊

中期目標（--年度）

インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

28 年度

年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については，次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化
　例：シンガポール首脳の来日，フィリピン新政府との関係構築等
２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化
３　各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現。日・シンガポール外交関係樹立 50 周年，日フィリピン国交正常化 60 周年（共に 28 年）の実施により交流を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　安倍内閣総理大臣が８月にナザン前大統領の弔問のためシンガポールを訪問したほか，岸田外務大臣が８月にフィリピンを訪問した。また直近では，安倍内閣総理大臣が 29 年１月にフィリピン及びインドネシアを訪問し，ドゥテルテ・フィリピン大統領及びジョコ・インドネシア大統領との間で両国の信頼関係の促進や地域での協力関係の向上について，意見交換を行った。
　特に，フィリピンとは，短期間の内に両首脳が往来を行い，より緊密な信頼関係が醸成された。
２　政策対話の強化については，フィリピンとの次官級戦略対話を始め，各国との間で二国間の重要課題について，事務レベル協議を実施した。
３　人物交流については，政府高官及びマスメディアや学生など，記者招へいや多層的ネットワーク招へい等各種招へいスキームを活用し，交流が行われた。また，閣僚級招へいでは１名，及び戦略的実務者招へいでは２名の招へいを行った。さらに，JENESYS2016 を通じて，約 2,000 人の青少年を含む交流を行った。
　さらに，人的・文化交流の強化のため，日・シンガポール外交関係樹立 50 周年及び日・フィリピン国交正常化 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努めた。
　日本・シンガポール外交関係樹立 50 周年（SJ50）の要人往来として，安倍内閣総理大臣のシンガポール訪問（８月），並びに，リー・シェンロン首相及びトニー・タン大統領（国賓）の訪日など活発なハイレベル訪問が行われ，またシンガポール中心街のオーチャード・ロードで約 11 万人を動員した SJ50Matsuri を始めとした合計 260 を超える事業が実施されるなど，日シンガポール関係の節目に相応しい一年となった。
　また，日・フィリピン国交正常化 60 周年の要人往来として，ドゥテルテ大統領の訪日など活発なハイレベル訪問が行われた。

29 年度

年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については，次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化

例：ASEAN 議長国であるフィリピンとの関係強化等

２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化

（１）各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現。

（２）日・マレーシア外交関係樹立 60 周年（29 年）の実施により交流を強化。

施策の進捗状況・実績

１　11 月，安倍内閣総理大臣が ASEAN 関連首脳会議でフィリピンを訪問し，首脳会談を４か国（マレーシア，インドネシア，ブルネイ及びフィリピン）との間で実施し，経済協力等の二国間関係のほか，北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行い，緊密に連携していくことで一致した。８月には河野外務大臣が ASEAN 関連外相会議でフィリピンを訪問し，外相会談を２か国（フィリピン及びインドネシア）との間で実施したほか，11 月に APEC 閣僚会議でダナンを訪問し，外相会談をブルネイとの間で実施した。また，30 年１月に河野外務大臣はシンガポールでのトランジット時に外相会談を行い，２月にはシンガポール及びブルネイを訪問し，二国間関係のほか，北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢や自由貿易の推進等幅広い議題について意見交換を行った。外国からは，ユスフ・カッラ・インドネシア副大統領が６月に，ドゥテルテ・フィリピン大統領が 10 月に来日するなどして，各国との信頼関係の促進や地域での協力関係の向上について意見交換を行った。

特に，29 年はフィリピンが ASEAN 議長国であったことから，上記以外にも，カエタノ外相（６月），日フィリピン経済協力インフラ合同委員会においてフィリピン側の閣僚９名（９月）が訪日する等，日フィリピン間ではハイレベルによる活発な往来が行われ，より緊密な信頼関係が醸成された。

２（１）政策対話の強化については，インドネシアとの第３回外務・防衛当局間協議（７月）を始め，各国との間で二国間の重要課題について，事務レベル協議を実施した。

人物交流については，政府高官及びマスメディアや学生など，記者招へいや多層的ネットワーク招へい等，各種招へいスキームを活用し，交流が行われた。また，閣僚級招へいでは１名，及び戦略的実務者招へいでは２名の招へいを行った。さらに，JENESYS2017 を通じて，約 2,000 人の青少年を含む交流を行った。

（２）人的・文化交流の強化のため，日・マレーシア外交関係樹立 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努めた。４月には，皇太子殿下がマレーシアを御訪問され，９月には，パンディカー・マレーシア下院議長が訪日した。また，マレーシアで，日本を代表する伝統芸能「能楽」の公演や書道家の紫舟氏によるデモンストレーション，現代武道９道と古武道３流派からなる日本武道代表団による演武を始めとする約 120 の事業が実施されるなど，日・マレーシア外交関係樹立 60 周年を祝う記念行事が開催された。

30 年に国交樹立 60 周年を迎えたインドネシアについては，60 周年の開会式典が 30 年１月にジャカルタで行われ，二階自民党幹事長（総理特使）一行がインドネシアを訪問し，ジョコ大統領及びカッラ副大統領ほか，インドネシア側の要人と活発な意見交換を行ったほか，大規模なオープニング・イベント（プロジェクション・マッピング等）が開催され，日インドネシアの友好関係に相応しい幕開けとなった。

測定指標６－２　各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化　＊

中期目標（--年度）

個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化するとともに，経済連携協定（EPA）の着実な実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

28 年度

年度目標

１　マレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設等，インフラ輸出支援を念頭に，日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し，特に日・インドネシア EPA，日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，国家試験の合格率向上，及び候補者の受

入れ拡大を目指し，効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

１　マレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設については，新幹線の導入に向け，マレーシア及びシンガポールに対し，首脳級の要人の往来の機会をとらえる等ハイレベルによる累次の働きかけを引き続き積極的に実施した。

　インドネシアについては，パティンバン新港等の事業につき，首脳会談や外相会談の機会等を利用し，ハイレベルを含む様々なレベルで累次の働きかけを行った。

２　インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては，日本語研修の拡充，滞在期間の延長等の各種取組を継続し，28 年度に受入れた候補者数は，前年度の 571 名から 615 名へ増加した。また，28 年度の国家試験における合格率は，27 年度の約８%から約 12%に向上した。介護福祉士国家試験においては，27 年度と同レベルの約５割程度を維持している。

29 年度

年度目標

１　マレーシア，シンガポール間の高速鉄道建設等，インフラ輸出支援を念頭に，日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定（EPA）を確実に実施し，特に日・インドネシア EPA，日フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，国家試験の合格率向上，及び候補者の受入れ拡大を目指し，効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

１　12 月に入札が開始となったマレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設については，新幹線システムの導入に向け，マレーシア及びシンガポールに対し，パンディカー・マレーシア下院議長の訪日（９月），デバマニ・マレーシア首相府副大臣の訪日（10 月）や堀井巌外務大臣政務官のシンガポール訪問（10 月），薗浦総理大臣補佐官のマレーシア及びシンガポール訪問（12 月）等の要人往来の機会をとらえて累次の働きかけを積極的に行った。

　インドネシアについては，パティンバン新港，ジャワ島北幹線鉄道高速化，ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について，首脳会談，外相会談，各種二国間協議の機会をとらえ，様々なレベルで働きかけを行った。パティンバン新港については，港湾の運営を両国の合弁企業が行うことができるように，ジャワ島北幹線鉄道高速化については，日本の技術や知見を活用して事業が行えるように，さらに，MRT については，現在進んでいる南北線（フェーズ１）において，予定されている開業時期を念頭に，工期等のスケジュールや進捗状況をフォローしつつ，関係する日本企業が円滑に事業を進められるようインドネシア政府側に働きかけるなど，側面支援を実施した。

　フィリピンについては，10 月のドゥテルテ大統領の訪日時に，「今後５年間の二国間協力に関する日・フィリピン共同声明」を発表し，マニラ首都圏の地下鉄事業を含むインフラ整備等，幅広い分野での協力推進を両国首脳間で合意した。11 月に安倍内閣総理大臣が ASEAN 関連首脳会議でフィリピンを訪問した際には，両国首脳の立ち会いの下，「マニラ首都圏地下鉄計画（フェーズ１）（第一期）」，「幹線道路バイパス建設計画（III）」及び「カビテ州産業地域洪水リスク管理計画」等を含む５件の署名文書の交換が行われた。

２　日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては，日本の国家試験の模擬試験を実施し，当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充，滞在期間の延長等の各種取組を継続し，29 年度に受け入れた看護師・介護福祉士候補者数は，28 年度の 615 名から 649 名へ増加した。また，29 年度の看護師国家試験における合格率は，28 年度の約 12%から約 15%に向上した。他方，介護福祉士国家試験における合格率は，約 38%となり，28 年度から約 12 ポイント落ち込む結果となった。

測定指標６－３　平和構築等，地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（--年度）

平和構築に関する支援や関与，民主主義の普及・定着への貢献，防災分野における協力等を実施することにより，地域及び国際的課題に共に対応する。

28 年度

年度目標

１　東ティモールのインフラ整備，人材育成等のニーズを的確に把握しつつ，無償資金協力，技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。

２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については，自治政府発足のための支援を含め支援を継続する。

３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの取り組み方向性を踏まえつつ，関与を継続する。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて，各国に平和的解決を求める。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくりの一環として，無償資金協力「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」等の E/N 署名を実施するとともに，６件の草の根・人間の安全保障無償資金協力，及び５件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。さらに，海洋，法整備，農業，教育機関等への能力構築支援を実施するとともに，ASEAN 加盟に向けた JICA 調査等も実施した。

２　フィリピン・ミンダナオ和平については，自治政府発足のための着実な進展を支援すべく，引き続き国際監視団への開発専門家の派遣，国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加，コミュニティ開発等の分野において ODA による開発援助を実施した。ドゥテルテ大統領の訪日時には，ミンダナオ地域における雇用創出及び生計向上に資する活動の促進を図る「アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進計画」について交換公文に署名した。また，29 年１月の安倍内閣総理大臣のフィリピン訪問の際には，ダバオ市の都市開発や洪水対策も支援調査の開始を決定し，29 年３月には「バンサモロ地域配電網機材整備計画」及び「紛争の影響を受けたミンダナオの子供のための平和構築及び教育支援計画」について交換公文に署名した。

３　12 月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには，小田原外務大臣政務官が出席し，アジアを始め，国際社会における民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて，首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに，フィリピン，マレーシア，インドネシア等において，海洋安保能力構築支援を行った。

29 年度

年度目標

１　東ティモールに対するインフラ整備，人材育成等のニーズを的確に把握しつつ，無償資金協力，技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。

２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については，自治政府発足のための支援を含め引き続きダバオの都市開発，インフラ整備，農業・生計向上等の取組を含め，支援を継続する。

３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及を我が国としても後押しすべく，関与を継続する。

４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配による安定した地域情勢の実現のため，各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくりの一環として，６件の草の根・人間の安全保障無償資金協力，及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には，公共診療所施設の建設，給水施設の拡張や小学校の建設計画等，住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。

２　フィリピン・ミンダナオ和平については，自治政府発足のための着実な進展を支援すべく，引き続き国際監視団への開発専門家の派遣，国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加，コミュニティ開発等の分野において ODA による開発援助を実施した。マラウィ市では，国軍・警察とイスラム過激派武装組織との間で武力衝突が発生し，ドゥテルテ大統領が５月にミンダナオ地域全土に戒厳令を発出したことを受け，７月には，我が国政府は，国内避難民への食料，保健及び水・衛生分野の支援のため約２億２千万円の緊急無償資金協力を実施した。10 月のドゥテルテ大統領の訪日時には，今後５年間の二国間協力に関する共同声明を発表し，マラウィ復興支援を

含むミンダナオ支援等の協力を一層強化することを確認した。また，11 月の ASEAN 関連首脳会議の際には，無償資金協力「経済社会開発計画」（マラウィ市復興支援／監視レーダー機材供与）に関する交換公文の署名を行った。

3　12 月にインドネシアで開催された第 10 回バリ民主主義フォーラムには，石井駐インドネシア大使が出席し，アジアを始め，国際社会における民主主義の定着と発展，ひいては地域の平和と反映に最大限貢献していくことを表明した。

4　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて，首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに，インドネシア，フィリピン及びマレーシア等において，海洋安保能力構築支援を行った。例えば，フィリピンに対しては，海上自衛隊練習機 TC-90５機及び巡視艇 10 隻，マレーシアに対しては２隻の巡視艇供与を行った。

測定指標６－４　要人の往来数(日本側は外務省政務三役，相手国は元首，首脳，外務大臣)

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	17	11	往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	18

測定指標６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進

	中期目標値	28 年度		29 年度	
日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	研修人数の 90%	89.2%	90%	91.3%

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
アジア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html）
インドネシア共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html）
シンガポール共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/index.html）
東ティモール民主共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html）
フィリピン共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/index.html）
ブルネイ・ダルサラーム国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/index.html）
マレーシア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/index.html）
河野外務大臣のブルネイ及びシンガポール訪問（平成 30 年２月 10 日～12 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/page3_002369.html）
・首相官邸ホームページ
日・フィリピン首脳会談等（平成 29 年 10 月 30 日）
（https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201710/30philippines.html）
・国際協力機構ホームページ
アジア
（https:/www.jica.go.jp/regions/asia/index.html）

個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障　（地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
・第 193 回国会外交演説(平成 29 年１月 20 日)
　日本外交の三本柱
・日印ヴィジョン 2025　特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）
・日印共同声明　自由で開かれ，繁栄したインド太平洋に向けて（平成 29 年９月 14 日）

測定指標７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化　＊

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

28 年度

年度目標

１　特別戦略的グローバル・パートナーシップにあり，新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく，トップレベルの要人往来を着実に実施する。
２　日印外相間戦略対話，及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議，日印を含めた多国間協議などを通じて，幅広い分野において日印間の協力関係に加え，両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し，資金，技術及び人材育成面での協力について議論するなど，これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え，地域連結性の強化や，インド進出日本企業数（1,229 社，4,417 拠点：27 年 10 月現在）を増加させるなど，日印経済関係を更に強化させる。
４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化，都市間，教育機関間における交流の促進，留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 727 人：26 年現在）など，文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　４月にワシントン，９月にラオスでそれぞれ日印首脳会談を実施。11 月のモディ首相訪日の際に行われた首脳会談では，日印間での特別戦略的グローバル・パートナーシップを包括的にレビューし，「日印新時代」を大きく飛躍させる会談とすることができた。また同首脳会談では，安倍内閣総理大臣が掲げる，自由や法の支配等の国際的な共通の価値観に基づいたインド洋地域と太平洋地域の一体的な発展を目指した外交戦略である「自由で開かれたインド太平洋戦略」とモディ首相がアジア太平洋における具体的協力を推進すべく提唱する「アクト・イースト政策」の連携により，日印がインド太平洋地域の安定と繁栄を主導することの重要性を確認するとともに，安全保障，高速鉄道等，政治・安全保障，経済・経済協力，人的交流といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われ，その結果を共同声明の形にまとめたほか，日印原子力協定の署名が実現した。
２　外相間での年次相互訪問を行う日印外相間戦略対話に関しては，28 年度はインド側が訪日する順番であったが，インド外相の入院により次年度以降へと延期となった。６月，東京において日米印局長級協議第８回会合を開催し，海上安全保障や地域情勢につき意見交換を行うとともに，人道支援・復興救済（HA／DR）や地域の連結性の向上に関する協力の推進など，日米印三か国による具体的協力等についても議論した。また，第 12 回日印外務次官対話を 10 月にインドで実施し，二国間関係，地域情勢，国際情勢について議論した。
３　日印間での経済・経済協力については，11 月の日印首脳会談で，ムンバイ・アーメダバード間高

速鉄道への新幹線システムの導入を改めて確認し，「日印投資促進パートナーシップ」の着実な進展を歓迎した。29 年２月には第４回目となるインド高速鉄道に関する合同委員会を開催し，今後の事業の進め方や高速鉄道の人材育成計画について議論した。また，インド進出日本企業数については 1,305 社，4,590 拠点（28 年 10 月現在）に増加した。

４　人的交流の強化についても，11 月の日印首脳会談にて，安倍内閣総理大臣から，更なる文化と観光分野の交流の促進に加え，インド人学生に対するビザ緩和を発表し，インド国民に対する在インドの我が国在外公館等におけるビザ申請窓口の数を７（28 年 11 月現在）から 20 に拡大する意図を表明した。アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2016」招へいプログラムで，インドから 167 名の高校生・大学生・大学院生・若手社会人の招へいを実施した。また在日インド人留学生数については 1,015 人（27 年度：879 人）に増加している（28 年５月１日現在，出典：独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「平成 28 年度外国人留学生在籍状況調査結果」 ）。

29 年度

年度目標

１　インドとは，特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあり，新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく，トップレベルの要人往来を着実に実施する。また，「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「アクト・イースト」政策との連携を深化させる。

２　日印外相間戦略対話，及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議，日印を含めた多国間協議などを通じて，幅広い分野において日印間の協力関係に加え，両国を含む多国間の協力関係を強化させる。

３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し，資金，技術及び人材育成面での協力について議論する。これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え，地域連結性の強化や，インド進出日本企業数（1,305 社，4,590 拠点（28 年 10 月現在））を増加させるなど，日印経済関係を更に強化させる。

４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化，自治体・大学等間における交流の促進，留学生交流数（28 年５月現在の在日インド人留学生数は 1,015 人）の増加など，文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　７月にハンブルク（Ｇ20），11 月にマニラ（東アジア首脳会議（EAS））でそれぞれ日印首脳会談を実施した。９月に安倍内閣総理大臣がインド・グジャラート州を訪問した際に実施された首脳会談では，モディ首相から，「自由で開かれたインド太平洋戦略」（安倍内閣総理大臣が掲げる，自由や法の支配等の国際的な共通の価値観に基づいたインド洋地域と太平洋地域の一体的な発展を目指した外交戦略）と「アクト・イースト」（モディ首相が提唱する，アジア太平洋における具体的協力を推進する政策）を一層連携させることを支持する発言があり，両首脳で，日印両国がインド太平洋地域と世界の平和と繁栄を主導していくことを再確認した。 また，同首脳会談の際に発出された共同声明では，国際社会が新たな課題に直面する中で，共通の戦略目的を進展させるために，両国間のパートナーシップを新たな次元に引き上げるべく協力することが決定された。そのほか，政治・安全保障，北朝鮮を始めとする地域情勢，連結性，経済・経済協力，人材育成等といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われた。

２　外相間での年次相互訪問を行う日印外相間戦略対話に関しては，インド外相の体調不良により 27 年１月以降中断されていたが，８月には，日印外相電話会談が行われ，早期に外相間戦略対話を行うことが確認され，30 年３月，３年３か月ぶりに開催された。同戦略対話において両外相は，政治・安全保障，高速鉄道や ODA などの経済関係，日本語教育，スポーツ交流や地方交流などの人的交流等の二国間の主要課題について，戦略的観点から幅広い意見交換を行った。また，９月には，ニューヨークで日米印外相会合が開催され，北朝鮮情勢や海洋安全保障・地域連結性に関する議論が行われた。その間，事務レベルにおいては，４月に第３回日インド「海洋に関する対話」，11 月に第５回日印テロ協議，同月に日米豪印局長級協議，12 月に第２回日印観光協議会が開催されるなど，幅広い分野において協力の具体化が進展した。

３　６月にインド高速鉄道に関する第５回合同委員会を開催し，プロジェクトの円滑な推進のためのモニタリングの仕組みについて議論し，メイク・イン・インディアや人材育成を始めとする高速鉄道計画の進捗を確認した。これを踏まえ，９月の安倍内閣総理大臣によるインド訪問の際，両首脳出席の下で，ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業に係る起工式典が開催された。インドにおける日系企業数は，1,369 社，4,838 拠点（29 年 12 月現在）となり，28 年に比べて増加した。

４　９月の安倍内閣総理大臣によるインド訪問の際，安倍内閣総理大臣から，29 年の日印友好交流年から 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，観光分野等の人的交流を抜本的に拡大すべく，オープンスカイ（航空自由化）合意及びスポーツ交流を歓迎し，映画交流の活発化，今後の更なるビザ緩和を実施する旨が表明された。この結果，30 年１月から，数次ビザの申請書類の簡素化及び数次ビザの発給対象の拡大が行われた。また，安倍内閣総理大臣は，インド国内の高等教育機関で 100 の日本語講座が開設されることを前提に，1,000 人の日本語教師研修をインドにおいて実施する意図を表明した。在日インド人留学生数については 1,298 人（前年度：1,100 人）に増加している（29 年６月１日現在，出典：法務省在留外国人統計）。

測定指標７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）　＊

中期目標（--年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

28 年度

年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために，国際会議などの場を利用するなどして，時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また，各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め，関係を強化する。
３　各種プログラムなどを通じ，人的・文化交流をさらに推し進め，友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　日・パキスタン首脳会談（９月），日・バングラデシュ首脳会談（５月，７月），日・スリランカ首脳会談（５月），といった首脳会談や閣僚級での会談を活発に行った。
　特に日・スリランカ首脳会談の際には同国の経済発展における「質の高いインフラパートナーシップ」の実施のための協力や巡視艇２隻の供与を含めた海洋協力，国民和解・平和構築の分野での協力などの重要性を確認し，メディア・ステートメントを発出した。
２　事務レベルでは，二国間関係の継続的強化のため，両国間のビジネス関係強化を促進するバングラデシュとの官民合同経済対話の第２回会合（４月），28 年に外交関係樹立 60 周年を迎えたネパールとの間で両国政府の取組，ネパール震災復興に向けた日本の支援等について意見交換を行う第２回日・ネパール外務省間政務協議（６月）を実施するなど，協議の場を設け，二国間協力，関係強化を促進の具体的方途につき確認した。
３　「JENESYS2016」により，南西アジア６か国から 167 人を招へいした。特に 29 年２月に招へいした南アジア地域協力連合（SAARC）加盟８か国からの高校生及び社会人 110 人に関しては，東京を訪問した後，複数のグループに分かれて各地方へ移動し，エネルギー関連企業及び施設への訪問等を行い，テーマ「エネルギー」に沿って日本の歴史から最先端の技術・文化を学ぶとともに地方との交流を深めることができた。

29 年度

年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために，国際会議などの場を利用するなどして，時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また，各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め，関係を強化する。
３　各種プログラムなどを通じ，人的・文化交流をさらに推し進め，友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　６月に，眞子内親王殿下がブータンを御訪問になり，ブータン花の博覧会への御出席等を通じ，両国の友好関係が深まった。また，４月の日・スリランカ首脳会談，９月の国連総会での日・バングラデシュ外相会談に続き，11 月には河野外務大臣がバングラデシュを訪問し，ハシナ首相やアリ外相に対し，バングラデシュの経済社会開発やミャンマー・ラカイン州をめぐる問題の解決に向け

た取組をしっかり支援していく決意を示した。また，ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュに流入した避難民のキャンプを外務大臣として初めて視察した。また，30 年１月には河野外務大臣がインド太平洋の戦略的要衝にあるパキスタン，スリランカ及びモルディブを訪問するなど，要人往来が活発に行われた。特に，スリランカは日本の外務大臣として 15 年ぶり，モルディブは日本の外務大臣として初の訪問となり，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえつつ地域情勢について，両国間で認識を深化させることができた。30 年３月には，シリセナ・スリランカ大統領が公式実務賓客として訪日し，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえ，更なる二国間関係強化を図ることができた。

２　事務レベルでは，二国間関係の継続的強化のため，両国関係を始め地域情勢や国際的な課題について意見交換を行う第９回日・パキスタン外務次官級政務協議（10 月）を２年ぶりに開催したほか，軍縮・不拡散協議やテロ対策協議をパキスタンとの間で実施した。30 年１月の河野外務大臣によるモルディブ訪問の際には，政治，経済，文化など幅広い分野について協力を進めていくために，局長級政策対話を立ち上げることで一致した。また，スリランカとは，防衛当局間対話を設置したことに加え，７月には第２回海洋対話を実施し，重層的に交流が活発化した。

３　「JENESYS2017」により，南西アジア６か国から 181 人を招へいした。特に，30 年１月に招へいした南アジア地域協力連合（SAARC）加盟８か国からの社会人 127 人に関しては，東京を訪問した後，複数のグループに分かれて各地方へ移動し，運輸交通，インフラ・エネルギー関連企業及び施設への訪問等を行い，テーマ「連結性」に沿って日本の歴史から最先端の技術・文化を学ぶとともに地方との交流を深めることができた。

測定指標７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において，自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともにインフラを含む開発支援，能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また，各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ，南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

28 年度

年度目標

１　域内で発生した災害に対し，迅速かつ適切な支援･協力を実施する。また，予防の観点からも日本の知見を生かした災害対策支援を実施し，ネパール等，復旧・復興に取り組む国に積極的な支援・協力を実施する。

２　南西アジア各国が抱える諸課題に対し，政治情勢に左右されにくい形で，なおかつ各国の実情に応じた適切な開発支援等を同地域の平和と繁栄の実現のため，着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　南西アジア地域で発生した災害への支援として，５月，スリランカにおいて発生した豪雨による洪水及び土砂崩れ等の被害に対し，JICA を通じ，緊急支援物資（プラスチックシート，発電機等）を供与した。予防の観点からは，４月にモルディブに対し我が国で生産される防災分野の機材・製品等を供与するための無償資金協力に関する書簡を交換した。また６月には，災害の多発するバングラデシュに対し，日本の知見を生かし，総合的な災害リスク管理能力の強化を図るプロジェクトへの円借款の供与を決定した。

２　南西アジア諸国の平和と繁栄に資するための以下の様々な支援を行った。

パキスタンにおいては，ポリオ撲滅計画を支援するため，ビル＆メリンダ・ゲイツ財団との連携による円借款の供与や，国連児童基金（UNICEF）を通じた無償資金協力を行った。さらに，アフガニスタン難民及びその受入れコミュニティを対象とした食料配布や教育・職業訓練等を行うことにより，アフガニスタン難民の安全な帰還を確保するため，国連世界食糧計画（WFP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて，緊急無償資金協力を実施した。

スリランカにおいては，海上安全能力向上等に向け，２隻の巡視艇供与を行う無償資金協力を行った。また，５月に行われた首脳会談で，アヌラダプラ県での上水道整備等の円借款供与の意図を表明した。

ブータンにおいては,12 月,主要道路ネットワークの一つである国道四号線にかかる橋梁のうち,

損傷状況により改修の緊急性が高く，技術的難易度の高い４橋梁の掛け替えを行い，ブータンの安定的な運輸・交通の確保を図る無償資金協力「国道四号線橋梁架け替え計画」に関する書簡の交換を実施した。

モルディブにおいては，日本方式の地上デジタルテレビ放送網の整備を目的とした無償資金協力の書簡の交換を実施した。

ネパールにおいては，空路の安全性向上と質の高い教育の普及を支援するため，主要空港航空安全設備整備及び学校セクター開発に関する無償資金協力を実施したことに加え，ネパールの食糧安全保障の改善や教育保健サービスの向上を支援のための食糧援助及びトリブバン大学教育病院医療機材整備に関する無償資金協力の実施や復旧・復興のためのトンネル建設のための円借款を決定した。

３　９月にシンガポールで開催された「インド洋会議 2016」（インドの主要シンクタンクであるインド財団主催）及び 29 年３月にインドネシアで開催された「環インド洋連合（IORA）首脳会合」に岸外務副大臣が出席し，「自由で開かれたインド太平洋戦略」について説明した。

29 年度

年度目標

１　我が国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，各国との間で以下の取組を進めていく。

（１）航行の自由，法の支配など基本的価値の普及と定着

（２）港湾，鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化，経済連携の強化，ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求

（３）海洋法執行能力の向上支援，海賊対策，テロ対策，防災などを含む安全保障上の協力

２　南アジア地域連合(SAARC)，環インド洋連合(IORA)，ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)といった地域枠組みとの連携を強化するため，協議や意見交換，各種会合に参加し，「自由で開かれたインド太平洋戦略」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。

施策の進捗状況・実績

１　「自由で開かれたインド太平洋戦略」の主要なパートナーであるインドを始め，スリランカやモルディブから，それぞれ首脳や政務レベルの往来時に「自由で開かれたインド太平洋戦略」への支持表明を得ることができた。また，インドにおける高速鉄道起工式典の開催や北東州道路網連結性改善計画を始めとする各種のインフラ整備を通じた連結性強化や，インドとの投資促進ロードマップの合意等によるビジネス環境の整備が促進された。

スリランカでは，４月にウィクラマシンハ首相が訪日した際に，紛争影響地域等で基礎インフラ整備に係る地方インフラ開発計画の円借款，配水システムの再構築に係る円借款及びトリンコマリー港の整備に係る無償資金協力について書簡を交換した。

パキスタンにおいては，日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため，防災機材供与，ノンフォーマル教育に対する支援，若者支援，ポリオ撲滅支援等の無償資金協力を行ったほか，テロ対策に取り組む同国を支援するため，主要空港への保安機材整備や，帰還した国内避難民の生計回復支援の無償資金協力を行った。

また，ネパールにおいては，民主主義定着の支援の観点から，12 月，ネパールの新憲法の下で初めて実施された連邦下院・州議会選挙に，堀井巌外務大臣政務官を団長とした日本政府選挙監視団を派遣し，同選挙が，透明かつ公正な形で平和裏に実施されることを支援するために，投票所の視察を実施した。

バングラデシュへは，30 年１月に薗浦総理大臣補佐官が訪問し，日本の円借款で建設されるマタバリ超々臨界圧石炭火力発電の起工式に出席し，石炭火力発電所や港湾といったマタバリの開発を含むベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の重要性に関するスピーチを行ったほか，11 月には，ミャンマー・ラカイン州をめぐる問題に伴うバングラデシュへの避難民への支援として，1,500 万ドルの緊急無償資金協力を実施し，29 年度補正予算として 30 億円の支援を実施した。

２　我が国が対話パートナー国として参加し，インド洋沿岸諸国が加盟する環インド洋連合（IORA）については，10 月，南アフリカにおいて開催された第 17 回閣僚会合に，廣木駐南アフリカ大使が出席し，法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域や地域における海洋安全保障及び連結性の強化の重要性に関するスピーチを行った。SAARC や BIMSTEC については，両枠組み内での議論が停滞していることから，我が国としての貢献も限られたものとなったが，加盟国との二国間会談やマルチ会合の場を活用して，これら枠組みの活用や関連地域の開発について議論を行った。

測定指標７－４　要人往来数					
外交青書資料編に揃える。外交青書の基準は以下のとおり。 日本側は皇室，総理大臣，衆参両議院議長，閣僚，外務副大臣，外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首，王族，首相，国会議長，外相，外相より上位の閣僚，国際機関の長で，日本の外務大臣，外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの（外交青書資料編と同じ）。	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	16	13	往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との関係促進等の観点から適切な水準	23

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）			
（出典：財務省貿易統計）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	22,875	20,534	24,516

作成にあたって使用した資料その他の情報

・官邸ホームページ
第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html）
・外務省ホームページ
第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html）
・平成 29 年版外交青書（外交青書 2017）
第２章　第１節　４　南アジア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/chapter2_01_04.html）
【インド】
・外務省ホームページ
インド
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html）
・（独）日本学生支援機構ホームページ
平成 29 年度外国人留学生在籍状況調査結果（平成 29 年 12 月）
（https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2017/index.html）
・インド進出日系企業リスト（平成 29 年 12 月）
（http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/2017_co_list_jp.pdf）
【ブータン】
・宮内庁ホームページ
ブータンご訪問（平成 29 年）眞子内親王殿下のブータン国御訪問について（平成 29 年５月９日）
（http://www.kunaicho.go.jp/page/gaikoku/show/11）
・外務省ホームページ
ブータン王国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/index.html）
【スリランカ】
・外務省ホームページ
スリランカ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/index.html）
【パキスタン】
・外務省ホームページ
パキスタン
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/index.html）

【バングラデシュ】
・外務省ホームページ
　バングラデシュ
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/index.html）
【ネパール】
・外務省ホームページ
　ネパール
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/index.html）
【モルディブ】
・外務省ホームページ
　モルディブ
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/maldives/index.html）

個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして，多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)
Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
（１）及び（６）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標８－１　豪州及び NZ との関係強化　＊

中期目標（--年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

28 年度

年度目標

１　日豪関係
（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し，日豪間の揺るぎない戦略的関係を一層盤石にする。
（２）日豪２＋２を通じて，装備品・技術協力を含む安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
（３）共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し交渉を進める。
（４）日豪 EPA に基づく合同委員会や第２回緊密化小委員会の開催等を含む日豪 EPA の積極的運用を進める。また，日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等，日豪間の交流の促進を図る。
２　日 NZ 関係
（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施する。
（２）TPP 署名を受け，早期発効を目指し連携する。
（３）太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日豪関係
（１）９月及び 29 年１月，それぞれビエンチャン（ラオス）及びシドニーにおいて日豪首脳会談，９月にニューヨークにおいて日豪外相会談，７月にはビエンチャンにおいて日米豪閣僚級戦略対話を実施し，基本的価値と戦略的価値を共有する日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」の深化を確認した。
（２）東京において開催が予定されていた日豪２＋２は，豪側の都合により延期となり，29 年度に実施予定。29 年１月の安倍内閣総理大臣訪豪時に，新たな日豪物品役務相互提供協定（ACSA）が署名された。
（３）29 年１月の日豪首脳共同プレス発表において，共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の交渉を可能な限り早期に，望ましくは 29 年に妥結することへの期待を表明した。
（４）10 月に日豪経済合同委員会，12 月に各省庁局長級以上を集めた日豪交流促進会議が開催され，日豪 EPA の積極的運用を推進するとともに，日豪間の経済交流の促進の具体策をオールジャパンで議論した。さらに，29 年１月には安倍内閣総理大臣の訪豪に際し，シドニーに経済ミッションを派遣した。
２　日 NZ 関係
（１）29 年２月に，クライストチャーチ震災６周年式典出席のため岸外務副大臣が NZ を訪問した際に，イングリッシュ首相と立ち話，マカリー外相へ表敬を行うなど高いレベルでの緊密な意見交換を実施した。
（２）日本は TPP 協定発効に向けた国内手続を完了した。NZ は内閣が承認を行うプロセスが残ってい

る。29 年２月には石原伸晃経済再生大臣とマックレイ貿易相が会談を行い，TPP の経済的・戦略的意義を再確認した。
（３）第３回太平洋・島サミット中間閣僚会合議長総括（29 年１月）において，「島サミット・プロセスに基づく対話と協力を通じてパートナーシップを一層強化する固い決意を再確認」した。

29 年度

年度目標

１　日豪関係
（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し，日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
（２）日豪２＋２等の協議を通じて，安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
（３）日・豪物品役務相互提供協定については，国内手続きを経て早期の発効を目指す。
（４）共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し，交渉を加速化させる。
（５）日豪 EPA に基づく合同委員会や緊密化小委員会の開催等を含む日豪 EPA の積極的運用を進める。また，日豪通商協定署名 60 周年イベント，日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。
（６）TPP 協定の今後の取り進め方について，緊密に連携して議論を行う。
（７）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，協力を推進する。
（８）日豪米，日豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。
２　日 NZ 関係
（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施する。
（２）TPP 協定の今後の取り進め方について，緊密に連携して議論を行う。
（３）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し，協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日豪関係
（１）11 月及び 30 年１月，それぞれマニラ及び東京において日豪首脳会談，８月，10 月及び 30 年３月に日豪首脳電話会談，４月，９月及び 11 月にそれぞれ東京，ニューヨーク及びダナン（ベトナム）において日豪外相会談を実施し，基本的価値と戦略的利益を共有する日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」が，特に安全保障の分野等で深化していることを確認した。
（２）４月に東京において日豪２＋２を実施した。30 年１月，日豪両首脳は自衛隊の習志野駐屯地を視察，国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合に出席し，部隊の相互訪問を円滑にする協定の可能な限り早期の交渉妥結を目指すことで一致するとともに，「自由で開かれたインド太平洋戦略」のビジョンの実現に向け，両国で協調及び協力を深めていくことを確認した。
（３）日・豪物品役務相互提供協定が，４月の国会承認を経て，９月に発効した。
（４）30 年１月の日豪首脳会談において，共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の交渉の進展を歓迎し，同協定の可能な限り早期の交渉妥結を目指すことで一致した。
（５）４月に東京において第２回日豪 EPA 合同委員会が開催され，豪の経済ミッションが同行して来日した。日豪 EPA の活用により，両国間の貿易量の増加，豪州における雇用の創出等，EPA 発効（27 年１月）後の日豪 EPA の具体的な成果を確認した。また，日豪通商協定署名 60 周年記念レセプションに岸外務副大臣が出席し，日豪経済関係をより一層緊密化していく旨表明した。
（６）11 月の日豪首脳会談及び日豪外相ワーキングディナー，30 年１月の日豪首脳会談において，TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の早期の署名・発効に向け緊密に連携していくことを確認し，30 年３月に同協定が署名された
（７）12 月に東京において第２回日豪太平洋政策対話を実施し，太平洋島嶼国の経済的強靱性，安定性，安全性について議論するとともに，30 年５月の第８回太平洋・島サミット（PALM８）に向けて連携していくことを確認した。
（８）11 月に日米豪首脳会談，８月に日米豪閣僚級戦略対話，５月と 12 月に日豪印次官協議を実施し，特に北朝鮮問題等の安全保障をはじめとする地域の諸課題に対する多国間での連携の強化を確認した。
２　日 NZ 関係
（１）５月にイングリッシュ首相が訪日し，東京において日 NZ 首脳会談を実施した際，二国間関係

の発展を歓迎するとともに，普遍的価値を共有する重要なパートナーとして緊密に連携していくことを確認した。また，11 月には，ダナン（ベトナム）において，NZ 新政権発足後初となる日 NZ 首脳会談及び日 NZ 外相会談を実施し，日 NZ 関係を一層強化していくことを確認した。

（２）11 月，11 か国により TPP 交渉の大筋合意が確認された（TPP11）。11 月の日 NZ 首脳会談においても，TPP11 の早期発効に向け連携することを確認し，30 年３月に同協定が署名された。

（３）日 NZ 首脳会談共同プレスリリース（５月）において，両首脳は，太平洋地域における特有かつ複雑な課題を認識し，経済的な及び環境面の強靱性を築き，また，地域の平和と安定を維持するため，日本，NZ 及び太平洋島嶼国の間の協力の重要性を強調し，両首脳は，実効的な協力及び政策協議を継続することを発表した。

測定指標８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

28 年度

年度目標

第３回太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し，第７回太平洋・島サミットの主な成果の実施状況を評価するとともに第８回太平洋・島サミットの準備プロセスを開始する。

施策の進捗状況・実績

29 年１月に第３回太平洋・島サミット中間閣僚会合を東京で開催し，16 か国と太平洋諸島フォーラム（PIF）から外相を中心とするハイレベルの参加を得た。第７回太平洋・島サミットのフォローアップを行い，実施状況を説明するとともに，太平洋島嶼国の閣僚からは，日本による円滑かつ迅速な支援の実施に対し謝意が述べられ，日本の長年の実績につき歓迎の意が表された。また，第８回サミットを 30 年５月 18 日及び 19 日に福島県いわき市で開催することとした旨表明し，太平洋島嶼国との間でサミットに向けた緊密な協議を継続する意図を共有した。

５月には，オニール・パプアニューギニア首相が PIF 代表としてＧ７伊勢志摩サミット・アウトリーチ会合に出席し，安倍内閣総理大臣と会談を行った。

９月には，ニューヨークにおいて第３回日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催した。また，小田原外務大臣政務官がミクロネシアを訪問し，PIF 域外国対話に出席した。

また，７月には，濵地外務大臣政務官が経済ミッションの団長としてサモアを訪問し，29 年１月には，小田原外務大臣政務官が総理特使としてパラオ共和国大統領就任式に出席し，レメンゲサウ大統領などと会談を行った。

29 年度

年度目標

30 年５月に予定されている第８回太平洋・島サミット(PALM８)に向けて，ハイレベルの対話を中心とした関係国・地域との協議を行い，各国との関係強化を図り，また，有識者の知見も得つつ，同サミットに向けた各種準備を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

９月に，ニューヨークにおいて第４回日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催し，PALM８に向けて自立的かつ持続的な発展，人的交流の活性化，海洋に関する諸課題等に関する協力を進めていくことを確認した。さらに，太平洋島嶼国からは，北朝鮮の制裁の「抜け穴」防止のための独自の取組を行うことが確認された。また，堀井外務大臣政務官が総理特使としてサモア独立国を訪問し，太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話に出席し，幅広い分野でパートナーシップを強化していくことを確認した。

10 月には，クリスチャン・ミクロネシア大統領が訪日し，日・ミクロネシア首脳会談，河野外務大臣との懇談及び夕食会を行った。また，ロバート・ミクロネシア外相と日・ミクロネシア外相会談を行い，PALM８の開催年及び日本とミクロネシアの外交関係樹立 30 周年である 30 年に向けて，二国間関係を一層強化することを確認した。

11 月には，ベトナムにおいて，日・パプアニューギニア（PNG）外相会談を行い，30 年 11 月に PNG が主催する APEC に向けて協力していくことで一致した。11 月，オイロー・パラオ副大統領が訪日し，

河野外務大臣と会談を行い，PALM８に向けて協力関係をさらに深化させることで一致した。さらに，堀井外務大臣政務官が経済ミッションの団長としてマーシャルを訪問し，ハイネ・マーシャル大統領及びシルク・マーシャル外相と会談を行い，両国間の貿易・投資の活発化等につき議論した。

30 年２月には，堀井大臣政務官が総理特使としてナウル独立 50 周年記念式典に出席するため，ナウルを訪問し，ワンガ・ナウル大統領などと会談を行い，PALM８の成功に向け緊密に連携していくことで一致した。また，PALM８に向けた有識者会合を，７月から９月にかけて計３回実施し，議論を行った。30 年１月には，PALM８に向けた有識者会合の提言書が，小林泉座長を始めとする有識者委員から，河野外務大臣に提出された。さらに，30 年１月には，在バヌアツ兼勤駐在官事務所を設置し，日本とバヌアツの二国間関係のより一層の強化に取り組んだ。

30 年３月には PALM８高級事務レベル会合（SOM）及び日・パラオ外相会談を実施し，２か月後に控える PALM８の成功に向けて，より一層協力関係を深化させることを確認した。

測定指標８－３　要人の往来数

（我が国要人は外務省政務三役及びその他閣僚級以上の往訪数。他国要人は，それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	各国から１名以上の来訪又は往訪（太平洋・島サミット中間閣僚会合の年）	各国（16 か国）から１名以上の来訪又は往訪を達成。合計値は 38	往来数のほか，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	47

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
オーストラリア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/index.html）
ニュージーランド
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/index.html）
大洋州
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pacific.html）

施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅰ－２）

施策名(※)	**北米地域外交**					
施策目標	**１　我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため，以下を実施する。** **（１）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。** **（２）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。** **（３）日米安保体制の信頼性を向上するとともに，在日米軍の安定的な駐留を確保し，もって我が国の安全を確保する。** **２　日加関係の更なる強化のため，以下を実施する。** **（１）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。** **（２）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。**					
施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	513	506	370	678
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	513	506	370	
	執行額(百万円)		463	475	326	

（※）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	北米局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

１　日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。

２　日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障　（日米同盟の抑止力）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの緊密な連携をより一層強化する。

28 年度

年度目標

１　日米間の協力関係の進展

（１）日米ハイレベルでの対話の実施

日米首脳会談や日米外相会談，日米次官協議等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に，28 年は我が国がＧ７サミット議長国であることも念頭に国際的な課題への対応を含め，日米の高いレベルでの緊密な意思疎通を維持する。

（２）日米間の具体的な協力関係の推進

安全保障，経済等の二国間関係に加え，アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバル課題に関しても，日米間の協力関係を強化していく。また，日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し，より幅広い課題で連携していく。なお，28 年には米大統領選挙が予定されており，オバマ政権の最後の年になることも念頭に協力強化に取り組む。

２　日加間の協力関係の進展

（１）日加ハイレベルでの対話の実施

日加首脳会談や日加外相会談，日加次官級「２＋２」対話等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。28 年は我が国がＧ７サミット議長国であることも念頭に国際的な課題への対応も含め，緊密な意思疎通を維持する。

（２）日加間の具体的な協力関係の推進

二国間の文脈では，日加物品役務相互提供協定(ACSA)及び日加情報保護協定の締結に向けた手続を進め，安全保障協力を強化していくとともに，経済関係，交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。国際社会の文脈では，海洋安全保障及びテロ，グローバルな課題，軍縮・不拡散等，より幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展

28 年度はオバマ大統領による広島訪問，安倍内閣総理大臣によるハワイ訪問に加え，Ｇ７伊勢志摩サミットにおける日米首脳会談，Ｇ７広島外相会合における日米外相会談など，日米要人間で緊密な意思疎通が行われた。こうした機会を通じ，日米両国は，日米同盟を一層強化させ，アジア太平洋地域での協力を始めとして，気候変動，テロ対策といった地球規模課題への対応にも緊密な連携を図った。具体的には，７月に日米サイバー対話を開き，サイバーに関する日米協力について議論した。また，８月の第６回アフリカ開発会議（TICADⅥ）の際に，クリーン・エネルギーに関するサイドイベントを実施し，「アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書」に署名した。

５月のオバマ大統領による広島訪問は，戦没者を追悼し，「核兵器のない世界」を目指す国際的機運を再び盛り上げる上で，極めて重要な歴史的機会となり，同時に，戦後 70 余年の間築き上げられてきた日米同盟，「希望の同盟」の強さを象徴するものとなった。読売新聞が行った電話全国

世論調査では，国民の 95%がこの訪問を「評価する」とした。
12 月の安倍内閣総理大臣によるハワイ訪問では，二度と戦争の戦禍を繰り返してはならないとの未来に向けた決意を新たにするとともに，かつて敵国として戦った日米両国を，戦後，価値を共有する同盟国へと変容させた日米の和解の力を世界に示した。読売新聞が行った電話全国世論調査では，国民の 85%がこの訪問を「評価する」とした。
29 年１月にトランプ政権が誕生し，翌２月に安倍内閣総理大臣は訪米し，日米首脳会談を行った。両首脳は，日米同盟の絆を一層強固にするとともに，アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄のために，日米両国で主導的役割を果たすことを確認し，会談後，日米同盟及び経済関係を一層強化するための強い決意を確認する共同声明を発出した。

２　日加間の協力関係の進展

28 年度は，核セキュリティ・サミット（４月）及びトルドー首相の訪日（公式実務訪問賓客及びＧ７伊勢志摩サミット，５月）の際の日加首脳会談に加え，２回の首脳電話会談，２回の外相会談（４月，11 月）など，日加要人間で緊密な意思疎通が行われた。
５月の首脳会談で両首脳により合意された「日加協力新時代」の名の下，政治（首相・外相レベルでの頻繁な接触），経済（日加次官級経済協議の開催（10 月）），安全保障（政務・防衛当局間（PM）／防衛当局間（MM）協議開催（12 月），日加安保シンポジウム開催，日加 ACSA 交渉の実質合意，情報保護協定に関する協議の進展），人物交流等の幅広い分野で二国間協力が進展（各種招へい・派遣プログラムの実施等）した。特に，ACSA は数回の協議を経て，７月に実質合意に達した。情報保護協定については，４月に協議を行い，協定の形式，協定に含まれるべき基本的な要素や原則に関し，認識の一致を見た。また，北朝鮮の核・ミサイル開発や，南シナ海等の地域の課題や，核・不拡散，気候変動，平和維持活動等の国際社会の課題について，協力して対応した。
さらに，29 年１月のトランプ政権の誕生後も，互いに米国を最重要の同盟国とするＧ７の有志国として，日加電話首脳会談を行うなど（29 年２月），緊密な意思疎通を維持した。

29 年度

年度目標

１　日米間の協力関係の進展

（１）日米ハイレベルでの対話の実施

日米首脳会談や日米外相会談，日米次官協議等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に，29 年はトランプ大統領就任直後の一年であり，トランプ政権との間で一層緊密に対話を行っていく。

（２）日米間の具体的な協力関係の推進

安全保障，経済等の二国間関係に加え，アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバル課題に関しても，日米間の協力関係を強化していく。また，日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し，より幅広い課題で連携していく。

２　日加間の協力関係の進展

（１）日加ハイレベルでの対話の実施

日加首脳会談や日加外相会談，日加次官級「２＋２」対話，日加次官級経済対話（JEC）等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

（２）日加間の具体的な協力関係の推進

二国間の文脈では，日加物品役務相互提供協定(ACSA)に早期に署名し，日加情報保護協定の交渉入りに向けた手続を進めることで，安全保障協力を強化していくとともに，経済関係，交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。国際社会の文脈では，海洋安全保障及びテロ，グローバルな課題，軍縮・不拡散等，より幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展

（１）及び（２）　29 年度はトランプ大統領やペンス副大統領の訪日，日米「２＋２」や日米外相会談等，日米ハイレベルで緊密な意思疎通が行われ，同盟を一層強化することができた。特に，北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験が相次ぐ中，首脳間及び外相間で頻繁に意思疎通を図り，日米が 100%共にあり，圧力最大化のため緊密に連携していくことを確認した。
11 月のトランプ大統領による訪日では，両首脳は多くの時間を共にし，首脳間の親交，信頼関係をより一層深めた。北朝鮮を始め地域情勢が緊迫化する中で，日米同盟の揺るぎない絆を世界に向けて示し，喫緊の課題である北朝鮮に関して，北朝鮮に対する圧力を最大限まで高めていくとの方

向性を含め，日米が 100%共にあることを改めて確認した。また，両首脳は，拉致被害者御家族と面会し，拉致問題の早期解決に向け，日米が緊密に協力していくことを約束した。さらに，トランプ大統領と「自由で開かれたインド太平洋戦略」を共に推進していくことでも一致した。

30 年２月のペンス副大統領による訪日では，平昌オリンピック開会式に出席するため韓国訪問を控えていたペンス副大統領と北朝鮮問題を始めとする地域及び国際社会の諸課題について率直な意見交換を行い，政策を擦り合わせた。特に，北朝鮮問題については，核武装した北朝鮮は決して受け入れられないとの認識の下，北朝鮮に政策を変更させ，核・ミサイル計画を放棄させるため，日米，日米韓でしっかりと連携して，あらゆる方法で圧力を最大限まで高めていく必要性を改めて確認した。

２　日加間の協力関係の進展

（１）30 年３月のフリーランド外相の訪日を始め，様々な機会を捉えて日加間で首脳会談，外相会談を実施するなど，ハイレベルで緊密な意思疎通が行われた。

11 月のダナン（ベトナム）での日加首脳会談では，TPP11 の議論を中心に意見交換を行った。30 年３月のフリーランド外相訪日の際は，Ｇ７外相会合やＧ７サミットで北朝鮮問題を含む諸課題について力強いメッセージを発出することを確認したほか，北朝鮮に対して最大限の圧力を維持することで一致した。また，ACSA 署名を可能な限り早期に行い，次官級「２＋２」対話を早期に実施することで一致したほか，JEC を 30 年６月に開催することも確認し，日加関係の強化を進めた。

安全保障分野では，日加政務・防衛当局間（PM）／防衛当局間（MM）協議（12 月）や日加安保シンポジウム（12 月）を開催し，北朝鮮，中国を含む地域情勢を中心に議論を行った。

（２） ACSA については，５月のＧ７タオルミーナ・サミットの機会に日加両首脳が実質合意を確認したほか，上述のとおり，フリーランド外相訪日の際の日加外相会談で，早期署名を行うことで一致した。また，同外相会談の際，情報保護協定については早期に予備協議を行うことで一致し，JEC については 30 年６月に開催することを確認した。

測定指標１－２　日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し，幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

28 年度

年度目標

１　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。

２　日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業を実施する。

３　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。

４　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。

５　米国から元戦争捕虜(POW)を招へいする。

６　若手日本人教員を米国に派遣し，米国への理解を深め，これら教員を通じ，若年層の米国理解を促進する。

７　米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を支援するとともに，在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　在米・在加日系人との交流

在米・在加日系人リーダー招へいプログラムを実施し，それぞれ 11 名，５名の日系人を招へいし，政財界の関係者と幅広く交流した。在加日系人分については，被招へい者が自身のルーツをたどることのできるよう，親族訪問や墓参を新たにプログラム中に取り入れた。被招へい者からは，日本との絆を再確認できたと極めて高い評価が得られた。

２　日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため，学生 58 名，研究者２名を米国に派遣した。

３　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘し，対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充することを目的に，28 年度は米国及びカナダを合わせて招へい 1,372 名（米国 1,264 名，カナダ 108 名），派遣 1,077 名（米国 978 名，カナダ 99 名）を実施した。

４　マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により，28 年度は第 21 期生 10 名が研修を開始した(研修期間は１年間)。米国務省職員２名が外務省での勤務を開始した（日米外交官交流）。

５　米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国から POW の家族及びその介護者計９名を 12 月に招へいし，滝沢外務大臣政務官への表敬を始め，政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け，「心の和解」を促すことを通じて，日米間の相互理解の促進を図った。

６　若手教員米国派遣交流事業

７月末～８月中旬の約 20 日間，英語を解する若手教員 91 名を対象にコロンビア大学，ユタ大学及びポートランド州立大学の３校に派遣した。若手教員の米国理解を深め，そのような経験を有する教員を通じ，広く若年層の米国理解を促進し，将来の同盟関係の更なる進展を図った。

７　米日コーカスや議会日本研究グループの共同議長を含め，29 年２月に 10 名の連邦議会議員が訪日。総理大臣表敬や外務大臣表敬をアレンジした。また，新政権発足を受けて，多くの国会議員が訪米し，議員交流を実施し，両国の議員交流の側面支援を通じて，日米協力のあり方や地域情勢など，基本的認識の共有を重層的に促進した。

29 年度

年度目標

１　在米・在加日系人との関係，ネットワークを強化するため，在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。カナダ分については，昨年度好評であった被招へい者が自身のルーツや日本との絆を再確認することを目的とした墓参や親族訪問を可能な限り取り入れる。

２　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。

３　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。

４　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。

５　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。

６　若手日本人教員を米国に派遣し，米国への理解を深め，これら教員を通じ，若年層の米国理解を促進する。

７　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じた相互理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　在米・在加日系人との交流

在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを強化するため，在米日系人リーダー10 名を 30 年３月に，在加日系人リーダー４名を 12 月に招へいした。日系人リーダー一行は，東京及び地方の視察や安倍内閣総理大臣表敬，外務大臣との夕食会，高円宮妃御接見，墓参や親族訪問，各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは事後に，「今回の招へいで，日系人として日米関係強化に携わる責任を痛感した。今後どのように関わっていけるか考えていきたい。」といったコメントや，「今回得られた知見や人脈を活かし地元で進行中の日本関連プロジェクトにも今後積極的に関わっていくつもりである。日系米国人に関する活動も継続し，日本で開催される在米日系人関連のイベントも含め，出来る限り協力したいと考えている。」等の反応があった。また，地元で歴史問題に関する不穏な動きをキャッチした場合にはすぐ総領事館に報告すると表明した者もあった。

２　日本人学生のインターンシップ支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため，学生 15 名を米国に派遣した。

３　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘し，対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充することを目的に，29 年度は米国及びカナダを合わせて招へい 1,220 名（米国 1,100 名，カナダ 120 名），派遣 409 名（米国 371 名，カナダ 38 名）を実施した。

４　マンスフィールド研修計画
　米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により，29 年度は第 22 期生 10 名が外務省を含む日本の各受入れ機関での研修を開始した(研修期間は１年間)。
５　米国人元戦争捕虜(POW)招へい
　米国から POW 及びその家族ほか計 10 名を 10 月に招へいし，佐藤外務副大臣への表敬をはじめ，政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け，「心の和解」を促すことを通じて，日米間の相互理解の促進を図った。
６　若手教員米国派遣交流事業
　７月末から８月中旬の約 20 日間，英語を解する若手教員 45 名を対象にユタ大学及びポートランド州立大学の２校に派遣した。若手教員の米国理解を深め，そのような経験を有する教員を通じ，広く若年層の米国理解を促進し，将来の同盟関係の更なる進展を図った。
７　米国連邦議会議員２名，州議会議員３名を招へいし，外務大臣政務官との意見交換，防衛大臣表敬，視察等を実施した。議会補佐官 20 名を招へいし，政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。また，国会議員の訪米・米国議員の訪日に際し，議員交流の側面支援を実施し，立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

測定指標１－３　日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	16	22	18	41

測定指標１－４　日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	４	６	５	10

測定指標１－５　米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

（出典：「「米国における対日世論調査」（ニールセン社）」） ①一般の部 ②有識者の部 （注)「一般」とは，米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し，「有識者」とは，米国連邦政府，ビジネス界，学界，報道界，宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	①74.5% ②91.5%	①82% ②86%	①76% ②86%	①87% ②86%

作成にあたって使用した資料その他の情報

・首相官邸ホームページ
　第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html）
・外務省ホームページ
　第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html）

個別分野 ２　北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

１　米国
（１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。
（２）麻生副総理・ペンス副大統領下で設けられる新たな経済対話を始めとし，日米間の各種経済対話を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。
（３）個別経済問題に対処する。
２　カナダ
（１）日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
（２）日加次官級経済協議，各種対話，民間対話等を通じて，貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標２－１　米国との経済分野での協調の深化　＊

中期目標（--年度）

１　日米首脳会談・外相会談や日米間の各種経済対話を通じて，貿易・投資関係の深化やインフラ，インターネットエコノミー，エネルギー等の様々な分野における協力関係を強化・発展させる。
２　日米が主導して，アジア太平洋における新たなルールを作り上げる。

28 年度

年度目標

１　貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させるため，以下を実施する。
（１）高速鉄道プロジェクトを始めとするインフラ開発についての協力を拡大する。鉄道当局及び外交当局による第１回日米鉄道協力会議を開催し，鉄道・インフラ分野における意見交換や情報共有を通じて両国の協力関係を強化する。
（２）インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の実施等を通じた同分野における協力を拡大する。
（３）日米エネルギー戦略対話等の実施を通じた，エネルギー分野における協力を拡大する。
（４）州政府との関係を強化する。
２　TPP 交渉と並行して行われた日米交渉(自動車貿易及び非関税措置に関する日米並行交渉)の成果を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　貿易・投資関係，インフラ，エネルギー分野等における協力関係
（１）インフラ開発
ア　カリフォルニア高速鉄道計画：カリフォルニア州で作成された「ビジネスプラン 2016」に対して，駅の周辺開発や地震対策等日本が培ってきた技術・ノウハウが最大限生かせるよう日本政府からの公式コメントを提出し，日本の技術の採用に向けて積極的な働きかけを実施した。
イ　北東回廊における超電導リニア技術の導入構想：９月に実施された米国金融関係者との対話，また 29 年２月に行われた日米首脳会談において，本計画で導入を目指す超電導リニア技術に言及する等トップセールスを通じ，同技術導入の意義をアピールした。また，日米両国で協調して調査を実施し，具体的な計画策定に向けて検討を行うとともに，本計画の初期区間ワシントン DC－ボルティモアを擁するメリーランド州とは，８月に高速鉄道分野を含む協力覚書を締結し，関係を強化した。
ウ　テキサス高速鉄道計画：５月に，JR 東海が現地子会社 HTeC を設立し，10 月には HTeC とテキサス・セントラル・パートナーズ社（TCP）が技術支援契約を締結するなど計画の着実な進展が見られた。また，11 月には，武井外務大臣政務官が，来日したローリングス・テキサス州ダラス市長及びプライス・テキサス州フォートワース市長との間でテキサス高速鉄道計画に関し意見交換を行う等，連邦政府・州政府関係者に対し，同計画の実現に向けて継続的かつ積極的な働き

かけを行った。
エ　その他：27 年 11 月のフォックス運輸長官訪日時に立上げに合意した日米鉄道協力会議の第１回会合を６月に開催し，鉄道分野における意見交換や情報共有を行い日米両国の関係を強化した。

（２）インターネットエコノミー

ア　国際社会における協力：５月に開催されたＧ７伊勢志摩サミットでは，日米が主導し「情報の自由な流通」や「マルチステークホルダー・アプローチ」といったサイバー空間における基本原則についてＧ７間で一致した。同旨をＧ７首脳宣言及び附属文書（「サイバーに関するＧ７の原則と行動」）に盛り込み，国際社会に力強いメッセージを発信した。
イ　二国間対話の継続：29 年１月に，インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の準備会合として課長級会合を開催した。米国の政権交代を踏まえつつ，引き続き本分野で民間を交えた形で日米の対話が継続することにつき両国の認識を確認した。また，次回同対話の開催を，米側ヘッド（国務省担当大使）が就任後，早期に東京で行うことで一致した。

（３）エネルギー

ア　日米エネルギー戦略対話：８月の開催を目指して調整するも，日本側の国会日程や内閣改造時期と重なったことにより延期された。
イ　ハイレベル対話：６月，黄川田外務大臣政務官は，米国下院エネルギー・商業委員会委員長一行との間で，エネルギー輸出や高効率石炭火力発電，原子力発電に関する議論を実施した。盤石な日米関係を確認するとともに，エネルギー分野における日米連携の重要性を確認した。
ウ　原油及び LNG の輸入：５月に米国産原油，29 年１月に米国産 LNG の輸入が実現した。
エ　パワー・アフリカ：過去の日米エネルギー戦略対話で議論されたアフリカにおけるクリーン・エネルギー協力に関し，８月に TICAD VI のサイドイベントにて米国が主導するパワー・アフリカ・イニシアティブとの協調に関する覚書を作成するなど，協力が進展した。

（４）州政府との関係強化

ア　経済・貿易関係等に関する協力覚書：６月にワシントン州，８月にはメリーランド州との間で，経済及び貿易関係に関する協力覚書への署名を行った。また，９月にはカリフォルニア州との間で，26 年に署名された気候変動等の協力覚書を更新した。
イ　運転免許試験の一部相互免除に関する協力覚書：11 月にワシントン州との間で運転免許試験の一部相互免除に関する協力覚書への署名を行い，29 年１月から運用が開始された。（27 年に同覚書署名に至ったメリーランド州については，28 年１月から，運転免許証の相互承認が開始されている。）

２　TPP 交渉と並行して行う日米並行交渉

日米が主導した TPP 協定の署名時期と同じ 28 年２月に日米並行交渉を含む関連文書への署名が行われ，12 月に，TPP 協定の承認案及び関連法案が国会で可決された。

３　米新政権との経済対話の立ち上げ

29 年２月の日米首脳会談において，今後，日米経済関係を更に大きく飛躍させ，日米両国，アジア太平洋地域，ひいては世界の力強い経済成長をリードしていくために対話と協力を更に深めていくことで一致し，また日米がウィン・ウィンの経済関係を一層深めるため，麻生副総理・ペンス副大統領の下での経済対話の立ち上げが合意された。同経済対話においては，今後，①経済政策，②インフラ，エネルギー，サイバー，宇宙などの分野での協力，③貿易・投資に関するルールについて議論を行い，日米経済関係の深化・発展に取り組む。

29 年度

年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに，アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため，以下を実施する。

１　麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において，貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略，経済及び構造政策分野での協力，並びに分野別協力の３つの柱に沿って議論を進める。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略では，日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し，アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。
（２）経済及び構造政策分野では，Ｇ７で合意した「３本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し，世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。
（３）分野別協力では，インフラ，エネルギー分野の他，女性の経済分野でのエンパワーメント等の

分野での協力について議論を進める。
２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて，日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって廻る「地方キャラバン」等のモデルプロジェクトを全米各地で実施する。

施策の進捗状況・実績

１　日米経済対話

麻生副総理及びペンス副大統領の下，４月の初回会合においては，３つの柱（貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略，経済及び構造政策分野，分野別協力）に沿って議論を進めていくことで一致し，10 月の第２回会合においては，アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中，戦略的にも極めて重要な日米経済関係を更に深化させるため，今後も建設的な議論を進めていくことの重要性を共有し，両会合において日米共同プレス・リリースを発表した。また，11 月の日米首脳会談等の様々な機会において，同対話の重要性を確認した。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略

ア　日米経済対話初回会合（４月）：日米両国が，この柱において，高い貿易及び投資に関する基準についての二国間枠組み，地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座，及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日本産の柿及びアイダホ産ばれいしょに対する制限が解除されたこと，日本がその輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下で認証される米国産自動車輸出のための騒音及び排出ガス試験に関する手続を合理化すること，日本が地理的表示（GI）制度について国内の法及び手続に基づいて透明性及び公平性を確保すること，ライフサイエンス・イノベーションに関する償還政策について透明性を引き続き確保すること，を確認した。

また，不公正な貿易慣行に対する効果的なエンフォースメント強化や，高い貿易投資基準の推進等に関する専門家レベルの議論が進んでいることを確認した。

ウ　日米首脳会談（11 月）：両首脳は，日米経済対話第２回会合において，麻生副総理及びペンス副大統領が二国間の経済，貿易及び投資関係強化の重要性を確認したことを歓迎し，日米両国が，地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し，第三国の不公正な貿易慣行に対する法執行に係る協力を進め，地域，ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていく考えであることで一致した。加えて，両首脳は，日米経済関係を更に強化するために，貿易・投資分野において，次のとおり取り組むことを確認した。自動車分野に関し，二国間で，また，必要に応じて，自動車基準調和世界フォーラム（WP29）を含む国際的フォーラムにおいて，基準と，規制に関する良い慣行の促進において協力を強化すること。加えて，米国安全基準のうち日本より緩やかでないと認めた項目については日本の基準を満たすものとみなすとともに，輸入自動車特別取扱制度下での輸入車に政府の財政的インセンティブの同等の機会を提供すること。ライフサイエンス・イノベーションに関し，日本側は，中央社会保険医療協議会における業界団体の意見陳述時間を延長する等国内手続において透明性を高めること。米側は，蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していること。

（２）経済及び構造政策分野

ア　日米経済対話初回会合（４月）：日米両国は，この柱において，Ｇ７による３本の矢のアプローチ（相互補完的な財政，金融及び構造政策）の積極的活用，グローバルな経済及び金融の進展及び課題に関する協力，及び地域におけるマクロ経済及び金融課題に関する協力について取り上げることで一致した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日米双方は，Ｇ７で確認された三本の矢のアプローチ（相互補完的な財政，金融及び構造政策）の積極的活用を再確認した。日米両国は，金融規制制度は，安全性及び健全性に係る高い水準を維持し，金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ，規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべきであるとの認識を共有した。また，国際開発金融機関の主要なステークホルダーとして，日米両国は，最も高い国際基準及び債務持続可能性との整合性を保ちつつ，持続可能かつ包摂的な開発を推進すべく緊密に連携していくことを確認した。

（３）分野別協力

ア　日米経済対話初回会合（４月）：麻生副総理から，高速鉄道等のインフラ整備，エネルギー，経済分野での女性のエンパワーメント等の分野での協力を通じ，日米経済関係を深化させる旨発言し，また，両国は商取引の向上が両国において相互の経済的利益及び雇用創出を促進する具体的な分野を議論した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日米両国は，インド太平洋地域におけるインフラ・プロジェクトは，市場競争，透明性，責任ある資金調達，開かれ，公平な市場アクセス並びにグッド・ガバナンスの高い基準と整合的であるべきことを確認した。また，同日，インフラ整備，資金調達，メンテナンス及び高度道路交通システムを含む交通分野の協力強化のための協力覚書に関する協議を妥結した。

ウ　日米首脳会談（11 月）：両首脳は，日米経済対話の枠組みの中で，「日米戦略エネルギーパートナーシップ」を進めていくとの認識で一致した。また，新興市場における開発を支援するため，エネルギー，インフラその他の重要な分野における投資機会に関し協力するとのコミットメントを強調し，第三国のインフラ整備を共同で進めるための関連機関の連携で一致した。さらに，日本企業から米国への投資が高い水準で推移していることを歓迎し，日米双方向で投資を促進していくことで一致した。両首脳は，保健分野及び高齢者の住まいに関する分野における協力覚書の署名に留意したほか，宇宙探査，保健，「エイジング・イン・プレイス」等の分野における更なる協力を推進していくとの認識で一致した。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」とモデルプロジェクトの実施

ア　４月，米国の州・地方レベルにおける日米関係の重要性に関する認識を深め，ひいては連邦レベルにおける対日政策形成プロセスにも望ましい影響を与えていくことを目的として，萩生田内閣官房副長官を議長として，外務省を含む関係省庁間でタスクフォースが立ち上げられた。第１回会合（４月）では，官民を挙げた州・地方レベルにおける取組の具体的方策について検討していくことを確認した。

イ　第２回会合（６月）においては，日本経済団体連合会（経団連）から日米関係強化に関する活動につき報告が行われたほか，財務省，経済産業省，日本貿易振興機構（JETRO）等と地方レベルにおける取組強化の方途につき議論を行い，最終会合となる第３回会合（７月）において，２回の会議を踏まえ，米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことの重要性や各地各様の取組の必要性を始めとして，地域の特徴に応じた「テイラー・メイド」のアプローチ，また，訴求対象の日本への関心度に応じたきめ細やかなアプローチをとるべきことなどを含めた行動計画を取りまとめた。また，同会合において，グラスルーツにおける取組は，オールジャパンで進めていくものであると改めて強調され，11 月の日米首脳会談においては，両首脳間で，米国各地における草の根レベルの交流や情報発信を更に強化していくことで一致した。

ウ　さらに，12 月には，西村内閣官房副長官を議長とし，タスクフォースのフォローアップ会合が開催され，第３回会合で取りまとめられた「行動計画」を踏まえて実施された具体的な取組（計 108 件（29 年３月～12 月））について各省から報告があった。今後も，各省庁，機関で連携しつつグラスルーツにおける重層的な取組を行っていくことが確認された。

エ　これらタスクフォースの実施と並行して，「地方キャラバン」を始めとしたモデルプロジェクトを米国各地で実施した。９月から 11 月にかけて，４回にわたってイリノイ州やインディアナ州の各地において視察やイベントを行うことにより，日本の地域への貢献や投資の潜在性をアピールしたほか，現地団体との連携を通じたビジネスセミナーの開催等，在米公館を中心に草の根事業を実施した。

測定指標２－２　カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（--年度）

貿易投資の促進，ビジネス・観光を含む交流の促進，地球規模課題での連携を通じて二国間経済関係を更に深化させる。

28 年度

年度目標

１　査証問題を含めたビジネス環境の改善，LNG を含むエネルギー分野，科学技術分野等での協力を進める。

２　日加首脳会談・外相会談，次官級経済協議，各種対話を通じて経済関係を強化する。

３　州政府との関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　５月の日加首脳会談等のハイレベル会談の機会で，査証問題の改善，カナダ産 LNG の我が国への早期輸出の実現に関して働きかけを実施した。

２　５月の日加首脳会談において重点５分野（インフラ，エネルギー，科学技術，ビジネス環境・投資，観光・学生交流）での協力強化に合意し，10 月の日加次官級経済協議でこれら５分野に関する協議を実施した。また，Ｇ７各大臣会合の機会に閣僚級二国間会談を実施した。科学技術協力については，６月に開催した日カナダ科学技術協力合同委員会で今後の協力の方向性を決定した。このように，各経済分野での協力強化が進んでいる。
３　５月のブリティッシュ・コロンビア州首相訪日，11 月のオンタリオ州首相訪日等のハイレベル訪問の機会に，我が国要人又は経済界等との会談を通じて，州レベルでの関係強化を進めた。

29 年度

年度目標

１　30 年はカナダがＧ７議長国を務めることもあり，首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し，「日加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。
２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ，重点５分野（インフラ，エネルギー，科学技術協力，ビジネス環境改善・投資促進，観光・青少年交流）を中心に幅広い協力を強化する。
３　NAFTA 再交渉等，日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題について日本企業の意見を取り入れるよう働きかける。また，官が民の取組を積極的に支援するとの観点から，日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ，官民連携を含む経済関係強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　安倍内閣総理大臣とトルドー首相は，３回の電話首脳会談（６月，10 月，30 年３月），１回の首脳会談（11 月）及び立ち話（５月）を行う等，「日加協力新時代」の下，TPP 等を中心に経済分野に関しても，首脳間で密接に協議を行った。また，河野外務大臣は，９月，フリーランド外相と会談を行い，二国間及び国際社会での協力を一層進めていくことを確認した。11 月の外相会談では，自由貿易の促進についても議論し，30 年１月の外相会談では，30 年にカナダが議長を務めるＧ７外相・首脳会合についても意見交換を行った。なお，同年３月には，チリで開催された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11 協定)署名式において，カナダも TPP11 協定に署名し，本協定を迅速に発効させるために国内手続を完了する決意を表明した。これにより，日加間の経済連携協定が初めて成立することとなった。
２　11 月のダナン（ベトナム）での TPP 首脳会合をめぐるカナダの対応は，TPP 参加国との信頼関係を大きく損なうものであったとして，予定していた日加次官級経済協議を見送った。30 年３月の TPP11 協定署名式を受け，適切な時期での開催を調整していく。
３　５月に門司駐カナダ大使からシャンパーニュ国際貿易相に対し，北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉及びビジネス環境に関する日系企業意見書を手交し，申入れを行った。これを踏まえて，30 年２月の在カナダ公館長会議の際に，参加民間企業・機関（計 12 社）とシャンパーニュ国際貿易相との意見交換の場を初めて設け，NAFTA 再交渉等，日本企業のビジネス環境に大きな影響を与える政策問題について日本企業の意見を申し入れる機会を日本企業に提供することで適切な企業支援を実施した。
４　４月に仙台で開催された第３回日加商工会議所協議会合同会合に，メインスピーカーとして門司駐カナダ大使ほか日本政府関係者が出席し，日加間の官民連携の強化に貢献した。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
アメリカ合衆国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html）
麻生日本国副総理とペンス米国副大統領による日米経済対話に関する共同プレス・リリース（2017 年４月 18 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000248234.pdf）
麻生日本国副総理とペンス米国副大統領による日米経済対話第２回会合に関する共同プレス・リリース（2017 年 10 月 16 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000298944.pdf）
・官邸ホームページ
グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/grassrootsTF/）

個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

１　安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
２　在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
３　日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説(平成 30 年１月 22 日)
・第 196 回国会外交演説(平成 30 年１月 22 日)

測定指標３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進　＊

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

28 年度

年度目標

１　27 年４月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
２　弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙,海洋安全保障等幅広い分野で日米安全保障協力を強化し，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は，５月，12 月及び 29 年２月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，新ガイドライン及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。このような取組の中で日米両国は，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。また，29 年２月の日米首脳会談において，両首脳は，日米同盟を一層強化するための強い決意を確認する共同声明を発出した。特に同声明で，①米国の拡大抑止へのコミットメントへの具体的言及を行うとともに，②日米安全保障条約第５条の尖閣諸島への適用，③普天間飛行場の移設については辺野古への移設が唯一の解決策であることを首脳レベルでの文書で確認した。②と③については首脳レベルの文書で確認したのは史上初，①については 1975 年以来のことであり，地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中，米の政権交代においても日米同盟は揺るぎないことを対外的に示すものとなっている。

１　新ガイドライン及び平和安全法制の下での取組については，27 年 11 月に設立された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて実効的な調整を確保しており，４月に発生した熊本地震において，迅速な自衛隊と米軍との共同運用実施を可能とした。また，９月に自衛隊と米軍との間において，物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める日米 ACSA に署名した。
２（１）弾道ミサイル防衛（BMD）については，日本は，18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック II A）の日米共同開発を 28 年も着実に実施したことを始め，米国との協力を継続的に行いつつ，BMD システムの着実な整備に努めている。
（２）サイバーについては，７月に第４回日米サイバー対話を米国（ワシントン DC）にて開催した。日米間における政府横断的な取組の必要性を踏まえ,27 年７月に開催された第３回対話のフォローアップを行うとともに，日米双方の関係者が，情勢認識，重要インフラ情報防護対策室，能力構築を含む国際社会における協力など，サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。
（３）宇宙については，28 年３月の安全保障分野における日米宇宙協議や 10 月の安全保障分野における日米豪宇宙協議などにおいて，安全保障分野を含め，宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は，宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供，宇宙アセット（衛星等）の抗たん性（攻撃を受けても設備や機材がその機能を維持する能力）の確保のための取組等，宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めている。
（４）３か国協力については，アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を推進してきている。５月及び 12 月の日米首脳会談等においても，これらの３か国間の協

力は，共有する安全保障上の利益を増進し，アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また，28 年１月及び９月の北朝鮮による核実験，度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で，日米・日韓の首脳・外相間において，日米韓３か国協力の重要性を再確認した。

（５）これら（２）～（４）については，米国における政権交代の直後に開催された 29 年２月の日米首脳会談に際し，共同声明の形で宇宙及びサイバー空間の分野における日米間の安全保障協力の拡大，３か国協力の重要性を確認し，トランプ政権下でのこれら分野における日米協力の礎とした。

（６）情報保全については，同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は，政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や，カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏えい防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け，引き続き協議を行った。

（７）日米両国は，ASEAN 地域フォーラム（ARF）関連会合や第 11 回東アジア首脳会議（EAS）（９月）などの場で，海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えた。27 年４月に公表した新ガイドラインにおいても，日米両国は，航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し，相互に緊密に協力するとした。

29 年度

年度目標

１　29 年２月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，新ガイドライン及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。

２　弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は，11 月の日米首脳会談及び８月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）等を通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，ガイドライン及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

１　27 年４月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において公表したガイドラインは，日米両国の防衛協力について，一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し，更新したものであり，同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて，日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い，平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。８月に開催された「２＋２」において４閣僚は，両国の各々の役割，任務及び能力の見直しを通じたものを含め，同盟の更なる強化のための方策の特定を進めていくことで一致するとともに，米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。「２＋２」を通じ，29 年２月の首脳会談の成果をフォローアップするとともに，トランプ政権との間でも日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性が確認され，安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。その結果を踏まえ，下記２のとおり，同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。

２（１）弾道ミサイルについては，日本は，18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-３ブロック II A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め，米国との協力を継続的に行いつつ，陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入を決定するなど，BMD システムの着実な整備に努めて，いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく，万全の態勢をとっている。

（２）サイバーについては，７月に第５回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米両国の政府全体の取組の必要性を踏まえ，28 年７月に開催された第４回対話のフォローアップを行うとともに，日米双方の関係者が，情勢認識，両国における取組，国際社会における協力，能力構築支援等サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行い，対話の後，共同プレスリリースを発出した。

（３）宇宙については，日米両国は，宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は，宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供，宇宙アセットの抗たん性（不測の事態においても宇宙システムが必要な機能を維持できること）の確保のための取組等，宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていく。

（４）海洋安全保障については，日米両国は，ASEAN 地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で，海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えた。27 年４月に公表した新ガイドラインにおいても，日米両国は，航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し，相互に緊密に協力するとしているほか，29 年２月の日米首脳会談等の機会に海洋安全保障に関する両国の一致した認識と協力について確認した。

（５）３か国協力については，日米両国は，アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に，日米両国は，オーストラリア，韓国又はインドとの３か国間協力を着実に推進してきており，７月及び 11 月の日米首脳会談等においても，これらの３か国間の協力は，日米が共有する安全保障上の利益を増進し，アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また，９月の北朝鮮による核実験，度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で，日米韓及び日米豪首脳会談等において，それぞれ３か国間協力の重要性を再確認した。

（６）情報保全については，同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は，政府横断的なセキュリティ・クリアランス制度を実施しているほか，カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏えい防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け，引き続き協議を行った。

測定指標３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展　＊

中期目標（--年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

28 年度

年度目標

１　沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け，普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設や 27 年 12 月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき，沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

２　日米地位協定の環境補足協定に基づき，米軍施設・区域における環境対策や日米地位協定の運用改善の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については，日米首脳会談，日米外相会談など累次の機会に日米双方が確認している。12 月には，８年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告から 20 年越しの課題であった北部訓練場の過半（約 4,000 ヘクタール）の返還が実現した。さらに，29 年２月の日米共同声明において，日米両政府は，普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが，米軍の抑止力を維持しながら，同時に，普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去し，20 年来の懸案である普天間飛行場の全面返還を解決するための唯一の解決策であることを確認した。唯一の解決策を首脳レベルの文書で確認したのは今回が初めてである。2020 年代前半にグアム等の国外に在沖縄海兵隊約 9,000 人の移転を開始するグアム移転事業や，27 年 12 月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」において発表された案件を含む，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても，着実に計画を実施すべく，日米間で引き続き緊密に連携した。

２　４月に沖縄で発生した在日米軍の軍属による殺人被疑事件を受け，日米両政府は，実効的な再発防止策を策定すべく協議を行った。そして７月に，「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」を発出した。この共同発表において，日米両政府は，軍属の範囲の明確化等の分野において，個別の措置の詳細を発表することを目指し，努力することを決定した。その後，日米両政府は共同発表に基づき，集中的に協議を続け，12 月，日米地位協定の軍属に関する補足協定の実質合意に達し，同協定は翌 29 年１月の署名により発効した。この補足協定は，日米地位協定が規定する軍属の内容を国際約束の形で補足し，明確化するものであり，このような日米地位協定の補足協定の作成は，27 年に締結された環境補足協定に続き，２件目となる。

29 年度

年度目標

１　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け，普天間飛行場の辺野古沖への移設や，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく，沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

２　在日米軍に関する諸問題に関して，施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ，日米両政府の間で協議を行い，一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

１　在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については，11 月のトランプ大統領の訪日の際を始め，累次の機会に日米間で確認してきている。７月には，27 年 12 月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき，普天間飛行場の東側沿いの土地（約４ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い，市道宜野湾 11 号線の全線開通が実現すれば，周辺地域の交通渋滞を緩和し，地元宜野湾市における生活環境の改善に資することになる。さらに，８月の「２＋２」共同発表において，日米両国は，在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から，地元への影響を軽減し，在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に，運用能力及び抑止力の維持を目的とした既存の取決めを実施することについてのコミットメントを再確認した。特に，普天間飛行場については，その代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが，普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。さらに，在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転(グアム移転は 2020 年代前半に開始)や，25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても，着実に計画を実施すべく，日米間で引き続き緊密に連携した。30 年３月には，27 年 12 月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき，牧港補給地区の国道 58 号線沿いの土地（約３ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い，国道 58 号線の拡幅が実現すれば，沖縄県北部と中南部とを結ぶ基幹道路で頻発して地域住民の日常生活の妨げとなっている交通渋滞を緩和し，多くの県民の生活環境の改善に資することになる。

２　日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには，在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し，米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。８月には，18 年５月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始された。この移駐は，人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されている。また，在日米軍再編に引き続き取り組む一方で，米軍関係者による事件・事故の防止，米軍機による騒音の軽減，在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について，地元の要望を踏まえ，改善に向けて最大限の努力を払った。特に，米軍航空機の事故等（予防着陸を含む。）が少なからず発生した点については，地元の懸念を踏まえ，例えば 30 年１月に月内に２度にわたり外務大臣から駐日米国大使に対して重ねて申入れを行ったほか，類似の機会をとらえ，トランプ大統領，ペンス副大統領，ティラソン国務長官，マティス国防長官等，ハイレベルへの働きかけを行った。このように，迅速な，かつ，機敏な対応を通じて米国政府との協議を進めることで，米軍航空機の運用における安全性の確保に向けてできる限りの取組を行った。

参考指標：米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)			
（出典：米国における対日世論調査」（ニールセン社））	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは，米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し，「有識者」とは，米国連邦政府，ビジネス界，学界，報道界，宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	①81% ②84%	①82% ②86%	①68% ②87%

作成にあたって使用した資料その他の情報

・首相官邸ホームページ
第 196 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説
（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html）
・外務省ホームページ
第 196 回国会における河野外務大臣の外交演説
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html）
日米安全保障体制
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/index.html）
・平成 30 年版外交青書(外交青書 2018)
第３章　第１節　２ 日米安全保障（安保）体制

施策Ⅰ－３　中南米地域外交（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅰ－３）

施策名(※)	**中南米地域外交**					
施策目標	**これまでに活発化した対中南米外交の機運の盛り上がりを利用し，中南米諸国との二国間の関係，及び地域的枠組みとの政治・経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築するため，以下を実施する。 １　中米諸国・カリブ諸国との経済関係強化，国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。 ２　南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や，国際社会における協力関係を強化し，また，相互理解を促進する。**					
施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	95	89	89	102
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	95	89	89	
	執行額(百万円)		72	82	81	

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	中南米局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

近年より活発になってきている要人往来，民間レベルの交流の機運を利用し，中米カリブ諸国との経済関係強化，国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　日本外交の三本柱
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット安倍総理大臣ステートメント（平成 27 年９月 27 日）
・安倍総理の中南米政策スピーチ（平成 26 年８月２日）
・日・カリコム首脳会合の際の安倍内閣総理による日本の対カリコム政策三本の柱（平成 26 年７月 28 日）

測定指標１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化　＊

中期目標（--年度）

メキシコ，中米，カリブ諸国との間で，各種政策対話，ビジネス関連フォーラムの開催，日系企業支援等を通じて，貿易・投資の増大等経済関係の強化に努める。

28 年度

年度目標

１　首脳・外相等の高いレベルから実務レベルに至るまで幅広い層における緊密な意見交換及び政策協議の実施を維持し，経済関係の強化を図る。
２　日・中米ビジネスフォーラムや，日・メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会等の開催を通じて民間の人的交流促進，日本企業進出の促進を図ると共に，進出日本企業の側面支援をする。

施策の進捗状況・実績

１　４月のバレーラ・パナマ大統領による訪日，９月の安倍内閣総理大臣のキューバ訪問といった首脳間の交流が大きく進展した。特に，安倍内閣総理大臣のキューバ訪問は，現職の総理大臣として初めてのキューバ訪問であり，官民合同会議の政務レベルへの格上げ等を通じて経済関係の進展を後押しすること，更なる無償資金協力の実施等により本格的な経済協力を推進すること等が確認されたことから，国際社会において影響力を有するキューバとの関係を強化する上で有意義であった。５月のエルサルバドル外相訪日や，９月に約２年ぶりに開催された日・カリコム外相会合といった交流以外にも，薗浦外務副大臣及び武井外務大臣政務官がメキシコやベリーズ，ハイチなど中米・カリブ地域を訪問し，また中米・カリブ地域から招へい者がある際には，薗浦外務副大臣及び武井外務大臣政務官への表敬等が行われた。経済関係の強化の観点からは，バレーラ・パナマ大統領訪日の際に，対中南米地域としては最大規模となる，約 2,822 億円を限度とする円借款「パナマ首都圏都市交通３号線整備計画」に関する書簡の交換が行われ，また，安倍内閣総理大臣のキューバ訪問に先立ち，対キューバ債務救済措置の文書署名が行われたほか，首脳会談において，今後の更なる経済関係の進展を後押しするため，対キューバ海外投資保険の引受の一部再開，第２回官民合同会議の開催及び同会議の政務レベルへの格上げ，「質の高いインフラ投資」への理解促進と日本のインフラ関連企業のキューバ進出を支援するための官民インフラ会議の開催を発表した。このほかにも各種会談では，安倍内閣総理大臣が 26 年に中南米を訪問した際に打ち出した我が国の対中南米政策・３つの「共に」のひとつである「共に発展」を実現すべく，実り多い意見交換を行った。
２　９月の安倍内閣総理大臣のキューバ訪問の際に出席者を政務レベルに引き上げることに合意した日本・キューバ官民合同会議は，11 月に第２回会合が開催され，日本から薗浦外務副大臣のほか，５省庁・４政府機関から 35 名，近藤日・キューバ経済懇話会（JCEC）会長を含め，民間企業 23 社から 58 名が出席し，キューバ側からマルミエルカ外国貿易・外国投資相のほか，２省庁・３政府機関から９名が出席した。会議では，日本側民間企業から，日本企業の活動促進のための具体的な提案が行われ，両国は経済関係強化に向けた具体的提案として，中長期的な経済アジェンダを作成することで一致したほか，日本側からは，キューバのビジネス環境改善に向けた働きかけと提案を

行った。29 年１月には日墨 EPA ビジネス環境整備委員会第９回会合が開催され，武井外務大臣政務官が出席した。このような様々な取組を通じ，中南米地域との経済関係をより深化することができた。とりわけ，メキシコにおける日系企業の進出数は飛躍的に伸び，1,000 社を超えた。なお，当初年度目標としていた「日・中米ビジネスフォーラム」については，他の外交案件との兼ね合いもあり，開催しなかった。

29 年度

年度目標

１　中米・カリブ地域における日本企業の経済活動の拡大を政府当局間の租税情報の交換や官民合同会議を通じて支援をする。
２　日キューバ間の投資活動を更に促進するため，日キューバ官民合同会議を開催する。
３　中米地域における質の高いインフラ輸出を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　５月に日・バハマ租税情報交換協定改正議定書が国会承認され，新たに日本とカリブ地域における租税関連情報の交換体制強化に向けて取り組んだ。９月には東京において，日・キューバ政策対話が行われ，キューバ国内において課題となっている外資誘致・国内産業の育成等について議論し，日本からの投資誘致に向けた取組についても議論した。また，諸日程との兼ね合いから 29 年度中には実施できなかった日墨 EPA 合同委員会・ビジネス環境整備委員会の 30 年度の開催に向けた調整を鋭意行い，近く実施というところまで調整を進めたところである。このような多様な取組により，中米・カリブ地域における日本企業の経済活動の安定及び拡大が可能となるような支援に引き続き取り組んだ。

　また，TPP11 協定の交渉において我が国は，中南米地域の重点国であるメキシコとの連携を強化しつつ，参加各国間の議論を推進し，30 年３月の署名につなげた。加えて，11 月の日墨首脳会談においては，先方大統領から，北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉においてはメキシコ進出の日系企業に悪影響が出ないよう配慮する旨の発言を得るなど，巨大な北米市場との関係を含め多くの日系企業支援につながるものとなった。

２　日キューバ官民合同会議については，当方からの累次照会にもかかわらず，次回開催国である先方から具体的提案が出てこなかったなど，相手側の事情も含めた様々な要因により，年度内に開催することはできなかったが，JICA キューバ事務所が開所したことにより，円滑な経済技術協力を実施する基盤ができた。

３　５月に薗浦外務副大臣によるコスタリカ訪問の際，先方政府に対し，質の高いインフラ輸出について働きかけるとともに，９月のサイン・マロ・パナマ副大統領兼外相訪日の際には，中南米最大級のインフラ案件である「パナマ首都圏都市交通３号線整備計画」についての連携を確認した。こうした取組が進められる中，コスタリカ，パナマ及びホンジュラスからは日本との FTA 締結に向けた意欲が表明され，そのうち，コスタリカとは，まずは投資環境を整備するという目標を共有し，中米諸国とは初めてとなる投資協定の予備協議を行うことで合意するに至った。

測定指標１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化　＊

中期目標（--年度）

　要人往来や各種政策協議，フォーラムなどの機会を通じ，国際問題の諸問題に関する意見交換・協力関係の確認をする。

28 年度

年度目標

　要人往来や各種政策対話を通じ，中米カリブ諸国との間で，国連改革，気候変動，軍縮・不拡散といった国際的な課題について，国際社会における連携を強化する。

１　カリコム（カリブ共同体，CARICOM）外相会合（COFCOR）等の域内のハイレベルが集う会合に政務レベルが出席し，国連改革等につき連携強化を図る。
２　カリコムから若手外交官・行政官等，今後地域において影響力，発信力を持つことが期待される者を招へいし，国連改革や気候変動といった国際的な課題についての連携強化のための意見交換・情報共有を行う。

施策の進捗状況・実績

活発な要人往来を通じ，二国間関係のみならず，民主主義や市場経済など基本的価値を共有する中南米諸国との間で，国際社会における協力強化についても確認できた。

１　９月には国連総会の機会を捉え，第５回日・カリコム外相会合が開催され，岸田外務大臣から法の支配，民主主義といった基本的価値を共有するカリコム諸国との間で，双方の交流は拡大し，国連改革等国際社会での協力も深化してきており，今後も関係を一層強化していきたい旨述べたのに対し，カリコム側からは，日本とカリコム諸国は長年にわたり，強固かつ友好的な関係を維持してきているパートナーであり，今後とも日・カリコム関係を発展させていきたい旨の発言があり，両国の関係深化を確認した。

２　日本政府は，12 月にカリコム諸国から，14 名の若手外交官・行政官を招へいし，一行は京都・広島を訪問し，それぞれにおいて気候変動問題への取組や日本の歴史・文化，平和の尊さと核兵器の恐ろしさを学んだ。一行は，滞在中に滝沢外務大臣政務官を表敬し，将来の日・カリコム関係を担う若い世代との交流を大切にしながら，日・カリコム関係を一層緊密に協力していくことを確認した。

29 年度

年度目標

１　環境・気候変動，北朝鮮問題，国連安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題，及び我が国をとりまく東アジア地域の安全保障環境等について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。

２　カリブ諸国への１人当たりの所得水準と異なる観点からの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　延べ 32 か国におよぶ外務省政務による中南米訪問や，８件の中南米諸国からの要人の訪日機会を捉え，国際社会における問題についての我が国の立場を発信した。こうした取組の一環として，外相会談を行ったメキシコ，パナマ及びコスタリカとの間では，北朝鮮の核・ミサイル開発に対する非難声明の発出及び対抗措置（メキシコによる北朝鮮大使の国外退去措置等）の発動等において，緊密な連携をとることができた。

また，８月に釜山において行われたアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）第８回外相会合においても，北朝鮮問題についての連携を確認するとともに，環境・気候変動等の国際的な問題について我が国の立場を反映した釜山宣言が満場一致で発出された。

また，カリブ諸国との関係でも，ラロック・カリブ共同体（CARICOM：カリコム）事務局長やスーマー・カリブ諸国連合（ACS）事務局長を招へいし，北朝鮮問題や国連安保理改革など，我が国の立場に関する支持を働きかけた。さらに，政務二役がカリブ地域に出張した際には，先方政府のハイレベルと会談を行うことで国際社会での協力関係の強化を確認した。

２　５月にバルバドスで開催されたカリコム外交・共同体関係理事会会議（COFCOR：カリコム外相会合）に武井外務大臣政務官が出席し，26 年に安倍内閣総理大臣の表明した日本の対カリコム政策を引用した上で，日本のカリコム諸国への援助の姿勢を表明した。

なお，29 年度は，カリブ海周辺国にハリケーン被害が多発し，ハリケーン・マリアやハリケーン・イルマの発生に伴い，ドミニカ国やアンティグア・バーブーダといった国で壊滅的な被害状況となった中で，日本は緊急支援物資を送るなどの支援を行った。また，11 月には国連でドナー会合が行われ，日本は 400 万ドルの支援表明を行った。

測定指標１－３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標（--年度）

政務レベルのみならず，民間レベルなど様々なスキームやチャネルを活用した多層的な人的交流を実現する。同時に，戦略的対外発信のスキーム等も活用しながら，我が国の政策等についての対外発信を強化する。

28 年度

年度目標

１　戦略的実務者招へいスキームを活用し，アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外交官・若手行政官の招へいを実現する。また，在外公館を通じて被招へい者に対し，本スキームのフォローアッ

プを行う。
２　戦略的対外発信のスキームを活用し，「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」を通じて中南米諸国から 125 名を招へいし，日本の姿勢や魅力について積極的に発信する。
３　招へい事業等を通じ，中米地域及びメキシコにおける日系人との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績
１　29 年３月にアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）加盟国のうち 12 か国から若手行政官を招へいした。今回の招へいでは，テーマを「防災（マネージメント及びインフラの輸出）・持続可能な成長及び科学技術の活用」とし，被招へい者は，被災地である宮城県を訪問し，被災地の復興を実感するとともに，日本の防災に関する取組について理解を深めた。被招へい者からは，日本の取組を各国の参考としたいとの声が寄せられるなど，各国における災害対策の向上に寄与しうる取組となった。
２　「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」を通じて，日本から中南米諸国への 25 名の派遣，中南米諸国から日本への 125 名の招へいにより，計 150 名の人的交流を実施した。招へい者には滞在中，日本政府の外交政策について理解を深めてもらうのみならず，科学技術や防災など日本の強みについても発信できた。被招へい者は帰国後，プログラムを通じて学んだことを SNS やメディアを通じて，各々の国で広く発信した。これらにより，地理的に離れた中南米地域における，我が国の取組や政策に係る戦略的な発信につながった。
３　招へい事業等を通じた日系人との連携強化については，「次世代日系人指導者会議」のスキームによりメキシコから１名（中南米全体からは計８名），「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」で１名（中南米全体からは計 20 名）の日系人を招へいし，有識者講演や様々な視察等を通して対日理解を促進し，連携を強化することができた。また，日墨協会創立 60 周年に当たり，国際交流基金「日本祭り」開催支援事業「アート・ミックス・ジャパン・イン・メキシコ（日本祭り 2016）」が行われ，２日間で延べ５万 472 人が入場し，大変な好評を博した。

29 年度
年度目標
１　中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の招へい案件を実現し，二国間関係を前進させ，国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で，更なる協力関係の深化を図る。
２　日本から距離的に遠い中南米諸国との間の，閣僚級のみならず様々なレベルの交流が大切であることから，
・戦略的実務者招へいや招へいスキームを活用して，行政官や有識者等の招へいを実現する。
・各種政策協議や国際会議の機会を捉え，日本から，政務・事務レベル等様々なレベルの中南米訪問を行う。

施策の進捗状況・実績
１　ハイレベル交流としては，メキシコ及びパナマの外相を外務省賓客で招へいしたほか，コスタリカ外相との外相会談も実現した。また，国連総会ハイレベルウィークにおいては，ドミニカ共和国やエルサルバドルの外相が河野外務大臣と会談を行い，双方が取り組むべき主要課題についての認識と協力の更なる強化の重要性について一致した。また，軍縮・不拡散分野でも，世界的な軍縮主導国であり，かつ核兵器禁止条約推進派でもあるメキシコから，我が国提出の核兵器廃絶決議案への賛成を得ることができた。更には，経済分野においても，TPP11 協定の署名に向けた協力及び連携をすることができた。
２　このほか，戦略的実務者招へいでは，「持続可能な社会の構築のための科学技術の活用」のテーマの下，アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいを実施し，これらの分野の専門家・行政官が訪日した。我が国の科学技術を利用した自然災害に対する取組を知ってもらい，それぞれの国でその知見を共有してもらうことができた。
　また，対日理解促進プログラムでは，中米・カリブ諸国から 60 名を招へいした。このような人的交流を通し，着実に中南米地域での知日派・親日派を増やす取組を継続して行った。さらに，中南米諸国へは５名の日本人学生を派遣し，日本と中南米諸国間の相互理解を深めるための取組を行った。こうしたプログラムには，政府関係者に加え，報道関係者も多く参加した。
　28 年度から，中南米諸国訪問の際に，原則として２か国以上を訪問するという「中南米＋１」の施策により，政務レベルの積極的な中南米出張を行っており，外務省及び関係省庁のハイレベルが

延べ 50 か国以上を訪問した。また，事務レベルでは，30 年３月に第 11 回日中韓ラ米協議を行い，中南米諸国以外の国とも同地域に関する意見交換を実施した。

測定指標１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

中米・カリブ諸国に存在する多くの多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与し，そこにおけるプレゼンスを高めることにより，中米・カリブ諸国との関係を強化する。

28 年度

年度目標

太平洋同盟，アジア中南米協力フォーラム（FEALAC），イベロアメリカ・サミット，国連ラテンアメリカ･カリブ経済委員会（ECLAC），米州機構（OAS），日・中米フォーラム，日・カリコム協議等，多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与するとともに，中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。

１　日・太平洋同盟高級事務レベル会合を開催し，日・太平洋同盟間での今後の具体的協力の方策等について協議し，他のオブザーバー国との差別化を図る。

２　第 17 回 FEALAC 高級実務者会合において，昨年実現に至った日本のプロジェクトである，米国電子協会（IEEE）中南米ロボット・コンテストへ設置した FEALAC 賞についての成果を示し，FEALAC の枠組みにおけるアジアと中南米との協力強化の基盤を提供する。また，戦略的実務者招へいのスキームを活用し，FEALAC から若手行政官を招へいし，協力の基盤を強化する。

３　「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」の拠出先であるラテンアメリカ社会科学研究所（FLACSO）と，同プロジェクトを通じて関係を強化する。

４　日・カリコム事務レベル協議を実施し，引き続きカリコム諸国との連携強化をはかる。

施策の進捗状況・実績

１　太平洋同盟諸国との高級事務レベル会合は開催しなかったが，11 月のペルーAPEC の機会を利用して行われた非公式対話や，29 年３月に行われたハイレベル対話を通じ，自由貿易政策など我が国の重要政策について，有益な議論を行うことができ，協力関係について確認した。また，太平洋同盟側と調整の上，「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」を活用し，太平洋同盟がオブザーバー国との協力で重視する分野のひとつである科学技術・イノベーションをテーマに 16 名の若手行政官及び企業関係者を招へいするなど，他のオブザーバー国との差別化を図るための具体的な取組を実施した。

２　FEALAC については，IEEE 中南米ロボット・コンテストに出場すべく，日本から東京工業大学，及び東京電機大学，仙台高等専門学校（広瀬キャンパス・名取キャンパス），それぞれの学生からなる４チームを派遣し，さらに日本の提案で設置した FEALAC 賞の選考委員として東京工業大学名誉教授を現地に派遣し，FEALAC 賞の授与を行った。その後，FEALAC 賞を受賞したチーム所属の６名を日本に招へいした。このような一連の関連性のあるプロジェクトを行うことで，FEALAC における日本のプレゼンスを示すとともに，我が国の強みである科学技術について内外に発信した。また，戦略的実務者招へいの枠組みにより，FEALAC 加盟諸国から 12 名の若手外交官を招へいし，アジア・中南米の共通課題に対する理解を深め，FEALAC 加盟国間の関係を強化に努めた。

３　ラテンアメリカ社会科学研究所（FLACSO）とは外務省幹部のコスタリカ出張などをとらえ，事務レベル協議を重ねた。その中で，今後の協力関係，とりわけ「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」実施後，参加者がプログラムで学んだことをどのようにいかしているかを確認する作業への協力などについて協議した。

４　29 年３月，ガイアナにおいて日・カリコム事務レベル協議を行った。協議では，安保理改革をはじめとする国際社会での連携などが確認されたほか，先方からは日本の支援に対して感謝の意が述べられた。本協議は 20 年以上続けられており，日本とカリコム諸国の協力関係の深さを象徴するものとなった。

29 年度

年度目標

中米・カリブ諸国に存在する多国間のフォーラムの会議へできるだけハイレベルの関係者を出席させるとともに，日本のプレゼンスを高めるために我が国としての貢献策の提示をする。

施策の進捗状況・実績

９月の国連総会の機会に，河野外務大臣が第２回日・ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）拡大トロイカ外相会合を開催した。中南米諸国 33 か国を代表する CELAC のトロイカ国との間で，日・CELAC 間の継続的な対話と連携を確認するとともに，我が国の重要政策についてインプットした結果，CELAC における日本のプレゼンスが飛躍的に上昇した。８月に釜山で行われたアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）第８回外相会合に中根外務副大臣が出席し，36 か国が参加する中，北朝鮮問題，国連安保理改革などについて我が国の立場を反映した釜山宣言が満場一致で発出された。５月に開催されたカリブ共同体外相会合（COFCOR）には，アジア唯一の参加国として日本から武井外務大臣政務官が出席した。このように，多国間フォーラムを積極的に活用し，我が国は中南米地域と基本的価値観を共有するパートナーであることを強調し，中南米地域における日本のプレゼンスを示した。

測定指標１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数

我が国及び相手国とも政務レベル以上（注：28 年度までは年度目標を首脳・外相会談数としていた。）	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	7	5	15	40

参考指標：日・中米カリブ間貿易額（単位：億円）

（出典：28 年度，29 年度は財務省統計）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	31,694	28,731	29,941

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

日・メキシコ外相会談（平成 29 年７月 31 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004869.html）

日・メキシコ首脳会談（平成 29 年 11 月 10 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/page1_000429.html）

日・パナマ外相会談（平成 29 年９月１日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004975.html）

日・コスタリカ外相会談（平成 29 年９月８日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005010.html）

第８回 FEALAC 外相会合（平成 29 年９月１日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page4_003249.html）

第２回日・CELAC 拡大トロイカ外相会合（平成 29 年９月 21 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page4_003336.html）

日・カリコム首脳会合（概要）（平成 26 年７月 30 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page4_00605.html）

持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット　安倍総理大臣ステートメント（平成 27 年９月 27 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101403.pdf）

安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年８月２日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000874.html）

個別分野 ２　南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

１　経済連携協定（EPA），投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに，政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。
２　南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革，気候変動等国際社会の課題に係る取組国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに，我が国の重要改革への理解と支持を獲得する。また，南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。
３　南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　日本外交の三本柱
・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年８月２日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年６月９日　閣議決定）
　第２章　５．（１）外交・安全保障　① 外交
・未来投資戦略 2017（平成 29 年６月９日　閣議決定）
　第２　Ⅳ　（２）ⅱ）⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

測定指標２－１　南米諸国との経済関係強化の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用，並びに対話を引き続き促進していく。

28 年度

年度目標

１　日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
２　日・ウルグアイ投資協定の早期発効を目指し，ウルグアイ政府への働きかけを行う。
３　日・チリ租税条約の早期発効を目指し，我が国における国会承認手続きを迅速に進めるとともに，チリ政府への働きかけを行う。
４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国と経済関係強化のための取組を進める。特に，日・メルコスール対話，日アルゼンチン・ビジネス環境整備委員会，日アルゼンチン貿易投資促進委員会を開催するとともにアルゼンチン及びペルーとの法的枠組みの構築に向けた取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　日・コロンビア EPA 交渉については，非公式に様々なやりとりを随時行い，物品貿易，原産地規則等の分野について協議し，合意に向けて進展した。また９月及び 11 月の日・コロンビア首脳会談において首脳間で交渉の早期妥結を目指す旨確認した。
２　日・ウルグアイ投資協定については，29 年１月にウルグアイの国内手続が完了した旨同国官報に掲載された（29 年４月に発効）。
３　日・チリ租税条約については，日チリ双方における国内手続きを完了し，12 月に発効した。
４　５月に第３回日・メルコスール対話を実施し，同 11 月の日アルゼンチン首脳会談において，29 年前半に次回対話を実施することで一致した。アルゼンチンに関しては，11 月の安倍内閣総理大臣訪問時に租税条約の締結に向けた協議の開始を決定した。日アルゼンチン・ビジネス環境整備委員会を５月と 10 月に，日アルゼンチン貿易投資委員会を８月に開催。また，９月には日アルゼンチン投資協定の交渉を開始し，29 年３月までに５回の交渉を実施した。ペルーに関しては，11 月の安倍内閣総理大臣訪問時に発表された共同声明に租税条約の締結に向けた協議の開始を決定するとともに，関係当局に指示すると明記されるなど法的枠組みの構築に向けた取組が進んだ。

29 年度

年度目標

１　日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指し，政務レベルを含む累次の働きかけをコロンビア側に対して行う。

２　日・アルゼンチン投資協定の早期妥結を目指す。
３　日・アルゼンチン租税条約，日・ペルー租税条約の交渉開始・進展を目指す。
４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国と経済関係強化に向けて，第４回日・メルコスール対話の実施等を通じて法的枠組み構築などの取組を進める。

施策の進捗状況・実績
１　日・コロンビア EPA 交渉について，早期交渉妥結に向けた協議を随時行った。また，岸田外務大臣始め，外務省ハイレベルからも先方政府への働きかけを行い，交渉の早期妥結を目指す旨確認した。
２　日・アルゼンチン投資協定について，５月の日・アルゼンチン首脳会談において，大筋合意を発表した。
３　日・アルゼンチン租税条約の第１回交渉を 30 年１月に東京で開催した。日・ペルー租税条約に関しては，交渉開始に向けた協議を先方政府と実施した。
４　５月に，第４回日・メルコスール経済関係緊密化のための対話をアルゼンチン・ブエノスアイレスにおいて実施し，双方の貿易政策等につき意見交換するとともに経済関係の強化を推進することについて双方の立場を確認した。また，10 月に日・チリ EPA 委員会を開催し，日チリの経済連携に関する方針について意見交換を実施した。

測定指標２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化　＊

中期目標（--年度）
二国間，多国間の双方の機会を活用した，我が国の立場の説明，支持の拡大を引き続き進めていく。

28 年度
年度目標
１　南米各国との間で，様々なレベルの要人往来を通して，政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
２　環境・気候変動，北朝鮮問題，安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国をとりまく東アジア地域の安全保障環境等について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
３　招へい事業等を通じ，南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績
１　南米諸国からミケティ・アルゼンチン副大統領（５月），マルコーラ・アルゼンチン外相（７月），テメル・ブラジル大統領（10 月），レイテ・パラグアイ商工相（10～11 月），ビスカラ・ペルー第一副大統領兼運輸通信相（29 年２月），ロバージョ・ウルグアイ大統領府副長官（29 年２月）が訪日し，日本からは二階自民党総務会長がペルー・チリ（７月），安倍内閣総理大臣がブラジル（８月），ペルー・アルゼンチン（11 月），薗浦外務副大臣がチリ・ペルー（29 年１月），薗浦外務副大臣がチリ（29 年３月）をそれぞれ訪問した。これらの機会を捉え，政治・経済・文化等の幅広い分野で緊密な連携強化を図った。また，日本進出企業の海外展開支援について，各国における企業活動の支援を要請した。文化面では，要人往来の際に文化，スポーツ，教育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。
２　国連安保理改革，核軍縮・不拡散問題，環境・気候変動問題，アジア地域の安全保障，北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について，ペルーやアルゼンチンとの首脳会談等において我が国の立場に対する理解を促し，共同声明において支持を引き出すなど，一定の成果を得た。
３　「次世代日系人指導者会議」招へいでは８名，「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」では 20 名の中南米日系人を招へいし，各界有識者による講演や様々な視察等を通して対日理解を促進し，連携を強化することができた。また，日本側において中南米地域との友好関係強化に貢献できるような若手人材の育成のため 28 年度から新たに「JUNTOS!!中南米対日理解促進交流プログラム」のスキームで招へい事業のみならずペルー，アルゼンチンへの派遣事業も開始し，日本の社会人及び大学院生計８名ずつ現地に派遣し，日系社会との交流等を行った。さらに，中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会の立ち上げを行い，薗浦外務副大臣の出席のもとで自治体，経済界，関連団体からの有識者委員の出席を得て，29 年３月に第一回会合及び第二回会合を実施し，世代交代が進む中南米日系社会との連携について検討，討議を行った。また，官房副長官の下で行わ

れる中南米経済・文化交流促進会議（６月，10 月，29 年２月，３月に実施）において，中南米日系社会との連携強化策について取り上げ，各省と協力しながら連携強化の取組を進めた。

29 年度

年度目標

１　南米各国との間で，要人往来を始め様々なレベルの往来や接触の機会を通して，政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。

２　環境・気候変動，北朝鮮問題，安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国をとりまく東アジア地域の安全保障環境等について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。

３　招へい事業等を通じ，南米各国の日系社会との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　南米諸国からラコトゥール・商工観光相（５月），マクリ・アルゼンチン大統領（５月），エスピノサ・チリ下院議長（９月），フレイ・チリ元大統領（10 月），グティエレス・コロンビア・メデジン市長（10 月），カンパナ・エクアドル貿易相（12 月），バチェレ・チリ大統領（30 年２月），レオン・エクアドル通信情報社会相等が訪日し，日本からは，麻生副総理がブラジル（４月），薗浦外務副大臣がブラジル，パラグアイ，アルゼンチン及びコロンビア（４～５月），西村特派大使がエクアドル（５月），武井外務大臣政務官がボリビア（７月），高村自民党副総裁がペルー（８月），川端衆議院副議長がブラジル及びアルゼンチン（８月），岡本外務大臣政務官がブラジル，パラグアイ及びウルグアイ（８～９月），アルゼンチン（12 月），佐藤外務副大臣がエクアドル（30 年１月），堀井巌外務大臣政務官がペルー及びブラジル（30 年２月），日チリ友好議員連盟（衆議院公式派遣）（９月），塩谷特派大使がチリ（30 年３月）を訪問等，多くの要人往来が行われた。これらの機会を捉え，政治・経済等の幅広い分野で緊密な連携強化を図るとともに，大阪万博を始めとする国際選挙の支持要請をハイレベルから行った。文化面では，要人往来の際に文化，スポーツ，教育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。

２　国連安保理改革，核軍縮・不拡散問題，環境・気候変動問題，アジア地域の安全保障，北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について，政務レベルの中南米訪問の機会を捉え，積極的に先方ハイレベルに日本の立場等を働きかけるとともに，アルゼンチン（５月），ペルー（11 月）及びチリ（30 年２月）との間で行われた首脳会談においても北朝鮮問題や地球規模の課題に対する協力を確認し，一定の成果を得た。

３　「次世代日系人指導者会議」招へいでは８名，「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」では 20 名の中南米日系人を招へいし，官房副長官表敬や外務省による我が国外交政策の概要説明，各界有識者による講演及び様々な視察等を通して対日理解を促進し，連携を強化した。また「JUNTOS!!中南米対日理解促進交流プログラム」のスキームで「日本祭り招へい」を実施し，現地で活躍する日本祭り関係者を招へいし，現地での日本祭りの運営向上に向けた視察や我が国政府関係者との意見交換等研修を行った。同スキームの派遣事業では，在日ブラジル人の支援事業に携わる学生などをブラジルに派遣し，現地日系社会や関係者間のネットワーク構築を促進した。さらに，29 年３月に立ち上げた「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」において，自治体，経済界，関連団体からの有識者委員の出席のもと，世代交代が進む中南米日系社会との連携について検討，５回にわたって討議を行い，最終的に５月に報告書が外務大臣宛てに提出された。また，官房副長官の下で行われる中南米経済・文化交流促進会議（５月，10 月，30 年３月に実施）において，中南米日系社会との連携強化策について取り上げ，各省と協力しながら連携強化の取組を進めた。

測定指標２－３　南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し，様々な対話の機会を通じて，両国間の連携を深めていく。

28 年度

年度目標

１　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について，要請のある個別案件につき，法務省との連携の下，円滑な運用を行う。

２　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い，逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され，また関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

１　日・ブラジル受刑者移送条約について，ブラジル人受刑者からブラジルへの移送の関心が表明された案件については在ブラジル日本国大使館を通じてブラジル法務省に情報を転達し，同条約に基づく移送手続きが進められている。

２　在ブラジル公館等において，連邦警察，連邦検察等と円滑な関係を維持し，迅速な情報収集体制の維持，強化に努めている。その結果，これまでの事案において迅速な情報共有がなされ，適切な対応を取ることが可能となった。

29 年度

年度目標

１　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について，要請のある個別案件につき，円滑な運用を行う。特に，法務省と連携して手続の加速化を目指す。

２　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い，逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され，また関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

１　引き続き，移送されることについて自己の関心の表明があったブラジル人受刑者のブラジルへの移送の実現に向け，法務省及びブラジル司法当局等と緊密に連携し，必要文書等のやり取りを進め，30 年度下半期のブラジルへの初の移送の実現に向けた調整を行った。

２　在ブラジル在外公館等において，連邦警察，連邦検察等と円滑な関係を維持し，迅速な情報収集体制の維持，強化に引き続き努めた。

測定指標２－４　南米諸国との政務レベル以上の会談実施数

我が国及び相手国とも政務レベル以上（注：29 年度以前は年度目標を首脳・外相級の会談実施数としていた。実績値は29 年度以降，政務レベル以上の会談実施数。）	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	－	7	8	10	35

参考指標：日・南米諸国間貿易額　（単位：億円）

（出典：財務省貿易統計）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	33,440	25,419	31,502

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

日・アルゼンチン首脳会談（平成 29 年５月 19 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/ar/page1_000334.html）

日・アルゼンチン外相会談（平成 29 年５月 19 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004627.html）

日・ウルグアイ外相電話会談（平成 29 年９月５日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004985.html）

日・チリ首脳会談（平成 30 年２月 23 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/cl/page4_003795.html）

日・チリ外相会談（平成 30 年２月 23 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005714.html）

日・ペルー首脳会談（平成 29 年 11 月 10 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/pe/page3_002288.html）

日・ペルー外相会談（平成 29 年 11 月８日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/pe/page1_000424.html）
日・コロンビア租税条約の実質合意（平成 29 年 12 月 21 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005470.html）
ラコトゥール・コロンビア商工観光大臣による岸田外務大臣表敬（平成 29 年５月 23 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004649.html）
日・ブラジル外相会談（平成 29 年９月 20 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_002244.html）
佐藤外務副大臣のエクアドル訪問（結果）（平成 30 年１月 11 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005503.html）
西村特派大使のエクアドル大統領就任式出席（平成 29 年５月 26 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/ec/page4_003023.html）
岡本外務大臣政務官のブラジル，パラグアイ，ウルグアイ及び米国訪問（結果）（平成 29 年９月８日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/page4_003272.html）
中南米日系人招へいプログラム一行による野上内閣官房副長官表敬（平成 30 年１月 18 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/page4_003668.html）

施策Ⅰ－４　欧州地域外交（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅰ－４）

施策名(※)	**欧州地域外交**
施策目標	**平和で安全な国際社会の維持に寄与し，良好な国際環境の整備を図るため，以下を達成する。** **１　基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，協力関係，法的枠組み，人的ネットワークを構築し，欧州地域との関係を総合的に強化する。** **２　西欧諸国との間での対話，政策調整，人的・知的交流を通じて，政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに，共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。** **３　中・東欧諸国との間での対話，政策調整，人的・知的交流を通じて，政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに，共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。** **４　領土問題を解決して平和条約を締結し，日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに，幅広い分野における日露関係を進展させる。Ｇ７の連帯を重視しつつ，ウクライナ，北朝鮮，テロ，シリア等，国際社会が直面する様々な問題について，ロシアの建設的関与を促す。** **５　中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに，中央アジア地域内協力を促進する。**

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,057	1,044	1,207	2,553
		補正予算(b)	0	110	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	1,057	1,154	1,207	
	執行額(百万円)		1,005	1,118	1,181	

（※）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	欧州局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

１　欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
２　安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
３　欧州各国との社会保障協定，租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。
４　招へい，派遣及びシンポジウムの開催等，欧州への対外発信を通じ，多様なチャネルの人的関係を強化し，欧州との相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，良好な国際環境の整備に資するため，EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。特に，31 年３月 29 日が期限となる英国の EU 離脱プロセスの進展を注視しつつ，我が国の立場を働きかける。

28 年度

年度目標

１　EU との関係では，関連省庁・部局と連携し，以下を実施する。
（１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。
（２）経済連携協定（EPA）の 28 年のできる限り早い時期の大筋合意，及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉の早期妥結に向け努力する。
（３）EU グローバル戦略
28 年上半期中にモゲリーニ外交・安全保障政策担当上級代表のイニシアティブにより，欧州理事会において「外交安全保障政策に関するグローバル戦略」を策定する見込みであるため，右戦略を東アジア情勢に対する我が国の立場を踏まえたものとすべく，実務者から首脳級まで，あらゆる機会を捉えて働きかけを行う。
２　アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会（CoE）の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係を一層推進する。
３　アジア・欧州間の対話・協力においては，ASEM 第 11 回首脳会合やその他の ASEM 関連会合への参加，アジア欧州財団（ASEF）との継続した協力等を通じ，両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

１（１）日 EU 首脳会談を３回にわたり実施（５月３日，７月 15 日，29 年３月 21 日）した。また，６月 23 日の英国の EU 残留／離脱に係る国民投票の結果を受け，日 EU 電話外相会談を実施するとともに，杉山外務事務次官がブリュッセルを訪問し，EU に対し，引き続き EU がグローバル・パワーとして国際社会に貢献し，また，英国の離脱交渉による世界経済への悪影響を最小化するべきとの我が国の立場を伝達すると共に，11 月には日 EU 間で局長級協議を実施し，重ねて我が国の立場を伝達した。
（２）３回にわたる日 EU 首脳会談において日 EU・EPA 及び SPA の早期大枠合意に向け努力することにつき首脳間で一致するとともに，日 EU・SPA については事務レベルにて間断なく交渉を行い，多くの分野について意見が収れんし，残る論点についても前進が見られた。
（３）６月 28 日，EU は「外交安全保障政策に関するグローバル戦略」を対外公表した。アジアとの関係では，欧州の繁栄とアジアの安全保障の間には直接的な繋がりがあるとし，法の支配を尊重しつつ，経済及び安全保障の両面で日本等アジアに対するあらゆる協力・支援を行う旨言及し，日本が進める外交政策と方向性を同じくするものとなった。
２　欧州評議会（CoE）との関係では，11 月に開催された「第５回世界民主主義フォーラム」（於：ストラスブール（フランス））及び同月に開催されたサイバー犯罪に対処するための国際協力促進を目的とした「オクトパス会合 2016」（於：同上）に，専門家を派遣するとともに，財政支援を行

い，例年に続いて日本の支援を表明することができた。また，28 年はオブザーバー国就任 20 周年であったため，記念として東大寺に収蔵されている仏像・仮面の写真展を欧州評議会にて開催した。

３　アジア・欧州間の対話・協力においては，７月にウランバートル（モンゴル）において開催されたアジア欧州会合（ASEM）第 11 回首脳会合に安倍内閣総理大臣が出席し，「20 年のパートナーシップ：これまでの総括と ASEM の将来」，「ASEM の３本柱（政治，経済，社会・文化その他）の強化」をテーマに，有意義な意見交換が行われた。その成果として採択された議長声明では，各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通認識の形成が図られるとともに，海洋安全保障や北朝鮮による核・ミサイル計画及び拉致問題等に関して日本の立場を反映した内容の言及がなされるなど，日本の立場をアジア・欧州の首脳間で共有した。また，首脳会合前日にニース（フランス）で発生したテロ事件や日本人犠牲者を出したダッカ（バングラデシュ）でのテロを断固非難するテロに関する独立した個別の声明が日本の主導により発出され，同分野での日本の存在感を示した。アジア欧州財団（ASEF）との関係では，我が国 ASEF 理事が ASEF 活動に深く関与できる執行委員会のメンバーとなり，アジア・欧州間の協力と理解の促進に貢献した。また，日本が，ASEM 第 13 回外相会合（29 年 11 月開催予定）の議長国であるミャンマーとの共催で，日本から観光専門家を派遣し，29 年２月にヤンゴンで開催した ASEM 観光促進講演会には，ミャンマー政府関係者や同地の外交団等 100 名超が出席し，アジア・欧州間の観光客の更なる増大のための取組促進に貢献した。

29 年度

年度目標

１　EU との関係では，関連省庁・部局と連携し，以下を実施する。

（１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう，日 EU 間の主要課題，懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し我が国の立場や要望事項（離脱における予見可能性・透明性の担保）を EU 側にも働きかける。

（２）日 EU・EPA の大枠合意に向けた交渉と並行して，日 EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉の早期妥結に向け，上記（１）での政治対話の場で大枠合意できるよう，実務者会合にて協議を重ね，残る論点について進展を図る。開発協力における日 EU 連携，EU の CSDP（共通安全保障防衛政策）との連携強化等の具体的な協力が進展するよう努める。

２　アジア・欧州間の対話・協力においては，ASEM 第 13 回外相会合等への参加，アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力等を通じ，両地域間の協力と理解の増進のために，引き続き積極的に関与していく。

３　アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会（CoE）の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係の強化を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

１　EU との関係

（１）EU との関係では，第 24 回日 EU 定期首脳協議（７月）を含め，首脳会談を２回（右に加え５月のＧ７タオルミーナ・サミット），外相会談を２回（４月及び９月）実施し，この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。これらの会談の中で，アジア及び欧州等における地域情勢，グローバルな課題への対応につき緊密な意見交換を行った。英国の EU 離脱に関しては，国際社会の平和と安定，世界経済，企業活動等に様々な影響が生じ得ることを踏まえ，透明性及び予見可能性に配慮するよう要請した。更に，９月には，北朝鮮の核実験を受け，日 EU 外相電話会談を行い，北朝鮮問題に関して日 EU で緊密に連携していくことで一致した。

（２）日 EU・EPA 及び SPA について，７月の第 24 回日 EU 定期首脳協議の際に大枠合意し，EPA 交渉については 12 月，SPA 交渉については 30 年２月に合意した。

２　アジア・欧州間の対話・協力

29 年度は，11 月に実施された ASEM 第 13 回外相会合及びその準備会合である計３回の高級実務者会合が開催され，外相会合には中根外務副大臣が出席した。今次 ASEM 外相会合ではアジアと欧州の連結性が大きなテーマとなり，日本政府は，連結性に係る作業部会のアジア側共同議長を中国と共に務めた。また，アジア欧州財団のインフルエンザ対策事業の枠組みにおいて，29 年度中に韓国（６月）及びベトナム（９月）でリスク・コミュニケーションに係るセミナーを共催した他，ジャカルタでは観光に関するセミナーを共催し，インフラ面での議論のみならず人的交流面や危機管理面でも ASEM の連結性に係る議論に貢献した。また，安全保障面においても，厳しさを増すアジアの安全保障環境を踏まえ，ASEM における北朝鮮等の重大な地域情勢に関する議論を主導した。

３　CoE との関係

CoE との関係では，ウクライナ国内避難民（IDP）支援のためのサマースクール（８月，於：同国西部），IDP 支援国際フォーラム（10 月，キエフ），及び外国から資金提供を受ける NGO 等組織に関する国際基準策定について議論するラウンドテーブル（10 月，於：ヴェネツィア）に対し財政支援を行った。

測定指標１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（--年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し，国際社会における法の支配を促進するため，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下，NATO 及び OSCE との関係を強化する。

28 年度

年度目標

１　NATO

（１）日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づき，防衛省等と連携し，以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア　ジェンダーの分野における協力

イ　新規安全保障課題の分野における協力

ウ　海洋安全保障の分野における協力

エ　NATO の各種演習への参加

（２）NATO 幹部の招へい等を行い，知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

２　OSCE

OSCE 特別監視団（SMM）への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

１　12 月に NATO 本部で行われた「アジア・太平洋地域における重要安全保障会合」に在ベルギー日本大使館及び防衛省から参加し，日本の防衛能力構築支援の取組を発信した。また，女性自衛官の NATO への派遣を継続するとともに，12 月にスクールマン NATO 女性・平和・安全保障問題担当特別代表の国際女性会議 WAW!への参加のための訪日を実現し,NATO のジェンダーに関する取組を日本国内及び海外に対して発信する機会を設けるとともに，同分野に係る意見交換を実施した。NATO の各種演習への参加として，11 月にモンテネグロで実施された人道支援・災害救援の演習及び 11 月にエストニアで実施されたサイバー演習に，日本からもオブザーバー参加し，同分野での協力を進めた。海洋安全保障についても，協力の進展につき事務レベルの議論を継続した。

２　27 年８月から引き続き，パートナー国の中で唯一 OSCE 特別監視団（SMM）（於：ウクライナ）への専門家派遣を継続するとともに，９月のベラルーシ議会選挙及び 10 月のジョージア議会選挙に OSCE 選挙監視団の要員をそれぞれ派遣し，OSCE の活動に対する日本の貢献を示した。12 月にはハンブルク（ドイツ）で開催された第 23 回 OSCE 外相理事会に岸外務副大臣が出席し，日本としての OSCE との協力推進の意思を示すとともに，欧米各国の外相級が集まる中，テロ，難民・移民問題，ウクライナ情勢，北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題，東シナ海・南シナ海情勢の現状と対応及び法の支配の貫徹等について発言し，OSCE 及び加盟国とともに国際社会の平和と安定に向け取り組む強い決意を表明し，日本としての存在感を示した。また，特に SMM への派遣について，この第 23 回 OSCE 外相理事会の機会にザニエル事務総長より岸外務副大臣に対し感謝の意が示された。

29 年度

年度目標

１　NATO

（１）日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき，防衛省等と連携し，以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア　ジェンダーの分野における協力

NATO 本部への要員派遣の継続

イ　新規安全保障課題の分野における協力

サイバー演習への本参加，サイバー分野における協力強化

ウ　海洋安全保障の分野における協力
NATO 海上司令部(MARCOM)への連絡官派遣の実現
エ　NATO の各種演習への参加
（２） アジアの安保情勢がますます深刻化する中で，アジアにおけるさらなる NATO のプレゼンス強化を図るため，ハイレベルの要人訪日等を実現する。
（３）NATO 幹部の招へい等を行い，知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。
２　OSCE
（１）OSCE 特別監視団（SMM）への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。
（２）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により，国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績
１　NATO
（１）日 NATO 協力
ア　ジェンダーの分野における協力
５月末に NATO 本部で行われた NATO ジェンダー視点委員会年次会合に参加し，各国代表と同分野に係る意見交換を実施した。また，７月から NATO 本部に二代目となる女性自衛官を派遣し，同分野への貢献を継続している。
イ　新規安全保障課題の分野における協力
エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター（CCDCOE）への我が国の参加意向表明等，サイバー分野における日 NATO 協力を強化している。
ウ　海洋安全保障の分野における協力
英国にある NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡官派遣の意向を表明するとともに，同分野の協力の進展につき事務レベルの議論を継続した。
エ　NATO の各種演習への参加
９月にボスニア・ヘルツェゴビナで実施された人道支援・災害救援の演習に，日本からオブザーバー参加し，同分野での協力を進めた。
（２）ハイレベル要人訪日
７月に安倍内閣総理大臣が NATO 本部を訪問,10 月にはストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日し，安倍内閣総理大臣及び河野外務大臣等と会談するなど，ハイレベルによる対話が続いた。NATO 事務総長訪日の際には，日 NATO 間で，北朝鮮の核・弾道ミサイル計画を放棄するよう決定的な圧力を加えるための更なる努力を行うこと及び拉致問題の解決を要求し，南シナ海・東シナ海の状況を懸念する内容の共同プレス声明を発出した。
（３）人的交流の深化
５月には，東京において日 NATO 高級事務レベル協議を開催し，日欧の安全保障政策等に関する意見交換を行ったほか，６月にメルシエ変革連合軍最高司令官が岸外務副大臣を表敬し，日 NATO 間の連携強化及びアジアの地域情勢等について意見交換を行った。
２　OSCE
（１）日 OSCE 関係の推進
４月から OSCE 特別監視団（SMM）（於：ウクライナ）に二代目の専門家として報告官（ウクライナ東部情勢の分析及び報告）を派遣するとともに，４月のアルメニア議会選挙，６月のアルバニア議会選挙及び 10 月のキルギス大統領選挙のための OSCE 選挙監視団に要員をそれぞれ派遣し，OSCE の活動に対する日本の貢献を示した。12 月にはウィーン（オーストリア）で開催された第 24 回 OSCE 外相理事会に中根外務副大臣が出席し，欧米各国の外相級が集まる中，自由で開かれたインド太平洋戦略，北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題，ウクライナ情勢，法の支配の貫徹等について発言し，最も歴史あるパートナー国として，OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し，日本の存在感を示した。30 年２月には，河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて OSCE 事務局本部を訪問し，グレミンガーOSCE 事務総長より日本の人的・財政的貢献は OSCE に対する重要な貢献となっており，中央アジアやウクライナ等の安定に寄与しているとの認識が示された。
（２）国際社会の平和と安定への貢献
29 年度は OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の国境管理等のプロジェクトに拠出し，同地域の平和及び安定に貢献している。

測定指標１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州各国との法的枠組みの整備を通じ，欧州各国との関係を強化する。

28 年度

年度目標

１　社会保障協定については，ルクセンブルク及びイタリアと早期発効に向け，締結手続を進める。また，チェコとの協定の改正交渉は，早期の妥結を目指し，協議を進める。さらに，スウェーデン及びスロバキアとの早期妥結を目指す。

２　租税協定については，スロベニアとの租税条約の署名を実施する。またベルギーとの租税条約（改正）の早期妥結を目指す。さらにノルウェーとの税関相互支援協定の発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　社会保障協定については，スロバキア（新規協定）及びチェコとの改正議定書について，それぞれ 29 年１月及び２月に署名し，３月に国会へ提出した。特に，チェコについては，29 年１月に岸田外務大臣のチェコ訪問の際に両外相間で社会保障協定の改正に合意したことを歓迎するなど，二国間関係の進展につながった。スウェーデンについては，６月に第２回政府間交渉を実施した。ルクセンブルク及びイタリアについては，発効に向けて当局間協議等を実施した。

２　租税条約（協定）については，ドイツとの協定は 10 月に発効し，スロベニア，ベルギー（改正），ラトビア及びオーストリア（改正）との条約について妥結・署名し，29 年３月に国会提出した。また，リトアニアとの租税条約については，12 月に実質合意に至った。ノルウェーとの税関相互支援協定については，６月に署名し，９月に発効した。

３　乗客予約記録（PNR）協定については，４月に EU とスイスとの間で，また 11 月には EU との間で非公式協議を行い，PNR に関する法的枠組みの構築に向けて議論を進めた。

４　刑事共助協定（MLAT）については，EU との間で附属書に関し，行政改変に伴う関係機関名の変更等，実態に即した修正を行った。

５　航空協定については，９月に日・オランダ航空協定の付表の修正を行った。今回の修正は，我が国が進めているオープンスカイ政策や関係航空会社等の要望を踏まえつつ，両国の指定航空企業が運営できる路線を可能な限り拡大・自由化することを目的とするものであり，具体的には，日本側及びオランダ側指定航空企業による運輸権の自由化，オランダ側指定航空企業による運輸権の拡大等を実現するものである。また，日・ルクセンブルク間では，27 年 12 月の日・ルクセンブルク首脳会談において安倍内閣総理大臣より協定締結の可能性を事務レベルで議論させたいと述べ，ベッテル首相から高い評価が示されたことを踏まえ，６月，第１回目の非公式協議を開催し，協議の継続を確認した。

29 年度

年度目標

１　社会保障協定については，ルクセンブルク及びイタリアとの協定の早期発効に向け，締結手続を進める。チェコ（改正）及びスロバキアについては，早期に国会承認を得，発効に向けて当局間協議等を進める。また，スウェーデン及びフィンランドとの間で交渉会合を実施し，早期妥結を目指す。

２　租税条約（協定）については，スロベニア，ベルギー（改正），ラトビア及びオーストリア（改正）について，発効に向けての手続を速やかに進める。また，リトアニアについて早期の署名を目指す。エストニア，デンマーク（改正），スペイン（改正）及びアイスランドについても交渉を進め，早期の妥結及び署名を目指す。

３　乗客予約記録（PNR）協定については，早期の法的枠組みの構築を目指し，EU 及びスイスとの間で協議を進める。

４　航空協定については，スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に向け，国土交通省と連携しつつ，早期改正を目指す。また，クロアチア，チェコ及びルクセンブルクとの航空協定については，正式交渉の開始も視野に入れつつ，航空当局間の非公式協議の促進を側面的に支援する。

施策の進捗状況・実績

１　社会保障協定

７月に日フィンランド社会保障協定第１回政府間交渉，10 月に日スウェーデン社会保障協定第３

回政府間交渉を実施し，大きな進展が見られた。８月１日，日ルクセンブルク社会保障協定が発効し，日チェコ社会保障協定改正議定書についても，発効に向けた準備が進んでいる。イタリア及びスロバキアとは，協定の早期発効に向けて当局間での調整が進んでいる。

２　租税条約（協定）

目標に挙げていた交渉のうち，５月に，エストニア，デンマーク（改正），アイスランド，30年２月にスペイン（改正）について妥結したのに加え，30年３月にクロアチアとの租税条約交渉も妥結した。エストニア（８月），デンマーク（10月），アイスランド（30年１月）については署名を経て，29年７月に署名したリトアニア租税条約とあわせて，30年通常国会に提出した。ラトビア，スロベニアについてはそれぞれ７月と８月に発効した。ベルギー，オーストリアについては所要の国内手続を了し，相手国の国内手続中である。

３　PNR情報の活用に関する日EU間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。

４　航空協定

スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し，ポーランドとは調整を進め，スペインとは内容面で合意に至った。また，クロアチア及びチェコとの航空協定については，第１回正式交渉の開催に向け，６月にそれぞれ当局間非公式協議を実施した。ルクセンブルクとの航空協定については，６月に第２回，10月に第３回非公式協議を開催し，10月に当局間での取決めを更新するに至った。

５　航空安全協定（BASA）

EUとの間の航空安全協定（BASA）については，７月にブリュッセルでの非公式協議を経て，11月に第１回政府間交渉を東京にて，30年１月に第２回政府間交渉がブリュッセルにて開催された。

測定指標１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（--年度）

知的・人的交流の促進を通じて，基本的価値を共有する欧州との間で，共通の課題に対する認識や協力意識を醸成し，多様なチャネルでの関係強化を図る。

28年度

年度目標

１　招へい

（１）政府関係者，有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ，対日理解を促進させる。

（２）MIRAIプログラム（注）を通じ，欧州等各国から将来有望な優秀な学生を招へいし，日本人学生との知的交流事業を実施する。

（注）外務省が推進する対日理解促進交流プログラムの一環として欧州各国から訪日招へいするもの。27年12月が初めての実施となり，被招へい者は訪日中及び訪日後に本プログラムでの経験についてSNS等を通じ対外発信することが期待されている。

２　派遣

日本人有識者の欧州派遣を通じ，派遣国現地の対日理解を促進するとともに，被派遣者の欧州に対する見識を深める。

３　シンポジウム等の開催

欧州現地及び我が国でのシンポジウム等の開催を通じ，相互理解の基盤を構築するとともに，我が国の対欧州政策に資する機会とする。

施策の進捗状況・実績

１（１）有識者，メディア関係者，議会関係者等，計68名を招へいし，政府関係者や日本人有識者等との意見交換を通じた対日理解の促進を後押しした。

（２）９月及び12月に欧州各国の大学から計150名の大学生・大学院生をMIRAIプログラムで招へいし，有識者による講義及び日本人学生との討論の場を設けるとともに，外務省の職員との意見交換を実施した。また，参加者は都内視察の他，広島や京都において歴史的・文化的施設を訪問した。参加者によるアンケートの結果では，90%以上が本プログラムに満足するとともに日本に対する理解が深まった旨回答した。また，参加者により，日本の魅力や本プログラムの感想について，SNSを通じ340件を超える発信がなされた。

２　８名の有識者を講師として欧州諸国に派遣し，国際秩序，中国社会・経済，アフリカ開発協力等

のテーマに基づいて日本のこれまでの国際社会に対する貢献や政策・立場について発信を行い，対日理解の促進に資するものとなった。
３　欧州の主要シンクタンク等を支援する形で 22 件の日本関連シンポジウム等を実施し，政府関係者及び第三者（我が国及び各国有識者）から我が国の立場や問題意識に関する発信を行った。また，日本国内においては，欧州有識者が参加する日欧安全保障をテーマとした講演会の開催や，また，米大統領選の結果を踏まえた日米欧協力をテーマとする日欧有識者によるシンポジウム等の実施を通じて，日欧の情勢認識の共有と今後の連携のあり方について議論を行った。

29 年度
年度目標
１　招へい
（１）政府関係者，有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ，対日理解を促進させる。
（２）MIRAI プログラムの実施により，欧州等各国から将来有望な学生を日本に招へいし，対日理解を促進させ，知日派・親日派を育成する。
２　派遣
日本人有識者の欧州派遣を通じ，派遣国の対日理解を促進するとともに，被派遣者の欧州に対する見識を深める。その際，事前広報に一層力を入れ，より多くの聴衆の参加を得られるよう努める。
３　シンポジウム等の開催
欧州全体への影響力を有する各国の主要シンクタンク等との連携によるシンポジウム・セミナー等の実施を通して，我が国の政策・立場を発信し，日欧間の相互理解の基盤を構築するとともに，我が国の対欧州政策推進に資する機会とする。

施策の進捗状況・実績
１　招へい
（１）招へい
政府関係者，有識者及びメディア関係者等，計 70 名を招へいし，日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに，日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。
（２）MIRAI プログラム
10 月及び 12 月に欧州各国から計 165 名の大学生・大学院生を，30 年３月に 20 名の若手社会人を招へいし，有識者による講義，日本人学生との交流，企業訪問や行政官との意見交換等を実施した。また，参加者は都内視察の他，広島や京都において歴史的・文化的施設を訪問し，対日理解促進及び知日派・親日派育成に貢献した。
２　派遣
６名の日本人有識者を講師として，世界的に発信力の高い英仏独を中心とする欧州諸国に派遣した。39 回の講演会に加え，個別の面談などにより，国際秩序，法の支配，日米欧協力，東アジア情勢，アベノミクス等について，日本の政策，取組や貢献，また地域情勢にかかる日本の見解等を発信し，欧州での理解を促すとともに，日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また，講演会への参加者を確保するために，早めの広報媒体の準備及び広報を行うべく，講師及び講演先に協力を求めてきたこともあり，全体で 1,500 人以上の聴衆（前年度は同 1,400 人以上）に直接発信することができた。
３　シンポジウム等
欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら法の支配に基づく国際秩序などをテーマに 23 件のセミナー等，また日本国内においては，「不確実性」時代における国際秩序と日欧協力をテーマとする日欧有識者によるシンポジウム等を実施した。政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する我が国の立場や問題意識に関する発信を行い，基本的価値を共有する日欧が安全保障や法の支配などの観点から協力していくことの重要性について，欧州政策コミュニティの認識を促すことができた。

測定指標１－５　欧州地域との協議，対話等の進展
注：③及び④のセミナー，シンポジウムの開催は 27 年度で終了し，同目標は 28 年度をもって設定を終了した。

①政治・安保分野における協議・対話の実施回数	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値

（日本側・欧州側共に政務官レベル以上） ②シンポジウム，セミナー等の開催回数（日本外務省主催，拠出事業） ③日EU政策策定者セミナー参加者数（日本外務省共催） ④日EUシンポジウム参加者数（日本外務省共催）	－	① 5 ② 3 ③50 ④50	① 7 ②23 ③ 0 ④ 0	① 9 ② 16	①10 ②24

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
欧州連合（EU）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html）
北大西洋条約機構（NATO）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html）
欧州安全保障協力機構（OSCE）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/index.html）
MIRAIプログラム
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page24_000530.html）

個別分野 ２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進
注：29 年度から中・東欧地域については新たに個別分野３を設定

施策の概要
１　西欧諸国との対話を継続・促進する。
２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
３　人的・知的交流，民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）
・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標２－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）
英国の EU 離脱や欧州主要国における選挙も踏まえつつ，二国間の懸案事項を解決し，また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため，可能な限り多くの政府ハイレベルとの対話を実施する。

28 年度
年度目標
１　政府ハイレベル間の頻繁な会談，並びに新たに発生した重要案件について対応方針を迅速に確認するための電話会談を維持するとともに，こうした会談等を通じ関係国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。
（１）英国
安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話の機会及び具体的協力を強化するとともに，Ｇ７議長国として，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。
（２）フランス
安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話の機会及び具体的協力を強化するとともに，Ｇ７議長国として，積極的に気候変動等，国際的課題に対処するため協力を推進する。
（３）イタリア
28 年の外交関係樹立 150 周年記念行事等を通じ，二国間協力を強化するとともに，Ｇ７議長国として，明年Ｇ７議長国を引き継ぐイタリアと緊密に連携しつつ，国際的課題に対処するための協力を推進する。
（４）北欧・バルト８か国（NB８）諸国
北欧・バルト８か国（NB８）との間で，NB８＋日本の枠組みの下，政府間・専門家間の対話を通じて協力の推進に努めるとともに，各国との二国間関係の強化にも努める。
２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　招へいスキームを活用し，要人等の招へいを実現するとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに，高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。
５　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績
１　要人往来や各種国際会議の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベルの対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。
（１）英国については，５月の安倍内閣総理大臣の英国訪問に際してキャメロン首相と首脳会談を行い，Ｇ７伊勢志摩サミットに向けた緊密な連携を確認した。また，同月，伊勢志摩サミット出席のため訪日したキャメロン首相と再度首脳会談を行い，日 EU・EPA の早期締結に向けた緊密な連携等を確認した。６月，英国の EU 離脱の是非を問う国民投票において離脱支持が過半数を占めたことを受け，首脳電話会談及び外相電話会談を実施し，日系企業へ悪影響が出ないよう適切な対応を要請した。７月のメイ新政権の成立後には，同月に首脳電話会談及び外相電話会談を実施し，英国の EU 離脱問題に対して我が国としても重大な関心を持っていることを改めて伝達するとともに，日英関係の重要性について再確認した。９月には，中国・杭州でのＧ20 サミットに際して，安倍内閣総

理大臣とメイ首相の初の対面での立ち話を行ったのに続いて，同月の国連総会の機会には，メイ首相との初の日英首脳会談を行い，安保・防衛協力を推進していくことで一致し，翌 10 月の英戦闘機タイフーン部隊の来日に際する日英共同訓練の実施に歓迎の意を表明した。さらに，９月の北朝鮮による核実験を受け，日英豪外相電話会談を実施して緊密な連携を確認し，国連総会の機会には，日英外相会談を実施し，チュニジアにおける国境管理能力向上のための支援を連携して実施していくことで一致した。29 年２月には，ドイツ・ボンでのG20 外相会合の機会に日英外相会談を実施し，インドネシアの法執行機関に対する暴力的過激主義対策に係る研修を共同で実施する等，日英間で安保・防衛協力を進めることで一致した。

（２）フランスについては，４月にＧ７広島外相会合出席のため訪日したエロー外相と東京で外相会談を行い，安保・防衛，経済，民生原子力，アフリカ等の分野や気候変動等の地球規模課題への対処に協力していくことを確認した。５月には安倍内閣総理大臣がフランスを訪問し，オランド大統領との首脳会談を実施し，Ｇ７伊勢志摩サミットに向けた緊密な協力を確認した。７月，ニース（フランス）で発生したテロ事件を受け，岸田外務大臣は在京フランス大使館を訪問して弔問記帳を行い，駐日フランス大使に哀悼の意を表明するとともに，日本はフランスと連帯してテロに対峙するとの立場を伝達した。９月の北朝鮮による核実験を受け，外相電話会談を実施し，安保理を含む国際社会において北朝鮮の核開発を巡る諸問題について緊密に協力していくことを確認した。29 年１月，フランスにおいて日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）を実施し，ACSA の交渉開始，防衛装備品・技術協力に関する具体的な協力案件を推進すること等で一致した。同年３月，安倍内閣総理大臣がパリを訪問して日仏首脳会談を実施し，オランド大統領との間で飛躍的に発展した日仏関係を総括した。

（３）イタリアについては，４月，Ｇ７広島外相会合出席のために訪日したジェンティローニ外相と外相会談を実施し，テロ対策や安保・防衛分野における協力を強化していくことで一致した。５月には安倍内閣総理大臣がレンツィ首相の地元フィレンツェを訪問して首脳会談を実施し，28 年が日伊国交 150 周年に当たることも踏まえ，政治，安保，経済，文化等の様々な分野で二国間関係を一層発展させていくことで一致し，Ｇ７伊勢志摩サミットに向けた緊密な連携を確認した。７月，ダッカでのテロ事件で日伊両国国民が犠牲となったことを受け，首脳電話会談及び外相電話会談を実施し，国際社会のテロ対策の取組を協力して主導していくことを確認した。９月の北朝鮮による核実験を受け，外相電話会談を実施し，28 年及び 29 年それぞれのＧ７議長国として，また共に安保理非常任理事国として，緊密に協力していくことで一致した。12 月末のジェンティローニ政権の成立後，29 年１月，首脳電話会談を実施し，新旧Ｇ７議長間で連携して，北朝鮮への対応を含め国際社会の取組をリードしていくことを確認した。29 年３月，安倍内閣総理大臣がローマを訪問して首脳会談を実施し，同年のＧ７タオルミーナ・サミットに向け，ジェンティローニ首相との間で新旧議長間の緊密な連携を確認した。

（４）NB８諸国については，４月，安倍内閣総理大臣は訪日したロイヴァス・エストニア首相との間で首脳会談を行い，NB８＋日本の枠組みでの協力を推進していくことで一致し，日エストニア間のサイバーセキュリティー等の分野における協力の推進を確認した。10 月，ブレンデ・ノルウェー外相が訪日して岸田外務大臣と外相会談を実施し，捕鯨や北極等の分野での緊密な連携を確認した。

２　議会間・議員間においては，以下のとおり活発な議員交流が行われ，外務省はその円滑な実施を支援した。

９月，Ｇ７下院議長会議出席のため英仏伊各国から下院議長が訪日したほか，７月には衆議院議院運営委員会がポルトガルを訪問するなど，数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。また，招へいも活発に行われ，29 年３月にはブラッケ・ベルギー下院議長が衆議院議長招へいにより訪日し，安倍内閣総理大臣表敬等を行った。

３　招へいスキームについては，閣僚級招へいで，29 年１月，ギャラガー・バチカン外務長官が訪日し，外相会談の際に，岸田外務大臣から改めてフランシスコ法王の訪日を招請するとととともに，平和や「核兵器のない世界」の実現等の人類共通の課題について協力を確認した。

29 年１月，ソーシャルメディア招へいでデイリー・テレグラフ紙（英国）副編集長を招へいし，外務省からのブリーフィングに基づいた記事が執筆される等の成果があった。

４　29 年１月，日仏外務防衛閣僚会合「２＋２」に際し，両国外務・防衛閣僚間で「共同発表」を作成し，安保・防衛分野における協力を推進していくことで一致した。

５　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国については，29 年１月，岸田外務大臣が外務大臣としては 26 年ぶり２回目となるアイルランドを訪問し，英国の EU 離脱に関する緊密な連携，日 EU・EPA の早期妥結に向けた協力，「核兵器のない世界」に向けた緊密な協力等を確認した。同月には，滝沢外務大臣政務官が大臣政務官レベル以上のものとしては 10 年ぶり２回目となるモナコ

を訪問し，安保理改革の実現に向けた協力等について意見交換を行った。未訪問国については，28年度の訪問は実現しなかった。

29 年度

年度目標

１　英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で，電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し，相手国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱交渉において，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。

（２）フランス

５月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また，安全保障・防衛分野において，引き続きハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（３）イタリア

安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，Ｇ７議長国であるイタリアと緊密に連携しつつ，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国を始めこれまで政府レベルの対話の実績が少ない国々に対しても，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　招へいスキームを活用し，要人等の招へいを実現するとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに，高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。

５　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

１　協力関係の促進

（１） 英国

４月，安倍内閣総理大臣は英国を訪問し，英国首相公式別荘（通称「チェッカーズ」，メイ首相就任後同公式別荘に招かれる初の外国首脳）でメイ首相との間で日英首脳会談を実施し，国際社会における自由貿易の推進や EU 離脱後の日英経済関係の維持･強化等のために協力を強化していくことで一致した。８月には公賓としてメイ首相が訪日して安倍内閣総理大臣と首脳会談を実施し，「日英共同ビジョン声明」，「安全保障協力に関する日英共同宣言」，「繁栄協力に関する日英共同宣言」及び「北朝鮮に関する共同声明」を発出し，安全保障，経済パートナーシップ，世界の繁栄・成長を柱に，日英協力を更なる高みに引き上げていくことで一致した。

外相レベルでも，７月にジョンソン外務・英連邦相が訪日して岸田外務大臣と第６回日英外相戦略対話を実施した。12 月には河野外務大臣が英国を訪問して第３回日英外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）を実施し，共同声明の発出及び外交・安全保障面での中長期的な日英間の取組を記載した行動計画の策定を行うとともに，北朝鮮に対する圧力最大化や，自由で開かれたインド太平洋の実現に向け緊密に協力していくことで一致した。

そのほか，電話会談を含め首脳・外相レベルの会談を計 12 回実施し，一連の会談等に際し，日本側から EU 離脱交渉において日系企業への悪影響を最小限とするよう透明性･予見可能性への配慮を一貫して要請したのに対し，先方からは，日本企業の声に耳を傾け円滑で秩序立った移行を実現していくとの説明があった。例えば，現地日系企業の声に耳を傾ける機会として，30 年２月には，日本側からの要請を踏まえ，メイ首相が現地日系企業を招待しビジネスラウンドテーブルを主催した。

また，５月及び６月には英国におけるテロ事件を受けて安倍内閣総理大臣及び岸田外務大臣からお見舞いの書簡を迅速に発出したほか，８月の北朝鮮によるミサイル発射の際には，前述の「北朝鮮に関する共同声明」を首脳間で発出するなど，北朝鮮問題に対する連携を確認した。

（２） フランス

５月のマクロン新大統領の就任後，直ちに首脳電話会談を実施して，日仏関係の重要性を改めて確認した。更に，５月のＧ７タオルミーナ・サミットの機会にマクロン大統領と初の首脳会談を実施し，ジャポニスム 2018 や気候変動対策に向けた協力を改めて確認するとともに，演習「ジャンヌ・ダルク」の一環として訪日した仏海軍艦隊との日仏英米による初の共同訓練を歓迎し，安全保障・防衛分野における協力を更に強化していくことで一致した。

外相レベルでも，ル・ドリアン欧州・外務相の就任直後の５月には外相電話会談，９月の国連総会に際しては初の外相会談を実施し，北朝鮮に対する圧力強化や日仏安全保障・防衛協力の重要性について一致した。更に，30 年１月には第４回日仏「２＋２」を実施して共同発表を発出し，日仏物品・役務相互提供協定（ACSA）の大枠合意を確認するとともに，仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」の日本寄港に際する共同訓練の実施等の安全保障・防衛協力の具体化や北朝鮮に対する圧力最大化のための緊密な連携，自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた緊密な協力等で一致した。

９月には北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を行い北朝鮮問題に対する連携を確認した。

（３） イタリア

４月，Ｇ７ルッカ外相会合の機会に日伊外相会談を実施し，新旧Ｇ７議長国として国際社会の諸課題に対し緊密に連携して対応していくことを確認した。５月には，訪日したピノッティ国防相と岸田外務大臣との間で，日伊防衛装備品・技術移転協定に署名した。９月には，北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を実施し，イタリアがＧ７議長国及び国連安保理北朝鮮制裁委員会議長を務めていることを踏まえ，北朝鮮に対する圧力最大化のため緊密に協力していくことを確認した。

（４） その他

４月，フェリペ６世スペイン国王王妃両陛下が国賓として訪日した際に，ワーキング・ホリデー制度に関する協定を含む７本の協力文書が署名されたほか，同行して訪日したダスティス外相との間で外相会談が行われた。６月，我が国皇太子殿下が外交関係樹立 150 周年を迎えたデンマークを訪問し，10 月にはフレデリック・デンマーク皇太子同妃両殿下が公式実務訪問賓客として訪日した。皇室・王室による相互訪問を通じて，外交関係樹立 150 周年の機会に，両国国民間の相互理解が一層深まった。11 月，外交関係樹立 90 周年を記念してアンリ・ルクセンブルク大公同妃両殿下が国賓として訪日した際に，宇宙，フィンテック等の分野における複数の協力文書が署名されたほか，同行して訪日したアセルボーン外相との間で外相会談が実施された。

２　議会間，議員間交流

９月，デンマーク自治領フェロー諸島の議員団が訪日して河野外務大臣を表敬し，捕鯨分野や日・フェロー諸島間の経済関係の更なる強化のために協力していくことを確認した。また，10 月にはデンマーク議会外交委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し，議員交流を通じた日デンマーク関係の一層の強化を確認した。

３　招へい

閣僚級招へいの枠組みで 30 年１月にはデ・コスペダル・スペイン国防相が，30 年２月にはベルグマニス・ラトビア国防相が訪日した。それぞれ河野外務大臣と会談し，安全保障・防衛分野における協力強化を確認するとともに，北朝鮮に対する圧力強化のために緊密に連携していくことで一致した。また，30 年３月にはドナー・オランダ国家諮問評議会副議長が訪日し，国際司法裁判所（ICJ）や 2025 年万博に係る国際選挙支持要請を実施するとともに，北朝鮮に対する圧力強化の必要性を働きかけた。

４　合意文書等

英国との関係では，８月のメイ首相訪日時の日英首脳会談では前述のとおり４つの合意文書を発出したほか，12 月の第３回日英「２＋２」に際しては共同声明及び中長期的な日英間の具体的な取組を記載した行動計画を策定した。フランスとの間でも，30 年１月の第４回日仏「２＋２」に際し，共同訓練の実施や防衛装備・技術協力等の日仏間の安全保障・防衛分野における具体的協力に関する共同発表を発出した。

５　未訪問国等

５月，安倍内閣総理大臣が，我が国総理大臣として初めてマルタを訪問し，二国間関係の更なる強化や海洋における法の支配の徹底等のために協力を強化していくことで一致し，マルタが EU 議長国を務めていたことも踏まえ，日 EU・EPA の早期妥結に向け引き続き緊密に協力していくことを確認した。７月には，G20 ハンブルク・サミット出席に際してノルウェーと首脳会談を実施し，北

極，捕鯨，女性の活躍，イノベーション等の分野における協力強化を確認したほか，スウェーデン，フィンランド，デンマークを訪問して各国首脳との首脳会談等を実施し，北朝鮮に対する圧力強化の重要性や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化の重要性で一致した。更に 30 年１月には我が国総理大臣として初めてエストニア，ラトビア，リトアニアを訪問し，「日バルト協力対話」の立ち上げや，経済ミッションを伴って訪問したことを受けた経済面における更なる関係強化等についてバルト三国首脳と一致した。

測定指標２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

二国間の懸案事項を解決するとともに，英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の共通の諸課題に関して協力・連携するため，更なる政策調整・協力を進展させる。

28 年度

年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

１　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

２　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

３　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級において，政治，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

４　NB８

NB８諸国との間で，「NB８＋日本」の枠組みを通じた対話・協力を促進するとともに，各国との二国間関係の強化にも努める。

施策の進捗状況・実績

１　英国との関係では，政務局長協議，PM 協議，サイバー協議等を実施し，10 月のタイフーン戦闘機部隊の訪日に際する自衛隊との共同訓練の実施や途上国の能力構築支援における連携等の安保・防衛分野を始めとして，幅広い分野においてハイレベルの合意事項が具体化された。また，様々な機会を捉え，英国の EU 離脱に関する日本政府タスクフォースが策定した英国及び EU に対する我が国のメッセージを英国及び EU 各国に伝達した。

２　フランスとの関係では，政務局長協議，国際法局長協議，PM 協議，サイバー協議，科学技術合同委員会，包括的宇宙対話等を実施し，「特別なパートナーシップ」促進のための具体的協力のフォローアップが行われた。

３　イタリアとの関係では，政務局長協議等を実施したほか，日本・イタリア国交 150 周年の枠組みで首脳間で合意した「日本仏像展」等を実施した。安保・防衛協力分野においては，防衛装備品・技術協力に向けた予備的な協議を実施し，防衛装備品・技術移転協定締結に向けた交渉を開始した。

４　NB８諸国とは，29 年３月，東京においてイノベーションに関する「NB８＋日本」会合を開催し，各国の科学技術政策や NB８と日本の間での研究者間の人材交流・共同研究をテーマに意見交換を実施した。

29 年度

年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

１　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。また，EU 離脱交渉において，日系企業への悪

影響を最小限とするよう働きかけを行う。
２　フランス
５月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また，首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。
３　イタリア
首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級において，政治，安全保障，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。
４　その他
北欧・バルト諸国を始めとする政府レベルでの対話の実績が少ない国々に対しても，首脳・外相レベルの緊密な連携構築を図り，事務レベルでも政治，安全保障，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

施策の進捗状況・実績
１　英国
政務局長協議，PM 協議，テロ対策協議等を実施し，ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。特に，日英 ACSA が８月に発効したほか，６月にはアンゴラにおける地雷除去に関する日英連携が実現し，30 年２月にはブルネイにおいて日英共催 ASEAN 諸国向けサイバー・ワークショップを開催するなど，第三国における安全保障・防衛分野における日英連携が更に進展した。また，様々な機会を捉え，英国の EU 離脱に関して我が国の考え方を英国及び EU 各国に伝達するとともに，11 月に第１回日英貿易・投資作業部会を開催し，英国の EU 離脱交渉の現状について英側から説明を受けるとともに，今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。
２　フランス
政務局長協議，PM 協議，政策企画協議，原子力エネルギーに関する合同委員会等を開催し，５月に発足したマクロン新政権との関係構築が順調に進んだ。４月から５月にかけて演習「ジャンヌ・ダルク」の一環で訪日した仏海軍艦隊との間で初となる日仏英米による共同訓練を実施したほか，30 年１月には日仏 ACSA に大枠合意し，30 年２月には仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」との共同訓練を実施する等，安全保障・防衛分野における協力を前進させた。
３　イタリア
政務局長協議，アフリカ協議等を実施し，国際社会の諸課題に対処するための連携を確認するとともに，５月には，日伊防衛装備品・技術移転協定の署名を実現した。また，日伊次官級協議の立ち上げに向け，イタリア側との調整を進展させた。
４　その他
30 年２月，戦略的実務者招へいの枠組みでサクス・エストニア外務次官が訪日し，河野外務大臣への表敬や秋葉外務事務次官との協議等を通じ，「日バルト協力対話」の実施等に向け同年１月の安倍内閣総理大臣による同国訪問のフォローアップを実施した。また，日スペイン次官級協議や，ラトビア，ベルギー，オランダ，スウェーデン，アイルランドとの政務協議を実施し，首脳・外相レベルの合意事項のフォローアップを実施した。

測定指標２－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）
シンポジウム等を通じて，民間の人的・知的交流を推進し，二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

28 年度
年度目標
以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。
１　日英 21 世紀委員会
２　日・スペイン・シンポジウム
３　日・バルトセミナー/NB８＋日本セミナー
４　日本ベルギー友好 150 周年及び日本イタリア国交 150 周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績

民間の有識者や経済界，政治家，政府関係者等の参加を得て，有識者会合等を実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。具体的な実績の例は次のとおり。

1　10 月に開催された日英 21 世紀委員会では，最近の日本及び英国の政治経済情勢，英国の EU 離脱，東アジア情勢と日英安保・防衛協力等について，日英両国の有識者等による活発な意見交換がなされ，両国間経済関係強化の方途等について，具体的な提言を行った。

2　４月に静岡で開催された第 18 回日・スペイン・シンポジウムでは，高齢化，観光等の両国が直面する共通の課題について，日スペイン両国を代表する各界の有識者・学者等から観光振興等について的確なインプットが得られた。

3　29 年１月に開催された第９回日・バルトセミナーでは，バルト三国の有識者・政策決定者が来日し，「今後の日・バルト三国関係の展望―政治，経済，人的交流の観点から」のテーマの下，我が国政府関係者・有識者等との活発な意見交換を通じて人的・知的交流を実施した。

4　28 年の日本・ベルギー友好 150 周年及び日本イタリア国交 150 周年の枠組みにおいて，「日本仏像展」（イタリア）や「ブリュッセル・フラワーカーペット」（ベルギー）等を始めとする各種記念事業や，秋篠宮同妃両殿下のイタリア公式御訪問，フィリップ・ベルギー国王王妃両陛下の国賓訪日を始めとする要人往来を通じて，両国間の人的交流が大きく推進された。

29 年度

年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

1　日英 21 世紀委員会

2　日・スペイン・シンポジウム

3　NB８＋日本セミナー

4　日デンマーク外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績

1　日英 21 世紀委員会

９月に第 34 回合同会議を開催し，英国 EU 離脱の現状，将来の日英間の経済関係，日英安全保障・防衛協力，2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等について，日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い，それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され，メイ英国首相及び安倍内閣総理大臣に手交された。

2　日・スペイン・シンポジウム

10 月，「第４次産業革命とグローバル化」とのテーマの下，両国政府・民間企業関係者等が出席して，イノベーションやグローバル化等について活発な議論が行われ，政治・経済・科学技術分野等の取組に関する提言書が発表された。

3　NB８＋日本セミナー

これまで過去９回にわたり，日・バルトセミナーとしてバルト三国のみを対象に実施してきたが，29 年度から，NB８＋日本等の枠組みでバルト三国及び我が国と密接な関係を有する北欧諸国も含む形で，北欧・バルトセミナーとして実施した。30 年１月，北欧・バルト８か国のうち６か国から政府関係者・有識者等の参加を得て，「北欧・バルト諸国を取り巻く安全保障環境」とのテーマの下，活発な意見交換が行われた。

4　日デンマーク外交関係樹立 150 周年

６月の我が国皇太子殿下のデンマーク御訪問，７月の安倍内閣総理大臣夫妻のデンマーク訪問，10 月のフレデリック皇太子同妃両殿下の御訪日（公式実務訪問賓客）等，ハイレベルの要人往来が実現したことに加え，租税条約の署名や記念切手の発効等の様々な取組みもあって，日デンマーク外交関係樹立 150 周年を契機として，様々なレベルにおいて日デンマーク間の友好関係が大きく増進された。

測定指標２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）					
往訪については，総理，外務省政務レベル以上，来訪については，国家元首・政府の長・外相等 ①往訪数	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	①12 ②８	①13 ②10	往来数の他，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較	①20 ②13

②来訪数				等を踏まえた，各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
欧州
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html）
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
第２章　第４節　欧州

個別分野 ３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

注：本個別分野は 29 年度から中・東欧地域を分割し新たに設定。以下の 28 年度分については同年度の関連する「個別分野２　西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進」から転記。

施策の概要

１　政府ハイレベル対話を継続・促進する。
２　事務レベルの対話を継続・促進する。
３　シンポジウム等を通じて人的・知的交流，民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標３－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

英国の EU 離脱や欧州主要国における選挙も踏まえつつ，二国間関係を更に深化させ，また，英国の EU 離脱を始めとする国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため，可能な限りより多くの政府ハイレベル間対話等を実施する。

28 年度

年度目標

１　政府ハイレベル間の頻繁な会談，並びに新たに発生した重要案件について対応方針を迅速に確認するための電話会談を維持するとともに，こうした会談等を通じ関係国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。

（１）ドイツ

ドイツは 27 年のＧ７サミット議長国であり，28 年は日本が引き継ぐ関係にあることから，引き続き緊密に連携しつつ，ウクライナ情勢や東アジア情勢を始めとした地域情勢や軍縮・不拡散等の国際社会の課題に対処するため，積極的に協力を推進する。

（２）ウクライナ

大統領訪日を実現し，幅広い分野での両国関係の深化を目指す。また，Ｇ７議長国として，４月のＧ７外相会合及び５月のＧ７サミットにおいてウクライナ情勢に関する議論をリードし，情勢の平和的解決に向け積極的な役割を果たす。

（３）西バルカン諸国（アルバニア，クロアチア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，マケドニア，モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとり重要であり，同地域諸国の安定と発展に向けた取組を支援しつつ，対話を進めていく。また，西バルカン諸国は，欧州難民問題の拡大以降，難民の流入ルート上に位置しながら EU のセーフティーネット外にあって脆弱な状況であるところ，同諸国に対する効果的な難民対応支援を行っていく。

（４）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

EU 内で一定の存在感を有するＶ４諸国は，我が国にとり，基本的価値を共有し，共通の課題に取り組む重要なパートナーである。引き続き，Ｖ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベルにおける対話の促進をはかり，協力関係の拡大を目指す。

２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　招へいスキームを活用し，要人等の招へいを実現するとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに，高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。
５　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

１　要人往来や各種国際会議の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベルの対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

（１）我が国がＧ７議長国を引き継いだドイツについては，シュタインマイヤー外相の訪日（４月，

Ｇ７広島外相会合），安倍内閣総理大臣の訪独（５月及び 29 年３月），メルケル首相の訪日（５月，Ｇ７伊勢志摩サミット），ガウク大統領の訪日（11 月）等，ハイレベルの要人往来が数多く実現した。４月の外相会談では，Ｇ７外相会談の成功に向けて協力していくこと及び国連安保理改革等の諸課題について協力していくことを確認し，欧州・アジア等の地域情勢について意見交換を行った。５月の首脳会談では，Ｇ７伊勢志摩サミットにおいて世界の平和と安定に向け一層緊密に連携していくことで一致した。

29 年３月，安倍内閣総理大臣はハノーバー市で開催された CeBIT（情報通信機器に関する世界最大級の展示会）出席のため訪独した。安倍内閣総理大臣はメルケル首相との間で日独首脳会談を行い，自由で開かれた国際秩序の維持のため，Ｇ７タオルミーナ・サミット，G20 ハンブルク・サミットに向け，日欧米が連携を深めることの重要性を確認した。また，同首脳会談に先立ち，安倍内閣総理大臣は，メルケル首相とともに，約 120 社の日系企業が集結する CeBIT のジャパン・パビリオンを訪れ，中堅・中小企業やベンチャー企業を含む我が国企業が提供する質の高い技術や製品，サービス等につき視察した。これらを通じて日本が世界をリードする情報通信分野の技術を発信した。

（２）ウクライナについては，ポロシェンコ大統領（４月），クリムキン外相（４月），クリチコ・キエフ市長（９月），アヴァコフ内務相（10 月），クービウ第一副首相兼経済発展・貿易相（11 月）が訪日する等，非常に活発な要人往来が実現した。加えて，９月の国連総会出席の機会を活用して首脳会談を実施したほか，12 月にも首脳電話会談を実施する等活発な首脳間対話が行われた。

また，Ｇ７議長国として，４月のＧ７広島外相会合や５月のＧ７伊勢志摩サミットではウクライナ情勢に関する議論を主導した。

ウクライナで開催されたチェルノブイリ原発事故後発生 30 年追悼式典（４月）に出席した山田外務大臣政務官は，ポロシェンコ大統領を表敬し，原発事故の経験を踏まえた知見の共有等を通じて協力していくことを確認した。また，第４回日・ウクライナ原発事故後協力合同委員会（12 月）や，第６回日ウクライナ経済合同会議（11 月）等を実施し，各専門分野における対話も加速させた。

（３）西バルカン諸国は，多くの民族により構成され，近隣国との関係や，国内の少数民族問題等依然として多くの不安定要因を抱えている。難民情勢については，28 年３月の EU・トルコ合意以降，マケドニアやセルビアへの難民流入の波は途絶え，一応の落ち着きを見せたが，この合意の遵守次第では情勢が急変しうるため，引き続き注視が必要である。西バルカン諸国との間でも活発な要人往来が行われた。10 月に岸外務副大臣がボスニア・ヘルツェゴビナを外交関係樹立 20 周年の機会を捉えて訪問した。岸外務副大臣はイゼトベゴビッチ大統領評議会議長（元首）を表敬し，経済関係を始めとする様々な分野において二国間関係を発展させていくことを確認した。また，９月に滝沢外務大臣政務官がモンテネグロを外交関係樹立 10 周年の機会を捉えて訪問し，ジュカノビッチ首相を表敬した際，経済・観光分野等で更なる協力関係を深化させることで一致した。10 月にはツェラル・スロベニア首相が訪日し，安倍内閣総理大臣との間で政治，経済，安全保障等の分野において更に協力関係を強化させることで一致した。さらに，12 月の OSCE 外相理事会の際に，岸外務副大臣とシュティール・クロアチア副首相兼外務・欧州問題相が会談し，経済分野での関係強化や，法の支配に関する立場の一致を確認した。

（４）Ｖ４諸国については，ライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が５月に訪日し，岸田外務大臣との間で地域情勢や国際社会の諸課題について意見交換を行ったほか，29 年１月には岸田外務大臣がチェコを訪問し，ソボトカ首相表敬やザオラーレク外相との会談を行い，原子力を含む幅広い分野で協力関係を拡大させることで一致したほか，ワーキング・ホリデー協定交渉の大枠合意を達成した。また，29 年２月にシーヤールトー・ハンガリー外務貿易相が訪日し，岸田外務大臣及び岸外務副大臣との間で法の支配に基づく国際秩序の維持・強化の重要性につき完全に一致した。

２　議会間・議員間においては，以下のとおり活発な議員交流が行われ，外務省はその円滑な実施を支援した。

９月，Ｇ７下院議長会議出席のため独から下院議長が訪日したほか，７月には衆議院議院運営委員会がポーランド，ハンガリーを訪問するなど，数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。また，招へいも活発に行われ，５月にクヴェール・ハンガリー国会議長が参議院議長招待により訪日し，安倍内閣総理大臣表敬等を行った。

３　招へいスキームについては，閣僚級招へいで，29 年２月から３月にかけてパルビー・ウクライナ最高会議議長が訪日し，安倍内閣総理大臣表敬や岸外務副大臣との意見交換等を行い，外交関係樹立 25 周年を機として二国間関係を更に発展させていくことを確認したほか，ウクライナの国内改革等につき意見を交わした。

４　29 年２月に岸外務副大臣とシーヤールトー外務貿易相との間で，日ハンガリー・ワーキング・ホ

リデー協定が署名された。
５　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国については，23 年以来外務副大臣として５年ぶりにスロバキアを武藤外務副大臣が訪問し，28 年６月から導入されるワーキング・ホリデー制度を通じて人的往来を活発化させていくことで一致したほか，28 年後半にスロバキアが EU 議長国となることを踏まえて，５月にライチャーク外務・欧州問題相が訪日し，日 EU・EPA の早期大枠合意や，国連安保理改革について意見交換を行った。一方で，未訪問国については，28 年度の訪問は実現しなかった。

29 年度

年度目標

１　英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で，関係国との間の多岐にわたる協力関係を深化させ，国際社会の共通の課題に連携して取り組むため，政府ハイレベル間の頻繁な会談を引き続き実施する。また，新たに発生した重要案件等について協議するため電話会談も必要に応じて引き続き実施する。

特に以下を実施する。

（１）ドイツ

欧州の主要リーダー国であるドイツと引き続き緊密に連携し，東アジア情勢等の地域情勢や国連安保理改革等の国際社会の課題に対処するため，積極的な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

（２）ウクライナ

29 年は，日・ウクライナ外交関係樹立 25 周年であり，政府ハイレベル間の交流，議会交流，文化交流等を通じて，両国関係のさらなる深化を目指す。また，ウクライナ情勢の改善に向け，関係国に対する働きかけを継続するとともに，ウクライナの改革努力を支援していく。

（３）西バルカン諸国（アルバニア，クロアチア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，マケドニア，モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから，この地域の安定と発展に向けた取組みを支援しつつ，引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

（４）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

基本的価値観を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるＶ４諸国との協力関係の拡大を目指すべく，二国間及びＶ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベル間対話の促進を図る。チェコは 21 年以来実現していない首脳往来を実現し，政治，経済，国際社会における関係のさらなる深化を目指す。また，７月よりＶ４議長国を務めているハンガリーに対し，Ｖ４＋日本の枠組みで「法の支配」をはじめとする基本的価値を共有するパートナーとしての強いメッセージを対外的に発信することを働きかける。

（５）その他（スイス，オーストリア，リヒテンシュタイン，スロベニア，ルーマニア，ブルガリア，ギリシャ，キプロス，ベラルーシ，モルドバ）

普遍的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け，政府間対話を促進する。特に，政府ハイレベルが未訪問である国や，政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については，日本の立場や問題意識をインプットし，支持を得る機会とすべく，一層積極的に取り組む。

２　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　招へいスキームを活用し，要人等を招へいするとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを適切に行う。

４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，両国関係に係る文書等を作成するとともに，様々なレベルにおけるこれら協力の一層の推進について一致することを目指す。

５　政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　要人往来や各種国際会議の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

（１）ドイツについては，３度の日独首脳会談（９月，30 年２月及び３月。電話会談を含む。）及び３度の外相会談（４月及び９月（２回）。電話会談を含む。）等のハイレベル会談が数多く実現した。９月の外相電話会談では，北朝鮮が地域及び国際社会に対する差し迫った脅威であるとの共通

認識を確認し，北朝鮮に対して最大限の圧力をかけるべく，緊密に連携していくことで一致した。
30年２月，シュタインマイヤー大統領が大統領就任後初訪日し，安倍内閣総理大臣との間で首脳会談を実施した。同会談では，基本的価値を共有する欧州の結束を維持していくことの重要性及びそのための日独連携を確認し，北朝鮮に関し，あらゆる手段により圧力を最大限まで高め，政策を変更させる必要性につき一致した。また，両首脳は，ベートーベンの交響曲九番（「第九」）の日本初演100周年である30年を「DAIKU2018」と名付け，日独交流を一層深める契機とすることで一致した。

（２）ウクライナについては，外交関係樹立25周年に当たる29年を「ウクライナにおける日本年」と位置づけ，現地大使館が中心となって60以上の文化行事をウクライナ各地で実施した。日本関連行事の開会式には中根外務副大臣がポロシェンコ大統領と共に出席した他，フロイスマン首相，クリムキン外相をそれぞれ表敬の上，外交関係樹立25周年を迎えた二国間関係の強化や北朝鮮情勢等国際的課題について意見交換を行うとともに，30年１月１日からのウクライナの一般旅券保持者に対する査証緩和措置導入を伝達した。９月には外相電話会談，12月には国連安保理会合の際に外相会談を実施し，北朝鮮問題をめぐる協力等について意見交換を行った。

（３）西バルカン諸国との間では，７月に岸外務副大臣がアルバニア及びクロアチアを，９月に中根外務副大臣がセルビア及びマケドニアを訪問し，各国との間で経済関係を始めとする様々な分野において関係を発展させていくことを確認し，日本大使館開館記念式典（アルバニア及びマケドニア）等にも参加した。９月の国連総会の際には，安倍内閣総理大臣とプレンコビッチ・クロアチア首相との間で首脳会談を実施し，二国間関係の他，国際社会や日EU関係における協力について意見交換を行った。10月にはツルナダク・ボスニア・ヘルツェゴビナ外相が訪日し，河野外務大臣との間で外相会談を実施し，外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。30年１月には，安倍内閣総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し，ブチッチ大統領と首脳会談を行い，安倍内閣総理の提唱する西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を進めていくことで一致した。30年２月のミュンヘン安全保障会議の際には，河野外務大臣がブシャティ・アルバニア外相及びディミトロフ・マケドニア外相と会談し，西バルカン地域との協力等につき意見交換を行った。また30年２月に堀井学外務大臣政務官がコソボを訪問し，コソボ独立10周年記念式典に参加したほか，コソボ要人との間で二国間関係発展の重要性等につき一致した。30年３月には，パツォーリ・コソボ第一副首相兼外相が訪日し，河野外務大臣との間で，31年の外交関係樹立10周年に向けた協力等につき意見交換を行った。

（４）Ｖ４諸国との間では，29年が日・ポーランド国交回復60周年に当たることもあり，年度を通してポーランドとの往来が活発に行われた。５月，ヴァシチコフスキ・ポーランド外相が訪日し，岸田外務大臣との間で外相会談を実施した。また30年１月にはジェジチャク外務副大臣が訪日し，中根外務副大臣と会談を行い，上記行動計画の着実な履行に向けた協力を確認した。チェコからは，６月にソボトカ首相が実務訪問賓客として訪日し，安倍内閣総理大臣との間で首脳会談を実施し，二国間関係や国際社会における協力につき意見交換を行った。スロバキアについては，５月にコルチョク・スロバキア外務・欧州問題副大臣が訪日し，滝沢外務大臣政務官と会談を行い，二国間の経済分野における進捗状況を評価し，日本からスロバキアへの研究・開発分野等における投資拡大等につき意見交換を行った。７月にはライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が次期国連総会議長として訪日し，安倍内閣総理大臣との間で会談を行い，北朝鮮問題に関する日本の立場につき，理解と支援を求めた。12月には，OSCE外相理事会の機会に中根外務副大臣がパリーゼク・スロバキア外務・欧州問題副大臣と会談を行うとともにスロバキアを訪問し，フェレンツ・スロバキア経済副大臣らと会談を行った。その際，32年の交流100周年に向けた二国間関係の強化，スロバキアにおける投資環境整備の推進等につき意見交換を行った。ハンガリーとの間では，11月のASEM外相会合の際に，中根外務副大臣とシーヤールトー外務貿易相との会談が行われ，31年の外交関係開設150周年や人的交流の拡大に向けた協力につき一致した。

（５）５月に岸田外務大臣がオーストリアを訪問し，31年の外交関係樹立150周年に向けた二国間関係の強化等につき，クルツ・オーストリア欧州・統合・外務相と会談を行った。スロベニアとは，10月に外交関係樹立25周年を迎え，両首脳・外相間で祝賀メッセージを交換した。11月にはASEM外相会合の機会に中根外務副大臣とロガル・スロベニア外務副大臣との会談が行われ，良好な二国間関係の更なる強化等を確認した。７月には，岸外務副大臣がルーマニアを訪問し，ヨハニス大統領を始めとするルーマニア要人との間で二国間関係の更なる促進や，国際社会における緊密な連携につき確認した。30年１月，安倍内閣総理大臣が日本の総理大臣として初めて，ブルガリア（30年前半のEU議長国）及びルーマニアを訪問した。首脳会談においては，それぞれ二国間関係，日EU関係の他，北朝鮮問題を含めたアジア太平洋の厳しい安全保障環境について認識を共有した。ギ

リシャについては，30 年１月のバンクーバーにおける北朝鮮に関する関係国外相会合の機会に，河野外務大臣とコジアス・ギリシャ外相との間で外相会談を実施し，31 年の日ギリシャ修好 120 周年や 32 年の東京五輪に向けて二国間関係強化の機運を高めていくことで一致した。また，中東・北アフリカ有事の際の退避地となり得るキプロスについては，現地体制の強化を図るべく，30 年１月に在キプロス日本大使館を開設した。

２　議会間・議員間でも，以下のとおり活発な議員交流が行われ，外務省はその円滑な実施を支援した。

７月にイェメツ・ウクライナ最高会議対日友好議連会長一行が訪日し，日本側友好議連との間で意見交換を行った。また，７月，衆議院外務委員会一行がスロバキア，クロアチア及びギリシャを訪問，郡司参議院副議長がポーランドを訪問した。８月には参議院日本ブルガリア友好議員連盟会長一行がブルガリアを，12 月には参議院議長一行がギリシャを訪問するなど，数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。

３　閣僚級招へいでは，10 月にステバノビッチ・セルビア外務次官，30 年２月にドンチェフ・ブルガリア副首相が訪日した。前者は中根副大臣と，後者は河野外務大臣とそれぞれ二国間関係や西バルカン地域情勢につき意見を交わし，国際社会における協力を確認した。ドンチェフ・ブルガリア副首相は，世耕経済産業大臣，松山内閣府特命担当大臣，野上官房副長官等との意見交換を行った。ドイツからは，イッシンガー・ミュンヘン安全保障会議議長を招へいし，外務省関係者等との意見交換の他，後者は外務大臣表敬を行った。

４　５月のヴァシチコフスキ・ポーランド外相訪日時に，①政治・安全保障協力，②経済・科学・技術協力，③文化・人的交流の促進，④多国間協力を柱とした「日・ポーランド戦略的パートナーシップ関係に関する行動計画」が，６月のソボトカ・チェコ首相訪日時には日・チェコ両首脳立ち会いの下，両国間のワーキング・ホリデー協定が，それぞれ署名された。

５　30 年１月，日本の総理大臣として初めて，安倍内閣総理大臣がブルガリア，ルーマニア及びセルビアを訪問し，各国との間で二国間関係の強化を確認した他，西バルカン地域における支援を表明した。

測定指標３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

二国間の懸案事項を解決するとともに，英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の共通の諸課題に関して協力・連携するため，更なる政策調整・協力を進展させる。

28 年度

年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

１　ドイツ

ハイレベルの対話の礎として，次官級協議等の実施を通じ，国際社会の諸課題に関する調整を実施する。

２　ウクライナ

ハイレベルでの交流を維持しつつ，実務レベルでも協議を実施する。ウクライナにおけるＧ７大使「ウクライナ・サポート・グループ」の議長国として，ウクライナの国内改革の加速に向けた議論を主導するとともに，Ｇ７サミット後，Ｇ７サミットでのウクライナ情勢に関するやりとりをウクライナ側に伝達し，日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示す。

３　Ｖ４

「Ｖ４＋日本」政策対話を実施する。

４　GUAM

次官級会合（ナショナル・コーディネータ会合）及びワークショップを実施する。

施策の進捗状況・実績

１　ドイツとは，６月に開催された日独外務・防衛当局者間協議等を通じ，地域情勢に関する意見交換を行うとともに，輸出管理及びサイバー等の諸分野において連携を推進していくことを確認した。

２　ウクライナに関しては，駐ウクライナＧ７大使からなる「ウクライナ・サポート・グループ」の

議長国として，ウクライナの国内改革の加速に向けた議論を主導した。そのほかにも，大統領や首相を含めた政府要人への直接の働きかけ等を通じ，ウクライナの国内改革の加速を促した。

３　Ｖ４に関しては，６月にプラハにて「Ｖ４＋日本」外務省局長級政策対話を実施し，今後の日・Ｖ４協力の進め方や，国際社会の抱える諸課題について議論を行った。

４　GUAM に関しては，29 年１月末から２月初めにかけて，「GUAM＋日本」観光振興ワークショップを開催した。GUAM 諸国の観光振興に携わる政府・民間関係者を招き，観光産業の振興に向け具体的な議論を行った。

29 年度

年度目標

更なる政策調整・協力を進めるため，次官級・局長級協議を積極的に実施する。

１　ドイツ

次官級協議等を実施し，政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに，英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

２　ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し，日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示すとともに，両国が国連安保理非常任理事国として国際社会の諸課題に対して協力して取り組むべく政策調整を行う。

３　Ｖ４諸国（チェコ，スロバキア，ハンガリー，ポーランド）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し EU の動向のフォローや，EU にとっての日本のプレゼンスの向上等に努め，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

４　GUAM（ジョージア，ウクライナ，アゼルバイジャン，モルドバ）

GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく，様々な分野の実務家等を招へいし，毎年実施している「GUAM＋日本」ワークショップを開催するとともに，ハイレベル会合の実施を追求し，関係深化に向けた政策調整を行う。

５　西バルカン諸国（アルバニア，クロアチア，コソボ，セルビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，マケドニア，モンテネグロ）

地政学的重要性が高まっている西バルカン地域においては，29 年１月，新たに２公館（アルバニア，マケドニア）を開館し，当該地域諸国との一層の関係促進のための土壌が整いつつあることから，実務レベルでの協議を継続，又は新たに行うことにより，日本の立場や問題意識をインプットし，支持を得るとともに，国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

６　その他（スイス，オーストリア，リヒテンシュタイン，スロベニア，ルーマニア，ブルガリア，ギリシャ，キプロス，ベラルーシ，モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け，政府間対話を促進する。特に，政府ハイレベルが未訪問である国や，政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については，日本の立場や問題意識をインプットし，支持を得る機会とすべく，一層積極的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　ドイツについては，次官協議等を実施し，安全保障分野での協力等につき議論するとともに，Ｇ７や，Ｇ20 における連携や国連改革等のグローバルな課題に協力して取り組むことを確認したほか，東アジアや欧州を始めとする地域情勢についても議論した。

２　ウクライナについては，10 月にエリセーエフ・ウクライナ大統領府副長官を訪日招へいし，地域情勢やウクライナの国内改革等，幅広い分野について意見交換を行った。12 月には，政務協議を実施し，二国間関係，地域情勢，国連安保理を含む国際社会における協力等について意見交換を行い，ハイレベル政治対話を含む今後の二国間関係の発展に向けて方向性を共有した。また，第５回日ウクライナ原発事故後協力合同委員会を実施し，被災地域の復興や課題，取組について意見交換を行った。

３　Ｖ４諸国については 11 月にＶ４担当大使を任命し，「Ｖ４＋日本」協力の活性化の基礎を構築した。また，30 年３月にはＶ４諸国の政務局長級関係者との間で第９回「Ｖ４＋日本」政策対話を実施し，日・Ｖ４諸国間の協力や関係促進に向けた体制等につき意見交換を行った。その他，12 月にポーランドとの間で政務協議を実施し，二国間関係の他，地域情勢，国際社会における協力等につき幅広く意見交換を行った。

４　10 周年を迎えた「GUAM＋日本」協力については，９月に第５回「GUAM＋日本」外相級会合を実施し，河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席し，観光・貿易・投資分野を始めとした日・GUAM 諸国間の協力，法の支配の確立，北朝鮮問題等につき言及した共同プレスリリースを発出した。30 年１月には，GUAM 諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし，「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催し，日本と各国の政策の比較や各国の施策の改善点につき議論を行い，日・GUAM 諸国との経済交流の一層の活性化を図った。

５　西バルカン諸国については，７月にモンテネグロ，８月にコソボとの間で政務協議を実施し，経済分野を始めとする二国間関係，西バルカンや東アジアにおける地域情勢，国際社会における協力につき協議を行った。また，アルバニア及びマケドニアとの間で，今後政務協議を行っていくことで一致した。30 年１月，西バルカン担当大使を任命し，西バルカン諸国との対話の強化の基礎を構築した。

６　その他の国については，30 年３月にブルガリアとの間で政務協議を実施し，「西バルカン協力イニシアティブ」の具体化に向けた協力体制の確認や，国際社会における協力，日・ブルガリア間の経済事情につき協議を行った。また，10 月にスロベニア，12 月にブルガリア，30 年１月にチェコ，同年３月にルーマニアとの間でそれぞれ科学技術協力合同委員会が実施され，研究開発の情報交換，研究者交流，共同研究等の協力活動の促進という成果を挙げた。

測定指標３－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて，民間の人的・知的交流を推進し，二国間関係を強化するとともに，国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る。

28 年度

年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

１　日独フォーラム

２　将来の課題のための日・オーストリア委員会

３　「Ｖ４＋日本」セミナー

施策の進捗状況・実績

民間の有識者や経済界，政治家，政府関係者等の参加を得て，有識者会合等を実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。具体的な実績の例は次のとおり。

１　10 月に日独の著名な有識者や有力な政治家の参加を得て第 25 回日独フォーラムを開催した。同フォーラムでは日独の政治経済情勢，グローバルセキュリティ強化やデジタル革命等のテーマにつき議論が行われた。日 EU・EPA の早期締結に向けた日独の協力，サイバーセキュリティーに関する緊密な協力や，学校内での IT 教育，さらには起業家精神の啓発等二国間協力強化のための具体的な提言を得た。

２　オーストリアとの関係でも，10 月に著名な有識者や有力な政治家の参加を得て「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第 20 回会合を実施した。低炭素社会，安全保障，女性の社会進出等につき議論が行われ，知見の共有を通じた相互理解の促進がなされた。

３　29 年２月，外務省，在京Ｖ４各国大使館と城西大学との共催で「Ｖ４＋日本」セミナーを実施した。今回は移民問題をテーマとして取り上げ，今後の移民政策の展望等について有益な議論が行われた。

29 年度

年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

１　日独フォーラム

２　将来の課題のための日・オーストリア委員会

３　「Ｖ４＋日本」セミナー

その他，中・東欧諸国にて開催されるシンポジウムやフォーラムに対して，現地日本企業の参加を促したり必要に応じて有識者等の派遣を行い，民間の人的・知的交流を推進し，様々なレベルでの関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　11 月，日独の著名な有識者や政治家の参加を得て，東京において第 26 回「日独フォーラム」及び第４回「日独 1.5 トラック安全保障対話」を開催し，日独の政治や社会，国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に，グローバル・リーダー不在の世界が直面する様々な課題に対して日独が連携して取り組む重要性や，今後更に発展するデジタル化社会への対応方法等につき議論が行われた。

２　オーストリアとの間では，７月，著名な有識者や政治家の参加を得て「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第 21 回会合を静岡市で開催し，農林業の将来と地方経済の活性化等のテーマで，自由闊達な議論が行われた。

３　30 年２月に「Ｖ４＋日本」協力の一環として，英国の EU 離脱（Brexit）をテーマにしたセミナーを開催した。政治・経済双方の側面から，Ｖ４各国の実務者や日本の専門家が見解を発表し，参加者との間で活発な意見交換が行われた。

４　その他，ギリシャやブルガリアの現地有力紙の編集長，記者及びシンクタンクの所長を招へいした。外務省によるブリーフィングや政府関係者・民間企業へのインタビューを実施し，帰国後には日本関連の記事が多数掲載される等，民間レベルにおける対日理解促進・対外発信の観点から大きな成果があった。30 年１月には，GUAM 諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし，「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催した他，同年３月，コヴァル・ポーランド科学アカデミー講師（元外務副大臣）を招へいし，日本の対東アジア政策をインプットし，理解を得ることができた。

測定指標３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
往訪については，総理，外務省政務レベル以上，来訪については，国家元首・政府の長・外相等 ①往訪数 ②来訪数	―	① 12 ② ８	① 11 ② 10	往来数の他，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	① 23 ② 10

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ（欧州の項目）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html）
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
第２章　第４節　欧州
第４章　第３節　国民の支持を得て進める外交

個別分野 ４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

１　首脳会談，外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
２　平和条約締結交渉を推進し，四島交流，四島住民支援事業等を実施する。
３　日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に，28 年５月の日露首脳会談で具体化に一致した８項目の協力プラン等の互恵的な協力を着実に進展させる。
４　地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
５　防衛当局間のハイレベル交流，部隊間交流，外交・防衛当局間での協議の実施に向け，必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け，必要な支援及び調整を行う。
６　各種招へい事業，交流事業等を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障　（地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標４－１　政治対話の深化　＊

中期目標（--年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施，議会・議員間交流等を通じ，隣国同士である日本とロシアが，アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し，あらゆる分野の連携を促進させる。

28 年度

年度目標

１　領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。ウクライナ問題を含む国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう，働きかける。
２　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し，最も適切な時期のプーチン大統領の訪日実現に向けた準備を進める。
３　活発な議員や議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

１　日露両政府間において，安倍内閣総理大臣の２回の訪露及びプーチン大統領訪日を含め，首脳会談及び外相会談をそれぞれ４回実施するなど，かつてないほど活発な政治対話が行われた。事務レベルにおいても，第 12 回日露戦略対話（10 月）を始めとして，北方領土問題，安全保障，経済，国際社会における協力等，幅広い分野において活発な議論を行った。
　また国際社会における協力については，北朝鮮，シリア，ウクライナ情勢について，ロシアが建設的な役割を果たすよう，首脳レベル・外相レベルを含む様々なレベルで累次にわたり働きかけを行った。
２　９月のウラジオストクでの日露首脳会談で，12 月にプーチン大統領を安倍内閣総理大臣の地元山口県に招待することで一致した。その後，９月の外相会談，11 月の首脳会談，12 月の岸田外務大臣訪露等を経て準備が進められた結果，12 月 15～16 日にプーチン大統領の訪日が実現した。
３　ナルィシュキン国家院議長の訪日（６月）やマトヴィエンコ連邦院議長の訪日（10-11 月），参議院自由民主党・日露議員懇話会の訪露（29 年１月）等を始めとして，議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

29 年度

年度目標

１　領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。29 年の早い時期に安倍内閣総理大臣のロシア訪問を実施する。北朝鮮，シリア，ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう，

働きかける。
２　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し，28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の成果をフォローアップしていく。
３　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績
１　安倍内閣総理大臣の２回の訪露（４月，９月）及び河野外務大臣の訪露（11 月）を含め，首脳会談を４回，外相会談を５回実施した。首脳・外相レベルで，北朝鮮，シリア，ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアから建設的関与を引き出すよう，直接働きかけた。事務レベルでも，次官級協議や安保協議（８月）を始めとして，北方領土問題，安全保障，経済，国際社会における協力等，幅広い分野において活発な議論を行った。
２　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の首脳間の合意を踏まえ，９月のウラジオストクでの日露首脳会談で，北方四島における共同経済活動に関し，早期に取り組む５件のプロジェクト候補を特定した。その後，首脳会談，外相会談，次官級協議，局長級作業部会等の機会に，プロジェクト候補の早期実施に向けて精力的な協議が行われた。
３　コサチョフ連邦院国際問題委員長（露日議会間・地域間協力支援協議会会長）の訪日（６月，30 年１月），参議院外国議会訪問班の訪露（７月），山口公明党代表の訪露（９月）等を始めとして，議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

測定指標４－２　平和条約交渉　＊

中期目標（--年度）
北方領土問題を解決し，平和条約を締結する。

28 年度
年度目標
１　領土問題の解決に向けた協議を継続する。
２　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績
１　４月の日露外相会談で，双方の歴史的な解釈や法的な立場に違いはあるも，その上にたって双方に受入れ可能な解決策を作成していくことを確認した。この外相会談の結果を踏まえ，５月のソチでの日露首脳会談で，これまでの交渉の停滞を打破して突破口を開くため，今までの発想にとらわれない「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めていくとの認識を両首脳で共有した。これに基づき，６月及び８月には外務当局間での平和条約締結交渉が行われた。
２　12 月のプーチン大統領訪日時の日露首脳会談では，両首脳二人だけで１時間 35 分にわたり，平和条約問題について率直かつ非常に突っ込んだ議論が行われた結果，この問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。その上で，北方四島において特別な制度の下で共同経済活動を行うための協議の開始に合意するとともに，元島民の方々による墓参などのための手続を改善することで一致した。これを受け，29 年３月に共同経済活動等に関する次官級公式協議を行った。
３　北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み，四島交流（24 回），自由訪問（７回）及び墓参（２回）を実施した。また，北方四島を含む日露両国の隣接地域において，防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

29 年度
年度目標
１　領土問題の解決に向けた協議を継続する。
２　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談で合意した，航空機を利用した元島民による特別墓参，共同経済活動に関する四島への官民現地調査団の派遣，追加的な出入域ポイントの設置を，それぞれ 29 年中に実現する。
３　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

１　安倍内閣総理大臣の２回の訪露（４月，９月）及び河野外務大臣の訪露（11 月）を含め，首脳会談を４回，外相会談を５回実施し，領土問題について議論した。次官級協議（８月，30 年２月）及び局長級作業部会（11 月，12 月）も実施した。

２（１）北方四島における共同経済活動に関して，４月の日露首脳会談で，28 年 12 月の首脳間の合意事項の具体的進展として，北方四島への官民調査団の派遣について一致した。この結果を踏まえ，６月末に，第一回の北方四島への官民現地調査団の派遣を実施し，７月の首脳会談及び８月の外相会談を経て，９月のウラジオストクでの首脳会談では，早期に取り組む５件のプロジェクト候補を特定するとともに，各プロジェクトの具体的検討とすべてのプロジェクトに共通して必要となる人の移動の枠組みに関する検討を加速することで一致した。10 月に第二回の北方四島での現地調査を実施し，この結果を踏まえて，11 月の首脳会談・外相会談，12 月の局長級作業部会で更に議論を進めた。30 年２月の日露次官級協議では，29 年 12 月の局長級作業部会での議論を踏まえ，日露の関係省庁を交えて具体的に協議を行った。同月の日露外相会談では，次官級協議の結果を評価し，プロジェクト候補の早期実施に向けて作業を加速するべく，事務方に指示を出すことで一致した。

（２）元島民の方々のための人道的措置については，28 年 12 月の首脳間の合意を踏まえて，８月に，アクセスが制限されていた国後島瀬石周辺への墓参と，歯舞群島墓参の際の追加的な出入域地点の設置を実現するとともに，９月に歴史上初めて航空機を利用した特別墓参を実施し，元島民のより自由な往来に向けた取組を進めた。

３　北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み，四島交流（23 回），自由訪問（７回）及び墓参（４回，航空機を利用した特別墓参を除く）を実施した。また，北方四島を含む日露両国の隣接地域において，防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

測定指標４－３　貿易経済分野における協力

中期目標（--年度）

エネルギー，極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

28 年度

年度目標

１　貿易経済日露政府間委員会，日露経済諮問会議等各種会議・会合等の実施を通じ，５月の日露首脳会談で具体化に一致している８項目の協力プランの具体化を進めつつ，ロシアの貿易投資環境改善につき，ロシア側に対応を求める。

２　ロシア経済近代化に資するエネルギー，医療，農業，都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて，日本企業のロシア進出支援を推進する。

３　日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

１　５月のソチでの日露首脳会談で，プーチン大統領から経済分野を始め幅広い分野での協力への関心が示され，安倍内閣総理大臣から，我が国として日露経済交流の促進に向け作業を行っていることを紹介するとともに，８項目の「協力プラン」を提示し，プーチン大統領から高い評価と賛意が表明された。

２　９月の第２回東方経済フォーラム（於：ウラジオストク）の際の日露首脳会談で，８項目の「協力プラン」の具体化の進捗状況を確認した。11 月，翌月のプーチン大統領訪日時の成果作りを念頭に，両国は「『協力プラン』の具体化に関する日露ハイレベル作業部会」を設立，開催（於：モスクワ）し，優先的なプロジェクトを特定するとともに，同月の「貿易経済に関する日露政府間委員会」第 12 回会合（於：東京）では，当局間文書の調整加速でも一致した。

３　ロシア経済の減速，欧米等による対露制裁措置の維持等，引き続き難しい環境が続いたが，12 月のプーチン大統領訪日時には，医療，都市環境，エネルギー，産業多様化，人的交流，知財等の幅広い分野で，12 件の政府・当局間文書，68 件の民間文書が署名された他，租税条約改正交渉の正式交渉入りにつき両国で一致する等，官民の協力が大きく進展した。

４　ロシア国内６都市にある日本センターの活動を通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジ

ネス支援活動，地域間の経済交流に貢献した。また，日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成も念頭に各種講座や研修を実施し，28 年度末までに約 82,000 人のロシア人が受講し，そのうち約 5,100 人が訪日研修に参加した。

29 年度

年度目標

１　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ，８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ，ロシアの貿易投資環境改善につき，ロシア側に対応を求める。

２　ロシア経済近代化に資するエネルギー，医療，農業，都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて，日本企業のロシア進出支援を推進する。

３　日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

１　28 年５月の日露首脳会談（於：ソチ）で，安倍内閣総理大臣が提案した８項目の「協力プラン」については，４月に安倍内閣総理大臣がモスクワを訪問し，プーチン大統領に「協力プラン」のメリットについて映像を用いて提示し，具体化を更に進めることで一致した。

６月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラム及び７月の産業総合博覧会「イノプロム」（於：エカテリンブルク）等の機会に行った協議を通じて迎えた９月の第３回東方経済フォーラム（於：ウラジオストク）の機会に行った首脳会談では，両首脳は 28 年 12 月以来の署名文書が 164 件（内，民間文書 100 件）に達したことなど，これまでに実現した幅広い成果を歓迎し，「協力プラン」の具体化を更に進め互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致した。11 月の貿易経済に関する日露政府間委員会第 13 回会合（モスクワ）では，８項目の「協力プラン」を含む個別分野の進捗について議論し，勢いを失わせることなく具体的協力を積み重ねていくことで一致した。

２　12 月の日本投資家デー（ウラジオストク）には日本の企業関係者と共に世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣が参加し，極東における協力を更に活発化させるための意見交換を行った。30 年３月の極東セミナーではロシア極東への日本企業による投資を促進するための説明が行われ，130 名以上が参加した。

３　ロシア国内６都市にある日本センターの活動を通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域間の経済交流に貢献した。また，日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成も念頭に各種講座や研修を実施し，29 年度末までに約 86,000 人のロシア人が受講し，そのうち約 5,400 人が訪日研修に参加した。

測定指標４－４　国際社会における協力

中期目標（--年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

28 年度

年度目標

１　ウクライナ，北朝鮮，テロ，シリア等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

２　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相会談等の機会を通して，北朝鮮，シリア，ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について建設的な役割を果たすようロシアに働きかけた。北朝鮮情勢に関しては，北朝鮮による 28 年１月の核実験，28 年２月の弾道ミサイル発射及び９月の再度の核実験実施を受けて，日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し，この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。また，29 年３月に日露外交・防衛当局間協議「２＋２」を実施し，北朝鮮情勢，ミサイル防衛，南シナ海及び東シナ海等のアジア太平洋地域の安全保障情勢について議論した。ただし，首脳レベルを始め様々なレベルで，ロシアが建設的な役割を果たすよう，累次にわたり働きかけを行ったが，国際社会におけるロシアの行動にどの程度影響を与えたかについては，明確な結果を残すことはできなかった。

２　サイバー，テロ，中東，軍縮・不拡散といった分野で外交当局間の協議を行った。

29 年度
年度目標
１　シリア，北朝鮮，テロとの闘い，ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
２　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績
１　首脳・外相会談等の機会を通して，北朝鮮，シリア，ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について，ロシアから建設的関与を引き出すよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては，北朝鮮による８月の弾道ミサイル発射実験を受け，日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し，この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。また，８月に日露安保協議を実施し，特に北朝鮮問題を中心とする，アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
２　前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え，領事，国連，軍縮・不拡散，中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

測定指標４－５　防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（--年度）
防衛当局間・部隊間交流，外交・防衛当局間協議，治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより，これら分野における両国の信頼関係を構築する。

28 年度
年度目標
１　安全保障分野
（１）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
（２）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
２　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。

施策の進捗状況・実績
１　安全保障分野
（１）防衛交流については，実務レベルの各種協議を継続的に実施することで相互理解を促進し，偶発事故の防止に努めた。京都・舞鶴で日露捜索・救難共同訓練（29 年１月）を実施した。また，29 年３月に，25 年以来２回目となる閣僚級の日露外交・防衛当局間協議「２＋２」（於：東京）を実施し，両国は今後も継続することで一致した。「２＋２」では，防衛当局間の事務レベル協議，部隊間交流，捜索・救難共同訓練を継続していくことで一致し，29 年度中の海上自衛隊練習艦隊によるロシア寄港を調整していくことで一致した。前年度と比較し，防衛交流の進展のために必要な支援・調整が円滑に行われた。
（２）11 月に谷内国家安全保障局長が訪露し，カウンターパートであるパトルシェフ安全保障会議書記と会談した。当省は，これらの意見交換や訪露の実施のために支援・調整を行った。
２　治安分野
ロシア国境警備局の警備艇が来日し，海上保安庁との合同訓練（６月）が行われた。当省として必要な支援・調整等を行った。

29 年度
年度目標
１　安全保障分野
（１）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための，必要な調整，支援等を行う。

（２）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
２　治安分野
　治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。

施策の進捗状況・実績
１　安全保障分野
（１）防衛交流については，11 月にサリュコフ露地上軍総司令官，12 月にゲラシモフ露参謀総長が訪日した。実務レベルでは，引き続き各種協議や日露捜索・救難共同訓練等を実施し，相互理解の促進及び偶発事故の防止に努めた。当省として必要な支援・調整等を行った。
（２）９月及び 12 月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会議書記の会談が行われた。当省は，これらの意見交換のために支援・調整を行った。
２　治安分野
　海上保安庁巡視船とロシア警備艇との合同訓練を実施し，海上交通の安全についても連携を確認した。７月には中島海上保安庁長官が訪露し，約４年ぶりに日露海上警備機関長官級会合が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。

測定指標４－６　文化・国民間交流の進展

中期目標（--年度）
　各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業等の実施を通じ，相互理解を促進する。

28 年度
年度目標
　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業の実施を通じて，さらなる人的交流・文化交流の活性化を図る。

施策の進捗状況・実績
１　各種スキームにより，６名の招へいが実施され，ロシア情勢，日露関係等について有益な意見交換を行った。
２　日露青年交流事業の枠組みで，571 名が参加し，「日露青年フォーラム」を始めとする様々なテーマの青年交流や，ロシア各地での日本文化紹介事業が活発に実施された。
３　文化面では，28 年９月～12 月にモスクワで開催された「日本の秋」フェスティバル に累計５万人弱が来場し好評を博した。また，12 月のプーチン大統領訪日の際に，日露間における人的交流の拡大策の一つとして，「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」を 30 年に開催すること，また，青年交流の大幅な拡大等について一致した。

29 年度
年度目標
１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業の実施を通じて，さらなる人的交流・文化交流の活性化を図る。
２　30 年の「ロシアにおける日本年」，「日本におけるロシア年」の開催に向けて，様々な交流行事の具体化を進める。

施策の進捗状況・実績
１　「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により，１名の招へいが実施され，ロシア情勢，日露関係等について有益な意見交換を行ったが，前年度と比較して，各種スキームによる招へいは低調な結果だった。
　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に青年交流の大幅な拡大について一致したことを受け，29 年には日露青年交流事業の枠組みで 1,019 名（28 年は 571 名）が参加し，「日露青年フォーラム」を始めとする様々なテーマの青年交流や，ロシア各地での日本文化紹介事業が活発に実施された。
２　28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に，日露間における人的交流の拡大策の一つとして開催を合意した 30 年（2018 年）の「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」の開催に向

け，日本側組織委員会の設立，両国共催による開会式（30 年５月，於：モスクワ）の決定等，準備が進展した。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
　第２章　第５節　ロシア，中央アジアとコーカサス
・外務省ホームページ
　日露首脳会談（平成 29 年４月）
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page4_002953.html）
　第３回東方経済フォーラムの際の日露首脳会談（平成 29 年９月）
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000392.html）
　ミュンヘン安保会議の際の日露外相会談（平成 30 年２月）
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page4_003770.html）
　「ロシアにおける日本年」の開催
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/jrep/page25_000679.html）

個別分野 ５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

１　中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
２　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
３　様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説(平成 29 年１月 20 日)
　日本外交の三本柱

測定指標５－１　各国との対話・交流等の進展

中期目標（--年度）

要人往来，政務協議及び招へいを実施し，各国との間で，政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

28 年度

年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。特に中央アジア諸国との間では，安倍内閣総理大臣の中央アジア訪問の際に相手国と署名した共同声明で言及された案件につき，政治対話の機会にフォローアップを行う。
２　議員の訪問等を通じた議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し，合意を図る。
４　招へいスキームを活用し，交流の促進と相互理解を深める。また，被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　経済産業省，国土交通省，JETRO，JICA，中央アジア・コーカサス地域への進出に関心を持つ日本企業等と連携し，「中央アジア＋日本」対話の協力重点分野である「運輸・物流」分野をテーマに中央アジア地域内外との連結性の向上に向けた協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　緊密な政治対話の継続と安倍内閣総理大臣中央アジア歴訪フォローアップ

（１）ナザルバエフ・カザフスタン大統領の訪日

27 年 10 月の安倍内閣総理大臣によるカザフスタン訪問時に合意されたナザルバエフ大統領の訪日が，28 年 11 月に実現し，安倍内閣総理大臣との首脳会談はもとより，滞日プログラムとして，旧ソ連諸国の国家元首として初めての国会演説，現職の国家元首としてはオバマ米国大統領に次いで２人目となる被爆地広島の訪問が実現するなど両国関係の画期をなす重要な訪日となった。

首脳会談においては，安倍内閣総理大臣から，両国関係を大きく発展させていきたいとの意向を表明し，ナザルバエフ大統領から，産業，教育，医療等様々な分野での両国関係の発展に対する期待が表明されるとともに，両国の貿易投資関係発展に向けて，カザフスタンにおける投資環境整備のための協議枠組み設置が合意された。また，カザフスタン側からは我が国の国連安保理常任理事国入りに対する変わらぬ支持も確認された。

この成果として，総理訪問時同様，「アジアの繁栄の世紀における拡大された戦略的パートナーシップに関する日本国とカザフスタン共和国の共同声明」が発表され，単なる二国間関係の強化・発展に留まらず，地域の如何にかかわらずいかなる一方的な現状変更の試みにも反対し，国際法に基づく航行の自由遵守の重要性を確認し，核実験実施等の北朝鮮による挑発行為の自制を求めるなど，特に我が国を取り巻く安全保障環境に関連する国際的な諸課題においても協力して取り組むことが再確認された。

安倍内閣総理大臣との首脳会談は，４月の核セキュリティ・サミット（於ワシントン）時に続き６回目となり，首脳レベルの政治対話は緊密の度を着実に増してきている。なお，４月の首脳会談時には包括的核実験禁止条約の早期発効の達成に向けた日本・カザフスタン共同声明が発表され，核兵器なき世界の実現に向けた両国のコミットメントが再確認された。

（２）中央アジア諸国との相互訪問

安倍内閣総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして，以下の相互訪問及び文化行事が実現し，活発な交流が行われた。

・ウズベキスタン

往　山田外務大臣政務官（４月），文化使節団「中央アジア文化交流ミッション」の派遣及び国際交流基金主催「ウズベキスタン和太鼓公演」実施（８月），滝沢外務大臣政務官（９月，カリモフ・ウズベキスタン大統領逝去を受けた弔問）

来　アブドゥハキーモフ労働相，ガニエフ対外経済関係投資貿易相（いずれも５月）

・カザフスタン

往　滝沢外務大臣政務官（８月，セミパラチンスク核実験場閉鎖 25 周年国際会議出席）

来　ナザルバエフ大統領（11 月，公式実務訪問（詳細は上記のとおり））

・キルギス

往　山田外務大臣政務官（４月）

来　アブディルダエフ外相（29 年３月，日・キルギス外相会談，無償資金協力２件に署名）

・タジキスタン

往来ともになし

・トルクメニスタン

往　滝沢外務大臣政務官（８月）

来　なし

（３）コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも，以下の相互訪問等が実現した。

・アゼルバイジャン

往　滝沢外務大臣政務官（８月），松村経済産業副大臣（29 年２月）

来　ラヒモフ青年スポーツ相（10 月）

・アルメニア

往来ともになし

・ジョージア

往　なし

来　サニキゼ教育科学相（５月），ハドゥリ財務相（７月），エロシヴィリ・エネルギー相（11月）

（４）安倍内閣総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

27 年の安倍内閣総理大臣による中央アジア５カ国歴訪のフォローアップとしては，上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず，国内の政策協調を図ることを目的に，５，10 月に官房副長官を議長とする日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では，フォローアップが必要な個別案件リストに基づき，各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われた。

キルギスとの間では，安倍内閣総理大臣訪問時の共同声明に盛り込まれた防災及び運輸インフラの発展分野における協力に関連し，２件の無償資金協力（「ビシュケクーオシュ道路雪崩対策計画」及び「道路維持管理機材整備場改善計画」）の形で具体的に実現した（29 年３月）。

２　議会間・議員間交流の支援

外務省は，二国間関係強化の観点から，議会間・議員間交流支援を行い，以下の交流が実現した。

・アルメニア

往　衛藤征士郎・日アルメニア友好議員連盟会長一行（８月，サルグシャン大統領等と会談）

来　サハキャン・アルメニア国民議会議長（29 年１月，安倍内閣総理大臣及び衆参両議長へ表敬）

・カザフスタン

往　なし

来　イシムバエヴァ下院副議長（４月）

・トルクメニスタン

往　遠藤利明・日トルクメニスタン友好議連会長（９月，ベルディムハメドフ大統領等と会談）

来　ヌルベルディエヴァ国会議長（４月，世界人口開発議員会議出席）

３　政務協議

相木コーカサス担当外務省特別代表がアゼルバイジャン（５月），アルメニア（29 年２月），ジョージア（29 年３月）の各外務次官との間で政務協議を実施し，今後の二国間協力の在り方及びコーカサス地域情勢について協議した。

４　招へいスキームによる交流の促進と相互理解の深化

（１）「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」（29 年１月）を実施した。ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トルクメニスタン，アゼルバイジャン，アルメニア，ジョージア，ウクライナ，ベラルーシ，モルドバから合計 11 名の外交官を招へいし，産業発展をテーマに中小企業を含む民間企業や技術系教育機関へ視察を行い日本のユニークな産業モデルへの理解を深めるとともに，被招へい者が自ら視察結果と自国経済の課題について発表を行い，当招へいの成果が示された。
（２）多層的ネットワーク構築事業として，アゼルバイジャンからカリモフ大統領付属戦略研究所主任研究員(29 年２-３月)，タジキスタンからハキーム国家戦略研究所外交政策部長(29 年３月)を招へいし，日本の重要政策について理解を深め，帰国後に積極的な発信を行ってもらえるよう，日本側有識者，政府関係者，シンクタンク関係者らとの懇談，日本文化施設等の視察など充実したプログラムを行った。
５　10 月にウズベキスタン及びキルギスにおいて，国土交通省との協力の下，官民インフラ会議を実施した。我が国と相手国の政府関係者，企業関係者が参加し，日本企業が「質の高いインフラ」を紹介，日本企業とウズベキスタン，キルギス両国の企業の間で意見交換をする機会となった。

29 年度

年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
２　議員の訪問等を通じた議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し，合意を図る。
４　招へいスキームを活用し，交流の促進と相互理解を深める。また，被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　中央アジア・コーカサス各国との外交関係樹立 25 周年の節目の年に，各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では，安倍内閣総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。

施策の進捗状況・実績

１　政治対話の継続
（１）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話
　安倍内閣総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして，以下の相互訪問及び文化行事が実現し，活発な交流が行われた。さらに，４－５月に行われた岸田外務大臣のトルクメニスタン訪問に際し，中央アジア５か国の外務大臣との二国間会談も実施した。
・ウズベキスタン
　往　なし
　来　ホジャーエフ財務相（５月，アジア開発銀行（ADB）総会出席），アブドゥハキーモフ国家観光発展委員会議長（９月，堀井学外務大臣政務官表敬，及び 30 年３月，「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話出席）
・カザフスタン
　往　世耕経済産業大臣（７月），中根外務副大臣，平木経済産業大臣政務官（８月），武藤経済産業副大臣，西銘経済産業副大臣（９月）
　来　なし
・キルギス
　往来ともになし
・タジキスタン
　往　なし
　来　ヒクマトゥロゾーダ経済発展貿易相（４月，第１回「日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会」会合出席）
・トルクメニスタン
　往　岸田外務大臣（４－５月，「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合出席），堀井学外務大臣政務官（９月，第５回アジア室内競技・格闘技大会開会式出席，及び 11 月，第 28 回エネルギー憲章会議出席）
　来　メレドフ副首相兼外相（６月，第 12 回日トルクメニスタン経済合同会議出席）
（２）コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも，以下の相互訪問等が実現したほか，30 年２月には，ミュンヘン安全保会議の機会を捉え，河野外務大臣とジャネリゼ・ジョージア副首相兼外相及びナルバンジャン・アルメニア外相との間で二国間会談を実施した。

・アゼルバイジャン

往　堀井学外務大臣政務官（９月，アゼリ・チラグ・グナシリ（ACG）油田開発の生産分与協定（PSA）契約署名式出席，大統領表敬等）

来　シャリホフ財務相（５月，ADB 総会出席）

・アルメニア

往　滝沢外務大臣政務官（６月，サルグシャン大統領表敬，ナルバンジャン外相との会談，ファルマニャン友好議連会長他との会談），堀井学外務大臣政務官（30 年２月，バブロヤン国民議会議長表敬，ナルバンジャン外相との会談，カラヤン経済発展・投資相との会談，ファルマニャン対日友好議連会長との夕食会，日アルメニア投資協定署名記念式出席）

来　なし

・ジョージア

往　滝沢外務大臣政務官（６月，クヴィリカシヴィリ首相との会談等）

来　クムシシヴィリ第一副首相兼財務大臣（５月，ADB 総会出席），アラヴィゼ地方発展インフラ相（５月，ADB 総会出席），ジャネリゼ外相（５－６月），カヒシヴィリ矯正相（９月）

２　議会間・議員間交流の支援

外務省は，二国間関係強化の観点から，議会間・議員間交流支援を行い，以下の交流が実現した。

・カザフスタン

往　衆議院カザフスタン訪問議員団（７月，河村日カザフスタン友好議員連盟会長他），参議院 ODA 調査団（９月），武見敬三議員（９月，人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）出席）

来　クルムハメド・カザフスタン「ヌルオタン党（与党）」第一副総裁（５月，安倍内閣総理大臣を表敬）

・アゼルバイジャン

往　なし

来　ババエフ対日友好議連会長（10 月，甘利日アゼルバイジャン友好議連会長と会談）

３　次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が，アゼルバイジャン(11 月)，タジキスタン(30 年１月)の各外務次官との間で政務協議を実施し，今後の二国間協力の在り方及び中央アジア・コーカサス地域情勢について協議した。

４　招へい・派遣

（１）「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」（11－12 月）を実施した。ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トルクメニスタン，アゼルバイジャン，アルメニア，ジョージア，ウクライナ，ベラルーシ，モルドバから合計 11 名の外交官を招へいし，「運輸・物流」をテーマに民間企業への視察を行い，日本の高度な物流網への理解を深めるとともに，被招へい者が自ら視察結果と自国の課題について発表を行い，当招へいの成果が示された。

（２）多層的ネットワーク構築事業として，米国からスター米国外交政策評議会中央アジア・コーカサス研究所長（８－９月）及びアルメニアからギラゴシャン地域研究センター（RSC）所長（30 年１－２月）を招へいし，日本の重要政策について理解を深め，帰国後に積極的な発信を行ってもらえるよう，日本側有識者，政府関係者，シンクタンク関係者らとの懇談，日本文化施設等の視察など充実したプログラムを行った。

（３）戦略的実務者招へいとして，「中央アジア＋日本」対話・第４回専門家会合（30 年２月）にあわせて中央アジア５か国から５名の有識者・専門家を招へいし，日本側政府関係者，経済関係者と活発な意見交換を行うとともに，地方視察や観光関連施設の視察を通じ，日本に関する理解を深めた。

（４）中央アジア実務者招へいとして，「中央アジア＋日本」対話・第 10 回東京対話（８－９月）及び「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話（30 年３月）にあわせて，中央アジア５か国から５名の有識者・専門家を招へいし，日本側政府関係者，経済関係者と活発な意見交換を行うとともに，地方視察や観光関連施設の視察を通じ，日本に関する理解を深めた。

（５）報道関係者招へいとして，中央アジア５か国記者のグループ招へい（８－９月）を実施し，同時期に開催された東京対話を取材してもらうとともに，東京・地方視察を通じて，日本文化等に対する理解を深める機会とした。

（６）ソーシャルメディア招へいとして，アゼルバイジャンで日本文化や日本語教育に関し積極的にSNS 発信を行っている団体代表者を招へいし，東京・地方視察を通じ対日理解を促進し，帰国後の積極的な発信を促した。
（７）講師派遣事業として，谷口内閣官房参与をアルメニア，ジョージア，アゼルバイジャンに派遣し，日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また，閣僚級への表敬も行い，アゼルバイジャンでは，大統領及び副大統領への表敬が実現した。
５　周年事業の成果，総理歴訪フォローアップ
（１）外交関係樹立 25 周年記念書簡の交換
　29 年，日本は中央アジア・コーカサス諸国と外交関係樹立 25 周年を迎え，８か国との間で首脳及び外相レベルで書簡の交換が行われ，ハイレベルの往来や経済分野，国際社会での協力等を含む幅広い分野での二国間関係の更なる発展等を確認した。
（２）査証緩和措置
　外交関係樹立 25 周年にあわせ，更なる関係強化，人的交流の活発化のため，中央アジア・コーカサス８か国との間で査証緩和措置が導入された。
（３）安倍内閣総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ
　27 年の安倍内閣総理大臣による中央アジア５か国歴訪のフォローアップとしては，上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず，国内の政策協調を図ることを目的に，５月に官房副長官を議長とし，外務省欧州局長の他，関係省庁幹部の出席を得て，第５回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では，フォローアップが必要な個別案件リストに基づき，各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ，ハイレベルでの働きかけを通じて引き続き経済分野の協力を進めつつ，人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が強調された。
　また，９月には，東京において，国土交通省との協力の下，第２回日キルギス官民インフラ会議を実施した。我が国と相手国の政府関係者，企業関係者が参加し，日本企業が「質の高いインフラ」を紹介，日本企業とキルギス両国の企業の間で意見交換をする機会となった。
　11 月には，安藤国際交流基金理事長を団長とする「中央アジア・文化交流ミッション」がタジキスタン，キルギス，カザフスタンを訪問し，今後の日本と中央アジア各国との文化交流の促進方法について意見交換を行った。
６　投資協定交渉
　すでに締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え，下記４か国との間では，二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。
・キルギス
　12 月，第１回交渉，30 年３月，第２回交渉を実施。
・トルクメニスタン
　６月，第１回交渉，12 月，第２回交渉を実施。
・アルメニア
　８月，第１回交渉を実施。９月，実質合意。30 年２月，署名。
・ジョージア
　９月，第１回交渉，30 年３月，第２回交渉を実施。
・タジキスタン
　30 年３月，第１回交渉を実施。

測定指標５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展

中期目標（--年度）

「中央アジア＋日本」対話の枠組みで各種会合を実施し，地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ，そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。

28 年度

年度目標

１　「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合を実施する。共同声明に合意し，今後２年間の協力方針を明確化することを目指す。
２　高級実務者会合(SOM)において以下を実施する。
（１）外相会合での共同声明及びロードマップに基づく協力関係の進捗状況を確認する。

（２）引き続き重点分野となる「運輸・物流」分野について，中央アジア諸国と我が国の今後の協力の方向性を議論する。
３　専門家会合を実施する。
４　知的対話(東京対話)を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合は，累次の日程調整を試みるも各国外相の日程が合わず，28 年度中には開催されず，29 年度中に可及的速やかに開催すべく引き続き調整することとなった。なお，29 年３月，キルギスのアブディルダエフ外相が訪日し，岸田外務大臣との間で日・キルギス外相会談が行われ，「中央アジア＋日本」対話を通じた地域協力，国際社会での協力等についても意見を交わしており，すべての関係国外相が一堂に会しての会合早期開催に対するモメンタムは維持された。

２及び３　外相会合でテーマとなる論点の事前協議を目的とする高級実務者会合(SOM)，専門家会合は，予定されていた第６回外相会合のための議論を 27 年度中に終えていることもあり，外相会合の延期に伴い，今年度の開催を見送ることとした。

今までにない新しい試みとして，29 年２月に「中央アジア＋日本」ビジネス対話を開催した。日本のビジネス関係者に対し，中央アジア５か国とのビジネスの可能性を紹介することを通じ，日本と各国との経済関係発展を後押しすることを目的とし，120 名を超える日本企業・経済団体の関係者が参加し，活発な意見交換が行われた。

中央アジア各国の産業界の要人がメインスピーカーとして訪日し，ビジネス環境，投資誘致に向けた取組，有望な投資機会やあり得べき協力の可能性等について報告がなされたほか，各国参加者と日本企業関係者等とのネットワーキングも行われ，今後の日本と中央アジア各国との経済関係発展に資する機会となり，出席者からはこれまでにない有益な取組であるとの高い評価を得た。

４　９月に第９回知的対話(東京対話)を行い，「知られざる中央アジア：その魅力と日本との絆」と題して，日本における中央アジアの知名度の抜本的拡大を目指すため，従来の公開シンポジウムに加えて，音楽祭，映画祭，大使館オープンイベントを開催し，総勢約 1,200 名が本イベントに参加した。

公開シンポジウムでは，外務省を代表して岸外務副大臣が基調スピーチを行うとともに，中央アジア側参加者５名から，各国の魅力についてプレゼンテーションが行われ，午後の部では，日本側参加者から中央アジアと日本との関連を中心とした発表が行われた。これに先立ち，９月 24 日から 10 月 17 日まで延べ 12 日間にわたり，中央アジア５か国の映画を紹介する東京外国語大学，東京大学，筑波大学，独立行政法人国際交流基金共催の中央アジア・ミニ映画祭には，延べ約 750 名が参加した。

９月 27 日に開催した音楽祭では，シンガーソングライターの嘉門達夫氏を招き，今回のイベントのために作詞した中央アジアの国々を紹介する新曲「ゆけ！ゆけ！中央アジア！！」を披露した。また，キルギス出身の盲目の歌姫グルムさんのミニコンサートのほか，JICA の青年海外協力隊として中央アジアに滞在した OB,OG や学生等による各国のダンスや歌が披露された。

同月 30 日の大使館オープンイベントでは，ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トルクメニスタンの各在日大使館が初めて一斉に一般公開され，延べ 256 名の方々が各大使館を訪問した。各大使館では，中央アジアの食べ物が提供されたり，ビデオ上映や伝統的衣服展示，楽器の演奏などが行われたりした。メディア取材も多く，在京キー局による全国放送のニュース番組に取り上げられた。

以上のように，28 年度は今までにない幅広い分野で日本国内での中央アジアの知名度向上に成功した。

29 年度

年度目標

１　「中央アジア＋日本」第６回外相会合を実施する。
２　「中央アジア＋日本」第６回外相会合を実施した上で，次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)や専門家会合を実施する。
３　知的対話(東京対話)を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　「中央アジア＋日本」第６回外相会合

５月，岸田外務大臣が歴代外務大臣として初めてトルクメニスタンを訪問し，首都のアシガバットにおいて，中央アジア５か国の外務大臣の出席を得て「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合が開催され，国際情勢を始め多岐に渡る内容の「共同声明」を採択した。第５回外相会合の農業に続き，第６回外相会合では優先的な実践的協力分野として運輸・物流につき議論し，同分野での地域協力に関する「運輸・物流地域協力ロードマップ」を採択した。その実現のため，日本は「運輸・物流協力イニシアティブ」を打ち出し，240 億円規模の ODA 実施及び，今後５年間で 2,000 人に日本での研修機会を提供することを表明した。さらに，５か国外相とそれぞれ二国間外相会談を実施し，今後の協力に向けた意見交換を行った。

２　次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)・専門家会合・ビジネス対話

30 年１月，次期議長国であるタジキスタンの首都ドゥシャンベにおいて，第 12 回高級実務者会合が行われ，日本とタジキスタンから実践的協力の新たなテーマとして，「観光」を提案し，すべての参加国代表から支持を得た。また，中央アジア各国から，我が国のノウハウや技術を活用した観光振興への高い関心が示された。２月には，中央アジア各国から実務専門家を招へいし，第４回専門家会合（観光分野）を開催し，我が国の政府関係者，経済関係者等との意見交換を行い，次回外相会合に向け，観光分野における実践的協力の具体化のための準備を開始した。

こうした流れを受け，30 年３月，中央アジア各国からビジネス関係者等を招へいし，「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話を開催した。「観光分野を含む中央アジアとのビジネスの現状とその可能性」というテーマの下，２月の専門家会合で議論された内容を踏まえて，日本側関係者を含む 100 名を超える参加者により，各国における観光分野への取組の紹介や日本に期待する役割，観光分野における各国の課題等につき活発な議論が行われたほか，各国参加者と日本企業関係者との関係構築が促進され，今後の日本と中央アジア各国との観光分野でのビジネスの具体化に資する機会となった。

３　知的対話（東京対話）

８月，10 回目を迎えた知的対話（東京対話）では，「日本と中央アジア関係の今と未来を展望する」と題して，活発な意見交換が行われた。サイドイベントとして，漫画家・森薫氏による漫画「乙嫁語り」原画展，中央アジア料理動画，森薫氏の書き下ろし漫画「中央アジア・クッキング」漫画配信を行い，外交関係樹立 25 周年を迎えた中央アジアの魅力を発信した。

測定指標５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	８	３	10	32

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)

（出典：財務省貿易統計）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	1,976	1,823	2,592

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe/caj/index.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/bn.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kazakhstan/bn.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kyrgyz/bn.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tajikistan/bn.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkmenistan/bn.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/azerbaijan/bn.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/armenia/bn.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/georgia/bn.html)
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
第２章　第５節　ロシア，中央アジアとコーカサス

施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅰ－５）

施策名(※)	**中東地域外交**
施策目標	**暴力的過激主義の脅威や難民問題等，多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和，安定及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し，かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため，以下を実施する。** **１　シリア及びイラクの安定，難民問題，中東和平交渉，アフガニスタンの復興を始めとした地域の諸課題及び暴力的過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献する。** **２　中長期的な観点から，中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに，産油・産ガス国(特に，イラン，湾岸協力理事会(GCC)諸国)を始めとする中東・北アフリカ諸国との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。**

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	127	128	125	125
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	127	128	125	
	執行額(百万円)		95	93	96	

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	中東アフリカ局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

１　中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け，関係者への政治的な働きかけ，対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。
２　イラクの安定・復興に貢献する。
３　アフガニスタンの安定・復興に貢献する。
４　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め，地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
５　暴力的過激主義の脅威や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
６　シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話（平成 29 年９月 11 日）
　３．「河野四箇条」～河野外交における対中東政策の基本姿勢～
　（１）知的・人的貢献
　（２）「人」への投資
　（３）息の長い取組
　（４）政治的取組の強化
　４．新たな河野イニシアティブ
　（１）「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ
　（２）シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MFO）
　（３）教育・人材育成分野の協力拡大
　（４）政治的取組の強化
　（５）難民，人道・安定化に関する新たな支援
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 196 回国会衆議院外務委員会における河野大臣挨拶（平成 30 年３月２日）

測定指標１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果　＊

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ，対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を実施する。

28 年度

年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組，要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ，パレスチナの経済的自立のための支援として，以下の取組を実施する。

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
　イスラエル・パレスチナの要人に対し，我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。
２　パレスチナの経済的自立のための支援
　将来のパレスチナ国家建設を後押しするため，アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催や，「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。
３　当事者間の信頼醸成のための支援
　信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

我が国は，イスラエル，アラブ双方から信頼される立場を活かし，イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家解決の実現に向け，以下の取組を実施した。

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

９月の薗浦外務副大臣のイスラエル及びパレスチナ訪問では，イスラエルのハネグビ首相府担当相に対して，和平交渉再開の障害を取り除くためのイスラエル側の努力を期待する旨申し入れた。また，パレスチナ自治政府のハムダッラー首相に対しては，中東和平に関する国際社会のイニシアティブへの日本の支持を表明し，ハムダッラー首相からも日本の取組への謝意が表明された。

このほか，来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え，入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか，河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて，交渉再開に向けた環境を醸成すべく，働きかけを実施した。

また 12 月,イスラエルによる入植活動の即時かつ完全な停止を要求する安保理決議が採択された際，日本は非常任理事国として賛成票を投じた。

２　パレスチナの経済的自立のための支援

日本，パレスチナ，イスラエル及びヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，29 年３月現在，39 社（前年比６社増）が入居契約を終え，うち６社（同４社増）が操業を開始し，160 人以上の雇用を生み出している。

９月には，「平和と繁栄の回廊」構想４者（イスラエル，パレスチナ，ヨルダン，日本）閣僚級会合をジェリコで開催し，薗浦外務副大臣が議長を務め，パレスチナを含めた地域の経済発展のために，四者が協力して JAIP プロジェクトを進めていくことを確認した。

CEAPAD 第三回閣僚会合については，関係国閣僚の日程が合わなかったことから 28 年度内の開催を見送ることとし，引き続き 29 年度中の開催に向けて調整を進めている。

また 29 年２月には補正予算による新規対パレスチナ支援 3,411 万ドルを表明し，５（1993）年以降の支援総額は，17 億３千万ドル強に上る。

３　当事者間の信頼醸成

９月に薗浦外務副大臣が主催した「平和と繁栄の回廊構想」閣僚級会合は，当事者間の直接交渉が 26（2014）年４月に中断されて以降，イスラエル及びパレスチナの閣僚級が公の場で約２年ぶりに顔を合わせる貴重な機会となり，当事者間の信頼醸成に大きく寄与した。

また 12 月には，イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き，直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。

４　国際社会との協調

ISIL への対応などの影響で，国際社会におけるイスラエル・パレスチナ問題への関心が相対的に薄れ，イスラエル・パレスチナ両当事者間の直接交渉も中断する中，同問題解決の機運を維持するため，６月及び 29 年１月に仏で開催された中東和平に関する閣僚級会合に，日本からもそれぞれ河野政府代表及び薗浦外務副大臣が出席し，和平に向けた日本の取組とメッセージを発信した。

29 年度

年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組，要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ，パレスチナの経済的自立のための支援として，以下の取組を実施する。

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し，我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。

２　パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため，「平和と繁栄の回廊」構想四者会合や，アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催などを通じて対パレスチナ支援を行う。

３　当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

12 月のトランプ米大統領によるエルサレムに関する発表後，主要国の外務大臣として初めてイスラエル・パレスチナを訪問した河野外務大臣は，イスラエル・パレスチナの両当事者が和平実現に向けて建設的に取り組むことが必要であるとの日本の立場を伝達した。両当事者からは，中東和平

における日本の更なる役割に期待が示された。
　このほか，来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え，入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか，河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて，交渉再開に向けた環境を醸成すべく，働きかけを実施した。
２　パレスチナの経済的自立のための支援
　日本，パレスチナ，イスラエル及びヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，30 年３月現在，10 社（昨年比４社増）が操業し，約 200 人の雇用を生み出している。
　７月には，「平和と繁栄の回廊」構想４者（イスラエル，パレスチナ，ヨルダン，日本）高級実務者会合を開催予定であったが，イスラエル・ヨルダン関係の悪化により，４者での開催が直前になってキャンセルされたことから，これら各国と個別に同構想の進捗状況と今後の計画について協議した。
　CEAPAD については，29 年度中には関係国との日程調整がつかなかったため 30 年度前半での高級実務者会合及び閣僚級会合の開催に向けて調整を進めた。
　また 30 年２月には補正予算による新規対パレスチナ支援約 4,000 万ドルを表明し，５（1993）年以降の支援総額は，18 億 6 千万ドルに上る。
３　当事者間の信頼醸成のための支援
　11 月には，イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き，直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは，パレスチナ人とイスラエル人が，忌憚のない議論をする機会を得たとして，日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。
４　国際社会との連携
　エルサレムを巡って対立が深まる中，国連総会でエルサレムに関する決議案が提出され，我が国も含めた賛成多数により可決された。また，ノルウェー及び EU が開催をよびかけた AHLC（パレスチナ支援調整委員会）臨時閣僚級会合（30 年１月）に堀井学外務大臣政務官が出席し，二国家解決を支持する立場と我が国の対パレスチナ支援について説明し，パレスチナ側から高く評価された。

測定指標１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展　＊

中期目標（--年度）

１　イラク
　イラク政府の求心力確保，国民融和の推進，民生の安定化等のイラクの安定化に資する事業を推進する。
２　アフガニスタン
　東京会合（24 年），ロンドン会合（26 年）に続くプロセスとして 28 年 10 月に開催されたブリュッセル会合において表明された 29 年から４年間にわたる日本の対アフガニスタン支援方針に沿って，支援を適切・効果的に実施する。

28 年度

年度目標

１　イラク
（１）円借款によるインフラ整備等を通じ，イラクの国づくりを支援する。
（２）難民・国内避難民への人道支援や，帰還のための安定化支援を実施する。
２　アフガニスタン
（１）26 年末の治安権限の移譲完了とともに開始された「変革の 10 年」が２年目に入り，その成功に向け，治安維持，農業復興やインフラ整備を始めとする経済社会開発，人づくりの分野を中心に，引き続き着実な支援を実施する。27 年９月に策定された「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層確実に実施されるよう調整に努める。
（２）26 年に開催されたロンドン会合のフォローアップ会合となる閣僚級会合が，28 年 10 月にブリュッセルにて開催予定であり，今後のアフガニスタン支援の規模・方向性を議論する重要な会議となるところ，適時・適切な準備を行っていく。

施策の進捗状況・実績

１　イラク

（１）４月，日本が議長を務めたＧ７広島外相会合共同コミュニケにて，イラクへの人道支援及び ISIL 解放地域における安定化支援に取り組むことを呼びかけた。

（２）５月，日本が議長を務めたＧ７伊勢志摩首脳宣言にて，Ｇ７はイラクの統一，主権及び領土的一体性にコミットすると共に，国際金融機関からの支援を補完するため，二国間支援及び他の金融支援により 36 億米ドル以上を動員することを発表した。

（３）７月，ワシントンで行われた「イラク支援のためのプレッジ会合」において，武藤外務副大臣よりイラクでの深刻な人道危機に対処すべく，UNDP が主導する緊急安定化支援（FFIS）や国連人道問題調整事務所（OCHA）が取り纏めたイラクへの人道対応計画（HRP）への追加支援として計 1,000 万ドルの新規拠出を行うことを発表した。また，29 年１月，イラク・エルビルの日本国領事事務所開所式に合わせて同地を訪問した薗浦外務副大臣臨席のもと，草の根・人間の安全保障無償資金協力として「クルディスタン地域における爆発物除去計画」に関する贈与計画（G/C）が締結された。

（４）10 月，ISIL の拠点となっているイラク・モースルでの解放作戦が開始されたことに伴い，仏政府主催でモースル安定化外相級会合が開催された。我が国からは，在仏日本大使館次席が出席の上，我が国の対イラク支援につき発表すると共に国民融和の重要性を強調した。

（５）11 月，バグダッドで開催された国際見本市にイラク国営企業及び民間企業に加え，計 12 か国が参加，約 400 企業が出展した。我が国からは，在イラク日本大使館が準備・調整等で協力し，約 300 平米の日本パビリオンに計 15 社の日本企業が出展した（昨年に引き続き，我が国は「ベストパビリオン賞」を受賞）。

（６）29 年１月，薗浦外務副大臣がイラクを訪問，バグダッドではアバーディー首相，ジュブーリー国民議会議長，ハイラッラー外務次官，エルビルでは，バルザーニ・クルド地域大統領，ネチルヴァン・クルド地域政府（KRG）首相，マスルール KRG 安全保障評議会長官，ムスタファ KRG 外務庁長官と会談を行った。バグダッドでは，「電力セクター復興計画（フェーズ３）（約 272 億円）」への円借款供与に係る交換公文署名に，アバーディー首相と共に立ち会うと共に，バスラ県にある火力発電所改修事業に約 215 億円の円借款を供与する方針を表明し，31（2019）年の日・イラク外交関係樹立 80 周年を見据え，日・イラク協力関係の強化に関する共同プレスリリースを発出した。エルビルでは，在エルビル領事事務所の開所式を執り行うとともに，草の根・人間の安全保障無償資金協力案件である「クルディスタン地域における爆発物除去計画」に関する贈与計画（G/C）の署名式に立ち会った。

（７）29 年１月，イラクの経済・社会的発展の基礎となるインフラ整備の一環として，27 年のフェーズ２に続き，29 年１月，イラク国内での国民和解及び復興促進を支援すべく，JICA 事業である第７回知見共有セミナーの下，イラク国民議会教育委員会委員長を含む７名のイラク国会議員が来日し，滝沢外務大臣政務官への表敬及び日イラク友好議連等との会談を行うとともに，日本の戦後復興における教育に係るセミナー受講や現場視察（広島・京都含む）を行った。

（８）29 年１月，我が国は，ISIL との戦闘等に起因する避難民が基本的な生活を維持するための食料・水・生活必要物資の供与，シェルターの供与・仮設住宅の設置といった人道支援に加え，避難民の帰還・定着を促進するための解放地域における社会・安定化支援として，基礎インフラの復旧，雇用機会の創出，職業訓練等の安定化支援を実施するため，約１億ドルの UNDP 等の国際機関を通じた支援を決定した。

（９）29 年２月，ISIL の侵攻や油価の下落等により，財政的危機に直面しているイラクに対し，円借款を通じた財政支援を行うため，約 300 億円の財政改革開発政策借款（Fiscal Reform Development Policy Loan:DPL)のプレッジを行った（Ｇ７伊勢志摩サミットで結集した 36 億ドルの財政支援の一部）。

２　アフガニスタン

（１）28 年は今後の国際社会による対アフガニスタン支援の方向性を決める重要な年になった。治安分野での今後の支援について議論した７月の NATO ワルシャワ首脳会合に引き続き，10 月にブリュッセルにおいて，開発分野での支援について議論する「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」が開催された。アフガニスタンに関するブリュッセル会合では，日本を含む各ドナー国・機関は，29（2017）年から 32（2020）年末までの開発支援の方針を表明し，総額 152 億ドルの支援プレッジの表明があり，開発面からのアフガニスタンの支援の方向性を決定できた。

（２）ブリュッセル会合には日本代表団長として薗浦外務副大臣が出席し，東京会合以降の対アフガニスタン支援として，相互責任の原則に基づき，直近の支援規模を維持するため，年間最大 400 億円の支援を，29（2017）年から 32（2020）年の４年間維持するよう努めることとし，このうち，治

安支援については，年１億 3,000 万ドルを同じ４年間確保する旨表明した。また，同時に，アフガニスタン政府に対し，汚職対策，選挙改革，人権改善等の分野における改革努力を強く求めた。また，この会合の機会に，アフガニスタンへの帰還を余儀なくされた帰還民を対象とし，500 万ドルの緊急無償資金協力を実施することも発表した。
（３）29 年１月，薗浦外務副大臣がアフガニスタンの首都カブールを訪問し，ガーニ大統領，アブドッラー行政長官及びヘクマト・ハリル・カルザイ外務副大臣と意見交換した際，「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明したプレッジの第一弾として，同政府の治安維持能力の維持・向上や難民・国内避難民支援等のため，190 億円を拠出する方向性である旨伝達した。

29 年度

年度目標

１　イラク

（１）テロとの戦いで失われたインフラや住民生活の回復なしにイラクの復興は成し遂げられない。復興における主要課題は，破壊乃至は老朽化したインフラ整備であり，円借款によるインフラ整備等を通じ，イラクの国づくりを支援する。
（２）ISIL との戦いにより発生した 300 万人以上の国内避難民の生活の安定化等，難民・国内避難民への人道支援や，帰還のための支援を実施する。

２　アフガニスタン

（１）28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って，日本として，治安維持，農業振興やインフラ整備を始めとした経済社会開発，人づくりの分野を念頭に置きつつ，より効果的な支援を実施していけるよう努める。
（２）また，「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう，各ドナー国等と共に調整に努める。

施策の進捗状況・実績

１　イラク

（１）６月のモースル解放後，イラクでは ISIL 支配地域の解放が相次ぎ，12 月にイラク政府は全土の ISIL からの解放を宣言した。イラクは，2003 年以来取り組んできた復興を達成する重要な時期を迎えている。我が国は，復興の進展に不可欠な多数の国内避難民の帰還と定着を後押しするため，９月に緊急無償資金協力（450 万ドル），30 年２月には補正予算（約１億ドル）を通じた人道・安定化支援を実施した。また，インフラ復興を通じてイラクの国作りを支援するため，８月の薗浦総理大臣補佐官のイラク訪問の際に「ハルサ火力発電所改修計画（フェーズ２）」の円借款供与（供与限度額 215.56 億円）に係る交換公文，９月には「財政改革開発政策借款（Fiscal Reform Development Policy Loan:DPL）」の円借款供与（供与限度額：300 億円）に係る交換公文の署名を行った。加えて，30 年２月にクウェートで開催されたイラク復興支援会合では，佐藤外務副大臣からイラク国民が一体となった国造りへの期待を表明するとともに，我が国の対イラク支援策を説明した。
（２）イラクでは宗派・民族を超えた国民融和の実現が長年の課題となっている。ISIL 支配地域の解放作戦ではシーア，スンニ，クルド等のイラクを構成する宗派・民族が結束した一方で，９月にクルディスタン地域の独立の是非を問う住民投票が実施されたことを受け，イラク連邦政府とクルディスタン地域政府の間で緊張が高まった。我が国は，11 月の佐藤外務副大臣のイラク訪問，12 月の河野外務大臣とアバーディー首相の会談，30 年１月の薗浦総理大臣補佐官とアバーディー首相の会談，同２月の佐藤外務副大臣とアバーディー首相の会談といった要人訪問の機会を通じ，30 年５月に予定される国民議会選挙等の機会を捉えて国民融和を実現し，復興を前進させるよう呼びかけた。また，30 年２月に JICA 事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等５名に対し，日本の戦後復興の経験を紹介するとともに，堀井巌外務大臣政務官から国民融和の実現を働きかけた。

２　アフガニスタン

（１）５月末，アフガニスタンの首都カブールで大規模テロ事案が発生し，150 名以上の死者及び 320 名以上の負傷者が発生。この爆発テロにより，カブールの日本大使館も物理的被害を受けた。現地では，同事案以降も不安定な治安状況が継続しており，日本による支援は，現地の治安情勢を踏まえ，大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮し，可能な限りの支援を行うこととなった。このような状況下においても可能となる国際機関を通じたアフガニスタンの治安維持のための警察官への支援，人づくりのためのアフガニスタン人の日本への招へい事業（未来への架け橋中核人材育成プ

ロジェクト）等を積極的に行った。さらに，我が方政務がアフガニスタン政府と接触する機会（例：在京アフガニスタン大使と中根外務副大臣，佐藤外務副大臣との面談）等を最大限活用し，現地の治安改善に向けた働きかけを積極的に行った。

（２）「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」のフォローアップのためのドナーとの協調については，効果的な支援のため，我が国は，ドナー会議に積極的に参加し，各国との協調に努めた。具体的には，６月及び 30 年２月に開催されたアフガニスタン和平のためのカブールプロセスへの出席，地域協力の協議体である９月，12 月のイスタンブール・プロセス会合，11 月の第７回アフガニスタン地域経済協力会議（RECCA-Ⅶ）へも参加し，ドナーとの対話を通じた情報収集とともに，我が国の支援をアピールする機会ともなった。

測定指標１－３　イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化，及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し　＊

中期目標（--年度）

イランの核問題の最終合意の着実な履行を支援し，伝統的な二国間関係を一層強化するとともに，イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

28 年度

年度目標

１　国際社会と協調しつつ，イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。

２　「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し，イランとの伝統的友好関係を一層強化する。

３　円借款や無償資金協力など ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。

４　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め，地域の平和と安定のために役割を果たすよう，二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

１　９月の薗浦外務副大臣のイラン訪問，同月の日イラン首脳会談，12 月のザリーフ外相訪日といった要人往来を通じ，イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また，12 月のザリーフ外相訪日の際には，27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき，核合意の継続的遵守のための支援を目的とし，IAEA を通じた原子力安全分野への協力に 55 万ユーロ，保障措置分野への協力に 150 万ユーロの支援を決定した旨発表した。さらに，日イラン二国間の枠組における JICA を通じた原子力安全等の分野での研修案件に向けて，イラン側との調整を進めた。

２　27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき，６月，イランにおいて第一回目となる「日・イラン協力協議会」を実施し，二国間関係の一層の強化に向け，広範な分野に亘る包括的な協議を行った他，「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した（第１回及び第２回経済協力作業部会（それぞれ３月及び 11 月），第１回文化・スポーツ作業部会（６月），第１回知的交流作業部会，第２回及び，第３回環境作業部会（環境政策対話）（いずれも 29 年２月））。

３　イラン側との間で，実現すれば約 20 年振りの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向けた調整を進め，イラン政府から本件円借款に係る要請書が提出された。また，イランに対し税関機材を供与する８億円を供与額とする無償資金協力に関する書簡の交換（29 年３月）を実施。さらに，29 年３月 27 日に，28 年２月に署名された日イラン投資協定のイラン側国内手続きの完了の通告を受領し，29 年４月 26 日に同協定が発効することとなるなど，日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。

４　９月の薗浦外務副大臣のイラン訪問，同月の日イラン首脳会談，12 月のザリーフ外相訪日といった要人往来を通じ，イラン側に対して累次，中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め，中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また，中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から，28 年度第三次補正予算（中東・北アフリカ・欧州）において，イラン向けの案件として環境，人材育成等の分野での支援を進めるため UNDP，UNHCR，UNODC，ICRC，UNIDO 向けに総額 690 万ドルの支援を決定した。

29 年度

年度目標

１　国際社会と協調しつつ，イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。

２「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し，イランとの伝統的友好関係を一層強化する。

３　円借款や無償資金協力など ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。

４　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め，地域の平和と安定のために役割を果たすよう，二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

１　９月の高村総理大臣特使のイラン訪問，同月のニューヨークにおける日イラン首脳会談及び日イラン外相会談といった要人との会談を通じ，イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また， 27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき，核合意の継続的遵守のための支援を目的とし，９月，本邦にてイラン原子力庁職員に対して保障措置トレーニングコースを実施した。更に 30 年２月には，同じく本邦にて日イラン二国間の枠組みにおける JICA を通じた原子力安全等分野での研修を実施した。今後も，IAEA の平和的利用イニシアティブ（PUI: Peaceful Uses Initiative）も活用し，イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し，核合意履行に協力していく予定である。

２　27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき，30 年２月，日本において第二回目となる「日・イラン協力協議会」運営委員会／第 12 回局長協議を実施し，二国間関係の一層の強化に向け，広範な分野に亘る包括的な協議を行った他，「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した（第３回経済協力作業部会（10 月），第２回文化・スポーツ作業部会（10 月），第３回医療保険作業部会（30 年２月），第３回環境作業部会（第４回環境政策対話）（30 年２月），第９回貿易・投資作業部会（10 月））。その他，第 25 回外務次官級協議（30 年３月），第 12 回人権対話（７月），第 10 回領事当局間協議（30 年１月）といった協議を実施し，地域情勢や今後の日イラン二国間の協力案件のとり進め方について議論を深めた。

３　４月，28 年２月に署名された日イラン投資協定が発効し，日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。また，実現すれば約 20 年振りの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向け，日本側で案件の具体化に向けた文言等の調整が進められている。更に，イラン・テヘラン市に対する大気汚染分析機材を供与する 12 億 4,200 万円を供与限度額とする無償資金協力，及び循環器系疾患とがんの早期発見・治療に必要な機材を供与する 15 億 3,400 万円を供与限度額とする無償資金協力に関する書簡（いずれも 30 年２月）をそれぞれ交換した。

４　９月の高村総理特使のイラン訪問，同月の日イラン首脳会談及び日イラン外相会談等を通じ，イラン側に対して累次，中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め，中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また，中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から，29 年度補正予算（中東・北アフリカ・欧州）において，イラン向けの案件として環境，人材育成等の分野での支援を進めるため UNDP，UNHCR，UNODC，UN-HABITAT 向けに総額 350 万ドルの支援を決定した。

測定指標１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援　＊

中期目標（--年度）

中東・北アフリカ諸国の社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

28 年度

年度目標

１　28 年３月までに総額約 16.1 億ドルのシリア・イラク及び周辺国支援を実施してきている我が国としては，引き続き，その強みである人道支援を中心に，安保理，国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において，国際社会と緊密に連携しながら，シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には，特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ，かつ，シリア周辺国の負担を緩和しつつ，シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう，28 年２月に開催されたシリア危機に関する支援会合で表明した約 3.5 億ドルの支援を始めとする支援を着実に実施する。

２　北アフリカについては，地域の安定化のため，治安対策強化に資する支援や人材育成，各国の社

会経済改革への支援等，暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。特にチュニジアにおけるＧ７フォローアップ・プロセスについては，日本がＧ７議長国であることも踏まえ，チュニジア及びマグレブ地域の治安の安定に向けて同取組をリードし，同国及び同地域の政治・経済発展の下支えを行っていく。

３　シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃殺害テロ事件に代表される暴力的過激主義の台頭や，リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ，情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し，経済関係の維持を図る。

施策の進捗状況・実績

１　シリア

日本は，一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず，政治的解決が不可欠であるとの立場をとると同時に，継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることも重要であるとの考えの下，以下の取組を実施した。

政治面については，５月にウィーンで開催された「国際シリア支援グループ（ISSG）閣僚会合」に日本は初めて参加し，鈴木シリア問題担当大使を派遣した。また９月に国連総会ハイレベルウィークに際して開催された同会合には，岸田外務大臣が参加し，国際社会における我が国のプレゼンスを示した。

シリアに対する人道支援としては，４月に国連開発計画（UNDP）を通じた無償資金協力「危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要性に対応するための電力安定供給計画」，８月に国連児童基金（UNICEF）及び世界保健機関（WHO）を通じた「シリア国内におけるワクチン接種キャンペーン支援のための緊急無償資金協力」，９月に UNICEF 等の３機関を通じた「シリア危機における人道状況改善のための緊急無償資金協力」，及び 29 年３月に UNDP を通じた無償資金協力「シリアにおける人道的必要性に対応するためのジャンダール火力発電所ローター改修計画」につきそれぞれ実施を決定した。また，シリア及び周辺国に対する人道支援として，28 年補正予算で約 2.4 億ドルの支援を実施した。これにより，29 年３月までに，我が国のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約 19 億ドルに達した。

２　エジプト

28 年２月のエルシーシ大統領訪日の際に合意された，エジプトの就学前・基礎・高等・技術教育に対し，日本の教育の特徴を生かした包括的な支援を行うエジプト・日本教育パートナーシップや電力分野における協力に基づき，無償資金協力として７月に「エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画」，円借款として「電力セクター復旧改善計画」の実施を決定した。また，９月の G20 杭州首脳会合で安倍内閣総理大臣より経済・社会発展のための支援として，大エジプト博物館建設計画に対する追加支援を表明し，円借款供与（10 月）の実施を決定した他，博物館に隣接する保存修復センターに対し，専門家派遣や本邦研修実施等の技術協力を実施した。

３　北アフリカ

リビアについては，国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ，リビア国内の安定化のため，28 年度補正予算の枠組みで，インフラ復興，避難民への人道支援等に資する総額 400 万ドルの支援を決定した。

チュニジアについては，４月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し，チュニジアを始めとする地域情勢にかかる情報収集，治安分野における二国間協力のあり方につき広く議論を行った他，Ｇ７議長国として，27 年度に立ち上げた，治安分野におけるＧ７フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は，Ｇ７＋６（EU，ベルギー，スペイン，オランダ，スイス，トルコ）。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府，内務省，国防省，外務省代表が参加）では議長を務め，チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また，経済分野に関する大使会合のメカニズムを構築し，治安安定の下支えとなる経済分野でのマルチの支援体制を立ち上げた。その他，28 年度補正予算の枠組みで，国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じた高度な犯罪分析能力強化のための案件実施を決定した。

アルジェリアについては，28 年度補正予算の枠組みで，UNODC を通じた国境管理能力強化案件の実施を決定した。

モロッコについては，社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として，海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また，28 年補正予算の枠組みで，青少年の過激派への傾倒防止を目的としたユニセフを通じた案件を実施することを決定した。

駐在日本企業の安全確保に関しては，北アフリカ地域の在外公館が，在留邦人・企業に対する安

全連絡協議会を開催するなど，治安情勢に関する情報の提供に努めた。
北アフリカ地域の治安情勢は，モロッコ，アルジェリア及びチュニジアで大きなテロ事件は発生しておらず，一部の地域では改善傾向が見られるが，依然として不安定な状況にあり，注視が必要である。

29 年度

年度目標

１　我が国としては，引き続き，その強みである人道支援を中心に，安保理やＧ７，国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において，国際社会と緊密に連携しながら，シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には，特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ，かつ，シリア周辺国の負担を緩和しつつ，シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう，28 年補正予算で拠出した国連機関等を通じたシリア及び周辺国に対する約 2.4 億ドルの支援（食糧支援，水・衛生状況の改善，国境管理能力の強化，法制度整備，生活環境改善，職業訓練等）を始めとする支援を着実に実施する。

２　北アフリカについては，地域の安定化のため，治安対策強化に資する支援や人材育成，各国の社会経済改革への支援等，暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。リビアについては，EU やイタリアが取り組んでいる国境管理能力の強化を後押しする形で，我が国は人道支援を実施することにより，統一政府の自助努力を支援する。

３　シリアやイラクにおける暴力的過激主義の台頭や，リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ，情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し，経済関係の維持を図る。

施策の進捗状況・実績

１　シリア情勢の改善及び安定に向けた取組

日本は，一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず，政治的解決が不可欠であるとの立場を堅持している。同時に，継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることを重視し，以下の取組を実施した。

我が国は国連安保理非常任理事国の立場から，安保理での議論において 29 年にはシリア人道問題の共同ペンホルダー（決議案の起案・調整を行う国）となって，クロスボーダー支援（国境を越えて実施する支援）の延長に関する安保理決議（第 2393 号）の採択に繋げるなど，人道状況の改善に向け政治的にも積極的に貢献した。また，シリア政府を含めた関係当事者に対し，国際協力等による人道支援実施の確保や停戦の実施について継続的に働きかけた。

シリアに対する人道支援としては，９月にイラク・シリア及び周辺国の人道危機に対する緊急無償資金協力，シリア保健分野強化支援計画への支援（WHO との連携），11 月にはアレッポ人道的復旧及び強靱性強化計画への支援（UNDP との連携），ヨルダン北部のシリア難民受入地域に対する支援を実施するなど，人道状況改善に向けた協力を継続しており，29 年度補正予算では，シリア及び周辺国に対する人道支援として，約 2.2 億ドルの支援を実施した。これにより，30 年３月までに，我が国のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約 22 億ドルに達した。

２　北アフリカの国内改革のための支援，リビア統一政府の自助努力に対する支援

リビアについては，国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ，リビア国内の安定化のため，29 年度補正予算の枠組みで，インフラ復興，避難民への人道支援等に資する総額 400 万ドルの支援を決定した。これらを通じて，治安情勢の改善を図り，難民の流入等をコントロールすることにより，国境管理能力の整備を支援している。

また，30 年３月，リビア情勢に関する我が国の情報収集能力強化等の観点から，エジプトのカイロに避難していた在リビア大使館を，多くの在リビア外交団や国際機関が所在するチュニジアのチュニスへ移転した。チュニジアについては，30 年２月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し，チュニジアを始めとする地域情勢にかかる情報収集，治安分野における二国間協力のあり方につき広く議論を行った他，Ｇ７議長国として，27 年度に立ち上げた治安分野におけるＧ７フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は，Ｇ７＋６（EU，ベルギー，スペイン，オランダ，スイス，トルコ）。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府，内務省，国防省，外務省代表が参加）では議長を務め，チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また，経済分野に関する大使会合のメカニズムの枠組みで，治安安定の下支えとなる経済分野での多国間の支援体制の立ち上げを主導した。

モロッコについては，社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として，海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また，29 年補正予算の枠組みで，青少年の過激派への傾倒防止を目的とした UNICEF を通じた案件を実施することを決定した。

現地進出日系企業の安全確保に関しては，北アフリカ地域の在外公館が，在留邦人・企業に対する安全連絡協議会を開催するなど，治安情勢に関する情報の提供に努めた。

北アフリカ地域の治安情勢については，モロッコ，アルジェリア及びチュニジアで 29 年に大きなテロ事件は発生していない。依然として不安定な状況にあり，今後の情勢については注視しなければならないが，徐々に治安情勢は改善の方向に向かっており，29 年には我が方の危険情報レベルを一部の地域で引き下げた。

測定指標１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務レベル」以上（我が国政府代表は含まず）)	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	６	６	往来数の他，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	10

測定指標１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊，東アジア協力，ハイレベル会合等)

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	―	４	３	４	６

参考指標：対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(単位：万ドル)

(国際機関への拠出，無償資金協力，技術協力等の合計)	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	9,236	5,299	7,004

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
第１回日アラブ政治対話における河野大臣のスピーチ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/page3_002219.html）
第 196 回国会における河野外務大臣の外交演説
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html）
中東/中東和平，パレスチナ，イスラエル
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/index.html）

個別分野 ２　中東諸国との関係の強化

施策の概要

１　中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。
２　自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
３　湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標２－１　中東・イスラム諸国との交流・対話の深化　＊

中期目標（--年度）

我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話を深化させる。

28 年度

年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼醸成を図る。
３　湾岸地域の信頼醸成・協力促進をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し，政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相等の要人往来

我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており，ハイレベル間の意思疎通の機会として開発支援や経済連携など多様な分野の政策を推し進める契機となっている。

・トルコ

９月の国連総会の機会に，安倍内閣総理大臣とエルドアン・トルコ大統領が首脳会談を実施した。また，29 年１月には薗浦外務副大臣がトルコを訪問し，ユルドゥズ外務副大臣等と会談し，二国間の協力関係の促進及び地域情勢等につき意見交換を行った。

・エジプト

９月の G20 首脳会合の機会に，安倍内閣総理大臣はエルシーシ・エジプト大統領と首脳会談を実施した。また，８月に滝沢外務大臣政務官が，９月には薗浦外務副大臣がエジプトを訪問してイスマイール首相を表敬した他，９月にエルエナーニー考古大臣が訪日し，薗浦副大臣と二国間関係等につき意見交換を行った。

・ヨルダン

４月，米・ワシントンでの核セキュリティサミットの機会をとらえて日・ヨルダン首脳会談を実施し，９月には薗浦外務副大臣がヨルダンを訪問しタラーウネ・ヨルダン王宮府長官他と会談した。10 月にはアブドッラー２世国王が公式実務訪問賓客として訪日し，年度内２度目となる首脳会談を実施したほか，岸田外務大臣が同国王を表敬訪問し，難民支援，暴力的過激主義対策，中東和平等の中東地域情勢及び二国間協力に関して意見交換したほか，防衛協力及び交流に関する覚書の署名を行い，多様な分野において両国が更に協力を進めていくことで一致した。

・イラク

29 年１月に薗浦外務副大臣が日本の政務レベルでは約２年ぶりにイラクを訪問し，バグダッドにおいてアバーディー・イラク首相及びマアスーム大統領等への表敬を行った他，エルビルにてエルビル日本国領事事務所開所記念行事に出席するとともに，バルザーニ・クルディスタン地域政府（KRG）首相等と会談を行い，国民融和を働きかけるとともに，クルディスタン地域を含めた日・イラク関係を幅広い分野で強化していくことで一致した。

・アフガニスタン

29 年１月に薗浦外務副大臣が日本の政務レベルでは３年ぶりにアフガニスタンを訪問し，ガーニ・アフガニスタン大統領及びアブドッラー行政長官への表敬を行った他，カルザイ外務副大臣との間で約５年ぶりとなる第３回日・アフガニスタン政策協議を実施した。アフガニスタンにお

ける改革及び治安改善への努力を強く求めたところ，アフガニスタン側からは真摯に取り組む旨の強い意志が示された。

・湾岸諸国

５月，クウェートのジャービル首相が公式実務訪問賓客として訪日の際に日・クウェート首脳会談を実施し，政治，経済，文化等の幅広い分野で「包括的パートナーシップ」を強化していく意思を確認する「日・クウェート共同声明」を発表した。

９月，国連総会出席の機会をとらえてカタールのタミーム首長との間で日・カタール首脳会談を実施したほか，10 月にはムハンマド外相との間で外相会談を実施し，経済関係に加えて，政治・文化等幅広い分野で協力関係を強化していくことを確認した。

29 年３月，オマーンのアマワリ諮問議会議長が衆議院議長招待により訪日した際，安倍内閣総理大臣との会談を実施し，政治分野に留まらず経済や文化等の分野にも協力関係を広げていくことで一致した。

サウジアラビアとの間では，29 年３月，サルマン国王が同国国王としては昭和 46（1971）年のファイサル国王訪日（国賓）以来，46 年振りとなる訪日（公式実務訪問賓客）を果たし，日・サウジアラビア首脳会談を実施したほか岸田外務大臣による同国王表敬なども行われた。９月にはムハンマド副皇太が訪日（公式実務訪問賓客）し，安倍内閣総理大臣と会談した。外相レベルでは９月の国連総会出席の機会をとらえて日・サウジアラビア外相会談を実施した。また，10 月には，世耕経済産業大臣が日・サウジ・ビジョン 2030 共同グループ閣僚会合及び第 12 回日・サウジ合同委員会出席のため同国を訪問した（薗浦外務副大臣同行）。一連の会談を経て，両国は戦略的パートナーとして協力関係を深めた。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

12 月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。双方から５名ずつ計 10 名が訪日し，相互の信頼醸成を図った。同事業はイスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を我が国に招へいし，意見交換や様々な行事をこなし，一定期間共に過ごすことを通じて相互の信頼関係を構築することを目的としており，28 年度で 19 回目となった。今回のプログラムでは，同部屋での宿泊や日本人大学生との意見交換などを通じ，相互理解を深めることができた。

３　湾岸地域：ワークショップ

湾岸諸国との間での要人往来が盛んに行われ二国間の交流の機会が多く実現したこともあり，ワークショップとしては湾岸諸国のみを対象とした形で開催せず，緊張が続く湾岸・イラン間の信頼醸成に向け，29 年２月に双方の有識者を呼んで，東京にて中東の諸問題に関する地域フォーラムを開催した。個人の資格で出席した有識者が地域情勢についての分析等を披露しつつ，信頼醸成に向けて克服すべき課題等について意見交換を行った。湾岸諸国との関係強化に向けたワークショップ以外の施策としては，二国間の要人往来に加え以下を実施，乃至参加し，湾岸地域の信頼醸成や協力促進に向けた意見交換を深めるとともに，湾岸諸国間での対話の実施を働きかけた。

５月，第４回日本・アラブ経済フォーラム（武藤外務副大臣出席）

10 月，第３回日・オマーン政策対話（薗浦外務副大臣出席）

11 月，第２回日・カタール外務省間政策対話，及び第２回日・カタール安全保障対話（いずれも事務レベル）

11 月，第１回日・サウジアラビア安全保障対話（事務レベル）

12 月，第３回日・バーレーン安全保障対話，第４回日・バーレーン政策協議（事務レベル）

29 年２月，ドバイの第５回ワールド・ガバメント・サミットに主賓国として薗浦外務副大臣出席（安倍内閣総理大臣ビデオメッセージ）

29 年度

年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼醸成を図る。

３　湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し，政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル対話の深化

我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており，ハイレベル間での意思疎通や，開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となっている。

・トルコ
　６月にチャブシュオール外相が訪日し，９月には安倍内閣総理が国連総会出席の機会にエルドアン大統領と首脳会談を実施し，また，12 月には河野外務大臣がトルコを訪問し，外相会談を実施した。地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。
・エジプト
　９月にカイロで開催された日アラブ政治対話に河野外務大臣が出席し，シュクリ外相との外相会談及びエルシーシ大統領表敬を実施し，教育分野での協力等について意見の一致を見た。
・ヨルダン
　７月にムルキー首相及びサファディ外相が訪日し，安倍内閣総理大臣との首脳会談及び岸田外務大臣との外相会談を開催し，経済協力や投資協定交渉開始の表明など，日ヨルダン友好関係の深化を図った。また，９月及び 12 月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し，外相会談を行った他，アブドッラー国王・ムルキー首相を表敬し中東情勢に関する意見交換を行った。
・イスラエル・パレスチナ
　４月に岸外務副大臣がイスラエル及びパレスチナ双方を訪問し，政府要人と中東和平問題等について意見交換を行った。また，12 月には河野外務大臣も双方を訪問し，中東和平実現に向けた協議を行った。
・イラク
　８月，バグダッドを訪問した薗浦総理大臣補佐官は，アバーディー・イラク首相及びジャアファリー外相と会談し，モースル解放を受けたイラク復興に向けて二国間協力を進めていくことで一致した。また，11 月，バグダッド及びバスラを訪問した佐藤外務副大臣は，ジャアファリー外相他と会談し，イラク復興における二国間協力や 31（2019）年の外交関係樹立 80 周年に向けた協力を進めることで一致した。
・湾岸諸国
　サウジアラビアとの間では，９月に河野外務大臣が訪問し，サルマン国王やムハンマド副皇太子を表敬。石油等のエネルギー分野を超えた二国間関係の拡大に向け，意見交換を行った。また，カタール及びクウェートとも外相会談を行い，経済及び文化等幅広い分野における両国関係の拡大に向け，協力していくことで一致した。
　12 月には，河野外務大臣が，日本の外務大臣として初めてバーレーンを訪問し，湾岸地域の安全保障に関する「第 13 回マナーマ対話」において中東地域の平和と安定に向けた日本の政策及び貢献に関するスピーチを行った。
　12 月及び 30 年１月，河野外務大臣はアラブ首長国連邦を訪問し，ムハンマド･アブダビ皇太子を表敬し，両国間の戦略的パートナーシップの下，幅広い分野における協力を確認した。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい
　11 月にイスラエル・パレスチナ双方から５名ずつの青年が訪日し，河野外務大臣を表敬し，中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作ることが重要である等の意見交換が行われた。
　この事業は，今回で 20 年目を数え，中東和平プロセスの停滞が懸念される中，将来を担う双方の世代間の交流を図ることを目的としており，地道ながらも，双方の信頼構成一助となるプログラムとなった。

３　ワークショップの開催
　30 年３月に，「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催。中東地域６か国から，各国において影響力を持つ宗教者や政府関係者を招へいした。河野外務大臣への表敬や外務省関係者とのラウンドテーブルを行い，中東地域の恒久的な平和と安定の確保に向けた暴力的過激主義の根絶のための方策等について意見交換を行った。

測定指標２－２　自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進，投資・エネルギー分野における経済関係強化　＊

中期目標（--年度）
　中東諸国との経済関係を強化すべく，各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。

28 年度
年度目標
１　日・トルコ EPA，日・トルコ社会保障協定は実質合意に向け交渉を継続する。その他各種経済条

約の締結に向け交渉を促進する。27 年 12 月に実質合意を迎えた日・イスラエル投資協定については，早期署名及び締結に向けて，留保表（各締約国の一定の措置又は分野について協定の義務の適用を留保するもの）の作成を含め必要な作業を進めていく。
２　日・GCC・FTA の交渉再開に向け，要人往来の機会等を捉え，引き続き GCC 側への働きかけを行う。

施策の進捗状況・実績
１　各種経済条約の締結促進
（１）日・トルコ EPA
28 年６月に第５回，29 年１月に第６回交渉会合を実施し，物品貿易や投資等の各分野について議論を行った。
（２）日・トルコ社会保障協定
４月に第５回政府間交渉を開催した後，外交ルートを通じた書面交渉を累次にわたり実現した。
（３）イスラエルとの投資協定
留保表の作成及び法制局審査を集中的に行い，29 年２月，先方財務相を日本に迎えて署名式を実施。我が方においては締結に向けた国会プロセスも終え，３月，国会提出の閣議決定を行った。
２　日・GCC・FTA
交渉の再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し，累次働きかけを行ったが，今後の交渉の進め方について GCC 内部で引き続き調整中であり，再開には至らなかった。
３　二国間投資協定
（１）サウジアラビア
29 年３月，効力発生のための公文を交換し，同４月７日付けで発効することとなった。
（２）アラブ首長国連邦，カタール
いずれも 28 年度中に，双方の立場を明らかにし論点を明らかにするための非公式の調整を重ね 29 年４月に予定されている交渉会合に向けて準備を進めた。
（３）バーレーン
政策協議において双方の前向きな意思が確認されたことから，バーレーンとの間で投資協定交渉を開始することとなり，29 年２月，第１回目の投資協定交渉を開催した。
（４）イラン
28 年２月の署名から約１年後の 29 年３月，イラン側の国内手続が完了し，効力発生のための国内手続き完了通知をイラン側から受領し，同４月 26 日付けで発効することとなった。
（５）モロッコ
５月にモロッコで開催された日・アラブ経済フォーラムの機会に，両国閣僚の間で，両国間の投資を促進するために法的インフラを整備する必要があることで一致したこともあり，５月，及び 10 月に第２回，及び第３回交渉会合をそれぞれ開催した。
（６）オマーン
29 年３月にマアワリー諮問議会議長が訪日した際に，27 年６月に署名された投資協定の早期発効に向け，オマーン国内で迅速に手続を進めるよう首脳レベルで働きかけた。

29 年度
年度目標
１　日・トルコ EPA，日・トルコ社会保障協定，その他各種経済条約
・日・トルコ EPA について，早期締結・発効に向け，交渉を継続する。
・日・トルコ社会保障協定は書面交渉を可及的速やかに終了できるよう積極的に働きかけ，実質合意を前提とした対面交渉を早期に開催し，全ての論点が合意し，実質合意に至った場合には 30 年度国会に提出できるよう必要な作業を進めていく。
・その他の各種経済条約に関しては，29 年度に第 193 回通常国会に提出済みの日・イスラエル投資協定，第 190 回通常国会で承認された日・オマーン投資協定の発効を目指す。
２　日・GCC・FTA
14 年３月 GCC 閣僚理事会での交渉再開方針決定を受け，GCC 事務局に我が国との早期交渉再開を働きかけ，29 年３月のサルマン・サウジアラビア国王訪日の際には安倍内閣総理大臣から交渉再開を働きかけた。GCC 諸国間の関係も注視しつつ，引き続き，日・GCC・FTA の交渉再開の可能性を追求する。

施策の進捗状況・実績

１　日・トルコ EPA，日・トルコ社会保障協定，その他各種経済条約
（１）日・トルコ EPA
　９月に第７回，30 年１月に第８回交渉会合を実施し，物品貿易，投資や知的財産等の各分野について議論を行った。
（２）日・トルコ社会保障協定
　対面，書面を通じた交渉は最終段階にあるが，労災保険の扱い等について外交ルートを通じて協議，調整を重ねた。
（３）その他（二国間投資協定）
・イスラエルとの投資協定
　６月，国会で承認され，10 月に発効した。
・ヨルダンとの投資協定
　２回の交渉会合が実施（10 月，12 月）され，30 年４月には第３回交渉会合が実施される予定である。30 年度の締結を目指し，交渉を継続している。
・アルジェリアとの投資協定
　３回の交渉会合が実施（９月，10 月，30 年２月）され，30 年４月には第４回交渉会合が実施される予定である。早期締結に向けて，交渉を継続している。
・日・オマーン投資協定
　６月，効力発生のための公文を交換し，７月 21 日付けで発効した。
・サウジアラビアとの投資協定
　予定どおり４月に発効した。
・イランとの投資協定
　予定どおり４月に発効した。
・アラブ首長国連邦との投資協定
　４月に第３回，第４回交渉会合を開催し，大筋合意に達した。
・バーレーンとの投資協定
　９月，第２回協定交渉会合を開催した。交渉の早期妥結に向け，調整を継続している。
・カタールとの投資協定
　４月に第３回交渉会合を開催した。次回交渉会合開催に向け，調整を継続している。
２　日・GCC・FTA　交渉の再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し，累次働きかけを行ったが，今後の交渉の進め方について GCC 内部で引き続き調整中であり，再開には至らなかった。

測定指標２－３　中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標（--年度）

１　湾岸諸国(GCC 諸国)
　エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で，互恵関係を強化する。
２　イラク
　イラクとの経済関係の強化を図る。

28 年度

年度目標

１　湾岸諸国(GCC 諸国)
（１）各国との各種協議の開催，日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での各種専門家会合開催やミッションの相互派遣等を年度内に着実に実施していく。
（２）同地域において，人材育成分野の協力を拡充する。
（３）要人往来の機会等をとらえ，東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議，大型インフラの輸出促進等の働きかけを継続していく。
２　イラク
　日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃，行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等，日本企業のイラク進出を側面支援する。また，毎年在イラク日本大使館が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて，両国経済関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　湾岸諸国
（１）９月のムハンマド・サウジアラビア副皇太子の訪日に際して，サウジアラビアが国内で進める社会経済改革を後押しするため，「日・サウジ・ビジョン共同グループ」を立ち上げ，事務レベルの作業部会等を通じて，貿易投資，ファイナンス，エネルギー・産業，中小企業・能力向上，文化・スポーツ・教育を含む幅広い分野で，協力の方向性と具体的な協力事業の特定が進められた。その成果は，29 年３月のサルマン・サウジアラビア国王の訪日の機会に「日・サウジ・ビジョン」として発表され，今後の二国間協力の指針に位置付けられている。同国王の訪日の機会を捉えて，サウジアラビアとの間で数次査証発給の円滑化及び査証料の適正化を内容とする覚書に署名し，ビジネス関係者を含む人的交流の活発化に資することが期待される。
（２）さらに，中東地域との経済交流の活発化を目的として，官邸に「日・中東経済交流等促進会議」が立ち上がり，幅広い分野での協力促進に向けて省庁横断的に取り組む体制が整備された。
（３）29 年２月には，日・GCC 戦略対話行動計画に基づく環境専門家会合を東京で開催し，廃棄物政策，水質保全，気候変動対策等についての我が国の取組を紹介し，意見交換を行った。
（４）人材育成分野での協力については，クウェートとの間で技術協力協定の交渉を進める一方，サウジアラビアとの間では，「日・サウジ・ビジョン共同グループ」の枠組みで各分野におけるサウジ側のニーズを聴取し，専門家の短期派遣や訪日ミッションの受入等を実施した。
（５）日本産食品の輸出及び大型インフラの輸出促進に向けた働きかけを継続した。28 年度中に，カタールにおける放射線検査にかかる輸入規制の撤廃に向けて大きな進展が見られた。
２　イラク
（１）11 月１～10 日に開催された第 43 回バグダッド国際見本市において，我が国は，約 300 平米のパビリオンを設置し，15 社の我が国企業の出展を行った。実質的にイラク政府側のトップであるジュマイリー貿易相代行が開催初日に最初の視察先としたのが日本パビリオンであり，日本企業が誇る技術や製品に対するイラク側の関心の高さが伺えた。本見本市では，昨年に引き続き，日本がベストパビリオン賞を受賞する等，我が国企業の活動を効果的にイラク側へ発信することが出来た。
（２）我が国企業が抱えるイラク側からの代金等未払い問題への対処，行政手続きの簡素化，査証発給の迅速化等については，我が国ハイレベルからも累次に亘ってイラク側に働きかけた結果，イラク側から前向きな対応が取られたことで，状況が一定程度改善された。29 年１月には，薗浦外務副大臣がイラク（バグダッド及びエルビル）を訪問し，エルビル領事事務所の開所式に参列してクルディスタン地域及びイラクとの更なる関係強化を図る旨表明するとともに，アバーディー首相を含むイラク政府関係者と会談を行い，経済分野を含む重層的な両国関係の構築に合意した。また，イラク政府との間で，外交関係樹立 80 周年を見据えたさらなる協力関係強化のための共同プレスリリースを発出した。

29 年度

年度目標

１　湾岸諸国（GCC 諸国）
（１）各国との各種協議の開催，日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力を着実に実施していく。
（２）同地域において，人材育成分野の協力を拡充する。
（３）要人往来の機会等をとらえ，湾岸諸国の社会経済開発における我が国の技術の積極的な活用，我が国の知見を踏まえた文化・スポーツ・教育分野での協力を積極的に進めていく。
２　イラク
日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃，行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等，日本企業のイラク進出の側面支援を継続する。また，毎年在イラク日本大使館が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて，引き続き両国経済関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　湾岸諸国（GCC 諸国）
（１）各種協議，日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力
各種協議，日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力として，日本とサウジ双方で課長級の日・サウジ・ビジョン 2030 サブグループ会合を複数回開催。具体的協力の例としては，９月にサウジアラビア国家遺跡観光庁職員２名が訪日し，遺跡・観光に関する研修を実施した。
（２）人材育成分野の協力
人材育成分野の協力においては，サウジ日本自動車技術高等研修所において自動車整備工の研

修，プラスチック加工高等研修所における技術者の研修，サウジアラビア電子機器・家電製品研修所における電子機器，家電製品メンテナンスの研修を継続して実施した。また，クウェートとは人材育成分野の協力の端緒となる技術協力協定が７月に署名された。

（３）社会経済開発における我が国技術の活用，文化・スポーツ・教育分野での協力

社会経済開発における我が国技術の活用，文化・スポーツ・教育分野での協力については，４月，日本人オーケストラが初のサウジアラビアでの公演を実施し，サウジアラビアにおける文化・娯楽振興の重要な契機となった。また，30 年１月から東京国立博物館とサウジアラビア国家遺産観光庁との協力で，東京国立博物館で「アラビアの道」展が開催された。この他，UAE では日本に倣い道徳科目が教育カリキュラムに取り入れられた。スポーツ分野では各国において様々な交流が行われているが,特にサウジアラビアの柔道専門家を 30 年１月から２月にかけ招へいし,指導を実施した。

２　イラク

（１）日本企業のイラク進出につながる取組として，８月の薗浦総理大臣補佐官のイラク訪問，11 月の佐藤外務副大臣のイラク訪問の機会等を通じてイラク要人への働きかけを行った。

（２）10 月 21～30 日に開催された第 44 回バグダッド国際見本市では，在イラク日本大使館が日本企業 19 社の出展をサポートした。日本企業の活動を効果的に発信し，イラク企業５社から日本企業の代理店になることを希望するとの表明がなされることにつながった。

測定指標２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい，イスラム世界との未来対話会合，日本・アラブ経済フォーラム等)

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	－	５	５	５	５

測定指標２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず）)	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	－	30	32	往来数の他，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	35

測定指標２－６　経済条約の締結数

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	－	２	３	３	４

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

日トルコ EPA

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html）

日ヨルダン投資協定

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005435.html）

日モロッコ投資協定

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/ma/page25_001277.html）

日アルジェリア投資協定

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/dz/page4_003372.html）

日・サウジ投資協定

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000957.html）

日・イラン投資協定

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002523.html）

日・オマーン投資協定

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002522.html）
日・ア首連投資協定第３回交渉会合の開催
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004471.html）
同第４回交渉会合の開催
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000146.html）
日・ア首連外相会談及びワーキングディナー
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004535.html）
日・バーレーン投資協定　第２回交渉会合の開催
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005067.html）
日・カタール投資協定　第３回交渉会合の開催
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004483.html）

施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅰ－６）

施策名(※)	**アフリカ地域外交**					
施策目標	**アフリカ開発の促進，アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化，及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため，以下を達成する。** **１　アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。** **２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。**					
施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	140	331	56	376
		補正予算(b)	△54	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	85	331	56	
	執行額(百万円)		43	202	47	

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	アフリカ部	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　TICAD プロセス，多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

１　TICADⅤ「横浜宣言」及び「横浜行動計画 2013-2017」並びに，TICADⅥ「ナイロビ宣言」及び「ナイロビ実施計画」を引き続き実施する。また，29 年の TICAD 閣僚会合を成功裏に開催する。
２　Ｇ７及びアジア諸国等と連携し，アフリカ開発に向けた取組を進める。
３　アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献

測定指標１－１　TICAD プロセスの推進　＊

中期目標（--年度）

TICAD プロセスを通じ，アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに，アフリカ各国との協力関係を強化し，ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

28 年度

年度目標

１　TICADⅤの成果文書に基づき，経済成長の促進，インフラ整備・能力強化の促進等の各分野で，TICADⅤで表明したアフリカ支援策（25 年－29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）を関係機関と協力し確実に実施する。
２　TICAD 閣僚会合等の関連会合の開催及び進捗報告書の作成により TICADⅤフォローアップを行う。
３　TICADⅥにおいて，共催者，他ドナー諸国，国際機関及び NGO 等を含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた成果文書の策定及び成果文書に基づく支援策の着実な履行を目指す。

施策の進捗状況・実績

１及び２

８月の TICADⅥ開催に先立ち，TICADⅤ進捗報告書（25－27 年）を日・英・仏の３言語で作成した。同報告書には，25 年から 27 年までの３年間に，TICADⅤで採択された「横浜行動計画 2013－2017」に沿って，日本，アフリカ及びパートナー（国際機関，アフリカ以外の諸外国等）が行った取組を記載した。日本の取組については，TICADⅤで表明したアフリカ支援策（25 年－29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）に関して，５年間の TICADⅤコミットメントのうち 27 年までの３年間で進捗率が約 68%に達していることを示した(具体的には ODA 総額約 9,500 億円，非 ODA１兆 2,180 億円を実施（29 年８月の TICAD 閣僚会合の場で公表することも念頭に 28 年の進捗を集計中。））。同報告書は，６月にガンビア・バンジュールにおいて開催された TICADⅥ閣僚級準備会合において会合出席者に共有されるとともに，外務省ホームページ上で公表された。

６月の TICADⅥ閣僚級準備会合においては，TICADⅤフォローアップのためのセッションを開催した。同セッションでは，TICAD 共催者（日本政府，世界銀行，国連開発計画（UNDP），国連，アフリカ連合委員会（AUC））から，TICADⅤの６つの重点事項（Ⅰ．民間セクター主導の成長促進，Ⅱ．インフラ整備の促進，Ⅲ．農業従事者を成長の主人公に，Ⅳ．持続可能かつ強靱な成長，Ⅴ．万人が成長の恩恵を受ける社会の構築，Ⅵ．平和と安定，グッドガバナンス）のそれぞれにおける進捗状況につき報告を行い，続いて会合参加者（アフリカ諸国，国際機関・地域機関等）との間で意見交換を行った。

３　６月の TICADⅥ閣僚級準備会合において，TICADⅥの成果文書である「ナイロビ宣言」及び「ナイロビ実施計画」の内容について，閣僚級でおおむね意見の集約を図ることができた。これらの成果文書は，８月の TICADⅥ直前に開催した TICADⅥ閣僚級事前会合において，閣僚級での意見の集約を見た後，共催者，アフリカ各国，援助諸国，国際機関及び NGO 等の市民社会の出席を得た TICADⅥ首脳会合（於：ケニア・ナイロビ）において採択された。

ナイロビ宣言では，国際資源価格の下落，エボラ出血熱の流行及び暴力的過激主義の頻発という 25 年以降に顕在化したアフリカの開発をめぐる環境変化を踏まえ，経済の多角化・産業化，強靱な保健システム促進及び社会安定化促進を優先分野とし，今後３年間で国際社会が取り組むべき施策

を打ち出した。
　また，TICADⅥにおいては，安倍内閣総理大臣から，我が国による取組として，28－30 年の３年間で，ナイロビ宣言の３つの優先分野に則し，我が国の強みである質の高さを活かした約 1,000 万人の人材育成を始め，官民総額 300 億ドル規模の質の高いインフラ整備や保健システム構築，平和と安定の基礎作り等のアフリカの未来への投資を行う旨発表した。サイドイベントを含めた会議参加者はこれまでの TICAD で最大の 11,000 名以上となり，前回（TICADⅤ）の約 4,500 名を大きく上回った。また，安倍内閣総理大臣に同行する経済ミッションとして，経団連会長を始めとする 77 の企業・団体が会議に出席し，同時開催されたビジネスカンファレンスの場で合計 73 本の覚書に署名した。参加人数及び官民のコミットメントの規模において，これまでの実績を上回る成果を上げ，初のアフリカ開催を歴史的成功に導くことができた。会議自体は歴史的成功であったが，日本がコミットした官民総額 300 億ドルは，他のドナー国との比較では必ずしも量的優位に立つものではなく，実施に際して，質的拡充の努力を要している。

29 年度

年度目標

１　TICADⅤで表明したアフリカ支援策（25 年－29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）を関係機関と協力し確実に実施する。
２　TICADⅥで表明した「アフリカの未来への投資」（28 年－30 年（暦年）で官民総額 300 億ドル）を関係機関と協力し確実に実施する。
３　TICAD 閣僚会合等の関連会合の開催及び進捗報告書（29 年公表予定）の作成により着実にフォローアップを行う。
４　31 年に日本で開催予定の TICAD７に向けた，他のドナー国との質的差異化を念頭に開催地及び日程の調整，テーマ検討等の準備を戦略的に進める。

施策の進捗状況・実績

１，２及び３
　６月に TICAD プロセスモニタリング合同委員会を，８月に TICAD 閣僚会合をモザンビークのマプトにて開催し，TICADⅤ及び TICADⅥの成果文書に基づく取組について，日本，アフリカ，各国・機関を含む国際社会の実施状況を確認した。TICAD 閣僚会合に向けて「TICAD 進捗報告 2017」及び「日本の取組 2017 年」を日・英・仏・ポルトガルの４言語で作成し，閣僚会合で配付するとともに，外務省ホームページで公表した。「TICAD 進捗報告書 2017」や「日本の取組 2017 年」では，TICADⅤ及びⅥで表明した取組に関して，日本が，28 年以降 50 億ドル以上の取組を実施し，25 年以降，総額約 2.67 兆円（約 267 億ドル，うち ODA 約 1.39 兆円（約 139 億ドル））の取組を実施したことを報告するとともに，「アフリカの成長のための経済改革」及び「人間の安全保障及び強靱な社会の促進」に関する具体的な事例を紹介しつつ進捗状況を確認した。
　TICAD 閣僚会合には，アフリカ 51 か国，開発パートナー諸国及びアジア諸国，国際機関及び地域機関並びに市民社会の代表等が参加した。開会セッション，全体会合１「TICADⅥ以降の進捗状況概観」，全体会合２「アフリカの成長のための経済改革」，全体会合３「人間の安全保障及び強靱な社会の促進」及び閉会セッションにおいて，TICADⅤ及びⅥの取組の実施状況につき各参加者から報告が行われた。日本からは河野外務大臣及び堀井学外務大臣政務官ほかが出席し，河野外務大臣は共催者（国連，国連開発計画，世界銀行及びアフリカ連合委員会）の代表とともに共同議長を務めた。各セッションにおいて河野外務大臣又は堀井学外務大臣政務官から，日本の取組を紹介した。また，閣僚会合では初めて，官民連携によるサイドイベント「日・アフリカ民間セクターとの対話」を実施し，日本及びアフリカ企業の約 180 社から計 400 名以上が参加した。さらに，武部環境大臣政務官が出席した「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を始め，市民社会や国際機関と協力し，サイドイベントを実施した。
４　横浜市が TICADⅣ（20 年）及び TICADⅤ（25 年）を開催した実績等を評価し，６月 16 日の閣議において，TICAD７の開催地を横浜市とすることが了解された。

測定指標１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進　＊

中期目標（--年度）

　新興国を含む他の援助国との政策協議を積極的に行い，また，Ｇ７関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り，

アフリカ開発を効果的に促進する。また，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで，国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

28 年度

年度目標

１　伊勢志摩サミットを始めとするＧ７関連会合では議長国として，また，その他のフォーラムにも積極的に参加し，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

２　仏，英，米，アジア諸国等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより，各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

１　５月に開催したＧ７伊勢志摩サミットにおいては，アフリカ連合（AU）議長のデビー・イトゥノ・チャド大統領をアフリカ代表として招待してアウトリーチ・セッションを実施し，議長国としてアフリカ開発に関する議論を主導した。同セッションでは，アフリカにおいて，保健や女性に加え，安全保障や気候変動にもしっかり取り組み，一体性のある，豊かで平和なアフリカの実現のためにＧ７が後押ししていくことで一致した。同セッションでの議論を受けて採択されたＧ７伊勢志摩首脳宣言には，「我々は，アジェンダ 2063 及びその最初の 10 年間の実施計画に記載されたようなアフリカの開発願望の促進を，アフリカ連合及びそのメンバーと協力して支援する用意がある」と明記されるとともに，TICADⅥに対する期待も示された。

また，12 月には，Ｇ７アフリカ・クリアリングハウス会合を東京で開催した。同会合はアフリカの開発の前提となる平和と安定に関して専門家レベルで議論を行うものであり，我が国からはアフリカ PKO 訓練センター支援を紹介し，Ｇ７各国との効果的な連携の在り方について議論した。

29 年２月にドイツで行われたG20 外相会合においては，アフリカ諸国とのワーキングランチが実施され，我が国も出席した。また，同月イタリアで実施されたＧ７アフリカ局長会議にも出席し，アフリカにおける平和と安定に向けた取組，AU を始めとする地域機関との連携強化等について議論を行い，Ｇ７外相会合の成果文書に盛り込むべき要素をまとめた文書の作成に積極的に参加した。

２　仏との協力に関しては，８月の TICADⅥにおいて，仏から閣僚級の参加を得て，TICAD 史上初となる日仏共催サイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ」を実施した。同イベントでは，27 年 10 月にヴァルス首相と安倍内閣総理大臣により発出された「アフリカにおける持続可能な開発，保健及び安全のための日仏計画」の実施の進展が確認された。（主に持続可能な開発についての日仏協力の進展を確認した。具体的には，コートジボワール政府，JICA 及び仏開発庁（AFD）との間で，アビジャンにおける持続可能な都市についての業務協力協定（MOC）が署名され，関係機関間の協力の枠組みが具体化された。また，三菱商事と仏トタル社の両子会社間でケニアにおける太陽光エネルギーの開発を目的とする覚書（MOU）が，さらに，三菱商事と仏エジス社の間でコートジボワールにおける水分野の開発を目的とする覚書（MOU）を含む２件，計３件の覚書が署名された。）

英との間では，TICADⅥの機会に，JICA・英国政府・赤十字国際委員会（ICRC）の共催で，サイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが平和な社会を創る」が開催されるなど，アフリカに関する日英協力に進展が見られた。

米との間では，TICADⅥのサイドイベント（JICA 主催）の機会に，「アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書」への署名を行った。同覚書においては，日本の TICAD プロセスにおけるエネルギー関連政策を，米主導のパワー・アフリカ・イニシアティブと協調させ，クリーン・エネルギーへの投資促進や東アフリカにおける地熱発電の促進等の分野で協力を強化することとした。

インドとの間では，11 月，アフリカに関する日印政策協議（局長級）を実施し，開発政策を始めとする対アフリカ政策における連携強化につき協議した。

他方，実施が予定されていた日中韓アフリカ政策協議は日程調整がつかず，開催されなかった。

29 年度

年度目標

１　Ｇ７関連会合では，サミットやその他のフォーラムにも積極的に参加し，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

２　仏，英，米，アジア諸国等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより，各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

１　５月に開催されたＧ７タオルミーナ・サミットにおいて，アフリカ諸国首脳が招待されたアウトリーチ・セッションでは，アフリカの課題にアフリカとともに対処し，アフリカの豊かな潜在性を持続可能な成長につなげていくとの観点から，主に，アフリカのイノベーションと開発について議論が行われた。安倍内閣総理大臣から，日本の支援は，アフリカの人々を大切にしていることや，日本の科学技術・イノベーションを生かしつつ，IT・科学技術分野を含む３万人の産業人材育成や，エネルギー開発を含む質の高いインフラ投資等を通じて，貢献していくとともに，成長の大前提として，人間の安全保障及び平和・安定の確保に関する支援を紹介した。アウトリーチ参加国・国際機関からも支持が表明されるとともに，複数のアフリカ諸国から，アフリカ開発会議（TICAD）を始めとする日本の貢献に対する謝意が述べられた。同セッションでの議論を受けて採択されたＧ７タオルミーナ首脳コミュニケは TICADⅥに言及しており，アフリカは高い優先事項であり，アフリカ諸国等との協力・対話を強化していくことをＧ７諸国とともに確認した。

その他，７月に開催されたG20 ハンブルク・サミットにおいては，アフリカの経済成長を促進し，女性・若者の雇用を創出し，移住の根本原因である貧困及び不平等への対処を支援すべく，G20 諸国とともに「G20 アフリカ・パートナーシップ」を立ち上げた。

２　仏との協力に関して，29 年１月に行われた第３回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）の共同発表で，「両国は，ジブチにおいて，海洋安全保障の分野における訓練について協力を実施することへの期待を確認した」旨発表した。10 月にジブチ地域訓練センター（DRTC）において，日・仏・ジブチの共催で「ジブチ行動指針にかかわる海洋安全保障に関する日仏共同プロジェクト」と題したセミナーを開催した。また，30 年１月にコートジボワールにおいて，「西アフリカ『成長の環』広域開発のための戦略的マスタープラン策定プロジェクト」に関する国際セミナーを開催し，仏開発省（AFD），仏企業等も参加した。

英との関係では，６月，アンゴラにおける地雷除去に関する英国と NGO「ヘイロー・トラスト」の間の契約の署名式がアンゴラで執り行われたことを受け，日本が実施中のヘイロー・トラストに対する支援と併せ，アンゴラにおける地雷除去のための日英連携が実現した。また，英国がセネガルの国連平和維持活動（PKO）要員に対し「紛争下の性的暴力防止（PSVI）」に関する研修を実施したのと並行して，日本は，性的被害犠牲者の医療アクセス改善のため，医療機材，救急車をセネガル政府に供与した。これらの日英連携は，７月に行われた第６回日英外相戦略対話でも言及された。

米との関係では，７月，TICAD プロセスにおける一層の協力の可能性を含め，米政府のアフリカ政策に関わる高官と意見交換を実施した。また，TICADVI で作成したアフリカにおけるクリーン・エネルギーの促進を目的とする協力覚書を踏まえ，米主導のパワー・アフリカ・イニシアティブとの協力に関し，定期的に情報交換を実施した。

インドとの関係では，９月に開催された日印首脳会談において，両首脳は，アフリカに関する日印政策協議及び TICAD 並びにインド・アフリカ・フォーラム・サミット（IAES）のプロセスを通じて，特定された優先施策に沿って，アフリカにおける協力と協働を更に進展させる考えを共有した。

また，首脳間の合意を踏まえ，ケニア，モザンビーク，マダガスカルにおいて現地での協議の場を立ち上げ，開発協力プロジェクトの連携について具体的協力案件の発掘・調整を進めた。

測定指標１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応　＊

中期目標（--年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより，人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し，ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

28 年度

年度目標

TICAD プロセスを通じた支援を継続するとともに，アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズに迅速に対応する。

１　感染症の流行，自然災害の発生等に起因する緊急の支援ニーズ

２　政情不安，大統領選挙の実施等に関する平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

１　８月には，南部アフリカ地域における食料不足に対応するため，国連世界食糧計画（WFP）経由で総額 500 万ドルの緊急無償資金協力を決定した。また，同月，TICADⅥにおいて，公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化及びアフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進のため，Ｇ７伊勢志摩サミットでの約 11 億ドルの拠出表明に関し，グローバルファンド，ワクチンアライアンス（Gavi）等を通じて，約５億ドル以上の支援をアフリカで実施することを表明した。さらに，29 年３月には，アフリカ地域における飢饉に対する緊急無償資金協力として，WFP を始めとする６機関を通じて，ナイジェリア・南スーダン・ソマリア・エチオピア・ケニアに対し，総額 2,600 万ドルの支援を行うことを決定した。

また，エボラ出血熱の流行を受けてアフリカ連合（AU）が設立を決定したアフリカ疾病対策予防センター（CDC）に対し，27 年度に引き続き，28 年度も支援を行うことを決定した。

２　アフリカの平和と安定に対する貢献として，PKO（国連平和維持活動）訓練センターへの支援を引き続き実施し，平和構築に携わるアフリカの人材育成に貢献した。また，サヘル地域，ソマリア，スーダン・南スーダン等においては，国際機関を通じた拠出金により，紛争やテロ防止，国内避難民や難民に対する支援等の緊急支援を行った。さらに，AU への拠出を通じ，アフリカの平和と安定に貢献した。AU への拠出を通じ，AU リエゾン・オフィスのほか，疾病予防管理センター（CDC）の設立及びその活動，更には女性のエンパワーメント支援を実施し，アフリカの平和と安定に貢献した。

29 年度

年度目標

TICAD プロセスを通じた支援を継続するとともに，アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズに迅速に対応する。

１　感染症の流行，自然災害の発生等に起因する緊急の支援ニーズ

２　政情不安，大統領選挙の実施等に関する平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

感染症，自然災害等に起因する緊急の支援ニーズに対し，以下のとおり迅速に対応した。

１　６月には，ウガンダに流入した難民及び受入れコミュニティへの人道支援を目的とし，国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を含む３つの国際機関経由にて 1,000 万ドルの緊急無償資金協力を実施した。９月には，飢饉の影響を受けた中東・アフリカ４か国（ソマリア，南スーダン，イエメン及びナイジェリア北東部）に対し，国連児童機関（UNICEF），国連世界食糧計画（WFP），世界保健機関（WHO），国連食糧農業機関（FAO）及び UNHCR を通じ，合計 1,100 万ドル（約 12 億 1,000 万円）の緊急資金協力を実施した。

10 月にはマダガスカルにおけるペストの流行に対し，同国政府からの要請を受け，国際協力機構（JICA）を通じ，緊急援助物資を供与した。

30 年２月には，モザンビークにおける豪雨被害に対し，同国政府からの要請を受け，JICA を通じ，緊急援助物資の供与を実施した。また，紛争と干ばつの影響により劣悪な人道状況下での生活を余儀なくされているソマリア及び中央アフリカの人々に対する支援として，合計 900 万ドル（約９億 9,000 万円）の緊急無償資金協力の実施を決定した。

２　アフリカの平和と安定に対する貢献として，PKO（国連平和維持活動）訓練センターへの支援を引き続き実施した。また，南スーダンの平和と安定を促進し，同国の衝突解決合意の合意事項を実行に移すための活動を支援するため，360 万ドルの政府間開発機構（IGAD）拠出金を支出した。さらに，アフリカ連合（AU）平和基金に，29 年度拠出分として 207,018 ドルを計上し，中央アフリカ共和国における平和と和解のアフリカ・イニシアチブ支援を通じてアフリカの平和と安定に貢献した。

参考指標：対アフリカ民間直接投資残高（５か年平均値，単位：億ドル）			
（出典:ジェトロ（日本貿易振興機構）日本の直接投資（残高）より算出）	実績値		
	23-27年	24-28年	25-29年
	95	92	96

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ 緊急・人道支援 国際緊急援助 緊急無償資金協力 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_2_3.html） 日・マダガスカル共同声明 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000313747.pdf）

個別分野 ２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

施策の概要

１　招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により，アフリカとの友好関係を促進する。

２　TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問，貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ，我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。

３　29年のTICAD閣僚会合に向け，メディア等を通じた広報活動を展開し，日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 72 回国連総会におけるアフリカ安保理理事国首脳等との会合における安倍内閣総理大臣発言（29 年９月 18 日）

測定指標２－１　アフリカとの対話・交流の推進　＊

中期目標（--年度）

アフリカとの対話・交流を，幅広い分野・レベルにおいて活発化することで，我が国に対する理解と信頼を高め，アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

28 年度

年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相，その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）アフリカ連合（AU）総会，TICAD 関連会合等の国際会議や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。

２　アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ，民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

３　文化・人的交流の一環として，在外公館主催の一般参加型イベント等，特定分野，レベルに限定しない交流機会を設ける。

施策の進捗状況・実績

１（１）国家元首に関しては，公式実務訪問賓客としてマハマ・ガーナ大統領（５月），実務訪問賓客としてニュシ・モザンビーク大統領（29 年３月）が，またＧ７伊勢志摩サミットの機会に AU 議長であったデビー・イトゥノ・チャド大統領がそれぞれ訪日し，安倍内閣総理大臣との首脳会談を実施し，共同声明を発出した。また，レツィエ三世・レソト国王が初めて日本を訪問（11 月）し，天皇皇后両陛下が御所でお会いになった。

さらに，外務省賓客としてンジャイ・セネガル外相（８月）が訪日し，岸田外務大臣との会談を行うなど，22 か国以上から閣僚レベルや事務方ハイレベルが訪日し，政務と会談を行った。

（２）６月にガンビアで実施した TICADⅥ閣僚級準備会合の際に，共同議長を務めた濵地外務大臣政務官が，アフリカ９か国の閣僚と二国間会談を行った。また，８月にケニアで実施した TICADⅥの機会に，安倍内閣総理大臣が 26 名のアフリカ首脳級参加者との間で個別又はグループの会談を行い，岸田外務大臣が 10 名のアフリカの閣僚級参加者及び７名の国際機関の長との間で個別又はグループの会談を行うなど，アフリカ諸国との二国間関係の強化に努めた。なお，TICADⅥの際，安倍内閣総理大臣はケニアに国賓として迎えられ，訪問中にはケニヤッタ・ケニア大統領と首脳会談を実施し，共同声明を発出するとともに，両国の閣僚間で日・ケニア投資協定への署名を行った。

その他，タロン・ベナン大統領の就任式（５月）に奥野信亮衆議院議員（日・AU 友好議員連盟副幹事長）を，ムセベニ・ウガンダ大統領の就任式（５月）に田中和徳衆議院議員（日・AU 議連副会長）を，アクフォ・アド・ガーナ大統領の就任式（29 年１月）に坂井学衆議院議員（日・ガーナ友好議員連盟会長）をそれぞれ総理特使として派遣し，各国新政権との関係強化に努めた。

さらに，平和と安定分野では，第３回「アフリカの平和と安全に関するダカールフォーラム」に

出席するため，武井外務大臣政務官がセネガルを訪問（12 月）し，開会式でスピーチを行ったほか，サル・セネガル大統領を表敬し，セネガルを始めとするアフリカ諸国の要人と二国間会談を行った。

２　TICADⅥに向けて，TICADⅥ官民円卓会議を 27 年度及び 28 年度（それぞれ４月，７月）に計４回開催し，対アフリカビジネスの現状を分析し，TICAD を通じてアフリカへの日本企業の進出促進をいかに図っていくか等について議論を重ね，「TICADⅥ官民円卓会議提言」として（１）今後の対アフリカ戦略に対する考え方，（２）TICADⅥを機に強化・追加すべき具体的分野・事項・施策，（３）官民連携強化アプローチ，（４）TICADⅥへの期待と決意等がまとめられ，TICADⅥに先立つ７月に，本会議の共同議長（経団連サブサハラ地域委員長及び経済同友会アフリカ委員長）から岸田外務大臣に提出された。

TICAD 史上初のアフリカ開催となった TICADⅥにおいては，総理大臣同行経済ミッションとして，77 団体の企業・大学等が参加し，22 の民間企業・団体が 26 のアフリカ諸国・国際機関等との間で計 73 本の覚書（MOU）に署名するとともに，「日アフリカ官民経済フォーラム」の立ち上げも表明されるなど，官民連携の面でも顕著な前進が見られた。TICADⅥ後も，内閣官房副長官の下に設置されたアフリカ経済戦略会議を実施し，政府一丸となって TICADⅥのフォローアップに取り組んだ。

３　アフリカ各国における日本外交への幅広い理解の増進を図るため，我が国有識者の見解のアフリカ各国における発信を目的として，在外公館主催の一般参加型イベントである講師派遣事業を実施した。具体的には，ガーナ，ケニア及びザンビアへ，国際保健分野で功績のある杉下智彦東京女子医科大学教授を派遣し，各国の在外公館主催による主にカイゼン方式に関する講演会（100 名程度の参加者）を実施した。

29 年度

年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相，その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ，民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

３　産業人材育成の一環として，関係部局と連携し，アフリカ諸国からの若者の受入れを実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）国家元首に関しては，公式実務訪問賓客としてコンデ・ギニア大統領（６月），ラジャオナリマンピアニナ・マダガスカル大統領（12 月），サル・セネガル大統領（12 月）がそれぞれ訪日し，安倍内閣総理大臣との首脳会談を実施し，二国間協力の推進，北朝鮮問題，国連安保理改革，国際法に基づく海洋秩序の維持・強化等を含む共同声明を発出した。

さらに，30 年２月にスエフ・コモロ連合外務・国際協力・仏語圏・在外コモロ人担当相が外務省賓客として訪日し，河野外務大臣と会談を行ったほか，ラバリ・ンジャカ・マダガスカル外相が大統領に同行する形で訪日し，河野外務大臣との会談を実施するなど，20 か国以上から閣僚レベルや事務方ハイレベルが訪日し，政務と会談を行った。

（２）８月にモザンビークで実施した TICAD 閣僚会合の際に，共同議長を務めた河野外務大臣がアフリカ 12 か国の閣僚と，同行した堀井学外務大臣政務官が，アフリカ８か国の閣僚とそれぞれ二国間会談を行った。また，安倍内閣総理大臣は第 72 回国連総会に出席のため，９月にニューヨークに出張した際，「アフリカ安保理理事国首脳等との会合」を開催し，アフリカ５か国の安保理理事国首脳と会談を行った。同会合で安倍内閣総理大臣は，アジアとアフリカの両地域にとっての喫緊の課題を議論したいとして，アフリカの平和と安定に対する諸課題に関し，南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣や PKO 訓練センター支援等を通じた日本の貢献を紹介するとともに，北朝鮮問題に関し，制裁の「抜け穴」が生まれないよう，国連安保理決議第 2375 号を含め，関連する安保理決議の完全な履行の重要性を強調し，アフリカ側首脳からは，日本の立場を強く支持する旨発言があった。さらに，河野外務大臣は，第 72 回国連総会出席のためニューヨークを訪問した際に，アフリカ諸国外相との夕食会を行い，「アフリカの平和と安定」に関する意見交換を行った。河野外務大臣は，同夕食会で，TICAD プロセスへの協力に謝意を述べるとともに，「制度構築」の重要性を指摘し，南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣，PKO 訓練センター支援

を始めとする日本の取組を紹介した。これに対し，アフリカ側の外相等から，日本は重要なパートナーであるとしつつ，TICAD プロセスの下での経済の多角化，インフラ整備，保健，平和と安定等の分野における支援に対し，謝意が述べられた。また，安保理改革を始めとして，国際社会の平和と安定に向けて，引き続き日本と協力していきたい旨発言があった。

その他，アンゴラ大統領就任式（９月）に佐藤外務副大臣，ケニア大統領就任式（11 月）に河井克行衆議院議員（自民党総裁外交特別補佐，日本・アフリカ連合（AU）友好議員連盟副会長），リベリア大統領就任式（30 年１月）に佐藤外務副大臣を総理特使として派遣し，各国新政権との関係強化に努めた。さらに，平和と安全分野では，第４回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに出席するため，佐藤外務副大臣がセネガルを訪問（11 月）し，その際，サル・セネガル大統領を表敬し，セネガルを始めとするアフリカ諸国要人と二国間会談を行った。

２　８月の TICAD 閣僚会合のサイドイベントとして開催された「日・アフリカ民間セクターとの対話」には，日本企業 49 社，アフリカ企業約 130 社から 400 名以上が参加した。同サイドイベントの中で，日本企業５社とアフリカ３か国の間で計５件の覚書（MOU）を披露する式典が執り行われた。また，30 年３月に TICAD７官民円卓会議第１回会議を開催し，対アフリカ・ビジネスの現状や TICAD７に向けて取り組むべき施策，官民連携の更なる強化の必要性等につき議論がなされた。加えて，今後実施される官民円卓会議第２回会合以降も議論を重ね，TICAD７に向けた提言作成に取り組んでいくことが確認された。

３　TICADⅥにおいて，「ABE イニシアティブ 2.0」として，将来の職長，工場長など現場の指導者の育成を含め，３年間で約 1,500 名の受入れを表明し，第一陣（26 年秋訪日）156 名，第二陣（27 年秋訪日）317 名，第三陣（28 年秋訪日）348 名に続き，29 年は 280 名について国内の大学等の教育機関及び日本企業への受入れを実施し，研修員が，日本企業へ就職しているほか，現地における日本企業関連事業を起業するなど，日本企業のアフリカ進出のための人脈形成に役立っている。

測定指標２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標（--年度）

活発な広報活動を通じ，我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに，我が国及びアフリカ諸国の国民，並びに国際社会の理解・関心を一層増進し，アフリカとの協力関係の強化につなげる。

28 年度

年度目標

１　アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係，TICAD 等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」のアフリカ開発関係者及び関係機関へ配布及びインターネット上の広報の活発化などを通じて，我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた広報活動を実施する。

２　外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい，及び我が国要人のアフリカ訪問，アフリカにおける TICADⅥ関連会合の開催，経済協力案件の実施等の機会を捉え，アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し，我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）「日本とアフリカ」のパンフレットに関しては，28 年度に 5,000 部を増刷し，JICA や地方自治体等関係機関や公共図書館等教育機関に広く配布した。また，28 年度末に同パンフレットの改訂を行い，外務省ホームページ上にも掲載した（前回改訂は 26 年度）。

改訂に当たっては，人口，経済状況等のアフリカ全体の基本的情報及び日本との経済的つながりについて更新するとともに，持続可能な開発のための 2030 アジェンダなどの国際社会における動きや TICAD プロセスについても最新の情報を記載した。

（２）また，我が国の対アフリカ外交について，国内のメディアへの出演，各種講演会等の機会を積極的に活用して発信した。主な案件は以下のとおり。

・岡田アフリカ部参事官が，日本アフリカ友好横浜市会議員連盟の総会で講演を実施（５月）した。また，在京アフリカ外交団やアフリカでのビジネスに取り組む民間企業関係者等とともに，ジャパンタイムズの TICADⅥ特集座談会に参加（６月）した。

・藤田 TICAD 担当大使が，上智大学（７月），東京大学（10 月）にて講演したほか，日本テレビ，フジテレビ等の番組に出演した。また，国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタ

2016」（10 月）の機会に，在京ケニア大使館のステージに出演した。

２　我が国の対アフリカ外交について，経済協力案件実施の機会や，国外メディアへの出演，オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じて，アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。

・各国ハイレベルが参加する経済協力案件の引き渡し式等の機会に，在外公館大使やその代理がアフリカハイレベルとともに出席し，その様子は現地メディアによって報道された。

・仏放送局 TV５Monde が，日本のアフリカ支援に関する特集番組を制作し，丸山アフリカ部長が出演し，３月末に世界８地域で放映された。

・安倍内閣総理大臣が，TICADⅥの機会を捉え，ハフィントン・ポスト（米国のオンラインメディア）に「アフリカの人々のために，クオリティ・アンド・エンパワーメント」というテーマで寄稿（８月）した。

・米ワシントン・ポスト紙，仏ル・モンド紙，レゼコー紙，独 FAZ 紙で TICAD の政策広告を実施した。

・外務省の招へいスキームを活用して，アフリカ８か国の記者を日本に招へいし，日本の取組を紹介した。また，Ｇ７伊勢志摩サミットの際にはアフリカ３か国の記者・テレビチームを招へいした。結果，11 か国で約 60 件の我が国の対アフリカ外交に好意的な記事が書かれ，テレビ番組を 400 万人が視聴した。

・上記の取組の結果，TICADⅥの際にはアフリカ・メディアに加え，国際通信社，FT 紙，ル・モンド紙等世界で広く報道され，その件数は 300 件以上に上った。

29 年度

年度目標

１　アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係，TICAD 等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」のアフリカ開発関係者及び関係機関への配布及びインターネット上での広報の機会の増加・TICAD 閣僚会合の機会を捉えた広報活動などを通じて，我が国国民のアフリカや我が国の対アフリカ政策への理解及び関心を増進させ，世論調査等の結果にも反映することを目指す。

２　外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい，及び我が国要人のアフリカ訪問，アフリカにおける TICAD 関連会合の開催，経済協力案件の実施等の機会を捉え，アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し，我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　我が国の対アフリカ外交について，国内のメディアへの出演，各種講演会等の機会を積極的に活用して国内へ発信した。主な案件は以下のとおり。

（１）紀谷アフリカ部参事官が，「南スーダンの平和構築と日本の役割」をテーマに，模擬国連会議（12 月），関西学院大学（30 年１月），日本国際平和構築協会（30 年１月）等で講演を行った。

（２）岡村政府代表が，青山学院大学（６月）で「国際平和協力の現状と課題―世界の笑顔のために―」をテーマとしたシンポジウムにパネリストとして登壇。大阪市立大学（９月）では「アフリカ外交で感じたこと－ピンチとチャンスはいっしょに来る－」をテーマに，日本国際平和構築協会（於：東京大学）（12 月）では「アフリカでの国連平和活動の新たな試練」をテーマに講演を行った。

２　アフリカでの TICAD 閣僚会合の機会を捉えた広報活動やアフリカからの有識者の招へいを通じて我が国の対アフリカ政策を効果的に広報した。

（１）モザンビークで行われた TICAD 閣僚会合の機会を捉え，パンフレット「TICAD 進捗報告 2017」及び「TICAD 日本の取組 2017 年」を作成し，日・英・仏・ポルトガル語で配布及び外務省ホームページへの掲載を行った。

（２）我が国の対アフリカ外交について，オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じ，アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。

①講師派遣事業：アンゴラ，モザンビーク及びサントメプリンシペに対して，「今後の教育制度・人材育成の在り方～日本とブラジルの経験をもとに」をテーマに明治大学／サンパウロ大学の二宮正人教授を派遣。また，ジンバブエ，南アフリカ，マダガスカル及びアンゴラに，「南部アフリカの経済現況とアフリカ開発に向けた日本の取組」をテーマに早稲田大学の片岡貞治教授を派遣。

②多層的ネットワーク構築事業：内外発信のための多層的ネットワーク構築事業として，TICAD

VIの優先分野である「質の高いインフラ」，「人材育成」，「保健」，「農業」，「気候変動」等をテーマにエチオピア，ケニア，モザンビーク，ルワンダ及び南アフリカから記者を招へいした。また，シャノン・エブラヒム・インディペンデント・メディアグループ外交編集長を南アフリカから，ピーター・カグワンジャ・アフリカ政策研究所所長をケニアからそれぞれ招へいし，我が国のアフリカ政策に関するアフリカ側からの発信強化に取り組んだ。これら有識者が帰国後に本国で日本に関する記事を発表するなど，波及的な効果があった。例として，南アフリカのラプレ・タバネ政治部編集長は，シティ・プレス紙に日本の経済的取組について掲載した。カグワンジャ所長は，本国主要紙ネイションに日本のアフリカ政策についての記事を掲載した。

参考指標：内閣府世論調査（アフリカに親しみを感じる人の割合）

（出典:内閣府）	実績値		
	27年度	28年度	29年度
	ー（注）	25.6%	ー（注）

（注）27，29年度は，本測定指標に関連する内閣府世論調査は実施されなかった。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
第６回アフリカ開発会議（TICAD VI）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page3_001556.html）
TICAD閣僚会合
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page3_002195.html）

基本目標Ⅱ　分野別外交

施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅱ－１）

施策名(※)	国際の平和と安定に対する取組
施策目標	①我が国の平和，安全及び繁栄を確保するとともに，②国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与するため，以下１～11 を推進する。（以下各目標が①，②のいずれに対応するかを括弧内に記した。） １　有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ，中長期的かつ総合的な外交政策を企画，立案及び発信する。（①，②） ２　アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに，海上の安全を確保する。（①，②） ３　国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また，これらを実現するため，法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） ４　我が国として国際テロ対策に貢献するとともに，国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） ５　宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また，各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①，②） ６　国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに，我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①，②） ７　国際社会における人権・民主主義を保護し，促進する。（②） ８　女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） ９　大量破壊兵器，ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①，②） 10　IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ，原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11　我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し，また，我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①，②）

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,091	2,294	2,742	2,879
		補正予算(b)	0	49	60	
		繰越し等(c)	76	0	0	
		合計(a＋b＋c)	2,167	2,343	2,802	
	執行額(百万円)		1,957	2,174	2,683	

（※）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠）主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 28･29 年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
		＊１－１　補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化	Ｂ
		＊１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	Ｂ
		個別分野２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策	
		＊２－１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	Ｂ
		２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保	Ｂ
		２－３　北極を巡る国際秩序形成への参画	Ｂ
		２－４　ARF 関連会合への我が国の出席率	Ｂ
		個別分野３　国際平和協力の拡充，体制の整備	
		＊３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献	Ｂ

		３－２　平和構築分野における人材育成	B
		３－３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合	B
		３－４　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数	B
		個別分野４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進	
		＊４－１　国際的なテロ対策協力の強化	B
		＊４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展	A
		＊４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化	B
		４－４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数（国際機関は除く）	C
		個別分野 ５　宇宙に関する取組の強化	
		＊５－１　宇宙空間における法の支配の実現・強化	B
		５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築	B
		５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数	B
		５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数	B
		個別分野 ６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現	
		＊６－１　安保理改革及びその他の国連改革の進展	B
		６－２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進	B
		６－３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進	
		個別分野７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
		７－１　国際社会の人権の保護促進	B
		７－２　人道分野での取組(難民等への支援)	B
		７－３　人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数	B
		個別分野８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	
		＊８－１　女性の権利の保護・促進	B
		８－２　国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位	B
		個別分野９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組	
		＊９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組	B
		＊９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組	B
		９－３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組	C
		９－４　通常兵器の軍備管理･軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組	B
		９－５　国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け	B
		個別分野 10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
		＊10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化	B
		10－２　福島第一原発事故後の対応	B
		10－３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施	A
		10－４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施	B
		10－５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施	B
		10－６　二国間協定の交渉・協議	B
		個別分野 11　科学技術に係る国際協力の推進	
		11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大	B
		11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進	B
		11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進	B
		11－４　科学的知見の外交への活用促進	A

（注１）評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の 28･29 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 28･29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・大括りとしては，細かいものにいたるまで事業や計画がリスト化され，比較的少ない人的資源で大変拡張的で野心的な展開をしていると改めて感心する一方，ややもするとそうした過去の事業・計画の延長で全体の方向が積みあがっているのが気になる。トランプ米大統領の選出から早１年半となり，この段階でもはや明らかな傾向（大がかりなパワーシフト，中国の世界的・地域的野心の顕在化，北朝鮮の事実上の核保有固定化，欧州の混迷，ポピュリズムの興隆と権威主義の浸透などに対し，アメリカの事実上・規範的撤退を新たに前提として対処しなければならない，あるいは保護貿易の高まりなどアメリカ発の逆流に対処する必要がある）との関係で，継続により対処できる部分は良いのだが，逆に過去との断絶や飛躍を迫られる局面において，どこでどう政策的な表現を取らねばならないのか，取りつつあるのか，そこが分かりにくい評価書となっている。 ・目標に「有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ，中長期的かつ総合的な外交政策を企画，立案及び発信する」とうたわれ，実際に「領土・歴史センター」や有識者研究会など，外部有識者及びシンクタンクとの連携が強化されている点（加えて領土・歴史については方法も穏当な点）を評価したい。特に政策企画室を中心に若手中堅の研究者へのネットワーク拡張が意図的に図られている点は素晴らしい。ぜひこの方向を継続していただくとともに，その際，地域的・ジェンダー的なバランスに配慮していく必要があろう。さらに，せっかく作ったネットワークや報告書が未活用に終わらないためにも，座長（達）が大臣等に直接具申できる機会を設けるべきではなかろうか。 ・中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信に国内シンクタンクへの補助金事業や有識者との連携が強化・拡充されていることは，日本国内の外交政策コミュニティを強化するうえで望ましい。海外の有力シンクタンクとの連携を強化する事業がさらに展開されてよい。 ・高いレベルでのミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ），アジア太平洋安全保障協力会議出席はもちろんのこと，北東アジア協力対話出席，第２回海洋安全保障に関するＧ７ハイレベル会合開催，ARF 関連関係会合（全 18 件中 13 件）出席，Ｇ７伊勢志摩サイバーグループ立ち上げといった努力は我が国の安全保障に直結しうるだけに継続して取り組んでいただきたい。 ・アジア太平洋地域の安全保障協力枠組みが多岐にわたることに鑑み，ASEAN 地域フォーラム（ARF），東アジア首脳会議（EAS），拡大 ASEAN 防衛相会合（ADMM＋）等のトラック１会合，また，北東アジア協力対話（NEACD），アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP），アジア安全保障会議（SLD）等のトラック 1.5 会合への参画にあたり，望ましい地域秩序を実現する方向性がさらに省庁間・部局間で共有されることが望ましい。 ・国際平和協力における（特に人的）能力構築支援（とそのモデル提示）は高い評価に値する。 ・国際平和協力活動は UNMISS への施設部隊派遣を終了して以降，新たな PKO 部隊派遣計画を見出せていない。近年の国連 PKO の特質（クルス報告書（注）等を踏まえる）に沿った法的基盤や実施計画の在り方を見直す作業，兵站支援・能力構築支援・文民の役割など日本に相応しい活動に力点を置くことなど，さらに検討を強化してほしい。 （注）30 年１月に国連が公表した報告書。とりまとめを行ったブラジルの退役陸軍中将の名からクルス報告書と呼ばれる。 ・テロ及び暴力的過激主義対策に関する諸事業はそれ自体は大変良いイニシアティブである一方，そのフォローアップには，より突っ込んだ学術・教育界との協力が必要かつ有益と考える。 ・国連関係機関で勤務する日本人職員数を 2025 年までに 1,000 人にする目標は妥当で，JPO などを始め，それへの道筋を立てている点を評価したい。その過程を持続可能にするためにも，正しくも注力している法曹，会計，平和構築の分野を超えて，医療，食，スポーツなど，他にも軸をつくったり太くしていく必要があるように思う。 ・個別分野７の難民定住支援は，狭義での省の権限を越えて省庁間，地方自治体との調整が必要とされる手間のかかる課題だが，これはぜひ取り組み続け，ベストプラクティスを積み上げて次につなげてほしい。

	・個別分野８のジェンダーについては，これだけの施策を進めているにもかかわらず，なぜ日本のイメージが改善しないのか，施策評価の前提から考える必要がある。国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額や女性の権利の保護・促進に関する多国間・二国間の議論・対話への参加数などが測定指標に使われているが，実際に女性の地位の向上につながるものでなければ，イメージの向上にもつながらず，日本のソフトパワーはそがれたままではなかろうか。数多く存在する世界的なもの（ジェンダー開発指数，ジェンダーギャップ指数など）では，日本のポジションは低迷している。本来的には，海外への（金銭的）貢献をこえて，国内の他省庁などと協力し，本腰を入れて内側で取り組むべき課題だと言える。 ・核兵器をめぐる国際環境が厳しさを増す一方で，着実な核軍縮を促進（急進的な軍縮論を牽制）しつつ，核拡大抑止体制を効果的に維持する論理構築に常に努力してほしい。その点で「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は意義深く，さらに議論が更新されていくことが望ましい。

担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施時期	平成 30 年８月

個別分野 １　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

１　補助金事業，研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
２　外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)
　Ⅳ我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　６ 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進
　（２）情報発信の強化
　（４）知的基盤の強化
・経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600 兆円経済への道筋～（平成 28 年６月２日　閣議決定）
　第２章 成長と分配の好循環の実現
　５．安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保
　（１）外交，安全保障・防衛等
　　①外交
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標１－１　補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化　＊

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

28 年度

年度目標

１　外交政策の企画立案に役立てるため，27 年度からの継続事業として，国内シンクタンクの育成強化の観点も含め，「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」，「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等の調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集する。
２　28 年度は，政策企画室長主催による，外部有識者８名をコアメンバーとする研究会を立ち上げ，「新国際秩序形成に向けた日本の外交的関与のあり方」について総論の議論を行うほか，同研究会に付随する形で，個別の地域・テーマに焦点を当てた複数の分科会を開催し，その結果を総論の議論へと集約させていく計画である。なお，分科会には，地域・テーマに応じたゲストスピーカーを招いた上で報告を依頼することにより，外部有識者ともより広範な連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

１　外交・安全保障調査研究事業費補助金制度（注）の下，27 年度において２か年事業として採択された継続事業 11 件に加え，27 年度で終了した１か年事業の後継としての 28 年度の新規募集案件１件を実施した。これを通じて，引き続き，国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備，若手研究者の育成や，同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究，海外シンクタンクとの意見交換，協議等を通じたネットワークの強化が図られ，同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信力の強化につながった。具体的には，例えば，「発展型総合事業事業：国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」においては，事業者は，累次にわたる海外シンクタンクとの意見交換に加え，計 25 回の研究会，国内・海外の有識者を招へいした計５回の公開フォーラム，２回の大規模公開シンポジウムを行い，同フォーラム及びシンポジウムについてはシンクタンクの HP にて日本語及び英語で発信を行った。また，補助事業者が行う研究会への政府関係者のオブザーバー出席，公開フォーラム，公開シンポジウムの傍聴を通じて，外交政策立案にあたって有益な情報を随時得た。
　（注）外交・安全保障調査研究事業費補助金制度：政府・民間シンクタンクの連携によるオールジャパンでの外交を目指し，国内シンクタンクの育成・強化を図る観点から 25 年度に立ち上げた補助金制度で，現在の国際情勢を踏まえ我が国として重要な調査研究分野を設定しつつ，外部

有識者からなる審査・評価委員会による審査を経て公平性・競争性を確保した形で採択案件を決定している。

２　年度を通じて政策企画室長主催により，有識者をメンバーとする有識者研究会を８回実施し，国際情勢が変化する中，「新国際秩序形成に向けた日本の外交的関与のあり方」について議論を進めた。

また，夏以降は，地域・テーマを絞った分科会として，ロシア分科会（７月），中国分科会（10月及び29年１月），国際政治経済分科会（29年１月），米国分科会（29年２月），中東・イスラム分科会（29年３月），東南アジア分科会（29年３月）を開催し，毎回中心メンバー以外の有識者２名をゲストスピーカーとして招き，よりミクロな視点から個別の情勢についての議論を進めた。また，こうした分科会を活用し，より広範な外部有識者との連携を図り，中堅及び若手有識者を中心とする新たな人脈構築，また，多様な意見の議論への取り込みを推進した。

29年度

年度目標

１　国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から，28年度と同じく企画の公募を経て，外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で，ほぼ同規模の補助金事業を実施する。また，同補助金事業を通じ，政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ，調査報告書や政策提言の提供を受けることで，有益な情報を随時収集する。

２　28年度に立ち上げた研究会の成果を土台に，有識者をメンバーとする研究会を継続する。28年度は中心メンバー以外の有識者をゲストスピーカーとして招き，地域・テーマに焦点を当てた分科会を複数開催することにより，国際情勢の各論について深い議論を積み重ねてきた。29年度は，こうした分科会での成果を土台に，各地域・テーマ情勢が国際情勢全体に与える影響とそうした情勢の変化が日本に与える影響及び日本が採りうる政策等について議論を行い，最終的な報告書を作成する。また，同報告書に関し，中心メンバーと協力しつつ，海外政府関係者及び有識者への戦略的な発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１　外交・安全保障調査研究事業費補助金制度において，新規採択事業として11件の事業を開始した。また，国際共同研究支援事業費補助金として，28年度から継続して歴史国際研究支援事業を実施するとともに，新規案件として領土・主権・歴史調査研究支援事業を開始した。同事業の一つとして，「「領土・歴史センター」による領土・主権・歴史に関する包括的な調査研究及び効果的な対外発信活動」においては，事業者は，累次にわたる海外シンクタンクとの意見交換及び研究会の開催に加え，国内（東京・大阪）で２回，海外（ワシントン，パリ，ニューデリー）で３回の大規模公開シンポジウムを行い，シンポジウムの概要についてはシンクタンクのHPにて英語で発信を行った。また，領土・主権・歴史調査研究支援事業の翻訳事業として，歴史及び領土を巡る問題において有益な論証となり得る書籍及び論文を英語に翻訳し，HP上で発信を行った。さらに，補助事業者が行う研究会への政府関係者のオブザーバー出席，公開フォーラム，公開シンポジウムの傍聴を通じて，外交政策立案にあたって有益な情報を随時入手した。

２　有識者研究会を４回実施し，日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で，国際情勢に対する現状認識・分析や中長期的な日本外交の在り方について議論を進めた。また，米国分科会（５月），欧州分科会（７月），東アジア分科会（10月）を開催し，研究会の正式メンバーのほか，ゲストスピーカーとして若手・中堅の研究者を１～２名招き，昨今の情勢について分析を行うことにより，より幅広い観点から，各地域情勢について詳細に議論した。また，12月にはこれまでの議論を踏まえ，研究会メンバーによる報告書作成に向けた会議を実施した。

28･29年度目標の達成状況：Ｂ（28年度：ｂ，29年度：ｂ）

測定指標１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化　＊

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

28年度

年度目標

１　国会での外務大臣の外交演説等を通じ，中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い，外交政策の効果的な推進を図る。
２　外交青書については，以下により対外発信を強化する。
（１）効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
（２）英語全訳版を作成・公表することにより，対外発信を更に強化する。
（３）ホームページ上にリンクを付すなどし，利用者の利便性を向上させる。

施策の進捗状況・実績
１　外務大臣の政策スピーチについては，国際情勢が変化する中，中長期的かつ大局的視点から外交政策を政策的に対外発信することに重点を置いた（第 193 回国会外交演説（29 年１月 20 日），「言論 NPO 主催国際シンポジウム」における岸田外務大臣講演(29 年３月４日)等）。特に，第 193 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し，日本の外交政策について 対外発信を行った。
２　27 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した 28 年版外交青書を刊行した。効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮し，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信の更なる強化や,外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。

29 年度
年度目標
１　国会での外務大臣による外交演説等を通じ，中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い，外交政策の効果的な推進を図る。
２　外交青書については，以下により対外発信を強化する。
（１）効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載，一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
（２）英語全訳版を作成・公表することにより，対外発信を強化する。
（３）新たに索引を設けて，利便性を向上させる。
（４）ホームページ上にリンクを付し，利用者の利便性を向上させる。

施策の進捗状況・実績
１　外務大臣の政策スピーチ（第 196 回国会外交演説（30 年１月 22 日），大臣のコロンビア大学における講演(29 年９月 21 日)等）については，国際情勢が変化する中，北朝鮮に対する対応や，「自由で開かれたインド太平洋戦略」等，中長期的かつ大局的視点から外交政策を政策的に対外発信することに重点を置いた。第 196 回国会外交演説を始め，対外的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し，日本の外交政策について対外発信を行った。
２　28 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した 29 年版外交青書を刊行した。効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮し，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信の更なる強化や,外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

参考指標１：調査研究委託，補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	32	41	61

参考指標２：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度

	9	9	4

参考指標３：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数／採択企画数)			
(28 年度は，外交・安全保障調査研究事業費1件を除いて 27 年度からの継続事業となるため，新規に募集したのは１事業のみ) (応募企画数２件，採択企画数１件)	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	2.3	2	3.7

参考指標４：米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数			
（出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査 2015～2017」）	実績値		
	27 年	28 年	29 年
	4	3	4

参考指標５：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数			
(出典③：外務省 IT 広報室作成データ)	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
①日本語版	7,000	7,000	7,400
②英語版	2,500	4,000	4,500
③アクセス数	122 万件 ＊	163 万件 ＊	125 万件 ＊

*暦年でカウント

評価結果(個別分野１)

施策の分析

【測定指標１－１　補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化】

28 年度

外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の採択プロセスは，国内シンクタンク全体の底上げを図る観点から，競争性及び透明性を備えた制度を採用しており，特定のシンクタンクに補助金が集中することなく小規模シンクタンクにも公平に機会が与えられ，また事業計画の内容のみに着目して審査を行い，結果として質の高い企画が採用されており，国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力の向上に資した（28 年度：外交・安全保障関係調査研究事業費（達成手段②））。

また，補助金を受けたシンクタンクが，積極的な海外出張やセミナー等の実施・参加を通じて国内外の有識者やシンクタンクとの交流を図り，研究成果の一部を英語でも発信し，知的ネットワークの構築を進めたことは，シンクタンクの育成・強化に効果があった（28 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。

さらに，有識者を招いた研究会の実施は，毎回中心メンバー以外の有識者を招いたことで，より広範な外部有識者との連携や中堅及び若手有識者を中心とする新たな人脈構築，また，多様な意見の議論への取り込みを推進することができた（28 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。

29 年度

外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の採択プロセスは，国内シンクタンク全体の底上げを図る観点から，競争性及び透明性を備えた制度を採用しており，特定のシンクタンクに補助金が集中することなく小規模シンクタンクにも公平に機会が与えられ，また事業計画の内容のみに着目して審査を行い，結果として質の高い企画が採用されており，国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力の向上に資した（29 年度：外交・安全保障調査研究事業費補助金（達成手段②））。

また，補助金を受けたシンクタンクが，積極的な海外出張やセミナー等の実施・参加を通じて国内外の有識者やシンクタンクとの交流を図り，研究成果の一部を英語でも発信し，知的ネットワークの構築を進めたことは，シンクタンクの育成・強化に効果があった（29 年度：中長期的及び総合的な外

交政策の企画立案（達成手段①））。また，新規事業では，外国の研究者も参加する歴史の共同研究を通じ，各地域それぞれの視点から見た歴史の共通点・相違点を明らかにし，領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで，国際社会における相互理解を促進することができた。

さらに，有識者研究会の実施は，地域・テーマ別の分科会において，常任メンバーに加え，若手・中堅の研究者を招き議論を行ったことにより，より広範な外部有識者との連携や人脈構築をすることができた（29 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。一方，研究会の実施回数は，日程調整等の関係から想定を下回り，当初予定していた 29 年度中の報告書作成は達成できなかった。

【測定指標１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化】

28 年度

第 193 回通常国会における岸田外務大臣外交演説については，外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し，英語版も遅滞なく公表するなど，迅速な対外発信を行い，一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。（28 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））また，外交青書での図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増は，読者の外交政策に対する理解促進につながり，戦略的外交政策の推進に貢献した（28 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。

29 年度

第 196 回通常国会における河野外務大臣外交演説については，外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し，英語版も遅滞なく公表するなど，迅速な対外発信を行い，一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。（29 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））また，外交青書での図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増やより親しみやすく見やすいデザインの採用は，読者の外交政策に対する理解促進につながり，戦略的外交政策の推進に貢献した（29 年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

国際の平和と安定に寄与し，我が国の安全と繁栄を確保するためには，我が国が直面する諸課題に対し，中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化することが引き続き必要であり，多様な見解を入手する，また外交政策の発進力を強化するため，有識者，研究機関やシンクタンクとの連携強化が重要である。特に，シンクタンクや有識者が国際世論に与える影響が高まっており，日本の外交シンクタンクの更なる育成・強化が必要となっている。

また，日本の外交政策を効率的に推進するため，外務大臣等の政策スピーチで日本外交の基本方針等を明確に打ち出すとともに，日本の外交政策，取組等に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう，外交青書等を通して一層効果的に対外発信を行っていくことが必要である。

上記のとおり有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ，中長期的な外交政策を立案・発信するとの施策目標は妥当であり，今後も同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

１－１　補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化

補助金を受けたシンクタンクが開催するシンポジウムや研究会に参加することにより，新たな人脈を構築するとともに，有益な情報や質の高い分析を得ることができた。また，シンクタンクから提出のあった質の高い政策提言や報告書は，我が国の外交政策の立案に活用され，企画立案能力の強化に寄与した。今後も，同補助金事業の成果を外交政策立案に活用するとともに，外部有識者及びシンクタンクとの連携強化，及びシンクタンクの基礎体力の強化に努める。

また，29 年度の研究会の結果について報告書をとりまとめるとともに，30 年度は新たなメンバー及びテーマによる研究会を立ち上げる計画であるところ，将来，政府の政策等に対して提言等を行い得る人材の発掘や育成に引き続き努めていく。29 年度に外務省政策企画室長主催による研究会の分科会のゲストスピーカーとして若手・中堅研究者を招き人脈構築を推進したところ，このような取組を継続する。

１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化

外務大臣の外交演説等による中長期的視点に立った戦略的な対外発信や，効果的な図表や写真の活用及び特集・コラムを通じ，国民にとりより分かりやすい外交青書を作成することは対外発信の面から重要であり，28 及び 29 年度目標の設定は適切であった。

外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼を得ることが重要であり，中長期的な視点に立った戦略的な外務大臣のスピーチによる発信及び効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載によって，より分かりやすい内容の外交青書の編集に努める。また，有識者から外交青書に関する意見等をヒアリングし，より質の高いものとなるよう PDCA の在り方についても検討していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
第 196 回国会外交演説（30 年 1 月 22 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html）
平成 29 年版外交青書（外交青書 2017）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/index.html）

個別分野 ２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

１　アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため，ASEAN 地域フォーラム(ARF)及びミュンヘン安全保障会議等の国際会議，また，二国間対話の実施や民間レベル(トラック２)の枠組みへの参加など，安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。

２　日本国民の生命及び財産を保護し，海上輸送の安全確保のために，ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。

３　我が国初の包括的な北極政策である「我が国の北極政策」に基づき，我が国が持つ北極に係る科学的知見を発信しつつ，二国間・多国間での協力関係強化を通じ，我が国として北極を巡る国際的秩序形成に積極的に参画する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障（積極的平和主義）
　（北朝鮮問題への対応）
　（地球儀を俯瞰する外交）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
　　同盟国・友好国のネットワーク化の推進
・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）
　Ⅱ　国家安全保障の基本理念
　　２　我が国の国益と国家安全保障の目標
　Ⅲ　我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題
　　１　グローバルな安全保障環境と課題
　　（４）国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
　　２　アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
　　（１）アジア太平洋地域の戦略環境の特性
　Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　　１　我が国の能力・役割の強化・拡大
　　（４）海洋安全保障の確保
　　３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化（５）
・「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日　総合海洋政策本部決定）
　３ 北極問題に対する取組の必要性
　　〇安全保障
・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年９月　閣議決定）
　１ 策定の趣旨
　２ サイバー空間に係る認識
　５ 目的達成のための施策

測定指標２－１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進　＊

中期目標（--年度）

28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下，アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し，国民の生命・財産を守る。

28 年度

年度目標

１　ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し，地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

（１）ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の共同議長国(26 年８月～29 年夏)として，引き続き同 ISM のワークプラン改定及び実施を主導し，関連会合の開催等を通じ，海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。

（２）災害救援 ISM の共同議長国(25 年７月～28 年夏)として，災害救援に関する地域協力の議論を

議長サマリーとしてまとめ，28 年夏以降の共同議長国に引き継ぐ。
（３）サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。
２　ミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)，アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加を積極的に行う。
３　各国との二国間の安全保障対話を通じて，活発に意見交換を行い，信頼醸成を促進するとともに，「平和安全法制」施行も踏まえつつ，協力を強化する。
４　防衛装備移転三原則に基づき，具体的案件の特定等，各国との防衛装備協力を促進する。
５　上記を含む様々な機会を捉え，アジア・太平洋地域の各国を始めとする関係国と連携しつつ，法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策を，透明性をもって説明し，我が国の立場の理解確保に努め，信頼醸成を図る。また，安全保障分野における具体的な協力を推進する。
６　六者会合のトラック 1.5 である北東アジア協力対話(NEACD)に参加し，六者会合に係る情報・意見交換，実務者レベルの意思疎通及び情勢の安定化や我が国の考え方についての理解促進を図る。
７　サイバー安全保障に関する国際会議への対応・二国間協議の実施等を通じ，サイバー空間における法の支配の強化，信頼醸成及び能力構築支援に取り組む。

施策の進捗状況・実績
１　７月に開催された閣僚会合を始め，各分野の会期間会合(ISM)，ワークショップ等を含む多くの ARF 関連関係会合(全 18 件中 13 件)に出席した。また，テロ対策分野では，日本のイニシアティブにより「最近の悲惨なテロに関する ARF 閣僚声明」を提案し，全閣僚一致で採択された。一連の会合を通じた，地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。
（１）ARF海上安全保障ISMの共同議長国（26 年８月～29 年夏）として，29 年２月，東京にて第９回ARF海上安全保障ISMを開催し，ARFメンバーが直面する課題や脅威について，各国の最新の取組を踏まえた意見交換を行い，具体的協力や平和的紛争解決について協議することにより，ARFメンバー，国際機関及び各地域枠組み間の連携が強化され，海上安全保障面における協力の更なる向上につながった他，同ISMのワークプランの着実な実施及び加盟国による予防外交の強化に資する議論を行うことができた。10 月，シンガポールにおいて，第６回日・シンガポール海上安全保障対話を実施し，「海における法の支配」の重要性等，多岐に渡る海洋安全保障問題における現状認識の共有を図ることにより，９月に行われた日・シンガポール首脳会談のフォローアップを行うとともに，同分野における具体的な二国間協力について議論を行った。
（２）災害救援 ISM の共同議長国(25 年７月～28 年夏)として，第 15 回 ARF 災害救援 ISM（28 年３月にネピドー（ミャンマー）にて開催）の議長サマリーをまとめた。また，次期議長国(28 年夏～30 年夏)であるタイ・韓国に対して，共同議長サマリーの作成，会議運営及び検討を要する事項について直接説明を行う等，適切に議長国の業務を引き継いだ。なお，第 16 回 ARF 災害救援 ISM は 29 年４月の開催となり，28 年度中の開催はなかった。
（３）ARF において，アジア太平洋地域におけるサイバー空間の信頼醸成の深化を目的として，我が国主導により新たにサイバーに関する ISM を立ち上げることとし，関係各国に働きかけた結果，各国の理解を得られ，29 年５月に開催される ISG（課長級会合）において，我が国から正式にサイバーに関する ISM の立ち上げを提案する運びとなった。
２　６月のアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）に杉山外務審議官を団長とする代表団を派遣し，日本の安全保障政策等を発信した。29 年２月のミュンヘン安全保障会議に小田原外務大臣政務官が出席し，アジア太平洋の安全保障環境や日米同盟の重要性等についての日本の立場を説明した。ARF のトラック２(アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）)及びトラック 1.5(アセアン地域フォーラム・専門家/著名人会合（ARF・EEP）)の枠組みにおいても，有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに，トラック１の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか，政府として豪 IFRS（地域安全保障協会）主催戦略対話（10 月），ミュンヘン安全保障会議コアグループミーティング（11 月），ハリファックス安全保障フォーラム（11 月），豪日対話フォーラム（12 月）に出席した。
３　「平和安全法制」施行を踏まえつつ，６月にドイツ，７月にフランス，10 月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど，事務レベルでも多くの二国間対話を開催し，協力の強化に向け活発な意見交換を行う等，各国との間で協力を強化した。
４　各国との防衛装備協力に関して，関係省庁と意見交換を重ねた結果，４月にフィリピン，12 月にフランスとの間の防衛装備・技術移転協定が発効した。
５　28 年３月に施行された「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策について，首脳会談・外相

会談を始めとする様々な機会を通じ，関係各国に対し透明性をもって丁寧に説明した結果，27 年度中に支持を表明していた国々に加え，新たに中南米諸国や国連等が，共同声明や記者会見等を通じ支持・理解・歓迎を表明した。Ｇ７の議長国として，４月のＧ７広島外相会合において「海洋安全保障に関するＧ７外相声明」を発出し，航行・上空飛行の自由，国際法の遵守，紛争の平和的解決といった原則がＧ７共通の利益であることを再確認したほか，５月のＧ７伊勢志摩サミットでは，Ｇ７が一体となって「海における法の支配の三原則」の重要性を国際社会に発信した。４月のＧ７広島外相会合において発出された「海洋安全保障に関するＧ７外相声明」のフォローアップとして，12 月，東京において，第２回「海洋安全保障に関するＧ７ハイレベル会合」を開催し，海洋安全保障の諸課題に向けて，Ｇ７として一層取り組んでいくことを確認した。

６　６月に北京にて開催された北東アジア協力対話（NEACD）には，外務省から，石兼総合外交政策局長及び金杉アジア大洋州局長が出席し，北朝鮮含む６か国・地域の官民関係者とともに，対北朝鮮政策を始めとする東アジア情勢について意見交換を行った。会議当日に北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことを受け，現地にて，我が方から北朝鮮に対し直接厳重な抗議を実施するとともに，ストックホルム合意に基づき，一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう強く求めた。

７　多国間の枠組みでは，国連における政府専門家会合（国連サイバーGGE）に参加したほか，５月のＧ７伊勢志摩サミットにおいて，サイバーに関するワーキンググループ（Ｇ７伊勢志摩サイバーグループ（ISCG））を新たに立ち上げ，10 月に東京において第１回会合を開催した。二国間協議については，米国，英国，フランス，オーストラリア等を始めとする多くの国との間で協議・対話を実施した。

29 年度

年度目標

１　ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し，地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

（１）ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の共同議長国(26 年８月～29 年夏)として，これまでの会議の成果が今後の会合に正確に反映されるよう，引き続き同 ISM のワークプラン改定及び実施に積極的に貢献し，海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。

（２）サイバー分野においても 27 年のサイバーセキュリティに関する ARF ワークプランの包括的な実施を目的とした ISM を共同議長国として開催するなどイニシアティブを発揮していく。

２　ミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)，アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)，北東アジア協力対話(NEACD)等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック２の国際会議に参加し，我が国の考え方を積極的に発信していく。

３　「平和安全法制」を踏まえ，各国との二国間の安全保障対話を通じて，活発に意見交換を行い，信頼醸成を更に促進するとともに，協力を一層強化する。

４　サイバー安全保障に関する国際会議への対応・二国間協議の実施等を通じ，サイバー空間における法の支配の強化，信頼醸成及び能力構築支援に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　８月に開催された ARF 閣僚会合を始め，各分野の会期間会合(ISM)，ARF 関連関係会合に出席した。一連の会合を通じた，地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。

（１）ARF 海上安全保障 ISM 共同議長国として，29 年２月に東京において開催された第９回 ARF 海上安全保障 ISM において議論がなされた内容について，ARF 高級実務者会合等において報告し，８月の ARF 閣僚会合での議長声明に反映されるよう取り組んだ。また，引き続き地域が直面している海上安全保障上の課題に対応するため，30 年３月に豪州で開催された ARF 海上安全保障 ISM に出席し，海上安全保障に関する日本の考え方や取組を発信するとともに，関係各国と意見交換を実施した。さらに同月に東京において，海洋状況把握（MDA）の国際連携に関する ARF ワークショップを開催し，前共同議長国として，ベトナム，オーストラリア及び EU という新共同議長国と連携しつつ，海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交促進に貢献した。

（２）８月の ARF 閣僚会合において，我が国はマレーシア及びシンガポールとともにサイバーセキュリティに関する会期間会合（ARF-ISM on ICTs Security）の立ち上げを提案し，全会一致で承認された。30 年１月には，我が国は本会合の共同議長国であるマレーシア及びシンガポールとともに，関連する専門家会合（第１回）を東京で開催し，サイバーに起因する紛争予防のため，ARF における信頼醸成措置の在り方等について議論。対話と連携を通じて参加国の間に自由で開かれたサイバー空間の重要性への理解を浸透させた。

２　30 年２月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し，アジア太平洋の安全保障環境や日欧協力，更には日米欧協力の重要性等について日本の立場を説明した。ARF のトラック２(アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）)及びトラック 1.5(アセアン地域フォーラム・専門家/著名人会合（ARF・EEP）)の枠組みにおいても，有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに，トラック１の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか，政府としてアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）（６月），北東アジア協力対話(NEACD)（７月），豪 IFRS（地域安全保障協会）主催戦略対話（９月），ハリファックス安全保障フォーラム（11 月）に出席した。

３　11 月に英国，12 月にフランスとの間で外務・防衛当局間協議を開催するなど，事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し，協力の強化に向け活発な意見交換を行う等，各国との間で協力を強化した。

４　６月に国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）に参加し，報告書の作成プロセスにおいて積極的に発言するなどして，サイバー空間における法の支配の推進に貢献した。また，11 月のサイバー空間に関するニューデリー会議に堀井学外務大臣政務官が出席し，自由，公正かつ安全なサイバー空間を創出・発展させるための日本政府の「サイバー外交」の取組についてスピーチを行った。Ｇ７では，我が国のイニシアティブで立ち上げた伊勢志摩サイバーグループの第４回会合が 30 年３月にカナダ（オタワ）で開催され，昨今のサイバーセキュリティ環境について議論するとともに，今後の政策協調のあり方について協議した。さらに，米国（７月），インド（８月），イスラエル（11 月）及び豪州（12 月），EU（30 年３月）及び英国（30 年３月）との間で協議・対話を行い，相互の認識及び政策等を紹介することで，信頼醸成措置を推進した。30 年２月には，英国と共同で ASEAN 諸国の政府関係者及びコンピュータ緊急対応チーム（CERT）向けのワークショップを開催し，我が国から外務省のほか，NISC，総務省，経産省及び一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（JPCERT/CC）が出席し，サイバー空間における国際法の適用やインターネットガバナンス等を始めとした我が国の考え方や取組を紹介するなど，能力構築支援の取組も進めた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標（--年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全を確保する。

28 年度

年度目標

１　ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については，以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。

（１）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。

（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合に参加し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに，作業部会共同議長としての役割を果たしながら，ソマリア海賊対策に貢献する。

２　アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化，関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

施策の進捗状況・実績

１　ソマリア沖・アデン湾の海賊対策

（１）21 年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦と P3-C 哨戒機を展開し，海賊対処行動を行っている。護衛艦は，28 年 12 月末までに，累計 769 回の護衛活動で 3,754 隻の商船を護衛した。P3-C 哨戒機は，1,708 回任務飛行を行い，警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。こうした取組もあり，ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数は，28 年には２件と低い水準で推移した。

さらに，ソマリア及び周辺国の海上保安機関職員の日本での研修（５～６月）を通じた長期的視野での同海域の安定に向けた取組も行った。

（２）５月の第 19 回ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ全体会合及び関連会合に出席し，ソマリア沖海賊による脅威は依然として存在しているところ，地域諸国への能力構築支援も含め，引き続き国際社会がソマリア海賊対策に取り組むことの重要性への国際社会の注意を喚起すべく努めるとともに，海賊事案発生件数を踏まえた本会合の合理化の必要性，地域諸国のオーナーシップ強化の方向性について議論した。

また，同コンタクト・グループ傘下の作業部会「海上海賊対策・緩和活動 WG」では，UAE 及びセーシェルと共に共同議長国を務め，成果文書としての「西インド洋における海洋状況把握に関する報告書」のとりまとめや，作業部会での議論において主導的な役割を果たした。

２　アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）

（１）アジア海域の航行の安全に資するよう，ReCAAP 情報共有センター（ISC）財政面及び人的支援に加え，ReCAAP･ISC による締約国海上保安機関の能力構築セミナーや研修の開催を支援した。

（２）11 月，ReCAAP・ISC による情報共有を受け，外務省海外安全ホームページにスールー海域の広域情報を発出し，海賊・海上武装強盗被害に遭遇する危険性についての注意喚起を行った。迅速な注意喚起により，同海域を航行する日本船舶の安全航行に資する情報を提供することができた。

29 年度

年度目標

１　ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については，以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。

（１）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。

（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合に参加し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに，ソマリア海賊対策に貢献する。

２　アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化，関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

施策の進捗状況・実績

１　ソマリア沖・アデン湾の海賊対策

（１）ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数は，28 年は２件であったが，29 年には９件と増加した。その原因を一概に断定することは困難であるが，海賊の脅威が引き続き存在していることを改めて示したものと考えられる。29 年 12 月末までに，護衛艦は，累計 771 回の護衛活動で 3,826 隻の商船を護衛した。P3-C 哨戒機は，1,951 回任務飛行を行い，警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。こうした取組により，我が国は，同地域における海賊対策に貢献した。

また，長期的視野での同海域の安定に向けた取組として，周辺国の海上保安機関職員の日本での研修（７～８月）を実施するとともに，ジブチの地域訓練センター（DRTC）において，日仏共催で海洋安全保障に関するセミナーを開催した。

（２）７月の第 20 回ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)全体会合及び関連会合に出席し，ソマリア沖海賊による脅威は依然として存在していることから，地域諸国への能力構築支援も含め，引き続き国際社会がソマリア海賊対策に取り組むことの重要性への国際社会の注意を喚起すべく努めるとともに，地域のイニシアティブや参加国間の戦略的コミュニケーション，今後の CGPCS の方向性等について議論した。

２　アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）

（１）アジア海域における海賊等事案に関する情報共有及び関係国・機関との連携を強化することにより，アジア海域の海上交通の安全の確保に資するよう，人的（事務局長及び事務局長補の派遣）及び財政的貢献を通じ ReCAAP･ISC の活動を支援した。また，９月 30 日から 10 月７日にかけて，東京都，神奈川県及び広島県において，ReCAAP･ISC と外務省，防衛省及び海上保安庁等との協力の下，「海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」を ASEAN10 か国の海上法執行機関職員等を対象に実施した。

（２）ReCAAP･ISC により定期的に発出される報告書を民間船舶の安全な航行の確保のため，随時国内の関係団体に共有した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－３　北極を巡る国際秩序形成への参画

中期目標（--年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ，近年国際的な関心が高まっている北極を巡る国際秩序形成への関与を拡大する。

28 年度

年度目標

１　北極における「法の支配」，航行の自由及び安全といった国際法上の考えの妥当なバランスが確保されるよう，我が国として北極に関する国際的な意思決定やルール策定に適切に関与していく必要があることから，北極評議会の活動に対して一層貢献するとともに，その他の北極関連会合の場（北極サークル，北極フロンティア等）における国際的な議論に積極的に参画していく。

２　これと並行して，北極圏諸国を含む関係国との二国間での協力を引き続き強化し，北極を巡る議論において我が国のプレゼンスを高めることを目指す。

施策の進捗状況・実績

27年10月に策定された我が国初の北極政策である「我が国の北極政策」に基づき，我が国の北極への取組を積極的に発信する観点から，ロシア，米国，アイスランド等で開催された北極に関する国際会議（北極評議会（AC）高級北極実務者（SAO）会合，第12回北極地域議員会議，北極サークル，北極科学技術大臣会合，北極フロンティア等）に積極的に参加し，我が国の北極に関する考え方や取組について発信したほか，北極圏国を含む関係諸国（米国，フィンランド，ノルウェー，アイスランド等）との間で北極に関する意見交換を行った。

４月には，第１回北極に関する日中韓ハイレベル対話（大使級）を開催し，３か国の政府及び関連研究機関関係者も交え，北極に関する今後の３か国間の協力の可能性等について意見交換を行った。また，11月には，29年から２年間ACの議長国に就任するフィンランドの北極担当大使を招へいし，我が国の北極関連研究施設等の視察のほか，武井外務大臣政務官，「北極のフロンティアについて考える議員連盟」等との意見交換を含め，産官学の関係者との幅広い意見交換の場を設けた。本件招へいを通じて，我が国の北極に係る取組や強みへの理解を促すとともに，次期AC議長国であるフィンランドに対して，我が国がACのオブザーバーの立場から更なる貢献が可能であることを示した。

29 年度

年度目標

１　北極に関する国際的なルール形成の議論が，北極評議会（AC）を始め様々な場で行われているところ，我が国としてこれらの議論に積極的に関与していく必要がある。このため，AC への一層の貢献を維持する他，AC 以外の北極関連会合にもより積極的に参加していく。

２　これと並行して，北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し，具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。

３　観測・研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

１　我が国の北極への取組を積極的に発信する観点から，AC SAO会合（於：フィンランド）を始め，北極評議会メンバー・オブザーバー会合（於：ロシア），北極サークル（於：アイスランド），北極におけるSDGsハイレベル会議（於：デンマーク），北極フロンティア（於：ノルウェー）等の北極関係の国際会議に出席し，北極問題に対する日本の取組や考えを積極的に発信したほか，北極圏を含む関係国と意見交換を行うとともに，北極に関する環境問題や科学技術等に関する政策的な提案等を行っているAC作業部会及びタスクフォースに我が国から専門家等を派遣した。

２　６月に，第２回北極に関する日中韓ハイレベル対話（大使級）を東京にて開催し，３か国の北極担当大使及び北極担当特別代表の出席の下，ルールを基礎とした海洋秩序に基づき協力を維持することの重要性，北極に関する科学研究の分野における３か国の協力案件に言及した共同声明を採択した。

３　10月にアイスランドにて，政府，研究者，ビジネス関係者から約2,000名が出席して開催された第５回北極サークルに参加し，全体会合におけるスピーチ，北極域研究推進プロジェクトによる分科会及び我が国主催のレセプション「ジャパン・ナイト」の開催を通じ，我が国の北極に係る取組や強みを関係各国へ発信した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－４　ARF 関連会合への我が国の出席率

	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	--	80%	72%	70%	82%	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進】

28 年度

ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の共同議長国(26 年８月～29 年夏)として，東京において会合を開催し，ARF メンバー，国際機関及び各地域枠組み間の連携を強化し，海賊対策，UNCLOS を含む国際法の遵守の重要性及び海上法執行能力向上支援を始めとする海上安全保障面における協力の更なる向上につなげた。７月に開催された ARF 閣僚会合においては，日本のイニシアティブにより「最近の悲惨なテロに関する ARF 閣僚声明」を提案し，全閣僚一致で採択されたが，これは，ARF としてテロ行為に対し断固とした姿勢を示すとともに，過激化対策のため連携していくことを確認する上で有益であった。また，ミュンヘン安全保障会議を始めとする安全保障や防衛分野の国際会議に積極的に参加したことは，アジア太平洋の安全保障環境や日米同盟の重要性等についての関係各国の理解を深め，信頼醸成を促進し，協力関係を強化することに寄与し，アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保する上で効果があった。(28 年度：安全保障政策全般に係る外交政策立案(達成手段①))
防衛装備協力については，我が国が二国間の安全保障協力上重視する国との防衛装備・技術移転の実施等により，一定の進展があった。さらに，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策についても，28 年度までに多くの国に説明し，支持・理解を得た。(28 年度：我が国安全保障政策の理解促進経費(達成手段⑥))

29 年度

ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）において，海上安全保障に関する議論を行ったことも一助となり，ARF 閣僚会合議長声明において，引き続き海上安全保障に関する文言が挿入された。また，30 年３月に豪州で開催された ARF 海上安全保障 ISM に出席し，海上安全保障に関する日本の考え方や取組を発信するとともに，現共同議長国であるベトナム，オーストラリア及び EU を始めとする関係国と意見交換を実施することにより，海賊対策，海上法執行能力構築支援，信頼醸成に資する MDA 分野における国際連携及び海上法執行機関間の協力に関する国際的・地域的協力を始めとする海上安全保障面における協力の更なる向上につなげた。30 年３月に東京において，海洋状況把握（MDA）の国際連携に関する ARF ワークショップを開催し，これらの取組を通じ，海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進することができた。

また，サイバー安全保障分野においても，我が国が主導して ARF-ISM を立ち上げ，東京で専門家会合を開催したことは，地域の多くの国に対して我が国の考え方を発信し，信頼醸成を進め，協力関係を強化していく上で有益であった。また，米国や豪州を始めとする国々と二国間協議を実施し，情報共有・意見交換を行ったことは，他国との認識をすりあわせ，連携を深めていく上で効果が高かった。（29 年度：サイバー政策専門員（達成手段②））

河野外務大臣が出席したミュンヘン安全保障会議を始めとする安全保障や防衛分野の国際会議に積極的に参加したことは，アジア太平洋の安全保障環境や有志国による関係強化の重要性等についての関係各国の理解を深め，信頼醸成を促進し，協力関係を強化することに寄与し，アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保する上で効果があった。（29 年度：安全保障政策全般に係る外交政策の立案（達成手段①））

【測定指標２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保】

28 年度

ソマリア沖・アデン湾での海上自衛隊護衛艦による護衛活動のための諸外国との連携強化の取組は，同地域における海賊事案件数を，27 年の０件に引き続き２件と低く抑え，同地域の海賊事案の抑止に大きく寄与したことから，我が国が海賊対策を進める上で非常に有効であった。また，ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合において，共同議長としての役目を果たしつつ，我が国のソマリア海賊問題への貢献姿勢を引き続きアピールすることができた。

アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化の支援，関係国・機関との協力強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行に貢献した。また，11 月，ReCAAP・ISC による情報共有を受け，スール一海域の広域情報を発出し，注意喚起を行った。迅速な情報共有により，同海域を航行する日本船舶に適切な措置を取ることを促すことができ，日本船舶に係る事案は発生しなかった。(28 年度：海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業（達成手段②))

29 年度

ソマリア沖・アデン湾地域の海賊事案件数は 29 年は９件であり，28 年の２件と比べて増加しており，海賊による脅威は引き続き存在しているが，ピーク時の 237 件と比較すると，低く抑えられた。ソマリア沖・アデン湾での海上自衛隊護衛艦及び P-3C 哨戒機による護衛活動や，CTF151 に参加しての諸外国との連携強化の取組が，同地域の海賊事案の抑止に寄与したものであり，我が国が海賊対策を進める上で非常に有効であった。また，ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合への積極的な出席や新たな取組としての DRTC における日仏共同セミナーの開催等を通じて我が国のソマリア海賊問題への貢献姿勢を引き続きアピールすることができた。

また，アジア海域における海賊等事案に関する ReCAAP・ISC による迅速で効果的な情報共有の強化の支援，関係国・機関との協力強化を通じて，アジア海域における民間船舶の安全な航行に貢献した。ASEAN10 か国の海上法執行機関職員等を対象として実施した「海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」は，ReCAAP・ISC として初めての ASEAN10 か国を対象とした，目に見える形での能力構築支援であり，海上交通の安全の確保について，ASEAN 各国からの研修参加者の理解を深める機会となった。一方で，我が国の主要なシーレーンが存在する東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は，29 年は 76 件であり，28 年の 68 件と比べて増加した上に，スール一海・セレベス海においては，船員の誘拐事案も発生していることから，引き続き ReCAAP・ISC による取組に対し我が国として貢献していく必要がある。

【測定指標２－３　北極を巡る国際秩序形成への参画】

28 年度

29 年から２年間，北極評議会（AC）の議長国に就任するフィンランドの北極担当大使を招へいし，我が国北極関係者との意見交換を通じて，我が国の北極に係る取組や強みへの理解を促すこと，また，「我が国の北極政策」における重点分野の一つの柱である国際協力を大きく推進させることにつながり，今後我が国が AC に貢献する上で効果があった。また，国際会議出席の際に関係国の政府高官と意見交換を実施し，北極に係る課題解決に向けた二国間協力について議論を行い，また，「北極に関する日中韓ハイレベル会合」を始め，北極を巡る多国間協力の深化についても，関係国と積極的に議論を行ったことで北極に関する二国間・多国間協力が大きく前進した。

29 年度

ACや第５回北極サークルを始め，北極関係の国際会議にこれまでよりも積極的に参加し，北極における観測・研究，開発と環境保護の両立や北極先住民との協力など，我が国の北極に係る取組を発信し，また，北極圏諸国を含む関係国と北極を巡る課題等に関する意見交換を行ったことは，我が国が北極における重要なプレイヤーの一つであるという国際社会の認識を深めるとともに，我が国の北極政策への理解促進及び北極を巡る関係国との協力深化に資する取組だった。

６月に第２回北極に関する日中韓ハイレベル対話を東京にて開催し，３か国の北極担当大使及び北極担当特別代表の出席の下，ルールを基礎とした海洋秩序に基づき協力を維持することの重要性，北極に関する科学研究の分野における３か国の協力案件に言及した共同声明を採択したことにより，関係国との協力関係を強化するとともに，北極における「法の支配」の確保に向け，関係国の認識を共有することができた。（29年度：我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費（達成手段⑤))

【測定指標２－４　ARF 関連会合への我が国の出席率】

28 年度

ARF 関連会合への我が国の出席率については，特に地域の信頼醸成のために重要な会合に絞って出席した結果，出席率は目標達成には至らなかったが，海洋安全保障に関する ISM で共同議長を務めたほか，サイバーに関する ISM 立ち上げを提案するなど，ARF における信頼醸成措置の拡充に主体的に関与した。また，引き続き ARF において日本のプレゼンスを十分に確保することができ，我が国の安全保障政策を積極的に発信し，理解促進とともに信頼醸成を図る上で一定の効果があった。(28 年度：安全保障政策全般に係る外交政策立案(達成手段①))

29 年度

ARF 関連会合への我が国の出席率については，28 年度に続き，災害救援や海洋安全保障に関する会期間会合や，高級事務レベル会合，閣僚会合等の特に地域の信頼醸成のために重要な会合に出席した結果，出席率は８割を超え，28 年度の約７割よりも高かったが，これは，ARF 関連会合のうち我が国が出席すべきと考える重要な会合の割合が多かったことによるものである。会合への出席により，引き続き ARF において日本のプレゼンスを十分に確保することができ，我が国の安全保障政策を積極的に発信し，理解促進とともに信頼醸成を図る上で一定の効果があった。（29 年度：安全保障政策全般に係る外交政策の立案(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【**施策**(施策の必要性に関する分析を含む)】

１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア・太平洋地域を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しいと言っても過言ではない中，同地域における安全保障面での協力枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。したがって，日米同盟の強化に加え，アジア太平洋地域を中心に，二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせて，地域において日本にとって望ましい安全保障環境を実現していく必要がある。こうした観点から，ARF を始めとする地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献するとともに，様々なレベルでの二国間の安全保障対話の実施を通じ，我が国の安全保障政策に対する理解の確保，信頼醸成の促進，具体的な協力に向けた検討を進めたことは適切であった。今後も同様の取組を通じて，地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいくことが重要である。

中でも ARF は，政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じた，アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的としており，北朝鮮や EU を含め参加国・地域数が多いことからも，安全保障協力を進める上で重要なフォーラムである。我が国は，ARF の閣僚会合を始めとした関連会合等を積極的に活用し，我が国の取組・立場への各国の理解を求める必要がある。また，ARF を通じ，地域各国の相互信頼関係を高め，ひいては安全保障分野における協力関係を進展させることが重要である。したがって，我が国にとって特に重要な会合への出席に重点を置きつつ大部分の ARF 関連会合に参加したことは適切であり，今後も同様の取組を続ける必要がある。

また，ミュンヘン安全保障会議やシャングリラ・ダイアローグやといった国際社会やメディアの関心を集め発信力のあるフォーラムは，我が国の立場を発信し，関係各国の理解を深め，信頼醸成や協力強化を図る格好の機会であることから，我が国として参加したことは適切であり，今後も引き続き積極的に活用していく必要がある。

２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

我が国は，四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており，かつ，主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため，法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより海上交通の安全を確保することは，我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。

（１）我が国にとって重要なシーレーンの一つであるソマリア沖・アデン湾における海賊等事案は，我が国のみならず国際社会全体にとっても脅威である。海賊事案は，ピークであった 23 年と比較すると近年低い水準であるものの，29 年には９件の事案が発生しており，海賊による脅威は引き続き存在している。我が国としては，海賊は平和と繁栄に対する重大な脅威であり，国際社会が海賊行為に対処しなければならない状況には依然として変わりないとの認識の下，同問題の根本的解決に向け，我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする重層的な取組を継続することが必要である。

（２）アジア海域においても，我が国にとって重要なシーレーンが多く存在しており，同海域における海賊等事案は，海上交通の安全にとって脅威である。従来，海賊等事案が頻発していたマラッカ・

シンガポール海峡における事案発生件数は，ピーク時に比べると低い水準であるが，スール一海・セレベス海において，船員誘拐の脅威が存在する。我が国は，東南アジア諸国への巡視船及び海上保安関連機材等の供与や研修を実施し，各国の海上法執行能力向上を支援するとともに，アジア海域の海上交通の安全の確保に資するよう，人的及び財政的貢献を通じ ReCAAP・ISC の活動を支援している。アジア海域における海上交通の安全確保のためには，我が国が主導して立ち上げた ReCAAP・ISC を通じた地域協力の強化も重要であり，この施策を継続する必要がある。

３　北極を巡る国際秩序形成への参画

北極における環境変化に伴い，航路の開通，資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方，先住民を始めとする北極圏の人々の生活への影響や，北極環境の保全と持続的な発展の重要性，潜在的な安全保障環境の変化が生じる可能性も指摘されている。海洋国家である我が国としては，国際公共財である海洋の一部である北極海を巡る様々な取組が国際的なルールの下で各国の協力に基づき行われることが重要である。

このような認識に基づき，AC を始めとする北極関係の国際会合への積極的な出席，関係国との対話を通じた協力強化及び北極圏国を含む関係国への我が国の北極に係る取組や強みの発信を実施した。国際的な関心が高まっている北極を巡る課題への対応において，我が国が主要プレイヤーであるという認識を更に高めるためには，この施策を継続する必要がある。

４　自由，公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

サイバー空間が拡大を続けて世界中の様々な主体に利用される中，国際社会の平和と安定のため，自由や民主主義といった普遍的価値に則った国際的なルールや規範作りがサイバー空間にも求められる。また，容易に国境を越えるサイバー攻撃に対しては，もはや一国で対処することはできず，こうしたなか，各国との間で定期的に情報や意見を交換し，密接な連携をとることが重要であるとともに，国相互間の透明性を向上させ，サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を防ぐ必要がある。

我が国としては，安定したサイバー環境を創出すべく，サイバー空間における法の支配を推進し，信頼醸成措置を推進し，また，各国との連携を強化していく。

【測定指標】

２－１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し，安全保障環境を向上させていくことは引き続き重要であることから，こうした目的の達成のため設けた 28 年度及び 29 年度目標は適切であった。こうした取組の重要性は引き続き変わらないことから，今後も，ARF 閣僚会合を始めとした ARF 各種関連会合等への参加や，各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換，安全保障や防衛分野の会議への積極的な参加を行う。

２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

四方を海に囲まれた我が国にとって，海上交通の安全を確保することは重要であるため，海洋安全保障に関連する国際会合への出席や関係各国との対話を引き続き実施する等，法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化に資する取組を引き続き実施する。

ソマリア沖・アデン湾においては，29 年には９件の海賊事案が発生するなど，海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず，海賊による脅威は引き続き存在している。ソマリア沖・アデン湾における同問題の解決に向け，今後も我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化，ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を含む関連会合への参加等を通じて，引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

また，アジア海域においては，海賊のみならず船員誘拐事案が発生しており，海上交通の安全が脅威にさらされている。ReCAAP･ISC による情報共有の促進，関係国・機関との連携強化及び沿岸国の海上法執行能力の向上支援等を通じて，引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

２－３　北極を巡る国際秩序形成への参画

近年，国際的な関心が高まっている北極を巡る課題への対応において，北極における急速な環境変化，海氷の減少に伴い，北極海航路の確立や資源開発など北極海の新たな経済的利用，安全保障上の活動を活発化させる動きに示されるように，北極に対する国際社会の関心が高まっている。これを踏まえ，我が国は，「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日　総合海洋政策本部決定）を策定し，

北極海を巡る取組を重点的に推進すべき課題と位置づけ，①全地球的な視点を踏まえた北極域の観測・研究，②北極に係るグローバルな国際協力，及び③北極海航路の可能性検討に焦点を当て，総合的かつ戦略的に取り組んでいる。

その観点から，北極を巡る外交分野の取組においては，我が国が北極問題の主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高め,AC を始めとする北極関係の国際会合の活動及び議論等に更に積極的に関与する。また，北極に関する日中韓ハイレベル対話（大使級）を始めとする関係国との対話を引き続き推進し，北極に関する協力関係を強化し，北極における「法の支配」，航行の自由及び安全といった国際法上の考えの妥当なバランス確保のため，北極に関する国際的なルール形成に参画し，我が国の考えが北極を巡る国際秩序形成に反映されるよう努める。

２－４　自由，公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

我が国及び国際社会の平和と安定にとって，自由，公正かつ安全なサイバー空間の確保は必要不可欠であり，安全保障におけるサイバーの重要性は年々増している。このため，自由，公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交を推進すべく，30 年度から独立した測定指標を設定する。

２－５　ARF 関連会合への我が国の出席率

ARF 関連会合への出席は，アジア太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し，安全保障環境を向上させていく上で重要であることから，我が国にとって特に重要な会合への出席を踏まえ設定した 28 年度及び 29 年度目標は妥当であった。一方で，特定の分野に特化し，かつ専門性の高いワークショップも増えており，かつワークショップの全体数は毎年変動することから，測定指標に入れる意味に乏しいと考えられることから，今後は，外務省及び防衛省主管の災害救援，テロ対策及び国境を越える犯罪，予防外交，海洋安全保障といった会期間会合（ISM）や，会期支援グループ会合（ISG），高級事務レベル会合（SOM），閣僚会合など，我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合への高い出席率の確保を目指していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・内閣官房ホームページ
　国家安全保障戦略について（平成 25 年 12 月 17 日）
　(http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf)

（ARF 関連）
・外務省ホームページ
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html)
・ARF ホームページ
　(http://aseanregionalforum.asean.org/)

（海賊対策関連）
・外務省ホームページ
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo.html)
・内閣官房ホームページ
　海洋基本計画
　(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html)
・国土交通省ホームページ
　(http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html)
・防衛省統合幕僚監部ホームページ
　(http://www.mod.go.jp/js/)
・海上保安庁ホームページ
　(http://www.kaiho.mlit.go.jp/)
・ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合（米国務省が作成・管理）
　(http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm)
・国際海事機関
　(http://www.imo.org/en/Pages/Default.aspx)

・国際商業会議所国際海事局
(http://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre)
・アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター
(http://www.recaap.org/)

（北極関連）
・外務省ホームページ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ocn/page22_00931.html)
・内閣官房ホームページ
我が国の北極政策
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/arcticpolicy/jpn_arcticpolicy/index.html)
海洋基本計画
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html)
・国立極地研究所ホームページ
(http://www.nipr.ac.jp/aerc/)
・独立行政法人　海洋研究開発機構（JAMSTEC）ホームページ
(http://www.jamstec.go.jp/rigc/nhcp/)

（サイバー関連）
・外務省ホームページ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page5_00250.html)
・サイバーセキュリティ戦略
(https://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cs-senryaku-kakugikettei.pdf)

個別分野 ３　国際平和協力の拡充，体制の整備

施策の概要

１　国際社会の平和と安定に向け，自衛隊，警察等と連携しつつ，国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
２　国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
３　国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため，国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）
　Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　４ 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与
　（４）国際平和協力の推進
・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年９月 19 日　閣議決定）
・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年９月 29 日）
・「第２回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年９月 28 日）
・第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年９月 21 日）
・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年２月９日，10 月 21 日，11 月 15 日，平成 29 年 3 月 22 日，平成 30 年２月 16 日　閣議決定）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献
・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年１月 20 日）
　二　世界の真ん中で輝く国創り（積極的平和主義）

測定指標３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献　＊

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。

28 年度

年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充する。
２　国連 PKO 等に対する協力の在り方について，新規派遣も含めて検討する。
３　国連のアフリカ早期展開支援プロジェクトにつき，国連 PKO における施設建設のための重機供与とその操作訓練等において，我が国が提供可能なアセットも考慮しつつ，企画・実施に協力する。
４　国連 PKO 通信学校・訓練センタープロジェクトにつき，早期具体化並びに訓練に必要な機材の整備を行うべく，企画・実施に協力する。

施策の進捗状況・実績

１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し，年度を通じ約 350 人規模の施設部隊及び司令部要員を派遣し，７月には大規模な衝突が発生するなど，独立から５年を経てなお多くの問題を抱える南スーダンの安定と国づくりに貢献した。また，11 月にいわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定した。29 年３月に，南スーダン PKO（UNMISS）に派遣している自衛隊の施設部隊の活動を同年５月末を目処に終了することを決定した（司令部要員４名は派遣を継続）。
２　28 年５月にニューヨークで開催されたチャレンジ・フォーラム（注）の会合に我が国から参加し，国連及び各国による平和維持の取組及び問題意識に関する情報収集を行うとともに，国連日本政府代表部常駐代表がモデレーターを務め，我が国の政策の発信を行った。
　（注）国連 PKO 等が抱える課題について，各国政府や国際機関，学術機関等に所属する関係者が，年に数回定期的に自由闊達な意見交換をするフォーラム。
３　27 年度に引き続き，国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早

期展開支援のため，国連フィールド支援局と協力して，アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）を財政面及び人的に支援した。具体的には，必要な重機等のリース，施設整備，訓練を実施した。６月から 10 月にかけ，ケニア国際平和支援訓練センターにおいて，自衛官等計 36 名を同プロジェクトの教官として派遣し，ケニア国軍の施設要員 60 名を対象に国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を２回（各８週間）実施した。

４　PKO で活動する各国通信要員の育成を行う「国連 PKO 通信学校」の機材の整備，国連側の体制強化及び訓練の実施を支援した（28 年は 1,222 名の訓練を実施）。また，女性の PKO 参加の推進の一環として，11 月及び 29 年３月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し，各国の女性軍人・警察官が参加した（11 月：27 か国から 40 名，29 年３月：15 か国から 36 名）。

29 年度

年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)司令部への要員派遣を通じ，南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。

２　国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について，これまでの実績，国際社会の要望等も踏まえつつ，検討する。

３　国連のアフリカ早期展開支援プロジェクト（ARDEC）につき，国連 PKO における施設建設のための重機供与／リースとその操作訓練等において，我が国が提供可能なアセットも考慮しつつ，同プロジェクトに対する他国からの協力（パートナーシップの拡大）を引き出すことを追求し，また，国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつ，国連によるプロジェクト管理を適切に監督する。

４　国連 PKO 通信学校プロジェクトにつき，国連 PKO の通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため，企画・実施に引き続き協力する。

施策の進捗状況・実績

１　28 年度に引き続き，施設部隊及び司令部要員が国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に従事した。施設部隊は 29 年５月に撤退したが，司令部要員４名の派遣は継続し，南スーダンの平和と安定，国づくりに貢献した。また，５月，施設部隊の撤収に際し，国際連合からの要請を受け，国際平和協力法に基づく物資協力として，国連に対し，南スーダンにおいて施設部隊が使用し，又は保有していた重機，車両，居住関連コンテナ等（取得価格：約 27 億円分）を無償で譲渡した。

２　９月にニューヨークで開催された国連 PKO 改革に関する安保理ハイレベル公開討論会合に我が国から河野外務大臣が参加し，国連及び各国による平和維持の取組及び問題意識に関する情報収集を行うとともに，国連 PKO がより効果的・効率的に活動するための改革についての議論を行った。河野外務大臣からは，PKO 要員の能力・パフォーマンス向上の重要性を指摘しつつ，我が国の訓練・能力構築支援におけるベスト・プラクティスを紹介しつつ，我が国の今後の PKO 政策の発信を行った。また，同会合の成果として採択された安保理決議第 2378 号において，国連事務総長に対して 90 日以内に効果的・効率的なメカニズムにつき提案を行うことが要請されたことを受けて，日本が安保理議長を務めた 12 月には，国連 PKO に関する安保理ブリーフィングが行われ，事務総長報告書が提出された。

　日本はこうした議論を踏まえて，PKO の施設要員の能力構築支援をインド太平洋地域に広げ，また医療分野での能力構築支援も行うことを決定し，29 年度補正予算でこれらを支援することとし，国連に 45 億円を拠出し，30 年度のさらなる支援拡大に繋がる布石を打った。

　さらに 30 年３月に行われた国連 PKO に関する安保理公開討論に参加し，要員の安全性に関する取組やミッションのパフォーマンス向上に関する議論において，日本の支援がこれらに重要な貢献を行うものである旨発信した。

３　28 年度に引き続き，国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため，国連フィールド支援局と協力して，アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）を財政面及び人的に支援した。具体的には，必要な重機等のリース，施設整備に加え，５月から９月の各８週間，ケニア国際平和支援訓練センターにおいて，自衛官等計 36 名を同プロジェクトの教官として派遣し，昨年の訓練から対象国を広げ，タンザニア，ブルンジ，ケニア及びウガンダの施設要員 61 名を対象に国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。このうち 11 名の要員はミッションに派遣されており，訓練した要員が実際のミッションで活躍することにつながった。

４　28 年度に引き続き，PKO で活動する各国通信要員の育成を行う「国連 PKO 通信学校」において訓

練の実施を支援した(29 年は 1,195 名の訓練を実施)。また，女性の PKO 参加の推進の一環として，６月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し，26 か国から 38 名の女性軍人・警察官が参加した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標３－２　平和構築分野における人材育成

中期目標（--年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため，平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

28 年度

年度目標

27 年度から３か年で実施される「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の１年目の成果・評価を踏まえ，２年目は以下を実施する。

１　今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向けのコース
２　既に一定の実務経験を有する人材向けのコース
３　平和構築分野の国際機関等への就職支援

施策の進捗状況・実績

１及び２　27 年度に開始した３か年事業「平和構築･開発におけるグローバル人材育成事業」の２年目として，若手人材の育成及びマネジメントレベルの人材育成を行った（修了者数：１：25 名，２：16 名）。平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として，国際ボランティア計画（UNV）との連携により，当該年度に国内で各種コース（主として若手人材を対象としたもの）の修了生の中から計 16 名を約１年間，国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく，UNV との調整等を行った。

３　平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを実施した。また，各コース参加者及び修了者に対して，国際機関の求人情報などの情報提供を行った。

29 年２月末時点において，26 年度の日本人修了生 15 名（27 年度に UNV として国連諸機関等へ派遣)は，国際機関(12 名)，政府機関･JICA(１名)，大学院(１名)等へ就職又は進学した（１名不明）。

本事業による全日本人修了生の半数以上が，国連 PKO ミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))，国連政治・平和構築ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)，国連コロンビア支援ミッション(UNMC))や平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)，国連開発計画(UNDP)等)に就職した（19 年度から 26 年度までの累計修了者数：119 名，うち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：104 名）。

29 年度

年度目標

27 年度から３か年で実施している「平和構築･開発におけるグローバル人材育成事業」の２年間の成果・評価を踏まえ，３年目も以下を継続する。

１　今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向けのコース
２　既に一定の実務経験を有する人材向けのコース
３　平和構築分野の国際機関等への就職支援

施策の進捗状況・実績

１及び２　「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の３年目として，若手人材の育成及びマネジメントレベルの人材育成を行った（修了者数：１：25 名，２：16 名）。平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として，国際ボランティア計画（UNV）との連携により，当該年度に国内で各種コース（主として若手人材を対象としたもの）の修了生の中から計 16 名を約１年間，国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく，UNV との調整等を行った。

３　平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを実施した。また，各コース参加者及び修了者に対して，国際機関の求人情報などの情報提供を行った。

29 年度の国内研修終了（30 年２月末）時点において，27 年度の日本人修了生 15 名（28 年度に

UNV として国連諸機関等へ派遣）が，国際機関（11 名），NGO・NPO（１名），民間企業（２名），大学（１名）等へ就職した。

３年間の本事業による全日本人修了生の半数以上が，国連 PKO ミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))，国連政治・平和構築ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)，国連コロンビア支援ミッション(UNMC))や平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)，国連開発計画(UNDP)等)に就職した（19 年度から 27 年度までの累計修了者数：134 名，うち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数（途中で離職した者を除く）：103 名）。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３－３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

(出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」)	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	80.0%	73.5%	82.0%	80.1%	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３－４　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	16	18	19	20	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果(個別分野３)

施策の分析

【測定指標３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献】

28 年度

UNMISS への司令部要員及び施設部隊の派遣は，７月に首都ジュバにおいて大規模な衝突が発生するなど重要な局面にある南スーダンの平和と安定のために，多大な貢献をした。25 年以降，情勢悪化を受けて UNMISS のマンデートが国づくり支援から文民の保護を中心とする内容に変更されたが，施設部隊はジュバ周辺において施設活動等に従事し，成果を上げた。また，11 月にいわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定し，派遣されている施設部隊に新たな任務を付与したことは，我が国が国際平和協力を推進・拡充する上で非常に有意義であった（28 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））。

近年の国連 PKO において装備品やそれを操作可能な要員が不足していることが深刻な問題であり，アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）や国連通信学校プロジェクトに対する日本の支援は，そうした要員の能力ギャップを埋める重要な取組として国連関係者や要員派遣国に評価されてきている。ARDEC では 27 年度の試行訓練を本格訓練に拡大して実施し，また防衛省や内閣府 PKO 事務局と協力して教官を派遣することができた。通信学校は当初 450 名と想定していた訓練参加者が 1,222 名（28 年度）となった。我が国は他国に先駆けて，通信分野の訓練ニーズを迅速に把握し，28 年度補正予算による支援を実施し通信学校運営の環境を的確に整えたことが，当初の目標を大きく超える成果につながった。

29 年度

UNMISS への施設部隊の派遣は５月末に終了したが，派遣期間は 24 年１月から 29 年５月末にかけて５年に及び，その間，全 11 施設部隊，延べ 4,000 名を UNMISS に派遣した。主要な実績として，延べ約 260km の道路補修，延べ約 50 万㎡の用地造成，97 か所の施設の構築などを行った。25 年以降，情

勢悪化を受けて UNMISS のマンデートが国づくり支援から文民の保護を中心とする内容に変更されたが，施設部隊はジュバ周辺において道路補修を含む施設活動等に従事し，過去の我が国の PKO 活動において期間・実績ともに最長・最大規模となる成果を上げた。28 年７月に首都ジュバにおいて大規模な衝突が発生するなど重要な局面にあった南スーダンの平和と安定のために，多大な貢献をした。また，30 年２月に南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更が閣議決定され，司令部要員の派遣を 30 年５月末まで延長したことは，国際平和協力を推進する上で有意義であった（29 年度：国際平和協力の拡充（達成手段①））。５月の施設部隊の撤収に際し，国連からの要請を受け，国際平和協力法に基づく物資協力として，国連に対し，南スーダンにおいて施設部隊が使用し，又は保有していた重機，車両，居住関連コンテナ等を無償で譲渡した。こうした取組は，施設部隊の活動が終了した後も活動を継続する UNMISS に対する有益な貢献だった。

日本は安保理非常任理事国として，９月の安保理公開討論における議論や，12 月の国連 PKO に関するブリーフィング，30 年３月の安保理公開討論でも議論に積極的に関与し，特に日本が国連と協力して行っている，施設要員や通信要員に対する能力構築支援をベスト・プラクティスとして各国にアピールするとともに，今後実施予定の医療分野への支援は，特にこれら要員の安全に資する取組である旨を強調した。なお，国連事務総長ら国連関係者もこうした訓練の重要性を認識するとともに，日本に支援に対して謝意を表明している。

ARDEC への支援については，29 年度には訓練生の出身国が大きく拡大するとともに，教官を派遣する国としてスイスとブラジルが加わり，国連と要員派遣国，及び支援国の三角パートナーシップの形を国際的に拡大することができ，プロジェクトを持続可能なものとしていく取組が進んだ。通信学校での訓練についても，29 年度補正予算による支援により，29 年度の訓練生は 1,195 名と 28 年度に引き続き 1,000 名を超えたことに加え，各種要員の中でも女性要員の割合が比較的多いとされている通信要員を訓練し，国連 PKO における女性要員の割合を増やす国連の取組に積極的に貢献していることは，国連関係者や各国に評価された。

【測定指標３－２　平和構築分野における人材育成】

28 年度

「平和構築･開発におけるグローバル人材育成事業」は,25 年度行政事業レビューでの指摘を踏まえ，効率化を図りつつ，新たな人材の発掘･育成･キャリア構築支援に向け，研修員の対象を拡大し，27 年度に開始したコースを継続した。特に，同分野における人材の戦略的・計画的な発掘・育成を強化するため，アフリカ及び中東地域からの参加枠の拡大，またジェンダー等の最新のニーズを踏まえたカリキュラム構成等を実施したことは，国際平和協力分野の人材の裾野を拡充し，育成する上で，有効な取組となった。

特に若手人材を対象とするコースの修了者を中心に，UNV との連携により国連ボランティアとして国連諸機関に派遣する取組は，若手人材が将来平和構築分野の専門家となるために経験を積む機会を提供するとともに，我が国が重視する国際機関でのキャリア形成にも資する取組だった。（28 年度：平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(達成手段②)）

29 年度

「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」は，25 年度行政事業レビューにおける，より効率的，効果的な事業となるよう見直すべきとの指摘を踏まえ，期待される効果が比較的低いコースの廃止やシンポジウムを本事業から分離する等の見直しにより，事業の改善を図りつつ，新たな人材の発掘･育成･キャリア構築支援に向け，研修員の対象を拡大し，27 年度に開始したコースを継続した。

一方で，19 年度から 27 年度までの累計修了者数 134 名のうち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数は，途中で離職した者を除き 103 名であり，これは，26 年後までの累計数（修了者数 119 名のうち平和構築分野の就職者数は 104 名）を下回っていることから，修了者が平和構築分野で長く経験を積んでいくための支援が課題となった。（29 年度：平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(達成手段②)）

【測定指標３－３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合】

28 年度

世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合に関しては，毎年一回内閣府が実施している「外交に関する世論調査」の測定値を援用しており，28 年度は目標値として設定した 80.0%を下回る結果であった。他方，依然として 70%以上が肯定的な回答をしているように，国民からの一定程度の支持は得られていると考えられるが，今後も国民の理解を深めるための取組を

続けることが国際平和協力の推進・拡充を達成する上で重要である。(28 年度:国際平和協力の拡充(達成手段①))

29 年度
世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合に関しては，毎年一回内閣府が実施している「外交に関する世論調査」の測定値を援用しており，29 年度は目標値として設定した 82.0%には及ばなかったが，前回の 73.5%から 80%台へと着実に増加しており，今後も国民の理解を深めるための取組を続けることが国際平和協力の推進・拡充を達成する上で重要である。(29 年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))

【測定指標３－４　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数】
28 年度
国際の平和と安定に対する取組の一環とした国際会議やセミナー等の開催/出席は，経費縮減にも努めつつも目標値を上回る数を達成し，国際的な議論をフォローし，国内の政策立案に役立てることができた。(28 年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))

29 年度
国際の平和と安定に対する取組の一環とした国際会議やセミナー等の開催/出席は，経費縮減にも努めつつも目標値を達成し，国際的な議論をフォローし，国内の政策立案に役立てることができた。(29 年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**
国連 PKO は，伝統的には，国連が紛争当事者間に立って，停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り，当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし，冷戦終結以降は，内戦の増加などによる環境の変化に伴い，停戦監視などの伝統的な任務に加え，元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR），治安部門改革，選挙，人権，法の支配などの分野における支援，政治プロセスの促進，文民の保護など，多くの任務を与えられている。現在，15 の国連 PKO ミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており，ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は 29 年 12 月末時点で 10 万６千人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員，装備・機材，財源などの不足という事態を受け，国連を中心に様々な場で国連 PKO のより効果的・効率的な実施に関する議論が行われており，能力ギャップの克服，PKO 要員の能力・パフォーマンスの向上等が必要とされている。このため，我が国としては，27 年９月に成立した平和安全法制に基づき，国連のこうした取組を今後とも支援していくことが，国際の平和と安定に対する取組を進める上で重要である。
また，国連 PKO，国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため，平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。例えば，国連 PKO ミッションに派遣されている約 5,300 名の文民のうち日本人は僅かな数にとどまっており，当面の重要課題として，文民の人材育成及び現地における貢献が求められている。
上記を踏まえ，国際社会の安定に向けた国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充という施策目標は適切であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】
３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献
PKO を通じた国際社会の平和と安定への貢献の観点から，UNMISS への司令部要員の継続的な派遣を通じた南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継続,国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方の検討，ARDEC に対するパートナーシップの拡大，国連 PKO 通信学校プロジェクトの企画・実施への協力等の 29 年度目標の設定は適切であった。
国際社会の平和と安定のため，国連 PKO への協力拡大等の積極的取組が必要とされており，更なる貢献の実施が重要であるが，近年我が国の国連 PKO への要員派遣は１つのミッションにとどまっている。30 年度はこの現状を踏まえ，日本の目に見える貢献として，国連やアジア・アフリカの主要な PKO 要員派遣国と協力し，医療分野やインド太平洋諸国における PKO 分野の能力構築支援への協力を

目指すとともに，国連を通じた要員訓練へのパートナーシップの拡大を更に進めていく。
31 年度からは，測定指標３－１を「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進」と「国際社会の平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献」とに分割する。国連 PKO に対しては，直接的な貢献としての要員派遣や物資協力を引き続き追求していくこととは別に，間接的な貢献として，国連 PKO の性質の多様化やその効果的・効率的活動の実現に資するような PKO 要員の能力構築支援を，我が国の強みを活かした形で持続的に実施していく必要性と期待が高まっていることから，それぞれについて別々の測定指標を設定することとした。

３－２　平和構築分野における人材育成

引き続き，平和構築及び開発の分野で活躍できる若手の人材及びマネジメントレベルの人材を育成し，また，これらの人材の国際機関等への就職の拡大を目指す。今後は，これまで実施してきた一定の実務経験を有する人材向けコースについては，国連 PKO ミッション等において民間のノウハウへのニーズが高まっているとの認識に立ち，様々な業種・職種から国際機関未経験者の参加を促すようなカリキュラムを検討する。また，同コースの修了者や講師の意見を踏まえて，国連 PKO 幹部候補者の養成を図る「幹部コース」（32 年度のみ）を新設する。

３－３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

世論の支持は，施策目標を実現する上で重要であり，世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答が 82%という 29 年度目標の設定は適切であった。
施策を進めるにあたり，国民からの支持と理解を示す回答を測ることが，施策の進捗を把握する上で有益であるため，最低限の望ましいラインとして引き続き 82%を目標値として設定する。

３－４　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数

PKO 法施行 25 周年を記念する 29 年度において，同年度における国際会議やセミナー等の開催/出席数の目標設定をこれまでより高く設定したことは適切であった。
セミナー等の開催数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等への出席を通じた国連を始めとする国際社会の議論への積極的な知的貢献は，日本の多様な協力のあり方の一つとして重要である。30年度も国連平和活動の見直しに関するフォローアップのための国際会議等の開催は引き続き予定されており，我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議の優先順位を付けながら，会議の場での貢献を維持することが適切であることを踏まえ，年度目標を20回とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
国連 PKO 改革に関する安保理ハイレベル公開討論（平成 29 年９月 20 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page4_003334.html）
南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更（平成 30 年２月 16 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005656.html）
・国連 PKO ホームページ
（http://peacekeeping.un.org/en）

個別分野 ４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために，国際社会の一致した継続的取組が重要であることから，我が国は，①国内対策の強化，②幅広い国際協力の推進，③途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ，本件に取り組んでいる。具体的には，二国間に加え，グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)やＧ７，国連等の多国間枠組みも利用し，国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や，途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 196 回国会・衆議院外交防衛委員会（平成 30 年３月２日）及び参議院外交防衛委員会（平成 30 年３月６日）における河野外務大臣挨拶（平成 30 年２月 14 日）

測定指標４－１　国際的なテロ対策協力の強化　＊

中期目標（--年度）

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため，国際社会との連携・協力を強化する。

28 年度

年度目標

１　国際的な法的枠組みにより求められる措置を次のとおり実施する。
（１）テロ関連安保理制裁決議(第 1267 号，第 1333 号，第 1373 号，第 1988 号，第 1989 号，第 2253 号等)を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
（２）安保理決議に基づき，外為法及び国際テロリスト財産凍結法(27 年 10 月施行)等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
２　多国間・二国間の枠組みを通じたテロ対策協力を次のとおり推進する。
（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換の実施を維持する。
（２）グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)に積極的に参画する。
（３）Ｇ７議長国として，テロ及び組織犯罪対策を協議するＧ７ローマ・リヨン・グループ会合をリードするとともに，その議論の結果をＧ７サミットプロセスと結びつけ，成果に反映させていく。また，Ｇ７サミットの成果のフォローを行う。
（４）国連との協力強化(国連テロ対策実施タスクフォース(CTITF)，国連テロ対策委員会(CTC)等)を図る。
（５）二国間のテロ対策対話(Ｇ７各国，露，ASEAN 諸国，日中韓等)を実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）安保理決議第 1267 号，第 1988 号，第 1989 号及び第 2253 号に基づく，テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について，安保理非常任理事国として議論に積極的に参加し，適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また安保理決議第 2253 号の要請に応じて，我が国における同決議の履行状況を国連に報告した。
（２）厳格な資産凍結措置履行のため，関係省庁と調整・連絡し，外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出，制裁リストの整理，金融機関への通知を実施した。
２（１）日本人が海外でテロの犠牲となったバングラデシュでの事件等を受け，Ｇ７伊勢志摩サミット（５月）等で首脳，外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換を実施した。Ｇ７首脳会合では，「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」を発出した。
（２）GCTF の第９回調整委員会（４月），第７回閣僚級会合（９月），第 10 回調整委員会（９月）等の各種会議に積極的に参加したほか，GCTF の改革や各種文書等に関する議論に積極的に貢献した。
（３）Ｇ７ローマ・リヨン・グループ（RLG）について，我が国は議長国として議論をリードした 。この議論の結果をサミットプロセスにインプットし，28 年４月のＧ７外相会合における議論を経て，翌５月のＧ７首脳会合において上記（１）の「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」発表に至った。また，Ｇ７の関連では，民間の協力を得つつ，テロリストによる文化財

の破壊・違法取引に関する首脳レベルのサイド・イベントを開催し，カウンターメッセージを発信した。

その後も，我が国はＧ７RLG において上記行動計画のフォローアップに努めるとともに，29 年１月に成立した第３次補正予算にて，上記行動計画を踏まえ，アジアに対するテロ・暴力的過激主義対策支援を新たに実施することとなった。

（４）４月，ジュネーブにおいて国連とスイス政府が主催した「暴力的過激主義防止に関するジュネーブ会合」に出席し，我が国の取組を紹介するとともに，「暴力的過激主義防止のための国連事務総長行動計画」への支持を表明した。

また，国連テロ対策委員会（CTC）の事務局（CTED）と連携し，東南アジア地域における暴力的過激主義対策におけるコミュニティーベースアプローチの推進を目的としたガイドライン作成プロジェクト，及び同地域における司法共助・犯罪人引き渡しに関する中央当局の効果的ネットワーク形成プロジェクトに拠出を行った。

さらに，国連テロ対策実施タスクフォース（CTITF）に設置されている国連テロ対策センター（UNCCT）と連携し，東南アジア地域での外国人テロ戦闘員のソーシャル・メディア利用に対する加盟国の能力向上プロジェクト，及び同地域でのテロリストによる，サイバーを用いた攻撃の防止と影響緩和のための国家の能力強化プロジェクトに拠出を行った。

（５）日・チュニジア・テロ・治安対策対話（４月），日露テロ対策協議（６月），日韓テロ対策協議（７月），日中テロ対策協議（９月），日米豪テロ協議（10 月），日中韓テロ対策協議（11 月），日ベルギー・テロ対策協議（同），日・ASEAN テロ対策対話（29 年２月）を実施し，積極的に情報共有，政策協調等を図るとともに，一部の国とは第三国における支援の連携を確認する等を行った。また，過去に実施したテロ対策対話等のフォローアップとして，英国との間で，国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の「チュニジア国境警備改善」事業への共同資金拠出等のテロ・暴力的過激主義対策協力を実施した。

29 年度

年度目標

１　国連，グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等，多国間協議に積極的に参画する。

２　二国間のテロ対策対話を実施する。

３　安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

１　GCTF については，９月にニューヨークで開催された閣僚級会合に河野外務大臣が出席し，我が国のテロ対策協力政策として，途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに，テロの根源たる暴力的過激主義対策の両輪にしっかり取り組んでいる姿勢を示した。また，GCTF 側からの要望も踏まえ GCTF の調整委員会会合を 30 年３月に東京にて開催し，我が国が重視しているアジア地域におけるテロ及び暴力的過激主義対策への GCTF 加盟国各国の認識を高めたほか，ホスト国を務めたことにより，我が国の GCTF におけるプレゼンスの向上につなげた。このほか，GCTF の各作業部会等へも積極的に参加し，テロ対策政策実務者間の議論に貢献した。

２　日・印テロ対策協議（11 月），日米豪テロ対策協議（11 月），日・パキスタン・テロ対策協議（11 月），日英テロ対策協議（30 年１月），日・チュニジア・テロ対話（30 年２月）を実施し，地域のテロ情勢に関する情報共有，政策協調等を図るとともに，一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について，また，一部の国との間では第三国におけるテロ対策協力の実施の可能性等について，より具体的に活発な議論を行った。

３（１）安保理決議第 1267 号，第 1988 号，第 1989 号及び第 2253 号に基づく，テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について，安保理非常任理事国として議論に積極的に参加し，適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。特に７月に採択された ISIL 対策に関する決議第 2368 号及び 12 月に採択された帰還外国人テロ戦闘員対策に関する決議第 2396 号の作成の際に，28 年５月の伊勢志摩サミットの「テロ及び暴力的過激主義に関するＧ７行動計画」に含まれている事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）の利用拡大について決議に盛り込むことを提案した結果，これらの内容が決議に反映された。

（２）厳格な資産凍結措置履行のため，関係省庁と調整・連絡した，外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出，制裁リストの整理，金融機関への通知を実施した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展　＊

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため，国際社会との連携・協力を強化する。

28 年度

年度目標

１　国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会，Ｇ７及びG20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会(FATF)関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，犯罪防止刑事司法，麻薬対策，腐敗対策，マネーロンダリング対策，サイバー犯罪対策に関する議論を深め，取組を強化し，決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。

２　国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。

３　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。

施策の進捗状況・実績

１　国連犯罪防止刑事司法委員会（５月），国際組織犯罪防止条約締約国会議（10 月）等に積極的に参加し，犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。特に５月に行われた第 25 会期国連犯罪防止刑事司法委員会においては，32 年に我が国において開催予定の第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称コングレス）の準備のための決議案を提案し，多くの共同提案国の支援を得て採択された。

また，Ｇ７議長国として，「腐敗と戦うためのＧ７の行動」の作成を主導し，Ｇ７伊勢志摩サミットにおいて公表した。さらに，５月に行われた英国主催腐敗対策サミットにおいて，柴山総理大臣補佐官が出席し，スポーツにおける腐敗対策についてステートメントを行った。

加えて，G20 腐敗対策作業部会合（６月，10 月），金融活動作業部会(FATF)会合（６月，10 月，29 年２月），サイバー犯罪条約関連会議等（５月，11 月，29 年１～２月）に積極的に参加し，各国のマネーロンダリング防止やサイバー犯罪対策の取組強化等に貢献した。11 月に欧州評議会（ストラスブール）で開催された，サイバー犯罪条約の締約国以外の国や民間企業及び研究機関等が参加するオクトパス会合では，サイバー犯罪条約委員会との共催で「アジア太平洋地域におけるサイバー犯罪に関する法整備及び能力構築」と題するワークショップを実施した。

２　12 月に人身取引対策の政府協議調査団をイタリアに派遣し，イタリア政府当局，国際機関，現地 NGO 等と昨今の移民・難民危機における人身取引対策について情報共有するとともに，両国の連携強化につき意見交換を行った。国際移住機関（IOM）への拠出を通じて，人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援，医療費の提供等))のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援を行うとともに，密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

３　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について，引き続き関係省庁と検討を行った。29 年３月，国際組織犯罪防止条約の国内担保法として組織犯罪処罰法改正案が閣議決定され，国会に提出された。同月に官邸において開催されたセキュリティ幹事会においては，東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略が決定されたが，この中においても，国際組織犯罪防止条約締結のための国内担保法を整備して，この条約を締結することを始め，国際的な枠組みへの参画を更に充実させ，国際社会と連携してテロ，組織犯罪等を未然に防止する旨が盛り込まれた。

29 年度

年度目標

１　国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会，Ｇ７及びG20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会(FATF)関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，犯罪防止刑事司法，麻薬対策，腐敗対策，マネーロンダリング対策，サイバー犯罪対策に関する議論を深め，取組を強化し，決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。

２　32 年に我が国で開催される第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称コングレス）に向けた準備を進める。特に，５月に開催する第 26 会期国連犯罪防止刑事司法委員会においてコングレスの全体テーマ，議題等を決定する決議案を提出する。

３　国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。
４　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に向け，国内担保法の国会審議への対応や，国内担保法成立後の締結手続に必要な準備を行う。

施策の進捗状況・実績

１　国連犯罪防止刑事司法委員会（５月），麻薬委員会（30 年３月），国連腐敗防止条約締約国会議（11 月)等に積極的に参加し，犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また，G20 腐敗対策作業部会（４月，９月，30 年２月）に積極的に参加し，G20 による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ，発表することにより，各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。

サイバー犯罪対策分野では，サイバー犯罪条約関連会議等（６月，９月，11 月，30 年１～２月）に積極的に参加し，我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献したほか，９月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第２追加議定書の起草作業に関して，起草メンバー国として積極的に議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では，金融活動作業部会(FATF)会合（６月，10 月，30 年２月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（７月）に積極的に参加し，特に FATF においては，10 月会合で公表した北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求める FATF 声明の策定等に貢献した。

２　５月に行われた第 26 会期国連犯罪防止刑事司法委員会においては，32 年に我が国において開催予定の第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称コングレス）の全体テーマ「2030 年アジェンダ」の達成に向けた犯罪防止，刑事司法及び法の支配の推進等を決定する決議案を提案し，多くの共同提案国の支援を得て採択された。

３　30 年２月に人身取引対策の政府協議調査団をオランダに派遣し，オランダ政府当局，現地 NGO に加え，欧州司法機構（EUROJUST）等と昨今の移民・難民危機の人身取引対策への影響や，関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに，両国の連携強化につき意見交換を行った。また，国際移住機関(IOM)への拠出を通じて，人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援，医療費の提供等))のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援を行うとともに，密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

４　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法である組織犯罪処罰法等の改正法の国会審議に対応した。同法は６月に国会で可決成立し，７月に国際組織犯罪防止条約並びにこれを補足する人身取引議定書及び密入国議定書並びに国連腐敗防止条約を締結した。これを受け，国連腐敗防止条約については，11 月に我が国に対する同条約実施レビュー第１サイクルが開始され，関係省庁と連携の上，当省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストの回答作成作業を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ａ（28 年度：ａ，29 年度：ａ）

測定指標４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化　＊

中期目標（--年度）

国際テロ及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

28 年度

年度目標

１　国連薬物犯罪事務所(UNODC)に拠出し，各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援，更には，これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策も実施する。
２　暴力的過激主義対策をテーマとし，東南アジア諸国，中東アフリカ諸国を対象にテロ対策地域協力会合を実施する。
３　ASEAN のテロ・組織犯罪対策における能力向上のため，日・ASEAN 統合基金（JAIF）（注）を活用したワークショップ等を実施する。
（注）ASEAN 統合を支援するため，我が国の拠出により 18 年に設置された基金。

施策の進捗状況・実績

1　中東アフリカ諸国に加え，28 年度はアジア諸国に対しても，国連薬物犯罪事務所（UNODC）関連のプロジェクトに総額 2,300 万ドル強拠出し，テロ対策を始めとする能力向上支援や機材供与を実施した。

2　暴力的過激主義対策をテーマとした地域協力会合を以下のとおり実施した。

12 月に中東アフリカ諸国６か国を対象として，テロ対策関係省庁の局長級及び国際機関職員計 11 名を招へいし，各国のテロ及び暴力的過激主義に関する取組について議論及び意見交換を行った。また，29 年１月に東南アジア地域諸国５か国を対象として，テロ対策関係省庁の局長級及び国際機関職員等計 14 名を招へいし，各国のテロ及び暴力的過激主義に関する取組について議論及び意見交換を行った。

3　11 月，ジャカルタにおいて，暴力的過激主義対策にも資する交流事業として，インドネシア人元被招へい者を中心に ASEAN 各国から教育関係者を招き，「ASEAN における異文化・教育交流の促進に関するジャカルタ・ワークショップ」を実施した。また， JAIF を活用し，第 10 回日 ASEAN テロ対策対話（29 年２月）及び第２回日 ASEAN サイバー犯罪対策対話（29 年３月）を実施した。我が国及び ASEAN 各国におけるテロ及び暴力的過激主義対策，サイバー犯罪対策につき，それぞれの対話で情報交換を行った。また，同サイバー犯罪対策対話では，我が国が締約国拡大を推し進めるブダペスト条約につきプレゼンを行い，具体的な能力向上支援案件形成に向け，ASEAN 各国の同分野における支援ニーズにつき聴取した。

29 年度

年度目標

1　国連薬物犯罪事務所(UNODC)等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて，各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援，更には，これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策も実施する。

2　関係省庁の協力を得つつ，我が国主催で，アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。

3　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」に基づき，途上国への支援に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　東南アジア及び南アジア諸国に対して，国連薬物犯罪事務所（UNODC），世界関税機構（WCO），国際刑事警察機構（ICPO，インターポール）等を通じたプロジェクトにとして総額約 38,181 万ドルを拠出し，テロ対策を始めとする能力向上支援や暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。

2　我が国主催で，アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。具体的には，11 月に，インドネシア，フィリピン及びマレーシアの３か国から，刑務所関係者及び矯正政策担当省庁関係者を招へいし，自国民が外国人テロ戦闘員（FTF）として戦闘地域に渡航することに対する取組及び現状について，FTF が戦闘地域から帰還した後の脱過激化対策（刑務所の過激化防止対策及び社会復帰支援）についての取組及び現状について情報共有した。また我が国からは，日本のテロ及び暴力的過激主義対策に関する現状と取組として，「暴力団員の社会復帰支援制度」や刑務所における「ものづくり」にみられる高度な技術教育支援の紹介，オウム真理教事件の経緯と現状等について関係各省から発表し，各国の脱過激化対策に参考となる事例や教訓の共有の促進を図った。

3　28 年のＧ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」に基づき，安倍内閣総理大臣は同年の日・ASEAN 首脳会議において，「テロに屈しない強靱なアジア」としていくための先導的な役割を日本が果たしていくとして，①テロ対処能力の向上，②テロの根本原因である暴力的過激主義対策及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる，総合的なテロ対策強化策を表明したことを受け，①及び②については，UNODC，インターポール，UNDP 等の国際機関と連携し，個別のプロジェクト（トレーニング，ワークショップ，リサーチ等）を実施した。同プロジェクトにおいては，我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより，我が国におけるテロ対策の現状，経験等について積極的に発信し，被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標４－４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く)						
①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（東南アジア） ② 28 年度：テロ対策アフリカ地域協力会合 29 年度：穏健主義育成のための教育関係者ワークショップ	中期目標値	28 年度		29 年度		28・29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	①－ ②－	①４ ②７	①６ ②５	①６ ②４	①３ ②４	C (28 年度：ｂ， 29 年度：ｃ)

評価結果(個別分野４)

施策の分析

【測定指標４－１　国際的なテロ対策協力の強化】

28 年度

Ｇ７伊勢志摩サミットにおいて，我が国のイニシアティブによりテロ対策に関する独立した成果文書として「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」を策定したことによって，Ｇ７として取り組む課題が具体的に決定され，我が国を含むＧ７各国は，同計画に則ってテロ対策を着実に実施した。また，各国とのテロ対策対話を，27 年度の５回に比べて 28 年度は８回と 1.6 倍の回数を実施し，地域テロ情勢の情報共有や我が国のテロ対策協力の実績についての紹介，更には，我が国が重視する暴力的過激主義対策の重要性についての認識の醸成ができた。加えて，グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）や国連における取組にも積極的に参画したことは，我が国を含む国際社会のテロ対策協力を促進する上で効果があった。こうした取組は，当省のみならず，関係各省庁との協力・連携の上に進められたため，政府全体としての国際テロ対策協力も強化されたと考えられる。(28 年度：国際的なテロ対策協力の強化（達成手段①）)

29 年度

我が国は，28 年から 29 年末まで国連安保理非常任理事国を務め，ISIL 対策に関する決議第 2368 号及び帰還外国人テロ戦闘員対策に関する決議第 2396 号といった，テロ対策に関する安保理決議の作成に積極的に寄与した。特に，後者については，我が国が提案した事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）の利用拡大が反映された。水際でのテロ対策として重要な API，PNR の活用を一部義務化する内容となっており，国連のみならず他の枠組みにおいても，これらの利用拡大の議論の活発化に大きく貢献することができた。９月にニューヨークで実施された GCTF 閣僚級会合には，我が国からは 26 年以来の外務大臣の出席により，国際社会において我が国のテロ及び暴力的過激主義の脅威に対する国際社会との連携・強力強化の姿勢を明確に打ち出すことができた。また，二国間のテロ対策協議の実施については，８年ぶりの開催となった日パキスタン，３年ぶりの開催となった日英を含む７回の協議を実施し，我が国を含む国際社会のテロ対策協力を促進する上で効果があった。こうした取組は，当省のみならず，2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて国内テロ対策を強化している関係各省庁との協力・連携の上に進められたこと，更には同関係各省庁と各国との間での情報交換が促進されたことにより，政府全体としての国際テロ対策協力が，日本国内の治安対策にかんがみ喫緊の課題であるとの認識の醸成につながったと考える。(29 年度：国際的なテロ対策協力の強化（達成手段①）)

【測定指標４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展】

28 年度

Ｇ７議長国としての立場やアジア初のサイバー犯罪条約の締約国としての立場に基づいて国際組織犯罪対策における国際協力の進展に向けた取組を推進できた。長期にわたって取り組んできた国際組織犯罪防止条約等の締結に必要な国内担保法の法案が国会提出に至り，同条約等に基づく国際協力の実施への道筋がついた。また，Ｇ７伊勢志摩サミットの成果文書となった「腐敗と戦うためのＧ７の行動」の作成や，アジア太平洋諸国に対しサイバー犯罪条約の締結に向けたアウトリーチの機会となるワークショップの実施により，この分野における我が国のプレゼンスを示しつつ，具体的な取組を進めることができた。（28 年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

29 年度

長期にわたって取り組んできた国際組織犯罪防止条約等の締結に必要な国内担保法が国会で可決成立し，その施行を受けて同条約等の締結に至った。本条約の締結により，締約国間における捜査共助や犯罪人引渡しがより迅速で充実していくものとなり，情報収集を含め，より一層効果的に国際社会と協力してテロを含む国際的な組織犯罪に対処することが可能となった。（29 年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

以上のとおり，28・29 年度を通じ，Ｇ７伊勢志摩サミットの成果文書作成やそのフォローアップ，また，長期の課題であった国際組織犯罪防止条約等が締結に至ったことなど，目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

【測定指標４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化】

28 年度

UNODC 等を通じ，幅広い分野・地域でテロ対策関連プロジェクトの実施を進め，各国の対処能力向上が極めて重要となるサイバー犯罪対策の分野において東南アジア諸国における具体的なニーズを把握することができた。

従来から取り組んできている中東・アフリカ地域に加え，東南アジア及び南アジアといったアジア地域における対策の強化に取り組んだこと，また，Ｇ７伊勢志摩サミットで採択された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」の実施にも結び付けつつ，各国のテロ対処能力の向上，テロの資金源になりうる国際組織犯罪，テロの根源にある暴力的過激主義への対策といった総合的で具体的な取組を進めることができた。（28 年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

29 年度

国連薬物犯罪事務所(UNODC)のみならず，インターポール，世界関税機構（WCO）といった専門的な知見を有する国際機関にも拠出先を拡大した。これにより，途上国におけるインターポールのデータベースの活用強化及び税関職員の能力向上に貢献した。また，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上のための支援も実施した。これにより，組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための対策の実施につながり，また，Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」のフォローアップを更に進めることができた。（29 年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

【測定指標４－４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く)】

28 年度

国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（東南アジア）については，一部の参加者が急な用務のため不参加となったが，その他の参加者及び専門家等との間で有意義かつ専門的な意見交換を実施した。また，「テロ対策アフリカ地域協力会合」については，国内事情により１か国が不参加となったものの，他の参加者からは国内のテロ対策への取組についての貴重な意見交換の場となったとの声が帰国後のヒアリングにおいて多く聞かれるなど，一定の成果が得られた。ワークショップの実施においては，国内の関連機関の視察を取り入れることで，参加者に対し，我が国の取組についても効果的に紹介し，理解を深める機会となった。なお「テロ対策アフリカ地域協力会合」については，アジア地域におけるテロ対策の緊急性が高まったことを受け，28 年度で終了し，29 年度からは東南アジア地域のイスラム教研究者を対象とした「穏健派育成のための教育関係者ワークショップ」を開催した。(28 年度：国際テロ・犯罪組織関連条約に関するワークショップ開催経費（達成手段③），テロ対策地域協力会合開催（達成手段④））

29 年度

国際テロ・組織犯罪関連条約に関連するワークショップ（東南アジア）に関しては，外国人テロ戦闘員（FTF）の渡航・帰還によるテロの脅威が高まったインドネシア，フィリピン及びマレーシアから，刑務所関係者及び矯正政策担当省庁関係者を招へいし，自国民が外国人テロ戦闘員（FTF）として戦闘地域に渡航することに対する取組及び現状について，また，FTF が戦闘地域から帰還した後の脱過激化対策（刑務所の過激化防止対策及び社会復帰支援）について各国の参加者が理解を深めるとともに，各国が抱える課題をあぶり出し，今後のあり得べき我が国支援のプロジェクト形成に役立てることができた。参加国数については，当初，東南アジア地域から幅広く６か国を目標としていた水準には及ばず，３か国にとどまった。他方，中東地域からの FTF の問題に密接に関連したインドネシ

ア，フィリピン及びマレーシアに絞ったため，内容面においては，より議論の的を絞った質の高い議論を行うことができた。
穏健主義者育成のための教育関係者ワークショップに関しては，日本人が海外でテロの犠牲となったダッカ（バングラデシュ）での襲撃テロ事件を受け，バングラデシュを含む４か国の南西アジア及び東南アジア地域におけるイスラム研究者及びイスラム学校の教師等を招へいし，参加者による意見交換，我が国が実施しているイスラム教師招へいプログラムや，国連機関を通じてインドネシアにおける宗教教育の役割強化に関するプロジェクト等のグッド・プラクティスの共有，また我が国の教育機関や関連施設の視察等を通じて，①宗教指導者としての視野拡大，②イスラム学校における理数系教育促進を始めとした教育の多様化につながる機会を参加者に提供し，各国におけるイスラム穏健主義の後押し及びこれら宗教教育関係者の我が国に対する信頼醸成に寄与し，また，邦人保護の観点からも有意義だった。（29 年度：国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費（達成手段③），「穏健主義育成のための文明間対話」事業（達成手段⑤））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**
テロの脅威が国際的に拡散する中，これに対抗するためには，各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり，国際社会が緊密に連携することが必要である。この観点から，日本はかねてより，国際社会におけるテロ対策に関する国際協力に取り組んできた。一方，ISIL の支配地域の陥落により，外国人戦闘員の母国への帰還や第三国への移転が加速しており，これに伴いアジア地域の諸国ではテロの脅威が高まっている。日本にとって，政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから，アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に重点を置きつつ，引き続き国際協力に注力する必要がある。

【測定指標】
４－１　国際的なテロ対策協力の強化
テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため国際社会との連携・協力を強化するという中期目標の達成に向け，二国間・多国間でのテロ対策協議の実施，及び，安保理決議に基づく国内措置の実施に取り組むことは有効であった。テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため，国際社会との連携・強力を引き続き強化していく。とりわけ，アジア情勢に注意すべきとの姿勢を国際社会で強く打ち出していく。

４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展
国際組織犯罪対策における国際社会との連携・協力の強化という中期目標の達成のため，同分野に係るあらゆる国際枠組みへの参画・国際機関等との連携強化，国際的な法的枠組みに係る関連条約の締結を掲げた 29 年度の目標は適切であった。多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために，国際社会の一致した継続的取組が重要であることから，我が国は，国内対策の強化，国際的な法的枠組みの適切な活用を含む幅広い国際協力の推進及び途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ，引き続き本件に取り組んでいく。また，32 年のコングレスがその全体テーマである SDGs の促進にしっかりと結びつく内容となるよう，各国政府や国際機関と連携し適切に準備を進めていく。

４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化
国際テロ及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化するという中期目標達成のため，専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて，各国政府のテロ及び組織犯罪対策関係者の能力向上支援を行うことは有効だった。
国際テロ及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力強化を引き続き促進する。その際に，国際機関及び関係省庁の協力を得て，各国の実情を踏まえたテーラーメイドの支援の実現を目指していく。

４－４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く)
国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び穏健主義者育成のための教育関係者ワークショップは，テロ対策に係る脅威の現状につき情報共有及び意見交換を行う機会となり，有意義だった。シリア，イラクの ISIL 支配地域縮小に伴う外国人テロ戦闘員のアジア地域への帰還・移転や，インターネットを通じたプロパガンダによって，テロ及び暴力的過激主義の脅威がアジア地域に及んでい

ること，また 29 年５月から 10 月にかけて ISIL 関係組織を自称するグループによるフィリピン・マラウィ市占拠事案にかんがみれば，これまで以上にアジア地域におけるテロ及び暴力的過激主義対策に取り組む必要がある。こうした状勢を踏まえ，今後も，テロ対策に係る脅威の現状につき情報共有及び意見交換を行い，我が国のテロ対策に関するグッド・プラクティスの紹介，協力の一層の推進を目的として，アジア地域のテロ対策関係者を招へいする。また，穏健主義者育成のための教育関係者ワークショップについては，30 年度は行わず，同じく「穏健主義育成のための文明間対話」事業として，29 年度に参加していないフィリピンにおけるイスラム学校教師を対象とする招へい事業を行う。

一方，招へい対象国は，地域情勢も踏まえ，ワークショップにおける議論のテーマ等を勘案しつつ決定するため，また，事前分析表における年度目標設定時において，適切な目標値を設定することが困難であることから，本指標については，30 年度は参考指標とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hanzai.html）

個別分野 ５　宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また，宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ，各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて，宇宙空間の安定的な利用を確保し，我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・「宇宙基本計画」（平成 28 年４月１日　閣議決定）
　２.（１）③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
　２.（３）①宇宙産業関連基盤の維持・強化
　４.（１）①（ⅰ）宇宙空間の安定的利用の確保
　４.（１）①(iii)宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
　４.（２）③（ⅱ）調査分析・戦略立案機能の強化
　４.（２）③(iv)法制度等整備
　４.（２）④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
　　（ⅰ）宇宙空間における法の支配の実現・強化
　　（ⅱ）国際宇宙協力の強化
・宇宙基本計画　工程表（平成 29 年度改訂）
・「国家安全保障戦略」(平成 25 年 12 月 17 日)
　Ⅲ　１（４）国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク
　Ⅳ　１（９）宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
　Ⅳ　４（２）法の支配の強化

測定指標５－１　宇宙空間における法の支配の実現・強化　＊

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の実現及び強化に向けて，宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし，宇宙空間の安定的な利用を確保する。

28 年度

年度目標

１　国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し，「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」や「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には，６月の COPUOS 本委員会で合意された 12 のガイドライン以外のガイドラインに関する合意の形成を目指す。また 29 年から COPUOS 科学技術小委員会議長に就任する向井 JAXA 技術参与をサポートし，こうした合意の形成に積極的に寄与する。

２　二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。具体的には，28 年度に予定されている各国との対話や国連総会第一委員会，ARF 宇宙セキュリティワークショップの場等を活用し，「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」に関する今後の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し，議論を再活性化する。

施策の進捗状況・実績

１（１）４月のＧ７広島外相会合では，Ｇ７議長国として，衛星破壊（ASAT）能力の開発への懸念や宇宙活動に関する規範の強化へのコミットメントを含む共同コミュニケを取りまとめた。

（２）宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については，６月の COPUOS 本委員会にて，「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定の議論に積極的に参加し，一部のガイドラインについて合意に達した。

（３）29 年２月の COPUOS 科学技術小委員会において，「宇宙活動の長期的持続可能性」に関する残余のガイドライン策定の議論に積極的に参加し，引き続き６月の本委員会にて継続して議論することになった。また，向井千秋 JAXA 技術参与が COPUOS 科学技術小委員会議長を務めたところ，各国代表団への働きかけや議事に関する情報収集等を行い，同氏の議長職の円滑な遂行，ひいては我が国のプレゼンス向上に寄与した。

２（１）二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については，11 月，マニラ（フィリピン）にて開催された第 23 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-23)において，「宇宙活動に関する国際行動規範」策定の重要性について，我が国の取組を紹介し，参加国・機関から高い関心を得た。その他，宇宙法に関する様々な国際会議に出席し，宇宙資源開発，宇宙交通管理（STM）等，新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行うとともに，各国へ議論参加に係る働きかけを行った。

（２）国内においては，民間事業者による宇宙活動の活発化に対応するため，「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」（いわゆる宇宙２法）について，「宇宙基本計画」で宇宙２法の主管と定められる内閣府と連携し，これらが宇宙諸条約に定める我が国の義務と整合し，また国際社会の平和や安全を確保するものとなるよう法案作成作業を行い，11 月の同法の制定に貢献した。

３　宇宙空間における「法の支配」の実現・強化，宇宙空間の持続的かつ安定的な利用につながり，ひいては我が国の安全保障環境の改善に資する開発途上国の宇宙分野での能力構築支援を効率的に実施するため，12 月に関係各省で合意された「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」の取りまとめにおいて中心的に貢献した。

29 年度

年度目標

１　国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し，「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には，６月の COPUOS 本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し，法の支配の実現・強化に役立てる。

２　二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。具体的には，29 年度に予定されている各国との対話や国連総会第一委員会，多国間協議等を活用し，「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」に関する今後の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し，議論を再活性化する。また，29 年度に我が国において開催予定の衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)第 12 回会合のホスト国として，GNSS に関するルール形成に貢献する。その他，宇宙法に関する様々な国際会議に出席するなど，情報収集と働きかけを行う。

施策の進捗状況・実績

１　宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については，４月に COPUOS 法律小委員会において，青木節子慶應義塾大学教授が議長を務めた「宇宙の平和的探査と利用の協力に関する国際メカニズムのレビュー」作業部会にて最終報告書を取りまとめた。また，６月に COPUOS 本委員会，及び 30 年２月に COPUOS 科学技術小委員会にて，「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定の議論に積極的に参加し，新たに前文及び９件のガイドラインの文言について合意が成立した。

２（１）二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については，５月に宇宙に関する包括的日米対話第４回会合，10 月に第３回日 EU 宇宙政策対話を実施し，国際ルール作りや民生分野（衛星航法，地球観測，産業協力等）等に関する情報交換及び宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。国連では，29 年 10 月に開催された第一委員会・第四委員会合同パネルの機会を活用し，各国関係者とルール作りを含む各種事項について意見交換を実施し，共通認識の醸成を図った。また，30 年３月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（東京）に参加し，安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに，宇宙状況把握，宇宙交通管理（STM）等，新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。

（２）12 月，当省は内閣府と共催で，京都で開催された衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)第 12 回会合のホスト国として，日・EU で協力して行う GNSS のサービスについて政策的・技術的情報を共有し議論する等を通じて，GNSS に関するルール作りに貢献した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（--年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また，既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに，諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

28 年度

年度目標

１　米，EU，仏等，既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い，協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化，重層的な協力関係の構築に結び付けていく。

２　現在協議・対話を実施していないが，高い宇宙能力を有し，又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で，宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

施策の進捗状況・実績

１（１）10 月，東京において「第６回安全保障分野における日米豪宇宙協議」及び「安全保障分野における日豪宇宙協議」を実施し，安全保障分野における協力の現状や可能性について議論した。

（２）29 年３月，東京において第２回日仏包括的宇宙対話を開催し，安全保障及び民生の両分野において，情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施し，日仏間にて対話の成果文書として「日本国の権限のある当局とフランス共和国首相府国防国家安全保障事務総局との間の包括的宇宙パートナーシップ意図表明文書」及び「日本国の権限のある当局とフランス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握に係る情報共有に関する技術取決め」に署名した。

２　その他の宇宙主要国との間においても，対話・協議の設立の可能性も含めて，様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。

29 年度

年度目標

１　米，豪，EU，仏等，既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い，協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化，重層的な協力関係の構築に結び付けていく。

２　現在協議・対話を実施していないが，高い宇宙能力を有し，又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で，宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

３　衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第 12 回会合が 12 月，第２回国際宇宙探査フォーラム（ISEF２）が 30 年３月に日本での開催を予定しており，ホスト国として我が国のプレゼンスの向上を狙う。

施策の進捗状況・実績

１（１）５月，ワシントンにおいて，宇宙に関する包括的日米対話第４回会合，第 11 回日米衛星測位システム(GPS)全体会合及び第７回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を実施し，安全保障及び民生の両分野において，情報交換及び協力可能性等について議論した。

（２）10 月，東京において，第３回日 EU 宇宙政策対話を実施し，民生分野（衛星航法，地球観測，産業協力等）等に関する情報交換及び日 EU 間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。

２　英国を始めとして，宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について，様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。

３　12 月に京都で衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)第 12 回会合や，30 年３月に，文部科学省主催の第２回国際宇宙探査フォーラム（ISEF２）及び同会合に合わせた外務省主催レセプションにより，両会合のホスト国としての我が国のプレゼンス向上に大きく貢献した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	7	7	8	8	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数						
	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	８	８	９	９	B (28 年度：ｂ，29 年度：ｂ)

評価結果（個別分野５）

施策の分析

【測定指標５－１　宇宙空間における法の支配の実現・強化】

28 年度

Ｇ７広島外相会合において，Ｇ７議長国として，ASAT 能力の開発への懸念や宇宙活動に関する規範の強化へのコミットメントを含む共同コミュニケを取りまとめた。「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」（いわゆる宇宙２法）については，これらが宇宙諸条約に定める我が国の義務と整合し，また，国際社会の平和や安全を確保するものとなるよう法案作成作業を行い，11 月の同法制定へ貢献した。さらに，宇宙空間における「法の支配」の実現・強化，安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保につながり，ひいては我が国の安全保障環境の改善に資する開発途上国の宇宙分野での能力構築支援を効率的に実施するため，12 月に関係各省で合意された「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」の取りまとめにおいて中心的に貢献した。

宇宙活動に関する国際的なルール作りについては，我が国の政策に反せず，かつ宇宙新興国を含む全ての宇宙活動国が遵守すべき規範が策定されるよう，交渉に積極的に関与し続ける必要があり，そのような観点から，国内外において議論への関与を進めたことは，安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。((28 年度：国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)（達成手段①))

29 年度

４月の COPUOS 法律小委員会の「宇宙の平和的探査と利用の協力に関する国際メカニズムのレビュー」作業部会において最終報告書をとりまとめたことは，今後の国際協力の更なる強化に資する国際メカニズムに必要となる観点等についての議論に資する取組だった。また，作業計画で 30 年までに行うこととされている「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定に関して，６月の COPUOS 本委員会及び 30 年２月の科学技術小委員会への積極的な参加を通じ，宇宙利用の多様化や活動国の増加に伴うリスクの増大に対応する観点から，宇宙活動の長期的持続可能性に関する知見の共有や宇宙活動における国際協力の推進等を含む方向で議論を行い，宇宙活動に関する国際的なルール作りへの貢献となった。

二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については，10 月，東京において，第３回日 EU 宇宙政策対話を実施し，国際ルール作りや民生分野（衛星航法，地球観測，産業協力等）等に関する情報交換及び日 EU 間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施し，30 年３月に開催された「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（東京）においては，宇宙状況把握，宇宙交通管理（STM）等，新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行い，宇宙空間の安定的利用の確保に向けて国際的な議論の進展に寄与した。

また，「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」については，27 年７月の多国間交渉会合で各国から今後の取り進め方について様々な意見が表明されて以降，合意が成立していないため，プロセスを再活性化させるために，各国との協議等において関連する意見交換を実施し，宇宙における法の支配の重要性を再確認しつつ，さらなる協議を続けていくこととなった。

12 月に京都で開催した衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)第 12 回会合において GNSS に関するルール作りに貢献した。(29 年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①))

【測定指標５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築】

28 年度

各国との対話のうち，特に２度目の開催となった日仏包括的宇宙対話においては，安全保障及び民生の両分野において，情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施し，日仏間の成果文書の署名により，今後より具体的な協力が実現することが期待されることから，本対話は有効だった。フランス

は国際的にも有数の宇宙能力を有する国であり，日仏間の協力を推進することは，我が国の宇宙能力の向上，ひいては我が国の安全保障環境の改善に資するものである。(28 年度：各国政府との宇宙対話の実施(達成手段②))

29 年度

日米，日 EU 間の会合を開催し，宇宙政策に関する意見交換を行い，宇宙の持続的利用のための認識を共有したことにより，宇宙先進国である米国，EU との関係をより緊密にすることができた。また，宇宙主要国との対話・協議の設立の可能性については，英国を始めとして，積極的な情報収集・意見交換を行った。多国間会合においては，12 月には衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)第 12 回会合をホスト国として京都で開催することで GNSS 関係の各国の政策決定者及び技術者の交流を通じ，また，30 年３月に文部科学省主催の第２回国際宇宙探査フォーラム（ISEF２）に併せて，出席する各国関係閣僚や宇宙機関長等が一同に会するレセプションを主催し，関係者の交流を通じた協力関係の構築・強化を促進することで，両会合のホスト国として我が国のプレゼンス向上に大きく貢献した。(29 年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①))

【測定指標５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数】

28 年度

近年，宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しており，安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，宇宙活動に関する国際的なルール作り等に交渉段階から我が国として積極的に関与し続ける必要がある。その観点から，特に，COPUOS 本委員会及び COPUOS 科学技術小委員会，COPUOS 法律小委員会への有識者や外務省職員等の国際会議への派遣を通じて，「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドラインの作成に関する議論等への関与を進めたことは，安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。(28 年度：国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)（達成手段①))

29 年度

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，宇宙活動に関する国際的なルール作り等に交渉段階から我が国として積極的に関与し続ける必要がある。その観点から，特に，COPUOS 本委員会及び COPUOS 科学技術小委員会，COPUOS 法律小委員会への有識者や外務省職員等の国際会議への派遣を通じて，「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドラインの作成に関する議論等への関与を進めたことは，安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。(29 年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①))

【測定指標５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数】

28 年度

各国政府との宇宙対話の推進については，日米豪，日豪，日仏等８回の会合を開催し，宇宙政策に関する意見交換を行い，宇宙の持続的利用のための認識を共有したことにより，宇宙先進国である米，豪州，仏等との協力関係をより緊密にすることができた。

他の宇宙主要国との対話実現の可能性の模索については，対話・協議の設立の可能性も高め，様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。また，APRSAF-23 等の国際会議を捉えて，双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し，また，個別の協力分野の推進について，政府間にて確認することができた。(28 年度：各国政府との宇宙対話の実施(達成手段②))

29 年度

各国政府との宇宙対話の推進については，日米，日 EU 等９回の会合を開催し，宇宙政策に関する意見交換を行い，宇宙の持続的利用のための認識を共有したことにより，宇宙先進国である米，仏等との協力関係をより緊密にすることができた。

他の宇宙主要国との対話実現の可能性の模索については，対話・協議の設立の可能性も高め，様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。また，APRSAF-24 等の国際会議を捉えて，双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し，また，個別の協力分野の推進について，政府間にて確認することができた。(29 年度：宇宙に関する取組の強化（達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】
近年,宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに，衛星破壊（ASAT）実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加等の問題が発生し，安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に関するリスクが増大している。このような問題を解決するためには,時代に適応した新たな国際法規範を策定すること等を通じて，宇宙空間における「法の支配」を確立していくことを始めとして，国際社会が共同して課題に対処していくことが必要であり，我が国としても各国との二国間対話を推進し，プレゼンスを向上させ，国際社会の議論に積極的に参加し貢献していくことが重要である。このような状況を踏まえれば，本施策の目標設定は妥当であった。よって，中期及び 30 年度目標設定において，基本的にその方向性を維持しつつ，29 年 12 月に宇宙基本計画工程表が改訂されたことを踏まえ，宇宙空間における法の支配の確立に一層取り組んでいくこと，二国間対話のみならず科学面・産業面での協力を含め国際宇宙協力をより総合的な観点から推進していく。

【測定指標】
５－１　宇宙空間における法の支配の実現・強化
宇宙活動に関する国際的なルール作りに積極的に関与することは，宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性を確保する上で重要であり,29 年度目標は適切であった。宇宙を巡る国際環境の変化に応じて,安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するための新たな国際法規範策定の必要性が増大しており，今後も国際的なルール作りに向けた取組を更に推進し，国連を始めとする多国間協議に積極的に参画・貢献する。

５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築
宇宙先進国である米国，豪州，EU，仏との対話を行ったことは効果的であり，今後も我が国の安全保障政策との整合性を踏まえ，重層的な協力関係の構築を目指すべく，高い宇宙活動能力を有する又は戦略的な重要性が高い諸外国など，宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ，二国間宇宙協力を推進する。

５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数
宇宙空間における国際ルールの実現に向けた関連会合への出席は引き続き重要であり，今後も必要な会合への出席を目標とする。

５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数
宇宙先進国である米国，豪州，EU，仏との対話を継続し，内容を深めていくことが重要であり，今後も同様の回数の実施を目標とするとともに，他の宇宙主要国との間で対話実現の可能性を模索する。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ
日本の安全保障と国際社会の平和と安定　宇宙
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/space/）
・内閣府ホームページ
宇宙政策（宇宙開発戦略本部・宇宙政策委員会・内閣府宇宙開発戦略推進事務局）
（http://www8.cao.go.jp/space/index.html）
・国連宇宙部
（http://www.unoosa.org/）
・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)
国際協力
（http://www.jaxa.jp/projects/int/）
・アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)
（http://www.aprsaf.org/）

個別分野 ６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現

施策の概要

11 回目となる日本の安保理非常任理事国就任（28-29 年）を契機に，安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進する。また，28 年の国連加盟 60 周年のモメンタムを維持・促進しつつ，国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的な情報発信や広報活動を行うことで，国内外において，日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。同時に，国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し，人材の発掘・育成や送り込み等必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 72 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 29 年９月 20 日）
・「未来投資戦略工程表」（平成 29 年６月９日　閣議決定，87 頁）
・女性活躍加速のための重点方針 2017（平成 28 年６月６日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定，17 頁）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献

測定指標６－１　安保理改革及びその他の国連改革の進展　＊

中期目標（--年度）

安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。

28 年度

年度目標

１　安保理改革等の国連改革については以下の取組を行う。
（１）政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての日本の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。
（２）28 年中に具体的進展を得るべく，安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をＧ４各国と共に，特にアフリカ諸国との連携強化を目指して，改革推進派を含む，各国に働きかける。
（３）安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。
２　行財政改革については，以下を達成する。
　行財政改革については，ジュネーブ・グループの枠組みや，二国間国連協議の場を活用し，主要財政貢献国との連携しつつ，国連通常予算及び PKO 予算の増加抑制を図る。

施策の進捗状況・実績

１－１　安保理改革
（１）４月の木原外務副大臣の国連麻薬特別総会出席，６月の濵地外務大臣政務官の OECD 閣僚理事会出席，８月の TICADⅥ，12 月の武井外務大臣政務官のダカール・フォーラム出席，29 年２月の岸田外務大臣のG20 ボン外相会合出席等の機会をとらえ，二国間会談や立ち話等を行い，その中で安保理改革についての日本の立場の説明及び支持拡大のための働きかけを行った。
（２）Ｇ４の一員としては，９月にニューヨーク（NY）においてＧ４外相会談を開催し，包括的な改革の実現に向け，NY での公式な交渉の枠組みである安保理改革に関する政府間交渉で，現実的な交渉文書に基づく交渉の開始に至るための努力を強化することで合意し，引き続き，他の加盟国，特にアフリカ諸国と柔軟性の精神をもって緊密に協力するコミットメントを表明した。また，二度の局長級会合を行い，日本が主催した６月の会合（於：東京）においては，安保理改革推進派との協議を加速すること，及び 29 年２月の会合（於：デリー）においては，安保理改革フレンズ・グループ（下記参照）の更なる拡大に向けて取り組むこと等で一致した。
（３）７月には，Ｇ４の他，アフリカ，カリブ諸国，英仏，北欧といった改革を推進する幅広いグループによって安保理改革フレンズ・グループが発足した。９月及び 11 月にはハイレベル会合（於：NY）が開催され，①早期の安保理改革実現，②テキストベース交渉の開始，③常任・非常任議席双方の拡大，の三点を基に今後メンバー国を拡大することを確認するなど，安保理改革に関する率直な意見交換を行った。
（４）前年度に引き続き，国内においても，第３回（４月）及び第４回（６月）国連安保理に関する

戦略本部（本部長：岸田外務大臣，副本部長：木原外務副大臣）を開催し，安保理理事国としての活動等に加え，安保理改革に関する今後の戦略等について議論した。

１－２　安保理非常任理事国としての取組

（１）北朝鮮による核実験及び累次の弾道ミサイル発射を受け，日本は非常任理事国として，米国，韓国などの関係国と緊密に連携し，北朝鮮に対する制裁措置を強化するとともに，拉致問題を含む人権・人道問題に関する言及を強めた安保理決議第 2270 号及び同第 2321 号の採択に貢献した。また，安倍内閣総理大臣がシリアに関する安保理ハイレベル会合へ出席するなど，国際社会の平和及び安全の維持のために安保理のあらゆる課題において積極的な役割を果たしている。

（２）７月，日本は安保理の議長国を務め，岸田外務大臣が議長となって「アフリカにおける平和構築」に関する安保理公開討論を主催した。同会合には潘基文国連事務総長ほか，アミナ・ケニア外相，ンジャイ・セネガル外相などの閣僚が参加して各国の経験や知見に基づく発言が行われ，包括的な議論が行われた。また同月，安保理作業方法に関する公開討論を主催し，「安保理の作業方法改善に積極的な日本」を各国に印象付けるとともに，効率的な議事進行によって，３時間 40 分という公開討論としては異例の早さで終了することで，「効率的・効果的な作業方法を実践する日本」を印象付けた。さらに，同月から本格的に始動した次期国連事務総長の選出プロセスにも積極的に関与した。

２　行財政改革

（１）主要財政貢献国との連携強化を通じて国連通常予算及び PKO 予算の増加抑制と行財政マネジメント改革をより効果的に働きかけるため，４月と９月のジュネーブ・グループの国連局長級会合に参加するとともに，二国間協議を行った。４月のジュネーブ・グループ会合では特定の国際機関の長，９月の会合では国連事務局幹部の参加を得て，国連及び主要国際機関の予算，監査，人的資源管理，庁舎建設・補修の財源問題等について協議した。

（２）国連総会第５委員会においては，主要財政貢献国と連携して通常予算及び PKO 予算の増加抑制に努め，2016-2017 年度 PKO 予算の前年度比約４億ドル減を実現した。さらに，2018-2019 年二か年通常予算アウトラインの交渉において，前年度アウトライン総額より約 1.63 億ドル減での合意を実現した。

（３）マネジメント改革においては，人事管理改革（職員雇用形態，人員配置計画，選考と採用，業績評価，異動（モビリティ）等の見直し）を含む人的資源管理に係る決議について，主要財政貢献国と協力しながら交渉にあたり，第 68 回国連総会以来３年振りの採択へと繋げた。

29 年度

年度目標

１　安保理改革等の国連改革については以下に取り組む。

（１）政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての日本の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。

（２）29 年度中に具体的進展を得るべく，28 年度に新たに設立された，改革を推進する幅広いグループによる「安保理改革フレンズ・グループ」を活用し，改革に向けたモメンタムを高めるとともに，引き続きＧ４内での結束を図り，改革推進派との連携を強化する。

（３）安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。

２　安保理非常任理事国としては，以下に取り組む。

（１）安保理において，北朝鮮問題への対応を始め，国際の平和と安全の維持のための議論に積極的に貢献する。

（２）安保理内の当面の主な課題である，国際的なテロ問題や北朝鮮情勢，中東・アフリカ情勢への対応，PKO を通じた貢献等を通じ，日本の強みを生かして，安保理において議論を主導する。

３　行財政改革においては，以下を達成する。

（１）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し，主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化する。

（２）国連総会第５委員会での 2017-2018 年度 PKO 予算と 2018-2019 年度二か年国連通常予算の審議において，合理化・効率化の取り組み拡大を働きかけ，予算の増加抑制を図る。

施策の進捗状況・実績

１　安保理改革

（１）５月の武井外務大臣政務官のカリブ共同体（カリコム）外交・共同体関係理事会会議（COFCOR）出席，８月の河野外務大臣の TICAD 閣僚会合出席，９月の安倍内閣総理大臣及び河野外務大臣の国

連総会ハイレベル・ウィークへの出席等の機会の他，安保理改革担当参与を任命し，同参与を太平洋島嶼国及びカリブ島嶼国に派遣する等，各国閣僚との会談や事務レベルのトップによる表敬の機会を捉え，安保理改革について日本の立場を説明するとともに，日本の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大するために働きかけを実施した。５月の COFCOR では，アジアからは日本が唯一招待され，国連においてカリコムと引き続き協力を行うことを再確認した。また，河野外務大臣と堀井学外務大臣政務官が出席した８月の TICAD 閣僚会合では，20 か国の閣僚等と歴史的不正義を正すためにも安保理改革が必要であることを確認した。９月の国連総会ハイレベル・ウィークでは，安倍内閣総理大臣による一般討論演説において，日本の安保理改革への変わらぬ決意を世界に再度表明した。また，総会に出席したアフリカの安保理理事国の首脳等との会合の他，アフリカ諸国の外相との夕食会を実施し，安保理改革を進めるためにも引き続きアフリカと協力していくことで一致した。

（２）Ｇ４各国との間では，９月にＧ４外相会合（於：NY）を主催した他，二度の局長級会合（９月及び 11 月）を開催した。Ｇ４外相会合においては，同月の国連総会第 71 回会期末までにすべての論点に関する議論が尽くされたとの認識に立ち，圧倒的多数の国が交渉のためのテキストを求めていることを踏まえ，第 72 回会期中（９月～30 年９月）の安保理改革に関する政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始するために強い決意を持って取り組むことで一致した。11 月の局長級会合（於：ブラジリア）においては，ライチャーク国連総会議長がインナーゼ・ジョージア常駐代表及びヌセイベ・UAE 常駐代表を安保理改革に関する政府間交渉の共同議長に任命したことを歓迎し，引き続き共同議長に対して第 72 回会期中のテキスト・ベース交渉の開始を求めていくことを再確認した。また，Ｇ４を含む多数の加盟国の要請に応え，28 年の第 71 回会期の政府間交渉の成果物である「共同議長ペーパー」を，加盟国の意見に基づいて改訂する作業が 30 年２月に開始され，３月に，第 72 回会期政府間交渉共同議長から加盟国に同月時点での改訂版が提示された。

（３）Ｇ４としての取組に加え，安保理改革における日本の立場の理解の促進及び早期の常任理事国入りへの支持要請のため，安保理改革推進に前向きな国の政府要人を日本へ招へいし，立場収れんや今後の方針に関し，政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

２　安保理非常任理事国としての取組

（１）北朝鮮は，１回の核実験と，10 発以上の弾道ミサイル発射を強行した。日本は米国などの関係国と緊密に連携し，安保理理事国として，安保理における北朝鮮への圧力強化に関する議論を主導した。その結果，北朝鮮に対する制裁措置を前例のないレベルにまで一層高める強力な安保理決議第 2397 号の採択（12 月）を始め，計４本の決議が採択された。

同決議の採択に先立って，同月に，河野外務大臣が安保理議長として「不拡散（北朝鮮）」に関する安保理閣僚級会合を主催した。同会合では，国際社会は核武装した北朝鮮を決して受け入れず，全ての国連加盟国による安保理決議の完全履行が不可欠であるとの一致したメッセージを発出した。

これに加え，同月に，「北朝鮮の状況」に関する安保理会合を開催した。同会合は，拉致問題を含む北朝鮮の人権問題について焦点を当てたもので，26 年から連続して開催されており，日本は米国を始めとする安保理理事国等とともに，定例開催を目指している。同会合には，理事国ではないものの韓国も同席し発言した。発言した各国（米，仏，スウェーデン，セネガル，英，ウクライナ，ウルグアイ，イタリア，カザフスタン，日本及び韓国（発言順））からは北朝鮮の人権状況について安保理で取り上げることの重要性に同意した上で，北朝鮮における人権・人道状況を非難するとともに，核・ミサイル開発の放棄を求めた。日本の他，米，仏，スウェーデン，英，ウクライナ，イタリア，カザフスタン及び韓国が北朝鮮による拉致に言及し，早期解決を訴えた。

（２）中東情勢に関しても，シリアやイエメン，中東和平，アフガニスタンなどの難しいアジェンダについて前進を得るべく，シリアの人道状況について，非常任理事国のエジプト及びスウェーデンとともに共同ペンホルダーとして決議第 2393 号の起案，交渉及び採択に関わった他，アフガニスタンに関する決議第 2344 号の起案，交渉及び採択を主導するなど，積極的に議論に貢献した。また，９月の国連 PKO 改革に関する安保理ハイレベル公開討論に河野外務大臣が出席し，同会議の結果として国連 PKO がより効果的・効率的に活動するための改革に関する安保理決議第 2378 号が採択された。

また，近年，国連安保理が伝統的な国家間の紛争や内戦に加え，気候変動，飢饉，感染症等の幅広い問題について会合を開催してきた流れを踏まえ，12 月には，「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」に関する国連安保理公開討論を主催した。このような複合的な現代的な脅威に対し，国連安保理が国際の平和及び安全の観点から効果的に対処できるよう人間の安全保障や平和の持続の考え方にも基づきつつ議論に貢献した。

（３）安保理の意思決定に参画するため，安保理改革が達成されるまでは，できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があり，12 月，日本は 34 年の安保理非常任理事国選挙に立候補することを発表した。

３　行財政改革

（１）年２回のジュネーブ・グループ会合参加及び二国間協議を通じ，国連事務局幹部と意見交換の機会を持つとともに，主要財政貢献国との連携を強化することが出来た。４月の同会合では，グテーレス国連事務総長を含む国連事務局幹部及び特定の国際機関の長の参加を得て，マネジメント改革の現状と見通しについて意見交換を行い，我が国からは事務総長の国連改革に取り組む姿勢に支持を表明の上，我が国が重視する点について働きかけを行い，主要財政貢献国の関心事項についても議論を深めることが出来た。また，９月の同会合では，国連事務局幹部から国連改革の最新の状況，行財政分野の課題（職員のジェンダーバランス及び地域調整給，庁舎建設・補修等の財源等）について説明を受け，国連事務局に対して効率的に各課題に取り組むよう働きかけを行うとともに，主要財政貢献国と意見交換を行った。

（２）国連総会第５委員会では，（１）の成果もあり，主要財政貢献国と連携した結果，2017-2018 年度 PKO 予算は前年度比 10.7 億ドル減を実現し，2018-2019 年二か年通常予算は同 2016-2017 年二か年最終予算比 2.8 億ドル減及び 96 ポスト減で決議された。また，12 月には，我が国を含む主要財政貢献国が求める国連の機能の効率化・効果向上に向けた基本的立場が盛り込まれた改革に関する方針が決議された。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ　29 年度：ｂ）

測定指標６－２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（--年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで，若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また，こうした取組を通じ，より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

28 年度

年度目標

日本の国連加盟 60 周年，11 回目となる日本の安保理非常任理事国入りを最大限活用しつつ，以下の取組を行う。

１　国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進すべく，若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。

２　学生を始め国際機関勤務を希望する方々，また，国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。

３　27 年度作成した，日本と国連の歩みを紹介する動画や写真パネルを活用し，日本の国連を通じた国際貢献について広報を行う。

４　国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを，グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し，広報を行う。

５　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに，分かりやすいものとする。

６　2030 アジェンダ，安保理改革等をテーマに国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し，有識者との連携を深める。

７　日本の国連加盟 60 周年を記念するロゴを活用することにより，日本の国連を通じた取組を国民に広報する。

８　有識者，プレス関係者，教育機関，国連関連民間団体等と協力し，国連の取組や日本の貢献を広く知らしめる事業を展開していく。

施策の進捗状況・実績

１　国連加盟 60 周年に際し，12 月 19 日には，皇太子同妃両殿下御臨席のもと，国連加盟 60 周年記念行事を国連大学において開催した。安倍内閣総理大臣を始めとする政府関係者や，国連関係の有識者，親善大使等の出席を得て，日本の国連政策について広く周知した。同記念行事には，約 300 名近い聴衆に加えて報道関係者 60 名以上が出席した。また，同記念行事では，参加型のイベント

として，高校生／大学生模擬国連優秀者による政策提言プレゼンテーション大会を行い，持続可能な開発目標（SDGs）をテーマにこれからの国連外交のあるべき姿について意見発表の場を設け，若い世代を含め，国連の取組や日本の国連を通じた貢献のあり方等に対する理解増進を図った。

また，例年実施している国連に関する中学生作文コンテスト，高校生の主張コンクールを開催し，その成績優秀者のニューヨーク派遣（国連本部等訪問）を実施した。加えて，国連加盟 60 周年の機会を捉え，小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会，「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクール（35 歳以下が対象）を実施した。特に「国連壁新聞」には，約 300 名の小中学生からの応募があり，若年層に，自発的に国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について，調べ，考え，発表することを通じて理解を促進する機会となったことから，次年度においても継続して実施することとした。

２　国連外交に関する講演会を計 10 回開催（計約 2,600 名出席），うち８回は外務省員が，２回は外部の有識者が講演を行った。講演会については，高校生や大学生を対象としたもの，あるいは，特に国連に関心のある模擬国連に参加する学生を対象としたものを行う等，若年層を対象としたものを多く実施した。

３　日本と国連の歩みを紹介する写真パネルについては，国内外において 19 回展覧会を実施（うち国内では 15 回，海外では４回）した。前述の国連加盟 60 周年記念行事に併せて国連大学において開催したものを含め，他の国連関連の行事の際に実施することで，国連に関心のある来場者を得ることができた。

日本と国連の歩みを紹介する動画についても，外務省ホームページや Youtube 上で視聴できるようにし，積極的に発信した。また，国連加盟 60 周年の広報用として，15 秒間の動画を作成し，首都圏各線のトレインビジョンで放映し，周年事業の広報に努めた。

４　パンフレット「日本と国連」については，国連における新たな動きを踏まえ，年１回改訂を行いつつ，各種イベント等の機会に配布行った。特に，今年度は国連加盟 60 周年関連のイベントが数多く開催されたことから，それらの機会を捉えて配布を行った（約 4,600 部配布）。

５　外務省ホームページについては，国連加盟 60 周年関連の広報を中心に，内容を充実させた。また，国連政策について紹介するパンフレットや動画，学生向けの学習用資料等についてもホームページに掲載した。更に，国連加盟 60 周年関連事業については，外務省のツイッターやフェイスブックでも紹介する等，SNS も積極的に活用した。

６　国際平和安全活動等をテーマに国連・マルチ外交研究会（２回），及び安保理が取り組む諸課題や我が国の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合（１回）を開催し，国連に関する主要な研究者に対して我が国の安保理政策等を説明しつつ，闊達な意見交換を行う等，有識者との連携を深めた。

７　27 年度に公募を行って決定した国連加盟 60 周年のロゴマークについては，周年事業に認定された事業（認定事業数は 62 件）の実施に際して，パンフレットやチラシ，看板等に印刷して活用した。また，広報グッズとして，ロゴマークをあしらったピンバッジ（約 500 個配布），キーホルダー（約 300 個配布），エコバッグ（約 300 個配布），シール（約 560 枚配布）を作成し，周年事業関係者に配布する等，国連加盟 60 周年の認知度向上のために活用した。

８　国連を専門とする研究者や元国連職員を始めとする有識者，教育関連報道関係者，国連アカデミック・インパクトに加盟する大学を始めとする国際化に熱心な教育機関，また，日本国連協会や日本模擬国連等の国連関連民間団体とも協力しつつ，国連加盟 60 周年関連事業（上記小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会，「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクール）を始めとする広報事業を実施した。

29 年度

年度目標

28 年の国連加盟 60 周年のモメンタムを生かすとともに，29 年が日本の安保理非常任理事国としての２年目の任期であることも踏まえつつ，以下の取組を行う。

１　国連関連の民間団体とも協力しつつ，国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく，若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。

２　学生を始め国際機関勤務を希望する方々，また，国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。

３　国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを，グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し，広報を行う。

４　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに，分かりやすいものと

する。
５　国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し，有識者との連携を深める。

施策の進捗状況・実績
１　例年実施している国連に関する中学生作文コンテスト，高校生の主張コンクールを開催し，その成績優秀者のニューヨーク派遣（国連本部等訪問）を実施した。加えて，28 年度に国連加盟 60 周年の機会を捉えて初開催した，小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会の第２回大会を実施した。前回の約３倍増となる，341 作品，912 名の小中学生からの応募があり，若年層が，自発的に国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について，調べ，考え，発表することを通じて理解を促進する機会の広がりが見られた。また，グテーレス国連事務総長訪日の際の上智大学での講演会の機会を捉え，同事務総長と同全国大会の優秀者７名との記念撮影を実施し，同事務総長と同優秀者７名は壇上にて懇談した。この記念撮影の様子は，国連ホームページや国連 TV を通じて広く世界に発信された。
２　国連外交に関する講演会を計 17 回開催し，2,000 人以上が参加した。このうち，高校生や大学生，模擬国連の参加者ら若年層を対象としたものを９回実施。外務省の幹部職員や担当者が各地に赴いて，安全保障理事会の改革や持続可能な開発のための 2030 アジェンダなどに対する日本の取組について紹介し，参加者と議論を重ねて，日本の国連外交に関する理解を促進した。
３　パンフレット「日本と国連」については，国連における新たな動きを踏まえ，年１回改訂を行いつつ，各種イベント等の機会に配布を行った（2,589 部配布）。
４　外務省ホームページについては，安倍内閣総理大臣及び河野外務大臣の第 72 回国連総会への出席の他，グテーレス国連事務総長，ライチャーク第 72 回国連総会議長及びホスチャイルド国連戦略調整担当事務次長補の訪日の概要に加え，日本の安保理非常任理事国としての任期中の取組についても掲載した。また，民間企業向けに国連調達関連情報を拡充する観点から，６月に開催した国連ビジネスセミナー概要・結果の詳細情報を発信した。
５　安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を開催し，国連に関する主要な研究者に対して日本の安保理政策等を説明しつつ，闊達な意見交換を行う等，有識者との連携を深めた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標６－３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標（37 年度）
国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため，国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする。

28 年度
年度目標
国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め，また国際社会における日本のプレゼンスを強化するため，以下の取組を実施する。
１　優秀な日本人 JPO（Junior Professional Officer）を国際機関に派遣する。
２　国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘のため，国内外の大学等，弁護士等の専門家団体を含めた民間セクター，NGO 等に対するガイダンスを積極的に実施する。
３　日本人職員増強に向けた国際機関との対話・調整を強化する。

施策の進捗状況・実績
１　優秀な日本人 JPO を選抜し，新たに 54 名を国際機関に派遣することを決定した。
２　弁護士会や公認会計士会と連携し実施した専門家団体に対するガイダンスなど，国内外において 110 回，約 8,000 人に対しガイダンスを実施した。アンケートでは概ね国際機関就職への理解が深まったという評価を得るとともに，将来の JPO 派遣制度への応募意思の向上が見られた。
３　関係府省庁間の連携を深めるため，課長級での連絡会議を開催し，国際機関採用プロセスの情報共有や，獲得を目指すべきポストや人材発掘等に関する情報共有を図った。
４　国際機関との対話については，各国際機関の人事担当が集う会議の機会，ハイレベルでの対話の機会などを活用し，日本人増強に向けた働きかけを実施し，日本人増強に向けた協力関係を深める

ことができた。

29 年度

年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため，以下の取組を実施し，国連関係機関で勤務する日本人職員を増強する。

１　優秀な日本人 JPO，中堅職員を含め，一人でも多くの日本人を国際機関（特に，我が国の外交上，重要な国際機関）に送り込む。

２　国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘・育成のため，海外での実施を含め，ガイダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。

３　優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し，日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

施策の進捗状況・実績

１（１）国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）を 37 年度までに 1,000 人とするという中期目標達成に向けて，29 年度中に 29 名程度増加させることを目指し，国連関係機関への日本人の送り込みに取り組んだ。29 年末時点の国連関係機関で勤務する日本人職員数は，850 人であり，28 年末時点から 30 名増加した。特に，送り込みを強化した JPO からの採用が顕著であった。また，国際機関別では，国連食糧農業機関（FAO），国連事務局，国連児童基金（UNICEF）といった重要な国際機関において，日本人職員の増加が顕著だった。

（２）優秀な日本人 JPO を選抜し，新たに 59 名を国際機関に派遣することを決定した。

（３）29 年度より，将来，国際機関の幹部となることが期待される中堅レベル以上の職員の国際機関への派遣を開始し，４名の派遣を決定した。

２（１）法務分野の候補者発掘のため，日本弁護士連合会と連携して専門家団体に対するガイダンスを実施したことを含め，国内外において 146 回，約１万人に対しガイダンスを実施した。アンケートでは，概ね国際機関への就職に対する理解が深まったという評価を得るとともに，将来の JPO 派遣制度への応募意思の向上等が見られた。また，留学等で海外に在住している優秀な人材の発掘を強化する観点から，海外におけるガイダンスの実施回数を増加させた（28 年度の８回に対し，29 年度は 35 回実施）。

（２）本省，在外公館を上げて，日本人職員増強に向けて取り組むべく，省内にタスクチームを設置した。関係部局・関係省庁との連携の強化に努めるとともに，各国際機関の人事関連情報及び候補者となる人材に関する情報の収集・集約に努め，より効果的な日本人職員増強に取り組んだ。また，国際機関における採用を目指す日本人計 15 名（うち JPO は９名）に対し，有識者による CV の書き方や面接試験の指導を行った。多くの者はまだ選考途中であるが，既に２名の受講者が国際機関に採用された。

３　国際機関との対話については，各国際機関の人事担当者訪日の機会，ハイレベルでの対話の機会等を活用し，日本人増強に向けた働きかけを実施し，日本人増強に向けた協力関係を深めることができた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

参考指標１：JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率

（出典：外務省）	実績値		
（注）３年度前に派遣手続きをとった者の採用率	27 年度	28 年度	29 年度
	70.0%	82.5%	82.9%

参考指標２：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月現在）

（出典：外務省）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	793	820	850

評価結果（個別分野６）

施策の分析

【測定指標６－１　安保理改革及びその他の国連改革の進展】

28 年度

安保理改革については，安保理改革推進派諸国による安保理改革フレンズ・グループが７月に立ち上げられ，９月のハイレベル会合を含めた会合を重ね，早期の有意義な安保理改革の実現に向け協力することを確認した他，日本での開催を含む二度のＧ４局長級会合やＧ４外相会合を開催するなど，改革実現に向けた具体的取組があった。（28 年度：国連政策（達成手段①））

安保理非常任理事国としての取組については，加盟国中最多となる 11 回目の安保理非常任理事国の任期（28 年１月～29 年 12 月）の一年目を務めた。北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を受け更なる制裁を含む新たな安保理決議第 2270 号及び第 2321 号の採択に貢献するなど，国際の平和と安定のために具体的な結果を出すことができた。（28 年度：国連政策（達成手段①））

行財政改革については，ジュネーブ・グループの国連局長級会合への出席等，主要財政貢献国との頻繁な意見交換を通じて，行財政規律の強化や国連及び国際機関の運営管理体制のさらなる効率化の重要性への共通理解を確認し，国連総会第５委員会においても主要財政貢献国と連携を図りながら交渉を進めた結果，2016-2017 年度 PKO 予算と 2018-2019 年二か年通常予算アウトライン総額の前年度からの減額を実現した。（28 年度：国連政策（達成手段①））

29 年度

安保理改革について，「安保理改革フレンズ・グループ」会合は開催されなかったものの，カリコム・グループ，アフリカ・グループなどへのグループベースの働きかけや，安保理改革担当の参与を太平洋島嶼国及びカリブ島嶼国に派遣し，日本及びＧ４の立場を説明し意見交換することを通じ，各グループ・国と共にテキスト・ベース交渉を求めていくことについて合意する等，安保理改革に関するモメンタムを高める上で具体的な成果があった。また，安倍内閣総理大臣が，９月の国連総会ハイレベル・ウィーク中の一般討論演説において，再度日本の安保理改革に対する変わらぬ決意を世界に表明するなど，日本としてハイレベルでの安保理改革へのコミットメントを示した。また，NY でのＧ４外相会合や，ブラジル本国での開催を含む二度のＧ４局長級会合では，国連総会第 72 回会期中の NY での安保理改革に関する政府間交渉で，テキスト・ベース交渉を開始するために強い決意を持って取り組むことで一致した。第 71 回会期において改革実現に向けて作成された「共同議長ペーパー」の改訂版を共同議長が加盟国に提出するための作業が 30 年２月から進められており，これは今後のテキスト・ベース交渉開始のモメンタムを向上させるものである点で有意義であった。さらに，安保理改革に前向きな国の政府要人を日本へ招へいし，立場収れんや今後の方針に関し，政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働き掛けを行ったことも，立場を同じくする国との意思疎通を深め，更なる連携を図る上で有意義だった。未だ政府間交渉においてテキスト・ベース交渉が開始していないものの，日本はＧ４と連携して同交渉の共同議長に対してテキスト・ベース交渉を開始することを引き続き働きかけており，安保理改革推進に賛成する他の大多数の加盟国の賛同を得た。（29 年度：国連政策（達成手段①））

安保理非常任理事国としての取組については，加盟国中最多となる 11 回目の安保理非常任理事国の任期（28 年１月～29 年 12 月）を全うした。日本が２年目の安保理非常任理事国を務める間，北朝鮮は１回の核実験と 10 発以上の弾道ミサイル発射を強行した。日本は，安保理理事国として，29 年度において，北朝鮮に対する制裁措置を前例のないレベルにまで一層高める強力な安保理決議第 2397 号を始めとする計４本の決議の採択に貢献した。また，12 月に河野外務大臣が安保理議長として主催した「不拡散（北朝鮮）」に関する安保理閣僚級会合において，国際社会は核武装した北朝鮮を決して受け入れず，全ての国連加盟国による安保理決議の完全履行が不可欠であるとの一致したメッセージを発出した。さらに，同月に開催した「北朝鮮の状況」に関する安保理会合において，同会合開催に伴う手続き投票が行われ，28 年よりも１票多い 10 票での採択結果となった。28 年は反対票を投じたエジプトは棄権票を，棄権票を投じたセネガルは賛成票を投じた。同会合では，拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について，各国が強い懸念を示し，北朝鮮に対して状況改善を求める明確なメッセージを示すことができた。このように，累次の安保理決議や上記会合により，国際社会が一致結束して北朝鮮への圧力を最大限に高め，北朝鮮の政策を変えさせなければならないとの国際社会の意思が示された。また，累次の安保理決議は，こうした国際社会の意思を具体的行動として示すものであった。

シリアやイエメン，中東和平，アフガニスタンなど中東情勢の難しいアジェンダに関しても，政治面や人道情勢の面で主導的な役割を果たした。特に，シリアの人道状況に関しては，我が国と同様に非常任理事国のスウェーデン及びエジプトと共に，共同ペンホルダーという責任ある立場で，安保理

決議案の起案から採択までの一連のプロセスに積極的に関与し，シリア国外からの人道支援を可能にする決議の延長に積極的に貢献した。その結果，12 月に決議第 2393 号が採択されたことにより，シリアにおけるクロスボーダー支援が引き続き行えることになり，採択翌月の 30 年１月の間だけで，国連を始めとする国際機関や NGO によるシリア国内避難民約 230 万人への人道支援が実現した。また，アフガニスタンに関する決議案等の成果文書の作成を主導し，積極的に議論に貢献し，アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）の期限を１年延長する旨の決議第 2344 号が採択された。同決議が採択されたことにより，UNAMA がアフガニスタンで更に１年間活動することが可能となり，アフガニスタンにおける治安維持及び人道支援等への貢献となった。また，河野外務大臣が国連 PKO 改革に関する安保理ハイレベル公開討論に出席し，国連 PKO をより効果的・効率的に活動できるようにするための決議第 2378 号の採択にも貢献する等，非常任理事国としての２年間の任期において，国際社会の平和と安全の維持に向けた具体的な実績をあげた。

行財政改革については，ジュネーブ・グループの国連局長級会合への出席等，主要財政貢献国との頻繁な意見交換を通じて，行財政規律の強化や国連及び国際機関の運営管理体制のさらなる効率化・効果の重要性への共通理解を確認し，国連総会第５委員会においても主要財政貢献国と連携を図りながら交渉を進めた結果，2017-2018 年度 PKO 予算及び 2018-2019 年二か年通常予算それぞれについて前期からの減額を実現した。（29 年度：国連政策（達成手段①））

【測定指標６－２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進】

28 年度

12 月，皇太子同妃両殿下御臨席のもと開催した国連加盟 60 周年記念行事は，10 年に一度の節目の行事として，国連の活動や日本の国連外交について広く周知する上で，非常に有益であった。同記念行事においては，総理大臣，外務副大臣といった政府ハイレベル，また，元国連幹部や国連関連の有識者，親善大使等の出席を得て，今後の国連のあり方や日本の国連政策のあるべき姿等について議論を深めることができ，非常に有意義であった。（28 年度：国連政策（達成手段①））

29 年度

12 月のグテーレス国連事務総長の初訪日は，安倍内閣総理大臣との会談・共同記者発表，UHC フォーラム 2017，国会議員との懇談，市民社会との対話，上智大学での講演・懇談等，充実した日程で，政府関係者のみならず，市民社会や学生・青少年にもアウトリーチし，広く報道されたことからも，国連の活動や日本の国連外交について，広く周知する上で，非常に有益であった。また，28 年度に引き続き第２回目の実施となった，第２回小学生/中学生「全国壁新聞」全国大会には，28 年の約３倍増となる 912 名の小中学生の参加があったことから，若年層へも国連への理解の広がりが確認・増進された。さらには，全国大会の優秀者７名と，訪日したグテーレス国連事務総長との記念撮影及び懇談を実現でき，その様子が地方メディアにも取り上げられたことから，全国の小中学生に対し，国連及び国連外交を強く印象づけることができた。安保理非常任理事国としての取組についても２年間の総括を掲載するなど，国連における日本の活動について広く周知する上で有意義だった。(29 年度：国連政策（達成手段①））

【測定指標６－３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進】

28 年度

人材の発掘・育成，JPO 派遣の実施，国際機関に対する働きかけの実施等の取組の結果，国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）は，793 名（27 年 12 月 31 日時点）から，820 名（28 年 12 月 31 日時点）に増加し，37 年度までに 1,000 人とするという中期目標に向けて，着実に進捗した。

JPO 派遣制度を活用した日本人職員の送り込みについては，54 名の国際機関への派遣を実施した。また，JPO 派遣後の国際機関における正規採用に向けて在外公館と本省が緊密に連携しつつ人事支援を実施する等，きめ細やかなフォローにより，28 年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（注：３年度前に派遣手続きをとった者の採用率）は 82.5%と高い水準になった。

国際機関における日本人職員増強に向けた広報活動については，27 年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を受け，国際的に活動する NGO 等が主催するイベントへのブース出展（16 回）や留学広報誌等への寄稿（14 件）等を実施した。加えて，国際機関を目指すに当たり障壁となっている点を分析するため，ガイダンス出席者へのアンケート調査の見直しや分析を実施した。また，政務レベルから事務レベルまで，様々なレベルから国際機関側に対し日本人増強に向けた働きかけを行うことができた。(28 年度：国際機関邦人職員増強(達成手段②))

29 年度

人材の発掘・育成，JPO 派遣の実施，国際機関に対する働きかけの強化等の取組の結果，国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）は，820 名（28 年末時点）から，850 名（29 年末時点）に増加し，37 年度までに 1,000 人とするという中期目標に向けて，着実に進捗した。

JPO 派遣制度を活用した日本人職員の送り込みについては，59 名の国際機関への派遣を決定した。また，JPO 派遣後のきめ細やかなフォローにより，29 年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（注：３年度前に派遣手続きをとった者の採用率）は 82.9%と引き続き高い水準になっている。

また，29 年度からの新たな取組として中堅派遣を実施し，将来，国際機関の幹部となることが期待される中堅レベルの日本人職員を，我が国の外交政策上重要な国際機関である国連難民高等弁務官事務所（UNHCR），国際移住機関（IOM），ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）及び世界気象機関（WMO）に各１名，計４名の派遣を決定した。

国際機関における日本人職員増強に向けた広報活動については，特に，留学等で海外に在住している優秀な人材の発掘に取り組み，28 年度は８回のみだった海外でのガイダンスの実施を強化し，計 35 回実施し，国際機関への就職に対する関心を喚起することができた。また，計 15 名（うち JPO が９名）に対し，有識者による CV の書き方乃至面接試験の指導を実施し，候補者の育成に努めた。更に，各国際機関の人事関連情報及び候補者となる人材に関する情報の収集・集約を行うことにより，より効果的かつ積極的な形で，政務レベルから事務レベルまで，様々なレベルから国際機関側に対し，日本人職員増強に向けた働きかけを実施することができた。(29 年度：国際機関邦人職員増強(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

１　国連改革の進展に向けた働きかけの強化

193 か国が加盟する国連は，普遍性と正統性を有し，世界の平和と安全の維持を始め，多岐に渡る課題において，国際社会の意思形成及び規範構築に重要な役割を果たしている機関である。国連を通じて国際社会共通の利益を実現し，その中で日本の国益を確保していくためには，グローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが不可欠である。

日本は，安保理の意思決定に今後も参画し，国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるために，日本の常任理事国入りを含む安保理改革が実現するまでの間，可能な限り頻繁に非常任理事国となるべく努めていく考え。この観点から，11 回目の非常任理事国としての任期が終わる 29 年 12 月，日本は 34 年安保理非常任理事国選挙（任期は 35～36 年）への立候補を発表しており，支持獲得のための働きかけを積極的に行っていく必要がある。

また，米国に次ぐ第二の分担金拠出国として，財政的にも貢献してきており，国連が効率的・効果的に運営されることは，我が国の政策目標の実現及び我が国の分担金の活用に直結する。それゆえ，我が国としては，引き続き，マネジメント改革を含む国連改革に関する議論に積極的に参加し，主要財政貢献国との連携を強化しながら，予算抑制を図りつつ，効率的・効果的な組織運営の実現に向けて働きかけを強化していく。

２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解を深めることは，我が国の国連政策を進めるため，また日本が国連に対して多大な財政的貢献をしている点につき，国民への説明責任を果たすという観点からも必要である。引き続き，国連に活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的な情報発信や広報活動を行うことで，国内外において，日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。

３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

国際機関における日本人職員数は，820 名（28 年末時点）から，850 名（29 年末時点）に増加し，増加傾向ではあるものの，2025 年までに 1,000 人以上の目標を達成するためには，今後も積極的な取組の継続が不可欠な状況にある。JPO 派遣及び中堅派遣に関しては，引き続き，着実な派遣の実施を行うとともに，派遣後，国際機関で正規採用されるよう，一層きめ細やかなフォローを行っていく必要がある。また，広報に関しては，引き続き，ホームページやソーシャルメディアを効果的に活用するとともに，特に，海外在住の優秀な人材が発掘できるよう取り組んで行く。加えて，各国際機関の人事関連情報及び候補者となる人材に関する情報の収集・集約を一層促進するとともに，有識者による CV の書き方や面接試験の指導を継続し，優秀な候補者の育成に努めることで，一層効果的かつ積極的に，国際機関側に対して，日本人職員増強に向けた働きかけを行っていく。

【測定指標】

６－１　安保理改革及びその他の国連改革の進展

（１）日本の常任理事国入りを含む安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。特に安保理改革については，テキスト・ベース交渉が開始されていないため，引き続き同交渉の開始を求めていく。

安保理の意思決定に参画するため，安保理改革が達成されるまでは，できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ，日本が立候補している 34 年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう，二国間の首脳・外相会談の他にも安保理非常任理事国選挙担当参与を始めとする政府ハイレベルを各国に派遣し，相手国要人との会談などの機会を捉え，支持要請を行い，同選挙に対する日本支持を拡大する。

（２）行財政改革については，ジュネーブ・グループの国連局長級会合への出席等，主要財政貢献国との頻繁な意見交換を通じて，行財政規律の強化や国連及び国際機関の運営管理体制の更なる効率化促進について認識を共有し，国連第５委員会においても，主要財政貢献国との連携を図りつつ交渉を進めた結果，2017-2018 年 PKO 予算及び 2018-2019 年二か年通常予算の前期比からの減額を実現した。

30 年度は，減額された予算を執行するに当たり，国連が効率的・効果的に組織を運営するとともに，加盟国に対するアカウンタビリティ確保が実現されるよう働きかける。また，マネジメント改革の実現に向けた議論においても同様の働きかけを行う。PKO 予算及び通常予算の抑制の継続については，ジュネーブ・グループ等の場を活用して主要財政貢献国と連携して，必要な働きかけを行っていく。

６－２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

28 年の日本の国連加盟 60 周年のモメンタムをいかした取組として，29 年度は，60 周年の機会に初めて実施された，小学生/中学生「国連壁新聞」全国大会の，第２回目となる大会を実施し，参加者が初回の約３倍増の 912 人を記録したことを踏まえ，30 年度においても，このモメンタムをいかしながら，若者を中心に，広く市民に対して，国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について周知する広報活動を継続していく。

６－３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

国際機関への人的貢献や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため，国際機関における日本人職員増強は重要であり，中期目標の達成に向けて掲げた JPO 派遣や中堅派遣の実施を始めとする 29 年度の目標の設定は適切であった。

国際機関に勤務する日本人職員の増強を通じた外交力強化の必要性は一層高まっており，未来投資戦略等に掲げられた目標の達成に向けて，現職職員の昇進や次のポストの獲得のための支援，若手・中堅人材の送り込み，新規の人材の発掘・育成等に力を入れていく。

また，27 年度行政事業レビュー公開プロセスで指摘された広報の強化及び方策の有効性の検証に関しては，アンケートの実施等を行ってきたが，引き続き効果的な取組の実現に向けて，海外におけるガイダンスの強化等に取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
　コラム「最多 11 回目の安保理非常任理事国（任期を終えた総括）」
・外務省ホームページ
　国連改革
　(https://mofa.go.jp/mofaj/fp/unp/page3_002243.html)
　国連外交
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un.html)
・外務省ホームページ国際機関人事センター
　(https://www.mofa-irc.go.jp)
・OCHA（国際連合人道問題調整事務所）ホームページ
　シリア
　(http://www.unocha.orG/syria)

個別分野 7　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

1　国連の各種人権フォーラム(国連総会第３委員会，人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出，人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。

2　主要人権条約を着実に履行しつつ，我が国の人権分野における取組を国際社会に適切に発信する。

3　第三国定住による難民の受入れ，難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及びこれに係る関係省庁，国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)，国際移住機関(IOM)，NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（30 年１月 22 日）

測定指標７－１　国際社会の人権の保護促進

中期目標（--年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ，国際社会の関心事であり，我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに，国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め，我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また，この点を踏まえ，国際社会の責任ある一員として，主要人権条約を着実に履行する。

28 年度

年度目標

1　国際社会

（１）国際社会における人権問題の解決に貢献するため，国連人権理事会及び国連総会第３委員会等において，北朝鮮人権状況決議の採択や議論を通じた，国際社会の意思形成や規範の構築に積極的に参加する。

（２）国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。

（３）国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに，同決議へのより多くの国の賛成を確保する。

2　二国間関係

（１）人権状況に深刻な問題がある国については，国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

（２）世界における人権状況の改善及び民主主義の促進に向け，両者の人権分野における取組についてそれぞれ紹介するとともに，国連などの多国間の場における協力について意見交換を行うため，二国間人権対話を始めとした二国間の議論・対話を積極的に実施する。

3　主要人権条約の履行

（１）政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

（２）関係省庁とともに，個人通報制度の受入れの是非について，我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等検討課題に関し，検討等を行う。

施策の進捗状況・実績

1　国際社会

（１）我が国は，国際社会における人権問題の解決に貢献するため，北朝鮮，カンボジア，ミャンマーに関する決議の採択や議論を通じた，国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

（２）国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては，任意拠出金を通じ，ソウル事務所及びカンボジア事務所のキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援等，主にアジアのフィールド事務所に対する支援を行った。

（３）拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を EU と共同で提出し，国連総会決議及び人権理事会決議ともに，無投票で採択された。前者の国連総会決議は，「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI)」の報告書の内容を反

映させた前年の同旨決議を基に，28 年３月の人権理事会決議の内容も踏まえた，強い内容となっている。具体的には，前年同様，北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに，北朝鮮に対し，拉致被害者の即時帰国等により，全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求している。また，北朝鮮による核・ミサイル開発への資源投入が北朝鮮の人権・人道状況に与える影響への深刻な懸念についても表明している。さらに，国連安全保障理事会（国連安保理）に対し，北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じ，適切な行動をとることを促している。後者の人権理事会決議は，北朝鮮の組織的，広範かつ深刻な人権侵害を最も強い表現で非難し，国連安保理で北朝鮮の人権状況が議論されたことを歓迎し，安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。さらに，人権理事会は，28 年３月の人権理事会決議に基づき設置された，北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む専門家グループの報告書の勧告を実施するため，ソウルにある現地事務所を含む国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力を強化することを決定した。

２　二国間関係

（１）ミャンマーとの二国間人権対話において，各国における人権の保護促進に向けた働きかけを実施した。

（２）日 EU 人権対話を実施し，その他アメリカ，イギリス等の西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。

３　主要人権条約の履行

６月，国連本部で開催された第 16 回児童の権利条約締約国会合において，児童の権利委員会委員選挙が行われ，日本が擁立した候補者の大谷美紀子氏（弁護士）が日本の候補として初めて当選した。さらに６月，国連本部で開催された第９回障害者権利条約締約国会合において，障害者権利委員会委員選挙が行われ，日本が擁立した候補者の石川准氏（静岡県立大学教授）が日本の候補として初めて当選した。

各条約体の政府報告に関しては，６月には，障害者の権利に関する条約に関する第１回政府報告を障害者権利委員会に提出した。７月には，強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約に関する第１回政府報告を国連強制失踪からの全ての者の保護に関する委員会に提出した。さらに 28 年３月，６月及び 12 月には，自由権規約に関する第６回政府報告に関し，自由権規約委員会による最終見解の中で勧告されていた事項について，同委員会に日本の取組状況についての追加的情報を提出した。また，８月及び 12 月には，人種差別撤廃条約に関する第７回・第８回・第９回政府報告に関し，人種差別撤廃委員会の最終見解の中で勧告されていた事項について，同委員会に日本の取組状況に係る追加情報を提出した。また，個人通報制度の受入れの是非について，引き続き検討を行った。

29 年度

年度目標

１　国際社会

（１）国連人権理事会及び国連総会第３委員会等の国際人権フォーラムにおいて，各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ，国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。

（２）特に，国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに，無投票採択を目指しつつ，本決議が投票に付される場合には，可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。その他，我が国が主提案国となっている決議等についても，多数の国の支持を得て，採択されることを目指す。

（３）国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を始め，社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。

２　二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については，国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に，二国間人権対話の実施等を通じ，当事国による人権分野の取組を促すとともに，意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

３　主要人権条約の履行等，我が国の取組の説明・発信

（１）政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

（２）関係省庁とともに，個人通報制度の受入れの是非について，我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し，検討等を行

う。
（３）我が国の人権分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１　国際社会

（１）我が国は，国際社会における人権問題の解決に貢献するため，北朝鮮，カンボジア及びミャンマー等に関する決議の採択や議論を通じて，国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

（２）拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，第 72 回国連総会及び第 37 回人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を EU と共同で提出し，いずれも無投票で採択された。

前者の国連総会決議は，「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の最終報告書の内容を反映した 28 年の国連総会決議を基に，北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難し，北朝鮮に対し，その終結を強く要求するとともに，北朝鮮による，北朝鮮内外における外国人に対する拷問，法的手続を経ない死刑，恣意的な拘留，拉致やその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調している。また，北朝鮮が，人々の福祉に代えて，核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難し，北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し，確保することの必要性を強調するとともに，28 年同様，国連安保理が，北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じて，適切な行動をとることを促している。

後者の人権理事会決議については，29 年３月の人権理事会決議を基に，北朝鮮に対し，拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求し，また，北朝鮮による拉致やその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調した，29 年の国連総会決議を想起している。さらに，同決議は，拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性に留意し，日本人に関する全ての問題の解決，特に全ての拉致被害者の帰国が可能な限り早期に実現することを期待する内容となっている。加えて，前述の 29 年３月の人権理事会決議で決定された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力強化のプロセスの加速化を求めるとともに，OHCHR に対し啓発活動等の強化を求めている。

その他，我が国が主提案国となっている決議については，第 35 回人権理事会においてハンセン病差別撤廃決議，第 36 回人権理事会においてカンボジア人権状況決議を提出し，それぞれ無投票で採択された。

（３）国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては，29 年７月に，東京において，ギルモア人権副高等弁務官との間で，第１回日・OHCHR 政策協議を開催し，北朝鮮による拉致問題の早期解決の重要性につき OHCHR 側の理解と協力を求めた他，日 OHCHR パートナーシップのあり方や日本の人権分野での取組等につき意見交換する等 OHCHR との連携に努めた。また，任意拠出金を通じ，ソウル事務所及びカンボジア事務所の能力構築支援等，主にアジアのフィールド事務所に対する支援を行った。また，29 年度補正予算を通じ「北朝鮮人権状況改善に向けた OHCHR 関連部局の能力強化」として OHCHR への追加拠出を行った。

また，子どもの権利の分野に関しては，我が国は，「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（UNICEF や子ども関連の国際 NGO が中心となって設立した，SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待，搾取，取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府，国連機関，NGO，企業等が参加する国際的な枠組み。）の「パスファインディング国」（GPeVAC において，自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。）になることを決定した。また，GPeVAC の活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」に対して，6.5 億円の拠出を行った。

更に，ビジネスと人権に関する国別行動計画策定に向けて（注），企業活動における人権保護に関する我が国の法制度や取組についての現状を確認するため，関係府省庁で連携し，ベースラインスタディ（基礎調査）の実施に着手した。同調査を進める上で，経済界，労働界，市民社会，有識者等の意見を広く聴取すべく，関係府省庁の課長級及びステークホルダーの代表との意見交換会（第１回会合）を 30 年３月に開催した。

（注）多国籍企業の活動によるビジネスにおける人権の侵害といった問題を受け，23 年６月の第 17 回国連人権理事会において「人権と多国籍企業及びその他企業」決議が採択された。同決議では，国家の義務や企業の責任，救済へのアクセスの取組の必要性を示した「国連ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され，各国は，企業行動の原則としての人権の尊重に係る国別行動計画を作成してきている。こうした中，我が国は，ビジネスと人権に関する国別行動計画を作成する旨を，持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（SDGs 推進本部決定　28 年 12 月）付表において

公表した。
（４）９月に米国ワシントンで開催された「第９回民主主義共同体閣僚級会合」に参加し，民主主義に関する様々な議論を行った。会合の最後には，民主化支援の促進，テロ対策への国際協力の強化，法の支配や包容及び多様性の尊重，女性の政治参加の促進及び市民社会の関与，保護，協力を確認する内容のワシントン宣言が採択された。
（注）民主主義共同体とは，国際社会における民主化を促進させることを目的として，米国とポーランドの主導で 2000 年に設立された政府間フォーラム。

２　二国間関係
７月に第 12 回日・イラン人権対話（於：東京），８月に第８回日・カンボジア人権対話（於：プノンペン），30 年２月に第５回日・ミャンマー人権対話（於：ネーピードー）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに，国連などの多国間の場における協力について意見交換を行った。
３　主要人権条約の履行等，我が国の取組の説明・発信
（１）政府報告審査に関しては，６月に児童の権利に関する条約第４回・第５回政府報告を児童の権利委員会に提出し，７月に人種差別撤廃条約に関する第 10 回・第 11 回政府報告を人種差別撤廃委員会に提出した。
（２）個人通報制度について，関係省庁との検討に向けて，主要国における同制度の運用状況を調査したほか，英国及びベルギーの個人通報制度の対応状況について先方関係部局と意見交換を行った。
（３）人権理事会においては，国連全加盟国の人権状況を定期的に審査する普遍的・定期的レビュー（UPR）が実施されており，日本は第３回目となる対日審査を受けた。具体的には，８月に日本は審査に先立って，日本の人権状況に関する報告書を国連に提出した。11 月に人権理事会作業部会において第３回審査が実施され，日本は，前回審査（24 年）以降の進展として条約の締結・実施を含む国内外での人権分野の取組や進展等について説明を行うとともに，各国発言について歴史問題に関するものを含む日本の立場や政策を適切に説明・発信した。同審査においては，多数の国から，障害者，女性等の分野における我が国の取組について前向きな評価を得た。
30 年２月 26 日から３月１日まで行われた人権理事会ハイレベルセグメントには，堀井学外務大臣政務官が出席し，拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに，我が国の国内外における人権保護・促進の取組等に関しステートメントを実施し，国際社会にアピールした。なお，同ステートメントでは，慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標７－２　人道分野での取組(難民等への支援)

中期目標（--年度）
国内の難民への支援，第三国定住による難民の受入れ等を通じ，人道分野で国際貢献を行うとともに，我が国の社会的安定を維持する。

28 年度
年度目標
１　第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。
２　国内の難民等に対する支援を行う。
３　UNHCR，IOM，NGO との連携を強化し，また，受け入れた難民が自立した生活を営めるよう協力関係を構築する。

施策の進捗状況・実績
１　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ(７家族 18 名)を行い，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。
２　条約難民に対する定住促進支援に加え，生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均 178 人)を実施した。
３　難民定住円卓会議や国際機関幹部の訪日，及び NGO との協議の機会を活用して UNHCR，IOM，NGO との連携を強化した。

29 年度
年度目標
１　第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。
２　国内の難民等に対する支援を行う。
３　UNHCR, IOM, NGO との連携を強化し，また，受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

施策の進捗状況・実績
１　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（８家族 29 名）を行い，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。また，29 年度から，難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して，定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針として，既に第三国定住で受け入れた難民の一部を広島県呉市に定住させることを実現した。
２　条約難民に対する定住促進支援に加え，生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援（月平均 186 人を実施した。
３　国連難民高等弁務官や IOM 事務局長の訪日，及び難民支援を行う NGO との協議の機会を活用して UNHCR, IOM 及び NGO との連携を強化し，円滑な難民支援を実施した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標７－３　人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況

	中期目標値	28 年度（注）		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	(28 年度(注))前年度より多くの賛成国を確保する。 (29 年度)多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	前年度より多くの賛成国を確保する。	コンセンサス	28 年度同様，無投票採択を目指しつつ，本決議が投票に付される場合は，26 年度（注:26 年度は賛成 27 票，反対６票，棄権 14 票の賛成多数で採択。27 年度は無投票採択。）より多くの賛成票を確保する。	コンセンサス	Ｂ (28 年度：ｂ，29 年度：ｂ)

（注）28 年度は「国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権決議への賛成国数」が測定指標。

評価結果（個別分野７）

施策の分析

【測定指標７－１　国際社会の人権の保護促進】

28 年度
我が国が EU と共同で提出した北朝鮮人権状況決議が，国連総会及び人権理事会において無投票で採択されたことにより，拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について，国際社会が強い懸念を示し，北朝鮮に対し拉致問題の早期解決や国際社会との協力に向けた具体的な行動をとるよう求める明確なメッセージを示すことができ，我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で有益であった。また，ミャンマー，EU との間で実施した二国間人権対話は，国連等の多国間の場における協力について意見交換を行うとともに，人権に係る相手国と我が国における取組を互いに共有し，多国間の場における協力の促進及び各国内のさらなる人権の保護・促進を図る上で，有意義であった。

29 年度
我が国が EU と共同で提出した北朝鮮人権状況決議が，国連総会及び人権理事会において無投票で

採択されたことにより，拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について，国際社会が強い懸念を示し，北朝鮮に対し状況改善を求める明確なメッセージを示すことができ，我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で有益であった。また，カンボジア，ハンセン病等に関する決議の採択や議論を我が国が主導したことを通じて，国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献し，各国からも謝意が示された。

日本がブラジル，エチオピア，フィジー及びモロッコと共に人権理事会に提出し全会一致で採択されたハンセン病差別撤廃決議の共同提案国は，最終的に 50 か国となった。同決議では，全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため，人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を３年間の任期で任命することを決定し，また，国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーを実施するよう奨励しており，ハンセン病差別撤廃へ向けて意味のあるものとなった。

人権理事会において，日本が主提案国として提出し，全会一致で採択された，カンボジア人権状況決議は，カンボジアにおける最近の人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ，自国の人権状況改善に向けたカンボジア政府の前向きな努力への支援継続と，カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期延長を決定し，カンボジアの人権状況の改善へ向けたバランスの取れたものとなった。

また，イラン，カンボジア及びミャンマーとの間で実施した二国間人権対話は，国連等の多国間の場における人権分野一般に関する協力について意見交換を行うとともに，人権に係る相手国と我が国における取組を互いに共有し，多国間の場における協力の促進及び各国内のさらなる人権の保護・促進を図る上で，有意義であった。

「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」のパスファインディング国入りと「子どもに対する暴力撲滅基金」への拠出は，30 年２月にスウェーデンで開催された「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズ・サミット」において国際社会から高い評価を受け，また，国内でも NGO 等から高い評価が示された。

加えて，人権条約に係る各種政府報告を提出し，UPR 対日審査においては，国内外での人権分野における取組を説明する等，我が国の立場及び取組を発信し，多くの国からも評価と歓迎の発言を得ることが出来た。

我が国におけるビジネスと人権に関する国別行動計画策定に向けて，市民社会等から，日本政府に対し，大きな期待が寄せられている中，本国別行動計画策定に向けた議論が本格的に開始されたことにより，企業活動における人権の尊重の重要性への理解が広まっており，本件に関心を有する国内外の関係機関，市民社会等から歓迎される取組であった。

「第９回民主主義共同体閣僚級会合」において，我が国からは，現在の北朝鮮情勢及び国際社会全体としての継続的働きかけの重要性，並びに我が国による，世界における民主化支援及び民主主義定着のための制度構築の重要性につき発言した。本会合での議論やワシントン宣言の採択を通じ，我が国が重視する，自由，民主主義，法の支配といった基本的価値を国際社会に定着させるために，関係国の連携を深めることができた。

【測定指標７－２　人道分野での取組(難民等への支援)】

28 年度

ミャンマー難民の定住支援においては，受入れ後もきめ細かい定住支援を実施したことにより，定住支援プログラム修了後は成人の難民全員が就労先を確保し，自立定住を開始することにつながったことから，有効だった。また，国内難民等の支援については，条約難民に対して定住支援プログラムを実施したほか，難民認定申請者のうち生活に困窮している者に対して，生活費，住居費，医療費を支給し，生活を支援したことは，難民認定申請者の我が国での社会的安定に寄与するものであった。

29 年度

８家族 29 名のミャンマー難民を第三国定住により受け入れた。29 年度から，定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とする方針とすることとした。この方針に従い，政府内で様々な調整努力を行った末，内閣官房，文化庁，厚生労働省及び公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）等と連携/協力し，広島県呉市に５家族 22 名が定住した。こうした取組を通じて，難民問題への理解が全国規模で広がることは，難民支援を通じた我が国の人道分野の外交的取組を一層推進していく上で重要である。また，国内難民等の支援については，条約難民に対して定住支援プログラムを実施したほか，難民認定申請者のうち生活に困窮している者に対して，人道的観点から，生活費，住居費，医療費を支給し，難民認定申請者の生活を支援した。

【測定指標７－３　人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況】

28 年度

（注：28 年度は「国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権決議への賛成国数」が測定指標。）

我が国が国連総会に提出した北朝鮮人権状況決議について，27 年度は投票の結果，賛成多数で採択されたため，28 年度については，27 年度を上回る賛成票を獲得することを目標としていたが，各国首都，ニューヨーク及び東京において，関係国に対し積極的な働きかけを行った結果，28 年度は同決議が無投票で採択された。このことにより，拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について，国際社会が強い懸念を示し，北朝鮮に対し状況改善を求める明確なメッセージを示すことができ，我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で有益であった。

29 年度

我が国が人権理事会に提出した北朝鮮人権状況決議について，28 年度に引き続き，各国首都，ジュネーブ及び東京において，関係国に対し積極的な働きかけを行った結果，29 年度は人権理事会に提出した北朝鮮人権状況決議が無投票で採択された。このことにより，拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について，国際社会が強い懸念を示し，北朝鮮に対し拉致問題の早期解決や国際社会との協力に向けた具体的な行動をとるよう求める明確なメッセージを示すことができ，我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で極めて有益だった。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

国連を含む国際社会において「人権の主流化」の動きがますます加速している中，国内外において人権・民主主義を保護・促進する政策は，我が国の国際社会での役割，信頼性を強化する上で重要である。そのため，上記のとおり，多国間及び二国間での意見交換を取り込みつつ，国際社会における人権及び民主主義の保護・促進に取り組むとの施策目標は妥当であり，ビジネスと人権といった新たな課題にも取り組みつつ，今後も同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

７－１　国際社会の人権の保護促進

上記の施策の分析のとおり，例えば，第３回 UPR において，人権分野における国内外での日本の取組を発信し，各国から日本の取組が評価され，また，子どもに対する暴力撲滅やビジネスと人権に関する日本の取組が高く評価される等，我が国の人権分野での取組は成果を上げており，OHCHR の活動支援を含め，社会的弱者の権利の保護・促進に向けた現在の取組を継続する。また，人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに，国内での人道法の普及に努める。

30 年は，世界人権宣言採択 70 周年の節目の年のため，既存の取組を始めとして，より一層我が国の人権分野への貢献を加速させていく。

７－２　人道分野での取組（難民等への支援）

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け，難民及び難民認定申請者等への支援や第三国定住事業を着実に実施していくことは，人道分野における重要な国際貢献であり，我が国の社会的安定にとっても重要であることからこれらの取組の着実な実施を継続する。また，29 年度から新たに実施している第三国定住の定住先の地方展開については，この取組により，難民問題への理解が全国規模で広がることが期待されることから，取組の成果や課題の検討を含め，より適切な第三国定住事業のあり方を追求する。

７－３　人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況

北朝鮮状況決議については，29 年度も無投票で採択されたことは成果であり，30 年度も引き続き，無投票採択を目指すとともに，更なる共同提案国の増加を目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
　第３章　第１節　日本と国際社会の平和と安定に向けた取組　７ 人権

個別分野 ８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約，及び女性関連施策の企画・調整を通じた，女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 192 回国会施政方針演説（平成 28 年９月 26 日）「四　一億総活躍」
・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年１月 20 日）「五　一億総活躍の国創り」
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献
・国際女性会議 WAW!2016 公開フォーラムにおける安倍内閣総理大臣スピーチ（平成 28 年 12 月 13 日）
・「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍内閣総理大臣スピーチ（平成 29 年９月 20 日）
・国際女性会議 WAW!2017 特別イベント「女性のエンパワーメント」における安倍内閣総理大臣スピーチ（平成 29 年 11 月 3 日）
・第 196 回通常国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）「六　外交・安全保障」

測定指標８－１　女性の権利の保護・促進　＊

中期目標（--年度）

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を推進する。

28 年度

年度目標

１　各国・国際機関との多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加するとともに，女性の地位委員会等の場での情報発信を通じ，我が国の女性分野におけるプレゼンスを向上させる。
２　国際女性会議「WAW!2016」の開催を中心に日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する。27 年に発出した「WAW! To Do 2015」のフォローアップをより体系的に行い，毎年開催する意義を高める。
３　我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため，複数の在外公館等において女性関連セミナーを実施する。
４　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））への拠出等を通じ，女性の社会進出とエンパワーメント，平和と安全保障における女性の参画と保護等我が国が重視する取組の実施を確保する。
５　国連安保理決議第 1325 号に関する「行動計画」を実施段階へと進める。
６　女子差別撤廃条約の理念を実現すべく，国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　６月，我が国が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて，女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げた。Ｇ７サミットでは，教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや，自然科学・技術分野における女性の活躍推進等に焦点をあて，「女性の能力開花のためのＧ７行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのＧ７イニシアティブ（WINDS）」に合意した。11 月には，黒田玲子東京理科大学教授，山崎直子宇宙飛行士，玉城絵美 H2L 株式会社共同創業者を WINDS 大使に委嘱し，12 月にはＧ７特別イベント「STEM（科学，技術，工学，数学） 分野で輝く女性の未来」を実施した。

29 年３月，国連本部において第 61 回国連女性の地位委員会（CSW）が開催され，我が国から滝沢外務大臣政務官，橋本ヒロ子日本代表（十文字学園女子大学名誉教授，十文字中学・高等学校校長）の下，外務省，内閣府，厚生労働省，JICA 及び独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）の政府関係者並びに NGO 代表及びユース代表が出席した。この CSW の成果として合意結論及び決議が２本採択された。

２　12 月，第３回目の国際女性会議 WAW!を東京において開催した。93 人の女性分野で活躍するリーダー等が議論に参加し，約 800 人が傍聴した。「WAW! for Action」を本年のテーマとし，「女性活躍推進法」の完全施行や SDGs の策定等国内外における女性のエンパワーメント及びジェンダー平

等に向けた動きを踏まえた議論を行った。13 日には公開フォーラムを開催し，14 日には STEM 分野における女性の人材育成・活躍促進，女性のリーダーシップの推進，ワークライフ・マネジメント，女性の健康，平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメントについて，５つのラウンドテーブルと同時に，若者や地方における女性活躍に関するスペシャル・セッションも行った。また，WAW!2015 の成果文書「WAW! To Do 2015」のフォローアップとして好事例集を作成し，会場において配布した。参加者のアイディアや提案は「WAW! To Do 2016」として取りまとめ，国連文書(A/71/829)として発出した。

３　９月に米国で女性の政治参画及び経済的エンパワーメント等に関し，日米韓３か国の各国の取組を紹介し，意見交換を行う日米韓女性フォーラムを開催した。日米韓の政府関係者，ビジネス関係者，市民社会，地方議員及び若手女性リーダー50 名以上が参加，今後３か国間での協力の可能性につき検討することとなった。11 月には，在ウクライナ日本大使館が女性の活躍に関するセミナーを開催し，また，在ブルネイ日本大使館が在ブルネイ・カナダ高等弁務官事務所との共催により，12 月に ICT 分野での女性の企業に焦点を当てた会議を開催し，在外公館においても女性の活躍についての我が国取組をアピールすることができた（いずれも WAW!2016 の公式サイドイベント「シャイン・ウィークス」として実施）。

４　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連女性機関（UN Women）)に対してコア拠出約 5.2 百万ドル，ノンコア拠出 16.3 百万ドルを拠出し，ノンコア拠出は，中東地域における難民女性の支援やアフリカにおける暴力的過激主義からの女性の保護，紛争等の解決への女性の参画等のプロジェクト等に活用された。

　また，９月には国連総会の際に国連女性機関(UN Women)とフィンランド政府が共催した「HeForShe レセプション」に安倍内閣総理大臣が出席し，我が国の「女性が輝く社会」に向けた取組を国際社会に発信した。

５　４月に，日本政府は，女性・平和・安全保障に関する行動計画の評価委員会及びモニタリング作業部会を設置し，モニタリング・評価を開始した。モニタリング作業部会は，案件に関する実施状況報告書を評価委員会へ提出したほか，評価委員会からの求めに応じて適宜情報提供を行った。評価委員会は３回開催され，実施状況報告書に基づいた評価を検討した。29 年に評価委員会が作成した報告書を公表予定。

６　女子差別撤廃条約に関しては，28 年３月に発出された政府報告審査の最終見解を，我が国として必要な取組を行うため国内省庁や関係機関と共有した。

29 年度

年度目標

１　28 年 11 月に任命した WINDS（女性の理系キャリア促進のためのＧ７イニシアティブ）大使と協力しつつ理系キャリアで活躍する女性のロールモデルを国内外に示すことで，Ｇ７伊勢志摩サミットで得た成果のフォローアップを行い，国際社会における信頼を得る。

２　我が国が女性分野において国際社会をリードするため，国際女性会議 WAW!2017 の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに，各国政府，国際機関，市民社会等とのネットワーキングの場を設ける。

３　各国・国際機関との多国間及び二国間の議論・対話に引き続き積極的に参加し，議論をリードするとともに，国連総会や女性の地位委員会等の場での我が国の「女性が輝く社会」の実現のための内外における取組に関する情報発信を通じ，我が国の女性分野におけるプレゼンスを向上させる。国際機関や在外公館の関与により開催される女性分野に関するセミナーやシンポジウムにおいて，女性分野での我が国のリーダーシップにつき理解を進めるため，サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。

４　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））への拠出等を通じ，女性の社会進出とエンパワーメント，平和と安全保障における女性の参画・保護等を促進しつつ，我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。

５　女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を，モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書策定によって，促進する。また，今後の行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを策定する。

６　女子差別撤廃条約の理念を実現すべく，国内関係省庁及び NGO 等関係団体と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　G20 の首脳に提言を出すために民間により組織されている会合で，ジェンダーを包摂したグローバルな経済発展の達成を目指すW20（Women 20）が４月にドイツ・ベルリンで開催され，黒田 WINDS 大使が出席し，W20 のコミュニケの作成に参加した。５月には国立研究開発法人科学技術振興機構が開催した Gender Summit に外務省から後援名義を付与し，サイドイベントに玉城 WINDS 大使が出席した。また，11 月に開催した WAW!では，ハイレベル・ラウンドテーブル「技術革新と女性の人材育成」に黒田 WINDS 大使，玉城 WINDS 大使，ヴィーツォレック・ドイツ WINDS 大使が出席し，女性が理系キャリアを追求する際の問題点や教師や親，社会の意識改革について議論を行った。外務省は，30 年１月に黒田氏を WINDS 大使に再委嘱した。

２　11 月，第４回目となる国際女性会議 WAW!2017 を東京において開催した。我が国のほか 21 か国，８国際機関から 64 人が登壇し，国内からのべ 2,400 人が参加した。「WAW! In Changing World」を 29 年のテーマとし，変化する世界において，女性が活躍するための方策等について議論を行った。具体的には１日目はオープニングイベントを実施し，その中で「女性と企業」をテーマとしたパネルディスカッション等を開催した。２日目は分科会を開催し，企業及び国際機関等がジェンダー分野で実施している取組，理系分野における女性の活躍，無償労働の分担，平和・安全保障における女性の参画，メディアにおける女性，自然災害下におけるジェンダー平等などのトピックについて議論を行い，また，若者達が中心となり，女性活躍の未来について議論した。最終日には世界銀行と共催で特別イベント「女性のエンパワーメント」を開催し，安倍内閣総理大臣やイバンカ米大統領補佐官等がスピーチを行い，また，WAW!の３日間の議論の成果として，参加者から出された行動志向の提言を「WAW!2017 東京宣言」として取り纏め，発表した。また，同提言を国連文書（A/72/625）として登録した。

３　10 月～11 月，国連本部において第 72 回国連総会第３委員会が開催され，我が国から布柴靖枝日本政府代表顧問（文教大学教授）が出席し，議題 28「女性の地位向上」を含む計５本のステートメントを実施した。

30 年３月，国連本部において第 62 回国連女性の地位委員会（CSW）が開催され，我が国から堀井学外務大臣政務官，田中由美子日本代表（城西国際大学招へい教授）の下，外務省，内閣府，厚生労働省，農林水産省，JICA 及び独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）の政府関係者並びに NGO 代表及びユース代表が出席した。この CSW の成果として，合意結論及び決議が採択された。

10 月，紛争下における性的暴力根絶に向けた，日英の取組紹介や国際社会への提案を行うイベントを，プラミラ・パッテン紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表の参加を得て在京英国大使館と共催した。本イベントは，26 年に英国が提唱し我が国も支持する「紛争下の性的暴力防止イニシアチブ（PSVI）」の下で開催されたものであり，８月の日英首脳会談で発出された「日英共同ビジョン声明」に謳われている「安全保障に関する日英共同宣言」の協力強化にジェンダー分野での協力が含まれることを踏まえて実施された。また，同イベントは WAW!2017 公式サイドイベントとして実施した。

また，７月には在インド日本大使館と国連女性機関（UN Women）の共催によるシンポジウムを，30 年２月には在ケニア日本大使館が FAO 現地事務所等の関係機関の協力を得て女性の活躍に関するセミナーを主催し，国外においても女性の活躍についての我が国の取組をアピールした。

４　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））に対してコア拠出約 5.5 百万ドル，ノンコア拠出 18.1 百万ドルを拠出した。ノンコア拠出は，「フラッグシップ・プログラム・イニシアティブ（FPI）」（従来小規模に実施してきた多数のプロジェクトを 12 分野に集約・整理し，大規模なプロジェクトに集中して支援を実施する国連女性機関（UN Women）の取組）の一分野である「危機の対応下における女性のリーダーシップ，エンパワーメント，アクセス及び保護」（LEAP）に該当する案件を中心に拠出した。具体的には，ナイジェリアにおける紛争被害にあった人々を対象とした社会経済的エンパワーメント機会のためのより安全な環境の形成，南スーダンの難民女性に対するリーダーシップ・エンパワーメント，アクセス確保及び保護のための支援等に活用された。また，30 年３月に我が国は国連女性機関（UN Women）からの要請を踏まえ，LEAP 分野の「チャンピオン国」（指導的役割を果たす国）に就任し，第 62 回国連女性の地位委員会のサイドイベントとして，国連女性機関（UN Women）と共催で，LEAP ラウンド・テーブルを開催した。

９月，第 72 回国連総会出席のためにニューヨークを訪問した安倍内閣総理大臣は，国連女性機関（UN Women）が主催した「HeForShe IMPACT10×10×10（注）男女平等報告書発表式」に参加し，国内の女性活躍推進に係る取組と成果を発信するとともに，国際女性会議 WAW!（WAW!2017）を紹介し，「女性が輝く社会」を世界中で実現するため，WAW!で繋がり，共に取り組んでいくことを参加者に呼びかけた。

（注）HeForShe とは，国連女性機関（UN Women）によるジェンダー平等促進のため男性・男児の関与を呼びかけるキャンペーン。IMPACT10×10×10 は，HeForShe の加速を目的に国連女性機関（UN Women）が 10 首脳・10 企業・10 大学を IMPACT チャンピオンに選出。日本からは，安倍内閣総理大臣が 10 首脳の一人として選出された（27 年６月）。

５　女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施をモニタリングし，評価するためのモニタリング作業部会と評価委員の会合を２回，また評価委員のみの会合を２回開催した。また，５月に評価委員，市民社会及び外務省の共催で，行動計画の報告書に関するシンポジウムを共同開催し，６月に NGO・市民社会との対話を開催した。10 月に，紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長代表（SRSG）と評価委員による意見交換会を開催し，日本の行動計画と紛争下の性的暴力防止の活動について意見交換を行った。

11 月の WAW!2017 では「女性・平和・安全保障」に関するハイレベル・ラウンドテーブルを開催し，国際機関や NGO，評価委員も含めたパネルとの間で，女性，平和，安全保障アジェンダの実施強化のための意見交換及び提言がなされた。

また 10 月と 30 年３月に，在京英国大使館と共催で「紛争下の性的暴力防止イニシアチブ」及び「女性・平和・安全保障」に関する共同イベントを開催し，在京大使館，日本政府関係者，有識者，NGO 及び報道機関の参加を得た。イベントでは，紛争下における性的暴力被害の撲滅や支援側の対応強化に向けた日英の取組，及び，この分野の活動を含めた「女性・平和・安全保障」行動計画の実施について日英政府関係者，各国大使館・在京国際機関，有識者や NGO 関係者に広く周知した。

また，２月に防衛省の招聘事業である ASEAN の各国軍へ災害派遣・人道支援研修への協力として，「女性・平和・安全保障」及び「災害派遣におけるジェンダーの視点での軍の支援」についての研修を担当し，ASEAN 各国の軍の参加者の WPS 及びジェンダーの視点の能力強化を支援した。

これらの取組を踏まえ，モニタリング作業部会によって提出された実施状況報告書をもとに評価委員が年次報告書の作成作業を進めた。

６　女子差別撤廃条約に関しては，12 月に女子差別撤廃委員会委員３名を招へいし，男女共同参画分野における我が国の取組や我が国の伝統・文化に対する理解を増進するとともに，同分野における国際的な重要課題についての我が国の理解を促進した。また，28 年３月に発出された政府報告審査の最終見解のフォローアップ報告書を 30 年３月に国連人権高等弁務官事務所に提出した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標８－２　国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位

（出典：国連女性機関（UN Women）ホームページ）	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	32 年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	10 位以内	10 位	10 位	10 位以内	９	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

評価結果（個別分野８）

施策の分析

【測定指標８－１　女性の権利の保護・促進】

28 年度

我が国が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げ，全ての関連会議で取り上げた結果，その後のＧ７においてジェンダー主流化が主要な議題となった。また，同サミットで「女性の能力開花のためのＧ７行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのＧ７イニシアティブ（WINDS）」に合意したことは，教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや，自然科学・技術分野における女性の活躍推進の重要性についての国際的な関心を高め，同分野での取組を国際的に大きく前進させることになり，理系分野における女性の活躍を促進する上で効果が高かった。こうした成果を得られたのは，当省の取組に加え，国内外において様々なステークホルダーと積極的に協力できたことに拠るところが大きかったと考える。また３回目となる国際女性会議 WAW!2016 において充実した議論を行ったこと等とも合わせて，女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を推進することができた。

29 年度

11 月に開催した国際女性会議 WAW!2017 は，様々なステークホルダーと協力しながら，紛争下の性暴力から理系女性のキャリアに至るまで，女性の活躍に関するトピックについて幅広く議論を行い，議論の成果を「WAW!東京宣言」として日本語及び英語で発表することで，女性を取り巻く様々な問題の解決策や女性の活躍に関するロールモデル，我が国の取組等を国内外に広く発信する機会となった。また，在インド及び在ケニアの日本大使館による上述のイベントは，WAW!2017 のフォローアップイベントとして開催したものであり，これらイベントを通じ，世界における女性分野での取組をリードするとともに，我が国の支援プロジェクトを実施する国際機関の現地事務所の協力も得て，我が国が二国間あるいは国際機関を通じて様々な取組を実施していることを広くアピールすることができた上，現地関係機関との関係構築にも有益であった。さらに，在京英国大使館と共催した紛争下における性的暴力根絶に向けたイベント及び「女性・平和・安全保障」実施のための行動計画の双方の取組といった日英協力並びに日 NATO 協力につながる二国間の議論・対話の場を通じ，日本の女性・平和・安全保障分野の取組及び女性活躍に向けた取組につき活発に議論を行うとともに，日本の取組を積極的に発信することができた。

【測定指標８－２　国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位】

28 年度

我が国は，28 年に実施された執行理事国選挙において，29 年から 31 年の３年間も引き続き執行理事国を務めることとなった。これは，我が国がこれまで積極的にジェンダー平等分野で貢献してきたことに加え，主要ドナーとして当該機関に貢献してきたことが加盟国に評価されたものと考えられる。

29 年度

我が国は国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出を着実に継続して実施してきており，目標を上回る９位となったことは，トップドナーとしてのプレゼンスの向上及び国連女性機関（UN Women）とのさらなる連携強化にとって好ましい結果であった。なお，コア拠出は，当該機関の人件費や維持運営費として拠出するものであり，年度当初から活動するうえで必要不可欠である。

９月に国連女性機関（UN Women）主催の「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」に安倍内閣総理大臣が参加し，また 30 年３月に第 62 回女性の地位委員会のサイドイベントとして国連女性機関（UN Women）と共催で「危機の対応下における女性のリーダーシップ，エンパワーメント，アクセス及び保護」（LEAP）ラウンド・テーブルを開催する等，トップドナーの一つとして我が国と国連女性機関（UN Women）との連携は一層強化された。これは我が国が国連女性機関（UN Women）に継続して貢献してきたことにより，国連女性機関（UN Women）側において我が国の政策への理解が促進され，また評価された結果である。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

国際社会において，女性のエンパワーメントや女性に対する性暴力といった課題は更に重要を増しており，我が国において，女性活躍推進は引き続き重要な政策課題の一つである。我が国は国内外での女性活躍推進に向け，引き続き国際機関や諸外国と協力しながら女性を取り巻く諸課題の解決に寄与するとともに，我が国の取組を国外に発信し，世界における女性活躍の動きをリードする。

【測定指標】

８－１　女性の権利の保護・促進

各国・国際機関との多国間及び二国間での議論・対話は，女性活躍のための政策や課題について議論を行う場であると同時に，我が国の取組をアピールする上で非常に重要な場である。このことから今後も，我が国は引き続き女性の権利の保護・促進に関する多国間・二国間の議論・対話により積極的に参加する。

特に 31 年は我が国でＧ20 及びW20 が開催される予定であり，30 年からＧ７及びＧ20 関連の議論・対話に積極的に参加し，31 年のＧ20 及びW20 の成功につなげていかなければならない。この観点から，30 年度においては，WINDS 大使の活動を含むＧ７伊勢志摩サミットの成果のフォローアップ（年度目標１）は多国間・二国間での議論・対話（年度目標３）において取り組むことから，30 年度目標の設定においては，年度目標１を３に統合する。次回 WAW!に関しては各国，国際機関等と連携して開催し，女性を取り巻く国際的な課題に関する最新のトピックに注意を払いつつ，一層活発な議論を行

うとともに，国際社会に対し日本の取組を積極的に発信していく。

８－２　国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位

国連女性機関（UN Women）への拠出により実施してきたプロジェクト等により，ジェンダー分野における我が国の国際的な存在感が増している。引き続き国連女性機関（UN Women）との協力を深化させることは，女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を推進する上で極めて重要である。国連女性機関（UN Women）との連携を維持・強化することは，我が国の国内外における女性活躍推進のための取組を発信する機会を確保するという観点からも重要であるため，コア拠出額の順位の目標をより高く設定し，国連女性機関（UN Women）との関係のさらなる強化に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
・平成 28 年版外交青書（外交青書 2016）
　第４章 第３節 ３ 外交における有識者等の役割
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/chapter4_03_03.html）
・国連女性機関（UN Women）ホームページ
　（http://unwomen.org/en）

個別分野 ９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

我が国を取り巻く安全保障環境にかんがみると，我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには，軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから，我が国は，以下の取組を実施する。

１　核軍縮については，NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化，軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導，国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択，包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効，核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた取組，その他国際的枠組みにおける取組，「非核特使」・「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。

２　大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については，関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに，保障措置強化のため，IAEA との各種の協力や，IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また，国際輸出管理レジームの強化に向けた取組，拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献，セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。

３　生物・化学兵器については，生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化，国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。また，29(2017)年の BWC 締約国会合に向け具体的貢献ができるよう取組を進めていく。

４　通常兵器の国際貿易を規制する初めての国際約束である武器貿易条約の効果的な履行と締約国数の増加を通じた普遍化に取り組む。また，国連軍備登録制度，国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置と武器貿易条約における報告義務の相乗効果を促進するため，これらの定期的報告制度の幅広い履行の促進に取り組む。対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約については，普遍化の促進に取り組むとともに，条約の効果的な運用に関する議論に積極的に参加することで，これら条約の枠組みを通じた通常兵器の軍縮を実現する。「事実上の大量破壊兵器」である小型武器の不正取引や拡散防止について，国連総会第一委員会への関連決議提出を通じ，同課題に対する国際社会のモメンタムの更なる向上に取り組む。特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおいては，新たな兵器への対応についても，積極的に議論に参加し，作業文書の提出等，具体的・建設的な貢献を行っていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献

測定指標９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組　＊

中期目標（--年度）

核兵器のない世界の実現に向け，国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

28 年度

年度目標

１　Ｇ７議長国（28 年）として，核兵器のない世界の実現に向けたＧ７の合意形成に努める。
２　軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）を主導し，地域・国際的な核問題に対処する機運を醸成する。
３　核兵器廃絶決議案を国連総会に提出し，核兵器国と非核兵器国が協力できる基礎作りを行う。
４　CTBT 発効促進共同調整国として，条約の早期発効に向けた取組を主導する。
５　ジュネーブ軍縮会議（CD）や二国間協議等の枠組みにおいて核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。
６　多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG），核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的枠組みにおいて，核軍縮の進展に向け議論に積極的に貢献する。
７　核兵器使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えるため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに，我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため国際会議を活

用する。

施策の進捗状況・実績

１　４月，核兵器国と非核兵器国の主要国から成るＧ７広島外相会合の成果として「核軍縮及び不拡散に関するＧ７外相広島宣言」を発出した。同宣言は５月のＧ７伊勢志摩首脳宣言でエンドースされ，オバマ米大統領の広島訪問ともあいまって，核兵器のない世界に向けた力強いメッセージとなった。

２　９月の北朝鮮の核実験の際に，ジュネーブ軍縮会議や国連総会第一委員会においてこれを非難するNPDIの共同ステートメントを行った。また，29年５月には2020年NPT運用検討会議準備委員会が始まるところ，同会議の成功に向けたNPDIの活性化及びNPDIとしての貢献について高級事務レベルで議論した。

３　12月に開催された第71回国連総会において，我が国が提出した核兵器廃絶決議案は，米国を含む109か国の共同提案国を得て，賛成167，反対４，棄権16の圧倒的多数で採択された。今回の決議には人道グループのアイルランドやオーストリアも共同提案国になっており，立場の異なる核兵器国と非核兵器国が協力可能な基礎作りにつながる橋渡しの決議となった。

４　９月の第８回CTBTフレンズ外相会合において，岸田外務大臣がCTBT発効促進共同調整国として，ビショップ豪外相と共同議長を務め，共同閣僚声明を採択し，CTBTの早期発効が必要であるとの強いメッセージを本フレンズ会合として発信し，また同会合でスワジランド及びミャンマーがCTBT批准を表明し，これにより批准国は166となった。また，同月，国連安全保障理事会において，日本を含む42か国が共同提案国となったCTBTに関する決議（第2310号）が賛成多数で採択された。29年３月，核実験の国際監視制度（IMS）の検知能力強化のために包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）へ約2.9億円の任意拠出を行った。

５　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）については，早期交渉開始に向け，我が国と立場を同じくする国と連携し，第71回国連総会では，国連事務総長の下にハイレベル専門家準備グループの設置及び非公式協議の開催を決定する決議の採択に向けて働きかけた。また，非公式協議に出席し，交渉開始に向けた機運を盛り上げるとともに，条約の実質的な要素等について議論に貢献した。加えて，我が国はハイレベル専門家準備グループの25か国に選ばれた。

６　６月，東京において核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）第３回全体会合及び作業部会会合を開催し，核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ，検証技術や方途，課題及びその解決法について議論した。５月及び８月の多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）においては，核軍縮の進展のためには，核兵器国と非核兵器国が協力し，現実的かつ実践的な取組を着実に積み重ねていくことが必要との立場から議論に貢献した。29年３月の核兵器禁止条約交渉会議においては，こうした日本の立場を主張するステートメントを実施した。

７　28年度は，３件９名に「非核特使」，５件67名に「ユース非核特使」を委嘱した。12月には，長崎において，国連と共催で「核兵器のない世界へ　長崎国際会議」を開催し，その中で第26回国連軍縮会議とともにユース非核特使フォーラムを実施した。また，28年３月の「ユース非核特使OB・OG広島フォーラム」で発表した1,000人以上の広島・長崎招致計画を達成した。

29年度

年度目標

１　2020年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第１回準備委員会（５月）において，NPTの３本柱である核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用をバランス良く進展させるよう議論を主導する。

２　軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）を活性化し，閣僚級会議を開催し，国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また，その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて，地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。

３　国連総会の枠組み等を通じ，核軍縮のアプローチを巡って立場の対立が顕著になった核兵器国と非核兵器国の双方に妥協点を提示し，両者が協力できる基礎作りを行う。具体的には，核兵器国と非核兵器国間の信頼関係を再構築し，実質的な核軍縮の進展について議論するため「賢人会議」を開催する。

４　CTBT発効促進共同調整国として，条約の早期発効に向け，発効要件国に対する働きかけを主導し，発効促進に関する地域会合の開催や閣僚級会議の成功に向けた努力を主導する。

５　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に，国連でのハイレベル専門家会合に出席し，条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。

６　核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的枠組みにおいて，核軍縮の進展に向け

議論に積極的に貢献する。
7　核兵器使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えるため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに，我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

1　５月にウィーンにおいて開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第１回準備委員会に，岸田外務大臣が出席し，国際的な安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐる核兵器国と非核兵器国間，さらには非核兵器国間での立場の違いが顕在化している現状を踏まえて，核兵器国と非核兵器国の信頼関係の再構築の必要性を訴えるとともに，透明性，安全保障環境，被爆の実相の認識の「３つの向上」を提案し，我が国による核廃絶に向けた道筋を表明した。
2　NPDI として，NPT 運用検討会議第１回準備委員会に，「透明性」に関する作業文書など合計６本の作業文書を提出し，具体的な議論になるよう貢献した。また，９月には，河野外務大臣が，ニューヨークにおいて第９回 NPDI 外相会合をドイツと共催し，NPDI として 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた現実的かつ実践的な取組に基づき連携・協力していくことを確認し NPDI 外相共同声明を発出するとともに，北朝鮮の核実験・ミサイル発射等を強く非難する共同声明を発出した。その他インド（４月），オーストラリア（４月），パキスタン（６月）及びロシア（11 月）との間で軍縮・不拡散協議を実施し，二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。
3　12 月，第 72 回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案は，合計 156 か国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は，核軍縮を実質的に前進させるべく，全ての国々の信頼関係を再構築し，立場の異なる国の橋渡しを行い，国際社会が一致して取り組むための共通の基盤を提供することを目指したものであり，核兵器国である米国及び英国が共同提案国となり，フランスも賛成した。また，核兵器禁止条約に賛成した 122 か国中，95 か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。
　また，2020 年 NPT 運用検討会議第１回準備委員会において，「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の設立を表明した。同会議は，日本人の座長及び委員計６名の他，核兵器国，中道国，核兵器禁止条約推進国の有識者 10 名の合計 16 名から構成され，11 月に広島で第１回会合を，30 年３月に東京で第２回会合を開催した。これら会合を経て，30 年４月の 2020 年 NPT 運用検討会議第２回準備委員会へインプットするための核軍縮の進展に向けた具体的な提言が河野外務大臣に提出された。
4　７月には，東京において，アジア・太平洋地域における CTBT の発効促進に関する地域会合を開催した。８月に行われた日米２＋２においては，米国の条約批准を呼びかけた。９月には，河野外務大臣がニューヨークにおいて開催された第 10 回 CTBT 発効促進会議に出席し，北朝鮮による核実験について国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であると非難するとともに，これまでの２年間発効促進共同調整国を務めた我が国として，CTBT 発効促進に向けた国際社会の努力を引き続き主導していく決意を述べた。30 年１月には，河野外務大臣はパキスタン外相に対して CTBT の署名・批准について働きかけた。
5　８月，ジュネーブにおいて，第 71 回国連総会において設置が決定された FMCT ハイレベル専門家準備グループの第１回会合が開催され，我が国からは佐野外務省参与（前軍縮代表部大使）を専門家として派遣し，条約の実質的な要素についての議論に貢献した。
6　IPNDV については６月にジュネーブで行われた作業部会及び 11 月にアルゼンチンで行われた全体会合において核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ，検証技術や方途，課題を洗い出す作業において，日本は既存の軍縮条約の現地査察や保障措置の経験に基づき作業文書等を作成・提出し，議論に貢献した。
7　８件 20 名に「非核特使」，８件 113 名に「ユース非核特使」を委嘱した。11 月，ユース非核特使の活動の活性化を図るとともに国内外のユース非核特使経験者のネットワークを強化するため，広島において第３回ユース非核特使フォーラムを開催し，日本及び海外のユース非核特使経験者等が参加した。また，同月，第 27 回国連軍縮会議が広島で開催され，２国際機関及び 12 か国から約 60 名が参加した。同会議では，外務省として，現下の厳しい安全保障環境を踏まえつつ，核軍縮・不拡散に関する日本の取組と考え方について述べた。同会議は，国内主要紙や地方紙・テレビでも幅広く報道され，有識者のフェイスブック・ツイッター等でも広く成果が拡散された。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組　＊

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

28 年度

年度目標

１　大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。

（１）北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため，関係国と緊密に協議を行う。また，アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援する。

（２）各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のための連携を強化する。特に，原子力供給国グループ(NSG)においては，在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続する。

２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため，IAEA との技術的な協力に加え，IAEA 追加議定書の非締結国に対する能力構築支援を通じて同議定書の締結を促進し，締約国の増加を図る。

３　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため，以下を実施する。

（１）二国間レベルで輸出管理体制強化を働きかける。

（２）地域レベルでは，アジア不拡散協議(ASTOP)，アジア輸出管理セミナー等を主催する。

４　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため，以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加する。

（１）拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合

（２）シンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」

施策の進捗状況・実績

１（１）大量破壊兵器等の不拡散の観点から，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため，米・露・インドを始めとする関係国と局長級で緊密に協議を行った。また，第 13 回アジア不拡散協議(ASTOP)（29 年１月）や第 24 回アジア輸出管理セミナー（２月）等を通じて，決議履行のための各国の取組の共有等により，アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援した。

（２）原子力供給国グループ（NSG）総会（６月），オーストラリア・グループ（AG）総会（６月），ミサイル技術管理レジーム（MTCR）総会（10 月），ワッセナー・アレンジメント（WA）総会（12 月）を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のため，各国の輸出管理のあり方について議論するなど様々な国際的取組を行った。また，在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局を務め，その円滑な運営に貢献した。

２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては，関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ，締約国数は 27 年末の 127 か国から 129 か国へと２か国（コートジボワール及びカメルーン）増加した。

３（１）ベトナム政府関係者の能力構築支援（７月）や米国，ドイツ，豪州等の関係国との計３回の輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を行った。

（２）第 13 回アジア不拡散協議(ASTOP)や第 24 回アジア輸出管理セミナーを開催すること等により，アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識の醸成等を通じたアジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。

４　拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合（４月）や，シンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」（９月）に積極的に参加し，他国と連携して大量破壊兵器等の拡散を阻止するための措置の検討等を実施した。

29 年度

年度目標

１　大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。

（１）北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため，関係国と緊密に協議を複数回行い，また，アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援（会合の開催等）する。また，イランの核合意の履行の支援のため，IAEA を通じた協力を行い，トレーニング・セミナー等を実施する。

（２）各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のための連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に，原子力供給国グループ(NSG)においては，在ウィーン国際機関

日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し，円滑な運営に協力する。
２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため，IAEA との技術的な協力に加え，IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じて同議定書の締結を促進するためにセミナー等を開催し，締約国の増加を図る。
３　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため，以下を実施する。
（１）二国間レベルでは，輸出管理体制強化を，協議等を通じて働きかけを強化する。
（２）地域レベルでは，アジア不拡散協議(ASTOP)，アジア輸出管理セミナー等を主催する。
４　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため，以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し，プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。
（１）拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合
（２）豪州主催訓練「Pacific Protector 17」

施策の進捗状況・実績

１（１）大量破壊兵器等の不拡散の観点から，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため，米・露・インドを始めとする関係国と局長級で緊密に協議を行った。また，第 14 回アジア不拡散協議(ASTOP)（30 年１月）や第 25 回アジア輸出管理セミナー（２～３月）等を通じて，決議履行のための各国の取組の共有等により，アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援した。また，イランの核合意の履行支援の一環として，IAEA はイランの原子力関係者向け保障措置トレーニングコースを実施（IAEA が主催，核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）（注）が実施）し，我が国は，我が国が拠出している核不拡散基金を通じた資金協力等を行った。（９月）。
（注）日本原子力研究開発機構（JAEA）に 22 年 12 月に設立された核不拡散・核セキュリティ分野における国際的な能力強化のための研修・訓練を行うアジア初の中核拠点。
（２）原子力供給国グループ（NSG）総会（６月），オーストラリア・グループ（AG）総会（６月），ミサイル技術管理レジーム（MTCR）総会（10 月），ワッセナー・アレンジメント（WA）総会（12 月）を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のため，各国の輸出管理のあり方について議論するなど様々な国際的取組を行った。また，在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局を務め，その円滑な運営に貢献した。
２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関して，関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行った。また，スーダン及びエチオピア（４月），タイ（30 年１月）及びラオス（30 年２月）において追加議定書締結促進セミナー等を我が国，各対象国及び IAEA で開催した。関係国との協力の結果，追加議定書の締約国数は 28 年末の 129 か国から 132 か国へと３か国（タイ，セネガル及びホンジュラス）増加した。
３（１）アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため，ベトナム政府関係者及びインドネシア政府関係者の能力構築支援（７月及び 12 月）や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を行った。
（２）第 14 回アジア不拡散協議(ASTOP)や第 25 回アジア輸出管理セミナーを開催すること等により，アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識の醸成等を通じたアジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。第 14 回アジア不拡散協議(ASTOP)は，新たにインドが参加して行われ，対北朝鮮制裁履行や輸出管理制度の整備などの拡散に対抗するための取組等について，我が国を含むほぼ全ての参加国が発表を行い，これらの発表に基づき意見交換を行った。発表を行わなかった参加国も，意見交換の中で，不拡散に係る自国の取組について発表し，参加国間の情報共有，共通認識の醸成が図られた。
４（１）拡散に対する安全保障構想(PSI)では，シンガポール主催オペレーション専門家(OEG)会合（８月）において，我が国から最近の北朝鮮情勢や我が国の取組を発表し，各国の理解を促進した。
（２）オーストラリア主催訓練「Pacific Protector 17」（９月）では，海上自衛隊の協力を得て哨戒機 P-3C1 機を船舶の捜索訓練に派遣するとともに，外務省，警察庁，財務省，海上保安庁及び防衛省・自衛隊から職員を派遣した。訓練では，参加各国に対して我が国の不拡散に係る法制度を紹介し，他国と連携して大量破壊兵器等の拡散を阻止するための措置の検討（机上訓練）等に参加した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標９－３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組

中期目標（--年度）

生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組を推進する。

28 年度

年度目標

１　生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ，年に１か国の増加を目指す。
（２）第８回運用検討会議等，条約の実施強化のための議論に積極的に参画し，作業文書を提出し関係国の合意形成を図る。
（３）条約の実施強化のため，専門家のセミナー派遣等を実施する。
２　化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ，年に１か国の増加を目指す。
（２）化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議，執行理事会(年３回開催)及び締約国会議間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画する。
（３）専門家派遣，研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施する。
（４）化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ，我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

１　生物兵器禁止条約(BWC)
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ，アンゴラ，リベリア，ギニア及びネパールが新たに締約国となった。我が国はＧ７不拡散局長級会合（NPDG）におけるデマルシェ等を通して，加入を働きかけた。
（２）11 月に開催された第８回運用検討会議にて我が国は国際機関との連携強化，信頼醸成措置の段階的アプローチ，第４条（教育と啓蒙）の提案を作業文書の形で提出し，我が国の案は最終文書案に記載されるなど，積極的に議論に貢献した。
（３）条約の運用方針を決定する５年に１度の重要な機会である第８回運用検討会議への対応に重点を置いて取り組んだため，個別分野への対応となる専門家派遣は結果として実施しなかった。
２　化学兵器禁止条約(CWC)
（１）非締約国・地域（イスラエル，エジプト，北朝鮮及び南スーダン）に対する加入の呼びかけを化学兵器禁止機関(OPCW)と共に行った。(現在 192 か国が，CWC 締約国となっている。)
（２）OPCW 締約国会議，執行理事会(年３回開催)に参画し，条約実施のための協議（遺棄化学兵器の廃棄，シリアの化学兵器廃棄，クアラルンプール国際空港における化学兵器使用事案に対する非難声明の発出など）に積極的に貢献し，化学兵器のない世界の実現に向けて取り組んだ。
（３）フィリピン，インドネシアからの研修生各１名を国内の化学事業所に受け入れ，化学プラントの保安体制，事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し，締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。
（４）OPCW による査察を滞りなく受入れ（産業査察 17 件・ACW 査察 11 件），我が国の CWC 履行に対する透明性確保，信頼醸成に努めた。

29 年度

年度目標

１　生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ，締約国・地域の増加に努める。
（２）BWC の締約国会合，及びグローバル・パートナーシップやグローバル・ヘルス・セキュリティ・アジェンダといった各種関連の国際会合等に積極的に参画し，関連分野の情報交換を促進する。
（３）国内実施措置の強化のため，条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
（４）BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ，年２回関係省庁や有識者との関係者会合を開催し，我が国の作業文書を毎年提出する。
２　化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
（１）非締約国・地域に対して加入を求め，化学兵器のない世界の実現を呼びかけ，条約の普遍化に努める。

（２）化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議，執行理事会(年３回開催)及び締約国会議間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画し，我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。
（３）専門家派遣，研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し，各国の条約の実施強化を目指す。
（４）OPCW による査察（対遺棄化学兵器（ACW），対国内産業）を効率的かつ適切に受入れ，我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

１　生物兵器禁止条約(BWC)

（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果，サモア及びパレスチナが新たに締約国・地域となった。我が国は，Ｇ７不拡散局長級会合（NPDG）におけるデマルシェ等を通して，加入を働きかけた。
（２）我が国は締約国会合（12 月）に参加し，同会合において，ア　信頼醸成措置の段階的アプローチ，イ　国際機関との連携強化，ウ　より強化された会期間活動を通しての条約強化，エ　2018 年～2020 年の会期間活動における信頼醸成措置への提言，オ　BWC 第 10 条に基づく国際協力，カ啓蒙，教育とアウトリーチに関する会期間活動の具体策を作業文書の形で提出し，同作業文書の内容に賛同する国と共に，条約実施強化に向けた議論の深化に貢献した。さらに，意見の対立する国々の合意に向けて積極的な意見調整を行うことで，30 年度からの会期間活動として締約国会合及び専門家会合を開催するとの合意形成に貢献した。また，締約国会合の他，Ｇ７の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し，グローバル・ヘルス・セキュリティ等，関連分野の情報交換を行った。
（３）文部科学省が主催し，バイオセキュリティに関わる民間企業社員，学術関係者，政府関係者等を対象とした国内のバイオセキュリティ関連の会合において，外務省がプレゼンテーションを実施するなど，国内研究者への啓蒙を行った。
（４）国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において３回開催し，バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ，会期間会合の具体策に関する作業文書を作成し，締約国会合において提出した。

２　化学兵器禁止条約(CWC)

（１）非締約国・地域（イスラエル，エジプト，北朝鮮及び南スーダン）に対する加入の呼びかけを化学兵器禁止機関(OPCW)と共に実施した。南スーダンに対しては，我が国として南スーダンの国際協力大臣に個別に働きかけを行った結果，CWC 加入に向けた準備段階に入った。また，北朝鮮の CWC 加入の重要性について，OPCW 会合等の機会での我が国からの働きかけの結果，各国の理解を深めた（現在 CWC 締約国は 192 か国）。
（２）OPCW 締約国会議，執行理事会(年３回開催)に参画し，遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄及び無能力化剤に関する声明の発出など条約実施のための協議を通じて，我が国のプレゼンスを示しつつ，国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。
（３）我が国は，OPCW との協力の下，スリランカ及びバングラデシュからの研修生各１名を国内の化学事業所に受け入れ，化学プラントの保安体制，事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し，締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。また，我が国独自の国際協力案件としてインドネシアの CWC 実施当局に対するトレーニングを実施した。
（４）30 件の OPCW による査察を滞りなく受入れ，我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに，OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。
（５）岡本外務大臣政務官が「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合（30 年１月）」に参加し，CWC の各締約国の国内実施体制の強化及び CWC の普遍化が重要である旨声明を発出し，我が国のプレゼンスを示しつつ，国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。
（６）化学兵器禁止機関設立及び化学兵器禁止条約発効 20 周年記念行事（12 月）として，青山学院大学との共催により，化学兵器禁止機関首席法務官等による講演（於：東京）及び，陸上自衛隊化学学校の見学会（同校の概要説明及び核・生物・化学兵器対処用の装備品の展示，於：さいたま市）を開催し，我が国の今日までの「化学兵器のない世界」へ向けた取組を大学生や一般企業からの参加者等に対して広く周知した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｃ（28 年度：ｂ，29 年度：ｃ）

測定指標９－４　通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（--年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

28 年度

年度目標

１　武器貿易条約(ATT)については，アジア太平洋地域の関係国に対して，同条約の締結を働きかける。

２　対人地雷禁止条約については，今後もアジア太平洋諸国を中心に，二国間会談や国際機関や NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して，普遍化の働きかけを行う。我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について，会議の場を通じて発信し，地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。

３　クラスター弾に関する条約については，アジア太平洋諸国を中心に，二国間会談や国際機関や NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して，普遍化の働きかけを行う。関連会議においては，将来のクラスター弾の全面禁止を目標に，締約国及び国際社会が受け入れ可能な目標を提示すべく，建設的なインプットを行う。世界第２位のドナー国である我が国の国際協力について会議を通じて発信する。

４　国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国としては，国連小型武器行動計画(PoA)第６回隔年会合において事前に作業文書を提出するなど，積極的・建設的に関与し，会議の成功に向けて貢献する。

５　特定通常兵器使用禁止制限条約におけるロボット兵器及び爆発性戦争残存物（ERW）等の議論において，作業プロセスにも積極的・建設的に関与し，我が国に不利な議論とならないように，会合に参加して，議論に積極的に参加する。

施策の進捗状況・実績

１　武器貿易条約

武器貿易条約に関する会合や二国間の軍縮関連の協議の機会を捉え，締結に向けた働きかけを個別に実施した。28 年度中に韓国を含む 10 か国が締結した。８月の第２回締約国会議では，タイ，シンガポール，フィリピン，マレーシアといった東南アジア諸国から，締結に向けた前向きな発言が相次いだ。

また，第２回締約国会議では，締約国の条約履行を支援する任意信託基金の設置や，条約普遍化等について集中的に議論を行う作業部会の設置が決定され，我が国は任意信託基金の選定委員メンバーに選出された他，各作業部会へも参加し，条約の効果的履行や普遍化へ向けて積極的に関与を続けた。

２　対人地雷禁止条約

条約普遍化のため，アジア太平洋諸国を中心に，　対人地雷禁止条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え，締結に向けた働きかけを実施したほか，在外公館等から任国の外務省等に対して働きかけを行うといった努力を継続しているが，26（2014）年８月にオマーンが締結して以来，新規締結国はない。

12 月にチリにおいて第 15 回締約国会議が開催され，ポーランドが条約上の義務に基づき貯蔵弾を廃棄した旨宣言し，これで対人地雷貯蔵弾を所持しない国の数は全 162 締約国中 158 か国となった。これまでに，締約国により約 4,900 万個以上の貯蔵弾が廃棄された。

同会議において，我が国は対人地雷・不発弾除去，被害者支援，危機回避教育等の分野における国際協力・支援の積極的な実施をアピールした。

３　クラスター弾に関する条約

９月にジュネーブにおいて第５回締約国会議が開催され，我が国は，クラスター弾を含む不発弾対策における我が国の協力について，不発弾除去，被害者支援，危険回避教育等の具体的な例を挙げて，我が国の取組を積極的にアピールした。我が国の不発弾対策支援に関して，被援助国を始めとする各国政府，国連等から高い評価の声が寄せられた。普遍化促進については，アジア太平洋諸国を中心に，クラスター弾に関する条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え，締結に向けた働きかけを実施したほか，在外公館等から任国の外務省等に対してデマルシュ（働きかけ）を行うといった取組を実施した。27 年に開催された第１回検討会議後，第６回締約国会議開催時までの１年間に，ソマリア，モーリシャス，キューバ，パラオの４か国が新規締約国となり，締約国数は 100 か国・地域となった。

その他，条約の進捗状況として，フランス，ドイツ，イタリアが条約上の義務である貯蔵クラスター弾の廃棄を完了した旨発表された。

4　国連小型武器プロセス

６月にニューヨークで開催された第６回隔年会合において，我が国は地域／グローバル・レベルでの国連小型武器行動計画の実施の検討及び持続可能な開発のための 2030 年アジェンダの検討，国際トレーシング文書の実施の検討，国際協力と支援の各議題に関する議論に積極的に参加した。また，小型武器の適切な安全管理及びストックパイル（備蓄）管理，女性の参画，地域機関が果たす役割及び情報の共有を重視する旨主張し，これが成果文書に反映された。

5　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

過去５年間の活動をレビューし，今後５年間の活動方針を策定する運用検討会議が 12 月に開催され，我が国も参加して議論に積極的に参加した。

国際的に関心が高い自律型致死兵器システム（LAWS）に関しては，26 年から３年にわたって開催された非公式専門家会合の議論を受け，この運用検討会議において政府専門家会合を設置し，29 年中の会議開催が決定された。

また，同運用検討会議は，29 年以降の枠組条約締約国会議において，従来の議題に加え，新たに①対人地雷以外の地雷兵器，②付属議定書 III，③科学技術の発展が CCW へ与える影響，④CCW の運営に係る財政上の課題，に関する議論を行うことが決定された。

29 年度

年度目標

1　武器貿易条約(ATT)については，締約国数が未だ少ないアジア太平洋地域における締約国拡大に向け，軍縮不拡散協議，二国間会談等を通じた様々な機会を通じて締結を働きかける。

2　対人地雷禁止条約については，未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に，二国間会談，国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して，普遍化の働きかけを継続する。締約国会議においては，国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう，条約の履行，運用に関する議論に積極的に参加する。また，会議の場を通じて，我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し，地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。

3　クラスター弾に関する条約については，未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に，二国間会談，国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して，普遍化の働きかけを行う。関連会議においては，将来のクラスター弾の廃絶を目指して，締約国だけでなく，未締結国を含む国際社会が受け入れ可能な目標を提示すべく，建設的なインプットを行う。また，会議の場を通じて，世界第２位のドナー国である我が国の国際協力について発信する。

4　特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組では，我が国が既に締結している附属議定書の適切な履行に加えて，自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合においては，作業プロセスに積極的に関与しつつ，我が国経済や社会に不利益が生じないように対応する。

5　小型武器については，我が国は長らく主導的役割を果たしており，毎年，南アフリカ，コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。29 年の国連第一委員会，国連総会においても，実質的な内容をもつ決議となるよう，作業プロセスにおいて積極的・建設的に関与しつつ，決議の採択に向けて主体的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　武器貿易条約

武器貿易条約に関する会合や二国間の軍縮関連の協議の機会を捉え，締結に向けた働きかけを個別に実施した。９月の第３回締約国会議においては，次回（第４回）締約国会議議長選出に際して髙見澤軍縮会議日本政府代表部大使が立候補し，コンセンサスで選出された。30 年１月及び２月，同大使が南部アフリカ及び東南アジアに出張し，政府要路，議会関係者に対し条約締結を働きかけ，各地域での普遍化促進活動を実施した。カザフスタン及びパレスチナが武器貿易条約を締結し，締約国・地域数は 94 か国・地域となった。

また第２回締約国会議（28 年８月）で設置が決定された締約国の条約履行を支援する任意信託基金の運用や，条約普遍化等について集中的に議論を行う作業部会の活動が具体化したところ，我が国は任意信託基金選定委員メンバーとして基金の運用に関与したほか，各作業部会へも参加し，条約の効果的履行や普遍化へ向けて積極的に参画した。

国連総会においては，第４回締約国会議の議長として，我が国がペンホルダーとなって武器貿易

条約履行決議を起案及び調整を行い，賛成多数で採択された。

2　対人地雷禁止条約

条約普遍化のため，アジア太平洋諸国を中心に，対人地雷禁止条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え，非締約国に対する締結に向けた働きかけを実施した。また，議長の呼びかけによって組織されたワーキンググループに参加して普遍化促進に取り組んだ。対人地雷禁止条約では，26 年８月以来，長らく新規締結国がなかったが，スリランカ及びパレスチナが加入し，条約の締約国・地域数は 164 か国・地域に増加した。

12 月にオーストリアにおいて第 16 回締約国会議が開催され，ベラルーシが条約上の義務に基づき貯蔵弾を廃棄した旨宣言した。我が国を含めた締約国・地域によって廃棄された貯蔵弾の総数は，前年度の累計である約 4,900 万個超から約 5,100 万個超に増加した。我が国による国際協力・支援の積極的な実施をアピールし，被援助国を始めとする各国や国際機関から高い評価の声が寄せられた。

30 年２月にジュネーブで開催された国際地雷対策プログラム責任者会合では，対人地雷禁止条約が掲げる 2025 年までに地雷のない世界を実現するという目標に関するセッションにおいて，志野在ジュネーブ代表部大使が議長を務め，この目標を達成するためにはパートナーシップが重要であるとして，日本の国際協力のグッド・プラクティスを紹介するとともに，国連機関や AU 等の地域機関を代表するパネリストから各機関の取組を聴取し，またパートナーシップの在り方につき意見交換を行うことで議論の促進に大きく貢献した。

30 年６月には，安全保障理事会で独立した地雷関係の安保理決議としては最初の決議である地雷対策に関する安保理決議が採択されたが，我が国は主提案国のボリビアと共に共同提案国となり議論の促進に貢献した。

3　クラスター弾に関する条約

普遍化促進のための取組として，アジア太平洋諸国を中心に，クラスター弾に関する条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え締結に向けた働きかけを実施した。ベナン，マダガスカル及びスリランカの３か国が新規締約国となり，締約国・地域数は 103 か国・地域になった。また，会議では南スーダンが条約への加入を前向きに検討している旨の発言を行った。

９月にジュネーブにおいて第６回締約国会議が開催され，我が国は，クラスター弾を含む不発弾対策における我が国の国際協力の取組について積極的に発信したほか，クラスター弾により甚大な被害を被っているラオスが主催したサイドイベントにドナー国の代表の一つとして招かれ，ラオスに対するこれまでの支援とクラスター弾問題に対処するための同国との協力関係について紹介し，参加者から高い評価を得た。

同会議において，フランスが貯蔵弾の除去を完了した旨報告し，これまでに 39 の締約国がクラスター弾を有した経験があり，内 29 か国が廃棄を完了した旨併せて報告された。なお，国際 NGO の報告書「クラスター弾モニター2017」によれば，これまでに約 1,400 万個のクラスター弾と１億 7,500 万個以上の子弾が廃棄され，これは，締約国・地域によって報告されているクラスター弾総数の 97%，子弾の 98%にあたる数字である旨報告された。また，同会議において，モザンビークがクラスター弾汚染地域の除去を完了した旨報告した。

4　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

科学技術の急速な発展が通常兵器や安全保障に与える影響への関心が国際的に高まる中，28 年に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合の設置が決定された。初回会合が 11 月に開催され，同会合議長国インドの要請に応じて安全保障分野の専門家を同会合へ派遣した。同会合では，LAWS に関する我が国方針を説明し，LAWS に関連しうるロボット技術や人工知能（AI）は，産業，医療，災害対応等，経済や社会の様々な分野で利用され，今後も急速な発展が見込まれていることから，その健全な発展を阻害しないよう冷静な議論の必要性を指摘する等，建設的に議論に参画した。11 月の締約国会議では，30 年における政府専門家会合の開催が決定された。

LAWS については，国際社会において，国際人道法との関係，倫理上の論点，関連技術のデュアル・ユース性及び安全保障上の問題を主要な論点として，活発な議論が行われているところ，こうした国際的な議論も踏まえ，外務省としても一層の研究を進める必要があるとの考えの下，30 年３月に河野外務大臣主催自律型致死兵器システムに関する有識者との意見交換会を開催した。

5　国連小型武器プロセス

長年にわたり我が国は主提案国としてコロンビア及び南アフリカとともに国連総会に提出してきた「小型武器非合法取引」決議を第 72 回国連総会に対して提出し，非公式協議を主催して各国意見を聴取・調整を行い，国連小型武器行動計画第３回履行検討会議の 30 年６月の開催や持続可能な開発目標との関係について言及する等，実質的な内容とした上で，第一委員会及び総会ともに

例年どおりコンセンサスで採択される道筋を作った。また，30 年６月にニューヨークで開催される国連小型武器行動計画第３回履行検討会議のための非公式協議（２月）や準備委員会（３月）が指名議長国フランスの主導で開催され，我が国は地域及びグローバル・レベルでの国連小型武器行動計画の実施の検討，国際トレーシング文書の実施の検討，及び，国際協力と支援の各議題に関する議論に積極的に参画した。また，我が国は，アジア大洋州地域グループから副議長に立候補し，選出された。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標９－５　国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け

	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①共同提案国数 ②賛成国数	①－ ②－	①前年（107）以上 （166）以上	①109 ②167	①109 カ国以上 ②167 カ国以上	①77 ②156	Ｂ （28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野９）

施策の分析

【測定指標９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組】

28 年度

我が国は，核兵器国と非核兵器国の主要国から成るＧ７の議長国として，被爆地広島で開催したＧ７外相会合において，核兵器のない世界に向けた力強いメッセージを「核軍縮・不拡散に関するＧ７外相広島宣言」という形で発出した。また，５月にはオバマ米大統領が現職の米国大統領として初めて広島を訪問した。これらは，その他多くの世界の指導者による被爆地訪問ともあいまって，核兵器のない世界に向けた国際的な機運を盛り上げることにつながった。また，被爆者の被爆証言活動を後押しする「非核特使」制度に加え，若い世代が国内外の国際会議等で被爆の実相を伝達するために創設された「ユース非核特使」制度を運用する等，世代と国境を越えた取組の継承に注力し，12 月には各国政府関係者，有識者及び若者を長崎に招き，ユース非核特使フォーラム及び国連軍縮会議から成る「核兵器のない世界へ　長崎国際会議」を開催したことも核兵器のない世界に向けた国際的機運を盛り上げる上で有効であった。

国連総会においては，核軍縮の進め方をめぐって各国の立場の違いが明らかになる場面があった中で，我が国が提出した核兵器廃絶決議については，27 年は棄権であった米国を含む 109 か国の共同提案国，167 か国の圧倒的多数の賛成を得て採択されたことを鑑みれば，核兵器のない世界の実現のためには核兵器国と非核兵器国の協力の下，現実的かつ実践的な取組が必要であるという我が国の立場が広範な支持を得たものと評価でき，国際社会における核軍縮を進展させる上で有効性が高い取組であったと考える。また，カザフスタンとともに CTBT 発効促進共同調整国を務めたこと，国連総会での CTBT フレンズ外相会合で共同議長を務め共同閣僚宣言を採択したこと，CTBT に関する国連安保理決議の共同提案国として決議採択に尽力したこと，二国間協議等により条約の未批准国に対し批准を促すために積極的に働きかけたことについても，新たにミャンマー及びスワジランドが CTBT を批准したことにつながったことから，有効性の高い取組であったと考える。（28 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

29 年度

５月にウィーンで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第１回準備委員会に，我が国として初めて外務大臣が出席し，核兵器国と非核兵器国の信頼関係を再構築するための方策や我が国の核廃絶に向けた道筋を表明することにより，NPT の重要性と 2020 年 NPT 運用検討プロセスへの我が国のコミットメントを強調した。また，同準備委員会において我が国が主導する NPDI として共同ステートメントを実施したほか，６本の作業文書の提出及びサイドイベントの実施等を通じて同準備委員会の議論に積極的に貢献した。さらに，９月には 26 年以来３年半ぶりとなる NPDI 外相会合をドイツと共催し，2020 年 NPT 運用検討会議に向けて，NPDI として核兵器国と非核兵器国の橋渡しを果たすべく，核戦力の透明性の向上，CTBT の発効促進や FMCT の早期交渉開始に向けた取組といった現実的かつ実践的

な提案を続けることで貢献していくとの決意を改めて表明する NPDI 外相共同声明を発出した。これらの取組は，国際的な核軍縮・不拡散の礎石である NPT 体制の維持・強化のための 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた国際社会の機運を高める上で有益な取組であった。

国際的な安全保障環境の悪化や核兵器禁止条約の採択にみられるような核軍縮の進め方をめぐる核兵器国と非核兵器国間，さらには非核兵器国間での立場の違いが顕在化している現状を踏まえると，核軍縮の進展に向けて様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し，各国の協力と協調の下で取り組むべき核兵器のない世界に向けた現実的かつ実践的な取組を主導することが重要と考えられる。このような取組の進展に資する提言を得るため，「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を設立し，同会議での議論を経て外務大臣への提言を得たことは，今後 NPT 第２回準備委員会への我が国からのインプットを充実させるものであり，核軍縮の実質的な進展に寄与することが期待される。

【測定指標９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組】

28 年度

北朝鮮の核・ミサイル問題等が我が国を含む国際社会全体にとって新たな段階の脅威となる中，アジア不拡散協議(ASTOP)やアジア輸出管理セミナーの開催は，不拡散・輸出管理分野の諸問題について包括的に情報・意見交換する場を提供することによって，アジアにおける不拡散の取組及び輸出管理を強化し，特にアジアを中心とした途上国による国連安保理決議の履行能力の向上を支援する上で，有益であった。（28 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

拡散に対する安全保障構想(PSI)のシンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」への参加，各種アウトリーチに関する取組を行ったことは，アジアを中心とした拡散防止のための連携強化及び能力向上につながり，大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組の強化に大きく貢献した。（28 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

29 年度

アジア不拡散協議（ASTOP）は，インドを新たに参加国として加えたことで，同協議において対象とする地域が広がり，アジアにおける不拡散に係る課題をより実効的に議論できる体制となった。今次会合では，北朝鮮の核・ミサイル問題への取組としての関連国連安保理決議の完全な履行等と輸出管理制度の整備等の大量破壊兵器等の拡散に対抗する具体的な取組の強化を議論の軸としたことは，参加国の不拡散に対する取組の強化，理解促進に有益だった。（29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

イラン向け保障措置トレーニングコースは，イランの核合意履行の重要な要素である IAEA 追加議定書に基づく申告を含む保障措置実施という適切なテーマ設定の下で実施され，長年にわたり IAEA の保障措置を受けてきた日本の知見と経験，また，日本・IAEA 間協力の取組の共有を通じたイランの核合意履行への具体的で有意義な支援であった。なお，IAEA 側からも極めて有益であったとの評価を受けた。（29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

東南アジアやアフリカ地域における IAEA 追加議定書促進セミナーの開催については，対象国からのフィードバックから，着実な意識の向上が認められ，追加議定書締結国の増加に向けて一定の効果があった。（29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

輸出管理レジームについては，特にワッセナー・アレンジメント（WA）において，インドの新規参加に係る共同報告国として活動し，同国の参加実現，ひいては国際不拡散体制の強化に貢献した。(29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

【測定指標９－３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組】

28 年度

BWC 締約国が４か国（アンゴラ，ギニア，リベリア及びネパール）増え，条約の普遍化が進み，我が国として BWC の実施強化に貢献できた。一方で，11 月に開催された５年に１度の運用検討会議において条約強化に向けた会期間の専門家会合等の取組が廃止されるなど，我が国が目標としていた結果を得ることはできなかった。

CWC 非締約国・地域であるイスラエル，北朝鮮，エジプト及び南スーダンが，引き続き条約に未加入のままとなり，CWC 締約国・地域の増加は実現しなかった。一方で，我が国は，28 件の OPCW による査察を滞りなく受入れ，我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成が達成された。また，マレーシアでの VX 使用事案に対する深刻な懸念を表明する OPCW の執行理事会決定の採択の際に共同提案国となるなど，化学兵器のない世界に向けた議論に貢献することができた。(28 年度：軍備管理・

軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

29 年度

BWC 非締約国・地域に対して加入の呼びかけを実施した結果，BWC 締約国は１か国及び１地域（サモア及びパレスチナ）増え，条約の普遍化が進み，我が国として BWC の実施強化に貢献できた。我が国は，締約国会合において，条約の実施強化に向けた会期間活動の具体策を作業文書の形で提出し，作業文書に賛同する国と共に条約実施強化に資する議論の深化に貢献した。さらに，会期間活動の合意に向けて，意見の対立する国々の合意に向けて積極的な意見調整を実施することで，30 年度からの会期間活動（締約国会合と専門家会合の開催）の合意形成に向けて大きく貢献することができた。

CWC 非締約国・地域である，イスラエル，エジプト，北朝鮮及び南スーダンに対する加入の呼びかけを実施したうち，南スーダンが CWC 加盟に向けた準備段階に入った背景として，我が国による CWC の重要性を説明しつつ，加入を求める個別の働きかけが有効だった。北朝鮮の CWC 加入の重要性については，OPCW 会合等の機会に各国の理解を深めた。また，我が国は，30 件の OPCW による査察を滞りなく受入れ，我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成が達成された。さらに，シリアにおける化学兵器使用に対する深刻な懸念を表明する OPCW の執行理事会決定の採択において，共同提案国になったこと，「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合（30 年１月）」への参加，及び化学兵器禁止機関設立及び化学兵器禁止条約発効 20 周年記念行事（29 年 12 月）の開催などを通じて，我が国のプレゼンスを示しつつ，国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献することができた。

他方，シリアにおいては，化学兵器の使用事案が度々発生しているが，その使用者を特定するメカニズムは，安保理における拒否権の行使によりなくなっている。我が国としては，安保理において合意が成立するよう，決議案を出したり，OPCW の執行理事会において決定案を提出したりしたが，採択されるには至らなかった。我が国としては，引き続きシリアの CWC の履行を求めていくとともに，化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するための外交的取組の継続が必要である。また，我が国の安全保障にも重要な影響を与える北朝鮮の CWC の加入については，締約国会議や日米，日中の２か国間協議で問題提起を行ったものの，未だ北朝鮮の加入は実現できていない。（29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

【測定指標９－４　通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組】

28 年度

我が国は，武器貿易の透明性を確保するために，原共同提案国として武器貿易条約の作成に主導的な役割を果たし，我が国自身も同条約を締結し，アジア地域で最初の締約国となったという経緯を踏まえ，条約の効果的な履行に関する議論に積極的に参加し，未締結国に対して早期の条約締結を働きかけたことは，長期的なプロセスである普遍化について，条約の発効当初から各国に先駆けて我が国が取り組む姿勢を示す上で有効だった。また，条約事務局の活動を監督する管理委員会や締約国の条約履行を支援する任意信託基金選定委員会のメンバーに選出されたことは，我が国として建設的かつ積極的に貢献する上で重要であった。また，対人地雷禁止条約，クラスター弾に関する条約については，締約国会議やその他の非公式会合等への参加を通じて，各国の義務履行に関する議論の促進に貢献した。（28 年度：通常兵器の軍備管理（達成手段③））

29 年度

我が国は，武器貿易の透明性を確保するために，原共同提案国として武器貿易条約の作成に主導的な役割を果たし，アジア地域で最初の締約国となったという経緯を踏まえ，９月の第３回締約国会議における次回（第４回）締約国会議議長選出に際して立候補を行い，コンセンサスで選出された。我が国は，次回締約国会議議長国として，また，アジア大洋州地域の主要な締約国として，条約の効果的な履行に関する議論に積極的に参加し，未締結国に対して早期の条約締結を働きかけた。特に，高見澤軍縮代表部大使が南部アフリカ及び東南アジア各国を訪問し，普遍化促進のため，個別的働きかけを実施したことは，アジア大洋州地域から初めて締約国会議議長国に選出された我が国として，同地域における普遍化を特に重視していることを示す上で有効な取組となった。また，カザフスタン及びパレスチナが，それぞれ中央アジア及び中東のそれぞれ初の締約国・地域として武器貿易条約を締結し，締約国・地域数が 94 となったことは，通常兵器の流用の問題が深刻なこれらの地域において同条約の重要性に対する理解が進んでいることを示すものであり，重要な進展となった。

対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約については，我が国は条約の締約国数の増加を重視しており，二国間会談，多数国間会談の席で働きかけを行った他，特定の国に対しては個別の働き

かけを実施した。対人地雷禁止条約は２か国・地域（スリランカ及びパレスチナ），クラスター弾に関する条約は１か国（スリランカ）が条約に新規加入した。地雷・不発弾対策支援において，我が国は二国間支援や国際機関を通した支援を積極的に実施し，米国，EU に次ぐ世界第三位の規模の支援を実施し，締約国会議で我が国の取組を紹介しつつ国際社会の協力の重要性を訴えた。地雷問題については，安保理決議の共同提案国となり，地雷対策の重要性に係る議論の促進に貢献した。

小型武器問題に関しては，我が国が主提案国として国連総会第一委員会において各国の意見を慎重に聴取及び調整を行った結果として決議がコンセンサスで採択された他，我が国が安保理議長国となるタイミングを踏まえ，小型武器に関するブリーフィングを実施し，同問題に関する我が国のプレゼンスを高めることができた。（29 年度：通常兵器の軍備管理（達成手段③））

【測定指標９－５　国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け】

28 年度

国連総会に提出した我が国核兵器廃絶決議案は，核軍縮の進め方を巡って核兵器国と非核兵器国の対立が深まる中，前年度を上回る 109 の共同提案国，167 か国という圧倒的多数の賛成を得て採択され，我が国の核軍縮に関する立場について広範な支持が得られた。（28 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

29 年度

29 年度は，国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議への支持取付けについて，賛成国数及び共同提案国数ともに年度目標の目標水準を達成できなかった。しかし，北朝鮮の核・ミサイル開発を始めとする国際的な安全保障環境が悪化する中，また，核軍縮の進め方をめぐって，核兵器国と非核兵器国のみならず，核兵器の脅威に晒されている非核兵器国とそうでない非核兵器国の間でも立場の違いが顕在化するという厳しい状況の中で，29 年度の同決議案は，核軍縮を実質的に前進させるべく，全ての国々の信頼関係を再構築し，立場の異なる国の橋渡しを行い，国際社会が一致して取り組むための共通の基盤を提供することを目指した。その結果，同決議案は，12 月の国連総会において，合計 156 か国の幅広い支持を得て採択された。なかでも，核兵器国である米国及び前年は棄権した英国が共同提案国となり，フランスも賛成したことの意義は大きい 。また，核兵器禁止条約に賛成した 122 か国中，95 か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。国連総会には，我が国提出の核兵器廃絶決議案に加えて，他にも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが，我が国の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く，また，20 年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきていることをかんがみれば，我が国の立場について相当程度の理解を得ることができたものと考える。（29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮及び不拡散の進展は，国際社会の平和と安全を確保し，我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つであることから，現在の施策目標は妥当であり，引き続きその達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組

国際社会における核軍縮をめぐる状況は依然として厳しいが，我が国としては，国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である NPT 体制の維持・強化のため， 2020 年 NPT 運用検討プロセスに引き続き積極的に貢献していくとともに，CTBT 早期発効や FMCT 交渉開始，透明性の向上といった現実的かつ実践的な取組を継続していく。また核軍縮の実質的な進展のための賢人会議で得られた提言を活用し，さらなる取組を推進していく。

【測定指標】

９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組

北朝鮮の核・ミサイル問題，イランの核合意履行の重要性及びアジア諸国における不拡散の取組強化の必要性等を踏まえ，関係国との緊密な協議や情報収集を行いつつ，アジア諸国における北朝鮮関連国連安保理決議の完全な履行及び IAEA に北朝鮮が復帰する際の迅速な初動を支援する。

イランの核問題については，国際不拡散体制の強化にも資するイランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（JCPOA））の継続的な履行が不可欠であり ，イランの核合意の着実な履行を

支持する我が国として，30 年度以降もイラン向け保障措置トレーニングコース等の取組を更に進めていく。

追加議定書締結国の増加は，未締結国の意識向上や法整備等キャパシティビルディングが必要とされるため容易ではないが，未締結国の意識向上や法・制度が脆弱な地域におけるセミナー等を通じた能力構築を引き続き実施することにより，保障措置体制強化に向けた着実な取組を継続する。

また，近年，アジア諸国が，その経済発展に伴い，大量破壊兵器開発に転用可能な物資・技術の生産能力を獲得してきている一方，北朝鮮を始めとする懸念国による違法な調達活動が巧妙化している。アジア諸国が不拡散の「抜け穴」にならないよう，新たな核兵器国出現の阻止のための IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理を推進していくことが必要であることから，これら取組の強化に向け，引き続き途上国を中心とした輸出管理制度が未整備又は執行能力の向上が必要な国に対する息の長い働きかけや国際社会との協力を推進する。

９－３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組

１　BWC

BWC の実施強化は，生物兵器の出現防止の取組として有効であり，我が国として効果的かつ効率的な提案を行いつつ，実施強化を引き続き支援していく。

29 年の締約国会合では作業文書での具体策提案や非公式協議における実施強化策（会期間活動）の合意形成プロセスに大きく貢献することができたことを踏まえ，30 年度からの会期間活動においては，作業文書の提出や関連専門家による発表を行い，条約の実施強化に貢献する。

30 年度に実施される国連軍縮局のバイオセキュリティ対応能力の強化プロジェクトにおいて，ASEAN 諸国を集めた会合において国内の関連専門家による発表を行い，我が国のバイオ脅威対策のベストプラクティスを共有しつつ，キャパシティビルディングを支援し，ASEAN 諸国におけるバイオ脅威への対応能力強化に貢献する。

２　CWC

シリア，英国，マレーシア等において化学兵器の使用事案が発生している現状にかんがみ，OPCW を通じた化学兵器の再出現を防止するための取組は重要性を増している。CWC 及び OPCW は，化学兵器のない世界の実現を目指す上で，使用疑義等，条約上の違反について調査可能であることから，極めて有効なメカニズムであり，我が国は執行理事国として，使用者特定のための国際的なメカニズムの設置の重要性を訴えるとともに，より効果的な査察検証体制の実現に向けた方策について提案を行い，化学兵器の使用認定能力の強化等の議論にも貢献しつつ，積極的に OPCW で発言を行い，今後とも OPCW による化学兵器のない世界を目指した取組の効果的かつ効率的な実施を促進するために支援していく。

29 年度は，CWC の完全なる普遍化の達成に至らなかったが，南スーダンに対する個別の働きかけを行うとともに，同国の加入に向けた取組を支援した。今後は従来からの取組に加え，北朝鮮の CWC 加入の重要性に関する各国の理解の拡大にも取り組むことにより，CWC の普遍化に努める。

30 年 11 月に開催予定の CWC 第４回運用検討会議では，過去５年間の条約の運用状況を踏まえ，今後の方向性を定める節目となる会議であるところ，同会議に向けて，CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく，積極的に準備会合等での議論に参加し，OPCW の化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。

９－４　通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

武器貿易条約(ATT)は，26 年 12 月の発効から３年を経過したが，アジア太平洋地域の締約国数が６か国に止まっていることから，引き続き，関係国に対して同条約の締結を働きかける。また，地雷・クラスター弾に関し，世界第３位の地雷・不発弾対策支援国である我が国の取組を，関連の会合等においてアピールするとともに，地雷及び不発弾の敷設地を有する国に対しては条約上の義務である一定期限内の除去を達成できるように，会議の場を通じて各国のオーナーシップを高めるべく，働きかけを行う。さらに，30 年６月には，国連小型武器行動計画(PoA)の今後６年間の活動方針が議論される第３回履行検討会議が開催されるため，国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国として，アジア大洋州地域から副議長に選出された機会をとらえ，積極的・建設的に関与し，会議の成功に向けて貢献していく。特定通常兵器使用禁止制限条約における LAWS 等の新たな科学技術の急速な発展の安全保障に与える影響の議論に，積極的・建設的に関与する。

９－５　国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け

国連総会での我が国提出決議案への支持取り付けは引き続き重要であり，核軍縮を巡る状況が依然として厳しい中，我が国が考える核軍縮のあり方を本決議を通じて国際社会に示し，国際社会において様々なアプローチが存在する中で各国の橋渡しを行うための共通の基盤を提供するという観点から，単純に賛成国数のみに着目するのではなく，賛成国の構成や決議案の内容等も政策の成果を測定する上で重要であることから，本指標については29年度をもって終了とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ　外交政策＞軍縮・不拡散・原子力の平和的利用
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html）
・平成30年版外交青書（外交青書2018）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2018/html/index.html）

個別分野 10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

１　国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
２　福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
３　二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 186 回国会施政方針演説(平成 26 年１月 24 日)
・2015 年 NPT 運用検討会議一般討論演説(平成 27 年４月 28 日)
・エネルギー基本計画(平成 26 年４月 11 日 閣議決定)
　第３章エネルギーの需給に関する長期的，総合的かつ計画的に講ずべき施策
　　第４節 原子力政策の再構築
　　３．原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立
　　５．国民，自治体，国際社会との信頼関係の構築
　　（３）世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献
　　第 10 節 総合的なエネルギー国際協力の展開
　　１．エネルギー国際協力体制の拡大・深化
　　（２）二国間エネルギー協力体制の高度化
　　②アジア各国とのエネルギー協力関係の強化

測定指標 10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化　＊

中期目標（--年度）

１　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和目的利用を促進する。
２　我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ，他国にも同様の取組を促し，結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

28 年度

年度目標

１　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
２　28 年３月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップを推進し，12 月に開催予定の IAEA 核セキュリティ国際会議への参加を通じ国内外の核セキュリティ強化に努める。

施策の進捗状況・実績

１　IAEA 総会／理事会やＧ７各国等との関連会合に積極的に参加し，原子力安全に関する IAEA 総会決議（Measures to strengthen international cooperation in nuclear, radiation, transport and waste safety）やＧ７原子力安全セキュリティ・グループ(NSSG)会合等の成果文書において福島第一原発における廃炉・汚染水対策の着実な進展を確認する等，我が国の立場を反映させ，これらの合意や採択に努める等，国際協力を推進した。
　原子力安全の分野においては，福島県にある IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）において，海外からの参加者向け，国内外自治体向け，及び IAEA 緊急時対応援助ネットワーク(RANET)参加国向けに,原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応能力強化を目的とした研修(約 30 か国,80 人)を実施し，国際的な原子力安全の強化に貢献した。
　また，Ｇ７主導で支援してきたチェルノブイリ原発支援事業（チェルノブイリ４号炉の石棺を覆う新シェルター（NSC）の建設及び１～３号炉の使用済燃料の中間貯蔵施設（ISF-2）の建設）の効率的・効果的な実施のため，Ｇ７議長国として，Ｇ７間の意見調整や拠出国総会での共同ステートメント等を行った。
　国際的な原子力損害賠償制度の構築への貢献については,我が国の締結により 27 年４月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）の締約国数拡大に向け，９月には IAEA 総会のサイドイベントとして，未締結国に対する同条約に関するセミナーを他の締約国とともに開催した。
２　28 年３月のワシントン（米国）での核セキュリティ・サミットで，今後 IAEA が国際的な核セキ

ュリティの取組で中心的役割を果たすことが確認されたことを受け，IAEA の主催により 12 月にウィーン（オーストリア）で開催された「核セキュリティに関する国際会議」に薗浦外務副大臣が出席し，核物質の最小化や適正管理の取組の継続，核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに，天野 IAEA 事務局長との間で，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，日本と IAEA が核テロ対策において協力することで一致したことを発表した。

また，６月にハーグ（オランダ）で開催された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT)」の 10 周年会合に出席し，29 年６月に 86 か国が参加する，GICNT の全体会合（政府高官レベル）を我が国が東京で主催する旨を表明した。

29 年度

年度目標

１　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。

２　我が国が 29 年６月に東京で主催する核テロ対策国際会議（GICNT 全体会合）や IAEA との協力等を通じ，国内外の核セキュリティ強化に努める。

施策の進捗状況・実績

１　IAEA 総会／理事会やＧ７各国等との関連会合に積極的に参加し，原子力安全に関する IAEA 総会決議（Measures to strengthen international cooperation in nuclear, radiation, transport and waste safety）やＧ７原子力安全セキュリティ・グループ(NSSG)会合等の成果文書において福島第一原発における廃炉・汚染水対策の着実な進展を確認する等，我が国の立場を反映させ，これらの合意や採択に努める等，国際協力を推進した。

原子力安全の分野においては，福島県にある IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）において，海外からの参加者向け，国内外自治体向け，及び IAEA 緊急時対応援助ネットワーク(RANET)参加国向けに,原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応能力強化を目的とした研修(約 30 か国，90 人)を実施し，国際的な原子力安全の強化に貢献した。また，放射線医学総合研究所（放医研）が IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）として認定されるべく，放医研と IAEA との調整を支援し，国際的な原子力安全の向上のための体制を強化した。

また，Ｇ７主導で支援してきたチェルノブイリ原発支援事業（チェルノブイリ４号炉の石棺を覆う新シェルターの建設及び１～３号炉の使用済燃料の中間貯蔵施設の建設）の効率的・効果的な実施のため，Ｇ７間で緊密に連携して貢献した。

２　30 年２月にウィーンにおいて，河野外務大臣及び天野IAEA事務局長の立会いの下，北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使及びレンティッホIAEA事務次長の間で「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」が署名された。この取決めにより，今後，東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会関連のイベントへのIAEAの専門家の参加支援や核セキュリティ事案に関連する情報交換，放射性物質の検知に関する機材の貸出し等を含む協力の枠組みを設定した。

６月に東京において，核テロ対策国際会議（GICNT 全体会合)を開催し，GICNT の共同議長国である米露を始め，74 か国・４国際機関から約 220 人の政府高官らが参加した。薗浦外務副大臣から，核テロの脅威，GICNT と核セキュリティ強化，核セキュリティに関する我が国の取組について基調講演を行った。また，GICNT の過去２年間の活動を踏まえつつ，引き続き能力構築に関する協力を戦略的に実施することや，核セキュリティへの地域的アプローチを促進する等の今後の活動方針を確認する共同議長声明を発出した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標 10－２　福島第一原発事故後の対応

中期目標（--年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し，国際的な原子力安全の強化に貢献する。

28 年度

年度目標

１　福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，積極的な情報発信を行う。
２　廃炉・汚染水対策に関し，海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績
１　福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，在京外交団等への FAX 送付等による情報提供（計 19 回実施）等，積極的な情報発信を継続するとともに，IAEA への包括的な情報提供（計４回実施）についても継続して実施した。
２　海洋モニタリングにおける IAEA の専門家を５月及び 11 月に受け入れ，IAEA と日本側で福島第一原発近傍にて海水等を共同採取した。26 年及び 27 年に実施した，海水試料等に関する IAEA，日本及び欧州等の機関による分析結果の相互比較について，５月に IAEA は，日本の分析機関の試料採取方法は適切であり，高い正確性と能力を有している旨の我が国の取組を評価する内容を含む報告書を公表する等，国際社会との協力を進めた。また，「IAEA-環境省環境回復専門家会合」（第１回会合（28 年２月）に続き第２回会合を 11 月に開催）の実施を支援し，除染を担当した市町村や民間業者らの知見・経験などの記録・共有状況などについての意見交換，汚染土の減容化や再生利用についても，海外での事例の共有及び日本の方策についての議論等，福島における環境回復活動に関して，国際社会との協力を進めた。

29 年度
年度目標
１　福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，SNS 等多様な情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
２　廃炉・汚染水対策に関し，海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績
１　福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，在京外交団等への FAX 送付等による情報提供（計 12 回実施）に加え，官邸広報紙 We are Tomodachi への IAEA 幹部の寄稿及び NHK World（NHK の海外向け番組）への IAEA 幹部のインタビューの挿入，海洋モニタリングにおける IAEA との協力に関する在京大使館・海外プレス向けブリーフの実施等，積極的及び様々なチャネルを活用した情報発信を継続するとともに，IAEA への包括的な情報提供（計４回実施）についても継続して実施した。また，IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）において，海外からの研修参加者向けに福島第一原発視察をアレンジし，当該国において一定の影響力を有すると考えられる海外の原子力の専門家の理解醸成に貢献した。
２　海洋モニタリングにおける IAEA の専門家を 10 月に受け入れ，IAEA と日本側で福島第一原発近傍にて海水等を共同採取した。26，27 及び 28 年に実施した，海水試料等に関する IAEA，日本及び欧州等の機関による分析結果の相互比較について，IAEA が，日本の分析機関の試料採取方法は適切であり，高い正確性と能力を有している旨の報告書を７月に公表する等，廃炉・汚染水対策に関する国際社会との協力を進めた。また，「IAEA-環境省環境回復専門家会合」（第１回会合（28 年２月），第２回会合（28 年 11 月）に続き，29 年３月の環境省直轄除染地域の面的除染完了を国際社会に情報発信すべく第３回会合（４月）を開催し，続いて同年度に第４回会合（11 月）を開催）の実施を支援し，除染を担当した市町村や民間業者らの知見，経験等の記録・共有状況等についての意見交換，汚染土の減容化や再生利用に関する海外での事例の共有及び日本の方策についての議論を行った結果，福島における環境回復活動に関して，国際社会との協力を進めた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標 10－３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

中期目標（--年度）
IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み，原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上を図る。また，これらの連携強化を通じて，国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

28 年度

年度目標

開発途上国等の支援のため，以下の効果的かつ効率的な実施を確保する。

１　IAEA 技術協力基金(TCF)を通じた技術協力

２　IAEA 平和的利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力

３　「原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた技術協力

施策の進捗状況・実績

１　IAEA 技術協力基金（TCF）に対し約 881 万ユーロを拠出し，開発途上国を中心とした保健・医療，原子力安全，食糧・農業等の分野における技術協力を実施した。

２　平和的利用イニシアティブ（PUI）に対し 483 万米ドルを拠出し，開発途上国を中心とした非発電分野（保健・医療，食糧・農業，環境等）における技術協力を実施した。

３　原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため，日本政府として RCA 政府代表者会合，各種 WG 等に出席し，RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施等に貢献した。また，新たに大気モニタリング及び地下水分析のプロジェクトに日本人専門家を派遣して，プロジェクトの専門家会合を日本の研究機関でホストする等，アジア・太平洋地域の開発途上国の技術力向上及び人材育成に貢献した。具体例として，11 月に開催された「工業応用と環境保全に向けた高度グラフト材料の開発のための放射線加工への協力」に関するプロジェクトの最終会合は，量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所がホスト機関となった。

29 年度

年度目標

中期目標の達成のため，以下を実施する。

１　技術協力基金(TCF)，平和的利用イニシアティブ(PUI)拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野における活動強化

２　原子力分野に知見・技術を有する日本の人材，企業及び機関による IAEA との連携拡大

３　IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

４　「原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた技術協力活動への関与拡大

施策の進捗状況・実績

１　IAEA 技術協力基金（TCF）に対して約 790 万ユーロを拠出し，開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して，保健・医療，食糧・農業，環境，産業，原子力安全等の分野における技術移転・人材育成を実施した。また，平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金により，IAEA に対して 527 万米ドルを拠出し，アフリカ，東南アジア，中南米カリブ地域の 89 の IAEA 加盟国に対する感染症や自然災害対策，原子力安全向上支援等の８つの IAEA プロジェクトを支援した。

２　IAEA と国内人材，企業，機関の連携拡大に向け，以下のような様々な取組を実施した。

・IAEA が実施する技術協力活動における研修の受入れや専門家の派遣について，国内機関と調整し，協力可能な国内機関を IAEA に紹介した。

・５月の IAEA 主催技術協力（TC）国際会議に出席した。本会議には大阪大学や JICA からも出席し，パネリストとして登壇し，IAEA と日本の協力強化に向けたスピーチを行った。

・原子力の平和的利用における我が国の貢献を紹介する広報動画を作成し，９月の IAEA 総会の展示ブースにて放映した。

・30 年２月，在ウィーン国際機関日本政府代表部において，欧州地域に駐在する日系企業向けに，国際機関調達セミナーを開催した。IAEA の調達担当者から同機関の調達活動への参画について紹介する機会を設け，日系企業と IAEA との協力強化を図った。

３　原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援として，人畜共通感染症対策（SDGs における目標２，３に該当），がん対策（目標３），自然災害対策（目標３，９），原子力安全対策（目標７）などに関するプロジェクトに対して，PUI 拠出金により 527 万米ドルの財政支援を行ったほか，医療，災害対策，原子力安全等の分野における日本の知見を活用し，専門家派遣やトレーニング会合の開催などの人的支援を実施した。また，PUI への拠出や IAEA と国内人材，企業，機関の連携拡大に向けた取組を通じて IAEA の開発支援実施手段の拡大（目標 17）に貢献した。

４　RCA の枠組みにおいて実施された 13 の技術プロジェクトのうち，10 のプロジェクトに日本人専門家を派遣し，アジア・大洋州地域における原子力科学分野の技術力の向上及び人材育成に貢献し

た。具体例として，12 月に大阪大学大学院において核医学分野におけるトレーニング・コースを主催し，14 か国約 30 名に技術移転を行った。また，我が国が代表を務める強度変調放射線治療に係るプロジェクトにおいて，地域トレーニング・コースを２回開催した。これらプロジェクトを通じ，RCA が対象とする地域において，強度変調放射線治療を実施可能な施設は 29 年末時点で 538 施設となり，プロジェクトの開始年である 27 年（396 施設）と比較すると 142 施設増加（約 1.4 倍）した。

28･29 年度目標の達成状況：Ａ（28 年度：ａ，29 年度：ａ）

測定指標 10－４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施

中期目標（--年度）

核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。

28 年度

年度目標

二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により，適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。

施策の進捗状況・実績

原子力関連品目等の輸出入に際し，既存の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施した。具体的には，まず，我が国への核物質等の移転に先立ち，二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また，原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも，二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより，移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 90 件実施した。

29 年度

年度目標

二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により，適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。

施策の進捗状況・実績

原子力関連品目等の輸出入に際し，既存の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施した。具体的には，まず，我が国への核物質等の移転に先立ち，二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また，原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも，二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより，移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 110 件実施した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標 10－５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

中期目標（--年度）

放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保する。

28 年度

年度目標

放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため，沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。

施策の進捗状況・実績

沿岸国政府との対話を行い，放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え，放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって，９～10 月に円滑な放射性物質輸送を実施した。

円滑な輸送のために輸送国である日英仏３国間での会合を６月及び９月に実施し，また国内関係省

庁及び事業者と連携することで，関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。

29 年度
年度目標
　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保するため，輸送国及び沿岸国との協力を一層緊密化する。

施策の進捗状況・実績
　沿岸国政府との対話を行い，放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え，放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって，７～９月に円滑な輸送を実施した。また，輸送国及び沿岸国合同で，輸送の緊急時を想定した机上訓練を６月に実施し，協力を緊密化した。
　円滑な輸送のために輸送国である日英仏３国間での会合を４月及び９月に実施し，また国内関係省庁及び事業者と連携することで，関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標 10－６　二国間協定の交渉・協議

中期目標（--年度）
　二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ，原子力の平和的利用を推進する。

28 年度
年度目標
　協定の枠組みを整備するかどうかについては，核不拡散の観点や，相手国の原子力政策，相手国の日本への信頼と期待，二国間関係等を総合的に勘案し，個別具体的に検討していくというのが，原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って，メキシコとの二国間原子力協定等，交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績
　交渉中であるメキシコ等との間で，テレビ会議等を通じ，引き続き交渉・協議を行った。

29 年度
年度目標
　協定の枠組みを整備するかどうかについては，核不拡散の観点や，相手国の原子力政策，相手国の日本への信頼と期待，二国間関係等を総合的に勘案し，個別具体的に検討していくというのが，原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って，メキシコとの二国間原子力協定等，交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績
　交渉中であるメキシコ等との間で，引き続き交渉・協議を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野 10）

施策の分析

【測定指標 10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化】
28 年度
　IAEA やＧ７各国等との関連会合に積極的に参加し，Ｇ７議長国の立場からも，議論をとりまとめ，国際協力を積極的に推進したことは，原子力安全及び核セキュリティの強化に大いに資するものであった。
　原子力安全の分野においては，福島県にある IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）で研修等

を実施した。同研修には，国内外から多くの参加者が出席し，原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応に関する講義及び演習が行われた。こうした取組を通じ，各国の緊急時への対応能力及び国際的な枠組みが強化されることは，国際的な原子力安全の強化に貢献するという目標を達成する上で，効果が高かった。(28 年度：IAEA，Ｇ７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

また，欧州復興開発銀行（EBRD）が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効率的・効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し，Ｇ７議長国としてＧ７を始めとする各国ドナー及び EBRD との国際的な取組を推進した。その結果，チェルノブイリ原発事故 30 年という機会に，同プロジェクトは，新シェルターの最終位置へのスライドを完了させる等の大きな進展を迎えた。このことは，チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に大きく貢献するものであった。(28 年度：IAEA，Ｇ７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

我が国の締結により 27 年４月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）の締約国数拡大に向け，９月の IAEA 総会等の会合時期に合わせて，未締約国に対し，説明会を開催した。説明会の開催を通じ，CSC 締結の意義や我が国の取組を各国に紹介し，締結を奨励した。これは，IAEA 等国際社会で累次その重要性が確認されている，国際的な原子力損害賠償制度の強化に資する取組であり，国際的な原子力安全の強化・国際的な原子力損害賠償制度構築への貢献という目標を達成する上で効果が高かった。(28 年度：IAEA，Ｇ７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

IAEA の主催により 12 月にウィーン（オーストリア）で開催された「核セキュリティに関する国際会議」に薗浦外務副大臣が出席し，核物質の最小化や適正管理の取組の継続，核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに，天野 IAEA 事務局長との間で，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，日本と IAEA が核テロ対策において協力することで一致したことを発表したことは，核セキュリティ・サミットをフォローアップし，国内外の核セキュリティ強化を推進する上で，大きな効果があった。(28 年度：核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献(達成手段④))

29 年度

原子力安全の分野においては，新たに放医研の CBC 指定に取り組み，また，福島県にある IAEA の CBC で研修等を実施した。同研修には，国内外から多くの参加者が出席し，原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応に関する講義及び演習が行われた。こうした取組を通じ，各国の緊急時への対応能力及び国際的な枠組みが強化されたことは，国際的な原子力安全の強化に貢献するという目標を達成する上で，効果が高かった。(29 年度：IAEA，Ｇ７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

また，欧州復興開発銀行（EBRD）が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効率的・効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し，Ｇ７を始めとする各国ドナー及び EBRD との国際的な取組を推進したことにより，チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に貢献することができた。(29 年度：IAEA，Ｇ７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

30 年２月，ウィーンにおいて，河野外務大臣及び天野 IAEA 事務局長の立会いの下，北野在ウィーン代表部大使及びレンティッホ IAEA 事務次長の間で「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」が署名されたことにより，32 年に向けて日 IAEA 間の核テロ対策協力が大きく前進した。（核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献（達成手段④））

また，核テロ対策国際会議（GICNT 全体会合）を６月に東京で開催し，共同議長国である米露を始め，74 か国・４国際機関から約 220 人の政府高官らが参加。薗浦外務副大臣の基調講演や共同議長声明の発出により，核セキュリティ・サミットで認識された核セキュリティ推進の中心的枠組みの１つである GICNT の機運を盛り上げることを通じて，グローバルな核セキュリティ強化に大きく貢献した。（核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献（達成手段④））

【測定指標 10－２　福島第一原発事故後の対応】

28 年度

福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して，権威ある国際機関である IAEA の評価を得た包括的情報レポートを継続して定期的に発出したことは，我が国の対応について，国際社会からの信頼醸成に

有益だった。特に，サブドレン（注：建屋まわりの井戸）及び地下水バイパスによる地下水の排水実績に係る定期的な外交団通報の発出に加え，福島第一原発１，２号機格納容器内部の調査等国際的にも特に関心が大きいと想定された際，適切な情報について，外交団通報をタイムリーに実施し，国際社会の信頼醸成に貢献すると共に，風評被害への事前防止への対応として，大きな意義があった。

海洋モニタリングについては，27 年及び 28 年は，海水に加え，海底土及び水産物についても共同試料採取及び分析を行い，調査範囲を拡大して調査に関する信頼性を向上させると共に，IAEA が公表した中間報告書では，日本の分析機関が高い正確性と能力を有している旨評価されており，海洋モニタリングにおける我が国の信頼を得る上で，更なる効果があった。(28 年度：福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整(達成手段③))。

29 年度

福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して，引き続き権威ある国際機関である IAEA の評価を得た包括的情報レポートを継続して定期的に発出したことは，我が国の対応について，国際社会からの信頼醸成に有益だった。特に，サブドレン（注：建屋まわりの井戸）及び地下水バイパスによる地下水の排水実績に係る定期的な外交団通報の発出に加え，官邸広報紙 We are Tomodachi への IAEA 幹部の寄稿及び NHK World（NHK の海外向け番組）への IAEA 幹部のインタビューの挿入，海洋モニタリングにおける IAEA との協力に関する在京大使館・海外プレス向けブリーフ等を行ったことは，多彩なチャネルを通じて幅広い対象に向けて情報発信を行ったこととなり，国際社会の信頼醸成に貢献するとともに，風評被害の事前防止のための取組として，大きな意義があった。(29 年度：福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整(達成手段③))

IAEA 専門家による海洋モニタリングについては，海水に加え，海底土及び水産物についても共同試料採取及び分析を行い，調査範囲を拡大して調査に関する信頼性を向上させることができた。また，IAEA が公表した最終報告書において，日本の分析機関が高い正確性と能力を有している旨評価されたことは，海洋モニタリングにおける我が国の信頼を得る上で貴重であり，IAEA との協力が効果的であった。(29 年度：福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整(達成手段③))

【測定指標 10－３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施】

28 年度

IAEA 技術協力基金(TCF)，平和的利用イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)を通じた支援は，アジア，アフリカ，中南米諸国を始めとした開発途上国における，発電分野，及び保健・医療，食糧・農業，環境等の非発電分野の原子力の平和的利用促進に寄与し，また，原子力安全向上を促進する上で有効であった。RCA の枠組みにおいては，日本人専門家の参画の場をさらに拡大し，新たに大気モニタリング及び地下水分析分野に日本人専門家を派遣することで，開発途上国に対し日本の高い知見を共有するとともに，技術支援を行った。こうした支援を通じ，IAEA の技術協力活動は効果的に促進されており，28 年度のＧ７原子力安全セキュリティ・グループ(NSSG)の報告書を始め，様々な成果文書において，IAEA の活動の重要性や PUI の有用性等について言及がなされた。(28 年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

29 年度

IAEA 技術協力基金(TCF)，平和的利用イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)を利用し，アジア・大洋州，アフリカ，中南米等の開発途上国に対して，発電分野及び保健・医療，食糧・農業，環境等の非発電分野における人材育成や技術移転などの開発協力を実施したことは，原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上に貢献する上で効果があった。IAEA と日本の協力強化については，５月の技術協力（TC）国際会議に大阪大学や JICA が出席した他，IAEA の幹部や理事国大使の訪日に際して，国内組織との会合の機会を設けたことで，IAEA と国内企業，研究機関及び大学との連携拡大に効果があった。RCA の枠組みにおいては，日本人専門家の参画の場をさらに拡大し，我が国の優れた知見を活用して開発途上国に対する IAEA の活動を支援したことは，我が国の技術協力活動への関与拡大の観点から効果が高かった。こうした我が国の取組を含む加盟国からの支援を通じ，IAEA は，原子力の平和的利用の促進に向けた活動を効果的・効率的に実施しており，IAEA 総会決議や事務局長報告，その他公式文書において，IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されており，その成果が評価されている。（29 年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

以上のとおり，28・29 年度を通じ，IAEA に対する拠出を通じた原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施や，その促進に向けての IAEA と JICA，また国内企業，研究機関及び大学との連携拡大など，目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

【測定指標 10－４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施】

28 年度

二国間原子力協定等に基づき約 90 件の外交手続を実施したことは，適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する上で有効であった。(28 年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

29 年度

二国間原子力協定等に基づき約 110 件の外交手続を実施したことは，適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する上で有効であった。(29 年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

【測定指標 10－５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施】

28 年度

放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保するため，対話や会合を通じて，沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化した。放射性物質の輸送ルートの沿岸国政府との対話を通じ，放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めたことは，円滑な輸送の実施を確保する上で重要であった。(28 年度：放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応(達成手段⑤))

29 年度

対話や会合を通じて輸送国及び沿岸国との協力を一層緊密化したこと及び沿岸国政府との対話を通じて放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めたことは，安全で円滑な輸送の実施を確保する上で重要であった。(29 年度：放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応(達成手段⑤))

【測定指標 10－６　二国間協定の交渉・協議】

28 年度

メキシコ等と二国間原子力協定の交渉・協議を促進したことは，原子力の平和的利用のための国際協力を推進する上で有効であった。(28 年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

29 年度

メキシコ等と二国間原子力協定の交渉・協議を促進したことは，原子力の平和的利用のための国際協力を推進する上で有効であった。(29 年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

近年，国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性等から，原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており，東京電力福島第一原子力発電所の事故後も，原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方，原子力発電に利用される核物質，機材及び技術は軍事転用が可能であり，また一国の事故が周辺国にも大きな影響を与え得ることから，原子力の平和的利用の促進に当たっては，保障措置（Safeguards），原子力安全（Safety），核セキュリティ（Security）の「３Ｓ」を確保する必要がある。特に，原子力安全の分野において，福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し，国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは，我が国が果たすべき責務である。

上記を踏まえれば，国際協力を通じて，我が国は国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献していく必要がある。また，福島第一原発事故を経験した我が国は，IAEA 等から知見や協力を得て同原発の廃炉・汚染水対策を進めるとともに，国際社会に対する我が国の取組に関して積極的に情報発信を行うことにより，国際社会に対して開かれ，かつ透明性をもった形で事故対応を進めていく

ことが重要である。
また，二国間原子力協定の締結，協定等に基づいた核物質・原子力関連品目の適切な移転の確保，及び放射性物質の安全かつ円滑な輸送の実施は，「３Ｓ」を確保しつつ原子力の平和的利用に係る国際協力を促進する上で不可欠である。
さらに，発電分野に加え，非発電分野においても原子力の平和的利用を促進していくことが重要である。特に，非発電分野においてIAEAが実施する技術協力活動への支援は，ニーズが高く,TCF，PUI及びRCA等の枠組を通じて支援を行うことは，原子力の平和的利用にかかる国際協力を推進し，ひいては日本が重視するSDGsへの貢献につながるため非常に重要である。
以上を踏まえ，本施策は今後も継続的・恒常的な取組を要するものであり，来年度以降も各施策目標を維持し，これらの達成に向けて取り組んでいく。

【測定指標】

10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化

より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進することが引き続き重要であり，今後もIAEAやＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を実施する。また，IAEAとの間で，「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づいて付属文書を作成し，具体的協力内容を確定後，同協力内容を実施していく。

10－２　福島第一原発事故後の対応

福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，引き続き積極的な情報発信を行っていくとともに，事故後の対応に関し，IAEAを始めとする国際社会との協力を進める。

10－３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

原子力の平和的利用の促進や原子力安全向上に向けた国際協力の実施は引き続き重要であり，今後も開発途上国を始めとするIAEA加盟国を支援するため，IAEAと協力し，TCFやPUIによる財政的支援や，IAEAと国内の大学，研究機関，企業等の組織との協力を強化，RCAの枠組みの活用等を通じて，発電分野及び非発電分野のプロジェクト支援等IAEAの活動を支援していく。

10－４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施

我が国の原子力技術に対しては，各国から高い期待が示されており，原子力関連品目の移転については，移転品目の平和的利用等を確保しつつ，可能な限り円滑に実施していくことが必要であり，そのための取組は着実に行われていることから，本測定指標については，29年度で設定を終了することとした。

10－５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保することは引き続き重要であり，今後も関係国間の協力を一層緊密化させることが必要であり，そのための取組は着実に行われていることから，本測定指標については，29年度で設定を終了することとした。

10－６　二国間協定の交渉・協議

二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めることは引き続き重要であり，核不拡散の観点,相手国の原子力政策,相手国の我が国への信頼と期待,二国間関係等を総合的に勘案しつつ,個別具体的に検討していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
Recovery from Great East Japan Earthquake
(https://www.mofa.go.jp/dns/inec/page22e_000751.html)
Atomic Energy
(https://www.mofa.go.jp/dns/inec/page18e_000038.html)
原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協定（RCA）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/rca_gai.html)

・IAEA ホームページ
Fukushima Daiichi Status Updates
（https://www.iaea.org/newscenter/focus/fukushima/status-update）
What is the Peaceful Uses Initiative
（https://www.iaea.org/about/pui）
Technical Cooperation: Funding the programme
（https://www.iaea.org/technicalcooperation/programme/Funding/index.html）

・首相官邸ホームページ（第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）（平成 26 年１月 24 日）
（http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20140124siseihousin.html）

個別分野 11　科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を外交資源として活用し，世界の平和と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には，科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や，核融合，大量破壊兵器の不拡散，地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに，外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
・科学技術イノベーション総合戦略 2017（平成 29 年６月２日閣議決定）
　第３章（２）国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
　　（３）地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
　第５章（５）グローバルなニーズを先取りしたイノベーション創出機会の開拓
・第 193 回国会外交演説(平成 29 年１月 20 日)
　科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
・第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日　閣議決定）
　第７章（３）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

測定指標 11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（--年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって，国際社会の平和と安定確保に貢献する。

28 年度

年度目標

１　科学技術外交を推進するため，６か国・機関以上との政府間合同委員会を開催する。
２　二国間科学技術外交強化のため，EPA（経済連携協定）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し，新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
３　限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも，引き続き，国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努めるため，対象国の拡大も視野に入れ，科学技術外交ネットワーク（STDN）のあり方の改善を図る。

施策の進捗状況・実績

１　カナダ，米国，インドネシア，英国，ドイツ，インド及びフランスとの間で政府間合同委員会を実施し，各種分野の協力について議論した。また EU との間では 29 年に予定されている合同委員会をより一層効果的な議論にすべく，課長級のタスクフォース会合を実施した。これら政府間会合を実施することで，各国・機関との間で双方の科学技術政策等に関する相互理解を深めるとともに，個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。とりわけ，フランスとの合同委員会においては，従来の議題に加えて，産学官連携のシンボルとして二国間共同ラボについて意見する機会を設け，二国間関係強化のための重要なツールとして参加者間で認識を共有することができた。
２　新興国との科学技術協力については，インドとの科学技術協力合同委員会を開催し，また，34 年ぶりにインドネシアとの科学技術合同委員会を実施した。EPA に基づく政府間会合の開催は，関係国の間で調整を試みたものの，日程が合わず 28 年度は未実施となった。
３　科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じた国内関係府省・機関との連絡会や，国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ，科学技術外交上の重要性を考慮して戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議し，直近の二国間合同委員会の優先開催国及び開催日程の方向性を政府内で確認した。また，STDN メールマガジンを通じた情報発信・共有にも力を入れた。

29 年度

年度目標

１　科学技術外交を推進するため，８か国・機関以上との政府間合同委員会を開催する。
２　二国間科学技術外交強化のため，科学技術協力協定に加え，EPA 等を含むあらゆる協力枠組みを

活用し，新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
３　限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも，引き続き，国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努めるため，科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績
１　イタリア，スロベニア，EU，南ア，ブルガリア，チェコ，イスラエル，スイス，ニュージーランド（NZ）及びルーマニアの計 10 の国・機関との間で政府間合同委員会を実施し，各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに，個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。例えば，EU との合同委員会においては，双方の主要な相互関心分野である情報通信技術（ICT），運輸研究，先端材料研究及び健康・医療研究等の分野に関する協力活動の進展状況を確認するとともに，27 年の第３回日 EU 合同委員会で採択し，日 EU 定期協議で承認された日 EU 研究・イノベーションにおける戦略的パートナーシップの完全な履行に向けて努力する旨合意された。
２　新興国との科学技術協力関係の強化について，日・南ア合同委員会を実施したほか，日中科学技術協力委員会については，中国側との間でもしかるべきタイミングで開催する旨一致しており，次回（第 16 回）の委員会を東京で開催すべく調整を続けた。ロシアについても，早期の科学技術協力委員会の開催に向けて調整を続けた。EPA に基づく政府間会合については，シンガポールとの間での第１回合同委員会は日程が合わず未実施となり，30 年度に持ち越すこととなったが，関係当局と議題調整等の実施にかかる諸準備を進めた。
３　科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じた国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議においては，科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し，二国間合同委員会の優先開催国等につき政府内で共通認識を確立した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標 11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）
国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ，核融合分野での多国間の科学技術協力に貢献するとともに，参加国との関係を増進する。

28 年度
年度目標
イーター計画への参加等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。
１　イーター計画
（１）今後本格的な建設期に移行することを踏まえ，イーター計画参加国として実験炉の建設計画に沿った炉の建設進捗を確保する。
（２）28 年３月に承認された組織運営改革方針をまとめた行動計画に基づき，イーター機構の効率化・合理化に取り組む。
２　ブローダー・アプローチ活動
EU と協力し，青森県六カ所村における国際核融合エネルギー研究センター事業において，原型加速器の統合試験を行う等，核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。

施策の進捗状況・実績
１（１）これまでと同様，イーター計画のスムーズな進展に向け，加盟極との信頼構築に尽力した。理事会等の機会には，全体会合のほかに，EU や米国等主要な参加極と個別の二国間会談を行い，機関間のコミュニケーションを密にした。10 月，ビゴ・イーター機構長が訪日した際は，武井外務大臣政務官と面談し，計画の円滑な進捗を確保するため連携することを確認した。11 月の理事会では，妥当性を確保するために加盟極の同意の下で行われた外部専門家レビューを踏まえ，新

たなスケジュール・コストがイーター機構から示され，スケジュールについては，核融合運転開始を 47（2035）年 12 月を目指すことが決定された。また，同理事会においては，イーター建設費用の増額について暫定合意がなされた。我が国としては，更なるスケジュール遅延を抑止するため，イーター機構長による適切なリスクマネジメント等，厳格な進捗管理を求めた。

（２）組織改編，機構長の権限強化を通じた事務局運営の効率化，合理化については，27 年の理事会において，外部評価による作業工程及びそれに基づく必要経費・人員等の見積りの算出が決定されていたが，28 年はこれを着実に遂行し，上記（１）のとおり，新たなスケジュール及びコストについては，透明性確保のため，各極が合意する国際的な外部専門家レビューを経た上で提示された。

２　ブローダー・アプローチ計画については，EU との連携のもとで協力が進展した。ブローダー・アプローチ活動の国内サイト地は，青森県六カ所村と茨城県那珂市であるが，茨城県那珂市のサイト地において建設が進められている JT-60SA(サテライト・トカマク（核融合実験装置）)には，29 年１月，フランスとイタリアが製作した超伝導トロイダル磁場コイルが搬入された。同月の本披露式典は，日本側から文部科学副大臣，茨城県副知事，那珂市長，欧州側から欧州委員会副総局長，フランス原子力代替エネルギー庁長官を始め，幅広い日欧の政府関係者，民間関係者が約 100 名出席して行われ，本プロジェクトの広報といった観点からも有意義であった。

29 年度

年度目標

イーター計画への参加等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。

１　イーター計画

（１）今後本格的な建設期に移行することを踏まえ，イーター計画参加国として実験炉の建設計画に沿った炉の建設進捗を確保する。

（２）28 年 11 月の理事会にて合意した核融合運転開始スケジュールを遵守すべく，機構長のもとで加盟極とも連携し，適切なリスクマネジメントと厳格な進捗管理が図られるように取り組む。

２　ブローダー・アプローチ活動

EU と協力し，青森県六カ所村における国際核融合エネルギー研究センター事業において，原型加速器の統合試験を行う等，核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１（１）イーター計画の進展に向け，引き続き加盟極との信頼構築に尽力した。イーター理事会等の機会には，EU や米国等主要な参加極と個別の二国間会談を行い，機関間のコミュニケーションを密にした。10 月にビゴ・イーター機構長が訪日した際は岡本外務大臣政務官と面談し，同政務官から，国際協力の観点からも同計画を重視している旨を強調しつつ，イーター計画の成功に向け我が国とイーター機構が一層連携していくことを確認した。また，19 年のイーター計画に係る協定の発効以降，実験炉の建設計画は，現時点のスケジュールにおいて，37 年 12 月に運転開始，47 年 12 月には核融合運転開始が予定されているが，11 月時点において，実験炉の建設は 49%が完了し，また，初運転に必要な諸機器の製作については 61%が完了した。全体的には，同月時点までの作業プロセスが順調に完了するなど着実な進展を見せた。

（２）28 年 11 月の理事会にて提示されたイーター計画実施のための新たな核融合運転開始スケジュール及びコストに関し，特に新たなコスト負担に関し各加盟極内で承認を得るべく，29 年もイーター機構と各加盟極が連携し積極的に協議・検討を続けてきた。こうした協議・検討は着実に各極内の議論に反映されつつある。

２　ブローダー・アプローチ計画について，EU との連携により引き続き活動を行った。青森県六カ所村と茨城県那珂市がブローダー・アプローチ活動の国内サイト地であるが，茨城県那珂市のサイト地で行われている JT-60SA(サテライト・トカマク（核融合実験装置）)の建設は引き続き順調に進められた。また，従来議論されてきた 32 年４月からのブローダー・アプローチ活動（BA フェーズⅡ）における EU との協力活動の可能性に関し，今後政府レベルでの議論を開始することになった。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標 11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ，多国間の科学技術協力関係を増進するとともに，大量破壊兵器の拡散防止に向けた取組を推進する。

28 年度

年度目標

１　ISTC の事務局運営の効率化・合理化に取り組む。

２　引き続き，我が国から人的及び財政的支援を行い，ISTC を通じた大量破壊兵器の拡散防止に向けた効果的な取組に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　６月及び 12 月の運営理事会では，理事国として積極的に議論に参加し，運営の効率化について参加国に働きかけを行った。こうした働きかけのほか，ロシア脱退に伴う ISTC 本部のカザフスタンへの移転と事務局規模縮小もあり，事務局運営費は 28 年は前年比 21%減となった。

２　我が国（外務省及び文部科学省）は，旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する ISTC に対して拠出金を拠出したほか，事務局職員１名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から派遣し，人的・財政的支援を行うことを通じて，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。ISTC は，28 年度には新規に５件のプロジェクトを開始した。

29 年度

年度目標

１　予算・人員面での ISTC の事務局運営の合理化に取り組む。

２　旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　我が国は６月及び 12 月の運営理事会において理事国として参加し，関係国と協調して予算・人員面での ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行った。この結果，30 年の事務局運営費予算は前年比約 25%減となった。

２　外務省及び文部科学省は ISTC に対して，それぞれ拠出金を拠出したほか，事務局職員１名が文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から派遣され，ISTC に対し人的及び財政的に支援を実施した。また，EU との共同ファンディングを含め新規に４件のプロジェクトを採択した。これらを通じ，我が国は旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに，中央アジア等，より広範な地域での科学技術協力強化，米国や EU との政策協調にも貢献した。

12 月に，「国際科学技術センターを継続する協定」（27 年署名）への全署名国の寄託手続が完了し，同協定は発効した。これにより，国際テロリストの活動の拡大，27 年のロシア脱退といった ISTC 設立以降の状況の変化を踏まえ，ISTC が活動を継続し，大量破壊兵器等の開発能力を有する科学者・技術者に対して平和目的の活動に従事する機会を提供するためのより効果的な枠組みが構築された。同時に，ISTC のビジビリティの向上及び新規締約国の拡大へ向けた取組の促進につながった。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標 11－４　科学的知見の外交への活用促進

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより，世界の平和と繁栄に貢献する。

28 年度

年度目標

外務大臣科学技術顧問を通じて得られた科学技術分野の専門的知見を安全保障，グローバル課題，

国際協力等の様々な外交課題に活用する。このため，Ｇ７サミットやTICADVI等の外交機会に向けた科学技術顧問による助言活動を行うとともに，国内外でシンポジウム等対外発信及びネットワーク強化に取り組む。

施策の進捗状況・実績

外務大臣科学技術顧問の助言活動については，我が国がＧ７サミット議長国としての役割を果たす上で，科学技術を通じた保健や海洋分野での取組について外務大臣科学技術顧問から科学的知見を提供し，首脳宣言及び関連文書に反映された。また，８月のTICADVIに向けて，科学技術外交推進会議での議論を経て，提言「科学技術・イノベーションの力でアフリカを豊かに」を外務大臣科学技術顧問から外務大臣に提出した。提言の要素は，TICADVIに向けた我が国の取組や成果文書（ナイロビ宣言）及び安倍内閣総理大臣の基調演説の一部に反映された。

また，対外発信面について，５月に国内で科学技術外交シンポジウムを開催し，海外では，欧州，ケニア，東南アジア等に科学技術顧問が出張し，日本の科学技術外交の対外発信を行った。特に海外においては，６月にベルリン，10月にウィーン，パリ及びロンドン，29年３月にはインドネシアにおいて，内閣府との連携により，将来の国際協力や我が国の研究開発成果の国際展開の布石とするため，「戦略的イノベーション創出プログラム（SIP）」に代表される我が国の科学技術イノベーションの取組について，在外公館等を通じた発信・ネットワーキング事業を実施した。

29年度

年度目標

外務大臣科学技術顧問を通じて得られた科学技術分野の専門的知見を国連持続可能な開発目標（SDGs）を始めとするグローバル課題への我が国としての対応等の様々な外交課題に活用する。このため，SDGs実施や「我が国の北極政策」に基づく科学技術イノベーションの活用についての提言を作成・提出する等，助言・提言活動を行うとともに，国内外でシンポジウム等対外発信及びネットワーク強化に取り組む。

施策の進捗状況・実績

外務大臣科学技術顧問の助言活動については，岸外務大臣科学技術顧問を座長とする「科学技術外交推進会議」及びスタディ・グループ会合を開催し，国連持続可能な開発目標（SDGs）の実施や北極外交に資する科学技術・イノベーションの活用に関する討議を行った。SDGsについては，５月，科学技術外交推進会議の下でSDGs実施に向けた科学技術外交の４つのアクションを示した「未来への提言」をとりまとめ，岸顧問から岸田外務大臣に提出した。提言の内容は，５月に国連で開催された第２回科学技術イノベーション（STI）フォーラムにおいて提言の策定に関わった複数の我が国有識者から発信する機会を設け，各国から高い関心が示された。また，７月の経済社会理事会ハイレベル政治フォーラム（HLPF）での岸田外務大臣のプレゼンテーションにおいても，提言に盛り込まれていた官民パートナーシップの重要性を発信するとともに，日本企業の技術による課題解決事例が紹介された。STIフォーラムについては，12月，30年６月に開催予定の第３回会合の共同議長に我が国の星野俊也国際連合日本政府代表部大使が任命された。北極については，30年３月，北極域での科学的知見の活用に関し，５つのアイ(i)（注）から日本の役割を示した北極域に関する提言をとりまとめ，岸顧問から中根外務副大臣に提出した。

（注）international，interdisciplinaly，inclusive，ingenuity，innovation

８月には，外務大臣科学技術顧問の活動全般に関し，白石隆科学技術外交推進会議委員を座長とする作業部会により，「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」と題する報告書が作成・公表された。この報告書では，顧問を通じた外交への科学的助言体制の構築は，日本外交に新たな特色を創出しており，今後も顧問制度を継続し，科学技術外交の取組を推進していくべきとの結論が示された。

岸顧問は，日本の優れた科学技術力について発信を高めるべく，内閣府と外務省の連携による科学技術イノベーションの対外発信事業を諸外国（６月にフィリピン及びタイ，９月にオランダ，30年１月にマレーシア）で実施し，今後の連携可能性等について相手国の関係機関・研究者らと議論した。また，同顧問は米国，英国，NZ等の各政府の科学技術顧問と共に各種国際会議に出席し意見交換を行う等してネットワーク構築・強化に努めるとともに，各国顧問と共著論文を発表した。このほか，国内外での各種フォーラム等で，日本の科学技術外交の取組について広く発信した。また，外務省内の知見向上のため，科学技術外交セミナーも定期的に開催している。

28･29 年度目標の達成状況：Ａ（28 年度：ａ，29 年度：ａ）

参考指標１：ISTC における新規プロジェクト数			
（出典：ISTC 理事会文書） 注：ISTC 理事会（年２回）にて新規に支援が合意されるプロジェクト件数	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	7	5	4

参考指標２：ISTC 事務局の職員数			
（出典：ISTC 理事会文書） 注：ISTC 事務局の職員数（アスタナ本部＋４支部事務所の合計）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	39	34	32

評価結果(個別分野 11)

施策の分析

【測定指標 11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大】

28 年度

EPA を活用した協力枠組みを活用した協力は，日程の調整が合わず，29 年以降に持ち越された。科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会については，相手国と議題について何度も打合せを行う等きめ細かな調整を進め，７か国と合同委員会等を行ったことは，科学技術を活用した国際協力を推進する上で有益であった。また，これら二国間合同委員会をより戦略的に進めるべく，事前に，国内関係府省・機関との間で情報交換・協議を重ね，また在外公館からの情報収集を強化したことは，本施策をより戦略的かつ効果的に実施する上で有益であった。（28 年度：科学技術に関する二国間政府間対話の推進（達成手段①））

29 年度

科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会については，相手国と議題について何度も打合せを行う等きめ細かな調整を進め，目標を上回る 10 か国・機関と合同委員会等を実施できたことは，科学技術を活用した国際協力を推進する上で有益であった。

また，これら二国間合同委員会をより戦略的に進めるべく，事前に国内関係府省・機関との間で情報交換・協議を重ね，また在外公館からの情報収集を強化したことは，本施策をより戦略的かつ効果的に実施する上で有益であった。なお，EPA を活用した協力枠組みを活用した協力に関しては，日程の調整がつかず継続調整となっていたシンガポールとの間の合同委員会を 30 年４月に実施することが決定し，事務レベルで開催に向けた情報収集を行い，両国の協力案件の進捗確認や潜在的な協力案件・分野等に関する検討が進んだ。（29 年度：科学技術に関する二国間政府間対話の推進（達成手段①））

【測定指標 11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進】

28 年度

イーター計画については，理事会や機構長の訪日の際に個別会談を行う等し，進捗管理を確保するよう努め，またブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動)についても，EU との連携を図った結果，炉の建設が着実に進んだ。また，イーター計画及び同計画と並行して取り組むべき重要課題を日 EU 間で実施するブローダー・アプローチ活動において，計画の確実な実施に向けて，理事会，運営委員会等の際は，関係省庁間で連携の上，綿密に対処方針を準備した上で我が国として積極的に議論に参加したことは，国際協力を推進し，大規模研究開発プロジェクトを通じた我が国の科学技術外交を進める上で有効であった。（28 年度：イーター計画等の推進(達成手段②)）

29 年度

イーター理事会等諸会合において，イーター計画の進捗管理に引き続き取り組んでいるほか，ブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動)について

も，32 年４月からの BA フェーズⅡに向けた協議・調整を行い，EU と連携し協力関係を進展させた。また，イーター計画及び同計画と並行して取り組むべき重要課題を日 EU 間で実施するブローダー・アプローチ活動において，計画の確実な実施に向け関係省庁間で連携の上理事会等諸会合での議論に臨んだことは，国際協力を推進し，大規模研究開発プロジェクトを通じた我が国の科学技術外交を進める上で有意義であった。（29 年度：イーター計画等の推進(達成手段②)）

【測定指標 11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進】

28 年度

我が国が求める事務局運営の合理化が進んだほか，　米国・EU と共同でジョージアにおける耐性菌疫学研究に関するプロジェクトへの支援を行ったが，本支援は，世界中で問題になっている薬剤耐性への対処に向けた研究であり，我が国の科学技術を駆使した地球規模な課題への解決に向けた協力として支援する利益が大きく，有意義であった。

29 年度

ロシア脱退後の活動規模の大幅縮小を受け，事務局事務量の減少に伴う人件費の削減やポストの統廃合，本部のアスタナ移転に際しカザフスタン職員に対して実施した各種初任研修の終了などもあり，30 年の事務局運営費予算を前年比約 25%減とするなど，我が国を含む加盟極の求める事務局運営の合理化が一層進んだ。また，カザフスタンにおけるコレラ等の感染症の発生経過，臨床上の特徴，感染リスクの分析等にかかるプロジェクトへの支援を決定したが，これは同国国民全体に裨益しうる研究への支援として，二国間関係強化の観点からも支援する意義のあるプロジェクトと言える。

【測定指標 11－４　科学的知見の外交への活用促進】

28 年度

Ｇ７サミットや TICADⅥといった外交機会に向け，外務大臣科学技術顧問を座長として，関係分野の学識経験者を委員とする科学技術外交推進会議を開催し，我が国の優れた科学技術を外交にいかすための議論の場を設定したこと等により，科学的知見の外交への活用を図った。

TICADⅥの開催に先立ち，外務大臣科学技術顧問から外務大臣に対して提出された提言については，その一部の要素が日本の対アフリカ支援に反映された。また，科学技術顧問が積極的に海外に出張し，我が国の科学技術外交の対外発信を行ったことは，我が国の優れた科学技術を海外に示し，広報する意味で非常に有意義であった。（28 年度：科学技術顧問関係経費（達成手段③））

29 年度

SDGs に関する提言の対外発信については，５月に国連で開催された第２回 STI フォーラムに当たり，科学技術外交推進会議委員を始めとする関係有識者との連携を密にすることで，共同議長を始めとするキーパーソンらへの事前のアプローチを通じ，提言の策定に関わった複数の我が国の有識者を公式セッションのスピーカーとして派遣することができた。また，国連代表部とともに国際協力機構，科学技術振興機構，日本医療研究開発機構が主催者（スポンサー）となり，世銀等との共催によるサイドイベントを開催し，我が国の ODA と連携した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の経験を各国と共有したところ，他のサイドイベントに比べ格段に多くの参加者を得るなど，各国から高い関心が示された。

こうした 27 年９月から２年間にわたる外務大臣科学技術顧問の提言活動の成果については，８月の作業部会報告書「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」において，第２回国連 STI フォーラムでのサブスタンスへの貢献や，ベスト・プラクティス集による具体的行動の提示を通じた日本のプレゼンス確保といった例を挙げつつ，科学技術顧問の下での科学技術コミュニティとの連携が具体的結果に結実したと評価された。

さらに，30 年の第３回国連 STI フォーラムの共同議長を我が国が務めることになったことにより，今後の SDGs 実施における STI の活用に関する国際的な議論に我が国が一層主体的に関与する素地ができた。（29 年度：科学技術顧問関係経費（達成手段③））

以上のとおり，28・29 年度を通じ，27 年９月に初めて任命された外務大臣科学技術顧問の下で外交への科学的助言体制を新たに構築し，Ｇ７サミット，TICADⅥ，SDGs の実施に向けた国連 STI フォーラムといった各種外交機会に向けた科学技術の活用推進において，目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

科学技術は，経済成長や社会の発展を支え，安全保障面でも重要な役割を果たす，平和と繁栄の基盤的要素であり，国力の要である。科学技術を外交に活用する「科学技術外交」の推進を通じて，各国との関係を増進し，協調しながら，国際社会の平和と安定，様々な地球規模の課題の解決，さらに日本と世界の科学技術の発展に一層貢献することが可能となる。

「科学技術外交をより一層推進すべき」という認識のもと，岸田外務大臣は，27 年９月，初めて外務省参与として外務大臣科学技術顧問を任命し，また，関係各分野の知見を有する有識者を集めた科学技術外交推進会議を設置し，各種外交課題への科学技術の活用について議論している。任命以来２年半余りにわたる顧問の活動及び今後の方向性について検討した作業部会の報告書は，「顧問を通じた外交への科学的助言体制の構築は，日本外交に新たな特色を創出した」と総括している。

31 年には，大阪Ｇ20 サミットや TICAD７の我が国での開催や国連での SDGs に関する首脳級レビューが予定される。これらの外交機会は，科学的知見を活かして日本が国際社会の議論をリードしていく機会として重要である。

上述のとおり，科学技術は，経済成長の牽引力となり，直接的に国民の生活水準を向上させる重要な要素であり，先進国との間でも，途上国との間でも，科学技術イノベーションを通じた国際協力を推進することは重要であり，二国間及び多国間協力の推進やソフトパワーとしての科学技術の活用を通じた科学技術に関する国際協力の推進という施策は妥当であり，今後も同目標を維持していく。

【測定指標】

11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

二国間科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会は，専門性の高い科学技術分野において，相手国との間で政府レベルの情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし，我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段であり，過去の実績等も勘案しつつ，より多くの国・機関との間での開催を目指して目標設定したことは適切だった。また，EPA 等を含むあらゆる協力枠組の活用は，シンガポールとの間で EPA に基づく第１回合同委員会の実施に向けた調整を進めるなど，新興国との間でも科学技術関係の強化を図る上で適切であった。今後ともこれらの取組を維持し，先進国のみならず新興国も含む諸外国との科学技術協力強化を図っていく。そのためにも，科学技術外交ネットワーク（STDN）を一層活用し，国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換を促進していく。

11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

多国間の科学技術協力を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標の達成には長期的な取組が必要であり，イーター計画及びブローダー・アプローチ活動における取組は着実に進展していることから，引き続き限られた予算内でそれら計画及び活動の実施に向けた協力を推進していく必要がある。その上で，イーター計画については，今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ，同計画参加国として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。また，ブローダー・アプローチについては，EU との協力の下，引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進

ISTC の事務局運営に関して，引き続き予算・人員面での合理化に取り組み，事務局の効率的・効果的な活動を促進する。事務局運営費については，対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標とする。また，大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

11－４　科学的知見の外交への活用促進

外務大臣科学技術顧問の活動は，（１）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言，（２）国内外のネットワークの強化・人材育成，（３）積極的な対外発信に大別されるところ，今後も顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ，産学官の関係主体との連携を通じ，各種知見や取組を結びつけ，助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ，外交上の成果に結びつけていく。特に，今後予定される主要外交機会（大阪Ｇ20，TICAD７，SDGs 首脳級レビュー）に向けて，世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みを活かしていく取組を進める。

また，こうした科学技術顧問の活動を通じ，科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより，我が国のソフトパワーを高め，我が国の繁栄と安定に貢献する。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ 科学技術 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/isc/index.html) ・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018） 第３章　第２節　各論３　科学技術外交

施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅱ－２）

施策名(※)	国際経済に関する取組					
施策目標	日本経済の成長を促進する，力強い経済外交を推進するため，以下に取り組む。 １　多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を推進する。 ２　インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 ３　資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組む。 ４　国際経済秩序の形成に積極的に参画する。					
施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	491	14,496	477	1,688
		補正予算(b)	969	△2,279	124	
		繰越し等(c)	5,635	2,704	0	
		合計(a＋b＋c)	7,095	14,920	601	
	執行額(百万円)		5,828	13,969	434	

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 28･29 年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
		＊１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用	Ｂ
		＊１－２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展	Ｂ
		１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	Ｂ
		個別分野２　日本企業の海外展開支援	
		＊２－１　日本企業支援強化に向けた取組	Ｂ
		２－２　対外・対内投資の戦略的な支援	Ｂ
		２－３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組	Ｂ
		個別分野３　経済安全保障の強化	
		＊３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保	Ｂ
		３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化	Ａ
		３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保	Ｂ
		３－４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	Ｂ
		３－５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	Ｂ
		個別分野４　国際経済秩序形成への積極的参画等	
		＊４－１　Ｇ７・Ｇ20 サミットにおける我が国の貢献	Ｂ
		４－２　EU との対話を通じた関係強化（注３）	Ｂ
		４－３　OECD における我が国の貢献	Ｂ
		４－４　APEC における諸活動への貢献	Ｂ
		４－５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)への参加回数（注３）	Ｂ
		４－６　2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組（注４）	Ｂ

(注１)評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の 28･29 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 28･29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

(注３)本指標は 28 年度をもって設定を終了したため，右欄の達成状況は 28 年度のみを対象としたもの。

(注４)本指標は 29 年度から設定したため，右欄の達成状況は 29 年度のみを対象としたもの。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・トランプ政権下で米国が環太平洋パートナーシップ（TPP）から離脱した後に，米国以外の 11 か国で TPP 交渉をまとめ上げ，ルールや透明性に基づく地域経済秩序形成を主導したことは高く評価される。また東アジア地域包括的経済連携(RCEP)も同時に交渉を強化し，中国を含めた広域の経済秩序構築に参画した意義も大きい。欧州との関係では交渉妥結した日 EU・EPA の早期署名・発効を進めるとともに，BREXIT を控えた英国との経済連携を強化し，日本・英国・EU 諸国とのシームレスな貿易・投資関係の維持がなされることが望まれる。 ・この場合，評価結果は相当程度進展あり（Ｂ）となるのであろうが，外生的なこととはいえ，英国の EU 離脱や米国の TPP 不参加等の状況を踏まえると，さらには現下の米国トランプ政権による鉄鋼等に対する輸入制限の発動や輸入自動車に対する規制強化等の動向を踏まえれば，無条件に「相当程度進展あり」とする評価にはやや違和感が否定できない。 ・経済連携交渉について，TPP11 の発足を主導し，日欧でも大きく進展したのは評価できる一方，その内実を埋めていく作業が残っており，その局面におけるポリティクスを軽視しているように映る。例えば，TPP 協定を読む限り，TPP 委員会の発足・形成など，協定の履行上多くの課題が待ち構えているはずだが，次期目標の方向性打ち出しに，（日本にとって利益にかなう形での）その組織立ちあげ準備の側面が抜け落ちている。また，協定交渉の際，知的財産の高い保護水準を担保する規定が維持されたのはよいが（２－３），批准後，関税を引き下げていく協定履行・実質化の過程で，知財だけでなく安全・環境その他の規制水準が低減しないような工夫が必要となるはずだが，その手の類の計画が進んでいる気配が文面からは見て取れない。 ・エネルギー分野における様々な施策について異論があるわけではないが，測定指標を会議への出席数にするのはどうかと思う。それで何が成就したのかが大事であって，回数で成果が測れるわけではないことは以前の評価でも指摘した。漁業についても同様。 ・条約の種類にもよるが，条約の締結，交渉の妥結について日本の貢献が著しい場合には高評価の要素として考慮してもよいのではないか（TPP11 など）。

担当部局名	経済局	政策評価実施時期	平成 30 年８月

個別分野 １　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

１　多角的貿易体制の維持・強化等を通じ，グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
２　経済連携強化に向けた取組として，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を，同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 195 回国会所信表明演説（平成 29 年 11 月 17 日）
　四　世界の成長を取り込む
・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障　（積極的平和主義）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
　WTO を中心とした多角的貿易体制の維持・強化

測定指標１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用　＊

中期目標（--年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに，国際貿易ルールを維持・強化する。
世界貿易機関（WTO）紛争処理，EPA 紛争処理及び投資仲裁について国際経済紛争処理室が中心となって，国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ，政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより，個別紛争や制度の運用に積極的に関与し，国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

28 年度

年度目標

１　多角的貿易体制の維持・強化に向け，時代に即した新たな課題を扱うための新しい交渉アプローチを検討し，WTO 交渉を活性化すべく，積極的に取り組む。また，有志国による交渉(環境物品協定(EGA)，サービスの貿易に関する新たな協定(TiSA))についても，年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献する。
２　進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また他国の紛争手続や紛争処理制度の運用に積極的に関与する。

施策の進捗状況・実績

１　29 年 12 月に予定されている第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）で着実な成果を達成すべく，様々な場を通じて議論に貢献してきた。29 年１月にダボス（スイス）で開催された WTO 非公式閣僚会合では，各国が多角的貿易体制の重要性を述べると共に，MC11 に向けて，具体的で的を絞った議論を進めるべきとして，電子商取引等の課題があがった。我が国からも薗浦外務副大臣，中川経済産業大臣政務官，矢倉農林水産大臣政務官が出席し，薗浦外務副大臣からは漸進的かつ着実な成果をあげることの重要性等を発信した。また，第９回 WTO 閣僚会議（MC9）で合意した貿易円滑化協定（TFA）について，我が国は様々なマルチのフォーラムで早期発効への働きかけを行ってきたが，29 年２月に全加盟国の３分の２である 110 加盟国が受諾したことで発効に至った。
　TiSA 交渉については，６月及び 10 月の二度にわたって非公式閣僚会合が開催され，６月会合には在ジュネーブ日本政府代表部大使，10 月会合には薗浦外務副大臣が我が国から出席した。また，28 年度は計７回の交渉会合に加え，中間会合や首席交渉官会合等も開催されるなど，年内（28 年中）の交渉妥結を目指し頻繁に交渉等が行われ，我が国も積極的に貢献した。年内の実質合意は実現しなかったものの，各国は早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。
　EGA 交渉については，28 年９月のG20 杭州サミット首脳宣言で合意した年内の妥結に向けて交渉を重ねた。28 年 12 月にジュネーブ（スイス）において開催された閣僚会合では交渉妥結には至らなかったものの，交渉参加加盟国は早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。
　また，協定の履行監視の関連では，29 年３月に，２年に一度実施されている WTO 対日貿易政策検討会合が開催され，我が国は，各国から提出された 670 問の書面質問に回答するとともに，会合では，ステートメントを行い，各国の我が国の貿易政策・慣行への理解を深めた。
２　各国がとる保護主義的措置について，我が国は WTO の各種通常委員会の議題として取り上げ，各

国による説明を求めたほか，貿易政策検討制度や地域貿易協定での議論に参画し，このような措置の是正・撤回を求めた。また，G20 杭州サミット（９月）や APEC リマ首脳会議（11 月）において，首脳宣言により保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。また，WTO 紛争解決制度は，個別の貿易紛争を解決するとともに，それを通じ WTO 協定を明確化することで，WTO 体制に安定性と予見性を与える柱であり，当事国及び第三国案件や制度の運用に関する議論への参加等を通じて同制度に積極的に関与・参画を行った。27 年度に違反認定を得た（１）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置では，８月，中国はアンチ・ダンピング税を撤廃した。26 年度までに違反認定を得た（２）アルゼンチン-輸入制限措置については，アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正し，我が国として現在同改正措置の運用を監視中。また（３）ブラジル-税制恩典措置，（４）韓国-日本産水産物等輸入規制措置，（５）28 年７月に新たに WTO 紛争解決手続に基づくパネルが設置された韓国-日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置につき，パネル会合への出席や意見書の提出を行う等，紛争解決手続が進行中である。さらに，新たに（６）28 年 12 月，インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置等についてインドに対し WTO 協定に基づく協議の要請を行い，29 年２月に日本はインドとの間で，WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を実施し，29 年３月には，WTO 紛争解決機関において，パネル設置を要請した。

29 年度

年度目標

１　多角的貿易体制の維持・強化に向け，WTO 交渉を活性化すべく，12 月に行われる第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)にて議論・交渉へ積極的に参加し，MC11 で漸進的かつ着実な成果を達成することに貢献する。また，有志国による交渉（環境物品協定（EGA）及びサービスの貿易に関する新たな協定（TiSA））についても早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献する。

２　WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や，地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定（CRTA）での議論に積極的に参画し，各国の問題のある措置の改善を図る。

３　進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件，第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。

施策の進捗状況・実績

１　12 月に行われた第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)では，電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画，漁業補助金に関する作業計画及び TRIPS の非違反申立てに係るモラトリアムの延長が決定された。我が国が重視する電子商取引について，事前に河野外務大臣から発表した，情報通信技術（ICT）分野における今後３年間で 330 億円規模の支援のコミットもアピールしつつ，我が国は議論を主導し，米国や EU，途上国を含む 71 の加盟国が共同声明に署名し，今後の議論促進につながる大きなはずみをつけることに成功した。また，零細・中小企業（MSMEs），投資円滑化といったその他の今日的課題についても，今後の WTO における議論を後押しする有志国による閣僚声明が，多数の加盟国の参加を得て発出された。また，本会議に加え，世耕経済産業大臣が初の日米欧三極貿易大臣会合を主催（岡本外務大臣政務官同席）し，第三国による市場歪曲的措置に対し日米欧が連携して対応する趣旨の共同声明を発出した。

　また，EGA 及び TiSA については，28 年 12 月以来，交渉が中断しているが，早期交渉再開を模索している。

２　協定の履行監視に関し，29 年度は，17 か国の貿易政策検討会合（注１）及び４回の地域貿易協定審査（注２）に参加した。特に，貿易政策検討会合では，各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い，かかる措置の是正・撤回を求めた。

（注１）貿易政策検討制度：加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し，理解を深める観点から，WTO 協定に基づき，加盟国の貿易政策等について審査する制度。

（注２）地域貿易協定審査：WTO の地域貿易協定委員会（CRTA）において行われる地域貿易協定が WTO 協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

３　WTO 紛争解決制度に基づく紛争処理においては，当事国案件及び我が国が参加する第三国案件において我が国の立場を踏まえた形での解決がなされるよう我が国の意見を主張するとともに，紛争解決制度の運用改善に関する議論へ積極的に参加した。我が国が当事国となった事案の進捗状況は以下のとおり。

（１）ブラジル-税制恩典措置：８月，我が国の主張をおおむね認めるパネル報告書が発出された。９月，ブラジルはパネル報告書を不服として上級委員会へ上訴したため，我が国も被上訴意見書を提出する等上訴手続が継続中。

（２）韓国-日本産水産物等輸入規制措置：30 年２月，我が国の主張をおおむね認めるパネル報告書が発出された。
（３）韓国-日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置：28 年７月，パネルが設置され，パネル会合への出席や意見書の提出を行う等紛争解決手続が進行中。
（４）インド-鉄鋼製品に対するセーフガード措置：４月，パネルが設置され，パネル会合への出席や意見書の提出を行う等紛争解決手続が進行中。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標１－２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展　＊

中期目標（--年度）

アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を，戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して，守るべきものは守り，国益にかなう経済連携を進める。

28 年度

年度目標

１　環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については，早期発効及び参加国・地域の拡大を目指す。
２　日 EU・EPA については，27 年 11 月のＧ20 アンタルヤ・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談でも一致したように，28 年のできる限り早期の大筋合意を目指し，交渉を加速化させる。
３　東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，参加国首脳で 28 年内の交渉妥結を期待する旨表明したことを踏まえ，交渉を加速化させる。
４　その他，日中韓 FTA などの４つの EPA 交渉も戦略的かつスピード感をもって推進する。
５　既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　TPP については，12 月に TPP 協定及び整備法案が国会で承認・可決され，29 年１月には国内手続が完了した旨を寄託国であるニュージーランド（NZ）に通報した。米国の TPP 離脱後も，米国に TPP 協定の経済的・戦略的意義を粘り強く説明するとともに，他の署名国とも議論を続け，TPP の推進に尽力した。
２　日 EU・EPA については，交渉会合を２回（４月，９月）開催した。11 月には，交渉の早期妥結に向け，日 EU 経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議を立ち上げ，外務省を含む関係省庁で構成する日 EU 経済連携協定交渉推進タスクフォースが設置された。
３　東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，閣僚会合を１回（８月），中間閣僚会合を１回（11 月），交渉会合を６回（４月，６月，８月，10 月，12 月，29 年２月）開催した。
４　日中韓 FTA については，交渉会合を３回（４月，６月，29 年１月）開催した。トルコとの間では２回（６月，29 年１月）開催した。カナダ及びコロンビアとの間では交渉会合を開催しなかった。
５　既存の協定の関連では，日シンガポール EPA，日メキシコ EPA，日マレーシア EPA，日タイ EPA，日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)，日フィリピン EPA，日インド EPA，日スイス EPA，日豪 EPA，日モンゴル EPA について，委員会等を計 41 回（４月，５月，６月，７月，９月，10 月，11 月，29 年１月，３月）開催した。

29 年度

年度目標

１　TPP については，早期発効を目指して，日本が主導して議論をより一層加速化させるとともに，TPP から離脱した米国に対してもその重要性について引き続き働きかけていく。
２　日 EU・EPA については，29 年２月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談及び日 EU 首脳会談（29 年３月）でも一致したとおり，日 EU・EPA 交渉を精力的に推進し，可能な限り早期の大枠合意を，また，大枠合意後は早期署名・発効を目指す。
３　東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，28 年９月の ASEAN 関連首脳会合の機会において，首脳レベルで，RCEP 交渉進展の重要性を再確認した上で，迅速な妥結に向けて交渉を強化する旨が表明されたことを踏まえ，質の高い協定の早期妥結を目指して，各国とより一層緊密に連携しつつさらに交渉を加速化させる。
４　その他，日中韓 FTA，日コロンビア，日トルコなどの EPA 交渉も戦略的かつスピード感をもって

推進する。
５　既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　TPP については，中長期的な米国の TPP 復帰も念頭に，11 か国による TPP 早期発効に向けて議論を続け，11 月，ベトナムにおける TPP 閣僚会合において大筋合意を達成した。30 年１月の高級事務レベル会合で交渉が妥結し，同３月に 11 か国で「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）」に署名した。この間，日本は高級事務レベル会合を４回主催し，11 月の閣僚会合ではベトナムと共同議長を務めるなど，議論を主導した。また，同時に TPP のもつ経済的・戦略的重要性につき米国への働きかけを継続した。安倍内閣総理大臣からも，TPP の重要性につきトランプ米大統領に継続的に訴えてきている。

２　日 EU・EPA については，４月に EU との間で交渉会合を，６月に日 EU 経済連携協定に関する交渉推進タスクフォース第２回会合，７月に日 EU 経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議第３回会合を開催した。６月末から７月にかけての日・EU 閣僚間の集中的な交渉を経て，７月６日の第 24 回日 EU 定期首脳協議において，日 EU・EPA が大枠合意に達したことを日 EU 首脳間で確認した。その後も精力的に詰めの協議を進め，12 月８日の日 EU 首脳電話会談において同 EPA の交渉妥結を確認した。交渉妥結後は，早期署名・発効に向け，法的精査作業等を実施してきている。

３　東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，首脳会議を１回（11 月），閣僚会合を４回（５月，９月，11 月，30 年３月），交渉会合を４回（５月，７月，10 月，30 年２月）開催した。

４　日中韓 FTA については，交渉会合を２回（４月，30 年３月）開催した。トルコとの間では２回（９月，30 年１月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが，非公式に細部についてのやり取りを実施した。

５　既存の協定の関連では，日シンガポール EPA，日メキシコ EPA，日マレーシア EPA，日タイ EPA，日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)，日フィリピン EPA，日インド EPA，日スイス EPA，日豪 EPA，日モンゴル EPA について，より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため，あるいは協定上規定されている協定見直しを議論するための委員会等を計 52 回(４月，５月，７月，８月，９月，10 月，11 月，12 月，30 年１月，３月)開催した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

測定指標１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①共同研究が終了した数	―	①： 0	①： 0	①： 0	①： 0	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）
②交渉会合開催数		②：25	②：15	②：25	②：22	
③交渉が妥結した数		③： 1	③： 0	③： 1	③： 2	
④署名した数		④： 1	④： 0	④： 1	④： 1	
⑤発効した数		⑤： 1	⑤： 1	⑤： 1	⑤： 0	
⑥委員会等開催回数		⑥：20	⑥：41	⑥：20	⑥：54	

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
①輸出額，②輸入額 （財務省貿易統計 HP より引用）	①75.6 ②78.4	①70.0 ②66.0	①78.3 ②75.4

評価結果(個別分野１)

施策の分析

【測定指標１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用】

28 年度

多角的貿易体制の維持・強化については，WTO 会合や各種委員会等での議論に参画し，紛争処理については当事国案件の処理を進めたほか，多くの第三国案件にも積極的に参加し，保護主義を抑止す

る役割を担うとともに，国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献した。
特に，29 年２月に貿易円滑化協定（TFA）が発効したことは，多角的貿易体制の維持・強化を図る上で効果が高かった。同協定の実施により，我が国の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性，恣意的な運用等の課題が改善し，完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している我が国の企業の貿易を始めとする経済活動を後押しすることが期待される。また，途上国においては，貿易取引コストの低減による貿易及び投資の拡大，不正輸出の防止，関税徴収の改善等が期待される。WTO によれば，TFA の完全な実施により，加盟国の貿易コストが平均 14.3%減少し，世界の物品の輸出を１兆米ドル以上に増大させる可能性があるとされている。TFA は，WTO 発足後初めての全加盟国が参加する協定であり，保護主義が台頭する中で，TFA の発効及び着実な実施は多角的貿易体制の強化に貢献する。（28 年度：多角的自由貿易体制の維持・強化（達成手段①））
また，27 年 12 月に合意された WTO 情報技術協定（ITA）品目拡大に従い，28 年 7 月に新型半導体やデジタル複合機・印刷機などを対象に関税引下げが開始され，この分野の貿易自由化が進展した。
有志国による交渉（EGA，TiSA)について，年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献したものの，交渉妥結には至らなかった。

29 年度
多角的貿易体制の維持・強化については，日本は MC11 における議論に建設的に貢献した。特に，電子商取引については，我が国として情報通信技術（ICT）分野において今後３年間で 330 億円規模の支援を実施する用意がある旨を表明し，また，各国の閣僚に対し電子商取引について WTO で議論を推進することの重要性を説明し協力を求めることにより議論を主導し，結果として米国，EU を含む 71 か国が署名した共同声明を発出することができた。これは，日本が立場の異なる広範な WTO 加盟国の間を橋渡しできることを示すものとなった。
また，27 年 12 月に合意された WTO 情報技術協定（ITA）品目拡大に従い，29 年５月，日本は有税品目（５品目）について関税を即時撤廃した。日本を含む 50 加盟国が関税撤廃を実施済みであり，この分野の貿易自由化が前進した。
EGA 及び TiSA については，早期の交渉再開を模索しているものの，交渉再開には至らなかった。
協定の履行監視については，WTO 会合や各種委員会等での議論に参画し，各国の問題ある措置等の是正・撤回を求め，また，紛争処理については，当事国案件の処理を進め，韓国による日本産水産物等の輸入規制など他国による WTO 協定に非整合的な措置について是正を求める判断を得られたほか，多くの第三国案件にも積極的に参加したことで，保護主義を抑止する役割を担うとともに，国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献した。（29 年度：多角的自由貿易体制の維持・強化（達成手段①））

【測定指標１－２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展】
28 年度
TPP の早期発効については，米国でトランプ新大統領が TPP 協定からの離脱を表明したことを受けて，目標達成には至らなかったが，日本は 12 月に協定及び整備法案を国会で承認及び可決した後，29 年１月に，他国に先駆けて国内手続完了の旨を寄託国の NZ に通報し，様々な機会を通じて，米国に TPP 協定の経済的・戦略的意義について繰り返し説明するなど，発効に向けて尽力した。
また，日 EU・EPA については，計２回（４月，９月）の交渉会合を実施したほか，首席交渉官以下様々なレベルで，電話会議等も活用しつつ，間断なく交渉を行った。交渉推進のための国内の体制として，総合的な方針の検討等のため，11 月に日 EU 経済連携協定に関する主要閣僚会議を立ち上げ，第１回会議を開催するとともに，交渉に向けて関係省庁間の緊密な連携を確保し，政府一体となって対応するため，外務省を含む関係省庁で構成する日 EU 経済連携協定交渉推進タスクフォースを立ち上げた。こうして強化された交渉体制の下，28 年 12 月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との電話会談以後可能な限り早期の大枠合意実現を目指し，交渉が加速化された。29 年２月にはドイツのボンで岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談が行われ，保護主義的な動きに対抗するため，可能な限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認した。また，28 年５月のＧ７伊勢志摩サミット，同７月及び 29 年３月の日 EU 首脳会談の際に首脳間で可能な限り早期の大枠合意について強いコミットメントを確認した。（28 年度：経済連携協定（達成手段②））
我が国が TPP 協定を締結したほか，日 EU・EPA，RCEP，日中韓 FTA 及び各二国間 EPA 交渉の進展等が見られたことは，新興国等との競争も激化する中で，日本企業の積極的な海外展開や，世界の経済成長の取込みを後押しする上で重要な進展となった。また，アジア太平洋地域の新たなルール作りを

進展させる上でも，TPP 協定の早期発効に向けた取組や，RCEP 及び日中韓 FTA といった広域経済連携交渉に同時並行的に取り組むことは有効であった。（28 年度：経済連携協定（達成手段②））

29 年度

TPP については，11 か国による TPP11 協定の早期発効に向けて精力的に議論を主導した結果，11 月の大筋合意，30 年１月の交渉妥結，同３月の署名に至った。本協定は，成長著しいアジア太平洋地域において，物品・サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化を進めるとともに，知的財産，金融サービス，電子商取引，国有企業の規律などの幅広い分野で 21 世紀型の新たなルールを構築するという TPP 協定のハイレベルな内容を維持するものであり，この地域における自由で公正な経済秩序の更なる拡大の礎になるという大きな経済的・戦略的意義を有している。これにより，これまで自由貿易を主導してきた国々において保護主義や内向きの傾向が顕著となる中，日本として，一層積極的な役割を果たすとともに，世界に向けた力強いメッセージを発出することができた。

日 EU・EPA については，可能な限り早期の大枠合意を目指し，４月に第 18 回交渉会合を実施したほか，首席交渉官以下様々なレベルで，電話会議やテレビ会議等も活用しつつ，間断なく交渉を行った。29 年５月のＧ７タオルミーナ・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談において，できる限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認すると同時に，双方が政治的指導力を発揮する段階に来ているとの認識で一致した。６月末から７月初めにかけては，マルムストローム欧州委員（貿易担当）が来日し，岸田外務大臣と集中的に交渉を行った。交渉の進展と歩調を合わせ，日本国内でも６月に主要閣僚会議第２回会合，７月に第３回会合が開催され，大枠合意に向けて最終的な国内調整が行われた。こうした様々な交渉・調整を経て，７月５日，ブリュッセルにおいて岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で大枠合意を確認し，翌６日，第 24 回日 EU 定期首脳協議において首脳レベルで大枠合意を確認した。この大枠合意は，直後にハンブルクで開催されたG20 首脳会合において，我が国が主張する自由貿易推進のメッセージを取りまとめる上で力強い後押しとなった。大枠合意後も精力的に詰めの協議を進め，12 月８日に河野外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で電話会談を実施した後，同日夜に安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長との間で電話会談を実施し，本 EPA の交渉妥結を確認するに至った。

日 EU・EPA は，21 世紀において，スタンダードの高い，自由で，開かれ，かつ公正な貿易投資ルールのモデルとなるものであると同時に，人口６億人，世界の GDP の約３割をしめる巨大な経済圏を創出するものであり，日 EU 双方に多大な貿易・投資の機会をもたらすものである。また，大枠合意及び交渉妥結を達成したことは，保護主義的な動きが広がる中で，日 EU が自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものとなった。交渉妥結後は，可能な限り早期の署名・発効に向けて法的精査作業等を実施してきている。(29 年度:経済連携協定(達成手段②))

RCEP については，ルール分野も含めた質の高い協定を早期に妥結させることを目指し，各国との議論を継続した。11 月に，交渉立ち上げ以降初めて RCEP 首脳会議が開催され，交渉に一定の進展があったことが確認され，妥結に向けて 30 年に一層努力するよう首脳の指示が出された。また，30 年３月にシンガポールで中間閣僚会合が開催され，ASEAN からは年内妥結を目指す発言があり，我が国からは，市場アクセス，ルール分野及び協力のバランスを取りつつ，一定の質が確保されることを前提として，年内妥結を目指す ASEAN を支持する旨を表明した。

その他，日中韓 FTA は３月に第 13 回交渉会合を実施し，日コロンビアは非公式なやりとりが増加したが，日トルコ EPA の交渉を戦略的かつスピード感をもって推進したほか，既存の経済連携協定については，委員会を計 52 回開催し，実施状況につき意見交換を行い，あるいは協定上規定されている協定見直しの議論を行っており，経済連携に係る取組を進めることができた。

全体としては，７月の交渉会合以降わずか半年強で TPP11 協定が署名に至ったこと，日 EU・EPA が 12 月に交渉妥結に至り，早期署名・発効に向けた道筋をつけることができたこと，そしてその間，RCEP 等その他の経済連携の交渉や既存の経済連携協定の委員会を例年並みの水準で実施できたことにかんがみるに，日本経済の成長促進，力強い経済外交の推進に向けて年度目標の水準を上回る非常に大きな成果が得られたと言える。

【測定指標１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階】

28 年度

目標値⑤の日モンゴル EPA の発効や目標値⑥の委員会開催数の達成等，一部成果は見られ，一定の進展があったが，日コロンビア EPA 等の交渉が最終段階に差しかかった協定については，非公式なやりとりが増加し，交渉会合数として計上できる公式な交渉会合の開催数が減ったため，目標値②の交渉会合数について数値目標が未達成となった。（28 年度：経済連携協定（達成手段②））

29 年度

29 年度の実績値のうち，目標値③及び④に関して，TPP11 協定の交渉妥結・署名，日 EU・EPA の交渉妥結の２点を達成したことは，数年にわたる交渉が結実した大きな成果と考える。

目標値②の交渉会合開催数については，交渉が最終段階に差しかかった日コロンビア EPA や日 EU・EPA について，非公式なやりとりが増加し，交渉会合数として計上できる公式な交渉会合の開催数が減ったため，数値目標が未達成となった。RCEP，日中韓 FTA，その他の二国間 EPA 交渉については一定のペースで精力的に交渉会合を開催した。また，米国の離脱による TPP 協定の未発効が大きな要因となり，目標値⑤の発効数が目標に達しなかった。（29 年度：経済連携協定（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

我が国は GATT/WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け，経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化することは，我が国の繁栄のみならず，世界経済全体の発展，また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに，WTO 紛争解決制度は，WTO 体制に信頼性，安定性をもたらす柱であり，我が国として同制度を支え，また，同制度の下で WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき解決するとともに，同制度が適切に運用され，多角的貿易ルールの明確化を通じ，法的安定性と予見可能性が増すよう引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。

また，WTO を中心とする多角的貿易体制における交渉が膠着状態である中，主要国との二国間あるいは地域内での経済連携を推進することが，我が国の国益増進にとっても，一層重要となってきており，アジア・太平洋地域，東アジア地域，欧州など主要貿易国・地域との間で経済連携を戦略的に推進し，引き続き，我が国の外交力を駆使して，守るべきは守り，国益にかなう経済連携を戦略的に進める必要がある。

上記のとおり多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を推進するとの目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用

多角的貿易体制の維持・強化に向け，MC11 の結果を踏まえ，WTO の議論を進めていくべく，我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組を推進していくことを含め，引き続き精力的に取り組んでいく。また，多角的貿易体制維持の観点から保護主義の台頭を抑止していくことが必要であり，今後も WTO を含む多国間の会合やＧ７／Ｇ20 首脳会合等の機会を活用しつつ，引き続き保護主義的な措置に対する WTO による監視を支持し，我が国として積極的な貢献を行う。個別紛争処理については，WTO 紛争解決制度の手続を活用して当事国案件を解決して成果を出すだけのみならず，第三国のケースや制度の運用の議論について積極的に参加し，ルールの明確化と適切な運用が図られるよう引き続き貢献していく。

１－２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展

上記の施策の分析のとおり，TPP11 協定及び日 EU・EPA の交渉が妥結し，前者は署名に至った。保護主義的な動きが世界に広まる中で，引き続き TPP11 協定，日 EU・EPA を始め，質の高い RCEP や日中韓 FTA，そのほかの経済連携を推進して自由で公正な貿易・投資ルールを地域や世界に広げていくことは，地域や世界の平和や繁栄にとって極めて重要である。

上記の観点から，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州との間で戦略的に推進するため，まずは TPP11 協定の各国での国内手続を早期に完了させ，TPP11 協定を早期に発効させるとととともに，日 EU・EPA の残る作業を速やかに終了させ，早期署名・発効を達成する。また， RCEP や日中韓 FTA 等の多国間の経済連携や，コロンビアやトルコなど，小規模経済を含む二国間の経済連携の交渉を進める。

１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

上記の施策の分析のとおり，特に 29 年度には経済連携協定締結に向けて大きな成果が得られた。まずは，署名及び妥結に至った協定の早期発効を目指すとともに，交渉中の経済連携協定のできるだけ早期の交渉妥結を達成すべく，引き続き一定のペースで交渉会合の開催を目指す。保護主義的な動きが広まる中で，自由で公正な貿易・投資ルールを広め，深化させることが引き続き地域や世界の平和と繁栄にとって重要である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html）
日 EU 経済連携協定（EPA）交渉
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html）
第 24 回日 EU 定期首脳協議（29 年７月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000351.html）
日 EU 首脳電話会談（29 年 12 月８日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_003523.html）
世界貿易機関（WTO）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html）
・世界貿易機関（WTO）ホームページ
Eleventh WTO Ministerial Conference
（https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/mc11_e/mc11_e.htm）
・「我が国の経済外交 2018」（外務省経済局編（2018 年）日本経済評論社）
・TPP 等政府対策本部ホームページ
（http://www.cas.go.jp/jp/tpp/）
・財務省貿易統計
（http://www.customs.go.jp/toukei/info/）
・官邸ホームページ
未来投資戦略 2017
（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf）

個別分野 ２　日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために，海外で活動する日本企業を支援し，その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

１　日本企業支援

本省，在外公館，関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り，ビジネス環境の改善，現地情報の提供や在外公館施設の活用，インフラ輸出促進等の支援を行う。また，各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで，日本企業の海外展開を支援する。

２　対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について，ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては，産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ，相手国・地域を戦略的に検討する。

対内投資の更なる推進のため，関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ，外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進，知的財産に関する二国間対話，在外公館における知的財産担当官の対応力強化等，海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
日本外交の三本柱
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）（平成 29 年５月 29 日）
第２章　具体的施策
・未来投資戦略 2017－Society5.0 の実現に向けた改革－（平成 29 年６月９日）
第２　具体的施策　Ⅲ地域経済好循環システムの構築　２．攻めの農林水産業の展開
第２　具体的施策　Ⅳ海外の成長市場の取り込み
・知的財産推進計画 2017（平成 29 年５月 16 日閣議決定）
Ⅲ.2020 年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化
１.コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化

測定指標２－１　日本企業支援強化に向けた取組　＊

中期目標（--年度）

日本経済の成長を後押しするべく，日本企業支援を効果的に推進する。

28 年度

年度目標

１　32 年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年，また，中堅・中小企業等の輸出額 22 年（3.7 兆円）比２倍の政府目標を進捗させるため，28 年度は，在外公館の日本企業支援件数 6.1 万件，中小企業の輸出額の増加を目指す。そのため，企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに，個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや，在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し，今後の企業支援業務に資するよう，関連情報を整備する。

２　政府は 32 年インフラ受注 30 兆円を目標としている。その実現のため，在外公館の情報収集能力の向上のため，インフラアドバイザーをより活用する。同アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁，民間企業とも共有しプロジェクト受注に有効活用する。

３　政府による，31 年の農林水産物・食品の１兆円輸出目標の前倒し目標達成に寄与すべく，28 年度は，各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し，新たに設置された日本企業支援担当官（食産業担当）や，農林水産省を始めとする他省庁との連携により，日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

4　本測定指標の年度目標１に関連し，日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため，法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し，特に今まで必ずしも法的支援を受けられてこなかった中小・零細の企業にも，現地の法令，法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう，法的支援の充実を図る。

施策の進捗状況・実績

1　在外公館において，ビジネス環境の整備のための協議，人脈形成や情報提供，官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR を積極的に実施した結果，28 年度は一部集計フォーマットを修正したため，単純比較はできないものの，前年度より支援件数が増加することとなった。グッド・プラクティスや日本企業支援統計等を取りまとめ企業等に広く情報提供するため，HP 等で公表／配布した。さらに，12 月に日本企業支援担当官会議（中東地域），29 年３月に日本企業支援担当官会議（アフリカ地域）を実施し，日本企業支援に係る本省の政策・方針，在外公館の活動例・課題等の共有および意見交換を行った。これらの取組と共に，個別企業からの相談対応のワン・ストップ化・効率化を図るべく，外務省ホームページ上の日本企業支援に関するページを刷新し，必要な情報へのアクセスしやすくした。

2　インフラ輸出促進のために，インフラプロジェクト専門官（28 年度末で 63 か国，132 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（28 年度で 15 公館）を配置し，収集する情報を関係省庁と共有，インフラシステム輸出戦略の策定や，安倍内閣総理大臣，岸田外務大臣によるトップセールスに活用した。

　安倍内閣総理大臣は外国訪問で 28 年に 33 件のトップセールスを実施するなど，安倍政権発足以降のこれらの働きかけの結果，22 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は 25 年に約 16 兆円，26 年には約 19 兆円，27 年には 20 兆円となるなど 32 年に約 30 兆円を達成するとの成長戦略の成果目標に向け順調に推移している。

3　各国の輸入規制や風評被害への対策については，要人往来等の機会を利用したハイレベルによる緩和・撤廃の申し入れや在外公館による働きかけを行った結果，28 年度末までに 21 か国が規制を撤廃した。29 年１月にはブルネイ，モロッコ，レバノンから食品輸入規制当局関係者の招へいを実施し，当該国における日本産食品に対する輸入規制撤廃・緩和に結びつくよう，農林水産省を始めとする他省庁とも連携の下，働きかけを行い，29 年３月には，レバノンで一定の輸入規制緩和が実現した。また，天皇誕生日祝賀レセプションなどの在外公館における行事の機会を活用し，日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。

4　15 公館において，法曹有資格者を活用し（各公館につき１法律事務所），中小・零細企業を含む日本企業に対し，セミナーやレポートを通じた現地の法令，法制度について情報提供や無料法律相談会等を通じた個別案件についてのアドバイスを行うことで，法的側面からの支援体制を強化した。

29 年度

年度目標

1　32 年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年の目標を達成するため，29 年の日本企業支援件数は７万件を目標とし，企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また，経済局官民連携推進室の設置に伴って，個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に，本省，在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや，在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し，今後の企業支援業務に資するよう，関連情報を整備する。

2　政府は 32 年インフラ受注約 30 兆円を目標としている。その実現のため，「質の高いインフラ」の対外広報を行うことや，在外公館の情報収集能力の向上のため，赴任者向けの研修の充実や，インフラアドバイザーの更なる活用を実践する。同アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁，民間企業とも共有しプロジェクト受注に有効活用する。

3　政府による，31 年の農林水産物・食品の１兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく，29 年度も，各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し，日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や，農林水産省を始めとする他省庁との連携により，日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

4　上記１に関連し，日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため，法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し，中小・零細を含む日本企業企業に現地の法令，法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう，法的支援の更なる充実を図る。

施策の進捗状況・実績

１　在外公館において，ビジネス環境の整備のための協議，人脈形成や情報提供，官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR を積極的に実施した結果，前年度より支援件数が増加した。グッド・プラクティスや日本企業支援統計等を取りまとめ企業等に広く情報提供するため，HP 等で公表／配布した。さらに，10 月に日本企業支援担当官会議（アフリカ地域）を実施し，法務省，海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN），現地 JICA，JETRO 等と共に，日本企業支援に係る外務本省の政策・方針，在外公館の活動例・課題等の共有および意見交換を行った。また，個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けて，JETRO 等と窓口情報について情報共有し，相互補完的に対応できるようにした。

　また，英国の EU 離脱に関し，日本にとって望ましい英 EU 関係の構築を促すべく，英 EU 間の交渉開始前に双方に対し早急に必要な働きかけを行う観点から，英 EU の政治・経済の中心地であるロンドン及びブリュッセル並びに在欧日系企業の集積地であるデュッセルドルフにおいて，英国の EU 離脱に伴う日英関係・日 EU 関係の分析調査を委託し，29 年３月に報告書を外務省 HP にて公表した。また，英国の EU 離脱に伴う日系企業への悪影響を最小限にするため，外部専門家の知見も活用しつつ，在英大使館や EU 代表部など日系企業が多数集積する地域の在外公館において日系企業に対し，英国の EU 離脱に伴って生じる不確実性に対応するに当たり必要となる経済に関する情報及び政治・外交面に関する情報を提供するセミナーを開催する等タイムリーな情報提供・相談等を実施した。

２　インフラ輸出促進のために，インフラプロジェクト専門官（30 年２月末時点で 72 か国，192 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（29 年度で 16 公館）を配置し，収集する情報を関係省庁と共有，インフラシステム輸出戦略の策定や，安倍内閣総理大臣，河野外務大臣によるトップセールスに活用した。

　安倍内閣総理大臣が外国訪問時に 29 年度は 30 件のトップセールスを実施するなど，安倍政権発足以降のこれらの働きかけの結果，22 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は 27 年に 20 兆円（28 年度，29 年度については集計中（30 年３月現在））となるなど 32 年に約 30 兆円を達成するとの成長戦略の成果目標に向け取組が進んでいる。

３　東日本大震災後の各国・地域による日本産品に対する輸入規制や風評被害への対策については，あらゆる機会をとらえ総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけや在外公館による情報発信を行った。また，国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関との関係構築及び日本の食の安全性に関する働きかけを実施し，第三者機関から我が国の検査体制の有効性を発信させる等の成果を得た。EU による日本産食品等輸入規制に関しては，規制撤廃を目指して，ハイレベルの会談ごとに規制緩和・撤廃要請を行った結果，29 年 11 月に欧州委員会は規制緩和を内容とする改正実施規則案を決定し（同年 12 月に発効），福島県産コメが規制対象から外れるなどの輸入規制緩和が実現した。この結果，29 年度は新たに６か国，これまでに計 27 か国が規制を完全撤廃した。また，天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等を活用し，日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。

４　11 か国 15 公館において，法曹有資格者を活用し（各公館につき１法律事務所），中小・零細企業を含む日本企業に対し，セミナーやレポートを通じた現地の法令，法制度について情報提供や無料法律相談会等を通じた個別案件についてのアドバイスを行うことで，法的側面からの支援体制を強化した（28 年度は６か国 13 公館）。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－２　対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（32 年度）

28 年５月に外務省を含む７省により策定された投資関連協定に関するアクションプランを踏まえ，投資関連協定について，32(2020)年までに，100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ，海外における投資環境の整備を促進し，また，日本市場に海外投資を呼び込むことにより，日本経済の成長に貢献する。

28 年度

年度目標

戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討するとともに，現在交渉中の８件の協定（アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ケニア，ガーナ，モロッコ，タンザニア）については，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　28 年５月，「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を関係省庁で決定し，32（2020）年までに 100 の国・地域との署名・発効を目指すという目標を掲げ，それに向けて交渉相手国の選定基準や交渉官数の増加等を含む具体的指針を策定した。上記指針に基づき，体制面においては，投資環境整備のための投資協定交渉官及び担当官の実員を増加させた。28 年度はモンゴルとの間で投資協定が発効，ケニア及びイスラエルとの間で投資協定に署名したほか，アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ガーナ，モロッコ及びタンザニアとの間で投資協定交渉を引き続き進めた。また，新たにアルゼンチン，コートジボワール，バーレーンとの交渉を開始した。29 年４月現在，発効済の投資協定 35 本と署名済・未発効の７本を合わせると 44 の国・地域をカバーし，交渉中の 16 本も発効すると 82 の国・地域をカバーすることとなった。
　さらに，新たに投資協定の交渉開始に向けて３か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施した。

２　５月に開催された第４回対日直接投資推進会議（外務大臣を含む関連府省大臣で構成）では，日本が国際的な貿易・投資の中核地点（グローバル・ハブ）となることを目指した「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定した。

３　27 年３月に第２回対日直接投資推進会議で取りまとめられた「外国企業の日本への誘致に向けた５つの約束」のうちの一つである「企業担当制」が４月に運用され，対象となる全ての外国企業が本制度を活用し当該企業の業種を所管する省の担当副大臣と面会した際，外務副大臣が同席した（28 年９月に薗浦外務副大臣が同席，その他年度内に計６回，外務大臣政務官が同席）。対日直接投資案件の発掘に係る情報収集体制の強化を図るとともに，案件成立に向けた支援体制の構築を図るため，５月に 126 の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置した。

４　９月，国連総会出席のために安倍内閣総理大臣がニューヨークを訪問した機会を捉えて，対日投資セミナーを開催した。また，７月にジェトロ主催（在ベトナム日本大使館後援）でベトナム初の対日投資セミナーが開催され，10 月には東京で，日本経済新聞社主催（経済産業省，内閣府，外務省，ジェトロ共催）の対日直接投資フォーラム（INVESTMENT JAPAN Forum 2016）が開催された。更に，29 年３月には，外務省主催（内閣府，経産省，日本国際問題研究所，JETRO 共催）の日米欧ビジネス・セミナーを開催した。

29 年度

年度目標

１　戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討するとともに，新たに 13 か国との間で新規に交渉を開始することを目指し，相手国と協議する。現在交渉中の 10 件の協定(アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ガーナ，モロッコ，タンザニア，アルゼンチン，コートジボワール，バーレーン）については，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期妥結を目指す。

２　ジェトロとの連携を強化しつつ，126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当官窓口」等の外交リソースを活用した対日投資の呼びかけ，各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組む他，企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　32 年までに 100 の国・地域との署名・発効を目指すとの目標に向けて交渉相手国の選定基準や交渉官数の増加等を含む指針策定や体制強化を実施した。具体的には，５月 15 日付で，経済局内に，投資関連政策を一元的に立案・実施する投資政策室を設置し，投資関連協定の交渉先選定を含む横断的政策立案を担うとともに，各地域を所管している局課とも連携しながら，投資関連協定の交渉促進に取り組んだ。29 年度はサウジアラビア，ウルグアイ，イラン，オマーン，ケニア及びイスラエルとの間で投資協定が発効，アルメニアとの間で投資協定に署名したほか，アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ガーナ，モロッコ，タンザニア，アルゼンチン，コートジボワール及びバーレーンとの間で投資協定交渉を引き続き進めた。また，年度目標の「新たに 13 か国との間で新規に交渉を開始することを目指す」との点に関しては，新たに 10 か国（アルメニア，トルクメニスタン，ジョージア，ヨルダン，セネガル，キルギス，ナイジェリア，ザンビア，エチ

オピア及びタジキスタン）との交渉を開始した。加えて，３か国との間で予備協議を実施し，パラグアイとの間では９月に正式交渉入りに合意した（正式交渉会合の日程が調わず，29 年度内には正式交渉会合は実施されなかった）。その他の２か国については，協定に含まれるべき要素等について十分に意見が集約されず，29 年度中に正式交渉入りの合意には至らなかった。30 年３月現在，発効済の投資協定 41 本と署名済・未発効の投資協定３本を合わせると 45 の国・地域をカバーし，交渉中の投資協定 24 本も署名・発効すると 91 の国・地域をカバーすることとなった。

さらに，新たな投資協定の交渉開始に向けて４か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施した。

２　５月，外務省を含む関係省庁で構成される第５回対日直接投資推進会議が開催され，在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による対日直接投資に資する具体的な活動は，設置後１年間で計 700 件以上にのぼる旨を紹介し，今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。また，５月にフィンランド，６月にアイルランド，９月に韓国，30 年２月にミュンヘンにおいて，投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として対日投資促進セミナーを開催し，現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策をジェトロとも連携の上各在外公館にて実施した。

また，９月の安倍内閣総理大臣訪米の際には，米国 CEO 懇談会やニューヨーク証券取引所における経済スピーチでも，安倍内閣総理大臣から日本への更なる投資を呼びかけるなど，トップセールスにも取り組んだ。

さらに，外務省 HP において，在外公館の「対日直接投資推進担当窓口」を一覧にしたリストを新たに掲載するなど，外務省における対日投資促進施策の広報活動にも注力した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組

中期目標（--年度）

１　模倣品･海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ，知的財産権保護の促進を図る。
２　二国間対話等を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。
３　日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において取組を進め，日本企業の海外展開支援を行う。

28 年度

年度目標

１　模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ，知的財産権保護を促進する。
２　二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。
３　日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し，本省，在外公館，関係機関との情報交換，連携を促進し，在外公館の知的財産担当官の機能強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　二国間協議や RCEP，日 EU・EPA 等の経済連携協定交渉の場を通じて，また APEC の知的財産専門家会合への出席や WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関（WIPO）の各種会合等における議論への参画を通じて，模倣品・海賊版の取引防止強化も含め，国際的な知的財産権保護環境整備に努めた。
２　特に利害関係の大きい中国等のアジア各国との二国間協議の場で，知的財産保護に関連する議題を取り扱い，問題意識を共有するとともに，協力して対策を講じる旨協議した。
３　インド（南西・東南アジア地域の担当官対象，29 年２月）及び南アフリカ（サブサハラ地域を中心としたアフリカ諸国の担当官対象，29 年３月）において在外公館知的財産担当官会議を開催し，現地日系企業も交えて官民合同の意見交換を行ったほか，知的財産権保護及び被害の状況，その対応ぶりに関するベストプラクティスを共有した。

29 年度

年度目標

１　模倣品･海賊版の取引防止等に関する二国間協議や国際会議における議論への積極的な参加，または知的財産分野における円滑かつ効率的な協力案件の促進等の国際的な取組を通じ，知的財産権

保護の促進を図る。
２　二国間対話や国際協議の場における日本の立場の積極的な主張等を通じて，日本企業が安心してかつ円滑に海外展開を促進できるよう，国際的な知的財産保護環境及び制度構築の議論に積極的に参画する。
３　在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ，海外において知的財産権の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより，知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績
１　WTO・TRIPS 理事会，世界知的所有権機関（WIPO）関連会合，APEC 知的財産専門家会合（IPEG）といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加や，TRIPS 協定第 27 条に違反する懸念のあるインドネシア改正特許法の施行に対して，他の関心国と共同でインドネシア政府に懸念を表明して働きかけを実施する等，国際的な知的財産保護の促進を図った。
２　11 月に大筋合意に至った TPP11 協定や，12 月に最終合意に達した日 EU･EPA は，知的財産の保護と利用の一層の推進を図る内容となった。かかる協定の締約国内で，知的財産が十分に守られることで，投資環境が改善され，日本企業の安心かつ円滑な海外展開を促進することが期待される。
３　30 年２月にロシア（CIS・中央アジア地域の担当官を対象）で，同年３月にメキシコ（中南米地域の担当官を対象）で，在外公館知的財産担当官会議を開催し，現地日系企業も交えて官民合同の意見交換を行ったほか，知的財産権保護及び被害の状況，その対応ぶりに関するベストプラクティスを共有した。また，JETRO 担当者にも知的財産担当官会議に参加してもらい，域内知的財産担当官と問題意識や対応策の共有を図った。加えて，定期的に実施される在外赴任前研修において知的財産に関する研修を実施することで，在外公館の担当官の能力強化を図ったほか，JETRO が海外の政府機関向けに実施する模倣品対策セミナーに，在外公館の知的財産担当官が参加し，官民一体となった取組を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

参考指標１：在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	46,762	53,675	60,268

参考指標２：知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	180	260	236

参考指標３：対外直接投資総額（百万ドル）

（JETRO ホームページ「日本の国・地域別対外直接投資（国際収支ベース，ネット，フロー）」より引用）	実績値		
	27（2015）年	28（2016）年	29（2017）年
	138,428	173,855	168,587

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　日本企業支援強化に向けた取組】
28 年度
在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR は，日本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進，日本企業やインフラシステムの海外展開，日本企業の活動を支援する上で有効であった。
外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために，例年，在外公館

の日本企業支援担当官を招集して日本企業支援担当官会議を開催して，28 年度は中東及びアフリカにて開催した。同会議における現場で日本企業支援に取り組む在外公館関係者，現地関係機関や企業等との情報共有・意見交換は，在外公館の知見・能力の向上，本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討，改善に有効であった。（28 年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

また，日本産品への輸入規制については，東日本大震災から５年半以上が経過する中，依然として放射性物質に係る我が国からの輸入規制が維持されている国・地域への輸入規制撤廃に向け，在外公館のみならず政治レベルでも働きかけを行ったほか，28 年度第二次補正予算を活用し，ブルネイ，モロッコ及びレバノンの政府関係者（食品安全や輸入規制の担当者）を我が国に招へいし，食品の安全性に対する理解を促した。事業実施後 29 年３月にレバノンの輸入規制が緩和されるなど，４か国にて規制撤廃，８か国において規制が緩和される等の成果が得られた。引き続き取組は必要ではあるものの，政府の重要課題である放射性物質に係る輸入規制の撤廃に向けて進展が見られ，有効な取組であった。（28 年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

29 年度

在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR は，日本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進，日本企業やインフラシステムの海外展開，日本企業の活動を支援する上で有効であった。また，日本産品への輸入規制については，在外公館のみならずハイレベルでもあらゆる会談等の機会を捉えて働きかけを行ったほか，第三者機関から我が国の検査体制の有効性を発信させるべく，FAO 等の国際機関との関係構築及び日本の食の安全性に関する働きかけを実施した。実際に，29 年５月に訪日したグラツィアーノ FAO 事務局長からは「福島県産品の安全性に懸念を持つ理由は無い」との発言を得て，この発言は国内外で広く報道される等の成果を得た。EU による日本産食品等輸入規制に関しては，在外公館のみならず政治レベルでも働きかけを継続して行った結果，29 年 11 月に欧州委員会は規制緩和を内容とする改正実施規則案を決定し，同年 12 月に発効，福島県産コメが規制対象から外れるなどの輸入規制緩和が実現した。輸入規制撤廃に向け引き続き取組は必要であるものの，政府の重要課題である放射性物質に係る輸入規制の撤廃に向けて進展が見られ，これらの働きかけは有効な取組であった。この結果，29 年度はカタール，ウクライナ，パキスタン，サウジアラビア，アルゼンチン及びトルコの６か国が規制を完全撤廃した。また，天皇誕生日祝賀レセプションなどのあらゆる機会を活用し，全世界の在外公館等を活用し，日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。（29 年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために，例年，在外公館の日本企業支援担当官を招集している日本企業支援担当官会議を，29 年度はアフリカにて開催した。同会議における現場での日本企業支援に取り組む在外公館関係者，現地関係機関や企業等との情報共有・意見交換は，在外公館の知見・能力の向上，本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討，改善に有効であった。（29 年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

また，EU 域内で日系企業が集積している地域の主要在外公館等において，日系企業に対し，英国の EU 離脱に伴って生じる不確実性に対応するに当たり必要となる経済に関する情報及び政治・外交面に関する情報を提供し，企業側の希望次第で相談に応じられるようセミナーを開催したことは，企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進する上で有効であった。（29 年度：英国の EU 離脱に対する対応（日本企業支援）（達成手段④））

【測定指標２－２　対外・対内投資の戦略的な支援】

28 年度

28 年５月に「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」策定後，省内の体制を強化し，投資協定交渉官及び担当官の実員を増加させたことは投資関連協定の交渉を加速化する上で有効であった。また，新たに関係省庁会議を開催して産業界や各省庁を通じた要望を吸い上げるとともに，在外公館等を通じてこれまで投資協定を結んでいない国のニーズや政策等の情報収集を強化したことは，新規交渉国を選定する上で有効であった。28 年度は，新たにアルゼンチン，コートジボワール及びバーレーンとの投資関連協定交渉を開始し，さらに，新たに投資協定の交渉開始に向けて３か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施することとなり，アクションプランで定められた 32 年までに 100 の国・地域との署名・発効を目指すという中期目標に向けて着実に進展した。（28 年度：対外投資の戦略的な支援（達成手段②））

日本市場への海外投資を呼び込むための体制強化や対日投資セミナー等を国外だけでなく，国内でも開催（日米欧ビジネス・セミナーの主催（29 年３月），Invest Japan Forum 2016（10 月）の共催）したことで，投資先としての日本の魅力を発信する重要な機会となり，対内直接投資の促進に貢献し

た。（28 年度：対日直接投資サミット開催経費（達成手段④））

29 年度

28 年度の体制強化に続き，29 年５月に経済局内に，投資関連政策を一元的に立案・実施する投資政策室を設置したことは，省内の体制をより一層強化し，投資関連協定の交渉を加速化する上で有効であった。また，28 年に続き関係省庁会議を開催して産業界や各省庁を通じて海外に進出している，若しくは進出を予定している企業の要望を吸い上げるとともに，在外公館等を通じてこれまで投資協定を結んでいない国のニーズや政策等の情報収集を行ったことは，新規交渉国を選定する上で有効であった。29 年度は，新たに 10 か国（アルメニア，トルクメニスタン，ジョージア，ヨルダン，セネガル，キルギス，ナイジェリア，ザンビア，エチオピア及びタジキスタン）との交渉を開始し，これらに加えて，新たに投資協定の交渉開始に向けて３か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施し，アクションプランで定められた 32 年までに 100 の国・地域との署名・発効を目指すという中期目標に向けて着実に進展している。（29 年度：対外投資の戦略的な支援（達成手段⑤））

28 年度末に国内で大規模な対日投資セミナー（日米欧ビジネス・セミナー）を開催しており，同種のイベントは一定の期間をおいて開催することが効果的と判断し，29 年度は国内ではセミナーを開催しなかった。一方で，９月の安倍内閣総理大臣訪米の際に，安倍内閣総理大臣からアベノミクスによる改革の成果や今後の方向性を紹介しつつ，日本への更なる投資を呼びかけたことや，ジェトロと連携しつつ対日投資セミナーを複数の在外公館にて開催し，また，現地企業やビジネス団体と接する各種イベントの機会に対日投資の呼びかけを行ったことは，投資先としての日本の魅力を国外において発信する重要な機会となり，対内直接投資の促進に貢献した。（29 年度：対日直接投資サミット開催経費（達成手段③））

【測定指標２－３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組】

28 年度

日本企業が円滑に海外展開を行える知的財産権保護環境を整えるためには継続的な取組が必要である。特に日本の知的財産権侵害被害の多い国との二国間交渉において知的財産問題を議題としてとりあげ，また個別案件についても，企業の相談に基づき在外公館を通じて任国政府への問合せを行うなどの支援を行ったことで，侵害の起きている国の相手国政府について我が国の強い懸念を伝えることができ，今後とも協議を続けることが確認されたことは有益であった。

また，国際的な知的財産権保護制度について協議する WIPO や TRIPS 理事会，APEC の知的財産専門家会合等での議論に同じく知的財産の保護を重視する先進諸国と協調して積極的に参加した結果，日本にとって好ましくない主張を抑えることができた。

さらに，海外における日本企業の知的財産権保護強化に向けて，例年，在外公館の知的財産担当官を招集し，各国の知的財産保護状況やベストプラクティスを共有する知的財産担当官会議を開催しているが，28 年度は，アジアの中でも急速に成長し日本企業の進出増加が見込まれるインドにおいて，また，知的財産権保護制度に関して，依然として未整備の国の多いアフリカにおいて，初めて知的財産担当官会議を開催した。インドの会議においては，現地の日本企業が抱える具体的問題が明確に地域の知的財産担当官に共有されたほか，ジェトロ現地事務所等の連携強化を図ることができた。また，初めて同会議が開催されたアフリカでは，各国の知的財産制度や他国でのベストプラクティスが共有され，対象地域の知的財産担当官の強化に効果的であった。（28 年度：知的財産権侵害対策（達成手段③））

29 年度

多数国間会合のうち，WTO・TRIPS 理事会及び世界知的所有権機関（WIPO）関連会合では，同じく知的財産の保護を重視する先進諸国と協調して交渉に臨んだ結果，例えば，特許制度に遺伝資源等の出所開示要件を導入するといった，日本にとって好ましくない結論が出ることを回避できた。また，APEC 知的財産専門家会合（IPEG）では，積極的に参加・発言しプレゼンスを示すことで，参加エコノミーに対し，我が国が知財保護を重視している姿勢を示しつつ，同地域における知財保護強化を促進することができた。

11 月に大筋合意に至った TPP11 協定では，知財分野について，医薬品や著作権に関する項目を含め 11 の項目を凍結することで合意する一方，商標権の取得の円滑化等のための国際協定の締結義務，先発医薬品の特許保護とジェネリック医薬品との調整規定（いわゆるパテント・リンケージ），地理的表示（GI）の保護に関する規定，営業上の秘密を含む各種知的財産の強力な権利行使に関する規定といった知的財産の高い保護水準を担保する規定は維持された。また，12 月に最終合意に達した日 EU･

EPA では，TRIPS 協定よりも高度又は詳細な規律を定める観点から，十分かつ効果的な実体的権利保護を確保するとともに，知的財産に関する制度の運用における透明化，知的財産権の行使（民事上の救済に係る権利行使手続及び国境措置に係る権利行使），協力及び協議メカニズム等について規定し，知的財産の保護と利用の一層の推進を図る内容となった。いずれも，日本企業の海外における知的財産権の保護を強化する観点からは大きな前進となった。

30 年２月の CIS・中央アジア地域知的財産担当官会議を通じて，中国と欧州との間で物流網が整備され今後我が国企業の知的財産権の侵害が懸念される地域において，似た問題を抱える地域の在外公館間の連携が強化できた。同年３月の中南米地域知的財産担当官会議では，域外で製造された模倣品／海賊版が流通しており情報収集や対応強化が必要と考えられる地域において，各国の知的財産制度や他国でのベストプラクティスが共有され，対象地域の知的財産担当官の強化に効果的であった。

また，定期的に実施される在外公館赴任前研修において知的財産に関する研修を実施することで，在外公館の担当官の能力強化がなされたほか，JETRO 担当者の知財担当官会議への参加により，域内知的財産担当官と問題意識や対応策の共有を図ったり，JETRO が海外の政府機関向けに実施する模倣品対策セミナーに在外公館の知的財産担当官が参加する等，連携が強化され，体制強化を進めることができた。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

世界経済の先行きが不透明な中，日本経済の成長を後押しするためには，日本企業の海外展開支援を強化することが重要である。そのためには，政府として，海外における日本企業のビジネス環境を一層整備するために相手国政府に働きかけるとともに，インフラプロジェクトの受注支援や日本産品の販路拡大を始め個別企業の活動を支援していくことが必要である。

また，福島第一原発事故後の各国による輸入規制措置の緩和・撤廃のためにも，引き続き，日本産品の安全性を粘り強く発信し，科学的根拠に基づいた対応を各国に求めていく必要がある。

加えて，日本の知的財産が海外で適切に保護され，活用されるための環境整備を強化していく必要がある。

投資協定は，投資の保護，自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に，二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり，海外進出している，若しくは進出を予定している企業の実際のニーズに応えることを主眼として，迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが引き続き必要である。

また，対日投資の拡大は，海外の優れた人材や技術を呼び込み，雇用やイノベーションを創出し，今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり，29 年６月に策定された未来投資戦略 2017 において 32 年における対内投資残高を 35 兆円へ倍増（2012 年末時点 19.2 兆円）するとの目標が掲げられていることから，引き続き対日直接投資促進に向けて取組を進めていくことが必要である。

【測定指標】

<u>２－１　日本企業支援強化に向けた取組</u>

日本経済の発展に貢献するためにも，日本企業の海外展開支援は重要である。それゆえ，企業支援に関する情報共有・意思疎通体制の強化，インフラ輸出に関する在外公館の支援体制の強化，輸入規制・風評被害対策，海外の日本企業に対する法的支援体制の強化，といった 29 年度目標は適切であった。また，上記の施策の分析のとおり，29 年度は調査報告やセミナー等の開催を通じ，英国の EU 離脱に伴い生じる不確実性に日系企業が対応するに当たり必要な情報を政府から提供すること等により日系企業支援を実施することができたが，31 年３月末に英国が EU を離脱することとなるところ，離脱後も，日英間の「新たな経済的パートナーシップ」が構築されるまでは，引き続き日系企業にタイムリーに情報共有していくことが必要である。今後は，現状通り引き続き適切かつ効率的な事業実施に努めるようにとの 29 年度行政事業レビュー推進チームの所見等も踏まえ，セミナーの開催等の日系企業支援に引き続き注力していく。

官民連携推進室の活動内容を内外に広報し，外務本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り，ビジネス環境の改善，現地情報の提供や在外公館施設の活用，インフラ輸出促進等の支援を行う。また，未だ 54 か国・地域で残る輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることについての情報発信を強化することで，引き続き日本の農林水産物・食品の輸出促進に貢献する。

２－２　対外・対内投資の戦略的な支援

海外における投資環境の整備を促進し，また日本市場に海外投資を呼び込むため，投資協定の戦略的交渉は重要である。そのために，戦略的な優先順位をもった交渉相手国の検討，交渉中の投資協定の早期妥結という 29 年度目標は適切であった。

海外で活躍する日本企業を支援し，その活力を最大限に引き出すための側面支援として，今後も対外投資に対する戦略的な支援を行っていく必要がある。このため，交渉中の協定について早期妥結を目指すとともに，引き続き投資協定の相手国・地域を戦略的に検討し，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，積極的かつ柔軟に対応していく。

対内投資については，上記施策の分析のとおり，在外公館における対日投資セミナー等の開催や，政府要人によるトップセールスの実施など，29 年度目標は適切であった。

今後も対内投資の推進は日本経済の成長に貢献する上で重要であるところ，30 年度も引き続き，ジェトロ等との連携も強化しつつ，在外公館の「対日投資投資推進担当窓口」を中心に海外企業の日本進出支援に注力するとともに，国内においてもセミナー開催を通じた情報発信を行うなど，対内投資に資する施策を国内外で戦略的に進めていく。

２－３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組

近年，アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており，日本企業は深刻な悪影響を受けている。海外市場への企業の挑戦は，不確実性の高い先行投資，追加コストの上になされるものであり，得られるべき成果が知的財産権の侵害によって損なわれるならば，事業者の利益，ひいては海外展開への意欲が大きく損なわれることになる。よって，日本企業の積極的な海外展開のためには，企業の知的財産権保護強化が極めて重要である。

日本企業の海外における知的財産権保護強化のため，我が国は，中・長期的には，多国間・二国間の外交の場を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について，各国への働きかけを行っていく必要がある。また，短期的な取組としては，海外において被害を受けた日本企業を迅速かつ効果的に支援するとともに，日本企業が海外で円滑に事業展開できるための環境整備を行うべく，現地の問題意識を吸い上げ，政府として新たな施策を採る必要性が生じた場合には迅速に対応する必要がある。

したがって，国際的な協議の場を通じた知的財産権保護の推進と，在外公館の知的財産担当官を通じた日本企業支援の一層の推進という施策を引き続き実施していく必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（平成 28 年５月 11 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page24_000606.html）
投資
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html）
日本企業支援
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html）
インフラ海外展開の推進
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/infrastructure/suishin.html）
英国の EU 離脱に関する調査・分析事業の結果の公表（29 年３月 31 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004456.html）
知的財産権
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/index.html）
在外公館の仕事（知的財産保護支援）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html）
・「我が国の経済外交 2018」（外務省経済局編（2018 年）日本経済評論社）
第３章　第２節　官民連携の推進による日本企業の海外展開支援
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
第３章第３節各論３　資源外交と対日直接投資の促進
・官邸ホームページ
未来投資戦略 2017
（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf）

知的財産戦略本部
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html）

個別分野３　経済安全保障の強化

施策の概要

資源エネルギーの安定的かつ安価な供給を確保するため，他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また，政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から，エネルギー・鉱物，食料，漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年６月９日　閣議決定)
　第２章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題
　５．安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保
　（４）資源・エネルギー
・未来投資戦略 2017(平成 29 年６月９日　閣議決定)
　第２ 具体的施策
　Ⅰ　Society5.0 に向けた戦略分野
　６．エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大
・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　国家安全保障会議決定，閣議決定)
　Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　５ 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献

測定指標３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保　＊

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主導的に参加・貢献するとともに，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また，我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

28 年度

年度目標

１　国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，国際再生可能エネルギー機関（IRENA）等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

（１）IEA においては，石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業，市場分析，非加盟国との協力事業を支援する。

（２）IEF においては，産出国と消費国の対話フォーラムとして，９月末の閣僚会議の機会も活用し，産消国間のエネルギー政策に係る情報・意見交換等を通じて両者の関係強化を促進する。

（３）ECT においては，日本がアジア初の議長国として，エネルギー憲章会議第 27 回会合を 11 月に東京で開催し，アジア諸国へのアウトリーチ活動を強化する。これを通じ，エネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を図る。

（４）IRENA においては，再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした活動を支援する。

２　エネルギー・鉱物資源専門官制度の拡充を図るとともに，専門官の配置がないアフリカの一部地域公館を対象にした地域戦略会議を開催する。その成果を 28 年度の在外公館戦略会議に共有すること等を通じて，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，資源国との二国間での取組を推進する。28 年度は 29 年初めに在外公館戦略会議を開催予定。

３　Ｇ７サミット議長国として我が国が主催するエネルギー大臣会合に外交的視点からインプットを行うとともに，Ｇ20 エネルギー大臣会合等その他のフォーラムとの相乗効果の向上を図る。

４　採取産業に焦点を当てた複雑な契約交渉の支援強化（CONNEX）イニシアティブに関して，途上国における持続可能な開発に資するよう同イニシアティブの今後の取組の方向性を定め，既存の採取産業の透明性強化の取組等の相乗効果の向上を図る。

施策の進捗状況・実績

１　28 年には，国際的なエネルギー安全保障の強化に向け，Ｇ７サミット議長国として，Ｇ７におけるエネルギー･鉱物資源をめぐる議論を主導するとともに，資源をめぐる内外の厳しい情勢を踏まえて，国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，Ｇ７，G20，採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への参加・貢献を通じて，国際的なエネルギー市場の透明性の向上や，エネルギー投資の促進，非加盟国との協力強化等に積極的に貢献した。また，省エネや再生可能エネルギーの普及促進に関し，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。これらの活動を通じて得た情報や知見を我が国のエネルギー政策の検討に活用した。

（１）IEA においては，28 年度に開催された全ての理事会に参加し，非加盟国との協力（アソシエーション）の在り方などについての議論に積極的に関与し，我が国が支持した国々のアソシエーション参加が実現した。また，Ｇ７での議論の成果も踏まえ，７月に我が国でガス強靱性（災害等に対するガス供給インフラの耐久性，及び災害等に伴う供給停止後の迅速な供給再開能力）評価に関するワークショップが実施された。さらに，長期財政健全性を含む，IEA の将来について議論する作業部会が設立され，我が国としてもこれに参加し，合意形成を目指して建設的な議論を行った。

（２）IEF においては，９月に閣僚級会合が開催され，我が国から高木経済産業副大臣が出席するとともに，我が国がエネルギー分野における国際協力の推進に積極的な役割を果たし，エネルギー対話の活性化に一層貢献していくとの岸田外務大臣のメッセージを発出した。本会合において我が国からは，Ｇ７における関連会合の成果も踏まえ，LNG 市場の発展と流動性のある LNG 市場の必要性につき発言するとともに，グローバル・エネルギー・アーキテクチャー（エネルギーに関する世界規模のガバナンスのあり方）の強化に向けた我が国の貢献を紹介した。

（３）ECT においては，11 月，同条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議を，我が国が東アジア初の議長国を務めて東京で開催した（参加者数延べ約 400 人）。議長である岸田外務大臣の立ち会いの下，エネルギー憲章プロセスの近代化を支持する政治宣言である国際エネルギー憲章（IEC）に，イラン，イラク等６者が署名した。また，閣僚会合では薗浦外務副大臣が議長代理として議事進行を務めた。エネルギー憲章プロセスが気候変動対策や持続可能な開発といったグローバルなエネルギーの主要課題にいかなる貢献ができるかなどについて活発な議論が行われ，成果文書として「エネルギー憲章に関する東京宣言」を発出した。また，アジア・エネルギー安全保障セミナーは，エネルギー憲章会議のアウトリーチ・サイドイベントと位置づけて，「グローバル・エネルギー・アーキテクチャーとアジアへの影響」をテーマに議論した。

（４）IRENA においては，29 年１月に第７回総会が開催され，我が国からはＧ７伊勢志摩サミット，Ｇ７北九州エネルギー大臣会合及び TICADⅥの成果や「福島新エネ社会構想」の紹介を通じ，再生可能エネルギーの普及拡大に向けた貢献を示した。また，我が国は IRENA 創設以来４期連続となる理事国として選出された。

２　さらに，我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく，29 年２月に薗浦外務副大臣出席の下，在外公館戦略会議を開催し，関連在外公館からエネルギー・鉱物資源専門官を招集して，エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性や，エネルギーの安定確保に係る官民連携のあり方，及び専門官の配置拡充の方向性につき議論した。また，同会議に先立ち，29 年１月には特定の地域を対象とした初の地域戦略会議として，南アフリカのプレトリアにて，アフリカ地域公館エネルギー･鉱物資源担当官会議を開催した。これらの会議において，在外公館の横のつながりを強化し，資源国である任国との関係強化のグッド・プラクティスを共有するとともに，上記戦略会議及び地域担当官会議における議論の概要は戦略報告書及び提言書の形で公表し，対外発信を行った。

３　我が国は，サミット議長国として，Ｇ７におけるエネルギー･資源をめぐる議論を主導した。５月には，Ｇ７北九州エネルギー大臣会合が林経済産業大臣を議長として開催され，濵地外務大臣政務官が出席した。同大臣会合では，エネルギー投資の促進，エネルギー安全保障の強化及び持続可能なエネルギーについて議論し，具体的なメッセージやアクションをまとめた「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」を発出した。また，その後開催したＧ７伊勢志摩サミットにおいても，エネルギー分野における議論を議長国として主導し，エネルギー安全保障の確保は，国際社会にとって引き続き喫緊の課題であるとの認識の下，①上流開発，質の高いインフラ，クリーンエネルギー技術への投資の促進，②天然ガス市場の安全保障強化のための行動，③エネルギー技術の革新とエネルギー効率の拡充の推進等について一致した。なお，６月のG20 エネルギー大臣会合においても，５月のＧ７北九州エネルギー大臣会合や伊勢志摩サミットにおいて各国と合意した，継続的なエネルギー投資の重要性等の点について，G20 各国とも認識を一致させることができた。

４　採取産業に焦点を当てた，Ｇ７複雑な契約交渉の支援強化（コネックス）イニシアティブに関しては，Ｇ７議長国として「コネックス持続可能な開発に向けた基本指針」の策定を主導した。また，９月には，Ｇ７伊勢志摩サミットのフォローアップとして，外務省主催により「Ｇ７コネックス・イニシアティブ能力構築・透明性向上国際会議」を東京で開催し，Ｇ７関係者や，国際機関，在京大使館，援助関係者等，２日間で延べ 200 名以上の参加を得て，持続可能な開発の実現に向けた今後の中長期的な支援の在り方や採取産業の透明性向上について議論を行った。また，TICADⅥにおける議論のフォローアップとしても位置づけられたことで，アフリカからの被招へい者やアフリカ諸国大使等多くの参加があり，また採取産業透明性イニシアティブ（EITI）とＧ７コネックス・イニシアティブの連携についても議論でき，我が国の関連分野での様々な取組との相乗効果も得られた。

29 年度

年度目標

１　国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー･フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

（１） IEA においては，石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業，市場分析，非加盟国との協力事業を支援する。

（２）IEF においては，産出国と消費国の対話フォーラムとして，引き続き，エネルギー･ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。

（３）ECT においては，28 年度に我が国が議長国として開催したエネルギー憲章会議第 27 回会合で議論した課題に着実な進展が見られるよう，我が国は 29 年の副議長国として，議長国であるトルクメニスタンを支援して取組を進めるとともに，自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に，ECT の普及を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

（４）IRENA においては，再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。

（５）28 年４月に安倍内閣総理大臣が立ち上げた，未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出してモデルを世界に発信し，福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」につき，アラブ首長国連邦で開催される World Future Energy Summit において，未来に貢献する我が国のエネルギー技術を関係省庁とも連携して発信する。また，在京外交団等を対象に，新エネ社会構想が進む福島に加えて，国内の新エネ・省エネ先進施設への視察を実施し，我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信する。

２　エネルギー･鉱物資源専門官制度に関しては，最近のエネルギー・鉱物資源における情勢の変化を踏まえて，配置公館及び専門官数を含め，最新の情勢に対応することが可能になるよう，同制度の見直し，拡充を図る。また，28 年度に初めて特定の地域を対象として実施した地域戦略会議を 29 年度も実施する。ここでの成果を，29 年度の在外公館戦略会議に共有し，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，資源国との二国間での取組を推進する。地域戦略会議及び在外公館戦略会議双方に関して，議論内容のうち公表可能な点については引き続き対外的な発信も強化していく。

３　Ｇ７やG20，APEC 等における議論や各種協力においても，我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　29 年度には，近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて，国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム（IEF），国際再生可能エネルギー機関（IRENA），エネルギー憲章条約(ECT)等への参加・貢献を通じて，国際的なエネルギー市場の透明性の向上や，エネルギー投資の促進，非加盟国との協力強化等に積極的に貢献した。特に，省エネや再生可能エネルギーに関して，IRENA の活動への貢献等により，普及促進に尽力した。

（１）IEA においては，11 月にフランス（パリ）で第 26 回閣僚理事会（隔年開催）が開催され，日本から中根外務副大臣及び武藤経済産業副大臣が出席した。同理事会は「持続可能なグローバル成長に向けたエネルギー安全保障の強化」をテーマとし，主に①主要新興国を含めたグローバルなエネルギー安全保障の強化，②エネルギー投資の促進，③エネルギーのデジタル化への対応，④クリーンエネルギーへの転換，⑤IEA が目指すべき将来像について議論が行われた。中根外務副大臣は，

ODA や「福島新エネ社会構想」を通じたクリーンエネルギー分野における我が国の貢献につき紹介するとともに，IEA が目指すべき将来像について，近年の国際エネルギー情勢の変化に伴い非加盟国との協力が一層重要になっている点を指摘し，アソシエーション（非加盟国との協力）の一層の深化を図るべきである旨発言し，多くの国から賛同を得るなど，積極的に議論に貢献した。閣僚理事会への参加に加え，29 年度にはファティ・ビロル IEA 事務局長と外務省政務との会談を３回実施した（10 月：堀井巌外務大臣政務官，11 月：中根外務副大臣，30 年２月：岡本外務大臣政務官）。さらに，事務レベルにおいても，理事会及び各種作業部会等に資源エネルギー庁と連携して出席するとともに，IEA 幹部との間で頻繁に意見交換を行い，IEA の実施する石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業，市場分析，非加盟国との協力事業等につき最新情報を収集し，我が国の考え方を伝達した。30 年２月に実施された緊急時対応訓練に際しても，我が国としてこの訓練に迅速に対応するとともに，アソシエーション国との協力の好例として評価する旨 IEA 側に伝達し，非加盟国との一層の具体的協力を IEA 側に促した。IEA における日本人職員増強に向けても，IEA 側への累次の働きかけを行い，ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）１名の正式採用実現を後押しした。我が国における IEA の知名度向上にも取り組み，７月に外務省が主催した国際シンポジウム「アジアにおけるエネルギー安全保障及び投資」にバローIEA チーフ・エコノミストを招き基調講演を実施するとともに，同氏が都内においてキャリア形成についての講演を行うにあたり支援を行った。

（２）IEF については，４月に開催された執行理事会に資源エネルギー庁とともに参加し，30 年４月にインド（ニューデリー）にて開催予定の閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に参加した。また，IEF の財政基盤安定化のための議論にも参加し，事務局による取組が加盟国に新たな負担を強いるものとならないよう他の加盟国と共に主張し，IEF の特長を活かした活動に重点的に資源を投入すべきとの見解で一致し，義務的拠出の増大を防ぐことができた。

（３）ECT については，29 年 11 月にトルクメニスタン（アシガバット）において開催されたエネルギー憲章会議第 28 回会合に堀井学外務大臣政務官が出席し，兒玉欧州連合日本政府代表部大使が副議長を務めた。閣僚級セッションでは，「持続可能なエネルギーの将来と多様な輸送ルートのための投資の動員」をテーマに議論が行われ，成果文書として「アシガバット・エネルギー憲章宣言」が発出され，投資促進及び投資関連紛争の防止と管理，ECT のメンバーシップの継続的拡大と深化，エネルギー憲章プロセスの近代化などについて確認された。成果文書の作成に際しては，我が国として重視する投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大について適切な記述が盛り込まれるよう，積極的に議論に参加した。なお，本件会議の機会に，兒玉大使が毎年エネルギー憲章条約に最も貢献した人物に贈られるエネルギー憲章賞を受賞した。さらに，29 年１月にエネルギー憲章事務局次長に就任した中田眞佐美氏の協力を得て，10 月に同氏が訪日した機会に外務省主催講演会を実施し，関係分野の有識者の参加も得ながら ECT の意義と役割について日本国内に発信するとともに，同事務局における勤務機会についても周知を行った。

（４）IRENA については，30 年１月にアラブ首長国連邦（アブダビ）で第８回総会が開催され，我が国として初めて外務大臣が出席した。同会議において，河野外務大臣が政策スピーチ「日本の再生可能エネルギー外交　―気候変動とエネルギーの未来」を発表し，今後日本が世界の動きを正しく理解し，長期的視野に立った一貫した対応をとることを宣言した。また，同総会開催中に行われたアミン事務局長と河野外務大臣との会談において，IRENA 事務局における日本人職員の増強，福島新エネ社会構想について意見交換を行った。さらに，日本人職員増強に向けた取組の一環として，IRENA への JPO 派遣に関する協力覚書に合意し，第８回総会の機会に河野外務大臣の臨席を得てアミン事務局長と藤木駐アラブ首長国連邦大使との間で署名式を実施した。この他，理事会等の会合にも関係省庁とともに出席し，再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)等，我が国が重視する IRENA の活動について支持や活動の方向性に関する意見等を表明した。

（５）さらに，上記 IRENA 総会に引き続いてアブダビで行われたワールド・フューチャー・エネルギー・サミット（WFES）においても，「福島新エネ社会構想」を紹介する河野外務大臣スピーチを発表し，急速に復興が進む福島の様子を伝えつつ，国際原子力機関（IAEA）や国連食糧農業機関（FAO）などの国際機関が日本の食品安全管理やモニタリング体制を適切であると評価していることを踏まえ，福島産食品の魅力をアピールした。また，６月に在京外交団を対象とした福島県いわき市へのスタディーツアーを実施し，高効率石炭火力発電所である勿来（なこそ）発電所及びその他の復興関連施設等の視察を行い，計 14 か国から 14 名の参加があった。

２　また，我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく，29 年２月に続き，30 年２月に中根外務副大臣，岡本外務大臣政務官出席の下，関連在外公館からエネルギー・鉱物資

源専門官等を招集して東京において在外公館戦略会議を開催し，エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性や投資動向の全体像について，有識者等からの基調講演を行うとともに，昨今特に注目されるエネルギー関連技術等への投資動向について議論した。また，同会議に先立ち，30 年１月には特定の地域を対象とした地域戦略会議として，トルコ（イスタンブール）にて，中央アジア・コーカサス地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議を開催した。これらの会議において，在外公館の横のつながりを強化し，資源国である任国との関係強化のグッド・プラクティスを共有するとともに，上記戦略会議及び地域担当官会議における議論の概要を戦略報告書及び提言書の形で公表し，対外発信を行った。なお，４月には，国際的なエネルギー需給構造や日本企業の進出状況等の変化に対応していくため，エネルギー・鉱物資源専門官の配置見直しを行い，新たに６つの在外公館に同専門官を指名した。

３　Ｇ７・G20 や APEC 等の国際的フォーラムにおいても，我が国が重視する点が首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映されるよう，積極的に議論に貢献した。Ｇ７については，４月にイタリア（ローマ）においてＧ７エネルギー大臣会合が開催され，日本からは高木経済産業副大臣及び滝沢外務大臣政務官が出席し，アフリカ開発会議（TICAD）やアフリカにおけるエネルギーアクセス向上に向けた我が国の協力を紹介し，引き続き本分野におけるＧ７諸国間での協力を進めることが重要である旨主張した。会議の結果とりまとめられた議長総括においては，（ア）質の高いインフラ，上流投資，省エネへの投資の重要性，（イ）LNG 市場の柔軟性や，取引の透明性をより高めるための官民一体となった取組の促進，（ウ）ベースロード電源，脱炭素エネルギーとしての原子力の意義等，我が国が重視する論点が確認された。G20 については，７月に開催されたハンブルク・サミットでは首脳声明及び附属文書である「気候変動・エネルギーに関する行動計画」にエネルギーの要素が盛り込まれ，日本として重視するエネルギー商品及び技術の開放的かつ柔軟で透明性の高い市場の形成に取り組むことなどが確認された。APEC については，４月にシンガポールにおいて第 53 回，11 月に NZ において第 54 回エネルギー作業部会（EWG）がそれぞれ開催され，日本は積極的に議論に参加し，APEC としての今後のエネルギー関連の取組予定に日本の意見を反映させるとともに，日本のエネルギー外交の取組について加盟エコノミーに紹介した。また，アジア太平洋エネルギー研究センター（APERC）とも連携し「質の高い電力インフラ」，「低炭素モデルタウン」及び「石油・ガス・セキュリティ」等の主要イニシアティブを主導し，エネルギー需給に関するデータ収集及び分析の強化により，地域内のエネルギー安全保障の強化及びエネルギー効率の向上や再生可能エネルギー導入などの推進に貢献した。さらに，９月にはフィリピン（マニラ）において，ASEAN＋３及び東アジアサミット（EAS）のエネルギー大臣会合が開催され，日本から，ASEAN 各国の進捗レベルに合わせた，よりきめの細かい省エネルギー協力を強化していくことを提案し，議論に貢献した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

測定指標３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（--年度）

関連する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主導的に参加・貢献するとともに，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

28 年度

年度目標

１　食料の安定供給に向け，国連食糧農業機関(FAO)，国際穀物理事会(IGC)，国際コーヒー機関(ICO)等の関連する国際機関や多数国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

２　特に，世界食料安全保障委員会(CFS)において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及させるための議論に積極的に参画し，責任ある農業投資の促進を図る。

３　重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し，資源国との二国間での取組に関して外務省内地域局課への助言・提案等の働きかけを強化する。

４　Ｇ７サミット議長国として我が国が主催する農業大臣会合に外交的視点からインプットを行うとともに，Ｇ７食料安全保障作業部会で食料安全保障及び栄養に関する取組強化を主導する。

施策の進捗状況・実績

１　世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ，世界の食料増産への取組や「責任ある農業投資」の促進を，FAO 等の国際機関や関連国際会議の場で引き続き主導した。FAO については，FAO の組織運営に対する我が国の発言力，FAO の活動に関する国民への説明及び FAO における日本人職員の増強に向けた取組を一層強化すべきという 28 年度行政事業レビュー・公開プロセスの指摘も踏まえ，29 年１月には，日・FAO 関係の抜本的強化のため，第１回となる日・FAO 戦略協議を FAO 本部（ローマ）で開催し，我が国からは外務省と農林水産省の両省が参加した。我が国の重視するアジェンダをインプットするとともに，我が国の積極的関与の１つの形としての日本人職員数の増加と望ましい水準の達成に向けて具体的な行動を取ることを確認した。さらに，IGC や ICO についても，全ての理事会に参加し，我が国にとってより有益な統計資料や情報分析レポートが得られるよう IGC に働きかけ，また我が国の意向を反映した ICO の戦略見直しが進むよう，議論に積極的に貢献した。

２　CFS において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及すべく，５月に我が国がＧ７議長国として主導して策定した「食料安全保障と栄養に関するＧ７行動ビジョン」において，Ｇ７が協働して取り組む具体的行動の一つとして盛り込んだ。

３　月例の穀物価格レポートを関係在外公館向けに送付したほか，穀物メジャーの動向に関する調査，米国における食料供給の行方及び FAO を始めとする国際機関が発出した報告書の概要資料等をまとめ，外務省内関係課室や在外公館に共有した。

４　我が国は，28 年のＧ７議長国として，食料安全保障・栄養をめぐる議論を主導した。５月に開催されたＧ７伊勢志摩サミットにおいては，持続可能な開発目標(SDGs)や気候変動に関するパリ協定等を踏まえ，世界の食料安全保障の強化と栄養の改善のため，３つの重点分野においてＧ７が協働して進める具体的行動を列記した「食料安全保障と栄養に関するＧ７行動ビジョン」の策定を主導した。また，Ｇ７伊勢志摩サミットのフォローアップとして，10 月には外務省の主催により「食料安全保障・栄養に関するＧ７国際シンポジウム」を開催。安倍昭恵内閣総理大臣夫人及び薗浦外務副大臣も出席した同シンポジウムでは，Ｇ７関係者や，国際機関，市民社会，民間企業等から２日間で延べ 200 名以上が参加し，サミットで策定された行動ビジョンが示した重点分野についての議論を深め，多様な関係者による貢献や，実施強化のためのデータ向上，資金動員や説明責任の強化等についても活発に議論した。

29 年度

年度目標

１　食料の安定供給に向け，国連食糧農業機関(FAO)，国際穀物理事会(IGC)，国際コーヒー機関(ICO)等の関連する国際機関や多数国間の枠組み等での議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。特に FAO については，28 年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ，５月に予定されているグラツィアーノ FAO 事務局長の訪日や第２回日・FAO 年次戦略協議を通じて，我が国が重視する分野や取組について FAO にインプットするとともに，日・FAO 関係の抜本的な強化を図る。

２　世界食料安全保障委員会(CFS)において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及させるための議論に積極的に参画し，責任ある農業投資の促進を図る。

３　Ｇ７やG20，APEC 等における議論や各種協力においても，我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。

４　食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて，重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　FAO については，５月にグラツィアーノ FAO 事務局長の４年ぶりの訪日を実現し，滞在中には，岸田外務大臣を始めとした政府要人との会談を通じ，FAO の活動に対する我が国の考えをハイレベルから伝達した。また，同事務局長は東京都内で実施された講演会や「ふくしまスイーツ賞味会」等への出席，岐阜県の世界農業遺産訪問等を通じて，FAO の活動とその重要性について積極的に対外発信し，日本国内における FAO の認知度向上に貢献し，日本国民からの FAO の活動に対する理解向上を通じて日・FAO 関係の基盤を強化した。同事務局長の訪日の機会には，フランス料理人の中村勝宏氏とジャーナリストの国谷裕子氏が日本人初の FAO 親善大使（日本担当）に任命された。中村親善大使は FAO の活動と日本の重要な接点の一つとして食品ロスの削減に焦点を当て，東京都内で行われた「スープ・ド・ポアソンの会」やタイ（バンコク）で行われた FAO 主催セミナー等の機

会に，食材を無駄なく利用した料理をふるまいながら食品ロス削減の重要性を訴えたところ，外務省としても「スープ・ド・ポアソンの会」に佐藤外務副大臣が出席して挨拶するなどして，こうした取組を側面支援した。

30 年１月には，第２回日・FAO 年次戦略協議を東京で開催し，FAO 側からはグスタフソン事務局次長（プログラム担当）を筆頭とする関係者，我が国からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では，我が国の重視する事項について詳細に説明した。具体的には，29 年度補正予算や緊急無償資金協力等を含めた日本による FAO への財政貢献を明確に示すこと，日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること，FAO における日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ，今後１年間で日・FAO 両者が取り組むべき方向性について認識の一致を見た。また，グラツィアーノ事務局長の訪日時と同様，グスタフソン事務局次長は訪日中に政府要人との会談，都内での講演，食品ロスや責任ある農業投資に関するセミナーへの出席，宮城県の世界農業遺産への訪問等を行い，日本国内における FAO の認知度向上に貢献した。

FAO における日本人職員の増強に向けては，年間を通じて積極的な広報活動を展開した。５月にはグラツィアーノ事務局長講演会とあわせてジョブセミナーを実施し，国際機関での勤務に関心を持つ大学生・大学院生等約 300 名に対し，FAO が世界規模での食料増産や栄養改善，持続可能な農林水産業の促進に果たしている役割や，FAO で勤務する魅力とやりがいを日本の若者に伝え，潜在的な FAO 職員候補者の動機付けに貢献した。同様に，30 年１月にはグスタフソン事務局次長講演会とあわせてジョブセミナーを行い，約 260 名の参加を得た。これに加え，FAO 日本人職員の協力を得て，当該職員の一時帰国の機会にキャリアセミナーを６月と 10 月に行った。

IGC については理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加した。特に，29 年中には新事務局長の選出が行われたところ，一大輸入国として多くの投票権を有する我が国としても，資質の高い候補者が適切なプロセスに沿って選出されるよう，責任を持って積極的に議論に参加した。ICO についても，我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう，農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

２　世界食料安全保障委員会(CFS)においては，26 年度から日本は財政支援を行い「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」プロジェクト及び「国家の食料安全保障の文脈における土地，漁業，森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（VGGT）実施支援」プロジェクトを実施しているところ，29 年度においても，他国政府，民間部門，市民社会部門など多様なステークホルダーとの間で VGGT の実施に関する経験の共有を行うなど，引き続き同原則の実施・普及に関する取組を進めた。

３　５月のＧ７タオルミーナ・サミットにおいて，引き続き食料安全保障は重要課題として取り上げられ，特にサブサハラ・アフリカにおける食料安全保障，栄養及び持続可能な農業に対する共同の支援を高めることが決定された。また，APEC については，29 年８月にベトナムにおいて開催された気候変動に対応した食料安全保障と持続可能な農業の促進に関するハイレベル政策対話に出席し，積極的に議論に貢献した。

４　関係国際機関の報告書を元に穀物価格や世界の食料安全保障の現状等を概要資料等にまとめ，外務省内関係課室や在外公館に共有し，省内の外交政策立案，在外公館の情報収集・分析等に貢献した。また，FAO・IGC・ICO に加えて国際食糧政策研究所（IFPRI）等の食料関係国際機関や緊急食料支援を行う NGO，農林水産政策研究所等との間で意見交換を行った。

５　食を通じた福島復興支援にも積極的に取り組んだ。５月のグラツィアーノ FAO 事務局長の訪日時に開催した「ふくしまスイーツ賞味会」では，福島市から提供された福島市産の果物を使い，著名なシェフが料理したスイーツ２種類を同事務局長を含む参加者が賞味することで，東日本大震災からの復興を後押しした。また，６月の在京外交団向け福島県いわき市スタディーツアーや７月のアジア・エネルギー安全保障セミナー等のエネルギー関連行事の実施に際しても，福島県産品の安全性や魅力に関する情報発信の要素を組み込んだ。

また，FAO からの要人訪日時に世界農業遺産認定地への視察を予定に組み込むことで，FAO を通じ日本の地方の魅力の世界への発信を実現した。

28･29 年度目標の達成状況：Ａ（28 年度：ａ，29 年度：ａ）

測定指標３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（--年度）

我が国国益に即した漁業交渉を主導し，海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また，将来的な商業捕鯨の再開を目指し，国際捕鯨委員会(IWC)における海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。

28 年度

年度目標

１　漁業交渉を主導し，協議を継続する。27 年に我が国に設置された北太平洋漁業委員会事務局が円滑に機能するよう，事務局設置国として必要な支援を行う。その他の地域漁業管理機関の年次総会等での協議において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，漁業交渉を主導し，我が国の利益に沿った保存・管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において，我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。

２　二国間のみならず，各種多国間会合の機会など，様々な機会を利用し，鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき，国際捕鯨委員会(IWC)加盟国の理解を求める。また，IWC 以外のフォーラムにおいても，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく，関係国等への働きかけを行う。

また，ニホンウナギについては，中国・韓国・台湾等に対し，資源の保存管理の枠組み設立や，ウナギの違法な輸出を排除するためのあり得べき枠組み及び養鰻生産量の制限等に関する働きかけを行う。

施策の進捗状況・実績

１　北太平洋漁業委員会（NPFC）の第２回委員会会合において，①IUU 漁船リスト作成手続，及び②マサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨すること等を内容とする保存管理措置を我が国が提案し，採択された。また，第 193 回通常国会において，同委員会の事務局設置国として，北太平洋漁業委員会特権・免除協定の締結に向けた審議が開始された。

２　大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）では，外部有識者によるパフォーマンスレビューにおいて，我が国を始めとする加盟国による保存管理措置の継続的な実施による大西洋クロマグロの回復が外部有識者から高い評価を得たほか，年次会合において大西洋クロマグロの漁獲可能量（TAC）を 29 年以降３年連続で増加させることを確認できた。みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）では，年次会合において我が国の提案に基づく公海大型流し網漁業に対する禁止決議を決定したほか，30 年以降３年間の TAC を現行から 3,000 トン増加させることができた。

３　違法・無報告・無規制(IUU)漁業については，我が国は，責任ある漁業国として，海洋生物資源の持続可能な利用のため，４月のＧ７外相声明を始めとする様々な場面で，その重要性を強調した。現在は，同対策の一環として，寄港国が IUU 漁船に措置を講ずることを内容とした「違法な漁業，報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し，抑止し，及び排除するための寄港国の措置に関する協定」を締結すべく，第 193 回通常国会で審議が開始された。

４　ニホンウナギについては，我が国はニホンウナギを産出，輸出する中国，韓国，台湾等と，引き続き，国際的な管理体制構築並びに養鰻生産量の制限等に関する協議を行うとともに，二国間協議やワシントン条約（CITES）関連会議の機会等国際社会において右取組への理解を呼びかけた。

５　捕鯨問題については，二国間及び多国間会合（５月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や９月の東カリブ漁業大臣会合等）の様々な機会を捉え，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく，様々なレベルで働きかけを行った。また，商業捕鯨再開のために必要な科学的情報を収集すべく，27 年度に続き「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を 28 年 12 月から実施し，北西太平洋においても，11 月，26 年の ICJ 判決を踏まえた新たな「新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）」案を IWC 科学委員会に提出した。さらに，IWC においては，我が国は，捕鯨国と反捕鯨国の間に鯨類資源の持続可能な利用に関する根本的な立場の違いが存在し，IWC が機能不全に陥っている状況を打開すべく，締約国がこの根本的な立場の違いを認識した上で，IWC の将来につき建設的な議論を行うよう，IWC 総会の場などで率先して働きかけを行った。

29 年度

年度目標

１　各地域漁業管理機関における議論を主導する。27 年に我が国に設置された北太平洋漁業委員会事

務局が円滑に機能するよう，特権・免除協定の早期発効に向けた手続を含む事務局設置国として必要な支援を行う。その他の地域漁業管理機関の年次総会等での議論において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，議論を主導し，我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において，我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。

２　二国間のみならず，各種多国間会合の機会など，様々な機会を利用し，鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき，IWC 加盟国の理解を求める。また，IWC 以外のフォーラムにおいても，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく，関係国等への働きかけを行い，IWC における鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。

３　ニホンウナギを含むウナギ類について，国際的な管理体制の構築を目指し，中国・韓国・台湾等と，協議を実施するとともに，国際社会の理解を得るために働きかけを行っていく。

４　海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制(IUU)漁業について，違法漁業防止寄港国措置協定の 29 年度における締結の達成等を始めとして，IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに，多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会（NPFC）では公海乗船検査手続が，中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）では寄港国措置案が議論されているところ，これらに積極的に関与し，我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　北太平洋漁業委員会（NPFC）の第３回委員会会合において，①IUU 漁船リストへの無国籍船 23 隻掲載，②サンマに関し，遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加を禁止する保存管理措置，③マサバに関し，公海で漁獲する許可漁船の隻数増加を禁止する保存管理措置を我が国が提案し，採択され，更に公海乗船検査手続についても我が国の主張を反映する形で採択された。同委員会の事務局設置国として，北太平洋漁業委員会特権・免除協定が第 193 回通常国会において５月 10 日に承認され，６月２日に発効した。

大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）では，我が国を始めとする加盟国による保存管理措置の継続的な実施による大西洋クロマグロの回復が外部有識者から高い評価を得たこともあり，年次会合において大西洋クロマグロの漁獲可能量（TAC）を 30 年以降の３年間で段階的に増加させることが決定された。

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）では，太平洋クロマグロの漁獲制御ルールについて我が国の提案に基づいて議論が行われ，資源評価の結果「暫定回復目標」の達成確率が 75%を上回った場合に増枠の検討を可能とする保存管理措置が採択された。また，熱帯まぐろに関し，新しい保存管理措置が採択されなければ現行の措置が失効し，一切の規制がなくなる懸念のあった状況下で，集魚装置（FADs）禁漁期間は短縮されたものの，我が国主導で FADs 個数制限や島嶼国チャーター船公海操業日数制限を含む新たな保存管理措置を採択できた。寄港国措置については，我が国とフォーラム漁業機関（FFA）との共同提案を元に保存管理措置が採択された。

２　捕鯨問題については，二国間及び多国間会合（９月，10 月，30 年１月にそれぞれセントルシア，モロッコ，日本において我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や９月の東カリブ漁業大臣会合等）の様々な機会を捉え，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく，様々なレベルで働きかけを行った結果，IWC 加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか，ベトナムやミャンマー等，我が国と同じ立場で新たに IWC 加盟を検討する国が増加した。また，商業捕鯨再開のために必要な科学的情報を収集すべく，29 年度の「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を 12 月から 30 年３月まで実施した。北西太平洋においても，５月の IWC 科学委員会における議論等を十分踏まえ「新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）」を決定し，初年度の調査を６月から９月まで実施した。

３　ニホンウナギについては，我が国はニホンウナギを産出，輸出する中国，韓国，台湾等と，26 年９月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況やそれ以降，各国・地域がとった管理措置について情報共有等を行うとともに，29 年６月の協議には欠席した中国とも調整し，その結果を共同プレスリリースとして発表し，国際社会における本取組への理解を呼びかけた。

４　違法・無報告・無規制(IUU)漁業については，我が国は，責任ある漁業国として，海洋生物資源の持続可能な利用の重要性を強調してきた。このような背景の下，寄港国が IUU 漁船に対して入港拒否等の措置をとることについて規定する「違法な漁業，報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し，抑止し，及び排除するための寄港国の措置に関する協定」（違法漁業防止寄港国措置協定：28 年発効，52 か国及び EU が締約国）が IUU 漁業対策に果たす役割の重要性を認識し，

29 年５月に加入書を寄託し，同協定は６月に我が国について効力を発生した。また，北太平洋漁業委員会（NPFC）の第３回委員会会合において，我が国の提案を基に NPFC として初の IUU 漁船リストを作成し，無国籍船 23 隻が掲載され，更に公海乗船検査手続きも我が国の主張を反映する形で採択された。また，11 月，北極海沿岸５か国（米，露，カナダ，ノルウェー及びデンマーク）及び我が国，中国，韓国，アイスランド，EU との間で北極海中央の公海部分における無規制な漁業を防止する協定に大筋合意した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３－４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	45	62	40	55	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３－５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	16	18	20	19	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野３）

施策の分析

【測定指標３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保】

28 年度

資源・エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中，Ｇ７サミットやエネルギー憲章会議の議長国として国際的な議論を主導し，エネルギー投資の促進や LNG 市場の発展等に関するメッセージを発出することができ，また，在外公館戦略会議や地域戦略会議を活性化するなど，我が国への資源・エネルギーの安定供給につながる取組を強化できた。

（１）IEA については，我が国が積極的に IEA との間での協力強化を支持したシンガポールやインドがアソシエーション国として参画することとなったことは高く評価できる。また，Ｇ７での議論も踏まえ我が国で実施されたガス強靭性評価に関するワークショップは，我が国のガスセキュリティに係る基本認識の再整理や政策推進に寄与したとともに他の加盟国における活用も期待できるなど，効果が高かった。各種作業部会等にも引き続き積極的に関与し，建設的に議論に参加して我が国として存在感を示すことができた。

（２）IEF については，９月の閣僚級会合において，Ｇ７での成果も踏まえる形で我が国の貢献や積極的な役割を強くアピールできた点は効果が高かった。また，我が国としても重視している上流部分を含むエネルギー投資の維持・拡大や，市場の透明性の向上，国際機関共同データイニシアティブ（JODI）の拡充，IEA・IEF・OPEC の間での協力の促進の重要性が，産消双方の国の間で再認識されたことは有益であった。

（３）ECT においては，議長国である我が国と事務局の連携した働きかけ等により，新たに６者が IEC に署名したことでエネルギー憲章会議のオブザーバーが増加し，ECT の裾野拡大に貢献できたことは高く評価できる。また，エネルギー憲章会議の成果文書である東京宣言にＧ７伊勢志摩サミットとも呼応するメッセージを入れる形でとりまとめることができ，エネルギー憲章の役割や今後の方向性についての議論に大きく貢献できた点が効果的であった。さらに，エネルギー憲章会議史上最大級の参加を得られた会合となり，我が国のリーダーシップを示すことができた点も有意義であった。また，アジア・エネルギー安全保障セミナーを，エネルギー憲章会議のアウトリーチ・サイドイベントとして位置づけて実施したことで，幅広い国・地域からの参加を得て，アジアのエネルギー安全保障強化と今後の展望につき ECT との相乗効果を得る形で議論することができ，有益であっ

た。（28 年度：アジア・エネルギー安全保障セミナー(達成手段⑤)，第 27 回エネルギー憲章会議閣僚会合の日本開催（達成手段⑦））
（４）IRENA においては，29 年１月の総会において，28 年のＧ７伊勢志摩サミット及び TICADⅥでの再生可能エネルギー分野での我が国の成果を紹介することで，同分野における国際協力を主導している点をアピールでき，また併せて「福島新エネ社会構想」と同構想の下での我が国の取組を広く対外発信できた点でも，非常に効果的であった。また，IRENA 設立以来４期連続となる理事国に選出されたことで，IRENA の管理・運営に責任を持って関与していく姿勢を示すことができた。
（５）29 年１月のアフリカ地域戦略会議及び２月の在外公館戦略会議は，27 年度までの取組と異なり，議論の成果を提言や戦略報告書の形で可能な範囲で公表し，今後の我が国のエネルギー・資源外交の強化のためのビジョンと取組指針を示すことができ，有益であった。これらの会議については，各種メディアでも取り上げられ国内での関心喚起にもつながるとともに，その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化するなどオールジャパンでの連携強化が促進され，高い効果があった。(28 年度：資源問題への対応(達成手段①))
（６）５月のＧ７伊勢志摩サミット及びＧ７北九州エネルギー大臣会合では議長国としてＧ７の議論を主導し，成果文書において我が国が重視する上流開発の促進や天然ガス市場強化等の重要性を盛り込むことができた点など，世界のエネルギー安全保障の強化に向けてリーダーシップを発揮できたことが評価できる。また，Ｇ７の成果をエネルギー憲章会議や他の国際機関の議論にも流し込み，エネルギー・資源の安定供給確保に関して我が国が重視する点をグローバル・アジェンダにおいても主流化することができ，効果的であった。また，Ｇ７コネックス・イニシアティブに関しても，９月にサミットのフォローアップ会合を東京で主催した際に，Ｇ７と TICADⅥ，またＧ７と EITI のそれぞれの間で取組を促進する相乗効果を得られた点が有益であった。（28 年度：採取産業透明性向上の取組促進に向けた有識者会合（達成手段⑨），2016 年日本開催サミット（複雑な契約交渉の支援強化会合関連経費）（達成手段⑪））

29 年度

世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きている中，日本のエネルギー・資源外交及び再生可能エネルギー外交の指針と取組に関するメッセージを発出することができたことは有意義であった。また，在外公館戦略会議や地域公館担当官会議を活性化するなど，我が国への資源・エネルギーの安定供給につながる取組を強化できた。
（１）IEA については，我が国が積極的に IEA との間での協力強化を支持したメキシコがアソシエーション国として参画することとなったことは高く評価できる。また，11 月に開催された第 26 回閣僚理事会に，外務省から中根外務副大臣が出席して積極的に議論に参加したこと，特に７月に外務省が発表した「日本のエネルギー・資源外交　―未来のためのグローバル・ビジョン」を紹介し，我が国の新たなエネルギー外交について国際社会に発信できたことは有益だった。また，ファティ・ビロル IEA 事務局長と外務省政務との会談を通じ，非加盟国との協力における受益と責任のバランスの重要性等につき意見の一致を見るとともに，日本側から IEA における日本人職員増強の必要性につき強く伝達し，ビロル事務局長からも日本人職員の貢献につき高い評価が述べられる等，日・IEA 関係の強化に一定の効果があった。各種作業部会等にも引き続き積極的に関与し，建設的に議論に参加して我が国として存在感を示すことができた。29 年度アジア・エネルギー安全保障セミナーとして７月に実施した国際シンポジウム「アジアにおけるエネルギー安全保障及び投資」において，バローIEA チーフ・エコノミストが基調講演を実施したことは，IEA の最新の知見を得てエネルギー投資における課題と展望を議論する上で非常に有益であった。日本人職員増強に関しては，IEA 側への働きかけも功を奏して JPO１名の正式採用が実現したことは高く評価できる。日本国内における IEA の知名度向上に向けた活動も，潜在的な IEA 日本人職員候補者の意欲と関心を喚起する上で有益であった。（29 年度：アジア・エネルギー安全保障セミナー（達成手段⑤））
（２）ECT においては，堀井学外務大臣政務官がエネルギー憲章会議第 28 回会合に出席し，エネルギー投資や質の高いインフラ投資，流動性の高い LNG 市場の必要性などについて発言した上で，我が国の新たなエネルギー外交について国際社会に発信できたことは有意義であった。また，エネルギー憲章賞に兒玉大使が選ばれたことは，我が国による ECT への貢献を広く知らしめるものとして高く評価できる。さらに，中田事務局次長の訪日機会に講演会を実施したことにより，ECT の活動につき日本国内に発信するとともに，日本国内の関係各層の ECT に対する関心や期待について理解を深めることができたことは，講演会の参加者それぞれにとり有益な機会となった。
（３）IRENA においては，第８回総会に我が国の外務大臣として初めて河野外務大臣が出席し，政策スピーチを発出したところ，スピーチ実施直後のみならず，その後も数か月にわたって内外主要メ

ディアの論説記事等で広く取り上げられることとなり，我が国として再生可能エネルギーの重要性を踏まえたエネルギー外交を行っていく姿勢を強く印象づける上で大変有意義であった。また併せて「福島新エネ社会構想」と同構想の下での我が国の取組を広く対外発信できた点でも，非常に効果的であった。さらに，同総会開催中にアミン事務局長と河野外務大臣との会談を行い，再生可能エネルギーの普及促進に向けた日・IRENA 間での更なる協力の強化を確認したことは極めて有意義であり，その後 30 年４月のアミン事務局長訪日（外務省閣僚級招へい）につながった。JPO 派遣に関する協力覚書への署名は，日本政府や日本企業が IRENA に JPO の形で職員を派遣することを可能にするものであり，IRENA における日本人の勤務可能性を広げる重要なステップとして評価できる。外務省の JPO 派遣制度においても 30 年度募集から IRENA が派遣候補先機関に加わるなど，具体的な勤務機会の提供につながった。

（４）WFES における「福島新エネ社会構想」の紹介は，IRENA 総会における発信を補足し，エネルギーの専門家に対して同構想の意義をより詳しく紹介する上で意義があった。また，６月の在京外交団向け福島県いわき市スタディーツアーについては，日本の最新鋭の技術を実用化した発電所の視察が参加外交団から高く評価されたほか，福島の復興についても施設見学や地元食材を使用した昼食等を通じてアピールし，地元メディアに広く取り上げられる等の成果があった。（29 年度：在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察（達成手段⑦））

（５）30 年１月の中央アジア・コーカサス地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び 30 年２月の在外公館戦略会議では，我が国のエネルギー・資源外交および再生可能エネルギー外交強化のための取組をまとめ，報告書の形で発表することができ，有益であった。これらの会議については，議論の成果を提言や戦略報告書の形で可能な範囲で公表し，各種メディアでも取り上げられ，国内での関心喚起にもつながり，その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化するなどオールジャパンでの連携強化が促進され，高い効果があった。（29 年度：資源問題への対応（達成手段①））

（６）Ｇ７や APEC 等の国際的フォーラムにおいても，我が国が重視する点は首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等におおむね反映された。また，我が国がエネルギー外交において重視している事項について，各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。

【測定指標３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化】

28 年度

食料の大半を輸入に頼る我が国にとって，世界の食料の安定供給の確保は我が国の食料安全保障の強化に資するとの立場から，28 年度も関係国際機関等における食料安全保障をめぐる国際的な議論に積極的に参加・貢献するとともに，情報収集・分析を強化し，またＧ７議長国として食料安全保障・栄養分野での国際的な議論を主導し，我が国及び世界の食料安全保障の強化に貢献できた。

（１）行政事業レビュー・公開プロセスで受けた組織運営への発言力，活動に関する国民への説明および日本人職員増強の取組をそれぞれ強化すべきとの指摘が良い触媒となって日・FAO 関係の抜本的強化を進めており，初の日・FAO 戦略協議においては外務省と農林水産省が一体となって FAO 側に我が国の関心事項をインプットすることができ，重視する政策を FAO の活動に反映させる点で効果的であった。また，FAO との間で合意した日本人職員の増強に向けた具体的取組が実を結び，28 年以降，29 年５月までに通常予算ポスト職員が７名増加し，幹部レベルでは事務局長補レベルを含む３名が新規採用されるなど，着実に職員数が増加していることで，我が国の積極的な関与が可能となった。IGC 及び ICO についても，適時適切に理事会はもちろん議場外でも主要加盟国及び事務局とコミュニケーションを取っていることで，各種議論に我が国及び関係民間企業等の意向も反映することができ，効果的であった。（28 年度：国際機関や多国間の取組等を通じた，我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段②））

（２）28 年度は，月例の穀物価格レポートにも話題のトピックについてわかりやすいコラムを入れるなど情報発信を工夫したほか，穀物メジャー動向や農薬・種子企業の買収等が我が国の食料安全保障に与える影響等の特定テーマを深掘りした調書も作成し，関係地域課室や在外公館の担当者の知見を強化する上で役立てられるよう努めた。

（３）Ｇ７議長国として，「食料安全保障と栄養に関するＧ７行動ビジョン」の策定を主導し，我が国が重視する分野での世界的な取組を促進するとともに CFS における「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」（CFS-RAI）の適用・実施の普及につなげることができ有益であった。また，サミットのフォローアップとして開催した「食料安全保障・栄養に関するＧ７国際シンポジウム」では，サミットの成果である「Ｇ７行動ビジョン」を一般にも広く発信できたととも

に，国際機関や研究機関，市民社会や民間企業等の多様な関係者の間で知識や経験が共有され連携強化を促すことができ，特に効率性・有効性が高く，当該分野での我が国のリーダーシップを国内外の専門家にも印象づけることができた点で有意義であった。（28 年度：国際機関や多国間の取組等を通じた，我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段②），食糧の安全保障のレジリエンス強化（達成手段⑧），2016 年日本開催サミット（Ｇ８食料安全保障作業部会関連経費）（達成手段⑫））

29 年度

食料の大半を輸入に頼る我が国にとって，世界の食料の安定供給の確保は我が国の食料安全保障の強化に資するとの立場から，29 年度も関係国際機関等における食料安全保障をめぐる国際的な議論に積極的に参加・貢献するとともに，情報収集・分析を強化し，食料安全保障・栄養分野での国際的な議論を主導し，我が国及び世界の食料安全保障の強化に貢献できた。

（１）28 年度に続き，日・FAO 関係の抜本的強化が一層進んだ。中でも，29 年１月の第１回日・FAO 年次戦略協議における合意に基づき，５月にグラツィアーノ FAO 事務局長，また 30 年１月にグスタフソン事務局次長の訪日を実現し，各種取組を行ったことは，多くの面で日・FAO 関係の強化に大いに資する取組であった。また，第１回年次戦略協議の機会に FAO との間で合意した日本人職員の増強に向けた具体的取組が実を結び，28 年以降，29 年末までに通常予算ポストの日本人職員が総数 14 人（幹部レベルでは３人）増加した。望ましい日本人職員数との間には未だ大きな乖離があるものの，近年 FAO における日本人職員数が停滞傾向にあったことを考えると大きな進歩であり，今後仮に同様のペースで日本人職員増強が進めば，合意から５年間で望ましい日本人職員数を実現することも可能となる見通しである。幹部職員の増強が進んだことの意義も大きく，特に事務局のナンバー３にあたる林業局長に日本人職員が採用されたことは特筆に値する（国際機関全体で見ても，同レベルの職位にある日本人職員は数名程度）。（29 年度：国際機関や多国間の取組等を通じた，我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段②））

（２）東日本大震災の発生から６年あまりが過ぎてもなお福島県産品に対する風評被害が根強く残っていることを踏まえて，食を通じた福島復興支援にも積極的に取り組んだ。５月の「ふくしまスイーツ賞味会」では，関係各界の協力を得て高水準のスイーツを提供したところ，グラツィアーノ FAO 事務局長をはじめとする出席者が満面の笑みでこれを賞味し，同事務局長からは「福島県産品の安全性を心配する理由はない」との発言があった。こうした様子がメディアを通じて広く発信されたことは，福島県産品に対する前向きな印象の醸成に寄与したものと評価できる。また，エネルギー関連行事の機会にも食を通じた福島復興支援の要素を積極的に盛り込むことで，元来食に関心のある層のみならず幅広い層に向けて福島の食の安全性と魅力につき発信することができた。

（３）また，世界農業遺産の視察を目的に，グラツィアーノ FAO 事務局長が岐阜県，グスタフソン同事務局次長が宮城県をそれぞれ訪問し，FAO 側と地元関係者のそれぞれが世界農業遺産の意義についてより深く理解を深めることができた。これらの訪問は地元メディアを中心に高い関心を集め，記事やニュースとして報道され，また FAO を通じた地方の魅力の世界への発信にもつながった。

以上のとおり，28・29 年度を通じ，Ｇ７における食料安全保障・栄養分野での具体的な行動を示した成果文書の策定，日・FAO 関係の抜本的強化の進展や日本人職員数の顕著な増強，更には食を通じた福島復興支援など，目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

【測定指標３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保】

28 年度

大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）において漁獲枠の増加による我が国の直接的な権益を確保できたこと，北太平洋漁業委員会（NPFC）の第２回委員会会合において，①IUU 漁船リスト作成手続，及び②マサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨すること等を内容とする保存管理措置を我が国提案で採択されたことは，海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保を図る上で効果が高かった。また，NPFC 事務局の設置国として，その円滑な活動を確保すべく，NPFC 特権・免除協定の早期締結に向けて国会審議が開始されたことは一定の効果があった。さらに，様々な機会を利用して粘り強く働きかけた結果，ケニアが，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用に賛成する立場に転じ，IWC 総会の場で積極的に議論に参加するという大きな効果があった。（28 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③），鯨類の持続可能な利用に関するセミナー開催（達成手段④））

29 年度

捕鯨問題については，鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく，二国間及び多国間会合の機会を捉え，様々なレベルで働きかけを行った結果，次回 IWC 総会に向けて捕鯨支持国間で連携の強化が確認できた。また，29 年度の「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を 12 月から 30 年３月まで実施したことで，鯨類資源を持続可能な形で利用するための科学的データを収集することができた。（29 年度：捕鯨問題に関する理解促進のための事業（達成手段⑧））

ニホンウナギについては，我が国はニホンウナギを産出，輸出する中国，韓国，台湾等と，国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として 26 年９月に発出した共同声明の遵守状況やそれ以降，各国・地域でとった管理措置に関して引き続き協議を行った。29 年６月に開催された協議において，中国を含め各国・地域がニホンウナギの池入れ上限を厳守していることを確認し，各国・地域のこれまでの取組を国際社会へ示すため，協議自体には欠席した中国とも調整の上，共同プレスリリースを発出する等，国際社会において本取組への理解を得るための取組を行うことができた。

大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）において漁獲枠の増加による我が国の直接的な権益を確保できたこと，北太平洋漁業委員会（NPFC）の第３回委員会会合において，①NPFC 初の IUU 漁船リストとして無国籍船 23 隻の掲載，②サンマ及びマサバ保存管理措置等を我が国提案で採択されたことは，海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保を図る上で効果が高かった。また，島嶼国をはじめとして違法漁業防止寄港国措置協定を締結していない加盟国・地域が多く存在する中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において，寄港国措置に関する保存管理措置を採択できたことは，同協定を補完することができるという意味で意義が大きかった。また，同措置に関する事前の交渉を経て太平洋諸島フォーラム漁業機関（FFA）と当該保存管理措置案を共同提案することができたということは，我が国の漁業者にとって重要な島嶼国との関係を発展させることにもつながったと言える。（29 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③））

また，寄港国が IUU 漁船に対して入港拒否等の措置をとることについて規定する「違法な漁業，報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し，抑止し，及び排除するための寄港国の措置に関する協定」（違法漁業防止寄港国措置協定：28 年発効）に加入したことにより，海洋生物資源の持続可能な利用の脅威となる IUU 漁業対策を推進することができた。また，IUU 漁業対策に関する地域会合に我が国の専門家を派遣し，知見を共有し，地域的な取組の強化に貢献した。（29 年度：IUU 漁業対策に関する協議(達成手段⑨)）

【測定指標３－４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数】

28 年度

資源・エネルギーに関連する国際機関や各種フォーラム等における国際会議や協議に出席し積極的に議論に参加し，我が国の関心事項を説明し，理解を得るとともに，Ｇ７議長国及びエネルギー憲章会議議長国として力強いリーダーシップを発揮できた。 28 年度は，Ｇ７議長国として各国との協議を主導したことや，国際会議のマージンにおいて複数国との協議を実施したこと等もあり，大幅に出席件数が増加した。

特に，Ｇ７議長国及びエネルギー憲章会議議長国として我が国がとりまとめた議論の成果を他の国際フォーラムでの議論に流し込むなど内容面での相乗効果を高めることができたことは有益であり，加えて，サミットのフォローアップとなる国際会議を主催するなど，我が国のプレゼンス向上に資する有益な成果があった。（28 年度：アジア・エネルギー安全保障セミナー（達成手段⑤），第 27 回エネルギー憲章会議閣僚会合の日本開催（達成手段⑦），採取産業透明性向上の取組促進に向けた有識者会合（達成手段⑨），2016 年日本開催サミット（複雑な契約交渉の支援強化会合関連経費（達成手段⑪））

29 年度

資源・エネルギーに関連する国際機関や各種フォーラム等における国際会議や協議に出席し，我が国の関心事項を説明し，理解を得つつ，積極的に議論に貢献することで，国際社会の中で同分野における日本の力強いリーダーシップを発揮できた。特に，IRENA 総会で河野外務大臣が我が国の再生可能エネルギーに関する政策スピーチを発表し，我が国が再生可能エネルギー外交を推進していく決意を力強く表明したことは，その後の国内外の世論にも影響を与えるものとなり，大きな意義があった。

その他にもＧ７エネルギー大臣会合，IEA 閣僚理事会，エネルギー憲章会議等の各種フォーラムに我が国のハイレベルが積極的に関与したことで，これらの機関との一層の関係強化も図れたことも有益であった。

【測定指標３－５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数】

28 年度

28 年度は，海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保のため，地域漁業管理機関の年次会合等へ積極的に出席し，出席件数が増加した。

特に，WCPFC 等，我が国にとって重要な水産資源であるマグロ関連の地域漁業管理機関について，ほとんどの年次会合に参加し，我が国の立場を踏まえて議論に参加したことは有益であった。（28 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③））

29 年度

29 年度は，海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保のため，地域漁業管理機関の年次会合等へ積極的に出席したが，重要な漁業関連国際会議の開催件数にかんがみ，28 年度に比べ引き上げた目標の達成には至らなかった。一方，WCPFC 等，我が国にとって重要な水産資源であるマグロ関連の地域漁業管理機関については，ほとんどの年次会合に参加し，我が国の立場を踏まえて議論に参加し，特に NPFC で初の IUU 漁船リスト策定や，公海乗船検査手続き，サンマやマサバの保存管理措置が採択され，また，WCPFC では太平洋クロマグロに関する保存管理措置の継続や寄港国措置が採択されたことは有益であった。（29 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進(達成手段③)）

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

我が国は，エネルギー・鉱物資源・食料という国民生活の基礎を成す資源の多くを海外に依存しており，資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また，我が国は水産物輸入国であると同時に，世界有数の漁業国でもある。

こうした中，国際エネルギー情勢は近年地殻変動とも言うべき大きな変化を遂げており，我が国へのエネルギーの安定供給確保を引き続き第一命題としつつも，グローバルなエネルギー上の課題の解決に貢献することは我が国自身のエネルギー安全保障の強化にもつながる状況となっている。鉱物資源については，新興国を中心とした世界的な資源需要の増大，資源国における不安定な治安・情勢や資源ナショナリズムの台頭等を引き続き注視しつつ，経済がグローバル化する中，世界全体として適切に供給が確保されるよう協力を進める必要がある。食料については，中長期的には世界的な人口増加により食料需要が一層増える見通しであること，また世界全体としては飢餓人口が 28 年には増加するなど食料安全保障の状況は悪化傾向にあることを踏まえ，日本と世界の食料安全保障の強化を図っていく必要がある。

上記を踏まえると，資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組むとの施策目標は引き続き妥当であるが，現在の世界情勢にかんがみると，日本における安定供給の確保のみならず，世界全体として資源安全保障の強化を図ることが日本自身の資源安全保障にもつながるとの視点を明確に示すことが必要であると考えられる。したがって，今後は「日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む」と修文した上で同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保

シェール革命による米国等のエネルギー輸出国としての台頭，アジアの新興国のエネルギー需要増の牽引，各国の持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組の加速等，世界のエネルギー需給構造に大きな地殻変動が起きていることを踏まえ，国際機関や多国間の枠組みにおける議論への参加・貢献や，専門官制度・在外公館戦略会議等を通じた情報共有・連携体制を強化することは，我が国及び世界における資源・エネルギーの安定供給確保を実現する上で重要である。エネルギー安全保障を始め，気候変動対策，脱炭素社会実現に向けたエネルギー転換，エネルギーアクセス向上などの目的に貢献すべく，引き続き，国内外において再生可能エネルギーや省エネに係る取組を一層強化し，我が国の優れた技術・知見の普及促進に向けた対外発信を進めていく。同時に，これらの取組の基礎となる情報収集・分析を引き続き強化するとともに，供給途絶のような緊急事態対応への対応能力強化も進めていく。

３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化

世界の食料安全保障の確保に貢献することは，ひいては我が国自身の食料安全保障に資する。FAO や IGC 等の国際機関や多数国間の枠組みでの議論への参加・貢献及び責任ある農業投資の促進という目標に引き続き取り組んでいくことが重要である。食料の安定供給に向け，引き続き，関連国際機関やフォーラムとの連携を一層強化し，国際的枠組みにおける議論等を積極的に主導していく。同時に，これらの取組の基礎となる情報収集・分析を強化していく。

３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を始めとした，様々な国際会議等の場における国際的協力に引き続き貢献する。

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として，海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を引き続き推進していく。

３－４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

関係国との人脈構築，我が国の立場の反映，国際的議論の情報収集等のため，資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組みは重要であり，引き続き所管する国際機関や多国間の枠組みの国際会議や協議に積極的に出席・発言していく。

３－５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

地域漁業管理機関の年次会合等では，我が国の水産業に直接影響を与える国別の漁獲枠を含め，科学と国際法に基づいて海洋生物資源の持続可能な利用に関する保存管理措置が決定されるため，議論を当省でフォローアップする必要がある。29 年度の出席件数は 28 年度実績より 1 件増えて 19 件であった。29 年の上方修正した目標の達成には至らなかったが，28 年と比して実績は維持され，重要な年次会合への議論への参加という重要な目的は 28 年と比しても適切に実施された。

30 年度は，年次会合等において我が国の立場を適切に反映させるべく，予算を考慮しつつも，出席件数を増加させるとともに，30 年度から新たに，IWC 等の捕鯨に関する国際会議の出席件数も目標に加え，我が国の意見を議論に反映できるように対処方針等を構想する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
　第３章　国益と世界全体の利益を増進する外交
　第３節　経済外交　　３　資源外交と対日直接投資の促進
・「我が国の経済外交 2018」（外務省経済局編（2018 年）日本経済評論社）
　第３章第１節　自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング
　　２　国際機関における取組
　第３章第３節　資源外交とインバウンドの促進
　　１　エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保
　　２　食料安全保障の確保
・外務省ホームページ
　エネルギー安全保障
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/index.html）
　わかる！国際情勢 Vol.165　日本のエネルギー外交 －グローバル・ビジョンと低炭素化への取り組み
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol165/index.html）
　食料安全保障
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/index.html）
　鉱物資源の安定供給
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/commodity/index.html）
　漁業(捕鯨を含む)
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/index.html）
　平成 29 年版外交青書（外交青書 2017）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/chapter3_03_03.html）
・「我が国の経済外交 2018」（外務省経済局編（2018 年）日本経済評論社）
第３節３，161～173 項

個別分野４　国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

１　Ｇ７サミットは，国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し，政策面での有効な協力を行っていく場として，また，G20 サミットは，経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として，それぞれ重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力に積極的に参加し，貢献する。同時に，地球規模課題の解決に向けた取組を強化し，我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。

２　OECD の諸活動に積極的に参加し，経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。

３　APEC の首脳会議，閣僚会議等を通じ，域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め，我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。

４　国際博覧会の国内への誘致は，日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず，我が国各地を訪れる観光客が増大し，地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年国際博覧会の大阪誘致の実現に向け取り組んでいく。（注：本施策は，29 年６月の「未来投資戦略 2017」を受けて当省として推進することとなったため，29 年度事前分析表作成後に新たに設定。）

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・未来投資戦略 2017（平成 29 年６月９日）
　第２　具体的施策　Ⅳ海外の成長市場の取り込み　（２）新たに講ずべき具体的な施策　ⅱ）日本の魅力をいかす施策　④2025 年国際博覧会の誘致
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　総論，日本外交の三本柱

測定指標４－１　Ｇ７・G20 サミットにおける我が国の貢献　＊

中期目標（--年度）

Ｇ７及びG20 サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏の実施，及び我が国の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

28 年度

年度目標

１　我が国は議長国としてＧ７伊勢志摩サミットおよびＧ７広島外相会合を開催し，参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し，我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。

２　G20 サミット（９月，中国にて開催予定）においては，成長戦略の策定等の我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し，新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また，成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。

施策の進捗状況・実績

１　Ｇ７伊勢志摩サミット（５月）

５月 26 日及び 27 日に，日本がＧ７議長国として開催した伊勢志摩サミットにおいては，世界経済の下方リスク，国際秩序に対する一方的な行動による挑戦という喫緊の課題に対し，自由，民主主義，人権，法の支配といった普遍的価値に立脚したＧ７として，連携して国際社会を主導していくことで一致し，Ｇ７伊勢志摩首脳宣言を採択した。

世界経済については，現下の世界経済の状況について議論を行い，新たな危機に陥ることを回避するため，現在の経済状況に対応するための努力を強化することで一致した。また，Ｇ７として，金融・財政政策及び構造改革の３本の矢のアプローチの重要な役割を再確認しつつ，①経済政策による対応を協力して強化すること，②世界的な需要を強化し，供給上の制約に対処するため，金融・財政政策及び構造改革の３つの政策手段を総動員すること，特に，機動的な財政戦略の実施と構造政策を果断に進めることについて協力して取組を強化することの重要性に合意した。

また，日本の議長下における優先議題として，「質の高いインフラ投資」，「保健」及び「女性」を掲げ，これらの分野においてＧ７として国際社会を主導し，具体的な行動を取っていくことで一

致した。
　政治・外交分野については，８年ぶりにアジアで開催されるサミットであることを踏まえ海洋安全保障や北朝鮮問題といったアジアの議題につき重点的に議論を行い，海洋安全保障について「法の支配三原則」の重要性を再確認したほか，拉致問題・核・ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的解決に向けた緊密な連携を確認した。また，テロ・暴力的過激主義，難民問題等国際社会が直面する課題に関し議論を行い，国際的取組を主導していく必要性につき一致した。
２　Ｇ７広島外相会合（４月）
　Ｇ７広島外相会合では，テロ・暴力的過激主義や，その結果生じた難民問題について議論し，テロリストによる無差別の攻撃，あるいは残虐行為などを非難すること，そして国際社会の取組をＧ７が主導していくことで一致した。
　テロあるいは難民問題に対処していくためには，水際対策や緊急人道支援のような短期的な取組に加え，その背景にある根本原因に中長期的に取り組み，中東地域のみならず，世界全体で，暴力的過激主義を生み出さない寛容で安定した社会の構築に向けた支援を積極的に進めていく必要があるとの考えの下，Ｇ７各国がそれぞれの強みを活かし，それぞれ相互補完的に，かつ相乗効果を生む形で取組を進めていくことについて一致した。こうした観点から，テロ・暴力的過激主義対策については，伊勢志摩サミットに向けて「Ｇ７テロ対策行動計画」を策定することで一致した。
　次に地域情勢では，中東情勢，そしてウクライナ情勢についてＧ７として連携を強化することを確認した。また，８年ぶりにアジアで開催されるＧ７会合ということもあり，北朝鮮による核実験，弾道ミサイル発射，拉致問題，海洋での緊張を高める一方的な現状変更など，国際秩序の安定を損なう行動が見られるアジアの情勢についても議論した。
　また，軍縮・不拡散をめぐる現状は大変厳しく，今こそ核兵器国と非核兵器国との協力が必要であり，その双方が含まれるＧ７が一体となって，国際社会にメッセージを発出し，双方の協力の具体的な在り方を国際社会に示すことは，しぼんでいる「核兵器のない世界」に向けた機運を再び盛り上げる上で，重要との考えの下，核軍縮に関する力強いメッセージ「広島宣言」を発出した。
　さらに，Ｇ７外相による史上初の広島平和記念資料館訪問及び原爆死没者慰霊碑への献花，さらには原爆ドームへの訪問を行い，岸田外務大臣からＧ７外相に被爆の実相について説明した。
　今般の会合の成果として，外相共同コミュニケと「広島宣言」に加え，コミュニケの付属文書として，「不拡散及び軍縮に関する声明」，「海洋安全保障に関する声明」を発出した。
３　G20 杭州サミット（11 月）
　11 月のG20 杭州サミット（於：中国）では，世界経済が様々な下方リスクに直面している中，Innovative（創造的），Invigorated（活力のある），Interconnected （連結された），Inclusive（包摂的）な世界経済を構築すべく，G20 がいかに政策協調を強化するかについて首脳間で意見交換を行い，首脳声明が採択された。
　G20 として，金融・財政政策及び構造改革の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることへの決意を表明し，最新のマクロ経済政策・構造政策が盛り込まれた「杭州アクションプラン」，構造改革とともにイノベーション・新産業革命・デジタル経済等を扱った「革新的成長のためのブループリント」を策定した。また，税源浸食・利益移転（BEPS）プロジェクトをはじめ国際課税や腐敗対策などにおける協力に加え，保護主義への反対を再確認，貿易・投資の自由化に向けて取り組むことで一致した他，環境物品協定（EGA）交渉の年内完了や鉄鋼等の過剰生産能力問題に対する一層の取組についても合意した。
　G20 杭州サミットでは，Ｇ７伊勢志摩サミットに続き，世界経済が最大のテーマとなったが，日本は，Ｇ７議長国として，Ｇ７伊勢志摩サミットにおける議論をベースに，様々なリスクに直面する世界経済に対し，国際協調を強化していく重要性を強調し，金融・財政政策及び構造改革の全ての政策対応を行っていく必要性を訴え，G20 としてもこの点に一致した。中国をはじめとする新興国も含め，過剰生産能力などの構造的な問題にもしっかりと取り組んでいくことに合意できた。
４　29 年になってイタリアへＧ７サミット議長国を引きついだ後は，29 年のＧ７タオルミーナ・サミットに向けて国際的な課題について首脳補佐同士で率直な意見交換を行い，我が国の考えをＧ７各国にインプットすると共に，Ｇ７各国の考えを聴取しつつ，準備を進めている。

29 年度
年度目標
１　Ｇ７タオルミーナ・サミット及びＧ７ルッカ外相会合においては，参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し，我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。また，成果文書において世界経済を始めとする国際社会における様々な課題について，我が国の考え方を最大限反映する。

２　G20 ハンブルク・サミットにおいては，我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し，新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また，成果文書において世界経済を始めとする国際社会における様々な課題について，我が国の考え方を最大限反映する。
３　31 年のG20 サミット日本開催に向けて，開催地を選定するとともに，開催のために必要な準備体制を整える。

施策の進捗状況・実績

１（１）Ｇ７タオルミーナ・サミット（５月）

５月 26 日及び 27 日にイタリアが議長国として開催したＧ７タオルミーナ･サミットにおいては，トランプ米大統領を含めＧ７首脳の半数が初参加となり，北朝鮮，テロ・暴力的過激主義，難民等の問題が深刻化する中，安倍内閣総理大臣は，前議長としての経験も踏まえつつ，Ｇ７の結束の意義を力強く訴えるとともに，北朝鮮や海洋安全保障を含む世界の平和・安定の確保，世界経済の包摂的成長の実現について，忌憚のない議論を主導した。Ｇ７が普遍的価値を共有し，ルールに基づく国際社会の牽引役として，これらの課題に対して，これまで以上に結束していく重要性を訴え，Ｇ７として一致した。

政治・外交分野では，北朝鮮情勢，テロ・暴力的過激主義対策，中東情勢，海洋安全保障，ロシア/ウクライナなど国際社会の喫緊かつ広範な課題につき議論が行われ，テロ・暴力的過激主義に関する独立した声明が発出された。特に，北朝鮮情勢については日本が議論をリードし，Ｇ７として，国際的な課題における最優先事項であり，新たな段階の脅威となっている，などの認識を示す力強いメッセージが発出することができた。

世界経済については，日本から，「成長と分配の好循環」を世界レベルで広げていくべきである旨を訴え，Ｇ７として，金融・財政・構造政策の全ての政策手段を用いるというコミットメントを再確認し，持続可能で包摂的な成長の実現に向けた取組を進めていくことで一致した。

また，Ｇ７として，自由かつ公正，互恵的な貿易・投資が成長と雇用創出の原動力との認識の下，過剰生産能力問題を含む不公正な貿易慣行に断固たる立場をとりつつ，開かれた市場を維持し，保護主義と闘うことで一致した。また，人の移動，女性等のテーマについて，Ｇ７として国際社会を主導し，具体的な行動を取っていくことで一致した。

（２）Ｇ７ルッカ外相会合（４月）

Ｇ７ルッカ外相会合では，緊迫するシリア情勢，厳しさを増すアジア情勢等の喫緊の地域情勢や，テロ・暴力的過激主義，軍縮・不拡散等の地球規模課題について白熱した議論を行い，これらの諸課題についてＧ７として認識を共有した。

シリア情勢については，化学兵器による被害が二度と起きないよう連携を強化していくことで一致するとともに，困難な状況からいかに政治プロセスの進展につなげていくかにつき活発な議論を行った。また，Ｇ７としてロシアに強く協力を促していくことで一致した。

アジア情勢については，アジア唯一のＧ７メンバーとして日本が議論をリードした。北朝鮮については，Ｇ７として核実験や劇的に増加している弾道ミサイル発射等の挑発行為を，地域及び国際の安全保障，平和に対する脅威として最も強い表現で非難し，北朝鮮の脅威が新たな段階に至ったとの認識を共有した。また，東シナ海・南シナ海の状況についてもＧ７として引き続き懸念し，法の支配の貫徹に向け，連携して声を上げていくことで一致した。

また，軍縮・不拡散をめぐる状況については，核兵器国及び非核兵器国双方の協力を得て，現実的かつ実践的な措置を重ねていく以外の道はないとの認識を，米国を含むＧ７で改めて確認した。「核兵器のない世界」について，今回の会合で改めてＧ７共通の目標であることを確認したことには大きな意義があった。

主要国での政権交代や選挙等「変化の時」を迎える中で，自由で開かれた，ルールに基づく国際秩序の牽引役としてのＧ７の連帯を改めて確認し，外相共同コミュニケのほか「サイバー空間における責任ある国家の行動に関するＧ７（ルッカ）宣言」及び「不拡散及び軍縮に関するＧ７声明」を発出した。

２　G20 ハンブルク・サミット（７月）

７月のG20 ハンブルク・サミット（於：ドイツ）では，「相互に連結された世界の形成」というテーマのもと，世界経済の成長が依然として緩やかで，様々な下方リスクが存在する中，G20 としていかに連携してこれらのリスクに対応しつつ成長を強化していくか等，首脳間で率直な意見交換が行われた。安倍内閣総理大臣は，G20 が最重要課題に掲げる「世界経済・貿易」のセッションでリード・スピーカーを務め，議論を積極的に牽引した。５月のＧ７タオルミーナ・サミットでも重視された世界経済，貿易，過剰生産能力問題への対応等につき，日本からも力強く働きかけを行っ

たことで，関連のコミットメントにG20 として合意し，G20 ハンブルク・サミット首脳宣言として発出された。また，G20 首脳の支持を得て，31 年のG20 議長国を日本が務めることが決定した。

３　31 年のG20 サミット日本開催に向けて，開催地を大阪に決定した。30 年 12 月にアルゼンチンからG20 議長国を引き継ぎ，世界経済におけるリーダーシップを発揮すべく，政府一丸となって準備を進めた。30 年４月にG20 サミット事務局を立ち上げ，G20 サミットに向けた準備を本格化させている。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標４－２　EU との対話を通じた関係強化

注：本測定指標は，28 年度をもって設定を終了した。

中期目標（--年度）

日 EU 双方の経済成長，ひいては，世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの日 EU・EPA の早期締結を実現する。

28 年度

年度目標

日 EU 双方の経済成長，ひいては，世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの経済連携の実現のため，28 年のできる限り早い時期の大筋合意を目指し，日 EU･EPA 交渉を積極的に推進する。

施策の進捗状況・実績

日 EU・EPA 交渉につき，計２回（４月，９月）の交渉会合を実施したほか，首席交渉官以下様々なレベルで，電話会議等も活用しつつ，間断なく交渉を行った。11 月には，交渉の早期妥結に向け，日 EU・EPA に関する主要閣僚会議が開催されるとともに，外務省を含む関係省庁で構成する日 EU 経済連携協定交渉推進タスクフォースが立ち上げられた。また，29 年２月には岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談が行われ，可能な限り早期の大枠合意を目指して交渉を継続していくことで一致した。また，５月のＧ７伊勢志摩サミット，同７月及び 29 年３月の日 EU 首脳会談の際に首脳間で可能な限り早期の大枠合意について強いコミットメントを確認した。

28 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ）

測定指標４－３　OECD における我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し，経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ，国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

28 年度

年度目標

１　成熟した経済大国として我が国も直面する「生産性」について議論される 28 年 OECD 閣僚理事会にて副議長国を務める機会を最大限に利用し，その成果文書において我が国にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

２　我が国が強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることも同様に望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ，引き続き，東南アジア地域プログラムを推進していく。具体的には，28 年６月，ベトナム・ハノイにて第２回運営グループ会合及び第３回東南アジア地域フォーラムが開催予定であり，我が国の支持する OECD と東南アジアとの関係強化を進めるべく，本機会を活用する。

施策の進捗状況・実績

１　６月の OECD 閣僚理事会に際しては，「包摂的な成長に向けた生産性向上」をテーマとし，日本は，フィンランド，ハンガリーとともに副議長国として，議長国チリの下，27 年秋以降の準備段階から，テーマの設定や成果文書の作成・交渉などをリードした。特に，今回が初の議長国となるチ

リを，過去２度にわたる議長国としての経験を踏まえ支えた。５月に行われたＧ７伊勢志摩サミットの議長国としてのリーダーシップも最大限発揮し，伊勢志摩サミットで確認された財政政策と金融政策による経済成長の強化の必要性や過剰生産能力問題（注）の重要性を OECD の場でも確認すべき旨積極的にインプットすることで，OECD 閣僚理事会「閣僚声明」にこれらの要素を盛り込むことができた。過剰生産能力問題への言及は今回初めて「閣僚声明」に盛り込まれ，その後の G20 杭州サミットコミュニケによる本件問題への言及に向けて足がかりとなった。 また，アベノミクスのキーワードでもある「成長と機会及び所得増加の好循環」についての言及も「閣僚声明」に盛り込まれた。

（注）鉄鋼等の分野で，産品の実需要を生産能力が大きく上回る状況が続いている問題。

２　６月にベトナムで開催された第３回 OECD 東南アジア地域フォーラムにおいては，Ｇ７伊勢志摩サミットや OECD 閣僚理事会における議論を東南アジア諸国の出席者に紹介するとともに，OECD と東南アジアの橋渡し役として両者の協力を全面的に支援していく日本の立場を強調した。

29 年度

年度目標

１　29 年度 OECD 閣僚理事会（「グローバリゼーションを機能させるために：全ての人によりよい生活を」について議論）の成果文書において，鉄鋼の過剰生産能力への対応，質の高いインフラ投資の推進，自由貿易推進などの分野において，我が国にとって有益な提言・結論が出せるよう議論を積極的に主導する。

２　OECD の知見を活用し，我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ，引き続き，東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。具体的には，まず，我が国の SEARP 共同議長としての残りの任期（～30 年３月）を最大限に活用して SEARP の更なる活性化を促進する。また，将来の新規加盟に係る「戦略的熟考」の議論を含めた様々な場において，OECD が策定する基準を東南アジア地域や新興国にも拡大させていく重要性を説くと同時に，東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて，東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を 28 年末の 47 から 50 以上に増加させる。

３　OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し，全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合について，直近過去５年間の最高の水準（4.62%）を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

１　29 年度の OECD 閣僚理事会では，世界で反グローバリズムや保護主義的な風潮が拡大する中，日本から，①多角的貿易体制の維持・強化，②特に貿易歪曲的措置の撤廃を通じた鉄鋼・造船の過剰生産能力問題への対応等，公平な競争条件の確保，③開かれ，誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を強調した。これらの日本の主張は，いずれも成果文書（閣僚声明，国際貿易・投資及び気候変動に関する議長声明）に反映された。

２　８月にタイで開催された第４回 OECD 東南アジア地域フォーラムにおいては，日本から出席した中根外務副大臣が東南アジアにおけるデジタル化の活用の重要性を強調したほか，OECD 東南アジア地域プログラムのさらなる進展への期待を表明した。

さらに，日本の SEARP 共同議長としての任期を締めくくるにあたって，30 年３月に東京にて OECD 東南アジア地域プログラム閣僚会合を主催し，SEARP のこれまでの取組を総括し，「包摂的な ASEAN」という議題の下で，河野外務大臣から「連結性」や包摂的な「参加」についての OECD での議論や日本の取組を紹介しつつ，ASEAN の閣僚との間で議論することで，東南アジアが OECD の知見を更に活用するよう促した。特に，同閣僚会合の「共同コミュニケ：包摂的な ASEAN」では，日本が OECD で議論を主導している「質の高いインフラ」の重要性を確認した。

東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数は，28 年末の 47 から，29 年末には 50 まで増加した。

３　OECD 事務局人事部長やリクルートミッションの訪日の機会を利用して，関係府省庁との合同説明会や個別面談をアレンジしたほか，大学等におけるセミナーの広報支援を実施した。OECD 事務局における専門職以上の日本人職員数は 12 月 31 日現在 78 名（前年比６名増）で，専門職員数の全職員数に占める割合は 4.38%（前年比 0.02%増）となった。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標４－４　APEC における諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ボゴール目標(32（2020）年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する）を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ，我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

28 年度

年度目標

28 年の APEC 議長（ペルー）が「成長の質」に焦点を当てていることに留意しつつ，同国の優先課題である｢地域経済統合の推進と成長｣,｢地域フードマーケットの促進｣,「アジア太平洋地域の零細・中小企業の近代化」及び｢人材開発促進｣の下での議論や取組に積極的に貢献し，APEC における議論を我が国成長と繁栄に結びつける。

施策の進捗状況・実績

１　11 月にリマで開催された APEC 首脳会議においては，「質の高い成長と人間開発」という全体テーマの下，①｢現在のグローバルな文脈における自由な貿易・投資のための挑戦｣（優先課題：｢地域経済統合の推進と成長｣，｢零細・中小企業の近代化｣，｢人材開発｣関係），②｢食料安全保障～気候変動への対応・水資源の確保～｣／「アジア太平洋地域の統合～現実的で機能的な連結性の強化に向けて～」（優先課題：｢地域フードマーケットの促進｣及び｢地域経済統合と質の高い成長｣関係）を議題に掲げ，議論が交わされた。

２　安倍内閣総理大臣からは，Ｇ７伊勢志摩サミットの成果も踏まえ，世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対して，あらゆる政策を総動員して対処すべき旨，保護主義に対して，「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進する旨，アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）等は「包摂的な成長」の基礎となる旨表明するとともに，「成長と分配の好循環」による成長戦略である「一億総活躍社会」実現への取組を紹介したほか，サービス分野，デジタル貿易等の新たなビジネスに対応した自由で公正なビジネス環境を整備する必要性を強調した。

３　こうした発言を踏まえ,｢グローバルな需給の制約に対処すべく,全ての政策手段を用いること｣,「あらゆる形態の保護主義に対抗すること」，「FTAAP の最終的な実現に向けて積極的に取り組むこと」等が首脳宣言に盛り込まれ，保護主義や反グローバリズムが台頭する中，APEC としてアジア太平洋地域で自由貿易や経済統合を推進していくことを改めて確認，そのための具体的な取組として，アジア太平洋地域の経済統合を推進するための「FTAAP に関するリマ宣言」及びサービス貿易の自由化を一層推進することを目的とした｢APEC サービス競争力ロードマップ｣を附属書として採択したほか，29 年以降，これら取組を進めていくことで合意した。

29 年度

年度目標

１　我が国の関心事項（質の高いインフラ等）や我が国にとって好ましいコミットメント（保護主義への対抗等）や提言を APEC 首脳会議，閣僚会議等の成果文書に反映させる。具体的には，７月Ｇ20 首脳宣言に反映された文言以上の成果を追求する。

２　域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には，28 年のペルーAPEC で採択された「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に関するリマ宣言」を実行するための行動計画（Action Plan）及び同行動計画の下で実施すべき個々の作業計画（Work Program）を我が国が主導して採択につなげる。

３　APEC 議長であるベトナムのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には，ベトナム提案の「ポストボゴール・ビジョンを議論するための枠組み」，「包摂性を促進するためのアクション・アジェンダ」等の実現を支援し，成果文書として結実させる。

４　域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー，官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には，我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低 10 件以上，APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を最低１万件以上とする。

施策の進捗状況・実績

１　29 年 11 月のベトナム APEC の成果文書では，質の高いインフラ，保護主義への対抗等に加え，公平な競争条件（レベル・プレイング・フィールド）の確保，多角的貿易体制の支持，アベノミクスによる「３本の矢」を踏まえた金融・財政政策，構造改革，女性の経済参画の強化・経済的地位の

向上を含む包摂的な経済政策など，我が国にとっての重要事項を盛り込むことができた。特に，７月のG20ハンブルク・サミット首脳宣言には盛り込まれなかった多角的貿易体制の支持，スタンドスティル（新規の保護主義措置の不導入）へのコミットメント，公正（fair）な貿易への言及を得ることができた。

２　ベトナム APEC では，「行動計画」や「作業計画」の交渉に参画した。参加エコノミー間の意見の相違により合意（コンセンサス）は得られなかったが，今後は「計画」という形式にこだわらず，FTAAP の将来的な実現に向けて必要な実質的な内容の詰めを行っていくこととされた。

こうした中で我が国は，次世代貿易投資課題の一つにも数えられ，FTAAP の将来的な実現に向けた主要論点となる「デジタル貿易」について議論を主導し，ベスト・プラクティスの共有，能力構築を行うこととしており，29 年度中には有志国（米，豪州，チャイニーズ・タイペイ）による議論の枠組みを設けることができた。

３　管理職に占める女性割合を高めるための個別行動計画のとりまとめなど，議長ベトナムが掲げる優先課題に則したプロジェクトを実施し，議長ベトナムの取組に積極的に貢献し，「ポストボゴール・ビジョンを議論するための枠組み」として APEC ビジョン・グループが設立され（首脳宣言においてこれを歓迎），また，「包摂性を促進するためのアクション・アジェンダ」は首脳宣言の附属書として採択された。特に APEC ビジョン・グループについては，ポストボゴールにおいて我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを形成するとの中期目標を見据えており，日本はその設立に関し，貿易・投資について高い識見を有する浦田秀次郎・早稲田大学教授を委員に任命するなど，積極的に貢献した。

４　「第２期地域経済統合能力構築ニーズイニシアティブにおける競争章に関する FTA 交渉技術についての FTAAP 能力構築ワークショップ」（当省主管プロジェクト）や「都市化が急速に進展する APEC 地域における質の高いインフラ構築のための能力構築」（国土交通省主管プロジェクト。当省は，APEC において「質の高いインフラ投資」の認識を浸透・拡大させていく観点から協働した。）など，20 件以上の日本プロジェクトを開催した。

APEC ビジネストラベルカードに関しては，目標発行枚数を上回る 10,110 件となった。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標４－５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)への参加回数(年１回開催される閣僚理事会を含む)

注：本測定指標は，28 年度をもって設定を終了した。

	中期目標値	28 年度		28 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	
	―	13	17	Ｂ（28 年度：ｂ）

測定指標４－６　2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組

注：本指標は，29 年６月の「未来投資戦略 2017」を受けて当省として推進することとなったため，29 年度事前分析表作成後に新たに設定。

中期目標（--年度）

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し，30 年 11 月の開催地決定選挙に向け，国際博覧会条約（BIE 条約）加盟国 170 か国のうち，過半数の支持を取付けるべく，働きかけに取り組む。

29 年度

年度目標

30 年 11 月の開催地決定選挙に向け，BIE 条約加盟国 170 か国のうち，過半数の支持取付けに取り組むべく，国際会議や二国間会議等の機会，更に招へいスキーム等を利用し，あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

各国への働きかけについては，総理大臣を始め，外務大臣ほか各省庁の政務による各国要人への働

きかけ，在外公館による各国政府への働きかけ，国会議員による外遊の際の働きかけ及び在京大使館への働きかけのみならず，地方自治体や経済界による働きかけ等，政官民オールジャパンで働きかけに取り組んだ。また，大阪誘致に向け，河野外務大臣から「2025 年国際博覧会誘致キャラクター特使」としてポケットモンスター及びハローキティに協力を要請した。

省内においては，外務大臣をヘッドとする省内タスクフォースを設置するとともに，2025 年日本万国博覧会誘致室を立ち上げ，省内体制を強化した。在外公館においても，BIE 加盟国公館に，万博担当官を指名し，在外公館における働きかけの体制を強化した。

29 年度目標の達成状況：Ｂ（29 年度：ｂ）

参考指標：APEC における域内貿易依存度

（出典：IMF，Direction of Trade Statistics）	実績値（暦年）		
	27 年	28 年	29 年
	66.3%	69.3%	66.1%

評価結果（個別分野４）

施策の分析

【測定指標４－１　Ｇ７・G20 サミットにおける我が国の貢献】

28 年度

（１）Ｇ７伊勢志摩サミットは北海道洞爺湖サミット以来８年ぶりに日本で開催されるサミットであり，サミットの最大のテーマである世界経済はもとより，日本の優先議題である「質の高いインフラ投資」，「保健」，「女性」といったテーマや海洋安全保障などで議論を主導し，具体的な成果に結実させ，国際社会における存在感を印象づけることができた。

ア　まず，最大のテーマである世界経済について，金融・財政政策と構造政策の３つの政策手段を総動員すること等について協力して取組を強化することの重要性に合意するなどコミュニケ上で強い文言を確保できた。また，あらゆる政策を総動員して世界の需要を底上げし，持続的な成長に向けてＧ７が連携して取り組んでいくという力強いメッセージを，「伊勢志摩経済イニシアティブ」という形で取りまとめることができた。

イ　日本が推進してきた質の高いインフラ投資については，ここ数年，Ｇ７，G20，APEC といった機会を通じて，その重要性に関する国際的な認識が高まっている。かかる観点から，①経済的効率性・信頼性・強靱性，②雇用創出・能力構築，③社会・環境配慮，④経済・開発戦略との整合性，⑤効果的な資金動員等の要素を盛り込んだ，「質の高いインフラ投資の推進のためのＧ７伊勢志摩原則」にＧ７として合意した。「質の高いインフラ」の基本的要素について国際社会で認識を共有することが重要との点で一致した。

ウ　保健分野については，公衆衛生危機対応に関して，エボラ出血熱流行の際の教訓をいかしてガバナンスと資金の双方で処方箋を示すとともに，日本ブランドである「UHC の推進」（UHC（ユニバーサル･ヘルス･カバレッジ）：全ての人が基礎的保健サービスを必要な時に費用負担可能な費用で享受できること）を，Ｇ７として初めて掲げたことが大きい。保健分野で，首脳のコミットメントである，包括的な附属文書を作成したのも初めてであった（注：洞爺湖サミットにおける文書は保健専門家による報告書）。

エ　女性については，Ｇ７の優先課題として取り上げたことに参加国・機関等から高い評価があった。女性の潜在能力の開花及び，自然科学分野における女性の活躍推進が重要との認識の下，「女性の能力開花のためのＧ７行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意できた。

オ　なお，これらにも関連する「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のセクションで，同じく日本ブランドである「人間の安全保障」の推進が，初めて，Ｇ７として言及された。

カ　政治・外交分野では，北朝鮮による核実験，弾道ミサイル発射，拉致問題のほか，海洋安全保障分野において「法の支配の三原則」の重要性をＧ７で再確認する等の成果をあげた。

（２）Ｇ７広島外相会合については，初めて被爆地での外相会合開催を実現し，核軍縮・不拡散の分野において，「広島宣言」という独立した文書の形で，「核兵器のない世界」に向けた力強いメッセージを発出した。

ア　テロ・暴力的過激主義については，テロリストによる無差別の攻撃や残虐行為などを非難する

とともに，テロや難民問題に対処するには，水際対策や緊急人道支援のような短期的な取組に加え，その背景にある根本原因に中長期的に取り組み，中東地域のみならず，世界全体で，暴力的過激主義を生み出さない寛容で安定した社会の構築に向けた支援を積極的に進めていく必要があることを確認した。そのような考えの下，Ｇ７各国がそれぞれの強みをいかし，相互補完的に，かつ相乗効果を生む形で取組を進めていくこととし，伊勢志摩サミットに向けて「Ｇ７テロ対策行動計画」を策定することで一致した。

イ　地域情勢については，中東情勢やウクライナ情勢に加え，北朝鮮による核実験，弾道ミサイル発射，拉致問題，海洋での緊張を高める一方的な現状変更など，国際秩序の安定を損なう行動が見られるアジアの情勢についても議論を深めることができた。

ウ　軍縮・不拡散については，核兵器国と非核兵器国の双方が含まれるＧ７が一体となって，国際社会にメッセージを発出し，双方の協力の具体的な在り方を国際社会に示していくことを確認した。また，「核兵器のない世界」に向けた機運を再び盛り上げるべく核軍縮に関する「広島宣言」を発出した。

エ　Ｇ７外相による初の広島平和記念資料館訪問及び原爆死没者慰霊碑への献花については，「広島宣言」ともあいまって，「核兵器のない世界」に向けた国際的機運を再び盛り上げるきっかけとなった。

（３）９月に行われたG20 杭州サミットにおいては，世界経済が様々な下方リスクに直面している中，リスクに対応し成長を実現すべく，G20 がいかに政策協調を強化するかについて，首脳間で率直な意見交換を行った。日本として，５月の伊勢志摩サミットで重視された分野をはじめ以下の分野において，力強く働きかけながら積極的に調整に当たり，以下のような具体的な成果をあげることができた。

ア　G20 における最重要テーマであった世界経済に関する議論では，安倍内閣総理大臣から，日本がＧ７議長国として主導した世界経済の持続的成長のための重要なアジェンダがG20 共通の課題であることを指摘し，G20 として対応することが必要であることを訴えた。また，日本が率先して行った経済対策を紹介しつつ，G20 各国が具体的な対応をとるよう働きかけを行い，G20 首脳間で，強固で，持続可能で，均衡ある，かつ，包摂的な成長を達成するため，金融，財政及び構造政策の全ての政策手段を活用することへの決意を確認した。

イ　貿易に関しては，安倍内閣総理大臣から，G20 として，保護主義抑止のコミットメントを再確認し，自由で公正な経済圏を世界に広げていくための具体的行動を取ることの重要性を強く発信した。G20 として自由貿易の推進について，保護主義への反対，多角的貿易体制の維持・推進，地域貿易協定・自由貿易協定の役割の重要性を確認するとともに，伊勢志摩サミットで早期妥結を目指すことが合意された環境物品協定（EGA）について，「交渉の年内完了を目指す」ことに合意した。

ウ　過剰供給能力問題について，日本が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて，その負の影響を認識し，主要生産国との協議を含め同問題へ対処していくことで一致したことを踏まえ，これを更に前進させ，主要生産国の情報共有と協力を強化すること，具体的には，「主要生産国が参加するグローバル・フォーラム」の設立に合意し，「情報共有と協力を強化」していくべきことに一致した。

エ　さらに，日本が重要視している「質の高いインフラ投資」の重要性が強調されるのみならず，日本が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットで合意した「質の高いインフラ投資の推進のためのＧ７伊勢志摩原則」に掲げられる要素がG20 メンバー間でしっかりと共有された。

オ　日本の SDGs にかかる取組を積極的に発信し，28 年に策定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を重視し，その着実な実施に向け，G20 としての行動と各国の自主的行動を取りまとめた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダに関する行動計画」を承認した。

カ　テロ対策に関し，安倍内閣総理大臣からも，テロ行為は決して許されず，断固非難する旨発言し，G20 の連帯した対応，特にテロ資金供与のすべての資金源，技術等と戦っていくことで一致した。

29 年度

（１）５月に開催されたＧ７タオルミーナ・サミット（於：イタリア）では，前議長国としての経験も踏まえつつ，日本がリードを取る形で，「Ｇ７の結束」の意義を力強く訴えるとともに，特に①北朝鮮，②海洋安全保障，③世界経済，④貿易などの議論を積極的に主導し，成果文書に我が国の考え方を反映させることができた。

日本から，Ｇ７はこれまで様々な課題に対し，一致結束して国際社会を主導してきた旨を紹介し

つつ，北朝鮮やテロなど，Ｇ７がこれまで牽引してきた基本的価値に支えられた国際秩序が大きな挑戦に晒されている旨指摘し，普遍的価値を共有するＧ７が結束し，ルールに基づく国際秩序を推進していくことで一致した。

ア　北朝鮮については，安倍内閣総理大臣がトランプ米大統領と共に議論をリードした。国際的課題の最優先事項であり，重大な性質を有する新たな段階の脅威との認識で一致するとともに，北朝鮮による安保理決議の即時かつ完全な遵守や核・ミサイル計画の放棄に向け，Ｇ７として措置を強化する用意があることを確認する等，Ｇ７として力強いメッセージを発出した。

イ　海洋安全保障については，日本が議論をリードし，ルールを基礎とした海洋分野における秩序の重要性で一致し，仲裁を含む海洋に関する紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認するとともに，東シナ海，南シナ海の状況に懸念を示し，全ての当事者に対し係争のある地形の非軍事化を追求するよう求めることで一致した。

ウ　世界経済に関しては，成長は依然として緩やかであり，下方リスクが存在する中，より高い生活水準と質の高い雇用を実現するためのＧ７の対応について議論が行われ，伊勢志摩サミットに引き続き，強固で持続可能で均衡ある，かつ包摂的な成長を実現するため，金融，財政及び構造政策の全ての政策手段を用いるとのコミットメントを再確認することができた。

エ　貿易については，Ｇ７として，自由，公正，互恵的な貿易及び投資が，成長や雇用創出の主要な原動力との認識の下，過剰生産能力問題を含む不公正な貿易慣行に断固たる立場をとりつつ，開かれた市場を維持すること，保護主義と闘うとのコミットメントを再確認するとともに，ルールに基づく国際的な貿易体制の重要性を認識し，WTO の機能の改善と第 11 回 WTO 閣僚会合の成功にコミットした。

（２）Ｇ７ルッカ外相会合については，シリア情勢・アジア情勢等の喫緊の地域情勢や，テロ・暴力的過激主義，軍縮・不拡散等の地球規模課題について議論する中で，日本の問題意識をＧ７各国外相に説明し，これらの諸課題についてＧ７として認識を共有することができた。

ア　アジア情勢については，日本から厳しさを増すアジアの安全保障環境等について説明し，特に北朝鮮については，各国とも，核実験や劇的に増加している弾道ミサイル発射等の挑発行動を最も強い表現で非難し，北朝鮮による挑戦が新たな段階に至ったとの認識を共有した。また，日本から拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を呼びかけ，賛同を得た。

イ　海洋安全保障については，日本から東シナ海や南シナ海の情勢について説明し，Ｇ７として引き続き情勢を懸念するとの点で一致した。また，法の支配を重視するＧ７の立場を再確認するとともに，法の支配の貫徹に向け，引き続き連携してＧ７として声を上げていくことを確認した。

ウ　テロ・暴力的過激主義については，あらゆる形態のテロ行為に対する強い非難を改めて表明し，テロ及び暴力的過激主義に対処することは，引き続き，国際社会にとっての最重要課題であるとの認識を共有した。国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国となるために日本が現在行っている努力をＧ７として歓迎することで一致した。

エ　軍縮・不拡散については，日本から「核兵器のない世界」の希求はＧ７が共有する変わらぬ目標であり，しっかり守っていくべき旨強調し，その上で，北朝鮮情勢など厳しさを増す安全保障環境を踏まえ，核兵器国及び非核兵器国双方の協力を得て，包摂的，段階的かつ進歩的なアプローチを重ねていく以外の道はないとの認識を改めてＧ７で確認することができた。

オ　その他，サイバー空間における責任ある国家の行動に関するＧ７（ルッカ）宣言及び，不拡散及び軍縮に関するＧ７声明が採択された。

（３）７月のG20 ハンブルク・サミット（於：ドイツ）において，安倍内閣総理大臣は，「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20 の最重要課題を扱う第１セッション「経済成長・貿易」のリード・スピーカーとして，首脳間の議論を牽引した。また，テロ対策や女性の活躍推進についても，日本として，「テロ対策」をテーマとするリトリートにおいて議論に貢献するとともに，「女性起業家資金イニシアティブ」の立ち上げイベントにも参加するなど積極的な役割を果たした。５月のＧ７タオルミーナ・サミットでも重視された以下の分野を中心に，日本からも力強く働きかけを行い，G20 として合意し，成果文書において我が国の考え方を最大限反映させることができた。

ア　安倍内閣総理大臣から，アベノミクスの「三本の矢」の成果を紹介しつつ，構造，財政及び金融政策の全ての政策手段を用いることが必要である状況は不変である旨を強調するなど，議論において主導力を発揮した。下方リスクに対応し，世界経済の成長を強化するため，金融政策，財政政策及び構造改革の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いること，経済成長と雇用創出の追求に当たって，更なる包摂性及び公正を促進し，格差を削減することに合意した。

イ　日本として，自由貿易の果実を公平に分配するためにも，自由で公正な高い水準のルールを世界に広げ，不公正な貿易慣行を除去していくことが重要である旨指摘し，国際的な貿易・投資が，

成長や生産性，イノベーション，雇用及び発展の主要な原動力であるとの認識の下，G20 として，開かれた市場を維持し，全ての不公正な貿易慣行を含む，保護主義と引き続き闘うことで一致した。また，第 11 回 WTO 閣僚会議の成功にコミットするとともに，WTO の機能強化に向けた協力にも合意した。

ウ　産業部門の過剰生産能力問題が，国内生産，貿易及び労働者に負の影響を与えていることを認識しつつ，日本からも強く働きかけを行い，G20 としてこの問題に対処するための協力を一層強化していくことを確認した。

エ　イノベーションを通じた温室効果ガスの緩和に引き続きコミットし，低温室効果ガス排出エネルギー・システムの構築に向けて取り組むことを確認した。米国は温室効果ガスの排出削減のアプローチに強くコミットするとともに，他のG20 メンバー国はパリ協定への強いコミットメントを迅速に実施することに合意した。

オ　女性のエンパワーメントを推進するとともに，その観点から，途上国の女性起業家への支援を拡大するための「女性起業家資金イニシアティブ」を立ち上げることを歓迎し，日本の支持と財政的貢献の表明は，大きな貢献を果たした。

また，閉会セッションにおいて，G20 首脳の支持を得て，日本が 31 年のG20 議長国に決定した。これまでのG20 サミットにおける日本の取組や貢献を踏まえつつ，31 年の議長国就任に向けて，更に主導力を発揮していく。

【測定指標４－２　EU との対話を通じた関係強化】

28 年度

日 EU・EPA については，29 年２月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談において可能な限り早期の大枠合意を目指して交渉を継続していくことで一致し，29 年３月には日 EU の首脳間での強いコミットメントを確認するに至った。28 年５月のＧ７伊勢志摩サミット及び同７月の日 EU 首脳会談の場を活用し，日 EU・EPA への首脳間のコミットメントを継続的に確認できたことが，このような結果につながったと考えられる。こうした一連のプロセスは，日 EU・EPA について国内の理解を得，EU との交渉を進展させ，政治的なモメンタムを維持する上で有益であった。また，上記のプロセスを経て，日 EU 間では日 EU・EPA に止まらない相互理解の深化が進み，日 EU 関係の更なる強化につながった。（28 年度：経済連携協定（達成手段②））

【測定指標４－３　OECD における我が国の貢献】

28 年度

６月の OECD 閣僚理事会において，日本は副議長国としてテーマ設定や成果文書の作成・交渉などをリードすることで，我が国が重視する過剰生産能力問題や，アベノミクスと親和性のある「成長と機会及び所得増加の好循環」といったキーワードを閣僚理事会の成果文書である「閣僚声明」に盛り込むことができた。これは，我が国が重視する点を国際的に発信する上で大きな意味を有し，我が国にとって有効な提言・結論が出るように議論を積極的に主導するという 28 年度目標に向けて有効であった。特に，過剰生産能力問題については，OECD の「閣僚声明」に盛り込まれたこともあり，国際的な問題意識の醸成につながり，その後のG20 杭州サミットにおいても取り上げられ，日本の OECD を活用した経済外交や，OECD におけるプレゼンス向上という観点から有効であった。（28 年度：OECD における，日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)（達成手段③））

また，東南アジア地域プログラムの推進に関しては，「閣僚声明」で更なる取組の進展を歓迎する旨の記述を盛り込むことができたほか，６月の第３回 OECD 東南アジア地域フォーラムでは，濱地外務大臣政務官から，アベノミクス３本の矢を総動員することの重要性等，Ｇ７伊勢志摩サミットや OECD 閣僚理事会の議論を紹介し，東南アジア諸国の間での議論を促した。（28 年度：東南アジア地域へのアウトリーチ強化（達成手段④））

29 年度

閣僚理事会の成果文書において，日本が重視する①多角的貿易体制の維持・強化，②鉄鋼・造船の過剰生産能力問題への対応等，公平な競争条件の確保，③開かれ，誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を盛り込むことができたことは，これらの日本の優先課題の重要性を国際的に発信する上で大きな意味があった。また，さらなる国際的な議論・取組につなげるという意味で，我が国にとって有効な提言・結論が出るように議論を積極的に主導できたことは有益であった。

(29 年度：OECD における，日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的策画（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進）（達成手段②））。

また，東南アジア地域プログラムの推進に関しては，我が国の SEARP 共同議長としての残りの任期を最大限に活用し，30 年３月に東京で SEARP 閣僚会合を主催し，「包摂的な ASEAN」という ASEAN にとっても OECD にとっても重要なテーマ設定を行い，ASEAN の閣僚との間で議論することで，OECD の取組に対する東南アジアの理解を高め，同地域の OECD への将来的な加盟への関心を喚起することができた。（29 年度：東南アジア地域へのアウトリーチ強化（達成手段③））

OECD 事務局における専門職以上の日本人職員の割合は，4.38%と目標には届かなかったが，OECD 事務局人事部長やリクルートミッションの訪日の機会を利用して，関係府省庁との合同説明会や個別面談をアレンジしたほか，大学等におけるセミナーの広報支援を実施し，前年比６名増（0.02%増）となり，一定の前進があった。

【測定指標４－４　APEC における諸活動への貢献】

28 年度

28 年の成果物として採択された首脳宣言やその附属書「FTAAP に関するリマ宣言」，「APEC サービス競争力ロードマップ」等の文書の作成，編集において，世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対して，あらゆる政策を総動員して対処すべきことや，保護主義に対して，「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進すること等，我が国の立場を積極的に発信し，これらをおおむね盛り込むことができた。我が国は APEC における議論において主導的な役割を果たしたと言え，これらの議論を我が国の成長に結びつける観点からも相当程度の成果が得られた。

28 年の APEC 議長（ペルー）が掲げた優先課題のうち，「地域経済統合の推進と成長」に関して，①「海上連結性強化」，②「インフラ投資」，③「アジアとラテンアメリカの地域的バリューチェーン統合強化」を目的とした調査を実施し，他のエコノミーから評価及び歓迎され，それぞれ最終報告書をとりまとめ，同年の閣僚会議及び首脳会議において成果として取り上げられる等，APEC の各種施策を前進させる上で貢献した（①及び②は外務省が単独で，③は外務省とともに香港に本社を置くコンサルティング会社を委託企業として共同で実施）。（28 年度：APEC を通じた経済関係の発展（達成手段⑤））

29 年度

29 年の成果物として採択された首脳宣言，その附属書「APEC 地域における経済的・金融的・社会的包摂の促進に関する行動アジェンダ」及び「デジタル時代における人材開発に関する APEC 枠組み」の文書の作成，編集において，世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対して，あらゆる政策を総動員して対処すべきことや，保護主義に対して，「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進すること等，我が国の立場を積極的に発信し，これらをおおむね盛り込むことができた。「アジア大洋州自由貿易圏（FTAAP）に関するリマ宣言」を実行するための行動計画等は，APEC がコンセンサス主義を採用し１エコノミーでも反対すれば合意形成をできない中で，FTAAP の将来的な実現に向けて議論すべき分野にエコノミー間で立場の差異があることもあり，採択に至らなかった。しかし，その課程で「デジタル貿易」に関する議論を含め，質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現に向け，議論を主導することができた。

また，各国首脳が一堂に会する首脳会議の機会を捉え，「生産性革命」や「人づくり革命」等の取組を紹介した。我が国は APEC における議論において主導的な役割を果たしたと言え，これらの議論を我が国の成長に結びつける観点からも相当程度の成果が得られた。（29 年度：APEC を通じた経済関係の発展（達成手段④））

【測定指標４－５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)への参加回数】

28 年度

OECD 理事会への着実な参加を通じて，28 年の OECD 閣僚理事会の閣僚声明では，アベノミクスのキーワードでもある「成長と機会及び所得増加の好循環」の必要性が盛り込まれたほか，我が国が重視している東南アジア地域プログラムに関し，更なる取組の進展が歓迎されるなど，成果文書に我が国の考え方を反映するという観点から，効果が高かった。

28 年 OECD 閣僚理事会に向けた閣僚声明の準備においては，日本は副議長国（副議長国を務めるのは 10 回目）として，その豊富な経験を活かして，議長国のチリ，他の副議長国でもあるフィンラン

ド及びハンガリー，並びに OECD 事務局と事前調整を行ったことで，OECD 理事会における議論においても，日本の考え方や立場を盛り込みつつ，閣僚声明に関する加盟国間の調整を行うことができた。（28 年度：OECD における，日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進）（達成手段③））

【測定指標４－６　2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組】

29 年度

各国への働きかけについては，総理大臣を始め，外務大臣ほか各省の政務による各国要人への働きかけ，在外公館による各国政府への働きかけ，国会議員による外遊の際の働きかけ及び在京大使館への働きかけのみならず，地方自治体や経済界による働きかけ等，政官民オールジャパンで一丸となって重層的な働きかけを行うことで，各国の幅広い関係者に効果的にメッセージを伝達することができた。また，河野外務大臣からのハローキティやポケットモンスター，デザイナーのコシノジュンコ氏や文化人の千玄室氏等への誘致業務委嘱については，世界的に著名な文化人やキャラクターという日本のソフトパワーを活用しており，周知効果が高く，河野外務大臣のツイッターにおいても９万件以上のライクを得るなど，大阪万博誘致の認知を高める上で非常に効果的であった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

世界経済は，足下では回復基調にあるが，回復は完全ではなく，中期的には下方リスクが存在しており，景気が上向いている今こそ経済の基盤を確固たるものにしていくことが必要であり，このような経済情勢認識のもと，①日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場としてのＧ７・Ｇ20，②「世界最大のシンクタンク」，国際経済の「ルール形成の場」と称される OECD 及び③各エコノミーの自発的な意思によって，アジア太平洋の持続可能な発展を目指し，地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである APEC への積極的参画を引き続き行うとともに，④日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり，地域経済を活性化する「起爆剤」になることが期待される 2025 年の国際博覧会大阪誘致の実現に向け取り組んでいく必要がある。

① 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには，国際社会の一致した協力が求められる。そのような中，価値観を共有する主要先進国の集まりであるＧ７サミット及び外相会合に積極的に参加することは，我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で，必要不可欠である。また，参加国・地域の GDP 合計が８割を超え，先進主要国のみならず，新興国も多く参加する「国際経済協力の第一のフォーラム」とも呼ばれるＧ20 サミットを日本で開催し，国際的な議論を主導し，効果的なメッセージを発信することは，我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で，非常に重要な機会である。ついては，両サミットを通じた国際社会の直面する様々な重要課題の政策協調に積極的に参加し貢献すると同時に地球規模課題の解決に向けた取組を強化し，我が国にとって好ましい国際経済秩序を作るとの施策目標を引き続き維持する。

② 客観的なデータ収集と分析を行い，「世界最大のシンクタンク」，国際経済の「ルール形成の場」とも称される OECD は，加盟先進国間の議論を通じて国際ルールを形成する機能を有しており，我が国としては，引き続き，OECD の活動への貢献と積極的な活用を通じて，外交上の利益を確保していく必要がある。特に，世界経済の成長センターである東南アジアが今後陥る可能性が指摘されている「中所得国の罠」等につき，OECD には知見が蓄積されており，アジアからの数少ない加盟国である我が国が OECD と東南アジアとの橋渡し役を担い，東南アジアの強固な経済成長を後押ししていくことは，我が国の対東南アジア外交を推進する上でも有効である。

③ APEC は，アジア太平洋地域の 21 のエコノミーが参加し，経済規模で世界全体の GDP の約６割，世界全体の貿易量の約５割，世界人口の約４割を占める重要な経済協力の枠組みである。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約７割，APEC の域内貿易依存度が約７割と，相互依存関係は極めて強い。新興国を中心に世界経済が不透明感を増す中，「世界の成長センター」たるアジアを含む同地域が安定的な成長を遂げるためには，今後，成長の「質」を高めていくことが重要である。このため，APEC 地域の各エコノミーとの経済協力の深化，APEC における貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて，国際ルールの普及や価値観の共有を促進し，その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要がある。このような背景の下，今後とも APEC の枠組みを活用し，幅広い分野の協力に関し，年に数回開催される高級実務者会合での議論の積み重ねを通じ，年１回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成功に向け，APEC での活動を主導していく必要がある。

④ 国際博覧会の国内への誘致は，日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり，開催地のみならず，我が国各地を訪れる観光客が増大し，地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年国際博覧会の大阪誘致の実現にあたっては，博覧会国際事務局（BIE）メンバー国の過半数の支持獲得が必要であるため，30 年 11 月の選挙に向け，戦略的に BIE メンバー国に対し，オールジャパンで働きかけを行っていく必要がある。

【測定指標】

４－１　Ｇ７・G20 サミットにおける我が国の貢献

１　上記の施策の分析のとおり国際的な課題につき，Ｇ７サミットという，自由，民主主義，人権などの基本的価値を共有する首脳が集結する場において，世界経済・貿易，政治・外交問題，気候変動・エネルギー，開発等国際社会の重要課題に対する我が国の立場を積極的に発信し，考え方を最大限成果文書に反映させることは引き続き重要であり，30 年度に行われるＧ７シャルルボワ・サミットに向けて，我が国の立場をインプットしていく。

２　G20 サミットにおいては，我が国が議長国となる 31 年に向けて，30 年の議長国を含む参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し，世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために，我が国が目指す具体的成果の実現に向けて，準備を進めていく。

４－２　EU との対話を通じた関係強化

日 EU・EPA については，早期大枠合意の必要性及び重要性について，28 年度中に実施された交渉会合を通じ認識を一致させることができたこと，及び，そうした認識について 29 年２月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談及び同年３月の日 EU 首脳会談において，閣僚及び首脳レベルでも確認することができたことから，日 EU 間でこのように形成された認識に基づき，EPA 交渉を推進し，署名・発効を実現するという点については，別の指標（経済連携の推進）において測定することとし，本指標については 28 年度をもって終了した。

４－３　OECD における我が国の貢献

上記の施策の分析のとおり，29 年度は，OECD 閣僚理事会において，日本にとって有益な提言・結論が出せるよう議論を積極的に主導する，東南アジア地域プログラム（SEARP）閣僚会合を主催する等日本の共同議長の任期を最大限活用し SEARP を推進するとの目標は妥当であった。

OECD 閣僚理事会は，年に一度開催される OECD の最も重要な会合であることから，30 年度も引き続き，同閣僚理事会において日本の主張を反映させるべく積極的に議論を主導していく。

また，OECD の知見を活用し，我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ，引き続き，東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。

OECD における日本人職員の採用拡大に関しては，OECD の全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合について，日本人職員の採用拡大は，引き続き重要課題であるところ，30 年度も取り組んでいく。

４－４　APEC における諸活動への貢献

上記の施策の分析のとおり，29 年度は，一部目標達成に至らなかった部分もあったが，引き続き，我が国の関心事項（質の高いインフラ，保護主義への対抗等）が成果文書において記載されることを追求するとともに，FTAAP の将来的な実現に向け，特に「デジタル貿易」の分野で議論を主導し，また，議長が設定した優先課題に則したプロジェクトを 10 件以上実施すること等を通じて議長のイニシアティブ発揮に貢献する。

４－５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)への参加回数

OECD 理事会が臨時に開催されることもあり，回数が増える場合もあり，単純に参加回数の多寡によって我が国の考え方の反映状況の達成度合いを測ることは難しいと考え，28 年度で設定を終了した。

４－６　2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組

30 年２月にフランスが立候補を撤回することとなったが，アゼルバイジャン及びロシアも誘致活動を活発化してきており，さらに厳しい選挙戦となっている。引き続き，30 年 11 月に予定される開催地決定選挙に向け各国の支持取付けに向け取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
国際的ルール作りと政策協調の推進
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kokusai_rule.html）
国際博覧会（万博）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hakurankai/banpaku/index.html）
Ｇ７タオルミーナ・サミット（結果）（平成 29 年５月 27 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_003024.html）
Ｇ７ルッカ外相会合（平成 29 年４月 11 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/page4_002921.html）
Ｇ20 ハンブルク・サミット（平成 29 年７月７日～８日）（平成 29 年７月９日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page2_000143.html）
日 EU 経済連携協定（EPA）交渉
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html）
APEC2016（平成 28 年 11 月 20 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page25_000274.html）
APEC2017（平成 29 年 11 月 11 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page25_000625.html）
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
第３章　第３節　各論１（２）国際機関における取組（WTO, OECD 等）
・「我が国の経済外交 2018」（外務省経済局編（2018 年）日本経済評論社）
第３章第１節　自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング
第３章第１節　２－２経済協力開発機構（OECD）

施策Ⅱ－３　国際法の形成・発展に向けた取組

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅱ－３）

施策名(※)	**国際法の形成・発展に向けた取組**
施策目標	**新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため，以下を推進する。** **１　国際法規の形成に際し，我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。** **２　安全保障，領土・海洋等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとともに，諸外国・国際機関との間で領事・刑事，原子力等の政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。** **３　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また，日本国民・日系企業の海外における利益を保護･促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。**

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	114	105	104	199
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	114	105	104	
	執行額(百万円)		97	87	98	

（※）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 28･29 年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	
		＊１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	Ｂ
		＊１－２　国際法についての知見の蓄積・検討	Ｂ
		＊１－３　国際法の普及活動の推進	Ｂ
		個別分野２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	
		＊２－１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化	Ｂ
		＊２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化	Ｂ
		個別分野３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施	
		＊３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	Ｂ
		＊３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	Ｂ

（注１）評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の 28･29 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 28･29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・ICJ など，国際法規形成及び発展における日本の代表とプレゼンスを確保する努力を評価したい。 ・他方，ACSA，防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定推進とロシアとの北方領土問題交渉加速化とが評価で一括りにされ（2-1），加速化したとは言い難い（見方によっては日米安保と絡められ，交渉進展見込みが後退した）後者も含めてｂとなるのは，釈然としない。しなかったものをしなかったと言える評価対象の分別が必要ではないか。 ・（個別分野２）我が国の安全保障協力関係が多角化する中で，パートナー国との法的枠

	組みの重要性が増している。とりわけ物品役務相互提供協定（ACSA）・防衛装備品・技術移転協定・情報保護協定（GSOMIA）がアジア・欧州・中東のパートナー国との間で更に拡充していくことが望まれる。また，自衛隊が災害救援・人道支援（HA/DR）や国際平和協力分野で他国で活動する場合の法的地位を定めた，訪問部隊協定（VFA）を更に拡充させていくべきである。

担当部局名	国際法局	政策評価実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

１　国際法に関連する各種会合に出席し，我が国の立場を主張すること等を通じて，新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
２　研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
３　国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献　＊

中期目標（--年度）

国内外における法の支配を推進する。

28 年度

年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に，国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに，国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく，以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により，法の支配を一層推進する。

１　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議，国連国際法委員会（ILC）及び国連総会第６委員会，アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO），ハーグ国際私法会議（HCCH），私法統一国際協会（UNIDROIT）会合，国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し，日本政府としての意見表明を行う。
２　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS），国際海底機構（ISA）総会・理事会等に参加し，日本政府としての意見表明を行う。
３　上記の一環として，ILC 委員選挙（10 月）での我が国指名候補の当選を実現する。また，29 年に予定されている ICC 裁判官選挙において当選を実現するため，積極的な支持要請を行う。

施策の進捗状況・実績

１　国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献

国際刑事裁判所（ICC）に関しては，ICC ローマ規程締約国会議（11 月）において積極的に議論に貢献した。また，ICC 被害者信託基金（TFV）においては，４月に我が国の野口元郎理事長が再選され，ICC における被害者賠償制度の運用に重要な任務を遂行した。

国連国際法委員会（ILC）に関しては，我が国の村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクトの特別報告者として，前年に引き続き報告書を提出。ILC の審議をリードし，法典化作業に貢献した。国連総会第６委員会（10～11 月）に関しては，ILC 報告等に関する審議において，ステートメントの実施等を通じて各議題に対する立場を表明した。また，第 71 回国連総会おいて採択された「越境地下水の法」決議について，我が国が第６委員会における調整役を務め，決議の採択に大きく貢献した。

アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に関しては，我が国として審議に積極的に参加し，５月に開催された第 55 回 AALCO 総会の際には，暴力的過激主義とテロリズムに関するサイドイベントを主催し，刑事司法分野の人材育成に関する我が国の取組を紹介し，AALCO 加盟国と意見交換を行うなど，同地域における法の支配の推進に貢献した。また，29 年１月から２月にかけて，ケネディ・ガストーン AALCO 事務局長を招へいし，国際法又は法制度整備支援分野における様々な国内関係者と今後の協力に向けた協議を行った。

ハーグ国際私法会議（HCCH）における作業部会及び特別委員会へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し，私法分野における条約作成等に貢献した。

国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）における作業部会等へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し，国際法秩序の構築に貢献した。

私法統一国際協会（UNIDROIT）においては神田秀樹学習院大学教授が理事を務めているほか，専

門家会合等へ研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し，私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献した。

２　国際海洋法裁判所（ITLOS）では，柳井俊二裁判官が 17 年から任務に就いており（現在２期目，23 年 10 月から 26 年９月までは裁判所所長），海洋に関する紛争の平和的解決に多大な貢献をした。

大陸棚限界委員会（CLCS）においては，23 年から浦辺徹郎東京大学名誉教授が委員を務め，締約国が提出した大陸棚延長申請の審査に多大な貢献をした。

国際海底機構（ISA）では，法律・技術委員会選挙（７月）において，神谷夏実（(独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC））職員の後任に岡本信行 JOGMEC 職員が再び選出され，開発規則作成の議論に参画した。また，財政委員会選挙（７月）において山中真一委員（在リトアニア大使館参事官）の後任に大沼寛在メキシコ大使館書記官が選出され，ISA の適切な運営に財政面から貢献した。

国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS）では，我が国として海における法の支配への支持を表明し，国際法秩序の形成・発展に貢献した。

途上国出身委員の会議参加支援のため，CLCS の信託基金に任意拠出を行い，ITLOS 及び ISA に対しても分担金（いずれも UNCLOS 締約国中最大）を拠出した。

国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会では，新協定に盛り込むべき要素に関し積極的に発言を行い，国際法秩序の形成・発展に貢献した。

３　11 月，国連総会において行われた ILC 委員選挙の結果，我が国の村瀬信也委員が再選された。また，29 年に予定されている ICC 裁判官選挙において当選を実現するため，積極的な支持要請を行った。

29 年度

年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に，国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに，国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく，以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により，法の支配を一層推進する。

１　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議，国連国際法委員会（ILC）及び国連総会第６委員会，アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO），ハーグ国際私法会議(HCCH)，私法統一国際協会（UNIDROIT）会合，国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し，日本政府としての意見表明を行う。

２　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS），国際海底機構（ISA）総会・理事会，国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し，日本政府としての意見表明を行う。

３　大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙及び ICC 裁判官選挙において我が国指名候補の当選を実現する。

施策の進捗状況・実績

１　国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献

国際刑事裁判所（ICC）に関しては，28 年に引き続き，様々な面で ICC の活動を支援し，特に，人材面で大きく貢献した。国際海洋法裁判所（ITLOS）では，柳井俊二裁判官が 17 年から任務に就いており（現在２期目，23 年 10 月から 26 年９月までは裁判所所長），海洋に関する紛争の平和的解決に多大な貢献をした。

国連国際法委員会（ILC）に関しては，我が国の村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクトの特別報告者として，28 年に引き続き報告書を提出。ILC の審議をリードし，法典化作業に貢献した。国連総会第６委員会に関しては，ILC 報告等に関する審議において，ステートメントの実施等を通じて各議題に対する立場を表明した。

アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に関しては，５月に開催された AALCO 総会で積極的に審議に参加するとともに，法の支配をテーマとするサイドイベントを主催し，法制度整備支援や司法分野の人材育成等，我が国の取組を紹介して，アジア・アフリカの各国と意見交換を行った。

ハーグ国際私法会議（HCCH）における特別委員会等へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し，私法分野における条約作成等に貢献した。

国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）における作業部会等へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し，国際法秩序の構築に貢献した。

私法統一国際協会（UNIDROIT）においては，神田秀樹学習院大学教授が理事を務めているほか，専門家会合等へ研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し，私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献した。

２　国際海底機構（ISA）では，開発規則のパブリックコメントに対する我が国の見解を提出したほか，理事会等での議論に当たり，我が国の立場を主張することなどを通じて，新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。

また，国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し，新協定に盛り込むべき要素に関し，我が国の立場を主張することなどを通じて，新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。

途上国出身委員の会議参加支援のため，大陸棚限界委員会（CLCS）の信託基金に任意拠出を行い，ITLOS 及び ISA に対しても分担金（いずれも国連海洋法条約（UNCLOS）締約国中最大）を拠出した。

３　12 月の ICC ローマ規程締約国会議において行われた ICC 裁判官選挙の結果，我が国の赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が当選し，30 年３月に裁判官に就任した。また，同じ締約国会議で議長団メンバー及び予算財務委員会委員の選挙がそれぞれ行われ，我が国は，これらのメンバー及び委員を引き続き務めることになった。

大陸棚限界委員会（CLCS）については，６月の選挙において，山崎俊嗣（東京大学大気海洋研究所）教授が委員への当選を果たし，CLCS による大陸棚延長申請の審査等の活動に貢献した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標１－２　国際法についての知見の蓄積・検討　＊

中期目標（--年度）

国際法に関する研究会等を活用し，学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

28 年度

年度目標

１　国際法に関する研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて，領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り，外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。

国際法に関する研究会を開催し，国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより，省外有識者と知見を共有する。

二国間国際法局長協議を実施し，各国国際法実務者と意見交換を行う。

海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。

２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

１　領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

国内外の研究者との間で，国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し，学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

英・米・オランダ・仏・ベトナム・シンガポール・スウェーデン等各国外務省との国際法局長協議を通じて領土，武力の行使及び海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし，我が国が抱える課題や関心事項に即して，最近の判例や議論についての意見交換を含め，実務的な知見の蓄積を行った。なお，同協議開催後も，在外公館を通じてフォローアップを行うなど，議論を継続している。

29 年２月には，外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，国内外有識者による報告・議論を通じ学術的知見の蓄積を行った。ITLOS 所長の基調講演を始め，国内及び国外の国際法学者や国際法専門家 13 名のパネリスト及びコーディネーター（このうち，外国人は６名。）による講演及び質疑応答を通じ，我が国が抱える課題や我が国の関心事項について専門的知識を聴取し，意見交換を行い，多くの知見が得られた。

２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記１の取組により得られた国際法上の知見を活用し，武力の行使に関する国際法上の論点の検討，領土･海洋に関し我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めることができた。

29 年度

年度目標

１　国際法に関する研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて，領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り，外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。

・国際法に関する研究会を開催し，国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより，省外有識者と知見を共有する。

・二国間国際法局長協議を実施し，各国国際法実務者と意見交換を行う。

・海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。

２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

１　領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

国内の研究者との間で，国際公法上の論点に関する研究会を開催し，学術的観点から，外務省員の国際法に関する見識を深めた。

英，仏，独等との国際法局長協議等を通じて，武力の行使及び海洋分野を含む国際法に関して，我が国が抱える課題や我が国の関心事項に対する各国の考え方や取組について，外務省員の実務的な知見の蓄積を進めた。

米・仏から国際法学者や国際法専門家を計８名招へいし，我が国が抱える課題や我が国の関心事項について専門的知見を聴取し，意見交換を行い，多くの知見が得られた。

12 月に，外務省，内閣府総合海洋政策推進事務局及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と共催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，国内外の国際法学者や専門家による報告・議論を通じ，学術的知見の共有及び蓄積を行った。

２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

１の取組により得られた国際法上の知見を活用し，武力の行使に関する国際法上の論点の検討，領土・海洋に関し，我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めることができた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標１－３　国際法の普及活動の推進　＊

中期目標（--年度）

国際法に関する知識を普及するとともに，国際法に携わる人材を育成する。

28 年度

年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

１　大学における講義等を積極的に引き受ける。

２　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。

３　日弁連等とも協力し，国際法に関する各種普及活動を実施する。

４　アジア・カップ等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のために以下の施策を実施した。

１　大学における国際法の講義を積極的に引き受け，講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また，外務省内においても様々なレベルの職員に対して国際法に関連する研修を延べ約 30 時間実施し，人材育成に努めた。

２　ICC，ICJ 及び UNCLOS については，概要情報及び我が国の関係等についての情報を外務省ホームページに更新の上掲載した。このほか，外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を外務省ホームページに掲載し，更なる国際法の情報発信の一助とした。

３　国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了生，大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施

し（９月），２日間で延べ 65 名が参加した。また，「海洋法の 20 年の発展と新たな課題」をテーマに海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，ITLOS 所長を基調講演者として迎えたほか，権威ある海洋法研究者及び実務家 13 名がコーディネーター及びパネリストとして出席し，在京外交団，政府関係者，研究者，学生ら延べ約 300 人が参加した。

４　国際法学会と国際法模擬裁判「2016 年アジア・カップ」を共催（８月）し，日本を含むアジア 11 か国の学生代表が参加して，「海洋保護区の設置の合法性」をテーマに模擬裁判を実施した。参加国の学生に対する国際法の理解促進に努め，アジアにおいて国際法を専門とする若手法律家の育成，同法律家間のネットワーク構築，及び国際社会及び紛争解決における法の支配の重要性について共通認識の涵養に努めた。

29 年度

年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

１　大学における講義等を積極的に引き受ける。

２　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。

３　日弁連等とも協力し，国際法に関する各種普及活動を実施する。

４　アジア・カップ等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のために以下の施策を実施した。

１　大学における国際法の講義を積極的に引き受け，講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また，国際司法裁判所（ICJ）所長，同書記及び海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし，国内の大学や研究機関において後援会や意見交換会を延べ 10 回実施した。さらに，これら招へいの機会に省内でもセミナーや意見交換会を設け，入省初期の省員を対象とする国際法関連の研修も延べ約 34 時間実施した。

２　国際刑事裁判所（ICC），国際司法裁判所（ICJ）及び国連海洋法条約（UNCLOS）については，概要情報又は我が国との関係等についての情報を外務省ホームページに更新の上，掲載した。特に，アジアカップ（８月）開催や ICJ 所長の訪日（８月），更には赤根智子 ICC 裁判官の選出（12 月）などについて随時ホームページに掲載したり，外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介したりするなど，更なる国際法の情報発信を行った。

３　国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了生，大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施し，約 80 名が参加した（９月）。

「大陸棚限界委員会（CLCS）設立 20 周年～成果と課題」をテーマに海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，大陸棚限界委員会前議長を基調講演者として迎えたほか，著名な海洋法研究者及び実務家 13 名がコーディネーター及びパネリスト等として出席し，在京外交団，政府関係者，研究者，学生ら延べ約 100 人が参加した。

４　国際法学会と国際法模擬裁判「2017 年アジア・カップ」を共催（８月）し，日本を含むアジア 11 か国の学生代表が参加して，「排他的経済水域（EEZ）内における沿岸国による管轄権の行使（他国船舶の拿捕など）の合法性」をテーマに模擬裁判を実施した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野１）

施策の分析

【測定指標１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献】

28 年度

我が国は，国際公法分野において，国際司法裁判所（ICJ），国際刑事裁判所（ICC），国際海洋法裁判所（ITLOS），国連国際法委員会（ILC）等，国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。28 年度においては ICC・被害者信託基金（TFV）

の理事会で，野口元郎理事長（元カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷最高審裁判官）が理事長に再選された。また，国際私法分野においても，ハーグ国際私法会議（HCCH），国連国際商取引法委員会（UNCITRAL），私法統一国際協会（UNIDROIT）において，政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し，条約等の作成に貢献した。さらに，我が国は ICC，ITLOS，常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は，国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し，人材面及び財政面で貢献することで，国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。27 年４月の国際裁判対策室設置により，28 年度は他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し，国際裁判所の手続（仲裁，調停含む）について分析・研究に取り組むなど，国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。（28 年度：国際法に係る調査（達成手段①），領土保全対策関連事業（達成手段③））

29 年度

我が国は，国際公法分野において，国際司法裁判所（ICJ），国際刑事裁判所（ICC），国際海洋法裁判所（ITLOS），国連国際法委員会（ILC）等，国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。29 年度においては ICC 裁判官選挙で，赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が当選し，30 年３月に裁判官に就任したほか，ICC においては，裁判所の運営や財政に係る様々な分野で日本の委員等が引き続き活躍した。また，国際私法分野においても，ハーグ国際私法会議（HCCH），国連国際商取引法委員会（UNCITRAL），私法統一国際協会（UNIDROIT）において，政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し，条約等の作成に貢献した。さらに，我が国は ICC，ITLOS，常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は，国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し，人材面及び財政面で貢献することで，国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。27 年４月の国際裁判対策室設置により，29 年度は他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し，国際裁判所の手続（仲裁，調停含む）について分析・研究に取り組むなど，国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。（29 年度：国際法に係る調査（達成手段①），領土保全対策関連事業（達成手段③））

【測定指標１－２　国際法についての知見の蓄積・検討】

28 年度

国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加，英・米・仏・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた関連国際法に関する最新の知見は，領土・歴史問題や日本の国際裁判の対策強化など，我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。

海洋法に関する国際法シンポジウムで国内外の有識者を招き，議論を行ったことは，海洋法に関する知見を蓄積する上で有益であった。（28 年度：国際法に係る調査（達成手段①），領土保全対策関連事業（達成手段③））

29 年度

国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加，英・米・仏・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた関連国際法に関する最新の知見は，我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。

海洋法に関する国際法シンポジウムで国内外の有識者を招き，議論を行ったことは，海洋法に関する知見を蓄積する上で有益であった。（29 年度：国際法に係る調査（達成手段①），領土保全対策関連事業（達成手段③））

【測定指標１－３　国際法の普及活動の推進】

28 年度

ICJ，ICC 及び UNCLOS に関する概要情報の更新は国際法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。特に，法曹資格を有する若手外務省員から，外務省内での国際法に関する業務を説明するなど，実体験を踏まえた説明は参加者の評価が高かった。

また，日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了生，大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（９月）を実施したことは，国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的として，日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め，国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で，効果的であった。

海洋法に関する国際シンポジウムの開催は，海洋法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。さらに，国際法学会と国際法模擬裁判「2016 年アジア・カップ」を共催し（８月），日本を含むアジア 11 か国 11 名の学生の代表が「海洋保護区の設置の合法性」をテーマに模擬裁判に参加したことは，我が国における国際法人材の育成だけではなく，アジア諸国の学生の国際法に対する理解の促進という観点からも有益であった。（28 年度：国際法に係る調査（達成手段①），条約締結等事務事業（達成手段②））

29 年度

ICJ，ICC，UNCLOS，要人往来等に関する概要情報の更新は，国際法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。

また，日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了生，大学生等総勢約 80 名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（９月）を実施したことは，国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めるとともに，日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め，国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で効果的であった。特に，法曹資格を有する若手外務省員から，外務省内での国際法に関する業務を説明するなど，実体験を踏まえた説明は参加者の評価が高かった。

海洋法に関する国際シンポジウムの開催は，海洋法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。また，国際法学会と国際法模擬裁判「2017 年アジア・カップ」を共催し（８月），日本を含むアジア 11 か国の学生の代表が「排他的経済水域（EEZ）内における沿岸国による管轄権の行使（他国船舶の拿捕など）の合法性」をテーマに模擬裁判に参加したことは，我が国における国際法人材の育成だけではなく，アジア諸国の学生の国際法に対する理解の促進という観点からも有益であった。さらに，国際裁判対策のための国内外の法律事務所との連携，法務省との関係強化，国際裁判手続の研究などを通じ，国際裁判対応力を強化する上で効果があった。（29 年度：国際法に係る調査（達成手段①），条約締結等事務事業（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

国家間の関係を安定・深化させるとともに，紛争の平和的解決を図るためには，国際社会における「法の支配」の確立に貢献することが重要である。

我が国の国益に沿った形で国際法規の発展を図るため，国際法に関連する各種会合に出席し，我が国の立場を主張することなどを通じて，新たな国際法規範の形成及び発展に積極的に貢献するとともに，各種国際司法機関やフォーラム等に対し，人材面・財政面でコミットする。また，国際法についての知見を蓄積・検討し，外交実務に活用するため，国内外の専門家との連携を図る。さらに，紛争の平和的解決を始め，国内外における法の支配及び国際法の重要性が一層増している状況を踏まえ，国内外において法の支配の推進に携わる人材を育成することで体制の強化をより一層図っていく。このため，大学や日弁連等各種団体とも協力し，国内外における国際法の知見の普及に努める。

【測定指標】

１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し，引き続き法の支配を推進する。

１－２　国際法についての知見の蓄積・検討

領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマに関して，国際法学者・専門家等との意見交換を通じて今後とも継続的に知見を蓄積するとともに，最新の知見を活用し，国際的な議論に参画することを継続し，学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

１－３　国際法の普及活動の推進

国際法に関する知識を普及するとともに，国内外において国際法に携わる人材を育成する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
国際社会における法の支配（平成 30 年２月 23 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/index.html）
赤根国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事の国際刑事裁判所裁判官当選について(外務大臣談話）（平成 29 年 12 月５日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_003509.html）
国際法模擬裁判 2017 アジア・カップの開催（平成 29 年８月 21 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004928.html）

個別分野 ２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障
　（防衛力の強化），（日米同盟の抑止力），（地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標２－１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。

28 年度

年度目標

１　米国を含む諸外国との間で，物品役務相互提供協定（ACSA）や防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。
２　ロシアとの間で，北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

１　日米安保体制の信頼性向上に向けて，29年１月に日米地位協定の軍属補足協定を締結した。物品役務相互提供協定（ACSA）については，９月に米国との間で，29年１月に豪州及び英国との間で協定に署名した。防衛装備品・技術移転協定については，マレーシア及びインドネシアとの間で交渉の過程にあり，フランスとの間の協定が12月１日に発効した。また，11月に日韓軍事秘密情報保護協定を締結した。
２　日露間の平和条約締結問題に関し，６月及び８月には外務当局間での平和条約締結交渉が行われた。また，累次の首脳・外相会談を含む様々なレベルでのやり取りを踏まえ，12 月のプーチン大統領訪日時の首脳会談では，平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。

29 年度

年度目標

１　諸外国との間で，物品役務相互提供協定（ACSA）や防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。
２　ロシアとの間で，北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

１　ACSA に関して，米国との新たな協定が４月に，英国との協定が８月に，豪州との新たな協定が９月に，それぞれ発効した。また，防衛装備品・技術移転協定については，５月にイタリアとの協定に，７月にはドイツとの協定にそれぞれ署名するとともに，マレーシアとの協定についても実質合意に至った。さらに，関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報の保護措置の更なる整備にも，引き続き取り組んだ。
２　首脳間の合意を踏まえつつ，北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や元島民の方々のより自由な往来に向けてロシア側と協議するなど，重要課題である日露間の平和条約の締結等に向けた交渉に引き続き取り組んだ。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化　＊

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

28 年度

年度目標

１　メキシコ，ブラジル等との間で，原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。インドとの間で，原子力協定の署名・締結に必要な技術的な検討やインド側との調整を行う。
２　中国との間で，犯罪人引渡条約，受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
３　EUとの間で，日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　二国間原子力協定のうち，インドとの間の協定について11月に署名した。また，メキシコとの間で協議を行い，交渉の進展が見られた。ブラジルとの間では交渉中の論点についての検討作業を進めた。
２　中国との間では，犯罪人引渡条約，受刑者移送条約の次回締結交渉の早期開催に向け鋭意働きかけを行った。
３　EUとの間で，日EU戦略的パートナーシップ協定の交渉会合を１回行い，双方の立場の合意に向けて一層の前進が見られた。

29 年度

年度目標

１　メキシコ等との間で，原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。
２　中国との間で，犯罪人引渡条約，受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
３　EU との間で，日 EU 戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　メキシコとの間の原子力協定の締結に向けた協議が行われ，交渉が進展したほか，核セキュリティ分野の秘密情報の交換を可能とする枠組みに関する交渉が進展した。
２　中国との間では，12 月に，犯罪人引渡条約に関する第４回交渉会合を実施した。受刑者移送条約については，交渉の実施に向け調整を行い，30 年４月の交渉会合開催が決まった。
３　日 EU 戦略的パートナーシップ協定については，合計 13 回の交渉を経て７月に大枠合意，30 年２月に合意した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化】

28 年度

米英豪との間で ACSA の署名に至り，締結プロセスを前進させることとなった。また，ロシアとの間でも有意義な交渉が行われ，北方領土問題の解決に向け進展が見られた。これらの取組は外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。（28 年度：外交・安全保障分野に関する枠組み作り（達成手段①））

29 年度

米英豪との間の ACSA が発効に至った。また，ロシアとの間でも，北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を含め，北方領土問題の解決に向けた有意義な交渉が行われ，進展が見られた。これらの取組は外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。（29 年度：外交・安全保障分野に関する枠組み作り（達成手段①））

【測定指標２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化】

28 年度

二国間原子力協定のうちインドとの協定が署名されたことを始め，中国との間で犯罪人引渡条約，受刑者移送条約の次回締結交渉の早期開催の働きかけを行い，日 EU 戦略的パートナーシップ協定の交渉会合を実施した。

特に，二国間原子力協定のうちインドとの協定が署名されたことは，原子力の平和利用の推進の観点から特筆される。これは，諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。（28 年度：政治分野に関する枠組み作り（達成手段②））

29 年度

メキシコとの間の原子力協定の締結に向けた協議が行われ，交渉が進展したほか，中国との間で犯罪人引渡条約の交渉会合を行い，受刑者移送条約の次回交渉会合の開催が決定するとともに，EU との間では，日 EU 戦略的パートナーシップ協定に大枠合意（７月）及び合意（30 年２月）した。

これらは，当該国及び EU との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。（29 年度：政治分野に関する枠組み作り（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中，我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために，引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに，国際社会における「法の支配」を推進することが必要である。

【測定指標】

２－１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するため，日米安保体制の強化・信頼性向上に資する各種枠組みの整備に引き続き取り組む。また，諸外国との間で，ACSA，防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉の推進に引き続き取り組む。さらに，北方領土問題で双方にとり受入れ可能な解決策を作成すべく，交渉の加速化等に引き続き取り組む。

２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を引き続き推進・強化するため，日 EU 戦略的パートナーシップ協定，原子力協定，犯罪人引渡条約，受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を進める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・官邸ホームページ
第 196 回国会施設方針演説（平成 30 年１月 22 日）
（https://www.kantei.go.jp/jp/98 abe/statement2/20180122siseihousin.html）
・外務省ホームページ
第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3 002351.html）
日・米物品役務相互提供協定（日米 ACSA）の発効（平成 29 年４月 25 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004539.html）
日・英物品役務相互提供協定の発効（平成 29 年８月 18 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004920.html）
日・豪物品役務相互提供協定の発効（平成 29 年９月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004993.html）
日伊防衛装備品・技術移転協定の署名（平成 29 年５月 22 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004638.html）
日・独防衛装備品・技術移転協定の署名（平成 29 年７月 18 日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/de/page22_002828.html）
日露外相会談（平成 30 年２月 16 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page4_003770.html）
日・インド原子力協定（平成 29 年 10 月４日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page23_001976.html）
安倍晋三日本国内閣総理大臣のメキシコ合衆国訪問の際の日本メキシコ共同プレスリリース（平成 26 年７月 25 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000046770.pdf）
日中犯罪人引渡条約締結交渉第４回会合の開催（平成 29 年 12 月 15 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005436.html）
日 EU 外相電話会談（平成 30 年２月 16 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page4_003769.html）
第 24 回日 EU 定期首脳協議（平成 29 年７月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000351.html）

個別分野 ３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進

２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障（積極的平和主義）
・未来投資戦略 2017（平成 29 年６月９日）
　第２　IV 海外の成長市場の取り込み　（２）ｉ）② 経済連携交渉，投資関連協定，租税条約の締結・改正の推進
・外交青書 2017　第３章　国益と世界全体の利益を増進する外交
　第１節　日本と国際社会の平和と安定に向けた取組
　６　国際社会における法の支配

測定指標３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進　＊

中期目標（--年度）

経済連携（FTA/EPA）について新規案件の検討，既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

28 年度

年度目標

１　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ，以下を実施する。
　・対象品目の拡大及び関税撤廃期間について交渉が妥結した情報技術協定（ITA）の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
　・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現すべく開始された新サービス貿易協定（TiSA）の交渉に我が国の国内事情を勘案しつつ積極的に関与し，交渉を加速化させる。
２　FTA/EPA：包括的かつ高いレベルで迅速に推進するため，以下を実施する。
　・大きな戦略的意義を有する TPP 協定につき，早期発効に向けた機運を高めるべく，同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
　・日・コロンビア EPA，日中韓 FTA，日 EU・EPA，東アジア地域包括的経済連携(RCEP)，日・トルコ EPA につき引き続き交渉を進展させる。
　・発効済みの EPA（計 15 件）につき，その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

１　WTO
　・WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）が 29 年２月に発効し，公布手続を行った。また，情報技術協定（ITA）について，締結につき承認を求めるべく 29 年２月に第 193 回国会に提出し，国会承認に向けて各種業務を行った。TiSA 交渉については，28 年内の実質合意に向けて交渉に積極的に関与してきたが，29 年の早期妥結に向けて引き続き連携していくこととなった。
２　FTA/EPA
　・TPP 協定については，29 年１月に，協定の寄託国であるニュージーランド（NZ）に対し，我が国の国内手続完了に関し通報を行った。
　・日・コロンビア EPA 交渉の非公式会合等を開催し，物品貿易，原産地規則等の分野について協議し，合意に向けて進展した。また９月及び 11 月の日・コロンビア首脳会談において首脳間で交渉の早期妥結を目指す旨確認した。
　・日中韓 FTA については，３回の交渉会合を開催した。
　・日 EU・EPA については，３回の交渉会合を開催し，12 月には岸田外務大臣が，マルムストローム欧州委員（貿易担当）との電話会談を実施した。また，29 年２月には岸田外務大臣とマルストローム欧州委員（貿易担当）との間で昼食会を実施し，日 EU・EPA は日 EU 間の最優先課題である

こと及び保護主義的な動きに対抗するために日 EU・EPA の可能な限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認した。
・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，６回の交渉会合を開催し，２度の閣僚中間会合を開催した。また，ラオスのビエンチャンにおいて９月に開催された ASEAN 関連首脳会議では RCEP 首脳による共同声明文が発出された。
・日・トルコ EPA については，３回の交渉会合を行った。
・発効済みの EPA については，都度，法的観点から，協定に基づいて設置されている各種委員会の運営，条文の解釈等につき助言を行った。また，日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定については，投資章・サービス貿易章の早期発効等を目指し，２回の合同委員会を開催するなどの取組を進めた。

29 年度

年度目標

１　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ，以下を実施する。
・対象品目の拡大及び関税撤廃期間について交渉が妥結した情報技術協定（ITA）の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現すべく開始された新サービス貿易協定（TiSA）の交渉について，早期妥結に向けて積極的に議論に貢献する。
２　FTA/EPA：包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため，以下を実施する。
・日・コロンビア EPA，日中韓 FTA，日 EU・EPA，東アジア地域包括的経済連携（RCEP），日・トルコ EPA，日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定の改正につき引き続き交渉を進展させる。
・発効済みのEPA（計15件）につき，その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

１　WTO
・WTO については，12 月に第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）が開催され，知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の非違反申立てに係るモラトリアムの延長，電子商取引に係る作業計画の策定等につき建設的な議論がなされた。
・情報技術協定（ITA）について，締結につき承認を求めるべく 29 年２月に第 193 回国会に提出し，４月に国会承認がなされた。
・TiSA については，種々の会合の場において働きかけを行ってきたものの，現時点では交渉は中断されており，早期の交渉再開を模索している。
２　FTA/EPA
・TPP については，中長期的な米国の TPP 復帰も念頭に，11 か国による TPP 早期発効に向けて議論を続け，11 月に大筋合意を達成，30 年１月の高級事務レベル会合で交渉が妥結し，30 年３月に 11 か国で「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）」に署名した。
また，同時に TPP のもつ経済的・戦略的重要性につき米国への働きかけを継続した。
・日 EU・EPA については，７月の第 24 回日 EU 定期首脳協議において，日 EU・EPA が大枠合意に達したことを日 EU 首脳間で確認した。その後も精力的に詰めの協議を進め，12 月の日 EU 首脳電話会談において交渉妥結を確認した。交渉妥結後は，早期署名・発効に向け，法的精査作業等を実施してきている。
・日中韓 FTA については，交渉会合を２回開催し，物品貿易，サービス貿易，投資等の分野について集中的に議論を行った。
・RCEP については，11 月に交渉立ち上げ以降，初の首脳会議が開催され，交渉に一定の進展が見られた。
・日・トルコ EPA については，９月及び 30 年２月にそれぞれ第７回及び第８回交渉会合が実施され，物品貿易，サービス，投資等幅広い分野における議論がなされた。
・日・コロンビア EPA 交渉の非公式会合等を開催し，農産品を含む物品貿易，原産地規則等の分野について協議した。
・AJCEP については，12 月に第 18 回 AJCEP 協定合同委員会が東京で開催されるなど，改正に向けた交渉を進展させた。
・発効済みの EPA については，都度，法的観点から，協定に基づいて設置されている各種委員会の運営，条文の解釈等につき助言を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画　＊

中期目標（--年度）

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに，国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

28 年度

年度目標

日本国民や日系企業等の利益及び関心を調整の上，十分に反映させつつ，現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）についての交渉を進展させ，交渉が妥結した条約については，その締結手続を取り進める。

環境関連条約等，国民生活に大きな影響を与え得る，経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ，地球規模の課題の解決に貢献するとともに，日本国民や日系企業等の利益を増進する。

環境分野では，気候変動に関するパリ協定について締結手続を取り進め，経済分野では投資協定，租税条約の締結手続を取り進め，社会分野では社会保障協定，航空協定等の締結手続を取り進める。

施策の進捗状況・実績

１　二国間条約

投資協定：日・イラン投資協定及び日・オマーン投資協定については，５月に第 190 回国会においてその締結につき承認を得，イラン及びオマーン側に締結行為の実施に向け働きかけを行った。日・ケニア投資協定及び日・イスラエル投資協定については，それぞれ８月，29 年２月に署名を行い，ともに締結につき承認を求めるべく 29 年３月に第 193 回国会に提出し，国会承認に向けて各種業務を行った。日・アルゼンチン投資協定については４回，日・コートジボワール投資協定及び日・モロッコ投資協定については２回，日・タンザニア投資協定及び日・バーレーン投資協定については１回交渉会合を開催し，交渉を進展させた。

租税条約：日・ドイツ租税協定，日・インド租税条約改正議定書及び日・チリ租税条約については，５月に第 190 回国会においてその締結につき承認を得た。その後，日・ドイツ租税協定及び日・インド租税条約改正議定書については，９月に締結手続を行い，10 月に効力が発生した。また，日・チリ租税条約については，12 月に締結手続を行い，同月に効力が発生した。

日・スロベニア租税条約，日・ベルギー租税条約については，それぞれ９月及び 10 月に署名を行った。

日・ラトビア租税条約の新規締結に向け，６月に交渉を行い実質合意に至り，29 年１月に署名を行った。

日・オーストリア租税条約の全面改正に向け，10 月に交渉を行い実質合意に至り，29 年１月に署名を行った。

日・エストニア租税条約及び日・リトアニア租税条約の新規締結に向け，それぞれ８月及び 10 月に交渉を行い，後者については実質合意に至った。

日・バハマ租税情報交換協定の一部改正に向け，12 月に交渉を開始し，その後実質合意に至り，29 年２月に署名を行った。

なお，日・スロベニア租税条約，日・ベルギー租税条約，日・ラトビア租税条約，日・オーストリア租税条約，日・バハマ租税情報交換協定改正議定書については，その締結につき承認を求めるべく 29 年３月に第 193 回国会に提出し，国会承認に向けて各種業務を行った。

社会保障協定：日・フィリピン社会保障協定の締結については，４月に第 190 回国会において承認を得た。日・スロバキア社会保障協定及び日・チェコ社会保障協定改正議定書については，それぞれ 29 年１月及び同２月に署名し，その締結につき承認を求めるべく第 193 回国会に提出している。また，日・中国社会保障協定については２回，日・トルコ社会保障協定及び日・スウェーデン社会保障協定については１回の交渉会合を開催し，協議を進展させた。

航空協定：日・カンボジア航空協定及び日・ラオス航空協定については，４月にその締結につき

国会承認を得て，５月に外交上の公文の交換を行い効力が発生した。
２　多国間条約
パリ協定については，11 月に第 192 回国会においてその締結につき国会承認を得て，受諾書の寄託を行った。翌 12 月，我が国との関係において効力を生じた。

29 年度
年度目標
１　日本国民や日系企業等の利益及び関心を調整の上，十分に反映させつつ，現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）についての交渉を進展させ，交渉が妥結した条約については，その締結手続を取り進める。
２　国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ，地球規模の課題の解決に貢献するとともに，日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績
１　二国間条約
投資協定：「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において掲げられた，32（2020）年までに 100 の国・地域との署名・発効を目指すという目標に向け，投資関連協定の交渉促進に取り組んだ。
日・サウジアラビア，日・ウルグアイ，日・イラン，日・オマーン，日・ケニア及び日・イスラエル間での投資協定が発効し，日・アルメニア投資協定に署名したほか，日・アンゴラ，日・アルジェリア，日・カタール，日・アラブ首長国連邦，日・ガーナ，日・モロッコ，日・タンザニア，日・アルゼンチン，日・コートジボワール及び日・バーレーン間の投資協定交渉を引き続き進めた。
また，トルクメニスタン，ジョージア，ヨルダン，セネガル，キルギス，ナイジェリア，ザンビア及びエチオピアとの交渉を新規に開始し，交渉の進展に向けて各種業務を行った。
租税条約：日・スロベニア租税条約，日・ベルギー租税条約，日・ラトビア租税条約，日・オーストリア租税条約，日・バハマ租税情報交換協定改正議定書については，その締結につき承認を求めるべく 29 年３月に第 193 回国会に提出し，５月に承認を得た。
日・ラトビア租税条約及び日・スロベニア租税条約については，それぞれ７月及び８月に発効した。
日・コロンビア租税条約，日・スペイン租税条約及び日・クロアチア租税条約については，それぞれ 12 月，30 年２月及び３月に実質合意に至った。
30 年１月には，日・アルゼンチン租税条約について正式交渉を開始した。
社会保障協定：日・スロバキア社会保障協定及び日・チェコ社会保障協定改正議定書については，その締結につき第 193 回国会において承認を得た。また，日・中国社会保障協定については，２回の政府間交渉を経て 30 年１月に実質合意に至った。さらに，日・スウェーデン社会保障協定の交渉会合を１回開催し，協議を進展させた。
２　多国間条約
違法漁業防止寄港国措置協定については，第 193 回国会においてその締結につき国会承認を得て，５月に加入書の寄託を行い，６月，我が国について効力が発生した。
名古屋議定書については，第 193 回国会においてその締結につき国会承認を得て，５月に受諾書の寄託を行い，８月，我が国について効力が発生した。
その他，環境分野において，バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書，郵便分野において，万国郵便連合憲章の第９追加議定書等も締結した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野３）

施策の分析

【測定指標３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進】
28 年度
TPP 協定の締結について国会の承認を得，29 年１月に，協定の寄託国である NZ に対し，我が国の

国内手続完了に関し通報を行うことができた。
TPP 協定は，21 世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋地域に作りあげ，自由，公正で巨大な一つの経済圏を構築するとともに，自由・民主主義・基本的人権・法の支配といった，基本的価値観を共有する国・地域が経済の絆を深め，その輪を広げていくことで，更なる地域の安定を図るという戦略的意義を有するものであり，それは，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進にとって有効であると考えられる。また，WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）が発効したこともまた，目標を達成する上で重要な取組であったといえる。（28 年度：多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（達成手段①））

29 年度
TPP11 協定の交渉妥結・署名及び日 EU・EPA の交渉妥結に至ったことは，経済連携の推進を図るとともに，多角的貿易体制の強化に積極的に関与・貢献するという中期目標に向けた進展において極めて有効であった。（29 年度：多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（達成手段①））
さらに，TPP 協定関連業務が佳境を迎えた時期であっても，TPP 協定以外のメガ FTA に関する交渉会合も精力的に開催し，着実に交渉を進展させた。中でも東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，事務レベル，閣僚レベルでの交渉に注力し，交渉立ち上げ以降，初めての首脳会議開催にまでこぎ着けた。これにより，日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に向けて重要な進展を見せたと言え，また，今後更に同目標を継続的に実現し得る下地が整いつつあるとも言える。(29 年度：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（達成手段②））

【測定指標３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画】
28 年度
パリ協定の締結については，11 月に国会の承認を得て，寄託者である国連事務総長に対し受諾書の寄託を行い，12 月に我が国との関係において効力を生じた。気候変動は国際社会全体で取り組まなければならない長期的な課題であり，パリ協定は，全ての国が参加することが見込まれる，公平かつ実効的な気候変動対策のための協定である。我が国は，締結により国民生活に影響を与える気候変動分野の国際的枠組に参加することができることになった。（28 年度：国民生活に直結する環境その他の分野での国民生活に直結する国際的なルール作り（達成手段③））
また，投資分野においては，９月及び 10 月に日・アルゼンチン投資協定交渉が，６月及び 10 月には日・モロッコ投資協定交渉が実施され，いずれも早期締結を目指して精力的に交渉が続けられている。租税分野においては，10 月に日・インド租税条約改定議定書及び日・ドイツ租税協定，12 月に日・チリ租税条約が発効した。社会保障分野においては，４月に日・トルコ社会保障協定，６月及び 11 月に日・中国社会保障協定並びに６月に日・スウェーデン社会保障協定の交渉が実施され，協定締結に向けて協議が進展した。航空分野では，５月に日・カンボジア航空協定及び日・ラオス航空協定が発効した。以上の成果は，各国との人的・経済的交流の一層の促進に貢献するものであり，日本国民・日系企業の国内外における利益の保護・促進及び国民生活に直結する国際的なルール作りへの参画との目標を達成する上で効果が高かった。（28 年度：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（達成手段②））

29 年度
各国・地域との投資協定及び租税条約の締結により，対外直接投資額及び進出企業の増加が見込まれ，また，同じく各国との社会保障協定の締結により，保険料の二重払い等の進出日本企業の経済的負担の軽減が実現される。これにより，人的・経済的交流の一層の促進に大きく貢献したといえる。
環境分野において，バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書，郵便分野において，万国郵便連合憲章の第９追加議定書等も締結した。
以上の成果は，日本国民・日系企業の国内外における利益を保護・促進するとともに，国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画するという中期目標の達成に向けて極めて有効であった。(29 年度：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（達成手段②），国民生活に直結する環境その他の分野での国民生活に直結する国際的なルール作り（達成手段③））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

開放的でルールに基づいた国際経済システムを拡大し，その中で我が国が主要プレーヤーであり続けることは，世界経済の発展や我が国の経済的繁栄を確保していく上で不可欠である。このため，TPP協定を始めとする包括的なFTA/EPAの締結を推進し，世界経済の成長に寄与するとともに，その成長を取り込むことによって我が国の成長につなげていくことが必要である。

こうした取組を通じたアジア太平洋地域を中心とする貿易・投資面でのルール作りは，この地域の活力と繁栄を強化するものであり，安全保障面での安定した環境の基礎を強化する戦略的意義を有する。さらに，こうした取組の推進は，WTOを基盤とする多角的貿易体制における世界規模の貿易自由化も促進していくことが期待される。

社会保障協定等は，日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要であるところ，これまで各国との交渉において蓄積された知見を活かしつつ，新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう，一層の体制の整備が不可欠である。

投資協定，租税条約，社会保障協定等は，日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要であるところ，これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見を活かしつつ，新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう，一層の体制の整備が不可欠である。

その他の経済分野及び社会分野の条約についても，国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い様々な地球規模の課題が発生していることから，各分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中，我が国として特に国際約束の作成・締結を追求していくべき課題につき，交渉を含む様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により，他の交渉参加国の立場への理解を深めつつ，我が国にとって有利な国際環境の醸成に向けた取組を一層強化していく。

【測定指標】

３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は，新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという施策目標を実現する上で重要であり，中期目標の達成に向けた，情報技術協定（ITA）の締結手続の迅速かつ円滑な実行，新サービス貿易協定（TiSA）の早期妥結に向けた積極的な議論への貢献，各国とのFTA/EPA締結交渉の推進，発効済みEPAについての適切な法的助言の実施等の目標の設定は適切であった。

包括的なFTA/EPAの締結のための作業は，交渉分野が多岐にわたることから，協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後，既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ，これに対応する体制強化のための人的資源の拡充を引き続き行う。

３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画という施策目標は，新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという観点から重要であり，中期目標の達成に向けた，各国との経済及び社会分野の各種条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）の交渉・締結の推進や，環境関連条約等の国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画等を29年度目標として設定したことは適切であった。

日本国民・日系企業の利益を保護・促進するための条約や，国民生活に影響を与える条約については，国民生活や経済・社会上の重要性にかんがみ，積極的に交渉に参加し，可能な限り早期に国会の承認を得るべく努める。

本施策の目標の更なる進展には，国際約束の作成交渉の段階から交渉担当者に対し，十分な法的助言を行う必要があり，引き続き適切に対応すべく努めることとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

違法な漁業，報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し，抑止し，及び排除するための寄港国の措置に関する協定（平成29年６月27日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001946.html）

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（平成29年10月13日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001941.html）
万国郵便連合憲章の第九追加議定書，万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約（平成29年６月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001942.html）
郵便送金業務に関する約定（平成29年６月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23 000007.html）
生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（平成29年10月13日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001940.html）
日中社会保障協定（仮称）交渉における実質合意（平成30年１月28日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005574.html）
社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書（平成29年９月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001945.html）
社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定（平成29年９月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001944.html）
パリ協定（平成28年12月８日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html）
航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（平成28年11月10日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001886.html）
航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定（平成28年11月10日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001887.html）
第196回国会外交演説（平成30年１月22日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html）
経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/）
平成29年版外交青書（外交青書2017）
第３章第１節６　国際社会における法の支配
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/index.html）
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）の署名（平成30年３月９日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005763.html）
RCEP首脳会議（平成29年11月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page1_000436.html）
日EU経済連携協定（EPA）交渉（平成30年３月23日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html）
日・ベルギー租税条約（平成29年９月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001950.html）
日・スロベニア租税条約（平成29年９月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001949.html）
日・ラトビア租税条約（平成29年９月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001951.html）
日・オーストリア租税条約（平成29年９月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001952.html）
日・バハマ租税情報交換協定改正議定書（平成29年９月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001953.html）
日・コロンビア租税条約の実質合意（平成29年12月21日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005470.html）
日・アルゼンチン租税条約交渉の開始（平成30年１月９日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005495.html）
日・スペイン新租税条約の実質合意（平成30年２月21日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005686.html）
日・クロアチア租税協定の実質合意（平成30年３月20日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005820.html）
日・ウルグアイ投資協定（平成29年４月14日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001883.html）
日・サウジアラビア投資協定（平成29年４月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000957.html）
日・イラン投資協定（平成29年４月26日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002523.html）
日・オマーン投資協定（平成29年９月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002522.html）
日・ケニア投資協定（平成29年９月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001947.html）
日・イスラエル投資協定（平成30年３月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001948.html）
日・アルメニア投資協定の署名（平成30年２月15日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005654.html）
日・アンゴラ投資協定の大筋合意（平成23年２月21日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/2/0221_08.html）
日・アルジェリア投資協定交渉第３回会合の開催（平成30年２月７日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/dz/page22_002947.html）
日・カタール投資協定交渉第３回会合の開催（平成29年４月６日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004483.html）
日・アラブ首長国連邦投資協定交渉第４回会合の開催（結果）（平成29年４月18日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000146.html）
日・ガーナ投資協定交渉第３回会合の開催（平成27年８月３日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002364.html）
日・モロッコ投資協定交渉第７回会合の開催（平成30年３月14日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/ma/page25_001277.html）
日・タンザニア投資協定交渉第４回会合の開催（結果）（平成29年９月13日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005028.html）
日・アルゼンチン投資協定交渉第７回会合の開催（平成29年５月17日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004617.html）
日・コートジボワール投資協定交渉第４回会合の開催（平成29年８月４日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004878.html）
日・バーレーン投資協定交渉第２回会合の開催（平成29年９月22日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005067.html）
・官邸ホームページ
第196回国会施政方針演説（平成30年１月22日）
（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html）
未来投資戦略2017（平成29年６月９日）
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/sankou_society5.pdf）
・内閣官房ホームページ
TPP等政府対策本部　TPP11について
（http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html）

施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅱ－４）

施策名	**的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供**
施策目標	**情報収集能力の強化，情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化，政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより，外交施策の立案・実施に寄与する。**
施策の概要	１　在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が，新たな情報源の開拓を含め，情報収集を強化するため，任国の内外に定期的に出張する。 ２　先端技術による情報収集 先端技術を活用して，情報の収集・分析を行う。 ３　公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ４　情報分析機能の推進（有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには，様々な要因・観点から考慮することが必要であり，省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 ５　職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 ６　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	500	578	634	598
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	500	578	634	
	執行額(百万円)		486	568	614	

関連する内閣の重要政策	・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日） ・経済財政運営と改革の基本方針 2017 について（平成 29 年６月９日　閣議決定） ・国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年８月 30 日　外務省・独立行政法人国際協力機構）

評価結果（注１）			
目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。	
測定指標の 28･29 年度目標の達成状況(注２)	＊１　情報収集能力の強化		Ｂ
	＊２　情報分析の質の向上		Ｂ
	＊３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供		Ｂ

（注１）評価結果については，以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の 28･29 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 28･29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・表面的な情報が多く，効果が測れない。 ・問題はテロに限られないはずだが，どのような課題を抱え，それに対し，いかなる手法的な工夫がなされているか，機密を守りつつ評価者に分かるように書くべきことがあるように感ずる。

	・測定指標３について，分析ペーパーに添付した評価シートを通じて各部局の意見集約を行い，概して高い評価を得たとの記述があるが，当該記述に関連する指標の提示があれば，参考指標としての活用もでき，記述の説得性が増すことにもなる。 ・測定指標３の評価結果において，参考数値として用いている指標「幹部へのブリーフの回数」が「基準年である 22 年度を上回った」との記述があるが，数年以上の前の数値を「上回った」ことを評価すべきではなく，基準年の 1.7 倍（28 年度），3.5 倍（29 年度）の水準に達したことを評価すべきであろう。一方，29 年度において，「分析資料の作成数」が 22 年度の水準を下回ったことについては全く説明が行われていない。良い指標のみ言及し，悪い指標は看過するのでは公正な評価とはいえない。 ・国際情報統括官組織は，地域・領域の担当部局から独立した情報の収集・分析を実施し，外務省全体の情報判断・政策決定に重層性を持たせる重要な役割を負っている。28 年度・29 年度を通して幹部ブリーフ回数が大幅に増加し，積極的に政府・省幹部に働きかけていることは高く評価すべきである。また，通常時の情報関心の選択と集中，緊急時の機動的対応なども課内で一層強化されている。中長期的動向分析と緊要な外交・軍事情報の分析の精度を更に向上させることが望まれる。

担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価実施時期	平成 30 年 8 月

測定指標１　情報収集能力の強化　＊

中期目標（--年度）

的確な情報収集を実施する。

28 年度

年度目標

以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。

・情報収集指示の明確化のため，省内政策部門と調整の上，重点事項を設定するとともに，会議の開催等を通じ，本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
・必要な公開情報を収集する。
・先端技術を活用する。
・研修を実施する。

施策の進捗状況・実績

本省及び在外公館における情報収集体制強化のため，以下の取組を行った。

・北朝鮮の核開発・ミサイル発射及び中露との関係を含む対外政策，中国の東シナ海，南シナ海等をめぐる動きを含む海洋戦略，軍事力の動向及び国内政策，国際テロ情勢，イラク及びシリア情勢の不安定化やロシアの軍事的関与等々，我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の変化及び国際情勢の不安定化を勘案しつつ，情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し，在外公館と情報収集に係る関心事項を共有した。
・在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため，特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し，本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し，情報収集体制の強化を図った。
・国際情勢の変化に応じた機動的な情報収集のため，在外公館においては職員を随時任国内外へ出張させ，迅速かつ的確な情報収集活動を行うよう，適切な対応をとった。
・購入した刊行物・データベース等の数：262
・先端技術関連データ購入枚数：109
・本省出張者延べ人数：91
・在外公館職員による出張回数：36

29 年度

年度目標

以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。

・情報収集指示の明確化のため，省内政策部門と調整の上，具体的な重点事項を設定して情報関心を明確にするとともに，会議の開催等を通じ，本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
・従来は収集できていなかった分野を含め，必要な公開情報を収集する。
・先端技術を活用し，専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
・研修を実施し，より先進的な情報収集の技術を取得し，より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

本省及び在外公館における情報収集体制強化のため，以下の取組を行った。

・喫緊の課題である北朝鮮問題に関して，継続的な懸案事項である核開発・ミサイル発射については，従来以上に組織内の人的・時間的リソースを投下し，また，緊急事態時の収集体制についても強化した。さらに，制裁回避の重大な課題となっている迂回貿易や「瀬取り」に関する情報収集についても積極的に収集体制を整え，省内政策部門や関係省庁等との間の共有体制も強化することで，より機動的な情報収集体制を構築した。
・短中期的な観点から，中国の軍事的拡張や海洋活動及び内政状況や外交政策，不安定な中東情勢やロシアの対外政策等，従来から続く国際情勢の不安定化を勘案しつつ，サイバー分野等新たな安全保障環境の変化にも対応するべく，情報収集の重点事項を政府内及び省内政策部門と調整した上でより詳細かつ頻繁に設定し，在外公館と情報収集に係る関心事項を共有した。併せて，本省における分析の関係在外公館へのフィードバックを抜本的に強化し，在外公館における情報収集活動のより明確な方向付けを図った。
・また，在外邦人の安全確保の観点から，イラク，シリアにおけるISILの支配地域は大幅に縮小した

ものの，テロ及び暴力的過激主義の脅威はアジアも含め世界中に引き続き拡散しており，特に，東南アジアには邦人も数多く滞在する状況を踏まえ，国際テロ情報収集ユニットからの提供情報もより一層活用しながら，国際テロに関する情報収集に一層努めた。
・特に，29年度においては，組織幹部レベルの国外出張増加も含め，諸外国のカウンターパートとの意見交換を増加させ，我が国の安全保障環境に関わる重大な情報についての収集を質・量共に増加させた。また，得られた情報については，従来以上に迅速に省内政策部門や関係省庁等の首脳陣に直接かつ迅速に共有し，フィードバックを得るよう努めた結果，組織全体の情報提供能力を高めることにつながった。
・さらに，29年度においては，局長級での関係省庁との定期的な意見交換の枠組みを新たに複数立ち上げ，双方の専門性を活かした幅広い意見交換を実施することにより，情報収集体制を強固なものとした。
・在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため，特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し，本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し，情報収集体制の強化を図った。
・国際情勢の変化に応じた機動的な情報収集のため，在外公館においては職員を随時任国内外へ出張させ，迅速かつ的確な情報収集活動を行うよう，適切な対応をとった。
・購入した刊行物・データベース等の数：202
・先端技術関連データ購入枚数：35
・本省出張者延べ人数：76
・在外公館職員による出張回数：27

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

測定指標２　情報分析の質の向上　＊

中期目標（--年度）

質の高い情報分析を実施する。

28 年度

年度目標

以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。
・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
・外国政府機関や専門家との意見交換を，一層充実する。
・先端技術を活用する。
・情報分析に関する研修・会議に参加し，能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進を通じて，分析の質の向上を図った。
・外国政府・機関や内外の専門家との意見交換（含む訪日招へい）を通じて，分析の質の向上を図った。
・本省における専門分析員の採用等を通じて，国際情勢に係る情報分析に関する知見の活用等を推進した。
・我が国周辺地域の安全保障情勢や国際テロ情勢分析等について，適切に対応するため人的基盤整備等の強化（定員増の実現等）を図った。
・先端技術関連データ購入枚数：109
・専門分析員数：22
・委託調査報告書数：11
・招へい延べ人数：７
・研修／会議参加のための出張者数：30

29 年度

年度目標

以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。
・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進し，外務省の分析能力向上に役立てる。
・外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させ，従来は接点の無かった有識者にも新たにアプ

ローチする。
・新たな先端技術の導入に努め，先端技術を活用し，専門的な知見が必要な分野での分析能力を向上させる。
・情報分析に関する研修・会議に参加し，より政策部門の情報関心に即した分析をより効率的に行う。

施策の進捗状況・実績
・組織全体の分析能力向上という目標に向け，国内情報コミュニティ省庁間における情報共有に当たっては，特に，当組織の強みを意識した分析プロダクトの作成に努めると同時に，他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に吸収し，分析の質の向上を図った。
・外国政府機関や内外の専門家との意見交換（含む訪日招へい）に当たっては，特に，局長級を中心に，外部有識者との意見交換の範囲を広げるとともに，サイバー分野等の新たな領域についても外部有識者との接点を拡大し，幅広い分野における分析能力の向上を図った。
・北朝鮮の軍事情勢の分析，サイバー関連情報の分析，国際テロ情勢の分析等について，適切に対応するため人的基盤整備等の強化を図った。また，本省における専門分析員の採用等を通じて，専門的な知見の活用等を一層推進した。
・29年度から新たに立ち上げた関係省庁との意見交換の枠組みを通じ，情報の収集のみならず，双方の分析手法についての比較検討等を通じ，組織としての分析能力の向上につなげた。
・なお，29年度においては，局長級で外部有識者とのテーマ別会合を複数回実施し，高いレベルでの意見交換を実施することにより，情報分析の質の向上に大きく貢献することができた。
・職員を対象とした研修については，新たな分析手法等研修の成果を当組織の分析プロダクトに反映するとともに，研修実施者に対して成果をフィードバックするなどの方法を通じて，より効果的な研修が30年度以降も実施されるような体制を構築した。
・先端技術関連データ購入枚数：35
・専門分析員数：22
・委託調査報告書数：10
・招へい延べ人数：７
・研修／会議参加のための出張者数：20

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

測定指標３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供　＊

中期目標（--年度）
適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。

28 年度
年度目標
以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
・省内政策部門との意見交換等により，政策部門が必要とする情報を把握する。在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局との連携を強化する。
・政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。

施策の進捗状況・実績
総理大臣官邸，国家安全保障会議（NSC）等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため，省内政策部局との定期的な意見交換を行い，収集すべき情報や情報の集約・分析・共有等について連携強化を図った。（特に，北朝鮮による挑発事象等で情勢が緊迫した場合には臨時の報告を頻繁に実施した。）
在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局との連携を強化したほか，省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し，関連情報を共有した。
分析ペーパーに添付した評価シート（同評価シートは，省内関係部局から概して高い評価を得た）を通じて政策部局等の意見の集約等を行うことにより，政策部局のニーズを把握し，時宜を得た的確な収集・分析課題を設定した。
・分析資料の作成数（22年度を100として）：108
・幹部ブリーフの回数（22年度を100として）：173

29 年度
年度目標
以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握。在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局との連携を強化するとともに，厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し，より機動的に動く。
・政策部門に対する時宜を得た報告の機会をより一層確保し，インテリジェンス・サイクルを円滑に回していく。

施策の進捗状況・実績
・総理大臣官邸，国家安全保障会議（NSC）等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため，省内政策部局との定期的かつ頻繁な意見交換を行い，収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図った。（特に，北朝鮮による挑発事象等に際して機動的に対応したことはもとより，制裁回避の手段としての迂回貿易・「瀬取り」防止等についても，随時報告を実施した。）
・特に，29年度においては，政府・省幹部に対する説明回数が大幅に増したことに加え，これまでブリーフを実施していなかった政府関係者等への定期的なブリーフの枠組みを新たに開設し，また，各政策方面のニーズに合わせたブリーフ内容の機動的な調整を図り，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供に大きく貢献した。
・また，29年度においては，新たな取組として，シンクタンクにおける定例懇談会等の機会を捉え，国際情報統括官による外部有識者，民間企業関係者等を対象とする講演会を複数回実施した。かかる対外接点を設けることは，政府外の関係者に対して国際情勢を適切にインプットすると同時に，当組織と外部関係者との距離感を縮め，今後，当組織の情報分析業務の更なる向上に貢献し得る外部ネットワーク拡充にとっても有益であった。
・在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局や総合外交政策局等の関係部局との連携を強化したほか，省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し，関連情報を共有した。
・分析ペーパーに添付した評価シート（同評価シートは，省内関係部局から概して高い評価を得た）を通じて政策部局等の意見の集約等を行うことにより，政策部局のニーズを把握し，時宜を得た的確な収集・分析課題を設定した。
・分析資料の作成数（22年度を100として）：86
・幹部へのブリーフの回数（22年度を100として）：353

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

評価結果

施策の分析

【測定指標１　情報収集能力の強化】

28 年度
情報収集力の強化の面で，収集する情報の一層の集中と選択を図りつつ，より重要で優先的な問題に注力し，省内政策部門とも随時協議しつつ，局面ごとに必要な情報の重点を更に洗い出すこととし，在外公館への出張などを含む機動的な情報収集の指示等に努めた結果，的確な情報収集を有効かつ効率的に実施することができた。（あくまで参考数値として使用している指標では，ほぼ全てにおいて27 年度を上回った。）（28 年度：情報収集・分析（達成手段①））

29 年度
通常時の情報収集については，政府内及び本省側の情報関心や本省の分析をより詳細かつシステマティックに在外公館に伝達することで，情報収集対象の方向付け，選択と集中を根本的に強化した。また，北朝鮮情勢等に代表される緊急時の対応についても，組織内の対応体制を整備し，政策決定により一層貢献するための基盤を整えた。また，省内政策部門や関係省庁との意思疎通の機会を，組織幹部レベルでの接点を含めて増やし，省全体並びに政府全体の政策立案に一層貢献するような体制構築を進めた。さらに，局長級を中心に在外公館への出張回数を増やすと同時に，訪日する諸外国有識

者との接点の機会も積極的に設けるなど，機動的な情報収集の強化に努めた。（29 年度：情報収集・分析（達成手段①））

【測定指標２　情報分析の質の向上】

28 年度

先端技術や外部有識者等の知見の一層の活用，職員を対象とした各種研修，諸外国との協力，情報コミュニティ省庁との定期的な会合を通じた情報共有の強化等を行った結果，情報分析の質を相当程度向上させることができた。（28 年度：情報収集・分析（達成手段①））

29 年度

先端技術については最新の変化を取り入れるよう努め，外部有識者については従来接点がなかった分野にもアクセスし，知見を吸収するなど，一層の分析精度の向上に努めた。また，諸外国との協力及び情報コミュニティ省庁との意見交換についても，組織幹部による接点も含め，従来以上に意思疎通の機会を増加させ，分析精度の客観的な向上を図った。職員を対象とした各種研修についても，その成果が分析プロダクトに反映されるような体制を構築した。かかる取組を行った結果，情報分析の質を相当程度向上させることができた。（29 年度：情報収集・分析（達成手段①））

【測定指標３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供】

28 年度

分析資料の作成及び幹部ブリーフの回数に見られるとおり，省内政策部門との意見交換の強化を図り，政策決定ラインへの定期的な報告及び適時性のある的確な収集・分析課題の設定等に関し，想定された成果を効率的に得ることができた。（あくまで参考数値として使用している指標では，全てにおいて基準年である 22 年度を上回った。）（28 年度：情報収集・分析（達成手段①））

29 年度

分析資料の質及び改訂頻度の向上に加え，政府・省幹部に対するブリーフ頻度及びその対象者を増加させることで，省内政策部門へのインプットの一層の拡充を図り，省内外の政策決定ラインに対する貢献を強化した。また，政策部門との接点を増やすことで，よりタイムリーかつ適切な収集・分析課題の設定等が可能になり，想定された以上の成果をより効率的に得ることができた。（29 年度：情報収集・分析（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

継続的な懸案事項である北朝鮮の核・ミサイル開発，中国の軍拡や海洋活動及び内外政等，我が国の周辺地域をめぐる情勢や，不安定な中東情勢やロシアの対外政策等を背景に国際情勢の流動性とリスクは一層高まり，「情報」が果たす役割は，ますます重要となっている。また，在留邦人の安全確保の観点から，イラク，シリアにおける ISIL の支配地域は大幅に縮小したものの，テロ及び暴力的過激主義の脅威はアジアも含め，世界中に引き続き拡散する中，政府の情報収集機能強化の必要性は継続的に指摘されており，国民の関心も極めて高い。我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための主体的な外交戦略構築のために，情報収集・分析機能の一層の強化を通じ，外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握することが必要不可欠な状況は変わらず，むしろ一層増していく傾向にある。

そのため，情報の収集，分析，政策決定ラインへの提供を実施する体制を一層整備・強化し，効率的に運用することにより，外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが引き続き必要である。

【測定指標】

１　情報収集能力の強化

国際情勢の流動性とリスクは一層高まっているが，加えて，核・ミサイル開発を含む北朝鮮情勢や国際的なサイバー攻撃等，我が国を取り巻く安全保障環境の新たな脅威が増している。それらの脅威に迅速に対応すべく，情報関心の明確化や在外公館との連携を通じ，30 年度もより豊富かつきめ細かな情報収集を行っていく。

２　情報分析の質の向上

SNS 等を用いた情報や公開情報の収集・分析の専門性の向上，情報収集活動の継続的な強化，及び収集された情報を有効に活用し，分析に役立てるための基盤についても引き続き強化する。

３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供

我が国を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中，我が国の国益を守り，国民の安全を確保するために，的確な情報収集及び分析能力の一層の強化，及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため，今後とも一層の体制の充実に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html）
国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年８月 30 日　外務省・独立行政法人国際協力機構）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000184366.pdf）
・内閣府ホームページ
経済財政運営と改革の基本方針 2017 について（平成 29 年６月９日　閣議決定）
（http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/decision0609.html）

基本目標Ⅲ　広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ－１　国内広報･海外広報･IT 広報･文化交流･報道対策

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅲ－１）

施策名(※)	**国内広報･海外広報･IT 広報･文化交流･報道対策**
施策目標	**諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに，我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し，日本外交を展開する上での環境を整備するため，以下を戦略的，有機的かつ統一的に推進する。** **１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。** **２　海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。** **３　インターネットを通じ，我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。** **４　文化・人物交流事業を通じて，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図る。** **５　文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力，文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ，各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより，親日感の醸成を図る。** **６　国内報道機関による報道を通じ，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。** **７　外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。**

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	21,928	21,612	20,227	19,151
		補正予算(b)	2,503	4,064	2,348	
		繰越し等(c)	△1,815	△34	1,376	
		合計(a＋b＋c)	22,617	25,642	23,951	
	執行額(百万円)		21,862	25,363	23,653	

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 28･29 年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　国内広報の実施	
		＊１－１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信	Ｂ
		１－２　広聴活動	Ｂ
		個別分野２　海外広報の実施	
		＊２－１　海外広報の推進	Ｂ
		＊２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施	Ｂ
		個別分野３　IT 広報の実施	
		３－１　IT 広報手段の強化，多様化	Ｂ
		３－２　IT 広報システムの強化	Ｂ
		３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組	Ｂ
		＊３－４　外務省ホームページ等へのアクセス件数（ページビュー数）の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計	Ｂ
		個別分野４　国際文化交流の促進	
		＊４－１　文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進	Ｂ
		４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施	Ｂ
		＊４－３　人物交流事業の実施	Ｂ
		４－４　在外公館文化事業についての事業評価	Ｂ
		個別分野５　文化の分野における国際協力の実施	
		５－１　文化，教育，知的交流の分野における国際協力・貢献	Ｂ
		５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成	Ｂ
		個別分野６　国内報道機関対策の実施	
		６－１　国内報道機関等を通じた情報発信	Ｂ

		６－２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数	B
		６－３　外務省報道発表の発出件数	B
		個別分野７　外国報道機関対策の実施	
		７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析	B
		＊７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力	B
		７－３　外国記者招へいの戦略的実施	B

（注１）評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の 28･29 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 28･29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・過去に比較して外務省の国内・海外広報は，ホームページ・広報媒体・イベント・大臣や幹部の発言・有識者交流・文化事業などを通じて充実を深めている。河野大臣就任後の本人の SNS 等を通じた発信力は外務省の広報の新しいスタイルとして高く評価できる。戦略的広報のために個人の力量が果たす役割は大きく，例えば外務報道官・国際報道官の役割をさらに強化し，独自の SNS も開設し多くのフォロワーを得て，国内・海外での報道で常に注目・引用される存在となることが望ましい。 ・以前より，諸事業のあいだで目標立てや評価項目の分別が進んだように感ずる。その点，評価したい。 ・「施策名　国内広報，海外広報，IT 広報，文化交流・報道対策」について，「施策目標」だけを見た場合，大きく言えば国内の外交政策の理解促進と海外での理解促進に分かれているようであるが，順序も入り乱れているように見え，わかりづらい。国内，海外で括り直すなど，何らかの表現上の工夫ができるのではないか。 ・28 年度，29 年度の評価はすべての指標がＢ評価ということであるが，顕著な成果があったところ，例年に比べれば取り組みが進んだところなどがあるのではないか。また，外部環境の状況によりやや弱いところなどの濃淡があるのではないか。また，この観点からみて，指標の括りは妥当か。 ・外交専門誌『外交』の発行（年６回，発行 3,000 部/年）は，適切に入札の方法を設定し，くるくると発行版元が変わらないように工夫して，以前の外交フォーラムのように月刊に戻し，さまざまに進めている有識者や国際フォーラムとの連携事業と連携して，文面化を推進すべきではなかろうか。 ・個別分野２　海外広報の実施，個別分野６　国内報道機関対策の実施に関連して，我が国の政策に関する理解促進を図るために，NHK 国際報道の在り方についても検討すべきではないだろうか。インターネット配信は９言語，ラジオ番組は 17 言語に翻訳されインターネットでも世界に発信されるが，ドイツ語，イタリア語，日本語はなかったと記憶している。欧州 EU 諸国では，話者人口が最も多いドイツ語くらいは加えた方がよいと思う。（日・EC・EU 科学技術協力協定（2009 署名，2011 年発効）の際に，NHK 国際放送英語ラジオ番組に 20 分程度出演し，同協定について解説した経験があるが，ドイツ語，イタリア語，日本語（海外在住者向け）では海外発信されないのを知り，奇異に感じた。） ・「NHK ワールド TV 等我が国の国際放送に対する評価を聴取，これにより我が国の国際放送をより魅力的に」とあるが，NHK ワールドの退屈さは海外でも評判になっている。SNS の方が安価だというのはあろうが，こうした海外での評価を受けて，次年度以降具体策に踏み込んで，まだまだ観られるテレビという媒体でも，日本の姿や事情を等身大で伝える努力を払うべきではなかろうか。 ・（在外公館人的交流等支援事業について）在外公館のもつネットワークは貴重であるが，「招へい，派遣等人的交流に関する業務を更に効果的に事業を実施」とうたわれる一方，その予算が半減しているのは気になる。 ・「外国人留学生在籍者数が 26 万人に，また，帰国留学生会の会員総数が 85,000 人に増加することを目標に，各種留学広報活動，帰国留学生会支援に努める」とあり，それを推進していただきたい。また JET プログラムの OGOB が未活用に終わるケースが多いと聞く。有効利用の道を探っていただきたい。

担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	政策評価実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　国内広報の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たって，国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ，政策の具体的内容や外務省の役割等について，国内広報の実施により，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を行う。

また，外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し，外交政策の企画，立案，実施の参考とする。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標１－１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交政策及び外務省の活動につき，国民の理解を増進する。

28 年度

年度目標

我が国の外交政策を円滑に推進していくためには，国民の理解と信頼が不可欠である。このため，我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

・我が国の外交政策を直接国民に紹介し，意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施。
・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会，プレゼンテーション・コンテスト（年１回），小中高生の外務省訪問事業（年 50 件程度）等の実施。
・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信。
・様々な角度から外交の実像を発信し，活発な議論の場を提供することをねらいとした，外交専門誌『外交』の発行（年６回，発行 3,000 部/年）。

施策の進捗状況・実績

１　「外務大臣と語る」は，岸田外務大臣が 11 月に宮城県，及び 29 年３月に福岡県を訪問して実施した「地方を世界へ」プロジェクトの一環のシンポジウムとして開催し，岸田外務大臣による基調講演とパネル・ディスカッションを行った（参加者：宮城県 168 名，福岡県 148 名（共に主催者，プレスを除く））。

２　現下の国際情勢について外務省職員や OB が講演する「国際情勢講演会」（18 回：参加者総数 2,454 名），外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」（122 件：参加者総数 41,440 名）や「外交講座」（57 件：参加者総数 6,091 名）等各種講演事業，外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」（１回：参加者総数 65 名）や「小中高生の外務省訪問」（125 件：参加者総数 2,358 名）において，幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 92%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの意見があり，「高校講座」については，開催高校の担当教諭の 84%が「非常に良い催し」と回答，同じく 72%の担当教諭から「今後の実施を希望する」との回答があった。「外交講座」については参加学生の 94%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ，全体として肯定的な意見が多かった。

３　外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「わかる！国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ，海外事情や国際情勢，我が国の外交政策や外交課題について時宜をとらえた情報発信を行ったところ，「わかる！国際情勢」では，月平均約６万８千件のアクセスがあり，特にサミットに関する解説記事は，５月にＧ７伊勢志摩サミットが開催されたことから，同月に約１万７千件のアクセス数となった。

４　アメリカ大統領選挙やアフリカ開発等様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を年間６回発行し，読売新聞，朝日新聞の書評等で紹介された。

29 年度

年度目標

我が国の外交政策を円滑に推進していくためには，国民の理解と信頼が不可欠である。このため，我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

・我が国の外交政策を直接国民に紹介し，意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施。
・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会，プレゼンテーション・コンテンスト（年１回），小中高生の外務省訪問事業等の実施。
・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信。
・様々な角度から外交の実像を発信し，活発な議論の場を提供することをねらいとした，外交専門誌『外交』の発行（年６回，発行 3,000 部/年）。

施策の進捗状況・実績

１　「外務大臣と語る」は岸田外務大臣が４月に北海道，６月に石川県，７月に兵庫県を訪問して実施した「地方を世界へ」プロジェクトの一環のシンポジウムとして開催し，岸田外務大臣による基調講演とパネル・ディスカッションを行った（参加者：北海道 294 名，石川県 466 名，兵庫県 407 名（共に主催者及びプレスを除く））。

２　国際情勢や日本の外交政策について外務省の職員や OB が講演する「国際情勢講演会」(18 回：参加者総数 2,319 名)，外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(120 件：参加者総数 35,612 名)や「外交講座」(58 件：参加者総数 7,045 名)等各種講演事業，外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」(１回：参加者総数 71 名)，大学生・大学院生が外務省員との意見交換を通じて国際情勢や外交政策について理解を深める外務省セミナー「学生と語る」（２回：参加者総数 229 名）及び「小中高生の外務省訪問」(204 件：参加者総数 3,644 名)において，幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 92%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの意見があった。また，「高校講座」については，開催高校の担当教諭の 82%が「非常に良い催し」と回答，同じく 76%の担当教諭から「今後の実施を希望する」との回答があったほか，「外交講座」については参加学生の 96%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ，全体として高い評価を得られた。

３　外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「わかる！国際情勢」，「キッズ外務省」等のインターネットコンテンツを通じ，海外事情や国際情勢，我が国の外交政策や外交課題について情報発信を幅広い年齢層に対して行ったところ，「わかる！国際情勢」では月平均約５万件のアクセスがあり，「キッズ外務省」は月平均約 20 万件のアクセス数となった。

４　世界経済情勢や北朝鮮危機等様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を年間６回発行し，講演会・各種行事等の機会に，外交に対する国民の理解・関心を深めるために外務省に納品された見本誌を利用した。また，発行時に外務省ホームページ，フェイスブック，ツイッターで紹介したほか，読売新聞，毎日新聞の書評等で紹介された。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標１－２　広聴活動

中期目標（--年度）

我が国の外交政策につき，国民の理解を増進する。

28 年度

年度目標

メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。

メール及び電話での意見については，日報を作成し，関係課室に毎日フィードバックする。

施策の進捗状況・実績

外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は約 17,300 件となった。意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に配布するとともに，関係会議で週間報告を

行うことで，外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握，共有した。

29 年度
年度目標
メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
メール及び電話での意見については，日報を作成し，関係課室に毎日フィードバックする。

施策の進捗状況・実績
外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は約 20,800 件となった。意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に配布するとともに，関係会議で週間報告を行うことで，外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握，共有した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

参考指標：「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果

	実績値		
①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率	27 年度	28 年度	29 年度
②「今後も継続実施すべき」との回答比率	①－ ②－	①88% ②84%	①83% ②77%

評価結果（個別分野１）

施策の分析

【測定指標１－１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信】
28 年度
実施した広報活動のうち，特に，「外務大臣と語る」は，26 年度及び 27 年度，外務大臣の日程確保が困難であったため実施できなかったが，28 年度は新たな取組「地方を世界へ」プロジェクトの一環として，11 月及び 29 年３月の２回実施することができた。同プロジェクトは，外務大臣が駐日外交団とともに地方を訪問し地方の魅力を世界に発信し，地元政財界等と意見交換を行う等地方の魅力をグローバルに発信する新たな取組であり，同プロジェクトの一環としてシンポジウム「外務大臣と語る」を開催し，外務大臣の基調講演及びパネル・ディスカッションを実施したことで，地方の注目を集めることができ，有益だった。実施後のアンケートにおいても，参加者の８割以上が，外交政策に対する理解が深まった旨回答しており，広報効果は高かった。（28 年度：国内広報（達成手段①））
国民の理解と信頼を得るには今後も継続的な取組が必要であるが，各種講演事業，パンフレットのほか，時宜を捉えた情報発信が可能なインターネット等の様々なツールを通じて，また，一般国民，大学生，高校生，小中学生等それぞれの訴求対象に応じて広報活動を実施したことで，国民の我が国外交政策に対する理解の増進に向け，一定の効果があった。

29 年度
28 年度に引き続き，29 年度も「地方を世界へ」プロジェクトの一環として「外務大臣と語る」を４月，６月及び７月に開催し，外務大臣の基調講演及びパネル・ディスカッションを実施したことで，国内の各地方で我が国の外交政策や外務省の活動を広報することができた。特に 28 年度は開催回数２回，参加者合計 316 人であったのに対し，29 年度は開催回数３回，参加者合計 1,167 人に増加し，より多くの，かつ，幅広い国民に対し外交政策について説明する機会となった。実施後のアンケートでは，参加者の８割以上が，外交政策に対する理解が深まった旨回答しており，国内広報上有益であった。（29 年度：国内広報（達成手段①））
また，外交政策に対する国民の理解を増進するために，継続的に，一般国民，大学生，高校生，小中学生等の訴求対象に応じて各種講演会・討論会を国内各地で数多く実施するとともに，パンフレットやインターネットを通じた外交政策や外務省に関する情報発信，外交専門誌『外交』の発行を通じた広報活動を実施し，一定の効果があった。

【測定指標１－２　広聴活動】

28 年度

メール，電話，FAX，書簡等による広聴活動及び外交に関する世論調査の実施を通じて，国民からの多種多様な意見を聴取し，関係部局と共有したことは，我が国の外交政策に対する国民の関心を把握する上で有効であった。

これらの活動は地道な継続が必要だが，28 年度は，特に，旅券，査証に関する質問や在外公館に対する要望といった国民からの投稿が多い外交案件について，政府の基本的な立場を説明することで，国民の外交政策への理解促進に一定程度資することができた。(28 年度：国内広報(達成手段①))

29 年度

メール，電話，FAX，書簡等による広聴活動及び外交に関する世論調査の実施を通じて，国民からの多種多様な意見を聴取し，関係部局と共有したことは，我が国の外交政策に対する国民の関心を把握する上で有効であった。

これらの活動は地道な継続が必要だが，29 年度においても，日韓関係に関する意見等の国民からの電話には，政府の基本的立場の説明を含め丁寧に対応することで，国民の外交政策への理解促進に一定程度資することが出来た。（29 年度：国内広報（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには国民の理解と支持が不可欠であり，外務省の諸活動や外交政策についての国民の幅広い年齢層への積極的かつ継続的な情報発信を通じた国民の理解の増進が必要である。したがって，訴求対象に応じて各種講演事業等やパンフレット，インターネットコンテンツ，外交専門誌等様々なツールや媒体を通じて幅広い年齢層の理解及び信頼醸成に努めることが重要である。以上のことから，外交政策に関する多様な情報提供を通じて，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

１－１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信

我が国の外交政策につき，国民の理解を増進するため，外務大臣が我が国の外交政策を直接国民に説明する「外務大臣と語る」をはじめ，各種講演会・討論会を実施するとともに，パンフレットやインターネットを通じた外交政策や外務省に関する情報発信，外交専門誌『外交』の発行を通じた広報活動を行っていくとの 29 年度目標は適切であった。

我が国の外交政策の円滑な推進のために，30 年度も，引き続き外務大臣等による外交政策に関する直接発信に加え，外務省員による国民全般，大学生から小学生まで幅広いレベルを対象とした各種講演事業を通じて訴求対象に応じて外交政策や外務省に関して分かりやすい説明を行うとともに，恒常的な関心を得られるようなパンフレットやインターネットコンテンツの充実などに努めていく。

１－２　広聴活動

メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの 29 年度目標は適切であった。本指標については，30 年度から参考指標とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
外務大臣と語る
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/gaikoforum/index.html)
国際情勢講演会
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/kouenkai/ichiran.html)
高校講座
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_100005.html)
外交講座
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3_000190.html)
国際問題プレゼンテーション・コンテスト

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/toron/index.html)
外務省セミナー「学生と語る」
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/tmst/index.html)
小中高生の外務省訪問
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/homon/index.html)
パンフレット・リーフレット
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/index.html)
わかる！国際情勢
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/index.html)
キッズ外務省
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html)
外交専門誌『外交』
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/index.html)

・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
第４章　第３節　各論１　国民への積極的な情報発信　「国民から寄せられた意見」

個別分野 ２　海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として，（１）我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報，（２）我が国の一般事情についての理解促進，親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに，（３）海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の開設及び認知度向上に努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）行動計画」（平成 29 年７月 13 日）

測定指標２－１　海外広報の推進＊

中期目標（--年度）

海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

28 年度

年度目標

１　政策広報の実施

（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し，我が国の基本的な立場や考えが海外において定着，浸透するよう努める。具体的に，以下の数値目標達成を目指す。

①各種事業におけるセミナー・イベント等の実施件数 200 件以上を目指す。

②各種事業実施を通じて実現した我が国関連の第三者発信（各種メディアを通じた発信等）が 400 件以上となるように努める。

（２）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等，戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

２　一般広報の実施

（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し，参加者アンケートでの高評価が８割以上となるよう努める。

（２）印刷物資料，視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 150 万回以上を目指す。

（３）Web Japan による対日理解を促進し，年間 1,400 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

（４）海外において一般広報の観点から実施する講演会及び特に青少年や学校教員を対象として実施する教育広報の実施回数につき年間 2,000 回以上を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　政策広報の実施

（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し，我が国の基本的な立場や考えが海外において定着，浸透するよう努めた。具体的な実績は以下のとおり。

①講演会，セミナー等合計 316 件を実施

我が国から海外に有識者を派遣して，日本の政策や日本の政治，経済，社会情勢等に関する発信を行う「講師派遣事業」による講演会等 124 件，日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し，シンクタンク等と連携して実施するセミナー等 126 件，現地の研究機関が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や，日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う海外研究機関等支援事業におけるセミナー・講演会等 32 件及び現地対日友好団体の活動活性化のため，在外公館の事業を現地対日友好団体に委託して実施する人的交流等支援事業によるイベント・セミナー等 34 件を実施した。

また，その他印刷物・視聴覚資料を用いた政策広報も行った。

②第三者発信合計 756 件を実現

上記①の講演会，セミナー等 316 件に加え，領土保全等に関する内外発信を強化するために，海外において影響力のある人物（有識者，報道関係者，各国の政策スタッフ等）を招へいし，我

が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし，帰国後は，メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム（ウェブサイト）を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し，継続的な第三者発信に繋げていくことを目的として実施している多層的ネットワーク構築事業を 138 件実施し，340 件の第三者発信が実現した。

内閣府からの支出委任を受けて，ソーシャルメディア（ブログ，フェイスブック，ツイッター等）で発信力・影響力のある者を我が国に招へいし，昨今の我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り，被招へい者からソーシャルメディアを用いた日本の発信を行う「ソーシャルメディア発信者招へい事業」を 10 件（16 名）実施し，同事業を通じた第三者発信が 100 件となった。

（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備として，在外公館の発信力強化のために外部専門家を活用する(在外公館 29 公館で PR コンサルタントと契約,33 公館で業務補助員への業務委嘱を実施)とともに各種調査（主要国における他国の影響力調査・分析や主要なテレビ国際放送に関する評価調査を５か国で実施等）を実施した。

外部専門家の活用の結果，従来接点がなかったメディアとのコネクション形成や，在外公館のウェブサイト及び SNS の発信力拡大が実現し，在外公館の発信力が強化された。また，対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において，調査研究機関を通じて実施した主要な他国の動向調査・分析や，日本に関連する報道やイベント等に関するモニタリング及び対日世論調査等の結果を活用することで，効果的な発信を行うことができた。

２　一般広報の実施

（１）日本ブランド発信事業として，16 名の専門家を 30 か国・36 都市に派遣し，講演会及びワークショップ又はデモンストレーションを通じて，日本の強みや日本的な価値観，伝統，現代日本を形作る文化的背景等，日本の多様な魅力を「日本ブランド」として発信した。同事業の参加者に対して実施したアンケートの結果，高評価が８割以上（85%以上）となった。

（２）印刷物資料として，写真を効果的に用いた日本事情発信誌「にぽにか」を年３号(各号 20 万部)発行，定期的に日本事情等を発信する在外公館発行インフォメーション・ブレティンは 24 公館，単発で発行する不定期広報資料は 24 公館にて作成され，ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国，200 を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴される（Web 配信再生回数 220 万回）とともに，在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。

（３）諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト「Web Japan」は，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており，28 年度は 1,700 万ページビューとなった。小中学生向けの Kids Web Japan や日本紹介動画のジャパン・ビデオ・トピックス等，子どもから成年まで幅広い層に対応する６つのサブサイトを運営している。

（４）在外公館においては，一般広報の観点から講演会約 819 件，青少年や学校教員を対象として実施する教育広報約 1,181 件を含む広報活動を行った（29 年８月報告時点）。

（５）我が国の地方の魅力を世界に発信することを目的に，28 年度から「地方を世界へ」プロジェクトを開始した。外務大臣が自ら駐日外交団と共に我が国の地方を訪れてその素晴らしさを共有し，地元の方々と対話を行い，地方の魅力を世界に発信することにより，世界と地方をつなぎ，地域の更なる活性化を目指している。これまでに，本プロジェクトの一環として，宮城（11 月），沖縄（29 年２月）及び熊本・福岡（29 年３月）を岸田外務大臣が各国の在京大使等と訪問し，現地自治体及び企業関係者との懇談やシンポジウムの開催を通じて，地方の魅力を世界に向けて発信した。

29 年度

年度目標

１　政策広報の実施

（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し，我が国の基本的な立場や考えが海外において定着，浸透するよう努める。具体的には，各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信 600 件以上の達成を目指す。

また，上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数 250 件以上，②招へい事業を通じて実現した発信（各種メディアを通じた発信等）350 件以上の達成を目指す。

（２）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等，戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

２　一般広報の実施
（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し，参加者アンケートでの高評価が８割以上となるよう努める。
（２）印刷物資料，視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックの Web 配信再生回数 200 万回以上を目指す。
（３）Web Japan による対日理解を促進し，年間 1,500 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。
（４）海外において一般広報の観点から実施する講演会及び特に青少年や学校教員を対象として実施する教育広報の実施回数につき年間 2,000 回以上を目指す。

施策の進捗状況・実績
１　政策広報の実施
（１）各種事業実施を通じて，我が国に関連する情報の第三者による発信 830 件を実施した。具体的な成果は以下のとおり。また，その他印刷物・視聴覚・マルチメディア資料を用いた政策広報も行った。
①講演会，セミナー等合計 332 件を実施
「講師派遣事業」（注１）による講演会等 145 件，海外研究機関等支援事業（注２）におけるセミナー・講演会等 43 件，人的交流等支援事業（注３）によるイベント・セミナー等 13 件（実施予定分含む），日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し，シンクタンク等と連携して実施するセミナー等 131 件。
②招へい事業を通じた第三者発信合計 498 件を実現
上記①の講演会，セミナー等 332 件に加え，多層的ネットワーク構築事業（注４）を 135（３月６日時点の実施予定含む）件実施し，218 件の第三者発信が実現（30 年４月中旬時点），ソーシャルメディア発信者招へい事業（注５）を 13 件実施し，280 件の第三者発信が実現した。
（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備として，在外公館において外部専門家を活用する（在外公館 25 公館で PR コンサルタントと契約，34 公館に業務補助員への業務委嘱）とともに各種調査（主要国における他国の影響力調査・分析や主要なテレビ国際放送に関する評価調査を実施等）を実施した。
２　一般広報の実施
（１）日本ブランド発信事業については，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に，デザイン，科学技術等を用いてライフスタイルを変革する試みを発信するという目標の下，①地方の魅力の発信（伝統と現代の融合への挑戦），②科学技術，③新しいライフスタイルの共有を重点分野として事業を組み立て，８名の専門家を 17 か国・18 都市に派遣した。同事業の参加者に対して実施したアンケートの結果，高評価が８割以上（85%以上）となった。
（２）印刷物資料として，日本事情発信誌「にっぽにか」を年３号(各号 20 万部)発行した。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは Web 配信再生回数 270 万回を超え，世界約 100 か国，200 を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴された。また在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。
（３）ウェブサイト「Web Japan」（注６）は，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており，29 年度は 1,800 万ページビューとなった。小中学生向けの Kids Web Japan や日本紹介動画のジャパン・ビデオ・トピックス等，子どもから成年まで幅広い層に対応する６つのサブサイトを運営している。
（４）在外公館においては，一般広報の観点から講演会 1,049 件，青少年や学校教員を対象として実施する教育広報 801 件を含む広報活動を行った（30 年８月 13 日時点集計）。
（５）我が国の地方の魅力を世界に発信することを目的に，28 年度から実施している「地方を世界へ」プロジェクト（注７）として，青森県及び北海道（４月），石川県（６月）並びに香川県及び兵庫県（７月）において，駐日外交団と現地自治体及び企業関係者との懇談やシンポジウムを実施した。

（注１）講師派遣事業：我が国から海外に有識者を派遣して，日本の政策や日本の政治，経済，社会情勢等に関する発信を行う事業
（注２）海外研究機関等支援事業：現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や，日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業
（注３）人的交流等支援事業：在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで，効果的な対外発信を実現しつつ，同団体

の活動を支援する事業
（注４）多層的ネットワーク構築事業：領土保全等に関する内外発信を強化するために，海外において影響力のある人物（有識者，報道関係者，各国の政策スタッフ等）を招へいし，我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし，帰国後は，メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム（ウェブサイト）を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し，継続的な第三者発信に繋げていくことを目的として実施している事業
（注５）ソーシャルメディア発信者招へい事業：内閣府からの支出委任を受けて，ソーシャルメディア（ブログ，フェイスブック，ツイッター等）で発信力・影響力のある者を我が国に招へいし，我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り，被招へい者からソーシャルメディアを用いた日本の発信を行う事業
（注６）Web Japan：諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト
（注７）「地方を世界へ」プロジェクト：外務大臣が自ら駐日外交団と共に我が国の地方を訪れてその素晴らしさを共有し，地元の方々と対話を行い，地方の魅力を世界に発信することにより，世界と地方をつなぎ，地域の更なる活性化を目指すプロジェクト

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施　＊

注：本測定指標は 29 年度から新たに設定した指標。以下の 28 年度分については，同年度までの関連する測定指標「２－１　海外広報の推進」から転記。

中期目標（--年度）

海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

28 年度

年度目標

広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設に向けた準備を推進する。
（１）29 年の開館を目指し，３都市（ロンドン，ロサンゼルス，サンパウロ）及び日本国内において，体制や施設の整備を進める。
（２）各拠点のローカルサイトを立ち上げるとともに，27 年度に立ち上げたティザーサイトをポータルサイトに切り替え，ウェブサイトによる情報発信を充実させる。
（３）プレイベント等の実施を通じ，ジャパン・ハウスの認知度向上に努める。

施策の進捗状況・実績

（１）29 年の開館を目指し，３都市（ロンドン，ロサンゼルス，サンパウロ）及び日本国内において，事務局体制や施設確保・工事実施等の整備を進めた。
（２）ティザーサイトにおいて定期的に情報発信（日本語，英語，ポルトガル語）を行うとともに，ニュースレターも発出し，ジャパン・ハウスの活動予定等についての情報を発信した。ニュースレター登録者数は 500 名を超えた。サンパウロについては，29 年２月にローカルサイトが立ち上がり運用を開始し，他の２拠点のローカルサイト立ち上げ時期と同時にティザーサイトをポータルサイトへ切り替えることを予定している。この他，サンパウロのジャパン・ハウスは，28 年２月に開設された Facebook の本格運用も開始した。
（３）現地において，ジャパン・ハウスの周知と協力者の開拓を目的としてサンパウロにおける日本祭りやロサンゼルスにおけるジャパン・ナイト等，複数のプレイベントを開催した。

29 年度

年度目標

広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の開設に向け，引き続き準備を推進するとともに，開館後は現地団体等と協力しつつ，発信効果の高い事業を実施していく。
（１）29 年の開館を目指し，３都市（ロンドン，ロサンゼルス，サンパウロ）及び日本国内において，体制や施設の整備を進める。体制については，事務局の人事体制を充実させ，具体的な開館後の事業計画の立案，定量的指標の設定，事業開催後のデータ収集や分析等を実施していく。さらにオンラインや現地メディアを活用した広報活動を実施していく。

（２）各拠点のローカルサイトを立ち上げるとともに，27 年度に立ち上げたティザーサイトをポータルサイトに切り替え，ウェブサイトによる情報発信を充実させるとともに，各地においてフェイスブックやインスタグラム等のソーシャルメディアも活用する。また，国内においては国内 PR を戦略的に展開し，クリエイターやアーティスト，企業，地方自治体といったコンテンツホルダーと緊密に連携して，ジャパン・ハウスの認知度の向上を図る。特に日本の地域の魅力発信については，ジャパン・ハウス事務局と協議・連携し，現地における効果的な発信のモデルケースを構築することを目指す。
（３）プレイベント等の実施を通じ，現地におけるジャパン・ハウスの認知度向上に努める。ロンドン，ロサンゼルスについては，食や工芸等，様々なテーマで開館前に複数のプレイベントを開催し，現地メディアやコンテンツホルダーのようなジャパン・ハウスの認知度向上につながる発信力がある主体に対し働きかけを行う。サンパウロについては，開館後，食，技術，建築など，日本の強みをアピールできるテーマの事業を実施する。その際サンパウロ大学など，現地の学術機関とも連携し，企画と連動した形で日本の政策等を取り上げることができるようなシンポジウム，セミナー等も実施していく。
（４）開館後は，各年度の年間来館者数として，ロンドンにおいては 12.7 万人，ロサンゼルスにおいては８万人，サンパウロについては 13.6 万人，またメディア掲載数として，ロンドンにおいて 54 回，ロサンゼルスにおいて 70 回，サンパウロにおいては 100 回という数値目標をかかげ，事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

（１）４月にジャパン・ハウス　サンパウロが開館し，現地事務局は事業計画に基づき企画展示，巡回展，セミナー・講演会等の事業を実施した（以下（３）参照）。施設来館者数や現地メディア掲載数の KPI（重要業績評価指標）に関するデータ収集・分析等（下記（４）参照），SNS を利用した広報活動も実施した。12 月にジャパン・ハウス　ロサンゼルスの２階部分（ギャラリー及び物販ショップ）が先行開館し，引き続き５階部分も含めた全館開館に向けた体制整備や事業計画の立案を進めた。ロンドンは，建築工事の遅れから 29 年には開館せず，引き続き施設の整備を進めた。
（２）３拠点ともローカルサイトが立ち上がり，サンパウロ及びロサンゼルスについては，それぞれ 29 年２月及び９月にポータルサイトに切替えを行った（ロンドンは切替えに向け，作業中）。また，各拠点において SNS アカウントを立ち上げた。日本国内でのジャパン・ハウスに関する認知度向上のための広報活動については，特にロサンゼルス全館開館及びロンドン開館に向けてメディアの関心をピークに持っていくべく，国内メディア（専門誌を含む）に対してジャパン・ハウスの基礎情報を提供し，関心を喚起するジャパン・ハウス周知キャラバンを実施した。日本の地域の魅力発信については，地方自治体との協力・連携に関するガイドラインを整備するとともに，30 年３月，地域活性化モデルケースとして「燕三条　工場の祭典」展のジャパン・ハウス　ロンドンでの開催を発表した。
（３）７月，ジャパン・ハウス　ロンドンは大英博物館において，大英博物館の北斎展の開催に合わせ，北斎が生きた時代を再現するとのテーマの下，ちんどん屋のパフォーマンスを行い，日本酒のバーを設置して，ジャパン・ハウスを広報するためのプレイベントを実施した。ジャパン・ハウス　ロサンゼルスは，11 月，日本のメディアや文化アート関係者等を招へいして日本酒（焼酎）を提供し，開館に向けた働きかけを行うプレイベントを実施し，30 年１月に部分開館記念行事を開催した。サンパウロでは，伝統・歴史（竹展：５月～７月），建築（藤本荘介展：11 月～３月），食（成澤由浩シェフ「里山」展：９月～11 月）等の企画展を実施し，それらの企画と連動する形で，日本の環境政策，食文化，技術等に関する講演会やセミナーを行った。また，これ以外にも我が国の政策広報として，東アジアの安全保障，アベノミクス，震災からの復興，日本の経済外交等をテーマに講演会を行った。
（４）ジャパン・ハウス　サンパウロは 30 年３月 25 日時点（開館から約 11 か月間）で来館者数が 70 万人に迫り，開館後のメディア掲載数は 2,598 回と目標を大きく上回り，ユナイテッド航空機内誌や米国ニューヨーク・タイムズ紙でも取り上げられた。（ロサンゼルス及びロンドンについては全館開館前のため実績なし。）

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

参考指標：BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位

	実績値		
	26年度	27，28年度	29年度
	5位	（調査の実施なし）	3位

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　海外広報の推進】

28年度

他国による積極的な広報活動の強化を受け，今後一層海外広報を強化する必要がある。他方で，上記実績欄記載のとおり，全ての目標値を達成し，主要な事業については目標値の120%以上の実績を達成できたことから，28年度の実績については相当程度進展があったと判定した。

１　政策広報の実施

（１）対外発信強化事業

①各種事業を通じた講演会・イベント等は合計で316件実施し，200件以上という目標を達成した。各種事業のうち，特に効果が高かった事例は以下のとおり。

（ア）講師派遣事業では，神保謙慶應義塾大学准教授を中東地域に派遣し，シンクタンク，大学等にて「東アジア情勢と日本の安全保障」と題した講演会を計５回実施。政府関係者，研究者，学生等の幅広い聴衆を対象として合計約400名が本講演会に参加するとともに，現地ニュースメディア等にて講演内容や講師インタビュー記事 50 件以上が掲載されたことは，講演会参加者のみならず，広く一般層へも広報メッセージを伝達する上で有益であった。（28年度：海外広報（達成手段①））

（イ）人的交流等支援事業では，アルゼンチン元留学生・研修生の会連合会（UBAJ)に委託し，日本留学に関心を持つ若年層及び専門職に従事している者を対象に，様々な体験談を交えた講演を実施した。UBAJが有するネットワークを活用し，講演の広報を行った結果，我が国への高い関心を呼ぶことに繋がった（在アルゼンチン大使館フェイスブックで計３件の UBAJ 関連投稿を行ったところ，合計リーチ数が88,196件に及び，リアクション・いいね及びシェア数は3,847件となった）。また，現地二大紙を始めとする主要メディアにより報道が行われ，高い発信効果が得られた。（28年度：在外公館人的交流等支援事業（達成手段⑧））

（ウ）また，各種印刷物資料及び視聴覚資料を用いた政策広報についても，TICADⅦに関する広報パンフレットの作成・配布を行ったほか，内閣府から支出委任を受けて，我が国への正しい認識や理解の浸透を図る広報動画（日本のアフリカ支援・水問題を解決する日本の支援等）を計６本，各 10 言語で作成し，ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載した。再生回数総計は６本で計約436万回（29年５月時点）。またCNNでは「日本のアフリカ支援-感染症」「日本のアフリカ支援-人材育成」及び「水問題を解決する日本の支援」について放映し，全世界で合計 232 回放映した（29年３月時点）。（28年度：海外広報（達成手段①））

②各種事業を通じて実現した我が国関連の第三者発信(各種メディアを通じた発信等)は合計で756件となり，400 件以上という目標を達成した。各種事業のうち特に効果が高かった事業は以下のとおり。

（ア）多層的ネットワーク構築事業で米国から招へいしたニューヨーク・ポスト紙（発行部数約50万，オンライン版は月間固有訪問者数4,300万）のベニー・アヴェニィ国際情勢担当コラムニストは，訪日中に北朝鮮問題を始め，尖閣諸島をめぐる日中関係など東アジア情勢と厳しさを増す我が国の安全保障環境につき，有益な記事を執筆し，効果的な発信を行った。また，同事業で，当時，中米で唯一中国と国交を有し，中国がプレゼンスを高めつつあるコスタリカから招へいしたウリバリ・ラ・ナシオン紙（同国最有力主要紙：発行部数約９万部）論説委員は，帰国後，東アジアの安全保障と日本の対応や北朝鮮情勢等について，前国連大使としての知見を生かし，極めて質の高い記事の発信を積極的に行っている。（28年度：内外発信のための多層的ネットワーク構築（達成手段②））

（イ）ソーシャルメディア発信者招へい事業でマレーシアから招へいしたカディル・ジャシン元ベリタ出版社編集長は，訪日中に自身のブログを 14 回更新し，我が国の安全保障政策や，国際法の重要性について発信を行い，ブログビジター（約900万人）に対し広くメッセージを伝達した。

（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備

在外公館の発信力強化のための外部専門家の活用の成果として従来接点がなかったメディアとのコネクション形成や，在外公館のウェブサイト及びSNSの発信力拡大が実現しており，特に在英

国大使館においては，契約しているPRコンサルタントのアドバイスを踏まえ，英国のEU離脱に関する国民投票の後，大使インタビューや主要紙への寄稿を積極的に実施した結果，BBC，ブルームバーグ，スカイニュース等の世界的に影響力のあるメディアで大使インタビューが放映され，全世界で多数の視聴者が視聴するなど，在外公館の発信力が強化されている。（28年度：在外公館及び本省における外部専門家の活用（達成手段⑦））

２　一般広報の実施

（１）日本ブランド発信事業については，28年度は，これまで実現できていなかった新しい分野の事業も実施した。例えば，九州震災支援として，ななつ星 in 九州などの鉄道デザイナー水戸岡鋭治氏を中国及び韓国に，World Baseball Classic(WBC)の直前のタイミングで，元プロ野球選手の古田敦也氏をキューバ，ドミニカ共和国及びプエルトリコに，プログラマーの堤修一氏をイスラエル及びパレスチナに，「ピタゴラスイッチ」（NHKの幼児向け番組）等の映像を制作しているユーフラテスの石川氏をフランス，ドイツ（デュッセルドルフ）及びスペイン（バルセロナ）に派遣するなど，他の事業とは異なる独自の分野で特徴のある事業を実施した。なお，27年度に行った東野正剛氏（ショートショートフィルムフェスティバル＆アジア・フェスティバル・ディレクター）派遣事業とその二次発信をきっかけに，東野氏自身が，28年にエジプト（ルクソール）及びチュニジアでの映画祭への招待を受け，日本のショートフィルムの紹介をする機会ができるなどの交流につながった。また，27年度の下出祐太郎氏（蒔絵師，京都産業大学教授）の派遣は，事業をきっかけに，10月にポルトガル及びスペインを再度訪問し講演を行うなどの交流に結びついた。また，同じく27年度の安永哲郎氏（サウンドアーティスト）派遣をきっかけに，現地での共演者の日本（新潟・金沢・富山）での29年３月の公演が決定するなどの成果があった。（28年度：海外広報（達成手段①））

（２）Web Japanは，28年度は1,700万ページビューを超える高いアクセス数を確保したほか，米国Google.com等の検索エンジンを用いて「japan technology」「japan pop culture」等の一般的な言葉により検索した場合にも上位表示を確保しており，その広報効果は高かった。(28年度：海外広報(達成手段①))

29年度

他国による積極的な広報活動の強化を受け，今後一層海外広報を強化していく必要がある。他方で，上記実績欄記載のとおり，ほぼ全ての目標値を達成し，主要な事業については目標値の130%以上の実績を達成することができた。また，「海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する」という施策目標の達成度合いに関して，参考指標としてあげているBBCの国際世論調査における肯定的評価に占める日本の順位では，直近の調査（26年度）における５位から29年度は３位と順位を上げており，各種事業の実施を通じた日本の正しい姿を含む政策・取組，多様な魅力の発信，及びその発信を受けた海外における第三者発信の拡大の効果が海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解進展に寄与したと評価できる。

以上のことから，29年度の実績については，相当程度進展があったと判定した。

１　政策広報の実施

（１）対外発信強化事業

①各種事業を通じた講演会・イベント等は合計で332件実施し，250件以上という目標を達成した。各種事業のうち，特に効果が高かった事例は以下のとおり。

（ア）講師派遣事業では，岡本行夫・岡本アソシエイツ代表取締役を欧州地域に派遣し，シンクタンク，大学等にて，「安全保障分野における日米欧協力」をテーマとする講演会を計７回実施し，合計約460名が聴講した。講演会には，現地の外務省及び防衛省関係者，アジア地域研究者，学生のほか，シンクタンク所長，元外務次官，元駐日大使等政策決定において大きな発言力を有する人物の参加を得て，第三者の公平な視点から北朝鮮の脅威を始めとした東アジア情勢や日本の安全保障政策に関する正しい情報を発信することができた。また，上記講演内容や，講師へのインタビュー記事が現地主要紙等３件に掲載されたことは，講演会参加者のみならず，一般層へも東アジア情勢及び日欧協力の重要性を伝達する上で有益であった。（29年度：海外広報（達成手段①））

（イ）海外研究機関等支援事業では，レネ・カサン財団（フランス・ストラスブール）と欧州評議会の共催により，欧州における関心を高めるべく日本の拉致問題に対する取組を紹介し，理解を深めるための「強制失踪に関するセミナー」を支援し，日本からは，薬師寺公夫立命館大学教授（元国連強制失踪委員会委員）の参加を得て，開催した。想定を超える約90名の参加者があり，欧州評議会，欧州人権裁判所関係者及び各国大使等のオピニオンリーダーや知識層，人権問題に

関心のあるジャーナリストに対して，効果的な政策発信を行うことができた。（29 年度：海外広報（達成手段①））

（ウ）人的交流等支援事業では，アルゼンチン帰国留学生会に委託し，約 1,000km 離れた４州５都市 18 の教育機関で日本留学の紹介及び説明を行うセミナー・講演会事業を実施。合計 1,724 名の出席者を得たほか，36 件の関連報道報道（TV，ラジオ，新聞，デジタルサイト等）がなされ，効果的な発信を行うことができた。（29 年度：在外公館人的交流等支援事業（達成手段⑧））

（エ）また，各種印刷物資料及び視聴覚資料を用いた政策広報についても，内閣府から支出委任を受けて，我が国への正しい認識や理解の浸透を図る広報動画（『明治 150 年：日本の基本的価値観の源流』，『自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の取組』等）を計６本，各 10 言語で作成し，ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載した。再生回数総計は６本で計約 209 万回。また CNN では全６本を放映し，全世界で合計 221 回放映した。この CNN での放映について，日ラトビア外相会談においてラトビア外相が，日本の取組に感銘を受けた旨，また，日本の開発協力について評価する旨を述べる等，同動画の発信力の高さが示された。（29 年度：海外広報（達成手段①））

②各種招へい事業を通じて実現した我が国関連の第三者発信（各種メディアを通じた発信等）は合計で 498 件となり，350 件以上という目標を達成した。各種事業のうち特に効果が高かった事業は以下のとおり。

（ア）多層的ネットワーク構築事業で英国から招へいしたインディペンデント紙（オンライン版一日平均の固有訪問者数が約 502 万，かつページビューが約 1,012 万）のキム・セングプタ防衛・外交担当編集長は，尖閣諸島をめぐる日中関係につき「原油と天然ガスが地下に大量に埋蔵されていることが 1969 年の国際的な調査で明らかになるまで，漁場である以外に島々には興味を引かれるものはほとんど無かった。その翌年に同島を釣魚島と呼ぶ中国，そして台湾が領有権を主張し始めた。」として歴史的経緯を客観的に報道した。英国では，東アジア地域の領土問題について関心が薄く，報道される機会も限られている中，英国の幅広い年代のリベラル層に読まれている高級紙の同紙において，先んじて我が国の主張に沿った報道がなされたことは非常に重要な成果だったといえる。また，豪州から招へいしたオーストラリアン紙（発行部数は，約 47 万５千部。オンライン版は一日平均の固有訪問者数が約 121 万，かつページビューが約 2,060 万）のプリムローズ・リョーダン政治（外交・貿易）担当記者は，尖閣諸島をめぐる現地の漁業関係者の置かれた難しい状況を訪日中の取材及び面談の結果に基づき発信した。豪州全域で発行される全国紙であり，主に高等教育を受けたエリート層が支持する同紙において，同紙が主張する豪州と日本との安全保障協力の強化と絡めて，我が国を取り巻く厳しい安全保障環境について発信がなされたことは，非常に効果が高かったといえる。（29 年度：内外発信のための多層的ネットワーク構築（達成手段②））

（イ）ソーシャルメディア発信者招へい事業でアルゼンチンから招へいしたアドリアン・ボノ氏（「infobae」Web TV Host）は，訪日中に自身の様々な SNS アカウントで日本文化や広島原爆ドームなど多岐にわたりコメントと動画を計 31 回発信した。また訪日後にも，被招へい者が記者を務めるスペイン語圏有数のデジタルニュースサイト「infobae」（FB フォロワー数約 236 万人，TW 約 260 万人）において，北朝鮮問題，日米韓連携の重要性などの東アジア情勢を含む日本の立場や現状，及び被爆者に対するインタビューを通した非核化の重要性等が広く発信された。

（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備

在外公館の発信力強化のための外部専門家の活用の成果として，特に在英国大使館においては，契約している PR コンサルタントのコネクションを活用し，大使館では直接アプローチするのが困難なメディアにおける大使インタビューや主要紙への寄稿を積極的に実施した結果，BBC，スカイニュース等の世界的に影響力のあるメディアで放映され，全世界で多数の視聴者が視聴するなど，在外公館の発信力が強化できた。（29 年度：在外公館及び本省における外部専門家の活用（達成手段⑦））

２　一般広報の実施

（１）日本ブランド発信事業については，特に新しいライフスタイルの共有として実施した元陸上選手・為末大氏のガーナ，ケニア及びボツワナ派遣では，各地における講演会，ワークショップを通じてスポーツ競技における精神面の重要性・日本的なスポーツ競技に対する姿勢等を発信，事前 PR も併せて行ったところ，事業前から現地新聞や TV でインタビュー記事やイベントのレポートについて数多く取り上げられるなど高い発信効果が得られた。また，28 年度に本事業で派遣した専門家のうち，人工流れ星を開発する株式会社 ALE 代表取締役社長岡島礼奈氏が，本事業による派遣を一つの契機に注目の女性起業家として，Newsweek の Women of Future にノミネートされるなど，世界

的に多くのメディアに取り上げられる活躍を見せており，本事業が日本ブランドの継続的な発信につながった好例といえる。（29 年度：海外広報（達成手段①））

（２）Web Japan は，29 年度は 1,800 万ページビューを超える高いアクセス数を確保したほか，米国 Google.com 等の検索エンジンを用いて「japan technology」「japan pop culture」等の一般的な言葉により検索した場合にも上位表示を確保しており，その広報効果は高かった。(29 年度：海外広報(達成手段①))

【測定指標２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施】

28 年度

「ジャパン･ハウス」の各拠点ローカルサイトの立ち上げ・ポータルサイトへの切り替えが一部未達成だったが，29 年の開館を目指し，３都市（ロンドン，ロサンゼルス，サンパウロ）及び日本国内において，委託業務内容に基づき立ち上げたジャパン・ハウス事務局を中心にイベントの企画･立案を実施した。特に，サンパウロにおいては，現地で開催されている南米最大の日系イベントである日本祭りにジャパン・ハウスのブースを出展し，３日の開催期間で約 14,000 人の来場を得たことは，ジャパン・ハウスの認知度の向上を図る上で効果が高かった。（28 年度：「ジャパン・ハウス」創設関連経費（達成手段⑤））

また，日本国内においては，３都市を巡回する巡回展３企画を公募にて選定。巡回展は，ジャパン・ハウスのブランディングを統一するために重要であり，今後も毎年度，各拠点を巡回させる予定であることから，ジャパン･ハウスの本格始動にむけた重要な一歩となった。（28 年度：「ジャパン・ハウス」創設関連経費（達成手段⑤））

29 年度

３都市のうち，ロンドンについては建設工事遅延により 29 年度に開館できず，ロサンゼルスについても５階部分の建設工事遅延により，２階部分だけの一部先行開館となった。しかしながら，ロンドン及びロサンゼルスともに，すでに設立されているジャパン・ハウス事務局を中心に開館後の事業計画の立案，定量的指標の設定，プレイベントの開催やウェブサイト・SNS を通じた広報活動を開始しており，開館に向けて現地におけるジャパン・ハウスの認知度向上に努めている。

サンパウロについては，現地事務局と東京事務局との連携により日本の多様な魅力や強みをアピールする企画を積極的に実施した。例えば，開館後の企画展第１弾として実施された竹展では，現地事務局から，ブラジルにも多く自生しており人々にとって身近な植物である竹を取り上げることが提案され，これに対して，東京事務局から日本の伝統文化や現代工芸に生きる竹の視点を提案・助言することで，よく練られた質の高い企画展となり，目標を大きく上回る来館者数やメディアへの露出が実現し，現地におけるジャパン・ハウスの認知度を向上する上で効果が高かった。特にメディアへの露出に関しては，ユナイテッド航空機内誌や米国ニューヨーク・タイムズ紙において「サンパウロを訪れたら訪問すべき場所」の一つとして取り上げられるなど，開館から間もないにもかかわらず，高い評価を得ていることが確認された。我が国の政策広報については，田中明彦政策研究大学院大学学長が東アジアの安全保障に関する講演を行い，その中で歴史認識や領土保全について説明した他，内堀雅雄福島県知事が震災からの復興をテーマにセミナーを行うなど，我が国の重要な政策につき，必ずしも我が国の政策・立場に対する理解が十分ではない現地において効果的な発信ができたと考える。（29 年度：「ジャパン・ハウス」創設関連経費（達成手段⑤））

日本国内でも，複数の地方自治体からジャパン・ハウスにおける事業の実施に関心が寄せられており，ジャパン・ハウスにおける地域活性化事業モデルケースとして「燕三条　工場の祭典」展計画をジャパン・ハウス　ロンドン現地事務局と協力しつつ構築したことは，今後のジャパン・ハウスにおける地域の魅力発信事業推進にとって重要な一歩となった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

BBC による国際世論調査等の各種世論調査等でも，国際社会における我が国に対する好意的な評価は高い水準を保っている。他方で，中国や韓国等の積極的な広報活動の強化を受け，我が国の相対的なプレゼンス低下が懸念されるとともに，いわゆる慰安婦問題を始めとする歴史認識，日本の領土保全をめぐる諸問題等について，我が国とは立場を異にする発信が多く行われている状況に引き続き留意する必要がある。

このような状況を踏まえ，海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するとの施策目標は，引き続き，国際社会における我が国のプレゼンス向上及び我が国の政策

への理解・支持の増進につながる重要な目標であり，その達成に向けた施策を実施していく必要がある。

【測定指標】

２－１　海外広報の推進

海外において我が国の外交政策及び文化を含む強みや魅力，日本人の価値観等について正確で時宜を得た発信を行うことは，正しい対日理解の増進及び親日感の醸成を図る上で非常に重要である。引き続き，海外における政策広報及び一般広報の各種事業における目標達成を目指すとともに，今後はさらに激しく動く国際情勢に照らし，より戦略的に情報発信を行うべく，各種調査・分析を参照しつつ，発信媒体や対象をより具体的にして，また主要外交日程と連動した時宜をとらえた広報文化外交を展開していくべく努める。

また，国ごとに発信効果や対日理解等の浸透が異なる点に関しては，国や地域によって，影響力のある媒体（テレビ・新聞，ネットメディア）や有力なソーシャルメディアが異なることも一因であると考えられるため，戦略的な対外発信の強化に向け，各国の状況や特性を踏まえたアプローチをとっていく必要がある。特に，政策広報に関しては，政策やターゲットに合わせた発信がなされるよう，外部専門家やコンサルタントを活用し，発信内容の質の向上に取り組むとととともに，各種事業を通じた第三者発信やシンポジウム等を通じた発信機会の確保及びその成果の普及・浸透に努める。また，様々な媒体を活用した一般広報の実施に関しては，様々な事業やツールを利用した発信の直接的な成果に加えて，質的・量的な広がりを持った広報がどの程度実施できたかを評価すべく努める。

２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施

上記の施策の分析のとおり，29 年度は３都市のうち２都市で全館開館に至らず目標未達成となったが，我が国の政策への理解及び海外における親日感の醸成を促進する上で，戦略的な対外発信を実施することは引き続き重要であり，30 年度中のジャパン・ハウス３都市全館開館を目標として取り組む。

ジャパン・ハウス　サンパウロは，開館１年目にして設定した重要業績評価指標（KPI）を達成する成果を上げたところ，ロサンゼルス及びロンドンにおいても開館後の KPI 達成を目指し，開館前から体制整備等必要な準備を行う。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・Web Japan ホームページ
（http://web-japan.org/）
・外務省ホームページ
日本ブランド発信事業
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page22_001100.html）
・ジャパン・ハウス　ホームページ
（https://www.japanhouse.jp/）

個別分野３　IT 広報の実施

施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化，IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化，時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ，我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成 29 年 12 月８日　閣議決定）

測定指標３－１　IT 広報手段の強化，多様化

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，IT 広報手段を強化，多様化する。

28 年度

年度目標

１　本省においては，動画コンテンツのソーシャルメディア発信について，これまでのユーチューブへのリンクではなく，フェイスブックとツイッターに動画をアップロードして自動再生する手法を確立する。
２　在外公館においては，引き続きソーシャルメディア発信を行う在外公館の数を増やすとともに，専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い，フォロワー数などを増大させる。

施策の進捗状況・実績

１　動画コンテンツのソーシャルメディア発信（日本語及び英語）について，本省のフェイスブック及びツイッターにおいて，動画データをアップロードして自動再生する方法を確立した。その結果，従来のユーチューブのリンク掲載に比べ，日本語及び英語双方の公式アカウントにおいて閲覧数が倍増し，拡散力の強化につながった。
２　29 年３月末までに 137 公館（28 年３月末比 15 公館増）で当該公館が所属する国・地域におけるソーシャルメディアによる情報発信を実施。特に米国や中国等の重点国・地域の公館においては，28 年度に引き続き専門家からの助言・提言を受けて発信方法の改善を行い，在ブラジル大使館及び在メキシコ大使館では，フェイスブックのファン数が 10 万人を突破した。
３　外務本省では，29 年１月，インスタグラムによる情報発信を開始し，発信媒体の多様化を図った。

29 年度

年度目標

１　本省においては，情報発信手段が多様化する中，すでに運用しているフェイスブック・ツイッター等に加えて，若年層に人気の写真共有アプリ「インスタグラム」を活用し，国内外の若年層へのリーチ拡大を目指す。
２　在外公館においては，引き続きソーシャルメディア発信を行う在外公館の数を 28 年度（137 公館）より増やすとともに，特に重点国・地域においては，専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い，フォロワー数などを 28 年度（2,768,237）より増加させる。

施策の進捗状況・実績

１　29 年１月から運用を開始した「インスタグラム」は，フォロワー数が 29 年３月末の 589 人から 645 人増加し，1,000 人を突破した（30 年３月末時点 1,234 人）。アカウントとして安定軌道にのせるため，国内外に向け日本語・英語併記で発信し，フォロワー属性は国内及び海外双方となっている。
２　30 年３月末までに 156 公館（29 年３月末比 19 公館増）で当該公館が所属する国・地域におけるソーシャルメディアによる情報発信を実施した。特に，米国や中国等の重点国・地域の公館においては，28 年度に引き続き専門家からの助言・提言を受けて発信方法の改善を実施し，ソーシャルメディア運用公館全体で 3,086,116 人のフォロワー数に増加した。フェイスブックのファン数において，在ブラジル大使館は 30 万人を突破し，10 万人を超えるファンを持つ在外公館は６公館（在ブラジル大使館，在メキシコ大使館，在アルゼンチン大使館，在米国大使館，在サンパウロ総領事館，

在イラク大使館）となった（30 年３月末時点）。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３－２　IT 広報システムの強化

注：本測定指標は 29 年度から測定指標３－３とともに再編。28 年度の目標・実績の一部を測定指標３－３に移動。

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，IT 広報システムを強化する。

28 年度

年度目標

１　本年は伊勢志摩サミットが開催されることもあり，外務省ホームページ及びサミット公式ホームページに対するサイバー攻撃の増加が予測されるところ，主要な情報発信手段となっているウェブサイト及び関連システムの安定的な稼働を維持するため，情報セキュリティに対する脅威への対策強化を行う。

２　「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」（総務省作成）を踏まえ，外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を行う。

施策の進捗状況・実績

１　外務省ホームページ及びサミット公式ホームページに対するサイバー攻撃に適切に対処するため，セキュリティ監視人員体制を大幅に増強し，ソフトウェア等の脆弱性を取り除く修正プログラムの適用頻度を上げる等の対策をとり，安定的に情報発信を行った。

２　外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善対応として，ウェブアクセシビリティの JIS 規格（JIS X 8341-3:2016）に基づく外務省ホームページ（計 40 ページ）の試験，同試験で指摘を受けた箇所の修正，外務省ホームページ関連サイト主管課室を対象としたウェブアクセシビリティ研修の実施（外部から講師を招き，ウェブアクセシビリティの背景，概要，公的機関に求められる役割，コンテンツ作業上の注意点などに関する講義を実施）などを行った。

29 年度

年度目標

１　現行外務省ホームページのより安全かつ安定的な稼働を実現する。また，最新の知見・技術を取り入れてより効果的なサイバーセキュリティ対策を実現し安全なシステムを構築すること，及び，IT 広報業務における業務システムの効率化・合理化，運用保守・障害対応等を最適な形で実施することを目的として，30 年度から開始する予定のシステム刷新に向けた準備を始める。

２　総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版)」を踏まえ，外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を引き続き行う。

施策の進捗状況・実績

１　５月の大規模サイバー攻撃（「ワナクライ」）をはじめとする，世界規模でのサイバー攻撃が発生しているが，外務省ホームページは，多発するサイバー攻撃に対し適切に対処し，安全かつ安定的な運用・稼働を実現した。

　システムの刷新については，今後のサイバー攻撃や情報セキュリティの効果的な対策及び IT 広報業務における業務の効率化・合理化を実現するため，コンサルタントを活用し最新の知見・技術を取り入れ，安心かつ安定的な刷新システムの構築のための要件定義を実施し，調達のための意見招請などの事前準備作業を行った。

２　ウェブアクセシビリティについては，29 年度において，外務省ホームページ（日・英）及び関連サイトの主なページにつき，JIS 基準対応試験を実施し，指摘事項に対する修正対応を行った。また，ウェブアクセシビリティについて公共機関に求められる役割，ホームページ作成における注意事項等を学ぶ職員研修を実施した。

３　外務省ホームページの閲覧時の通信内容の改ざんやなりすましを防止する，常時 TLS 化（注）の準備作業に着手することができた。

（注）TLS(Transport Layer Security):インターネットなどでデータを暗号化して送受信するプロ

トコル。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

注：本測定指標は 29 年度から測定指標３－２とともに再編。28 年度までの関連する記述は，測定指標３－２から転記。

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，コンテンツの充実及び時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。

28 年度

年度目標

１　外務省ホームページの中で，国内外の関心が高い重要なページについて，発信力を高めるためのリニューアルを行うとともに，英語翻訳コンテンツの充実及び重要な外交政策に関するコンテンツの更なる多言語化に努める。
２　外務省ホームページにおいては，引き続き迅速な情報発信に取り組むとともに，時宜をとらえたトップページとするように努める。
３　ソーシャルメディアの特性を最大限に活用し，よりタイムリーな発信を行う方策を検討する。

施策の進捗状況・実績

１　重要な外交活動（首脳会談，外相会談）については，迅速に英訳を作成の上，ホームページに掲載した。また，「女性が輝く社会」など重要外交政策ページの発信力強化のため，同ページのリニューアルを行うとともに，英語に加え，中国語，フランス語等８言語に多言語化した。コンテンツ強化の一環として，TICAD VI や APEC の機会をとらえ，国際社会に対する日本の貢献をアピールする動画を掲載し，ソーシャルメディア上では対象国国民から日本に対する謝意が寄せられ，中にはフェイスブックの閲覧数が約７万件に達するなど，反響を得ることができた。
２　28 年度においては，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICADVI 等我が国が主催する大規模会議やハイレベル（総理大臣・外務大臣）の外国訪問等が多かったが，これらの会議や外国訪問の際には，前日までに特設ページを作成し，会議直後に概要等を同ページに掲載する等，迅速な情報発信を行った。英訳コンテンツについても同様に迅速な発信に努めた。
３　Ｇ７広島外相会合，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICADVI 等我が国が主催する大規模会議の期間中は，Ｇ７外相による原爆死没者慰霊碑の献花や，Ｇ７首脳による伊勢神宮訪問等について会議の現場からもソーシャルメディアで発信することで，タイムリーな情報発信を行った。会議の現場から発信する新しい取組により，慰霊碑献花のツイッター投稿は通常の 30 倍を超える閲覧数を記録した。

29 年度

年度目標

１　我が国が抱える領土に係る諸懸案に関する正しい理解を広め，歴史的事実と国際法に基づく解決促進を図るため，26 年４月に外務省ホームページに開設した「日本の領土をめぐる情勢」ページの更なる充実を図る。また，外交政策上の重要課題に関する発信強化を行う。
２　外務省ホームページにおいては，迅速な情報発信に取り組むとともに，特に，重要な外交政策や外交活動については，日本語・英語両言語でトップページを使ったタイムリーな情報発信を行うよう努める。加えて，外務省ソーシャルメディアにおいても，その特性を生かして，上記案件に関しては，タイムリーな発信を行う態勢を整え，国内外のユーザーに広く情報を伝達させる。
３　東京オリンピック・パラリンピックの開催を 32 年に控えていることを踏まえ，外務大臣が地方を訪問する「地方を世界へ」プロジェクト等において，ホームページ及びソーシャルメディアを通して，地方の魅力を海外に発信する取組を行う。

施策の進捗状況・実績

１　「日本の領土をめぐる情勢」ページについては，政府機関サイト上で，日本の主張の正当性を担保する新たな資料が掲載された際等の機会に当該ページへのリンクを外務省の「日本の領土をめぐる情勢」ページ内に新たなリンクとして掲載し，利用者の利便性を高めるための充実化を図った。

また，日本海呼称問題ページの一部を８言語に多言語化し，各拠点公館のホームページ配下に掲載した。

「自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の取組」，「STEM 分野で働く女性の活躍推進」，「日本の国際平和協力」など計６本の，日本の外交政策に関する動画（英語版）を YouTube にアップし，そのリンクを外務省ホームページに掲載した。新着情報，フォトトピックス，政策広報動画ページと多面的な掲載を展開し，またソーシャルメディアにおいても発信を行った結果，YouTube 上で，合計 121 万を越える閲覧数を得た。

２　外務省ホームページにおける迅速な発信の取組については，関係各課室と綿密に連携のもと，総理大臣及び外務大臣の海外出張時には，事実上の 24 時間体制を敷くことで，時差や休日・時間外を問わず，迅速な対応を行うことができた。

また，外務省ソーシャルメディア（英語発信）においては，行事名タイトル及び写真のみで行う発信を取り入れ，迅速性を向上させた。

３　外務大臣による３件の「地方を世界へ」プロジェクト実施に伴い，地方の魅力を伝える情報を外務省ホームページでタイムリーに発信した（日・英）。また，外務大臣の外国訪問の機会をとらえ，外国要人との会談，国際会議出席，外務大臣スピーチ，会見等を短くまとめた動画コンテンツ（日・英）を制作して外務省ホームページ及びソーシャルメディアでの発信を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３－４　外務省ホームページ等（注１）へのアクセス件数（ページビュー数）の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブック（注２）の閲覧回数の合計　＊

注：本測定指標の②は 29 年度から新たに設定したもの。

①外務省ホームページ等（注１：外務省ホームページ（日本語・英語，在外公館ホームページ，Web Japan）） ②外務省公式ツイッター・フェイスブック（注２：外務省公式ツイッター（日・英），フェイスブック（日・英））	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	①2.1 億件	①　2.4 億件	①2.5 億件 ②1.5 億回	①2.6 億件 ② 155,695,283	Ｂ （28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

評価結果（個別分野３）

施策の分析

【測定指標３－１　IT 広報手段の強化，多様化】

28 年度

ソーシャルメディア全体（日本語及び英語公式発信）における動画コンテンツ拡散の強化のため，28 年度から日本語及び英語双方の発信においてユーチューブのリンク掲載を取りやめ，ソーシャルメディア上で自動再生される手法を導入した。その結果，日本語及び英語双方の発信において，動画の閲覧数が大幅に増え，政策広報動画「世界が名付けた日本海」はフェイスブックでの再生回数が 12 万回を超えた。当該手法の導入により，閲覧数の増加という結果が得られたことで中期目標の「我が国外交政策に対する国内外の理解の促進」に一定の効果があった。

また，在外公館のソーシャルメディアに関しては，活用公館数が増えるとともに，フォロワー数等も 27 年度比約 50%増となった。在イラク大使館を始め各公館が，現地語で語る大使のメッセージ動画をフェイスブックで配信するなど，工夫を凝らした発信を実施したことが，ファン数等増加に効果的に作用した。（28 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

29 年度

「インスタグラム」においては，一般からの投稿の反応を分析し，アカウントとして方向性を定期的に検討しつつ運用を進めた。反応が良い分野の投稿を重点的に行うよう努めたほか，使用頻度の高いハッシュタグを調査の上，積極的に使用する等の工夫をし，国内外に向け日本語・英語併記で発信した結果，国内及び海外双方のフォロワーの着実な増加が得られ，若年層への情報発信を拡大できた。

在外公館においては，専門家からの助言・提言を共有しつつ，国・地域毎のソーシャルメディアの

傾向を踏まえた上で運用を行い，在ブラジル大使館では，日々の工夫改善の継続によって，フェイスブックのファン数が 30 万人を突破し，10 万人を超えるファンを持つ在外公館が６公館となるなど，在外公館の発信力を強化することができた。また，９月のメキシコ地震の際は，国際緊急援助隊の活動をタイムリーに発信し，現地メディアで多数紹介される等大きな反響を得て，両国の友好関係に寄与できた。このほか，大使のメッセージ動画を現地語で定期的に発信し非常に反響があった事例（インド，カンボジア等）もあり，日常的に各公館で工夫を凝らした発信を実施し，フォロワー数等の増加につながった。（29 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

【測定指標３－２　IT 広報システムの強化】

28 年度

IT 広報システムの情報セキュリティ対策の強化を図り，高度化，大規模化するサイバー攻撃に適切に対処した。特に，28 年度はＧ７伊勢志摩サミット開催に際してサイバー攻撃の脅威が予測されたものの，セキュリティ監視人員体制を大幅に増強し，ソフトウェア等の脆弱性に迅速に対応するために修正プログラムの適用頻度を上げる等の対策を講じたことが効果を発揮した結果，特段のインシデントもなく無事運用したことから，サミット議長国としての情報発信に寄与できた。また，ウェブアクセシビリティに関しても，JIS 基準対応試験による指摘箇所の修正，職員研修の実施等，「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」に沿った一定の進展があった。（28 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

29 年度

システムの刷新について，要件定義を実施する際，掲載業務を行う主管課室の担当者にヒアリングを行い，その意見・要望を取り入れた要件定義書（案）の作成作業を行ったことは，IT 広報業務における業務システムの効率化・合理化を最適な形で進めて行く上で有益だった。

外務省ホームページの国民等利用者に対する安心・安全な閲覧環境を提供するため，同ホームページ閲覧時の通信内容を暗号化し，常時 TLS 化の準備作業に着手することができた。また，ウェブアクセシビリティについても，ホームページ掲載方法の見直しを行うとともに，更なる取組として，知見のあるコンサルタントにウェブアクセシビリティ改善支援業務を委託し，閲覧環境の改善を進めることで，情報発信の強化に寄与した。（29 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

【測定指標３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組】

28 年度

外務省ホームページ及びソーシャルメディアにおいて，Ｇ７広島外相会合，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICAD VI 等我が国が主催する大規模会議や，ハイレベル（総理大臣・外務大臣）の外国訪問等の案件について，迅速に情報発信を行うことができた。特に，Ｇ７広島外相会合，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICAD VI の３会議については，会議の現場からもソーシャルメディア発信を行った。現場にいる利点を生かし，会議の進行を把握した上でタイミングよく情報発信を行った結果，通常時を上回る閲覧数を記録し，議長国としての情報発信を効果的に行うことができた。（28 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

また，コンテンツについても，「女性が輝く社会」等重要政策ページのリニューアル及び多言語化や国際社会に対する日本の貢献をアピールする動画の掲載は，国外の理解を促進する上で一定の効果があった。（28 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

29 年度

我が国の重要政策に当たるテーマに関する政策広報動画を外務省ホームページ掲載するだけでなく，フェイスブック及びツイッターを活用し，自動再生方式での投稿を維持したことで，動画コンテンツについて大きな投稿閲覧数や動画再生数が得られた。また，外務大臣の外国訪問の機会をとらえ，外国要人との会談や国際会議出席，外務大臣スピーチ，会見等を短くまとめた 18 回分の動画コンテンツ（日・英）を制作し，動画コンテンツの充実化を図った。

外務省ホームページにおける迅速な発信については，関係各課室との綿密な連携，総理大臣及び外務大臣の外国訪問期間中の 24 時間体制の徹底により，対応することができた。

外務大臣の地方訪問（「地方を世界へ」プロジェクト），国際会議（国際女性会議 WAW！）においては，他のソーシャルメディアアカウントにおいて先に発信された関連投稿を外務省公式アカウントにて拡散させることで，ソーシャルメディアの特性を生かした情報発信に取り組んだ。また，外務大臣の海外訪問の際には，会談等の概要の発信に先立ち，ツイッターにおいて英語タイトル及び写真の

みを発信する取組を開始し，英語での情報発信の迅速化を進めた。（29 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

【測定指標３－４　外務省ホームページ等へのアクセス件数（ページビュー数）の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計】

28 年度

アクセス数の合計が，2.1 億件を超えた。Ｇ７広島外相会合，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICAD VI 等我が国が主催する大規模会議が開催され，これらの会議は国内外からの注目が高かったことから，会議概要等を迅速に掲載したことで，アクセス増につながった。外務省英語ページのアクセス増に関しては，トップページの掲載案件を増加させ，更新頻度を増やしたこと，及びより見やすくするためにインデックスページ等をリニューアルしたことが効果的だった。（28 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

29 年度

外務省ホームページについては，28 年度のＧ７伊勢志摩サミット等のような我が国で主催する大規模国際行事は少なかったものの，総理大臣及び外務大臣の海外出張においてこれまで以上に迅速なホームページ掲載作業を徹底したこと，在外公館ホームページについては，トップページデザイン改善に伴い，アクセスが増加した結果，全体として 28 年度実績を上回るアクセス数を確保することができた。外務省ホームページ英語版での発信については翻訳内容の迅速な確認に努めたこと，トップページ写真コーナーを積極的に活用したことで 28 年度並みのアクセス数を得ることができた。

公式フェイスブック及び公式ツイッターにおいて 29 年度実績値が得られた要因としては，公式アカウントにおいても，フォロワーが関心を持ちそうな案件につき，動画・写真を多用した投稿をする等の工夫のほか，前述のとおり，英語発信の迅速化を行ったことが，多くのユーザーの閲覧につながったと考えられる。（29 年度：IT を利用した広報基盤整備（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

近年のソーシャルメディアの利用拡大やスマートフォンの普及など，情報の入手手段の多様化・高度化を受け，インターネットを利用した情報発信の重要性はより一層増大しており，日本の外交政策についての正確な情報を，ウェブサイトやソーシャルメディアで内外の幅広い層に発信することが不可欠になっている。様々なメディアのそれぞれの特長を生かして，引き続き迅速・正確かつ分かりやすい情報発信を実施することが必要である。特に，情報発信のスピード感を重視し，ツイッターを始めとするソーシャルメディアの活用，外務省ホームページとの連携強化を図りつつ，迅速な発信に努めていく。

上記のとおりインターネットを通じ，日本の外交政策に対する国の内外の理解を促進するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

３－１　IT 広報手段の強化，多様化

外務省ホームページにすでに掲載されている一部ページ群をリニューアルし，閲覧者がより見やすく分かりやすい構成とする特設ページの設置に取り組む。

現在，外務省ホームページ掲載と外務省公式ソーシャルメディアアカウントとの間に自動連携システムを構築してあるところ，そのスピードアップを図るとともに，自動連携で投稿文を掲載できるようにし，ホームページとソーシャルメディアの連携を強化していく。

３－２　IT 広報システムの強化

近年，サイバーセキュリティを取り巻く環境は激化し，サイバー攻撃の手法も巧妙化している。また，32 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が実施され，同大会に伴うサイバー攻撃の脅威の高まりなどに引き続き備える必要がある。

こうした状況において，外務省ホームページの国民等利用者に対して，より一層の安心・安全な閲覧環境を提供するため，31 年度に運用を終了する外務省ホームページ及びその関連システムの後継システムを調達・構築する必要がある。30 年度に調達業者を決定し，30 年度の業者決定後から 31 年度にかけて構築し，31 年度末に運用を開始する。

31 年度の改元（年号の変更）に備え，システムへの影響がないように準備を実施する。

また,「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版)」（総務省作成）を踏まえ，外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を引き続き行う。

３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

領土保全ページの充実化や政策広報動画など，日本に対する正しい理解を促すための発信を行うことは，今後とも重要である。領土保全関連情報については，交渉の進展状況やその他状況の変化を捉え，時宜にかなったコンテンツを引き続き発信していく。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，観光客誘致に資する地方の魅力に関する情報を，特にソーシャルメディアを活用して行っていく。

IT 広報において，タイムリーな情報の発信は依然重要であるので，特に外務大臣の外国訪問に伴うソーシャルメディアでの迅速発信の取組は，今後も続けていく。

３－４　外務省ホームページ等へのアクセス件数（ページビュー数）の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計

ホームページのアクセス数（ページビュー数）及びソーシャルメディアの閲覧回数は，当省が行う IT 広報の効果・成果を客観的に把握できる重要な指標であるので，今後も目標値とし，29 年度実績値を上回る水準を目指すものとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ(日本語)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj)
・外務省ホームページ(英語)
(https://www.mofa.go.jp)
・外務省ホームページ(携帯版・日本語)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/m)
・外務省ホームページ(携帯版・英語)
(http://www3.mofa.go.jp/mobile)
・在外公館ホームページ一覧
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html)
・外務省フェイスブック(日本語・英語)
・外務省ツイッター(日本語・英語)

個別分野４　国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図るため，（１）文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進，（２）大型文化事業の実施（周年事業），（３）人物交流事業の実施を行う。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，（３）においては特にスポーツ分野での人的交流の活性化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標４－１　文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進　＊

中期目標（--年度）

文化事業等の実施により，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図る。

国際交流基金を通じて「文化の WA プロジェクト」（注）を 32 年度まで着実に実施することで，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，日本とアジア諸国との双方向の文化交流を強化・促進する。

また，28 年５月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム2018」について，事務局である国際交流基金を通じ，地方の魅力を発信し，インバウンド観光の促進，和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮しつつ，事業を着実に実施する。

（注）25 年 12 月，日・ASEAN 特別首脳会議において，安倍内閣総理大臣から発表した，32 年までの７年間を目処とする新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」。

28 年度

年度目標

１　在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業実施，日本語の普及，海外日本研究の促進を行い各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

（１）在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して実施する。

・スポーツ関連事業
・日本語関連事業
・日本研究拠点・日本語教育拠点との連携強化関連事業
・大規模イベント活用事業
・地方の魅力発信事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

（２）国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した，外交政策に基づき，特に以下の事業を優先して実施する。

・「文化の WA」プロジェクト
・放送コンテンツ事業

２　第 10 回国際漫画賞を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　在外公館や国際交流基金による文化事業等を通じて，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を促進した。

（１）在外公館文化事業

スポーツ関連事業，日本の祭り関連事業，日本食紹介関連事業等を優先的に実施した。具体的には，ザンビアにおける空手大会（６月，スポーツ関連事業），第 28 回全カナダ日本語弁論大会（29年３月，日本語関連事業），第６回長春日中大学生文化祭（６月，日本研究拠点・日本語教育拠点との連携強化関連事業），アテネでのポップカルチャーイベントにおける日本マンガ展（４月，大規模イベント活用事業），サンフランシスコにおける琉球伝統芸能パフォーマンス（７月，地方の

魅力発信事業），スペインにおけるバルセロナ夏祭り（６月，日本の祭り関連事業），日ボツワナ外交関係樹立 50 周年記念事業として実施したボツワナでの和太鼓公演（８月，周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業），ブラジルにおける和食器を通じた和食レクデモ（10 月，和食を通じた日本の魅力紹介事業）等，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

なお，自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（平成 28 年 12 月 14 日）において，定量的目標を厳格に定めるべきとされたこともあり，在外公館文化事業についての事業評価（測定指標４－４）の評価要素に成果指標の追加を検討し，29 年度から対日理解度（80%以上），初参加率の平均（30%以上）の２指標を含めることを決定した。

（２）国際交流基金事業

ア　日本語教育支援事業と双方向の芸術文化交流事業の２本柱からなる「文化の WA」プロジェクトを 27 年度に引き続き着実に実施した。“日本語パートナーズ”派遣事業（注）では，28 年度までに 12 の国・地域，634 人を派遣した（28 年度は 364 人派遣）。双方向の芸術文化交流事業においては，東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業や防災教育を通じた若者リーダー交流事業等を展開し，2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向け，日 ASEAN の絆を強化することができた。

（注）「文化の WA プロジェクト」の中核事業として，26 年度より，ASEAN 諸国等における日本語教育支援を目的として実施している事業。32 年までの７年間で 3,000 人以上のシニア・学生等の人材を，現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣するもので，日本語パートナーは，現地の高校などで，現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり，日本語教育を支援するとともに，派遣先校の生徒や地域住民への日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。

イ　27 年度に引き続き，放送コンテンツ事業にて，商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国を中心に，対日理解促進，親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施した。120 の国・地域，155 テレビ局に対して 1,734 番組を提供済み（28 年度は新たに 117 の国・地域，141 テレビ局に対して 1,601 番組を提供）であり，今後随時各国での放送が開始される。

ウ　27 年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて，日本語教育事業について，評価システムを検討すべきとされたことを受け，また，自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言において，定量的目標を厳格に定めるべきとされたこと等もあり，より客観的かつ定量的な成果の測定のため，達成すべき業務運営の目標として外務大臣が定めた，29 年度から始まる国際交流基金の第４期中期目標において，従来から実施しているアンケート調査に加え，文化芸術交流事業において，公演・展覧会・映画上映の来場者数の目標を設定すること，日本語関連事業において主要国の日本語教師数，日本語教育実施機関数等の目標を設定すること，及び日本研究・知的交流事業において，日本研究フェローシップ受給後の博士論文フェローの博士学位取得率の目標を設定することを検討し，29 年度からの多面的な成果指標の導入を決定した。

２　日本国際漫画賞の実施

海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流に貢献した漫画家を顕彰することを目的に第 10 回日本国際漫画賞を実施し，世界 55 の国と地域から 296 作品の応募があった。また，28 年は第 10 回の節目の年であるため，授賞式に先立ち，記念シンポジウムを開催し，基調講演とパネルディスカッションを実施した。基調講演では，里中満智子審査委員長（漫画家）から「日本国際漫画賞の歩み」と題して日本の漫画の歴史や日本国際漫画賞の歴代の最優秀賞作品を紹介した。パネルディスカッションでは，藤本由香里明治大学国際日本学部教授をコーディネーターとして，「日本国際漫画賞が目指すもの～世界の中で MANGA とは？～」をテーマに，フレデリック・L・ショット氏（作家・翻訳家），吉田さをり氏（有識者），倉田よしみ氏（漫画家）が，海外での漫画をめぐる状況について活発に議論した。

29 年度

年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進を行い，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

１　在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して実施する。

・スポーツ関連事業

・日本語関連事業
・若年層を対象とした親日層開拓事業
・日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
・地方の魅力発信事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

２　国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した，外交政策に基づき，特に以下の事業を優先して実施する。

・「文化の WA」プロジェクト

（１）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

29 年度においても，引き続き，地方自治体等との連携及び広報の強化による本件事業への応募者拡大に努め，“日本語パートナーズ”長期派遣については 320 名程度の新規派遣を行うとともに，50 名程度の短期派遣，230 名程度の大学連携派遣により，計 600 名程度の新規派遣を行う。

（２）双方向の芸術・文化交流事業の実施

各国文化紹介，情報提供事業及び市民交流事業については，29 年度において，「ふれあいの場」の運営や，防災・多文化共生といった各国共通のテーマを通じた交流を行うなど，下記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて計 200 件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業については，29 年度において，アジア各国からの文化人招へい，文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業を行うなど，上記「各国文化紹介・情報提供事業，及び市民交流事業」と合わせて計 200 件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業については，29 年度において，上記目標の達成に向けて，32 年を見据えて取り組む大規模協働事業を実施・支援するとともに，地方と連携した事業の推進によりアジア各国との交流のプラットフォーム強化を進め，計 200 件以上の事業を実施・支援する。

・「ジャポニスム 2018」

30 年にパリを中心に開催が予定されている「ジャポニスム 2018」に向け，着実に準備を行う。具体的には，事務局運営及び日仏の関係府省庁・関係機関・関係者と連携・調整しつつ，展覧会・舞台公演・映像・生活文化他様々な分野における諸事業の企画・立案・準備に取り組み，また，それらの準備段階から，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へのつながりを意識しつつ，広報を通じて「ジャポニスム 2018」について広く周知するとともに，機運の醸成に努める。

・放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア，大洋州，中南米，中東，東欧，アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供・放送し，対日理解，日本理解の増進を図る。計 54 か国以上，延べ 500 番組以上の放送達成を目標とする。

施策の進捗状況・実績

１　在外公館文化事業

在外公館による文化事業等では，スポーツ関連事業，日本の祭り関連事業，和食を通じた日本の魅力紹介事業等を優先的に実施した。具体的には，中国における日中国交正常化 45 周年総領事杯青島国際学生柔道選手権（11 月，スポーツ関連事業），韓国における第６回全国高校生日本語スピーチ大会（６月，日本語関連事業），スペインにおけるアンダルシア日本文化月間（９月～12 月，若年層を対象とした親日層開拓事業），国連代表部における平和をテーマとした各種公演事業である「Peace is...」（４月～30 年１月，日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業），スリランカ阿波踊り公演及び徳島プロモーション（30 年１月，地方の魅力発信事業），カナダにおける Ottawa Welcomes the World（10 月，日本の祭り関連事業），日アルメニア外交樹立 25 周年記念和太鼓公演（11 月，周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業），インドにおける日本酒・和食紹介とレクチャー・デモンストレーション（11 月，和食を通じた日本の魅力紹介事業）等，各分野の事業を世界各国で実施。アンケート調査の結果，事業を通じて対日理解度が深まったと回答した者の割合が 93%，在外公館文化事業に初めて参加した者の割合が 60%に達する等，各種事業を通じて，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に寄与した。

２　国際交流基金事業

・「文化の WA」プロジェクト
（１）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施
29 年度には，埼玉県，静岡県，福岡県，国内 16 大学から候補者の推薦に関する協力を，また，北海道から事業広報に関する協力をそれぞれ得た。加えて，全国各地における 69 回の募集説明会の開催，ウェブサイト，Facebook，メールマガジンによる広報を通じて，応募者の拡大に努めた。その結果，29 年度には 12 の国・地域に 591 人を派遣した（29 年度までの累計では延べ 1,225 人を派遣）。派遣種類別では，長期派遣では 309 人，短期派遣では 69 人，大学連携派遣では 213 人をそれぞれ派遣した。
（２）双方向の芸術・文化交流事業の実施
双方向の芸術・文化交流事業においては，各国文化紹介，情報提供事業及び市民交流事業，また文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業について，チェンマイ（タイ），ホーチミン（ベトナム），ヤンゴン（ミャンマー）における「ふれあいの場」の運営や，クリエイティブな防災教育の担い手育成事業「HANDs! - Hope and Dreams Project！」等の若者リーダー交流事業を展開し，29 年度は 226 件の事業を実施・支援した。また，文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業について，国内で過去最大規模の東南アジア現代美術展「サンシャワー：東南アジアの現代美術展 1980 年代から現在まで」や，東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業等を開催したほか，各地の国際芸術祭等と連携した事業の推進によりアジア各国との交流のプラットフォーム強化を進め，計 240 件以上の事業を実施・支援した。
・「ジャポニスム 2018」
東京オリンピック・パラリンピック競技大会へのつながりも意識した地方の魅力の発信，日本産品の海外展開やインバウンド観光の更なる促進をも目指して，30 年７月からの開催に向け，展覧会・舞台公演・映像・生活文化等様々な分野において，地方の魅力を発信する企画を含め 50 を超えるジャポニスム事務局主催の公式企画の立案を行い，事業全体の広報を行い，準備に取り組んだ。準備にあたっては，ジャポニスム 2018 総合推進会議や，日仏両政府の関係機関による「日仏合同委員会」も年度中４回開催するなど，日仏の関係府省庁・関係機関・関係者が連携・協力して行った。また，事務局主催の公式企画以外に，ジャポニスム 2018 の実施に賛同する企画を広く募集し認定する「参加企画」の枠組みを整備し，申請受付・認定を開始した。
11 月には，日仏双方で記者発表会を実施し，ジャポニスム 2018 の趣旨・企画内容の紹介を行って日仏両国において広く報道された他，その後もウェブサイトを通じた広報，個別の企画の広報等を行うとともに，オープニングに向けた広報資料の準備，ウェブサイトのリニューアルや SNS の運用準備などにあたった。
・放送コンテンツ紹介事業
28 年度に引き続き，放送コンテンツ事業にて，商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に，対日理解促進，親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し，延べ 101 か国・地域で，908 番組の放送が開始された。また，放送にかかるフォローアップを入念に行い，将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして，現地市場環境及び現地テレビ局の番組購入意思等の情報収集を実施した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標（--年度）
大型文化事業の実施により，各国国民の対日理解を促進し，親日感の醸成を図る。

28 年度
年度目標
イタリア，シンガポール，ベルギー，ネパール，フィリピン及び国連における大型文化事業の実施を通し，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進，親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績
（１）イタリア

日・イタリア国交150周年を記念して，ローマ及びフィレンツェのそれぞれを代表する劇場において能楽公演を実施した（９月）。イタリアでは日本の伝統芸能は根強い人気を誇るものの，本格的な能楽公演は1990年代以降実施されておらず，いずれの公演もほぼ満席の大盛況となった。また，公演にはローマ市長やトスカーナ州副知事のほか，国会議員や閣僚経験者も多数来場し，両国国民の相互理解の増進に大きく寄与した。

（２）シンガポール

日シンガポール外交関係樹立50周年記念事業の中核事業である祭り「SJ50まつり」の中心イベントとして10月に「阿波おどり公演」を実施した。阿波おどりの本場である徳島のほか高円寺（東京）のプロの踊り手を派遣し，祭り特設会場及び商業施設における公演に加え，公道におけるパレードも行った。本祭りには，シンガポールの閣僚であるテオ上級国務相を始めとする約11万人の参加を得た。シンガポール国民も参加する形で日本の祭り文化の紹介を行い，現地の主要メディア等６社で大きく報道され，またテオ上級国務相が自らのフェイスブックで発信したほか，インスタグラムで600件を越える投稿がなされる等，親密な二国間関係が周知されるとともに，日本文化の多様な魅力への理解を促進できた。

（３）ベルギー

日本・ベルギー友好150周年の記念事業として，４月に「ゲント・フローラリアにおけるいけばな公演」と12月に「吉田兄弟による津軽三味線公演」を実施した。４月の「ゲント・フローラリア」は，同国で200年以上続く５年に１度の同国を代表するイベントであり，また，28年は日本・ベルギー友好150周年を記念し，日本が名誉招待国となっていたこともあり，いけばな公演は当地主要紙や日本の新聞（６紙）でも取り上げられるなど，大きな注目を集めた。「吉田兄弟による津軽三味線公演」はテロの影響で当初予定から時期を変更して12月に実施することになったが，伝統的な津軽三味線の力強い演奏は周年事業の最後を飾る素晴らしい公演となった。国王王妃両陛下も臨席されたいけばな公演に対しては，ベルギー国民に対する日本の友情の深さの証であり大変感謝しているとの感想と謝意が寄せられた。

（４）ネパール

ネパールでは，近年，「ジャズマンドゥ」という国際ジャズフェスティバルの開催に見られるように，若者を中心にジャズへの関心が高まっており，27年のネパール大地震発生後に，ジャズ演奏家の渡辺貞夫氏が被災地を訪問したことがきっかけで，日・ネパール外交関係樹立60周年記念行事として，渡辺氏によるジャズ公演を実施した（10月）。当日は，ネパール要人をはじめ，ネパールのジャズ学校の生徒，一般市民が2,000名以上参加した。現地報道では，国営ネパール放送がコンサートの様子を放映した他，10社のネパール主要紙がコンサートについて掲載し，大きな反響があった。また，国内報道機関では，テレビ朝日が日本から渡辺氏に同行取材を行い，看板番組「ニュースステーション」で，本件公演の特集を組んだほか，BS朝日の「熱中世代」で，２週にわたり計100分以上の放映があり，反響は非常に大きかった。

（５）フィリピン

フィリピンでは，日フィリピン国交正常化60周年記念事業として「J－POP公演」を実施した（12月）。日本のアイドルグループAKB48チーム８及び日本のダンスボーカルグループSTARMARIEを派遣し，商業施設における公演及びファン・ミーティングを実施した。事業にはマニラ首都圏のタギグ市長代理や青少年交流機関代表が出席したほか，現地の若者を中心に約4,000人の参加を得た。また，視聴者約1,000万人を誇る現地のテレビ番組にも出演し，広くフィリピン国民に日本のポップカルチャーの魅力を紹介した。事業の模様は現地の主要メディア等で計10社で大きく報道され，日本文化への理解を促進することができた。

（６）国連

国連においては，日本の国連加盟60周年記念行事として，12月，「左官レクチャーデモンストレーション：土の共感」を実施した。日本から若手有名左官師を派遣し，国連本部内の土を混ぜて日本の伝統的な技法で作られた土壁に参加者が平和へのメッセージを刻むとともに，事前準備から当日までの様子をyou tubeやSNSで発信した。当日は，潘基文国連事務総長をはじめとする国連幹部（事務次長レベル以上が８名）や10か国の国連大使が参加した。潘基文事務総長が「平和」という字を刻印する様子や別所国連大使の挨拶内容等について，日本国内地上波放映を含む10件の報道がなされるとともに，国連の公式ツイッターアカウント（フォロワー820万人）や韓国，オランダ，アフガニスタンの大使によるツイッター（オランダ大使ツイッターのフォロワー数は３万人）などで二次発信が実現した。

29年度

年度目標

デンマーク，モルディブ，タイ，マレーシア及びアイルランドにおける大型文化事業の実施を通じ，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進，親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

（１）デンマーク

デンマークでは，日デンマーク外交関係樹立 150 周年記念事業として，６月に日本伝統楽器公演「箏の響き」を実施した。東京藝術大学教授で，山田流箏曲萩岡派第４代目宗家であり，文化芸術最優秀賞を含む数多くの賞を受賞している萩岡松韻氏をはじめとする 12 名の同大学所属演奏家による邦楽公演を，デンマーク王立演劇場で実施した。当日は，フレデリック皇太子殿下やメアリー皇太子妃殿下，エリザベス王女殿下をはじめ，外交団や文化人等が多数出席し，また，日本からも皇太子徳仁親王殿下が御臨席された。事業の模様はデンマーク王宮府プレスリリース及び現地王室写真週刊誌でも報道される等反響も大きく，日本文化への理解を促進することができた。

（２）モルディブ

モルディブでは，日・モルディブ外交関係樹立 50 周年記念行事として，10 月に「和太鼓公演」を実施した。日本から５名の若手和太鼓奏者を派遣し，モルディブの中心地である共和国広場で公演を行ったほか，モルディブ国営放送のテレビスタジオでも演奏を行った。モルディブ国営放送が，共和国広場・スタジオでの演奏全編を全国放送で放送したほか，モルディブの新聞・雑誌が本件事業をカラー記事で取り上げ，日本への関心を高めることに貢献した。

（３）タイ

28 年 10 月のプミポン・アドゥンヤデート国王の崩御から 29 年 10 月の同国王の葬儀までの間，同国における慶事や娯楽行事が自粛ムードとなり，葬儀後も繊細な国民感情に配慮する必要があったため大型文化事業の実施を見送った。

（４）マレーシア

日マレーシア外交関係樹立 60 周年記念事業として，首都クアラルンプール，地方都市ペナン及びイポーにおいて音楽コンサート等を実施した。具体的には，９月に，ペナン及びイポーにおいて，日本から民謡音楽家や三味線・和太鼓等和楽器演奏家を派遣し音楽コンサートを実施した。事業には，ペナン州政府の青年スポーツ・女性・家族・地域社会開発担当相や保険・公共交通・国家統合担当相ら要人を始めとする約 1,900 名が参加。事業の中で州政府要人によるスピーチも行われ，将来の良好な関係強化への決意が述べられた。また，12 月，クアラルンプールにおいて，日本から和編鐘・篠笛・和太鼓等和楽器演奏家や西洋楽器演奏家等を派遣しコンサート及びワークショップ，日本紹介ブースの設置を行った。事業では現地の文化団体との共演も組み入れ両国の友好関係を効果的に演出する工夫も行った。事業には政府関係者，文化関係者，報道関係者，学生等約 1,000 人が参加。事業の際に実施したアンケートによれば，回答した約７割の参加者が初めて大使館の事業に参加したことから，親日層の拡大につながった。

（５）アイルランド

日・アイルランド外交関係 60 周年最後の締めとして「吉田兄弟」による津軽三味線公演を 30 年３月末に首都ダブリンで１回，地方都市で２回の計３回実施した。ダブリンでは SNS による広報を行い，一般市民の日本伝統音楽への興味を喚起した。関連地方の有力紙である地方紙に事前広報を掲載することにより，三味線公演のみならず日・アイルランド外交樹立 60 周年と二国関係の重要性を地方一帯へ発信した。地方で日本の一流の文化人が本格的な演奏をすることはまれであり，日本の魅力を発信し，対日理解の促進，親日感の醸成を図った。首都公演にはマクロクリン上院議員兼アイルランド・日友好議連会長や歴代の駐日大使などの政府要人も出席した。

（６）中国

30 年１月 20 日，日中平和友好条約締結 40 周年のオープニングイベントとして，山崎まさよし氏及び竹原ピストル氏による J-POPLIVE を首都北京で実施した。公演の事前広報として，在中国大使館 SNS（フォロワー数約 80 万人）を通じ数度にわたり広報を行ったほか，他の日本関係のメディアや音楽関係のプラットフォーム等計 40 余りを通じて広報を行った結果，一般販売を行った約 550 席は公演前日に完売した。また，１月１日から 23 日までに中国のネット上に掲載された関連の報道・投稿は 1,866 件にのぼり，関連投稿中の頻出キーワードとして「期待」，「人気」，「豪華」といった言葉が挙がるなど，本事業は 40 周年の開幕イベントとして大きなアナウンスメント効果を発揮した。更に本公演の事後の効果として，本事業実施後に在中国大使館 SNS のフォロワー数が約 3,000 人増加したほか，40 周年事業に関わる協力相談が在中国大使館に多く持ち込まれるようになった。

（７）インドネシア
30 年１月，日・インドネシア外交関係樹立 60 周年を記念して，首都ジャカルタ，地方都市であるスラバヤ，デンパサール，メダン及びマカッサルにおいて，和太鼓，津軽三味線，篠笛等和楽器演奏家による巡回公演を実施した。ジャカルタにおける公演には，カッラ副大統領を始めとするインドネシア政府閣僚を含む約 5,000 人が，また，地方都市における公演においても，地方政府要人をはじめ全体で約１万人が参加した。この巡回公演を通じて，60 年に亘る両国の友好関係を周知すると同時に，日本の音楽及び和楽器の魅力を紹介することができた。参加者から「日本人音楽家の公演がすばらしかった」，「和楽器に対する理解が深まった」等，本事業に対する好意的な評価が多数寄せられた。また，多数のメディアで本事業の模様が取り上げられたことから，事業参加者のみならず広くインドネシア国民に日本の音楽及び和楽器の魅力，60 年にわたる両国の友好関係をアピールできた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標４－３　人物交流事業の実施　＊

中期目標（--年度）

人物交流を通じて，各国に親日層・知日層を形成し，ネットワークを外交活動に活用する。
2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては，特にスポーツ分野での人的交流の活性化及び，日本人の国際スポーツ界でのプレゼンス向上を図る。

28 年度

年度目標

人物交流を促進し，中・長期的な視点から各国の親日派・知日派層を形成・発展させていき，相手国との関係強化の基盤を構築するため，以下を実施する。

１　留学生交流の推進
外国人留学生在籍者数が 21 万人に，また，帰国留学生会の会員総数が 84,000 人に増加することを目標に，各種留学広報活動，帰国留学生会支援に努める。

２　招へい事業
招へい実施後の事後調査において，各々の招へいの目的の達成度を，有効回答数のうち「◎，〇」とする回答の割合を 100%に可能な限り近づける。（注）◎：達成度が特に高い，〇：相当の達成度あり，△：達成度が低い，×：達成度なし

３　JET プログラム
行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ，拡充に向けた取組を実施する。

４　スポーツ交流事業
スポーツ選手・指導者の派遣・招へい，器材輸送支援を通じて，国内競技連盟（NF）同士の関係構築を促すとともに，Sport for Tomorrow (SFT)の一層の促進を図る。また，招へい及び派遣実施後のフォローアップにおいて，効果が認められる割合を 100%に可能な限り近づける。

施策の進捗状況・実績

１　留学生交流の推進
全地域の在外公館所在地及び地方都市において日本留学説明会・フェア等を実施し，日本留学に関する広報に努めた。また，活発な帰国留学生会のある国の在外公館（16 公館）が帰国留学生と連携し，SNS 発信や母国語による留学広報冊子の作成・配布等（16 事業）を行った。これらの効果もあり，外国人留学生在籍者数が 23 万 9,000 人に達し，帰国留学生会が新たに６か国で発足し，帰国留学生会所属者数は 84,000 人を超えた。

２　招へい事業
27 年度から開始した招へい実施後の事後調査においては，戦略的招へい及び閣僚級招へいどちらも「◎，〇」の割合が 27 年度（100%）と同様に 100%となった。（注）◎：達成度が特に高い，〇：相当の達成度あり

３　JET プログラム
28 年度は 1,946 名を新規参加者として日本に招致し，全体としては 27 年度に比し 166 名増の 4,952 名が JET プログラムに参加した。11 月には JET プログラム 30 周年記念式典等を皇太子同妃両殿下の御臨席を得て関係省庁・自治体国際化協会と共に開催し，30 年の歴史と成果を振り返り，

今後プログラムを一層推進するための節目の機会とした。昭和 62 年の事業開始以降の参加国は 65 か国，参加人数は約 65,000 人（28 年末現在）となった。

４　スポーツ交流事業

スポーツ外交推進事業にて，外国人選手，指導者及びスポーツ関係者等の招へい（10 件・11 か国）と，日本人指導者の派遣（９件・８か国）を実施し，スポーツを通じた国際貢献・国際交流の促進に貢献した。派遣・招へいの各事業においては参加者に対するフォローアップを実施して達成度を測っており，高い評価を得た。外務省のスポーツ・武道担当大使は，国内競技団体からの求めに応じて，各種スポーツ関連国際団体等の選挙における日本人候補者支援のため，来日した海外スポーツ関係者に対する働きかけを行ったり，国際競技連盟幹部選挙支援における在外公館レセプションの開催要請，国際競技大会における各種対応を行った。

29 年度

年度目標

人物交流を促進し，中・長期的観点から，海外の親日層・知日層を活用して各国との関係強化を図るため，以下の事業を実施する。

１　留学生交流

外国人留学生在籍者数が 26 万人に，また，帰国留学生会の会員総数が 85,000 人に増加することを目標に，各種留学広報活動，帰国留学生会支援に努める。

２　招へい事業

招へい実施後の事後調査において，「達成した」と回答する割合（「◎，〇」の割合）を前年度並み（100%）とするよう努める。（注）◎：達成度が特に高い，〇：相当の達成度あり，△：達成度が低い，×：達成度なし

３　JET プログラム

行政事業レビュー公開プロセスの提言を受けて，引き続き応募者数増加を目指すとともに，非英語圏国及びスポーツ交流員（SEA）の招致者数の増加を図り，JET プログラムの一層の拡充を図る。

４　スポーツ交流

（１）スポーツ選手・指導者等の派遣，招へい及び器材輸送支援を通じて，スポーツ外交を推進し，親日派・知日派を育成するとともに， 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた Sport for Tomorrow (SFT)の一層の促進を図る。

（２）派遣及び招へい事業実施後のフォローアップにて事業の達成度を確認し，より効果が認められるプログラムを継続する。

（３）29 年度に予定されている卓球やウェイトリフティング等の国際競技連盟役員選挙における日本人の当選に向け，側面支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

１　留学生交流

世界各地，特に中国，韓国，ASEAN 諸国を中心とするアジアにおいて日本留学説明会・フェア等を実施し，日本留学に関する広報に努めた。また，在外公館が帰国留学生と協力して，SNS で留学情報を発信したことや，留学説明会，留学成果報告会等の機会に現地語で日本留学の魅力を帰国留学生から説明してもらう等した。これらの効果もあり，外国人留学生在籍者数が 26 万 7,000 人に達し，帰国留学生会が新たに７か国で発足した。帰国留学生会所属者数については，集計対象とする帰国留学生会を精査し，日本の留学先の大学毎の同窓会を対象外としたことから，81,360 人となった。

２　招へい事業

招へい実施後の実施主管課による事後調査においては，戦略的招へい及び閣僚級招へいどちらも「◎，〇」の割合が 28 年度（100%）と同様に 100%となった。

（注）◎：達成度が特に高い，〇：相当の達成度あり。

３　JET プログラムでは在外公館を通じて募集･選考等を着実に実施し，自治体の要望に応じて新規に 1,906 名の参加者を招致した。29 年度の参加者数は 28 年度より 211 名多い 5,163 人となり，事業開始以来の参加人数は６万６千人を超えた（29 年末現在）。非英語圏としては新たに２か国（クロアチア及びセーシェル）からの招致が実現し，スポーツ交流員（SEA）の参加者数は 28 年より微増（６人→８人）となった。

４　スポーツ交流事業

（１）スポーツ外交推進事業にて，外国人選手・指導者及びスポーツ関係者等の招へい（15 件・14

か国）と，日本人指導者の派遣（６件・６ヶ国）を実施した他，器材供与支援や在外公館レセプションの実施をもってスポーツを通じた国際貢献・国際交流の促進に貢献した。例えば，31 年に相撲の国際大会を開催する米国から，相撲の選手・指導者計５名を招へいし，稽古への参加以外にも土俵の作り方や会場設営，運営のノウハウを指導するなど，日本の伝統競技の普及の観点でも交流を実施した。

（２）派遣・招へいの各事業においては参加者に対するフォローアップを実施して満足度を測っており，離日時に実施している滞在アンケートでは，ほとんどが５段階の４以上（素晴らしい・非常に素晴らしい）と回答しており，貴重な経験になったとの回答が多いなど，高い満足度を得た。

（３）国際ウェイトリフティング連盟（IWF）の理事選挙では，IWF 役員を日本に招へいし，日本ウェイトリフティング協会会長を始めとした協会関係者及び東京大会組織委員会関係者との意見交換や，ジュニア世界選手権の視察，2020 年東京大会の会場視察を行うことで，日本の活動や準備状況をアピールし，三宅会長が IWF 理事に当選したほか，在外公館レセプションで，東京大会の準備状況や会場を紹介しつつ，成田日本カヌー連盟会長がカヌー競技の成功のために尽力していることをアピールした結果，成田会長は関係者から支援され，満票にてアジアカヌー連盟会長に再選した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標４－４　在外公館文化事業についての事業評価

注：本測定指標の②及び③は 29 年度から新たに設定したもの。

①在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ（注１）の事業の割合 (注１)A：効果が特に大，B：相当の効果あり，C：効果が少ない，D：効果がなく今回限りとする ②対日理解度 Ａ及びＢ（注２）のアンケート実施総件数に対する割合 (注２)A：関心や理解が深まった，B：関心や理解が少し深まった，C：関心や理解はあまり深まらなかった，D：関心や理解が無くなった，E：変化はなかった ③初参加率 初参加者の割合	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	①Ａ評価・Ｂ評価併せて 95%以上	①98%（967 件（注３））	①Ａ及びＢ評価の総数が総事業件数の 95%以上 ②Ａ及びＢ評価の総数がアンケート実施総件数の 80%以上 ③初参加率の平均が 30%以上	①99%（859 件） ②93% ③60%	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

（注３）29 年度から事業件数の数え方を変更。28 年度の事業件数も 29 年度の方法に従った数値。

評価結果（個別分野４）

施策の分析

【測定指標４－１　文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進】

28 年度

28 年度は，在外公館や国際交流基金を通じて，日本の祭りやスポーツ関連事業等，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業を実施することができた。対日理解の促進・親日感の醸成には継続した取組が必要であるが，特に有効性・効率性が高かった取組は以下のとおり。

ア　日本の祭り関連事業

６月，在バルセロナ総領事館は，現地在住の日本人有志を中心とする「夏祭り」実行委員会との共催により，「バルセロナ夏祭り」において「どんがら」和太鼓公演を実施した。夏祭り全体では約２万人が参加し，1,000 人以上が和太鼓公演を鑑賞，「バルセロナ音頭」をはじめとする盆踊り

に参加し，現地メディアによる報道は 35 件にのぼり，日本の伝統芸能や日本文化の魅力を効果的に発信することができた。

本「夏祭り」は 25 年の日スペイン交流年に「日本の祭りを紹介する」というコンセプトで始まり，今回で４回目の開催となるもので，バルセロナ市や現地日本企業の協力も得て，日本の祭りイベントとして定着しつつあり，現地における対日関心・対日理解の向上に大きく寄与している。（28 年度：海外における文化事業等（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

イ　スポーツ関連事業

「Sport for Tomorrow」（SFT）の一環として，６月，在ザンビア大使館とザンビア格闘技連盟の共催により，「空手日本大使杯」を開催した。ザンビア空手５流派から約 200 名の選手が参加し，表彰式にはザンビア青年スポーツ省次官が出席。国営放送 ZNBC でも大会の様子が放映され，日本文化に接する機会が限られているザンビアにおいて，スポーツを通じて対日理解を深める機会となった。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

ウ　和食を通じた日本の魅力紹介事業

10 月，在サンパウロ総領事館は，アジア・ジャパン・フードショーにおいて，「和食器」の観点から和食を紹介するレクチャー及びデモンストレーションを実施し，約 1,000 人が参加した。それぞれの和食にあった正しい和食器の使い方・形状の背景等を説明することにより，食材や料理そのものだけでなく，より広い意味で正しい和食文化を紹介する機会となった。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

また，10 月，在スウェーデン大使館は，大使公邸に現地レストラン関係者，酒類販売関係者，メディア関係者等を招待して，和食と東北産日本酒に関する講演会を実施し，また，福島県の酒蔵の杜氏の参加を得て，東北産日本酒を提供するとともに，東北観光ブースを設けて震災後の東北の復興をアピールした。本事業は，現地における親日層の拡大や和食・日本酒の普及に寄与するとともに，東北復興に対する理解の促進や東北観光の促進にも寄与する事業となった。なお，本事業実施後には，早速福島県産のスパークリング日本酒の注文が入る等の実績につながった。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

エ　文化の WA プロジェクト

（ア）日本語パートナーズ派遣事業

ASEAN 諸国をはじめとするアジア地域における日本語教育支援のため，国際交流基金を通じて現地の日本語教師のパートナーとして，28 年度までに 12 の国・地域に対し，延べ 634 人を派遣した。28 年度末までに帰国した 556 人が，東南アジアの高校等延べ 718 校において約 21 万２千人の生徒たちを指導し，日本語教育を窓口に草の根レベルで日本への関心を喚起したことは，対日理解の促進及び親日感の醸成を図る上で効果的だった。（28 年度：アジア文化交流強化事業（達成手段③））

（イ）双方向の芸術文化交流事業

東京国際映画祭との連携によりアジア各国より映画関係者を 28 年度までに 307 人招へいし，更なる交流促進に寄与したほか，アジア３か国の監督によりオムニバス製作された映画が東京国際映画祭 2016 にて上映された。

28 年度末までに 1,059 件の事業に 219 万人以上が主催及び助成事業に参加し，アジア諸国との双方向の交流を促進・強化した。（28 年度：アジア文化交流強化事業（達成手段③））

オ　日本国際漫画賞の実施

エストニア，クウェート，コンゴ民主共和国及びパナマの４か国から初めて作品の応募があり，応募国・地域数は過去最多となるなど，漫画を通じた文化外交の裾野が広がっていることを確認できた。また，28 年度は，第 10 回の節目の年であることから記念シンポジウムを実施し，日本の漫画について活発な議論が行われたことは，対日理解の促進及び親日感の醸成を図る上で効果的だった。同行事を通して，漫画は日本への興味・関心・親近感を深めるための今後とも有効なツールの一つであることが確認できたことも有益であった。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

29 年度

在外公館や国際交流基金を通じて，日本の祭りやスポーツ関連事業等，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業を実施することができた。対日理解の促進・親日感の醸成には継続した取組が必要であるが，特に有効性・効率性が高かった取組は以下のとおり。

ア　日本の祭り関連事業

10 月，在カナダ大使館は，カナダ建国 150 周年記念事業「Ottawa Welcomes the World」に 75 以上の他国大使館とともに参加し，日本文化を紹介するステージ公演（和太鼓公演，武道デモンスト

レーション，コスプレ等），コミュニティーブース（生け花，かるた，俳句，折り紙，書道，盆栽等），企業ブース・展示等を「日本祭り」として実施。事業当日は雷雨や暴風雨が続く悪天候であったにもかかわらず，想定していた5,000人を大幅に上回る約8,600人が参加。参加者アンケートでも，ほぼ100%が対日関心・理解が深まったと回答したほか，90%が日本に対して好感を持つようになったと回答。参加者からは，他国大使館が開催したフェスティバルに比べて，日本祭りの内容が最も充実しており，クオリティーも高いとの評価が得られる等，現地における対日理解・対日関心の促進に大きく寄与するとともに，我が国のプレゼンス強化にも寄与した。（29年度：海外における文化事業等（達成手段①））

イ　スポーツ関連事業

11月，在青島総領事館は，日中国交正常化45周年及び日本政府草の根文化無償資金協力によって設立された青島日中友好柔道館開館10周年の機会を捉え，山下泰裕・全日本柔道連盟会長等を講師に迎えて柔道に関する公開座談会・模範演技，総領事杯青島国際学生柔道選手権，大学等における柔道レクチャー・デモンストレーション等を一連のシリーズ事業として実施。地方都市での開催にもかかわらず，約850人が参加し，中国中央テレビ（CCTV）や青島テレビ局等，複数のメディアで取り上げられた。参加者アンケートでは，ほぼ100%が対日関心・理解が深まったと回答したほか，96%が日本語の学習意欲が高まったと回答する等，スポーツを通じて対日理解・対日関心を深める機会となったほか，2020年東京オリンピック・パラリンピックへの機運醸成につながった。（29年度：海外における文化事業等（達成手段①））

ウ　和食を通じた日本の魅力紹介事業

11月，急速な経済発展を背景に日本食への関心が高まりつつあるインドにおいて，在インド大使館がインド政府関係者・経済関係者等の現地有力者や，現地バイヤー・レストラン等事業関係者を対象に，日本の日本酒蔵元５社の協力を得て，日本酒・和食のレクチャー・デモンストレーションを実施。参加者アンケートでは，93%が対日関心・理解が深まったと回答したほか，インド経済関係者から，日本酒の普及及び販路拡大に向けて前向きに検討したい旨のコメントが寄せられた。また，各商談ブースでは，酒蔵と熱心に商談を行う姿が見られ，サンプル商品の輸出につながる等の成果も得られた。（29年度：海外における文化事業等（達成手段①））

エ　文化のWAプロジェクト

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業

ASEAN諸国をはじめとするアジア地域における日本語教育支援のため，日本語パートナーズを591人，12の国・地域の492機関へ派遣した（29年度末までに延べ1,225人を派遣）。特に，地方自治体及び国内大学との候補者募集に関する連携や，地方都市における募集説明会の開催，ウェブサイト等を通じた広報に努めた結果，29年度は，28年度の364人に比して約1.6倍の派遣人数を達成した。また，29年度末までに帰国した596人の受入校を対象に実施した調査によれば，日本語パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数は合計42万人と，国際交流基金第４期中期目標で定めた目標値である26及び27年度の実績平均値の4.0倍を達成しており，日本語教育支援，対日理解の促進及び親日感の醸成に貢献した。（29年度：アジア文化交流強化事業（達成手段③））

（イ）双方向の芸術文化交流事業

映画，美術，ダンス，音楽，スポーツ，市民交流，知的交流等の分野で日本とアジア諸国を繋ぐネットワークを拡大するための各種交流事業を展開。特に映画の分野では，東京国際映画祭と連携して，東南アジア映画の特集上映，アジア各国から関係者63名の招へいを行ったほか，アジア３か国の監督によるオムニバス映画共同製作の第２弾を開始するなど，ネットワーク形成を促進・強化できた。ASEAN50周年記念事業としての「サンシャワー展」では10か国より86組の現代芸術家の参加を得，35万人を動員することができたほか，インスタグラムの投稿数が２万件を超えるなどSNS上で大きな反響があり，ASEAN諸国を主対象とするアジアと日本との文化交流を強化することができた。29年度末までに1,525件の事業に360万人以上が主催及び助成事業に参加し，アジア諸国との双方向の交流を促進・強化しており，基金の長年の知見を生かした一過性の事業ではない継続的実施，今までにない大規模な双方向交流の実施は，29年５月の日越外相会談や29年11月の日・ASEAN首脳会議の際など，ASEAN諸国とのハイレベル会談においてたびたび言及・評価されている。（29年度：アジア文化交流強化事業（達成手段③））

オ「ジャポニスム2018」

公式企画については，日本側の関係政府機関等と協力しつつ，フランス側カウンターパートとなる各文化施設とも緊密に連携を保ち，準備期間が極めて短い中で着実に準備を進めることができた。また，事務局主催の「公式企画」以外に，ジャポニスム2018の実施に賛同する企画を広く募

集し認定する「参加企画」の枠組みを整備し，申請受付・認定を開始し，すでに 10 件以上の申請受付を実施した。

また，広報についても，11 月には，日仏双方で記者発表会を実施し，その後もウェブサイトや SNS を通じた広報に努め，日仏双方で多くの報道がなされた（本格的に広報を開始して以降，各種メディアでの報道件数は日：約 500 件以上，仏：約 30 件以上）。引き続き，事業の着実な実施に努めつつ，日仏両国での広報を行っていくことが重要。（29 年度：独立行政法人国際交流基金運営費交付金（達成手段②））

カ　放送コンテンツ紹介事業

対日理解促進，親日感醸成を目的とし，放送コンテンツという媒体を用いることにより，一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持すべく，継続的に日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し続けることで，延べ 101 か国・地域で，908 番組の放送を実施し，例えばキューバにおいて，目上の人を尊重する姿勢や家族を大切にする姿勢を始め日本文化を非常に良く反映していると評されたドラマでは，40%を超える視聴者率を獲得するなど，日本文化へのアクセスが困難な国・地域において爆発的な日本ファンを獲得した。

加えて，商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に，現地で提供番組ごとにフォローアップすることで，日本のコンテンツホルダー（注）にとって，現地におけるニーズ把握の足がかりとなる番組提供実績，将来的な市場進出に必要不可欠な放送条件及び将来的な有償供与に繋げる現地放送局の意向等を調査・収集した。さらに，それらの情報を，日本のコンテンツホルダーに対して日々提供するのみならず，日本全国各地で１か月間集中的に説明会を行うことで，日本のコンテンツホルダー175 社延べ 225 人に対し情報を提供し，将来的に現地で日本のテレビ番組が商業的に放送されることを狙った効果的な先行マーケティング及びその結果の還元を実践した。引き続き，対日理解の促進，親日感醸成を目的とし，途切れることなく事業を行い，先行マーケティングとしての貢献をすることが重要。（29 年度：独立行政法人国際交流基金運営費交付金（達成手段②））

（注）提供するテレビ番組等の著作権を保持・所有する個人及び法人等。

【測定指標４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施】

28 年度

28 年度は，イタリア，シンガポール，ベルギー，ネパール，フィリピン及び国連における大型文化事業の実施を通し，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進，親日感の醸成を図ることができた。引き続き取組が必要であるが，特に有効性・効率性が高かった取組は以下のとおり。

ア　イタリア

ローマ及びフィレンツェのそれぞれを代表する劇場において能楽公演を実施し，日本文化の効果的な発信と，両国文化交流の一層の活発化及び両国国民の相互理解の増進に寄与するとともに，イタリア政府関係者や各界要人との協力関係の強化にも資するものとなった。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

イ　シンガポール

日本大使館を始めとする政府関係機関及び日本人会等，日本の官民を挙げてオールジャパンで記念事業に取り組んだことから，両国の外交関係樹立 50 周年を日本が盛大に祝う姿勢を示すことができた。また，シンガポール国民が阿波おどりを体験できるよう工夫したため，閣僚である上級国務相自らがフェイスブックで発信したことを始め，一般国民がフェイスブックやインスタグラムで，阿波おどりを初めて見た感動や踊りの素晴らしさについて高く評価し，非常に多く発信されたことは極めて効果が高かった。これは，本事業により日本文化の魅力を十分にシンガポール国民に発信できた証左であると評価できる。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

ウ　ベルギー

28 年３月に発生したテロの影響で，多くの人が集まる大型の文化行事の開催そのものを検討する必要が生じ，変更を余儀なくされた面はあったが，４月のいけばな公演はテロから間もない時期にも拘わらず，日本の著名ないけばな流派がベルギーを訪問し，素晴らしい芸術作品展示と公演を行ったことに高い評価と深い感謝の意が寄せられた。また，同じく吉田兄弟による津軽三味線公演も，時期をずらしてでも開催されたことに感動と感謝が多く寄せられるなど，日本とベルギーの友好関係の進展に資する素晴らしい公演となり，親日感の醸成に寄与した。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

エ　ネパール

渡辺貞夫氏は，世界の「ナベサダ」と評されるように，世界の舞台で活躍し，世界の要人のファ

ンも多い（４月には，オバマ大統領のホストによりホワイトハウスで演奏，５月にはボツワナ大統領の招待によりボツワナにてボツワナ独立 50 周年記念コンサートを開催）。そうした抜群の知名度と名声を活かした同氏によるジャズ公演を通じて日本のプレゼンスを大きく示すことができた。また，本件公演は，ネパールの国民的な曲「レッサム・フィリリ」を演奏する渡辺氏の姿に涙を流すネパール人が多数見られた等，日本とネパールの絆を示す象徴的なものとなり，親日感の醸成に寄与した。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

オ　フィリピン

フィリピン国民の平均年齢が若いことから，特に若者をターゲットにした J-POP 公演を企画したが，事業参加者の多数から，AKB48 の公演を初めて体験した感動や日本文化を体験するための更なるイベントの開催を求める声が寄せられる等，非常に高い評価が得られた。フィリピンでは，今後 AKB48 の姉妹グループである MNL48 の立ち上げが予定されていることから，本件公演は，日本文化，特にポップカルチャーの魅力の発信に非常にタイミングが良く，効果的な事業であったと評価できる。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

カ　国連

国連における大型文化事業「左官レクチャーデモンストレーション：土の共感」においては，国連の土を材料として混ぜて「地球の土を共有するように宗教や民族の違いも乗り越えていける」とのメッセージを発信しつつ，参加者が平和のメッセージを土壁に刻む双方向交流の事業とすることで，国連加盟後 60 年の日本の平和への貢献とポジティブなイメージを印象的に発信できた。また，国連広報局への早い段階からの根回しにより，同広報局による事前事後の広報を実現させたほか，参加大使他による二次発信が行われたことは，国際機関の高い発信力を効果的に活かして対日理解の増進を図ることができた。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

29 年度

29 年度は，タイについては，国王の崩御という国の状況から，大型文化事業の実施を見送らざるを得なかったが，年度目標に掲げていたデンマーク，モルディブ，マレーシア及びアイルランドに加え，中国及びインドネシアにおいても大型文化事業を実施し，同事業を通じ，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進，親日感の醸成を図ることができた。引き続き取組が必要であるが，特に有効性・効率性が高かった取組は以下のとおり。

ア　デンマーク

デンマークにおいて実施した大型文化事業「箏の響き」では，デンマークのフレデリック皇太子同妃両殿下を始めとする極めてハイレベルな参加者を得ることができた。それに伴い各種メディアの高い注目を集めることとなり，大きな広報効果を得ることができた。当地では通常まず聞くことができない箏を中心として公演を行ったことで，高い広報効果を得ることができ，事後のアンケートでも参加者から箏の音色を高く評価するコメントが数多く見られた。また，事業実施に当たっては，日本人会やデンマーク・日本協会等日本関連団体からの協力を得て多くの参加者を得ることが出来たが，結果的にこれら日本関連団体との連携を強化することにもつながった。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

イ　モルディブ

モルディブの平均年齢は若いことから（モルディブ国民の 58.8%が 29 歳以下），国民の間で日本のアニメは人気があっても，日本の伝統文化に触れる機会がなかった。日・モルディブ外交関係樹立 50 周年を機会に，日本の伝統文化である和太鼓公演を実施できたことで，新しい日本の側面を紹介することができた。更に，モルディブでは，28 年１月に在モルディブ大使館を開設したばかりということもあり，日本への関心は必ずしも高くなかったが，大型文化事業を実施したことで，現地プレスでも大きく報道され，高い波及効果が得られたことから，日本への関心が高まるとともに，モルディブにおける我が国プレゼンスの促進に貢献し，日本外交を展開する上での環境整備にも寄与できた。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

ウ　マレーシア

日マレーシア外交関係樹立 60 周年記念し，首都クアラルンプール，地方都市ペナン及びイポーにおいて邦楽を中心とした音楽祭を実施したが，日本の音楽の紹介という目的の達成だけでなく，クアラルンプールにおける事業では，アンケートに回答した参加者の約７割が大使館の事業に初めて参加したことから，新たな親日層の拡大に効果的だった。また，ペナン及びイポーにおける事業については，出席した州政府高官がスピーチにおいて良好な二国間関係にアピールしたことから，周年を効果的に広報することができた。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

エ　アイルランド

首都１回及び地方２回の計３回の三味線公演を盛況に実施した。首都ダブリンではマクロクリン上院議員兼アイルランド・日友好議連会長，駐日大使などの政府要人が出席し，日本の伝統音楽の素晴らしさを約 380 人に体験してもらい，その成果の SNS での拡散といった効果があった。地方では新聞の紙面買い上げにより，既存の親日・知日層以外のアイルランド一般国民にも公館の事業が注目され，他の地方都市での日本文化紹介要望や地元文化人との共演希望が寄せられる等の効果があった。地方において日本の著名文化人が公演したことに関する謝辞，日・アイルランドが 60 年前から外交関係にあると初めて知った，三味線という楽器を初めて知った等，アイルランドでの新規の知日派層開拓に寄与した。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

オ　中国

30 年が日中平和友好条約締結 40 周年であったことから,首都北京で若者を主な対象とした J-POP ライブを実施し，良質な J-POP を現地で紹介した。その結果，事後にアンケートや SNS においても事業を高く評価する声が多く寄せられ，在中国大使館 SNS フォロワーが約 3,000 名増加するなど新たな親日層を獲得できただけでなく，更に多数のメディアでも好意的に報道されたことから，周年の始まりを効果的に演出することができた。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

カ　インドネシア

日・インドネシア外交関係樹立 60 周年を記念し，首都及び地方都市で和楽器公演を実施したが，副大統領を始めとする政府要人及び州政府要人等全体で約１万 5,000 人が事業に参加し，また，多数のメディアで本事業の模様が取り上げられたことから，インドネシア国民に日本の音楽及び和楽器の魅力，二国間周年に関して効果的に発信ができ，対日理解の促進に寄与した。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

【測定指標４－３　人物交流事業の実施】

28 年度

親日層・知日層の形成・発展には，今後も地道に取組を続けることが必要であるが，特に有効性・効率性が高かった具体的取組は以下のとおり。

ア　留学生交流

外国人留学生在籍者数が 23 万 9,000 人に達したこと，及び帰国留学生会が新たに６か国（ブルンジ，チュニジア，ベルギー，マケドニア，ラトビア及びベリーズ）で発足し，帰国留学生会所属者数が目標とした 84,000 人を超えたことは，親日派・知日派の形成の観点から有益だった。（28 年度：留学生交流事業（達成手段⑥））

イ　招へい事業

戦略的実務者招へいの枠組みで 165 人，閣僚級招へいの枠組みで 21 人を招へいし，ハイレベルとの有意義な意見交換や視察を行い，対日理解促進に繋がったことは，相手国との関係強化を図る上で一定の効果があった。（28 年度：戦略的実務者（STEP）招へい（達成手段④），閣僚級招へい（達成手段⑦））

ウ　JET プログラム

自治体の要望に応え，28 年度は 4,952 人の JET 参加者のプログラム参加を実現した（前年比 166 名増加）。また，28 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける，応募者数増加を図るべきとの提言を踏まえ，29 年度の招致に向けて，在外公館で説明会の開催や新聞・ウェブを通じた広報を行う等候補者の発掘に取り組み，この効果として 29 年度は，800 名以上の応募者数の増加につながったと考えられる。（28 年度：語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）（達成手段⑤））

エ　スポーツ交流事業

スポーツ庁や JOC とも連携し，日本人候補者の当選を特に後押ししていた体操，トライアスロン及びボートの各国際競技連盟選挙（IF）において，日本人が幹部に当選したことは，IF と国内競技連盟（NF）の連携及び IF からの情報収集の観点から効果が高かった。IF 幹部選挙に日本人が立候補した際，在外公館主催レセプションの開催や，国内競技団体が関係を重視する国との派遣事業や招へい事業での交流を計画的に実施したことで，相手国競技団体との関係構築に寄与し，日本人候補者の当選に結びつけることができた。当選を果たした各競技団体からも効果を認められ，他の競技団体に好事例として紹介されるなどの実績もあった。（28 年度：スポーツ外交推進事業（達成手段⑩））

29 年度

親日層・知日層の形成・発展には，今後も地道に取組を続けることが必要であるが，特に有効性・効率性が高かった具体的取組は以下のとおり。

ア　留学生交流

帰国留学生会が新たに７か国（サモア，ベネズエラ，ボリビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，ルワンダ，ジブチ及びガボン）で発足したことは，全世界における親日派・知日派の形成の観点から有益だった。帰国留学生会所属者数については，集計の対象とする帰国留学生会を精査し，日本での留学先の大学毎の同窓会を対象外としたため，目標に達しなかったが，集計対象とした各帰国留学生会の所属者数は，在外公館による名簿管理，入会呼びかけ，懇親会への招待等により順調に伸びている。（29 年度：留学生交流事業（達成手段⑥））

イ　招へい事業

戦略的実務者招へいの枠組みで 161 人，閣僚級招へいの枠組みで 26 人を招へいし，ハイレベルとの有意義な意見交換や視察を行い，対日理解促進に繋がったことは，相手国との関係強化を図る上で一定の効果があった。（29 年度：戦略的実務者（STEP）招へい（達成手段④），閣僚級招へい（達成手段⑦））

ウ　JET プログラムへの参加者増に向け，関係省庁，機関と連携し，自治体に JET の拡大を呼びかけた結果，参加者数は 211 名増加した。また，在外公館では大学等での説明会やウェブ広告等募集･広報活動に力を入れた結果，米国，英国を始めとする複数国で応募者増加につながった。新たな非英語圏からの招致も実施した。これらは，優秀で質の高い参加者の確保及び地域における国際交流推進の観点から有益だった。（29 年度：語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）（達成手段⑤））

エ　スポーツ交流事業

スポーツ外交推進事業にて，外国人選手，指導者，スポーツ関係者等の招へい（15 件・14 か国）と，日本人指導者の派遣（６件・６か国）を実施した。日本で指導を受けた海外の指導者が，その経験を自国に戻ってさらに多くの選手に伝えるなどの二次的な広がりもあり，スポーツを通じた国際貢献（SFT）の促進に貢献している。派遣・招へいの各事業においては参加者に対するフォローアップを実施して満足度を測っており，多くの参加者から，「日本でのレベルの高い経験を自国の選手や指導者に還元した」とのコメントを得るなど，意義のあるものとなった。

スポーツ武道担当大使は，定例記者懇談会にてスポーツ外交推進事業の好事例を報告するなど，広報努力を行った。

国際競技連盟関係者を日本に招へいし，国際連盟理事に立候補している日本人候補者やその他協会関係者との懇談や外務省幹部との会食等を実施することで，政府も強力に支援していることをアピールすることができ，日本人候補者の当選につながった。在外公館レセプションでも，海外において現地関係者を招いて日本人候補者の紹介をすることで，日本政府の支援も受けていることをアピールでき，当選につながるなど，一定の効果が出ている。日本人がこうした国際競技連盟の理事等の幹部になることは，世界における日本のプレゼンス向上，いち早い情報収集の観点から非常に有効である。

【測定指標４－４　在外公館文化事業についての事業評価】

<u>28 年度</u>

28 年度は，在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ評価の事業の割合が 95%以上となり，高い事業効果を生み出した。これにより，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図ることができた。

いずれの分野（スポーツ，日本語，日本研究拠点等との連携，大規模イベント活用，地方の魅力発信，日本の祭り，周年事業に準じる外交上の節目での事業，和食）においても，在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ評価の事業の割合は 95%以上を達成しているが，Ｃ評価となった事業は，いずれも参加者が予定よりも大幅に減少したものであるところ，原因を究明した結果，会場へのアクセスの悪さや実施時期（学生の試験時期と重なっている等），悪天候等であることが判明したため，会場選定の見直しや，より集客が高まる実施時期の選定等，現地事情を十分に踏まえた事業の実施を促した。

なお，自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（28 年 12 月 14 日）において，定量的目標を厳格に定めるべきとされたこともあり，本指標に，29 年度から対日理解度（80%以上），初参加率の平均（30%以上）の２指標を含めることを決定した。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段①）

<u>29 年度</u>

29 年度は，在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ評価の事業の割合が 99%となったほか，対日理解度 93%，初参加率の平均 60%を達成し，高い事業効果を生み出した。これにより，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図ることができた。特に新たに指標として導入した対日理解度の深

まりについては，事業を通じた対日理解度の変化を把握することが可能となり，また初参加率については，事業実施による潜在的な対日関心層の拡大を把握することが可能となったところ，これら結果を踏まえて，対日理解度や初参加率が高まる事業（ジャンル等）をより多く実施すべく，30 年度の事業計画策定や査定に反映させた。

いずれの分野（スポーツ，日本語，親日層開拓，日本のプレゼンス強化，地方の魅力発信，日本の祭り，周年事業に準じる外交上の節目での事業，和食）においても，在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ評価の事業の割合は 95%以上を達成しているが，Ｃ評価となった事業は，いずれも参加者が予定よりも大幅に下回ったものであるところ，原因を究明した結果，広報不足や悪天候等であることが判明したため，在外公館に対して，現地事情を踏まえたより効果的な広報手段（紙媒体，SNS 等）の分析・検討を促した。

対日理解度については，現地では普段接触の機会が少ないジャンルを積極的に取り上げることにより，日本への関心・理解度を高めることができたが，アンケート調査を通じて現地のニーズを把握することにより，より効果的な事業を実施すべく，30 年度の事業計画策定や査定に反映させた。初参加率については，SNS 等を活用し，広報を工夫することによって，一定の初参加率を達成できたが，事業によって初参加率にばらつきがあるため，低い初参加率の事業を見直す等，30 年度の事業計画策定や査定に反映させた。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

各国における世論形成や政策決定の基盤となる国民一人一人の対日理解を促進するとともに，日本のイメージを一層肯定的なものとすることは，国際社会において日本の外交政策を円滑に実施していく上で重要である。その際，我が国文化の総合的かつ戦略的な発信及び人物交流を進めることは，対日関心の醸成，対日理解の増進等の観点からも不可欠な施策である。

上記理由により，各国・地域の対日理解を促進し，また，親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

４－１　文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施，日本語の普及，海外日本研究の促進を行い，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図るとの 29 年度目標は適切であった。

各国における世論形成や政策決定の基盤となる国民一人一人の対日理解を促進するとともに，日本のイメージを一層肯定的なものとすることは，国際社会において日本の外交政策を円滑に実施していく上で益々重要になっている。引き続き在外公館や国際交流基金を通じて諸外国において良好な対日イメージを形成し，日本全体のブランド価値を高めるとともに，対日理解を促し，親日派・知日派を育成するため，海外において様々な交流事業の展開・促進・支援を行う。国際交流基金事業は，29 年度から５年間にわたる新たな定量的・定性的な中期目標を設定しているところ，29 年度に引き続き，同目標に基づき定めた各種基準によって適切に事業評価を行い，その後の事業の計画や実施に活かしていく。

４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施

上記の施策の分析のとおり，選定周年の機会を捉えた大型文化事業の実施により，各国における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとの 29 年度目標は適切だった。外交上大きな節目（周年）を迎える国において，日本文化を大々的にプレイアップする大型文化事業を実施することは，我が国のプレゼンスを高めるとともに，相手国との相互信頼や友好関係の強化において極めて重要であり，今後も引き続き選定周年を対象として，現地のニーズを十分に踏まえて，効果的かつ効率的な事業の実施に努める。

４－３　人物交流事業の実施

留学生交流，各種招へい事業，JET プログラム，スポーツ交流事業を通じて人物交流を促進し，各国の親日層・知日層の形成・発展を図り，相手国との関係強化の基盤を作るとの 29 年度目標は適切であった。

ア　留学生交流事業

中・長期的に親日派・知日派外国人を育成していく観点から，優秀な国費留学生を確保し，帰国後も良好な関係維持に引き続き取り組む。

イ　招へい事業
　海外で，多様な国の指導的立場にある人物に対し，効率的に対日理解の促進が可能であるため，引き続き取り組む。
ウ　JET プログラム
　日本国内における外国語（英語）教育の強化に伴い，在外公館における募集･広報強化を通じて，より多くの優秀な候補者の発掘を行うことが必要である。28 年６月に実施された行政事業レビュー公開プロセスで応募者数の増加，元 JET の活用含め，事業を全般的に一層強化すべきとの提言があったことも踏まえ，引き続き拡充に向け事業を実施する。
エ　スポーツ交流事業
　日本の競技団体関係者が国際競技連盟の幹部ポストを獲得することで，より世界でプレゼンスを高めたり，迅速で正確な情報収集ができるよう，引き続き，国際競技連盟（IF）幹部選挙に立候補する日本人候補者支援のため，スポーツ外交推進事業のスキームを活用した派遣・招へい，器材輸送支援及び在外公館レセプションで側面支援を実施し，当選を側面支援する。

４－４　在外公館文化事業についての事業評価

自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（28 年 12 月 14 日）において，定量的目標を厳格に定めるべきとされたこともあり，29 年度から在外公館文化事業についての事業評価に，新たに対日理解度（80%以上）及び初参加率の平均（30%以上）の２指標を含めることとした。これにより，事業を通じた対日理解度の変化，潜在的な対日関心層の拡大の把握が可能となったため，今後も対日理解の促進及び親日感の醸成を測る適切な定量的指標として，同水準の目標を維持するよう努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
　第３章　第４節　各論２　文化・スポーツ外交
・国際交流基金ホームページ
　ジャポニスム 2018
　（https://japonismes.org/）
　国際交流基金アジアセンター（文化の WA 関連）
　（http://jfac.jp/）
　テレビ番組の海外展開（放送コンテンツ等海外展開支援事業関連）
　（http://www.jpf.go.jp/j/project/culture/media/tv/index.html）
・外務省ホームページ
　外務省関連の各種招聘プログラム
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/shoutai/index.html）
　留学生交流
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/ryu/index.html）
　JET プログラム
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sei/jet/index.html）
　スポーツ・フォー・トゥモロー
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page24_000800.html）

個別分野５　文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって，人類共通の貴重な遺産の保護，新たな文化の発展への貢献，各国の持続的開発への寄与を図るとともに，親日感を醸成するため，（1）ユネスコや国連大学を通じた協力，（2）文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年６月９日　閣議決定）
　第２章　成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題
　２．成長戦力の加速等（５）新たな有望成長市場の創出・拡大②スポーツ立国
　５．安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保（１）外交・安全保障
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　総合的な外交力及び戦略的対外発信の強化
・第 196 回国会・衆議院外務委員会（平成 30 年３月２日）及び参議院外交防衛委員会における河野外務大臣挨拶（平成 30 年３月６日）

測定指標５－１　文化，教育，知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標（--年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて，途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに，国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と，途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

28 年度

年度目標

１　ユネスコについては，総会，執行委員会，世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに，ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。
２　ユネスコの「世界の記憶」事業について，事業の透明性が確保されるよう，専門家や加盟国への働きかけを通じ，制度改善に積極的に取り組む。
３　ユネスコに設置されている３つの日本信託基金（文化遺産保存日本信託基金，無形文化遺産保護日本信託基金，人的資源開発日本信託基金）を通じ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進，人材育成事業の実施に貢献する。また，モニタリングの強化に努める。
４　国連大学については，我が国政府との協議や，地球規模課題等分野における国際協力に係るイベントの開催等により緊密な意思疎通を図る。

施策の進捗状況・実績

１　ユネスコについては，我が国は実質的トップドナーとして，第 199 回及び第 200 回執行委員会といった意思決定機関や，第 40 回世界遺産委員会，第 11 回無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，予算策定を含む各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。
２　我が国としては，「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう，ユネスコ事務局に対し，制度改善に向けた働きかけを行った。また，我が国を含むユネスコ国内委員会等が制度改善を求めるコメントを提出し，右を踏まえ，国際諮問委員会は制度改善案を進捗報告書に取りまとめ，29 年３月にユネスコ事務局に提出した。４月に開催されるユネスコ執行委員会では，右報告書を歓迎する決定案が協議される予定。
３　３つの日本信託基金を通じ計 24 件（うち，有形 12 件，無形５件，人的７件）の事業を実施中で国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し，相手国への技術移転を図りつつ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコに対しては，事業の有効性や我が国のプレゼンス向上のための各種申し入れを行った。例えば，こうした事業実施を通じ，小島嶼開発途上国（SIDS）諸国において，アフリカ・大洋州・カリブ地域における世界遺産登録申請に必要な管理計画や遺産保存・管理に関する人材育成を行い，その結果，ミクロネシアの「ナン・マドール遺跡」（第 40

回世界遺産委員会）の世界遺産登録という成果を得た。信託基金事業の状況のモニタリングとして，実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度我が国の承認を得るようにしているほか，レビュー会合を開催したり，定期的に実施状況や財務報告書を提出させ，モニタリングを強化した。

４　国連大学については，我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い，共同行事・事業等について緊密な意見交換を行った。国連大学により我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動が行われ，同大学を通じて，Ｇ７伊勢志摩サミット，TICADVI 及び我が国の国連加盟 60 周年等の機会に行事等（28 年度には，TICAD 関連３件，Ｇ７関連２件，SDGs 関連１件，生物多様性関連１件，我が国の国連加盟 60 周年記念関連２件）を通じて広く国内外に情報発信を行った。また，22 年に開設された日本のサステイナビリティ高等研究所の大学院プログラムは，東京大学とのジョイント・ディプロマ及び同大学を含む日本の大学との単位互換を進めるなど質的な向上にも取り組んでおり，28 年の修士，博士課程への出願は 402 名，うち 10 名が入学した。

５　第 40 回世界遺産委員会において，我が国がフランスを含む６か国と共同で世界遺産に推薦していた「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」（我が国の「国立西洋美術館」が構成資産の一つ）が世界遺産に登録された。

29 年度

年度目標

１　ユネスコについては，総会，執行委員会，世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに，ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には，総会及び執行委員会において，持続可能な開発目標の４（教育）の各国における実施を促進すること，世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において，有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。

２　ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については，同事業がユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなり，また，事業の透明性が確保されるよう，責任ある加盟国として積極的に取り組むと同時に，加盟国間の友好と相互理解の促進に向け，引き続き貢献していく。

３　ユネスコに設置されている３つの日本信託基金(文化遺産保存日本信託基金，無形文化遺産保護日本信託基金，人的資源開発日本信託基金)を通じ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進，人材育成事業の実施に貢献する。

４　国連大学については，年１回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて緊密な意思疎通を図るとともに，持続可能な開発等地球規模課題の分野における国際会議やシンポジウム等の行事・事業での協力により政策発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１　ユネスコについては，我が国は実質的トップドナーとして，第 201 回，第 202 回及び第 203 回執行委員会といった意思決定機関や，第 41 回世界遺産委員会，第 12 回無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，予算策定や，有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。11 月に行われたユネスコ執行委員会委員国選挙でグループⅣ（アジア・大洋州地域）においてトップの得票数で当選し，執行委員国として引き続き 33 年まで任期を務めることとなった。また，12 月に河野外務大臣がパリを訪問した際，11 月に新しく着任したアズレー・ユネスコ事務局長と会談し，制度改善の必要性及び今後の一層の協力関係の強化を確認した。

２　我が国としては，「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう，ユネスコ事務局や他の加盟国に対し，制度改善に向けた働きかけを行った。その結果，４月のユネスコ執行委員会においては，制度改善に係る進展を歓迎する旨の決議が，10 月のユネスコ執行委員会において，「世界の記憶」事業の包括的な制度改善の継続を求める決議が，いずれも全会一致で採択された。また，同じく 10 月には，国際諮問委員会（IAC）の審査を踏まえた上で，事務局長により，日中韓を含む９か国・地域の 15 団体が提出していた慰安婦関連資料についての登録先送りが決定された。同時に，我が国の国内委員会の推薦による「上野三碑」案件の「世界の記憶」への登録も決定された。さらに，12 月には，前向きな対話を行うための適切な状況を作り出すため 2018－2019 年審査サイクルにおける申請・審査を凍結することとした旨ユネスコ事務局長から発表された。

３　現在，３つの日本信託基金を通じ計 19 件（うち，有形 14 件，無形３件，人的２件）の事業を実施中で，国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し，裨益国へ

の技術移転を図りつつ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。持続可能な開発目標 11-4 を促進した実施主体となるユネスコに対しては，事業の有効性や我が国のプレゼンス向上のための各種申し入れを行った。信託基金事業の状況のモニタリングとして，実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度我が国の承認を得るようにしているほか，レビュー会合を開催したり，定期的に実施状況や財務報告書を提出させ，モニタリングを強化した。

４　国連大学については，我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い，共同行事・事業等について緊密な意見交換を行った。国連大学により我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動が行われ，同大学の主に持続可能な開発目標（SDGs）に関連する行事（29 年には，関連行事 15 件（うち，持続可能な開発のための教育（ESD）関連２件，生物多様性関連４件））を通じ，広く国内外に情報発信を行った。また，22 年に開設された日本のサステイナビリティ高等研究所の大学院プログラムは，東京大学とのジョイント・ディプロマ及び同大学を含む日本の大学との単位互換を進めるなど質的な向上にも取り組んでおり，29 年の修士，博士課程への出願は 444 名，うち 15 名が入学した。

５　ポーランドのクラクフにて行われた第 41 回世界遺産委員会において，我が国が推薦していた「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界遺産に登録された。５月のイコモス勧告においては８つの構成資産のうち４資産のみが登録にふさわしいとの勧告がなされていたが，勧告を覆し，８つの構成資産全体での登録を達成することができた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標（--年度）

被供与国の文化・高等教育振興，文化遺産保全に資することにより，日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。

28 年度

年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感醸成に資する案件，我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に，2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え，スポーツ案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

28 年度も，引き続き ODA の方針等を踏まえつつ，対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係の強化に資する案件の実施に取り組んだ結果，一般文化無償資金協力は７件，草の根文化無償資金協力は 25 件を実施した。特に 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え，ウクライナ体操連盟に対する体操器材をはじめとしたスポーツ器材や施設の整備（スポーツ案件）のほか，文化遺産保全や放送分野への支援を積極的に実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の様子は，写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられ，また被供与国政府や関係団体の様々な関係者から謝意が寄せられた。

29 年度

年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件，我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に，2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え，スポーツ案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

29 年度も，引き続き ODA の方針等を踏まえつつ，対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係の強化に資する案件の実施に取り組んだ結果，一般文化無償資金協力は２件，草の根文化無償資金協力は 20 件を実施した。特に 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え，ジブチ柔道連盟やルワンダ空手連盟など日本武道案件を中心としたスポ-ツ分野の器材や施設の整備を行ったほか，音楽教育，文化遺産保全や放送分野への支援も実施した。これらの案件実施に係る交換公文や

贈与契約署名式の様子は，写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられ，また被供与国政府や関係団体の様々な関係者から謝意が寄せられた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野５）

施策の分析

【測定指標５－１　文化，教育，知的交流の分野における国際協力・貢献】

28 年度

ユネスコの「世界の記憶」事業については，我が国から事務局や関係国への働きかけを行い，29 年３月の国際諮問委員会では制度改善に係る進捗報告書が採択され，４月の執行委員会では制度改善の進捗を歓迎する決議の採択につながるなど，制度改善に向けた動きが進んだ。ユネスコを通じた日本信託基金事業（累計件数：有形文化遺産 44 件，無形文化遺産 107 件，人的 241 件）は，これに裨益する国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく，同事業は各国で高い評価を受けた。例えば，世界遺産登録されたミクロネシア連邦の「ナン・マドール遺跡」の登録支援事業については，ミクロネシア連邦から我が国に対して謝意が表明された。信託基金の事業実施にあたっては，国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用して，こうした技術を我が国専門家から相手国の文化遺産保護関係者に移転することに重点を置いており，事業の効果は，事業終了後も長期間継続している。この結果，国際会議等のプレゼンスの高い場で裨益国の閣僚級から我が国への謝意が示されるとともに，これを支える日本人専門家の存在も，我が国プレゼンスの向上に大きく貢献していることから有益だった。（28 年度：ユネスコや国連大学を通じた協力（達成手段①））

我が国が，フランスを含む６か国と共同で世界遺産に推薦していた「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」（我が国の「国立西洋美術館」が構成資産の一つ）は，建築史上初めて，建築の実践が全地球規模のものとなったことを示す物証であり，近代の社会的，人間的ニーズへ対応した建築の新しいコンセプトを反映し，広い地域に重大な影響を与えてきたことが高く評価され，７月の第 40 回世界遺産委員会で世界遺産に登録された。（28 年度：ユネスコや国連大学を通じた協力（達成手段①））

29 年度

ユネスコの「世界の記憶」事業については，同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなるよう，我が国として積極的に取り組んできた結果，10 月の執行委員会において，本件事業の包括的な制度改善を求める内容の決議が全会一致で採択されたほか，国際諮問委員会（IAC）の審査を踏まえた上で，事務局長が，日中韓を含む９か国・地域の 15 団体が提出していた慰安婦関連資料の登録先送りを決定した。さらに，12 月には，2018－2019 年審査サイクルにおける申請・審査を凍結することとした旨ユネスコ事務局長から発表された。こうした流れは，「世界の記憶」事業の制度改善を進めるとの観点から，有意義であった。（29 年度：ユネスコや国連大学を通じた協力（達成手段①））

ユネスコを通じた日本信託基金事業（累計件数：有形文化遺産 44 件，無形文化遺産 107 件，人的 242 件）は，これに裨益する国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく，各国で高い評価を受けた。例えば，30 か国・７つの国際機関の間でアンコール遺跡救済に関する国際協力についての「東京宣言」を採択した国際会議（５年）で日仏が共同議長を務め，その中で，アンコール遺跡保存開発国際調整委員会（ICC）設置が決定され，その後，毎年 ICC にて日仏が共同議長を務めており，29 年も各国・機関の支援を調整する重要な役割を果たした。信託基金の事業実施にあたっては，国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用して，こうした技術を我が国専門家から裨益国の文化遺産保護関係者に移転することに重点を置いており，事業の効果は，事業終了後も長期間継続している。この結果，国際会議等において裨益国の閣僚級から我が国への謝意が示されるとともに，これを支える日本人専門家の存在も，我が国プレゼンスの向上に大きく貢献していることから極めて有益だった。（29 年度：ユネスコや国連大学を通じた協力（達成手段①））

我が国が世界遺産に推薦していた「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は，５月のイコモス勧告においては８つの構成資産のうち４資産のみが登録にふさわしいとの勧告がなされていたが，世

界遺産委員国に様々なかたちで働きかけを行い，８つの資産全体としての歴史的価値を認められたため，７月の第 41 回世界遺産委員会で８構成資産全体での世界遺産登録を達成することができた。（29 年度：ユネスコや国連大学を通じた協力（達成手段①））

【測定指標５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成】

28 年度

文化無償案件の交換公文署名式，贈与契約署名式や整備した器材等の引き渡し式にあたっては，いずれも現地メディアに報道され，これらの協力が広く当該国の国民に周知され，対日理解の向上及び親日感の醸成に寄与した。

特に，スポーツ案件を全体の４割以上実施しており，スポーツは国を問わず多くの人々に親しみやすいことから，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた，我が国のスポーツ分野における国際協力を特に印象づけることができ，親日感を醸成する上で効果があった。（28 年度：海外における文化事業等（達成手段②））

29 年度

28 年度同様，文化無償案件の交換公文署名式，贈与契約署名式や整備した機材等の引き渡し式にあたっては，いずれも現地メディアに報道され，これらの協力が広く当該国の国民に周知され，対日理解の向上及び親日感の醸成に寄与した。

スポーツ案件については引き続き全体の４割近くの割合で実施しており，とりわけ柔道，空手のような日本武道分野の案件を実施することで，2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた，我が国のスポーツ分野における国際協力を印象づけるのみならず，日本武道普及にも繋がることから，親日感を醸成する上で効果があった。（29 年度：海外における文化事業等（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

グローバル化の進展とともに，インターネットやマスメディアの発達が急速に進み，世界各国は，相互依存を深めると同時に，各国の外交政策に国民が及ぼす影響力が高まっている。このような中，開発途上国の文化の保全及び文化・教育振興を支援する二国間協力（文化無償資金協力）や多国間協力（ユネスコや国連大学を通じた協力）を通じ，文化の分野での国際貢献を行うことは，国際社会において対日理解を促進し，親日感を醸成することに効果がある。これらの分野の事業に適切に我が国の意見を反映していくためにも，引き続きユネスコにおける積極的な意思決定への参画が必要である。 中でも，人類共通の貴重な財産である世界遺産等は，一度失われれば回復することが難しいものであるところ，危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の高い技術力をもって協力を行うことが引き続き強く求められている。また，東京に本部のある唯一の国連機関である国連大学については，世界 13 か所にネットワークを有する特性をいかし，様々な分野における我が国の取組を発信する上でこれを活用する必要がある。

上記のとおり文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力及び，文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ，我が国の積極的な議論参画等による親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

５－１　文化，教育，知的交流の分野における国際協力・貢献

ユネスコにおいては，引き続き委員国として執行委員会をリードするほか，30 年６月に行われる無形文化遺産保護条約政府間委員会委員国選挙における委員国選出を目指し，各種議論や交渉において，責任ある加盟国として，ユネスコの脱政治化に向けて積極的な役割を果たすことに努める。また，アズレー事務局長との協力関係の強化に努めるべく，アズレー事務局長の訪日や要人との会談の実現を図る。同時に，現在日本人２名を擁するユネスコの幹部ポストについてさらなる日本人職員の送り込みを目指し，積極的な候補者の発掘及び推薦に努める。

「世界の記憶」事業に関しては，上記の施策の分析のとおり，29 年度に制度改善を推進する決議が採択され，進展があった。今後は，具体的な制度改善プロセスについて議論を深めるにあたり，引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。30 年４月の執行委員会においては，ユネスコ事務局長から行動計画が発表される予定であるところ，制度改善にかかる議論に積極的に参加し，事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう，制度改

善を主導していく。
　拠出金事業に関しては，30 年度予算から既存の３つの信託基金が国際教育科学文化機関拠出金に統合されることを受け，より幅広い分野での活動に努める。
　国連大学に関しては，引き続きホスト国として同大学の運営及び事業を支援するほか，国内外における同大学の認知度向上に努める。

５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成
　ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件，我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を引き続き実施する。特に，2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて，スポーツ案件を引き続き積極的に実施する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ユネスコホームページ
　（https://en.unesco.org/）
　世界遺産委員会
　（http://whc.unesco.org/en/committee）
　「世界の記憶」事業
　（https://en.unesco.org/programme/mow）
・国連大学ホームページ
　（https://unu.edu/）
・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
　第３章　第４節　各論　２　文化・スポーツ外交

個別分野６　国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては，国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ，政策の具体的内容や外務省の役割等について，報道対策の実施により，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標６－１　国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標（--年度）

国内報道機関を通じ，我が国の外交政策等につき，国民の理解を増進する。

28 年度

年度目標

１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため，報道関係者に対する，政務レベル及び事務レベルによる会見，事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの適切な実施等，口頭での情報発信の強化に努めるとともに，報道発表の適時・適切な発出に努める。

２　有識者や地方メディアに対して，定期的に情報を提供する。

施策の進捗状況・実績

１　28 年度においては外務大臣定例記者会見を 74 回（うち英語同時通訳が実施されたのは 14 回），外務報道官会見を 24 回実施した。また，定例会見以外に，オバマ米国大統領による広島訪問やダッカにおける人質事案等，国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や，報道機関からの要請がある場合等にタイムリーな情報発信を行うべく，外務大臣や外務副大臣による臨時記者会見を 52 回実施した。また，これらの会見の実施後は，国民に対する迅速な情報提供に資するべく，迅速に外務省 HP への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを，計 101 回，外務報道官によるオープンルームを２回実施。

文書による情報発信として，「外務大臣談話」を 14 回，「外務報道官談話」を 49 回，「外務省報道発表」を 1,334 回発出した。

外務大臣をはじめとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 26 回（うち，地方テレビ 11 回），新聞インタビューを３回（うち，地方紙２回），雑誌インタビューを２回，ウェブインタビューを１回実施した。

２　有識者や地方メディアに対しても，郵送，メール（含む週１回のメルマガ計 52 件）等による情報提供を実施。

29 年度

年度目標

１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため，報道関係者に対する記者会見，ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。

２　有識者や地方メディアに対し，定期的に情報を提供する。

施策の進捗状況・実績

１　29 年度においては外務大臣定例記者会見を 73 回（うち英語同時通訳が実施されたのは５回），外務報道官会見を 40 回実施した。また，定例会見以外に，北朝鮮によるミサイル発射やそれに伴う関係各国との電話会談等，国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や，報道機関からの要請がある場合，また外務大臣の地方訪問及び外国訪問に際して，タイムリーな情報発信を行うべく，外務大臣による臨時記者会見を 94 回実施した。また，これらの会見の実施後は，国民に対する迅速な情報提供に資するべく，迅速に外務省 HP への会見記録の掲載を行っ

た。
　報道関係者に対する事務レベルのブリーフを，計 110 回，外務報道官によるオープンルームを５回実施。
　文書による情報発信として，「外務大臣談話」を 26 回，「外務報道官談話」を 48 回，「外務省報道発表」を 1,535 回発出した。
　外務大臣をはじめとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 48 回（うち，地方テレビ６回），新聞インタビューを８回（うち，地方紙２回），雑誌インタビューを１回，ウェブインタビューを３回実施した。
２　有識者や地方メディアに対しても，郵送，メール（含む週１回のメルマガ計 50 件等）による情報提供を実施。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標６－２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数						
	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	130 回	150 回	130 回	207 回	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

測定指標６－３　外務省報道発表の発出件数						
	中期目標値	28 年度		29 年度		28･29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	1,300 回	1,334 回	1,300 回	1,535 回	Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

評価結果（個別分野６）

施策の分析

【測定指標６－１　国内報道機関等を通じた情報発信】

28 年度

27 年度に続き，政務レベル及び事務レベルによる定期的な記者会見，国民の関心が高いと考えられる外交事案・緊急事態が発生した場合等の臨時記者会見の実施，事務レベルによるブリーフやオープンルームの適切な実施といった口頭での情報発信を行った。また，外務大臣談話，外務報道官談話，外務省報道発表の発出等，文書による情報発信を的確に，またタイムリーに実施した。

具体的には，まず定期的な情報発信として，我が国の外交政策等につき国民の理解を増進するためには，記者会見の機会等を活用し外務大臣自らが情報発信を行い，国内報道機関を通じて国民に伝えることが重要であり，特に，28 年度は，我が国がＧ７議長国として広島外相会合，伊勢志摩サミットを開催したほか，オバマ米国大統領の広島訪問，安倍内閣総理大臣の真珠湾訪問，プーチン・ロシア大統領の山口県訪問等，活発な要人往来が行われたところ，これらについても，政務レベル等の記者会見の実施や報道発表の発出を行い，国民に対する分かりやすい政策の発信に努めた。同時に 28 年度は，ダッカにおける人質事案の発生等のほか，日本人が巻き込まれる可能性のある事案も頻発したほか，北朝鮮による核実験の実施，弾道ミサイルの発射等，我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中，国民の関心に応えるべく，通常の定期的な会見や報道発表の発出に加えてきめ細かい臨時記者会見を実施し，タイミングの良い，かつわかりやすい情報発信に努めたことは特に効果が高かった。また，これらの実施後は，国民に対する迅速な情報提供に資するべく迅速に外務省 HP への会見記録の掲載を行っており，我が国外交政策に対する国民の理解と信頼の増進がはかられたと考える。（28 年度：国内報道機関対策（達成手段①））。

28 年度には，13 回の地方メディアによるテレビ及び新聞インタビュー（広島テレビ５回，中国放送２回，広島ホームテレビ２回，テレビ新広島２回，中国新聞１回，西日本新聞１回）を実施した。とりわけ，Ｇ７広島外相会合の機会には広島の地元報道機関による外務大臣へのインタビューを，また，「地方を世界へ」プロジェクトとして外務大臣が九州を訪問した際には地元西日本新聞によるイ

ンタビューを受ける等，地元メディアも活用する形で我が国における外相会合の開催や外務大臣の地方訪問の意義等につき，広く国民に広報し，正しい理解を求める上で有益であった。（28 年度：国内報道機関対策（達成手段①））。

29 年度

29 年度においては，国賓・公賓やトランプ米大統領の訪日等多数の外国要人の来日があり，これらについて政務レベル等の記者会見の実施，報道関係者に対するブリーフの実施や報道発表の発出を行い，国民に対する分かりやすい政策の発信に努めた。また，北朝鮮による核実験の実施，弾道ミサイルの発射等が頻発し，我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中，国民の関心に応えるべく，通常の定期的な会見や報道発表の発出に加えてきめ細やかに臨時記者会見を実施し，タイミングの良い，かつわかりやすい情報発信に努めたことは特に効果的であった。さらに，29 年度は河野外務大臣の就任後，外国出張が急増したが，このような内閣総理大臣・外務大臣の外国訪問（二国間訪問のほか，国連総会，APEC，G20，TICAD 閣僚会合等の国際会議出席）の機会に，集中的に国内報道機関対策を実施したことにより，効率的かつ効果的な情報発信を行うことができた。（29 年度：国内報道機関対策（達成手段①））。

29 年度は，外務大臣を始めとする政務三役の交代を機会にメディアへの露出が増加し，テレビや新聞等のインタビューを多数実施した。これらのインタビューは，国民の関心の高い分野について直接的に国民に伝えるものであり，国民の理解を確保する上で効果があった。（29 年度：国内報道機関対策（達成手段①））

また，３回にわたる「地方を世界へ」プロジェクト（第４回：青森及び北海道（４月），第５回：石川（６月），第６回：香川及び兵庫（７月））として，岸田外務大臣が，地元メディアも活用する形でその内容・成果を発信したことは，外務省が地方と連携して取り組む事業や日本外交の現状等について広く国民に広報し，正しい理解を求める上で有益であった。（29 年度：国内報道機関対策（達成手段①））

【測定指標６－２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数】

28 年度

28 年度においては外務大臣定例記者会見を 74 回，臨時記者会見を 51 回，外務副大臣の臨時記者会見を１回，外務報道官会見を 24 回，計 150 回の定例及び臨時の記者会見を実施した。記者会見実施回数は，政務日程や緊急事態発生によって左右されるため，回数の多寡を単純比較することは必ずしも適当ではないが，定例の記者会見に加え，５月のオバマ米国大統領による広島訪問や７月のダッカにおける人質事案の発生，９月の北朝鮮による核実験の実施等，国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合，また報道機関からの要請がある場合等に，タイムリーな情報発信を行うべく，27 年度よりも多い 51 回の臨時記者会見を実施し，我が国の外交政策について国民の理解を増進するための取組ができたものと考える。（28 年度：国内報道機関対策（達成手段①））。

29 年度

29 年度においては外務大臣定例記者会見を 73 回，臨時記者会見を 94 回，外務報道官会見を 40 回，計 207 回の定例及び臨時の記者会見を実施した。記者会見実施回数は，政務日程や緊急事態発生によって左右されるため，回数の多寡を単純比較することは必ずしも適当ではないが，定例の記者会見に加え，北朝鮮によるミサイル発射やそれに伴う関係各国との電話会談等，国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合，報道機関からの要請がある場合，加えて，外務大臣の外国出張の際に，その成果を効果的に，タイムリーに情報発信すべく，94 回の臨時記者会見を実施し（28 年度比約 1.8 倍），我が国の外交政策について国民の理解を増進するための取組ができた。（29 年度：国内報道機関対策（達成手段①））

【測定指標６－３　外務省報道発表の発出件数】

28 年度

28 年度においては，外務省報道発表を 1,334 回発出した。外務省報道発表や談話等の発出件数は情勢に左右されるものであり，発出件数の多寡をもって判断することは必ずしも適当ではないが，要人往来，協議や対話の実施，文書の署名等，国民や国内報道機関の関心に応えるために，新聞記事掲載の締め切りのタイミング等も考慮しつつ，週末を含め，的確にタイミングの良い報道発表の発出に努め，我が国の外交政策についての正しい理解に資する取組ができたものと考える。（28 年度：国内報道機関対策（達成手段①））

29 年度

29 年度においては，外務省報道発表を 1,535 回発出した。外務省報道発表や談話等の発出件数は情勢に左右されるものであり，発出件数の多寡をもって判断することは必ずしも適当ではないが，要人往来，協議や対話の実施，文書の署名等，国民や国内報道機関の関心に応えるために，週末・深夜を問わず，的確にタイミングの良い報道発表の発出に努め，我が国の外交政策についての正しい理解に資する取組ができた。（29 年度：国内報道機関対策（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

外交政策を効果的に遂行するためには外交政策に対する国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり，政策の具体的内容や外務省の役割等についてタイミング良く，包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことが重要である。そのため，直接広報，間接広報の手段を適切に選択して幅広い国民層に訴求する積極的な情報発信に努める必要がある。

上記のとおり国内報道機関等による報道を通じ，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。なお，測定指標については，当省から情報発信した実績のみならず，右発信がどの程度報道に結びついたかについても分析するため，新たな測定指標として「外務大臣記者会見の報道件数（通信社，新聞，及びテレビ）」を設定する。

【測定指標】

６－１　国内報道機関等を通じた情報発信

記者会見等を通じた情報発信の実施は，施策目標を実現する上で重要であり，報道関係者に対する記者会見，ブリーフや報道発表の適時・適切な発出等の 29 年度目標の設定は適切であった。

引き続き，国内報道機関対策の実施を通じて外務省の政策の具体的内容や役割等について，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を推進していく。一方，記者会見の実施件数は，政務日程，外国出張日程，緊急事態の発生等により左右されるが，30 年度は，積極的な情報発信を目標とする。

（１）外交政策に関する報道を質・量ともに向上させるためには，外務省の政策に対し報道機関の関心と正しい理解を得るための努力が必要である。上記「施策の分析」にも記述したとおり，重要な外交案件につき，外務大臣が適時適切に臨時会見を実施したり，外務大臣をはじめとする政務三役が国内報道機関による個別のインタビューを受けたりしたことは，国民の関心の高い分野について，直接的に国民に訴えかけるものであり，国民の理解を確保する上で効果があった。今後もハイレベルを含む情報発信の適切なタイミングでの実施に努める。

（２）正確な報道の確保は重要な課題であり，重要外交案件やメディアの関心の高い事項について，報道関係者に対し，事務レベルによるブリーフや外務報道官によるオープンルームの実施，文書による情報発信を迅速かつ積極的に行ったことは，外交政策に関する正確な報道を確保する上で効果があったことから，報道関係者に対するブリーフや文書による情報発信を引き続き強化していく。

６－２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数

記者会見実施回数は，政務日程や緊急事態発生によって左右されるため，回数の多寡を単純比較することは適当ではないが，28 年度及び 29 年度の実績にかんがみ，30 年度の目標値として，過去二年度より 20 回多い 150 回を設定する。

６－３　外務省報道発表の発出件数

文書による情報発信(外務省報道発表)発出件数は，情勢等に左右されるが，過去の発出件数と同水準，1,300 件を維持していく。内容についても，国民や国内報道機関の関心に応え，我が国の外交政策が正しく理解されるよう，より的確で，タイミング良く，かつわかりやすい発表となるよう，引き続き努めていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
　会見・発表・広報

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html)

個別分野７　外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて，外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに，我が国の政策・立場について，迅速，正確かつ効果的に対外発信する。

１　日本関連報道に関する情報収集・分析
２　外国報道機関に対する情報発信・取材協力
３　報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説(平成 30 年１月 22 日)
・第 196 回国会衆議院外務委員会における河野外務大臣挨拶（平成 30 年３月２日）

測定指標７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標（--年度）

外国報道機関の日本関連報道に関する情報収集・分析を行い，外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信の強化及び我が国外交政策の形成に資するものとする。

28 年度

年度目標

以下により，外国報道機関による日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供する。

１　主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布･提供(月～金，毎日)
２　海外論調とりまとめ(週別･テーマ別)の作成及び配布

施策の進捗状況・実績

日本が議長を務めたＧ７伊勢志摩サミット，Ｇ７広島外相会合，TICADⅥ，天皇皇后両陛下のベトナム御訪問及びタイお立ち寄り，総理大臣や外務大臣の外国訪問（米国や東南アジア等），プーチン・ロシア大統領等海外要人の訪日等安倍政権の積極的な外交に伴う日本関連報道やテロ事案，北朝鮮による核実験やミサイル発射への対応に関する報道等につき，迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供した。

１　主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布･提供(月～金，毎日)
２　海外論調とりまとめ(週別･テーマ別)の作成及び配布（計 143 件）

29 年度

年度目標

以下により，外国報道機関による日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供する。

１　主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布･提供(月～金，毎日)
２　海外論調とりまとめ(週別･テーマ別)の作成及び配布

施策の進捗状況・実績

Ｇ７タオルミーナ・サミット，Ｇ７ルッカ外相会合，G20 ハンブルク・サミット，ASEAN 関連首脳・外相会合への出席，総理大臣や外務大臣の外国訪問（米国，ロシア，欧州，中東，東南アジア等），トランプ米国大統領等海外要人の訪日等，安倍政権の積極的な外交政策を受けた日本関連報道や北朝鮮による核実験やミサイル発射への対応に関する報道等につき，迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供した。

１　主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約の作成及び配信(月～金，毎日)
２　海外論調とりまとめ(週別･テーマ別)の作成及び配布（計 394 件）

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力　＊

中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

28 年度

年度目標

以下の手段を通じ，外部専門家の知見も活用しながら，我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

１　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
２　外務大臣記者会見等
３　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
４　外国プレス向け英文資料の発信
５　日本関連報道への対応(反論投稿・申し入れ)
６　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対する正確な対日理解を促進するため，必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して，以下の各事業を実施することにより，迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

１　総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において，計５回の内外記者会見を実施した。また，Ｇ７伊勢志摩サミット及び TICADⅥにおいては総理大臣が，Ｇ７広島外相会合においては外務大臣が，議長国会見を実施した。
２　外務大臣による本省での記者会見の実施に際し，外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
３　外国報道関係者からの依頼に応じて，国内外において総理大臣，外務大臣，外務副大臣，外務大臣政務官によるインタビューを実施し，総理大臣９回，外務大臣７回，外務副大臣又は外務大臣政務官６回の計 22 回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは 96 回実施した。
　また，Ｇ７伊勢志摩サミットや TICADⅥ，国連総会の開催にあわせ，米ウォール・ストリート・ジャーナル紙，ハフィントン･ポスト，CNN オンラインへの総理大臣寄稿，独ライニッシュ・ポスト紙，仏ル・フィガロ紙への外務大臣寄稿等も９件実施した。
４　当省が発出するプレスリリースや談話のうち，外相会談や国際会議等の結果，テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について，その英語版を作成し，在京外国報道機関に対し迅速に発信し，また，外務省ホームページ英語版への掲載を行った。
　外務省報道発表の英語版を 365 件，外務大臣及び外務報道官談話の英語版を 60 件，その他英文の文書 122 件を発出した。
５　海外メディアの報道の中で，明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について，掲載メディアの編集部に対して，反論投稿の掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い，我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。
　28 年度は，計 21 件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
６　フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力を実施。
　記者ブリーフィングを 44 件実施し，1,565 名が参加した。また，プレスツアーを４件実施し，35 名が参加した。

29 年度

年度目標

以下の手段を通じ，外部専門家の知見も活用しながら，我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

１　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
２　外務大臣記者会見等
３　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
４　外国プレス向け英文資料の発信
５　日本関連報道への対応(反論投稿・申し入れ)
６　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対する正確な対日理解を促進するため，必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して，以下の各事業を実施することにより，迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

１　総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において，計３回の内外記者会見を，また，外務大臣の ASEAN 関連外相会合及び国連安保理閣僚級会合の際に訪問先において，計２回の外国記者向け記者会見を実施した。

２　外務大臣による本省での記者会見の実施に際し，外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。

３　外国報道関係者からの依頼に応じて，国内外において総理大臣，外務大臣及び外務副大臣によるインタビューを実施し，総理大臣 10 回，外務大臣 27 回，外務副大臣１回の計 38 回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは 100 回実施した。

また，Ｇ７タオルミーナ・サミット，G20 ハンブルク・サミット，国連総会の開催に合わせ，ハフィントンポスト紙，独ハンデルスブラット紙及び米ニューヨーク・タイムズ紙への３件の総理大臣寄稿，外務大臣の外国訪問に合わせ，中央アジア５か国の主要紙，独ライニッシュ・ポスト紙及びブルネイ・ボルネオ・ブレティン等外務大臣寄稿を７件実施した。

４　当省が発出するプレスリリースや談話のうち，外相会談や国際会議等の結果，テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について，その英語版を作成し，在京外国報道機関に対し迅速に発信し，また，外務省ホームページ英語版への掲載を行った。

外務省報道発表の英語版を 427 件，外務大臣及び外務報道官談話の英語版を 69 件，その他英文の文書 146 件を発出した。

５　海外メディアの報道の中で，明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について，掲載メディアの編集部に対して，反論投稿の掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い，我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。

29 年度は，計 102 件の反論投稿や申入れによる対応を行った。

６　フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として，記者ブリーフィングを 46 件実施し，1,563 名が参加した。また，在京外国メディア特派員向けのプレスツアーを７件実施し，61 名が参加した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標７－３　外国記者招へいの戦略的実施

中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

28 年度

年度目標

発信力の高いメディアや記者の選定・より充実した日程の作成等，より効果的な計画に基づき，外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし，主要外交課題等に関する取材機会を提供し，正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。

施策の進捗状況・実績

影響力の高いメディア，記者，広域で放送されるメディアを選定することなどにより，限られた予算の範囲で招へい実施の効果を最大限出せるよう努めた。具体的には，Ｇ７伊勢志摩サミットの当日に，インド，フィリピン，マレーシア，バングラデシュ，パプアニューギニア等 11 か国から記者 11 名とテレビチーム２チームを招へいし，取材機会を提供し，サミットの主要課題でもある質の高いインフラ，保健や女性の活躍等をテーマとしたサミット開催地を含む日本の魅力の発信にも取り組んだ。また，ケニアでの TICADⅥ開催に先立ち，事前広報としてアフリカから８人の記者を訪日招へいした他，現地ケニアでアフリカ各国メディアによるプレスツアーを実施し，現地における日本の対アフリカ支援の成果や日本とアフリカのパートナーシップの強化につき好意的な報道を得た。

28 年度の招へい記者数は 62 か国 131 名，同招へい者による掲載記事は 318 件(29 年４月１日時点)，招へいテレビチームは９か国 10 チーム，同チームによる現地放映時間は計約 30 時間(29 年４月１日時点)であった。

29 年度

年度目標

発信力の高いメディアや記者の選定・より充実した日程の作成等，より効果的な計画に基づき，外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし，主要外交課題等に関する取材機会を提供し，正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。

施策の進捗状況・実績

影響力が大きい記者，広域で放送されるメディアを選定することなどにより，限られた予算の範囲で招へい実施の効果を最大限出せるよう努めた。具体的には，中央アジア諸国との外交関係 25 周年の機会に中央アジア（タジキスタン，ウズベキスタン，カザフスタン及びキルギス）から記者４名を招へいして「中央アジア＋日本」対話・第 10 回東京対話の取材機会を提供し，同域内国の地域協力に向けた日本の支援の発信に取り組んだ。また，ASEAN 関連首脳会議の事後フォローアップの広報として ASEAN10 か国から 10 人の記者を訪日招へいし，日本と ASEAN 地域との協力の成果やパートナーシップの強化につき好意的な報道を得た。

29 年度の招へい記者数は 48 か国 100 名，同招へいチームによる掲載記事は 270 件(30 年４月１日時点)，招へいテレビチームは７か国・地域７チーム，同チームによる現地放映時間は計 338 分(30 年４月１日時点)であった。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

参考指標：日本関連報道件数(単位：万件)			
（記事データベースに基づくもの）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	124	119	97

評価結果(個別分野７)

施策の分析

【測定指標７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析】

28 年度

総理大臣外遊中の報道も含め，主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布について，外遊先における総理大臣他一行の日程・動きに合わせて適時共有すべく，迅速な情報収集及び的確な分析を実施できたことは，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供する観点から有益であった。また，報道ぶりが視覚的に一目で判るよう，テレビの報道についてもテレビ画像を添付してとりまとめた。（28 年度：外国報道機関対策（達成手段①））

29 年度

主要英字紙の日本関連報道に加え，外交関連の報道についても毎日網羅的に情報収集し，主な論調及び主要記事の要約を官邸及び省内に迅速に共有した。また，総理大臣及び外務大臣の外遊時においては，外遊関連報道を迅速に取りまとめ，外遊中の総理大臣，外務大臣一行に遅滞なく共有すると共に，外遊毎に各紙の論調についてポイントを絞って１枚紙に取りまとめ，関係部局に共有した。これら報道ぶりを迅速かつ適時適切に省内，官邸，関係省庁に提供できたことは，我が国外交政策の形成に資するとの観点から有益であった。（29 年度：外国報道機関対策（達成手段①））

【測定指標７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力】

28 年度

Ｇ７伊勢志摩サミットや TICADⅥを始めとする日本が議長を務める国際会議が開催され，国際会議の前後や要人往来のタイミングで行った総理大臣及び外務大臣等のインタビューや寄稿を通じて日本政府の考え方や取り組みを紹介できたことは，外国メディアに対する正確な対日理解を促進するために，迅速かつ効果的な対外発信に寄与する観点から有益であった。(28 年度：外国報道機関対策（達成手段①），啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託）（達成手段②））

29 年度

Ｇ７タオルミーナ・サミットやG20 ハンブルク・サミット，ASEAN 関連首脳・外相会合を始めとする国際会議の前後や要人往来の機会に行った総理大臣及び外務大臣等のインタビューや寄稿を通じて日本政府の考え方や取組を紹介できたことは，外国メディアに対する正確な対日理解を促進するために，迅速かつ効果的な対外発信に寄与する観点から有益であった。特に，外務大臣が外遊先において，現地メディアからのインタビューを受ける際，外務大臣が日本政府の考えを英語で発信することによって，より迅速かつ直接的に発信することができた。また，外国メディアに対し積極的に記者会見を行うことにより，発信した情報の早期拡散と，効果的な浸透を促した。これにより，外国メディアの関心も高まり，闊達な意見交換や積極的な取材協力が可能となり，対外発信に寄与した。（29 年度：外国報道機関対策（達成手段①），啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託）（達成手段②））

【測定指標７－３　外国記者招へいの戦略的実施】

28 年度

影響力の高いメディア，記者に対する取材機会の提供，及び主要外交課題や地方を含む日本の魅力の発信については，28 年度は，Ｇ７伊勢志摩サミット及びTICADⅥ等の国際会議の機会を捉え，記者やTV チームの戦略的な招へい，TICADⅥ開催地ケニアでのプレスツアーの実施等を通じて取材機会を提供することによって，日本政府の考え方や取組を積極的に紹介した。これにより，招へいメディア・TV チームによる現地でのサミットやTICADⅥに関連する日本関連報道は，130 件発信され，サミット議長国の取組や我が国のアフリカ支援の正確な発信とともに，日本の魅力を発信する上で効果が高かった。（28 年度：外国報道機関対策（達成手段①），啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託）（達成手段②））

29 年度

影響力の大きいメディア，記者に対する取材機会の提供，及び主要外交課題や地方を含む日本の魅力の発信については，29 年度は，「中央アジア＋日本」対話・第 10 回東京対話，ASEAN 関連首脳会議のフォローアップなど，戦略的に記者やTV チームを招へいし，取材機会を提供することによって，日本政府の考え方や取組を積極的に紹介した。これにより，招へいメディア・TV チームによる「中央アジア＋日本」対話・第10 回東京対話，ASEAN 関連首脳会合に関連する日本関連報道があり，日本の取組や地域協力の成果に関する正確な発信とともに，日本の魅力を発信する上で効果が高かった。特に，岸田外務大臣のアラブ首長国連邦訪問の前後に，アラブグループ記者招へいで訪日したアラブ首長国連邦のイッティハード記者が大臣インタビューを実施し，タイムリーにインタビュー記事を掲載し，情報発信の効果を最大限に引き出すことができた。日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）の直前に招へいした仏ル・フィガロ紙の記者は，小野寺防衛大臣インタビューの記事を，「２＋２」当日の同紙国際面１頁全面を使い報道し，大きな反響があった。また，少子高齢化対策として老人介護施設でのロボット活用（スペインABC 紙，チリ・エル・メルクリオ紙，インド・ステイツマン紙等），過疎地域再生と移住促進政策として京都府南丹市のかやぶき屋根の古民家の活用（ブラジル・バンデイランテスＴＶ局），富山市のコンパクトシティ政策（タイ・デイリー・ニュース紙，ブルネイ・ニュー・ブルネイ・デイリー），顔認証を含むサイバー分野や環境分野（インドネシア・ビジネス・インドネシア紙，ミャンマー・タイムズ紙），日本産食品の輸出と日本観光促進関連（シンガポール聯合早報紙ほか），風評被害対策（フィリピン・スター紙ほか），日本の新幹線の魅力・清掃サービス技術（エクアドル・エル・テレグラフォ紙，パラグアイ abc 紙，フィリピンGMA 局ほか），再生エネルギーを活用した福島の復興（インドネシア・ジャカルタ・ポスト紙，ア首連・ザ・ナショナル紙，南ア・ビジネス・デイ紙，マレーシア・ニュー・ストレーツ・タイムズ紙），東京オリンピック・パラリンピック関連（ブラジル・ヴァロール・エコノミコ紙）など，安全保障や二国間関係に加え，日本の多種多様な側面が各国主要紙で多数報道された。（29 年度：外国報道機関対策（達成手段①），啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託）（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

我が国の立場や取組について国際社会から理解と支持を得るためには，諸外国における我が国の政策や社会，文化などに関する正しい報道を通じて，世論形成や関心，親近感が醸成されることが極めて重要である。

そのためには，海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っていくことが必

要不可欠であり，外務省としては，時宜を得たテーマや内容に応じ，様々な方法を活用して，戦略的かつ効果的な発信を行うことに努めている。
　具体的な施策として，海外メディアの論調を的確に分析し，その上で，海外メディアのニーズを踏まえて総理大臣や外務大臣等による記者会見やインタビューなどの取材機会を創出して我が国の政策を戦略的に発信すること，対外発信文書を適切なタイミングで広く提供すること等に引き続き努めていく必要がある。さらに，事実誤認に基づく報道により諸外国の読者に誤解が生じないように，迅速に申入れや反論投稿を行い，事実に基づいた適切な理解を促すことも重要である。
　また，情報発信だけでなく，報道関係者招へい事業を通じて，外国の発信力のある報道関係者に，直接日本を取材する機会を提供することで，正確な日本理解に基づいた記事を執筆することを促し，帰国後も日本に関連する記事を継続して執筆させることが必要となる。
　上記のとおり外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するとの施策目標は適切であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析

　外国報道機関の日本関連報道に関する情報収集・分析を行い，迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供するとの 28・29 年度目標は，外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進し，さらに我が国外交政策の形成に資するとの施策目標を実現するために重要であり適切な目標であった。引き続き取り組んでいく。

７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力

　外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進するため，会見や寄稿・インタビューによる情報発信や，取材協力等を通じて，外部専門家の知見も活用しながら，日本の政策・立場について，迅速かつ効果的に対外発信するとの 28・29 年度目標は適切であった。今後もこれらの手段を通じ，引き続き取り組んでいく。

７－３　外国記者招へいの戦略的実施

　発信力の高いメディアや記者の選定・より充実した日程の作成等，より効果的な計画に基づき，外国メディア（テレビチームを含む）を日本に招へいし，主要外交課題等に関する取材機会を提供し，正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進するという 28・29 年度目標は，施策目標を実現する上で重要であり，適切な目標であった。今後も外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し，正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
　会見，報道，広報
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html）（日本語）
　（https://www.mofa.go.jp/policy/culture/index.html）（英語）
　世界が報じた日本
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/sekai/index.html）
・(公財)フォーリン・プレスセンター　ホームページ
　（http://fpcj.jp/）（日本語）
　（http://fpcj.jp/en/）（英語）

基本目標Ⅳ　領事政策

施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅳ－１）

施策名(※)	領事業務の充実
施策目標	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため，以下を推進する。 １　領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また，日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し，国民の円滑な海外渡航の確保のために，旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ，国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 ２　海外安全ホームページの拡充，海外安全キャンペーン，国内外での安全対策セミナーの実施等を通じた広報及び啓発により，在外邦人の安全対策を強化する。また，海外安全官民協力会議を通じ，官民の情報交換や協力体制を強化し，在外邦人の援護体制を強化する。 「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の活用及び「中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の効果的な発信による波及を通して，中堅・中小企業との連携強化を更に図る。 ３　日本への入国を希望する外国人への対応の強化により，出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため，アジア諸国を始め，ビザ発給要件の緩和を実施する。また，在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 ４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため，ハーグ条約に基づき，国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに，広く一般に条約を知ってもらえるよう，積極的に広報を行う。

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	14,848	15,687	17,299	17,128
		補正予算(b)	170	391	821	
		繰越し等(c)	0	0	198	
		合計(a＋b＋c)	15,018	16,078	18,318	
	執行額(百万円)		14,847	15,801	17,737	

（※）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	領事局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　領事サービスの充実

施策の概要

１　邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
　海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため，IT化を推進するとともに，領事窓口サービスの向上等の取組を進める。

２　領事担当官の能力向上
　国民に対し質の高い領事サービスを提供するため，領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに，領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。

３　国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上
　日本国旅券の国際的信頼性を確保し，国民の海外渡航の円滑化を確保するため，国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した IC 旅券の円滑かつ確実な発給・管理を行うとともに，旅券のセキュリティを向上した次期旅券の開発及び申請手続の利便性向上に努める。

４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施
　ハーグ条約に基づき，国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また，支援拡大の検討を行うとともに，子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・「経済財政運営と改革の基本方針 2017　～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成 29 年６月９日　閣議決定）
　第２章５．（１）外交・安全保障　① 外交
　第２章２．（６）海外の成長市場との連携強化　② 戦略的な輸出・観光促進
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・女性活躍加速のための重点方針 2017（平成 29 年６月６日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
　Ⅲ　２．（２）② 旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討
・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）
　Ⅱ．１（１）行政サービスの 100%デジタル化
・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日　ｅガバメント閣僚会議決定）
　３．３（９）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化

測定指標１－１　利用者の評価等サービスの向上　＊

中期目標（34 年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

28 年度

年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上
領事窓口の対応に係るアンケート調査結果において，引き続き「丁寧な対応」の回答割合が，80%になることを目指しつつ，少なくとも現状を下回る結果（「普通」，「丁寧でない」）につながらないよう，可能な限り利用者の視点に留意しつつ，利用者本位のサービス提供に努める。

施策の進捗状況・実績

１　11 月に管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 148 公館の在留邦人等を対象に，「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ，結果は以下のとおりであった。
（１）在外公館の領事窓口対応について，80%の人が「丁寧である」と回答し，年度目標値（80%）を達成した。他方，「丁寧ではない」でないと回答した人は，４%にとどまった。
（２）入館時（セキュリティチェック）の受付対応については，68%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は３%にとどまった。
（３）電話対応については，76%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は６%

にとどまった。
２　アンケート調査結果で「丁寧な対応ではない」との回答が 10%以上（かつ２桁の回答数）あった３公館の館長に対し領事局長から個別に注意喚起を行い，サービスの底上げを図った。また，在外公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有し，各項目の内容分析を行った上で，入館時のセキュリティチェックにおいて無機質な対応とならないよう警備員に適切な指導を行う，電話での応対においては，言葉による伝達のみであるということを念頭に言葉遣いや言い回しに気をつけ，相手が何を求めているのかを把握し，相手の理解度に合わせた説明や対応を心がけるよう，対応する現地職員への継続的な指導を励行するなど，サービス向上につなげる具体的な改善策を在外公館に対し伝え，指導した。

29 年度
年度目標
在外公館の領事サービスの維持・向上
入館時・窓口・電話の３つの対応に対するアンケート調査結果において，「丁寧な対応」の回答割合が 80%になることを目指しつつ，少なくとも現状を下回る結果（「普通」，「丁寧でない」）につながらないよう，可能な限り利用者の視点に立ったサービス提供に努める。
具体的には，満足度が著しく低い公館，特に「丁寧でない」との回答割合が 10%（かつ２桁の回答数）を超える公館に対しては，個別に指導を行うとともに，利用者に何が不満と思われているのか，当該公館に対し自己分析と改善を求め，領事サービスの向上を促す。
また，27 年及び 28 年において「丁寧な対応」の回答割合が 80%となったのは窓口対応についてのみであったところ，窓口の対応水準を維持しつつ入館時・電話対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく，職員の意識改革，必要に応じ各公館への個別指導等を行い更なるサービスの改善・向上に取り組む。

施策の進捗状況・実績
１　11 月，管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 147 公館（情勢にかんがみ，在南スーダン大使館は非実施）の在留邦人等を対象に，「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ，結果は以下のとおりであった。
（１）入館時（セキュリティチェック）の受付対応については，66%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は４%にとどまった。
（２）在外公館の領事窓口対応について，78%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は４%にとどまった。
（３）電話対応については，75%の人が「丁寧である」と回答し，「丁寧でない」と回答した人は６%にとどまった。
２　上記の領事サービス利用者からの評価を真摯に受け止め，各項目の内容分析を行い，調査実施公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有した。また，特に問題のあった２公館に対しては，対応改善を指示するとともに，うち１公館については，早急に対応改善の必要性が認められたため，問題の抜本的解決を図るための具体的な改善措置の策定と実施を指示するなど，サービスの向上・改善に努めた。

測定指標１－２　領事研修の実施　＊

中期目標（--年度）
領事研修の成果は，在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき，在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し，それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力を向上させるため，本省で適切な計画を立て研修を実施する。これにより，在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

28 年度
年度目標
27 年度の初任者，中堅研修のアンケート結果（９割以上が非常に有意義と回答）を踏まえ，満足と同水準の高い評価を得るべく，引き続き受講者が実務に必要とする講義等の要望も取り入れ，また，在外公館のニーズも踏まえ，研修内容について不断の検討を行っていく。

施策の進捗状況・実績

１　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

（１）領事初任者研修（年２回，９月及び 29 年１月に実施）

若手の領事担当一般職職員，領事業務未経験者を対象。他省庁から出向し，在外公館で領事担当となる者を含む 58 名が受講。領事業務全般についての基礎知識の習得とともに，実際の援護事案を元にしたケーススタディ，その中でも精神障害事案，死亡事案への対処ぶりを外部講師専門家との対話形式を取りながら理解を深めることを目的とした研修。

（２）領事中堅研修（年１回，11 月に実施）

本省及び在外公館の中堅職員を対象に実施し 15 名が受講。領事分野における専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として，個別分野を深く掘り下げるとともに，特に世界各地でテロの危険性が高まる中，実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練，さらに，緊急事態において援護活動を行う上で必要とされる心理的応急措置をロールプレイで実施するなど実践形式の研修を実施。

（３）在外公館警備対策官研修（警備対策室主管，年１回，29 年１～２月に実施）

警備対策官は，領事業務を兼務することが多いため，警備研修に加えて領事業務研修（領事初任研修とほぼ同内容。）を実施（81 名が受講）。在外公館によって，領事業務と兼務体制を取ることもあり，適切な対応を可能とするための実務的な研修。

（４）官房要員事務研修（人事課主管，年１回，29 年３月に実施）

入省４年目の一般職職員を対象に，領事業務の概要・基礎等について行う研修。29 名が受講。

（５）現地職員本邦研修（在外公館課主管，年１回，10 月に実施）

在外公館の現地職員 20 名が受講。領事窓口で応対する職員の窓口サービス，業務知識の向上等を目的とした研修。

（６）在外領事中間研修（年１回，領事業務における新しい動きや，地域特有の問題等について討論・意見交換するため，毎年在外拠点公館に地域の領事担当官を集め研修会議を実施。）

28 年度は在タイ日本大使館で，東南アジア，西アジア地域 15 公館の領事担当官を対象に喫緊の課題であるテロ対策，緊急事態の対応（含む机上演習）等を主題とした研修を実施。ダッカ襲撃テロ事件を中心として，アジア地域において最近発生した災害，爆弾テロ事件等への対応に関する情報共有，領事担当として援護者自身のメンタルヘルスケア等について研修した。

２　主な研修のアンケート結果

領事初任者研修，領事中堅研修については，９割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。特に，外部講師による「在外邦人と領事担当官のメンタルヘルス」，「個体識別事例と日本人の文化」，「緊急事態対応」等の研修が有意義であったとの意見があり，領事サービス向上や緊急事態を含む邦人援護対応能力の強化に役立ったと考えられる。

３　過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績

領事初任者研修（年２回実施）では，領事の基礎知識の習得とともに，最近のイスラム過激派によるテロ事件の発生等を踏まえ，実際の事例を参考として参加型の演習（机上訓練）を取り入れた。

中堅研修では，中堅領事として専門的な知識を習得し，広がりを見せる領事業務に対応していけるよう，国立精神・神経医療研究センターの研究員による緊急事態を想定したワークショップ（災害時における心理的応急措置）の実施，厚生労働省等からの講師を招へいし，日本における社会保障制度についての講義のほか，外国人受刑者の処遇，領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を取り入れた。

４　領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績

特に領事窓口では，在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため，領事研修では礼法，マナーの外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。こうした研修を通じ，領事担当官は窓口対応を現地職員任せにせず，率先して丁寧で親身な窓口対応を行うことにより，利用者の在外公館への信頼につながっていることは，アンケートで窓口サービスを肯定的に受け止める割合が増えていることに表れている。

５　領事研修内容（領事業務の範囲；初任者研修の例）

領事業務上必要な基本的な内容に加え，領事業務に対する新たなニーズに対応するため，領事業務に実際に携わっている領事担当官から現場のニーズや，行政サービスとしての窓口サービス改善に向けた本省の考え方を踏まえた研修とした。具体的には，研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ，座学中心となることなく，参加者自らが考え，実行する力を養成すべく，個別講義に演習を取り入れ，積極性を促すよう見直し，改善を図った。特に領事窓口では，

在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため，接遇面での対応向上を図る目的で領事研修の中に外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。
以下は領事初任者研修の講義内容の例。
（１）個別領事業務に関する講義（18 講義）
領事総論，在留届，海外教育，在外選挙，司法共助，領事業務の IT 化，領事手数料，領事サービス，戸籍・国籍事務，証明事務一般，警察証明，緊急事態への対応，一般援護，テロ・誘拐，旅券事務，査証事務，人身取引問題，ハーグ条約
（２）領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義（２講義）
特権・免除，個人情報保護・文書管理
（３）外部等専門家による講義（３講義）
メンタルヘルス，遺体鑑識，マナー／クレーム対応講習
（４）その他
他府省（法務省及び国土交通省）職員による講義
６　以上のような領事業務研修の実施と研修内容の充実により，在外公館職員の専門知識の向上と迅速かつ正確な事務処理を通じた海外在留邦人への行政サービスの維持・向上を図った。

29 年度

年度目標

領事サービスは在外邦人への直接のサービス提供であることを改めて認識し，そのために領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務分野の理解度について研修を通じて深める。このため，研修（講義）内容は効果的であるか，及び在外公館でのニーズに合致したものであるか，受講者アンケートを通じ確認・分析し，それを踏まえ，より効果的な研修を組み立てる。
また，在外邦人のニーズや視点を取り入れるため，例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」も踏まえ，より良い領事サービスを提供するための研修計画を考案・実施する。
イスラム過激派によるテロ事件が頻発する状況を踏まえ，テロ事件への対処で注目されることの多い領事業務において，テロ事件への対処を念頭に置いた机上訓練を実施し，特に緊急事態発生時の初動対応（在留邦人及び邦人旅行者への速やかな情報提供（領事メールの発出），安否確認等）に速やかに対処できる担当官の育成に力を入れる。

施策の進捗状況・実績

１　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。
（１）領事初任者研修（年２回，６月及び 30 年１月に実施）
若手の領事担当一般職職員，領事業務未経験者，在外公館で領事担当となる他省庁出向者を含め，２回の研修で計 60 名が受講。領事業務全般についての基礎知識の習得とともに，領事窓口での対応を含め，領事サービスの提供を行う上でのマナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶため，ロールプレイを含むマナー／クレーム対応に係る講義，また，実際の援護事案を元にしたケーススタディ，精神障害事案，死亡事案への対応ぶりについて，外部専門家との対話形式を通じて理解を深めた。
（２）領事中堅研修（年１回，11 月に実施）
本省及び在外公館の中堅職員を対象に実施し，10 名が受講。領事分野における専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として，個別分野を深く掘り下げるとともに，特に，世界各地でテロの危険性が高まる中，実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練を実施した。また，窓口対応はもとより，邦人援護対応，日本人会会合等での説明等，コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることにかんがみ，コミュニケーション能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを講義に組み入れた。
（３）在外公館警備対策官研修（警備対策室主管，年１回，30 年１～２月に実施）
領事業務を兼務することが多い警備対策官（79 名受講）に対し，領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修（講義内容は領事初任者研修とほぼ同内容）を実施した。
（４）官房要員事務研修（人事課主管，年１回，30 年３月に実施）
入省４年目の一般職職員を対象に，外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めてもらうため，領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した（48 名受講）。
（５）領事担当現地職員本邦研修（在外公館課主管，年１回，10 月に実施）
在外公館の領事担当現地職員 20 名が受講。領事窓口対応は領事サービス向上の観点から取り組

む必要があること，及び各領事業務の基本を再認識させ，理解を一層深めることを目的とした研修を実施した。

（６）在外領事中間研修（年１回，領事業務における新しい動きや，地域特有の問題等について討論・意見交換するため，毎年，在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議。）

28 年に発生したダッカ事件を受けて公表された「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書に基づき，29 年度を通じて，これら在外教育施設（日本人学校 89 校，補習授業校 216 校）の安全対策強化に重点的に取り組むこととなり，本研修への参加が困難となった領事担当官が多数により実施に至らなかった。

２　主な研修のアンケート結果

領事初任者研修，領事中堅研修については，９割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。特に，外部講師による「在外邦人と領事担当官のメンタルヘルス」，「個体識別事例と日本人の文化」，ロールプレイを実施した「緊急事態対応」，プレゼンテーション・セミナー等の講義が有意義であったとの意見があり，領事サービス向上，緊急事態を含む邦人援護対応能力の強化，コミュニケーション能力向上に役立った。

３　過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績

領事初任者研修（年２回実施）では，領事の基礎知識の習得とともに，特に，最近のテロ事件がいつ，どこででも発生する危険があることを踏まえ，実際の事例を参考に初動体制を中心とした参加型の演習（机上訓練）を取り入れた。

中堅研修では，中堅領事として専門的な知識の習得に努める一方，緊急事態対応の一環として，緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義，領事業務には国民からの理解を得るためのコミュニケーション能力が求められることにかんがみ，元 NHK アナウンサーによるロールプレイを含むコミュニケーション能力向上を目的にしたプレゼンテーション・セミナーを導入した。また，外国人受刑者の処遇，領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を取り入れた。

４　領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績

特に，領事窓口では，在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため，領事研修では礼法，マナーの外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を初任者研修に取り入れていることに加え，中堅研修においては，領事窓口他で邦人の理解を得られるようなコミュニケーション能力が不可欠であるとの観点から，プレゼンテーション・セミナーを新たに取り入れた。こうした研修を通じ，領事担当官が領事窓口に限らず，邦人と接する機会には丁寧で親身な対応を行うとともに，利用者の理解を得られるようなコミュニケーションを図ることにより，利用者の在外公館への信頼につながっていることは，領事窓口の対応に係るアンケートで窓口サービスを肯定的に受け止める割合が引き続き高いことに表れている。

５　領事研修内容（領事業務の範囲；初任者研修の例）

領事業務上必要な基本的な内容に加え，領事業務に対する新たなニーズに対応するため，領事業務に実際に携わっている領事担当官から現場のニーズや，行政サービスとしての窓口サービス改善に向けた本省の考え方を踏まえた研修とした。具体的には，研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ，座学中心となることなく，参加者自らが考え，実行する力を養成すべく，個別講義に演習を取り入れ，積極性を促すよう見直し，改善を図った。特に，領事窓口では，在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため，接遇面での対応向上を図る目的で領事研修の中に外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。

以下は領事初任者研修の講義内容の例。

（１）個別領事業務に関する講義（18 講義）

領事総論，在留届，海外教育，在外選挙，司法共助，領事業務の IT 化，領事手数料，領事サービス，戸籍・国籍事務，証明事務一般，警察証明，緊急事態への対応，一般援護，テロ・誘拐，旅券事務，査証事務，人身取引問題，ハーグ条約

（２）領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義（２講義）

領事任務と特権・免除，個人情報保護・文書管理

（３）外部等専門家による講義（３講義）

メンタルヘルス，遺体識別，マナー／クレーム対応講習

（４）その他

他府省（国土交通省）職員による講義（管海事務）

６　在外領事中間研修は実施できなかったが，その他の領事関係研修の実施と研修内容の充実により，在外公館の領事担当官の専門知識向上とともに，利用者の理解を得られるようなコミュニケーション能力向上に努めつつ，正確な事務処理を通じた行政サービスの維持・向上を図った。

測定指標１－３　日本人学校・補習授業校への援助　＊

中期目標（--年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して，日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で受けることができるようにする。

28 年度

年度目標

１　補習授業校への支援拡充

厳しい予算事情の中，新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす補習授業校に対し，予算の範囲内で政府援助を行い，政府援助対象校の更なる拡充を図る。

２　安全対策強化

シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け，27 年度に全ての日本人学校等（日本人学校 89 校及び学校法人等が設置した学校２校）を，警備員雇用費，警備機器維持管理費の援助対象としたところ，28 年度は補習授業校についても，一層の安全対策の強化に向けて，全ての要望校に対して財政援助を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　28 年度において新たに補習授業校の政府援助対象となった学校は７校であり，その結果政府援助対象補習授業校は合計 212 校となった。

２　28 年度において，安全対策強化として安全対策費（警備員雇用費，警備機器維持管理費）支援の要望のあった補習授業校全てに対し，財政援助を行った。

３　また，７月のダッカ襲撃テロ事件を受けた「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書で，より安全対策を強化すべき対象のひとつに在外教育施設が挙げられたことを踏まえ，日本人学校等在外教育施設の安全対策を更に強化することとした。具体的には，各施設の安全対策を検証する必要性から，28 年度補正予算に日本人学校への危機管理専門家による安全評価等について経費を計上し，スピード感を持って，危機管理専門家による安全評価を実施し，一部の公館に対し，施設の強化を行った。

29 年度

年度目標

１　補習授業校への支援拡充

新たに支援要望のあった政府援助の基準を満たす補習授業校に対し，予算の範囲内で政府援助を行い，政府援助対象校の拡充を図る。

２　安全対策強化

必ずしも日本と同程度の安全が確保されているわけではない海外において，安全な環境で教育を受けるために，「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書も踏まえ，従来より高い水準で安全対策を行う。

具体的には，日本人学校及び補習授業校に対し，民間危機管理専門家による安全評価を実施し，その結果を踏まえ，人的・物的警備強化に重点的に，かつスピード感をもって取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　29 年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が４校増え，同年度における援助対象基準を満たす補習授業校は 216 校となった。そのうち，要望のあった 214 校に対し，政府援助を実施した。

２　テロのターゲットに日本人学校及び補習授業校がなり得るとの観点から，以下の安全対策を実施した。

（１）29 年度中に日本人学校及び補習授業校に危機管理会社の専門家を派遣し，当初予定の 1.3 倍となる全 303 校の日本人学校等について，施設の安全対策の現状に関する評価を実施した。

（２）専門家からの指摘を踏まえ，施設強化に係る支援を，当初予定の 1.7 倍の日本人学校等に対して行った。運用面でも，緊急対応マニュアルの整備や避難訓練実施等への助言を行い，当初予定の 1.2 倍の日本人学校等に対して実施した。

（３）新規に，テロ襲撃のリスクが高まると見られる期間前後のガードマン増員雇用経費支援を開始

した。
（４）老朽化により学校施設の保全が危ぶまれている日本人学校に対し，大規模修繕工事費の一部について支援を行った。

測定指標１－４　IC 旅券の発給及び不正取得等の防止　＊

中期目標（--年度）

憲法で定められている国民の海外渡航の自由の権利を保障するため，国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図りつつ，国際標準を満たす日本国旅券を安定的に国民に発給するとともに，日本国旅券の国際的な信頼性を確保するため，旅券のセキュリティを向上させた次期旅券の導入等により，不正取得・不正使用を防止する。

28 年度

年度目標

より質の高い旅券行政を目指すと共に，旅券の不正取得の防止に努め，IC 旅券の円滑な発給及び日本旅券の国際的信頼性の維持を図るため以下を実施する。

法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修，定例会議，「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」の実施。

施策の進捗状況・実績

日本国内において，3,738,380 冊（暦年）の一般旅券を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

旅券法の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券に関する法定受託事務の一部が，地方自治法に基づく条例による事務処理の特例等により，市町村に再委託され，国内の旅券申請窓口が一層増加するとともに身近になり，申請者の利便性が向上している（再委託市町村数（12 月末現在）: 818 市町村）ことも踏まえ，旅券法令に基づいた統一的かつ適正な処理を確保し，円滑な一般旅券の発給を維持するため，旅券事務担当新任者研修を２回，中堅職員研修を１回開催するとともに，都道府県旅券事務主管課長会議，主管課長会議幹事会及び都道府県を６地域に分けたブロック会議等を実施した。

28 年度においても，旅券の不正取得の未然防止及び撲滅を図るため 21 年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年２回（７月から 10 月までの間に各都道府県が定める２週間及び 29 年２月 20 日から３月５日までの２週間）実施し，本人確認の審査を厳重に行うとともに，警察等関係機関との連携を密にし，旅券の不正取得の防止に努めた（下記※参照）。

さらに，28 年は，慶応２（1866）年に我が国で初めて海外渡航文書が発給されてから 150 周年を迎える節目の年であったため，旅券に関する広報を重点的に実施した。国民の旅券に対する関心を高めるとともに，旅券の不正取得防止等の重要性につき改めて啓発した。

28 年１月から導入したダウンロード方式の一般旅券発給申請書を利用した申請が，国外における発給申請の 25%（29 年３月）に達した。また，国民に対する利便性の向上のため，動作環境の改善（利用可能なオペレーティング・システム（OS）の拡大等）のための開発を行った。

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えたテロリスト等の入国阻止の水際対策の一環として，旅券の偽変造対策の更なる向上のため，31 年度に次期旅券冊子を導入することを発表した。次期旅券冊子のデザインについては，査証ページごとに異なる図柄とすることが偽変造対策上も極めて有効であって，国際的に主流化しつつあることなどを踏まえ，日本の旅券にふさわしいデザインのあり方につき有識者からなる「次期旅券冊子デザイン選定準備会合」（領事局長主催）を設置して，日本らしさ，品格，親しみやすさ等の観点から選考を重ね，世界的にも知られる富士山をメインモチーフとし，日本を代表する浮世絵である葛飾北斎の「冨嶽三十六景」を採用した。次期旅券冊子の導入により，日本の美しい伝統文化をアピールするとともに，IC チップの不正アクセス防止機能が更に強化される。

また，行政改革推進会議の下で実施された 28 年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において，旅券関連業務に係るフルコスト分析がテーマとなり，①旅券関連業務については，邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して，予算と実績それぞれの内訳を，国民に対して分かりやすく説明すべきである，②旅券の発給業務については，コスト削減に努めるとともに，マイナンバー制度等を活用して，行政コストの削減を図るべきである，との指摘がなされた。これを踏まえ，①については，指摘のあった内訳を外務省ホームページに掲載するための作業を行い，

②については，29 年度予算において，旅券冊子の単価を見直す等して，10 年及び５年旅券冊子の要求額を当初要求額から約 0.5 億円削減するとともに，旅券発給業務におけるマイナンバー制度等の利活用の可能性（戸籍情報とマイナンバーとの連携が旅券発給業務にとって十分なものとなるかなど）につき関係省庁と協議，検討を進めた。

（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）

24 年：26 冊，25 年：13 冊，26 年：12 冊，27 年：10 冊，28 年：８冊

29 年度

年度目標

１　国民の利便性・行政サービスの向上を図るため，ダウンロード方式の一般旅券発給申請書（27 年度導入）等の利用拡大に向けた取組を促進する。

２　行政コスト削減の可能性を検討するため，引き続き，戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ，旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用について，関係省庁と協議し，検討を行う。

３　法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修等を実施することにより，国民に対する均一かつ平等な旅券行政サービスが提供され，円滑な旅券発給が確保されるように努める。

４　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため，旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

５　次期旅券の導入に向けた開発・検証を進める。

施策の進捗状況・実績

１　動作環境の改善（利用可能なオペレーティング・システム（OS）の拡大等）を行ったダウンロード方式の一般旅券発給申請書による運用を７月 13 日に開始した。

国外における旅券発給申請のうち，ダウンロード方式の一般旅券発給申請書を利用した申請は，29 年３月は 25%であったが，９月以降 30%を超えている。

また，国内 42 都府県の旅券事務所において，９月１日から 11 月 10 日までの任意の期間，ダウンロード申請書の試験運用を実施し，9,430 件（全体の約 5.7%）の利用があった。右試験運用期間中に行った利用者アンケート（回答者数 6,043 名）では，95%以上が使い勝手に特に問題ないとしており，98%以上から次回申請時も利用したいとの回答があった。

２　旅券発給審査時に必要となる情報等について，引き続き精査・検討し，マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して審査に必要な戸籍情報を入手することが可能となるよう，関係省庁との協議，検討を継続した。

３　日本国内において，3,959,468 冊（暦年）の一般旅券を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。旅券法の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券に関する法定受託事務の一部が，地方自治法に基づく条例による事務処理の特例等により都道府県から市町村に再委託され，国内の旅券申請窓口が一層増加するとともに身近になり，申請者の利便性が向上している（再委託市町村数（12 月末現在）：834 市町村）ことも踏まえ，旅券法令に基づいた統一的かつ適正な処理を確保し，円滑な一般旅券の発給を維持するため，29 年度から，従前研修対象としていた都道府県職員のほか，市町村職員についても当省が実施する研修への参加を認めることとして，旅券事務担当者研修を３回開催した。また，都道府県旅券事務主管課長会議，主管課長会議幹事会及び都道府県を６地域に分けたブロック会議等を実施した。

４　29 年度においても，旅券の不正取得の未然防止及び撲滅を図るため 21 年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年２回（７月から 10 月までの間に各都道府県が定める２週間及び 30 年２月 20 日から３月５日までの２週間）実施し，本人確認の審査を厳重に行うとともに，警察等関係機関との連携を密にし，旅券の不正取得の防止に努めた。

（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）

25 年：13 冊，26 年：12 冊，27 年：10 冊，28 年：８冊，29 年：10 冊

５　高度な偽変造対策を施した次期旅券の 31 年度での導入に向け，新たな偽変造防止対策等所要の開発等を行った。

６　28 年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において，「旅券関連業務については，邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して，予算と実績それぞれの内訳を，国民に対して分かりやすく説明すべきである。」等の指摘事項があったことを踏まえ，邦人保護等に係るコストと旅券発給に係るコストの双方に関する予算と実績それぞれの内訳を，「旅券手数料

収入と発給コストの比較について」として，６月に当省ホームページで公表した。

測定指標１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（--年度）

海外に居住する日本国民が，憲法第 15 条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

28 年度

年度目標

在外選挙制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。

１　28年夏に予定されている参議院選挙に向け，世界各国・各地域における事情に応じて，重層的な手段を講じて広報（現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会の活用等）に努め，在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。

２　国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第30条に基づき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。

施策の進捗状況・実績

１　投票のために必要な在外選挙人名簿への登録手続や在外投票の方法等の在外選挙制度の周知を図るため，窓口来館者への呼び掛け，ホームページへの掲載，領事メールの発出，領事出張サービスの際の案内，現地日本人会，日本商工会及び在外教育施設等を通じた広報・啓発を重層的に行った。また，28 年度に実施された第 24 回参議院選挙は，選挙権年齢の満 18 歳以上への引下げ後，初の国政選挙でもあったことから，事前に在外公館員が高等部を併設している在外教育施設を訪問し，選挙制度の説明会や模擬投票の実施を行った。同選挙における在外公館等投票の実施公館は計 222 公館・事務所に上った。

２　28 年度における在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等の取扱いは，29 年１月末現在で約３万１千件に上り，適正かつ迅速に処理している。

在外選挙制度については，海外在留邦人からの，手続が煩雑であるという指摘を受け，外務省として在外選挙人名簿の登録手続の改善について総務省と協議を行ったところ，総務省有識者会議の議論等を経て，28 年は，公職選挙法の改正が実現し，現行の在外公館での登録申請に加え，今後は国外転出時の市町村の窓口で出国時申請が行えることとなった（12 月２日公布）。

29 年度

年度目標

１　在外選挙人名簿登録制度の見直しに係る市町村窓口での出国時申請の運用（施行日は改正法公布日の 28 年 12 月２日から１年６か月を超えない範囲で定める日）に向け，施行令の策定やシステムの構築等の必要な準備を総務省とも協議の上進める。

２　出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発，関連事務の適正かつ迅速な処理など，海外に居住する日本国民が，憲法で保障されている選挙権を行使する機会を確保していく。

施策の進捗状況・実績

１　在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の運用開始（30 年６月まで）に向け，総務省と協議の上，公職選挙法施行令等の策定，申請を受け付ける市町村選挙管理委員会をユーザーとする「在外選挙人住所確認システム」の構築等の必要な準備を進め，市町村の選挙管理委員会での政府共通ネットワークを経由したシステムの接続テスト及び動作確認テストなどを順調に実施した。

２（１）投票のために必要な在外選挙人名簿登録申請手続や在外投票の方法等の周知を図るため，従来どおり，在外公館窓口来訪者への呼び掛け，外務省及び在外公館ホームページへの掲載，領事メールの発出，領事出張サービスの際の案内，現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に行った。

（２）29 年度における在外選挙人名簿登録申請の受付及び在外選挙人証の交付等の取扱いは，30 年２月末現在で約３万５百件に上り，適正かつ迅速に処理している。特に，衆議院の解散があった９月以降の申請が激増し，９月約 2,700 件，10 月約 2,400 件，11 月約 1,800 件，12 月約 2,200 件を記録した。

（３）10 月には第 48 回衆議院議員総選挙における在外公館投票を実施した。衆議院解散に伴う選挙であり，予備費要求，未記入投票用紙の在外公館宛発送等，短期間での作業であったが，重大

な過失もなく適正に実施した。在外公館等投票実施公館は計 223 公館・事務所，投票者数は，郵便等投票，日本国内での投票を含め 21,000 人を超えた。

（４）12 月，投票しにくい環境にある選挙人（在外選挙人名簿登録者を含む。）の投票環境向上策を検討する場として，総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され，インターネット投票の導入について研究を進めることとなった（30 年夏頃に報告書がとりまとめられる予定）。

測定指標１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（--年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施する。また，支援拡大の検討を行うとともに，子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

28 年度

年度目標

１　条約に基づいて中央当局の任務を適切に実施する。

２　特にアジア地域を中心に，国際的な条約の運用をする。

施策の進捗状況・実績

１　28 年度は，55 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 40 件，面会交流援助申請が 15 件）。法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き 40 件について援助決定を行い，外国当局との調整，子の所在特定，友好的な解決に向けた協議のあっせん，裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果，28 年度中には，条約に基づき，外国から日本への子の返還が９件，日本から外国への子の返還が７件実現した。

２　６月にハーグ国際私法会議（HCCH）及び早稲田大学との共催で「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム」を開催し，アジア太平洋地域を中心に 21 の国と地域から 64 名の専門家が参加した。

29 年度

年度目標

１　引き続き条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに，これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。

２　我が国におけるハーグ条約の実施状況について検討を行う。

３　子の連れ去り等を未然に防止するための積極的な広報を行う。

施策の進捗状況・実績

１　29 年度は，42 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 34 件，面会交流援助申請が８件）。

法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除き 42 件について援助決定を行い，外国中央当局との調整，子の所在特定，友好的な解決に向けた協議のあっせん，裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果，29 年度中には，条約に基づき，外国から日本への子の返還が６件，日本から外国への子の返還が７件実現した。

２　領事局長主催研究会での議論及び関係者等からの要望内容を踏まえ，中央当局がアウトゴーイング（子が外国にいる）事案において提供する支援を見直し，裁判資料の翻訳及び弁護士紹介について，アウトゴーイング事案でも活用できるよう支援内容を拡大した。

３　国内でのハーグ条約の認知度を高め，子の連れ去りを未然に防止すべく，ポスターを作成し，駅，空港や市役所等，広く一般の目につく場所に掲示したほか，弁護士，地方自治体職員等に向けたセミナーを全国 29 か所で開催した。また，12 月には新規締約国の条約実施能力の向上を図るとともに，非締約国の早期加入を促す目的で，アジア太平洋地域のハーグ条約の実施に携わる各国裁判官や中央当局職員等を招いて国際セミナーを東京で開催した。

測定指標１－７　在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数

	中期目標値	28 年度	29 年度

	30 年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
在留届	―	75%	82.9%	80%	83%
「たびレジ」	30 年夏目処までに，累計登録者数240万人を達成する。	前年以上の登録者数	960,196 人 （累計： 1,766,955 人）	60 万人	1,753,349 人 （累計： 3,520,304 人）

測定指標１－８　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展
注：本測定指標の①年間運用経費削減は 28 年度をもって設定を終了した。

	中期目標値	28 年度		29 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
①年間運用経費削減 （17 年度比）	―	6.97 億円	8.05 億円	―	―
②年間業務処理時間削減 （17 年度比）	―	10,740 時間	10,598 時間	10,740 時間	10,640 時間

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
領事サービス向上・改善のためのアンケート調査（平成 30 年３月１日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html）
「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」提言の点検報告書提出（平成 28 年８月２日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page3_001754.html）
パスポート（旅券）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html）
在外選挙・国民投票
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html）
ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page25_000833.html）
ハーグ条約の実施状況
ハーグ条約の実施に関する外務省領事局長主催研究会

個別分野 ２　在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

１　在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するとともに，各自が危機管理意識を持ち行動するべく，意識改革を効果的に推進する。また，的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応等についても，一層強化する。

２　在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための，国内外の各種機関・団体との連携・協力関係，ネットワーク化の形成を推進し，邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説（平成29年１月20日）
平和と安全／法の支配の強化

・「経済財政運営と改革の基本方針 2017　～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成 29 年６月９日　閣議決定）
第２章５.（１） 外交・安全保障　① 外交

・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
２　海外における邦人の安全確保

・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（--年度）

海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また，在外公館邦人援護体制を強化する。

28 年度

年度目標

１　閉館時の緊急電話対応業務について，不要不急の案件等については外部委嘱により専門業者に対応を依頼することで，領事担当者が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため，上半期中に10公館程度新規導入を図る。

２　海外安全ホームページについては，今後も不断の見直しを行い，「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため，引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。

３　海外安全対策啓発活動（旧：海外安全キャンペーン）については，在外邦人の安全対策強化を目的とし，引き続き海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」，「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を，民間からの協力を得つつ各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　在外公館の閉館時における外部委託による緊急電話対応業務について，年度当初の168公館から新たにアジア，欧州，アフリカ地域の３公館（ミャンマー，ボスニア・ヘルツェゴビナ及びカメルーン）を加えて，合計171公館へと拡大した。これにより，領事担当官が緊急性の高い邦人保護業務に専念できる体制を整備した。

２　海外安全ホームページ（HP）については，ダッカにおける邦人殺害テロ事件を受けて立ち上がった「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言の点検報告書において重点事項とされた「国民への適時適切かつ効果的な情報伝達」の中で触れられているとおり，「国民の安全対策に役立つ，精度の高い情報を，適時にわかりやすく伝える」ために，同HP上に掲載している「危険情報」，「スポット情報」，「広域情報」（「感染症スポット情報」，「感染症広域情報」含む）にわかりやすい発信のポイントを付す，スマートフォン対応のための改修を実施する等の「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化に努めた。また，安全対策に係る基本認識を国民にわかりやすく伝達するために「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を制作し，外務省HPを通じて幅広く提供した。

３　海外安全対策啓発については，上記点検報告書に盛り込まれた「たびレジ」登録推進のために，

航空会社機内広報誌や旅行ガイドブックへの「たびレジ」広告掲載を実施し，29年３月に著名タレントを起用した「たびレジ」登録促進キャンペーンを成田空港で実施したほか，同月を「春の海外安全強化月間」として各都道府県の旅券事務所，公共交通機関，旅行会社等へのポスター掲示，リーフレットの配布及びSNSやインターネットでの広告等を通じた「海外安全キャンペーン」を実施した。

29 年度

年度目標

１　閉館時の緊急電話対応業務について，不要不急の案件等については外部委嘱による専門業者に対応を依頼することで，領事担当者が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため，近年新設された公館を中心に，入電件数や専門業者の対応可能国であるかなどを勘案の上，新規導入を図る。

２　海外安全ホームページについては，今後も不断の見直しを行い，「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため，引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。

３　海外安全対策啓発（旧：海外安全キャンペーン）については，在外邦人の安全対策強化を目的とし，引き続き，海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」，「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を，民間からの協力を得つつ「ゴルゴ 13」の安全対策マニュアルも活用し，各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　新たに在ブルキナファソ大使館を加え，在外公館の閉館時における緊急電話対応業務の外部委託を計 172 公館へと拡大した。

２　海外安全ホームページの脆弱性対策として，掲載されている全ての動的コンテンツを静的化する改修を完了した。また，「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の特設ページを海外安全ホームページ内に設置し，安全情報を幅広く提供した。同ページへの累計アクセス数は 30 年３月現在 190 万件以上を達成した。さらに，「国民の安全対策に役立つ，精度の高い情報を，適時に分かりやすく伝える」ことを実現し，ユーザー目線に立った使いやすいものとするために，海外安全ホームページのリニューアルを念頭に置いた新規ページデザイン及びその設計図の企画競争入札を行った。

３　海外安全対策啓発として，３日間で延べ 19 万人以上が来場した国内最大の旅行業展示会「ツーリズム EXPO ジャパン 2017」に領事局ブースを出展し，海外における安全対策の推進を目的として「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」，「たびレジ」広報冊子の配布等，各種広報を実施した。また，旅行ガイドブック及び機内誌を含む誌面媒体等に海外安全情報に関する寄稿及び広告を掲載した。ゴルゴ 13 の安全対策マニュアルについては，「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」や羽田空港における「夏休み海外安全対策キャンペーン」等を通じ，電子版及び冊子版を国内外に幅広く展開した。

測定指標２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応　＊

中期目標（--年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

28 年度

年度目標

引き続き，大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため以下を実施する。

１　無線機については，現地通信インフラの整備状況，治安状況を勘案し，邦人援護活動に必要な台数，機種の適正配備を実施する。

２　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，引き続き，緊急事態発生の蓋然性が高い途上国・地域に対し，邦人の年間渡航者数等も考慮した上で，効率的な配備に努める。

３　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に，在留邦人・邦人渡航者に対して，迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを英国及びフランスに追加導入するとともに，安定的運用を目指す。

４　引き続き，海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させる

等，海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。
5　官民合同実地訓練については，シリアにおける邦人殺害テロ事件等も踏まえ，緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
6　テロ・誘拐事件体制強化については，テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から，緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て，各国情勢の把握に一層努めるとともに，緊急事態への対応力を強化する。

施策の進捗状況・実績
1　大規模緊急事態に備えた無線機の整備として，アフリカ地域の在外公館を中心に約150台の機器の買換え・配備等を行った。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，テロの脅威や大規模自然災害発生等の蓋然性の高い途上国・地域に対し，新規配備の８公館を含む計93公館への配備を行った。
3　SMSシステムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については，７月に英国，ドイツ，米国，ミャンマー，ラオス，９月にフランスで運用を開始し，情報提供・安否確認に使用した。
4　緊急事態対応費（研修対応経費）については，点検報告書に盛り込まれた海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として，海外の緊急事態発生時における速やかな邦人退避の実施に向け，あらかじめ担当者として指名したERTの一部を国内及びタイにおける自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させた。
5　緊急事態対応時の官民連携の強化を図るため，テロ誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同テロ・誘拐対策実地訓練）（於：英国）に，官・民が合同で参加した（計20名参加）。開催後のアンケートでは民間側から「緊急事態発生時の対処方法を具体的に学ぶことができ，非常に有意義であった」,「官と民の連携が深まった」などとする評価が見られた。
6　危機管理会社から提供される海外のテロ及び誘拐の脅威情報は，最新の情勢を即座に把握する上で貴重な情報源の一つとなった。この情報は今後の邦人の安全対策を効果的に取る上でも極めて重要となってきている。

29 年度
年度目標
引き続き，大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため，以下を実施する。
1　無線機については，現地通信インフラの整備状況，治安状況を勘案し，邦人援護活動に必要な台数，機種の適正配備を実施する。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，引き続き，緊急事態発生の蓋然性が高い途上国・地域に対し，邦人の年間渡航者数も考慮した上で，効率的な配備に努める。
3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に，在留邦人・邦人渡航者に対して，迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し，安定した運用が可能となるよう努める。
4　引き続き，海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させるなど，海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。
5　官民合同実地訓練については，ダッカ襲撃テロ事件等も踏まえ，緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
6　テロ・誘拐事件体制強化については，テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から，緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て，各国情勢の把握に一層努めるとともに，緊急事態への対応力を強化する。
7　新型インフルエンザ，国際的に脅威となる感染症への対応に係る取組を進める。

施策の進捗状況・実績
1　大規模緊急事態に備えた無線機の整備として，アジア・欧州地域の在外公館を中心に約 200 台の機器の買換え・新規配備等を行った。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心に計 94 公館（新規配備の４公館を含む）に購送し，効率的な配備に努めた。
3　在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等のための SMS システム運用を 30 年２月

にカンボジアでも開始し，計 17 か国・地域で導入した（30 年２月現在）。また，SMS 到達率向上のためのシステム改修等，運用安定化のための各種施策を実施した。
４　海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として，海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため，ERT の一部を誘拐・被害者家族支援研修，テロ・誘拐対策官民合同実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送・保護措置訓練へ参加させた。
５　官民合同実地訓練について，危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同テロ・誘拐対策実地訓練）に官民合同で参加した（海外（英国）で３回実施。外務省職員及び企業関係者計 22 名が参加）。
６　危機管理会社から提供される海外のテロ等の脅威情報を，海外における邦人の安全対策強化のために活用した。
７　５月にコンゴ民主共和国で発生したエボラ出血熱等に対して，感染症スポット情報発出等の注意喚起を速やかに実施した。

測定指標２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携　＊

中期目標（--年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。

28 年度

年度目標

１　海外安全情報収集のための委嘱契約については，引き続き中東・アフリカ等，危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか，治安コンサルタント等への調査委託により，邦人の安全確保に資する情報を収集する。
２　引き続き海外安全官民協力会議など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し，海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに，官民間の危機管理意識等の共有を図る。
３　国際ニュースモニタリングサービスについては，24時間365日体制でモニタリングし，邦人に関わり得る事件の迅速な把握，また，緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。
４　国内安全対策セミナーについては，その内容を拡充するとともに，引き続き民間団体等と連携して，継続的に実施することにより，海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ，安全対策の強化を図る。
５　在外安全対策セミナーについては，中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。また，日本人学校の安全評価も併せて実施する。

施策の進捗状況・実績

１　邦人の安全確保対策のため海外における治安・安全情報の収集につき，既存の情報提供者に加え，新たに精度の高い情報を提供可能な人材を発掘するべく鋭意取り組み，４件の新規契約に至った。また，収集した情報を活用し，邦人の安全確保のため有益な情報を適時的確に海外安全情報や領事メール等を通じて発出した。
２　「海外安全官民協力会議」（国内で開催）は，海外で活動する官民双方が相互の情報交換や意見交換を通じて，より安全な海外渡航・滞在が可能となる環境作りを図るため定期的に実施しており，28年度は本会合を１回，幹事会を３回それぞれ実施し，この中で最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題等が議論された。８月２日に発表した「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書を受け，外務省と日本商工会議所（日商）の間で立ち上げた「海外安全対策タスクフォース」の議論を踏まえ，外務省，経済産業省，日商，JETRO，経団連等企業の海外進出に関係を有する機関等が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を創設した。９月27日に局長級の第１回本会合，12月１日に課長級の幹事会会合を開催するなど，中堅・中小企業を含む幅広い企業関係者に対して安全対策に関するノウハウ，危険情報及び企業側のグッドプラクティス等の情報を共有するとともに，企業側が抱える懸念や問題点が迅速に把握・解決されることを目指している。
３　主要海外通信社（AP，ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタ

リングし，緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な実施に努めた。７月のニースにおけるテロ事件の際には，事件後直ちにモニタリング委託先からの速報により事件を認知し，在マルセイユ総領事館，官邸及び外務省の関係者に情報共有し，各連絡室を設置した。また，この速報により，迅速に在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに，邦人の安否確認を実施することができた。

４　国内では，海外進出企業や教育機関の安全管理者等を対象に，テロ，誘拐等に対する危機管理意識・能力の向上を目的として最新のテロ情勢，危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」(旧：官民安全対策セミナー)を，地方自治体や経済団体等の協力を得て，東京，名古屋，大阪及び福岡の４都市において延べ７回実施した。開催後のアンケートでは「外務省の取組の最新情報や現在の国際環境の変化，危機管理の対策についてよくわかった」，「危機管理を身近なものとして考え直すきっかけとなった」などとする評価が見られた。そのほかに，領事局職員が，業界団体等が主催するセミナーへ参加し，安全対策に関する講演を行い，企業の安全管理者等の危機管理の意識・能力の向上に努めた（28年度は全国各地で合計100回以上の安全対策セミナーを開催）。点検報告書に盛り込まれた留学生の安全対策として，大学の幹部職員や危機管理担当者を対象としたセミナーの実施や，大学生自身に対する講演を14回実施した。

５　海外では，在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」をアフリカ，南西アジア，米国，中南米，中東，東南アジアの10か国計13都市で開催した。また，同セミナーの一環として，現地治安当局者による講演（２都市）も行った。開催後のアンケートでは「事例検討（演習）が気づきにつながった。危機意識が高まったので早速会社で対応したい」，「最新の治安情勢分析が聞けた」などとする評価が見られた。

７月のダッカ襲撃テロ事件で，８名の邦人被害が生じたダッカにおいては，在留邦人の安全対策強化の観点から，事件発生後速やかに在外安全対策セミナーを開催した。また，ダッカを含めテロ事件等が発生した国を中心に，日本人学校の安全対策評価を実施した。

６　ダッカ襲撃テロ事件が発生した７月１日はラマダン期間中の金曜日であった。外務省が海外安全HP，「たびレジ」及び領事メールを通じて，ラマダン期間中の特に金曜日には，イスラム過激派組織によるテロ発生の危険が高い旨の注意喚起を累次行っていたにも関わらず，８名の邦人被害者を出したことは，国民の海外安全対策の重要性に対する認識を更に高める必要があるという課題を浮かび上がらせた。

こうした課題に取り組むべく，外務省は安全対策強化の一環として，安全対策に係る基本的な認識を中堅・中小企業をはじめ幅広く国民に持ってもらうために，人気劇画「ゴルゴ13」を活用した中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアルを新たに作成し外務省HPに掲載した。同HPにはアクセスが殺到し，またメディアが大きく取り上げるなど，国民の大きな関心を集めた。上記の各種取組が，海外安全HPへのアクセス数や「たびレジ」登録者数の増加につながったことから，国民の安全対策の意識・能力の向上に一定程度寄与したと判定した。

29 年度

年度目標

１　海外安全情報収集のための委嘱契約については，引き続き中東・アフリカ等，危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか，治安コンサルタント等への調査委託により，邦人の安全確保に資する情報を収集する。

２　引き続き海外安全官民協力会議，「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し，海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに，官民間の危機管理意識等の共有を図る。また，「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を同ネットワーク等を通じて全国展開する。

３　国際ニュースモニタリングサービスについては，24 時間 365 日体制でモニタリングし，邦人に関わり得る事件の迅速な把握，また，緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。

４　国内安全対策セミナーについては，その内容を拡充するとともに，引き続き民間団体等と連携して，継続的に実施することにより，海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ，安全対策の強化を図る。

５　在外安全対策セミナーについては，中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　海外の情報提供者との治安・安全情報の収集契約につき，６件の新規契約を行い，邦人犯罪被害者支援に関する調査委託をドイツにて実施した。また，右情報を邦人の安全確保のため海外安全情報や領事メール等で活用した。
２　「海外安全官民協力会議」（国内で開催）本会合を１回，幹事会を３回それぞれ実施し，最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題，短期渡航者を含む在外邦人の安全対策等について議論した。
「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」に，外務省からの呼び掛けに応じて新たに８組織が参加し，計 29 組織に拡大した。また，本会合及び幹事会をそれぞれ１回開催した。
「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」は， 30 年３月時点で特設ページに 190 万件を超えるアクセスがあったほか，上記ネットワーク等を通じて冊子版を国内外に広く展開した（制作した 11 万部の大部分を 29 年度中に配布済み）。
在外公館で民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を実施し，上記「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」も活用しつつ，邦人の海外安全対策に関する意見交換や情報収集，危機管理意識の喚起等を行った。
短期渡航者の安全対策強化のために，（社）日本旅行業界等と共催し，添乗員に対するセミナーを東京及び大阪で計６回開催した。また，留学生に対しても全国各地の高校・大学における計 38 回の安全対策講演会や意見交換会を実施し，学生及び学校関係者の安全意識の向上を図った。
３　主要海外通信社（AP,ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を 24 時間 365 日体制でモニタリングし，緊急事態発生時の迅速な初動体制構築及び在留邦人等への注意喚起に活用するなど，邦人保護業務の的確かつ迅速な対応に努めた。
４　国内では，海外進出企業や教育機関を対象に，最新のテロ情勢，危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」(旧：官民安全対策セミナー)を，地方自治体，経済団体及び関係省庁等の協力を得て，東京，大阪，名古屋，岐阜，四日市及び那覇の６都市において延べ８回実施した（延べ約 900 人が参加)。
企業関係者を対象としたセミナーについては，開催場所を岐阜，四日市及び那覇などの地方の中核都市にも拡大。また，四日市におけるセミナーでは，共催の（独）中小企業基盤整備機構のアドバイザーを講師に迎え，ビジネスリスクマネージメントに関する講演を実施することで，より幅広いニーズに合わせた講演内容となるよう努めた。
教育機関を対象としたセミナーについては，文部科学省から正式に後援を受けて，同省と協力しながら実施に向けた調整を行うとともに，講演内容についても受講者のニーズに沿った内容にするよう努めた。
５　海外の在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」をアフリカ，南西アジア，米国，中東，東南アジア，欧州の 20 か国の主要都市で開催した。また，同セミナーの一環として，現地専門家による講演（１都市）も実施し，在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図った。

測定指標２－４　困窮邦人等の援護

中期目標（--年度）

年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。

28 年度

年度目標

１　精神障害者等の困窮邦人のため，専門的知見を有する外部人材の活用を図る。
２　兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　邦人精神障害者に対する援護については，精神科顧問医を活用したカウンセリング等，延べ 121 件（第３四半期分まで）の援護を実施した。
２　兼轄国及び遠隔地においても，交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者による支援を予定していたが，該当事案が発生しなかった。

29 年度

年度目標

兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　兼轄国及び遠隔地においても，交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者による支援を予定していたが，該当事案は発生しなかった。

２　精神科顧問医を活用したカウンセリング等，延べ 99 件（第３四半期分まで）の援護を実施した。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省海外安全ホームページ
（https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html）
同スマートフォン版サイト
（https://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html）
海外安全パンフレット・資料
（https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html）
感染症関連情報
（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/search/pcinfectioninfo.html）
海外安全関連会議の紹介
（https:/www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kaigikanren.html）
「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」
（https:www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html）

個別分野 ３　外国人問題への取組

施策の概要

１　ビザの審査・発給

出入国管理上問題のないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方，我が国の治安維持のため，厳格にビザ審査を行う。また，ビザ審査を効率的に行うため，査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

２　観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために，アジア諸国を始め，各国の事情等を踏まえつつ，戦略的にビザ緩和に取り組む。

３　在日外国人に係る問題解決への取組

外国人の受入れと社会統合について，有識者の意見や，地方自治体，国際交流協会，NPO等の活動状況を踏まえ，外国人の受入れと社会統合に関する課題や取組について，幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し，在日外国人に係る問題解決に向け積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日　明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
・観光ビジョン実現プログラム 2017－世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2017）（平成 29 年５月　観光立国推進閣僚会議）
・「経済財政運営と改革の基本方針 2017　～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成 29 年６月９日　閣議決定）
第２章２.（６）海外の成長市場との連携強化　② 戦略的な輸出・観光促進

測定指標３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和　＊

中期目標（--年度）

人的交流の促進，観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

28 年度

年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

１　対象国を精査した上で，各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため，在外公館の関連業務の状況に応じ，職員の追加配置，査証事務支援システムの充実化を図るほか，次世代査証のあり方についての検討を開始する。

施策の進捗状況・実績

１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件の緩和措置を以下のとおり実施した。

10 月
・カタール人に対する数次ビザ（90 日）の導入（25 年８月の日カタール首脳会談で決定）
・中国人に対する商用数次ビザの発給要件の緩和，中国人学生等に対する個人観光一次ビザ申請手続きの簡素化（４月の日中外相会談で決定）

29 年１月
・ロシア人に対する数次ビザ（30 日）の導入，商用数次ビザの発給要件の緩和及び身元保証書の省略（12 月の日露首脳会談で決定）

29 年２月
・インド人学生等に対する一次ビザ申請手続きの簡素化（11 月の日印首脳会談で決定）
・ブラジル人に対する数次ビザ（90 日）の発給要件の緩和（29 年２月から実施）

２（１）訪日外国人旅行者数は初めて 2,000 万人を突破して過去最高の 2,404 万人（28 年現在，前年比 21.8%増，推計値）を記録し，ビザ発給数は前年比 12.4%増の約 536 万件となった。

（２）ビザ審査体制の強化のため，在外公館の業務の繁忙度に応じ，査証業務に従事する職員を増員した。また，28 年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し安定稼働を確保したほか，次世代査証のあり方に関し，制度設計，導入計画，システムの仕様について検討を進めた。

29 年度

年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

１　対象国を精査した上で，各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため，在外公館のビザ業務の増加や適正な審査の遂行に見合った十分なビザ担当職員の追加配置，査証事務支援システムの充実化，特にビザを大量に発給している公館における業務合理化に取り組む。また，次世代査証システムの開発事業者の調達を実施し，具体的な要件を確定する。

施策の進捗状況・実績

１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給緩和措置等を以下のとおり実施した。

５月

中国人について，十分な経済力を有する者に対する数次ビザの発給開始，東北三県数次ビザの六県への拡大，相当の高所得者に対する数次ビザの発給要件の緩和，個人観光一次ビザの申請手続簡素化，及び中国国外居住者に対する中国国内と同じ要件での観光目的数次ビザ発給の開始（４月の岸田外務大臣による青森・北海道訪問の際に発表）

６月～30 年１月（順次）

CIS 諸国人及びジョージア人に対し，商用数次ビザの発給要件の緩和及び自己支弁による渡航の場合の身元保証廃止

７月

アラブ首長国連邦国民に対する旅券の事前登録制ビザ免除の導入

30 年１月

インド人に対する数次ビザの申請書類の簡素化及び発給対象者の拡大（９月の安倍内閣総理大臣インド訪問の際に決定）

２（１）29 年のビザ発給数は，約 587 万件（前年比約 9.1%増）となり，訪日外国人旅行者数は過去最高の 2,869 万１千人（前年比 19.3%増，推計値）を記録した。

（２）ビザ審査体制の強化のため，在外公館の業務の繁忙度に応じ，査証業務に従事する職員を増員した。また，27 年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し，安定稼働を確保したほか，特に，ビザを大量に発給している在外公館において，システムへの情報入力作業を省力化する取組を開始した。電子査証や電子申請の実現を念頭に，次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発事業者の調達を実施し，開発を開始した。

測定指標３－２　在日外国人問題への取組　＊

中期目標（--年度）

在日外国人に係る問題の解決を促進する。

28 年度

年度目標

１　在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。

２　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。

施策の進捗状況・実績

１　国際ワークショップの開催

29 年３月，外務省と国際移住機関（IOM）との共催により，「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を「多文化共生社会に向けて―外国人女性の生活と活躍を中心に」のテーマの下で開催。約 180 名が参加。外国人女性の生活と共生社会のあり方や，外国人女性が活躍するための環境整備について議論を行い，その成果を提言にまとめた。

２（１）外国人集住都市会議への出席

29 年１月，「外国人集住都市会議とよはし 2016」（外国人集住都市会議主催）に出席。日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体，関係府省庁，民間団体等により，外国人住民の多国籍化，定住化による都市の状況や抱える課題が変化しつつある中，28 年度は日本語教育や外国人住民がより活躍できる社会などについて議論が行われた。

（２）在京大使館等向け防災施策説明会

６月，外務省は東京都と共催で，訪日外国人数上位 20 か国・地域の外交団等の防災担当者を招き，32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催等を視野に置きつつ，外国人観光客の安全・安心をテーマとする防災施策説明会を実施。災害発生時の関係機関における体制や役割の説明，防災アプリの紹介等が行われた。

29 年度

年度目標

１　在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため，国際ワークショップを開催する。

２　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また，在日外国人問題について，必要に応じて二国間協議の場で取り上げ，出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。

３　災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し，災害対応のネットワーク構築を図る。

施策の進捗状況・実績

１　国際ワークショップの開催

30 年３月，当省と国際移住機関（IOM）との共催により，「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を「外国人と進める地域の活性化」のテーマで開催。200 名が参加。地方の特色を活かした外国人の受入れや地域の活性化について議論を行い，その成果を提言にまとめた。

２　外国人集住都市会議への出席等

11 月，「外国人集住都市会議津会議 2017」（外国人集住都市会議主催）に出席。日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体や関係府省庁により，外国人住民が地域社会で活躍するための雇用環境の整備や日本語学習機会の保証，また，地方創生の観点から，受入れ後の社会統合政策がより効果的に進められるような体制の整備について議論が行われた。

30 年３月，法務省とともに，日系四世受入れ制度の説明会を在京ブラジル大使館に対して開催し，制度を周知するとともに，関心事項について協議を行った。また，30 年３月，ブラジルにおいて日伯領事当局間協議を行い，在日ブラジル人に係る問題を含む領事業務に関し意見交換を行った。

３　在京大使館等向け防災施策説明会

６月，外務省は東京都と共催で，全ての外交団を対象として，32 年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催等を視野に置きつつ，外国人の安全・安心をテーマとする防災施策説明会を開催し，災害発生時の関係機関における体制や役割の説明等を実施した。

参考指標１：訪日外国人数　（単位：万人）（暦年）

（出典：政府観光局（JNTO）統計）	実績値		
	27 年	28 年	29 年
	1,974	2,404	2,869

参考指標２：外国人不法残留者数（１月１日時点の数）

（出典：法務省統計）	実績値		
	27 年	28 年	29 年
	62,818	65,270	65,270

参考指標３：来日外国人の犯罪の総検挙件数（暦年）

（出典：警察庁統計）	実績値		
	27 年	28 年	29 年
	14,267	14,133	17,006

作成にあたって使用した資料その他の情報

・日本政府観光局ホームページ
統計データ「訪日外客数統計」
（https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html）

・法務省ホームページ
プレスリリース「本邦における不法残留者数について」（平成29年７月１日現在）
（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00067.html）
・警察庁ホームページ
組織犯罪対策に関する統計等
（https://www.npa.go.jp/publications/statistics/kikakubunseki/index.html）

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備･強化

施策Ⅴ－１　外交実施体制の整備･強化（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅴ－１）

施策名	**外交実施体制の整備・強化**
施策目標	**激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。**
施策の概要	１　国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 ２　我が国の外交活動の基盤であり，邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより，在外公館及び館員等の安全を確保し，外交実施体制の整備・強化を図る。 ３　情報防護に関する省内横断的な政策立案・実施を行うため体制強化を図り，具体的対策の拡充・拡大を行い，省内の全体的な情報防護能力の強化を図るとともに，各種取組についても，現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じ，効果的・効率的に実施する。 ４　オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため，国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。
施策の予算額・執行額等	本施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下では計上されていない。
関連する内閣の重要政策	・第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日） 総合的な外交力及び戦略的対外発信の強化

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	大臣官房	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

測定指標１　外務省の人員，機構の更なる整備　＊

中期目標（--年度）

外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。

主要国並みの外交実施体制を目指し，適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに，外交活動の質の強化を進めるべく，在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

28 年度

年度目標

定員・機構を増強する。

施策の進捗状況・実績

定員 106 名を純増した。５在外公館（４大使館：在サモア大使館，在アルバニア大使館，在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大使館，在モーリシャス大使館及び１総領事館：在ベンガルール総領事館）の新設を行った。また，在外公館の一部である事務所等については，在エルビル領事事務所を開設した。（28 年度末：在外公館数 220，定員数 5,982 名）

29 年度

年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに，適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うことを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

定員 83 名を純増した。３在外公館（１大使館：在キプロス大使館，１総領事館：在レシフェ総領事館及び１代表部：アフリカ連合代表部）の新設を行った。また，在外公館の一部である事務所等については，在バヌアツ兼勤駐在官事務所及び在シェムリアップ領事事務所を開設した。（29 年度末：在外公館数 223，定員数 6,065 名）

測定指標２　在外公館の警備体制の強化　＊

中期目標（--年度）

在外公館及び館員等の安全を確保する。

28 年度

年度目標

１　イスラム過激派組織ISIL（イラク・レバントのイスラム国）を始めとする国際テロ組織及び関連組織によるテロ活動が益々活発化しつつある中，27年にISIL が我が国在外公館（ボスニア・ヘルツェゴビナ，マレーシア，インドネシア）への攻撃を呼び掛けたことや，バングラデシュにおける邦人殺害事件，パリにおける同時テロ事件，28年のブリュッセルにおけるテロ事件等を踏まえ，従来比較的安全とされていた欧州・アジア地域の在外公館において，テロに備えた万全な警備体制を構築する。

また，警備体制を強化してきた中東・アフリカ地域の在外公館においても，現在の警備体制の維持を図る。

２　従来からの外務省職員の研修（赴任前研修，警備対策官研修）に加え，在外邦人の安全対策強化に係る検討チームの提言を踏まえ，危機管理研修を実施し，安全対策の専門家としての警備対策官の知見を高め，在外邦人の安全対策支援に活用する。

３　在外公館において，伊勢志摩サミット開催に向けて，テロ対策に重点を置いた警備訓練を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　テロの脅威が世界的に拡散する状況を踏まえ，我が国外交活動の拠点であり，在外邦人保護の「最後の砦」でもある在外公館の警備対策を強化するため，従来から脅威の高い中東・アフリカ地域の公館の警備体制の維持・強化に加え，欧州・アジア地域の在外公館のテロ対策を強化するとともに，各在外公館の想定される脅威に即した警備員の増員や警備機器の新規配備等の追加的な警備対策上の措置を実施した。

２　外務省職員の赴任前研修（年間 12 回実施，合計 337 名参加）及び警備対策官研修（28 年度１回，29 年１月初旬から２月下旬，新規に赴任する警備対策官 81 名参加）を実施した。警備対策官研修では，外部専門家の講義を増やし，在外邦人の安全対策支援にも寄与する知見の向上につながる講義に改善を行った。さらに在外公館に勤務する警備対策官を対象とした危機管理研修（28 年度２回，合計 26 名参加）を実施し，在外公館の危機管理能力を高め，警備対策官が研修で得た知見を活用した在外邦人への安全指導を実施し，在外邦人の安全対策に寄与した。
３　在外公館へのテロ攻撃に特化した警備訓練をＧ７伊勢志摩サミット前に実施し，在外公館職員の意識を高めるとともに，在外公館における緊急事態対応のための体制の確立を図った。

29 年度

年度目標

イスラム過激派組織 ISIL（イラク・レバントのイスラム国）は，イラク・シリア国内での占領地を喪失しつつあり，イラク・シリア国外でのテロ活動に重点を置く戦略に転換していることから，一層のテロ活動の拡散と凶悪化が継続すると予想される。28 年７月にダッカにおける襲撃事件で邦人７名が殺害される事件は，我が国が明確なテロ対象国となっていることを示している。５月にはカブールで我が国大使館及び館員も被害を受ける大規模爆弾事件が発生したが，これはイスラム過激派が外交施設をターゲットとしていることを示している。以上の認識のもと以下の施策を実施していく。

１　従来からテロ等の脅威が高かった国に所在する在外公館はもとより全ての在外公館の人的・物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。
２　職員対象の研修において実践的な講義を増やし，その知見を在外公館警備のみならず，在外邦人の安全対策にも活用できるものとする。
３　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　従来からテロ等の脅威が高い中東・アフリカ地域の在外公館の警備体制の維持・強化及びアジア地域，欧州及び中央アジア地域の在外公館のテロ対策の強化を実施した。また，在外公館ごとの脅威に応じて，警備員の増員又は臨時配置や，警備機器の新規配備等の追加的な警備対策上の措置を実施した。
２　外務省職員の赴任前研修（年間 17 回実施，合計 397 名参加），警備対策官研修（29 年度１回，30 年１月初旬から２月下旬，新規に赴任する警備対策官 79 名参加）を実施するとともに，在外公館に勤務する警備対策官を対象とした危機管理研修（29 年度４回，合計 43 名参加）を実施し，在外公館の危機管理能力を高め，警備対策官が研修で得た知見を活用した在外邦人への安全指導を実施し，在外邦人の安全対策に寄与した。
３　全在外公館において，在外公館所在地の脅威に応じた実践的な緊急事態対処警備訓練を実施した。

測定指標３　外交を支える情報防護体制の強化　＊

中期目標（--年度）

情報漏えい防止のための取組を推進する。

28 年度

年度目標

１　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。
２　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り，具体的対策の拡充・拡大を行う。
３　各種情報防護対策を実施する上で，基礎的資料の改訂や，効果的・効率的な情報防護対策の検討，情報保全体制の点検計画の策定，実施等に取り組む。
４　対象者の特性や最新の課題に応じた研修を実施するとともに，各々の職域・職務等を勘案し，きめの細かい実務的な研修内容を検討・実施する。
５　より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。

施策の進捗状況・実績

１　「政府による情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップを関係省庁と連

携しながら推進した。
２　省内横断的な政策立案・実施を更に強化するため，情報の適切な取扱い強化等に係る具体的対策の拡充・拡大を行った。
３　情報防護対策実施の基礎資料を改訂するとともに，内外の情報防護関連情報を元に効果的・効率的な情報防護対策を検討，実施し，環境整備を進めた。また，各課室の業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について，引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに，各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で，情報保全体制の点検計画を策定し，同計画に基づく点検を実施した。
４　本省及び在外公館職員に対する一般的な研修に加え，対象者の特性に応じた研修を実施するとともに，視聴覚教材も追加活用の上，具体例の紹介を含むきめの細かい研修を実施し，自習形式の研修方法として，ｅラーニングを活用した研修を導入した。
５　より効果的な秘密保全検査を実施するため，関係各課室と検査内容や時期を調整の上，28 年度７月他に同検査を実施した。

29 年度
年度目標
１　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。
２　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り，具体的対策の拡大・充実を行う。
３　各種情報防護対策を実施する上で，基礎的資料の改訂や，効果的・効率的な情報防護対策の検討及び環境整備，情報保全体制の点検計画の策定，実施等に取り組む。
４　対象者の特性や最新の課題に応じた研修を実施するとともに，各々の職域・職務等に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施する。
５　より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。

施策の進捗状況・実績
１　「政府による情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップとして関係省庁と連携しながら秘密保全に関する意識の啓発を行い，情報保護に必要な知識の習得のための教育を実施した。
２　省内横断的な政策立案・実施を更に強化するため，情報の適切な取扱い強化等の検討において関係部署との連携を深め，携帯機器類の取扱いに係る対策等，具体的対策の拡充を行い，これらの対策の周知・徹底のための注意喚起や指導を実施した。
３　情報防護対策実施に係る基礎資料を改訂するとともに，内外にて調査・収集した情報防護関連情報から，本省内及び在外公館における業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について，引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに，各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で，情報保全体制の点検計画を策定し，同計画に基づく点検を実施した。
４　本省及び在外公館職員に対する一般的な研修に加え，赴任地や職域・職務等，対象者の特性に応じた研修を実施するとともに，視聴覚教材も追加活用の上，具体例の紹介を含むきめの細かい研修を実施し，自習形式の研修方法として導入したｅラーニングを改訂し，秘密保全啓発として活用した。
５　より効果的な秘密保全検査を実施するため，定期的に実施する全本省課室及び在外公館における秘密保全に関する自己点検のほかに，本省にて対象課室を選定した上で，立入り検査を実施した。

測定指標４　地方連携の推進　＊

中期目標（--年度）
オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

28 年度
年度目標
１　国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため，以下を実施する。
（１）駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」，「地方視察ツアー」を地方自治体と共催して実施する。
（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が実施するPR事業を支援する。

２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を海外の複数の都市で実施する。
３　国内において，駐日外交団等に対して，地方創生支援のため飯倉公館を活用し，外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを開催し，地方の魅力を発信する。

施策の進捗状況・実績
１　国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため，以下の取組を実施した。
（１）駐日外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件（６月（長野県，神奈川県横須賀市，長崎県壱岐市，三重県鈴鹿市との共催，計71名参加）及び29年２月（沖縄県，愛媛県今治市，山口県宇部市，石川県金沢市，宮城県との共催，計113名参加））実施した。
「地方視察ツアー」を３件（５月（神奈川県横須賀市，計29名参加），７月（長野県，計18名参加），11月（福岡県福岡市，長崎県壱岐市，計21名参加）実施した。共催自治体からは，「県が誇る食，自然，文化はもとより先端技術や多くの県民のおもてなしの心に触れていただき，非常に喜んでいただけた。今回のツアーをきっかけに国際交流をより深めていきたい。」，「各国大使に都市の魅力を伝えるとともに，直接意見交換をすることができ，非常に有意義であった。」といった肯定的な評価が多く得られた。
主な報道振りとしては，NHK，東京新聞，神奈川新聞，信濃毎日新聞，読売新聞，毎日新聞，中日新聞等で取り上げられた。
これに加え，地方の魅力をグローバルに発信する新たな取組として「地方を世界へ」プロジェクトを開始した。これは，岸田外務大臣はじめ外務省のハイレベルが，自ら駐日外交団とともに日本の地方を訪れてその素晴らしさを共有するとともに，地元の方々と対話を行い，地方の魅力を世界に発信することにより，地方と世界をつなぎ，地域の更なる活性化を目指すものである。11月には宮城県，29年２月には沖縄県，29年３月には熊本県・福岡県を訪問，駐日外交団が計10人参加，新聞，テレビ等でも広く報道された。
（２）タイ，マレーシア，米国，中国等の在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を16件実施した。
２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を複数の自治体と連携して北京及び台北で計２件実施した。
中国人ブロガー等を九州地方（熊本県，佐賀県，福岡県），及び東北・北陸地方（山形県，福島県，新潟県，富山県）に招へいし，被招へい者がブログ等により各地方から情報発信を行ったところ，1,359万件を超える閲覧数があったほか，29年２月，現地PRイベントを開催したところ，２日間で約１万５千人が来場した（山形県，福島県等計16自治体が参加）。現地PRイベントの報道件数は計143件。
また，29年３月，台北では，公益財団法人日本台湾交流協会主催で現地PRイベントを開催し，まだ知られていない東日本の魅力を紹介したところ，会場には２日間で約8,400人が来場し，現地で広く報道された（宮城県，福島県等計20自治体が参加）。現地PRイベントの報道件数は計272件。
３　国内においても，駐日外交団等に対して飯倉公館を活用し「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」を岸田外務大臣と茨城県知事，和歌山県知事，佐賀県知事及び山口県知事との共催で計４件実施した。駐日外交団や内外プレス等海外への発進力がある招待者を通じて，各自治体の有する伝統文化，最先端技術等をセミナー，PRブース，ステージパフォーマンス等を通じて発信した。各回，約300人が参加したほか，内外の新聞，テレビ等でも紹介された。

29年度
年度目標
１　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため，以下を効果的に実施する。
（１）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件，また「地方視察ツアー」を複数回実施し，来場者に対するPRに加え，報道，SNS等を通じた発信を行う。
（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が実施するPR事業を支援する。
２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併

せ，地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を海外の複数の都市で２件実施し，来場者に対するPRはもとより，内外報道，SNSを通じた発信により，風評払拭のための土壌づくりを行う。

３　国内において，駐日外交団等に対して，地方創生支援のため飯倉公館を活用し，外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを４回程度開催し，来場者に対するPRはもとより，報道，SNSを通じた発信を行うことにより，地方の魅力を内外に発信する。

施策の進捗状況・実績

１　国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため，以下の取組を実施した。

（１）駐日外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件（６月（群馬県，三重県伊勢志摩地域，神奈川県横浜市，新潟県燕三条地域との共催，計156名参加）及び12月（宮崎県祖母傾山系地域，（一社）秋田犬ツーリズム，和歌山県和歌山市，鹿児島県鹿児島市との共催，計132名参加））実施した。

「地方視察ツアー」を６件（５月（秋田県北部，計23名参加），７月（宮崎県，計19名参加），９月（群馬県，計23名参加），11月（三重県伊勢志摩地域，計19名参加），30年１月（富山県高岡市・石川県金沢市，計21名参加），２月（東京都台東区，計28名参加））実施した。共催自治体にとっては，「自然，豊かな食，神話にまつわる歴史・文化などをPRできたほか，中学校訪問などを通して国際交流も図られ，大変有意義だった」，「今回の経験を生かし，更に広く魅力を発信していきたい」といった反応があった。

これに加え，岸田外務大臣はじめ外務省のハイレベルが，自ら駐日外交団とともに日本の地方を訪れ，地方の魅力を世界に発信し，地域の更なる活性化を目指す取組である「地方を世界へ」プロジェクトを28年度に引き続き実施した。４月には青森県・北海道，６月には石川県，７月には香川県・兵庫県を訪問，駐日外交団が計24名参加した。

これら事業の主な報道振りとしては，NHK，東京新聞，日本経済新聞，読売新聞，中日新聞等で取り上げられたほか，参加外交団やユーチューバー等にSNSを通じて自ら発信してもらうことにより，参加者以外にも事業の内容を広く発信することができた。

（２）ベトナム，米国，中国等の在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を10件実施した。例えば，６月に山形県が在サンフランシスコ総領事館と共催したPRレセプションでは，米等の県産品の試食試飲を行い，食産業関係者，メディア等計70名が参加した。同イベント終了後，県側に多くの問合せがあり，サンフランシスコの老舗スーパーで新たに山形県産米の販売が始まるなど，今後の県産品の輸出拡大に大きな手応えが感じられたとのことである。

２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ，地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を複数の自治体と連携して北京・上海及びモスクワで計２件実施した。

30年１月から２月にかけて，北京及び上海で日本産米を使用した日本料理フェアを行い，日本の自治体と連携した日本産品の展示，試食会，料理教室等を実施し，発信力のある現地の主要なオピニオン・リーダーに参加してもらい積極的に情報を発信してもらった。また，現地のＥコマース(EC)サイトや上海にあるECのアンテナショップ等と連携し，日本産品の消費拡大とともに地域の魅力を広く発信するための広報PR等を実施した（宮城県，福島県等計23自治体が参加）。中国ではウェブメディアを中心に110の媒体，日本国内でも新聞・テレビ等の主要メディアで報道された。SNSでは1,800万回以上の閲覧数を記録した。

30年３月，モスクワで「ロシアにおける日本年」の一環として，地方自治体の産品や文化を通じて日本の魅力をロシア国内で発信するためのPRイベントを開催した。これは，各地方の工芸品及び食品の消費拡大のほか，ロシアへの輸入が規制されている農水産品等への規制緩和に向けた土壌作り等を目的としたもので，堀井学外務大臣政務官がスペシャルセレモニーに登壇した（山形県，新潟県等６道県が参加）。会場には２日間で約１万４千人が来場し，特設ステージでの文化パフォーマンス，手作りワークショップや試食等の日本食イベント，ヴァーチャルリアリティ・コーナーでの観光資源のアピール等を行った。本事業実施直後に，７県の水産物の輸入停止措置が撤廃及び緩和され同措置が公表された。

３　国内においては，駐日外交団等に対して，飯倉公館を活用し，「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」を岸田外務大臣と福岡県知事及び岡山県知事，河野外務大臣と高知県知事及び北海道知事との共催で計４件実施した。駐日外交団のほか，観光・航空業関係者，外国企業，内外プレス等海外への発信力があり，観光誘致や海外販路拡大に影響力がある招待者に対して，地域の伝統文化や最先端技術等に関するセミナー，自治体の魅力を PR する様々なブース，ステージパフォーマ

ンス等を実施・展示した。各回約 300 名が参加し，影響力のある招待客への直接の PR を行ったほか，内外の新聞，テレビ等のメディア報道，参加者による SNS での発信等で広く紹介された。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
平成 30 年版外交青書　第４章第３節　国民の支持を得て進める外交　２　外交実施体制の強化
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page25_000776.html）
グローカル外交ネット
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html）
・内閣府ホームページ
経済財政運営と改革の基本方針 2017 について（平成 29 年６月９日　閣議決定）
（http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/2017_basicpolicies_ja.pdf）

施策Ⅴ－２　外交情報通信基盤の整備･拡充（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29－Ⅴ－２）

施策名	**外交情報通信基盤の整備・拡充**
施策目標	**IT による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進し，外交通信の安定運用のため，一層のセキュリティ強化を図る。**
施策の概要	各内部管理業務システムにIT を活用することにより，体制整備・システムの強化を行いサイバーセキュリティ強化を図る。
施策の予算額・執行額等	本施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下では計上されていない。
関連する内閣の重要政策	・内閣　サイバーセキュリティ戦略本部 ・内閣官房　人事給与業務効率化推進会議

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	大臣官房	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月

測定指標１　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組＊

中期目標（--年度）

人給共通システム導入により，業務処理時間を1,500時間削減する。
（人給共通システム導入が完了した時点で上記効果が発現する）

28 年度

年度目標

人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき，28年度中の外務省の人給共通システムへの移行計画の検討を継続する。また，29年度以降の同システム導入に向け，内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を行う。

施策の進捗状況・実績

６月に開催された人事給与業務効率化推進会議（第４回）において，「人事給与業務効率化に向けた改善計画」の改善策の実施状況についてフォローアップが行われた。27 年８月に開催された人事給与業務効率化推進会議（第３回）の決定のとおり，28 年度の府省全体の人給共通システム移行計画において，外務省は最終的に除かれたが，29 年度以降の人給共通システム導入のための移行計画について，内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を継続している。

29 年度

年度目標

人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき，人給共通システムへの全面移行か部分機能活用かを含め内閣官房及び人事院と早急に協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

内閣官房及び人事院からの依頼に基づき，在外公館における人給共通システムの動作検証を行い，また，同システム導入府省との比較のため，外務省における異動情報（転入・転出，赴任・帰朝）に関する資料を作成し，検証した。検証結果を踏まえ，内閣官房及び人事院と協議を実施した結果，外務省固有の特殊要因が多く，府省全体の人給共通システムに統合する形での移行は困難との認識で一致した。また，今後は，人給共通システムとどのように連携していくか協議を継続することとし，「人事給与業務効率化に向けた改善計画」から外務省は除かれることとなった。

測定指標２　サイバーセキュリティ強化　＊

中期目標（--年度）

継続的な情報セキュリティ関連情報の収集と監視体制の強化。
各種情報セキュリティ啓発活動の効果的・継続的な実施。

28 年度

年度目標

１　多様化かつ高度化するサイバー攻撃に対して，的確に対応ができるインシデント対応体制を充実させ，また，情報セキュリティ監視装置の更なる設置及び定期的なルールの追加を継続実施する。
２　標的型メール攻撃への対処をはじめとした情報セキュリティに対する効果的な意識啓発活動（集合研修，メール訓練，注意喚起等）を，職員に対して定期的に実施する。
３　人材育成計画を策定し，情報セキュリティ担当者の育成及び省員のスキルアップを図る。

施策の進捗状況・実績

１　28年度においては，サイバーセキュリティ・情報化参事官，CISO（最高情報セキュリティ責任者）補佐官を設置し，体制の強化を実施した。また，インシデント対応要員を各種情報セキュリティ対策に関する研修，セミナー及び事案対処演習に積極的に参加させ，情報セキュリティに対する知見，インシデント発生時の対応能力の向上を図るとともに，情報セキュリティ関係事務の強化のための定員増要求を行った。
「サイバーセキュリティ政策に係る年次報告（2015年度）」（６月13日　サイバーセキュリティ戦略本部決定）によれば，政府機関セキュリティ横断監視・即応チームが政府機関等の情報システ

ムに設置したセンサーにおいて，27年度には約５秒に１回脅威を検知していることが報告されている。脅威の検知件数はここ数年高いレベルで推移していることから，情報セキュリティ監視装置の追加導入及び定期的な監視ルールの追加を行い，サイバーセキュリティ対策の強化を行った。
２　在外公館の現地採用職員を含めた全職員に対し，標的型メール攻撃への適切な対処方法を身に付けさせる目的で教育訓練を実施した。従来の形式とは異なる新たな不審メールが確認された際や大規模イベント等に伴いサイバー攻撃の増加が懸念される際には，速やかに職員宛に注意喚起を発出し対応した。また，外部専門家による職員向けの集合研修の実施に加え，情報セキュリティ責任者向け及び全省員向けの情報セキュリティ対策に係るｅラーニングコンテンツを作成中である。
３　８月末に策定した人材育成計画に基づき，総務省の情報システム統一研修等を受講させることにより，情報セキュリティ担当者の育成に努めている。

29 年度

年度目標

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等からの注意喚起や情報提供，公開情報等をもとに現行監視ルールの見直し及びルールの追加を適時・適切に行うとともに，監視対象の拡大を図る。

情報セキュリティに関するｅラーニングコンテンツの作成，専門家による情報セキュリティ集合研修，ポリシー改正に伴う啓発資料の更新，標的型メール攻撃に対する訓練等を実施し，省内における情報セキュリティ啓発活動を効果的に実施する。

施策の進捗状況・実績

NISC，セキュリティベンダー等から提供のあった情報及び公開情報から，最新の脅威動向を抽出し，既存の監視対象及びルールの評価を実施した上で，監視対象の拡大及びルールの追加を行うとともに，経路上での対策により，感染被害を防止した。

また，情報セキュリティ対策資料に基づいた全職員向けｅラーニングのコンテンツを作成し，実施した。新たな脅威への対応策に係る注意喚起の発出，外部専門家による情報セキュリティ集合研修（計３回），標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）も継続的に実施した。「情報セキュリティ対策の自己点検」については，より効果的かつ教育的な設問内容とするため，大幅な見直しを行い，設問内容及び回答群を一新して実施した。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）ホームページ
　サイバーセキュリティ戦略本部
　（https://www.nisc.go.jp/conference/cs/）
・内閣官房ホームページ
　人事給与業務効率化推進会議
　（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinjikyuyo/）

基本目標Ⅵ　経済協力

施策Ⅵ-１　経済協力

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅵ－１）

施策名	**経済協力**
施策目標	**開発協力の推進を通じ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに，こうした協力を通じ，我が国の平和と安全の維持，更なる繁栄の実現，安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現，普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。** **また，開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し，28 年８月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に記載された新たな安全対策を着実に実施する。**
施策の概要	上記目標の達成に向け，①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献，②人間の安全保障の推進，③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし，民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ，戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し，積極的に推進していく。 また，開発協力を持続的に実施していくためには，国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ，広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ，国際協力事業関係者の安全対策についても，万全を期すべく対策を講じていく。 なお，外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は，外務省の政策目標の実現のため，技術協力，無償・有償の資金による協力の実施を行う。

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	309,822	314,547	316,016	313,426
		補正予算(b)	25,091	21,233	17,394	
		繰越し等(c)	△11,400	△1,884	15,603	
		合計(a＋b＋c)	323,514	333,896	349,013	
	執行額(百万円)		323,043	330,724	348,281	

関連する内閣の重要政策
・開発協力大綱(平成 27 年２月 10 日 閣議決定) ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定) ・第 196 回国会施政方針外交演説（平成 30 年１月 22 日） 六　外交・安全保障 （積極的平和主義） （地球儀を俯瞰（ふかん）する外交） ・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日） （総論） （１．同盟国・友好国のネットワーク化推進） （２．近隣諸国との協力関係強化） （４．地球規模課題の解決への一層積極的な貢献） （５．対中東政策の抜本的強化） （６．「自由で開かれたインド太平洋戦略」の推進） （総括） ・未来投資戦略 2017（平成 29 年６月９日 閣議決定） ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日 閣議決定） ・インフラシステム輸出戦略（平成 29 年５月 29 日 改訂） （インフラシステム輸出の波及効果） （インフラ輸出，経済協力，資源確保の一体的推進） （質の高いインフラ投資の推進）

（注）本施策における「【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】」は「経済財政再生計画工程表 2017 改訂版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）に挙げられた取組に関連するものであることを示している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。	
	測定指標	＊１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅		Ｂ

（注１）	の28･29年度目標の達成状況（注２）	＊２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現	B
		＊３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	B
		＊４　連携の強化	B
		５　国民の理解促進，開発教育の推進	B
		６　国際協力事業関係者の安全対策の強化	B
		７　主要個別事業の事後評価結果	B

（注１）評価結果については，以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の28･29年度目標の達成状況」欄には，各測定指標の名称及び28･29年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・ODA予算は過去のピーク時の半分程度に減り，ODAの戦略的活用，援助パフォーマンスの向上，内外の金融機関・援助機関・民間企業・NGO等との協力関係の強化が必要であることは現大綱にも示されている。とりわけアジア・アフリカ広域にわたるインフラ需要が高まる中で「質の高いインフラ投資」「自由で開かれたインド太平洋戦略」の一環としての開発協力が重要性を増している。引き続き戦略性・機動性の高い施策を期待したい。 ・「質の高いインフラ」，「アジア健康構築」，「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」など，看板を立てて，諸事業を概念的に束ねる形で，政策を推進していることを評価したい。その分，看板に照らして実地で事業が進んでいるか検証も必要になろう。 ・「イノベーティブ・アジア」のイニシアティブを高く評価したい。こうした人材育成，能力構築支援・開発で汗をかくことは大事。問題は，この後のフォローアップであり，いったん入れた外国人を大学や自治体，あるいはJICAに丸投げせず，ケアしていく必要があるのではないか。 ・援助の相手国向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」推進に期待する。 ・日本方式の普及に関連して，富山県で研修を受けた外国人が本国に帰国後，第三国に渡り日本で習得した技能を指導するといった例を聞いたことがある。このような取組を大いに進めるべきではないか。 ・JICAボランティア応募者の増加面で，Web等を利用した効果的な広報（リターゲティング広告等）が実現したと評価する。このような手法を省内で広く共有するよう期待する。

担当部局名	国際協力局	政策評価実施時期	平成30年8月

測定指標１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅　＊
【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

中期目標（--年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

28 年度

年度目標

１　インフラシステム輸出支援（「質の高いインフラ」の展開）

開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ，「質の高いインフラ投資」を推進するとともに，日本の技術・経験を活かした都市インフラ開発協力や，ノウハウを持つ日本企業による施設建設から運営・維持管理を含む事業等を支援する。

２　TPPを含む経済外交上の取組と連動した開発協力（中小企業等の海外展開支援，環境整備等）

（１）中小企業や地方自治体の海外展開支援

我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで，開発途上国の経済社会開発に貢献し，またこれを通じて中小企業等の海外展開を支援する。また，我が国の自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道，環境管理等）を活かし，開発途上国の開発ニーズにきめ細かく対処し，また我が国地域社会の活性化も図る。また，開発途上国の要望に応じて我が国の被災地等の水産加工品等を供与し，これを通じ，被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

（２）対外直接投資の環境整備

急成長する新興市場のビジネス環境改善に向けた法制度整備等を支援し，またこれを通じ，日本企業の新興国・途上国における円滑な経済活動を後押しする。

３　産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育等）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに，これを活かしながら，開発途上国の人材育成に重層的に協力する。これにより，開発途上国の「質の高い成長」を後押しするとともに，日本企業の海外展開等に必要な開発途上国の産業人材の質・量を拡充する。アジアにおいては，「産業人材育成協力イニシアティブ」等を通じ，こうした取組を進める。

また，アフリカにおいては，ABEイニシアティブを通じてアフリカの成長の鍵となる産業人材の育成や日本企業とのネットワーキングの構築に結びつくよう，適切にフォローしていく。

４　日本方式の普及

医療技術・サービスの開発途上国への普及を支援するとともに，開発途上国が都市化や環境等の課題に適切に対応し，成長を実現するため，高度交通情報システム（ITS），省エネ技術，地デジ等，我が国が有する技術・制度を活用して支援し，右を通じてこれらの「日本方式」の標準化及び日本企業の海外展開に貢献する。

また，アジア等で急拡大する保健医療市場における日本の医療技術・サービスの国際展開を視野に，我が国の優れた機材・サービスを活用した病院施設・機材整備や，その持続的活用のための人材育成等の協力を行う。

施策の進捗状況・実績

１　インフラシステム輸出支援（「質の高いインフラ」の展開）

27年５月に安倍内閣総理大臣が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の実績に関して，１年目となる28年(暦年)は，アジア向けのインフラプロジェクトとして，合計24件，9,323.58億円の円借款案件の交換公文の署名を行うとともに，関連する無償資金協力や技術協力等を実施した。

そのうち，ASEAN共同体構築に向けた地域の連結性強化や各国の産業基盤整備に資する取組として対ベトナム円借款「ホーチミン市水環境改善計画（第三期）」（５月署名，209.67億円）や対タイ円借款「バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（第三期）」（９月署名，1,668.6億円）等にかかる交換公文の署名を実施した。

南西アジアに対しては，対スリランカ円借款「アヌラダプラ県北部上水道整備計画（フェーズ２）」（10月署名，231.37億円）や対ネパール円借款「ナグドゥンガ・トンネル建設計画」（12月署名，166.36億円）等にかかる交換公文の署名等を実施した。

５月には，安倍内閣総理大臣が「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し，世界全体のインフラ案件向けに，今後５年間の目標として，約 2,000 億ドルの資金等を供給する旨表明した。また，日本が議長国を務めた５月のＧ７伊勢志摩サミットでは，質の高いインフラ投資の推進に向け，その要素をまとめた「質の高いインフラ投資の推進のためのＧ７伊勢志摩原則」にＧ７で合意した。

さらに，同年のＧ20 杭州サミット等においても同原則の重要性が確認される等，我が国は，国際社会における質の高いインフラへの理解促進とその普及を主導した。

さらに，８月にケニアで開催されたTICADⅥにおいては安倍内閣総理大臣から，Ｇ７伊勢志摩原則に沿った「質の高いインフラ投資」の推進を通じた，自由で開かれたインド太平洋地域の陸・海における連結性強化に向けた支援として，アフリカに対し今後３年間で官民あわせて約100億ドル（約１兆円）の質の高いインフラ投資を実施することを表明した。同地域における具体的な取組として，対エジプト円借款「電力セクター復旧改善計画」（10月署名，410.98億円）及び対セネガル円借款「マメル海水淡水化計画」(11月署名，274.63億円)等にかかる交換公文の署名等を実施した。

２　TPPを含む経済外交上の取組と連動した開発協力（中小企業等の海外展開支援，環境整備等）

（１）ODAを活用した中小企業の海外展開支援として，途上国の開発に資する事業を行う中小企業による情報収集や事業計画作成への支援（基礎調査），製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査（案件化調査）及び製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高める実証活動や普及展開計画の策定（普及・実証事業）を実施した。28年度は基礎調査26件，案件化調査71件及び普及・実証事業42件を採択した。また，28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて，アフリカ諸国を含め，供与先を多様化すべきとの指摘があったことを踏まえ，TICAD等の機会をとらえ，応募や採択実績が限定的な国の開発課題を発信するセミナーや応募重点分野に関するホームページでの公表を拡充した結果，JICAの民間企業提案型事業に関し，従来実績のなかった６か国（タジキスタン，コートジボワール，マラウイ，パプアニューギニア，セネガル，ギニア）において新規に案件が採択された。

日本企業等の途上国の課題解決に資する海外事業の展開を促進する観点からは,途上国の政府関係者等を対象とし，研修やセミナーを通じ製品・技術等への理解を促すことを目的に，28年度は，民間技術普及促進事業22件を実施したほか，貧困層の抱える問題解決に資するビジネス（BOPビジネス）の事業化支援のための現地調査の支援（協力準備調査（BOPビジネス連携促進））７件を実施した。また，28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて，途上国の開発課題のより丁寧な説明，広報・採択案件に関する一層の情報公開，中小企業に対するきめ細やかなコンサルテーションに取り組むべきとの指摘があったことから，JICAにより，特に地方でのセミナー開催を強化する等した結果，企業との個別相談数は27年度比で30%増加（約2,500件）したほか，中小企業の海外展開支援事業に関して，28年度にはこれまでの累計においてすべての都道府県から採択されるに至った。

地方自治体との連携に関しては，開発ニーズへの対応を通じた自治体の海外展開支援を促すため，草の根・人間の安全保障無償資金協力において，地方自治体が現地のNGOや地方公共団体等と連携する案件を積極的に採択するための優先枠を新規に設定するなどの制度改善に取り組んだ。また，国連世界食糧計画（WFP）を通じた食糧援助として，カンボジア，スリランカ，ギニアビサウ，コンゴ共和国に対し東日本大震災の被災地加工品（魚缶詰）を供与した。

（２）法制度整備支援・経済制度支援の一環として，法・司法制度改革，地方行政，公務員能力向上，内部監査能力強化や民法，競争法，税，内部監査，公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を実施。28年度段階においては，ベトナム，カンボジア，ラオス，中国，インドネシア，東ティモール，ミャンマー，コートジボワールにおいて，法制度整備支援のプロジェクトが10件実施されている。たとえば，インドネシアにおいて，JICAを通じた法制度整備支援として，「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を実施中。

３　産業人材育成

アフリカの産業人材育成及び雇用創出の取組として,アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）第三弾で348名が訪日した他，個別専門家の派遣等の技術協力を実施した。

ASEANを中心とするアジア地域においては，「産業人材育成協力イニシアティブ」の下，日本型工学教育（高専型教育等）の普及や，開発途上国の重層的な人材育成に向け，産業の現場に従事する人材からマネジメント層までの育成，幅広い産業分野での支援を実施した。

このうち，日本型工学教育については，国立高専機構から，タイの技術短大やベトナムの工業大学へ調査団や専門家を派遣し，カリキュラム，教員，設備等の現状改善や技術者の育成支援を実施した。

産業の現場に従事する人材の育成については，基礎教育期間が28年から「12年間（国際水準）」へと変更されるフィリピンにおいて，技術職業高校（注：６年間の初等教育修了後，６年間の教育課程）14校を指定し，新設される11年目，12年目の２年間のカリキュラム策定支援及び産業界へのインターン等を通じた就職率向上支援を実施した。マネジメント層の育成としては,ミャンマーにおいて,ミャンマー日本人材開発センターの設立,自立的な運営メカニズムの確立及び中間管理職レベルの育成研修の実施能力向上のため，専門家派遣，機材供与，本邦研修などを通した支援を行った。加えて，

高度人材育成の支援として，ベトナムにおいて日越大学の修士課程を開講した。
幅広い産業分野での支援については，メコン地域の中核大学であるベトナムのカント一大学において，農業，環境，水産・養殖分野の研究能力向上を目指した幅広い人材育成,施設建設,機材供与等の協力を実施したほか，マレーシアでは鉄道分野の人材育成支援の関連事業を実施した。
なお，アジアの途上国を対象に，日本の大学院等への留学，日本企業でのインターンシップの機会等を提供（29年度から５年間で1,000名）する高度人材育成事業「イノベーティブ・アジア」を日本再興戦略2016（28年６月２日　閣議決定）に盛り込んだ。

４　日本方式の普及

我が国が有する技術・制度の導入を目指し，円借款案件や無償資金協力案件の形成に努めた。具体的には，地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）の普及については，中南米，アジア，アフリカ各地域において普及が進み，28年度は新たに１か国で日本方式が採用された。29年３月現在，計19か国(日本を含む)で日本方式が採用されるに至っている。
また，ベトナムに対し，交通渋滞及び大気汚染の緩和を目的とした都市鉄道の建設や，災害・気候変動対策等を目的に地球観測衛星の開発・利用にかかる支援を行い，日本企業が有する技術・ノウハウの海外展開を進めた。
開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策定された「平和と健康のための基本方針」に基づき，二国間支援や多国間支援を実施した。例えばラオスにおいては，日本政府が推進するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け，これまでの協力の成果を踏まえつつ，保健医療サービスの質的向上に係る支援を実施するとともに，地域保健システムの強化及び医療従事者のライセンス制度整備に係る支援の実施を決定した。ベトナムにおいては，看護サービスの質の向上を目的とし，看護師の看護学校卒後の臨床研修のカリキュラム策定と実施及び指導者研修の実施並びに同取組の全国展開に向けたロードマップ策定を支援し，日本のノウハウの海外展開を進めた。
また，母親の妊娠期・出産期・産褥期と子どもの新生児期・乳児期・幼児期を通じて，必要な健康情報を提供するとともに，母親の健康と子どもの成長の過程を記録することで，継続的なケアを可能とし，日本の母子の健康を守ってきた母子手帳を普及させるため，28年の主要な国際会議であったＧ７伊勢志摩サミットやTICADⅥにおいて，日本が母子手帳の重要性を発信した結果，その重要性が認識され，会議の成果文書において言及された。また，11月には「第10回母子手帳国際会議」をJICAが大阪大学と共催，外務省他が後援し，母子手帳が広く国際的に認知されることに貢献した。
さらに，開発途上国・新興国で栄養状態の改善に関わる日本の食品関連企業等がビジネスを実施する際の環境を整備し，官民連携による栄養改善事業の推進を目的とする「栄養改善事業推進プラットフォーム」の立ち上げ（28 年９月）に貢献した。

29 年度

年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や，被援助国と連携しての人材育成を通じ，開発途上国における貧困問題の根本的解決に繋がる自立的発展を促進する。具体的には，以下に取り組む。

１　「質の高いインフラ」の展開（「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進）

（１）新興国・開発途上国の膨大なインフラ需要と市場の急成長に対応すべく，日本の技術・経験を活かした都市インフラ開発協力や，ノウハウを持つ日本企業による施設建設から運営・維持管理を含む事業等を支援し，「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（2017 年から５年間を目標として全世界のインフラ案件向けに約 2,000 億ドルの資金等の供給を目指すもの）を着実に実施する。

（２）「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，急成長する新興市場のビジネス環境改善に向けたインフラ及び法制度の整備等を支援することで，地域の「連結性」の強化に貢献するとともに，日本企業の新興国・途上国における円滑な経済活動を後押しする。

（３）TICADⅥで表明された，アフリカへの約 100 億ドル（約１兆円）の大規模な質の高いインフラ投資などの実施についても，長期的案件としてフォローを行う。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

日本の自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道，環境管理等）や日本の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで，開発途上国の経済社会開発に貢献し，これを通じ，日本の地域社会の活性化も図るため，地方（三大都市圏以外）からの応募案件を増やす。また，開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し，これを通じ，被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

３　日本方式の普及

医療技術・サービス，高度交通情報システム（ITS），省エネ技術，地デジ，テロ対策技術等，日本

が有する技術・制度を活用した機材供与やマスタープラン作成等の協力を行い，「日本方式」の普及を促進する。特に医療技術・サービスの国際展開については，「アジア健康構想に向けた基本方針」（28 年７月健康・医療戦略推進本部決定）等を踏まえ，急拡大する保健医療市場における日本の介護分野を含めた医療技術・サービスの国際展開を視野に，日本の優れた機材・サービスを活用した病院施設・機材整備や，その持続的活用のための人材育成等の協力を行う。

４　産業人材育成

（１）日本型工学教育（高専型教育等）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに，アフリカにおける ABE イニシアティブ（28 年度から３年間で 900 名の受け入れを目標とする）及びアジアにおける「産業人材育成協力イニシアティブ」等の取組を通じ，国内外において開発途上国の人材育成に重層的に協力する。

（２）特にアジアにおいては，「日本再興戦略 2016」（28 年６月閣議決定）等を踏まえ開始された「イノベーティブ・アジア」事業を通じ，我が国とアジアの開発途上国双方におけるイノベーション環境の改善に人材育成の面で貢献することを目的として，優秀な学生等を日本に招へいし，日本の大学院への留学，日本企業でのインターンシップ等の機会を提供する。本事業では，29 年度から５年間で 1,000 人の受入れを目標とする。

施策の進捗状況・実績

１　「質の高いインフラ」の展開

（１）「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進

「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の初年である 29 年（暦年）は，各国のプロジェクトに対して，合計約 1 兆 3,924 億円の円借款の交換公文に署名した。具体的には，電力（例：バングラデシュに対するダッカ地下変電所建設計画），港湾（例：インドネシアに対するパティンバン港整備計画（第一期）），道路（インドに対する北東州道路網連結性改善計画），鉄道（例：インドに対するムンバイ－アーメダバード間高速道路整備計画），水（例：スリランカに対するカル河上水道拡張計画）等，幅広い分野で，質の高いインフラ整備を支援した。

また，「質の高いインフラ」の概念を広く国際社会に普及させるべく，４月に OECD 開発センター及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）との共催で「第１回アジア経済フォーラム」を実施し，アジアにおけるインフラ需要への対応について国際スタンダードに沿った形で質の高いインフラの供給量を増やすことの重要性につき OECD や ERIA 関係者等の参加者間で共有した。また，９月には EU 及び国連と共催で「質の高いインフラ投資の推進に係るサイドイベント」を実施し，先進国，途上国，国連機関，国際開発金融機関，民間企業を含む幅広いインフラ投資の関係者の間で「質の高いインフラ」の概念を国際的に普及させていくことの重要性が確認された。

（２）「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下での連結性向上

同戦略の下，インド太平洋の各地域において，鉄道，道路等のハード面のみならず人材育成等のソフト面に至るまで質の高いインフラ整備を推進し，以下のとおり物理的連結性，制度的連結性等の様々な連結性の向上が図られた。

東南アジアにおいては，海外からの直接投資促進及び海上での物流機能強化のため，インドネシアのパティンバン新港の建設やカンボジアのシハヌークビル港の新コンテナターミナルの整備支援を決定した。南西アジアにおいては，４月のスリランカのウィクラマシンハ首相訪日の際に，トリンコマリー港向けに港湾整備関連機材の供与を決定したほか，９月の安倍内閣総理大臣によるインド訪問の際に，ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道やインド北東部地域における道路網整備等のための円借款の供与を行った。また，アフリカにおいては，７月，ケニアのモンバサ港の周辺道路の第二期工事を円借款により支援することを決定した。ビジネス環境改善等に向けた制度的連結性向上の観点からは，インドネシアにおいて，複数の技術協力プロジェクトを通じた知的財産権保護や競争法執行に関する能力強化を行った。

（３）TICADⅥフォローアップ

28 年５月のＧ７伊勢志摩サミットの成果である「質の高いインフラ投資の推進のためのＧ７伊勢志摩原則」をアフリカにおいてもケニア，モザンビーク，西アフリカを含む三重点地域で着実に実施しており，28 年以降約 3,797 億円の質の高いインフラ投資を実施してきている。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力（地方活性化特別枠）」では，29 年度は８案件採択され，福岡市の協力でフィジーの無収水率が 51.9%から 31.6%に大幅に低下する等，地方自治体の有する技術・ノウハウの活用が図られた。中小企業の海外展開支援事業では，例えば 29 年度普及・実証事業において，九州・沖縄や中国地方の採択企業が増加（九州・沖縄は 18.9%（前年度は 12.5%），

中国地方は 13.5%（前年度は 6.3%））するなど，三大都市圏以外の企業の採択数が増えている。また，途上国の開発と東日本大震災被災地の経済復興の双方に貢献することを目的に被供与国からの我が国政府に対する要望にもとづき，支援ニーズ等を確認したうえで，ラオス，カンボジア等に対して，被災地等で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

３　日本方式の普及

医療・福祉分野における日本方式の普及として，パレスチナ難民向けの電子母子手帳を国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）と共同で作成し４月に運用を開始した。インドネシアにおいてタイ，フィリピン，ケニア，アフガニスタン及びタジキスタンから関係者を招へいして第三国研修を実施し，知見の共有及び課題発見を行った。12 月に東京で開催された UHC フォーラムでは，サイドイベント「母子継続ケアと UHC」を WHO と共催し，UHC 達成のために母子手帳も含む母子継続ケアへの投資をすることの重要性を発信する等により行い日本の母子手帳の活用・普及を促進した。また，我が国の給食制度を活用した取組として，途上国における官民連携栄養改善事業である「栄養改善事業推進プラットフォーム」を推進し，インドネシアにおいて，若年女性工場労働者の栄養不良を職場給食を通じて改善するプロジェクトの発足を支援した。インドネシアにおいて，社会保険の実施能力強化に向け，日本の社会保険労務士制度をモデルとした資格制度の導入・構築に向けた支援を開始したほか，タイにおいて，日本のノウハウを活用した介護医療分野における先進的技術の指導を開始した。日本の医療機材を海外で普及させる観点からは，イランにおいて，９月の日・イラン首脳会談において表明した医療分野における協力の更なる推進の具体化のため，，貧困層の多い地域の総合病院等に対し，循環器系疾患とがんの早期発見・治療に必要な日本製機材等を整備する無償資金協力の交換公文を締結した。高度交通情報及び管理システムの普及として，12 月，交通渋滞の緩和及び都市環境の改善を図るため，インドのベンガルール都市圏に日本が高い技術を有する関連システムを整備する協力を行った。

４　産業人材育成

（１）日本型工学教育の普及，アフリカにおける ABE イニシアティブ，アジアにおける「産業人材育成協力イニシアティブ」

「産業人材育成協力イニシアティブ」の下，ベトナム，ラオス，ミャンマー及びカンボジアの日本センターにおいて，日本がこれまで培ってきた経営知識やノウハウに関する指導を実施するとともに，現地経営人材・日本企業間のネットワーク構築支援を通じ，企業を経営するビジネスパーソンの育成を行った。生産現場の人材育成としては，タイにおいて，メコン諸国を対象に配電システムのエンジニア育成や金属加工，プラスチック加工等，自動車部品などの素材加工技術向上に向けた支援を実施した。また，教育分野においても，重化学工業のような装置産業においては職業訓練所での実務的な訓練のみならず，学校で基礎的な原理・理論を学び，理解し，判断ができることが求められるため，こうした能力を育成できる日本の工業高等専門学校の教育システムを活かすべく，ベトナムのホーチミン工業大学にて，重化学工業，特に製油産業分野におけるより実践的，創造的な人材の育成や，地場産業やコミュニティとの連携の構築支援を実施したほか，フィリピンにおいて，現地に進出する日系企業との連携を通じた実践教育の実現のため技術職業高校への支援を実施した。

我が国大学の修士課程での修学のほか，我が国企業におけるインターンシップを実施している ABE イニシアティブの下，29 年度は，第４弾としてアフリカの政府，民間，教育の各分野の研修生 279 名を受け入れた。。

（２）「イノベーティブ・アジア」事業

日・ASEAN 議長声明，日印共同声明等の各種声明において，本事業を通じて途上国と共に高度人材育成事業を加速化し互恵関係を築いていくことについて各国と確認した。事業実施初年度である 29 年は，対象国であるアジアの途上国 12 か国（インド，インドネシア，カンボジア，スリランカ，タイ，パキスタン，バングラデシュ，フィリピン，ベトナム，マレーシア，ミャンマー，ラオス）全てから，日本の大学院において IT，IoT，AI 等含む理系分野の研究に従事することを目的に，それぞれの国のトップレベル校を卒業した理系の学生計約 150 名を初年度分として受け入れた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

測定指標２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現　＊
【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

中期目標（--年度）

自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった普遍的価値の共有や，平和で安定した安全な

社会の実現のための支援を行う。

28年度

年度目標

１　法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等

ASEAN諸国等が自由，民主主義，法の支配といった普遍的価値を共有するパートナーとして安定的に成長し，健全な社会を形成するため，司法制度や法制度整備支援，公共放送局のメディア能力強化支援を行うとともに，不正・腐敗防止のための支援を行う。また，日本にも影響が及ぶ可能性のあるサイバー空間における法の支配の実現のためのサイバーセキュリティ支援や宇宙分野での能力向上支援を行う。また，「女性が輝く社会」の実現に向け，開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し，女性が安心して暮らせる社会をつくるため，女性の活躍・社会進出のための能力強化支援，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の促進を通じた女性の医療アクセスの改善支援，紛争や自然災害の影響下にある女性に配慮したコミュニティ開発協力等を行う。また，新たに策定するジェンダー分野の新政策に基づき，開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する。

２　平和と安定，安全の確保

国際社会が紛争やテロ・組織犯罪に直面し，日本に対するテロ等の脅威も現実のものとなっている中，過激主義を生み出さない社会の構築も含めた紛争被災者や難民・国内避難民への人道支援や治安対策を含めた経済・社会安定化支援，テロ対処能力向上支援，紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援を国際機関や国連平和維持活動（PKO）とも協力・連携しつつ実施していく。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やミャンマーの少数民族支援を行う。また，世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

また，航行の自由及び安全を確保し，「開かれ安定した海洋」を維持・発展させるため，また，我が国にとって重要な海上交通の安全確保のため，シーレーン沿岸国等に対し，海上保安機関の能力向上のための協力や資機材の供与等を行う。

施策の進捗状況・実績

１　法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等

法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着等については，ASEAN諸国の中でも法制度整備支援の重点支援国であるベトナム，ミャンマー，カンボジア及びラオスを中心に，民法や競争法のような基本法・経済法を含む法制度の起草・運用のための関連機関や人材の強化を継続的に支援した。加えて，新たにベトナム，ミャンマー，カンボジア及びラオスに対し，コミュニティの中での生活を通じて再犯防止に取り組んでいく社会内処遇の各国での活用を目指し，社会内処遇に取り組んでいるタイを拠点として，タイ政府及び国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と連携した支援を開始した。 また大洋州では，フィジーにおいてUNDPと連携し，村落部等における司法及び社会保障等の公共サービスへのアクセス改善など，ジェンダーや地域間の格差是正への取組を支援した。

サイバーセキュリティ分野の能力構築支援に関しては，ミャンマーやインドネシアへの情報通信分野の技術協力を継続して実施した。宇宙分野の能力構築支援としては，ベトナムに対して，地球観測衛星２機の製造・打上等を通じて災害・気候変動対策技術の高度化と体制整備を支援するための円借款事業約300億円を供与する方針を決定した。また，これらの分野の能力構築支援を日本政府一丸となって戦略的・効率的に実施していくための「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」，「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」（10月，12月に決定）の策定に当省として貢献した。

５月，日本政府は，国際協力分野における女性活躍推進のための新たな戦略である「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表した。さらに，Ｇ７伊勢志摩サミットの機会に，同戦略に基づき，28から30（2016から2018）年の３年間で，約５万人の女子の学習環境の改善及び約５千人の女性行政官等の人材育成を支援することを表明した。また，第３回国際女性会議WAW!（12月）においては，途上国の女性たちの活躍を推進するため，30（2018）年までの３年間で総額約30億ドル以上の支援を行う旨表明し，これを着実に実施した。

女性のニーズに配慮したリプロダクティブヘルスサービス，家族計画等の支援活動を世界約160か国で行う国連人口基金（UNFPA）に対して3,146万ドルの支援，世界約170か国のコミュニティや地域

クリニックでリプロダクティブヘルス，家族計画，HIV/AIDS予防等に関する保健サービスを提供する国際家族計画連盟（IPPF）に対して889万ドルの支援を実施した。さらに，Ｇ７伊勢志摩サミットにおいて，女性の健康課題解決に向けた取組を含む「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」を取りまとめた。

２　平和と安定，安全の確保

経済・社会安定化支援について，ASEAN諸国においては，フィリピンにてミンダナオ和平支援として，農村から市場等へのアクセス道路の整備や農業協同組合等に対する施設投資・運転資金等の提供を実施した。また，ミャンマーの少数民族支援として，ミャンマー政府と少数民族との和平プロセスを促進するため，日本のNGOと連携した少数民族武装勢力が実効支配を行っている地域を中心とした支援，27年の洪水・地崩れ被害が甚大であった少数民族地域を中心とした国際機関を通じた支援，非イスラム系住民とイスラム系住民との対立問題を抱えるラカイン州への旅客船供与などを行うとともに，少数民族地域に対して28年度から５年間で400億円を支援することを表明した。

中東・北アフリカ地域においては，５月のＧ７伊勢志摩サミットの機会に「中東地域安定化のための包括的支援」として，暴力的過激主義の拡大を阻止し，「寛容で安定した社会」を中東に構築するため，28から30（2016から2018）年の３年間で，約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援を表明した。

サブサハラ・アフリカ地域においては，７月に日本が議長国を務めた国連安保理公開討論の場において，岸田外務大臣から，アフリカのテロ対策のため，３年間で３万人の人材育成を含む約 1.2 億ドル（約 140 億円）の支援実施を表明した。テロ対策としては，ケニア，コートジボワール及びルワンダ等に対し，国境管理及び治安維持能力強化を目的とした生体認証システム機材等の供与を実施した。

また，８月のTICADⅥにおいて，安倍内閣総理大臣は，成果文書として採択されたナイロビ宣言の３つの優先分野の一つである「優先分野３：繁栄の共有のための社会安定化の促進」に向け，アフリカの若者への教育・職業訓練等を始めとする平和と安定の実現に向けた基礎作りに貢献すべく，５万人への職業訓練を含む約960万人の人材育成及び約５億ドル（約520億円）の支援を実施していくことを表明した。これに関連した事業として，ギニアに対し，教育人材不足の解決及び能力強化を目的とした小学校教員養成校建設支援を実施した。

地雷・不発弾対策支援としては，地雷除去において中心的な役割を果たしているカンボジア地雷対策センターに対して，地雷除去機の提供，同機材を用いた除去活動の推進，地雷除去後の土地の農業インフラ整備及び農業トレーニングに必要な資金約18億円を無償にて供与したほか，反政府ゲリラとの和平合意に至ったコロンビア政府に対し，地雷除去能力強化のため車両等の供与を行った。

日本にとって重要な海上交通の安全確保のため，海上法執行能力向上のための支援を重点的に実施した。ASEAN 諸国においては，円借款事業（25 年 12 月に交換公文を締結）としてフィリピンに対し，29 年６月に新造巡視船の４隻目を供与予定である。また，新造巡視船の供与を行うために，ベトナムに対して約 385 億円（６隻），フィリピンに対して約 165 億円（２隻）の円借款事業をそれぞれ供与する方針を決定した。スリランカに対しては，巡視艇２隻の供与のため 18.3 億円を供与限度額とする無償資金協力の交換公文を締結した。加えて，マレーシアに対しては海上保安関連機材等の購入のために必要な資金約７億円のを無償資金協力を実施した。また， 同分野における人材育成支援も，研修，専門家派遣等を通じてベトナム，フィリピン，マレーシア，インドネシアを中心に継続的に実施した。

29 年度

年度目標

１　テロ対策・治安能力構築，暴力的過激主義対策

ダッカ襲撃テロ事件を受けた「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書及び「国際協力事業安全対策会議最終報告」（いずれも 28 年８月），ASEAN 関連首脳会議（同９月）で表明したテロ対策強化策等を踏まえ，海外で活躍する日本人の安全対策を強化するため，開発途上国の状況を改善する。具体的には，以下に取り組む。

（１）テロ対策を含む保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与等を，日本企業の優れた製品を活用しつつ推進する。

（２）治安当局及び法執行機関等の能力強化や法整備のために研修・訓練を行う。

（３）テロの根源にある暴力的過激主義を沈静化すべく，穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ，若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

２　難民支援を含む人道支援，社会安定化及び平和構築への貢献

（１）難民・国内避難民問題を始めとする中東地域の諸課題の根本原因に対処するため，短期的な視点からの人道支援のみならず，中長期的な視点から，人々が再び人道支援を必要とすることがないよう，難民の自立や受入国の経済発展を支える開発協力を行う（「人道と開発の連携」）。
（２）紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。特に，アジアにおいてはミンダナオ和平支援やミャンマー少数民族支援を行う。
（３）紛争地域及び紛争終結後の地域等における地雷・不発弾対策支援を継続する。
３　法の支配の強化
　自由，民主主義，法の支配といった普遍的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は，より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために，以下に取り組む。
（１）司法制度や法制度整備支援，法執行能力強化支援，公務員の能力強化支援，公共放送局のメディア能力強化支援を行うとともに，不正・腐敗防止のための支援を行う。
（２）海洋における法の支配を徹底し，航行の自由及び安全を確保することは，海洋国家である我が国のみならず，国際社会全体の平和と安定及び繁栄の基盤。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも，シーレーン沿岸国等において海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

施策の進捗状況・実績
１　テロ対策・治安能力構築，暴力的過激主義対策
（１）機材供与
　東南アジアにおいては，フィリピンに対し，テロ対策能力向上のため，小型高速艇，警察車両等を供与したほか，海上法執行能力向上のため，巡視艇５隻を供与した（計 10 隻を供与予定であり，28 年の供与開始からの累積は８隻（30 年３月時点））。更に，スール一諸島を含むミンダナオ南部の治安能力向上のため，沿岸監視レーダーの供与を決定した。インドネシアに対しては，テロ対策能力向上のため，我が国企業の優れた顔認証システム等を含むテロ対策機材供与を行うことを決定した。
　南西アジアについては，バングラデシュに対し，テロ対策や治安強化に資する機材等を供与したほか，テロ発生件数の多いパキスタンに対し，空港保全体制の強化に資する協力を行った。
　中東・アフリカにおいては，国境管理及び治安能力構築並びに暴力的過激主義対策として，マリ，ヨルダン等に対し，テロ・治安対策分野における能力向上及び社会の安定化を図ることを目的とした我が国製品を含む治安対策機材（車両，無線，認証システム等）の供与を実施した。
（２）研修・訓練
　ASEAN 各国に対して，国際テロ対策，薬物犯罪取締及びサイバー犯罪に対する能力向上や政策立案のための本邦研修を実施した。特に，政府ハイレベルでサイバーセキュリティ分野での協力に合意しているベトナムに関しては，同国に特化したサイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化を実施し，日本の警察や本邦企業の知見を活用した捜査技術の向上や警察官の能力強化のほか，日 ASEAN 間のネットワーク構築に貢献した。
　アフリカにおいては，仏語圏アフリカ諸国対象８か国（セネガル，チャド，ニジェール，マリ，コートジボワール，モーリタニア，コンゴ民主共和国，ブルキナファソ）の警察官，検察官，予審判事及び公判判事に対して刑事司法研修を実施し，捜査機関及び司法機関の能力強化及び連携促進を通じた越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り，同地域における平和と安定の実現に貢献した。
（３）脱過激化・社会復帰支援
　パキスタンにおいて，UNDP との連携の下，若年層への技能訓練等の就労支援及び社会参加を促進する協力を行ったほか，紛争でパキスタン国内に避難し，近年連邦直轄部族地域に帰還した人々の生計回復と定住化を促進するための協力を行った。
２　平和構築支援
（１）「人道と開発の連携」
　人道と開発の連携として，中東・北アフリカ地域においては，トルコで UNHCR 及び UNDP を通じ，両機関との連携による，シリア難民に対する職業訓練や難民情勢把握調査を実施し，難民と受入コミュニティの住民間の平和共存に貢献した。
　サブサハラ・アフリカ地域においては，ウガンダで UNHCR と JICA が連携し，難民及び難民受入地域農家等を対象に稲作普及研修を実施した。ザンビアでは難民，ザンビアに帰化した元難民，受入コミュニティの児童に対する教育支援を UNHCR と JICA が連携して実施し，施設建設から人員派遣，職業訓練，就業支援に至るまでの切れ目のない支援を実現した。

ミャンマーに対して，ラカイン州における人道状況改善のためのガバナンス能力強化に向け，地域ニーズに応える地区行政強化支援や地方政府改革支援等の実施を決定した。また，雇用創出と平和構築の実現に向けて，紛争開発分析による平和・紛争分析，生計向上支援によるコミュニティ間の協調促進等のための支援実施を決定した。

（２）国際機関等との協力・連携

東南アジアにおいては，ミャンマーに対して，WFP，UNICEF，UNHCR 及び UNFPA と連携し，食糧配給や妊婦・児童への支援，避難民シェルターの補修，襲撃事件の被害者への心理的・社会的支援の提供等の実施を決定した。また，フィリピンに対し，UN-HABITAT と連携し，ミンダナオ島のマラウィ市及び周辺の紛争影響地域において，紛争等の影響により破壊された住宅 1,500 軒及びコミュニティ（集会所）10 軒の再建，職業・企業訓練等の実施を決定した。

中央アジアにおいては，キルギスに対する平和構築支援の一環として，同国の民主化支援，公正な選挙運営及び電子化政府の基盤となる国家統一住民登録制度の構築を支援する協力を行った。

中東においては，大規模な帰還民及び国内避難民への対応が求められているシリアに対して，国際機関（UNDP，WHO）等を通じ社会インフラ整備や医薬品供与などを行った。

（３）地雷・不発弾対策支援

東南アジアにおいては，ラオスに対し，不発弾除去組織の除去活動計画策定能力等の向上を目的に，活動計画策定支援や，パイロット地区３県での IT 技術導入やデータベース統一化による除去計画作業の効率化を支援した。また，不発弾探索に必要なトラクターや，資機材の移動修理車両等を供与し，不発弾の効率的な除去の促進に貢献した。

中東では，度重なる戦争や ISIL 侵攻等により，国内に多数の地雷・不発弾が存在するイラクに対し，地雷・不発弾処理，地雷回避教育等の研修を行い，同国の地雷除去機関の能力向上及び地雷汚染地域の削減に貢献した。本研修は，日本が長年支援してきた地雷対策機関であるカンボジア地雷対策センターで実施されており，南南協力の促進にも寄与した。また，内戦等の影響を受け，地雷及び不発弾が国内各地に残留しているレバノンにおいては，草の根無償資金協力を通じて３件の地雷対策及び不発弾除去支援を採択した。

３　法の支配の強化

（１）司法制度や法制度整備支援，法執行能力強化支援，公務員の能力強化支援，公共放送局のメディア能力強化支援，不正・腐敗防止のための支援

アジアにおいては，ミャンマーに対して，UNDP 及び UN Women と連携し，人権啓発及び女性の司法アクセス向上のためのローカル・コミュニティや法務関係者の知識・技術向上のため，法の支配センターを設立したほか，州の法務関係者に対し法の支配に係る研修実施等の支援を行うことを決定した。また，ネパールにおいては，民主化支援の一環として，法整備支援アドバイザーの派遣や汚職防止摘発委員会能力強化に関する国別研修を実施し，同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。

そのほか，ジンバブエ，リベリア及びアフガニスタンに対しては，平和裏の選挙実現を目的として，UNDP と連携し，選挙システム構築，国民に対する啓発活動等を行った。これにより行政サービスへのアクセスや国民の選挙に対する意識改善が図られ，公平性及び透明性の高い選挙の実現に貢献した。また，長年の紛争の影響を受けて各州政府の能力が極めて弱く，行政サービスが低水準にあるスーダンにおいては，インフラ整備や研修等を実施し，母子保健，水供給，職業訓練の各機関における行政官の能力強化を通じた行政・社会サービスへのアクセス改善及び質の向上を図った。

なお，公共放送局のメディア能力強化支援について，29 年度は，ボツワナ，チュニジア，コソボ及びウクライナに対し，地上デジタル放送の普及や中立・公正な公共放送の運用等に関する専門家派遣等を実施した。

（２）海上法執行機関等の保安能力強化支援

アジアにおいては，JICA，政策研究大学院大学，海上保安庁及び日本財団の協力の下で 27 年に開始された「海上保安政策プログラム」において，インドネシア，マレーシア，フィリピンからの第二期（28 年 10 月～29 年９月）留学生５名が修士課程を修了し学位記が授与された。海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を身に着けた５名の修了者は，我が国と各国との間の橋渡し役として，海洋をめぐる国際秩序の維持発展への寄与が期待される。

アフリカでは，海賊，武装強盗，密航，密漁等の取締り強化という課題を抱えるジブチに対し，海上監視のための船舶機材等の供与を実施するとともに，海上保安庁からの日本人専門家を派遣し，出動態勢や通信体制に係る研修・訓練等を実施し，テロ対策能力向上や沿岸警備体制強化を通じて，同国の海洋安全保障に貢献した。また，フィリピンにおける「海上法執行に係る包括的実務能力向上プロジェクト」においては，海上保安庁と協力して専門家派遣や本邦研修を実施した。加えて，海上保

安庁と協力して実施している課題別研修「海上犯罪取締り」や「救難・環境防災」を通じて，各国海上法執行機関の能力向上に貢献した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築　＊
【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し，地球規模課題に率先して取り組む。

28 年度

年度目標

持続可能な開発のための 2030 アジェンダについては，国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むべく内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を立ち上げ，それを通じた取組を強化していくことを目指す。具体的に取り組む事項は以下４点のとおり。

１　防災（「仙台防災協力イニシアティブ」のフォローアップ，「世界津波の日」の普及啓発）

「仙台防災枠組」（27 年３月第３回国連防災世界会議採択）及び我が国が表明した「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ，我が国のイニシアティブで新たに国連総会で採択された「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発を通じた防災の主流化を推進するとともに，我が国が有する知見・教訓・技術を活用し，ハード・ソフト両面を効果的に組み合わせて協力を行う。

自然災害による被害がアジア・太平洋地域に集中する中，人的，物的，資金的貢献を適切に組み合わせ，効果的，効率的な災害対応，緊急人道支援を実施していく。

２　保健（感染症対策，UHC の推進）

「平和と健康のための基本方針」（27 年９月健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ，エイズ，結核，マラリア等の感染症及びエボラ出血熱等新興・再興感染症の予防・対策に協力するとともに，一人ひとりの人生に寄り添った UHC（全ての人が基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること）の実現のため，人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

３　教育（質の高い教育の提供）

「平和と成長のための学びの戦略」（27 年９月政府策定）を踏まえ，「万人のための質の高い教育」を実現し，持続可能な開発を推進するとともに，国づくりと成長の礎である人材育成に協力する。

４　環境・気候変動（「パリ協定」の着実な実施に向けた貢献）

経済発展に伴う開発途上国におけるエネルギー問題や気候変動への脆弱性等に対応するため，我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う。また，環境管理（リサイクル，廃棄物処理等）に対する協力を行うとともに，地球温暖化や生物多様性保全等の地球規模課題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　防災（「仙台防災協力イニシアティブ」のフォローアップ，「世界津波の日」の普及啓発）

「世界津波の日」（11 月５日）の制定を受け，津波被害が多いアジア・太平洋地域を中心に，世界各地で，防災訓練や「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」等，国際機関等と連携し，津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。また，27（2015）年のネパール地震後には，学校や住宅の耐震建築ガイドラインの策定や耐震強化した学校等の建設をサポートするなど，ネパールにおいて「より良い復興(Build Back Better)」を推進した。

２　保健（感染症対策，UHC の推進）

５月に開催されたＧ７伊勢志摩サミットにおいては，議長国として議論を主導し，①公衆衛生危機対応の強化，②危機管理対応に資する UHC の促進，③薬剤耐性（AMR）への対応強化の３分野で合意し，「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」を取りまとめた。安倍内閣総理大臣からは，日本の具体的貢献として，公衆衛生危機対応，感染症対策や UHC 実現に向けた保健システム強化等のため，国際保健機関に対する約 11 億ドルの支援方針を表明した。

８月に開催された TICADⅥの成果文書であるナイロビ宣言の優先分野の一つである「質の高い生活のための強靱な保健システムの促進」について，我が国は，特に人材育成を通じて「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」及び「アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）

推進」の実現に貢献していくことを表明した。
感染症対策のため，二国間支援としては，ミャンマー・ラオスにおいてマラリア対策を，ベトナムにおいては風疹麻疹混合ワクチン製造の支援を実施したほか，ガーナやガボンにおいて地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）等を開始した。また，三大感染症（HIV/エイズ，結核，マラリア）対策として，各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して2.71 億ドルの支援，開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して 19.2 百万ドルの支援を実施した。また，これら機関を通じて，途上国の人材育成や制度整備支援等を通じた保健システム強化に貢献した。
UHC の実現のため，ラオスにおいては，保健医療施設における基本的保健医療サービスの質の向上に加え，保健医療サービスへのアクセスの障壁を取り除くための支援を実施した。タイにおいては，日本の経験を活用し，タイ国内の UHC の持続性の確保や高齢化に対応する介護サービスの開発と政策提言，これらに係る人材の能力強化を通じ，社会保障制度や医療保障制度の改善に向けた支援を行った。また，ミャンマーではバゴー地域を中心とした重点地域において，マラリア撲滅に向けた活動モデルを構築し，その有効性を実証することにより，国家マラリア対策プログラムの機能強化，実証されたモデルの全国的な導入に寄与するための支援を開始した。また，UHC を 2030 年までに達成することを目指す援助協調枠組み「International Health Partnership for UHC2030」（略称：UHC2030）の設立のために日本は主導的な役割を果たし，同枠組に対し約 2.1 億円（約 175 万ドル）の支援を行うとともに，日本の経験・知見の共有等，積極的な貢献を行っている。
３　教育（質の高い教育の提供）
「平和と成長のための学びの戦略」が目指す①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力，②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発の基盤づくりのための教育協力，③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に資する様々な支援や取組を行った。具体的には，国連児童基金（UNICEF）を通じたマリにおける平和教育や紛争下のシリアにおける教育支援，また，国際協力機構(JICA)を通じたウガンダやコンゴ民主共和国等における職業訓練支援を実施した他，日本国内においても教育協力の官民ステークホルダーを集めた連絡協議会を開催するなど，教育協力ネットワークの強化に努めた。
４　環境・気候変動（「パリ協定」の着実な実施に向けた貢献）
日本が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミット（５月）において発表された声明では，Ｇ７は同協定の 28（2016）年中の発効を目標に，できるだけ早期の締結に向けて取り組むことで一致。我が国は議長国としてその議論を主導した。また，10 月の国連気候変動枠組条約第 22 回締約国会議閣僚級非公式準備会合（プレ COP）において，我が国を含む先進国は，32（2020）年まで年間 1,000 億ドルの途上国支援を行うという目標の達成に向けた具体的な筋道を示した「Roadmap to $100 billion」を発表し，途上国から大いに歓迎された。11 月にはパリ協定が発効し，その直後にマラケシュ（モロッコ）で開催された COP22 においては，我が国は，30（2018）年までに実施指針を策定すること等の決定に向け，積極的に交渉に関与し，同決定の採択に貢献した。我が国自身は，４月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し，11 月に締結した。

29 年度
年度目標
我が国の持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（28 年 12 月）を踏まえ，国内外において SDGs の実施に率先して取り組む。29 年度に重点的に取り組む事項は以下６点のとおり。
１　途上国の SDGs への対応支援
（１）国家目標策定支援
途上国が自ら開発課題に取り組めるように，SDGs に対応した国家目標の策定に協力する。
（２）開発政策立案・実施人材育成支援（親日派・知日派の育成）
日本での教育・研究機会の提供，近代日本の開発経験等の共有による日本理解の促進に向けたプログラムの導入，帰国研修員との戦略的ネットワーク強化に向けた体制整備等を通して，途上国の人材を育成する。
２　保健（感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）
「平和と健康のための基本方針」（27 年９月　健康・医療戦略推進本部決定）に加え，Ｇ７伊勢志摩サミットに際して表明した我が国の貢献策を踏まえ，感染症の予防・対策といった公衆衛生危機対応に協力するとともに，UHC の実現のため，人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

３　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）
「女性の活躍推進のための開発戦略」（28 年５月政府策定）及び我が国の貢献策を踏まえ，女性に配慮したインフラ整備や STEM 分野（理数系分野）を含む女子教育支援等を通じて女性の社会参画及びリーダーシップの発揮を推進する。
４　教育（「万人のための質の高い教育」の実現）
「平和と成長のための学びの戦略」(27 年９月政府策定）を踏まえ，途上国の人材育成に協力する。
５　防災・津波対策
「仙台防災協力イニシアティブ」(27 年３月　政府策定）を踏まえ，我が国のイニシアティブで制定された「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発を通じた防災の主流化を支援するとともに，我が国が有する知見・教訓・技術をハード・ソフト両面で組み合わせて活用することで，緊急人道支援等における効果的な協力を行う。
６　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）
（１）我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う。
（２）環境管理（リサイクル，廃棄物処理等）に対する協力を行うとともに，地球温暖化や生物多様性保全等の地球規模課題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績
１　途上国の SDGs への対応支援
（１）国家目標策定支援
我が国の SDGs に特化した国家目標策定が 2016 年末となったこともあり,途上国に対する同目標策定のための直接支援の段階に至らなかった。但し，７月のニューヨークにおける国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において，日本が策定した「SDGs 実施指針」を含め自発的国家レビュー（VNR）を岸田外務大臣が行うとともに，12 月末には第４回 SDGｓ推進本部会合の下，「SDGs アクションプラン 2018」が決定され，日本の「SDGs モデル」発信のための官民を挙げた「Society5.0」の推進，SDGs を原動力とした地方創生，及び SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワーメントをモデルの基本的方向性として掲げた SDGs への取組を広く国際社会に共有する等，SDGs 推進に向けた効果的取組として発信した。
（２）開発政策立案・実施人材育成支援
開発途上国の開発政策の立案・実施に従事する人材を含め，29 年度（2018 年度２月末現在）には計 720 名の長期研修員を招致し,国内各大学修士課程等にて各研修員の研究テーマに応じた研修を実施した。また，長期研修員の日本理解の深化を図るべく，日本の近代化経験を体系的に学ぶプログラムを 29 年度より開始し，計 197 名が受講し，受講者から「近現代の日本の歴史と開発経験について理解を深めることができた」，「日本の開発経験をもとに，母国の政策提言を検討したい」との評価を受けた。
２　保健（感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）
（１）感染症対策
三大感染症（HIV/エイズ，結核，マラリア）対策として，各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対し 2.7 億ドルの支援，また，開発途上国における平等なワクチンの導入及び普及並びに接種率向上のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対し 19 百万ドルの支援を実施した。これらの機関を通じ，受け入れ国の三大感染症対策（予防，対処）とともにそのための人材育成(能力開発)，制度整備支援を行い保健システムの強化を実施し，将来的に自立した感染症対策，母子保健対策の確立を目指している。
（２）UHC に関連した取組状況
９月に第 72 回国連総会のサイドイベントとして，「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」を WHO,UNDP,UNICEF 等と共催した。同イベントにおけるスピーチで安倍内閣総理大臣は，「誰一人取り残さない」社会の実現という SDGs の理念を実現する上で UHC 推進は必要不可欠な取組であり，UHC 達成に向け，途上国国内資金の他，国際機関やドナー国のみならず民間ビジネスや市民社会等のリソースを動員し活用する仕組が重要であると主張した上で，UHC 推進への我が国の決意を示した。
また，12 月には東京において，「UHC フォーラム 2017」を世界銀行，WHO,UNICEF,UHC2030,JICA と共催した。安倍内閣総理大臣はスピーチの中で，28 年のＧ７伊勢志摩サミット及び TICADⅥ等の機会を通じ，日本が保健を優先課題として取り上げ，国際社会と共に UHC の実現に向けた取組を実施している点に触れつつ，UHC の更なる推進のため，グローバルレベルでのモメンタム強化，国レベルでの政府・ドナー間連携促進，継続的なモニタリング，国内外の資金動員及びイノベーションを進める

ことが重要である旨強調した。その上で，各国及び各機関の UHC の取組を後押しするため，今後 29 億ドル規模の支援を行うことを表明した。

（３）SDGs 目標 3.3(2030 年までに，エイズ，結核，マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎，水系感染症及びその他の感染症に対処する。)達成への貢献

グローバルファンドを通じた支援事業に対しては,我が国は 29 年度末までに累積で約 31.1 億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は，29 年末までに，抗レトロウィルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 1,100 万人，WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた結核患者数 1,740 万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 7.95 億張(いずれも 26 年の基金設立からの累積)となった。グローバルファンドは，24～28 年の６年間に 1,000 万人の命を救うとする６か年戦略目標も達成し，29～34 年の６か年で更に 2,900 万人の命を救うとする目標を設定した。我が国は，これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，また，資金の適正使用を含め，資金供与メカニズムが効果的に機能するよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。

３　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（28 年５月政府策定）及び我が国の貢献策を踏まえ，女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援等を通じて女性の社会参画及びリーダーシップの発揮を推進した。Ｇ７伊勢志摩サミット（28 年５月）において，安倍内閣総理大臣が発表した貢献策（28～30 年の３年間で約 5,000 人の女性行政官等の人材育成，約５万人の女子生徒への教育支援の実施）及び，第３回国際女性会議 WAW!（28 年 12 月）において安倍内閣総理より発表したコミットメント（28～30 年の３年間で，総額約 30 億米ドルを超す女性支援を行う）について，目標約 5,000 人のうち，3,625 人の女性行政官等の人材育成，目標約５万人のうち，21,870 人の女子生徒への教育支援，また，30 億米ドルの支援を実施した。

４　教育（「万人のための質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略（27 年９月政府策定）」の下，①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力，②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発の基盤づくりのための教育協力，③国際的・地域的な教育ネットワークの構築と拡大に資する様々な支援や取組を行った。

具体例としては，質の高い学びに向け，JICA を通じ，住民参加型基礎教育総合改善の教育協力をマダガスカル，ニジェール，ブルキナファソ，マリ等で実施した。また，東南アジア各国の高等教育セクターを牽引する工学系高等教育支援も行った。更に，UNICEF を通じて，イエメンにおける質の高い教育のための支援やフィリピンにおいて紛争地域における平和構築・教育支援を行った。国内においても，教育協力の官民関係者を集めた連絡協議会を開催（30 年１月）し，ネットワークの強化に努めた。また，文部科学省等と共催し，持続可能な開発目標達成に向けた国際教育協力日本フォーラムを開催（30 年３月）し，多様なアクターが連携して国際的な教育協力に取り組むための有益な意見交換が出来た。

５　防災・津波対策

「世界津波の日（11 月５日）」に合わせ，11 月，第２回「『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄」を沖縄県宜野湾市で開催し，国内外から 320 名を超える高校生が参加した。日本が災害で得た経験と教訓を，サミット分科会や総会での議論や発表を通じて世界と共有することで，各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進した。

６　気候変動・地球環境問題

（１）省エネ・再生可能エネルギー，気候変動に対する強靱性の強化

パリ協定の発効を受けて以下の取組を実施した。

（ア）二国間クレジット制度（JCM）の推進

二国間クレジット制度（JCM）については，日本は現在 17 か国との間で関連の二国間文書に署名しており，そのうち，29 年度は，モンゴル，ベトナム，パラオの JCM からクレジットが発行された。具体的には，モンゴル国のダルハン市に 10 メガワット（MW）の太陽光発電及び送電効率の高いグリッド網を導入することによって，想定される温室効果ガス排出削減量が CO２換算で年間 14,746 トンとなり，8,947 トンのクレジットを発行した。ベトナムでは，デジタルタコグラフの活用によるエコドライブ，アモルファス高効率変圧器の導入に関する事業から 439 トンのクレジットを発行した。また，パラオにおいては，太陽光発電システムを導入する２件のプロジェクトから 585 トンのクレジットを発行した。

さらに，省エネ・再エネに関する MRV（測定，報告及び検証）方法論が 50 件承認されている。これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。

（イ）緑の気候基金

緑の気候基金（GCF）については，世界第２位の拠出国として，また理事を輩出する国として GCF 内での発言権を確保し，基金の効率的運営に貢献し，７月の理事会にて，三菱東京 UFJ 銀行（当時）と国際協力機構（JICA）の認証機関認定に結びついた。

（ウ）二国間の気候変動関連途上国支援

我が国は，27 年 11 月に「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」を発表し，32 年に官民合わせて１兆 3,000 億円の気候変動対策支援を実施することを表明しており，29 年度についても様々な途上国支援案件を実施している。例えば，マーシャル諸島共和国イバイ島太陽光発電システム整備計画として 10.70 億円の無償資金協力を行った。

（２）環境管理，地球温暖化，生物多様性保全

環境管理については，フィリピン・ダバオ市において廃棄物処理発電施設の整備を行うことを決定し，施設の設計・施工から維持管理・運営までを，本邦企業を含む特別目的会社が包括的に担うこととなった。本事業により，34（2022）年までに，現在，ダバオ市の最終処分場に搬入されている廃棄物量（540 トン/日）の約７割を削減でき，最終処分場のキャパシティを 3.6 倍にするだけの効果が期待できる。

地球温暖化対策として上記（１）の各取組を実施した。

我が国は，生物多様性条約の「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」を５月に，「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」を 12 月に締結し，生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進に係る国際的な機運を高めることに貢献した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標４　連携の強化　＊

【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

中期目標（--年度）

ODA が，開発に資する様々な活動の中核として，多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう，様々な主体との互恵的な連携を強化する。

28 年度

年度目標

１　国民参加機会の拡大

開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働をさらに促進する。政府とNGOの既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し，情報共有に努めるとともに，NGOのこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。また，NGOの活動に対する資金的支援，NGOの組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行う。さらに，青年海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進するとともに，企業・自治体・大学等の国際化を後押しするとの観点からグローバル人材育成支援を行う。

２　国際機関，地域機関等との連携

二国間協力の効率的・効果的な実施に加え，専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し，支援の相乗効果を実現するため，国際機関等との政策調整を行うとともに，国際機関等を通じた支援を実施する。その際には，国際機関日本人職員の参画，二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等，我が国の「顔の見える援助」となるように努める。

３　戦略的なパートナーシップの強化

一人当たり国民所得は比較的高いものの，特別な脆弱性を有するカリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し，外交政策上の意義も勘案しつつ，防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また，中南米地域においては，日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意する。さらに，日本企業にとって重要な投資先である新興国等への「日本方式」普及支援，地域機関を通じた広域協力等を行う。

４　主要ドナー国との連携

我が国と同様，他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており，開発効果をより向上させるためには，主要ドナー間の連携を強化し，協調・協働することが必要。この観点から，引き続き様々な機会を捉えた援助政策協議等を活用しながら他ドナーとの開発協力における協調を推進し，開発協力の効果の一層の向上を目指していくこととする。

施策の進捗状況・実績

１　国民参加機会の拡大

日本NGO連携無償資金協力事業102件，ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）71件への資金協力を行った。また，JICAの草の根技術協力事業では，104件が採択された。

28年度中，NGO・外務省定期協議会を７回開催し，NGOとの間で開発協力政策やNGO支援，連携の具体策について意見交換した。JICA・NGO協議会も４回開催された。

５月のＧ７伊勢志摩サミットに向けて，NGOとの対話を累次実施し，保健・栄養分野を中心にNGOによる積極的な政策提言が行われ，政策決定にあたって有効活用した。また，TICADⅥ及び世界人道サミットの準備プロセス等において，NGOと意見交換を行った。

日本のNGOが今後更に活動の場を広げていくには，欧米NGOに較べて脆弱な組織力や財政基盤の強化が不可欠なため，NGOが実施する日本NGO連携無償資金協力事業等において，NGOの維持・運営に必要な経費である一般管理費の拡充を行った。

また，NGOの組織体制・事業実施能力強化等を目的とした活動環境整備支援事業（NGO相談員制度（16団体に業務委託）），NGOインターン・プログラム（10名），海外スタディプログラム（13名），NGO研究会（３件）を実施した。

28年度はこれまで青年海外協力隊を派遣してきた国に加え，ミャンマーと新たに青年海外協力隊派遣取極を，レソトとは新たに青年海外協力隊派遣を含む技術協力協定を締結し，派遣国の拡大に努めた。なお，28年度に青年海外協力隊はアジアのノーベル賞とも呼ばれるフィリピンの「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞した。本賞はアジア地域での突出した功績を持つ個人・団体に与えられる賞であり，これまでのアジア地域の経済と社会の発展への貢献が認められた。

JICAボランティアへの参加者拡大に向け，企業，地方自治体，大学との連携制度の周知と実施促進を行った。また，企業，自治体等からの現職派遣の拡大に努めた。

企業との連携として「民間連携ボランティア」については，28年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ，実績が伸びない原因を詳細に分析するため，合意書締結企業のうち未派遣企業及び帰国後１年経過した企業に対し，ヒアリング及びアンケートを実施し，原因究明や課題の把握に努めた。それらを踏まえ，事業の推進，さらなる普及に向け，企業向け広報活動の強化，資格対象法人の拡大，派遣先政府へのボランティア受入に係る働きかけの強化，企業側ニーズと先方政府側のニーズのマッチングのための国内外拠点を通じたコンサルテーションの強化等に取り組んだ。28年度にはJICAにおいて説明会（グローバル人材セミナー）を６回開催し，102社が参加した。派遣実績として，27年度は38名（新規20名，継続18名）であったのに対し，28年度は43名（新規17名，継続26名）となった。

地方自治体の国際化推進については，海外展開経験を有する地方自治体等の経験・ネットワーク等を他の自治体や地元企業等と共有するための「自治体間連携セミナー」を15件実施した。

大学の国際化に資する人材育成としては，草の根技術協力等での協力を得るとともに，人材育成奨学計画（JDS）において，累計36大学と連携しながら途上国の若手行政官等を留学生として受け入れた。28年度はJDSにおいて新規に266人を受け入れた。

２　国際機関，地域機関等との連携

国連開発計画（UNDP）が有する開発分野における高い専門的知見と経験やグローバルなネットワークを活用し，SDGsの推進，人間の安全保障の推進，防災等，日本とUNDP共通の開発重点分野における事業を実施した。また，UNDPは130以上の国・地域事務所を通じて177か国・地域で活動を行っていることから，治安上の理由から邦人の派遣が限定的である中東・北アフリカ，アフリカ，アフガニスタン等において，日本の二国間援助に対して補完的かつ相乗効果のある案件を実施した。

国連児童基金（UNICEF）を通じ，中東やアフリカ等における紛争やテロの影響を受けて発生した難民や国内避難民の中でも，特に子どもや女性を中心に，保健（ワクチン接種等），栄養（重度栄養失調の児童への治療食，薬品の供与等），教育（学校での教育資機材供与，教室の修復等），水・衛生（安全な水へのアクセス改善，トイレ整備，衛生指導等），暴力からの保護（武装組織からの解放，被害者のメンタルケア等）等にかかる支援を行い，人道状況の改善を図った。

人間の安全保障基金を通じ，我が国外交の重要な柱である人間の安全保障の実践と理念普及を促進する事業を実施した。実践部分については，人間の安全保障アプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため，複数の国連機関が連携して，貧困・環境破壊・紛争・難民問題・感染症等の地球規模の諸課題に効果的に取り組む事業を支援した。同基金の運営に方針と助言を与える人間の安全保障諮問委員会に日本から３名が委員として積極的に議論をリードするなど，我が国のビジビリティ及び影響力を確保した。

国際機関との連携におけるビジビリティの確保については，日本人職員や日本企業が関与するプロ

ジェクトを積極的に採用するとともに，調達物品や建設物への日章旗の貼付や，プレスリリース，ウェブサイト，ソーシャルメディア，現地プレスイベント等により我が国支援のビジビリティを確保した。また，国際機関の幹部職員や関係者が訪日した際に，日本との関係強化及び日本人職員の参画等について協議を行い，日本の「顔の見える援助」となるように働きかけを行った。

3　戦略的なパートナーシップの強化

ハリケーン等の自然災害に脆弱なセントビンセント，セントクリストファー・ネーヴィス及びアンティグア・バーブーダといったカリブ諸国の小島嶼国に対し，防災・減災対策に必要な機材の供与や研修員の受入れ等を行った。また，ブラジル，ペルー及びアルゼンチンの中南米の日系人に対する支援として医療・福祉施設の整備等を行った。

途上国の経済社会開発を支援するのみならず，日本企業の海外展開への貢献が期待される取組として，無償資金協力を通じた日本企業の製品や機材等の供与を行った。一例として，28年度は，ケニアに対する道路機材の供与やモロッコに対する日本製次世代自動車の供与等を行った。

また，28年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて，事業化に結びつかなかった事例の分析・フォローアップを強化すべきとの指摘があったことを踏まえ，企業アンケートや個別インタビューを実施したところ，中小企業は海外事業を継続するための事業戦略及び資金確保の制約に困難を抱えていることが明らかとなった。そのため，海外展開のワンストップ支援サービスである新輸出大国コンソーシアムにJICAが加盟することや，JETROや中小企業基盤整備機構等の他団体との連携を通じて，中小企業へアドバイスする体制を強化した。また，海外展開を計画・実施する中小企業の主たる資金調達先である地域金融機関とJICAとの連携を強化するとの観点から，両者の情報の共有，海外展開セミナーの共同開催などを柱とする業務提携に関する覚書を，28年度末時点で，JICAと24の地域金融機関との間で締結するに至った。

4　主要ドナー国との連携

韓国（４月），豪州（10 月）と開発政策対話を行った他，日米韓でも開発に関する対話（７月）を実施した。

英国との間では，チュニジアにおける国境警備改善事業及び空港の国境管理能力向上支援での連携，アンゴラにおける地雷除去での連携，TICADⅥに際するアフリカのジェンダー・平和構築に係るセミナーの共催，ベトナムでの海洋における法の支配に関するワークショップの共催といった協力を進めた。９月の国連総会において，英国ほかと共に，サイドイベント「栄養に関する行動の 10 年」を共催し，栄養改善に取り組む重要性を確認した。

仏との間では，TICADⅥのサイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ」を開催し，その中で，JICA，仏開発庁，コートジボワール政府との間でアビジャンにおける持続可能な都市についての協力覚書に署名した。

独やノルウェー他と，国連総会サイドイベント「国際的な健康危機：教訓の実施」を共催し，エボラ出血熱の流行を教訓とし，国際社会による公衆衛生危機への予防，備え，対応能力の強化について議論を行った。インドネシアやタイといった新興国とも国連総会サイドイベント「野心を持って行動する～UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）を 2030 年までに達成するために進展を加速」を共催し，2030 年までの UHC 達成のための取組を議論した。

人道支援・災害救援において，日米韓や日米印の枠組みで３か国の連携の可能性について議論を行った。

新興ドナー他と連携した三角協力については，チリと中南米地域を対象に 2,000 人の人材育成を目標とする防災人材育成拠点化支援を実施した。また，タイと協力し，ミャンマーに対して，防災マネジメント，口蹄疫対策，観光振興の分野において，タイにおける研修やタイからの専門家派遣を実施した。また，フィリピンとの協力の下，TICADⅣを機に立ち上げられた「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」イニシアティブに資するべく，CARD 対象国を対象とした稲作分野の能力強化研修を実施した。

29 年度

年度目標

1　国民参加機会の拡大

（１）開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働をさらに促進する。政府と NGO の既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し，情報共有に努めるとともに，NGO のこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。また，NGO の活動に対する資金的支援，NGO の組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行う。

（２）青年海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進する。「民間連携ボランティア」に関し，

平成 28 年度行政事業レビュー公開プロセスを踏まえ，実績の伸びない原因を詳細に分析し，制度の改善・見直しを検討することで，さらなる普及に努める。
（３）グローバル人材育成も念頭に置いて，日本企業や地方自治体，大学などの国際化を後押しするとの観点から，連携強化に取り組む。
（４）大都市圏以外の地方にも，途上国の課題解決に資する製品・技術を有する企業が存在することから，引き続き地方の企業，特に中小企業による民間提案型事業である基礎調査，案件化調査，普及・実証事業への応募を増やす。
２　国際機関・地域機関等との連携（「顔の見える援助」）
我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには，二国間協力の効率的・効果的な実施に加え，専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し，支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために，以下に主に取り組み，日本の「顔の見える援助」となるように努める。
（１）国際機関等との政策調整を行う。
（２）国際機関等を通じた支援を実施する際には，2025 年までに 1,000 人を目標とする国連関係機関の日本人職員の増強，二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する。
３　戦略的なパートナーシップの強化（卒業国支援，日系人・社会とのきずな）
（１）一人当たり国民所得は比較的高いものの，特別な脆弱性を有するカリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し，外交政策上の意義も勘案しつつ，防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。
（２）中南米地域においては，日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し，年間 200 名程度の日系社会からの研修員受入れ及び年間 100 程度の日系社会ボランティア派遣を目標とし，これらとの関係強化のために必要な支援を行う。

施策の進捗状況・実績
１　国民参加機会の拡大
（１）NGO との連携・協働
日本 NGO 連携無償資金事業 50.73 億円（113 件），ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道事業）58.22 億円（83 件）への資金協力を行った。また，JICA の草の根技術協力事業では，14.18 億円（40 件）が採択された。29 年度中，NGO・外務省定期協議会を７回開催し，NGO との間で開発協力政策や NGO 支援，連携の具体策について意見交換した。JICA・NGO 協議会も４回開催された。
（２）ボランティア事業の推進
青年海外協力隊については，これまでの派遣国に加え，セルビアと新たに青年海外協力隊派遣取極を締結した。
JICAボランティアについては，応募者拡大に向け，出身母体となる企業，地方自治体及び大学との連携制度について事業の理解促進を目的とする調査団の派遣(日刊工業新聞等の業界紙記者８名のタイ派遣，香川県と兵庫県教育委員会３名のパラグアイ派遣），協力隊訓練所視察（５回），中小企業向けシンポジウムの開催等を通じ，周知と実施促進を行った。大学との連携については国内機関を窓口に個別相談対応を行った。また，企業，自治体等からの現役職員派遣の拡大にも取り組み，28年度256名に対し，29年度266名と増加した。
企業と連携し実施する「民間連携ボランティア」については，28年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ，実績が伸びない原因を詳細に分析するため，合意書締結企業のうち未派遣企業及び帰国後１年経過した企業に対し，ヒアリング及びアンケートを28年度に実施した。その結果，社内の候補人材の不足や事業理解の不足，限られた情報入手機会等の課題が明らかになった。それらを踏まえ，事業の更なる普及に向け，企業向け広報活動の強化，資格対象法人の拡大，派遣先政府へのボランティア受入に係る働きかけの強化,企業側ニーズと先方政府側のニーズのマッチングのための国内外拠点を通じたコンサルテーションの強化等に取り組んだ。29年度には，JICAにおいて企業へのコンサルテーションを162社に対して実施した。同ボランティアの派遣実績については，27年度は新規20名(内８名が新規合意書締結先，１名が既締結先かつ初派遣,11名が既締結先かつ派遣実績あり)，28年度は新規17名（内９名が新規合意書締結先，１名が既締結先かつ初派遣，７名が既締結先かつ派遣実績あり）であったのに対し，29年度は新規22名（内９名が新規合意書締結先，１名が既締結先かつ初派遣，12名は既締結先かつ派遣実績あり）に増加した。
また，29 年度行政事業レビュー公開プロセスでの「応募者が減少しているなどの点から広報について抜本的改善するべき」，「広報のより有効な在り方について引き続き検討・見直しが必要。より有効・効率的な広報ツール/手段に戦略的に投資すべき。」との指摘も踏まえ，一度興味を持ったサ

イト訪問者に何度もアプローチするリターゲッティング広告等の多様な WEB 型広告を展開したことで，秋募集期にボランティア HP のサイト訪問回数が，前年度比で２倍以上（28 年度 189,000 件に対し，29 年度は 443,000 件）となった。

（３）企業，地方自治体，大学との連携強化

29 年度は従来の「協力準備調査（BOP（Base of Pyramid：低所得層）ビジネス連携促進）」が対象としていた BOP 層への裨益にとどまらない，より包括的な課題である持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するビジネスに事業対象を拡大した「途上国課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」を導入し，「難民等の雇用・人材育成を通じた経済的自立のためのソフトウェア開発ビジネス（SDGs ビジネス）調査」等９件が採択された。従来型の民間技術普及促進事業も「僧帽弁狭窄症患者向けカテーテル普及促進事業」等 13 件採択した。また，地方自治体による「草の根技術協力（地方活性化特別枠）」においては，29 年度は大阪市の「ヤンゴン市下水処理場管理・保全能力向上プロジェクト」等８件採択され，地方自治体の ODA への参画が一層促進された。大学との連携強化の取組の一つとして，人材育成奨学計画（JDS）の一環で，本邦大学等の協力を得つつ，29 年度は計 270 名の留学生を受け入れた。

（４）地方企業の潜在力活用

29 年度の中小企業の海外展開支援事業（基礎調査，案件化調査，普及・実証事業）においては，地方銀行の人材が参画する案件が採択されるなど，約７割の企業が関東圏以外から採択された。中小企業支援を行う機関との連携強化に向け，地方銀行や信用金庫と JICA の間で地方企業の海外展開に資する情報共有等に関する協力覚書締結を進めているが，29 年末時点でその数は 40 行となった（28 年末は 29 行）。

２　国際機関・地域機関等との連携

（１）国際機関等との政策調整

国連開発計画（UNDP）については，８月の総裁訪問を含むハイレベルでの意見交換や 10 月に実施した戦略対話を通じて，双方の優先事項を確認することにより政策の調整を図った。その結果，UNDP 戦略計画（2017-2021）の中で，日本の開発支援政策上の基本的な考え方である人間の安全保障に関する事項が盛り込まれるに至った。また，UNDP としても，日本企業との連携等を通じた日本による支援の見える化に努めている。

国連児童基金（UNICEF）については，７月に政策協議を行い，持続可能な開発目標（SDGs）の推進も念頭に，双方の優先政策のすり合わせ及び保健や教育，水・衛生等，多分野における協力の方向性及び協力の強化の具体的方策を確認し，UNICEF の中期活動計画である UNICEF 戦略計画（2018-2021）には，日本が重視する人間の安全保障，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ，人道と開発の連携といった優先課題が盛り込まれた。また，UNICEF の活動に対する支援にあたっては，プレスリリースや SNS による発信，日章旗ステッカー，メディアも呼んだ引渡式等の形で，日本の「顔の見える援助」が確保されている。

国連人間居住計画（UN-HABITAT）については，管理理事会や常駐代表委員会等に加え，ハイレベルを含む関係者間の意見交換を通じて政策調整を図った。その結果，人間居住の課題解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ」に日本の優先課題である「仙台防災枠組みを踏まえた防災の取組の推進」や「質の高いインフラ投資の推進」等が盛り込まれた。同方針に基づき UN-HABITAT が支援を行うことにより，防災や質の高いインフラ投資等の分野において日本の関与も高まり，日本企業の進出や日本の NGO との連携等の「顔の見える援助」に繋がった。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）については，７月の政策協議や 11 月の高等弁務官訪問を含むハイレベルでの意見交換及び執行委員会等を通じて，双方の優先事項を確認することにより政策の調整を図った。その結果，人道支援と開発協力を並行して実施するという「人道と開発の連携」を一層促進し，UNHCR がリードする新たな人道危機対応方針である難民グローバル・コンパクト（GCR）の策定に向けて協力していくことを確認した。GCR 関連協議への関与や人道支援の実践を通じて日本の「顔の見える援助」が確保されるとともに，UNHCR としても，日本の NGO や企業との連携等を通じ，日本による支援の見える化や邦人職員増強に努めていくことで一致している。

国連世界食糧計画（WFP）については，12 月の事務局長訪日を含むハイレベルでの意見交換や 30 年２月の政策協議を通じて政策調整を図った。その結果，日本が重視する「人道と開発の連携」といった優先課題を，WFP としても更に推進していくことが確認された。右取組みを通じ日本の関与が高まることで，WFP への支援を通じた我が国の「顔の見える援助」が確保されるとともに，WFP としても，日本企業との連携等を通じた日本による支援の見える化に努めている。

（２）国連関係機関の日本人職員の増強，二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加

国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え，日本人職員の参画について継

続的な働きかけを行うとともに,日本人職員が関与するプロジェクトを積極的に採用することにより日本の「顔の見える援助」となるよう努めた。その結果，29 年末時点の国連関係機関の日本人職員数は 850 名となり，28 年末時点の 820 人から 30 名増加した。

また，30 年３月の IOM 事務局長訪日時に，IOM，UNHCR，ジャパン・プラットフォーム（JPF）が共催で「難民及び移住に関するグローバル・コンパクト」に関する円卓会議を開催する等，国際機関要人の訪日機会を利用して日本の NGO との意見交換が行われた。

３　戦略的なパートナーシップの強化

（１）小島嶼開発途上国

（ア）太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は，我が国と歴史的なつながりも深く，国際社会での協力や各種天然資源の供給において重要なパートナーであると共に，海上輸送の要としての戦略的な重要性も高い。これら太平洋島嶼国の自立的・持続的な発展を後押しするため，我が国は PALM7 にて表明した気候変動対策，防災，環境等を重点分野とした協力を実施している。

気候変動対策については，エネルギー安全保障の観点も踏まえ「ハイブリッドアイランド構想」の主要プロジェクトの一つである「大洋州地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト（広域）」を開始した。また，地球温暖化による海面上昇の影響を受けやすく，小島嶼国固有の脆弱性（遠隔性，隔絶性，狭小性）を抱える大洋州において，気候変動対策分野の人材育成強化のため，サモアに本部が所在する太平洋地域環境計画（SPREP：南太平洋地域の環境保全を目的とした政府間組織）「太平洋気候変動センター（PCCC）」（無償）を整備し GCF 等へのアクセスに係る人材育成を進めている。

防災については，大洋州各国は，気候変動による影響に加え，台風，地震・津波，火山噴火等の自然災害に対して脆弱であることに鑑み，フィジーに「大洋州広域総合防災アドバイザー」を派遣し，域内協力体制強化を支援した。また，「大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト」として，フィジー気象局を拠点とし，気象分野の人材育成を目的とした広域技術協力プロジェクトを実施した。

環境については，各国廃棄物管理体制の更なる強化を目指し，「太平洋地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（フェーズ２）」を実施した。また，戦略策定や組織の能力強化のための支援や災害廃棄物管理ガイドラインの作成のための支援のほか，３Ｒの推進と併せ，島嶼国でリサイクルが難しい有価物や有害廃棄物を島の外に戻す「リターン」の促進を実施した。

（イ）カリブ海島嶼国

カリブ海島嶼国は，法の支配に基づく海洋秩序を重視し，自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった基本的価値を共有するグローバル・パートナーであり，26 年７月に安倍内閣総理大臣が日・カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の一つとして小島嶼特有の脆弱性を含む持続的発展に向けた協力方針を表明した。

29 年度は，同方針に基づき，ハリケーン等の自然災害に脆弱なアンティグア・バーブーダ，ガイアナ，ジャマイカ，スリナム，ドミニカ国，ハイチに対し，防災・減災に必要な機材の供与や防災管理能力強化に向けた支援，研修員の受け入れ等を行った。

また，「卒業国」であるバハマ，バルバドス，トリニダード・トバゴ，セントクリストファー・ネーヴィスの４か国に対しても，小島嶼国特有の脆弱性にかんがみ，一人当たりの所得水準とは異なる観点からの支援が重要との方針の下，当該脆弱性の克服に向けて，開発ニーズを踏まえつつ，研修員受け入れ等の支援を実施した。これら支援の成果もあり，カリブ海島嶼国との間で，国際社会における協力を推進することができた。

（２）中南米地域日系社会との関係強化

中南米の日系人に対する支援として，草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ医療施設等の整備を行ったほか，次世代人材育成やリーダー育成，日系研修等の人材育成事業による年間 200 名を越える日系社会からの研修員の受入れや,日本語教育や社会福祉の分野において年間 100 名程度の日系社会ボランティア派遣を継続するなど，日系社会との関係強化に資する協力を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標５　国民の理解促進，開発教育の推進

中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

28 年度

年度目標
１　開発協力に関する講座を 60 回以上実施し，学校教育を始めとする様々な場を通じて，開発教育を推進する。
２　動画を活用した広報を実施し，視聴者による開発教育に関する理解・関心を促進させる。
３　「外交に関する世論調査」（内閣府実施）の今後の開発協力のあり方に関する調査結果において，「積極的に進めるべき」の割合の増加を目指す。

施策の進捗状況・実績
１　開発協力に関する講座等を以下のとおり計 63 回実施した。
（１）ODA 出前講座
高校，大学等において 31 回実施し，参加者数は約 3,200 人だった。
（２）外務省国際協力局職員による講演
大学・大学院，経済団体，企業などにおいて 20 回（審議官級９回）実施した。
（３）高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ　放課後版！」にて開発協力に関するコラムを全 12 回配信した。
２　動画を活用した広報
（１）特別特集番組
９月から 10 月にかけて，ミニ・テレビ番組（４分）「日本のいいところ再発見！世界が認めたニッポンのお宝」をテレビ東京で４回，特別番組（75 分）「私が変わればミライが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探せ！』」をテレビ東京系列６局ネットにて放送した。ミニ番組４回の放送を通じて，平均視聴率は 3.7%，瞬間最高視聴率 4.5%の結果となり，約 400 万世帯が番組を視聴した（電通リサーチ）。
（２）その他
ア　フジテレビのネットチャンネル「ホウドウキョク」にて，国際協力局から職員を派遣し，開発協力をテーマとした放送を８回実施した。
イ　アフリカにおける「人材育成」，「感染症」，ASEAN への「インフラ支援」をテーマに５本の政策広報動画を作成し，外務省 HP や Youtube にて配信した。
３　外交に関する世論調査
内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において，「日本のこれからの開発協力についてどのようにお考えですか」という問いに対して，「積極的に進めるべき」は 30.2%（前年比３ポイント減）となったが，「現在程度でよい」（50.3%）と合わせ肯定的な回答は 80%を超える結果だった。

29 年度
年度目標
日本の協力が「顔の見える援助」，「目に見える援助」となるよう開発協力広報を含めた対外発信を積極的に行う。具体的に取り組む事項は以下３点のとおりとする。
１　開発協力に関する講座を 60 回以上実施し，学校教育を始めとする様々な場を通じて，開発教育を推進する。
２　動画を活用した広報を実施し，視聴者による開発協力に関する理解・関心を促進させる。
３　「外交に関する世論調査」(内閣府実施)の今後の開発協力のあり方に関する調査結果において，「積極的に進めるべき」の割合（28 年度は 30.2%）の増加を目指す。

施策の進捗状況・実績
１　開発協力に関する講座
開発協力に関する講座等を以下の通り計 65 回実施した。
（１）ODA 出前講座
高校，大学等において 41 回実施し，参加者数は約 3,300 人だった。
（２）外務省国際協力局職員による講演
大学・大学院，経済団体，企業などにおいて 12 回（内，審議官・参事官級６回）実施した。
（３）高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ進路」にて開発協力に関するコラムを全 12 回配信した。
２　動画を活用した広報
（１）テレビ番組
10 月に特別番組（75 分）「宇宙船オリエンタルの地球スマイル探査隊」をテレビ東京系列６局ネ

ット１回，その後ミニ番組（４分）「MA-SA の発見★スマイルアース」をテレビ東京で４回放送した。特別番組の視聴率は平均 2.9%，最高瞬間視聴率は 3.7%となり，ミニ番組計４回の平均視聴率は 4.6%を記録し，約 480 万世帯が視聴した（電通リサーチ）。また，特別番組は，放送終了後，30 年１月まで動画による配信を行い，54,000 回を超える再生があった。

（２）著名人によるプロモーション動画

SDGs への親近感を高め，その認知度を向上させるべく，ユニークなパフォーマンス等により一躍インターネット上で世界的に有名となったシンガーソングライターのピコ太郎氏の協力を得て，７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において PR イベントを実施し，日本の SDGs 推進に向けた取組を力強く発信した。

また，ピコ太郎氏が出演する持続可能な開発目標（SDGs）のプロモーション動画の視聴回数は 18 万回を超える等，日本における SDGs の認知度向上に大きく貢献した。ピコ太郎氏は同年９月に SDGs 推進大使に就任し，SDGs 推進に関わる活動を実施する等，それらの動画配信とともに SDGs の広報に貢献している。

（３）その他

「国際秩序」，「国際協力」，SDGs 達成に貢献する日本の「科学技術外交」をテーマに３本の政策広報動画を作成し，外務省 HP や Youtube にて配信した。

３　外交に関する世論調査

内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において，「日本のこれからの開発協力についてどのようにお考えですか」という問いに対して，「積極的に進めるべき」は 32.4%となり，前年の 30.2%と比較し 2.2 ポイント増となった。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

測定指標６　国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標（--年度）

28 年７月のダッカ襲撃テロ事件を受けて発足させた「国際協力事業安全対策会議」においてとりまとめられた「最終報告」に記載された新たな安全対策を JICA と協力して着実に実施する。

28 年度

年度目標

「最終報告」では，①脅威情報の収集・分析・共有の強化，②事業関係者及び NGO の行動規範，③ハード･ソフト両面の防護措置,研修･訓練の強化,④危機発生後の対応,⑤外務省及び国際協力機構(JICA)の危機管理意識の向上・態勢の在り方の５つの柱に沿って，具体的な安全対策措置をできるものから実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　脅威情報の収集・分析・共有の強化

（１）外務省と JICA との間の脅威情報や危機意識の共有を含む国際協力事業の安全対策に関する事項全般を取り扱うとともに，関係省庁，JICA 以外の政府関係機関，事業関係者，NGO の参加を得て，安全対策に係る情報交換，啓発等を行うため，「国際協力事業安全対策会議」を常設化し，常設化後は２回（９月，12 月）開催した。バングラデシュ等脅威度が高い国・地域では脅威情報等を関係者に共有する場として在外公館及び JICA 事務所と国際協力事業関係者との「意見交換会」や「安全対策連絡協議会」を開催した。

（２）関係省庁とも協力しつつ事業関係者・NGO 等に対し在留届提出・「たびレジ」登録を徹底するよう要請した。

事業関係者・NGO が脅威情報等有益な情報を得た場合の通報窓口を外務省及び JICA に設置し，情報共有の迅速化のための集約を行った。

２　事業関係者及び NGO の行動規範

ODA 事業関係者の緊急連絡先が外務省または JICA 等に登録されるよう，関係省庁，業界団体等を通じ周知を行った。 在外公館・JICA 事務所において緊急連絡訓練（29 年２月）を実施した。

３　ハード・ソフト両面の防護措置，研修・訓練の強化

安全対策およびテロ対策に関する研修対象（本邦）を JICA と直接契約関係にない関係者（資金協力関係者・NGO 等）にも拡大し，安全対策研修は 11 回実施，安全対策研修（WEB 版）は随時実施，テ

ロ対策実技訓練は６回実施し，延べ 8,300 人が研修・訓練に参加した。
４　危機発生後の対応
　国際協力事業者に対するメンタルヘルスケアの支援態勢の充実や資金協力本体事業関係者を含む JICA 事業関係者が加入できる海外旅行保険を用意した。
５　危機管理意識の向上・態勢の在り方
　外務省では，国際協力局参事官を国際協力事業安全対策統括担当に指名し，「国際協力事業安全対策室」を立ち上げた。JICA では，安全対策担当の理事を指名し，総務部安全管理室を安全管理部に格上げした。安全対策の抜本的改革のための態勢の強化を図った。

29 年度
年度目標
JICA と協力して「最終報告」の，①脅威情報の収集・分析・共有の強化，②事業関係者及び NGO の行動規範，③ハード・ソフト両面の防護措置，研修・訓練の強化，④危機発生後の対応，⑤外務省・国際協力機構（JICA）の危機管理意識の向上・態勢の在り方の５つの柱に沿って，国際協力事業関係者の安全対策を抜本的に強化する。具体的には，関係者用の安全対策機材を増強するほか，警備及び安全対策・危機管理研修を強化するといった取組を進める。

施策の進捗状況・実績
１　「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても，JICA と協力し，28 年度に実施した取組を継続・拡充した。拡充した部分の具体例は以下のとおり。
①脅威情報の収集・分析・共有の強化
　常設化した「国際協力事業安全対策会議」を２回（４月及び９月）開催したほか，在外公館においても安全対策会議（国によっては現地政府ハイレベルも出席）を随時開催した。また，現地 ODA タスクフォース等の場を活用し，国際協力事業関係者との間で安全対策情報の共有を図り，安全対策強化に向けた注意喚起等を適時適切に実施し，現地政府の協力を得るべく，在外公館より各国政府に対し，各種機会を捉え安全対策に係る申し入れを行い，現地政府との間の経済協力協議の対処方針に安全対策に係る要請を盛り込むことを徹底した。
　事業関係者，NGO 等に対し在留届提出・「たびレジ」登録の徹底を引き続き要請し，JICA においてはコンサルタント等との契約で登録を義務化した。
　このほか，JICA において，国際機関等と役員レベルでの意見交換の実施や，在外拠点における現場レベルでの脅威情報の交換等の連携及び人事交流を実施するなど，本部，在外拠点における情報収集・分析態勢を強化したことに加え，JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」を充実させるなど，関係者が各種の安全対策情報を一元的に確認できる体制を整え，情報の共有の強化に取り組んだ。
②事業関係者及び NGO の行動規範
　JICA と事業請負業者との間の業務契約締結時に安全対策措置（渡航措置及び行動規範）の遵守を義務化するとともに，安全対策情報の提供を徹底し，機構と契約関係にない事業関係者に対しても情報の提供を開始し，JICA ウェブサイトにも掲載を開始し，行動規範の周知・徹底に取り組んだ。また，JICA では国別安全対策措置及び安全対策マニュアルを改訂するとともに，事業従事者に対して行う派遣前安全対策ブリーフィングの対象国を８か国から 13 か国に拡大した。
③ハード・ソフト両面の防護措置，研修・訓練の強化
　JICA では，外務省，在外公館とも協力して，在外拠点の安全防護強化に向けた調査，事業サイト等の安全対策を点検する調査を実施するとともに，防弾車の追加配備を進め，防衛措置の強化に取り組んだ。
　研修，訓練の分野では，JICA による安全対策研修・実技訓練を本邦及び関係国で延べ 67 回実施し（現地研修は５月から開始），安全対策研修参加者は，４月時点で約 8,500 名（内訳：座学・実技研修約 1,600 名，ウェブ研修約 6,900 名，現地研修０名）であったのに対し，12 月末現在では約 17,600 名（内訳：座学・実技研修約 3,400 名，ウェブ研修約 12,000 名，現地研修約 2,200 名）に増加した。このほか，従来は国際協力事業に従事する渡航者本人を対象としていた企業・団体向け安全対策研修を，これら企業等の安全管理責任者にも拡充すべく，30 年４月からの運用開始を目指して準備が進められている。
④危機発生後の対応
　将来の危機発生に備え，JICA の国外退避支援サービス対象者を従来の JICA 関係者から資金協力事業関係者にも拡大するとともに，緊急事態対応マニュアルの見直し，緊急時オペレーションルームの整備等が JICA により進められ，危機発生後の対応強化に繋がっている。

⑤危機管理意識の向上・体制の在り方

「最終報告」に基づき設置された外務省国際協力事業安全対策室と JICA 安全管理部が協力しつつ安全対策を推進している。具体的には，上記の各種取組のみならず，業務渡航に係る本邦関係部署からの照会に対する助言，現地での行動規範の検討，在外公館及び JICA 在外拠点への安全対策に係る助言等，日常的な国際協力事業の安全対策にも努めている。

２　関係者用の安全対策機材の増強の具体的取組として，衛星携帯電話等，通信機器の整備を通じて緊急連絡態勢の強化を実施した。また，警備及び安全対策・危機管理研修の強化については，上記１③にて説明のとおりである。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ａ）

測定指標７　主要個別事業の事後評価結果(注)
【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

評価がＡ：非常に高い，Ｂ：高い，Ｃ：一部課題がある，Ｄ：低いのうち，28 年度の目標，実績はＡ～Ｃの評価が占める割合（%）。29 年度の目標から，Ａ及びＢの評価が占める割合（%）に変更した。	中期目標値	28 年度（Ａ～Ｃの割合）		29 年度（Ａ及びＢの割合）		28・29 年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	―	85%	97%	75%	79%	Ｂ (28 年度：ｂ 29 年度：ｂ)

(注)10 億円以上，またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に，事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち，当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

(注) 但し，本内容はあくまで 29 年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり，当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）

(約束額ベース，単位：百万ドル）（注）ODA 卒業国を含む	実績値	
	28 年	29 年
Ⅰ　社会インフラおよびサービス	3,597.54	(集計中)
Ⅱ　経済インフラおよびサービス	10,732.25	〃
Ⅲ　生産セクター	913.93	〃
Ⅳ　マルチセクター援助	3,132.78	〃
Ⅴ　商品援助/一般プログラム援助	822.21	〃
Ⅵ　債務救済	15.32	〃
Ⅶ　人道支援(緊急食料援助，復興，防災等)	926.90	〃
Ⅷ　行政経費等	882.58	〃

評価結果

施策の分析

【測定指標１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅】

28 年度

28 年度は，27 年５月に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の下，アジア向けインフラプロジェクトとして合計 24 件，9,323.58 億円の円借款案件の交換公文の署名及び関連する無償資金協力や技術協力等を実施した。また，28 年５月には「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し，今後５年間の目標として，約 2,000 億ドルの資金等を供給する旨表明した。さらに，この表明も後押しとなり，５月に日本が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて，「質の高いインフラ投資の推進のための伊勢志摩原則」がＧ７によって合意され，これは質の高いインフラ投資の国際化を大きく前進させることとなった。（28 年度：無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），

有償資金協力，国際機関との連携等（達成手段①～③，⑯））

29 年度

29 年度は，「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下で，各国のインフラプロジェクトに対して，合計約１兆 3,924 億円の円借款の交換公文の署名を行った。

これらインフラ整備のうち，道路，港湾関係の建設・改修支援等は，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，アジアからアフリカにかけての広大な地域の交通・流通網を近代化し地域間の連結性を向上させるという目的に資するものであった。

補修やメンテナンス等のライフサイクルコストの軽減も期待される質の高いインフラ整備は，持続可能な開発を進める上で重要性を一層増しているところ，こうした考え方を国際社会の賛同を得ながら進めていくためにも，その普及に向けたイベントを複数回開催したことは有益であった。

医療・福祉分野に関しては，UHC フォーラム 2017 が東京で開催された機会を捉え，日本の優れた母子手帳を活用した妊娠期から幼児期にかけての継続的な母子健康ケア制度導入の成功例を紹介できたほか，28 年に発足した「栄養改善事業推進プラットフォーム」を活用し実行に向けて準備段階にあるインドネシアのプロジェクトは，アジアにおける栄養状態の長期的向上策の先駆けとなるものであった。

人材育成分野については，特に，アジア各国との要人往来の際の共同声明等で謳われた高度人材育成事業である「イノベーティブ・アジア」が開始され，初年度として高度人材育成のための 152 名の研修生受け入れを実現した。彼らが研修を終える２～４年後も見据え，着実な研修員受け入れの継続と研修内容の充実を図り，各国が必要とする高度人材の育成に貢献していく必要がある。また，ABE イニシアティブを通じて日本で学んだアフリカ出身の研修生の中には，日本での研修・留学終了後に，日本企業へ就職したり，現地コンサルタントや代理店を起業するなどして我が国企業のアフリカ進出への有力な協力者となったり，日本の大学博士課程へ進学する者などがおり，各出身国の発展のみならず，我が国企業活動にとっても有用な人材育成が実現している。

こうした様々な分野において日本ならではの貢献は，JICA の新中期目標でも重視されている被支援国における質の高い成長及び貧困緩和に繋がることが期待される。しかし，各種事業，イニシアティブ等の推進開始段階でもあり，更なる成果に向けた取組が求められる。（29 年度：無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力，国際機関との連携等（達成手段①～③，⑯））

【測定指標２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現】

28 年度

少数民族地域に対して 28 年度から５年間で 400 億円を支援することを表明し，ミャンマー和平支援として，特に停戦合意した少数民族武装勢力が実効支配するカレン州を中心としたミャンマー南部の少数民族地域での日本の NGO と連携した復興支援を通し，和平プロセスの進展を後押しした他，27 年の洪水・地崩れ被害が甚大であった少数民族地域を中心に国際機関を通じた支援，コミュニティ間の対立問題等を抱えるラカイン州における交流促進に繋がる旅客船供与などを行い，少数民族地域の平和安定及び発展に寄与するものとなった。

また，海上法執行能力向上のための支援としては，フィリピン，スリランカへの巡視船艇等の供与を決定し，ベトナムへも供与する方針を表明した。マレーシアに対しては海上保安関連機材等の購入に必要な資金７億円を無償にて供与した。さらに，同分野における人材育成支援も，研修，専門家派遣等を通じてベトナム，フィリピン，マレーシア，インドネシアを中心に継続的に実施した。こうした取組は，対象国の海上法執行機関の訓練体制の強化及び海難救助や違法漁業の取り締まり等における海洋法執行能力を向上させ，日本にとって重要な「開かれ安定した海洋」の維持・発展に大きく貢献した。（28 年度：無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

29 年度

29 年度は，引き続き国際社会の脅威となっているテロ，暴力的過激主義等に対処する観点から，東南アジアを中心とし，南西アジア及びアフリカ各地域においても，テロ対策・治安・航空保安能力強化等のための支援に力を入れ，我が国の優れた技術を活かした機材の供与や，他省庁，他機関等と連携した研修等の能力構築支援を行うことで，ハード・ソフト両面から，各地域における事態の改善に向けた取組を促した。

そのほか，国際機関とも連携しつつ，ミャンマーに対しては，食糧配給に始まり司法アクセスの向上，和平プロセス支援に至るまで幅広い範囲の支援を実施し，貧困削減，法の支配の定着を含む和平進展にむけた環境づくりを行った。フィリピンのミンダナオに対しては，避難民への住居提供，職業・起業訓練や破壊された建物の再建等を通じて，シリアに対しては，社会インフラ整備や医薬品供与といった支

援を行った。各国の人道状況の改善及び社会の安定化等，国際社会全体に課せられた喫緊の課題に，責任ある立場で適切に対処した。
普遍的価値を共有し平和で安全な社会を実現することは，JICA の新中期目標においても重要度・難易度共に高い目標として設定されており，上記成果は右目標達成に向け意欲的に取り組んだ結果と評価できる。今後も国際情勢の変化に対応しつつ，継続的な取組が求められる。（29 年度：無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

【測定指標３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築】

28 年度

日本はＧ７議長国としてリーダーシップを発揮し，５月に，内閣総理大臣を本部長とし，全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を設置し，同推進本部第１回会合において，SDGs の実施に向けた日本の指針を策定することを決定した。これを受け，SDGs 推進本部の下，指針の策定に向けて，９月と 11 月の２回にわたり，NGO/NPO，有識者，民間セクター，国際機関等の広範な参加者による SDGs 推進円卓会議を開催したほか，パブリックコメントも実施し，広範囲にわたる関係者と意見交換を行った。この結果，12 月に開催された第２回 SDGs 推進本部会合において，指針本文と付表の二つからなる SDGs 実施指針が決定された。
また，日本は，４月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名した。その後，５月には，議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて，Ｇ７が同協定の 28 年中の発効を目標に，できるだけ早期の締結に向けて取り組むことを誓約する旨の声明をとりまとめた。さらに，10 月のプレ COP では，日本を含む先進国が，途上国支援のための資金動員の進捗を示す「Roadmap to $100 billion」を発表した。これらの日本の取組は 11 月のパリ協定の発効に大きく寄与した。（28 年度：無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

29 年度

日本は，内閣総理大臣を本部長とし，全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を創設（28 年）し，政府一体となって SDGs 達成に向けた取組を国内外で推進している。12 月の第４回 SDGs 推進本部会合では，府省横断的な SDGs に向けた主要な取組を「SDGs アクションプラン 2018」として発表し，日本型「SDGs モデル」発信のための官民を挙げた「Society5.0」の推進，SDGs を原動力とした地方創生及び SDGs の担い手としての次世代・女性の活躍を，その基本的方向性として掲げた。同時に，SDGs に向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰する「ジャパン SDGs アワード」第１回表彰式を実施した。外務省が推進する国際協力の面では，特に，７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において，次世代に着目し，教育，保健，防災，ジェンダー分野等を中心に 29 年までに 10 億ドル規模の支援を行うことを表明した。これらの取組は，国際社会で高く評価されており，我が国の行う開発協力に対する期待もますます高まっている。
また，気候変動分野に関しては，「我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う」という目標に向け，一定の成果をあげることができた。JCM では再生可能エネルギーや低炭素技術を活用した温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを多く実施し，登録済みプロジェクト及び承認済み MRV 方法論の件数並びに発行済みクレジット量の増加等，この制度を通じた気候変動対策を進め，国際的な排出量削減・吸収に貢献した。また，GCF において，三菱東京 UFJ 銀行（当時）と国際協力機構（JICA）が認証機関として認定されたことにより，途上国の気候変動関連支援実施のために GCF の資金にアクセスすることが可能になり，我が国における GCF を活用した支援が一層進むことが期待される。二国間の国別開発協力においても，再生可能エネルギー等の活用した温室効果ガス排出削減と吸収の対策，灌漑システムの改善や護岸工事などの適応策（気候変動の悪影響の防止，軽減のための備えと新しい気候条件の利用）が実施され，途上国の気候変動に対する耐性の強化に貢献した。
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築は JICA の新中期目標においても重視されており，SDGs の更なる推進を含め，今後も関連する取組を継続する必要がある。（29 年度：無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

【測定指標４　連携の強化】

28 年度

英，仏，独，ノルウェー，米，韓，豪といった国際社会における主要ドナー国と連携して，開発政策対話の実施や国連総会におけるサイドイベントの開催や第三国への支援を進めた。こうした経験と知見を有する他ドナーとの連携を通じた取組のみならず，人道支援・災害救援において日米韓や日米印の枠

組みで３か国の連携の可能性について議論を行うなど，我が国が有する知見・経験を韓国やインドといった新興ドナーに共有するための取組も併せて行った。これらの取組は，国際社会全体の開発協力の効果の一層の向上に寄与した。（28 年度：国際機関・ドナー国との連携（達成手段⑯））

29 年度

29 年度は，特に，各種 JICA ボランティア事業の推進及び各国際機関との連携において，顕著な成果があった。

JICA ボランティア事業については，28 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ，引き続き「民間連携ボランティア」の促進を図った結果，実績欄記載のとおりの派遣実績を実現した。また，29 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける「応募者が減少しているなどの点から広報について抜本的改善するべき。」，「広報のより有効な在り方について引き続き検討・見直しが必要。より有効・効率的な広報ツール/手段に戦略的に投資するべき」との指摘を踏まえ，JICA ボランティア広告の在り方を改善させたことで，HP のサイト訪問回数が飛躍的に伸び，応募者の増加（28 年度 3,305 名から 29 年度 3,541 名に増加）という成果につながった。

国際機関との連携については，UNDP，UNICEF，UN-HABITAT を始めとする国際機関と積極的に政策協議等を実施した結果，各機関の行動計画等において，人間の安全保障，UHC，質の高いインフラ等の我が国の開発協力における重要な要素が盛り込まれた。国際機関と我が国が考え方を同じくして開発協力に取り組み協力の適正化，効率化につながり，各機関の活動における我が国の「見える化」確保にも有益であった。また，29 年度は国連関係機関の邦人職員の増強にも努めた結果，29 年末時点で 28 年末に比べ 30 人の邦人職員増加に繋がっており，これはビジビリティの観点から大きな成果であると評価できる。

これらの取組は，JICA の新中期目標においても重視しており，上記成果は右目標の達成にも資するものであり，今後も継続する必要がある。（29 年度：（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），国際機関との連携等（達成手段②，⑯））

【測定指標５　国民の理解促進，開発教育の推進】

28 年度

28 年度は，開発教育関連講座の実施回数及び外交に関する世論調査において今後の日本の開発協力を「積極的に進めるべき」と回答する人の割合を増加させるとの目標をいずれも達成できなかった。

他方，新たに開始した高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ　放課後版！」への開発協力に関するコラム配信（28 年度は全 12 回）は，高校生を始めとする若い世代における開発協力への理解促進を大きく推進させるものとなった。

さらに，28 年９月から 10 月にかけて，ミニ番組（４分）「日本のいいところ再発見！世界が認めたニッポンのお宝」をテレビ東京で４回，特別番組（75 分）「私が変わればミライが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探せ！』」をテレビ東京系列６局ネットにて放送した。番組視聴前と後で開発協力に対する視聴者の意識がどう変化したかについての調査では，「（番組視聴前に比べ）開発協力を認知した」との回答が 23%，「開発協力に対する関心度が上がった」との回答が 28%，「自分の生活との関係性があると認識した」との回答が 30.5%という結果となり，開発協力に対する視聴者の理解・関心の促進につながった（番組評価アンケートより引用）。（28 年度：開発協力の理解促進（達成手段⑥））

29 年度

29 年度は，開発教育関連講座について，目標の 60 回を上回る 65 回実施し，ODA 出前講座の際の受講者アンケートでは，「ODA の理解をより深めることができた」，「日本の一方的な支援でなく，日本にも利点があることがわかり，ODA に対する見方が変わった」といった声が届いており，教育機関を中心に開発協力への理解促進に一定の成果を挙げている。また「外交に関する世論調査（内閣府実施）」では，今後の開発協力のあり方に関する調査結果において「積極的に進めるべき」と回答する人の割合を 28 年度の 30.2%から増加させるとの目標に対し 32.4%と 2.2 ポイントの増となった。

28 年度から開始した高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ進路（旧スタディサプリ放課後版！）」においては，外務省国際協力局職員によるコラムの配信を全 12 回行い，閲覧数は 80,801 回を数えた。各コラムでは開発協力を始め，SDGs や UHC，また草の根・人間の安全保障無償資金協力などを，高校生を中心とした若い世代にわかりやすいように丁寧に解説したほか，大使館の経済協力班経験者や国際協力局職員によるキャリアパス紹介もしており，高校生の進路選択に開発協力の視点を提示することができた。

テレビ東京系列６局ネットで行った啓発番組の事後調査では，「開発協力」に対する「認知」は 67%

から 92.3%へ 25.3 ポイント上昇，「関心度」は 32%から 66%へ 34 ポイント上昇，「自分の生活との関係性」についての理解は 32.7%から 55.7%へ 23 ポイント上昇するなどの成果をあげた。特に，番組内で重点的に取り上げた案件の認知度について，「カンボジアのつばさ橋」が 25%から 74.3%，「プノンペンの奇跡」は 25.3%から 68.3%，「アフリカにおける UNDOKAI を通じた支援」は 16%から 61%，「SDGs」は 25.7%から 67%と，何れも大きく上昇し，視聴者の理解・関心の促進につながった（番組評価アンケートより引用）。

また，シンガーソングライターのピコ太郎氏に，SDGs 推進大使として SDGs 推進に係わる業務を委嘱，以降，グローバルフェスタ JAPAN2017 や第１回「JAPAN SDGs アワード」表彰式などへの参加を通じ，SDGs の広報・普及に貢献している。（29 年度：開発協力の理解促進（達成手段⑥））

【測定指標６　国際協力事業関係者の安全対策の強化】

28 年度

28 年度は，国際協力事業関係者の安全対策の強化について，８月 30 日の最終報告の公表以降，外務省および JICA は新たな安全対策を着実に実施しており，これまでに「国際協力事業安全対策会議」は常設化前を含め７回実施し，安全対策研修・テロ対策実技訓練を 18 回実施するなど，国際協力事業に関わる事業関係者の安全対策を強化した。他方，いずれの項目についても取組の継続，拡充が必要である。（28 年度：（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力）（達成手段②））

29 年度

29 年度は，JICA と協力して「最終報告」の全ての項目につき実施を継続・拡充した結果，特に，脅威情報の収集・分析・共有及び研修・訓練の強化につき有効性の高い取組が行われた。脅威情報の収集・分析・共有については，在外における情報共有の強化，関係国政府への働きかけを着実に実施したことに加え，JICA による国際機関等との連携による情報収集・分析体制の強化に取り組み，「安全対策ページ」の開設等を通じた情報へのアクセス向上により，国内外において国際協力事業関係者及び諸外国関係者の安全対策に対する認識向上が図られた。また，研修・訓練の強化については，JICA による研修項目拡充及び参加者増加に向けた取組（ホームページ等を活用した広報等）が実施されたことで，JICA による研修への参加者数が飛躍的に増加した。

開発協力は，事業従事者の安全が確保されて行われることが大前提であり，国際協力事業関係者の安全対策は JICA の新中期目標においてもその重要度の高い目標として設定されている。万が一，事業関係者が事案に巻き込まれるようなことがあっても人的被害を最小限にとどめることを最優先課題とし，不断の情報収集，研修・訓練，啓発，資機材整備，現地政府との連携等の取組を継続，拡充していくことが必要である。（29 年度：（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力）（達成手段②））

【測定指標７　主要個別事業の事後評価結果】

28 年度

個別事業の評価によれば総合評価がＡ，ＢまたはＣとなった割合は 97%であり，事前評価やモニタリング強化等を通じて，個別事業の評価結果は目標を上回ったが，更なる成果が期待される。

29 年度

個別事業の評価によれば総合評価がＡ又はＢとなった割合は 79%であり，事前評価やモニタリング強化等を通じて，個別事業の評価結果は目標を上回ったが，更なる成果が期待される。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

我が国は，昭和 29 年以降一貫して政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ，開発途上国の自立的発展に向けた自助努力を後押しするとともに，21 世紀以降は，国際社会が一体となって取り組むべき新たな課題として浮上した環境問題や気候変動の深刻化，格差やテロの拡大などの地球規模課題の解決にも取り組んできた。各種の課題を克服しつつアジアで最初の先進国となった我が国が，日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を通じアジア諸国等の成長を支えてきた長年にわたる歩みは，国際社会において高い評価と信頼を得てきた。我が国が有する経験，知見及び教訓は，世界が現在直面する開発課題の解決に資するものであり，国際社会が我が国に寄せる期待もますます高まっている。

このような国際社会の期待に応え，責任ある主要国として，国際社会の抱える課題にこれまで以上に積極的に寄与し，国際社会を力強く主導していくことは，我が国に課せられた重大な責務であるととも

に，我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとするためにも必要かつ重要な役割であり，我が国がこれらの責務，役割を果たす上で，開発協力は最も重要かつ効果的な手段であり，「未来への投資」としての意義もある。
以上を踏まえれば，開発協力の推進を通じ，国際社会の平和，安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献しこうした協力を通じることにより，直接的，間接的に我が国の平和と安全の維持，更なる繁栄の実現，安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現，普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献するという施策目標は妥当であり，引き続きこの目標を維持し，その達成に向け ODA の戦略的活用を行うことが重要である。

【測定指標】

１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

開発途上国の「質の高い成長」の実現に向けた協力を行い，その協力を通じて，開発途上国と共に我が国も成長し，我が国の地域活性化にも貢献する。特に，地方自治体や中小企業との海外展開の支援や対外直接投資に向けたビジネス環境整備を行うとともに，日本方式の普及を含め，「質の高いインフラ」の展開を一層推進する。また，開発途上国の産業人材育成とそれを通じて築いてきたネットワークも最大限活用する。

２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現

「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下，法の支配や航行の自由等を確保するための，海上保安能力の強化や法制度整備等の分野で協力を行う。太平洋からインド洋に至る地域内外の「連結性」を向上させ，地域全体の安定と繁栄を促進する。
人道支援と開発協力の連携を強化しつつ，平和構築，難民等支援，暴力的過激主義対策等の協力を通じ，国際社会の平和と安定の実現に積極的に貢献する。また，開発途上国によるテロ対策・治安状況の改善への協力等を通じて，海外で活躍する日本人の安全を確保する。

３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ，パリ協定と国連気候変動枠組条約及び仙台防災枠組等は，引き続き持続可能で強靱な国際社会の構築に向けた国際社会の重要なガイドラインであり，日本として取組の強化を継続していく必要がある。
2030 アジェンダについては，SDGs 達成に向けた取組を国内外で推進すべく，12 月の第４回 SDGs 推進本部会合において発表した「SDGs アクションプラン 2018」に沿って，日本政府が一体となって主要な取組を進めていくことが必要である。
防災分野では，日本の主導で採択された「世界津波の日」に関する国連総会決議も踏まえ，防災についての技術協力等を実施し，国際防災協力を更に推進していく。
保健（感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）については，平和と健康のための基本方針」（９月　健康・医療戦略推進本部決定）に加え，Ｇ７伊勢志摩サミットに際して表明した我が国の貢献策を踏まえ，感染症の予防・対策といった公衆衛生危機対応に協力するとともに，UHC の実現のため，人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を継続する。
気候変動対策については，気候変動による影響を受けやすく，経済発展と気候変動政策の両立に課題を抱えていることが多い開発途上国に対し，気候変動対策に資する開発協力を進めていくことが，気候変動問題の解決のみならず，持続可能な社会の構築のためにも重要である。特に，島嶼国など気候変動に脆弱な国・地域や，経済成長と気候変動対策の両立に課題を抱える国に対し， JCM や GCF を通じた気候変動対策支援，また二国間協力における気候変動関連支援案件を相手国の気候変動対策と整合的な形で効果的に実施するなど，将来世代に豊かな地球を引き継ぐため気候変動問題に対する包括的な取組がますます重要である。

４　連携の強化

グローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには，二国間協力の効率的・効果的な実施に加え，専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し，支援の相乗効果を実現することが重要である。また，我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体，大学・研究機関等との連携を強化するとともに，開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・共同を強化する。
29 年度秋のレビューでの「（本）制度の枠組の抜本的な再検討を行うべき」との指摘を踏まえ，青年海外協力隊等のボランティア事業は制度全体の必要な見直しを行った上で，引き続き推進する。

５　国民の理解促進，開発教育の推進

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し，日本の協力が「顔の見える援助」，「目に見える援助」となるよう，以下のとおり，引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し，積極的に行う。

（１）29 年度は教育機関を中心に ODA 出前講座の実施回数を増加させることができ，開発協力の理解促進に一定の成果を挙げることができた。30 年度は，スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行うなどして，より多くの出前講座を開催し，若い世代の理解を促進するよう努める必要がある。

（２）国際協力局職員のインタビューを配信したスタディサプリ進路では，高校生を対象に開発協力を始め SDGs や草の根無償，UHC 等の取組をわかりやすく解説し，若い世代の開発協力への理解を促進することができた。30 年度ではより多くの若者に開発協力の情報が行き渡るよう，さらにわかりやすい開発協力コンテンツを制作，媒体力の強いメディアと組み合わせることで，開発協力の情報を引き続き発信していく必要がある。

（３）動画を活用した広報では，開発協力に関するテレビ番組の放映及び動画配信や，シンガーソングライターのピコ太郎さんによる SDGs プロモーション動画の制作・発信を通じて，開発協力や SDGs に対する認知，関心度等を大きく向上させることができた。30 年度においても，メディアの多様な変化を捉え，時代に即したツールを活用し，より効果的な広報を追求する必要がある。

６　国際協力事業関係者の安全対策の強化

開発協力の推進は，事業従事者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し，「最終報告」の各項目の着実な実施に加え，最新の国際情勢，現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていくことが必要である。

７　主要個別事業の事後評価結果

国民の税金を原資としている開発協力の実施に当たっては，その効果的・効率的活用に努めなければならない。主要個別事業の事後評価結果を踏まえ評価対象プロジェクトの改善に役立てるとともに，類似のプロジェクトの計画策定や実施の際に活用していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ODAホームページ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html)
・独立行政法人国際協力機構(JICA)ホームページ「ODA見える化サイト」
(https://www.jica.go.jp/oda/index.html)

施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅵ－２）

施策名(※)	**地球規模の諸問題への取組**
施策目標	**グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するため，以下を推進する。** **１　人間の安全保障の概念を普及させるとともに，国際社会に存在する人間の生存，生活，尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。** **２　国際機関を通じた支援や条約の策定，締結，実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する。また，防災の主流化を推進し，持続可能な開発を支援する。**

施策の予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	52	51	66	58
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	52	51	66	
	執行額(百万円)		40	36	47	

（※）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 28･29 年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
		＊１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献	Ｂ
		１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進	Ｂ
		＊１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進	Ｂ
		個別分野２　環境問題を含む地球規模問題への取組	
		＊２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進	Ｂ
		＊２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進	Ｂ
		＊２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進	Ａ

（注１）評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の 28･29 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 28･29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** 特になし。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施時期	平成 30 年 8 月

個別分野 １　人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

１　「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（2030 アジェンダ）の推進を通じて，人間の安全保障の推進に貢献するとともに，国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ，人間の安全保障の概念普及を進める。

２　我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や，無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施，国際機関を通じた人道支援等により，人間の安全保障の更なる実践に努める。

３　人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に努める。感染症対策については，グローバルファンド等を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献
・第３回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍内閣総理大臣発言（平成 29 年６月９日）
・第４回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍内閣総理大臣発言（平成 29 年 12 月 26 日）
・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
　六　外交・安全保障（積極的平和主義）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍晋三内閣総理大臣冒頭スピーチ（平成 29 年９月 18 日）
・「UHC フォーラム 2017」における安倍内閣総理大臣スピーチ（平成 29 年 12 月 14 日）

測定指標１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献　＊

中期目標（--年度）

持続可能な開発のための 2030 アジェンダについて国連を中心にフォローアップ等を実施していくことで，人間の安全保障の推進に貢献する。29 年７月には，国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において，自発的レビューを行う予定。SDGs 実施指針の下での取組状況の確認及び見直しを 31 年までを目処に実施する。

28 年度

年度目標

１　2030 アジェンダの実施体制を整備し，省庁横断的な実施指針を策定する。

２　2030 アジェンダのフォローアップ，国連の枠組，二国間・多国間外交の成果文書等を通じて，人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　５月に内閣総理大臣を本部長とし，全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部が設置された。これを受け，同推進本部の下，持続可能な開発目標（SDGs）実施のための指針策定に向けて，関係省庁が連携し，さらには，広範なステークホルダーと意見交換を行い，12 月の SDGs 推進本部第２回会合において指針本文と付表の二つからなる SDGs 実施指針が決定された。実施指針本文には，ビジョンとして「持続可能で強靱，そして誰一人取り残さない，経済，社会，環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げたほか，５つの実施原則とフォローアップの内容を定めた。また，SDGs のうち，日本として特に注力すべき取組の柱を示すべく，SDGs の内容を日本の文脈に即して再構成し，「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」といった８つの優先課題を掲げた。付表には，これら８つの優先課題のそれぞれについて推進される具体的な施策として，関係省庁から提出された 140 の国内及び国外施策を記載した。

２　Ｇ７伊勢志摩サミット首脳宣言，TICADⅥナイロビ宣言，日カザフスタン首脳会談における共同

声明等の成果文書において，人間の安全保障への言及が確保された。また，国連システムにおける人間の安全保障の主流化の一環として，補正予算を通じて，シリアやマダガスカル等において複数の国際機関による分野横断型のプロジェクト（国連人間の安全保障基金等が「人間の安全保障アプローチ」と呼ぶアプローチによるもの）を実施した。

29 年度

年度目標

1　SDGs 推進本部の下，SDGs 実施指針に沿って，広範なステークホルダーとともに「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた国際協力を強化し，途上国における SDGs 達成に貢献する具体的な取組を推進する。 国内においても，SDGs の主流化に向けた取組，ステークホルダーとの連携，広報啓発活動を推進する。

2　2030 アジェンダのフォローアップ，国連の枠組，二国間・多国間外交の成果文書等を通じて，人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　途上国の SDGs 達成に向けた具体的取組の推進， 国内の SDGs 主流化に向けた取組，ステークホルダーとの連携，広報啓発活動の推進

（１）途上国の SDGs 達成に向けた具体的取組の推進

我が国の SDGs に特化した国家目標策定が 28 年末となったこともあり，途上国に対する同目標策定のための直接支援の段階に至らなかった。ただし，７月のニューヨークにおける国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）の自発的国家レビュー（VNR）セッションにおいて，日本が策定した「SDGs 実施指針」を含む我が国の取組，国際協力の取組につき岸田外務大臣より紹介した。また，12 月末の SDGs 推進本部において「SDGs アクションプラン 2018」を決定し，日本の「SDGs モデル」発信のための官民を挙げた「Society5.0」の推進，SDGs を原動力とした地方創生，及び SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワーメントをモデルの基本的方向性として掲げた SDGs への取組を力強く発信した。

これらの取組を通じて，日本が SDGs の実施を通じて国内課題や地球規模の課題に積極的に貢献していく姿勢を国内外で示した。

（２）国内の SDGs 主流化に向けた取組

国内での SDGs 主流化に向けたオールジャパンの取組を推進するため，12 月，第１回「ジャパン SDGs アワード」を開催し SDGs 達成に資する優れた取組を行っている 12 の企業・団体等を表彰した。

（３）ステークホルダーとの連携

SDGs 達成のためには，全ての関係者・機関・組織が，知恵・ツールを持ち寄り，SDGs を「自分のこと」として取り組むことが必要である。政府は，様々なステークホルダーによるパートナーシップを確保すべく，SDGs 推進本部の下に，行政，NGO/NPO，有識者，民間セクター，国際機関，各種団体等の関係者が集まり意見交換を行う「SDGs 推進円卓会議」を 28 年９月に設置した。29 年度は，SDGs 推進円卓会議の第３回，第４回を実施し，SDGs の達成に向けた取組を推進していくことを確認した。

（４）広報啓発活動の推進

広報啓発活動としては，ジャパン SDGs アワードに加え，SDGs への親近感を高め，その認知度を向上させるべく，シンガーソングライターのピコ太郎氏の知名度に注目し，同氏を「SDGs 推進大使」に任命した。同氏は国連で SDGs 版 PPAP 等のパフォーマンスを披露したほか，動画配信は世界中で好評を博し，再生回数は 18 万回以上回に達した。また，昨年，12 万人以上が訪れた日本最大の国際協力イベント「グローバルフェスタ・ジャパン 2017」でも，SDGs をメインテーマに扱った。

2　人間の安全保障推進への貢献

国連開発計画（UNDP）戦略計画（2018 年－2021 年），第９回日本・メコン地域諸国首脳会議共同声明，日チリ首脳会談の共同プレス発表，日ギニア首脳会談及び日マダガスカル首脳会談の共同声明等の文書において，人間の安全保障への言及が確保された。さらに，国連システムにおける人間の安全保障の主流化の一環として，補正予算を通じて，シリアにおいて複数の国際機関による分野横断型のプロジェクト（国連人間の安全保障基金等が「人間の安全保障アプローチ」と呼ぶアプローチによるもの）を実施した。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ ）

測定指標１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標（--年度）

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。

28 年度

年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

１　人間の安全保障基金に対し，60 プロジェクト以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。

２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの５件以上の実施を確保する。うち半数以上は，３つ以上の国連機関を始めとする国際機関による共同実施を確保する。

３　人間の安全保障基金のドナーベース拡大のため，拠出に関する訴えを強化する。

施策の進捗状況・実績

１　28 年度中，人間の安全保障基金に対して，前年比 17 件増の 101 件の申請があった。我が国は同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットに活動の指針を与える諮問委員会における議論を通じて，人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組んだほか，基金のより効果的な活用に関する議論をリードした。

２　28 年度中に承認された途上国の人間の安全保障に資するプロジェクトは７件に上った。そのうち４件について，国連機関を含む３つ以上の機関による共同実施を確保した。（「チュニジアとモーリタニアにおける仙台防災枠組み 2015-2030 の実施を通じた都市部における脆弱なコミュニティの強靱化と人間の安全保障の推進」は国連国際防災戦略事務局（UNISDR），国連人間居住計画（UN-Habitat），国連開発計画（UNDP）による共同実施，「レバノンにおける住居環境と経済的エンパワーメントによる脆弱な難民と受入コミュニティの人間の安全保障の改善」は，UN-Habitat，国連児童基金（UNICEF）及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）による共同実施，「持続可能な開発目標達成のためのカメルーン極北部における人間の安全保障の推進」は，UNDP，UNICEF，国連食糧農業機関（FAO）による共同実施，「中央アフリカ共和国の若者を支援するための社会的結束，紛争予防，暴力低減及び人間の安全保障の推進に関する国連パイロットプロジェクト」は，UNDP，FAO，UN Women，国際移住機関（IOM），国連人口基金（UNFPA）及び UNICEF による共同実施。）人間の安全保障基金を運営する国連人間の安全保障ユニットが作成したガイドラインでは，同基金による支援案件の実施に対象国政府および現地の非政府機関（NGO）や市民社会組織(CSO)が積極的に関与することが推進されている。このようにして，これら途上国におけるプロジェクトは，実施を通じた裨益コミュニティのみならず，実施機関および対象国政府・市民社会に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。

３　複数の潜在的ドナー国に対し，わが国からニューヨークの国連代表部や本国における大使館を通じて働きかけを強化した。また，５月にタイで開催されたアジア太平洋人間の安全保障カンファレンスにおけるパネル・ディスカッションにおいては，登壇した日本政府代表のスピーカーからも，各国に拠出についての必要性を訴え，更には，11 月のエジプトで開催された一連の国連人間の安全保障基金関連イベントにおいても，日本政府からの基調講演等において，ドナーベース拡大に向けたスピーチを実施した。

29 年度

年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

１　人間の安全保障基金に対し，101 以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。

２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの５件以上の実施を確保する。うち半数以上は，３つ以上の国連機関を始めとする国際機関による共同実施を確保し，有機的な連携が確保されるようにする。

施策の進捗状況・実績

１　人間の安全保障基金に対する申請状況

29 年度中，人間の安全保障基金に対して，前年比 45 件減の 56 件の申請があった。我が国は前年同様同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携し，人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組んだほか，同ユニットに活動の指針を与える諮問委員会において，基金のより効果的な活用に関する議論をリードする等の取組を行なった。

２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの実施状況

29 年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは４件であり，そのうち下記の３件は国連機関を含む３つ以上の機関による共同実施を確保した。

（１）「ソマリアにおける国内避難民・帰還民の危機に対する地域的解決の実現」

国際移住帰還（IOM），国連人間居住計画（UN-HABITAT），国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）及び国連開発計画（UNDP）との共同実施。

（２）「ジャマイカのクラレンドン北部及びキングストン西部における強靭性の強化」

UNDP，国連環境計画（UNEP），国連食糧農業機関（FAO）及び全米保健機構（PAHO）との共同実施。

（３）「エジプトにおける国外移住防止に向けた若者の雇用」

IOM，国連工業開発機関（UNIDO）及び UNDP による共同実施。

３　その他

2030 アジェンダの下で人間の安全保障の更なる活性化を図るべく，７月，国連人間の安全保障ユニット及び人間の安全保障ネットワークとの共催で，国連にて，人間の安全保障とその 2030 アジェンダに対する貢献に関するハイレベルイベントを開催した。参加者からは人間の安全保障アプローチは 2030 アジェンダの推進に資するものであり，国連事務総長の進める国連改革の流れに合致するものであるといった肯定的な発言が多く聞かれた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進　＊

中期目標（--年度）

人間の安全保障の理念を具現化し，保健課題解決に向け，以下を達成する。

１　強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する。

２　結核，エイズ，マラリア，エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。

３　グローバルファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献(具体的には，2017－2022 の５か年で更に 2,900 万人の命を救うとする，同基金の５か年戦略目標の達成)する。

28 年度

年度目標

１　UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等とも連携しつつ，支援を行う。

２　結核，エイズ，マラリアの三大感染症や，エボラ出血熱等の新興・再興感染症，薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等と連携しつつ，支援を行いＧ７伊勢志摩サミットなどを通じて国際的な議論を主導する。

３　グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については，関係国と協力し，同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により，効果的な資金供与メカニズムの実施，事業実施体制の効率化等を確保する。

施策の進捗状況・実績

１　保健システム強化等に資する二国間支援として，プライマリヘルスケア拡大支援プロジェクト（スーダン）や保健政策アドバイザー（ラオス），セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画（ニカラグア）などを 28 年度に開始し，専門家派遣を含む技術協力，無償資金協力などスキームを組み合わせて開発途上国の保健システム強化に貢献した。

また，三大感染症（HIV/エイズ，結核，マラリア）対策として，各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して 2.7 億ドルの支援，開発途上国において既

存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して 19.2 百万ドルの支援を実施した。これら機関は，人材育成や制度整備支援を通じた保健システム強化も実施している。

さらに，これまでの国際保健に関する多国間の援助協調枠組みだった「国際保健パートナーシップ・プラス」（International Health Partnership（IHP）+）が，UHC を 2030 年までに達成することを目指す「International Health Partnership for UHC2030」（UHC2030） として拡大・強化されることを受け，日本からは UHC2030 の事務局に対し，1.7 百万ドルの支援を実施した。

2　Ｇ７伊勢志摩サミットでは議長国として議論を主導し，「Ｇ７伊勢志摩首脳宣言」において，保健を大きく取り上げ，感染症等の公衆衛生危機への対応能力強化，危機管理対応にも資する UHC の推進，AMR(薬剤耐性)への対応強化の３分野が重要との点で合意し，これら分野での取組の方針をまとめた「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」を発出した。また，安倍内閣総理大臣は，日本の具体的な貢献として，公衆衛生危機対応，感染症対策や UHC の実現に向けた保健システム強化等のため，国際保健機関（WHO）等に対する約 11 億ドルの支援方針を新たに表明した。

TICADⅥにおいては，保健を優先課題の一つとして掲げ，ナイロビ宣言では「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」として，公衆衛生危機への対応強化，危機への予防・備えにも資する UHC の推進に向けた取組について合意した。また，安倍内閣総理大臣は，Ｇ７伊勢志摩サミットでの約11億ドルの拠出表明に関し，グローバルファンドやGaviワクチンアライアンス 等を通じて，約５億ドル以上の支援をアフリカで実施し，約 30 万人以上の命を救うこと，約２万人の感染症対策のための専門家・政策人材育成や基礎的保健サービスにアクセスできる人数を約 200 万人増加させることを表明した。

さらに，９月には第 71 回国連総会のサイドイベントとして，「国際的な健康危機：教訓の実施」をドイツ，ノルウェー，WHO と共催し，安倍内閣総理大臣のスピーチ（塩崎厚生労働大臣代読）において，公衆衛生危機の備え・対応において WHO 改革，国際機関間の連携，迅速な資金動員を可能とする資金メカニズムの構築が重要であり，また，UHC の達成に向けた各国の保健システムの強化は，将来の公衆衛生危機への予防にもつながると主張した。加えて，同国連総会のサイドイベントとして，「野心を持って行動する～UHC を 2030 年までに達成するために進展を加速」をチリ，インドネシア，ケニア，南アフリカ，タイと共催した。

その上，大規模な感染症の流行や公衆衛生上の緊急事態において，保健と人道支援を分野横断的に連携して対応できるように，WHO と国連人道問題調整事務所（OCHA）が協力して，危機に備えるための手順の策定を「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」において招請し，その策定を後押しした。

3　グローバルファンドを通じた支援事業に対しては，我が国は 28 年度末までに累積で約 28 億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は，28 年末までに，抗レトロウィルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 920 万人，WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた結核患者数 1,500 万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 6.5 億張(いずれも 14 年の基金設立からの累積)となった。グローバルファンドは，2012-16 年の５年間に 1,000 万人の命を救うとする５か年戦略目標も達成し，2017－2022 年の５か年で更に 2,900 万人の命を救うとする目標を設定した。我が国は，これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，また，資金供与メカニズムが効果的に機能するよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加した 。

29 年度

年度目標

1　UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等とも連携しつつ支援を行い，Ｇ７伊勢志摩サミットや TICADⅥで合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。このため UHC 推進を目的とした国際会議の主催等を通じ，UHC に対する国際的理解の促進を図るとともに，途上国が UHC を達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において，各国が UHC を推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう，価値を共有する国々との協力のもと，外交活動を行う。

2　結核，エイズ，マラリアの三大感染症や，エボラ出血熱等の新興・再興感染症，薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等と連携しつつ支援を行い，Ｇ７伊勢志摩サミットや TICADⅥで合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。

3　グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については，関係国と協力し，同ファンドへ

の拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により，効果的な資金供与メカニズムの実施，事業実施体制の効率化等を確保し，SDGs 目標 3.3（エイズ，結核，マラリア等の 2030 年までの根絶）の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　UHC に関連した取組状況

基礎的保健システムの強化について，国際機関を通じての具体的な支援として，国連人口基金（UNFPA）を通じ，保健システム強化（ソマリア）や国家家族計画事業強化計画（タジキスタン）に貢献するなどした。

９月に第 72 回国連総会のサイドイベントとして WHO，UNDP，UNICEF 等と共催した「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」のスピーチにおいて，安倍内閣総理大臣は，「誰一人取り残さない」社会の実現という SDGs の理念を実現する上で UHC 推進は必要不可欠な取組であり，UHC 達成に向け，途上国国内資金の他，国際機関やドナー国のみならず民間ビジネスや市民社会のリソースを動員し活用する仕組みが重要と指摘するなど，UHC 推進に向けた我が国の決意を示した。

また，12 月，東京において世界銀行，WHO，UNICEF，UHC2030，JICA と共催した「UHC フォーラム 2017」のスピーチにおいて安倍内閣総理大臣は，Ｇ７伊勢志摩サミット及び TICADⅥ等の機会を通じ，日本が保健を優先課題として取り上げ，国際社会と共に UHC の実現に向けた取組を実施している点に触れつつ，UHC 推進を加速するために，グローバルレベルでの UHC 推進のモメンタム強化，国レベルでの政府・ドナーの連携促進，継続的なモニタリング，国内外の資金動員，イノベーションを進めることが重要である旨強調し，各国，各機関の UHC の取組を後押しするため，今後 29 億ドル規模の支援を行うことを表明した。

２　感染症対策

三大感染症（HIV/エイズ，結核，マラリア）対策として，各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して 3.15 億ドルの支援，開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して 19.2 百万ドルの支援を実施した。これら機関は，人材育成や制度整備支援を通じた保健システム強化も実施している。

３　SDGs 目標 3.3 達成への貢献状況

グローバルファンドを通じた支援事業に対しては，我が国は 29 年度末までに累積で約 31.1 億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は，29 年末までに，抗レトロウィルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 1,950 万人，WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた結核患者数 1,740 万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数７億 9,500 万張(いずれも 14 年の基金設立からの累積)となった。グローバルファンドは，2012-16 年の５年間に 1,000 万人の命を救うとする５か年戦略目標も達成し，2017－2022 年の５か年で更に 2,900 万人の命を救うとする目標を設定した。我が国は，これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，また，資金供与メカニズムが効果的に機能するよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加した 。

28･29 年度目標の達成状況： Ｂ（28 年度：ａ，29 年度：ｂ）

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）

（出典：国連作成文書）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	51	47	38

評価結果(個別分野１)

施策の分析

【測定指標１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献】

28 年度

５月に立ち上げた SDGs 推進本部の下，関係省庁や広範なステークホルダーとの間で意見交換を行い SDGs 実施指針を策定したことや，Ｇ７伊勢志摩サミットを始めとする成果文書において人間の安全保

障への言及を確保したことは，SDGs の実施において，関係省庁，市民社会等が一丸となって取り組むことにもつながり，大きな成果であったと考える。（28 年度：人間の安全保障の推進経費，地球規模課題政策の調査及び企画立案事務（達成手段①））

29 年度

SDGs 推進のための国内体制整備は，総理を本部長，全閣僚を構成員として SDGs 推進本部の立ち上げ等もあり 28 年度をもって基本的体制が整った。

このため，29 年度は SDGs 推進に向けた取組に注力し，以下の具体的成果をあげた。

まず，SDGs の国際的関心度を高め，各国の協力姿勢を喚起することを目的に，ユニークなパフォーマンス等により一躍インターネット上で世界的に有名となったピコ太郎氏の協力を得て，７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において PR イベントを実施し，日本の SDGs 推進に向けた取組を発信しつつ，同フォーラムに出席した各国要人に SDGs 推進に係る我が国の取組を力強く訴えることができたことは，この PR イベントの最大の成果であり，今後の各国における SDGs への関心の一層の高まりと，推進に向けた動きの加速化が期待されるとともに，国際的な発信の観点から効果があった。

国内的な取組としては，第４回 SDGs 推進本部会合にて，我が国の主要な国内政策を通じ SDGs 実施を推進する形で官民連携，地方創生，次世代や女性のエンパワーメントを３本の柱とする我が国政府の SDGs に係る具体的な行動計画である「SDGs アクションプラン 2018」を決定し，今後の SDGs の取組の方向性を定め，国内の各ステークホルダーの取組を後押しする上で効果が高かった。こうした成果を得たことは，SDGs 推進本部を中心に，SDGs に関する施策を積極的に取り組む体制を整備したことによるところが大きかったと考える。また，SDGs 達成に向けて優れた取組を行っている日本の企業・団体等を表彰する第１回「ジャパン SDGs アワード」では，280 を超える多数の応募があり，SDGs の国内認知度の向上に効果があった。

人間の安全保障への貢献という観点からは，首脳レベルの働きかけとして，29 年度は，第９回日本・メコン地域諸国首脳会議，日チリ首脳会談，日ギニア首脳会談及び日マダガスカル首脳会談等，複数の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ，各国の人間の安全保障に対する理解を進めることができ，概念の普及に進展がみられた。特に，日本・メコン地域諸国首脳会議では，継続的に成果文書で人間の安全保障に言及され，メコン地域諸国の開発計画にも人間の安全保障の視点が一層反映されることが期待される。

これらの取組を通じて，グテーレス国連事務総長は，訪日中の 12 月，安倍内閣総理大臣との共同記者会見において，人間の安全保障における日本のリーダーシップは自身の優先課題である予防，持続的な平和及び持続可能な開発にインスピレーションを与えたと述べたほか，直後に「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」をテーマに国連安全保障理事会において開催された公開討論では，人間の安全保障の概念は予防に役立つ枠組みであると発言するなど，日本の取組に対する高い評価を表明した。同公開討論では，他の国からも人間の安全保障アプローチは国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処にきわめて有効であるとの発言があるなど，各国の関心の高さも証明されることとなった。

また，日本の拠出を通じた国際機関によるプロジェクトの実施は，途上国の人々の生活水準に資するものであり，特に 29 年度補正予算では UNDP に約 151 百万ドル，UNICEF に約 55 百万ドルを拠出する等のプロジェクトを実施し，人間の安全保障の推進に具体的に貢献した。UNDP の「ウクライナ東部における人間の安全保障及び緊急対応能力の向上」や UNOPS の「ソマリアの移民及び帰還コミュニティにおける人間の安全保障の改善」など，プロジェクト名に「人間の安全保障」が含まれるものもあり，人間の安全保障の概念普及に留まらず，実践面からの効果も期待される。（29 年度：人間の安全保障の推進経費，地球規模課題政策の調査及び企画立案事務（達成手段①））

【測定指標１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進】

28 年度

28 年度は，人間の安全保障基金に対して目標（60 件）を上回る 101 件の申請があったほか，目標としていた全体の承認案件（広報案件を除く）のうち半数以上（７件中４件）が複数の国連機関による共同実施案件であった。これは，国連人間の安全保障ユニットによる広報努力によるところが大きかったと考えられる。（28 年度：人間の安全保障の実施と理念の普及（達成手段②））

29 年度

29 年度は，人間の安全保障基金に対する申請数は，目標（101 件）を下回る 56 件となったほか，承認案件数についても，概ね複数の国際機関による共同実施案件という形をとったものの，目標（５

件）を下回る４件となった。申請数が減少したのは，人間の安全保障ユニットのイニシアティブにより，各国際機関が申請を行う際に現地の国連活動を統括する国連常駐調整官との調整の厳格化を義務付け，地域毎の優先事項を踏まえた案件の質の向上を図ったためである。承認案件数の減少は，案件ごとの適格性審査を厳格に行ったためであり，件数の上では減少したが，質の向上に資する結果となり，適切な対応であったと評価できる。(29 年度：人間の安全保障の実施と理念の普及（達成手段②））

【測定指標１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進】

28 年度

29 年３月のニュシ・モザンビーク共和国大統領訪日の際に発出された日モザンビーク共同声明において，保健システムの強化は，誰ひとりとして取り残さない UHC の達成及び公衆衛生上の緊急事態に対する備えの強化につながるとの認識が共有されるなど，被援助国自身もその重要性を理解することにつながった。また，26 年度外務省第三者 ODA 評価「保健関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた日本の取組の評価」での提言（ドナー間コーディネーションを行い，保健支援のニーズの高い地域の保健サービス支援を，ドナーが分担することによって，より効率的な保健サービス支援拡大につなげる）も参考に，Ｇ７伊勢志摩サミット等主要な会議で UHC の達成のため多様なステークホルダーの間の連携の重要性を主張した結果，UHC2030 設立につながった他，Ｇ７伊勢志摩サミットで日本が主導した議論が 29 年のＧ20 に拡大し引き継がれた。（28 年度：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進・感染症対策（達成手段③））

29 年度

第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」，国際会議「UHC フォーラム 2017」の開催は，UHC の推進に関する各国の理解促進に貢献し，「UHC の達成を促進する」，「結核，エイズ，マラリア，エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する」という中期目標の達成において効果があった。例えばセネガルで，UHC の達成に向け我が国の支援により国内制度の整備が行われており，UHC フォーラム 2017 にサル大統領が参加し自国の取組についても説明する等我が国の取組が広がりをみせた。（29 年度：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策（達成手段③））

なお，三大感染症対策のためのグローバルファンドについて，我が国は同ファンドの最高意思決定機関である理事会のメンバー国として，倫理・ガバナンス委員会の議論に貢献するとともに，大枠の支援方針決定のみならず国別案件の承認にも積極的に関与，提言を行うなどしている。また，供与された資金の適正使用については，外部監査報告，独立監査報告等の制度が確立しており，理事会が承認した KPI が満たされなかった場合，また資金の適正利用が確認できなかった場合の減額制度も存在するなど，供与資金の適正運用の仕組みが整備されている。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

グローバル化の進展に伴い，国際社会は格差・貧困，テロ・難民，気候変動等の地球規模の課題に直面している。これらの社会・経済・環境問題は相互に絡み合い，かつ国境を越えて繋がっている。国際社会が達成を誓った SDGs は，これらの絡み合う諸課題を同時かつ根本的に解決する「羅針盤」であることに加え，世界経済ファーラムの推計によれば，SDGs の推進により 12 兆ドルの価値と３億８千万人雇用創出もたらす機会となり得るとされ，新たなビジネス機会や成長の創出を通じ，日本が抱える少子高齢化を始めとした国内社会課題の解決の鍵でもある。

これら地球規模の課題への対処において，我が国が指導力を発揮し，国際社会に深く貢献していくためには，SDGs への理解を促進し，求心力のある取組を行う必要がある。人間の安全保障は，人間一人ひとりに焦点を当て，その保護と能力強化を通じて包括的な取組を行うという理念であり，持続可能な開発の課題に対処する上で極めて有効であり，この理念に対する関係者の理解を促進し，様々なスキームを通じた支援を実践することが必要である。

上記のとおり人間の安全保障の概念を普及させグローバルな問題の解決に具体的に貢献するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

今後の課題としては，27 年９月に国連において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施にかかる取組の具体化・拡充により日本の「SDGs モデル」を構築することであり，これにより少子高齢化やグローバル化の中で実現できる「豊かで活力ある未来像」を示すとともに，日本が国際社会において地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮することに繋がる。よって，この旨を施策目標に追加する。

【測定指標】

１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた取組の具体化・拡充び人間の安全保障への具体的貢献

持続可能な開発のため 2030 アジェンダ持続可能で強靱な国際社会の構築に向けた国際社会共通の羅針盤であり，人間の安全保障の重要性を継続的に訴え，SDGs 推進の取組を強化し，人間の安全保障に貢献していく必要がある。

2030 アジェンダについては，総理を本部長，全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部の設置や，広範なステークホルダーが集結する SDGs 推進円卓会議の設置などに伴い，実施体制は既に整備されている。今後は，SDGs 達成に向け，SDGs に係る取組を国内外で具体化・拡充すべく，12 月の第４回 SDGs 推進本部会合において発表した「SDGs アクションプラン 2018」に沿って，日本政府が一体となって主要な取組を進めていく必要がある。上記の理由で，測定指標を修正した。

１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

29 年度は申請案件数及び承認案件数ともに目標達成には至らなかったが，これは人間の安全保障基金に対する国連機関からの需要，必要性が低下したことを意味しているわけではなく，引き続き，人間の安全保障の概念及び基金に関して国連機関における認知度向上を目指し，質の高いプロジェクトを着実に実施することが不可欠である。

基金設立当初から現在に至るまで，基金の９割以上を我が国の拠出が占めており，基金のドナーベースの拡大は引き続き追求していく必要がある。人間の安全保障は，人間を中心とした個人の保護とエンパワーメントを重視する概念として，2030 アジェンダに資するものであり，人間の安全保障ユニット及び同ユニットに活動の指針を与える諮問委員会を通じ，国連加盟国に対して同基金への拠出を引き続き訴えていくことが必要である。

１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進

Ｇ７伊勢志摩サミット及び TICADVI 等の機会も含め，日本は保健を優先課題として取り上げ，国際社会と共に UHC の実現に向けた取組を実施しているが，感染症対策を含め国際社会が保健分野で抱えている課題は未だ解決に至っておらず，引き続きこれらの取組を継続する必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
持続可能な開発目標（SDGs）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html）
人間の安全保障
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html）
保健
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hoken.html）

個別分野 ２　環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し，持続可能な開発を世界的に実現するために，我が国としてリーダーシップを発揮しつつ，多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては，「パリ協定」の着実な実施に向け，二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して，国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては，「仙台防災枠組」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け，二国間支援や国連機関との連携を通して，国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議）
・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議）
・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議）

測定指標２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進　＊

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

28 年度

年度目標

１　国連環境計画（UNEP）
　第２回国連環境総会（UNEA2）や日 UNEP 政策対話等により，UNEP との連携を強化する。
２　生物多様性
　生物多様性条約 COP13 やワシントン条約 COP17 等での議論に積極的に貢献する。
３　水銀に関する水俣条約
　条約の発効に向け我が国として同条約未締結国に対する締結の働きかけに取り組む。
４　化学物質及び廃棄物管理
　UNEP/IETC(国連環境計画・国際環境技術センター)への拠出等を通じ，廃棄物管理分野での取組を推進する。
５　オゾン層保護
　モントリオール議定書締約国会合等において，ハイドロフルオロカーボン（HFC）の扱い等を含む主要議題の議論に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　UNEP
　５月にナイロビ（ケニア）において第２回国連環境総会（UNEA2）が開催され，27 年９月に採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダの環境に関する目標への取組，同年 12 月に採択されたパリ協定の実施の支援策等，環境分野における重要課題について議論が行われ，我が国もこれらの議論に積極的に貢献した。なお，28 年度においては，UNEP 事務局長の交替があったこともあり，日 UNEP 政策対話は開催されなかったが，UNEA2 の機会等も活用して，UNEP 本部所在地にある我が方在外公館を通じて協力関係の強化に努めた。
２　生物多様性
　９月から 10 月にかけ，ワシントン条約 COP17 がヨハネスブルグ（南アフリカ）で開催された。同会議においては，絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関し，附属書への掲載等が議論され，我が国もこれらの野生動植物の保護及び持続可能な利用に関する議論に貢献した。
　12 月，生物多様性条約 COP13 がカンクン（メキシコ）で開催され，22 年の COP10 で採択された「愛知目標」の達成に向けた取組等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ，我が国もこれらの議論に貢献した。29 年２月，生物多様性条約の下での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する具体的な措置を規定する「名古屋議定書」，並びに，改変された生物（いわゆる遺伝子組換え生物等）の国境を越える活動から生ずる損害に対応するための措置を規定する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」を，我が国の締結に向けて，国会に提出した。

３　水銀に関する水俣条約
　条約の発効に向け，我が国として関係各国との連携・協力を進め，同条約未締結国に対する働きかけに取り組んだ結果，29 年２月現在，同条約の締約国は 38 か国となった（28 年４月時点の 25 か国から３か国増）。
４　化学物質及び廃棄物管理
　UNEP/IETC への拠出及び UNEP/IETC との緊密な連携による廃棄物管理分野での様々なプロジェクトの実施支援を通じ，途上国における環境技術の適正化の普及に貢献した。
５　オゾン層保護
　10 月，モントリオール議定書第 28 回締約国会合がキガリ（ルワンダ）で開催され，同議定書の規制対象に，地球温暖化効果の高い HFC を追加する議定書改正が採択された。その過程で，我が国は各国の立場の違いに配慮しつつ，議論に貢献した。

29 年度

年度目標

１　国連環境計画（UNEP）
　国連内で環境問題を担当する UNEP と我が国政府との間の政策対話を通じて連携を強化し，第３回国連環境総会(UNEA３)等の国際的な議論の場において，地球環境問題への対処に係る議論を主導する。
２　生物多様性条約
　22 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第５回締約国会合において採択された名古屋議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書の早期締結に向け，関係省庁と連携して取り組む。
３　水銀に関する水俣条約
　水俣条約の目的に沿って世界的な水銀規制に係る取組が実効的に進められるよう，締約国の増加に向けて各国に締結を呼びかけるとともに，９月に開催される第１回締約国会議への参加等を通じ，条約の円滑な始動に貢献する。
４　化学物質及び廃棄物管理
　５月に開催されるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議等への参加を通じ，化学物質及び廃棄物管理に係る議論に積極的に参画するとともに，条約の実施に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　国連環境計画（UNEP）
　９月のソールハイム国連環境計画事務局長訪日に際して，日 UNEP 政策対話が開催された。また，第３回国連環境総会(UNEA3)においては，我が国も積極的に議論に参加し，閣僚宣言や，13 本におよぶ決議の採択に貢献した。
２　生物多様性条約
　５月に名古屋議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書について国会の承認を得，同５月に名古屋議定書の受託書を，12 月に名古屋・クアラルンプール補足議定書の受諾書をそれぞれ国連事務総長に寄託した。
３　水銀に関する水俣条約
　５月までに締結の手続きを了した国が 50 か国に達し，８月に同条約が発効した（30 年２月現在の締約国数は 87 か国）。９月に開催された第１回締約国会議には，我が国も参加し，条約事務局の組織体制や予算等の条約の運営に関する事項や，水銀規制に関する技術的事項等の決定に貢献した。
４　化学物質及び廃棄物管理
　４～５月にバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議が開催され，我が国も参加し，化学物質及び廃棄物の規制，管理に係る技術ガイドライン等の策定や，条約の運営に係る予算等の組織的事項の決定に貢献した。また，我が国は，UNEP/IETC への拠出及び UNEP/IETC の様々なプロジェクトの実施支援を行った。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進　＊

中期目標（--年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

28 年度

年度目標

１　「パリ協定」の実施に向けて，国際的な詳細なルールの構築に積極的に貢献していくとともに，我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進める。

２　「二国間クレジット制度（JCM）」を推進し，署名国との着実な実施を図る。

施策の進捗状況・実績

１　我が国が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミット（５月）において発表された声明では，Ｇ７は同協定の 28 年中の発効を目標に，できるだけ早期の締結に向けて取り組むことで一致。我が国は議長国としてその議論を主導した。また，10 月の国連気候変動枠組条約第 22 回締約国会議閣僚級非公式準備会合（プレ COP）において，我が国を含む先進国は，32（2020）年まで年間 1,000 億ドルの途上国支援を行うという目標の達成に向けた具体的な筋道を示した「Roadmap to $100 billion」を発表し，途上国から大いに歓迎された。11 月にはパリ協定が発効し，その直後にマラケシュ（モロッコ）で開催された COP22 においては，我が国は，30 年までに実施指針を策定すること等の決定に向け，積極的に交渉に関与し，同決定の採択に貢献した。我が国自身は，４月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し，11 月に締結した。

２　５月，インドネシアにおいて初めての JCM クレジットが発行され，続いてモンゴル及びパラオでもクレジットが発行された。また，29 年１月，フィリピンとの間で二国間クレジット制度構築に関する署名が行われ，パートナー国は 17 か国となった。

29 年度

年度目標

１　30 年までにパリ協定の実施指針を策定するべく，国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議（COP23）の機会を始め国際社会における気候変動交渉の議論に積極的に参画し，より実効的で透明性の高いルール作りに貢献していく。各国間の異なる立場を調整する必要があり，そのためにも各国と連携しながら，今後の COP の関連会合において実質的な議論を進めていく。米国がパリ協定からの脱退を表明したことは残念であるが，また，パリ協定への対応を含む気候変動問題に対するトランプ政権の政策の全体像は，現時点で必ずしも明らかではないが，気候変動への対応は，国際社会全体で取り組むべきグローバルな課題であり，米国と協力していく方法を引き続き探求するとともに，パリ協定の締約国と同協定の着実な実施を進めることを通じ，この問題に積極的に取り組んでいく。米国の積極的な関与も重要との観点から，米国を含む各国と引き続き連携していく。

２　32(2020)年以降の新たな国際枠組みであるパリ協定の実施指針を 30 年までに採択することが合意されているところ，その採択に向けた交渉に積極的に取り組む。

３　二国間クレジット制度（JCM）を引き続き推進することにより，規模・案件数の増大を図るとともに，パートナー国の増加に努める。

４　国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局及び緑の気候基金（GCF）における日本人職員数の増加に努める。

施策の進捗状況・実績

１　各国（主に米国）との連携

パリ協定に批判的であり，同協定からの脱退を公約の１つとして掲げたトランプ米国大統領の就任を受け，29 年３月に行われた日米外相会談において，岸田外務大臣から，パリ協定を含む気候変動への対応は，国際社会で取り組むべきグローバルな課題であり，共に連携していきたい旨述べ，日米両外相は，引き続き意思疎通を続けて行くことを確認した。また，５月のＧ７タオルミーナ・サミットにおいて，米国がパリ協定に留まるように，他のＧ７首脳とともに働きかけを行った。６月１日，トランプ大統領は米国のパリ協定からの脱退を表明したが，その後もＧ７環境大臣会合や，COP23 の場などを通じて日本として各国と連携しながら，気候変動分野に米国が関与することの重要性を米国に伝達してきた。その結果，米国はパリ協定からの脱退表明後も COP などの気候変動交渉の場には引き続き出席し，交渉に参加している。

２　パリ協定実施指針の採択に向けた取組

11 月にフィジーが議長国を務め，ボン（ドイツ）で開催された COP23 では，COP22 において決定された 30 年までの実施指針策定に向けた議論において，我が国は，①パリ協定の実施指針に関する議論の推進，②30 年に実施が予定されている温室効果ガスの削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討するための促進的対話（「タラノア対話」）のデザインの完成，③グローバルな気候行動の推進の３つの成果を目指して交渉に参加し，積極的に議論に貢献した。また，我が国は議長国のフィジーに対して，準備段階からアジア太平洋地域における COP23 準備ワークショップの開催等様々な支援を行い，フィジーが COP 議長国として気候変動交渉をリードする上で必要となるサポートを行い，COP23 の成功に貢献した。

３　二国間クレジット制度（JCM）

JCM については，これまで 17 か国との間で二国間文書に署名しており，29 年度は，モンゴル，ベトナム，パラオの JCM からクレジットが発行された。さらに，JCM において日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を評価するのに必要である省エネ・再エネに関する MRV（測定，報告及び検証）方法論が 50 件承認された。

４　関連国際機関の日本人職員増加に向けた取組については行政事業レビュー公開プロセスにおいて，「邦人職員，特に管理職クラスの採用に向け，戦略的な方針を策定し，取り組むべきである」との指摘を受けたことを踏まえ，国際機関勤務志望者の発掘等を目的に，６月および７月に日本でキャリアセミナーを開催した。同セミナーでは，国連の活動，特に気候変動問題に関心を有する社会人，学生等を対象に，国際機関で勤務することの意義，キャリア形成上の利点を紹介，解説するなどしており，２回合計で 60 名を超す参加者からの活発な質疑応答があり，これら参加者の間で国際機関で働くことに対する関心を高める上で有効であった。SNS による発信も行った結果，GCF については，29 年度で１名増となり，30 年度も１名増える見込みとなった。

５　気候変動と脆弱性に関する取組

アジア太平洋地域の自然災害と脆弱性リスクに関する報告書を９月に公表し，同月の COP23 準備セミナー，10 月のイタリアにおける気候変動と脆弱性に関する作業部会，11 月の COP23 および 12 月の気候変動サミットなど多様な場で対外発信を行い，島嶼国始め各国から高い関心が示された。同報告書を公表した９月には COP23 の議長国フィジーに対し議長国支援の一貫として COP23 準備セミナーを行い，島嶼国に日本の取組を発信することができた。

６　その他気候変動に関するハイレベルの取組

９月，国連総会のハイレベルウィーク期間中，コーン米国国家経済会議（NEC）議長主催の朝食会に河野外務大臣が出席し，同議長を含むエネルギー・気候変動問題に関係の深い主要国の閣僚級とともに，国際的なエネルギー事情，気候変動問題について意見交換を行った。河野外務大臣からは，パリ協定の着実な実施が重要であり，日本は同協定の下，気候変動対策に積極的に取り組んでいく旨述べるとともに，いかなる国も単独でエネルギー安全保障を達成することはできず，エネルギー分野での国際協力を進め，世界全体のエネルギー安全保障を強化していくことが重要である等述べた。

また，12 月，フランスが国連及び世界銀行と共催した気候変動サミットにパネリストとして参加した河野外務大臣は，日本は先進的な技術力を生かしたイノベーションの力を気候資金のスケールアップに活用することで世界をリードしていくという決意を示し，そのためにも官民パートナーシップを強化していくべきとの考えを表明した。同会合はパリ協定採択２周年を記念して開催され，同協定の着実な実施のためのモメンタムが高められた。

28･29 年度目標の達成状況：Ｂ（28 年度：ｂ，29 年度：ｂ）

測定指標２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進　＊

中期目標（--年度）

我が国主導による防災の推進に向けた取組を促進する。

28 年度

年度目標

１　各種会合への参加を通じて，東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を，国際的に行われる国連国際防災戦略(UNISDR)の政策に反映する。

２　被災地におけるより良い復興の支援などを通じ，第３回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。

３　拠出等を通じ,UNISDR による各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　仙台防災枠組の指標の策定にあたり，内閣府と協力し，指標のフィージビリティ調査及び UNISDR への提言を行った結果，29 年２月の国連総会において，日本が主張する直接経済損失などの経済指標が盛り込まれた「仙台防災枠組 2015-2030」の防災指標及び専門用語に係る政府間専門家作業部会レポート決議案が採択された。

２　仙台防災枠組のフォローアップとして，日本を含む世界 30 か国から合計約 360 名の高校生が参加した「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」（11 月）や津波防災訓練等，国際機関等と連携し，15 に及ぶ「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施した。これら行事の実施を通して，都市防災キャンペーン参加都市増加（27 年 3,098 都市→28 年 3,457 都市）など，各国・地域の「防災の主流化」が進展するとともに，我が国の防災に係る経験や知識の共有及び各国における防災人材の育成等につながった。

３　拠出やグラッサー国連事務総長特別代表（防災担当）兼 UNISDR 代表と我が国外務省政務と内閣府政務との意見交換等を通じ，組織改革の促進，我が国の知見を共有することにより，防災指標を活用した「仙台防災枠組 2015-2030」のモニタリングや「世界津波の日」の普及啓発活動を重要業務とした UNISDR の活動の効果的かつ効率的な実施に貢献した。

29 年度

年度目標

１　各種会合への参加を通じて,東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を,国際的に行われる国連国際防災戦略(UNISDR)の政策に反映する。

２　被災地におけるより良い復興の支援などを通じ,第３回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。引き続き「世界津波の日」関連事業を世界各地で実施し，津波防災の普及啓発及び津波防災能力の強化を行う。

３　拠出等を通じ，UNISDR による各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施を推進し，「国内災害損失データを有する国数」の増加など，各国の「防災の主流化」を進める。

施策の進捗状況・実績

１　国連国際防災戦略(UNISDR)への貢献

我が国が主張する「長期的な視点に立った防災投資」，「より良い復興」，「中央政府と多様な主体の連携」などが盛り込まれた仙台防災枠組について，UNISDR の 30 年-31 年の実施計画や防災グローバルプラットフォーム等における主要テーマとして位置づけられた。30 年３月１日に，防災担当国連事務次長補兼国連事務総長特別代表に水鳥真美氏が就任した。

２　仙台防災枠組の推進する，津波防災の普及啓発及び津波防災能力の強化

「世界津波の日」関連イベントとして，日本国内では「『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄」，「世界津波博物館会議」を，国外では，ジュネーブ，NY において「世界津波の日」関連イベントをそれぞれ ISDR 等と共催した。アジア太平洋の国を中心に 16 か国の学校で津波避難訓練を実施し，世界各国に普及できるよう津波避難訓練マニュアルのとりまとめに着手した。

また，27 年の「ネパール大地震」において「より良い復興」の視点を加えた住宅や学校の復興支援を行った経験も踏まえ，９月の「メキシコ大地震」では，発生直後に復興支援調査団を派遣し，東日本大震災で得た「より良い復興」の知見や経験を提供するなどして，復興を支援した。

都市防災キャンペーン参加都市数は 3,858 都市まで増加した。

３　拠出等を通じた各国の「防災の主流化」推進

27 年３月の第３回国連防災世界会議で日本政府が発表した仙台防災協力イニシアティブに基づき各国への支援・人材育成を実施したほか，27 年３月からの４年間で「防災の主流化」を目的に「防災関連分野で 40 億ドルの協力，４万人の人材育成」に向け順調に支援を実施中である。（達成状況：28 年３月 13.7 億ドルの協力，16,283 人の人材育成，29 年３月 23.6 億ドルの協力，39,776 人の人材育成。30 年３月までに約 40 億ドルの協力，約６万人の人材育成（速報値・未公表）（いずれも推計））。

28･29 年度目標の達成状況：Ａ（28 年度：ａ，29 年度：ａ）

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）			
（出典：UNISDR ANNUAL REPORT）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	90	92	99

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進】

28 年度

28 年度は，日 UNEP 対話は，UNEP 事務局長の交代により開催されなかったが， 我が国はワシントン条約 COP17 や生物多様性条約 COP13 を始めとする，多くの国際会議に参加し，我が国の政策をこれらの議論に効果的に反映しつつ，地球環境問題の解決に向けた取組の進展に積極的に貢献することができた。

５月の UNEA２において，持続可能な開発のための 2030 アジェンダやパリ協定等を踏まえつつ，環境分野における重要課題について議論が行われた。我が国もこれらの議論に積極的に参加し，我が国が共同提案国となった化学物質・廃棄物の適正な管理に関する決議が採択されるなど，我が国の方針を効果的に反映することができた。また，UNEP 本部所在地の我が方在外公館を通じて円滑な意思疎通や情報共有に努めたことは，UNEP との連携強化の観点から特に有効であった。（28 年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進(達成手段①)）

29 年度

国連環境計画（UNEP）について，29 年度は９月に UNEP 事務局長が訪日し日 UNEP 政策対話が行われ，我が国と UNEP 間の連携強化が図られた。また，12 月の第３回国連環境総会では，我が国は閣僚宣言や 13 本の決議の採択に主導的役割を果たし，地球環境の維持・改善に向けた先進的な立場をアピールできた。さらに，UNEP 本部所在地のナイロビでは，在ケニア大使館を通じた UNEP 事務局と意思疎通や情報共有を図っており，UNEP との連携，信頼関係強化に貢献した。

水銀に関する水俣条約については，条約の発効に向けた働きかけ等に取り組んだ結果，５月までに締結手続きを了した国が 50 か国に達し，８月の条約発効に一定の役割を果たすことができた（30 年２月現在の締約国数は 87 か国）。９月の第１回締約国会議においては，関係省庁とも連携して，条約事務局の組織体制や予算等，条約の運営に関する事項はもとより，水銀規制に関する技術的事項については，我が国の経験も踏まえて，締約国間の議論において主導的役割を果たした。

化学物質管理に関しては，４～５月の関係条約合同締約国会議において，関係省庁とも連携して，化学物質及び廃棄物の規制，管理に係る技術ガイドライン等の策定や，条約の運営に係る予算等の組織的事項の決定に貢献できた。また，UNEP/IETC への拠出及び UNEP/IETC との緊密な連携による廃棄物管理分野での様々なプロジェクトの実施支援を通じ，途上国における環境技術の適正化の普及に貢献した。（29 年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進(達成手段①)）

【測定指標２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進】

28 年度

28 年度は，我が国が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミット（５月）においてパリ協定の早期の締結に向けて一丸となって取り組むようＧ７各国に働きかけ，議論を主導し，Ｇ７各国がパリ協定の早期締結に向けて取り組むことで一致した。我が国は議長国としてその議論を主導しただけでなく，11 月にはパリ協定が発効した。その直後にマラケシュ（モロッコ）で開催された COP22 においては，我が国は，30 年までに実施指針を策定すること等の決定に向け，積極的に交渉に関与し，同決定の採択に貢献した。我が国自身は，４月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し，11 月に締結した。（28 年度：気候変動への取組(達成手段③)）

29 年度

29 年度は，６月のトランプ大統領による米国のパリ協定からの脱退表明への対応が重要な課題となった。我が国は米国を引き続き気候変動政策に関与させることが必要との立場であり，各国と連携しながら様々な形で米国への働きかけを行った。パリ協定の規定上，米国が同協定から正式に脱退でき

る最も早いタイミングは32年11月であり，今後も米国の協定残留に向けた働きかけを継続していく必要がある。
パリ協定実施指針策定が主要な課題となった11月のCOP23における議論では，一部途上国より，先進国と途上国の取組に差を設けるべきとのパリ協定採択以前の主張や，全ての議題を均等に扱おうとする動きがあったが，日本は他の先進国とも協力して，全ての国の取組を促進する指針を策定する必要性を訴えるとともに，先進国と途上国とを二分化した指針とすべきではないこと等を主張し，パリ協定の枠組み維持に努めた。パリ協定の実施を巡っては依然として一部途上国とその他の国で明確な主張の違いがあり，30年のCOP24における指針の採択に向けた更なる取組が必要である。
そのほか，二国間クレジット制度(JCM)，UNFCCCやGCFなどの日本人職員増加についても一定の成果をあげることができたが，一層の拡充に向けた取組を継続する必要がある。
UNFCCCやGCFなどの日本人職員増加への取組に関しては，キャリアセミナーの開催とともに事務局の空席情報をチェックし，HPへの掲載やツイッターなどSNSを使った発信を定期的に行い，SNSでの求人情報発信などを行った結果，当該国際機関における求人情報の認知度が高まり，将来の邦人職員増加が期待される。
国連ハイレベルウィーク期間中のコーン米国国家経済会議（NEC）議長主催朝食会，また12月の気候変動サミット（One Planet Summit）に河野外務大臣が出席，発言を行うことで，気候変動分野における我が国の積極的姿勢を改めて示すとことができ，世界全体の気候変動対策に関するモメンタムを高めることにつながった。こうした多岐にわたる我が国に気候変動政策の実施の各局面においては，他の政府のみならず国際NGOなどの非政府主体や，企業とも連携を強め，SNSや外務省HP等を活用した対外発信にも注力した。その結果，それぞれの取組の効果を更に高めることができたと評価できる。（29年度：気候変動への取組(達成手段③)）

【測定指標２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進】

28年度

世界で毎年２億人が被災し，自然災害による経済的損失は年平均1,000億ドルを超える。多数の災害の経験を有する我が国は，これまで全ての国連防災世界会議をホストし，国連総会における「世界津波の日」の制定を主導する等，防災分野における取組をリードしてきた。「世界津波の日」制定元年である28年度に，15に及ぶ「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施したことは，我が国の防災に係る経験や知識の共有及び各国における防災人材の育成等につながり，第３回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」を推進するとの目標を達成する上で効果があった。（28年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進(達成手段①２)）

29年度

「世界津波の日」制定２年目となる29年度は，UNISDRが中心となり15の「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施した。特に，11月の「『世界津波の日』2017高校生島サミットin沖縄」は，島嶼国を中心に世界25か国の高校生を招へいし実施したものであるが，小此木国土強靱化担当大臣，江崎沖縄北方担当大臣，堀井巌外務大臣政務官など多くの閣僚等の参加を得たことで，同会議を通じた「世界津波の日」の国内外への普及啓発を効果的に図ることができた。なお，30年３月にUNISDRの事務総長特別代表に水鳥氏が就任し，国際機関における日本人幹部職員登用面で成果をあげ，日本の知見の活用を含む，更なる「世界津波の日」の普及啓発等，UNISDRによる防災の取組の推進が期待される。
29年度はUNDPと共同で，アジア太平洋16か国の学校で津波避難訓練を実施し，その成果は「津波避難訓練マニュアル」としてとりまとめられる予定であり，これらの取組により，世界各国の津波被害の軽減に結びつき，より強靱な社会の構築が期待される。(29年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進(達成手段③))

28・29年度を通じ，「仙台防災枠組」の実施及び「世界津波の日」の世界各国への普及啓発やそのフォローアップを通じ，各国・地域の「防災の主流化」を推進するとともに，第３回国連防災世界会議で日本政府が発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の達成の目処を立てることができた。また，国連国際防災戦略事務局（UNISDR）への拠出や緊密な連携を通じ，UNISDRの実施指針に日本の主張が反映されるとともに，他の国連機関との協力が進展するなど，防災分野における国連との連携がより一層進んだことは，目標を達成したと認めるのに十分な成果があった（30年３月１日付けで防災担当国連事務次長補兼国連事務総長特別代表に水鳥真美氏が就任）。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

国際社会が格差・貧困，テロ・難民，気候変動等の相互に絡み合う諸課題に直面する中，SDGｓはこれらの諸課題を同時かつ根本的に解決する羅針盤となり得る。SDGs を通じて，これら地球規模課題の対処において我が国が指導力を発揮し，国際社会に深く貢献していくためにも，SDGs に対する日本の指導理念を明確にし，求心力のある取組を行う必要があり，今後もこれら取組を力強く推進することを目標とする。

【測定指標】

２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進

地球環境問題の解決に向けた取組は国際社会が一体となって進める必要があることを踏まえ，UNEP との連携を更に強化することが必要であり，政策対話の実施，UNEP を通じた環境の保護及び国際協力の推進等の取組を継続する必要がある。

30 年度に開催予定の生物多様性条約第 14 回締約国会議において，2020 年以降の生物多様性目標の策定に向けた議論に積極的に参画する。

水俣条約は未だ発効したばかりでありその着実な運営のためには，決定すべき事項が数多く残っている。このため第２回締約国会議での議論，必要事項の決定に主導的役割を果たす。

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け，今後とも関連三条約を通じた国際的な議論・協力に積極的に参画する。

２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進

32 年以降の温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定は，30 年に実施指針を策定することが決定されており，我が国はこれに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献していく必要がある。また，31 年に我が国は議長国を努めるＧ20 ではパリ協定の運用開始に向け，気候変動が１つの主要なテーマとなるため，我が国はその議論を牽引していく必要がある。このため，30 年においても我が国は各国の関心が高い気候変動の各分野においてリーダーシップを発揮していく必要がある。気候変動問題解決のため，パリ協定の着実な実施が必須であるが，そのために，気候変動交渉のみならず，緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット制度（JCM），二国間の開発協力を通じた気候変動関連途上国支援や，関連国際機関の邦人職員の増強，企業や自治体との連携，効果的な対外発信など，様々な分野や手段で取組を進め，これらを有機的につなげていくことで，オールジャパンでの気候変動問題への解決に貢献していく。

２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進

UNISDR を通じた「世界津波の日」を始めとした津波防災の普及啓発の取組は，「防災の主流化」を実現する上で極めて有効であり，我が国も主要ドナー国として，30 年３月に就任した水鳥事務総長特別代表と連携し関連する取組の効果的かつ効率的な実施を促進する支援していく必要がある。

UNDP と共同で実施しているアジア太平洋の国の学校を対象とした津波避難訓練は，対象範囲を更に拡大し，世界各国における「防災の主流化」の更なる強化を目指す必要がある。

27 年の第３回国連防災世界会議で日本政府が発表した仙台防災協力イニシアティブに基づく 30 年までの４年間での「防災関連分野で 40 億ドルの協力，４万人の人材育成」という方針の早期達成の見込みであるが，一層の「防災の主流化」推進に向け，同イニシアティブに基づいた取組を続ける必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html）

防災
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bousai.html）

環境
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html）

気候変動
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/index.html）

基本目標Ⅶ　分担金･拠出金

施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅶ－１）

施策名	**国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献** **本施策評価は，政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し，連携を強化するとともに，国際社会の平和と安定を確保する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち，主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，以下のとおり国際機関職員派遣信託基金（JPO（Junior Professional Officer））拠出金の評価を実施した。** **なお，本施策の目標を達成するための，同拠出金以外の分担金・拠出金は「平成 29 年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄に記載した。これら分担金・拠出金は，基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策（同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入）の実施に資する達成手段ともなっているところ，これら施策の評価も併せて参照願いたい。**
評価対象分担金・拠出金名（注）	**国際機関職員派遣信託基金（JPO）拠出金**
施策目標	**国際の平和と安定に寄与し，我が国の安全と繁栄の確保に資するよう，国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに，我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献するために，国際機関に対する人的貢献を促進する。**
施策の概要	本件拠出金は，国連経済社会理事会決議等を踏まえ，我が国と国際機関との間で締結された取決めに基づき，昭和 49 年に設立され，本拠出金に基づく JPO 派遣制度は，将来国際機関で働くことを志望する若手日本人（応募資格：35 歳以下，修士号以上，職務経験２年以上等）を，派遣先での経費（給与や研修費用等）を我が国が負担して，国際機関に派遣し，国際機関での勤務経験を積むことにより，将来の国際機関職員への途を開くものである。我が国は，制度発足以来，1,600 名以上を派遣しており，主な派遣先国際機関としては，国連開発計画（UNDP），国連児童基金（UNICEF）等が挙げられる。なお，我が国のほか 30 か国以上が同様の制度を活用し，国際機関への送り込みを行っている。

施策の予算額・執行額等

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,646	2,000	2,249	2,302
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	1,646	2,000	2,249	
執行額(百万円)		1,646	2,000	1,925	

関連する内閣の重要政策	・「未来投資戦略工程表」（平成 29 年６月９日　閣議決定） ・女性活躍加速のための重点方針 2017（平成 28 年６月６日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり，施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は，「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 29 年度目標の達成状況（注２）	＊１　国連関係機関における日本人職員数	Ｂ
		＊２　JPO 又は JPO 経験者を通じた国際機関での我が国のプレゼンスの強化	Ｂ

（注１）評価結果については，以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の 29 年度目標の達成状況」欄には，各測定指標の名称及び 29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・「他のＧ７諸国は，いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が 1,000 人を超えていることから，37 年度までに 1,000 人を目指すこととし，平成 27 年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ，国連関係機関職員となる道として最も効率的である JPO 派遣の拡大，中堅職員の派遣，海外でのガイダンスの実施を含む潜在的な候補者の発掘等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要」との認識を共有したい。目標は妥当で，JPO などをはじめ，それへの道筋を立てている点を評価したい。その過程を持続可能にするためにも，正しくも注力している法曹，会計，平和構築の分野を超えて，医療，食，スポーツなど，他にも軸をつくり太くしていく必要がある。 ・国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）を 1,000 人とするという具体的目標を掲げたことは高く評価。またその具体的施策として，JPO 派遣制度を活用し，派遣期間を終えた８割が国際機関に採用されたことは，同制度が有効に機能している証左である。派遣する人数のさらなる拡大をするためには，若手人材発掘のためのさらなるキャンペーンの強化を実施する必要がある。特に民間企業でキャリア転身を希望している優秀な人材を確保することが重要だ。また若手に限らず民間企業や研究機関で国際機関のディレクター職で活躍できる人材を積極的に登用する仕組みができることが望ましい。 ・国際機関で活躍する日本人職員の少なさは 20 年以上前から指摘され続けているが，いっこうに改善の兆しは見えない。国連事務局の定める「望ましい職員数」の３分の１程度にとどまっていると指摘し，「早急な改善が望まれる」とすれば，単に増員数の数値目標を立てるだけでは問題の解決に繋がらない。日本のプレゼンスを示す上で，諸外国と比較しても分担金・拠出金での貢献度合いに比べ，日本ほど極端に職員の少ない国はない。それゆえ，国際機関の日本人職員（専門職以上）の増強策について，測定指標２の JPO だけではなく，また JPO 制度でどれだけの増員計画を立て，その結果どの程度のアウトカムがあったのか同制度の有効性の検証や費用便益を明確にする必要がある。 ・測定指標１について，中期目標の達成に向けて順調な進展が見られることから，目標年度の前倒し（現行：37 年度），若しくは目標水準の引上げ（現行：1,000 人）を検討してもよいのではなかろうか。 ・測定指標１については，中期目標の達成に向けて順調な進展が見られることから，単に量的な目標ではなく，幹部職員の割合など質的な面を加えた指標を新たに設定してもよいのではなかろうか。 ・分担金・拠出金の評価を行う際には，本評価書の枠組みはなじまないのではないか。別の表現方法で相応しい形式がありうるのではないか。

担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施時期	平成 30 年８月

測定指標１　国連関係機関における日本人職員数　＊

中期目標（37 年度）

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため，国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）を 1,000 人とする。

29 年度

年度目標

１　国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関（特に，我が国の外交上，重要な国際機関）に対する人的貢献を推進するため，引き続き JPO 派遣制度を通じて優秀な若手日本人を国際機関に送り込み，その定着を図る。

２　英文履歴書（CV）・面接対策や在外公館を通じた支援を実施し，国連関係機関で勤務する日本人職員（専門職以上）を増加させる。

施策の進捗状況・実績

１（１）国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）を 37 年度までに 1,000 人とするという中期目標達成に向けて，29 年度中に 29 名程度の増加させることを目指し，国連関係機関への日本人の送り込みに取り組んだ。29 年末時点の国連関係機関で勤務する日本人職員数は，850 人であり，28 年末時点から 30 名増加した。特に，送り込みを強化した JPO からの採用が顕著であった。また，国際機関別では，国連食糧農業機関（FAO），国連事務局，国連児童基金（UNICEF）といった重要な国際機関において，日本人職員の増加が顕著だった。

（２）JPO 派遣制度を通じて優秀な日本人 JPO を選抜し，新たに 59 名を国際機関に派遣することを決定した。また，JPO 派遣後の国際機関における正規採用に向けて在外公館と本省が緊密に連携しつつ人事支援を実施する等，きめ細やかなフォローを行った結果，JPO 派遣期間を終えた JPO の 82.9%が国際機関に採用された。より多くの優秀な JPO 候補を募るべく，法務分野の候補者発掘のため，日本弁護士連合会と連携して実施した専門家団体に対するガイダンスを含め，国内外において 146 回，約１万人に対しガイダンスを実施した。また，特に，留学等で海外に在住している優秀な人材の発掘を強化する観点から，海外におけるガイダンスの実施回数を増加させた（28 年度の８回に対し，29 年度は 35 回実施）。

２　国際機関における採用を目指す日本人計 15 名（うち JPO は９名）に対し，有識者による CV の書き方や面接試験の指導を行った。多くの者はまだ選考途中であるが，既に２名の受講者が国際機関に採用された。

本省，在外公館を挙げて，JPO 派遣を含む日本人職員増強に向けて取り組むべく，省内にタスクチームを設置した。省内関係部局及び関係省庁との連携の強化に努めるとともに，各国際機関の人事関連情報等の収集・集約に努め，JPO の正規採用や JPO 経験者の採用・昇進に向けて，より効果的かつ積極的に国際機関側に働きかけを行った。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

１　JPO 派遣制度を通じて優秀な若手日本人 54 人を国際機関へ派遣することを決定した。また，JPO 派遣期間を終えた JPO の 82.5%が国際機関に採用された。

２　外務省本省及び在外公館が一体となってサポートし，国際機関側への働きかけなどを行い，上記１のとおり，多くの日本人の送り込みを実現できたことなどから，国連関係機関で勤務する日本人職員は 820 人に増加した。また，29 年３月には，中満泉氏が JPO 出身者として初めて USG（国連事務次長）レベルのポスト（軍縮担当上級代表）に指名された。

29 年度目標の達成状況：Ｂ

測定指標２　JPO 又は JPO 経験者を通じた国際機関での我が国のプレゼンスの強化　＊

中期目標（--年度）

JPO 又は JPO 経験者である国際機関職員による当該国際機関の事業や運営等における意思決定プロセスへの関与を通じて，当該機関の専門分野における我が国のプレゼンスを強化・増大させる。

29 年度

年度目標

１　在外公館においては，JPO 経験者を含む日本人職員が組織内の意思決定に関与できるよう国際機関内のしかるべきポストに登用されるよう，国際機関への働きかけなどの支援を実施する。
２　在外公館において，JPO 又は JPO 経験者と連携して国際会議やプロジェクトの立案や実施を行う。
３　活躍を見込める外部有識者を積極的に発掘し，JPO として派遣する。特に今まで派遣が少ない分野（管理部門，法務部門，会計部門など）の派遣を拡大する。
４　なるべく多くの現役 JPO が JPO 終了後も国際機関で活躍出来るよう履歴書（CV）や面接の対策を実施するなど，支援を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　本省及び在外公館（ハイレベル含む）から国際機関に対して，JPO 経験者を含む日本人職員が組織内の意思決定に関与できるよう，然るべきポストへの登用に向けて働きかけを行う等の支援を実施した。
２　本省及び在外公館において，JPO 又は JPO 経験者と連携して，国際会議やプロジェクトの立案や実施を行った。29 年 12 月に東京において，グテーレス国連事務総長，テドロス世界保健機関（WHO）事務局長，キム世界銀行総裁等出席のもと開催されたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フォーラム 2017 に，現役 JPO や JPO 経験者が携わり，参加した国際機関側と我が国との連絡調整役等を担い，我が国による効果的な政策発信を含め，同フォーラムの成功裏の実施に貢献した。
３　専門知識を有する潜在的候補者の発掘に努め，管理部門には３名，法務部門には３名の JPO を派遣した。
４　JPO の正規採用率の向上のために，９名の JPO に対し，有識者による CV の書き方乃至面接試験の指導を実施した。まだ選考途中の者が多いが，既に２名が国際機関に正式に採用された。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

１　在外公館においては，JPO 経験者を含む日本人職員が組織内の意思決定に関与できるよう国際機関内のしかるべきポストに登用されるよう国際機関への働きかけなどの支援を実施した。
２　在外公館において，JPO 又は JPO 経験者と連携して国際会議やプロジェクトの立案や実施を行った。日本政府と国際機関が共催した第６回アフリカ開発会議（TICADⅥ）において，日本政府と日本人職員のネットワークを活用し，事前の調整や会議運営等について，共催者として連携して業務を遂行し，初の日本国外の同会議を実現した。
３　活躍を見込める外部有識者を積極的に発掘し，JPO として派遣した。特に今まで派遣が少ない分野（管理部門，法務部門，会計部門など）の派遣を拡大した。
４　なるべく多くの現役 JPO が JPO 終了後も国際機関で活躍出来るよう履歴書（CV）や面接の対策を実施するなど，支援を強化した。

29 年度目標の達成状況：Ｂ

参考指標：JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率		
（出典：外務省）	実績値	
（注）３年度前に派遣手続きをとった者の採用率	28 年度（参考）	29 年度
	82.5%	82.9%

評価結果

施策の分析

【測定指標１　国連関係機関における日本人職員数】

29 年度

（１）人材の発掘・育成，JPO 派遣の実施，国際機関に対する働きかけの強化等の取組の結果，国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）は，820 名（28 年末時点）から，850 名（29 年末時点）に増加し，37 年度までに 1,000 人とするという中期目標に向けて，着実に進捗した。
　JPO 派遣制度を活用した日本人職員の送り込みについては,59 名の国際機関への派遣を決定した。

また，JPO 派遣後の国際機関における正規採用に向けて，在外公館と本省が緊密に連携しつつ人事支援を実施する等，きめ細やかなフォローを行ったことは，29 年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（（注）３年度前に派遣手続きをとった者の採用率）が 82.9%と高い水準につながり，効果的な取組だった。

（２）JPO の潜在的候補者発掘については，特に，留学等で海外に在住している優秀な人材の発掘に取り組み，28 年度は８回だった海外でのガイダンスの実施を強化し，計 35 回実施した。日本人の若者の「内向き志向」が指摘されて久しい中，海外でのガイダンスの強化により，留学中の日本人学生を中心に，国際機関への就職に対する関心を喚起することができ，中長期的に世界を舞台に活躍する人材を発掘していく上で，非常に有益だった。また，JPO 計９名に対し，有識者による CV の書き方や面接試験の指導を実施し，候補者の育成に努めた。更に，各国際機関の人事関連情報等の収集・集約に努め，JPO の正規採用や，JPO 経験者の採用・昇進に向けて，より効果的かつ積極的に国際機関側に働きかけを行うことができた。

【測定指標２　JPO 又は JPO 経験者を通じた国際機関での我が国のプレゼンスの強化】

29 年度

省内にタスクチームを設置し，関係部局・関係省庁との連携の強化に努めるとともに，各国際機関の人事関連情報等の収集・集約に努めることにより，JPO の正規採用や，JPO 経験者の採用・昇進を含め，より戦略的な日本人職員増強に向けた支援を行えるようになった。29 年 12 月に東京において，グテーレス国連事務総長，テドロス世界保健機関（WHO）事務局長，キム世界銀行総裁等出席のもと開催されたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フォーラム 2017 のような我が国が重視する国際会議の成功裏の実施に，現役 JPO や JPO 経験者が国際機関と我が国との連絡調整や政策発信等に貢献したことは，国際機関における我が国のプレゼンスの強化にも資するものであった。このほか，補正予算案件を含む，国際機関のプロジェクトへのより積極的な日本人職員の関与を確保することにより，我が国のプレゼンスが強化された。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

国際機関における日本人職員数は，820 名（28 年 12 月 31 日時点）から，850 名（29 年 12 月 31 日時点）に増加し，増加傾向ではあるものの，37 年までに 1,000 人以上の目標を達成するためには，今後も積極的な取組の継続が不可欠な状況にある。

JPO 出身者が日本人職員全体の４割以上を占めていることに鑑みれば，JPO 派遣制度は，日本人職員を増強する上で，最も重要な施策の一つであり，引き続き，着実に派遣を実施するとともに，派遣後，JPO が国際機関で正規採用されるよう，一層きめ細やかなフォローを行っていく必要がある。

また，JPO 候補者の発掘に向けて，広報を強化する観点から，引き続き，ホームページやソーシャルメディア等を効果的に活用するとともに，特に，留学生を始めとする海外在住の優秀な人材が発掘できるよう取り組んで行く。加えて，有識者による CV の書き方や面接試験の指導を継続するとともに，各国際機関の人事関連情報の収集・集約を一層促進していく。

こうした取組を通じ，より効果的かつ積極的に，国際機関側に対して，JPO の正規採用や，JPO 経験者の採用・昇進等の働きかけを行っていく。

【測定指標】

１　国連関係機関における日本人職員数

国際機関への人的貢献の強化のため，国際機関における日本人職員増強は重要であり，中期目標の達成に向けて掲げた 29 年度の目標の設定は適切であった。

国際機関への働きかけについては，今後，一層，人事関連情報の収集・集約に努めること等により，JPO の正規採用や JPO 経験者の採用・昇進等に向けて，より効果的な働きかけが実施できるよう取り組んでいく。

また，国際会議やプロジェクトの実施に際して，JPO 及び JPO 経験者と一層緊密に協力することにより，これらの日本人職員が経験と実績を積むことで，その後の採用や昇進に資するよう，支援を強化していく。

加えて，人材の発掘に向けた取組を強化するとともに，CV の書き方や面接試験の指導を継続することにより，JPO の資質を一層高め，定着率の更なる向上に取り組む。

２　JPO 又は JPO 経験者を通じた国際機関での我が国のプレゼンスの強化

国際社会における日本のプレゼンスの強化のため，国際機関における日本人職員増強は重要であり，中期目標の達成に向けて掲げた29年度の目標の設定は適切であった。

今後，更に人事関連情報の収集・集約に努めること等により，我が国にとって戦略的に重要なポストに，一層JPOやJPO経験者を送り込めるよう取り組んでいく。

また，JPO及びJPO経験者が，29年度におけるUHCフォーラムのように，我が国が積極的に推進する政策課題に貢献することや，補正予算案件を含む国際機関のプロジェクトに一層関与していくことは，顔の見える形で，国際社会における我が国のプレゼンスを強化することにつながることから，引き続き，JPO及びJPO経験者を含む日本人職員との連携を強化していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ国際機関人事センター
(https://www.mofa-irc.go.jp/)

（参考）

本施策全体の予算額・執行額等は，次のとおりである。

区分		27年度	28年度	29年度	30年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	105,508	104,223	92,124	95,051
	補正予算(b)	53,364	69,303	36,491	
	繰越し等(c)	0	1,000	0	
	合計(a＋b＋c)	158,871	174,526	128,615	
執行額(百万円，d)		157,911	171,578	126,902	

（項）国際分担金其他諸費のうち，（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費，（事項）エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に必要な経費，（事項）国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅶ－２）

施策名	**国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献** **本施策評価は，経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「分担金・拠出金を通じ経済・社会分野を所掌する国際機関の活動を推進し，連携を強化するとともに，我が国の経済・社会分野における国益を保護・増進する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる経済及び社会分野の分担金・拠出金のうち，主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，国際連合食料農業機関（FAO）分担金の評価を実施した。** **なお，本施策の目標を達成するための，同分担金以外の分担金・拠出金は「平成 29 年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄の達成手段欄に記載した。これら分担金・拠出金は，基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策（同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入）の実施に資する達成手段ともなっているところ，これら施策の評価も併せて参照願いたい。**
評価対象分担金・拠出金名（注）	**国際連合食料農業機関（FAO）分担金**
施策目標	**我が国が世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放の実現を目指す FAO の施策（①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上，②食料及び農産物の生産及び流通の改善，③農村住民の生活条件の改善）に積極的に貢献することによって，世界全体の食料安全保障の確保，ひいては我が国の食料安全保障の向上に寄与する。**
施策の概要	我が国は，FAO に対して，FAO 憲章第 18 条第２項及び同財政規則第５条の規定に基づき，分担金支払い義務を果たす。本分担金は，FAO が通常予算により実施する，食料・農林水産分野における①国際条約等の執行機関としての国際ルールの策定・実施，②情報収集・分析・統計資料の作成，③国際的な協議の場の提供，④開発途上国に対する技術助言・技術協力のために使用される。 我が国は，本分担金の拠出により，米国に次ぐ第２位の分担金負担加盟国及び 49 の理事国の一つとして，上記の FAO 通常予算事業の実施を支援するとともに，FAO の最高意思決定機関である総会をはじめ，理事会，各種委員会等の運営組織へ積極的に参加し，さらに FAO との定期的な政策協議（「日・FAO 年次戦略協議」）や日本人職員増強に向けた取組などを通じて，FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献する。
施策の予算額・執行額等	区分 / 27 年度 / 28 年度 / 29 年度 / 30 年度 予算の状況（百万円） 当初予算(a) 5,985 / 6,401 / 5,793 / 5,194 予算の状況（百万円） 補正予算(b) 0 / 0 / 1,011 / 予算の状況（百万円） 繰越し等(c) 0 / 0 / 0 / 予算の状況（百万円） 合計(a＋b＋c) 5,985 / 6,401 / 6,804 / 執行額(百万円) 5,985 / 6,401 / 6,804 /
関連する内閣の重要政策	・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日） グローバルな課題への一層の貢献

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり，施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は，「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成（Ａ）	（判断根拠） 全ての測定指標で目標が達成されたことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の29年度目標の達成状況（注２）	＊１　世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献する FAO の取組	Ａ
		＊２　FAO の組織運営における我が国のプレゼンス	Ａ
		３　FAO における日本人職員数	Ａ

（注１）評価結果については，以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記

載を併せて参照願いたい。
（注２）「測定指標の 29 年度目標の達成状況」欄には，各測定指標の名称及び 29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・明確な意図のもとに多くの取組が行われ，相応の成果を上げている。 ・「WTO の衛生植物検疫措置（SPS）協定において SPS 措置の基準とされる国際基準のうち，①FAO/WHO 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）において食品安全に関する国際基準，②国際植物防疫条約（IPPC）に基づき植物検疫措置に関する国際基準，の策定に関与した。これは我が国における食の安全の確保と農業に有害な病害虫の侵入・まん延の防止に貢献し，ルールに基づく自由な貿易を推進」とある。こうした具体的な関与は高く評価したい。その記述も評価したい。 ・分担金・拠出金の評価を行う際には，本評価書の枠組みはなじまないのではないか。別の表現方法で相応しい形式がありうるのではないか。

担当部局名	経済局	政策評価実施時期	平成 30 年８月

測定指標１　世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献するFAOの取組　＊

中期目標（--年度）

FAOが本分担金，他の加盟国からの分担金，及び任意拠出金を組み合わせて実施する各種取組が，世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献する。

29年度

年度目標

１　世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献するFAOの各種取組（食料・農林水産分野の国際基準の策定・実施支援，開発途上国における能力構築支援，統計・データの整備とそれに基づく政策意思決定への技術的助言，責任ある農業投資の推進等）について運営組織における議論を通じてFAOの効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより，定量的・定性的な成果の達成を促す。

２　７月の第40回FAO総会において採択されるFAOの改訂戦略枠組み並びに次期中期計画及び事業予算計画に，我が国が重視する取組（国際基準の策定・実施，統計・データの収集・分析，責任ある農業投資の推進，持続可能な農林水産業の推進，世界農業遺産（GIAHS）の普及など）がFAOの優先取組事項として適切に盛り込まれることを確保する。

施策の進捗状況・実績

１　FAOは，指標・成果等の設定，国際基準の策定・実施支援，責任ある農業投資の推進等の各種取組を引き続き積極的に実施し，世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献した（詳細は下記（１），（２）及び（３）参照）。我が国としても総会や理事会を始めとする運営組織における議論を通じて，FAOの効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより（下記（４）参照），これらの成果の達成を後押しした。

（１）FAOが事業予算計画（28-29年）に定めた指標及び成果の例（①28-29年の２か年の目標値，②28-29年の２か年の成果）

・新規に検討・策定又は改訂された，食品安全・品質・植物検疫に関する国際基準の合計数（①155，②249）

・動植物防疫・食品安全・品質に係る政策・規制枠組みの策定・実施をFAOが支援した国・地域機関の合計数（①62，②112）

・FAOの能力構築支援を受けて関係ステークホルダーが作成したデータ・情報分析の成果物の数（①119，②151）

・FAOの支援を受けて情報に基づく意思決定のための食料安全保障・栄養に関するモニタリング・分析を改善した国数（①28，②49）

・効率的で包摂的な農業・フードシステムにおける責任ある農業投資を増進するためのFAOの支援を受けた国数（①13，②42）

（２）FAOを通じた国際基準の策定・実施支援

我が国は，WTOの衛生植物検疫措置（SPS）協定においてSPS措置の基準とされる国際基準のうち，①FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）において食品安全に関する国際基準，及び②国際植物防疫条約（IPPC）に基づき植物検疫措置に関する国際基準の策定に関与した。これにより，我が国における食の安全の確保と農業に有害な病害虫の侵入・まん延の防止に貢献し，ルールに基づく自由な貿易を推進した。

（３）責任ある農業投資の推進

FAOが国際農業開発基金（IFAD）及び国連世界食糧計画（WFP）と共同で事務局を務める世界食料安全保障委員会（CFS）において，政府，民間部門，市民社会部門など多様なステークホルダーが「国家の食料安全保障の文脈における土地所有，漁業及び森林に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（VGGT）」の実施に関する経験を共有し，我が国が重視する責任ある農業投資の推進に対するCFS参加者の理解・関心が高まった。

（４）運営組織における議論を通じたFAOの効果的かつ効率的な組織運営への貢献の例

FAOが本部を置くローマには，他にも国際農業開発基金（IFAD）及び国連世界食糧計画（WFP）が本部を置いている。これらの食料・農業分野に係る在ローマ３国連機関（Rome-based Agencies：RBA）間で，活動の重複を防ぎながら効果的に連携することが重要であると我が国を含む加盟国が主張した結果，９月に初のRBA非公式合同会合が開催された。同会合では効果的な連携の実現に向けた今後の課題について議論され，FAOの持つ比較優位性を活かし効率的な組織運営を行うことの重要性が一層認識された。

FAOにおけるコンサルタントの雇用に関し，事務局から応募要件を厳格化したい旨の提案がなさ

れたが，プロジェクトの円滑な執行に際して当該要件が必ずしも重要でないと考えられたこと，また要件厳格化により志望者が減少し採用が難航するおそれがあったことから，その旨を我が国含む加盟国が理事会等の場を通じて主張した結果，柔軟に対応するべきことが理事会でも推奨された。

２　７月の第 40 回 FAO 総会において採択された FAO の改訂戦略枠組み並びに次期中期計画及び事業予算計画に，我が国が重視する取組（国際基準の策定・実施，統計・データの収集・分析，責任ある農業投資の推進，持続可能な農林水産業の推進，世界農業遺産（GIAHS）の普及など）が FAO の優先取組事項として適切に盛り込まれた。同計画の策定プロセスにおいては，総会に先立って開催された累次の理事会や計画委員会等の会合において，我が国と共通の関心を有する他の加盟国と協調しながら議論，調整及び働きかけを行った結果，FAO が比較優位を持っており我が国が重視するこれら取組が盛り込まれることに繋がった。

３　FAO との緊密なコミュニケーションにより，中東及びアフリカ地域のニーズを的確に把握し，FAO を通じた食料・飢餓問題の解決に向けた農業生産の向上等を目的としたプロジェクトへの支援要請に迅速に応じ，拠出を行った。具体的には，９月に南スーダンにおける害虫予防及び対応能力強化等の分野に対する支援として 100 万ドルの緊急無償資金協力を，30 年２月に中東・アフリカにおける生計向上・レジリエンス強化等に対する支援として約 920 万ドルの補正予算の拠出を決定した。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

１　FAO は，食料・農林水産分野の国際基準の策定・実施支援，開発途上国における能力構築支援，統計・データの整備とそれに基づく政策意思決定への技術的助言，責任ある農業投資の推進等の取組を通じて，飢餓・栄養不良の撲滅や持続可能な農林水産業による食料の安定供給確保に貢献することによって，世界全体の食料安全保障を強化した（詳細は下記（１），（２）及び（３）参照）。我が国は食料の多くを輸入に依存することから，これらの FAO による世界の食料安定供給確保への貢献は，我が国の食料安全保障の強化にも資した。

（１）FAO が事業予算計画（28-29 年）に定めた指標及び成果の例（①28-29 年の２か年の目標値，②28 年の成果）

・新規に検討・策定又は改訂された，食品安全・品質・植物検疫に関する国際基準の合計数（①155，②112）
・動植物防疫・食品安全・品質に係る政策・規制枠組みの策定・実施を FAO が支援した国・地域機関の合計数（①62，②57）
・FAO の能力構築支援を受けて関係ステークホルダーが作成したデータ・情報分析の成果物の数（①119，②68）
・FAO の支援を受けて情報に基づく意思決定のための食料安全保障・栄養に関するモニタリング・分析を改善した国数（①28，②32）
・効率的で包摂的な農業・フードシステムにおける責任ある農業投資を増進するための FAO の支援を受けた国数（①13，②18）

（２）FAO を通じた国際基準の策定・実施支援

我が国は，WTO の衛生植物検疫措置（SPS）協定において SPS 措置の基準とされる国際基準のうち，①FAO/WHO 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）において食品安全に関する国際基準，②国際植物防疫条約（IPPC）に基づき植物検疫措置に関する国際基準，の策定に関与した。これは我が国における食の安全の確保と農業に有害な病害虫の侵入・まん延の防止に貢献し，ルールに基づく自由な貿易を推進するものである。

（３）責任ある農業投資の推進

FAO が国際農業開発基金（IFAD）及び国連世界食糧計画（WFP）と共同で事務局を務める世界食料安全保障委員会（CFS）において，政府，民間部門，市民社会部門など多様なステークホルダーが「国家の食料安全保障の文脈における土地所有，漁業及び森林に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（VGGT）」の実施に関する経験を共有し，我が国が重視する責任ある農業投資の推進に対する CFS 参加者の理解・関心が高まった。

２　FAO の運営組織（理事会，計画委員会，各技術委員会及びアジア・太平洋地域総会）において FAO の改訂戦略枠組み（FAO の長期的な活動方針を示す枠組み）及び次期中期計画（戦略枠組みに基づき，30-33（2018-21）年の４年間のより具体的な活動内容を示す計画）の素案が議論され，我が国として積極的に議論に参加した結果，我が国が重視する取組（国際基準の策定・実施，統計・データの収集・分析，責任ある農業投資の推進，持続可能な農林水産業の推進，世界農業遺産（GIAHS）の普及など）が盛り込まれた。

29 年度目標の達成状況：Ａ

測定指標２　FAO の組織運営における我が国のプレゼンス　＊

中期目標（--年度）

我が国は，米国に次ぐ第２位の分担金負担加盟国及び 49 の理事国の一つとして，FAO の組織運営が効果的かつ効率的に行われ，かつ FAO の優先取組事項に我が国の意向が最大限反映されるよう，FAO の最高意思決定機関である総会を始め，理事会，各種委員会等の運営組織における議論に積極的に参加するとともに，FAO との政策協議等を通じて日・FAO 関係をより一層強化することによって，FAO における我が国のプレゼンスを強化する。

29 年度

年度目標

１　我が国は，FAO の総会，理事会及び計画委員会において，アジア地域グループ諸国や他の加盟国と協調しつつ，FAO の次期事業予算計画（30-31(2018-19)年の２か年予算）を始めとした FAO の組織運営に係る議論に積極的に貢献する。

２　我が国が 29 年に改選される FAO の理事国及び計画委員に引き続き選出され，FAO の意思決定を行う運営組織における我が国のプレゼンスを確保する。

３　５月に予定されているグラツィアーノ FAO 事務局長の訪日や，第２回日・FAO 年次戦略協議を通じて，我が国が重視する分野や取組について FAO にインプットするとともに，日・FAO 関係をより一層強化する。

施策の進捗状況・実績

１　第 40 回 FAO 総会，理事会，計画委員会及び各種技術委員会（農業，林業，水産，商品問題）に出席し，日頃からアジア地域グループ諸国や他の加盟国と協調し，FAO の次期事業予算計画（30-31(2018-19)年の２か年予算）を始めとした FAO の組織運営に係る議論の進展に積極的に貢献した結果，事業の優先付けが行われ，技術協力事業への重点予算配分及び総務分野でのコスト削減に繋がり，予算総額が 2016-2017 年の２か年から増額することなく名目ゼロ成長（ZNG）で承認された。さらに，2018-2019 年事業計画の達成状況を測る成果枠組みの指標が，我が国として望ましい形に設定された。

２　我が国は，第 40 回総会で FAO の理事国及び計画委員に引き続き選出され，FAO の意思決定を行う運営組織における我が国のプレゼンスを確保した。29 年に我が国が出席した理事会，計画委員会及び各種技術委員会（農業，林業，水産，商品問題）において，我が国として受け入れ可能な形で意思決定がなされた。

３　29 年１月の第１回日・FAO 年次戦略協議での合意に基づき，５月にグラツィアーノ FAO 事務局長が４年ぶりに訪日した。また，30 年１月にグスタフソン FAO 事務局次長が訪日し，第２回日・FAO 年次戦略協議を開催したほか，関連イベントを実施した。FAO ナンバー１及びナンバー２の訪日は，戦略レベルから個別分野に至るまでの包括的な議論の実施，我が国が重視する分野や取組についての FAO 側ハイレベルへの効果的な伝達，持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた協力の確認，幹部職員を含む邦人職員の採用の促進，メディアを通じて訪日の様子が広く取り上げられたことによる日本国内における FAO の認知度向上といった成果を上げ，日・FAO 関係を飛躍的に強化する契機となった。同事務局長及び同事務局次長の訪日実績の詳細は次のとおり。

（１）グラツィアーノ事務局長は５月に訪日した際，岸田外務大臣をはじめとする政府要人との会談，都内での各種行事への出席，岐阜県における世界農業遺産（GIAHS）視察，各種メディアインタビュー等を通じて，FAO の活動とその重要性について積極的に対外発信し，日本国内における FAO の認知度向上を図った。さらに，外務省が主催した「ふくしまスイーツ賞味会」において，同事務局長が福島市産の果物を使ったスイーツを賞味し，日本の安全で美味しい農産物を高く評価するとともに，現在福島産食品については安全性が確保されており全く懸念を持つ必要がない旨述べたことは，東日本大震災後の風評被害を払拭する観点から，福島の復興支援への貢献となった。

（２）グスタフソン事務局次長は 30 年１月に訪日した際，第２回日・FAO 年次戦略協議，東京都内での各種行事へ出席したほか，宮城県において世界農業遺産（GIAHS）及び農業・漁業関連施設を視察し，更に個別のメディアインタビュー等に応じた。第２回日・FAO 年次戦略協議では，29 年１月

の前回協議からの両者の取組を振り返り，29 年度補正予算や緊急無償資金協力等を含めた日本による FAO への財政貢献を明確に示すこと，日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること，FAO における日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ，今後一年間で日・FAO 両者が取り組むべき方向性について認識の一致を見た。また，31 年に第３回日・FAO 年次戦略協議を開催することで一致した。

なお，グスタフソン事務局次長は，宮城県の農林水産業関連施設を訪問した際に，「大規模災害からの復興の良い事例であり，紛争や災害から復興する他の国の参考になるかもしれない」と発言した。このことは，我が国の知見・経験を，FAO の戦略目標の一つである「レジリエンス強化」の良い事例として， FAO の今後の活動に活かす契機となった。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

１　我が国は，28 年に行われた理事会，計画委員会，各技術委員会（農業，林業，水産，商品問題）及びアジア・太平洋地域総会に出席し，FAO の今後の取組の方向性や優先課題をはじめ，FAO の財政や運営の改善に関する議論へ積極的に参加した。

２　28 年に我が国が出席した上記運営組織会合において，加盟国の意思決定が求められたものは延べ約 130 件あり，基本的に我が国として受け入れられる形で全ての意思決定がなされた。

３　FAO 分担金が対象となった 28 年行政事業レビュー・公開プロセスにおいて，「事業内容の一部改善」の評価を受け，FAO の組織運営における我が国の発言力を強化する必要性などが指摘されたことを踏まえ，日・FAO 関係強化に向けて，FAO 事務局とのコミュニケーションをさらに密にしていき，29 年１月には第１回となる日・FAO 年次戦略協議をローマの FAO 本部において開催した。同協議では，FAO の取組や我が国との連携に在り方，FAO における日本人職員増強の問題など包括的に議論し，同協議を年次定例化することに合意した。

29 年度目標の達成状況：Ａ

測定指標　３　FAO における日本人職員数（単位：人）

（出典：FAO） （注）表中の数値は，FAO の通常予算ポストの職員数（専門職（Ｐレベル）以上）	中期目標値	28 年度（参考）	29 年度		28 年度目標の達成状況
	33 年度	実績値	年度目標値	実績値	
	62-84	32 幹部職（Ｄレベル以上）が６名（Ｄ２レベル３名，Ｄ１レベル３名）	38	46 幹部職（Ｄレベル以上）が９名（ADG レベル１名，Ｄ２レベル４名，Ｄ１レベル４名）	Ａ

（注）FAO が加盟国の分担金の分担率等から算出した「望ましい日本人職員数」に基づき，中期目標値を 66-90 から 62-84 に変更した。

評価結果

施策の分析

【測定指標１　世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献する FAO の取組】

29 年度

FAO が，食料・農林水産分野の国際基準の策定・実施支援，開発途上国における能力構築支援，統計・データの整備とそれに基づく政策意思決定への技術的助言，責任ある農業投資の推進等を行い，運営組織における議論を通じて FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより，定量的・定性的な成果を達成した意義は極めて大きい。FAO による世界の食料安定供給確保への貢献は，世界，ひいては食料の多くを輸入に依存する我が国の食料安全保障の強化に長期にわたり大きく貢献することが期待される。

７月の第 40 回 FAO 総会において採択された，FAO の改訂戦略枠組み並びに次期中期計画及び事業予

算計画は，FAO の活動に関わる近年の世界的な開発の文脈や世界的・地域的傾向，また持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を踏まえた上で設定され，第２位の分担金拠出国である我が国が重視する取組が FAO の優先取組事項として適切に盛り込まれた。このことは，FAO の活動の進展を後押しする上で非常に有益であった。なお， FAO 分担金は国連通常予算の分担率に則り算出されているが，第 40 回総会で承認された 2018-2019 年予算に関して，日本の国連通常予算分担率の減少に伴い，日本の FAO 分担金も減額となった。

FAO を通じた世界の食料問題改善に向けた支援の実施については，日・FAO 年次戦略協議や要人往来の機会を活用して互いの重視する事項について意見交換を行うなど，FAO とのコミュニケーションを緊密にしたことにより，優良な支援案件の形成とタイムリーな支援実施の決定につながった。例えば，29 年１月の第１回日・FAO 年次戦略協議の機会に，FAO の知見を活かした対南スーダン支援に日・FAO 双方から関心が示され，９月に我が国が南スーダンに対する緊急無償資金協力を決定する際に，FAO を通じた害虫対策支援（計 100 万ドル）を含めることにつながった。また，我が国の関心事項を踏まえた優良案件が FAO 側により積極的に形成された結果，30 年２月には中東・アフリカの計 10 か国に対して補正予算による約 920 万ドルの支援を行うことが決定した。このように，現下の世界の食料危機等に FAO の知見を生かしながら貢献できるよう，我が国として有益と考える FAO の取組を積極的に支援したことは，非常に有効だった。

（注）FAO の 29-30 年の実績の詳細については集計中のため，上記は暫定的に記述したもの。

【測定指標２　FAO の組織運営における我が国のプレゼンス】

29 年度

我が国は理事国及び計画委員として，FAO において分担金拠出額第２位のドナー国にふさわしいプレゼンスを確保してきたが，29 年度は引き続き同様の地位を確保したことに加え，日・FAO 二者間の関係強化に重点的に取り組んだことにより，FAO における我が国のプレゼンス強化の面で顕著な効果があった。

特に，FAO の組織運営において大きな影響力を有するグラツィアーノ事務局長の訪日を４年ぶりに実現し，訪日の前後も含め，我が国が重視する分野・取組について同事務局長に直接インプットを行う機会を豊富に設けることができたことは極めて効果的であった。同事務局長の前回訪日は 25 年の第５回アフリカ開発会議（TICAD V）への出席を目的としたものであり，日・FAO 関係の強化を主眼とした訪日としては，今回が初めてであった。

FAO のナンバー２にあたるグスタフソン事務局次長との間では，29 年１月にローマで開催した第１回日・FAO 年次戦略協議にて重点的に議論を行ったのに続き，30 年１月に同事務局次長の訪日が実現し，第２回日・FAO 年次戦略協議を行ったことは，日・FAO 関係の強化を継続的に推し進める上で非常に有益であった。

グラツィアーノ事務局長及びグスタフソン事務局次長の訪日時には，地域別人道開発支援の強化及び持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた，栄養，林業，気候変動等の分野において連携を強化することを確認したほか，今後，31 年に日本で開催するＧ20 及び第７回アフリカ開発会議（TICAD７），32 年の東京オリンピック・パラリンピック等について意見交換を行い日・FAO 双方の取組強化を確認することができた。また日本滞在中の一連の行事への参加を通じて，日・FAO 間の更なる信頼関係を構築し，協力関係を大きく前進させるとともに，FAO の運営に我が国が重視する分野の反映を促進する上でも効果があった。なお，これら成果が得られたことは，関係省庁との連携・協力によるところが大きく，農林水産省と連携し，日本からのワンボイスとして FAO に働きかけたことで要望を効果的にインプットすることができた。これらの活発な要人往来を通じて日･FAO 間の意思疎通を緊密化し，協力関係の強化を行った意義は極めて大きい。

【測定指標３　FAO における日本人職員数】

29 年度

FAO における通常予算ポストの日本人職員数は 32 名（29 年２月末時点）から 46 名（30 年３月末時点）に 14 名増え，年度目標の 38 名を上回った。特に，幹部職員（Ｄレベル以上）が６名から９名に増加し，中でも FAO 内でナンバー３の職位にあたる事務局長補（ADG。国連の ASG と同等）レベルのポストである林業局長に三次啓都氏が新たに採用されたことは特筆に値する。

23 年以降 FAO における日本人職員数が微減傾向にあった中で，29 年度に大幅増に転換し，全体としてかつてない水準の日本人職員数を達成できたことの背景には，28 年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて FAO 分担金の事業内容を一部改善すべきとの評価を受けて以降，日本人職員増強に向けた取組を抜本的に強化したことがある。29 年度中に行った主な取組は概要以下のとおり。

（１）FAO 側への働きかけ強化

29 年１月の第１回日・FAO 年次戦略協議において，日本人職員増強の必要性について FAO 側と合意したことを踏まえ，29 年度を通じて FAO 側への働きかけを継続・強化した。具体的には，要人往来や 30 年１月の第２回年次戦略協議の機会も活用しつつ，FAO 側ハイレベルに日本人職員登用の重要性を丁寧に説明するとともに，個別のポストについて最終選考に残った優秀な日本人候補者がいる場合には採用を前向きに検討するよう FAO 側に伝達する等，きめ細やかな働きかけを累次にわたり行ったことが有用であった。

（２）潜在的な日本人職員候補者へのアウトリーチ強化

FAO 要人の訪日や邦人職員の一時帰国の機会を捉えて，大学生・大学院生や研究者を含む一般を対象としたジョブセミナーを 29 年度中に４回実施し，延べ約 600 名以上の参加を得た。５月のグラツィアーノ事務局長訪日の際には上智大学で，30 年１月のグスタフソン事務局次長訪日の際には明治大学でそれぞれ講演会が開催され，日本人職員を歓迎する旨の力強いメッセージを FAO のトップから発してもらう機会となった。これらの講演会の様子について国内主要メディアでも報じられ，講演会参加者のみにとどまらず多くの国民の目に触れるところとなり，FAO の知名度向上に繋がるとともに，今後，日本から更に多くの優秀な人材が FAO を目指す動機付けに寄与するものとなった。

７月及び 10 月には，一時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所の協力を得て，外務省において少人数でのセミナーを開催し，国際機関での勤務に関心を有する参加者へのキャリアアドバイスなどを行った。事後アンケートでは，「FAO という組織を知り，具体的な取組に関する情報が取得できて良かった。」「キャリア構築と採用に関する詳細な情報を得ることができ，非常に有意義だった。」などとする評価があり，FAO 職員を目指す人材の層を広げ，実際の応募を促す上で一定の効果があった。

また，FAO 駐日連絡事務所とも連携し，ウェブサイトやツイッター，フェイスブック等の SNS も活用し，FAO ポスト応募者への支援に関する情報発信を強化した。

（３）FAO 日本人職員とのコミュニケーション強化

FAO 日本人職員が日本に一時帰国した際や，外務省担当職員が FAO の所在するローマに出張した際には，一対一の面談の機会等を設け，日本人職員が抱える懸念や要望を把握したことが職員定着の一助となった。

（４）FAO 日本人職員の活躍に対する祝意の表明

日本人幹部職員の七里富雄 FAO アフガニスタン事務所長が，アフガニスタンでの FAO の活動拡大における貢献を評価され，現場での技術協力において優れた成果を挙げた FAO 職員に授与される「B.R.センⅡ賞」を７月に受賞したことを受け，日本政府としても外務報道官談話を発出し，祝意を表した。これは日本が FAO における日本人職員の活躍と貢献を重視していることを表すものであり，また，日本における FAO の知名度の向上や，日本人職員が FAO で働く動機付けの強化にも資するものとなった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

FAO による世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放の実現に向けた取組は，世界全体の食料安全保障の強化に資するものであり，ひいては食料の多くを輸入に依存する我が国の食料安全保障の確保においても重要である。我が国としては，分担金の拠出により，FAO 通常予算事業の実施を支援するとともに，FAO の最高意思決定機関である総会を始め，理事会，各種技術委員会（農業，林業，水産商品問題）等の運営組織へ積極的に参加し，さらに FAO との定期的な政策協議（「日・FAO 年次戦略協議」）や日本人職員増強に向けた取組などを通じて，FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献することが引き続き必要であることから，上記の施策目標の設定は適切であり，今後も現行の施策目標を維持する。

【測定指標】

<u>１　世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献する FAO の取組</u>

１　世界ひいては我が国の食料安全保障の強化に貢献する FAO の各種取組（食料・農林水産分野の国際基準の策定・実施支援，開発途上国における能力構築支援，統計・データの整備とそれに基づく政策意思決定への技術的助言，責任ある農業投資の推進等）について引き続き運営組織における議論を通じて FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより，定量的・定性的な成果の達成を促す。

２　31 年７月の第 41 回 FAO 総会において，我が国が重視する取組（国際基準の策定・実施，統計・データの収集･分析,責任ある農業投資の推進,持続可能な農林水産業の推進,世界農業遺産(GIAHS)の普及など）が FAO の優先取組事項として適切に盛り込まれることを確保する。
（注）FAO の 29-30 年の実績の詳細については集計中のため，上記は暫定的に記述したもの。

２　FAO の組織運営における我が国のプレゼンス

我が国は第２位の分担金拠出国として，引き続き FAO において十分なプレゼンスを示し，FAO の組織運営が効果的かつ効率的に行われ，かつ FAO の優先取組事項に我が国の意向が最大限反映されるよう議論に貢献していく必要がある。今後も理事国及び計画委員として，理事会等における議論に積極的に参加するとともに，アジアグループや共通の関心を持つ国々との間での協調を進めていく。

日・FAO 二者間の関係強化を通じた我が国のプレゼンスの向上についても，29 年度中の取組は非常に効果的であったと考えられることから，引き続き同様の取組を行っていく。特に，31 年には第７回アフリカ開発会議(TICAD７)とＧ20 関連会合，32 年には東京オリンピック・パラリンピックがそれぞれ日本で開催される予定であり，そうした機会も有効に活用しながら，SDGs 達成に向けた連携強化を含め，日・FAO 関係の更なる強化を図っていく。これらの機会を通じ，食料・農業分野における国連の筆頭専門機関であるという FAO の本質的価値や,SDGs に関連した課題解決への FAO の貢献について,日本国内向けの啓発及び発信も行っていく。

３　FAO における日本人職員数

FAO における日本人職員数は順調に増加しており，中期目標値の達成に向け着実に進展が見られるが，日本が負担する分担金の割合から算出される「望ましい職員数」に比べると，依然として大幅な職員数増強が必要な状況にある。29 年度中の取組は期待される成果を挙げたと評価できることから，今後も引き続き FAO 側へのきめ細やかな働きかけを行っていくとともに，FAO 側と協力しつつ有能な人材の発掘・育成に向けた取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
国連食糧農業機関（FAO）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fao)
七里国連食糧農業機関アフガニスタン事務所長の B.R.セン賞受賞について（外務報道官談話）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_003100.html)
・経済安全保障課ツイッター
(https://twitter.com/MofaJapan_Intls)
・FAO 駐日連絡事務所ホームページ
(http://www.fao.org/japan/jp/)
・FAO 事務局提供資料

（参考）
本施策全体の予算額・執行額等は，次のとおりである。

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	13,149	13,042	11,518	10,664
	補正予算(b)	9,017	132	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	22,166	13,175	11,518	
執行額(百万円，d)		22,158	13,139	11,435	

（項）国際分担金其他諸費のうち，（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費，（事項）国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

平成 30 年度政策評価書

（外務省 29－Ⅶ－３）

<table>
<tr><td>施策名</td><td colspan="5">国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献
本施策評価は，地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより，我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち，主要な国際機関への分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，国際連合開発計画（UNDP）拠出金（コア・ファンド，日 UNDP パートナーシップ基金，日本・パレスチナ開発基金，TICAD プロセス推進支援，グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)）の評価を実施する。
なお，本施策の目標を達成するための，同拠出金以外の分担金・拠出金は「平成 29 年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄に記載した。これら分担金・拠出金は，基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策(同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ，これら施策の評価も併せて参照願いたい。</td></tr>
<tr><td>評価対象分担金・拠出金名（注）</td><td colspan="5">国際連合開発計画（UNDP）拠出金（コア・ファンド，日 UNDP パートナーシップ基金，日本・パレスチナ開発基金，TICAD プロセス推進支援，グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)）</td></tr>
<tr><td>施策目標</td><td colspan="5">国際連合開発計画（UNDP）を通じた貧困撲滅や不平等是正等を目的とした活動により，我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="5">UNDP は，国連内で開発に携わる計 32 機関からなる国連開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり，開発分野における高い専門的知見と経験，グローバルなネットワークを有している。我が国は，UNDP への拠出を通じて，開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に，UNDP に対する発言力・影響力を確保し，地球規模の諸問題の解決に向けた取組に貢献する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">施策の予算額・執行額等（国際連合開発計画(UNDP)拠出金）（コア・ファンド）</td><td colspan="2">区分</td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予算の状況（百万円）</td><td>当初予算(a)</td><td>6,749</td><td>7,019</td><td>7,032</td><td>7,160</td></tr>
<tr><td>補正予算(b)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>繰越し等(c)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>合計(a＋b＋c)</td><td>6,749</td><td>7,019</td><td>7,032</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">執行額(百万円)</td><td>6,749</td><td>7,019</td><td>7,032</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">同（日 UNDP パートナーシップ基金）</td><td colspan="2">区分</td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予算の状況（百万円）</td><td>当初予算(a)</td><td>109</td><td>109</td><td>215</td><td>219</td></tr>
<tr><td>補正予算(b)</td><td>14,794</td><td>6,631</td><td>7,585</td><td></td></tr>
<tr><td>繰越し等(c)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>合計(a＋b＋c)</td><td>14,903</td><td>6,740</td><td>7,800</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">執行額(百万円)</td><td>14,903</td><td>6,740</td><td>7,800</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">同（日本・パレスチナ開発基金）</td><td colspan="2">区分</td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予算の状況（百万円）</td><td>当初予算(a)</td><td>65</td><td>68</td><td>68</td><td>68</td></tr>
<tr><td>補正予算(b)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>繰越し等(c)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>合計(a＋b＋c)</td><td>65</td><td>68</td><td>68</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">執行額(百万円)</td><td>65</td><td>68</td><td>68</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">同 （TICAD プロセス推進支援）</td><td colspan="2">区分</td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予算の状況（百万円）</td><td>当初予算(a)</td><td>186</td><td>194</td><td>108</td><td>108</td></tr>
<tr><td>補正予算(b)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>繰越し等(c)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>合計(a＋b＋c)</td><td>186</td><td>194</td><td>108</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">執行額(百万円)</td><td>186</td><td>194</td><td>108</td><td></td></tr>
</table>

同（グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)）	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	715	0	1,800	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	715	0	1,800	
	執行額(百万円)		715	0	1,800	
関連する内閣の重要政策	・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日） グローバルな課題への一層の貢献 ・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日） 六　外交・安全保障（積極的平和主義） ・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）					

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり，施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は，「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の29年度目標の達成状況（注２）	＊１　日・UNDP 間のパートナーシップの強化	Ａ
		２　パレスチナ経済の発展への具体的な貢献	Ｂ
		３　TICAD プロセスの推進及び実施	Ｂ
		４　医薬品等の研究開発(GHIT)及び供給準備・供給支援（UNDP）の実施	Ｂ
		５　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）	Ｂ

（注１）評価結果については，以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の 29 年度目標の達成状況」欄には，各測定指標の名称及び 29 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	**（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）** ・途上国への医薬品支援について，ある程度の効果があったとするなら，具体的なアウトカムを設定し，示す必要がある。支援によって顧みなれない熱帯病の医薬品が何品目開発されたのか，医薬品行政の規制の何がどのように変更されたのか，新たな国々がモデル法（ひな形）として参照することの意味とその効果を具体的に明確化することが求められる。また日本の支援政策のみではなく，他国の途上国支援政策との比較を行い，日本の支援政策の課題，優位性も明らかにすることが重要である。メデイア戦略も行っているようであるが，日本のビジビリティの向上，政策の効果の「見える化」を図り，支援される国にその効果を実感してもらうことが大切であると思われる。 ・日本人職員（専門職以上）の増強策について，諸外国並みの具体的な「戦略と達成手段」が必要であるように思料される。たとえば，米国タフツ大学フレッチャー・スクールやベルギー・ヨーロッパ大学院大学など世界的に実績ある外交官養成・国際公務員養成に特化した大学院への日本人の留学・学費等を財政的に支援するなど課題は少なくない。EU 諸国では，ヨーロッパ大学院大学への留学費用を各国が自国のナショナル・エリートに対して補助している。 ・日本人職員を増加するため，大学生・大学院生などの候補者を対象としたセミナーを開催するなど，より積極的なアウトリーチが必要ではないか。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織，中東アフリカ局，アフリカ部	政策評価実施時期	平成 30 年８月

測定指標１　日・UNDP 間のパートナーシップの強化　＊
（本指標による評価対象は，UNDP 拠出金（コア・ファンド，日 UNDP パートナーシップ基金）である。）

中期目標（--年度）

我が国が重視する SDGs の達成に資する活動，人間の安全保障の推進等の地球規模課題の解決を推進するとともに，UNDP との連携・協力を強化する。

29 年度

年度目標

UNDP を通じた地球規模の諸問題の解決に貢献するため，主に以下の取組により UNDP との連携強化を図る。

１　日・UNDP 戦略対話を含むハイレベルでの協議の開催と協議事項の着実な実施

２　日・UNDP 双方が重視する地球規模課題に関する国際会議における協力及びそのフォローアップ

施策の進捗状況・実績

１　幹部の往来（８月，UNDP 総裁の訪日）及び日・UNDP 戦略対話（10 月）における日・UNDP 間の協議を通じて，日・UNDP に共通した重点分野，国際的なアジェンダ，我が国拠出金による具体的な事業における協力，人間の安全保障や人道と開発の連携，ガバナンス（選挙支援及び法の支配），防災分野，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC），女性の社会参画促進等，我が国の重要外交課題の推進について UNDP と連携を図った。日・UNDP 戦略対話では，前年の協議事項を踏まえた実施状況を確認した。

前回４か年計画（UNDP Strategic Plan 2014-2017）に続き，29 年に策定された UNDP の新４か年計画文書(2018-2021)においても，我が国の開発協力政策の基本的考え方である「人間の安全保障アプローチ」に関する内容が盛り込まれた。この他，我が国が重視している防災分野，ガバナンス，女性推進及び UHC 等が取り上げられるなど，我が国と UNDP との間の政策調整が進んだ。

防災や UHC といった各分野については，UNDP として，政策プログラム支援局等の本部の担当部局が協議事項のフォローアップを行った。例えば，「世界津波の日」のコンセプトを現場で実践することを目的として，日・UNDP パートナーシップ基金を通じて，アジア太平洋地域の津波に脆弱な 18 か国を対象に津波防災事業を 29 年度から開始した。この事業には，アジア太平洋地域の津波防災に我が国の知見を積極的に活用するべく，東北大学や（株）富士通が参画するなど，我が国の幅広いステークホルダーを効果的に関与させた。30 年３月末時点での事業実施状況は，16 か国において 73 回の津波避難訓練を含む能力強化活動を実施し，直接裨益者数は３万７千人を超えた。また，対象 18 か国全てに裨益する津波関連データベース整備プロジェクトを実施した。

また，日・UNDP パートナーシップ基金を活用し，サブサハラ・アフリカ地域における UHC 協調融資モデルの構築（対象国：エチオピア，マラウイ，南アフリカ，タンザニア，ガーナ，ケニア及びザンビア）や，日・UNDP・カザフスタン開発援助機関によるアフガニスタン女性公務員・医療従事者（計 50 名）への研修を行うプロジェクト等，日・UNDP 間で協議された事項を現場レベルの事業として着実に実施した。

UHC 推進事業では，保健財政を増やすことに焦点を当てるのではなく，保健分野が対象国の社会，経済及び環境に与える影響を総合的に理解した上で，既存の国家予算を一元化し，複数の分野で同時に効果が見込まれる公共事業に投資（予算配分）するアプローチに関する研修プログラムを開発し，対象国の行政関係者を対象に研修を実施した。

また，28 年度に引き続き，GHIT との連携により，ガーナ，インドネシア及びタンザニアにおいて，薬事政策・法規制，医薬品の安全評価，インプリメンテーションリサーチ（医療技術の拡大利用を妨げる障害を体系的に特定する調査），価格設定及び医療サプライチェーン管理等に係る技術支援を実施した。

また，UNDP は昨年に引き続きアフリカ連合（AU）による医薬品規制のひな形の策定を支援し，29 年度は，これまでに支援したコートジボワール，レソト，スワジランドに加え，新たにセーシェル，タンザニア及びジンバブエでモデル法として参照されることを支援した。我が国が推進する UHC を実現するためには，医療サービスの拡大や医療保健制度改革等に特化した事業だけでは限界があり，本件事業は医療分野と他分野の相関を考慮することで最も効率的な予算配分を可能にすることで UHC を達成しようとすることを目的としていることから，中長期的な観点からも有効である。

また，アフガニスタン女性支援プロジェクトは，26 年から 27 年にかけて立ち上がったカザフスタンの開発援助機関が，UNDP 及び JICA と連携してアフガニスタンの女性支援事業を実施すること

で，同機関の事業実施能力強化を図るとともに，アフガニスタンの女性の経済的自立に資することを目的として実施された。本件事業では，アフガニスタンで母子保健に携わる政府及び非政府関係者及び医療実務者をカザフスタンに招へいし，カザフスタンの教育機関及び専門家により同国の知見を活用した研修を実施した。研修には，アフガニスタンの政府及び非政府組織から 24 名，医療従事者 30 名が参加し，そのうち 80%が女性だった。本件事業は，日本と UNDP のパートナーシップを通じて，カザフスタンとアフガニスタンの南南協力を実現し，カザフスタンの援助機関の能力強化により域内の持続可能な協力に寄与した。

さらに，29 年度当初予算編成時には予見不可能だった緊急性を要する事案に対しては，29 年度補正予算による拠出を通じて，中東・北アフリカ，サブサハラ・アフリカ及びアジアの，特に治安上の問題から我が国の援助機関による活動が限定的な国・地域（アフガニスタン，イラク，シリア，リビア，イエメン，ソマリア，カメルーン極北部，ナイジェリア北部等）において，人間の安全保障の概念に基づき，UNDP を通じて，警察及び国境管理能力強化，対テロ・過激派抑制の能力強化を通じて平和・安全保障分野の対処能力を高め，域内の平和，安全及び安定化を図る事業を実施したほか，若者や女性の職業訓練を通じた雇用促進，水や電力等の社会インフラ整備事業等を実施することにより，社会安定化を図る事業を実施した。

２　持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）のサイドイベント（７月，NY）を通じて，同イベントを共催する日本，インド，タイ，マレーシア及び UNDP との間で，アジアにおける SDGs の実現に向けて協力することに合意した。また，UHC フォーラム（12 月，東京）において，日・UNDP 双方が重視する UHC の実現に向けて，参加国・機関等との間での協力進展に向けた協議を行った。また，UNDP は，SDGs 推進本部が 29 年に設立したジャパン SDGs アワードの受賞団体のうち３団体を，UNDP の共催する SDGs グローバルフェスティバル（30 年３月，ドイツ）に招待し，我が国の SDGs 実施に向けた取組を周知することに協力した。さらに，SDGs 達成の担い手である民間セクターでの認知拡大・参画推進のため，UNDP は SDGs 達成に向けたビジネス構築を支援するプラットフォーム・SHIP（SDGs Holistic Innovation Platform）を一般社団法人 Japan Innovation Network と共同運営しており，若手・中堅層の経営者向けに，SDGs とビジネスの関係や SDGs に資するビジネスモデル形成などのワークショップを SHIP を通じて実施し，29 年度中は合計 70 社が出席した。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

１　日・UNDP 戦略対話（７月）における日・UNDP 間の協議，幹部の往来（12 月）を通じて，日・UNDP に共通した重点分野，国際的なアジェンダ，日本の拠出金による具体的な事業における協力，我が国の重要外交課題の推進につき UNDP と連携を図った。

２　TICADⅥ（８月）において，アフリカ地域の開発目標実現に向け，経済多角化，保健，社会安定化など日・UNDP 双方が重視する地球規模課題に関する今後の取組等について，参加国・機関等との間での合意形成に向けて協力した。

29 年度目標の達成状況：Ａ

測定指標２　パレスチナ経済の発展への具体的な貢献

（本指標による評価対象は，UNDP 拠出金（日本・パレスチナ開発基金）である。）

中期目標（--年度）

１　中東和平における我が国独自の政策である「平和と繁栄の回廊」構想の具体化のため，パレスチナの民生の安定と開発に貢献し，中東和平達成への環境を醸成する。

２　事業実施により，パレスチナ人に雇用拡大に伴う個人所得の増加を含めた経済効果がもたらされる。

29 年度

年度目標

１　ジェリコ農産加工団地（JAIP）における稼働企業数（29 年３月現在６社）を，10 社まで増加させる。

２　JAIP 事業を促進させるために，諸課題（水・電気の供給，物流の促進）についての当事者間の調整を加速化するため，我が国，イスラエル，パレスチナ，ヨルダン間の協議を行う。

施策の進捗状況・実績

１　JAIP における稼働企業数が９社まで増加した。

２　諸課題について協議するための高級実務者（SOM）レベル４者協議を７月に企画したものの，直前のイスラエル・ヨルダン関係の極度の悪化により実現せず，我が国と各者の２者協議をそれぞれ実施した。その後，関係の修復を受け，４者協議実施に向けて調整を行った結果，30 年４月に実施されることになった。

３　29 年 12 月に，河野外務大臣が，パレスチナ訪問の際に JAIP を訪問し，JAIP のステージ２の開始を祝す式典に出席した。スピーチの中で，「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップを宣言し，ICT 分野の強化や，物流の円滑化などを含む支援を行っていく考えを明らかにした。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

27 年度案件の「パレスチナ工業団地フリーゾーン庁（PIEFZA）内部管理能力開発計画フェーズ 1.2」を実施した。PIEFZA は，パレスチナ自治政府で工業団地の運営を担う主管官庁であり，この事業により，パレスチナ自治政府の慢性的な財政不足により不在となっていた PIEFZA 事務局長が継続雇用され，それまで停滞していた地方自治体，JAIP のディベロッパーや入居企業との交渉などが円滑に進み，28 年中に４社が稼働を開始した。

29 年度目標の達成状況：B

測定指標３　TICAD プロセスの推進及び実施

（本指標による評価対象は，UNDP 拠出金（TICAD プロセス推進支援）である。）

中期目標（--年度）

国連システムの主要な開発機関であり，全てのアフリカ諸国に事務所を有する UNDP とアフリカ諸国が現在抱える諸課題の解決に向けて連携することで，我が国の対アフリカ外交の中核をなす TICAD プロセスを着実に推進実施する。特に，政府間協力だけでは進めることが容易ではない分野においても各種プロジェクトを推進する。

29 年度

年度目標

UNDP との連携による以下の事業を通じ，TICAD プロセスの更なる推進を図る。

１　TICADⅤ（25 年８月，横浜）で採択した「横浜宣言 2013」の中で言及している６つの重点分野及び TICADⅥ（28 年８月，ケニア）で採択した「ナイロビ宣言」の中で言及している３つの柱に資する事業の実施。

２　TICADⅥ後初となる閣僚会合（29 年度中にモザンビークで開催予定）に関する広報，啓発事業及びサイドイベント等の効果的な実施。

３　31 年に日本（横浜）で開催予定の TICAD７に向けた事業の実施。

４　アフリカの民間セクター主導の成長の推進に資する事業の実施。

施策の進捗状況・実績

１及び３　　４月，NY において UNDP を含む共催者とともに TICAD 共催者会合を実施した。UNDP からはルビー・ロジョン・アフリカ副局長等が参加した。同会合では，８月の閣僚会合に向け，アジェンダ等につき協議を行った。会合会場は UNDP が提供し，サブ面・ロジ面双方において UNDP の協力があった。また６月に，東京において UNDP を含む共催者等とともに TICAD プロセス・モニタリング合同委員会（TICAD プロセスにおいて各国・機関による取組の進捗状況を定期的に議論するフォローアップ・メカニズム）を開催し，UNDP からオドゥソラ・アフリカ地域局チーフ・エコノミスト／戦略・分析チーム長等が参加した。TICADⅤの「横浜行動計画 2013-2017」で表明した取組に加え，TICADⅥの「ナイロビ実施計画」で表明した取組について，日本，UNDP，その他参加者から実施状況の共有・確認を行った。モニタリング合同委員会における議論の結果は，「TICAD 進捗報告書 2017」としてとりまとめられ，８月の TICAD 閣僚会合において提出された。また，同閣僚会合における会合文書の仏語・ポルトガル語翻訳や，参加者の車両手配，会合・関連イベント実施に必要な物品・機材（国旗，通訳機材等）手配等ロジ・調達面を UNDP が全面的に担当した。本拠出金窓口である

UNDP の小松原 TICAD アドバイザーが迅速に日本側との調整をとりまとめ，マプトに現地事務所を持つ強みをいかしながら，会合直前にはさらに NY の UNDP 本部から担当職員（日本人）も派遣して対応した。閣僚会合の準備段階において UNDP からきめ細かく，柔軟かつ迅速な支援を得られたことは，会合の成功に大きく寄与した。小松原 TICAD アドバイザーを始めとし，TICAD に関わる UNDP の日本人職員は，我が国の立場や考え方を十分理解した上で，本拠出金を効果的に運用しつつ，国際機関におけるプロフェッショナルとして我が国と関連機関を円滑につなぎ，一連のプロセスの円滑な実施に大きく寄与しており，国際機関における日本人職員との協力の理想的な形の一つと言える。

８月，日本は，UNDP を始めとする TICAD 共催者と共に，TICADⅤ及びⅥから TICAD７に向けた TICAD プロセスの一環である TICAD 閣僚会合をモザンビークのマプトにて開催した。日本からは河野外務大臣，堀井学外務大臣政務官ほかが出席し，河野外務大臣は共催者の代表と共に共同議長を務めた。UNDP からはアブドゥラエ・マー・ディエエ UNDP 総裁補兼アフリカ局長が出席した。同閣僚会合では，TICADⅤ及び TICADⅥの成果文書に基づく取組について，日本，アフリカ，各国・機関を含む国際社会の実施状況を確認した。ディエエ UNDP 総裁補兼アフリカ局長は，全体会合１「TICADⅥ以降の TICAD プロセスの進展の概況」において冒頭発言を行い，アフリカの持続可能な開発にとっての TICADⅤ及び TICADⅥの宣言の継続的な重要性を強調した。また，全体会合３「人間の安全保障及び強靱な社会の促進」は，UNDP が UNOSAA（国連アフリカ担当事務総長特別顧問室）と共に共同議長を務め，現在の取組の進捗状況，また TICAD７に向けた同分野での取組の重要性に関する議論を促進した。各会合の議論は，共同議長総括としてまとめられ，会合会場で配布した他，外務省ホームページでも公表した。

また，同閣僚会合に向けて，「TICAD 進捗報告 2017」及び「日本の取組 2017 年」を日・英・仏・ポルトガルの４言語で作成し，同会合で配布するとともに，外務省ホームページで公表した。「TICAD 進捗報告 2017」では，UNDP による貢献の記述が約４分の１を占め，報告書作成に携わった機関の中で最大の貢献となった。「1-2 アフリカの成長のための経済改革・民間部門の強化」セクションにおいて，マラウイ・イノベーション・チャレンジ基金の取組，「2-1 人間の安全保障及び強靱な社会の促進・社会の安定とグッドガバナンス」セクションにおいて，サヘル地域における平和，安全保障及び強靱性のための包摂的・参加型アプローチの取組，「2-2 人間の安全保障及び強靱な社会の促進・人々の保護と能力強化」セクションにおいて，アフリカにおける暴力的過激主義の防止及び対策に関する地域プロジェクト（開発アプローチ）の取組について報告を行っており，TICADⅤ及び TICADⅥで掲げているテーマにおける取組推進への UNDP による網羅的な貢献が確認された。また，TICADⅥの柱の１つ「平和と安定」に関しては，UNDP はアフリカの若年層における暴力的過激主義に関する報告書「Journey to Extremism in Africa」を，我が国の支援も活用しつつ作成・発表したほか，同分野における調査及び啓蒙活動を行った。

２及び３　TICAD プロセスにおいては，市民社会の参加も重視しており，本拠出金を通じて市民社会の活動を支援した。８月の TICAD 閣僚会合には，日本・アフリカ側双方の市民社会が参加し，UNDP はアフリカ側市民社会メンバーの会合参加への支援を行うとともに，日本側市民社会メンバーとも TICAD における市民社会の活動について意思疎通を積極的に行った。同閣僚会合においては，これら市民社会メンバーは，本会合にも参加し，発言を行ったほか，サイドイベントとして，日本・アフリカ市民社会団体が「SDGs とアジェンダ 2063 の達成のための国家と非国家アクターの協力」を開催したが，実施にあたっては本拠出金を通じて関係経費の支援を行った。UNDP は，小松原 TICAD アドバイザーを中心に，イベントの実施にあたり支援を行い，実際の行事にも参加する等，TICADⅥ及び TICAD７を通じて一貫性を持った市民社会の関与維持に寄与した。また，閣僚会合の枠外で，河野外務大臣と日本側市民社会メンバーとの意見交換の場も設けられた。

閣僚会合の場における広報活動に関しては，上記「TICAD 進捗報告 2017」及び「日本の取組 2017 年」双方の翻訳作業は UNDP と共同で行っており，日本国内だけでなく，アフリカ諸国，関係国際機関，その他第三国を含めた幅広い層に対し，31 年の TICAD７に向けた TICAD プロセスの着実な推進の周知を可能にした。また，閣僚会合開催時には，特に拠出金を通じては，UNDP がロゴ案の作成，ロゴを掲載した広報用バナーの作成を行っており，このバナーは本会場，サイドイベント会場はもちろん，マプトの町中に掲載され，広報面で大きな貢献があった。

３　TICAD７に向けて，日本と UNDP の連携を強化し，TICAD プロセスの推進を加速させるべく，30 年２月，UNDP 東京事務所に，TICAD 担当官（TICAD パートナーシップスペシャリスト。本拠出による JPO のポスト。）が新設された。これにより，従来の国連本部（NY）との連絡チャンネルに加え，東京ベースでの日本・UNDP 間の調整が可能となり，30 年に東京で開催予定の TICAD 閣僚会合及びその翌年の TICAD７開催に向けた調整や，日本国内において共同で関連事業を計画するた

めの準備作業を進めることになった。
２及び４　　TICAD 閣僚会合の機会に，民間セクターや国際機関と協力し，サイドイベントを実施した。特に，民間セクター主導の成長の推進に向けた事業として，日本は「日・アフリカ民間セクターとの対話」を主催し，堀井学外務大臣政務官が出席した。同サイドイベントには，日本企業 49 社，アフリカ企業約 130 社から 400 名以上が参加し，日本企業５社とアフリカ３か国との間で計５件の覚書（MOU）を披露する式典が執り行われた。UNDP は，本拠出金を通じて会場のセットアップ，必要機材調達等ロジ面での準備を行った。また，本拠出金を通じて，UNDP は「サブサハラ・アフリカにおける所得不平等のトレンド」報告書発表式典を主催し，堀井学外務大臣政務官が出席した。同報告書の発表により，国際社会が直面する格差問題に光を当て，格差の原因や社会に与えるインパクトを分析し，問題の解決のためにアフリカ各国がとり得る政策オプションを提示した。また，過激的暴力主義（PVE）に関するサイドイベントも本拠出金を通じて開催され，国際機関関係者，専門家等が，アフリカの平和と発展への脅威に対してどのように対処するか議論する場となった。これにより，TICADⅥにおける柱の一つである「平和と安定」分野における取組推進に貢献した。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

１　TICADⅤの成果の進捗状況の報告。
２　「アフリカ人間開発報告書 2016」を策定し，TICADⅥ時に発表式典を開催した。同式典には岸田外務大臣が出席した。
３　TICAD 共催者及びアフリカ地域機関と連携し，TICAD 関連会合（含む，閣僚級準備会合，首脳会合）の実施を支援した。
４　「アフリカの包括的な開発の促進：若者と女性エンパワーメントの経済学」，「アフリカ開発における日本の民間セクターの役割」，「産業開発とアジェンダ 2063 の実施によるアフリカの転換」の３つのサイドイベントを実施した。

29 年度目標の達成状況：Ｂ

測定指標４　医薬品等の研究開発(GHIT)及び供給準備・供給支援（UNDP）の実施

（本指標による評価対象は，UNDP 拠出金（グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)，日 UNDP パートナーシップ基金）である。）

中期目標（--年度）

開発途上国に蔓延する顧みられない熱帯病(NTDs)等に対する新薬開発及び供給支援を行い，日本の製薬企業の優れた研究開発力をいかして，国際保健分野での貢献を行うとともに，日本の製薬産業の国際展開を下支えし，官民共同で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援及び供給準備支援を行う。

29 年度

年度目標

１　GHIT による顧みられない熱帯病等に対する医薬品等の研究開発の促進への貢献
２　UNDP による途上国薬事行政担当省等の能力強化等を通じた医薬品供給準備・供給支援への貢献，特にこれまでの取組を基に薬事規制制度の調和化の進展を図り，途上国における新規医薬品の承認プロセス向上を図る。

施策の進捗状況・実績

１　医薬品の研究開発（GHIT）
　官民双方からの資金を原資とし，GHIT は 29 年度，NTDs，マラリア，結核に対する治療薬，ワクチン，診断薬の研究開発に 20 件，総額約 38 億円の投資を決定した。
２　医薬品等の供給準備・供給支援（UNDP）
　28 年度に引き続き，ガーナ，インドネシア及びタンザニアにおいて，薬事政策・法規制，医薬品の安全評価，インプリメンテーションリサーチ，価格設定及び医療サプライチェーン管理等に係る技術支援を実施した（なお，目標値は 26-29 年度の４か年の目標値。）。
　-ガーナ：政策一貫性に関する研修　29 年度終了時で 65 人（目標値 50 人）
　-インドネシア:新規医療の医療技術評価の実施　29 年度終了時で２回の医療技術評価を実施(目標値２回)

-タンザニア：安全性に関する研修プログラム　29 年度終了時点で 15 回研修を実施（目標値 13 回），477 人（目標値 200 人）が研修を受けた。

また，UNDP は，アフリカ連合（AU）とアフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）計画調整庁による医薬品規制のひな形策定を支援した。 29 年度は新たにセーシェル，タンザニア及びジンバブエでモデル法として参照されることを支援した。

（参考）28 年度

施策の進捗状況・実績

主に，以下の活動を実施した。

1　医薬品等の研究開発（GHIT）

官民双方からの資金を原資とし，GHIT は 28 年度，NTDs，マラリア，結核に対する治療薬，ワクチン，診断薬の研究開発に 18 件，総額 36.4 億円を助成した。

2　医薬品等の供給準備・供給支援（UNDP）

ガーナ，インドネシア及びタンザニアにおいて，薬事政策，医薬品の安全評価，価格設定等に係る技術支援を実施した（目標値は 26-29 年度の４か年の目標値。）。

-ガーナ：政策一貫性に関する研修　28 年度終了時で 54 人（目標値 50 人）

-インドネシア：新規医薬品の利用に係る法制度・政策に係る研修　28 年度終了時で 95 人（目標値 50 人）

-タンザニア：安全性に関する研修プログラム　28 年度終了時で 277 人（目標値 200 人）

また，UNDP はアフリカ連合（AU）による医薬品規制のひな形の策定を支援し，これまでにコートジボワール，レソト及びスワジランドでモデル法として参照されることを支援した。

また，我が国が議長国を務めたＧ７伊勢志摩サミットにおいて，Ｇ７は，NTDs を始めとした市場活動では対策が不十分な疾患に取り組む重要性を共有し，優れた官民連携の例として GHIT を紹介した（「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」）。

29 年度目標の達成状況：Ｂ

測定指標５　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）

	中期目標値	28 年度（参考）	29 年度		29 年度目標の達成状況
	37 年度	実績値	年度目標値	実績値	
	3.1%	3.0%	3.4%	3.1%	Ｂ

評価結果

施策の分析

【測定指標１　日・UNDP 間のパートナーシップの強化】

29 年度

シュタイナーUNDP 総裁訪日や日 UNDP 戦略対話などの機会を通じたハイレベルでの協議を通じて，持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた国内外における努力の促進，世界人道サミット等でのコミットメントや，我が国の外交上の優先課題（防災，UHC 等）の実現に向けて，日本と UNDP の共通の開発課題を認識し，UNDP との間で政策調整を進めたことは，開発協力における UNDP との連携強化にとって有益だった。また，前回４か年計画（UNDP Strategic Plan 2014-2017）に続き，29 年に策定された UNDP の新４か年計画文書(2018-2021)においても，我が国の開発協力政策の基本的考え方である「人間の安全保障アプローチ」に関する内容が盛り込まれたことは，UNDP が同コンセプトの主流化に取り組む我が国の立場に共鳴し，支持している証左である。

日・UNDP パートナーシップ基金を通じたアジア太平洋地域の津波に脆弱な 18 か国を対象とする津波防災事業では，避難訓練という日本独特の慣行（いわばジャパン・モデル）を，（二国間協力ではなく）国連を通じて，途上国においても実施・主流化して，自然災害の際の犠牲者を少なくする取組であり，世界保健機関（WHO）での母子手帳の普及の前例に続き，極めて有意義な取組となった。また，11 月に UNDP の協力を得て，「世界津波の日」啓蒙イベントを NY で開催したことは，「世界津波の日」を国際的に周知する上で一定の効果があった。こうした成果の背景として，外務省による「世

界津波の日」周知に向けた取組に加え，日・UNDP パートナーシップ基金を活用し，アジア・太平洋地域での津波避難訓練及び津波関連データベース整備プロジェクトを実施することで，それを素材とした広報ビデオを作成するなどして，周知のためのコンテンツを充実化させたことが有効だった。
また，29 年中に中東，サブサハラ・アフリカ等の地域において発生した緊急人道危機に対しては，日本の拠出金により，治安情勢の悪い現場での事業実施に実績のある UNDP を通じて，警察及び国境管理能力強化事業や，人道支援及び社会安定化支援としての若者や女性の職業訓練を通じた雇用促進事業等を実施することで，我が国の二国間援助を補完する重要な協力を進めた。
さらに，UNDP が Japan Innovation Network とともに立ち上げた SHIP を通じた若手・中堅層の経営者向けのワークショップは，SDGs 達成の重要なアクターである民間セクターの SDGs への理解促進や，経営への反映による SDGs への参画の促進に寄与するものであり，社会課題の解決と商業的利益を両立させるビジネス環境・組織整備への貢献となり，我が国における SDGs の主流化にとって有意義だった。

【測定指標２　パレスチナ経済の発展への具体的な貢献】

29 年度

予定していた SOM レベル４者協議は，直前にイスラエル・ヨルダン関係の悪化によって延期となったが，それぞれとの２者協議を実施したことにより，関係各者とより率直で有意義な意見交換を行うことができた。
JAIP における稼働企業数も，工場の建設やインフラの整備が遅れたため，目標とする 10 社には達しなかったものの，６社から９社まで増加し，約 150 人の直接雇用が生まれるという成果が出た。停滞が続くパレスチナ経済の中で，実際の雇用を生み出しているプロジェクトとして，主要ドナー各国の高い関心も得られた。

【測定指標３　TICAD プロセスの推進及び実施】

29 年度

日本及び UNDP を含む TICAD 共催者の協力により開催した８月の TICAD 閣僚会合は，TICADⅤ及びTICADⅥで表明した取組の実施状況を確認するために，アフリカ諸国，開発パートナー諸国及びアジア諸国，国際機関及び地域機関並びに市民社会の代表等が一堂に会し，アフリカ開発における関係国・機関の協力強化及び日アフリカ関係強化を図る上で有益であった。
UNDP は，同閣僚会合に至る，４月の共催者会合，６月のモニタリング合同委員会というプロセスにおいて，一貫して，TICAD プロセス進捗状況報告書をまとめる等のサブ面でのインプット，日本以外の共催者間の意見の集約に加え，現地の UNDP 事務所の機動力をいかした会合実施に必要な備品の調達等のロジ面において大きく貢献した。現地の大使館におけるキャパシティに制約がある中で，アフリカ諸国の閣僚級に加えて，各国際機関，第三国の代表等も招待する大規模な多国間会議の実施は，本拠出金をいかした UNDP の支援なくしては実現できなかった。TICAD プロセスにおけるアフリカ開発の議論については，我が国の大使館が所在しないアフリカ諸国にも事務所をもつ UNDP からのインプットは有意義であった。また，TICAD７につながるこれまでの取組のフォローアップも，各国の UNDP 事務所によるサポートを得ることが可能となっているため，実質的なサブ面での TICAD プロセス推進にもつながった。さらに，本拠出金窓口（日本人職員の小松原 TICAD アドバイザー）は，日本の対アフリカ外交の方針と合致する形で，TICAD プロセスの推進のためのロジ面，サブ面両方における調整を効果的に行った。
民間セクターや市民社会の参画についても，UNDP は，８月の閣僚会合のサイドイベント実施を通じて大きく貢献した。同閣僚会合は，TICAD が開催されて以来，日本とアフリカの民間セクターの参加を得て開催された初めての関係会合であり，TICAD プロセスの重点分野の一つである民間セクター主導の成長の推進に資するものであった。市民社会との関連においても，同閣僚会合本会合への日本・アフリカ市民社会の参加及びサイドイベントの実施は，UNDP との連携をもって可能となったものである。このような民間セクター，市民社会といった幅広いステークホルダーを関与させたサイドイベントの実施は，日本が目指す開かれたフォーラムとしての TICAD の実現に寄与するものである。さらに，サイドイベントでは，民間セクター，市民社会関係にとどまらず，UNDP 主催の形で，「サブサハラ・アフリカにおける所得不平等のトレンド」報告書発表式典，過激的暴力主義に関するサイドイベントを実施しており，サブ面における TICAD プロセス推進への大きな貢献となった。
広報面においても，本拠出金を通じ，閣僚会合において「TICAD 進捗報告 2017」及び「日本の取組 2017 年」を多言語で配布，ホームページ掲載を通じ国や機関を問わず幅広い対象に日本の取組をアピールすることができた。このように TICAD プロセスを通じた日本政府の対アフリカ支援・貢献を国内

外に周知することは，ステークホルダーとの更なる協力に向けた議論の土台となり，TICAD プロセス推進につながる。29 年度中，UNDP 駐日事務所において TICAD 担当官のポストが新設されており，日本国内での広報活動の活発化に向けた基盤作りという面で非常に有益となっている。

【測定指標４　医薬品等の研究開発(GHIT)及び供給準備・供給支援（UNDP）の実施】

29 年度

GHIT による顧みられない熱帯病等に対する医薬品等の研究開発の促進への貢献について，マラリア診断薬（診断法），マラリア治療薬，結核治療薬，リーシュマニア症ワクチン，マイセトーマ治療薬を含む 20 件（総額約 38 億円）の投資が決定，これまで企業による研究開発のインセンティブが働きにくかったこれら疾病に対する医薬品の開発を促進した。

UNDP による途上国薬事行政担当省等の能力強化等を通じた医薬品供給準備・供給支援への貢献について，ガーナで行われた政策一貫性に関する研修，インドネシアで行われた新規医薬品の利用に係る法制度・政策に係る研修，タンザニアで行われた安全性に関する研修プログラムはいずれも，またアフリカ連合（AU）による医薬品規制のひな形についても，新たな国々がモデル法として参照するなどの効果が挙がった。

【測定指標５　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）】

29 年度

日・UNDP 戦略対話（10 月）や，シュタイナーUNDP 総裁訪日等，ハイレベルの訪日の機会を捉えて，日本人職員増強に向けた働きかけを実施した。また，UNDP に対するトップドナーの一つである日本において，納税者である国民の UNDP の活動に対する理解を深め，国際機関での勤務を希望する若者層を拡大させるため，UNDP の日本人職員の現場での貢献がテレビ・新聞等のメディアにおいて報道されるよう働きかけを進めるなど，ビジビリティ強化に向けた取組を推進した。一方で，コア・ファンドへの拠出金の減少に伴うポスト数の削減（特に幹部ポスト）のため，目標達成に至らなかった。UNDP では，新総裁就任に伴い，組織内の人事や体制変更の動きがあることに留意し，空席情報を適時に入手できるよう関係構築に努め，それを踏まえてより効果的な形で日本人職員増強に向けた働きかけに取り組む必要がある。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

UNDP は，国連内で開発に携わる計 32 機関からなる国連開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり，開発分野における高い専門的知見と経験，グローバルなネットワークを有している。我が国は，UNDP への拠出を通じて，開発課題に対するコミットメントを国内外に示すとともに，UNDP に対する発言力・影響力を確保し，地球規模の諸問題の解決に向けた取組に貢献することを目指している。このことから，上記の施策目標の設定は適切であり，今後も現行の施策目標を維持する。

【測定指標】

１　日・UNDP 間のパートナーシップの強化

UNDP は開発分野における中核的機関であり，我が国が地球規模の諸問題を解決していく上で，UNDP との連携強化が不可欠である。日・UNDP 間の連携強化を図るためには，ハイレベルで主要政策や共通の重点分野における協力について協議することが重要である。また，地球規模課題に関する国際会議における協力も，我が国が重視する外交課題の実現に不可欠である。UNDP を通じた SDGs 達成のための取組においては，日 UNDP 間のパートナーシップの強化が必要であり，我が国も理事国として，今後とも各種政策調整を通じ，UNDP による効果的かつ効率的な SDGs 実施を支援していく。

２　パレスチナ経済の発展への具体的な貢献

４者 SOM 協議の延期により実施することとなったイスラエル，ヨルダン，パレスチナ各者との２者協議の結果，各者の認識の隔たりが浮き彫りになったことを踏まえ，今後，４者で足並みを揃えて「平和と繁栄の回廊」構想に取り組んでいくためにも，４者 SOM 協議や今後あり得べき閣僚級協議等の場を通じて，現在懸案となっている水，電気，物流等の問題について４者で合意に持ち込んでいく必要がある。また，12 月に河野外務大臣が発表した「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ戦略について，日・パレスチナ開発基金を効果的に活用しつつ，取り組んでいく。

３　TICAD プロセスの推進及び実施

上記の施策の分析のとおり，TICAD 閣僚会合の開催及び同閣僚会合の機会を活用した市民社会サイドイベントの実施や民間セクターとの協力の他，UNDP 主催のサイドイベントも複数実施するなど，TICAD プロセスの推進が図られ，日アフリカ関係は強化された。TICAD プロセスの推進及び実施は，我が国が日アフリカ関係を強化する上で引き続き重要であり，今後も，UNDP との連携により，TICAD プロセスの更なる推進を図るための事業を行う。また今後は，TICADⅤ及びTICADⅥの着実なフォローアップを行うことに加えて，UNDP 東京事務所TICAD 担当官との連携も活用しつつ，サブ，ロジ，広報関係等の幅広い分野において，TICAD７に向けた具体的準備を進める。

４　医薬品等の研究開発(GHIT)及び供給準備・供給支援（UNDP）の実施

上記の施策の分析のとおり，これまで企業による研究開発のインセンティブが働きにくかった疾病に対する医薬品の開発に貢献したが，引き続き国際保健分野での我が国の貢献は重要であり，今後も医薬品等の研究開発に貢献し，中期目標の達成に努める。

５　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）

日本人職員増強とその達成は我が国にとって引き続き重要であり，今後は従来からの取組に加え，日 UNDP の双方が定期的なフォローアップ等に取り組むことにより中期目標の達成に努める。なお，コア・ファンド減少によるポスト削減の動きにより，目標については下方修正を行う。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
国連開発計画
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gaiko/undp/）
中東　「平和と繁栄の回廊」構想，パレスチナ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/page25_001067.html）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html）
アフリカ開発会議（TICAD）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/）
・UNDP ホームページ（日本語）
（http://www.jp.undp.org）
・UNDP　Access and Delivery partnerhip ホームページ （英語）
（http://adphealth.org）

（参考）
本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	30,131	32,420	35,721	32,098
	補正予算(b)	115,270	96,776	97,625	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	145,401	129,197	133,346	
執行額(百万円，d)		145,064	128,842	133,307	

（項）国際分担金其他諸費のうち，（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費，（事項）国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

政府開発援助に係る未着手・未了案件

オモン３コンバインドサイクル発電所建設計画（第一期）【ベトナム】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 30 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	ベトナム社会主義共和国
（２）案件名	オモン３コンバインドサイクル発電所建設計画（第一期）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	ベトナム南部メコンデルタ地域のカント一市にガスコンバインドサイクル発電所の建設を行い，ベトナム最大の都市ホーチミン市を含む南部地域への電力の安定供給を図るもの。 案件の内容 ･ガスコンバインドサイクル発電所建設・整備 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 25 年 3 月 22 日 イ 供与限度額：279.01 億円 ウ 金利：1.4% エ 償還（据置）期間：30(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，ベトナムでは年率平均 7%前後の高い GDP 成長率を記録しており，本事業の位置するベトナム南部地域の電力需要は 2011 年の 9,539MW から 2020 年には 26,686MW に増加すると予測され，電力供給能力の向上を図る必要があった。現在においても，2015 年に 11,876MW だった電力需要が 2025 年には 28,895MW に増加すると予測されており，同地域の経済成長促進及び国際競争力強化への期待を背景に，高い電力需要が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　本事業実施の前提条件である天然ガス供給に係るベトナム国内の手続きの遅延によって貸付け契約が未締結であり，事業が開始されていないが，外務省・ＪＩＣＡがベトナム政府に対してガス供給に関する契約交渉の早期妥結を繰り返し働きかけており，今後，ガス供給に関する契約交渉が妥結すれば，2022 年頃までに完了する見込み。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているため，事業開始及び進捗を妨げている天然ガス供給に係るベトナム国内の手続きの問題が未解決ではあるが，天然ガス供給に係る民間事業者との交渉及びベトナム国内の手続きを慎重にフォローしつつ，本事業を継続する。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

タナフ水力発電計画【ネパール】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	ネパール連邦民主共和国
（2）案件名	タナフ水力発電計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	ネパールのタナフ郡において，河川の水量が減少する乾季においても安定的な発電が可能な貯水池式水力発電所を建設することにより，電力不足による計画停電の影響が顕著なネパールの電力供給の安定化及び増加する電力需要に対応し，同国の経済発展，民生の向上に貢献するもの。 案件の内容 ･水力発電所建設，水力発電機器調達 ･コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：平成 25 年 3 月 12 日 イ 供与限度額：151.37 億円 ウ 金利：0.01% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，2013 年時点で発電設備出力 762MW に対して，ピーク需要は 1,095MW と大きく需給ギャップが発生しており，電力不足から計画停電が実施され，生活及び経済活動に大きな支障をきたしていた。現在においても，2017 年時点で発電設備出力 968MW に対して，ピーク需要は 1,444MW と依然として需給ギャップは大きいほか，ピーク需要は同国の経済活動の活発化に伴い年率 7～9%増で推移すると予測されており，高い電力需要が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 コンサルティング･サービスの調達及び入札図書の作成に当初の想定以上の時間を要し，本体入札時期が遅延したことによって，事業が開始されていないが，調達支援コンサルタントの派遣により，調達の迅速化を図り，現在，実施機関と応札企業との間で本体契約に関する交渉を実施中であり，本体契約後，2018 年 10 月頃に建設開始すれば，2024 年頃までに本事業は完了する見込み。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因はまもなく解決する見込みであることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

インドネシア大学整備計画【インドネシア】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	インドネシア共和国
（2）案件名	インドネシア大学整備計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	西ジャワ州のインドネシア大学医学部の整備・拡張，医学系教育の拡充及び研究活動の強化を行うことにより，インドネシアの医学系教育の拡充及び研究活動の強化を図るとともに，同大学と地方大学との連携強化を通じてインドネシアの医療サービスの質の向上を図るもの。 案件の内容 ･大学施設の建設・整備 ･コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：平成 20 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：146.41 億円 ウ 金利：1.4% エ 償還（据置）期間：30(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，インドネシアでは，保健セクターにおける医療従事者の早急なる拡充が喫緊の課題として認識されており，同国政府は，2004 年時点で人口 10 万人あたり 20 人であった医師数を 2010 年までに人口 10 万人あたり 40 人(約 8 万人）に増やすことを目標としていた。インドネシア政府が 2016 年に発表した 2011 年-2025 年人材健康開発計画において，2015 年時点で人口 10 万人あたり 16 人であった医師数を 2019 年までに人口 10 万人あたり 45 人（約 11.2 万人）に増やすことが目標として打ち出されているが，人口増加等を背景に，人口に対する医師数の割合は改善されておらず，医学系教育の中心的役割を担うインドネシア大学に期待される役割は大きく，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 病院建設･機材の調達の遅延及び大学内の病院運営に係る予算手当の遅れによるコンサルティング・サービス業務の遅延によって，事業に遅延が発生したが，事業は着実に進められ，病院建設は 2018 年 6 月に完了済みであり，同年 9 月の機材調達の完了をもって，同月に開業を想定している。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

フエ市水環境改善計画【ベトナム】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	ベトナム社会主義共和国
（2）案件名	フエ市水環境改善計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	フエ市のフォン川南側の既成市街地において，下水道施設及び排水施設を整備することにより，汚水処理能力の向上及び浸水被害の軽減を図り，これによって同市の生活衛生環境の改善，フォン川の水質改善，更には同市の発展に寄与するもの。 案件の内容 ･下水・排水システムの整備に必要な土木工事 ･資機材の調達 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 20 年 3 月 25 日 イ 供与限度額：208.83 億円 ウ 金利：0.55% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，本事業の位置するベトナム中部のフエ市（人口約 33 万人，2005 年）は，国内外から毎年約 130 万人の観光客が訪れる一方，排水量の増加によって，市街地の中央を流れるフォン川や世界遺産に登録されている旧市街の城郭内の水路の水質汚染が進行するほか，排水網の不備等に起因した浸水被害が市街地で発生するなど，市民生活や旧市街地への影響が懸念されていた。現在，同市の人口は約 35 万人（2015 年），観光客数は約 185 万人（2017 年）に達し，今後も更なる人口･観光客の増加に伴う汚水対策の必要性が引き続き見込まれており，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 実施機関による調達手続きの遅れ及び処理場建設予定地の土質に起因する工事（地盤対策工事）の遅れにより，事業に遅延が発生したが，実施機関の体制強化と施工監理の強化を図ることにより遅延に係る問題は解決している。完工スケジュールについては，遅延による影響を勘案し実施機関とＪＩＣＡとの間で調整中であるが，現在事業は順調に進められている。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

ゴア州上下水道整備計画【インド】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	インド
（2）案件名	ゴア州上下水道整備計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	ゴア州において，既存のサラウリム上水道体系における上水道施設の改修・拡張，マルガオ市，マプサ市，北部海岸地域の下水道施設の新設・拡張を実施することにより，急増する水需要に対応する安全かつ安定的な上下水道サービスの提供を図り，これによって同地域の住民の生活環境の改善に寄与するもの。 案件の内容 ･上水道施設及び下水道施設の整備・改修 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 19 年 8 月 10 日 イ 供与限度額：228.06 億円 ウ 金利：1.3%（下水道部分については，0.75%，コンサルティングサービス部分については，0.01%） エ 償還（据置）期間：30(10)年（下水道部分については，40(10)年） オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，2005 年時点で，ゴア州の既存の上水道施設の処理能力は日量約 39 万トンであり，人口約 140 万人，観光客約 180 万人（予測）から推測された上水需要（約 31 万トン，2005 年）は満たしていたものの，人口や観光客の増加，また生活水準の上昇に伴う上水使用量の増加による上水需給のひっ迫が見込まれていた。また，下水道については，2001 年の下水施設へのアクセス率がインドの全国平均では人口比で 28%であったのに対し，州内の都市部人口比では 13%と低く，衛生環境の悪化を招いていた。これらの状況に対し，インド政府は，第 10 次 5 か年計画や国家水政策等において，上下水道整備に対する公的投資の拡大を掲げ，整備を進めていた。最新の国勢調査によると，ゴア州の人口は 2011 年時点で約 145 万人に増加し，また 2016 年時点での観光客数は約 630 万人にまで急増しており，上水の需給ギャップ解消及び下水施設のアクセス率改善が引き続き求められている。インド政府は 2017 年に発表した 3 か年行動計画において，都市開発における課題として上下水道の不足を挙げており，上下水道・衛生設備を整備する必要性が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 コンサルタントコンポーネントにおける不正・腐敗問題発生により，事業が停止したことから，事業が遅延していたが，遅延に係る問題は解決し，現在事業は順調に進められており，本事業は 2018 年 11 月頃までに完了する見込み。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索

	（http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

原油輸出施設復旧計画【イラク】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	イラク共和国
（2）案件名	原油輸出施設復旧計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	イラク南部バスラ県沖合の原油輸出施設に関し，内陸部の原油貯蔵施設と沖合の海上出荷ターミナルを結び，原油を輸出するためのパイプライン及び海上出荷設備を建設することにより，同国経済の生命線である原油輸出能力の安定化及び強化を図り，これによって同国の経済・社会復興に寄与するもの。 案件の内容 ･パイプライン及び海上出荷設備（一点係留式出荷設備（SPM：Single Point Mooring））建設 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 19 年 4 月 6 日 イ 供与限度額：500.54 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，紛争や経済制裁により石油関連施設の増強や維持管理が不十分であったことから，戦後も原油輸出量は湾岸戦争（1991 年）前のレベルには到っておらず，イラク南部のバスラからの原油輸出能力は 160 万バレル／日に留まっていた。，2005 年～2007 年の国家開発戦略（2005 年 6 月策定）において，イラク政府（石油省）は今後 10 年間に原油生産能力を現状の 200 万バレル／日から段階的に 600 万バレル／日まで引き上げる目標を立て，生産能力に応じた輸出能力の拡大が強く求められていた。現在バスラからの原油輸出能力は 350 万バレル／日であり，国際エネルギー機関（IEA）によるとイラクの原油生産能力は 2022 年には 700 万バレル／日まで増加する見込みであるため，これに見合った原油輸出能力拡大の必要性が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　実施機関・コントラクター間の技術面での調整が遅れ，所要の工事が進まなかった。今後，実施機関・コントラクター間の問題が解決すれば，2019 年頃までに完了する見込み。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，当初予定どおりの効果が見込まれることから，当面支援継続を前提としつつ，事業の進捗を大きく妨げている実施機関･コントラクター間の技術面での意見の相違及びそれに起因するコントラクターへの支払い遅延の問題が未解決のため，事業の進捗を慎重にフォローしていく。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表

	（http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

電力セクター復興計画【イラク】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	イラク共和国
（2）案件名	電力セクター復興計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	イラク全土において，変電・配電用資機材の供給等により，電力供給の安定化を図り，これによって同国の経済・社会復興に寄与するもの。 案件の内容 ･変電・配電用資機材の供給等 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 19 年 4 月 6 日 イ 供与限度額：325.9 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，紛争や経済制裁により，電力セクターへの新規投資や維持管理が不十分であったことから，送電・配電部門に関しても機能が低下して電力供給が不安定になっていた。2006 年時点でイラクの電力需要 7,250MW に対して，電力供給能力は 3,933MW に過ぎず，この需給ギャップを解消すべく，イラク政府は 2005 年～2007 年の国家開発戦略（2005 年 6 月）において，電力供給能力を 2007 年までに湾岸戦争（1991 年）前のレベル（約 7,000MW)まで回復させることを目標に掲げた。イラク政府は 2013 年～2017 年の国家開発戦略（2013 年 1 月）において，①電力供給システムの強化と電力需要に見合う供給，②一人当たりの電力供給量の増加等の電力セクターの目標を掲げたが，2016 年時点でイラクの電力需要 21,500MW に対して電力供給能力は 13,300MW 程度であり，依然として需給ギャップが存在し，高い電力需要が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　ISIL（イラク・レバントのイスラム国）侵攻の影響を受け，一部プロジェクトサイトを変更する必要があり，その調整のために事業が遅延していたが，遅延に係る問題は解決し，現在事業は順調に進められており，本事業は 2018 年 6 月頃までに完了する見込み。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決し，全プロジェクトサイト向けの変電・配電用資機材の調達も終えて貸付け最終段階にあることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

コール・アルズベール肥料工場改修計画【イラク】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	イラク共和国
（2）案件名	コール・アルズベール肥料工場改修計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	イラク南部バスラ県にあるコール・アルズベール肥料工場に緊急に必要となる機器の供給等を行うことにより，同工場の生産能力の改善を図り，これによって肥料（尿素）供給の増大を通じた農業生産性の向上と同国の経済・社会復興に寄与するもの。 案件の内容 ･既存肥料工場の改修に必要となる資機材の供給 ･据付工事 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 19 年 4 月 6 日 イ 供与限度額：181.2 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，紛争や経済制裁の影響等による工場の維持管理不足や機器の老朽化等により，国内の肥料工場（当時２か所のみ）の生産量が大幅に低下しており，生産能力の改善を図る必要があり，イラク政府（農業省）は，バスラ県アルズベール市にある肥料工場において，食糧増産のために肥料（尿素）の生産量を 2004 年の約 26 万トン/年から 2012 年には約 59 万トン／年に増加させる目標を掲げていた。2014 年時点においても，イラクの尿素生産量は約 31 万トン/年であり，イラク政府（農業省）は同工場において，肥料（尿素）の生産量を当初目標値に増加させる目標を掲げており，肥料（尿素）に対する高い需要が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　肥料工場の生産能力向上及び老朽化した設備の安全性確保を達成するための追加機材の入札に時間を要したことにより，事業が遅延したが，遅延に係る問題は解決し，現在事業は順調に進められており，本事業は 2019 年頃までに完了する見込み。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決し，既存肥料工場の改修に必要となる資機材の調達も終えて貸付け最終段階にあることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

バスラ上水道整備計画【イラク】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	イラク共和国
（2）案件名	バスラ上水道整備計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	イラク南部バスラ県バスラ市及びハルサ市において，浄水場の修復及び新設，送配水等の上水道施設を整備することにより，両市の浄水供給状況の改善を図り，これによって同市の経済・社会復興に寄与するもの 案件の内容 ･浄水場の修復及び新設 ･送配水等上水道施設の整備 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 19 年 7 月 31 日 イ 供与限度額：429.69 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，両市では，紛争や経済制裁等により上水道施設に対する投資が行われず，維持管理も不十分であったことから，質・量ともに多くの課題を抱えていた。2007 年時点でバスラ市及びハルサ市の水需要が日量平均約 62 万トンであったのに対し，両市の既設浄水場の処理能力は日量約 42 万トンに過ぎず，浄水供給能力の拡大が急務であった。イラク政府は 2013 年～2017 年の国家開発計画においても 2025 年までに安全な飲み水へのアクセスを 95%まで引き上げることを目標に掲げていたが，2017 年時点でも両市の水需要が日量約 87 万トンであるのに対し，両市の既設浄水場の処理能力は日量約 71 万トン（82%）に留まっており，浄水供給能力を拡大する必要性が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　事業開始後に，対象地域の人口が事業計画時の想定を大きく上回って増加していることが判明し，事業計画の見直しが必要となったこと，及び事業計画の見直し後に入札不調によるパッケージの組み替えなどの調整に時間を要したことから，事業が遅延していたが，遅延に係る問題は解決し，現在事業は順調に進められており，本事業は 2020 年 8 月頃までに完了する見込み。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

クルド地域電力セクター復興計画【イラク】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	イラク共和国
（２）案件名	クルド地域電力セクター復興計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	クルド地域（ドホーク県，エルビル県及びスレイマニア県）において，変電・配電用資機材の供給等により，電力供給の安定化を図り，もって同地域の経済・社会復興に寄与するもの。 案件の内容 ･変電・配電用資機材の供給等 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 19 年 7 月 31 日 イ 供与限度額：147.47 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，紛争や経済制裁等により，電力セクターへの新規投資や維持管理が不十分であったことから，イラク北部のクルド地域（ドホーク県，エルビル県及びスレイマニヤ県）においてもイラクの他の地域と同様に変電・配電機能が低下しており，電力供給が不安定になっていた。2006 年時点でイラク全体の電力需要 7,250MW に対して電力供給能力は 3,933MW であり，クルド地域においても，最大電力需要約 1,200MW に対して電力供給能力は約 650MW（トルコからの輸入及びクルド地域を除くイラクからの供給含む）に過ぎなかった。，クルド地域を含むイラク国内の需給ギャップを解消するべく，イラク政府は 2005 年～2007 年の国家開発戦略（2005 年 6 月）において，電力供給能力を，2007 年までに湾岸戦争（1991 年）前のレベル（約 7,000MW)まで回復させることを目標に掲げた。イラク政府は 2013 年～2017 年の国家開発戦略（2013 年 1 月）においても，①電力供給システムの強化と電力需要に見合う供給，②一人当たりの電力供給量の増加等の電力セクターの目標を掲げたほか，クルド自治政府もクルド地域戦略開発ビジョン 2020 において，2020 年までに停電時間をゼロにし，余剰電力を輸出する目標を掲げている。しかし，2016 年時点でも，クルド地域を含むイラク全体の電力需要 21,500MW に対して電力供給能力は 13,300MW 程度であり，依然として需給ギャップが存在する。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 開発効果を更に高めるため，新規にコンポーネント（研修・検査施設の整備，送電線の設置等）を追加し事業を実施しているために，事業は完了していないが，追加した新規コンポーネントの実施は順調に進められており，本事業は 2018 年 7 月末頃までに完了する見込み。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決し，新規コンポーネント分を含む全プロジェクトサイト向けの変電･配電用資機材の調達も終えて貸付け最終段階にあることから，引き続き支援を継続する。

３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

地方給水計画（ＩＩＩ）【モロッコ】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	モロッコ王国
（２）案件名	地方給水計画（ＩＩＩ）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	モロッコ北部に位置するシェフシャウエン県，ケニフラ県，タウナート県の中小都市及び町村において上水道施設を整備することにより，同地域における安全な水供給を図り，同地域の貧困層を含む住民の生活環境の改善を図るもの。 案件の内容 ･上水道施設の整備 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 20 年 3 月 25 日 イ 供与限度額：136.15 億円 ウ 金利：1.4%（コンサルティングサービス部分については，0.01%） エ 償還（据置）期間：25(7)年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 モロッコ政府は地方給水計画（1995 年～2007 年）において，2007 年までに地方部の給水アクセス率を 92%に引き上げることを目指していた。しかしながら，2006 年当時に目標達成が困難と判断されたことから，給水アクセス率の低さ等を考慮し，緊急性及び優先度の高い地域（シャフシャウエン県，ケニフラ県，タウナート県の給水アクセス率はそれぞれ 25%，34%，26%）を事業対象地域として案件を実施したもの。現在においても，事業対象地域における給水アクセス率の改善は実現しておらず，上水道整備の必要性が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 調達・詳細設計・入札書類策定の遅延及び入札不調，事業対象地域へのアクセス難，山岳地帯特有の悪天候等を原因として事業が遅延していたが，コンサルタントによる入札書類の作成支援やモロッコ国内での応札勧奨の対策が取られるなどにより，遅延に係る問題は解決し，現在事業は順調に進められており，本事業は 2019 年内に完了する見込み。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続する。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

総合植林計画（ＩＩ）【チュニジア】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	チュニジア共和国
（２）案件名	総合植林計画（ＩＩ）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	チュニジアの 5 県（ベジャ県，ジェンドゥーバ県，ケフ県，シリアナ県及びザグアン県）において，植林，森林火災対策，地域住民の生計支援等の包括的な森林保全活動を行うことにより，森林再生やその持続的管理，及び同地域における自然環境改善を図るもの。 案件の内容 ･上水道施設の整備 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 20 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：31.28 億円 ウ 金利：0.65% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，2006 年時点でサハラ砂漠を除くチュニジアの国土の森林面積は 125 万 ha であり，チュニジア政府は「森林放牧開発国家計画」を策定し，森林植林を新たに 19 万 ha 拡大し，2011 年までに森林率を 16%に引き上げる目標を掲げていた。2012 年時点で国土の森林面積は 134 万 ha であり，森林率は徐々に増加中であるが，森林劣化による水土保全機能の低下，土壌の喪失及び洪水の危険の軽減が引き続き課題となっている。チュニジア政府は「森林国家戦略（2015～2024 年）」において，森林植林を新たに 32 万 ha 拡大する目標を掲げており，植林森林再生や持続的管理を強化することによって自然環境改善を行う必要性が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 2010 年から 2011 年にかけて発生したチュニジア国内の民主化運動の影響を受け，治安の悪化，入札不調・再入札，行政機関の混乱等が生じたことから事業が遅延していたが，遅延に係る問題は解決し，現在事業は順調に進められており，本事業は 2021 年 10 月頃までに完了する見込み。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続する。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

チュニス大都市圏洪水制御計画【チュニジア】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 30 年 4 月

1　案件概要	
（1）供与国名	チュニジア共和国
（2）案件名	チュニス大都市圏洪水制御計画
（3）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	チュニス大都市圏の西部からセジュミ湖及びメリアン河への排水路の整備を実施することにより，当該地域の洪水被害軽減を図り，地域住民の生活環境の改善及び安定的な地域経済の発展を図るもの。 案件の内容 ･セジュミ湖～メリアン河の排水路の新設 ･バルドー地区における排水路の新設及び拡幅 ･コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 20 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：68.08 億円 ウ 金利：1.4% エ 償還（据置）期間：25(7)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2　事業の評価	
（1）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，事業対象地であるチュニス大都市圏の西部マヌーバ県のバルドー地区の既存排水設備は 10 年確率の洪水にしか対応できないものであり，2003 年に 100 年確率の集中豪雨が発生し，大規模な浸水や道路の冠水等によりチュニスの首都機能が 2 日間以上機能不全に陥るするなど，チュニス大都市圏で甚大な被害が発生した。チュニジア政府は「第 11 次経済・社会開発 5 か年計画（2007～2011 年）」において都市洪水対策を重点分野として掲げ，雨水排水路の整備，既存排水路の清掃等の都市洪水対策を計画し，50 年確率の洪水にも対応する排水設備を整備する本事業が必要とされた。事業対象地の既存排水設備は，依然として 10 年確率の洪水にしか対応できないものであり，同国政府は直近の国家開発 5 か年計画（2016～2020 年）の中で，自然災害リスクの削減を目標に据えており，排水能力向上を図る必要性が引き続き見込まれることから，現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　チュニジア側の事情による事業対象範囲の変更に伴う入札図書の修正，コンサルタント・本体入札手続きの遅れ，埋設物移転に伴う工事の遅れ等から事業が遅延していたが，遅延に係る問題は解決し，現在事業は順調に進められており，本事業は 2021 年 10 月頃までに完了する見込み。
（2）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続する。
3　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html）

	・そのほか国際協力機構から提出された資料

[事前評価]（参考）

事前評価は，次のホームページに掲載されている。
・無償資金協力及び有償資金協力：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

29 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1　無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき，E/N 供与限度額 10 億円以上の無償資金協力プロジェクトについて，事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日（日本時間）
ガーナ共和国	ガーナ国際回廊改善計画	平成 29 年４月１日
ブルキナファソ	第二次中学校校舎建設計画	平成 29 年４月６日
ジャマイカ	緊急通信体制改善計画	平成 29 年４月７日
トンガ王国	風力発電システム整備計画	平成 29 年５月２日
ウガンダ共和国	ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画	平成 29 年５月５日
ザンビア共和国	第二次ルサカ郡病院整備計画	平成 29 年５月 16 日
ハイチ共和国	中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画	平成 29 年５月 17 日
サモア独立国	ヴァイシガノ橋架け替え計画	平成 29 年５月 22 日
ヨルダン・ハシェミット王国	第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画（UN 連携／UNOPS 実施）	平成 29 年５月 22 日
コンゴ民主共和国	国立生物医学研究所拡充計画	平成 29 年５月 26 日
ベトナム社会主義共和国	水に関連する災害管理情報システムを用いた緊急のダムの運用および効果的な洪水管理計画	平成 29 年６月６日
ホンジュラス共和国	コマヤグア市給水システム改善・拡張計画	平成 29 年６月 21 日
マラウイ共和国	ドマシ教員養成大学拡張計画	平成 29 年６月 28 日
スワジランド王国	包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画	平成 29 年６月 29 日
スリランカ民主社会主義共和国	気象ドップラーレーダーシステム整備計画	平成 29 年６月 30 日
ケニア共和国	第二次ウゴング道路拡幅計画	平成 29 年７月４日
マダガスカル共和国	アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画	平成 29 年７月 24 日
カンボジア王国	第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画	平成 29 年８月７日
セントルシア	カルデサック流域橋梁架け替え計画	平成 29 年８月９日
エチオピア連邦民主共和国	坑口地熱発電システム整備計画	平成 29 年８月 11 日
エチオピア連邦民主共和国	ティグライ州中等学校建設計画	平成 29 年８月 11 日
エチオピア連邦民主共和国	バハルダール市上水道整備計画	平成 29 年８月 11 日
ギニア共和国	カポロ漁港整備計画	平成 29 年８月 12 日
ヨルダン・ハシェミット王国	第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画	平成 29 年８月 14 日
ブルキナファソ	ワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画	平成 29 年８月 18 日
モザンビーク共和国	送変電網緊急改修計画	平成 29 年８月 24 日
パラグアイ共和国	パラグアイ川浚渫機材整備計画	平成 29 年９月１日
アルメニア共和国	消防機材整備計画	平成 29 年９月６日
インド	ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画	平成 29 年９月 14 日
カンボジア王国	洪水多発地域における緊急橋梁架け替え計画	平成 29 年 10 月３日
ボリビア多民族国	国道７号線道路防災対策計画	平成 29 年 10 月４日
ギニア共和国	第二次首都圏周辺地域小中学校建設計画	平成 29 年 10 月４日
ラオス人民民主共和国	中南部地域中等学校環境改善計画	平成 29 年 10 月 12 日
シリア・アラブ共和国	シリア保健分野強化支援計画（WHO 連携）	平成 29 年 10 月 23 日
マーシャル諸島共和国	イバイ島太陽光発電システム整備計画	平成 29 年 11 月 22 日
タジキスタン共和国，アフガニスタン・イスラム共和国	第二次タジキスタンーアフガニスタン国境地域生活改善計画	平成 29 年 11 月 27 日
モンゴル国	ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画	平成 29 年 11 月 30 日
カメルーン共和国	ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画	平成 29 年 12 月 11 日
セネガル共和国	ダカール州配電網緊急改修・強化計画	平成 29 年 12 月 13 日

ベナン共和国	アトランティック県小学校建設計画	平成 29 年 12 月 19 日
カンボジア王国	教員養成大学建設計画	平成 29 年 12 月 20 日
インド	ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画	平成 29 年 12 月 20 日
ミャンマー連邦共和国	電力供給緊急改善計画	平成 30 年２月６日
ミャンマー連邦共和国	ダウェイ総合病院整備計画	平成 30 年２月６日
ラオス人民民主共和国	セタティラート病院及びチャンパサック県病院整備計画	平成 30 年２月９日
イラン・イスラム共和国	テヘラン市大気汚染分析機材整備計画	平成 30 年２月 12 日
イラン・イスラム共和国	テヘラン市医療機材整備計画	平成 30 年２月 12 日
アフガニスタン・イスラム共和国	アフガニスタン選挙支援計画（国連開発計画（UNDP 連携)）	平成 30 年２月 21 日
タンザニア 連合共和国	第二次ニューバガモヨ道路拡幅計画	平成 30 年２月 28 日
フィリピン共和国	マラウィ復興のための住居建設及び生活支援を通じたコミュニティ開発計画(UN 連携／UN-Habitat 実施)	平成 30 年３月 15 日
フィリピン共和国	ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画	平成 30 年３月 20 日
フィリピン共和国	マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画	平成 30 年３月 20 日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン新専門病院建設計画	平成 30 年３月 22 日
ミャンマー連邦共和国	マンダレー港開発計画	平成 30 年３月 22 日
セネガル共和国	ンブール県水産物付加価値向上のための改良型水揚場整備計画	平成 30 年３月 22 日
パキスタン・イスラム共和国	第二次空港保安強化計画	平成 30 年３月 27 日
エチオピア連邦民主共和国	TICAD 産業人材育成センター建設計画	平成 30 年３月 30 日

２　有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき，E/N 供与限度額 150 億円以上の有償資金協力プロジェクトについて，事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日（日本時間）
スリランカ民主社会主義共和国	カル河上水道拡張計画（第一期）	平成 29 年４月 12 日
ベトナム社会主義共和国	海上保安能力強化計画	平成 29 年６月６日
ベトナム社会主義共和国	ベンチェ省水管理計画	平成 29 年６月６日
ベトナム社会主義共和国	ビエンホア市下水排水処理施設計画（第１ステージ）	平成 29 年６月６日
バングラデシュ人民共和国	ハズラット・シャージャラール国際空港拡張計画（第一期）	平成 29 年６月 29 日
バングラデシュ人民共和国	カチプール・メグナ・グムティ第２橋建設及び既存橋改修計画（II）	平成 29 年６月 29 日
バングラデシュ人民共和国	ダッカ地下変電所建設計画	平成 29 年６月 29 日
チュニジア共和国	スファックス海水淡水化施設建設計画	平成 29 年７月 14 日
イラク共和国	ハルサ火力発電所改修計画（フェーズ２）	平成 29 年８月５日
カンボジア王国	シハヌークビル港新コンテナターミナル整備計画	平成 29 年８月７日
インド	ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道整備計画	平成 29 年９月 14 日
インド	北東州道路網連結性改善計画（フェーズ２）	平成 29 年９月 14 日
インド	コルカタ東西地下鉄建設計画（第三期）	平成 29 年９月 14 日
フィリピン共和国	カビデ州産業地域洪水リスク管理計画	平成 29 年 10 月 30 日
インドネシア共和国	パティンバン港開発計画（第一期）	平成 29 年 11 月 13 日
フィリピン共和国	マニラ首都圏地下鉄計画（フェーズ１）（第一期）	平成 29 年 11 月 13 日
インド	ベンガルール上下水道整備計画（フェーズ３）（第	平成 30 年１月 24 日

	一期）	
ミャンマー連邦共和国	農業所得向上計画	平成 30 年３月 29 日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズ II）（第一期）	平成 30 年３月 29 日
ミャンマー連邦共和国	住宅金融拡充計画	平成 30 年３月 29 日
インド	ムンバイメトロ三号線建設計画（第二期）	平成 30 年３月 29 日
インド	チェンナイ海水淡水化施設建設計画（第一期）	平成 30 年３月 29 日